鶴見祐輔編著

後藤新平

後藤新平伯傳記編纂會版



目次

第二巻　植民行政家時代

第一章　臺灣民政長官……三
第一節　新領土に入る……三
一、麗はしの島……三
二、使君と我れ……九
三、世評紛々……一五
四、臺灣入り……一七
五、難業中の難業……二一
六、統治の方針は無方針……二四
七、四通のメモ……三〇
八、治臺の根本策……三六
九、宏壯なる官邸の造營……四三

一〇、兒玉の頭と後藤の頭……四九
一一、人材招致……五六
一二、火の玉のやうに……六三
一三、マイヤー追放の一幕……六八
一四、一千八十人の罷免……七一
一五、怒濤の如き非難來る……七六
一六、新聞政策……八一
一七、一心同體……八四

第二節　土匪招降策……八九
一、土匪の跳梁……八九
二、三段警備の廢止……九四
三、恩師阿川との奇遇……九八
四、辜顯榮……一〇一
五、軍部の跋扈……一〇六
六、宴席の活劇……一〇九

七、兒玉總督の一喝……一二六
八、民政主義の聲明……一三〇
九、招降の布令……一三六
一〇、林火旺の投誠……一三九
一一、陳秋菊の歸順……一三八
一二、反對論を駁す……一四三
一三、根本的掃蕩……一四六
一四、新警察制度の創定……一五〇
一五、保甲制度……一五四
一六、笞杖刑と指紋法……一五九

第三節　臺灣事業公債……一六三

一、貧しき島……一六三
二、六千萬圓計畫……一六八
三、駱駝長官……一七三
四、山縣首相と激論……一七四

五、星亨と相識る……一七九
六、議會通過……一八五
七、臺灣は母國の厄介者なりや……一九〇
八、第二期計畫……一九六
九、兒玉總督の大活躍……二〇〇
一〇、波瀾起伏……二〇三
一一、臺灣銀行の設立……二〇七
一二、自給自足の理想實現す……二一三
一三、臺灣彩票の顚末……二一八
第四節　三大事業と三大專賣法……二二七
一、縱貫鐵道……二二七
二、築港……二三九
三、土地調査……二四六
四、阿片專賣……二五四
五、食鹽專賣……二六三

六、樟腦專賣……二六七
七、煙草專賣……二七三
第五節　新領土の産業革命……二七七
一、臺灣の近代化……二七七
二、砂糖政策……二八一
三、臺灣米と烏龍茶……三〇一
四、南去北來の人……三一一
五、阿里山開發……三一七
六、鑛　業……三二五
七、水力電氣事業……三二七
八、海運政策……三三〇
九、臺灣貿易の躍進……三三七
第六節　文化的臺灣の建設……三四四
一、擧將天下坐春風……三四四
二、讀書癖……三四九

三、小泉盜泉……三五七
四、衞生設備の完成……三六一
五、教育の理想と實際……三七三
六、饗老典と揚文會……三七八
七、臺灣婦人慈善會……三八五
八、鯛の目と比良目の目……三九三
九、日本最初の國勢調査……四〇〇
一〇、臺灣中央研究所……四〇六
一一、聖上の叡感に浴す……四〇九

第七節　對岸經營

第七節　對岸經營……四一三
一、桂の南進論……四一三
二、兒玉の對岸經營覺書……四一八
三、臺灣銀行厦門支店設置論……四二三
四、對岸出張……四二七
五、福建省訪問……四二九

六、林維源と相許す……四三七
七、北淸事變に乘ず……四四三
八、動亂福建に波及せんとす……四五一
九、急湍を下る……四五八
一〇、矢は弦を離れんとす……四六一
一一、最後の大頓挫……四六六
一二、英米の進出……四七四
一三、聖旨兒玉に降る……四七七
一四、兒玉の後圖……四八四
一五、三五公司……四八九
一六、福建省の樟腦事業……四九七
一七、潮汕鐵道……五〇〇
第八節　外遊……五〇五
一、出發……五〇五
二、米國訪問……五〇九

三、人工樟腦談判……五一六
四、ネクタイ物語……五二二
五、歸朝……五二五
第九節　夫と妻……五二七
一、和製ローズヴェルト……五二七
二、痼癖と溫情……五三〇
三、部下への思ひやり……五三五
四、兒玉と伯との淚……五四四
五、派手な交際と質素な家庭……五四八
六、和子夫人の內助……五五二
七、夫婦で早朝の自轉車乘り……五五六
八、夫人の好學……五五九
九、細心なる補助者……五六三
一〇、明暗交錯……五六七
第十節　南より北へ……五七一

一、兒玉の入閣……五七一
二、拓殖務省設置意見……五七三
三、後任總督を固辭す……五七七
四、積極主義の大國策……五八一
五、桂首相への建白書(一)……五八七
六、桂首相への建白書(二)……五九六
七、講和條件論……六〇六
八、病中所感……六一二
九、戰場に兒玉を訪ふ……六一五
一〇、滿韓經營意見……六二二
一一、兒玉去り佐久間來る……六二八
一二、滿鐵總裁受諾……六三三
一三、臺灣總督府顧問兼任……六三五
一四、麗はしの島よさらば……六四〇

第二章　滿鐵總裁

第二章　滿鐵總裁……六四九

第一節　就任の經緯……六四九
一、滿鐵の萌芽……六四九
二、伊藤博文の滿洲經營論……六五三
三、元老重臣一致の推薦……六五九
四、拒絶のため個別訪問……六六三
五、兒玉の死と就任受諾……六七三
六、就任の條件……六七七
七、水も洩らさぬ用意……六八三
第二節　大陸經營の陣容……六九一
一、午前八時主義……六九一
二、中村是公その他……六九五
三、人材を天下に求む……七〇〇
四、親しく勅諚を賜はる……七〇九
五、社員に對する激勵……七一二
六、得意人の苦惱……七一五

七、滿鐵と都督府との連鎖……七二一
八、滿鐵使命に關する請問……七二四
九、最高拓殖機關設置案……七三三
一〇、都督制度改革案……七三六
一一、都督制度に關する談話覺書……七四三
一二、都督總裁兼任案……七四七
一三、警察制度の統一……七五〇
第三節　滿鐵十年計畫……七五四
一、滿鐵賣却案の經緯……七五四
二、荒涼たる滿洲の地……七六二
三、株式應募額千倍を越ゆ……七六五
四、十年計畫の內容……七六八
五、外債政策……七七四
第四節　滿鐵の礎石を置く……七七七
一、勇ましき第一步……七七七

二、一年間に廣軌改築……七八〇
三、吹雪の中の作業……七八九
四、細心なる指導……七九一
五、ヤマト・ホテル……七九四
六、大連築港……七九七
七、大連埠頭の統制……八〇一
八、撫順炭礦の經營……八〇六

第五節　文裝的武備

第五節　文裝的武備……八一〇
一、後樂園の演說……八一〇
二、文裝的武備……八一四
三、軍部に拮抗……八一八
四、旅順と陸海軍……八二一
五、旅順經營論……八二六
六、伊藤博文へ呈書……八三四
七、山本權兵衞への封書……八四三

八、旅順工科學堂……八四七
九、大連病院と南滿醫學堂……八五〇
一〇、東亞經濟調査局……八五四
一一、滿鮮歷史地理調査……八六二
一二、中央試驗所その他……八六九
一三、大規模の都市計畫……八七六
一四、新聞對策……八八三
一五、特殊金融機關設置論の不成立……八八五
一六、東洋銀行設立案……九〇〇
第六節　對清政策……九〇五
一、東三省政治改革……九〇五
二、大陸政策の根本に關する覺書……九一〇
三、北京訪問……九一九
四、對淸對列强策論稿……九二六
五、日露、日佛協商と對淸政策論……九三四

六、外相への覺書　其の一……九四六
七、外相への覺書　其の二……九四九
第七節　嚴島夜話……九五五
一、伊藤博文に大亞細亞主義を說く……九五五
二、新舊大陸對峙論の提唱……九六三
三、伊藤の快諾……九六六
四、藤・桂兩公の遺志繼承……九七一
第八節　法庫門鐵道問題……九七八
一、病中覺書……九七八
二、伊藤統監宛ての手翰……九八六
三、伊藤の返翰……九九一
四、袁世凱宛ての書翰……九九七
第九節　訪露……一〇〇五
一、その目的と準備……一〇〇五

二、シベリアの春色……一〇〇八
三、亞歐連絡交渉……一〇一一
四、二葉亭四迷の報道……一〇一六
五、訪露の收穫……一〇一九

第十節　中央政府との折衝……一〇二三

一、阪谷藏相宛て建白書……一〇二三
二、都督宛財政建白書……一〇二六
三、痼癪電報の波紋……一〇二九
四、西園寺首相との會談……一〇三八
五、松田藏相への詰問狀……一〇四六
六、伯と西園寺公望……一〇四八
七、西園寺首相への覺書……一〇四九
八、拜謁上奏……一〇五五
九、滿鐵より內閣へ……一〇五七

圖版目次

後藤民政長官……卷頭
兒玉總督と後藤長官……八―九
長官官邸に於ける伯夫妻……五二六―五二七
新任滿鐵總裁後藤男爵……六四八―六四九
支那服を著たる後藤總裁……九一八―九一九

第二卷　植民行政家時代

第一章　臺灣民政長官

第一節　新領土に入る

一、麗はしの島

十六世紀の初め、支那海を北に航行しつつあつた一葡萄牙船の乘組員達は、右舷遙か、波間に泛ぶ一大島影を眺めて、思はずその美にうたれ、「イラー・フォルモーサ！」(Ilha Formosa!) と叫んだ。「麗はしの島」の義である。

これが、臺灣島の世界的名稱―フォルモーサ―の語源であり、同時に植民熱旺盛の世界に、その一目標として、臺灣島が紹介せられた初めであるといはれる。

臺灣島の最初の發見者は、漢民族であつた。その記事はすでに周代に現はれ、三國志の呉志、隋書の東夷列傳等、みな臺灣島の記事を載せてゐる。しかしながら、當時の臺灣島は、猶ほ統一なき數部落より成る野蠻島であつて、明史すら「雞籠山」(臺灣) を記して、「俗勇を尙び、暇あれば卽ち走ることを習ひ、日に數百里なるを得べく、奔馬に讓らず。足皮厚きこと數分、荊棘を履むこと平野の如く、男女椎結、裸逐して避くる所なく、女は或は草を結びて裙とし、體を蔽ひ、長老に遇へば身を背けて立ち、過ぐるを俟ちて乃ち行く」となせるを見ても、その一般を窺知する

に足る。

然るに、この海上の一大野蠻島を征服開拓せるものは、將軍の率ゆる遠征軍にあらず、政府の企てたる植民事業にあらずして、世に海盜の王者と稱せられたる倭寇であつた。倭寇は、はじめ九州から山東に出でたが、漸く南下して浙江、福建に到るや、駐屯所として恰好なる臺灣を發見した。倭寇の勢威が支那海を壓するに至つたのは、實にそれ以來のことである。

かくの如く、日本人が臺灣の北方を攻略しつつあつた時は、また支那人が、その南方から迫る時でもあつた。この繁殖力強き人種は、元末明初に至り、非常の勢ひを以て增加し、しかもその特異の社會組織から必然に生れ出でたる無數の流賊、海盜は、爭つてこの無主の大島に移住しはじめた。實に明の中葉こそは支那人種の大移動時代であつたのである。そしてこれら日本の海盜と支那の流賊とは、次第に臺灣の沿岸より、土著の生蕃を山中に奔竄せしめ、臺灣島にはじめて、組織ある文明的社會をつくるに至つた。

しかも驚くべきことは、これ等の海盜が、西太平洋における海外貿易の先驅者であつたことである。その船は、呂宋、密西耶、芠萊、滿剌加、咬𠺕吧、安南、暹羅、東京、順化、占城、柬埔寨、太泥より、遙かにメキシコに達し、南洋、東洋の富は悉く彼等の手によつて運輸せられた。しかも彼等は、他國の港灣に在る時は、順良なる商人として待遇せられ、その齎す奇什珍寶は、日本および支那における冒險者の想像を支配した。實に臺灣島こそは、彼等のかかる廣大無邊なる活動の根據地であり、策源地であつたのである。

然るにこの時、彼等は突如として、西方より、一大强敵を迎へねばならなかつた。それは歐羅巴民族興隆の潮に乘

つた一大植民軍の襲來である。葡萄牙王エマニュエル一世の派遣せる遠征隊が、廣東河口に一要港を占めて、これを澳門と名づけたのは、一五五七年であつた。その後を追へる西班牙は、一五七一年、マニラを得て貿易の駐屯所とした。一五九五年、和蘭は艦隊を發してジャヴを占領し、數年の後、和蘭東印度會社を創設した。そして一六二三年には、つひに今の安平地方を占領し、城砦を築いてゼーランヂャと稱した。

當時、臺灣島における支那人は、その數二萬五千。日本人は、數においてこそ支那人には及ばなかつたが、その投下資本は遙かに支那人のそれを越え、社會的實勢力はまさに伯仲の間に在つた。從つて日支兩民族は、この外來民族に對して、相當の抵抗力を示した。然るに悲しむべし。當時の明は倭寇と北胡とに苦しみ、日本また內亂に疲れたる時であつたため、つひに船艦と武器とに優れたる西歐民族に、拮抗することができなかつた。

かくして西太平洋貿易の中心地たりし臺灣島は、和蘭人の支配に歸し、一六五〇年頃には、支那人から收めた人頭稅だけでも三萬三千七百レアールに達し、一人一レアールの狩獵稅が、三萬六千レアールに達するに至つた。

この三十八年間に亙る歐羅巴民族の支配を覆へして、亞細亞民族のために萬丈の氣焔を吐いたのは、日支混血の英雄兒鄭成功であつた。彼は父鄭芝龍が、清朝に降つて北京に入るや、自ら父に代つて海軍を領し、社稷の回復を名として、明の遺臣を糾合した。しかもその勢力は南支那の沿岸一帶を覆ひ、一時は明朝の回復、この人によつて成るかを思はしめるほどであつた。彼の臺灣經略は、清朝の壓倒的勢力のために、支那大陸を追はれて、捲土重來の根據地をこの大島に求めしむるに起つたのであるが、猶ほその數百の船艦には、二萬五千の大兵を載せてゐた。彼は忽ちにして和蘭軍を臺灣島より一蹴し、つひにその主人公となるに至つた。

鄭成功の、一度臺灣島を征服するや、朝廷を開き、文武百官を設け、屯田永住の計を樹て、全島に令して農業を勵まし、官守を嚴にし、紀綱を振作して、經營大いに努めた。惜しい哉、彼の歿後間もなく、臺灣王朝は、清朝のために覆へされ、臺灣島は清朝の有に歸したけれども、臺灣統治の經營に至つては、清朝全盛の日においても、遂にこの一個俠雄の治世に及ばなかつたのである。

事實、清朝臺灣統治の二百年は、經營なく方針なき、無政府の二百年であつたといふことができる。日本が德川幕府の鎖國令によつて、全然海外雄飛の羽翼を戢めてゐた間に、支那人は巨濤の如き勢ひを以て、臺灣島に移住し來つたけれども、それを組織化し、經營化するところの何等の政治も行はれなかつた。從つて彼等は、生蕃との間に、無組織的戰爭を繼續する一方、彼等自身の間においても、絕えず徒黨的鬪爭を續けてゐた。およそ無政府の下においては、優者がその權を恃んで法憲の外に逸し、弱者がその迫害を逃れんがために、非常手段を執るに至るは已むを得ざる歷史の命數である。かくして臺灣島は、世界無類の匪賊の島となつた。清國の領臺二百三十年、その間、歷史的大動亂のみを數ふるも、前後二十二回の多きに上つたことをもつて、その紊亂の情知るべきである。

日本が臺灣を統治するに至つたとき、初代の總督、局長等を最も苦しめたる土匪の橫行は、この二百數十年に亙る傳統的紛亂の餘沫に過ぎないのである。この二百幾十年に亙る清國の等閑無爲政治の迷夢を打破したのは、諸外國の壓迫であつた。一八六七年、打狗附近の海濱に坐礁した米國船ローヴァーの乘組員が、盡く牡丹社蕃人のために殺害され、米國公使がその報償を北京政府に求めたとき、政府は臺灣南部を以て化外の地なりと號し、その責任を回避しようとした。それが淸國政府の常套手段であつたのである。已むなく米國艦隊は、打狗より陸戰隊を上陸せしめ、自

ら牡丹社を攻撃して、この問題を解決した。

しかしかかる怠慢狡猾なる政策は、當然その應報を受けねばならぬ日が來た。明治四年（一八七一年）、琉球宮古島漁民の商船が、臺灣南岸において破船し、乘組員五十四人が、牡丹社の蕃人のために殺害されたときも、北京政府は曾て米國を飜弄したる時と同じく、臺灣は化外の地なるが故に、清國政府はその責に任じ難しと答へた。しかも同一の兇變は、明治六年（一八七三年）にも繰返されたので、日本政府はつひに決意して非常手段に出でざるを得なくなつた。明治七年（一八七四年）の臺灣征伐がこれである。

この問題は、英國公使ウェードの仲裁により、清國の償金五十萬兩支拂ひにより、大事に至らずして終結したけれども、若しこのままに放任したならば、臺灣、延いては清國本國が、頗る危險に陷るべきこと、火を睹るよりも明かであつた。清朝が明治八年（一八七五年）、福建巡撫劉銘傳をして、鋭意力を臺灣統治に用ひしめんとしたのは、その結果であつた。

然しながら、それは時すでに、晩かつた。清國政府は、四邊より犇々と迫りつつある英、露、米、佛の壓迫のほかに、明治維新以來、俄然として、東方の海上に起ち上れる、若き帝國日本の英姿を直視しなければならなかつた。しかもこの青年帝國は、ル・ジャンドル（C. W. Le Gendre 前廈門駐在米國領事、當時わが外務省顧問、准二等出仕）の忠言より端を發したる、新しき不動の國策によつて、大陸政策完成の行動を開始しつつあつたのである。卽ち北は樺太より南は臺灣に到る、一聯の列島を奄有して支那大陸を半月形に包圍し、さらに朝鮮と滿洲とに足場を持つにあらざれば、帝國の安全を保障し、東亞の時局を制御することはできぬ。それがル・ジャンドルの建策であつた。さうしてそれが若き日本の指導者達の想像力を

刺戟し、やがて我が新帝國の國是となつたのである。

明治二十七、八年の日清戰爭の結果、日本が遼東半島と共に、臺灣島の領有を主張し、つひにその意志を貫徹したのは、全くこの不動の國是を實現したものに外ならなかつた。

卽ち日本の臺灣島領有は、普通戰勝國の獲得する戰利品とは、自ら趣きを異にするものがあつた。近世東洋史における臺灣の重要性かくの如し。而してこの一島嶼こそは、新興帝國日本が、三百年に亙る小日本主義の古き殼を脫ぎ棄てて、世界の大舞臺に躍り出でんとする大日本主義の一礎石となつたのである。日本が臺灣統治に成功するか失敗するかは、ひとり日本民族の植民的統治能力の試驗臺であつたばかりでなく、實に新しく曙け初めんとせる太平洋時代における日本の使命が、達せられるか否かの鍵を提供するものであつた。

しかも問題が爾く重要なりしだけ、その解決もまた頗る困難であつた。日淸談判の際、李鴻章が豫言せる如く、臺灣島こそは、實に難治中の難治の地であつた。二百幾十年の等閑無爲政治の結果、民は阿片の中毒により、殆ど不治の癈疾者であり、地は連年の土匪跳梁により、產業荒廢の混亂場であつた。

かくして領有以來二年有半、總督は初代樺山資紀、二代桂太郎、三代乃木希典とかはり、明治二十九年四月、名は民政時代に入れりと雖も、事實は「山野を斧る」土匪の討伐に精力消耗し、拓地植民の業、未だ一指をも染むるに暇なきの狀態であつた。

若しこの際、非常の人物を起用して、非常の經綸を行はしむるにあらずんば、日清戰爭に拂ひたる帝國の犧牲は、一切徒勞に歸するのみならず、最初沖天の意氣をもつて發足せる、大日本主義の國策も、その第一步から挫折せざる



兒玉總督と後藤長官

を得ない。

この時、天の聲と人の望みとに應じて、この新領土に足を踏み入れたのが、新總督兒玉源太郎であり、新民政局長後藤新平であつた。

さうしてそれが、後藤新平の一生の花々しき轉向期を劃したのである。

二、使君と我れ

兒玉を總督に、後藤を民政局長に推薦したのは誰れであつたかについては、色々の說がある。或は山縣と言ひ、或は伊藤といふ。しかし桂太郎の推挽の與つて力あつたことは、否むことができない。桂が夙くから伯の知己であり、且つ伯を民政局長に推すについて、いかに周旋の勞を執つたかについては、前卷すでにこれを述べた。

兒玉が、この難治の新領土總督として、無比の適任者であることについては、朝野の間に殆ど異論がなかつた。彼は長閥の麒麟兒であつたとともに又、薩人の間にも氣受けが惡くなかつた。その政治的才幹の世に知られたるのみならず、臺灣そのものについても特殊の研究を遂げ、獨特の抱負を持つてゐたのである。兒玉の洋行時代からの知人であつた湯目補隆は、次のごとく語つてゐる。

明治三十年に予が臺灣へ赴任するに先だち、將軍を訪問すると、將軍は、

「君、總督府へ行くんだナ、マア一足先きへ行つて居給へ。」

と言はれた。それよりも前、乃木將軍の赴任せられた時にも、他の植民地の飜譯物などを研究し、印刷にして乃

木將軍に贈られた事もあり、既に一年も二年も前から臺灣を呑み込んで居られた。
であるから、兒玉總督の新任については、誰れ一人異議を插むものとてもなかつた。兒玉自身も、自己の多年の經綸を實現すべき活舞臺として、恐らく快心の笑を洩らしたであらう。ただ問題は、女房役たるべき民政局長の人選であつた。

後藤の經營的才幹は、臨時陸軍檢疫所においてその片鱗を示してゐたとはいへ、それは衛生といふ專門的技術についてだけであつた。果して臺灣統治といふやうな、政治百般に亙る廣汎な行政的經營の大任に堪へ得るであらうか。しかも、うまく行つて宮崎縣知事ぐらゐとしか思はれてゐなかつた後藤衛生局長が、一躍して臺灣民政局長に拔擢されたのであるから、世人があツと驚いたのも、無理はない。これについて、高木友枝は、次の如く語つてゐる。

陸軍檢疫も濟んで、再び衛生局長に就任された頃、後藤さんの友人達は「後藤もいつまでも衛生局長でもあるまい、二三年もしたら宮崎縣知事ぐらゐにはなるだらうから、今から後任者を選んで置く必要があらう」と話し合つたこともあつた。

明治三十一年、陸軍中將男爵兒玉源太郎さんが臺灣總督となるに及んで、宮崎縣知事と値踏みされて居た後藤さんが、一躍して總督府の民政局長に任ぜられた。友人達は驚いた。世間も大いに喫驚した。臺灣には自稱豪傑連が蛆の樣にうよ〳〵して居た時である。

「ナンダ醫者ツぽうの小倫ツ子が。」

と云つて輕蔑する調子であつた。

それよりも人をして危惧せしめたのは、兒玉、後藤の兩傑が、果して馬を合せて行けるかどうかであつた。彼等を識るほどの人にして、その才腕を疑ふものはなかつた。しかしそれだけに自恃の念も強い。若し兩々相持して降らざれば、正面衝突は免るべからざる運命である。兒玉は夙くより悍馬を以て稱せられた人物であり、後藤もまた、知友の間に悍馬の名を以て稱せられてゐた。悍馬はよく走ると雖も、敗者なき兩悍馬が、果してよく長途轡を騈べてはしり得るであらうか。

加ふるに兒玉は、軍人中の變り種であり、後藤は醫家中の變物を以て目せられてゐた。この突飛なる二人物が揃つて、頭の抑へ手のない新領土に入つたならば、如何に突飛なる仕事を仕出かすであらうか。

それは一種の興味であると共に、また一の危惧たるを免かれなかつた。故に時の遞相末松謙澄の如きは、兩者の臺灣入りを以て一彌次喜多旅行一に比した。それは黑田鹿水（甲子郎）の記すところである。

明治三十一年彌生の頃であつた。後藤伯は臺灣民政局長として、兒玉新任總督と共に、赴任せらるる事に決定し、挨拶の爲め、一日末松謙澄子を、芝公園の私邸に往訪せられた時、恰かも正午であつたので、末松子夫婦は伯と食卓を倶にし、種々談話を交へられた。小生は當時末松子主幹の公爵毛利家歴史編纂所の一員として、此の日子爵の家に來て居たので、晝餐の末席に列するの光榮を得て、初めて棲霞伯に拜芝することが出來た。其の時末松子は例の破鐘の樣な聲で、兒玉總督、後藤長官の臺灣行きは、彌次喜多の膝栗毛だと諧謔して、呵々大笑せられた。此の一語は侮辱的の意味では無く、突飛な人物が揃ひも揃うて臺灣入りをするのであるから、屹度突飛なる統治をするであらう、又果斷なる新政を擧げて呉れるやうにとの、一場の讃辭であつたと思はれる。

それは黑田の言ふ如く、多大の期待を藏したる諧謔であつたには相違ないが、その間、また一沫の不安があつたらうことは、想像に難くない。從つて、後藤に臺灣民政局長といふ相談があつた時、彼の周圍には、寧ろそれを引留める人の方が多かつた。伯自らの語るところによれば、次の通りである。

それから俺が臺灣に行く時にねえ、「臨時陸軍檢疫部の時は、兒玉さんは知らないから君に任せたんだが、あれは陸軍では有名な干涉家だから、今度はよく注意しなければならん」と言つて友人が忠告してくれた。惡く言ふ奴は、「あいつは民政局長になつたのだと言つて、いい氣になつて行くけれども、今までの民政局長は水野遵でも、曾根靜夫でも、みんなしくじつてゐる、あの奴、得意になつて行くけれども、今度は兒玉と喧嘩する、兒玉は干涉家だから許しはしない、俺に全權を任せるのだと思つて、臨時陸軍檢疫部をやつたやうなつもりで行くんだらうけれども、今度はさうはいかん」と言ふんだね。

あまりみんなが言ふので身の安場が、いつも何も言はない人だけれども、たまり兼ねて、「君、かういふ評判だから、氣をつけて行つたらよからう」と注意してくれた位であつた。兒玉さんといふ人は、日清戰爭のあの豫算を陸軍次官としてやつた人だし、臺灣の地理地名なんかも私よりはよく知つて居るんだから、豫算のことに就いても、地理のことに就いても、私の助けを借らなければできないといふ事はないと申されて、民政局長はいらぬ總督さんだ。むかうの方が先生なんだ。

しかし彼の周圍と雖も、反對者ばかりではなかつた。なかにも彼の知己たる石黑忠悳、阪谷芳郎、北里柴三郎の如きは、却つて熱心に、彼の就任を勸誘した。それを、伯の臺灣民政長官時代に、絶えず左右にありし館森鴻（本名萬

平號艦海）が、次の如く語つてゐる。

やがて兒玉將軍は、臺灣總督として赴任することになつた。往年宇品に於ける檢疫所長としての後藤伯の手腕を認めて居たので、民政局長として伯に渡臺を勸めた。伯は、

「自分は學問としても醫學を修めただけだし、それに今までも醫者として生きて來た男だ。從つて行政上に於いてはかいもく素人だ。果してさういふ仕事をやり切れるかどうか自信はない。暫く考へるだけの餘裕を與へて貰ひたい。」

そこで石黑子爵に先づ相談して見た。石黑子は大賛成で、「是非やつて見るが好い」と勸めて吳れたけれども、伯はまだ自信が有てなかつた。併し石黑子の外に、阪谷芳郎男や北里柴三郎男なども、極力伯の渡臺を勸めたので、漸くその決心を固めた。

また阪谷芳郎は、最初から後藤推薦者の一人であつた關係上、「金ばかりではない、必要ならば、人間も貸すから」と言つて、熱心に彼の就任受諾を勸說した。それは阪谷自身が、次の如く語つてゐる。

臺灣といふものには實に困つた。初めて日本は、あゝいふ植民地を手に入れた。ところが統治問題に就いて色々なことがあつて實に困つた。それで松方さんなども、到底あゝいふ島を取つたら、武官政治でなければ統治は出來ん、兒玉さんをやらうぢやないかといふ意見で、閣議も其處に歸著した。それでは兒玉さんに行つて貰はふといふことになつた。それで兒玉さんがいよ〳〵臺灣に行くことに決まると、誰れに民政局長を決めようかと相談に見えまして、其の時に、私は後藤がよいぢやないかと言ふと、後藤さんといふことは、兒玉さんの腹にもあつ

たのでせう。

「自分もあれがよいと思ふ。」

マア斯ういふ譯で後藤さんを連れて行かれた。それで色々計畫を立てるに就いて後藤さんが、

「色々やつて見たいが金を出してくれるか。」

といふから、

「それは宜しい、それから人間もあなたがよいと思ふ人を上げませう。」

かくして伯の意は、次第に受諾にむかつて動きはじめた。殊に、未だ殆ど斧鉞を入れざる新領土に、自己の經綸を試むるこそ、まことに男子快心の事ではないか。併しながら、伯をして、最後に決心の臍を固めしめたのは、兒玉新總督の、寧ろ壯烈ともいふべき決意であつた。

以下は伯の民政長官時代、明治三十四年一月、一記者にむかつて、伯自らの語りしところである。

兒玉總督の臺灣に赴任せんとするに方り、予に向つて其の民政局長たるべき事を慫慂せる二、三の有力者あり。予も此の志ありたれども、未だ決せざるに先だち、兒玉總督の任命、三十一年三月に定まれり。總督は此の命を拜すると同時に、予を招きて語るらく。予は臺灣總督の命を拜せり、聞く二、三人の人よりも、足下に向ひ、民政局長たらん事を慫慂したりと、足下果して此の意ありや如何と。予は此際切りに就職の勸告を受け、是非に御受けする樣にとの有力なる人の勸めを受け居る際なりしかば、已むを得ざれば愈ゝ拜せんかとの念慮、頗る動けり。今や目のあたり、總督の言を聞き、即ち反問すらく、閣下如何なる條件の下に就任せられしやと。蓋し條件

なる語は、當時の流行語にして、今猶ほ流行し居ることとなるが、總督は此の反問に對して曰く。如何なる條件もなし、ヨシあるにしても今日は無用なり、又其の必要もあらず、臺灣に赴任して實驗したる所に依り、若し其の必要あらば、之を提出して政府の採用を請はん、豫め條件を附して任に赴くが如きは予の敢てせざる處なりと。當時予は深く此の言に感じ、總督が徒らに世の風潮に倣うて、條件を附するの陋を取らざりしを推服し、之と共に鞠躬盡力、背後に從ふべきの決心を堅めたり。事、私人の心中語に渉ると雖も、予豈當時の心事を語るを禁ぜんや。（臺灣日日新報・明治三四・一・一〇）

蓋し當時の臺灣は、後に述ぶるが如く、統治の一大受難期に逢著してゐた。その豫想外の難治に失望して、或は臺灣放棄論を唱へ、甚しきは一億圓をもつて佛蘭西に賣却すべしなどの論を、公然口にするものすらあつた程である今にして新たなる經綸を、新たなる領土に行ふにあらずんば、折角發足せる大日本主義の國是の遂行は、ここに挫折するを免れない。

而して能く之れを爲す、唯使君と我れあるのみ。

これ兒玉源太郎が、敢て無條件に總督就任を受諾せる所以であり、また後藤新平が、その意氣に感激して、倶に共に身を挺してこの難局に當らんとの、悲壯なる決心を固めたる所以でもあつた。

三、世評紛々

伯の民政局長任命の報を、世間は好意をもつて迎へなかつた。否、兒玉の總督としての適任說の高いだけ、伯の局

長としての抜擢は、一層危惧の念をもつて迎へられた。殊に臺灣に於いて、さうであつた。臺灣新報は、三月一日東京發電として、左のごとき記事を載せてゐる。

後藤氏の經歴を以て之を論ずる時は、大いに杞憂なき能はずと雖も、其の人となり豁達にして小事に拘泥せず、而も久しく窮屈なる官界に在りて、敢て軒輊する處なきを見れば、本島の如き創業の時代にありて、その利器を用ふる或は大いに見るべきものあらん。唯其の出身の醫學たるが故に、阿片臭の一般行政に及ぶなきか。衞生事業のみ大いに發達を見るに至るべしとは、獨り吾人の評言に止まらざるが如し。何れにしても臺灣は手腕の試驗場なり。及第か落第か未だ豫想し難し。

これが後藤民政局長に對して附せられた最大の疑問符であつた。しかしこれらはまだ寛大な方であつて、二月二十二日の臺灣新報の記事の如きは、後藤は內務省が「持て餘し」てゐる人物であつて、かかる人物を民政局長に擬するは、臺灣こそ意外の迷惑なれ」と言ひ、つひには後藤民政局長を以て、「沙汰の限り」と稱するに至つた。次に拔萃する如くである。

愈々近々乃木氏の上京を待ちて、同氏に代ふるに兒玉源太郎氏を以てし、民政局長には內務省中にて兼ねて日々新聞が省中第一の行政官なりと賞讃せし衞生局長、後藤新平氏を以てする事に內定し居ると。之れに就き、或る人は曰く、兒玉第三師團長の臺灣總督は從來屢々新聞紙上に謳はれたる事とて兒玉男の適任たるは世人の認むる所なれども、後藤衞生局長の民政局長なるは如何にや。尤も內務省にては、氏が敏腕なる丈けに持て餘し居る際なれば、或は敬して遠ざくるの策にて、此の風說を傳ふるに至りしやも測りがたけれども、臺灣こそ意外の迷惑

なれ。如何に阿片行政が面倒なればとて、衛生事業が如何に必要なればとて、臺灣の民政局長に後藤さんを擱へんこと沙汰の限りなり。併し國手とは國家を醫治するの謂となれば、文明開化の今日、臺灣に國手の政治家を見る、敢て怪しむに足らず。濱野昇氏や鈴木萬次郎氏さへ代議士となりて勇名を四海に轟かしたる先例もあればなりと。

斯くのごとき冷評と揶揄と危惧との雲につつまれて、伯はいま難治の島に入らんとするのである。正に伯四十二歳の春である。人生の途半ばにして、一生を賭するの壯擧に上る、流石に伯も心中感慨無量であつたであらう。その所懷の一端は、次のごとく記されてゐる。

最近の毎日新聞は左の如く記せり。曰く、社員一名は局長を訪うて民政局長就任の事を語りしに、氏一言唯曰く、「人生意氣に感ずサ」と。兒玉總督の極めて適當なる器なるを說けば、則ち曰く「餘り最初から好評を以て見らるるは、寧ろ總督の意に非らざるべし」と。（臺灣新報明三一・三・九）

四、臺灣入り

賑やかなる見送りの群集を後にして、伯は新領土臺灣に向つて鹿島立つた。それは明治三十一年三月二十日である。その日の新橋驛頭の光景を描いて、新聞は次のごとく記した。

後藤臺灣民政局長は豫報の如く、昨二十日午後零時三十分、新橋發汽車にて渡臺の途に登りたり。當日停車場まで見送りたるは桂陸軍大臣、梅法制局長官、牧警保、田中政務、荒川縣治、長谷川衛生各局長、森田內務秘書、

柴田法制參事、川田警視主事及び朝比奈知泉、大倉喜八郎等の諸氏並びに醫會員一同にて、一時は見送り人の爲め停車場内狹隘を感じたる程なりしが、發車時刻に及び一同は後藤君萬歳を三唱し、大いに君の行色を壯んにしたりき。尙君の家族は橫濱迄同行せり。

伯は神戸より、大阪商船會社の新造船臺中丸に乘り込み、下關より乘船したる兒玉總督とともに、海洋上の客となつた。

船は鏡のごとき海を、南へ南へとはしつた。船中の客は、意氣軒昂として、談論風發した。この翠波を渡り終れば、秕政と土匪と生蕃との新領土が待つてゐるのだ。盤根錯節、以て我が利器を示すべし。伯は枕に通ふ濤聲を聞きつつ、眠り成り難き感懷に耽つた。

しかし、あまりに平穩なる航海が兒玉を失望させた。彼は臺灣につくと、傍人を顧みて「海波何ぞ怒つて、我が技倆を試みざる」と諧謔一番した。彼は船に強いのが自慢であつたのだ。

之れに反して、伯は生來の船弱であつた。少し搖れるとさすが萬丈の氣焰も「縷々として細きこと絲のごとく」になつた。であるから、この二人が船に乘ると、いつも船醉のことが問題になつた。

これは後日のことであるが、或る時一行は、船中で「船醉硏究會」を開いて、「人間は船に醉ふべきものなりや、醉はざるべきものなりや」を、討議したほどであつた。それは當時副官たりし堀内文次郎（陸軍中將）の語るところによると、次の通りである。

兒玉總督と後藤伯との臺灣御在任中は、度々一緒に內地に往復されたが、此の船中での面白い話がある。それは

當時內藤湖南博士が臺北の新聞記者として招聘されて（多分伯の推薦かと思ふ）行つたことがある。其の時僕も丁度總督や伯と同船したが、船に弱いことに於いて、一番が伯、次は僕と內藤氏で、兒玉大將は非常に強い方で一向醉はない。黑潮の邊で大ゆれにゆれて我々が弱つて居ると、大將は益々得意だ。どうも面憎い程強いから、船の靜まるを待つて、伯を議長として、大將と內藤氏と私とで船醉研究會を開いた。大將は普通の人間ならば船に醉ふものでないと、頻りに我々をひやかされるので、其處で議長が之れを多數に問うた。元より我我は弱蟲黨で、船に醉うた方だから意見は一致して居る。卽ち伯の原案たる「普通人間の神經を有する者は船に醉ふべきものである」といふ方に贊成して、議論一決し、大いに大將をへコませた。そして多數決なるものの勝手な一例を作つて大笑ひをしたことがあつた。

新總督の船に強きことかくの如く、新局長の船に弱きこと亦かくの如し。かるがゆゑに、兒玉は上陸するや否や、「予輩平生船に強きを以て人に矜る。今斯くの如く風靜かに、波平かなり。以て諸君に其の船に強きを威張る事能はず。遺憾なんぞ堪へん」と語つて、傍人を煙に捲くとともに、事情を知らぬ臺灣の新聞記者をして、「一行中、總督の元氣に及ぶものなかりし」と云ふ」と讃歎の辭を呈せしめたのであつた。

かくして兒玉總督及び後藤民政長官を乘せたる臺中丸は、三月二十八日、基隆港の埠頭に著いた。その臺灣入りの光景を報じて、臺灣新報は、次の如くに記してゐる。

旱天に雲霓を待つの思ひして、上下一樣鶴首其の行の無事ならん事を祈りつゝありし新總督、局長の一行は商船會社の新造船、臺中丸に便乘せられ、局長は神戶より、新總督は馬關より昨日午前七時（七點半鐘）基隆港に入

り、豫て設けの小蒸汽にて基隆の官民に出迎へられて停車場の埠頭に上陸するや、同所にて官民一同の歡迎に一應の挨拶をせられ、當地より出張したる出迎員に擁せられて、九時四十五分發の列車に搭乘、水邊脚にても同所の官民に歡迎せられ、十一時四分臺北停車場に無事到著せられたり。（中略）

軍隊の整列。聯隊旗は北門街警察署前に樹てられ、翩々として春風に飜り、皇國軍隊の威武を示せり。池田聯隊長は同聯隊の貔貅を率ゐ、北門街一、二、三丁目の左側に整列せしめ、新築の郵便局前にありて馬上に指揮號令せられたり。騎兵隊は楠本中隊長自ら中隊を率ゐ、停車場前に出迎へ、新總督を官舍まで護衛せり。

警官。紫藤大稻埕警察署長は、夙く停車場に出張し、警部巡査を指揮して警戒に怠りなく、城內は島村署長、警部巡査を指揮して、辻々及び路傍の五歩十歩に巡査を配置して警戒せり。

威容燦として、王侯に比すべし。丈夫生れてこの盛觀に接す。心中得意の情、旺するなきを得るか。

固より感激性に富んだ伯は、この光景に多大の滿足を感じたであらう。しかし、當時の伯は、その快味を十二分に滿喫すべく、あまりに眞劍なる決意を抱いてゐた。彼は命懸けで臺灣に乘り込んできたのである。さうして彼は、意見容れられずんば、何時にても冠を挂けて歸東せんと覺悟してゐたのである。

それを伯自身が、次の如く語つてゐる。

その時分は役人が免職になつて歸る時に、三月經たない者には歸る旅費を呉れなかつたものです。それで俺も覺悟をして行つたんだから、いつ免職になつてもいいやうに、机の抽斗にはいつも旅費として三百兩入れて置いたものだ。それを妻が見てね。あの金はどうするんだと言ふから、あれは俺が免職になつた時に使ふ金だ、と言つ

て、それだけは使はずに置いたのであつた。

これは終生一貫した伯の處世態度であつた。伯は常に近親者に語つて、

『人間は仕事を始めるときは、いつも最悪の場合を考へておかなくてはいけない。戰にしても、進むのは易しい。本當に六ケ敷いのは退き時だ。』

といつてゐた。

その在臺十年間、伯は夢寐の間も、この挂冠の覺悟を忘れたことはなかつたのだ。

五、難業中の難業

當時の臺灣が、如何に日本朝野注目の焦點たりしやは、今日においては、殆ど吾人の想像に難しとするところである。それは、總督副官であつた堀內文次郎が回顧してゐるごとくである。

當時は日清戰役直後で、日本人の上下はハチ切れさうな意氣充滿して居た時代ではあり、あの雄大な御兩人の胸中に燃ゆる所の何物かは誰れでも想像し得らるる所であらう。御兩人は明治三十一年、全國民上下よりの大期待と大歡迎（今日では例も無ければ想像も出來ざる程の）とを受けて、渡臺されました。當時は臺灣全島にまだ殘兵土匪等が跋扈して居り、臺北城でさへ、毎夕五時になると城門を堅く閉ざして出入を戒めた程であつたから、御兩人の經營の苦心は誠に察するに餘りある次第であつた。

併しながら、物情騷然たりしは、ひとり土匪の害のみではなかつた。阿片政策の停頓をはじめとして、一般行政の

不徹底甚しく、ために民心やうやく動搖し、臺灣島民にして、對岸故鄉の地に歸國するもの踵を接する有樣であつた。さうして若し兒玉、後藤の赴任がいま一、二年後れたならば、臺灣の形勢は、恐らく收拾すべからざる情態に立ち至つたであらうと、横澤次郎も語つてゐる。それは次の通りである。

それから日清講和條約が締結せられた時に、臺灣島民は二年間、その國籍決定の猶豫を與へられるといふことが條約の中にある。その二年といふ期限が明治三十年の五月八日である。この國籍決定の時期といふものが甚だ大切なものであつて、當時臺灣の住民が臺灣に存在する事を好まざる者は皆支那に歸還する。一體臺灣の住民といふものは支那の福建、廣東、廣西方面から移住をしたものであつて、その墳墓の地は多く對岸にある。それで日本の版圖になつて生命財産の安定が得らるるか、故國支那に歸つて生命財産の安定を得るか、如何にせばやといふことに就いて種々の煩悶を生じて居る時である。此の時に當りて阿片の吸食が困難であるとか、或は行政制度の變更に就いて種々の困難を生ずるといふことがあつたならば、臺灣の住民は支那に歸還する者が多くなるに違ひない。さういふ時であるから、臺灣の人心を安定せしめることは、最も臺灣當局者の努めなければならぬことである。（中略）若しも兒玉總督、後藤長官の赴任が一、二年遲かつたならば、臺灣の人心は非常に動搖して、臺灣統治上至難の問題が起つたであらうと思はれた。是れより先き、明治三十年五月八日の國民籍決定の際には、支那に歸還した者が多くあつた。現に南部地方に於いては一村悉く支那へ歸還して、土地が荒廢し去つたやうな所が多々あつたのである。人心收攬の策ならず、擧げて故國へ歸還したとするならば、臺灣に於ける産業の發展は期せられなかつたであらう。その頃即ち二十九年、三十年の際に内地からだん／＼臺灣視察に行つてきたり、

又臺灣で事業に著手したりする人が、往々皮相の觀を爲して論じたことがある。その論じた一つには、若し現在の臺灣人民が多く支那に歸還すれば、その田地田畑その他山林のやうなものに對しては日本人を移住せしめて、日本人でその產業の發展を計畫した方が宜いから、臺灣土民が歸還したいといふなら、寧ろ努めて歸還せしめた方が宜いといふ論が盛んであつた。乃木總督なり曾根民政局長の如きはこの論法に傾いて居られた如くに思ふ。爲めに阿片制度の如きも頗る冷眼視せられて、これに依つて人心を繫ぐなどといふ考へはなかつたのである。併しながら、若しも臺灣土人が支那に歸還して、之れに代ふるに內地人を以てするといふことであつたならば、あの地方に於ける產業發展、或は山林の開發などといふことは、迚も今日の如き狀況を見ることは出來なかつたであらう。それは何故かといふに、內地人が臺灣に來て農業に從事するとしても、あの暑熱に堪へ、風土に堪へて、臺灣人同樣の勞働が出來るものでないから、その爲めに臺灣は非常な衰頹に陷つたであらうと思ふ。從來の臺灣土人なればこそ、風土に慣れ、勤勉勞働に從事するといふ良風があつたから、豫期の如く臺灣の發展が進行したのである。斯くの如き次第であつたから、若し乃木總督及び曾根民政局長の初志の如くであつたならば、臺灣といふものは如何なる方向に向つたか、豫期し難いことである。

兒玉、後藤赴任當時の臺灣の情勢かくの如し。しかも臺灣における統治の不成績は、直ちに日本內地の輿論に反映し、延いては既述のごとく、臺灣放棄論や賣却論などが眞面目に唱へらるるに至つたのである。それについて、橫澤はまた續いて次の如く語つた。

現に其の頃朝野の間に於いては、臺灣は賣却した方が宜い、臺灣の統治は頗る至難である、土匪は橫行し、行政

は徹底せず、動もすれば之れに依つて外交の紛雜を起さんとするやうな有樣であるから、臺灣は寧ろ賣却をする方が宜いといふ論があつたので、之れを買收せんとする野心を持つて居つたものは佛蘭西であつた。佛國は兀々臺灣に涎を垂らして居つた。現に淸佛戰爭の時の如きは、基隆を占領し、膨湖島を占領し、クールベーが孤軍を提げて奮鬪した史蹟が顯然としてある。其の頃は尙ほ福州の馬尾には佛蘭西の造船所もあり、叉臺北には領事館等があつて、何かにつけて佛蘭西が臺灣の問題に關して手を附けんとする樣な形勢があつた。故に佛蘭西に向つて一億圓を以て臺灣を賣渡すべしといふ意見が、朝野の間に盛んであつた。

斯くのごとき難局を、兒玉と後藤とは引受けたのである。しかも異民族統治の經驗は、當時の日本民族は全然これを有しなかつたのである。世界第一の植民民族たるアングロ・サクソン人を除いては、近代史上において、植民地經營に成功したる民族は、皆無といはざるも、頗る稀有であつたのである。ことに白色人種以外に於いて、文明的植民政策を實行し得る民族ありとは、世界の何人も想像してゐなかつた時代である。

知らず兒玉と後藤とは、胸中奈何の成竹あつて、かかる難業を擔當せんとするか。

六、統治の方針は無方針

臺灣につくと、早速伯の植民統治策の根本が明瞭になつた。卽ち「臺灣統治の方針は無方針」といふ、伯一流の警句をもつて表現された根本鐵則であつた。

それは、かういふ經緯から生れたのである。兒玉總督が、著任間もなき或る日、後藤民政局長にむかつて、施政方

針演說の草稿の起草を命じた。然るに後藤局長は、意外にも平然として、

『そんなものは、やらん方がいいでせう。』

と答へた。その意味が奈邊にありしか、伯は往時を回顧して、次の如く語つてゐる。

それから臺灣著後一ばん初めのことが面白いから、話して見ませう。むかうへ行つたら歡迎會を開いた。その歡迎會の席上で總督の施政方針をやらうと思ふから、文章は兎に角、それを君一つ書いてくれと、兒玉さんが言つた。私は、

「それはやらん方がいいでせう。」

「どうして？」

「それは今まで樺山もやつた、桂もやつた、乃木もやつた、皆やつてゐる。それは詩人が詩を作る樣なものだ。つまらないから、やらん方がいいでせう。みんなが施政方針の演說をなさらぬことを、不都なりとて聽きに來たら、俺は生物學の原則に從つてやる、俺は此所臺灣の土地の拓殖のことをやりに來たのではない、土を掘りに來たのではない、臺灣の爲め內閣員の頭を開拓するんだ、そんなことを施政方針へ書けるものぢやないから書かない、默つてゐた方がようごわせう。」

と言つたよ。兒玉さんが、

「生物學といふのは何ぢや。」

「それは慣習を重んずる、俗に言へば、さういふわけなんだ、兎に角ひらめの目を俄かに鯛のやうにしろと言つ

たつて、できるものぢやない。慣習を重じなければならんといふのは、生物學の原則から來てゐる。」

と言ふと、

「さうか〳〵、そんなことか、よし〳〵、それぢや止めよう。」

かういふ調子なんだ。之れは私がその時の兒玉さんの言葉の通り言つてゐるんだ。私も半年ばかり、臨時陸軍檢疫部を一緒にやつて、えらいといふことは知つて居つたけれども、私の言つたことを本當に採用するか知らんと思つて居つた。これが普通の人なら、それを誰れかに言つたでせう。後藤にはああ言つたけれども、參事官長の石塚英藏か誰れかに書かせて見よう位に、凡人なら考へたでせう。それで歡迎會の時に、何か話すだらうと思つて居つたら、やつぱりやらなかつたよ。

兒玉總督をして、臺灣統治の最初にあたり、統治方針の聲明を差控へしめたことは、伯の臺灣統治政策の第一の成功であつた。さうして、伯のこの一見奇矯なる言を容れて、一切の概念的施政方針聲明を斷念した兒玉の明敏を、伯は晩年に至るまで激賞して已まなかつた。

『兒玉さんは實にえらい人だつた。新總督の統治の方針は無方針、といふ俺の意見を、即座に理解して、それを終ひまで貫いたからね。』

伯は始終さういつてゐた。しからば伯は何故に兒玉總督をして、施政方針の演說を思ひ止まらせたか。それには二つの理由があつた。

その一は、植民政策の要諦は、不言實行にあるといふことであつた。民をして悅服せしむるものは、言にあらずし

て行である。名にあらずして實である。この點、民衆といふものは、案外に敏感である。いかに美辭麗句を羅列し、千言萬語を連ぬるとも、實現せられざる政策に對して、民衆は馬耳東風である。從つて新任者の施政方針聲明なるものは、多くの場合、新任者自身の自己慰藉に過ぎない。如かず、暫くは沈默を守り、その間に、最も手近にあつて、容易に著手しうる緊急の問題を、片ツ端から片付けんには。

今度の當局者は、默つてはゐるが、やることはやるぞ！

この信頼が民衆の間に起つて、初めて統治政策の實行に權威を生ずるのである。生來豐かに政治家的本能を惠まれてゐた伯は、夙くもこの眞實を觀破してゐたのだ。

果して總督の施政方針中止は、臺灣島民の心理に、良好なる影響を及ぼした。臺灣新報（明治三一・六・七）は論じて曰く。

新總督の著任以來、吾輩の耳朶を打て來りしものは、曰く經費節減。曰く冗員淘汰。曰く地方廳の廢合。曰く各種官制の改正。曰く法院條令の改正。曰く何。曰く何と。其聲の大なる、寧ろ吾輩をして杞憂を懷かしめたるものありき。當時吾輩竊かに以爲らく。乃木總督の初めて來るや、亦同一の聲を聞きたり。而して其の遂行し得たる處は、一として吾輩の首伏すべきものあるなし。新總督も亦同模型に陷るなきを得んやと。居ること月餘にして、果然經費の大いに削減せられたるの報に接すると共に、三縣廢止の聲喧しく、尋で三知事の罷免となり、總督府を始め各廳屬官以下の罷免となり、各官廳の高等官亦近日を以て多く罷免の沙汰に接せんとす。吾輩是に於てか、新總督が前任者と大いに選を異にするを知れり。未だ革新の全豹を窺はずと雖も、聊か人意を强うするも

のありき。

併しながら、その第二の理由は、もつと深淵なる根底の上に立つてゐた。それは總ての植民政策は、その植民地の民度、風俗、習慣に從はねばならぬといふ原則であつた。それを伯は、伯獨得の「生物學」といふ名辭で表現した。

凡そ政治の對象は、概念にあらずして社會にある。故に、如何に巧緻なる政治理論及び法律制度を案出すと雖も、それが、それを運用すべき時代社會に適合せざる場合には、三文の價値もないばかりでなく、巧緻なれば巧緻なるだけ、それだけ有害である。即ち政治の基礎は、常に、對象たるべき社會の徹底的なる研究と、正確なる認識の上にあらねばならぬ。

これは總ての政治に共通なる原則であるが、殊に植民地の如く、あらゆる點において、母國と客觀的情勢を異にする土地については、須臾も忘るべからざる鐵則である。

伯が赴任後直ちに「生物學」を說き、臺灣統治の根本義を、舊慣調査に置いたのは、そのためであつた。これについて、東鄕實は次の如く論じてゐる。

伯は機會がある每に「植民政策はビオロギー（生物學）である」と、いつも我々に說いて居られたものである。是れを臺灣乃至滿鐵の經營の跡に就いて考へて見ても、確かに植民政策の基礎を其處に置かれたことは明かである。此れを臺灣について言へば、極端な同化主義を排擊され、放漫急進の主義を避けて、集中漸進の主義に出發し、同時に何事も科學的研究に其の基礎を置かれた事に就いて考へて見ても了解されることである。

今その一端に就いて語つて見れば、臺灣に於いては舊慣調査會、その他種々な研究機關乃至調査機關を設置して、

此處に天下有數の學者を網羅して常に科學的研究を續け、其の研究調査の結果を資料として經營上の實際的施設を進めて行かれたことに就いて考へても明かであらうと思ふ。その他或は研究所を設置して科學的研究に一歩を進められた如き、伯の植民地經營は少なくとも生物學を基礎としてその根本策を案出し、所謂科學的植民政策を確立せられたものと云はざるを得ない。日本の政治家は、兎もすれば、唯形式のみを重んじ、法律規則に囚はれて居るのが今日の時弊である。然るに、伯が此の如く常に科學を基礎として進まれたといふことは、其の出身が醫者であつて、自ら自然科學をよく了解されて居たことによるのであらうけれども、同時に學者を尊重し、殊に優秀な技術家を重く用ひられた結果によるものであると云はなければならない。

まことに東郷の言へるが如く、日本政治の根本的弊害の一つは、法律制度のみを中心とする形式的政治である。それは日本の官僚政治家の大部分が、法律科出身に占められてゐることに職由する。殊にこの弊害は、植民地經營について、母國の法律的尺度を、そのままに適用せんとする場合、最も有害に作用する。故に從來の臺灣統治の失敗の大半は、この點にあつたと言つてよからう。

然るに日本は、伯において、初めて、科學を基本とする政治家を見出した。これが伯の、日本政治史の上に獨特の地位を占むべき所以の一つであるが、同時にまた、伯が臺灣及び滿洲の經營に、特に顯著なる成功を收め得たる所以でもあつた。

かくして伯の臺灣統治についての第一著手は、法律萬能主義の打破といふことであつた。勿論、法律そのものを排撃せんとするのではない。植民地の特殊性に適切なる特異の法律を以て、一般理念的なる形式的法律を驅逐せんとす

るのである。それは館森鴻の回顧談に見ても明かである。
當時、臺灣總督府の事務官は、大多數法科出身の者を以て固めて居たので、新しい法律が山の如く作られて居た時である。伯は此の有様を見て、これでは駄目だと感じたので、遂に時機を見て法律の根本的改革を斷行した。それは殆ど當時制定されて居た法律の八分通りを捨てて、新しい法律に替へた程の大改革であつた。これに就いては、伯が斯う言うて居られたことがあつた。
「如何に舊いものが惡いからと言つても、少しは舊慣を尊重して行政をやらなければならぬ。それに風俗習慣が違ふのだ。一足飛びに內地風に化せしめようと云つても、それは無理なことだ。硝酸主義と云はれて居たロシヤの政策でさへ、滿洲に於ける施設は隨分舊慣を尊重したものだ。言葉や習慣の異つて居る所へ、內地の行政をその儘一足飛びに持つて來るなどと云ふのは誤れるも甚しきものだ」

七、四通のメモ

混亂の中から秩序を生むことが、伯の一生であつた。彼はいま亂麻のごとき臺灣に來り、據るべき先蹤もなき天地に、縱橫無盡にその創意獨想を實施せんとするのだ。
伯はやをら白紙を展べ、墨痕淋漓と、その一代の傑作「臺灣統治案」を記した。
併し彼の頭は常人のごとく一、二、三と順序よく働かなかつた。或る時は先づ第三を記し、次に第八を案出し、さうして逆に又第二に歸り、最後まで第一を書かずに終ることもあつた。

それは一見斷片的であつた。また亂雜であつた。さうして、時には獨斷的で、獨り合點でもあつた。しかし、その凡百の考案が、彼の頭の中では不思議な脈絡を持つてゐた。ゆゑに、切れ〳〵に案出される計畫が、何時とはなしに綜合されて、有機的體系を成した。

ことに此等の計畫を、彼が考へ出すのは、明窓の下、淨机に向つて、冥想裡に生むのではなかつた。所嫌はずに考へ出し、手當り次第に記しつけるのであつた。それは客と對談中のこともあり、深夜夢破れての時なることもあり、乃至は官廳執務の際、家庭食事の際、入浴の際など、全く破格不規則であつた。

それを彼は、色々のものに書き留めた。或は卷紙に毛筆をもつて記し、或は他人の名刺の裏に鉛筆をもつて走り書きなどした。それは時としては整然たる論策の體を爲すこともあり、時としては、禪家の問答のやうな雲間片鱗的なものでもあつた。

いまここに、四片のメモがある。悉く臺灣初期のものである。これによつて、彼が如何なる意圖をもつて臺灣に臨みしや、また如何なる方法にて執務せしや、また彼の頭腦は如何やうに働きしやを窺ひ知ることができよう。

その第一は、卷紙に毛筆を以て、健筆に記されたものである。

帝國ハ外觀上ニ於ケル殖民地ナシ。若シ之有リトセバ、臺灣ヲ措テ他之アルコトナシ。臺灣ハ内容ニ於テハ殖民地、其實シカモ帝國唯一ノ殖民地、否殖民地統治ノ練習地ナルヘシ。然ルニ我國民往時ハ知ラス、近ク殖民的經驗ナク、且殖民的盟想ニ乏シ。此ノ如クニシテ廿世紀列國競爭場裡ニ驅馳セントスルハ蓋謬レリ。

我輩此ニ用フル殖民ナル辭ハ、其意義ニ於テ從來解釋ノ廣狹區々ニ渉リ、寧ロ新領地統治主義ナル辭ヲ可トス。

組織的。

結合的精神。

専門的技能。

佛國ハ殖民事業ニ於テ、輕忽ト性急トノ爲ニ屢々失敗セリ。

嫉妬。

手記は突如として終つてゐる。初めは脫兎のごとく勢ひ込みて記しつつ、終りは處女のごとく消え失せてゐる。併し乍ら、仔細にこれを點檢すれば、この短かきメモにも、伯の植民地に對する根本思想の片鱗を見ることができる。卽ち、臺灣をもつて、「殖民地統治の練習地」となせるは、彼が、日本は將來尙ほ多くの植民地を所有すべしとする膨脹政策の現はれであつて、彼が純然たる大日本主義者たりしことを示してゐる。

彼が植民政策の文字を避けて、「新領地統治主義」と稱し、その內容として、「組織的、結合的精神、專門的技能」の三條件を列記したるところに、彼の用意の一斑が窺はれる。

彼はこの「新領地統治」を、組織的に試みんとしたのである。卽ち、行き當りばつたりの形式的官僚主義に墮することを避けて、整然たる科學的組織をもつて、これを實施せんとしたのである。玆に彼の「科學的政治家」としての抱負が露はれてゐる。

さうして彼は、かかる組織ある統治を、左右の兩翼によつて飛翔せしめんとしたのである。その一つは「結合的精神」で、臺灣內の各分子の結合、延いては內地と臺灣との結合を忘れざらんとしたのである。それは抽象的にいへば、

綜合的方面である。

しかし今一つの方面として、彼は「專門的技能」を十二分に利用せんとした。それは部分々々の仕事を、專門的知識と技能とによつて實施せんとすることで、それは分析的、解剖的の方面である。

伯が生涯口癖のやうにいつてゐたことは、「一部と全部との關係」といふことであつた。彼は一部々々を、科學者のごとく分析することを好み、同時に全部を、哲學者のごとく綜合することを念とした。林を忘れざるほどに木を數へ、木の個性を見失はざるほどに林を大觀せんことが、彼の一生の自戒であつた。

彼は臺灣の行政に沒頭しつつ、同時に日本全國と臺灣、東亞全局と臺灣との關係を忘れざらんことを努めた。これは彼が、臺灣より南洋政策に志し、支那大陸政策に志し、世界政策に志したるの事例を、後節において述ぶる折に、更に明瞭するであらう。

第二は、二葉の名刺の表裏に、ペンを以て走り書きしたものである。

名刺の第一葉――

殖民地若クハ新領土ハ、海上ノ危險、母國政府ト殖民廳トノ衝突、官僚間ノ不平、土人蕃人內地人トノ爭鬪、商業的競爭、烈シキ嫉妬ノ如キ事件ヲ以テ滿セリ。

殖民事業ニ要スル性格「〇經綸 〇活用 〇組織力」更ニ一層必要ナルハ堅忍不拔數世間ニ亙ルモ退色ナキ耐忍力ナリ。英人ニ在リ、佛人ニ乏シ。殖民地自營迄數十年ヲ要ス。

英ハ殖民ニ重ヲ置キ、佛ハ之ヲ第二次ノ事トス。

露ハ之ヲ百年ノ業トス。吾人之ヲ少クモ廿五年間ハ最急ノ務トシ、國是トセサルヘカラス。

茲に彼は、「堅忍不拔」といひ、「耐忍力」といつてゐる。さうして、この事業の完成に少なくとも二十五年の日子を藉さんとしてゐる。彼が臺灣統治に著手したる意氣込みを見るべきである。

名刺の第二葉――

臺灣ハ果タシテ母國ノ厄介ナルカ。

臺灣ハ殖民地ニアラサルカ〇――ノ財政ハ如何。

〇臺灣ハ何時迄土匪生蕃ノ爭鬪地タル可キカ〇

〇吾人ハ世界流行熱ノ外ニ立ツカ。殖民熱ト社會熱。

若シ然リトセハ、帝國ノ專門技能ハ獨リ帝國內十六萬壹千方哩、四千五百萬人ノ中ニ止ムヘキカ。

守備拓殖。

元來殖民ノ經營ニ方テ效ヲ奏スル人物――

近頃我國ニ功ヲ嫉ムノ一例。

ボリユ――。

此殖民事業ハ、膽力アル團結ニ若干ノ權力卽警、裁、稅ヲ許與スルコト肝要也。二十五年乃至三十年間。

これによつて吾人は、彼が臺灣總督府に廣汎なる自主獨立權を賦與せしめ、もつて內地政爭渦外に立ちて永久的成果を擧げしめんと庶幾したる用意を看取する。

第三は、巻紙に、相當丁寧なる文字で、念入りに記されてゐる。文章もこれだけは、やや體を成してゐる。

一殖民的行政ノ成敗ハ、各國ノ競爭スル處ニシテ、其成功ハ實ニ輓今ノ帝國主義發展ノ一大要タリ。

一臺灣ノ事、內地的法制ヲ以テ之ヲ律スルコト難シ。世界ノ大勢如何ト顧ミテ進マサルヘカラス。故ニ或ハ時ニ內地ノ輿論ト合ハサルコトヲ顧ルニ遑ナキアラン。然レトモ好テ輿論ニ背クニ非ラス。止ムヲ得サルナリ。

一若シ苟モ內地ノ輿論ニ迎合センコトヲ力トメ、六三問題、公債事業如何ニ成行クヘキカ。

その第一項において、世界の帝國主義的傾向を斷じ、第二項において、植民地統治の特殊性を述べ、續いて第三項と共に、假令內地の輿論に反するとも、斷々乎として、世界の大勢に鑑みたる統治政策を持たざるべからずと成す。以て當時の伯の根本思想が、やうやく具體化しつつありしを見るべきであらう。

第四は、やはり巻紙に、毛筆で念入りに記されたものである。

一母國氣候溫和ナルコト。

一母國內ノ生活頗ル優柔ナルコト。

一母國ノ金利高クシテ、外ニ之ヲ注クノ餘力ナキコト。

一移民殖民、若クハ海外遠征ノ快事ヲ覺ラサルコト。

一殖民新領地ノ經驗智識ナキコト。

一母國ヨリ新領地ニ給スル補充金ノ功用並ニ新領地經濟ノ計算法ヲ知ラサルコト。

一臺灣占領當初ノ意思（政府國民共ニ）好シ。一年六百萬圓ヲ支出シタリ。久シカラスシテ反動ヲ生シテ急ニ此

補充金ヲ減少シ、次テ俄カニ全廢セントス。笑フヘキノ極ナリ。之ヲ維持シタル總督ノ力多トセサルヲ得ス。一文武系統分立ハ文明ノ制度ナリ。殖民地ハ全ク之ト異ナレリ。故ニ此兩系統分立ヨリモ、寧ロ混一統督ヲ要スル殖民地ニ、文明的分立制ヲ取ラントスルハ頗ル誤謬ナリ。少クモ時ト處トノ適用ヲ得サルモノナリ。

これは言ふまでもなく、過去における臺灣統治の失敗の原因を箇條書としたものである。さうして、臺灣統治の鍵が、徹底的民政主義の組織と、臺灣事業公債案の實現とにあることを暗示してゐる。吾人は前者については第二節に、後者については第三節に、それを詳述せんと欲する。

八、治臺の根本策

斯くのごとく、伯の腦中に醱酵しつつあつた臺灣統治案は、遂に兒玉總督に呈出した統治根本方策の進言として具體化してきた。

伯は内務省に在るの日において、旣に「臺灣統治救急案」なるものを草し、伊藤、井上、兒玉等の要人に呈したることは、その全文とともに、前巻に說敍したるところである。いまや命を帶びて臺灣に來り、自らその實施の局に當る、その言生彩を放ち、その文熱意を加へ來る、また故なしとしない。

その文に曰く。

今ヤ解決ヲ要スベキ當面ノ幾多ノ問題ハアルモ、之ガ處分ニ腐心シテ、自ラ當面ノ問題ニ檢束セラルベカラズ。須ク一方ニハ、先ヅ臺灣統治ノ方針ヲ理想的ニ籌計スルノ餘地ヲ講ゼザルベカラズ。抑々日本ノ植民地經營ニ當

リテ困難ナル事情三アリ。

一ハ、本國ノ氣候風土ガ餘リニ良好ニシテ國民生活ノ容易ナル事ナリ。是レ國民ノ海外發展ヲ阻礙セシム。

二ハ、本國ニ於ケル金利高クシテ、資本ノ植民地ニ於ケル放下ヲ困難ナラシムル事ナリ。

三ハ、日本國民ガ植民地經營ニ無經驗ナル事ナリ。植民地經營ニ積年ノ經驗ヲ有スル歐洲列國スラ、尙植民地經營ニ方リテハ、往々當局者ト議會若ハ本國政治家トノ間ノ衝突ヲ免レズ。況ヤ初メテ植民地經營ニ從事セントスル日本ニ於テヲヤ。

臺灣經營ニハ其前ニ橫レル以上三個ノ根本ノ困難アリ。去リ乍ラ、吾等ハ克ク此ノ困難ニ打勝チ、時局ヲ救濟スルノ覺悟ナカルベカラズ。

と、先づ臺灣統治の根本的困難を列擧したるのち、更に、臺灣島内に於ける各問題を指摘して曰く

而シテ又臺灣內部ニ就テ考フルトキハ、土匪ノ擾亂尙未ダ鎭定セザルナリ。生蕃ノ區處尙未ダ確立セザルナリ。惡疫瘴病尙未ダ除去セザルナリ。幾多ノ土語蕃語アリテ、施政ヲ困難ナラシムルナリ。良好ノ港灣ヲ缺如スルナリ。交通ノ便尙未ダ開ケザルナリ。是等ノ困難ハ臺灣統治ノ上ニ於ケル不幸ニハ相違ナシト雖、克ク此ノ困難ニ打勝チテ、不幸ヲ轉ジテ幸福ト爲サンコトハ、一ニ施政ノ運用如何ニ存ス。

然れども、かかる各般の問題に對し、直ちにその個別的解決に急ぐは、決して策を得たるものにあらずとして、伯はその對策の根本に論及した。

各般ノ問題ニ就テ、各々其ノ事體ノ講究ヲ經ザレバ、豫メ一定ノ政策ヲ宣言スルヲ得ズ。何トナレバ、政策ナル

モノハ、時ト處ト場合ニ依リテ、適應ノ方法ヲ講ズルコトヲ要スレバナリ。況ヤ支那民族ノ性格ヲ改造シ、習俗ヲ移易スルノ容易ナラザル事ハ、史上ノ事實ニシテ、世界ニ於ケル未決ノ問題ト謂ハザルベカラザルヲヤ。故ニ諸般ノ問題ニ關シテハ、宜シク十分ノ調査研究ヲ待チテ、然ル後一定ノ政策ヲ立テンコトヲ要ス。生物學ノ基礎トハ何ゾヤ。科學的生活ヲ增進シ、殖產、興業、衞生、教育、交通、警察等、皆此ニ基ヲ開キ、以テ生存競爭場裡ニ立チテ、克ク適者生存ノ理ヲ實現スルコト之ナリ。彼レ動物ガ克ク寒暑ヲ凌ギ、飢渴ニ堪ヘ、境遇ニ順應シテ生存スルガ如ク、吾等ハ時ト處トニ隨ヒ、克ク諸般ノ困難ニ打勝チ、施設肯綮ヲ得テ、臺灣經營ノ上ニ光輝ヲ發揚セザルベカラズ。

吾人はここに、伯の臺灣統治の眞髓を見る。卽ち伯の所謂「生物學の原則」に基く政治である。それは伯の生涯を一貫する社會觀であつた。

伯は須賀川遊學の日、はじめて近代科學の洗禮を受け、驚心駭魄して、人生の根本此處にありと觀じたることは、既に第一卷において述べたるところである。後に至り名古屋滯在の日、倂千巖の敎へに聽きて、俄然として唯心哲學の壯觀に開眼したりと雖も、青年の日に浸潤したる自然科學の影響は、遂に終生伯の念頭より去らなかつた。

伯のいま、新領土に縱橫の手腕を振はんとするに當り、忽ちその統治原則の指導原理として躍り出してきたのが、この自然科學の影響であつた。それは依然として、ダーウヰンであり、スペンサーであり、ハックスレーであつたのである。さうして、それは伯の臺灣に於ける成功の根柢を爲したのである。

生物學の原則は、伯をして民族の習慣、俗性を尊重せしめた。千年來の土著民たる支那人固有の風俗習慣を無視して、日本民族の法律制度を輸入することは、伯の所謂「文明の逆政」であつて、決して臺灣島民を幸福にする所以でもなく、從つて日本の臺灣統治を成功せしめる所以でもない。少なくとも、臺灣に於いては、新しき施政實行に先立つて、先づ土著民の生活習慣を、科學的に調査することを緊要とする。ゆゑに、臺灣統治の要諦は、これを數行の文字に要約すれば、卽ち次のごとくである。

今施政ノ實際ニ於テ宜シク急施スベキ要件ハ、

第一、土匪ヲ鎭定シテ平和ヲ與フル事ナリ。

第二、軍政民政ノ過渡時代ニ於テ、文武官僚ノ權威ヲ明ニシテ、民政ノ主義ヲ確立スル事ナリ。

第三、地籍（土地調査）及人籍（戸口調査）ヲ明ニシテ、諸般行政ノ基礎ヲ確立スル事是ナリ。

この伯の進言は、明治三十一年五月二十五日、兒玉總督の名において地方長官に與へたる諭示のうちに、更に再説布衍されてゐる。それは上記進言書の趣旨を、實際問題に當てはめて、具體的に說示せるものであつた。かの局長の進言と、この總督の諭示とを併せ讀めば、兒玉、後藤時代の治臺根本方針が、奈邊にありしかを明かに看取しうるであらう。

兒玉總督の諭示は、まづ高野法院長問題に端を發した違憲問題、卽ち憲法は臺灣に施行さるるや否やの問題から說き起して、植民地には植民地特殊の施政なかるべからざる所以を說いて、次の如くに述べてゐる。

本島施政ニ關スル批難ハ、紛々擾々ノ有樣ニテ、就中司法問題ナルモノハ、大ニ當時ノ人心ヲ喚起シテ、或ハ法院問題トナリ、

或ハ違憲問題ナリト迄絶叫セシムルニ至レリ。然レドモ是レ或ハ感情ノ衝突ニ過ギザルモノナラン。（中略）本島ニ於テ憲法ノ施行セラレ居ルヤ否ヤノ理論問題ハ姑ク措キ、判官ノ保障ハ必要ヲ認メリ。然レドモ一ニ内地ノ構成法ニ據ラントスルハ、本島ノ事情ニ照シ、却テ過ギタルハ尙及バザルガ如シノ感ナキニアラズ。故ニ陸軍理事保障ノ程度ニ準ジ、甲乙參酌シテ以テ此等ニ關スル律令ヲ定メタリ。他日改正條約實施ノ日モ、何等差支ヲ見ザルノ餘地ヲ存シ、適宜進行ノ活動ヲ妨ゲザルヲ期シ、以テ從來蟠屈セル苦情ヲ洗滌スルノ措置ヲ施セリ。

以上ハ事專ラ司法ニ關スルモノナリト雖モ、地方行政官ニ於テモ亦間接ニ連係アルノ問題ナルヲ以テ茲ニ經過ノ大要ヲ陳ヘ置クノ必要アルヲ思惟セリ。諸君モ亦各自行政上ノ關係ニ就キ、此意ヲ以テ措置セラレンコトヲ希望ス。

次いで總督は行政の要諦を說き、從來治績の擧らざりし所以を「此粗野幼稚ノ人民ニ對シ、我ノ官衙構成複雜」なるに歸し、進んで官吏の任選は、已むを得ざる場合の外、「臺灣中ノ人物ヨリ推擧スヘキ」ことを說いた。

牧民ノ業ハ、凡ソ地方ノ人民ヲ安堵セシムルヨリ切ナルハナキナリ。而シテ人民ヲ安堵セシムルノ要、一ニ疑懼ノ念ヲ懷カシメザルニアルノミ。

乃チ官衙ノ命令スル所、總ジテ一途ニ出デ、政治ノ簡明ヲ示シテ、人民ノ依ルベキ所ヲ知ラシムルヲ要ス。是ヲ以テ、甲乙ノ官衙ニ分レ、自然命令ノ區々ニ流ルヽノ弊ヲ生ゼザルコトニ力メザルベカラズ。

今此目的ヲ達セント欲セバ、地方制度ヲ簡易ニシテ、事務ノ敏活ヲ圖ルニ如カザルナリ。今尙民心ヲ得ルノ點ニ於テ、彼ノ支那流ノ政治ニ讓ルアルノ狀ナキ能ハザルモノハ何ゾヤ。日ク此粗野幼稚ノ人民ニ對シ、我ノ官衙構成複雜ニシテ、其命令ハ動モスレバ區々ニ分レ、彼ノ官衙單一ニシテ、其政令ハ却テ一途ニ出ヅルニ歸因スル所アルニヨルモノナキニ非ズ。（中略）

尙此任撰ニ就テ一言スベキハ、吏員ハ務メテ渡臺中ノ人物ヨリ推擧シ、已ムヲ得ザルノ場合ニ非レバ、他ヨリ新ニ任用セサルコトニ注意セラレタシ。是衆人皆悉ク然ルト云フニ非ズト雖モ、渡臺者ノ意中ヲ推察スルトキハ、我ガ國家ノ爲メニ盡瘁セント欲

スルノ希望ニ出タル者多キニ居ルモノト看做サザルヲ得ザレバナリ。(中略)

所屬吏員ノ昇級ノ如キ其已ニ年限ニ達シタル者ト雖、此一段落ヲ見ルノ後チ、宜キヲ得テ決行スルノ可ナルヲ知レリ。

下級官吏ノ措置ハ、冗資ヲ去リ、精練ヲ擧ゲ、彼ノ剩餘ヲ以テ之レカ不足ヲ補ヒ、吏員ヲシテ生計ニ困難ナカラシメンコトヲ希望ス。

總督は更に進んで、土匪政策に論及した。その詳說は第二節に譲る。併し彼が「三段警備ノ說ノ如キ、其未ダ治臺ニ痛切ナル所以ヲ知ラズ」と喝破して、勇敢に前任者の方針を變更することを明言せるは、特に注目に値する。身は軍人にてありながら、警察力を中心とする民政主義の徹底を說くにあたり、兒玉、後藤二人者の呼吸の如何によく合致せるやを窺ひ見ることができる。

土匪ノ害モ亦政治ノ邪魔ナリ。然レドモ土匪ト稱スル者ノ中ニ於テ、其ノ種類アリ。能ク之レヲ判別シテ、處分スルコト肝要ナリ。一概ニ土匪ヲ同視スベカラズ。然ラズンバ却テ政策ヲ錯ルノ恐アランカ。

此等ノ禍害ニ備フル機關トシテ、警察及憲兵ノ二種アリ。嘗テ聞ク所ニ依レバ、憲兵ハ警察ニ優レリト。今玆ニ實施ノ情況ヲ觀察スルニ、民政上寧ロ警察ノ適任ナルベキヲ知レリ。殊ニ三段警備ノ說ノ如キ、其未ダ治臺ニ適切ナル所以ヲ知ル能ハズ。

軍事ノ教育ハ、固ヨリ警吏ヨリ憲兵ノ優レルアルベシト雖モ、禍機ヲ未發ニ禦ギ、其禍ヲ利シテ其福ト化サシムルノ妙味アルハ、警察ノ運用ニ如カザル也。設備以來半歳ニモ至ラザルノ今日ニ於テ、三段警備ノ廢止ヲ企圖スル如キ、朝令暮改ノ嫌ナキニ非ズト雖モ、其可ナラザルヲ知リテ之レヲ改メザルハ快シトセザル所也。唯應サニ漸ヲ以テ之ヲ行フベシ。

兵力ハ國家ノ靜寧ヲ維持スルニ於テ一日モ缺クベカラザルモノ也。然レドモ今日ノ如キノ制ヲ執リテ、兵力ヲ細分スルハ兵力ノ效用ヲ奏スル能ハザルノミナラズ、寧ロ用兵ノ法ニ於テ頗危險ノ恐アリ。

又兵力ヲ要スベキノ敵ナルヤ否ヤヲ詳ニセズシテ、直チニ軍隊ノ偵察ヲ出スカ如キ、或ハ地方官ノ未ダ知ラザルニ先チ、軍隊ノ已ニ討伐ヲ試ミルカ如キ、皆其宜シキヲ得タルモノニ非ル也。

現今ノ匪情ヲ察スルニ彼自ラ唯速ニ歸順スルノ道ヲ得ンコトヲ希望スルカ如キモノアリ。此際ニ在リ警察ノ妙用ヲ利セズシテ兵力ニ一任スルノ狀況アルハ得策ト云フベカラズ。軍隊ハ素ヨリ行政警察的ノ教養アルモノニ非ズ、此ノ如キ軍隊ヲ以テ、其警察的ノ任務ニ當ラシムルハ、既ニ其當ヲ失スレバナリ。然レドモ今之ヲ急劇ニ制スルハ、却テ弊ヲ釀スノ恐アリ。漸ヲ以テ矯正ニ力メザルベカラズ。（中略）

土匪政策と並んで、臺灣統治の難問題とされたる財政政策については、未だ確然たる方針を示すの時期に到らなかつた。しかし大體に於いて、事業費は公債により、經常費は本島の自力によるといふ大方針は、この諭示に暗示せられた通りになつた。

臺灣ノ財政ハ國庫ニ依賴セズシテ、漸次獨立ヲ期スルノ希望ナリ。今日ノ場合ニ於テ其實施ヲ見ルハ固ヨリ容易ノ業ニ非ズ。且直チニ當初ノ收入豫算額ニ達セシムルニ至ラザルベシト雖モ、今後ノ收入ニ於テハ、三十年度ニ比シテ大ニ增加ノ見込アリ。（中略）

事業費ハ少クモ五、六千萬圓ヲ要スベシト雖モ、コハ公債ヲ起シテ費途ニ充テ、經常費ハ本島ノ自力ニ依テ之レヲ支辨センコトヲ目的トセリ。今日迄ノ調査上ノ豫報ヲ以テ之ヲ考フルトキハ、三十二年度ニ至リテ此方針ヲ以テ一歩ヲ進ムルコト、亦敢テ至難ノ事業ニ非ル也。（中略）

最後に總督は教育について、「漫ニ文明流ヲ注入」することの危險を說くに止まり、その方針なるものを明示しなかつた。これまた後藤局長の意見に基くものなることは、第六節において明かにするであらう。

教育ハ一日モ忽諸ニ付シ去ルベカラズ。然レドモ漫ニ文明流ヲ注入シ、權利義務ノ論ニ走ルノ風ヲ養成シ、新附ノ人民ヲシテ不測ノ弊竇ニ陷ルコトナカラシメンヲ期セザルベカラズ。故ニ教育ノ方針ヲ定ムルニハ頗考究ヲ要セサルヘカラス。教育素ヨリ必要ナレドモ、其方針並ニ程度ハ、目下考案中ニシテ、寧ロ未定ト云フノ外ナシ。諸君ト共ニ今暫ク熟慮ヲ要スルノ問題トセン。

九、宏壯なる官邸の造營

伯が臺灣に赴任した時は、領有以來すでに二年有半を經てゐたけれども、その統治は未だ緒に就いたばかりであり、總督官邸の如きも、地方の三等郵便局にも似たる、貧弱なるものであつた。

明治三十七年、臺灣を訪うた竹越與三郎は、その著「臺灣統治志」（四七〇――四七二）にそれを敍して次の如く誌してゐる。

余が後藤民政長官と城內偏隅の一街衢を通過するや、後藤氏は余がため一陋屋を指して曰く、是れ余が初めて赴任したるときの官邸なりき。民政長官の家已に此の如し。下級官吏の住居の矮穢なる、推して知るべし。官吏に疾疫多かりしも、偶然にあらずと。今や官邸あり、官舍あり、皆な一として衞生的ならざるはなし。余は今日の宏潤なる市街を以てしては、到底、當時の狀態を想像する能はざりき。

かるが故に、伯は任地に著くや、先づ總督官邸の建築にとりかからねばならぬ始末であつた。

かつて電光石火のうちに陸軍檢疫所の大設備を建設し、また後年滿鐵において、東京市において、人目を驚かすほどの大建設を行つた伯が、この日本最初の新領土における手始めとして、如何なる總督官邸をつくるであらうか。長尾半平は、當時を顧みて、次の如く語つた。

總督の官邸を改造する時、或る人は、後藤に任せて置けばどんな豫算をとつて、御殿を造るかも知れぬ。と評したものがある。伯は之れを聞き「臺灣總督は我國の南方經營の王座である。その官邸は善美を盡すべきである。

我輩は直屬のオペラを設けたいと思つたのであるが、それは時節柄遠慮したのである。これ位の官邸をかれこれ云ふは、我が南方經營を解せぬものの言である」といはれた。

ところが、いよ〳〵總督官邸が出來上ると、何の故か兒玉は、その壯麗なる總督室に入らなかつた。それは訪者に、幾分怪訝の目を瞠らせたものと見えて、竹越は前掲書（四五頁）のうちに、次の如く記してゐる。

余を作へる後藤民政長官は、多くの客室房樓を示したる後、階下の一小室に至て曰く、是ぞ民政長官が總督に伺候して、其指揮を奉ずる間、滯留せんが爲めに作りし者なり。然れども質素なる總督は、自家の爲めに作られし階上の巨室を避けて、民政長官の爲めに作られし此小室を占有するが爲め、民政長官は居るべき室を有せず、爲めに余は之と相對する祕書官室に入りて寄留するの已むを得ざるに至れりと。

總督が民政長官室に、民政長官が祕書官室に、そして祕書官は何處に居室を定めたのであらうか。當年を想望して、吾人は微笑を禁じ得ない。竹越は、それを總督の「質素なる」ためと記してゐるけれども、兒玉自身はさうは言はなかつた。

『乃木のは、儉素自ら身を持してゐるのぢやが、わしのはちがふ。あんなピカ〳〵した室は俺の趣味に合はんからぢや。』

そこに兒玉の面目が躍如としてゐる。が、何れにしても、その壯麗なる總督官邸の外觀は、島民の眼を眩惑するに足るものがあつた。時人はこれを評して、「臺灣の阿房宮」と呼んだ。

しからば伯は、何故に、かくも宏壯なる官邸を建造したのであるか。それは單に彼の性來の大規模癖にとどまるの

であらうか。

この場合においては、さうではなかつた。由來支那人、即ち彼の統治せんとする臺灣人は、物質的人種である。黄金と儀禮と、壯屋と宏園とが、彼等の尊崇の的である。唐代の詩人すら、「不覩皇居壯、安知天子尊」と歌つた。かかる人種を統治するには、宏壯なる官邸も、民の心服を買ふ一方便であつたのである。

一體兒玉も後藤も、一皮むけば野人であつた。浴衣がけに大胡坐をかいて放談することを好む底の人物であつた。併しながら、一度儀禮となると、努めて金色燦然たる儀服に威容を正し、むしろ尊大とすら見えるほどの態度で、人民に接するのが常であつた。

この一種の二重人格的態度を、當時臺灣日日新報にあつて、絶えず兒玉、後藤の兩人に親炙してゐた尾崎秀眞は、次の如く回顧してゐる。

政治家としての兒玉さんは、實に嚴格其のもので、官邸に居る時は必ず勳章をさげて、儼然として本島人に接してゐましたが、日曜日になると、粗末な著流しに藁草履などを穿いて、農民を相手に路傍に打ち解けた話を交すと云ふ風で、昨日官邸で勳章さげた態度は何處へやらで、或る時は揚文會に出て本島人と膝突き合せて、文事を語り合ふと云ふ有樣でした。

昨の王侯、今の野人、それが臺灣統治の一つの必要な方便であつたのである。また齋藤參吉も、この兒玉總督の業業しいばかりの巡視振りについて、次の如く語つた。

然らば兒玉大將自身は何をされたかと言ふと、先づ島内を巡視された。其の巡視をするには北京から態々大きな

立派な轎を取寄せたが、其の轎は當時北京に於いて各國の公使等の乘用に供したもので、靑色の羅紗で張られた上に、擬寶珠のある、如何にも支那の大官の乘るやうな轎である。それを一定の服裝した八人の轎夫に舁かせて、前後に騎兵一小隊を付し、堂々として臺灣各地を巡視された。時の人は之れを見て、其の行列の業々しきに喫驚して、非難する者もあつた。

轎輿すでにかくの如し。官邸の宏壯なるは、訝かるに足りない。しかも、宏壯なる建築物を建て、完備せる都市設備を行ふことは、臺灣に赴任せる內地人の腰を落著かせるためにも、絕對に必要な條件であつた。彼はそれを熟知してゐた。當時內地人が、臺灣島に渡つて來る時の心理は、主として所謂出稼人根性であつて、瘴癘の蠻地に苦しむも、立身出世のためならば、已むを得ないといふほどの考へであつた。かかる人々をして、新領土に安住せしめ、その任務に心魂を打込ませるためには、不必要と思はれるほどの物質的設備が必要であつたのである。

彼が總督官邸をはじめ、官舍、舍宅の設備、延いては都市計畫の完備に全力を擧げたのは、一つはそのためであつた。しかし世人は多く彼の眞意を解しなかつた。そして臺灣を訪るる人の大多數は、その宏壯なる設備に一驚し、次いでその贅澤を非難するのが常であつた。

それについて、新渡戶稻造は、次のやうな興味ある插話を物語つた。

私が臺灣に赴任して、まだ程ない頃のことであつたが、或る日の夕方、後藤長官の所から電話が掛つて來て、何某といふ帝國議會の議員が來て居るから、話相手に晚餐に來ぬかといふ招きであつた。早速行つて見ると、其の人の外に別に客もなかつた。程なく食卓に著いて、何の話があつたか、今記憶しないが、食後に其の議員さんが

キョロ／＼室内を見廻して言ふのに、

「之れは大した建築だ、東京でも大臣の官邸だつて、之れには迚も及ばないのだ。是れが民政長官の官宅といふのでは、總督の官邸が出來たなら、どんな立派なものになるだらう。」

と、やや冷笑的の口調で言うて居つた。さうすると、此の問題には更に觸れる模様もなく、後藤さんは机の上の呼鈴を鳴らした。軈て給仕が來ると、

「オイ半紙と硯箱を持つて來い。」

と命じた。之れには議員さんも僕も一寸變に思つた。話題を全く無視した様子に、これはをかしいと思つたが、それ以外のことは何とも言はない。間もなく給仕が命令通り紙と硯をもつて來ると、後藤さんは立上つて、其の議員に、

「君、今言つたことを是れへ書いて置いて呉れ給へ。」

と言はれた。議員は聊か驚きの眼を以て、

「何を書くのだ。」

「何をといつて、君が言うたことを書いて置いて呉れ。」

「今言うたこととは……」

「イヤ此の官邸は民政長官には立派過ぎると言うたではないか。あのことを茲に書いて、年月日を記し、君の議員の資格と姓名を書いて、判を捺して呉れ。」

變なことを言ふと思つたけれども、如何にも眞面目に言ふので、どうもをかしいと僕も思つた。議員は勿論のこと、
「どう云ふことだい、こんなことを書いて一體何にする。」
「何にするといふことは分りさうなものでないか。我輩の設計に依れば、二十年を經ずして、臺灣に於いてあらゆる方面に進歩と改良を實現したら、こんな家などと云ふものは、屬官共が住むやうなものにするのである。現に今日でも、各國の領事館などは是れなどより遙かに立派なものだ。日本が臺灣を領有して、其の長官たる者が長屋住ひをして、各國に對し何の面目があるか。さう思つたから是れ位の家を建てさせた。況んや總督の官邸の如きは、帝國の威嚴を海外人にさへも、斷然判らしめる考へで、之れを造る積りである。けれどもそれは今急に建築も出來ないから、取敢へず此の家を造らせたのだ。それを見て苟くも帝國議會の議員とでも稱する人が、之れは長官の官邸として立派過ぎるなどと云ふ考へを抱くに於いては、將來臺灣の統治上寒心せざるを得ない。僕は君の言ふことを書付に取つて置いて、二十年後になつて、議員さへもこんなケチな人間があつたといふことの證明にしたい。」
茲に至つて議員さんはやや狼狽した體で、さう云ふ意味ではないとか、何とか辨明を始めたが、
「イヤ外に意味の取り樣がない。帝國議會の議員の話として、日本國民の尻の穴の小さい證據品を取つて、今後發展すべき日本人の警戒にしたいから、是非書いて呉れ。」
頻りに迫つたことがあつた。議員さんもこれには弱つて、殆ど謝罪せんばかりに、色々と長たらしい辨明をした

が、遂にそれも有耶無耶に終つて、それから珈琲か何か飲んで其の儘別れたことがあつた。

一〇、兒玉の頭と後藤の頭

玆に吾人は、少しく立止まつて、兒玉と後藤との頭腦を觀察して見たい。そのことは以て彼等兩人が、至難なりし臺灣統治に成功せる所以を、說明するのよすがともなり得べきが故にである。先づ新渡戸稻造の談話に聽かう。

後藤さんの特徵と云ふのは、能く一般に頭が宜いやうに思つて居る人が多いけれども、私は頭の宜いのが特徵だとは思はぬ。私の見る所では能を以て特徵とするのではなく、それは宜いのは人並よりは宜いか知れないけれども、併し頭の宜いことを言うたならば、寧ろ兒玉さんの方がずつと上だと思ふ。例へば技術の點のことでも、港灣の修築のことでも、或は私の殊に與つて居つた殖産のことでも、臺灣の製糖のことなどでも、藍の栽培のことに付いても、さう云ふやうな技術的な話をしても、まあ兒玉さんに話をすれば十分で分ることならば、後藤さんは矢張り二十分位は掛つたやうである。尤もさう云ふやうな話を私が聞いたならば、どうしても、二時間位は掛ると思ふ。後藤さんは吾輩に比べれば高位にあつたけれども、兒玉さんに比べれば、矢張り頭の分り程度、理解の程度に於いては、大分下つて居るのでありませう。兒玉と云ふ人は其の點は偉いものだ。まるで電光のやうにピカ〳〵する鋭さを呈して居て、身體全體が花火でもあるかの如くピカ〳〵して居つて、彼の話ならどんな話でも、聞いて居つて、能くピリ〳〵と其の理由を述べ出したら、其の整然としてゐること驚く程であつた。

以て兒玉の頭腦が、いかに鋭利俊敏なりしかを、想像するに足る。この點については、新渡戸夫人萬里子もまた、

次のやうに物語つたことがある。（因みに夫人は、生れは米國で、日本語は殆ど使はない人である。）

私がはじめて、兒玉さんを一人で、お尋ねしましたとき、總督の外、あいにく誰れもゐませんでした。すると總督は、私を見るなりすぐ立つてこちらへ來られて、「あなたは新渡戸さんの奥さんですか」といつて、室内に案内されて、日本語で色々とお話をおはじめになりました。さうして私のいふ英語は、お解りにならないのださうでしたが、それでゐて、實によく合槌を打たれて、私は言葉の通じない人と話してゐるといふことを忘れるほどでした。

私は生れてから會つた一番頭の鋭い人は、兒玉大將とミス・シドモアーだと思ひます。

然らば、後藤の頭の特徴は、いづれにあつたか。新渡戸はつづいて、次のやうに語つた。

併しあの人（後藤）は情の人であつた。感情家だから色々なことに氣が付き、各方面をあれも是れもと云ふ風に、多情と云ふか、感情の種類が多い人である。それを頭で統一しようと云ふ、其處に彼れの苦心が存在する。其處が頭の用ひ所である。故に伯はよく言つて居つた。

「私のことを大風呂敷と云ふけれども、やつて居る所を俺がぐつと引張ると、何もかも一緒になつて引捲いてしまふよ。」

と云うたが、實際其の通りであつたのです。併し其の中に統一は何處かに在る。自分が說明出來ないけれども、本能的に統一のあることを感じてゐるのだ。

さらに新渡戸は、別の機會において、伯につき、次の如く語つてゐる。

察する所、若し伯が青年時代の專門を繼續して、醫師となつたならば、その診察法の如きは、頗る意表に出たものが多かつたらう。何故なれば、何事に當るにしても、伯の觀察はただに一局部に止まらなかつた。必ずその關係ある他の事柄にまで考へが及んだから、鼻に病があれば足に異狀があるや否やを尋ねる風があつた。曾ていはれた言にも、

「僕は種々なる事柄をはじめ、それをそれ〳〵の專門學者にゆだねてゐるが、自分の考へでは、何れも連鎖してゐて、ぐうつと親ひもを引張れば、何もかも附いて來る樣に仕向けてある」

と。これは徒らに誇つた言葉でなく、實際伯の頭は必ずしも明瞭でなかつたにしても、ボンヤリなりとも、知識の綜合觀念が、常に眼界にひらめいてゐると思はれる。恐らく伯と共に學問の話をした人は私と同感であらう。折々、伯のいふ事が多岐にわたるやうで、中心を缺いたり、甚しき時は、思想が支離滅裂して、歸する事なき印象を與ふることもしば〳〵あつた。議會に於ける答辯すら、往々にしてこの譏りを受けた。然るに伯の頭の中の働きを觀察すれば、佛教のいはゆる四法界觀と稱すべき智能の働きではなかつたらうか。卽ち事象の世界も理の世界も離れ去つて、何事も何物も、悉く相互に融卽せる世界に、全く入るまでに至らなくとも、その入口に達した趣きがある。この高き見地より、諸般の學問を見渡したものと、私は觀ずる。高き山より谷底を見る明があつたから、伯は瓜や茄子の花を見ても、櫻や梅に劣るとせず、櫻や梅を研究するの心を以て、瓜や茄子の研究を奬勵した。

此處に一つのエピソードがある。それは伯が少年時代に、勝海舟に會つたといふ話であつて、伯が新渡戶に語つた

ところを、伯の歿後、新渡戸が思ひ出して、公開の席で述べたものである。

是れは皆さんもお聽きになつたかも知れませんが、後藤さんが若い時、醫學を修めて居られる頃、偶〻東京見物に來られた。友人が、

「君東京見物に來た以上、淺草や上野の見物も宜いが、それより偉い人物に逢つてはどうだ。」

「僕もさう思ふ。併し書生ツぽには誰れも逢つては吳れまい。」

「誰れか逢つて吳れるだらう。」

「ところで一體、今偉いといふのは誰れだ。」

「先づ今では西鄕隆盛が日本一だか、其の人は東京に居ない。次は大久保といふ人だが、なか〳〵忙しさうで、それにまた、隨分嚴格なやかましい人で、一寸逢つては吳れまい。其の次に勝安房といふ人がある。此の人なら屹度逢へるに違ひない。」

「さうか、それぢや其の勝安房といふ人に逢ひたいものだナ。」

「よし添書を貰つてやらう。」

といふことになつて、どなたからか知りませんが添書を貰つた。それから後藤さん、勝さんの所に往つた。こちらに這入れと案內されて座敷に通つた所が、氷川町の小さい屋敷の小さい座敷で、丁度勝安房さんが、差出した添書を讀んで居られる――それから後藤さんの話に依ると――勝さんは、眼鏡を鼻の先きに掛けて讀んで居られる。それを後藤さんが、どうもあの眼鏡が今にも落ちやしないかと心配でならなかつた。やがて、勝さんは眼鏡

の隅からジロ〳〵と手紙を讀みつつこちらを見て、
「お前、醫者の稽古して居るか。」
「さうです。」
「それならば此の頸の筋肉の作用ぐらゐは知つて居るであらう。」
「ハイ一通りは心得て居ります。」
「どう心得て居る。」
「それはその何とか云ふ筋肉でありまして……。」
「そんなことはどうでもよい、俺の訊いてゐるのは、頸の筋肉の働きだ。いいか、首はかうして、左右に動くだらう。」
「はい。」
「それから、かうして、上下に動くだらう。」
「はい。」
「ところでだ。それだけか。」
そこで後藤さんが、默つて居られると、
「そこぢや、この外にもう一つ大切な頸の筋肉の働きがある。それはかうぢや。」
さういつて、勝さんは、ずーつと頸を上に伸ばしながら、

一な、これが一番大事な、頸の筋肉の働きぢや。人間といふものは、上下と左右とは、誰れでも見える。しかし頸をのばして、先きを見ることができない。もうこれで四方八方行き詰つたと思つたときでも、ずーつと、頸を伸ばして先方を見ると、まだ〳〵餘地はある。これの見える人間が偉いのだ。この頸の作用がむつかしいのだ。誰れでも今日のことは見渡せるものだ。ところが、何か事がハツと起つた時分に、慌てないで、向うの方をズツと視通す、此の作用を覺えて居なくてはいけないぞ。」

と勝さんが言はれたと云ふ話を私は二、三度聽きましたが、それが爲めに、自分もそれを心掛けて居るとは言はれませんけれども、あの話を幾度か繰返される所を見ると、それが後藤さんの日頃の心懸けでなかつたかと思ふのであります。

既に第一卷の始めに引用した齋藤實の言葉にも、「後藤は小さいときから先きの見える男でした」とあるやうに、伯は將來を豫見する力を具へてゐた。しかし、それがために、いつも時代より先きに歩いて、ために色々と世間に波瀾を起し、また自分もしば〳〵困難に遭遇した。

これを彼自らが、冗談に托していつた話がある。長尾半平の物語る次の話がそれである。

臺灣で或る時伯にお伴して、生蕃界にある山に登つて、景色を眺めて居つた時、

「遠眼鏡一人でもてば罪つくり」

といふ狂歌を紙片に書いて、私に見せられたことがあつたが、何を計畫されるにも、いつも先きの先きを見透して、次の時代の利益を考へて云はれるのであるが、これを聞くものには、それだけの視野も持たず、遠視力もな

いから、御自分でもこまられ、人々にも迷惑をかけたことを想起して、皮肉的に歌はれたものと察したのであつた。されぱと云うて、故伯の計畫は、詩人の夢のやうなものではなくして、孰れも科學的の知識に基礎づける立派なプランであつた。しかし故伯は、自分で其の案を淸書はされなかつた。大抵の場合には、原稿草稿のままで示される事が多かつたから、之れを授けられたものの力量の如何によつては、折角の名案も其の眞價を發揮しないで濟んで仕舞ふこともあつた。さういふ場合には、故伯は深くも咎めずして、自分の考へは、其の當時の周圍環境には、まだ無理なのかと、諦めて居られたやうであつた。

しかし、伯のこの「遠眼鏡」は、ただ單純な想像力のみの所産ではなかつた。彼は根柢において科學者であつた。ゆゑにその奔放自在なる空想力は、いつも分析的科學精神の批判を受けてゐた。若し伯にこの科學的修業がなかつたなら、伯の天馬行空的想像力は、却つて伯の一生に累ひしたかもしれない。

伯は、「科學者的政治家」をもつて自ら任じてゐた。さうして、他の「新聞的政治家」や、「雜誌的政治家」を、輕視する風があつた。これについて、水野鍊太郎は、次のごとく語つた。

伯は時々奇拔の言を吐くことがあるが、常に斯ういふ事を言はれて居つた。「今日の政治家は新聞知識の外はない。稍ゝ進んだものは雜誌知識である。學術的書物に關する知識を有するものは殆どない。卽ち Zeitungs Politiker（新聞的政治家）が普通で、少しく進んだものでも Zeitschriften Politiker（雜誌的政治家）位のもので Wissenschaftliche Welt-politiker（科學的世界政治家）は一人もない」と言つて、現時の政治家を罵倒して居た。

一一、人材招致

伯は平生、口癖のやうに「一に人、二に人、三に人」といつてゐた。それはナポレオンの「一に金、二に金、三に金」と言へるに對しようといふ稚氣も、多少はあつたであらう。しかし、これは彼の眞實の考へであつた。

彼はよく人に欺かれた。また飛んでもない人間に感服しもした。けれどもそれは彼のみの有した弱點ではない。人間を見ることは、困難事中の困難事である。

しかし彼が、人物に興味を持ち、人間の才能を十二分に活用せしめようといふ熱意を持つてゐたことだけは、確かであつた。殊に彼の臺灣時代は、人材を集め、これ等をして十分に驥足を展ばさしめたときである。換言すれば、彼の臺灣統治が成功せる原因の一つは、人物を集めた點にあつたといふことが出來る。彼自らも亦、しば〳〵この一事に言及して、

『臺灣の經營が立派な成績を收め得たのは、優秀な技術者を重く用ひた結果によるのである。』

と言つてゐた。然らば臺灣民政長官時代の伯の周圍には、如何なる人材が集められてあつたか。

先づ、民政長官と並ぶべき地位には、石塚英藏が勅任參事官として赴任した。さらに財務局には祝辰巳あり、土地調査局及び專賣局には中村是公あり、殖産局及び糖務局には新渡戸稻造あり、土木局には長尾半平、鐵道局に長谷川謹介、醫院及び醫學校に高木友枝あり、又舊慣調査に岡松參太郎、その他宮尾舜治等の人物があつた。これらは何れも民政長官後藤新平を助けて、一心同體となつて、新領土統治を成功せしめたる殊勳者であつた。そして彼等はまた、

それ〴〵後に獨自の境地を拓いて、名を成したる人々であつた。

ただ一人、石塚英藏だけは、後藤を中心とするこのグループと、何かしら折合ひが惡かつた。ために當時の風評に據れば、石塚は兒玉、後藤の御目附役として、中央政府から駐臺を命ぜられたのであるといふ風評さへあつたものである。しかし長尾半平は、この事實を否定して次のやうに語つた。

石塚氏は、大學卒業後法制局に入つた。その頃法制局に入るものは成績の最も優秀なもので、その次のものが大藏、内務等に入つたのである。兒玉總督が赴任する時、伯は民政局長、石塚氏は參事官長として赴任することになつた。その時總督は、後藤君は民政を、石塚君は法制を、而して我輩は軍政を治め、三人鼎足の勢ひを以て、臺灣統治の大業を完成したいといふ旨を述べられた。つまり三人肩を列べて、大任に當らうといふのであるが、官僚育ちで法制中心の石塚氏は、いはゆる生物學的原則で植民地經營を行はうといふ三人とは、根本の見方が違ふ。赴任すると直ぐにそれが分つて了ふ。併し本人は飽くまで三人鼎足で臺灣を治めるのだと信じてゐるのだから、自然それが態度にも現はれて來る。從つて人との折合もしつくりゆかない。自分でも面白くないから人とも爭ひを生じ易かつた。恐らく氏と喧嘩しないものはなかつたであらう。

この石塚を除くのほかは、殆ど全部、伯の子飼ともいふべき人々であつた。しかも官吏の選任は、民政長官に一任されてあつたために、伯は朝野から自由に、人材を拔擢することができた。

故に伯が、如何なる人物を、如何なる標準によつて、簡拔したかといふことによつて、行政家としての伯の手腕を、枰量し得るであらう。これについて、高木友枝は次の如く語つてゐる。

臺灣民政長官時代は、後藤さんが總て人を採用することを委されて居つた。併しながら、後藤さんが臺灣に連れて行つてやらうと言つて、連れて行つた人はあまりない。謂はば後藤さんの方から、どうぞ來て呉れと頼みに行つて、連れて來た人が多い。是れが當時臺灣に人の揃つた所以である。まづ新渡戸稻造さん、あの人は殖産局長心得といふ名目であつた。資格がないから局長にはなれない、其の人を頼むにも、自分で度々行つて、是非來て呉れと言つて頼んだものらしい。だから其の頃集めて來た主なる人は、雇はれる方から條件を附けて來たものもあつた。さういふことで、詰り人を集めることに非常に苦心をしたといふことが解る。其の頃の人材としては、祝辰巳、中村是公、鈴木宗言、宮尾舜治、大島久滿治、長尾半平、鹿子木小五郎、長谷川謹介、闘屋貞三郎諸君の如き、雲の如く集まつて居つた。

それから當時高等官中に東北地方の人が割合に多かつたのは、後藤さんの縁故で東北の者を連れて來たといふ風に見た人もあるが、それを仔細に觀察して見ると、元から知つて居る人は殆どないので、唯其の時の時勢は詰り藩閥時代であつたから、東北出身の者は手腕があつても用ひられなかつた。それ故に臺灣のやうな新領土に於いて一つ働いて見ようといふ考へを起したことと、一方の人材を探すといふこととが一致して、それで東北人が比較的に多かつたやうに私は見て居る。

新渡戸稻造が、臺灣赴任を承諾するまでの經緯は、前巻（第一巻第三章第五節七）に記した通りであるが、さらに新渡戸は、彼が米國より歸朝、神戸に上陸して以來の始末を、次の如く語つた。以て伯が、如何に人を遇するに意を用ひたかを、知るべきできる。

神戸につくと、總督府の役人が迎へに出て、すぐに東京に來た。停車場には、後藤さんの代理が出てゐて、「お疲れだらうが、この足で訪問して貰ひたい。後藤自ら迎へるところであつたが、インフルインザで四十度近い熱があるため、外出がかなはぬ。御苦勞だがすぐに立寄つて貰ひたい」

この時も、如何に後藤といふ人が性急の人であるか、わが輩の如き一介の書生を迎ふるにかくも禮を厚くし、また病氣を冒して面會を求めるとは、如何なる人物なるか、わが輩少なからず好奇心を抱いて、同氏の邸宅に赴いた。後藤さんは一室に寢床の中に横はつて、枕許には藥瓶が二、三本あつた。わが輩の室に入るや、

「長い旅行でお疲れのところであらうに、早速御足勞かけたが、私は熱が少し高いので外出は勿論、床を離れることさへ禁ぜられてゐる。」

と挨拶をした。

わが輩も月並の挨拶をして、今回御推薦下されて有難いといふやうな意味を述べた。さうするといきなり、

「君は役人になる積りか、それとも役人はいやなのか」

「役人がいやといふ譯はありません。北海道の奉職を止めたのは、役人が嫌なのではなく、全く病氣のためなのでした。さうして今度私を採用下さるについては、役人としてではないのですか」

「役人とすれば官等などに制限があるので、貴方の履歴によると五等官以上の技師より高くは出來ないさうであるが、然しもし、役人でなく囑託とかいふ名義にすれば、俸給は幾らでも君の望まるゝだけ、出すことが出來る」

「さういふ規則は私は不案内ですが、これから生活するに他に藝もありませんから、矢張り低くとも役人になる

より他に道がないと思ひます。」
「ただお氣の毒なことは、俸給が五等官に相應することとなれば、よくいつて四級俸以上には規則が許すまい。もし囑託なら五千でも六千でも出せる。」
「私は女郎ではないから、金で身を賣る考へはないのです。豫て友人からあなたは面白い人だと聞いたから、それなら仕へてみようと思つて、俸給はどうでもよろしうございます。」
と答へると、後藤さんは暫く目をつぶつて默つてゐたが、熱が高まつて苦しいのであらうと思つて、暇を告げようとした。その時また眼を開いて、
「よく解つた。有難う。これからすぐ御苦勞だが、兒玉總督のところに行つてくれ給へ。總督も多分同じことを聞くだらうが、その時は今のやうに答へておいてくれたまへ。」
これが今にも忘れない、わが輩が後藤伯に初對面した時の記憶である。
その後數日を經ずして、わが輩は臺灣總督府の技師になつたことが、新聞に見えた。しかも官等は五等で俸給は一級俸と掲げてあつた。
わが輩の叔父は何かの誤りであらう。官等と俸給がこんなに違ふ譯がないといつた。しかるに翌日屆いた辭令書を見ると、全く新聞の報ずる通りであつて、その後過分の俸給を月々受けてをつたが、勿論わが輩は滿足してをつたけれ共、殊更この儀について總督や長官に、禮をいふ氣にもならなかつた。
然るに四、五年を經て、ある宴會の席上、色々の昔話をさるる時、後藤伯はわが輩に向つて、

一件は別に有難いとも思ふまいけれども、總督府で初めて任命した時、俸給について內務省で大喧嘩をしたことがあつた。それは他でもない。君の俸給は官等にくらべて多過ぎる、甚しい異例といふので、なかなか承知しなかつた。あの時は僕も大分議論をしたよ」

と種々述べられたが、その中、秘書官から顚末を聞いて、いかに同伯がわが輩に對して好意を有せられたかを聞いて、初めて更めて謝辭を呈したことがあつた。

次に當時一土木技師に過ぎなかつた長尾半平を、土木局長心得に擧用して、土木行政にその手腕を發揮せしめた經緯については、長尾自身が次の如くに語つてゐる。

故伯に關する自分の記憶は明治三十一年の冬、故伯に懇望せられて、埼玉縣の土木課長より、臺灣總督府へ轉任する時から始まるのである。

最初に後藤さんといふ人は成程評判の通り變つた偉い處のある人だと思つたのは、內務省の土木局長の部屋に於ける初對面の時であつた。それは埼玉縣知事が自分を離したくないとて、中々後藤さんの要求に應じないので、知事を叱りつけると意氣卷いて居られたから、

「兎に角人の處のものを取るんだから、よこさないからとて、叱る事は出來ますまい」

と云つたら、故伯更に聲を勵まして、

「イーヤ叱つてやる。苟も今日一縣の知事たるものが、我が帝國の南方經綸の大方針の意義位は解つて居らねばならぬ筈なるに、それが解つて居らない奴だから俺が叱つてやるのだ。この帝國の大目的の爲めには、一縣や二

縣の都合位を犧牲にして何であるか。」

と云ふ論鋒には、敬服させられたのであつた。

以て、人材抜擢に對する伯の當時の意氣込みを窺ふことができよう。

一二、火の玉のやうに

後に伯が男爵を授けられたとき、世間は呼んで「蠻爵」といつた。さうして、それが終生伯に附き纏つた。それは二重の意味にとれた。一つは伯が、臺灣統治の事業のために授けられた爵位であるといふことであつた。しかしいま一つは、伯の精悍にして、處嫌はず奔馳する野性を指したのであつた。殊にこの第二の意味の方が天下多數の感じであつた。

伯の臺灣赴任は四十二歳の男盛りであり、相馬事件の鬱憤の未だ放散し盡さざるときではあり、加ふるに一か八かの一大賭博を新領土に試みんとする覇氣沖天の折でもあつたので、その鋭鋒は到底當るべからざるものがあつた。

彼はその渾身の情熱を傾盡し、まるで火の玉のやうになつて仕事に掛つた。その有様を新渡戸稲造は語つていつた。

『調べ事があれば、徹宵すること等は、普通一般のことであつた。公務上思ひ立つた事があれば、夜が夜中でも、屬僚を呼び起し、自らも眠ることなく休むことなく、激しいものであつた。』

自分がそんな風であつたから、周圍の人間が、少しでも愚圖々々してゐると、怒聲が百雷のやうに頭上に落下する。さうして口から出まかせの悪口雑言を浴びせかける。

『貴様は一たい、三度の飯をどこへ食つてる！』

部屋へ入つて來た人間に、いきなり頭から怒鳴りつけるのだ。それが時折、その失策をした本人でないこともあつた。そんなことは彼は一向かまはなかつた。渾身の情熱がむづ〳〵五體に疼いてくると、氣に入らない仕事振りに對して我慢がならない。丁度その腹の立つてゐるとき、顏を出したものに、その爆彈が炸裂するのである。

しかし、彼はその割合に人の怨みを買はなかつた。彼は霹靂一聲、怒號すると、それでもう、けろりとしてゐた。一度體內の蒸氣を放散さしてしまへば、氣壓は平常に復するのである。だからあとは、けろりかんとしてゐる。丁度、夕立がさーつと降つた後は、空がバヴァリア硝子のやうに澄み渡ると一般である。

從つて、いきなり「がん！」と叱り飛ばされた相手は、心中怫然として、伯の前を去るが、その次に會つて見ると、まるでけろりと忘れたやうな態度であるのに喫驚した。さうして、叱つた後はきつと滴るやうな愛嬌をもつて接してくる伯のやり方にまたびつくりした。さういふところは、全く天下一品の持ち味があつた。

この淡泊と愛嬌とが、彼ほどの癇癪持ちをして、比較的に人の怨みを買はしめず、多くの人の傾倒を繫ぎ得たる所以であつた。

しかし、それには、今一つ大切な緩和劑がついてゐた。それは、和子夫人であつた。

伯に怒鳴られて、氣の弱い者は意氣銷沈し、氣の強いものは切齒扼腕して伯の前を去つてゆからとするとき、和子夫人はよく隣室から出てきて、それ等の人々に、心からなる溫情を披瀝した。その聰明にして溫かき夫人の言葉が、伯を捨てて去らんとした人々を、幾人、幾十人、伯の身邊に引き留めてゐたか知れないのである。

或る人はいつた。

『私は何度、伯から別れ去らうと思つたか知れない。しかし、そんな時、きつと奥樣が出てこられて、後藤はああいふ性質でございますから、どうかお氣になさらないで、ご辛抱下さいましと、優しく慰められると、私は思はず涙が胸に迫つてきた。この奥樣のために、後藤さんの側に居てあげようと思つた。』

夫人は晩年になつて、忙しくなつてからも、常につとめて伯の身近かにゐるやうにしてゐた。旅行のときなども、公務出張以外のときは、つとめて同伴した。

家庭内においては、伯の隣室に居て、聽耳を立てて、伯の動靜に注意してゐた。從つて伯が誰れかを怒鳴りつけると、そつと玄關側に出てきて、その人の歸路を擁して、上記のやうな慰藉の言葉を掛けたのである。

夫人はよく語つていつた。

『後藤は織田信長のやうなところがあるのです。叱らなくともよいことを、頭から、ガミ〳〵申しますから、受けなくてもよい怨みを、人から受けるやうになるのです。』

しかし晩年の伯は、次第に圓熟して、その弊は殆ど姿を沒したが、臺灣當時は、これが善惡ともに、一番ひどく現はれてゐたときであつたらしい。

この當時の伯の罵倒ぶりは、忽ち土地の新聞種になつた。明治三十一年七月七日の臺灣日日新報「讀まずもがな」一欄に、次のやうな記事が出てゐる。

後藤長官人に接するに甚簡易、然れども人の虛を見て之れを突くに當りては、あらゆる惡口の形容詞を無遠慮に

吐き出す。曰く牛の小便、曰く쥮のゆるみたる桶、曰く馬鹿者、曰くベラボウ、曰くズボラ、曰くチョコ〳〵、曰く泥棒、曰く詐欺師。就中牛の小便を以て行事の遲緩を罵倒するは、日に幾回なるを知らず。人之れを聞きて咎むれば、大笑一番、先づ怒らぬで聞けとの一語をもつて之を掩ふ。屬僚の小才ある者、近頃長官の惡口字典を編纂して之を奉らんとすとは信か。

さういふ厲しい氣質は、周圍の人々を、強く刺戟し、作興した。ゆゑに三十臺の發達期にあつた人々は、この感激多き雰圍氣の中で、思ふ存分に伸びていつた。

臺灣統治の成功は、兒玉總督が後藤民政長官をして驥足を十二分に展ばさしめた點にもあつた。しかしそれと同時に、後藤長官が、部下の官人をして、器量一杯に活動せしめた點に負ふところが多い。

伯は臺灣を作る前に、まづ多くの人間を作つたのである。從つてこれ等の年若き官吏達は、役人氣質の世渡り術、立身術を忘れて、火の出るやうな切磋琢磨と公務的競爭に日を送つた。その當時の光景を回顧して、堀内文次郎は次のごとく語つてゐる。

會議が熱中して來ると、なぐり合ひでも始まりさうな、不穩な空氣が漲つて來る。それは皆熱心のあまり、其の職責上の說を强硬に主張するのではあるが、當時は兒玉、後藤の御兩所始め、皆深き決心の下に渡臺して居るのであるから、無論家族等は同行して居る者はない。所謂「ヤモメ」共の集まりであるから、自然氣が荒くなる。其處で大將か伯か、どちらかの粹な氣付で、料理亭吾妻のお神に內命を下し、議論が熱中して穩かならざる頃には、お神がお茶を召上がれと出て來る。さうすると皆ニコ〳〵して議論が平靜になつて、ズン〳〵仕事が運んだ

ものである。此の邊が御兩所の普通の役人と違つて、所謂理外の理の應用の妙な所であつたらうと思ふ。

同じく三十前の青年官吏として赴任した東郷實は、次のやうに語つてゐる。

自分の體驗から言つても、伯の教育や指導を受けた當時の臺灣の役人達は、一種言ふべからざる意氣と抱負とを有つて居た。

「自分達が此の新領土經營の大任を雙肩に擔つて居るのだ。」

といふ意氣と、

「自分達は臺灣に於ける各種の事情を研究調査して、最も進歩した臺灣獨特の政治行政をなすべき大使命を有つて居るのだ。」

といふ空氣に充滿して居たのが、その頃の臺灣の實情であつた。從つて、自分の如き農學出の一技術者に對しても、伯は常に政治家的氣分を養成して行かなければならぬ事を說かれ、またその方針を以て指導されたものである。此れは確かに、伯が臺灣に遺された一つの氣分であり、空氣であつた。さうして、そこに植民地統治上の大なる效果を收め得たことを否む譯にはゆかぬ。

自分が直情徑行であつただけに、伯は矢張りさういふ風な人物を多く牽き付けた。含糊模稜の圓滿居士は、もどかしくて堪らなかつた。晩年に及んでは、伯も、次第に自分の性癖を矯め、溫容もつて人に接するの道を學んだが、臺灣時代はまだ野性の馴致されない激越な時代であつた。從つて伯の好んで用ひたのは、輪廓の鮮明な人間であつた。有名な「鼠十字」といふ文字を使つて、人をびつくりさせたのもこの時代である。これは長尾半平の語るところであ

る。

故伯の臺灣時代は四十代であり、ことに元氣旺盛の人であつたから、氣の弱いものは、却々よりつけない様な勢ひであつた。それだから、眞向から自分にブツかつて來るものは、寧ろ好敵手と云はん計りに、喜んで相手にもなり、又頼もしくも思はれた様であつた。或る時のこと、自分に或る人を評して、

「あの男はネー、鼠十字だからダメだよ。」

と云はれたが、其の何の意味なるかを解しなかつたから、聞き直すと、

「あの男は赤十字でも白十字でもない鼠色だからよ。アーいふ人間は信頼することの出來ないものだ。」

と說明されたことがあつた。そのためか故伯の周圍に長く在つた人は、意志の强い人が多かつた様に思はれる。元來が正直者であつた伯は、よく人に欺かれた。さうして理性的には、面從背非の人を嫌ひつつ、實際は往々にしてかういふ人々に乘ぜられた。ことに晩年に至つてからは、さういふ間隙が多く生じてゐたやうである。しかし伯は、自分のさういふ性癖もよく心得てゐたので、成るべく自分に直言するやうな人を左右に置きたいと努めてゐた。そのことについて、永田秀次郎は、次のやうに語つた。

後藤さんが嘗て私に話しました。

「俺の祕書官は、おれの言ふが儘になる者ではいけない。おれの言ふ事をきかぬ者でなくては駄目である」

此の一語は如何にも後藤さんが人を使ふのに周到なる用意があつたかと言ふ事を物語つて居ると思ひます。御承知の通り天才肌の人でありますから、時として破天荒の妙策を立つると共に、時として極めてつまらぬ失敗

を爲す虞れが無いとも限りませぬ。此の點に就いて後藤さんは善く己を知つて、之れに備へた人であつたと信じます。

この伯の缺點に一番よく氣づいてゐたのは和子夫人であつた。伯が中央政界の人物となり、舞臺も廣く、勢力も著しく增大してから、和子夫人はこの點に杞憂して、よく近親者に語つてゐた。

『私の心配いたしますのは、後藤の晩年であります。若い時分には、伊藤さん、桂さん、兒玉さんと、後藤の頭を押へて下さる方が多かつたから、よかつたのでありますが、かういふ方々が、段々とお亡くなりになつた今日、もう後藤の頭を押へて下さる方がございません。それが私の一番の心配でございます。』

これは夫人の長逝前二、三年のことであつた。夫人はさういふ心配を抱きつつ、伯の全盛時代に他界したのである。しかし、臺灣時代には、伯の頭の押へ手は大勢あつた。從つて伯は、その缺點を暴露する憂ひなく、縱橫無盡にその天才を恣まにしたのである。

一三、マイヤー追放の一幕

ここにマイヤー追放の一幕がある。

このマイヤーといふのは、英國人であるが、臺灣に三十年以上も住んでゐた醫者で、もとは淸朝が連れて來たといふ話であるが、當時は高雄に宏壯な邸宅を構へて、威張つてゐた。彼は自ら日本の植民政策を指導する御指南番をもつて任じ、傲然として、時の總督府官吏に對してゐた。

その當時の日本は、明治維新を距たること日淺く、外國人より壓迫せられた記憶の尙ほ深い時分であつた。ゆゑに今日においては想像もできない程、當時の政治家は、外人應酬に苦心してゐた。また日本が、治外法權を撤廢し、關税自主權を囘復するためには、外國人の機嫌を害しないことが、必要であつたのである。從つて日本政府は、價値以上の高給を支拂つて、重要なる地位に外國人を聘傭し、これを鄭重に待遇してゐた。その最も傑出したる一人が、外務省顧問のデニソンであつた。

いま本項において述べんとするマイヤーも亦その外人顧問の一人であつて、日本最初の植民政治について、諸外國に好印象を與ふる必要上、雇傭されてゐたものである。特にわが領臺以來南部の方面は土匪の橫行とか、阿片の嚴禁とか、種々の風說流言が行はれて、人心頗る不安なる際、香港方面では頻りに英字新聞に治臺に關する問題が出て、日本の聲價を墜すやうな記事も尠なくなかつた。そこで臺灣總督府に於いては、二十九年四月から、民政が施行せらるると共に、このマイヤーを顧問に採用するといふ契約を結んだのである。年限は五箇年で、その俸給は確然としないが、何でも一箇年五萬圓位の報酬金額であつた。これが絕えず土匪鎭定に關する意見だとか、その他行政制度の意見などを總督府に提出し、歷代の總督もまた彼を好遇して、その我儘を默過してゐたのである。

伯がはじめてマイヤーと會つたのは、明治二十九年六月、臺灣衞生顧問として伊藤首相、西鄕海相、桂新總督などの一行と共に、渡臺した時である。さうして二年の後、伯が民政長官として赴任するや、マイヤーは直ちに臺北に來つて、總督並びに長官に面會し、しば〳〵治臺の策を進言する所があつたのである。

一體伯は、外國人の利用といふことについては、隨分努力もし、又成功もしてゐた。後に述べるやうに、萬國基督

教青年會の創成者モット博士と交誼を訂して、互に相援けたるごとき、又米國の碩學ビーアド博士を招聘して、東京市政に獻言せしめ、又帝都復興の意見を陳せしめたるごとき、伯の用意は決して尋常一樣ではなかつた。それだけに伯は、外國人の能不能、良不良を鑑別する一隻眼を備へてゐたのである。

伯は忽ちにして、マイヤーは駄目だと鑑定した。そこでこの人物を總督府から追放しようと決心した。ところが困つたことには、契約は五年である。これを如何にすべきか。

そこで伯一流の奇略に出た。橫澤次郎はこれを、次のごとく物語つてゐる。

それで伯は、初めの間は彼の進言をも眞面目に聞いて居つたが、最早や度々のことで、後にはマイヤーが通譯を連れて色々な話をする時に、長官は聞くが如き眞似をして、グウ〳〵いびきをかいて寢た振りをする。それでマイヤーが時々驚いて長官を凝視して居るが、そのマイヤーの凝視して居るのも氣付かざる如くして、寢て居る眞似をする。マイヤーも仕方がないからその時は歸るが、又出掛けて來ると、寢た振りをして居る。それがしばしば重なつたものだから、マイヤーは頗る後藤長官に向つて惡感を懷いた。そこで總督に來てそれを話す。所が兒玉總督は、「それは後藤によく話して呉れ」と言つて、マイヤーを相手にしない。後藤伯の所に來て語らんとすると、いつも大いびきで寢て居るから、これにはマイヤーも頗る困つた。終ひにはマイヤー自身にも聊か悟る所があつたと見えて、間もなく辭任を申出でた。そこで「辭任をするといふ考へがあるなら、政府は決してお前を冷遇はしない」といふので、即ち後藤さんは待つて居つたと言はぬ許りで、その辭任を好機として彼に優遇を與へて、遂に彼を解雇せられたことがある。

しかし、伯がよいと考へた外國人に對しては、決してかういふ亂暴なことはしなかつた。現に大藏省關係から雇ひ入れた顧問カークウードに對しては、伯は相當の儀禮を盡し、その意見をも尊重した。その當時、「臺灣統治方策について、見るに足るものは、カークウードと石塚英藏の報告ぐらゐなものではないか」と言つたのも、伯であつた、從つて、マイヤーを冷遇したのは、マイヤーその人の人物と識見とをもつて、取るに足らずと考へた爲めである。

かういふ亂暴なやり方が、伯に對し必要以上の敵を作つたことも、否むことはできない、それは後述するごとく、臺灣及び內地に瀰漫したところの、反後藤熱の擡頭をもつても知ることができる。

一四、一千八十人の罷免

役人の仕事のうちで、一番むづかしいことの一つは、人員の整理である。

官僚政治の病弊は、何時とはなしに人員が增加し、從つて經費の膨脹と、繁文縟禮と、新銳の氣の闕如とを來すことである。その根本的弊害たる人員の整理を斷行してからでなくては、生氣潑剌たる新政は起らない。この故に、伯は新地位に就くと、何時でも必ずこの至難なる人員淘汰を斷行した。

然らば臺灣總督府における行政整理は如何にして始まつたか。

行政の整理、官制の改革は、まづ中央總督府における民政主義の徹底から始まつた。卽ち明治三十一年六月、總督府は官房、民政部、陸軍幕僚、海軍幕僚より成るものと規定し、それと共に、軍部の發言權を制限して、民政部の權

威を確立し、これを純然たる政治の首腦者たらしめた。最初民政局長として赴任せる伯の職名が、民政長官と改まつたのは、この時である。

この民政主義の徹底こそは、新統治の核心を爲すものであつた。しかしこれについては第二節に詳述する。ここにはまづ、それに伴つて生じた地方政治の變革と、冗員の大整理を述べることとする。

明治二十八年六月に制定せられた法規によれば、臺灣の地方制度は臺北、臺中、臺南の三縣を置き、その下に八廳及び獨立の一澎湖島廳を置いて、頗る簡單明瞭なものであつた。然るにこの制度は、僅か二箇月で破毀されてしまつた。卽ち臺灣の地方制度は、明治二十九年に再變し、明治三十年に三變する間に、甚だ複雜錯綜を加へて來た。ために、伯が民政局長として赴任した時には臺北、臺南、臺中、新竹、嘉義、鳳山の六縣と澎湖、宜蘭、臺東の三廳とがあり、この各縣各廳の下にはおの〳〵辨務署、警察署、撫懇署があつて、その數全臺を通じて六十五署を數ふるに至つた。

行政機關の膨脹が、その極に達したのは、實にこの時にある。しかも行政機關の膨脹の結果は、必然に繁文縟禮の氾濫となり、官吏分限の不分辨となり、而して隨所に官吏の過多を伴つた。實に伯の赴任當時の臺灣行政は、斷乎たる斧鉞を待てる葛藤場裡であつたのである。

爲めに當時の臺灣は、一般に、官吏昇進の踏み臺にあらずんば、內地失業者の救濟地と見られてゐるに過ぎなかつた。そのころ、臺灣總督府の募りに應じて、巡査となつて渡臺したもののうち、その行李のなかに大工道具を藏してゐるものが、數多あつたと傳へられる。蓋し巡査となるのはその目的にあらずして、ただ生計の途を得るまでの踏み

臺に過ぎなかつたのである。

かかる人々によつて、治臺の成績を擧げんと欲するも、そは木に縁つて魚を求むる以上の難事業たるは、言を俟たずして明かであらう。そこで兒玉總督及び後藤局長が、赴任匆々著手した事業は、地方行政制度の大改革であつた。故に總督は、府員に諭告して曰く。

本官ハ著任以來、府内各課事務ヲ通覽セシニ、其人員ノ多キニ過グルヲ認メタリ。蓋シ當初ニ在リテハ、多數ノ人員ヲ要セシ事情モアリシナラン。然レドモ今日ニ於テハ其必要ヲ認メズ。故ニ本官ハ專ラ事務ニ熟練セル者ヲ撰拔シ、成ルベク少數ノ人員ヲ以テ成績ヲ擧ゲント欲ス。

何ぞその辭令の嚴肅にして、その衷心に一點の情實なき。臺灣の官紀の振肅は、實にこの時に始まる。

伯は先づ、從來の煩瑣なる六縣三廳の制度を變革して、三縣六廳たらしめようと欲し、その區劃の可否を部下の官吏に諮問した時、驚いたことには、全臺の官吏のうち、一人として臺灣内地を踏査し、その地理を知るものがなかつたといふのである。領臺以來二年有半、一人の全臺の地理に精通するものがないとは、殆ど信ずべからざることであるが、それが當時の臺灣の官吏氣質であつたのである。

已むを得ず、兒玉總督と後藤長官とは、卓子の上に、淸國時代の舊地圖を置き、色鉛筆を以て、大體の區劃を定めたのであつた。

かくして新制度においては臺北、臺中、臺南の三縣。宜蘭、臺東、澎湖、恆春の四廳を設け、この縣廳の下に、四十四の辨務署を置き、取敢へず行政組織の簡易化を圖ることとした。

その後、この辦務署は、三十に減ぜられ、さらに三十四年六月にはつひに一切の縣廳、辦務署の廢止を斷行した。卽ち臺北、基隆、宜蘭、深坑、桃園、新竹、苗栗、臺中、彰化、南投、斗六、嘉義、鹽水港、臺南、蕃薯藔、鳳山、阿緱、恆春、臺東、澎湖の二十廳が、地方行政の主體となつたのである。廳は內地の府縣廳よりやや小に、郡よりはやや大なるものであつて、その廳長には普通の文官をこれに任じた。

廳を分つて總務、警務、税務の三課とする。しかし總務、税務の二事も、多くは警察の助力によつて爲される上、支廳長はすべて警部を以てこれに任じ、以下の官吏は悉く警察官とすることになつたので、玆に初めて、植民地特有の警察政治の制度が完成した。總督府の命令が下達し、地方民の陳情の上達すること頗る敏活に、行政機關の活動が大を加へたのは、主としてこの制度のためであつた。

これらの行政組織の變革は、必然に冗員の淘汰を伴つた。否、冗員淘汰こそは、行政改革の主要目的であつたのである。ために官吏勅任以下の罷免されたるもの一千八十人、その當時、臺灣から門司に著する船舶は、船毎に數十百人の免職官吏を乘せ來つて、人の目を驚かしたと傳へられる。

かうした行政の大改革は、臺灣全土の官海のみならず、一般市民にも大衝動を捲き起した。ために、未だ淘汰の始まらざる四月十七日、上野爲成の名を以て、「總督並びに民政局長閣下に呈す」と題して、次の記事が、臺灣新報に揭載されたほどであつた。

拜啓、御渡臺早々、例に依つて、在臺吏員の大刷新を行はせられ候由にて、吾々局外者は眼を拭ひて其結果を相待候と同時に、吏員の恐慌奔走に遑なく、延て商人一般の不景氣を來し候事、不一方次第ニ御座候間、一日も速

かに官民共落付候様御取計らひ願上度候。サテ現在の吏員中には、位置不適任の人も可有之、無能無識の冗員も可有之とは千萬推測仕候へども、翻つて從來在臺吏員の狀情を觀察すれば、殆んど皆中腰浮足の姿にて、國家の爲め自ら任じて事務に當るものなく、只々一時姑息の仕事をなし居候。

偶々自ら任んじて事に從ふものあれば、反つて他より冷評を蒙ると云ふ有様に御座候。是れ全く、任免頻繁朝夕を測られず、吏員に安固の心なきに原因するものと奉存候。此の如くにして臺政の擧らん事を望むは、木に緣て魚を求むるより難き事と奉存候、次に下級官吏は勿論、高等官にても、兎角緣故情實の關係あるものは、不能無識の輩と雖も用ひられ、緣故情實なきものは、多能多識の士と雖も棄置せらるゝのみならず、罷免の厄難を蒙り候。是れ臺政の擧らざる第二の原因と奉存候。又總督府のみ人材の淵叢とも存ぜられず、隨分田舍の役所にも人才の屈伏せるもの有之由に承り居り候間、今回の御改革には、充分なる詮考を遂げられ、從來の弊套を脫して、官民共に滿足仕候様御取捨相成度く、御參考迄に此の段愚考申上候。　謹言

しかしこれらは、まだ手溫い批評であつた。當時伯が、この一千八十人の罷免によつて蒙りたる非難惡罵の如何に痛烈であつたかは、次項に述ぶるがごとくであるが、それは伯に取つては、最初から覺悟の前であつた。ゆゑにこれ等の言說には一顧をも與へず猛進した。

斯くの如く、一方冗員を淘汰するとともに、他方在官者の待遇を改善するのが、伯の常套手段であつた。殊に臺灣ではその必要が痛切であつた。それは臺灣の如き植民地において、多數官吏に永住安居の念を起さしむるには、物質的優遇の途より他になかつたのである。

かくして伯は、冗員整理によつて得たる剩餘の一部を、在臺官吏の優遇に繰り向けた。即ち加俸規則は改正せられ、滿二年以上の勤務者には、一定の加俸の外に、なほ增加俸を爲すこととなつた。また判任文官及び巡査看守にして、土語の通譯を兼掌するものには、特別手當を給することになつた。

臺灣官吏の制服を定め旅行、服務には、必ずこれを著せしむることとしたのも、伯の考案であつた。これは官吏をして、居常の衣服に伴ふ費用を節すると共に、官吏の威容と品位とを損ぜざらしめんためである。制服を著用してゐると、自然に官吏は自ら克制して規律を保たざるを得なくなるのは、人情の然らしむるところである。

全島到るところに、官宅若くは寄宿舍を建てて、これを官吏に貸與することにしたのも、伯の爲したる一つの仕事であつた。臺灣のやうな、貸家や貸間の乏しい新開地において、それがどれほど彼等に役立つたか、しかもその貸與規則を見るに、各官舍、寄宿舍には委員を設けて、會計課長の命を受け、衞生風紀の取締りを成すことになつてゐるが、その禁條の中には、鳥類を飼養すべからず、水槽中に菓物その他のものを冷やすべからず、洗濯物を水槽の緣にかけ又は乘せ置くべからず、水槽より水を汲み取る時は柄杓の外使用すべからず等、々、々。以て伯一流の用意周到ぶりを見るべきものが多かつた。

かうした英斷的な冗員淘汰と、かうした緻密周到な設備用意とが、治臺の成績を擧ぐる根本となつたことは、智者を俟たずして識り得るであらう。

一五、怒濤の如き非難來る

一千八十人の馘首を口火として、俄然として後藤攻撃の烽火が、內地と臺灣とに一時に揚つた。

その在臺十年の詬罵を回顧して、伯は晚年によくいつてゐた。

『俺が臺灣に居たときの惡口を、みーんな取つて置いて屛風に貼つたらよかつたんだ。さうして今日になつて見て、攻擊した奴等がどういふか見たいものだ。』

それは功成り名遂げて後の言であつた。しかしその實行途上においては、そんな生やさしいことではなかつた。まさに狂瀾怒濤を乘り切るやうな光景であつたのだ。何となれば、この臺灣の新統治に對する非難は、すべて兒玉總督の頭上を素通りして、伯の面上に落下してきたからだ。それは伯の態度があまりに傍若無人であつたに對し、兒玉總督のそれが、あまりに溫雅であつたからである。

伯は當時を回顧して、自ら次の如く語つた。

兎に角明治三十一年から五年までといふものは、臺灣で惡い者は誰れかと言つたら、誰れでも後藤民政長官だと言ふのだからね。三十六年からは少しよくなつたけれども、總督を惡く言ふ者はない。皆民政長官が惡いと言つて攻擊をするんだ。しかし總督は、そんなことに就いては何も言はん。何を言つたつて、後藤が惡いことはないのだ、と言つて取り合はない。そして兒玉さんは、尙齒會（饗老典のこと）といふ老人を尊ぶ會だとか、詩人の會の揚文會なんといふ會をやつて、尙齒會には七十以上の老人を臺灣駕籠で連れて來てご馳走をしたり、詩人を寄せて和韻をしたり何かばかりしてゐる。だから總督閣下は有德の御方で、惡いのは皆民政長官だといふわけなんだ。そこで陸軍との軋轢がある。文官跋扈といふ言葉がはやるといふやうなことになつたわけなんだ。

然らば如何なる點が、最も世論の攻撃を受けたかといふに、當時の文書に據れば、次の如く箇條書がしてある。

一、政治雜誌ヲ許サヽルノ方針ヲ改メ、言論警察ヲ紊亂ス。

二、前項ノ結果、一般官吏ニ對シ誹謗罪ノ告訴ヲナスヘキコトヲ訓示シ乍ラ、自ラ之ヲ實行セス。

三、徒ニ司法制度調査委員ヲ設ケ、二審制度ニツキ無用ノ改正ヲ議シ、延キテ民間ノ氣焰ヲ高ムルノ處アリ。

四、前議會ノ當時、遂ニ律令諮問機關ノ設置ヲ議會ニ約スルノ破目トナレリ。

五、諸律令案ノ如キ、一モ通過セシムルヲ得ス。舊慣調査ノ成果ヲ無效ニ歸スルノ虞アリ。

六、瀏辯（註、臺灣辯護士のこと）ノ勢力漸ク盛ニシテ、行政ノ支障トナリ、且產業ノ發展ヲ阻害スルノ虞アリ。

七、一方ニ數人ヲ引責辭職セシメ乍ラ、他方ニハ林野整理ノ如キハ其ノ不仕末陰謀ノ原因ナリト認定スルニ拘ラズ、何等ノ處置ナク、又無辜ノ民ヲ誅セルヲ警察ニ責メ乍ラ、其ノ最モ甚シトノ風評アル陸軍ヲ責メサリシトノ聞ヘアリ。兎ニ角賞罰失當ナルヘシ。

八、舊官吏ヲ無能甚シキハ惡人視シ、內地ヨリ官吏ヲ招キ、一面舊官吏ノ感情ヲ害シ、一面却テ新來者ノ能力乏シキヲ示スニ至レリ。

九、官制改正ノ議アリテ、其ノ風說高ク、而カモ實行ナク、人心動搖セリ。

十、官民ノ私行ヲ探偵スルニ急ニシテ、人ノ感情ヲ害シ、某代議士ノ質問ヲ受ケ、遂ニ總督直轄ノ警官ヲ設ケントシタル事サヘアリ。

十一、警察官ノ員數ヲ增加ス（七百人）。

十二、官吏服務規律ノ講義錄ノ如キ訓示ヲナシ、却テ雜誌記者ノ官吏攻擊ノ材料ニ引用セラレツヽアリ。
十三、問題ヲ生セバ各官ノ意見ヲ聞キ、往々人ヲシテ民政長官ノ信認ヲ疑ハシム。又民間ノ意見ニ耳ヲ傾ケ過グルガ如シ。
十四、部下ニ對スル威嚴足ラサル爲、延キテ多數官吏（殊ニ警察官吏、及部局長）ヲ出張セシメ、空巢ノ譏ヲ受ク。
十五、責任ヲ他ニ歸ス。例ヘハ治水問題ヲ沖野技監ノ變說トスルカ如シ。
十六、陳中和事件ニ於ケル辯護士報酬ノ巨額。
十七、寄附金募集ノ不當ノ絕叫。
十八、判官ヲ廳長ニ轉任セシム。

しかし當時の攻擊の要點は、かうした具體的な箇條書よりも、むしろ醫者の成上り者の癖に生意氣だといふ、感情論が主であつた。さういふ攻擊の急先鋒をなしたる人々について、伯は次の如く回顧してゐる。

後に陸軍大臣になつたあの楠瀨といふ人だが、その楠瀨等が私のことを總督の御曹子といふ綽名を附けてねえ、それから文官跋扈なんといふ言葉がはやつたり、一方には日本新聞が何でも彼でもケチを附けて攻擊するといふ有樣で、面白かつたよ。それから本名は何と言つたか忘れたが、陸軍の通譯をしてゐた王雲漢といふ支那人名を冒して居た男が、谷干城、馬屋原彰などいふ貴族院議員の所へ愬へて來たことがあるんですよ。臺灣の統治は、今の民政長官が惡いから、あと三十日とは保たんと言つて愬へて來た。その時にはやつぱり陸軍の通譯をしてゐ

た松本某（後に北投の溫泉主人）といふ人間も一緒にやつて來た。それは山縣さんが總理大臣の時でしたが、兎に角一應その言ふことを聽かうといふことで、總理大臣の官邸へ呼んだのです。その時に山縣さんが、

「今日は君決して怒つちやいかん、默つて聞いて居れ。」

といふので、私は一黨の中で隣席で聞いて居たよ。所が僕は敵ながらもうまいことを言ふものだと思つて、その日は陸軍大臣の桂も來て居る、內務大臣西鄕さんも來て居る、僕が隣席に聞いて居ることも知つて居るんだ。どんなことを言ふかと思つて聞いてゐると、

「臺灣がうまく治まらなければいいと思つて祈つて居る者は、三百萬の臺灣人の中に一人もござらん。」

それからその時に日本人は三萬人を越して居つたが、

「その三萬の日本人中にも一人もございません。況や生蕃十萬人の中にも一人もございません。然るに其の統治の成功せぬのは、全く今の民政長官は暴政をやつて居るからで、民心が服しません。とてもあと三十日は出でないと思ひます。」

と言つたもんだ。山縣さんが、今日は默つて聞いてゐなければならん、と言つたので、私も仕方がないから馬耳東風ともいふ體で、裁判所で辯護士の辯論を聞く檢事の樣に默つて聞いてゐました。私が列座で聞いてゐることを知つて居つて、さういふことを言ふんだな。すると山縣さんがねえ、それが濟むと、

「やあ、今日は實に御迷惑であつた。君にもあゝいふことを默つて聞くだけの辛抱があるからなア。」

と言つて挨拶されたよ。

かかる激烈な攻撃によく堪へた伯の意力もさることながら、伯をして能く、朝野に瀰漫する反對を乘り切らしたのは、兒玉總督の絶對的支持が然らしめたのであつた。

一六、新聞政策

伯はかういふ非難攻撃を眼中に置かなかつたのみならず、自ら進んで、これをわざ〳〵臺灣島民に紹介するやうな擧にすら出た。館森は次のごとき插話を物語つてゐる。

臺灣に在任中の伯の面影を、もうすこし話して見るならば、伯が赴任匆々の出來事だが、伯の赴任を待つて居たとばかりに、伯の許へ建白書を出したり、又は直接意見書を述べて來るものが澤山にあつたものだ。そんな時は、いつも伯は一々其の意見を謹聽したものだ。又建白書も一々眼を通したものだつた。然し伯は此等の意見を、未だ嘗て一度も採用したことが無い。だからさう云ふ連中からは、酷い非難攻撃の矢を向けられたもので、或る者は、わざ〳〵入京して總理大臣に上申した者さへあるといふ有樣だつた。然し伯は、決して其れに對して微塵も辨解を試みられるやうなことはなかつた。當時外人を二名顧問として傭ひ入れて置いたのだが、伯は高い給料まで拂つて傭つて置く必要はないと云つて解雇したことがあつた。この時も、其の中の一人が上海へ去つて、向うの新聞に一週間連續して伯の惡口を叩いたものだ。然し伯は、わざ〳〵此の記事を飜譯して、そのまま臺灣日日新報に掲載させ、これに對しても一言の辨解も試みようとしなかつた。

かくの如く伯は、ひとり雨注する攻撃の矢にたじろがなかつたばかりでなく、時には自ら進んで喧嘩を吹つかける

やうなことすらした。それは或る日、新聞記者の集まつてゐる席上で、彼等を「虱のやうな奴だ」と罵つて、一騒動を起したことである。

伯はこの話を、後年次のごとく回顧してゐる。

そこで一記者が、

「虱とは何だ。」

と言つて喰つてかかつて來たから、

「虱といふのは人の垢を食つて生きてゐるものだ。此所へ來て民政長官の職務がどうだとか、かうだとか貴様達に指圖されてたまるものか、馬鹿なことを言ふな。」

と言つてやつつけたんだ。新聞記者を虱とはひどいことを言つたもんだと、今でも思つてゐますがねえ。

しかし矢鱈に喧嘩ばかりするのが、伯のやり方ではなかつた。彼は多分の調和性を持ち、且つ人を操縱するコツを心得てゐた。且つ政治の要諦は輿論の後援を得ることであり、その爲めには言論機關を味方とすることが最も大切だといふことは、夙くから考へてゐた。

そこで伯は、臺灣日日新報なるものを起して、統治の方針を一般民衆に周知せしめる手段を執つた。この經緯について、尾崎秀眞は、次の如く語つた。

兒玉さん後藤さんの行かれる前の臺灣には、長州系の新聞と薩摩系の新聞と二種あつて、代々の總督政治を助けたり、攻撃したりしてゐました。乃木さんの時は曾根長官の關係からして、長と薩と兩方の新聞がいくらか支持

してゐました。
兒玉さんと後藤さんは、總督政治のボロを內輪から火を出す樣では困るから、是非新聞政策を完全にしなければならないと云はれて、三十一年から兩派を合して、今日の臺灣日日新報を創立したのです。これが非常な成功であつたのですが、それでもまだ臺南、臺中邊には反對の新聞があつて、遠矢にかけて惡口を云つて居るのがありますので、これら全部の新聞を纏めて總督直系の新聞を拵へなければならんと云ふので、私はその種とりに呼ばれたのです。

伯のこの新聞利用は、ひとり臺灣の新聞のみに止まらなかつた。伯は竊かに人を內地に派して、常に內地の新聞を操縱せしめ、一方、中央政局の機密を內報せしむると共に他方、臺灣統治に關する世論の喚起に努めた。その如何なる機略によれるものかは、今に至つて分明でない。しかし明治三十一年六月三十日、鈴木伊十から後藤民政長官に宛てたる次の書信は、以てその一斑を窺知するに足るものがあると思ふ。

謹啓。

閣下益々御淸穆奉大賀候。

豫て竊かに閣下に申上げ候內地新聞紙利用の件に就ては、小生臺北出發の當時まで、一日本」一萬朝報一及帝國通信と、心ニ決定致し居候處、著京種々の方面より實況を探究すれば、萬朝報には先の臺灣日報主筆內藤虎次郎氏外一名入社致し居り、臺灣の事情にはヤヽ精通致し居り候ゆへ、却て利用は不得策と存じ、差控へ申、尤も同社には小生懇意のもの有之候に付、唯何氣なく感情を害せざるやう交際致し置き候。

日本新聞社中には、專門學校同窓の友四名入社致し居り、所謂渡しに舟にて、首尾よく關係相つけ、小生歸臺の後ハ、匿名にて通信することの口約致し候。昨今の形勢、日本新聞の利用は總督府のため極めて必要と存候。細野猪太郎との通信交換一件、御下命の如く、小生一個人の考へとして相試み、彼れ是れする中、今回の內閣交迭となりたるが、帝國通信と大隈伯とは從來の關係あり、此度ハいよ〳〵御用通信と相成り、萬事祕密を知るに便利なれば、細野氏通常通信の外、機密通信（御用通信社なれば、政府の事情を知るに都合よき代りに、政府に不利益なるものは之を公にせしめざるを以て、其不利益なる點をも通信せしむる樣可致こと）の任に當り度、彼れも嘗てより閣下の知遇を辱うしたることとなれば、必す拔かりなく萬事の祕密御通知可致と、改めて彼れより申込み來り候。小生思ふに、今日の如き內閣となりては、此の如き者一人を東京に置くは極めて必要と被存候。唯細野の人物如何と考ふるのみに候。併し彼れも最早幾分の熟練もあり、多少世故にも慣れ居ることなれば、聊か重みの足らぬ感なきにあらざるも、其任に堪へざるが如きことは可無之と存候。閣下若し此策を可然と御考慮あらせられ候ハヽ、直ちに細野氏を以て之に充つるやう可致候。伏て閣下の御高見奉拜待候。但し細野氏を以て右祕密通信の任に當らしむる以上ハ、幾分の報酬を彼れに與ふるを要すること勿論ニ御座候。――

一七、一心同體

伯は一見駄々ッ兒のやうであつた。勝手なときに怒り、勝手な時に笑ひ、又時としては人前かまはず泣いた。彼は喜怒哀樂を恣まにして一生を渡つたのである。それでゐて彼は、上長に仕へることが上手であつた。幼少にして阿川

夫妻によく仕へ、衞生局では氣むづかしい長與專齋によく仕へた。長與が地方に出張するときは、縣廳の役人達はその接待に一苦勞した。しかし、後藤新平が隨行してくると、何の心配も要らなかつた。そこで埼玉縣では、「後藤さんがついてくる時は安心だ」と言つてゐた。その話がずゐぶん後まで、この縣廳に殘つてゐたと、同縣の土木課長をしてゐたことのある長尾半平が話してゐる。

それは伯が、少年の時から、俗にいふ「苦勞人」としての修業を積んでゐるためであつた。伯は年長者を取り扱ふことが、特に上手であつたのである。

伯が兒玉の下に民政局長として赴任したとき、久しからずして兩人は衝突するであらうと噂した人々は、伯のこの方面を知らなかつたためである。さうして又、兒玉の人に長たるの資性をも知らなかつたためである。

後年伯は、ある座談會の席上において語つた。

「それは私がいくら威張つたつて、兒玉さんが居らなかつたら、鯱鉾立ちをしたつて、あの三分の一の仕事もできはせん」

事實、その時代に實現されたる新領土統治の經綸は、多く伯により畫策されたものであり、その實現の當面の責任者も、また伯であつたけれども、その背後に、兒玉總督の偉大なる力があつて、四圍の迫害を防護してゐなかつたならば、伯は恐らく意外の苦境に立たなければならなかつたであらう。

この兩人の協力信頼は、年とともに深厚となり、はては臺灣統治のみに止まらず、日本の國政全體の上にも協力するやうになつてゐた。次に記す長尾半平の囘顧談は、この間の消息を物語つてゐる。

兒玉後藤の二人は自ら性格が違つてゐたので、政治的活動も自ら異つてゐた。衆議院の連中と飲むとか、操縦することは、伯の得意とする所であり、兒玉總督の眞面目に諄々として說く所は、貴族院の議員を說くに適し、二人は各その舞臺を分けて活動し、對策に何時も成功したのであつた。

總督と長官とが對座してゐる時、私などその側にゐることもあるが、

「後藤ダメだよ。」

「聞きませんか。」

「何と云つても分らない、ダメだ。」

「老練の政治家といふが、老練と老朽とが犬牙錯綜してゐるのです。」

「しかたがない、かうなれば叩き壞すか。」

叩き壞すといふのは內閣を潰すことである。又二人がその氣になれば潰すことも出來たのである。その態度は實にキビ〳〵してゐた。

しかし、これだけ兒玉の信任を得るについては、伯の苦心は尋常一樣ではなかつた。兒玉は剃刀のやうに切れる頭腦を持ち、その陸軍省にあるや「陸軍第一の干涉家」と云はれた人間である。さういふ兒玉に對する、伯の苦心の一端は、尾崎秀眞が、

『後藤さんが兒玉さんに對する場合、その態度は實に丁寧なものでした。お話などの調子もまことに慇懃なものでした。夜分總督官邸の方へ足をむけて床をしかせなかつたと聞いてゐます。』

と云つてゐるに見ても、十分想察される。また公務に就いては、新渡戸稻造も、次の如く語つてゐる。

我輩が臺灣に在職中、後藤さんには殆ど日々接した。私事に就いては話し合つたことは少なかつたけれども、公務に關する事であると、如何なる些細な事でも、これは總督に一通り話してからにするから、一日待つてくれとか、三日待つてくれとか、どんな些細な事でも、民政長官として自分で決定しさうなものだと思ふ事も、必ず總督の承認を求めたらしい。斯くしたからこそ、兒玉さんも絕對に後藤さんを信賴した樣に思はれた。

さらに伯が、如何に兒玉を奉ずるの厚かりしかについては、その實例として、宮尾舜治が、次の如く物語つた。

明治三十三年の暮でありました。三十一日の日、私と關屋貞三郎君とが、兒玉さんと後藤さんとが大磯の招仙閣に往くから、座敷を取つて置くやうにと云ふことでありましたので、兒玉さんは鶴の間と申しますか、離れ座敷の二階、それから私と關屋君も相當に立派な離れ座敷を取りました。後藤さんは小さい所ではお氣に入るまいと思ひまして、大きな堂々たる廣間を取つて、金屛風を引き廻して置きました。それと云ふのは、豫て吾々は臺灣に於いて伯爵の指揮の下に居りましたが、兒玉さんは榮譽の源泉で、臺灣の統率者でありますから超然として居られる。後藤さんは總理大臣で、凡ゆる問題は後藤さんを經由しなければならぬ。併し後藤さんが居らないときは、兒玉さんが民政長官にもなられる。さうして私共の持つて往く書類を一々御覽になられる。それで後藤さんは臺灣の總理大臣でありましたが、今日あたりの民政長官でなく、吾々膝下に拜伏して居りました。さういふ風でありましたから、座敷の選び方も、後藤さんの勢力を想像してやつた所が、いらつしやると兒玉さんの次の部屋の三疊に這入つた切り。さうして全身を擧げて兒玉さんに奉じて居られる。私共それを見て、吁嗟これある哉

と思つて、吾々の學ぶべき眞諦は玆に在ると思つたのであります。

しかしながら、その私交においては、水魚の交りといふよりも、むしろ兄弟の如き親しみがあつた。特に二人共、諧謔や惡戯にかけては、他人に後れをとらぬ方であつたので、ひとたび一座が閑談に移ると、その舌戰は底止するところを知らぬ觀があつた。この二人が、如何に親密であつたかの、極く內々の一例として、當時の副官堀內文次郎は、次の一插話を物語つた。

前に述べた通り、大將以下皆「ヤモメ」だから、時々浩然の氣を養ひに出かけざるを得ないが、當時の總督は實にえらいもので、地方に出巡りの時には、支那の天子の駕籠（黃色を主として裝飾したもので、十二人の籠舁きにかつがせる）で、護衛騎兵一小隊以上もつけて步くといふ大變なものであつた。そして便所に行くにも憲兵がついて行くといふ有樣だから、自由に、しかも勝手に官邸外に出るといふわけにはいかない。それで伯以下が出かけた晚は、總督がちやんと知つて居られて、翌朝眞面目くさつて出勤すると、大將は、

「おい後藤、おれも時々は民政長官になりたいなあ……。」

で流石の伯もギヤフンと參つたことがあつた。

臺灣統治成功の祕訣は、全くこの兩者の和合一致にあつたといふも過言でないであらう。彼等は一心同體となつて、難治の臺灣に新生命を吹き込まうといふのである。

第二節　土匪招降策

一、土匪の跳梁

新領土統治の業は治安の維持に始まる。

蓋し臺灣名物の一は、全島に横行する土匪であつて、清朝の苦しみたるところも亦、玆にあつた。ゆゑに日清講和談判の際、李鴻章は伊藤全權にむかつて、

『臺灣を領有なさるのも宜しいが、阿片と土匪には、きつと手を燒きますぞ。』

と、言つた。これに對して伊藤は、宛かも自信あるものの如く、

『それは統治の難きにあらず、施政その道を得ないからである。どうか心配しないで、三年の後を見て戴きたい。』

と、答へた。

領臺以來、二年有半はすでに經過した。その間に、阿片問題は、どうにか解決の根本策が立つたけれども、土匪政策に至つては、未だ五里霧中たるを免れなかつた。それほど土匪の勢力は、臺灣全島に浸潤し、それほど民匪の關係は、犬牙錯綜してゐたのである。

由來臺灣には「三年小叛、五年大叛」といふ諺があつた。それは島内を横行する不逞浮浪の徒が、黨を爲して暴行

を働き、良民を傷害し、財寶を劫掠し、時の政府に對する叛亂が、三年目には小さく、五年目には大きく、反覆されるといふ意味である。

清朝二百五十年の等閑政治は、この一點についてだけでも、落第であつた。實に鄭成功亡びてより以來、土匪が臺灣島に跡を絶つたことは、一日もなかつたと言つてよい。若し全島が少しでも平和の保たれたことがあるとすれば、それは當時の官吏が、匪首に賄賂して小康を保ち、土匪と協同して土匪を統御したときに過ぎない。故に島民の土匪を見ること、政府の未製品を見るが如く、一轉すれば何時眞正の政府になるかも知れんといふので、島民は正統政府に租税を納めると同時に、土匪政府にも土匪稅を納れて、一時を糊塗してゐたほどである。我が政府が領臺以來、土匪討滅に鋭意するのを見て、島民は私かにこれを嘲り、恰かも江海を乾すが如きものであると言つたのは、この故であつた。

これらの匪賊に加ふるに、わが領臺以來、日本の統治に反抗して起てる政治的叛徒の殘黨あるにおいて、土匪關係はます／＼錯雜するに至つた。卽ち一樣に土匪と言つても、その種類は複雜多岐であつた。一般浮浪の徒の相嘯聚するのほかに、政治的意味あるものが加はつたからである。「臺灣北部ノ土匪投誠顚末」は、これを說明して次の如く記してゐる。

臺灣ヲ回復セント思惟スルモノアリ。新政ヲ喜ハサルモノアリ。舊政ヲ慕フモノアリ。或ハ良民ヲ保護スルト稱シ、敢テ軍隊ニ抵抗ヲ試ムルアリ。或ハ讒誣ニ依テ、止ムヲ得ス、身ヲ逆境ニ處スルモノアリ。何レモ頑迷固陋ニ出サルナシト雖、其中心ニ於テ自ラ持スル處アリ。卽チ旗幟ヲ揚ケ、虛檄ヲ飛シテ、良民ヲ强迫シ、財物資糧

ヲ供給セシム。

更に伯は、明治三十一年十二月十日の貴族院本會議に於いて、これを別の方面から分類して、次の如く說明した。

土匪ト云フコトニ附キマシテハ種類ガ多々ゴザイマス。デ又首領ト云フ者モ甚ダ多イモノデアリマス。之ヲ一言ニシテ申シマスルト、先ヅ水滸傳ノ活劇ト申シテ差支ナイヤウナルモノデアリマス。而シテ唯宋公明ナキノミト云フコトヲ申シマスレバ、ソレニテ大要ハ盡シテ居ル樣ナ譯デアリマス。又或一方ニ於テハ、上州ノ長脇差ノ如キ類ヒト申シテモ、事實ヲ得ルヤウナ次第デアリマス。（中略）而シテ其性質ハ皆違ツテ居リマス。最初起リマシタ時カラ云ヒマスト、種々ナ歷史ガアリマスガ、今日ニ於キマシテハ、共ニ皆衣食ニ窮シテ居ルモノト申シテ差支ナイノデアリマス。而シテ其中ニモ大體區別ヲシテ見マスト、聊カ土地ノ人民ニ名望ヲ有シテ居ツテ、所謂土匪稅ナルモノヲ取ツテ居ルモノト、唯浮浪ノ徒ノ集合シテ居ルモノトアルノデアリマス。

然らば土匪稅とは何であるか。土匪はその保護村より如何なる方法により、如何なる割合において、それを徵收するのであるか。伯は貴族院本會議において、續いて次の如く說明した。

一方ニハ土匪稅ガアルガ、併シドウ云フ割合デアルカハ分ラナカツタガ、今度歸順ノ後之ヲ詳ニスルコトヲ得テ、純收穫百石ノ中、三十石乃至四十石ヲ保護村カラ取ツテ居ツタガ、ソレヲ誰ガ徵收スルカト云フト、之ヲ取ル者ハ皆村ニ居リマス。甚ダシキニ至リマシテハ、所謂町村長タル街長社長ガソレヲ取次イデ居リマス。其取次イダ手數料ハ、此町村長ノ俸給トシテ渡スヨリ、尙ホ割合ノ宜イモノガアルト云フ次第デアリマス。

以て土匪の勢威が、島民の間において、如何に盛んであつたかを窺ふに足るであらう。しかも土匪が、村落民情を

知ることは、政府よりも深刻であり、その復讐の恐るべきことは、政府の欺き易きと異つたがために、島民の土匪を怖るること政府よりも甚しく、總督府が、いかに良民に就いて土匪の情僞を知らうとしても、彼等は言を左右に託して、祕密を明さなかつた。

これが歴代の總督、民政局長の最も苦しんだところであり、またその討滅策の容易に成功しなかつた所以である。かくして初代樺山總督の時代は、殆ど政治的叛徒の討滅に經過したと言つてよかつた。また二代桂總督は、四方の山野に割據散在して、時に風の如く村落に現はれて良民を擾亂する土匪の鎭定に留意し、大いに計畫するところがあつたが、何分にも在任短期なりしため、その事業に著手する暇がなかつた。そこで、愈〻この土匪鎭定の大任を負うて赴任したのが、三代總督乃木將軍であつて、將軍は任に就くや否や、鋭意匪情を研究した結果、つひに有名なる三段警備の法を定め、これを斷行することとなつた。

三段警備といふのは、臺灣全島を別つて三段となし、山間僻陬、匪徒の蟠屈せる地方を一等地として、是れに當てるに軍隊、憲兵隊を以てし、平地、市街地は警察が治安保持の任に當り、その中間の地は憲兵と警察が協力して綏急事に應ずるの法である。

この三段警備の法は、一見土匪治定に甚だ適切なるが如くに見えた。しかしその實、これを施行するに當つては、幾多の弊害を免れなかつた。第一は、軍隊乃至憲兵隊と警察との衝突反目、延いては軍部と民政部との軋轢であつた。それは教養と訓練とにおいて、全然異なる二種の警備機關においては、免れ難き數であつた。のみならず、かくの如く土匪治定の事業が、二つの機關に劃然分立せしめられた結果、その間の統一と聯絡を失ひ、却つて出沒風の如

き土匪の跳梁を、より恣まにせしめるの結果となつたからである。

事實において、土匪を掃蕩するの難きは、これを攻むるの難きにあらずして、これを發見するの難きにあつた。土匪が政治的叛徒の如く、一定の城砦に立籠つて、皇軍に抗するのであれば、精鋭なる我が軍隊にとつて、これを討滅するは易々たる事業であつたにちがひない。然るに彼等は、平時は良民の間に隱れ、良民と交際し、良民もまた匪徒たることを知つて、これを政府に告げない。故に彼等の首領が、白晝公然、警察官の前を通り過ぎても、呆然と唯觀過するのほかない。或は我が軍隊の宿舍してゐる村家の主人が匪徒であつても、軍隊はそれを知らずして、平然方略を語りつつあるといふ有樣であつた。或はまた彼等が、軍隊の行李を運搬する苦力のなかにあつて、我が軍隊は匪徒に糧食を托してゐたことすらあつた。

かくの如く、匪徒と良民とが混淆してゐる限り、皇軍如何に精鋭なりとも、如何にしてこれを掃蕩し得よう。一の良民をも過ち罰することを嚴に取締らんとすれば、結局一の匪徒をも捕ふることを得ず、亦若し疑はしきものを全部罰するとなれば、すべての良民に繩をかけねばならない。事實往々にして、土匪と良民とを合せ傷け、良民をして憤怒の極、土匪の群に投ぜしめた例さへあつたのである。

右については、伯自身が、次の如く回顧してゐる。

ところが實際は、この三段警備といふものが、さつぱり駄目であつて、土匪が襲來したといふから、兵が往つて見る時は、已に逃げてしまつて居らないのだ。さうすると老若男女、手當り次第にひどい目に會はしたり、暴行して歸つて來るといふ有樣で、大いに困却した。それを文官が愬へると、武官の方では、貴樣達の知つたことか、

土匪には俺達の同胞が殺されてゐる、どうしても土匪といふ奴をやつつけなければならん、といふのが大體の氣持なんだ。だから兵隊が出て行かないでもいい時に出て行く。機に後れて出て行つては、今話した様な事ばかりやつて居る。

かくして土匪の跳梁は、三段警備の後と雖も、依然として臺灣全島に蔓延し、軍隊も憲兵隊も警察隊も、ただ奔命に疲れるばかりであつた。實に伯が民政長官として赴任した當時においては、臺北縣下內山一帶、ならびに北山一帶の方面は、「文武官此等ノ地方ヲ通過スルニ方リテ、或ハ隊伍ヲ組ミ、或ハ嚴然護衛ヲ附スルニアラサレハ、通過スルヲ得ス」（明治三十二年一月三日、內務大臣宛て、後藤民政長官報告）といふ有樣であつた。

事態かくの如し。若しこの土匪の横行にして鎭壓せられず、「此禍根ニシテ拔カサラン乎、明識卓越ノ總督、幾度更迭スルモ、恐クハ本島ノ統治意ノ如クナラス、新政普ク僻隅ニ徹底セサルヘシ」（臺灣北部土匪投誠顛末）といふのが、伯の民政局長就任當時の實情であつた。

然らば伯は、如何なる妙策あつて、この二年有半の難問題を、解決せんとするのであるか。

二、三段警備の廢止

土匪治定の第一著手は、三段警備の廢止に始まらなければならぬとは、伯の夙くも看取したるところであつた。三段警備の制度は、ひとり土匪鎭定に效果が無かつたのみならず、却つて一般行政の根本を紊るものが多かつた。それは統治の權力を軍隊と警察とに分與したる結果、島民は二人の主人公に仕ふるが如き始末となつたからである。

警察のすでに許可したることを、憲兵が來つて處罰せんとし、軍隊の命令したることを、縣知事は何等關知しないといふやうなことが、頻々として起つた。それは民政と軍政との混淆であつて、領臺以來の統治失敗の淵源であつた。ゆゑに島民は、軍部と民政部と、何れの命令に服すべきかと途方に暮れ、三段警備はかくして衆怨の的と化するに至つたのである。

この民衆の三段警備に對する怨嗟の聲を代表したものが臺中、臺南、臺北三縣知事の連署になる「三段警備ノ義ニ付卑見」であつた。これは勿論、民政部官廳としての立場から提出した上申書であつたが、その間、一般民衆の怨嗟を反映してゐることは、爭ふべからざる事實である。

その全文は次の通りである。

三段警備ノ制度ハ、警戒防備ノ點ニ於テハ、遺憾ナキカ如シト雖モ、行政百般ノ普及統一ハ、之カ爲メ支障少シトセス。其理由左ニ敍述セン。

一、縣知事、廳長ハ、憲兵ニ對シ指揮命令ヲ爲スコトヲ得ルハ、憲兵條例及臺灣憲兵隊服務規則ノ定ムル所ニ據リ、明カナリト雖モ、是レ只表面上職權ヲ有スルト云フニ過キスシテ、其實ハ直屬ノ警察官ヲシテ指揮命令ノ下ニ服務セシムルトヤハ、勢ヒ自他ノ別ナキ能ハス。是他ナシ、各其隷屬ヲ異ニスルカ爲メニ外ナラス。既ニ隷屬ヲ異ニセリ。其上司ノ指揮命令ニ逆ニ出ツルハ自然ノ情勢ナリトス。然ルニ之ヲ直屬ノ警察官ト同シク、行政司法ノ警察ニ服サシメ、以テ其統一ヲ期セント欲スルモ、豈得テ望ムヘケンヤ。故ニ彼ノ所謂三段警備施行以來、憲兵ノ專管區ニ屬スル行政司法警察事務ハ、僅々統計的統一ヲ示スニ過キスシテ、實地ノ行動ニ至テハ、啻ニ隔靴搔痒ノ感ナキ能ハサルノミナラス、之レカ爲メ行政ノ統一ヲ全フスル能ハス、隨テ民政ノ進運ヲ阻害スルノ虞ナシトセス。是レ三段警備ノ不可ナル理由ノ一ナリトス。

一、憲兵ト警察官トハ、其成立素養ニ於テ自ラ異ナルアリ。随テ憲兵ハ軍事上ニ付テハ特色ノ長所アリト雖モ、行政司法警察ノ一事ニ至リテハ、専務警察官ニ比シ、或ハ其素養練磨十分ナリト云フヲ得サルモノアルカ如シ。試ニ看ヨ。營業警察ニアレ、阿片警察ニアレ、又衛生警察ニアレ、百般ノ行政警察ノ執行事務果シテ遺憾ナキ乎。蓋シ憲兵自ラモ苦慮スル所ナラン。斯ノ如クシテ以テ行政ノ普及ヲ計ラント欲ス、豈夫レ得ヘケンヤ。是レ三段警備ノ不可ナル理由ノ二ナリトス。

一、憲兵ニハ行政費ナシ。是ヲ以テ阿片警察ノ如キ、其經費ニ支障ヲ來シ、現ニ地方廳ニ之レカ經費ノ支出ヲ請求スルニ至ル。抑モ憲兵ノ行政警察ニ於ケル、司法警察上犯人捜査ト異ナルナク、當然其職務ニ屬スルモノナルヲ以テ、獨リ行政警察ノ執務ニ要スル費用ニ限リ、地方廳ヨリ支出スヘキ謂ハレナキニ依リ之ヲ拒絶セリ。斯ノ如キ理由ニ依リ、憲兵ニ於テ百般ノ行政警察ノ衝ニ當ル、其困難モ亦察セサルヘカラス。随テ事務ノ擧否ニ關シ、行政ノ統一ヲ缺クノ一原因ナリト云ハサルヲ得ス。是レ三段警備ノ不可ナル理由ノ三ナリトス。

一、中央地方廳ニ於テ、既ニ前各項ニ列記セルカ如キ事々物々、隔靴掻痒ノ感ヲ免カレス。況ハンヤ直接憲兵ノ手ヲ藉ラサルヲ得サル辨務署ノ如キニ至リテハ更ニ不便ヲ感スルヤ大ナリトス。例ヘハ税金未納者ヲ説諭シ、又ハ同行辨務署ニ引渡スカ如キ、警察官ナレハ等シク地方行政事務トシテ其勞ニ服スルモ、憲兵ハ敢テ之ヲ拒絶スルニアラサルモ元來憲兵ニハ旅費ナキヲ以テ、辨務署自ラ斟酌シテ遠慮ヲ爲スカ如キ、警察官トハ其間勢ヒ自他ノ別ナキ能ハサルハ、止ムヲ得サルノ情弊ナリトス。故ニ辨務署ハ獨力行政ヲ擧ケントスルヨリ外手段ナク、其不便名狀スヘカラス。是ヲ以テ警察ノ配置ヲ望ム者、比々皆然リトス。是レ三段警備ノ不可ナル理由ノ四ナリトス。

一、三段警備ニ於テ、最モ困難ヲ感スルハ、其管區ノ劃定ニ在リ。苟クモ地區ヲ分チ、劃然警察ノ所轄ト混同セシメサル爲メニハ、其地勢ニ依リテ、平穩ノ地ト雖モ憲兵管區ニ編入セサルヲ得サルニ至レリ。例ヘハ四境皆山、中央皆平原ニシテ、其平原ノ地總テ平穩ナルカ、或ハ一方ニ高山アリテ一方海ニ濱シ、其海ニ濱スル所、總テ平穩ノ地タルカ如キ地方ニ於テハ、其區劃容易ナリト雖モ、此ノ如キ地勢ト民情トヲ具フルノ地ハ甚タ稀ニシテ、本府ニ於テ辛苦慘憺其區劃ヲ定メラレタルノ結果ニ徴スルニ

辨務署管內ノ全部或ハ其ノ一部至極平穩ニシテ、土匪ノ憂ナキ處ト雖モ、憲兵管區ト爲リ、其土匪ノ抄掠未タ跡ヲ絶タサル地ハ、却テ警察管區ト爲ルモノ往々ニシテアリ。此ノ如キハ、其區劃ノ商量缺クル所アルノ一點ニ罪ヲ歸スルヲ得ス。必竟三段制度ノ初メヨリ無理ナル制度タルニ大原因ヲ有スルモノナリ。是レ三段警備ノ不可ナル理由ノ五ナリトス。

大略以上ニ列記スルカ如シ。而シテ倩々顧フニ、全島既ニ鎭靜ト稱シ、民政施行以來茲ニ二年有餘、匪賊未タ全ク跡ヲ絶タス。鎭壓剿討固ヨリ急務ナリト雖モ、然カモ之レカ爲メ行政ノ普及統一ヲ缺キ、其一斑ハ今尚ホ依然軍政ト異ナルナキノ觀アルハ甚タ遺憾ナリトス。而シテ地方官ニ在リテハ、假令憲兵專管區ノ出來事ト雖モ、一切其責ニ任セサルヲ得ス。斯ノ如クニシテ行政ノ實績ヲ擧ケントス。豈亦至難ナリト云ハサルヘケンヤ。依テ三段警備ノ制度ハ、斷然廢止セラレンコトヲ希望スル所以ナリ。

右卑見上申候也。

明治三十一年六月一日

臺中縣知事　木下周一　印
臺南縣知事　磯貝靜藏　印
臺北縣知事　村上義雄　印

臺灣總督　伯爵　兒玉源太郎殿

この上申書が總督府に提出されたのは、明治三十一年六月一日であつた。しかるに、兒玉總督は、五月二十五日の訓示において、すでに三段警備廢止の方針を言明してゐる。(本節六項參照)かるが故に、伯をして三段警備の制度を廢止し、新たなる土匪招降策を斷行せしめたものは、この三縣知事の上申書に據るものでなかつたことは明かである。寧ろこの上申書は、三段警備制廢止が、中央政廳机上の空論より出づるに非ず、民意を代表する地方廳の上申を俟つて爲せるものであるといふことの形式を整へんがために、竊かに三縣知事に意を含めて、提出せしめたのではないか

といふ疑ひさへある。

同時に他方、いよ〳〵この正式の上申書となる前には、しば〳〵口頭を以て、或は書面を以て、各地方廳から陳情があつたであらうことは、容易に察知し得るのみならず、かかる頻々たる陳情が、中央政廳の方策變更について、多大の參考、刺戟となつたことは、疑ふの餘地がない。

然し問題は、三段警備の廢止よりも、むしろ、この舊制度を廢止した後に、如何なる新制度を布くかにあつた。舊制如何に不完全なりとも、代つて布かれたる新制が、舊制以上に不完全であるならば、改革は畢竟無意味なるのみならず、むしろ改革なきに若かないであらう。

然らばこの三段警備制廢止の後に、伯は如何なる妙案あつて、新方針を定めんとするのであるか。

茲に我等は運命の數奇を見る。

それはこの重大時機に當つて、我等の永く忘れてゐた一人物が、突如として舞臺の正面に登場し來るが故である。

それは伯の少年時代に、最も因縁深かりし、舊師阿川光裕その人であつた。

三、恩師阿川との奇遇

運命は小說よりも奇なる筋書を編んで、後藤と阿川とを臺灣に邂逅せしめ、しかも後藤の臺灣統治に示すべき第一の切れ味を、土匪政策に試みしむるとともに、阿川をしてその背後の軍師たらしめた。

水澤の貧乏少年は、今日海內鍾目の民政長官たり、曩日の恩師は渺たる一事務官たり。一は朝瞰の將に地平線を離

れんとするの姿、他は人生の長途を歩み盡し、悠然として家路に就かんとする旅人の心。圖らざりき、今海南の孤島に會し、膨脹日本の活舞臺において、手を携へて一大快心事を成就せんとは。

然らばこの當時、伯と阿川との關係は、どうであつたか。舘森鴻をして、當時の事情を物語らしめよう。

丁度後藤伯が臺灣へ赴任した當時、偶然にも阿川先生が總督府の縣治課に居られた。阿川氏は或る時書類を持つて長官の事務室へ這入つて行つた。明け放たれた室の中に、長官は堆高く積まれた書類の間に仕事をやつて居られた。阿川先生はづか〳〵と長官の傍へ進んで行つて、

「新平、これはなア。」

「へーツ。」

長官は恭しく頭を下げて挨拶した。これには並み居る事務官を始めとして屬官連もすつかり驚いて、唯呆然として此の光景を眺めて居るだけだつた。たかが縣治課の課長次席の阿川氏と、民政長官が師弟の關係にあるなどとは、勿論新米の事務官連には判つて居よう筈が無かつたのだ。

この事があつて以來、今まで阿川氏を呼んで「變物親爺」と蔭口を叩いて居た連中も、「阿川先生、阿川先生」と尊敬するやうになつたのは滑稽だつた。

その後、伯は阿川先生を臺南縣知事に推薦したのだが、阿川氏は、

「なに！　馬鹿なことだ。この老耄になつて、なにもそんな名譽なんか必要はない。東京へ歸つて煙草屋でもやるさ。」

さう言つて阿川先生は飄然臺灣を去つて終つた。

註　阿川は伯の著任當時は、總務部衞生課勤務であつたが、明治三十一年十一月、縣治課に轉じた。

然らば阿川は如何にして臺灣に來つたかといふに、明治二十九年四月、臺灣に初めて民政が布かれた時、阿川は熊本縣阿蘇郡長をして居た。然るに恰かもその頃、衞生局長たりし後藤の畫策によつて、臺灣に阿片漸禁制度が實行されることになつた。それは最も巧緻に立案されたる制度であつただけそれだけ、その實施には老練なる行政技能を必要とした。そこでその實施の行政官の一人として、選に當つたのが阿川郡長であつた。

尤もその當時、阿片警察といふ官名はなかつた。そこで先づ臺灣總督府民政局事務官として、阿片警察の事務に當らしむべく、桂總督時代に採用されたのであつた。

かくの如く阿川は、役目こそ微々たる一阿片警察官に過ぎなかつたけれども、萬事に頗る思慮の深い人であり、その當時は既に相當の年輩にも達してゐたので、臺灣に於ける所謂支那通譯官といふやうな方面にも、多くの知人をもつてゐた。後に蒙古王とよばれ、衆議院の名物男となつた佐々木照山の如きも、なほ壯年時代であつて、阿川とは臺北に於いて常に懇親の間柄であつた。それが爲めに阿川は、廣く全島に亙つて、自分の業務たる阿片制度の實際を調査すると共に、土匪なるものの實情をも、段々明かにしたのである。

即ち阿川は、伯の渡臺する前から、土匪政策は强壓政策よりも、懷柔手段によるの賢なることを察し、誰人かの手によつて、この祕策を實行せしめようと、手ぐすね引いて待つてゐたのだ。

その時天の一角に飛報あり、

後藤新平、臺灣民政局長となる！

阿川は恐らく膝を叩いて、

『新平が來るのか！』

と、喜悦の嘆聲を洩らしたに違ひない。さうして彼は、これを教へ兒の新平の頭に入れようと、靜かに時機を待つてゐたのである。そして、彼のこの計畫については、彼の盟友白井新太郎が、夙くから彼と肝膽相照らしてゐた

四、辜顯榮

いま阿川光裕が、その盟友白井新太郎とともに、伯に勸めて、土匪招降策を決行せしめんと畫策しつつあつた時、茲に今一人、不思議な人物が登場してきた。

それが臺灣人、辜顯榮である。

辜顯榮は清國泉州晋江縣に生れ、臺中縣鹿港に生ひ立つた人である。夙くから獨立して商業を營み、青年時代から福州、廈門、香港、上海、蘇州、南京、天津、牛庄等を股にかけて活躍してゐた。伯が民政局長として赴任した當時の、總督府の「臺北紳士人物月旦」によれば、「揮金土ノ如ク資性豪放其商業モ屢々振蹶ス」とある。財産は當時二三萬圓と稱せられた。

臺灣が日本の領有に歸するや、辜は早くも日本國のために、奉公するところがあつた。卽ち明治二十八年、公擧せられて、艋舺保良局長となり、臺灣綏靖の軍を迎へ、南進軍に從つて戰功あり、やがて苗栗、彰化の平定と共に、鹿

港保良總局長に任ぜられ、粮餉運輸の事を處理した。明治二十九年一月、勳六等に叙せられ、單光旭日章を賜はつたのは、この功によるものであつた。

明治二十九年二月、臺北保良總局長に任ぜられたが、同局解散の後は、實業界に入り、臺北淦葛堀間の汽船運轉、及び製腦事業に從事してゐた。その人物は、「臺北紳士人物月旦」に、「素行ハ剛直ニテ躁急、資性豪俠ニシテ人ノ災難ヲ救恤シ、地方公共ノ事ニ熱心ス。惟タ學問ノ涵養ナシ。故ニ時々過言ノ弊アルヲ免レス。名聲ハ毀譽褒貶相半ス」とあるを見ても、なみ大抵の人物でなかつたことが想像される。

然るに彼の剛直躁急の性が禍ひして、彼は臺中知事村上義雄の憤りを買ひ、遂に獄に投ぜられた。ところがその報一たび傳はるや、「市民之を聞いて大いに憤り、連署嘆願す」と彼が手記に書いてゐるやうに、一時島民間の騷ぎを惹き起したので、乃木總督は命じて彼を出獄せしめた。

阿川と白井とが、彼を伯に推擧したのは、この時であつた。辜はその追懷記に於いて次のごとく語つてゐる。

> 其時に當り（註、兒玉、後藤赴任の時を指す）民情未だ熟せず、惟だ陛下愛民の至意を體し、政を發し、仁を施す。首として先づ全島に曉示し、良善を宣撫し、愚頑を開導し、民をして各其業に安んぜしむ。即ち凡そ前に誤りて匪と爲り、或は故意に匪と爲りし者も、如し能く過ちを悔ひて自新せば、悉く之に歸順を許す、且つ良民の證牌を發給し、携帶隨身せしむ。一面警官憲兵に嚴命して、故無く騷擾するを許さず。凡そ愛護を事とし、務めて信を新附の人民に施し、我が政府の刻意治を圖るの殷を知らしめんと欲す。
>
> 然れども當時王化未だ敷かず、民匪雜居す。竟に良民の證を藉り、利用して奸を作し科を犯す有り。甚しきは白

匪横行するあり、市を截り、財貨を劫掠す。兵警吏に處置に從ふ者無し。蓋し善惡群を同うするに因り、民匪辨ずる莫く、督府之を患ふ。軍隊を以て撲滅せんと思はば、猶ほ累を無辜の民に及ぼさんことを恐る。警察を以て緝捕する若きは、則ち力逮ばざるあり。且つ一方深山伏莽し、强梁割據し（簡大獅、陳秋菊等の如き巨魁）一時頗る措施に困ず。

時に督府地方課長阿川光裕氏余を後藤公に薦む。爲言く前次雲林（今斗六に改む）の匪變、亂北斗に至るや、守備隊長難に殉死す。勢將に猖獗なり。辜某の援を聞得して始めて勘平を得たり。此の君頗る才幹あり。明治二十九年に當り、曾つて鹿津に會す。與に興民除暴の策を論ず。其の條陳剴切にして、深く民情を悉し、能く大局を識る。蓋し其の來るを招き、以て籌策を助けしめんと。茲に於いて公乃ち白井新太郎氏を專派し、鹿に來つて招かる。時に余、方に事に因りて獄より出で、尚ほ臥病中なり。

かくの如く、辜は出獄匆々のことではあり、また健康を害してゐたので、白井の勸告に、おいそれと應諾しなかつた。彼よりすれば、多年日本政府のために盡力した揚句が投獄されたのであるから、胸中釋然としなかつた點もあらう。そこで白井は、彼に北上して後藤民政局長と會見することを勸めた。辜は半信半疑で臺北に出てきた。さうして伯と會見して、一遍でころりと參つてしまつた。彼の手記がその光景を次のごとく物語つてゐる。

白井氏余を過ぐるの日に當り、余出獄の後に方り、心志都て灰す。家母余の性剛なるを以て、戒めて事を措ふなからしむ。然して自らも一介の庸夫にして素より才德無きを念ふ。重ぬるに後藤公の雅意を以てし、余を泥塗の中に起たしむ。義却くるを許さず。乃ち命を受けて奔馳し、北上して公に官邸に見ゆ。握手歡談、靄然故の如し。

余の近狀を詢ふに及び、余獄事深く自ら咎むを以てす。公慰撫して曰く、君屈を受く僅かに五十餘天のみ、余は則ち百有餘日なり。然りと雖も、縲紲の中、其の罪に非ざれば、大丈夫磊々落々たるべし。何ぞ懐に介するに足らむ。即席一詩を口占し、余に見示す。謂ふ「人生禍福何時盡。天道是非曷日休。萬苦千辛爲師友。從頭無恨亦無憂」と。其の痛快なる襟懐は、今に至るも猶ほ追念して已まず。

これが伯と辜顯榮との不思議な交情の發端である。

それは伯の死に至るまで一貫して渝らなかつた。否、伯の死後に至つても、辜は伯を追慕し、その遺霞に敬することを熄めなかつた。さうして昭和九年六月、辜が最初の臺灣人として勅選議員に叙せられたとき、恐らく彼は往年を回顧して、無量の感慨を催したであらう。

さて、最初の對面において、辜は伯から、土匪政策の具體案を訊ねられた。辜の手記はつづく。

繼いで余に問ふ。匪を治むる當に如何。余謂へらく。匪も亦人なり。安んぞ治まらざる有らん。惟ふに地方靖からざるは、皆在鄕の紳士團防の力を失せるに因る。故に匪徒意を恣まに出沒す。若し聯庄保甲の制度を援設し、協力自治せしめば、則ち彼の輩當に自ら跡を斂む矣。此の事但し一二の條件を容れ、當に效勞を試むべし。一、即ち軍裝五百、小銃五百、彈丸十萬發を貸し下げ、以て衛防に備ふ。一、即ち保甲辨事人員の出入に轄下官吏の干涉を許さず、以て掣肘を避く。公余の言を以て深く要領を得たりと爲し、慨然首肯して曰く。事有れば只管此に來りて面商するも可なりと。遂に擧日興辨せんことを囑せらる。

出獄匆々の臺灣人に、いきなり銃五百梃、彈丸十萬發を交付しようといふのであるから、亂暴といへば隨分亂暴だ。

陸軍側でこれを拒絶しようとしたのも無理はない。臺はつづいて記す。

軍隊に向ひ、軍器を領借せんとするに迨んで、竟に拒んで肯て發せず。時に兒玉將軍大いに怒り、叱して部下をして即刻給交せしむ。余即ち臺北の諸紳士を邀へ集めて協議し、保甲總局を創立し、並びに各庄の要路を糾合し、次に依りて開辦す。初め按ずるに四個月を以て完成せんと。竟に兩月間ならず、聯庄相繼いで設立せられ、連名造冊して、官に呈報す。秩序從つて稍安し。

かくして臺は、第一線に立つて、土匪招降の事に從つたのである。曰く、

憶ふに總局の開辦に當り、翌日匪首林某等、便ち假りに行香と稱し、招徭市を過る。街民誑惑して已まず。余毅然として之を招き來らしむ、林果して至る。局勢嚴整にして軍械森然たるを見、敢て正視せず。余即ち諄々として諭ふるに正邪の道を以てし、並びに告ぐるに政府招撫の至意を以てす。乃ち歸去して改面自新せしむ。是れより北地の匪氛稍靖し。唯巨魁簡大獅尚ほ草山に據る。兒玉將軍因りて兵を派して之れを搗く。巢穴既に破れ、大獅廈門に逃匿す。後終に擒に就き、北匪殆ど平らぐ。而して保甲團防は終始一彈を費さず。仍つて軍械を將て數を悉して繳還し、以て責任を完うす。これ余の知を後藤公に受けるの始端となす。憶ふに明治三十二、三年の事に在り。

その後、斗六の土匪が蜂起したとき、伯は再び臺を用ひてこれを鎭定した。

其の後斗六の匪徒再び起る。臺中の知事木下周一出府して討たんことを請ふ。公、余の保甲團防の設辦宜しきを得たりしを以て、囑して知事の佐理と爲す。余前次村上知事の偏見に鑑み、答へるに臺北なれば卽ち公の宇下に

庇はれ、且つ能く某の剛直を諒とせらる。若し地方に往けば、恐らくは阻梗を生ずる無きを免れ難きことを以てす。公曰く。介すること勿れ。今君を命じて總督府囑託、兼臺中知事顧問と爲さんと。卽ち大島圭介（註、富士太郎の誤）氏をして、余に文憑を授く。且つ余多年辦公の需費少からざるを體し、並びに一時金千圓を給ふ。翌日遂に木下知事と偕に、逕に臺中に赴く。余仍つて諸紳士を邀へ集めて計り議す。言へらく、斗六の地勢、高山密林に近接す。故に匪徒險に據り、藏匿に易し。若し各要路に防を設けて捍禦し、北部の聯庄保甲の如く協力共治せば、則ち匪勢自ら窮まらむ矣。玆に於いて、山阪要地の五十六庄盡く皆響應、次第に開辦す。余更に吉弘少佐と會し、壯丁數百を添募し、極力搜拏、揭竿一呼、遂に之れを鎭平す。

辜顯榮については、吾人はさらに、しば〳〵記すところがあるであらう。今はただ彼の土匪招降に關する事蹟のみを錄しておく。

五、軍部の跋扈

所謂「土匪招降策」の何者であるかは、序を追つて次第に明かにしようと思ふ。しかしその根本義は、大匪と小匪とを區別することにあつた。

土匪の數、臺灣全島に幾萬なるを知らずと雖も、世に言ふ土匪稅を徵するほどの大匪は、思ひの外に少なかつた。まづ東部宜蘭地方には林火旺、林少花、林朝俊。北部臺北地方には陳秋菊、林淸秀、徐祿、鄭文流、簡大獅。中部地方には柯鐵、黃國鎭、王烏猫。南部地方には鄭吉成、林少猫。その他約二十頭目に過ぎなかつた。

阿川や白井や辜が著目したのは、かうした土匪の大頭目であつた。これらは流石に、多くは理を解し、利に慧き連中であつた。若し彼等を說得して、進んで投降せしむるならば、爾餘の無組織の小匪の如きは、その數幾萬ありとも、流賊小盜の類と共に、普通の警察力を以て、漸次に逮捕絕滅することができる。

これを別言すれば、所謂「土匪招降策」といふのは、土匪を治定するに、軍隊の兵器を用ひず、民政部の組織力と警察力をもつて、土匪の主力を良民化しようとする所謂「撫順政策」であつた。若しこれが實現しうるならば、これに越す良策のないことは、何人も認めざるを得ないことであつた。しかし臺灣當時の實情としては、それには一つの難關があつた。

それは臺灣における軍部の跋扈であつた。

領臺後二年有半、なほ多數の軍隊を全島に駐屯せしめ、民政部に對立して陸軍幕僚、海軍幕僚が、總督府內に嚴存してゐたのは、多く土匪鎭定の大事業が前途に横はつてゐたためである。若し土匪が、かくの如く、一般警察力によつて鎭定され得るものとしたならば、軍部の擁する兵器の遣り場は何處にあるか。

この土匪招降策につき、軍部は果して、何等の不滿、非難の聲を揚げないであらうか。この對軍部關係について、湯目補隆は、次の如く回顧した。

元來臺灣は日淸戰役の結果得た所の領土であるから、云はば軍事上の賜物だ。從つて軍人の得意さは非常なもので、ために文武官の軋轢、司法官と行政官の軋轢を生じ、惹いては官民の軋轢となり、民治よりも官治が更に困難なるものがあつた。最も謹嚴なる乃木將軍が、これら悪弊の後掃除とも云ふ可き格で赴任され、軈て荒療治も

濟んだと云ふ頃、兒玉將軍が乘込んだのである。予が赴任當時は、此の軋轢が非常に盛んで、各ゝ自分の乾兒の配置にのみ腐心し、オレがオレがと云ふ狀態。それでは如何な名總督でもうまく行く筈が無い。

また宮尾舜治は、次の如く語つた。

吾々が臺灣に居つた時は、まだ軍部の勢ひが盛んで、一般の民政にも關係し、なか〳〵軍部との關係が面倒であつた。昔から支那の將軍は、文官よりも勢力があつたので、臺灣の島民は、何か面倒なことが起ると、直ぐ旅團長の所にやつて往く。將軍々々と言つて、拜んで泣くと、ウンさうかと言つて聞いてやる。さういふやうなことから、軍部と民政部と、衝突するやうなこともあつた。それで行政に關しても、民政部は軍部よりも弱かつた。兒玉さんが總督になられてからは、兒玉さんは何時でも後藤さんを助けて、民政を確立することに努力され、臺灣の政治のことは、殆ど後藤さんに任せツきりといふほど、後藤さんの權力は素晴らしいものであつたが、それでも、兒玉さんと後藤さんの對話を聞いてゐると、あのくらゐ兒玉さんに信用されてゐる人であるが、例へば少將の人のことが話題に上つてゐるときは、何某閣下がどうしました、斯うしましたと云つて居られた。私はそれを見て、これは樣子が違ふと思つた。其のとき私共は考へた。政治家と云ふものは是れだ、斯くの如くして初めて後藤さんが兒玉さんに使はれるので、兒玉さんも亦後藤さんに任されるのである、と。

斯くの如き情勢であつたから、この土匪招降策を實施するについては、先づその大前提として、軍部の頭をウンと抑へつけて置く必要があつた。それが出來ない限り、土匪招降策如何に妙案なりと雖も、到底實行することはできない。

然るにこの對軍部問題は、意外の事件から、急轉直下、解決の曙光を發見したのである。

六、宴席の活劇

日清戰爭を去ること僅かに三年、海に陸に連戰連勝したる軍人の鼻息の、荒いのも無理はなかつた。況んや武人の流血未だ乾かざる臺灣に於いて、軍人の意氣込みの凄まじかつたのは人情の自然である。

『此の島は俺達が取つたんだ。また俺達が守るんだ。』

さういふ感じが、皮下一分に流れてゐた。從つて彼等は、文官のいふことなど、聞きたくはなかつた。そこへ生意氣な醫者上りの民政長官が來て、兒玉總督を笠に威張り散らすと思つたのだから、彼等は腹に据ゑ兼ねた。何時誰れがいひ出したか、彼等の間では、伯のことを一總督の御曹子一と綽名してゐた。

伯の方ではまた伯で、臺灣統治の根本は、民政主義を徹底するにある、軍人に民政にまで嘴を容れさせておいては、新領土の經營は到底できない、そのうち何時か、機會を見つけて、軍人の頭を押へてやらなければならない、と心中深く決してゐた。

この故に、伯と軍人との衝突は、すでに運命的であつた。しかもそれは、意外のことから、思つたよりも、ずつと早く來た。それは次の如きいきさつであつた。

臺灣赴任後三箇月目に、兒玉總督が、先づ各地方長官を召集し、續いて幕僚參謀長及び各旅團長を召集した。當時軍部の主なる人々は、陸軍參謀長立見尚文少將、臺北旅團長內藤之厚少將、臺中旅團長松村務本少將、臺南旅團長高

井敬義少將等であつた。

續いて後藤民政局長は、新任披露のため、これ等の人々を、大稻埕の淸涼館といふ料亭に招待した。この日の接待萬般は、總督副官堀內大尉（今の文次郎中將）に委ねられてあつた。

事件は、この招待の席上で起つたのである。これについては、先づその責任者の一人であつた堀內をして語らしめよう。

大將と伯の赴任當時は、まだ占領後の餘弊が澤山あり、內面的にも種々黨派的關係等があつて、舊派と新派と云ふやうな不折合の點が、下層には存在して居た。舊派中には軍人が多かつた。その主席とでもいふべき一人に、守備旅團長松村務本少將が在つた。この人は中々のやり手で、又喧嘩も好きな人（當時は一般に喧嘩が多かつた）であつた。コチラの新派の大將は伯で、伯も中々負けては居ない人ですから、色々の出來事のもつれの結局は、伯に向つて來る。其處で或る時、伯が主人で軍人連を料理亭一小島家一に招待したが、酒が廻つて來ると松村少將が伯に喰つてかかつた。

註　堀內の談中、料亭を「小島家」とせるは、記憶ちがひであらう。事實は上述の如く、淸涼館であつた。

それが後藤、松村の大喧嘩のきつかけであつた。何故かくも松村は、後藤に喰つてかかつたのか。

その遠因は、前記のやうに、軍人の腹の中にあつた反後藤熱である。而して直接の原因は、主人たる伯の遲參であつた。

その日伯は、公務のため、心ならずも招待した時刻に遲れて、七時過ぎにやつと會場に驅けつけた。そして頻りに

失禮の罪を謝しながら著席したのであるが、やがて宴酣となつて、酒が廻るにつれ、主人側が遅參するとは何事だ、といふやうな文句がすこし諄くなつて、つひに宴席における活劇となつたのである。その活劇の情況は、堀内の語るところによれば、次の通りであつた。

滿座軍人だけだから、一層松村少將は元氣がよい。なぐり合ひが始まりさうだ。その時伯は腕をまくり「來るなら來い、己の腕にはメンコメシの鐵筋が入つてゐるぞ」と、一歩もひかず威張り出した。恐らく伯一生の大威張りであつたらう。かねてこんなこともあらうと察して居り、又軍人中で私獨りは總督府の役人であり、特に伯とは無二の御懇意であるから、新舊文武兩派の中間に立ちて、和合を謀つて居つたから、此の兩主席の喧嘩の間に飛び込んで、留め男の役を勤め、無事にすんだのです。此の喧嘩が後世まで殘つて傳はつてゐるのは前に申す通り、文武新舊派のもつれがなか〳〵盛んであつたからであります。

この宴席における活劇の話は、當の本人たる伯が、生前よく語つたところである。それは堀内の回顧談とは、すこし異つたところもあつた。次の通りである。

俺はその晩、少し後れて宴會に往つた。

往つて見ると、もう軍人の連中は待ち兼ねて、酒を飮んでゐた。その中に、旅順で死んだ松村務本といふ男がゐた、これが少し酒癖の悪い男でね、色々と俺に喰つて掛つてきた。

「なぜ主人たるものが遅れてきた。」

としつこく言ふから、俺も腹を立てて、

一家で細君の顔を見てゐて後れたんだ。それが何が惡い！」

といつてやつた。さうすると松村が怒つて、

「何を生意氣な、總督の御曹子め、お前のやうな文官に何が解る。俺は彈丸雨霰と降る中を潜つてきた軍人だぞ！」

といふから俺が、

「彈丸雨霰も何もあるか。貴樣のやうな將官は、何千人の兵隊の後の方から、進め〳〵と指揮してゐるだけだ。俺を見ろ。俺は牢に入つてきた人間だぞ。牢は一人で入るんだぞ。貴樣は牢に入つたことがあるか！」

といつて、ふら〳〵と松村が立たうとするところを、俺は機先を制して、すぐ、ポカ〳〵と頭を毆つておいて、

「我輩は、今夜はこれで失敬する。」

といつて、さつさと歸つてきてしまつた。

以上が伯の回顧談である。堀内の言ふごとく、單に腕まくりをして啖呵をきつただけであるか、或は伯の回顧せしごとく、摑み合ひの喧嘩となつたのか、今となつては判定することは難かしい。松村はいかにも武人らしい立派な人で、後に日露戰爭の時、旅順において名譽の戰死をとげ、男爵にも敍せられたほどの人であるが、酒癖のわるいことは、臺灣當時から評判であり、時に狂態を演ずることのないでもないといふことであつた。伯の回顧談も、ちと大袈裟すぎる觀がないでもないが、かなりな活劇であつたらうことは想像される。

さて、この活劇の跡始末はどうなつたか。伯の回顧談によれば、次の通りである。

その晩、俺は辭表を書いて、翌朝、兒玉總督のところへ出さうと思つて寢た。

さうすると翌る朝早く、俺が西洋間の窓から見てゐると、門からふたり人がやつてくる。立見參謀長と松村だ。しかも二人とも平服だ。

俺は「ははア」と思つた。

軍人は詫びをするときは、平服でくるものだ。

それから應接間に通して會つて見ると、立見が、

「松村君は昨晩は酒を飲んでゐたので、まことに失禮しました。」

といふから、そこで俺は、

「いや別に失禮なことはありません。私の方が失禮かも知れない。私は後日の證據として、あなたの頭を毆つておいた。それを御記憶かどうか。」

と訊いてやつた。すると松村が、

「いや少しも記憶しない。」

といふから、

「それならば致方ない。私は實は宴會の席でお客の頭を毆つた不屆者だから、早速この旨を總督に申上げて、辭表を出して次の船で內地へ歸らうと決心してゐた。」

といふと、立見が、まあ〳〵と宥めて仲裁するから、それで俺もそのまゝにすましてしまつた。

しかしいづれは總督の耳に入ることであるから、その朝俺は、これを總督に報告しておいた。

然らばこれに對して、兒玉總督は、如何なる處置を執つたか。活劇の顚末よりも、實はその方が、向後にとつて、重大なる關係をもつ。これについて、橫澤の語るところは、次の通りである。

翌朝早天、後藤伯は總督官邸を訪問した。總督は例に依つて朝起きであるから、庭を散歩して居らるる所に來て、昨夜の顚末を總督に報告せられた。然るに兒玉總督がその時の挨拶に、

「それはよかつた。」

といふことであつた。如何にも後藤長官にとつては意外な挨拶であつたが、深くそれを總督に聞き返すといふ餘地も持たなかつた。實は後藤伯の考へでは、總督も武人である、相手の松村君も武人である、而して今や文武の軋轢の甚しい時である、その時に自分が武人と挌闘したなどといふことは穩かでないといふことで、或は總督の叱言を聞くとか、不滿を聞くとかいふことではなからうかと、多少心に臆する所があつて早朝總督にそれを報告せられた。然るに總督は「それはよかつた」といふ挨拶であつたので、伯は奇異に感ぜられたといふ話である。

その晩、恰かも總督が矢張り各旅團長、參謀など軍人側を官邸に招待して居られた。然るにいつもは官邸の西洋館の方で、西洋料理を以て饗應せらるるのが定例であつたが、その日に限つて日本座敷で、その頃あつた「あづま」といふ料理屋から日本料理を取り寄せられ、且つ官邸に藝者などといふものは呼ばれたことがなかつたが、その時は「あづま」より內藝者を數名呼ばれて、全く日本式で、各軍人を饗應せられた。さうして總督が一場の簡單な挨拶を述べられた。その挨拶に、

「今日はこの土地で和食を差上ける位だから、萬事不設備であるし、殊に自分は未だ家庭も持たす、獨身で居る際であるから、總てが不行屆きであるが、どうかお心置きなく、ゆつくり召上つて下さい」

といふ定例の挨拶をせられた。所がその時に松村少將は、どういふ風な感じがあつたか知らぬが、

「御主人のお許しが出たから、今晩はうんと飲んで……」

といふやうな風で、極く寛がれた裡にも、自ら角のあるやうな言葉を發せられた。その時、突然主人の總督は容を改めて言はるるのに、

「主人が挨拶したからというて、それに甘えて、醉ひ倒れる迄飲むといふことは紳士の態度でない。而も陸軍將官たる肩書を持つて居る人は、所謂國家の柱石である。その國家の柱石たる軍人が、臺灣の新版圖に於いて醉ひ倒れるとか、文官と軋轢するとか、挌鬪するとかいふやうな行動をとらるることは、甚だ自分は遺憾に感ずる。この邊は御列席の諸君も御注意を願ひたい。」

斯ういふ風に總督が一本きめ込んだ。それで昨晩の一件のことは一言も出なかつた。而もそれからといふものは段々三段警備も廢除せられ、軍人が行政などに向つて嘴を容れることが全然なくなつた。

かうして最初、偶然にも、毆り合ひの喧嘩とまでなつて爆發した民政部と軍部との軋轢は、兒玉總督の儼然たる態度によつて事なく鎭壓されたばかりでなく、却つて臺灣に民政主義の政治を確立するの一機緣となつたのである。民政部に對する軍部の壓迫が除かれたのも、この事件以來であつた。そして所謂土匪招降策が、憚るところなく實行されはじめたのも、この事件以來であつた。

七、兒玉總督の一喝

しかし意氣沖天の武人を抑へて、伯の民政主義を徹底せしめたのは、宴席活劇事件のみのためではなかつた。それは詮ずるところ兒玉總督の威望であつた。

蓋し、軍隊をして軍隊本來の職務に復歸せしむること、換言すれば、軍部の民政部に對する容喙を排除して、徹底せる民政主義の政治を確立することが、兒玉總督の最初からの治臺方針であり、同時に後藤民政長官との間の默契でもあつた。

臺灣民政長官としての伯が、世界に誇るに足る程の治績を擧げ得たのは、主としてこの默契に基くものであつた。如何に民政長官に縱横の機略ありと雖も、總督にこの不動の大方針なかりせば、恐らく伯は十二分にその手腕を振ふことはできなかつたであらう。

併しながら、軍部全盛の當時において、しかと諸將軍の頭を抑へ、民政長官をして滿腹の經綸を行はしむるについては、總督は、並々ならぬ心遣ひをしなければならなかつた。それは元鹽水港廳長たりし村上先が記するところの、次の感想によつても、その一端を窺ひ得る。

予は一日事を以て、將軍に請謁し、適ゝ予の廳治に關し、將軍に稟議したり。然るに將軍之れに應示して曰く。「予は兵隊にして一も民政を知る所なし。往いて之れを民政長官に聽け」と、猗與、將軍は文武兩政に精通し、殊に長く陸軍次官の重司に在り、第一流の政府委員として、帝國議會に折衝したるの事蹟は、天下常に其記憶を

新たにしつつあるにも拘らず、知りて而して知らずと言ふは、則ち民政長官をして治臺の手腕を縱橫に揮はしめ、且予等地方官をして重きを民政長官に寄せしめ、以て精神あり、權威あり、統一ある臺政を行はしめんとするの深意を存するものなり。故に予は、爾後總督の下問ある、已むを得ざる場合の外は、民政長官を措て、總督に直稟するの變則を愼めり。

この兒玉總督の大方針が、上記宴席活劇事件に續いて現はれたのは、臺灣評議會改正問題の時であつた。臺灣評議會といふのは、本國政府の樞密院以上の權限を有する、總督の最高顧問府である。勿論軍部の勢力隆々たる時代であるから、陸海軍幕僚は、その正式の委員たるのみならず、むしろ評議會の中心勢力であつた。それが後藤民政長官の時代になつて、陸海軍幕僚の地位を、この最高顧問府の臨時委員たらしめんとしたのである。氣を負ふ當時の將軍達が、この改正を默視する筈はなかつた。

併しこの改正は、當面の問題たる土匪招降策を實現する上に、重大なる關係があつた。何となれば、從來の制度においては、軍部は、民政部とは無關係に軍隊を動かすことができた。故に土匪討滅のために大軍隊が出動しても、民政長官はじめ民政部の人々は、數日後でなくては、その事實を聞知することすら許されないといふやうなことが、頻頻として起つた。新しき統一ある土匪招降策と、かかる變態的措置とは到底相容れることはできない。

然らば兒玉總督及び後藤民政長官は、如何にしてこの評議會改正を實現せんとしたのであるか。伯は往時を回顧して次の如く語つた。

さうすると參謀幕僚から抗議が出て來た。それはけしからん、吾々が今まで彈丸雨の如き所を命懸けでやつて來

たのに、今頃後藤等がやつて來て、傍若無人な事をやられてたまるものかといふわけなんだ。私もまだその時は四十二だつたから、まあ相當無遠慮にやつた。その評議會の改正の時は、兒玉總督はえらいものでした。參謀幕僚等はえらい勢ひで反對をした。その時の參謀長は立見將軍といふ人であつた。これは警視廳の方から陸軍へ行つた人だが、武官中では相當學問もあり、常識もあり、高德の士で、その時は少將であつたけれども、中將の兒玉さんよりは先輩の少將であつた。兒玉さんは長州だから中將になつたのだけれども、立見は疾くに中將になれた人だと謂はれた位で、人望も相當にあつた人ですが、それが參謀長をして居つた。

其のうちに評議會の改案がだん〳〵面倒になつて來て、一日總督官邸で會議を開いたことがあつた。その時は立見も來たし、楠瀨も來てゐる。海軍の方もずつと來て居る。そこで兒玉さんが、

「今度評議會の改正に對しては、諸君に大分反對の御意見もあるやうだが、この際後藤君一應說明してくれ。」

と言ふから、私が、

「今度の改正は、地方長官の要求がなければ出兵をしないといふことが一つ。その要求があつた時には速かにこれに應ずること。それからやや大なる軍隊を動かさなければならんやうになつて、大隊以上の出動を必要と認める時は、別に研究をすること。さうして大隊以上を動かす時には、評議會に臨時委員として、參謀長始め幕僚の委員が出席することになる。さうして今日よりは民政を布くといふことを、民心に滲み渡らせるために、これを改正しなければならん。」

といふ說明をした。さうすると兒玉さんが、

「民政長官はああ言つて居るが、立見さんどうですか。」
と問うた。立見將軍曰く。
「これに就いては幕僚にだん／＼議論がある。臨時委員といふと、平生は要らんものになりますな。委員外に排斥されて、これまでの軍隊の働きが無視されるやうになるとすれば、軍隊の重大問題であるから、參謀幕僚の間には大分議論がある。」
と言ふ。兒玉さんが、
「さうですか、しかし一般行政のことは、大いに軍事行政と違ふ。今までも民政長官といふものはあつたけれども、此の度は軍政をすつかり改めて、民政にするといふのであるから、よほど考へなければならん。」
と言はれたら、今度は楠瀨が立つて異議を申立てた。さうすると兒玉さんが、どういふ言葉であつたか、忘れたけれども、かういふ意味の言葉であつた。
「立見閣下の御說もあるし、楠瀨大佐の意見もあるが、一體君達は陸軍行政といふものはどんなものか知つて居らるるか。知つて居らるるなら言つて見給へ。」
といふんだな。さう言はれてみんな默つて居るのだね。みんな默つて居ると、兒玉さんが、
「陸軍に居つて陸軍行政の分らない者が、民政のことに口を出すといふことはない。よさう／＼」
と言ふんだ。誰れか何か言ふかと思ふと、何とも言はない。默つて居るんだね。みんな默つて居つたが、暫くして、

「お暇します。」

と言つてずつと歸つてしまつた。何のために會議に呼ばれたか分らないことになつちまつたわけさ。俺もびつくりしちやつた。何かありさうだと思つたが、何とも言はないんだから、俺も驚いたよ。

「これで御用はありませんか。」

と言ふと、兒玉さんが、

「もう歸つてもよいが、まあ晝飯でも食つて行け。」

と言ふから、少し經つて歸つて來たが、改正案のことはそれつきり、上奏の手續を經て裁可になつた。その時分には、幕僚の官舍邊では、私を總督の御曹子と綽名し、私の通行を見て、

「御曹子が又總督の所へ行くのか。」

と言つて非難する位であつた。

八、民政主義の聲明

かくして新領土統治の民政主義は、確乎不動のものとなつた。

この大方針は、上述の如く、伯が兒玉總督と共に赴任する時から、すでに默契のなつてゐたものである。しかしこれを正式且つ具體的に聲明したものは、地方長官會議及び軍部幕僚會議に對する總督の訓示であつた。

明治三十一年五月二十五日。地方長官に對する訓示の中、匪徒處分に關する一項は、次の通りであつた。

土匪ノ害モ政治ノ邪魔ナリ。而シテ土匪ト稱スル者ノ中ニ於テ其種類アリ。能ク之ヲ判別シテ處分スルコト肝要ナリ。一概ニ土匪ヲ同視スヘカラス。然ラスンハ却テ政策ヲ錯ルノ恐アランカ。

是等ノ禍害ニ備フル機關トシテ、警察及憲兵ノ二種アリ。嘗テ聞ク所ニ依レハ、憲兵ハ警察ニ優レリト。今茲實地ノ情況ヲ觀察スルニ、民政上寧ロ警察ノ適任ナルヘキヲ知レリ。殊ニ三段警備ノ說ノ如キ、其未治臺ニ適切ナル所以ヲ知ル能ハス。軍事ノ教育ハ固ヨリ警吏ヨリ憲兵ノ優レルアルヘシト雖、禍機ヲ未發ニ禦キ、其禍ヲ利シテ其福ト化サシムルノ妙味アルハ、警察ノ運用ニ如カサルナリ。

兵力ハ國家ノ靜寧ヲ維持スルニ於テ、一日モ缺クヘカラサルモノナリ。然レトモ今日ノ如キノ制ヲ執リテ兵力ヲ細分スルハ、兵力ノ效用ヲ奏スル能ハサルノミナラス、寧用兵ノ法ニ於テ頗危險ノ虞アリ。又兵力ヲ要スヘキノ敵ナルヤ否ヲ詳ニセスシテ、直ニ軍隊ノ偵察ヲ出スカ如キ、或ハ地方官ノ未知ラサルニ先チ、軍隊ノ已ニ討伐ヲ試ミルカ如キ、皆其宜シキヲ得タルモノニアラサルナリ。

現今ノ匪情ヲ察スルニ、彼自ラ唯速ニ歸順スルノ道ヲ得ルコトヲ希望スルカ如キモノアリ。此際ニ於テ、警察ノ妙用ヲ利セスシテ、兵力ニ一任スルノ狀況アルハ、得策ト謂フヘカラス。軍隊ハ固ヨリ行政警察的ノ教養アルモノニアラス。此ノ如キ軍隊ヲ以テ警察的任務ニ當ラシムルハ已ニ其當ヲ失スレハナリ。然レトモ今之ヲ急劇ニ制スルハ、却テ弊ヲ釀スノ恐レアリ。漸ヲ以テ矯正ニ力メサルヘカラス。

今にしてこの一項を讀むとき、總督の訓示としては、頗る思ひ切つた言說であることに、一驚を禁じ得ないものがある。しかし當時の情勢としては、此處まで言はなければ、從來の情弊を一掃し難き事情があつたに違ひない。しか

もこの地方長官會議に續いて行はれたる、六月三日の「陸海軍幕僚參謀長及ヒ各旅團長ニ對スル訓示」においてさ、その斷案はさらに痛烈であつた。

兒玉總督は、まづ口を開いて、並みゐる諸將軍の頭上に、一大鐵槌を下して曰く、「予ノ職務ハ臺灣ヲ治ムルニ在テ、臺灣ヲ征討スルニアラス」と。一句以て、肺腑を抉るに足る。而して總督は、さらに言葉を續けて、次の如く序說した。

其殊更ニ閫外ノ權ヲ予ニ假サレタル所以ノモノハ、只之ニ據ルハ、當島新附ノ民ヲ鎭壓スルニ便ナルト、內地ヨリ遠ク離隔シタル當島ノ防禦ニ關シ獨斷ヲ許サレタルニ過キサルナリ。抑臺灣ヲ治ムルノ要ハ、第一政治ヲ統一シ、第二土民ヲシテ其堵ニ安セシメ、第三殖產ヲ起シ、經濟ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルニアリ。今左ニ之レカ要旨ヲ略述セントス。

さて本論に入つて、第一の「政治の統一」について、總督の訓示するところは、ただ簡單に、次の一節に過ぎなかつた。

第一　政治ノ統一ハ本職自ラ之ニ當ラサルヘカラス。而シテ本職カ此大任ヲ全フスルニハ、民政局長、陸海軍幕僚、參謀長ノ補助、及間接ニ各旅團長ノ協力ニ依ラサルヘカラス。

兒玉總督の訓示が、特に主力を注いだのは、言ふまでもなく、第二の土匪處分問題であつた。總督はまづ、土匪と良民との區分論より始めて、何が故に良民が土匪となるやの點を、治者自ら反省せざるべからざる所以を說き、次の如く述べた。

第二　土民ヲシテ其堵ニ安ンセシムルニハ、土匪ヲ滅亡セサルヘカラス。土匪ヲ滅亡スル根本的良策ノ一ハ、良民ト土匪トヲ識別シ、良民ヲ驅テ土匪爲ラシメサルニアリ、良民ト土匪トヲ識別スルコト、之ヲ言フハ易ク、之ヲ爲スハ至難中ノ難事トス。

然レトモ之ヲ識別セサレハ、之ニ處スルノ方法ヲ見出ス能ハス。故ニ先ツ土匪ノ根原ヲ明カニシ、次ニ之ニ處スルノ方法ヲ案出セサルヘカラス。

舊時代既ニ土匪アリ。其名ノ來ルヤ久シ。土匪、流匪、山匪、地痞、流氓、散勇ト云フ。今日ノ土匪ハ、獨リ上述ノ徒ニ止ラス、是レ先ツ其性ト類トヲ詳ニシ、彼等ノ相牽ヰテ匪徒ニ黨ミスルノ原因ヲ知ラサルヘカラサル所以ナリ。

舊時代ノ土匪ハ、無資無産ノ徒ニシテ、良民ハ之ニ黨セサリキ。今ノ土匪ハ否ラス。産アリ、資アリ、加之郷黨ヨリ愛敬ヲ受ルモノアリ。此ノ如キ良民ヲシテ、此ノ如キ境遇ニ陷ラシムルハ、是聖代ノ治者カ大ニ反省考慮ヲ要スルノ點ニシテ、一方ヨリ此徒ノ心情ヲ推察スレハ、頗憫ムヘク、又痛ムヘキ次第ナリ。此徒ノ一二ヲ擧クレハ、北部ニ於ケル林李成、陳秋菊。中部ニ於ケル簡義、柯鐵。南部ニ於ケル鄭吉成ノ類ノ如キ是ナリ。

然らば、上に擧げたる如き土匪の頭目達を以て、「心情憫レムヘク痛ムヘキモノアリ」となす所以は何處にあるか。兒玉總督は、その罪の一半は、從來の軍部中心の討匪政策の負ふべきものなりと爲した。勿論、それほど露骨ではないけれども、言外にその意は躍動してゐる。恐らく列席の諸將軍も、骨を刺さるる如き感に堪へなかつたであらう。次の通りである。

彼等カ止ムヲ得スシテ土匪ニ黨ミシタル事情ヲ顧ミレハ、良民匪徒識別ノ誤謬、彼我意中ノ疑惑ヨリ來ルモノ、其例甚タ少ナカラスシテ、其極遂ニ一般土民ヲシテ、土匪ハ日本人ノ製造シタルモノナリト誤解セシムルニ至レリ。就中甚キニ至リテハ、日本人來ラサレハ、良民タル我等ノ父兄子弟ヲ驅テ、土匪タラシメサリシナラント、憤慨措カサルモノアリト云フ。

此ノ如キ有様ナルヲ以テ、良民等ノ土匪ヲ見ルコト、往昔ノ土匪ノ如ク卑マス。隨テ土匪ト內通スルコトヲ耻チサルノミナラズ、寧之ヲ憎マサルノ風アリト云フモ可ナリ。

良民等又曰ク土匪ヲ官ニ密告スルモ、警察憲兵軍隊ハ之ヲ捕獲スルニ巧ミナラス。之ニ反シ、若シ土匪ノ知ル所トナレハ、其禍必我ニ及フ。故ニ緩慢不巧ノ官ニ密告スルヨリ、默シテ禍ヲ被ラサルニ如カスト。

又良民中己ノ私怨ヲ報スルカ爲ニ、口ヲ土匪爲ルニ藉リテ、他ノ良民ヲ密告シ、官ハ其密告ニ誤ラレテ、捕獲トナリ、斬殺トナリ、其結果遂ニ官ヲシテ、一般良民ノ怨府トナラシムルニ過キス。愼マサルヘケンヤ。

總督は更に言葉を進め、土匪を、その土匪となれる原因により、七に細別して、次の如く述べた。

今日ノ土匪ハ之ヲ大別スレハ左ノ如シ。

一、軍隊ノ討伐ニ際シ、探偵即通譯ノ謬ニ出ルコト、又ハ殺戮當ヲ得サルモノアルコトヲ憤慨シ、遂ニ土匪ト爲リタルモノ。

二、鑛業條例ノ結果（殊ニ石炭金鑛ノ坑夫並採掘者）職ヲ失ヒ、止ヲ得ス土匪トナリタルモノ。

三、隘丁屯丁カ新制度ノ爲ニ職ヲ失ヒ、土匪トナリタルモノ。

四、土匪ノ爲ニ强迫セラレ、止ヲ得ス徒黨シタルモノ。
五、土匪ノ妄言卽虚檄ヲ信シテ、土匪トナリタルモノ。
六、淸國ニ於テ犯罪ノ刑ヲ逃レ、密航シ來リテ、土匪ニ與ミシタルモノ。
七、己カ父母兄弟ハ良民タルニ拘ラス、妄リニ軍隊憲兵警察官等ノ爲ニ殺サレタルヲ怨ミ、之ヲ復仇センカ爲ニ、土匪ト爲リタルモノ比較的多シ。

かくして總督は、いよ／＼結論に入り、少なくとも土匪の處分については、民政部中心たらざるべからざる所以を訓示した。否、訓示といふよりも、むしろ斷乎たる命令である。この最後の一節によつて、土匪政策に關する總督府の方針は確立したと言ふことができる。

斯ノ如キ狀況ナルヲ以テ、軍隊自ラ偵察シ、直チニ討伐スルハ、時トシテ頗ル危險ニシテ、動モスレハ此名譽アル軍隊ノ聲價ヲ隳スノ虞ナシトセス。故ニ將來ハ、軍隊一タヒ動ケハ土匪必滅スルノ主義ヲ執リ、地方ノ靜謐上、地方官ノ請求ヲ待ツテ討伐ヲ行フコトニ改正セントス。去リナカラ、現ニ土匪横行ヲ見ルモ、未タ地方官ノ請求ナキヲ名トシテ兵ヲ動サヽルカ如キハ、亦以テ本島駐屯兵ノ目的ニ反スルモノト云ハサルヘカラス。

要スルニ、通常ノ場合ニ在テハ地方官ノ請求ニ依ルヲ正則トシ、急ヲ要スル場合ニハ、無論臨機應變ノ處置ニ出テサルヘカラス。只主トシテ希望スル點ハ、上述ノ諸要旨ヲ斟酌シ、軍隊ノ動作ヲシテ愼重適切ナラシムルニアリ。諸君幸ニ之ヲ諒セヨ。

以上が、土匪政策に關する總督の訓示の全部である。そして最後の殖産問題について、總督の訓示は、ただ次の一

行であつた。

第三　殖産ノ點ニ至テハ、諸君直接ノ關係ナキヲ以テ、之ヲ略ス。

畫龍點睛、一句以て、民政部に對する軍部の掣肘を排し、臺灣における統一政治の施行を、基礎づけるものがあつた。

九、招降の布令

一切の準備は整つた。兒玉總督は立つて、全島にむかつて布令した。聲は青天の霹靂のごとく、島民三百萬の耳に墜ちた。曰く。

總督新ニ任ニ就テ、土民ノ歸服ヲ徵ビ、汝等一家ノ團欒ヲ欲スル極メテ切ナリ。若シ汝等ニシテ歸順ノ意アラバ、任意官邸ニ來ルヲ許シ、疑フアラバ民政長官自ラ往行ヒテ之ヲ說カン。

眼中土匪なく、流賊なし。皆これ　陛下の赤子、誠意を萬民の腹中に置いて、皇化を新附の衆庶に洽からしめんとの氣宇が、僅々數行の文字の裏に生動してゐる。その島民に與へたる感激知るべきである。

併し乍ら、用意周到なる伯は、ただこの表玄關よりの大音聲のみをもつて、かかる困難なる大事業を達成しようとは期待してゐなかつた。彼は水も洩らさぬ用心をもつて、裏面よりこの聲明の實行に取り掛つてゐたのである。即ち彼は、この土匪招降策を行ふに先だち、まづ四方に密偵を放つて、土匪の內情を周密に內偵せしめてゐたのだ。

しかもその內偵が、如何に緻心密意を極めてゐたかは、「臺灣北部土匪投誠顚末」に載する、次の記事によつても

察知される。

元來土匪ノ招降ト云ヒ、歸順ト云ヒ、一種ノ讒誣誹謗盛ニ行ハル、ヲ常トス。故ニ之ヲ行フニ當リテハ、機密ノ上ニモ機密ヲ要スル故ニ、後藤民政長官ハ其ノ內旨ヲ一、二高等官ニ命シタリ。當時ノ計策ヲ聞クニ、一ノ機關ヲ以テ之ヲ行ハシムルハ、所謂探偵的失政ニ陷ルノ恐アルヲ以テ、同一ノ事ヲ右ノ人々各別ニ擔任處理セシメタリ。故ニ一ケ月間ハ、互ニ同一ノ事ニ當リツヽアルヲ知ラサリシ由ナリ。又密偵ヲ使用スルニモ最モ注意ヲ加ヘ、密偵者相互ノ間ニモ他ガ同一ノ職務ヲ執リツヽアルヲ知ラシメス。若シ此ノ如ク個々別々ニ從事シタル事ノ報知、果シテ一致スルヲ待テ、始メテ之ヲ斷行セントスルニ在リタリト。

土匪招降の最初の手蔓を與へたものは、宜蘭土匪の總頭領にして、當時廈門にありし林李成の親戚に當る、某なる者であつた。伯は自らその某を招致して、懇々と臺灣新政の趣旨を說諭したところ、某は大いに喜んで、必ず事を成就すべき旨を明言して去つた。

それより伯は、引續き幾多の有力なる土人を招いて、土匪の性質を尋ねた。その結果、明かになつた事實は、臺北縣下において土匪と稱するものの大部分は、一種の政治的不平分子にあらずんば、糊口の途を失つて、已むなく土匪の群に投じたものであつて、純粹の盜賊は區々たる小群に過ぎないといふことであつた。しかも彼等の多くは軍隊、憲兵、警官との感情上の衝突から、頑固なる反抗に走つたものであり、他方においては鑛業規則、製腦規則等の實施によつて、生業を失へる徒が、この群に投じ來るに及んで、ます〳〵共に我が政令の苛酷なるを憾するに至つたのである。故に若し我が仁政の趣旨が彼等に徹底して、必ずしも前非を咎めず、彼等を招撫するの意あることが判明した

ならば、必ずや感泣して投降するであらうことは、漸く明かとなつたのである。

そこで、更に土匪の朋友、親戚などにして、臺北に在る者を招集し、政府の意趣を説示すると共に、彼等をしてその趣旨を更に土匪に傳へんことを勸めたところ、居ること十有餘日にして、彼等は悉く、土匪に他意なきことを報告し來つた。しかもその點、衆口全く一致するのみならず、孰れの祕かに放てる密偵の復命とも、一言一句違ふところがなかつた。

もはや疑ふ餘地はない。しかも機はいよ〳〵熟し來つた。ここに後藤民政長官は、谷景尾辨務署長を招いて意を含め、いよ〳〵土匪の招降を實行することとなつたのである。

その第一の目標は、北部臺北地方の頭目、陳秋菊であつた。そこで谷署長は、旨を承け、勇躍して任務に就いた。卽ち谷通譯と共に大いに斡旋するところがあり、自ら山中に入つて陳秋菊、徐祿、鄭文流等と會談したる所、鄭は我が政府の盛意を感謝すると共に、今日に至るまで、卑しむべき賊名を負ひ、甘んじて姦盜の爲す所に傚ふの萬已むを得ざりし所以を愁訴した上、「總督若シ前罪ヲ宥シ、往非ヲ咎メス、良民ト共ニ田畝ニ耕耨スルコトヲ得セシメハ、山海ノ洪恩何ヲ以テカ之ニ報ヒン。唯部下ノ者素ヨリ産業ヲ有セス。新政令ノ下ニ於テ、開墾採鑛製腦等ノ産業ニ從事スルコトヲ得セシメラレンコトヲ願フノミ」と、殆ど地に伏して歎願するの有樣であつた。

これが明治三十一年六月中旬のことであつた。

然るに陳秋菊との交渉が、此處まで進行してゐる時、突如宜蘭より飛報頻々として來つた。曰く。「管下ノ土匪動搖ノ模樣アリ。彼等愈〻出テテ歸順セントスルモノノ如シ」と。

これは豫て、前述の各高等官及び西鄕廳長等の努力により、新招降策の趣旨が、漸く宜蘭地方の土匪に徹底してゐたところに、今や陳秋菊投降の交渉が進行しつつあることを傳へ聞いたので、負けてなるものかと、宜蘭地方まづ先頭第一投降の名譽を擔はんとしたものである。

其處で後藤民政長官は、陳秋菊の方は谷辨務に一任し、七月十一日、谷通譯を宜蘭に急派して、この方の招降を先きに片付けることとなつた。

一〇、林火旺の投誠

谷通譯は直ちに急行して、頭圍山中に、匪首林少花及び林朝俊と會見し、その翌日はまた礁溪山中に、林火旺と會談した。

この林火旺こそは、東部宜蘭地方に跳梁せる土匪の總頭目である。當時總督府で調査した「臺北縣及宜蘭地方匪魁略歷」に據ると、「林火旺ハ一名飛鳳、又法平ト稱ス。年三十六歲」とあり、さらに次の如く記されてゐる。

同人ハ元ト無賴漢タリ。明治二十九年一月一日、前匪魁李阿成ノ部下人長トナリ、宜蘭城ヲ襲ヒ、同年八月匪徒二百餘人ヲ嘯集シ、頭圍堡內ニ在テ民財ヲ劫掠ス。明治三十年、匪首陳木火ヲ率ヰ、匪徒五百人ヲ嘯集シ、同所ニ在テ民財ヲ劫掠シ、官兵ニ抗敵ス。明治三十一年間、匪首林日俊、林少花等ヲ率ヰ、匪徒八百人ヲ嘯集シテ、民財ヲ劫掠シ、官兵ニ抗敵シ、猖獗尤モ甚シ。

この林火旺が、つひに前非を悔いて、土匪の名簿及び歸順の歎願書を、谷通譯を經て提出するに至つたのである。

谷通譯はそれを西郷廳長に傳へた。廳長は、大いに喜び、谷通譯を帶同して兒玉總督に謁し、件の歎願書と匪徒の現狀とを詳しく上申した。

彼等の最も心配したことは、彼等の上申が、果して兒玉總督の心を動かし得るや否やにあつた。林火旺以下の匪徒に、もはや二心なきことは、自ら事を處理したる彼等の信じて疑はざるところであつた。然し總督は、廳長と通譯の言葉を信ずる以外、何等判斷を下す材料はないのだ。若し輕信して事を破る時は、帝國政府の威信に關するのみならず、また總督の責任問題である。況んや新政府の土匪招降策は、內外の猛烈なる反對の聲に、包圍されつつあるに於てをや。

然るに、ぢつと彼等の報告を聽いてゐた總督は、彼等の言葉が終るや、西郷廳長にむかつて言つた。

匪徒歸順ノ事ハ、其處理貴下ニ一任ス。其ノ歎願ノ如キハ宜シク之ヲ取捨シ、爾後貴下ノ部下トシテ之ヲ愛撫使役スルノ道ヲ講スヘシ。

たつたそれだけであつた。

感激して官邸を引下つた兩人は、いよ／＼責任の重大なるを痛感した。何となれば、すでに其の時には、各種の流言が放たれつつあつたからである。その最も大なるものは、「土匪ノ招撫ハ良民ノ怨恨ヲ招キ、人心ノ離反ヲ致ス所以ナリ」といふのであつた。これは從來もしば／＼行はれた流說であつて、當局者が常に、招撫と討滅との岐路に迷つたのは、實にこの間の消息にあつたのである。

併しながら、この流言の出處を、さらに突つこんで調べて見ると、案外にもそれは、通譯探偵から出てゐることが

多いことが判つた。彼等の多數は、直接間接に、匪徒の怨恨を受けてゐる。從つて匪徒の招撫は、どんな變事を彼等の身上に惹起するかも知れないといふので、彼等が出來る限り、官邊と匪徒との關係を離隔しようとしたことは、爭はれぬ事實であつた。

そこで西鄕廳長は、一策を案じ、宜蘭に歸るや直ちに、良民の主立ちたる者を會して、一般良民の意嚮を訊ねた。果して、紳士達は欣喜雀躍して、總督の招降策を稱揚し、その實現の一日も早からんことを希望した。もはや遲疑するところではない。西鄕廳長は、直ちに林火旺一味と條件を決定して、その歸順を聽許し、いよいよ歸順の式を礁溪山中に擧ぐることとなつた。

實に領臺以來、最初の意義深き盛儀であつた。そしてそれには、是非とも、後藤民政長官の臨席を煩はしたいといふ申出であつた。

伯は直ちにこれを快諾した。だがそれは相當の信念と勇氣を要することであつた。何となれば、名は歸順宣誓式であるけれども、列席するのは、これまで鬼の如く恐れられてゐた匪徒三百餘名を率ゐた無賴漢あがりの林火旺であり、此方は僅か十數名の文武官に過ぎない。況んや反服常なきは、土匪のつねであつて、如何なる變事が出來しようも測られない。

しかし伯は、何等の危險をも感じざるものの如く、匪徒の本據、礁溪山中にむかつて急行した。其の間の消息を横澤次郞は、次の如く語つた。

西鄕廳長からは民政長官に是非お立會を願ひたいと云つて來た。

然るにその期日は非常に切迫をして居つて、陸路を行けば間に合はない。それに初めてのことであるから、是非立會つてやらうといふので、後藤長官はその頃、基隆港内にあつた僅か三、四十噸の警察の小蒸汽船に乘つて大海に出で、基隆より鼻頭角を經廻つて、宜蘭管内の礁溪に行かれた。それはとても無謀極まつたことであつて、頗る危險なことである。果せる哉、途中その夜は遂に澳底といふ所に避難をして舟を繫留したといふやうなことであつて、翌朝漸く礁溪に達せられた。その危險を危險とせずして、長官たる人が屬官一名のみを引連れて、奮然その礁溪で初めて行はれる土匪の招降式に參列せらるるといふことは、所謂決死の勇氣と云はなければならぬのである。さうしてその時の憲兵隊長が林忠夫といふ少佐であつたが、隊長は多少警察官等の護衛を擁してその式場に列せられんことを求めたけれども、長官は、

「いや決して警察官の護衛などは要らない、單身匪群の中に行つて、さうして招降の次第をよく申聞けるから。それには護衛などは要らない。」

と言うて一名の屬官を連れて、その外護衛なしに其處に飛び込んで行かれたのである。その當時に於いては、臺北に於ける一場の勇氣の美談として、多くの文官が地方に出張しては危險だなどといふやうな、懦夫をして尙ほ奮起せしむるといふ清涼劑となつた程である。

但しこの談話は、註釋なしには、誤解の虞れがある。談中「單身」とあるのは、「護衛の憲兵隊または警官隊を引率することなしに」といふ意味である。何となれば、その歸順宣誓式には林憲兵隊長、生井參謀長以下が、列席したからである。しかしそれは、護衛といふ意味ではなくして、特別の意味があつた。卽ち三段警備の實施以來、文武官

の軋轢、民政部と軍部との反目といふことは、民心に深く、浸潤してゐたので、今度の歸順式には、特に軍部の代表者の列席を求め、歸順土匪及び一般島民をして、この土匪招降策が、文武官一致の統一ある政策の結果であることを、事實によつて諒知せしめんがための用意であつた。

宣誓式はいよ／＼七月二十八日、礁溪の公園で擧行されることになつた。その前の情況につき、前掲「顛末」は次の如く記してゐる。

是ヨリ先キ、匪首等情願シテ曰ク、礁溪ノ街巷ニ匪徒ノ最モ信心セル守護神アリ、謝恩宣誓ノ式ニ臨ムニ先チ、一同參拜シテ既往ノ恩ヲ謝シ、將來良民トナルノ誓言ヲ爲サントス、幸ニ之ヲ許容セラル、アラハ本懐ノ至リナリト、之ヲ許スヘキヤ否ヤニ付テハ、揣摩臆說ナキニアラサリシモ、容易ニ之ヲ許シタレハ、彼等ハ大ニ喜ヒ、當日ノ早天ヨリ、隊ヲ整ヘ列ヲ正フシ、下山シテ礁溪ノ街巷ニ處狹マシト詰メカケ、一同參拜ヲ終リテ式場ニ參集セリ。

式場の一番奧には、總督の空座が設けられ、左方には守備隊と憲兵隊の各將校が並立した。二、三歩前が民政長官席で、そこに伯が儼然と腰をおろした。右方は林第八憲兵隊長、左方は生井第一旅團參謀長。二、三歩下には西鄕廳長、小濱辨務、谷通譯以下が整列した。

その前方に、稽首して並立するは林火旺、林少花、林朝俊の三匪首で、二百餘名の部下はその後方に控えてゐた。席が定まると、後藤民政長官は、やをら腰を擧げて、一場の訓誡を與へた。それは先づ、本日の歸順式を擧ぐるに至つた由來より說き起し、

總督閣下御著任以來、日尚淺シト雖モ、一夫其處ヲ得サルモ尚ホ深ク之ヲ憂慮セラル。況ンヤ汝等衆民頑迷ニシテ、敢テ良民ヲ戕賊シ、私產ヲ掠奪シタルモノ、其罪萬死ニ當ルニ拘ラス、汝等ノ茲ニ至レルノ情憫ムヘキアルヲ以テ、其前罪ヲ赦シ、今後永ク汝等ハ舊部下ト共ニ、汝等再生ノ恩人タル西鄉廳長ノ命令ニ服シ、正業ヲ力メ、遷善ノ實ヲ效スコトヲ努メヨ。抑モ汝等ノ今日アルヲ致セシ所以ノモノ、近クハ西鄉廳長ノ恩忘ルヘカラスト雖モ、復タ守備隊憲兵警察ニ謝セサルヘカラサルナリ。顧フニ守備隊ノ偵察討伐、憲兵、警察ノ戒嚴日一日ヨリ急ナルハ、汝等ヲシテ苦楚ヲ感セシメタルハ推知スルニ餘リアリ。然レトモ是固ヨリ殺ヲ嗜ムニ非ラスシテ、良民ノ保護上已ムヲ得サルニ出テタルノミナラス、實ニ復タ汝等ノ悔悟ヲ促ス所ノ懲戒ニ過キス。若其目的殺ヲ嗜ムニアランカ、日ヲ期シ汝等ヲ剿討スル何ノ難キカ之アラン。（中略）若シ其レ一旦悔悟歸順シ、總督閣下之ヲ憫ミ、其願意ヲ聽許セラルルニ於テ、其罪憎ムヘク、其情憫ムヘク、其人惡ムヘカラス。今日以後、總督閣下一視同仁ノ保護ノ下ニ在ル良民ナリ。（中略）予ハ汝等カ多少ノ信義ト任俠トヲ有シ、恩ニ悖レ德ヲ汚スノ徒ニ非サルヘキヲ信ス。（中略）今幸ニシテ、總督閣下明白洞察、之ヲ聞クニ隱スコトナキノ誠ヲ以テセラル、ニ非スンハ、汝等生テ天日ヲ拜シ、聖代ノ良民タルノ幸運ニ逢フコト能ハサルヘシ。是レ本官ハ今汝等ノ爲メニ之ヲ賀スルノミナラス、本島將來ノ治安ノ基ヲ開クコトヲ賀スルナリ。今後信ヲ基トシ、義ヲ固フシ、始終ヲ全クスルコトヲ期シ、總督閣下ノ鴻恩ニ答フルコトヲ力メ、本官ノ訓告スル所ヲ空クスルコト勿レ。

更に伯は言葉を續けて、特に匪首及び街庄社長紳士にむかひ、懇々說諭するところあり、最後に「本官ハ茲ニ言ノ局ヲ結ヒ、汝等ト袂ヲ相分ツト雖、他日好機ヲ待テ再ヒ相逢フヘシ。唯一言スルハ、其時ニ於テハ、今日ノ言ヲ再ヒ

セシメサルノ愧ヲ得ンコトヲ望ムニ切ナルコト是ナリ」と述べて、その訓誡を終つた。

その最後の言葉が終ると同時に、今まで肅然として傾聽してゐた林火旺以下三百餘名の歸順者は、一齊に叩首して敬意を表した。

續いて林憲兵隊長、生井旅團參謀長の訓誡あり。何れも歸順者の敬禮前の如し。終つて前面中央に在りし林火旺は、少しく歩を進め、頗る平易な口調を以て、左の謝辭を述べた。

我々ハ清國政府ノ下ニ於テハ、決シテ世ノ所謂土匪ノ群ニハアラスシテ、皆普通ノ良民ナリシカ、日本政府代リテ本島ヲ統治スルノ當初、我々ノ平生相善カラサル者、我々ヲ土匪ナリト誣ヰ、遂ニ我々ヲシテ土匪トナルノ止ム能ハサルニ至ラシメタリ。當時帝國政府ノ政令遍ク四隅ニ透徹セサリシヲ以テ、我々ハ讒者ノ陷ル、所トナリテ、如何ナル虐待ヲ受ケンモ測ルヘカラスト思考シ、禍ヲ山中ニ避ケタリ。既ニ山中ニ入レハ、執ルヘキノ職業ナク、止ムコトヲ得スシテ無賴ノ徒ヲ聚メ、或ハ守備隊ニ抗シ、或ハ憲兵警察ト戰ヒ、又ハ民家ヲ剽掠シ、又ハ庶民ヲ戕害シ、凡百ノ惡事ヲ遂行シテ今日ニ至レリ。而カモ到底再ヒ世ニ立ツ能ハスト觀念シ、益々兇惡ヲノミ事トセリ。然ルニ圖ラサリキ。總督閣下ノ寛大ノ特典ヲ以テ、我々ノ歸順ヲ許容セラル。是レ實ニ我々再生ノ恩ナリ。故ニ今後ハ深ク謹愼ノ實ヲ擧ケ、業務ヲ勵ミ、誠意誠心以テ鴻恩ノ萬一ニ酬ヒンコトヲ期ス。

かくして領臺以來最初の歸順宣誓式は終り、東部宜蘭地方の大匪は平定せられた。その結果が、如何なる感慨を島民と土匪とに與へたかは、「歸順者良民と相擁す」と題する、八月四日臺灣日日新報の次の記事によつても、察知し得るであらう。

土匪と良民とは先天的仇讐の如く思ひ居たる者もありしが、匪徒愈々歸順して礁溪市街に入るや平生相見知の者は言ふに及ばず、肩相摩し、手相觸れ、歡語笑話、人をして意外の感あらしめたりと云ふ。

一方歸順土匪も、身を持すること嚴であつた。尤も多數の部下のうちには、稀に心得違ひのものがないではなかつたが、頭目林火旺は、儼として之れに臨み、規律を守るに努めた。前揭新聞紙の次の記事は、その一例である。

〔林火旺部下を懲す〕歸順の事既に定まりたる後、歸順者の一名良民を脅かさんとなしければ、林は之を側の電柱に縛り上げ痛く之を懲治したる由。

かくして東部宜蘭地方は、領臺以來二年有半にして、初めて眞の平和を享受することができた。否、臺灣における土匪なき生活といふのは、有史以來、殆ど最初の經驗であつたであらう。この情を傳へて、前揭新聞紙は次の如く記した

「士人夜往來す」頂雙溪一帶の地は晝間と雖、護衞なくして通行するを得ず。士人の如きも官吏の往來するを見て群集し來り、之に尾して通行するを常とせしが、匪徒歸順の事各地に傳るや、戶々太平を祝し、晴夜に往來する事になりたりと云ふ。

最初の土匪招降に成功したる後藤民政長官の得意や、正に想見すべきである。彼は今や意氣揚々として、礁溪を去らんとす。これを見送る島民と歸順者。その光景は、七月二十九日臺灣日日新報の記事に躍如としてゐる。

後藤長官以下が礁溪を去らんとするや、雨降りしきりたりしが、歸順者中の數十名は轎を擁して之を送り、又途中に於いて、山中より數百の歸順者出で來り、聲を放ちて之を送り、拜謝總督閣下とか、猶日高陞とか記したる

旗を飜へして來り、之を轎に結び付けて去れりと。

伯が臺灣名物の轎中に、悠々と詩筆を執り、次の七言絶句を賦したのは、實にこの時であつた。

入宜蘭城

悲風慘雨一時晴。　從是萬民樂太平。

初識聖恩與天一。　歡聲湧起宜蘭城。

まさに凱旋將軍の風趣があるではないか。

併しこれを以て、民政長官としての任務が終つたのではなかつた。何となれば、從來土匪の招撫に失敗した原因の一つは、一旦歸順したる土匪に、產業を授け、これを良民化するの用意に缺けてゐたことである。その點伯に拔かりはなかつた。況んや歸順者に正業を授くることは、招降條件の一なりしに於いてをや。

礁溪より坪林尾に通ずる道路の開鑿工事は、實にこの三百有餘の歸順者に對して與へられた應急の生業であつた。率ゐる者は往年の大頭目林火旺。流石に久しく組織と訓練とを有せし團體だけあつて、この道路工事は一般の土工よりも、秩序よく進行した。

かくして一方土匪を平定すると共に、他方臺灣全島の道路網を完成するといふ、一石二鳥の政策は、その第一歩を踏み出すこととなつた。

註　この一旦投誠したる匪首林火旺は、翌々三十三年三月二十二日故ありて刑殺さる。

一一、陳秋菊の歸順

東部土匪の頭目林火旺の歸順が、かくの如く進行しつつありし時、一方北部の匪魁陳秋菊の率ゐる土匪の招降も、同時に著々と進行しつつあつた。

林火旺が無頼漢出身なるに對して、陳秋菊は淸國領時代から、島民の一指導者として、政府の委託を受け、地方治安の事に當つてゐたことのある人物である。當時總督府の調査したる前掲「略歴」に據れば、「陳秋菊一名青飛。年四十四歲、面白身矮ク體肥ユ。同人ハ元文山堡旺耽庄ノ住人ナリ」とあり、その經歴は次の如きものであつた。

明治二十五年（光緒十八年）舊淡水縣知事、同人ヲシテ文山堡深坑街ノ總理タラシム。明治二十八年六月帝國臺灣受領スルヤ、同月田中臺北縣知事又タ同人ヲシテ該地方ノ事務ヲ取扱ハシム。同年七月下旬、同人軍隊ノ指導者トナリ、該地方ニ於ケル匪徒許喜ナルモノヲ捕獲シテ法ヲ正ス。時ニ同堡高添和ナルモノ陳ト權力ヲ爭ヒ、陳ハ匪徒ニ私通スト誣告セラル。於是陳ハ寃ヲ受ケテ遂ニ山林ニ逃避ス。

明治二十九年一月一日、時ノ匪魁林李成ヨリ、劉永福ノ僞造諭旨ヲ給與セラレ、以テ信ト爲シ、兇徒五百人ヲ嘯集シテ深坑街ノ警察署ヲ襲フ。同年八月山林ニ潛伏シ、米粮缺乏スルヲ以テ、同人ノ弟陳匏耆ハ匪徒二百人ヲ嘯集シ、人民ノ財物ヲ刧掠シ、强テ助勢金ヲ勒索ス。

卽ち陳秋菊は、純粹の土匪といふよりも、わが當初の軍政時代に、讒によりて已むなく土匪の頭目となつた者であり、從つて民政時代に入るや、自ら進んで屢々歸順を圖つたのであるが、種々の理由によつて果さなかつたものであ

る。今や我が政府が、土匪招降策を採るに及んで、欣然これに應ずべきは、むしろ當然のことであつた。

しかるに不幸にして彼は、部下に過まられた。從來も彼を過まらしめたものは部下の内紛であつたが、この場合においても、徒らに狐疑逡巡して、彼の歸順を妨げたものは、彼の配下の者どもであつた。

玆に於いて、後藤民政長官の命を受けたる村上知事は、もはや尋常一樣の說諭を以てしては、陳の部下を服し得べからざるを知り、磯部警部長を匪首等の許に遣はして、一刀兩斷の策を執らしむるに至つた。すなはち警部長は、匪首等の面をぢつと睨みつけて曰く。

余ハ元來汝等ニ依賴シテ、歸順ヲ求ムルモノニアラス。汝等誠意歸順ノ意ナクンハ、全滅ヲ期シテ已ムヘキノミ、將タ何カアラン。嚮背一ニ汝等ノ意思ニ任シテ可ナリ。今日ニ於テ決スル所ナクンハ余ハ斷シテ歸廳センノミ。

しかもこれを語る磯部警部長といふのが、一滿面漆髯ヲ以テ蔽ヒ、容貌怪偉、一見其猛勇ヲ裝ヒ、中ニ又破顔愛情ヲ含ミ、彼ノ頑陋愚冥ノ輩ヲシテ、寒膽セシムルに足る人物なのだから、流石の土匪共も慄へ上つてしまつた。

陳秋菊一派の歸順が、急轉直下決定するに至つたのは、このとき以來であつた。かくして陳秋菊降るの報が、民政長官官邸に達したのは夜の八、九時ごろであつた。その時の總督府首腦部の騷ぎについて、横澤は次のごとく語つてゐる。

それから間もなく、北部に於いて、陳秋菊の一派が石碇の山奧に於いて投降するといふ事があつた。それは時の村上知事（義雄）や、深坑辨務署長谷信敬君や通譯の谷君の盡力に依つて、この陳秋菊一派が投降することになつたのだ。通譯の谷君は有名な支那通譯者であつて支那語、臺灣語に精通した人であつた。それが爲めにその管

内に於ける陳秋菊を投降せしむることの非常な便宜を得たのであらう。その投降式にやはり後藤長官に列席を求めて來たが、これ亦、明日その式を擧げるから是非、明朝臨席をして吳れといふ報告が來た。その報告が夜八、九時頃に長官官邸に到著した。
然るにその時の陳秋菊に對する招降は、道路開鑿、產業に從事するといふことが一條件であつて、その產業に從事し、道路を開鑿するには、現金二萬圓やらなければならぬ。その二萬圓の要求を知事からもして來たので、警察官に持たしてやつて吳れるか、長官御自身が御臨場下さるか、明朝の時機を失つては殘念だから是非お取扱ひを願ひたいといふ依賴が來た。
早速に後藤長官はそれを兒玉總督に持つて行かれた。その時は既に十時に垂んとして居つた。それから總督から直ぐに私が呼ばれて、「機密費が現金で幾らあるか」と言はれたので調べて見ると五、六千圓位はあつたけれども、到底二萬圓の金に足りない。どうしたらばその現金が出來るだらうか、總督なり長官の手許にも、それだけの金を持つて居らるる筈がない。明朝早天に出發して行かなければならぬから、その夜の中にどうしてもその金を調へなければならぬといふことで、頗るその金の調達方に苦心をせられた。
それでは賀田金三郎氏に行つて尋ねて見ませうといふことを、私が話をした。その當時總督の官邸は以前の舊官邸であつて、裏門から出ると賀田氏の住居の裏門に入ることが出來る。この裏門に通ずるには僅か一丁か二丁足らずの間である。「それでは貴樣行つて來い」といふ總督の話であつたが、その時後藤長官が「それでは私が一緒に行かう、君案內せい」といふことで、私が後藤長官の案內をして、總督官邸の裏門を出て賀田家の裏門を叩

いた。丁度賀田氏は女の四、五人も寄せて、わア／＼言つて遊びごとをして居つたと見える。「誰れか」と言ふから「横澤だ」と言ふ。直きに門を開けに來たから、後藤長官の案内をして來たといふことを話した。所が賀田氏は非常に驚いた。賀田氏はその當時大倉組臺北支店長をして居つた。固より後藤長官に二、三回位はお目に掛つて居ることもあつたらうけれども、夜中に長官の御訪問を受けるといふやうな懇親の間柄ではない。私は賀田金三郎氏とは同縣の者であつて、しかも同じ萩の者でありますから、小さい時から最も懇親であつた。それでさういふ夜中に後藤長官を御案内して行つたものだから、賀田氏は驚いて座敷を片付けさして、初めて長官を御案内した。長官は極く磊落に、「賀田君、夜中だが金を二萬圓程貸して貰ひたい。明日は總督のお手元から横澤が御返納するだらうから、今夜中に要る金だから二萬圓を拵へて貰ひたい」といふ譯であつた。突然のことに賀田氏も非常に驚いて、「夜中私の店にもそれだけの金はありますまい。外に行つても無論それだけの現金はないが……」と、暫く首を傾けて考へて居りましたが、「暫くお待ち下さいまし。ちよつと私が銀行に行つて來ますから」と言つて飛出して行つた。

その頃臺北には二十四銀行が支店を開いて、田村義三郎氏が支店長をして居つた。其處に行つて、「至急に金が二萬圓要る、實はこれ／＼の次第だ。用途は知らぬけれども總督、長官の御用だから何とかして呉れないか」といふと、「銀行は夜分は金庫を開けぬ制度だけれども、總督、長官のお話であるなら金庫の金を出さう。お前手形を書くか」「無論書く」といふので、直ぐ其處で手形を書いて、夜中に金庫を開いて二萬圓の現金を賀田金三郎氏に渡した。私は後藤長官と待つてゐる。其處には女供が二、三人居つたから、それを相手にしてわア／＼言

つて居る内に、賀田金三郎氏が現金を持つて歸つて來た。そこで長官も、「これはかたじけない、明日御返却する」と云うて、その金を持ち歸られた時は、夜も既に十二時に近かつた。

かくして八月十日、村上臺北縣知事の手により、坪林尾において、陳秋菊等の投誠式は行はれた。次いで八月二十三日、水返脚の土匪盧阿爺等も、九百餘人を率ゐて辨務署に投誠し、九月八日には、芝蘭の匪首簡大獅もまたその黨五百餘人と共に歸順した。爰に於いて、一時猖獗を極めた北部地方の大匪も、殆ど平定するに至つた。

註 簡大獅は、投誠後間もなく再び反したるため、十二月十一日大擧これを討伐してその本據を拔く。大獅卽ち逃竄して行方を晦したるが、三十二年三月十一日、南淸漳州に於いて捕縛され、同月二十九日死刑となる。

一二、反對論を駁す

簡大獅招降の際の伯の行動について、長尾半平は次の如く回顧した。

土匪簡大獅が猖獗にして屈せず、總督府でも困つてゐたが、或る時伯は自ら輿にのり、武器を帶びず、一人の護衞をも伴はずして、彼に面會に出かけた。警務課長中田直溫氏――この人は其の後廳長になつた――はこの報に接し、大いに驚き、息せききつて伯のあとを追うて飛んで行つた。幸ひにして何等の事もなかつた。而してこの事が北方鎭撫に多大の效果があつた。後で「あなたも隨分亂暴ぢやありませんか、あんなことをされると中田が困つてしまひます」と私は笑つたが、伯は、かうして進む勇士には、矢玉は中らぬものだといふ信念を有つてゐられたのである。自分には運命の保護がある、武器をもつと否とに拘はらず、天の使命が自分にある以上、決し

て自分に間違ひあるものでない、使命をはたすまでは、自分の生命は大丈夫であるといふ、一つの確信をもつてゐた。亂暴と云はれるが、本人はこの信念を以て平然として行つてゐるのである。

土匪招降策が、その實施以來、燎原の火の如く、治定の效を擧げて行つたのは、勿論その方針の正しかつたためであるが、一つはその直接指揮者たる伯に、この意氣込みがあつたからである。「斷じて行へば鬼神も避く」伯はこの時この格言を、身を以て體驗することができた。

然るに不思議にも、前述せる如き囂々たる新政非難の聲が揚つたのは、この土匪招降策が、盛んに功を收めつつある時であつた。その主なるものは、新總督の軟弱政策を罵る聲であつた。名は土匪の招降と稱するも、實は授產金を以て土匪の甘心を買ひ、これと妥協して僅かに治安を求むる如きは、帝國の威信を傷くるの甚しきものである、といふのである。

右について、齋藤參吉は、次の如く語つた。

此の土匪政策の大變化に對して、當時臺灣に居つた陸軍側の人は擧つて此の政策に反對した。彼等は口を極めて罵つて、「日本帝國は土匪に降參した」とまで絕叫した。さうして明かに兒玉總督の方針に對して妨げを爲さんとした形跡があつた位である。此等は固より大將の豫期して居つた所で、純粹なる民政の爲めに、大將自ら其の衝に當つて、彼等武人の跋扈を抑壓したのであるが、其の威力聲望は到底他の人には見られない。實に兒玉大將の力に非ずんば、此の武人を抑へると云ふ事は爲し能はなかつたのである。

かくの如き儼然たる總督の態度があつたればこそ、後藤民政長官は、安んじて土匪招降策を進行せしむることがで

きたのである。

加ふるに、當初豫想せるが如く、大匪歸順後における小匪の討滅は、まるで虱を潰すやうに、易々たる事業に化した。それは歸順せる土匪の言によつて、所謂土匪なるものの內情は、白日の下に暴露せられたからである。從來、暗中を摸索する如く、剽盜劫掠の後を追ふに過ぎなかつた警察も、今では掌を指すごとく、小匪の巢窟を發いて、これを殲滅することができたのである。

かくして、土匪招降策を樹てて以來、僅か半年にして、臺灣島の北部地方は殆ど全く土匪を掃蕩し、鄭成功以來三百年にして、はじめて島民は平和を享受し得るに至つた。後藤民政長官は、明治三十一年末、內務大臣に宛てて、土匪招降策に對する反對說の妄を辨ずると共に、其の後における土匪の狀況を次の如く報告した。以て大匪歸順後の小匪討滅事情、及び治安恢復の情勢を見るべきである。

臺灣ニ於ケル土匪ノ事、近頃世人其說ヲ爲スモノ尠カラス。中ニハ新聞雜誌ニ依リテ、頻リニ攻擊ヲ逞ウセントスルモノアリト雖、多クハ是レ爲ニスル所アリテ事實ヲ誣ヒタル妄論ニアラサレハ、或ル感情ノ爲メニ流布スル謬說ニ過キス。未タ以テ臺地ニ於ケル匪賊ノ實況ヲ知得シタル者ト云フヲ得ス。啻ニ實況ヲ知得シ得サルノミナラス、土匪狀態ノ端緒タモ知得シタリト云フヲ得ス。一例ヲ擧クレハ、今回臺中管內ニ於ケル土匪討伐ノ如キ是ナリ。此討伐ハ其管轄區域ニ於テ、其土匪ノ種類ニ於テ將又其他ノ關係ニ於テ、確然臺北管內ニ於ケル土匪討伐ト異ナルニ拘ラス、唯臺灣ノ土匪ナル漠然タル名稱ノ下ニ土匪ヲ同一視シ、種種ノ臆說ヲ爲シ、甚シキハ曩ニ歸順シタル臺北宜蘭ノ土匪再ヒ蜂起シタルヲ以テ、更ニ該管內ニ於ケル土匪掃討ヲ爲スモノナリト云フニ至リテハ、如何ニ世人カ臺灣ノ事情ニ迂ニシテ、事理ヲ究ムルノ不親切ナルカヲ知ルニ足ラン。（中略）歸順後ノ今日ニアリテハ、右ノ地方ニ於テ、文武官ハ安全ニ單獨ノ旅行ヲ爲シ、土匪ノ首魁ハ何時ニテモ辨務署ノ命ニ應シ官衙ニ來ラシムルヲ得。加フルニ曩ニ土匪ノ橫行セシ地方モ、巡査單獨ニテ通行ヲ爲シ得ルニ至レリ。此變化ハ實ニ行政上ノ大變化ニシテ、全ク

土匪歸順以來彼等カ總督ノ趣旨ノ體シ、歸順ノ實ヲ擧ケントスルノ徴候ト認メサルヲ得ス。陳秋菊、徐祿、鄭文流等ハ内山方面ニ於テ、簡大獅、劉簡善、林清秀、王研等ハ北山方面ニ於テ、各道路開鑿ニ從事シ、鄭文流、李伍ノ起工ニ係ル平林尾ヨリ闢頭ニ至ル道路開鑿工事ハ既ニ竣工シ、鄭文流ハ郵便遞送ノ事ニ盡力シ、李伍ハ土匪殘徒ノ動靜ヲ探索シ、曾テ土匪カ所持セシ彈藥ノ出所ヲ查知シ、以テ殘徒ヲシテ復彈藥ヲ得ルニ由ナカラシメタリ。殊ニ陳秋菊ノ如キハ、自己ノ事業ノ他ニ後レサランコトヲ期シ、頃來糧食ヲ用意シテ山中ニ入リ、只管工事ノ竣工ヲ急キ、執業ノ外又餘念ナク、工事竣工ノ後ハ、景尾ヨリ平林尾ニ至ル郵便遞送ニ從事センコトヲ希望シ、又赤十字社ノ正社員タランコトヲモ願ヒ出タリ。陳秋菊ノ熱心ヲ聞キタル林火旺、亦十月下旬ヨリ金面山道路開鑿工事ニ從事シ、部下五百餘名ヲ引率シテ山中ニ入リ、小舍掛ヲ爲シ、是亦專心工事ニ精勵シ、三里間ノ工事ノ如キハ、本年中ニハ竣工ノ見込ナリ。其他盧錦春等ノ徒モ、不日北山ニ於ケル道路開鑿ノ起工式ヲ爲サントテ、今ヤ其準備ニ是レ日モ足ラサルモノノ如シ。

次ニ臺北及宜蘭ニ於ケル土匪殘徒ノ實況ヲ述ヘンニ、土匪歸順ノ事ヨリシテ、從來未嘗テ知ル能ハサリシ土匪ノ内情ハ悉ク我總督府ノ知ル所ト爲リシヲ以テ、殘匪復從前ノ如ク自由ニ各所ニ出沒スル能ハス。彼等ノ一擧一動、皆總督府ニ先ヲ制セラルルニ至レルヨリ臺北附近ノ匪賊ノ狼狽一方ナラス、殘徒互ニ同志討等ヲ爲スノ奇觀ヲ呈シタリ。然ルヲ訛傳者此狀況ヲ知悉セス、恰モ歸順土匪ノ一類カ臺北ヲ騷カセシカ如ク述フル者アルニ至リテハ、虛構モ亦茲ニ至リテ極マレリト云フヘシ。宜蘭ノ如キハ、當初ヨリ殆ント全ク靜穩ニ歸シ、官民共ニ意外ナル好結果ヲ驚嘆スル所ナルニ、土匪招降ヲ非難スルモノハ、此著大ナル事實ヲ祕シテ之ヲ云ハス。其說爲ニスル所アリテ讒誣ニ出ルヤ知ルヘキナリ。臺北ニ於ケル警察ハ、益々殘徒ノ内情ヲ知リ、我警察ノ手ヲ以テ捕縛スルモノ續々相踵キ、平均一日十二名ヲ下ラス。其良民ヲ害シタルコト甚タシキ者ニシテ、斬獲セシモノ今日迄ニ二百名以上ニ達シ、殘匪ノ幾分ハ辛フシテ遠ク山地ニ遁レ入レリ。茲ニ於テカ、嘗テ土匪ノ後害ヲ恐レテ容易ニ其所在ヲ報セサリシ土人モ、今ヤ我警察ノ大ニ信用スルニ足ルヘキヲ知リ、密告ヲ憚カラサルニ至レルヲ以テ、警察ノ機能一層敏捷トナリ、北山方面賴票、陳水、白溪龍、許由等ノ首魁、悉ク縛ニ就キ、唯リ詹番ノミ未タ逮捕セラレスト雖モ、彼モ今ハ術盡キ、屢々歸順ヲ内願スルモ、時機既ニ後レタルヲ以テ總督府之ヲ許サス。又文山堡一帶ノ殘匪モ、首魁王胚、我守備隊ノ手ニ捕ハレシヨリ陳

他者等ノ徒モ銳氣全ク沮喪シ哀願至ラサルナク、從テ掠奪猖藉ヲ逞フスル勢ナシ。加フルニ總督府警察ノ機能ハ、苟モ臺北附近ニ於テ殘匪ノ加害ヲ爲シタルトキハ、必ス三日ヲ出テスシテ其實跡ヲ探知シ得ルニ至ル。是從前此ノ如キ搜查ハ企圖シ得サリシ所ナルヲ以テ、今日東京一、二ノ新聞紙上ニ、所謂土匪橫暴ノ所爲ノ如キハ事實上在リ得ヘカラサルコトナリ。況ンヤ白晝橫行等ハ舊時ノ夢物語ニ過キサルヲヤ。

臺北宜蘭ニ於ケル土匪歸順後ノ民心如何ハ、一時ノ恂々ニ過キサリシコトハ、上來敍述シタル所ニヨリ類推スルニ足ルヘシ。偶以テ非職免職其他不平ノ徒等讒誣ノ材料トナリ、都人士臺地ノ實況ニ通セサルニ乘シ、毒筆ヲ勞スルモノナリ。

一三、根本的掃蕩

土匪招降の業は、破竹の勢ひをもつて成就していつた。

明治三十二年三月、久しく太平頂附近に跳梁してゐた柯鐵が投誠した。四月八日には、鹽水港附近の阮振等が歸順した。そして十一月十二日には、南部の大頭目林少猫すら投降した。

勿論、彼等の誠意には、疑ひを插む餘地が多かつた。しかし平然とこれが投誠を許したのは、幸ひにして歸順の誠を盡せばよし、若し我れを裏切ることあらば、斷乎としてこれを討滅するの用意があつたからである。故に伯は、その間に、土匪を生業に用ふるに托してその名簿を提出せしめ、悉くその內情を明かにすると共に、土匪の政治的名簿を作るに忙しかつた。その政治的名簿には、區々たる末輩までも、寫眞を撮影して貼付し、萬一の變に備ふるところがあつた。

果して、明治三十三年、中部南方は又も動搖の兆を示して來た。これ一つは、總督府が力を北方に傾注して、中部

南方を顧慮するの暇なかりしと、一つは臺中、臺南二縣の土匪招降策が不徹底にして、未だ匪徒をして釋然たらしめ得なかつたためである。

かくて明治三十三年五月五日より、第二旅團長山中少將は、柯鐵の殘黨を清掃するため、雲林地方を討伐すること二十五日に及んだ。しかも明治三十四年二月には、罩蘭の土匪詹阿瑞等、大擧して臺中を襲ふあり、十一月二十四日には、黃茂松等の土匪、嘉義朴仔脚支署を襲つて、庄崎支署長を戰死せしむるあり、物情騷然として人心を動搖せしめた。

爰において、總督府は、三十四年十二月一日より、いよ／＼意を決して、臺灣南部地方の土匪大討滅の軍を起すの已むなきに至つたのである。

當時、兒玉總督も後藤長官も、共に上京して留守中であつたので、この大討滅の指揮を執つたのは、大島警視總長であつた。大島總長の電稟に對する兒玉總督の電命は簡明であつた。曰く一遣り遂ぐるの確信あらば遣れ一一句千鈞。文武官は躍然、身命を賭して剿匪にむかつた。

大島總長は先づ嘉義、鹽水港、臺南、鳳山、阿緱、蕃薯寮の警察をして、力を合して同日に、平地山地の土匪を搜索せしめ、地方警察を主力とし、軍隊憲兵をしてこれに協力せしめた。また大島總長自らも臺南に出で、各廳を巡視して、討滅の采配を振つた。その十二月十日、軍隊は放弃山の山寨を拔き、鹽水港の警察と軍隊とが力を合せて、土匪黃茂松以下四十人を屠つた。超えて三十五年三月九日、嘉義警察は匪首黃國鎭を、後大埔に擊つて殺した。四月八日、嘉義の保甲は匪首林添丁を中埔に屠り、四月十五日、鹽水港警察は匪首阮振を店仔口に擒殺した。

かくして月を重ぬること五。匪徒を殺すこと三千。しかもこの討伐たるや、伯の苦心の作たる政治的戸籍に據るものであつたため、往時の如く玉石俱焚の憂なく、發すれば必ず中り、攻むれば必ず取つた。

しかもその後、僅かに餘喘を保つてゐた雲林の匪首柯鐵の殘黨張大猶以下百五十餘名は、五月二十五日、歸順の式場において妄動したため、一齊に殺戮された。殘る唯一の頭目林少猫も、五月三十日の攻撃に堪へかねて戰死し、かくて臺灣有史以來の土匪は、全く根底から掃蕩せられたのである。

この土匪大討伐が終つた祝賀の宴の日のことを、新渡戸稻造は回顧して、次の如く語つた。

かつて明治三十四、五年のころと思ふが、臺灣で有名な土匪征伐があつた。その時わが輩評議の末席を汚してゐたが、軍人の説と警察の説と大分隔たりがあつて、わが輩などにはいづれが是か非か區別がつかなくなつた時、大將（兒玉總督を指す）が裁斷の一刀を下した手際などは、その切れ味のあざやかなること、列席の文武官の舌を卷かしめた。

數旬ならずして討伐が成功したといふので、二十人ばかりの主だつた役人が官邸に招ばれて御馳走になつた。何しろ吉報に接したものどもなれば、凱旋的の心持をもつて酒盛りも一層賑はうた。ワイ〳〵面白をかしい話の最中、突然大將は面相を變へて、

「しかし土匪の命ばかりではないぜ、人世風前の燈の如しといふが、この世の後がどんなものだか。」

といひながら、末席にをつたわが輩を呼んで、

「ネ、新渡戸君、さうぢやないか。」

といはれたので、一時座がしらけたことがある。座がしらけたと思へばすぐに、滑稽談を始めて興をそへた。こんな時も大將の頭の働きの如何にも電光的で、自由自在なもので、かつその範圍が北極から南極に瞬く間に走るやうに思はれた。

かく酒盛り最中にも、折々閃く脫俗的な考へが、彼をして偉大ならしめた根本であらうと思はれる。

武將淚あり。臺灣の治績の擧りし反面には、この事實のありしことを忘れてはならぬ。

顧みれば、政府が明治三十年から三十四年までの間に、捕縛した土匪の數は八千三十人、殺戮したるもの三千四百七十三人の多きに上つた。さらに明治三十五年の大討伐においては、捕虜となし、裁判の上死刑となせしもの五百三十九名、臨機處分に附して殺戮したるもの四千四十三名の多きを數へた。

初め土匪の勢ひ盛んなるや、郵便脚夫は數人の警察官によつて護送され、官吏豪紳の旅行するとき、必ず警察の保護を必要とした。臺北城を去る一、二里にして、人はその生命の安全を刀劍とピストルに托せざるを得ず、三十一年の初春は、民政長官の官邸にあつて、土匪の銃聲を耳にしたことさへあると傳へられる。

されば明治三十年以來三十四年までの間に、良民が土匪の侵害を受けたもの八千九百三件、土匪のために殺戮されたもの二千四百五十九人、金錢のために土匪の人質となつたもの四千六百五十三人、土匪のため人民の失へる財產百二萬九千七百二十三圓に達した。しかもこれは表面に現はれたものだけで、公にされざる損害に至つては、更に大なるものがあつたにちがひない。

然るに今や、全島土匪の影を絕ち、歸順したものは悉く政治的戶籍に載せられてゐるので、もはや蠢動の餘地なく、

殊に明治三十五年、これまで民間に散在してゐた五萬梃の銃器、十萬發の彈藥は、悉く沒收されてしまつたので、いよいよ土匪の危害は絕えた。竹越與三郎の「臺灣統治志」(二五―二六頁)は、臺灣治安の情況を述べて、次の如く記してゐる。

鐵道は日夜南北の兩極より進み、余が旅行しつゝある時餘ます所は中間約六十哩のみ。而して此間は輕便鐵道によりて接續せらる。此輕便鐵道は二人の土人(支那人)によりて臺車を推進する者なるが故に、此間至る所、土人の苦力、群を爲して喧囂す、其狀、舊時東海道の宿驛に於て、雲助の群を爲すに異ならず、人をして一見、土匪の變裝したるものにあらざるかと疑はしむ。余は六月十五日臺中を發して此間を經過せしが、十六七歲の日本少女が平然として顧慮する所なきが如く、余と相前後して南行するを見、余に同行したる警部の言によりて、其良家の少女にして打狗に赴くものなるを知り得、警部をして其獨行して恐るゝ處なきかを問はしめたるに、少女は答へて云ふ妾は寸毫も畏懼する所なしと。一片の藻の流るゝを見ても以て水の方向をトするに足る。余は此少女の言によりて、深く臺灣の秩序と、平和の回復せられたるを信ずるの好證左を得たるを喜びたりき。

蓋し昔日の猖獗なる土匪橫行の時代を回顧すれば、殆ど夢の如くに感ぜられたに相違ない。

一四、新警察制度の創定

土匪招降策の成功は、他の一面から觀れば、臺灣獨特の警察制度の成功であつたと言ふことができる。何となれば、土匪招降策は、三段警備制の基礎たる軍隊、憲兵、警察の并立を廢止して、統一的警察制度を樹立し

たところに始まるからである。しかも、かかる重大なる任務をもつて甦生せる臺灣の警察は、自然に內地のそれと異なる特殊の組織をもつに至つた。

臺灣の警察は、その始め軍政時代にあつては、陸軍省雇員を以て、警察官に充てたものであるが、明治二十九年三月、軍政を廢して民政を開くや、全島を三縣一廳に分つて、警部二百三十人、巡査千二百人を配置し、更に三十年六月、官制を改革して六縣三廳を設くるや、警部二百七十五人、巡査三千百人となした。その他幾多の變遷はあつたが、それは人員の數と配置に止まり、その制度組織は、依然として、內地の警察制度を模倣したものに過ぎなかつた。

臺灣に植民地特有の警察組織が發達したのは、三段警備制の廢止以後である。しかもそれは、その後幾多の改革を經て二十廳制度となり、漸く完成したものであつて、論者はこれを警察中心政治と言つてゐる。それは、全臺に二十の地方廳があり、各廳の長は普通の文官であつて、その下に總務課と、警務課と、稅務課とがあつたけれども、その實、總務も稅務も、警務課の助力なくしては、一日も業務を執行することができない。警務課は、ひとり廳の事務の大半を占むるのみならず、その中心を爲したのである。況んや下級官廳たる支廳長は、明かに警部を以てこれに充て、以下の官吏は悉く巡査であつた。

卽ち事實より言へば、總督府の手足となつて、直接に人民に接觸するものは、警察であり、人民の耳目に觸るる所の官吏は、ただ警官のみであつた。これは臺灣の如き、文化の程度低く、社會狀態の幼稚なる植民地においては、實に已むを得ざる制度であるのみならず、また最も有效なる組織であつたと言はなければならない。

かかる特異なる警察制度は、伯の獨創的頭腦から生れたのであつた。伯自身もまた、これを大なる誇りとしてゐた

やうである。明治三十八年、民政長官として、警察官及び司獄官練習所の卒業式において與へたる訓示のうち、次の一節の如きは、まさにその一端を洩らしたるものと見られ得る。

此臺灣ノ警察ハ一種特別ノ系統ニ依テ成立テ居リ、又臺灣ノ監獄ト云フモノモ、此臺灣ノ諸般ノ制度カラ見ルト云フト、頗ル完全ニ過ギタルモノデアルト云フ說ノ如キハ、特殊ノ境遇トシテ今日敢テ此ニ一言スルニ足ラス。第一ニ此警察ノ制度ヲ立ツルニ就テ、斯ノ如キ警察ノ系統ニ關シテ、世界ノ殖民論者ノ注目ヲ引キ、之ヲ臺灣ニ施行スルニ就テハ、大ニ疑團ヲ抱カレテ居ツタノデアル。然ルニ今日臺灣ノ統治、稍々成功ノ域ニ至ラントシ、其主要ナルモノハ警察系統ニ在ルト云フコトヲ認メ、此一種特別ナル警察制度ノ講究ヲ必要トスルニ至ツタノデアル。夫デ內地ト臺灣トノ警察系統、各其制ヲ異ニスル點ニ就テ疑ヲ抱キタル人モ、漸ク其效果ヲ見ルニ至リテハ、前日ノ疑ヲ解クコトニ至ツテ來タノデアル。

この臺灣における特異なる警察制度の基礎となつたものは、警察官及び司獄官練習所であつた。何となれば、臺灣の警察官たるや、單なる警察事務の外に、阿片取締あり、保甲監督あり、微罪即決處分あり、淸國人上陸取締あり、蕃界交通監視あり、食鹽、樟腦專賣に關する事務あり、何れも特殊の訓練を要したからである。この練習所制度の創設について、湯目補隆は、次の如く回顧してゐる。

そこで予は警察統一に關する建言書を、後藤男の手許に差出した。それは政治の神經機關たる警察權は統一されたもので無ければならぬ。從つて警察權は總督府で握つて、地方長官の勝手たらしめず、乃ち總て實權が無ければ、眼を入れぬ佛の如きものである事を極言し、その方法として警察官及び司獄官練習所の設立が必要である、

と云ふ意味のもので、その書類は長官より總督の眼に觸れて、玆に今日の練習所が生み出されたと信ずる。
かくの如く、警察權の統一と警察官及び司獄官練習所の設立とを建白したる湯目は、更にその實現の事情を敍べて次の如く記してゐる。

卽ち右の二節からなる右樣の意味の建議書であつた。そして遂に將軍の容れらるる所となり、憲兵と巡査を一個にしたものを生み出す方針で、特に總督府の參謀に依賴して軍事講義を正科として採用し、操練は勿論、實際に於いて戰鬪行爲をさへ行つた。從つて此處に警察官に對する一關門が出來、政治の神經機關だけは、兎に角勝手に自己の乾兒を配置する事が出來ないと云ふ事になつて了つたのである。その時練習所の建物は、當時官吏對請負師間に種々の情實のあつたのを排し、鎌田と云ふ請負師に請負はせ、實際價格だけの堅牢なるものを拵へさせた。下はすべてコンクリートで堅め、ペスト豫防の爲め天井は張らず、唯々堅牢一方と云ふ建築を完成させた所が、將軍は、

「まるで廐の樣なものを拵へたな、然し實際に適した建物だ。」

と云つて非常に褒められた。

新たに募集した巡査は、この練習所において、まづ二十週間特殊の訓練を受ける。それは上述の如き特殊の事務に關する學習のみならず、軍隊と同樣に、兵器の操縱をはじめ、嚴肅なる精神鍛錬をなすものである。かうして巡査となり、一定の勤務を經たものは、再び練習所に入ること一年にして、警部補となるのである。

警察官の事務の重要にして、その訓練の多端なることかくの如し。故に伯は、その俸給についても、特別の留意を

拂つた。卽ち臺灣に於ける巡査の本俸は、內地のそれと同じであるが、そのほか別に、當時で十二圓乃至十六圓の月手當を給し、平均一人の給與年俸三百六十二圓たらしめた。

臺灣の警察が、植民地統治の中樞機關となつた裏面には、かかる事實が伏在してゐることを忘れてはならぬ。

一五、保甲制度

伯の一生を通じて、最も顯著であつた政治思想の一つは、自治の尊重といふことであつた。

自治に對する伯の關心が、奈邊より來たかは明瞭でないが、その思想的搖籃は、依然として衞生にあつたことは疑ひない。衞生の根源は個人にある。個人の自治自節である。

この點に於いて、伯の社會思想の中には、多分の自由主義が混入してゐる。伯自身の性格が獨立不羈であつて、自由主義的であつた以外に、思想としても、伯は個人の自治自恃を尊重した。

獨逸遊學の日において、獨逸の自治制に興味を感じ、さらに英國に趣いて、英國人の衞生思想の進歩せることに驚いた伯は、英國の衞生制度が、英國に特有なる自治制度と、左提右携せる實情を目睹して、その自治に對する關心をます〳〵深めたものと察せられる。日本に在りし日、すでにダーウヰンやスペンサーの影響を受けてゐた伯は、英國に渡るに及んで、當時なほ英國の思想と實社會とを支配してゐたベンサムの思想體系に、無意識に感化されてゐたのであらう。さうしてベンサムの社會改造のプログラムの中にある「衞生省を設くべし」との一項のごときは、伯の衷心の共鳴を呼んだに相違ない。

斯くのごとく、個人の自恃心、衞生、自治と一聯の思想徑路を辿つて、伯はその社會思想の根柢に、自治といふ考へを深く培つたものと思はれる。

その伯が、いま臺灣に來つて、土匪平定の仕事に指を染め、次第にその善後處置に沒頭して行くうちに、支那民族固有の自治制度にぶつかつたのは、決して偶然ではなかつた。

それが、保甲制度である。

この保甲制度は、伯が福惠全書の保甲篇から暗示を得たもので、これを發見したときの、彼の胸中の喜悅は想像に餘りある。彼は早速、この制度を臺灣に活用し、これをもつて、前述の獨特なる警察制度の補助機關となし、もつて支那民族の自治力を利用して、日本民族の政治能力を補強擴充せしめようとしたのである。

蓋し保甲制度は、伯の臺灣に遺した幾多の制度のうち、最も獨創的なものの一つであつた。この制度を採用するに至つた當時の事情を、龍居賴三は次のごとく物語る。

臺灣の保甲制度のもとは後藤さんです。勿論その最後の決を行つたのは兒玉さんですが、福惠全書などを調べて、保甲制度の下拵へ一切をやつたのは後藤さんだつたのです。

後藤さんは物の表を見る以外に、必ず裏を見た人です。民政長官として臺灣に赴任した當時、後藤さんが先づ第一に行はれたのは、臺灣の舊慣調べに重きを置くことで、調査の結果、いいものを發見すると、

「それ見ろ、どうだ、古い時代にかういふ結構なものがあるぢやないか。」

と云つた風で、新しい事で人心を驚かすことを斥け、新しい事をやる基礎に古い慣習古法を持ち來り、そこに科

學的調和點を見出して善い政治を布くといふのが、後藤さんの理想だつたのです。即ち善政の根元を日本の新文化の模倣から行かないのです。後藤先生の偉かつたと思ふのは、常に事物の一皮も二皮も内部に立入つてゐたことです。

要するに保甲制度といふのは、支那に舊くからあつた隣保連帶の自治的警察機關である。故に王安石以下、歷代の政治家にして、紀綱を振肅し、國勢を富强ならしめんとするものは、一として保甲に著目しないものはなかつた。しかも不思議なことには、未だ曾て一回も成功した者はなかつたのである。淸國政府時代の制典舊慣を見ても、國體の組織、活動の方法等、周到精密到らざるはないが、さてその實績を見ると、こは一片の理想に過ぎずして、事實はただその一分を行つたに過ぎず、監督も亦統一を缺き、任意放慢、その制度典章は空文に屬し、名ありて實なき始末であつた。卽ち伯は、宋以後支那歷代の政治家が、夢想して成し得ざりし處を、日本人の手によつて、初めて成就せしめたのである。

伯が正式に保甲制度を臺灣に布いたのは、明治三十一年八月三十日の律令第二十一號、保甲條例の發布によるものであつた。僅々七條の法文が、この新制度の基礎を爲してゐるのである。その全文は、次の通りである。

保甲條例

第一條　舊慣ヲ參酌シ保甲ノ制ヲ設ケ地方ノ安寧ヲ保持セシム
第二條　保及甲ノ人民ヲシテ各連座ノ責任ヲ有セシメ其連座者ヲ罰金若ハ科料ニ處スルコトヲ得
第三條　保及甲ニ於テハ各其規約ヲ定ムヘシ其規約中ニハ褒賞及過怠金ノ法ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規約ハ地方長官ノ認可ヲ請フヘシ

第四條　保及甲ノ役員其職務ニ違背シタルトキハ地方長官之ヲ懲戒ス

懲罰ハ百圓以下ノ罰金剝職及譴責ノ三種トス

第五條　保及甲ニハ匪賊並水火災ノ警戒防禦ノ爲壯丁團ヲ置クコトヲ得

第六條　保甲及壯丁團ノ編成指揮、監督、解散、經費、役員ノ選任、權限等ニ關スル規定ハ府令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　此條例ハ地方長官ノ必要ト認ムル地ニ限リ臺灣總督ノ認可ヲ經テ之ヲ施行ス

保甲制度本來の目的は、この條例に明かなる通り、各人民「連座ノ責任」を以て、「一地方ノ安寧ヲ保持」せしむるにあつた。しかしその草創の際は、時恰かも土匪は各所に蜂起し、地方不穩の情態にあつたので、保甲もまた從つて聯庄自衞のため、少壯者は銃を携へ刀を執り、以て匪賊の防禦戡定に奔命しなければならなかつた。

伯によつて復活せられた保甲制度が、土匪招降策を實行する上に如何に效果ありしかは贅言を要しないであらう。かくして一時、非常時における軍事的一機關たるの觀を呈せし保甲制度が、やがて自然に、平時一般の治安機關たる本色を發揮しはじめたのは、土匪招降の大事業が、一段落を告げてからであつた。

保及び甲の編成は、主として街庄の區域に從ふ。十戶を以て一甲となし、十甲を以て一保とするのが標準である。勿論、街庄の廣狹と地方の慣習により、多少の大小變通は已むを得ないが、大抵一千戶の市街地には、十保百甲を組織する割合である。しかしこれは、隣祐擔保の責任を負はしむるものであるから、內地人と外國人は保甲內に編入しない。

保甲の役員たる保正と甲長とは、その保甲內家長の互選とし、その區內第一流の名望識者を擧げる。保正と甲長は無報酬の名譽職で、別に事務所を設けず、自宅で執務せしめる。所在警察官の指揮監督の下に、保及び甲の指導をなすのが、その役目である。

平時における保甲の第一の義務は、戶口の整理である。保正及び甲長は、それ〴〵戶口簿を備へておき、異動がある場合は、家長より甲長に、甲長より保正に屆出で、各戶口簿を加除訂正する。臺灣全島の人口靜態及び動態が、やや明かになつたのは、それ以來であつた。

保甲の第二の義務は、他の管內から入り込む旅客や、他管內に出る保甲民を視察し、その行爲を監督することである。各家長は、來泊者でなくとも、犯罪者や擧動不審の者が入り込んだ時は、直ぐに甲長保正に屆出でなければならぬ。かくして、この保甲の活動によつて地方の治安が保たれたことは、頗る大なるものがあつた。

保甲に壯丁團を置く。平時の治安は保甲の任務であるが、他の管內から侵入する匪賊、强盜、蕃人等を保甲の隘門に拒ぎ、掠奪、戕害を防禦するのは、專ら壯丁團の任務である。一街庄區內の數保が聯合して一團を組織し、保甲民中十七歲以上五十歲未滿の男子の中から、一保約十名の割合で、倔强の者を選拔し、壯丁と爲すのである。保甲制度草創の際、最も活躍したのは、この壯丁團であつた。これ等の壯丁は、一定の服裝を著し、警察官の指揮の下に勤務するのであるから、匪賊と混同する憂ひなく、且つその地方の責任選拔に係るがゆゑに、曾て反抗したものがなかつた。晝夜警戒して、ひとり保甲を防護したのみならず、時に進んで山地に入り、匪賊の討伐搜索に從事した例も尠なくなかつた。ゆゑにこの壯丁團が土匪鎭定に貢獻したところは、多大なるものがあつたと言はれる。

不良子弟の教化も、また保甲の重大な任務である。尤もこれは清朝時代においては、一片の理想に止まり、曾て實行された跡が見えないが、伯の制定せる新保甲制度においては、種々研究の末、先づ保甲內の無資無職浮浪の徒を網羅して、保正甲長に保證せしめ、その行爲を監視し、正業に誘掖せしめたので、その成績は大いに見るべきものがあつた。

その他、公共衞生上の責任、阿片弊害の矯正、道路交通の保全等、各地方により、保甲の活動範圍は相當に廣い。はては租稅徵收の事務すら、保甲の幇助によつて圓滑に行はれたものであつて、臺灣人の負擔が極めて輕からざるに拘はらず、怠納處分の割合に少なかつたのは、そのためであると言はれてゐる。

この保甲制度の發達を計るために、舊慣によつて、奬勵の方法を設けた。卽ち公事に手柄を建てたものには褒賞を與へ、そのために死傷した者には祭祀料、扶助料、療治料を給するの類である。その代り、保甲民にして規約に違背した者には、保甲會議の議決により、過怠處分を爲す。若し事態重大なるに際して、隣祐輔佐を盡さないものがあるときは、保または甲の各家長を連座せしめ、以て他を威勵し、ます〳〵隣保の責任を重んぜしめるのである。

この保甲制度には、わが江戶時代の自治制と、大いに類似點あることを發見する。しかし臺灣には臺灣の舊慣があり、漢民族には漢民族の族性がある。その地その民に發生せる舊慣ほど根强いものはない。それを巧みに換骨奪胎して新時代に適合せしめ、いはゆる生物學的政治の基礎を開いたところに、伯獨特の行政的手腕があつたのである。

一六、笞杖刑と指紋法

總て法律と制度とは、その時代、その社會を地盤として設けられなければならぬ。いかに宏壯なる鐵筋コンクリート建築の設計と雖も、沼澤軟弱の地にこれを建てんとするは無謀なるが如く、高度の文化社會に行はるる法律制度を、そのままに、低文化の植民地に適用せんとするは、愚といふよりも寧ろ痴に近い。植民地には植民地特有の法律制度があらねばならぬ。その意味において、伯が臺灣に保甲制度を復活したことは、それ自體において一つの成功であつた。刑法上における笞杖刑の復活もまた、それと同じ類ひである。

伯が斷乎として、臺灣に笞杖刑を適用するに至つた經緯については、上田恭輔が、次の如く語つてゐる。

私がエジプト總督クローマー卿に聞いた話を致しますと、大層感服せられて、色々と其の意見を採用された。例へばクローマー卿は、當時臺灣のやうな、民度の低い未開地では、卽決裁判で、昔のままに矢張り鞭で打つやうにしなければならぬと云はれた。何となれば印度、南支那及び臺灣の如き民度低く、剽悍にしてしかも盜癖に富む下級賤民の多い地方に在つては、違警罪の如き輕微の犯罪に至つては、之れを文明諸邦に行はれる刑法によつて律することは不可能事であるのみならず、寧ろ有害無益である。何となれば、五十錢、一圓の罰金は、彼等にとつては大金であれば、到底上納しうべき見込はない。さりとて罰金に代ふるに體刑を以てし、拘留、禁錮に處すれば、彼等は平素自分が住むで居る小家よりは奇麗な部屋で遊んでウマいものが喰べられるから、喜んで入獄する。甚しきに至つては、監獄に這入らんが爲めに泥棒する奴があるくらゐである。然るに笞杖刑は、支那古來の斷罪法であり、笞も杖も三千年來、支那の司法官の最も有效の刑具と見做す所で、德川時代には、我國にも行はれたものである。詳言すれば、笞は尖頭は稍〻廣くなつた四尺に近い幅の狹い薄い板であつて、この笞を以て、

罰金一圓なれば十乃至二十回、犯罪者の臀を叩くのである。杖は籐の鞭を以て同じく犯罪者の臀部を叩く、之れは笞に比して随分酷刑であるが、頗る有效として、英國は東洋各地の植民地には此の種の治罪法を實施して居る。然るに西洋かぶれをした半可通の法制局は、人種の相違、地方の傳習的舊慣その他地方特有の民情如何を顧慮せず、苟くも日本政府の統治下に於いて、何處でも彼處でも日本本土同樣の法律規則によつて行政すべく、異人種にも必ず日本の法律を課せんとした。植民地統治の經驗日尚ほ淺しとは言ひながら、此の點だけは須らく英吉利人の糟粕を嘗めて然るべしと思ふ。

幸ひにして後藤さんだけは、この班から漏れて居つた。

然しながら、餘り内地法曹界の反對が甚しいので、後藤長官は先づ當時覆審法院長、後に大審院檢事たりし鈴木宗言氏を各國の植民地に派遣して、各地の實情を視察せしめた結果、鈴木法院長の獻策を容れ、つひに斷然日本法曹界の反對を押切り、笞杖刑を實施されたのである。

この笞杖刑の實施の狀況、並びにその成績については、竹越與三郎の「臺灣統治志」に次の如く記してゐる。

此日笞刑に處せられたるもの六七人、皆其兩手と臀部によりて、繩を以て其四體を板上に縛して、俯偃せしめ、獄丁麻を巻きし杖を以て其臀部を鞭つや、啼泣の聲四邊を驚かすものあり。而して此の笞刑と輕罪即決との結果は十分に、當局の豫想する所に酬ゆるに足るものあり。犯罪即決例實施前後の統計を比較するに、實施前一年間の刑事第一審の平均數は毎一個月五百五十三・〇〇なりしに、實施後六個月間の平均數を見れば、毎一個月二百九十・〇〇にして其の減ずること、殆んど四割五分に近きものあり。更らに輕罪に罰金笞刑を用ゆるの新法實行

前後の統計を見るに、實施前一個年間の平均を見るに、毎一日在監者の數は三千八百五十二人なりしに、實施後五個月間の平均を見るに、毎一日の在監者三千四百十人に下り、一日四百四十二人の在監者を減少し得。之を積算すれば一個年十六萬一千人を減ずるものなるが故に、在監者の費用一日平均十三錢を以て數ふるに、節減し得る所、二萬一千八百圓に達す。且之に隨伴して看守四十八人を節減し得るが故に、其諸給一萬五千三百餘圓を節約し得べし。若しそれ之が爲めに法廷の事務を減少して、法官檢察官を減ずる等の事に想到せば、其財用上の結果は驚くべきものあらんとす。是れ宜しく我政治家の深く考量を加ふべき所にあらずや。

この笞杖刑調査の際、伯はまた鈴木等の一行にむかつて、指紋法及び陪審制度の調査をも命じた。笞杖刑が幾千年來の古法なるに對して、指紋法及び陪審制度は、日本內地においても、まだ耳新しい新奇な制度であつた。その新舊取り交ぜて、調査を命じたところに、伯の頭腦の働きの特色があつた。伯には新奇も舊弊もなかつた。東西古今のあらゆる知と識を併せて、それを統一綜合することが、伯の抱負であつたのである。

右の陪審制度と指紋法については、當時その調査に同行した上田恭輔が、次の如く回顧してゐる。

その笞杖刑の調査ミッションの節、後藤長官は鈴木法院長をして、指紋法と陪審制度の長所缺點を詳細に調査報告すべく命令された。而してこの鈴木法院長のミッションには我輩も同行し、報告書の作製にも參與したから、その內容を詳細に承知して居るが、同報告書には、陪審法は理想としては申分はないが、英米佛の實情を見るに、陪審員にロクな人物は出て居らず、位置と職業の關係上、教育ある知識階級の人士或は一時千金の職に從事する者は、何かの口實を設けて陪審員たることを忌避し、裁判所に於いても、成るべくこの種の紳士に迷惑をかけな

い樣に盡力する、その結果として、當今陪審員となる者には酒場の亭主、ブローカー、高利貸など時間を潰しても左程痛痒を感じない代物が多く、從つて法律思想はゼロであり、中には常識を缺く鈍物すらもあり、之れを指導する裁判官はなか〳〵骨が折れ、陪審制度は無くもがなと、竊かに歎息する司法官のあることを明記してあつた筈である。

右と共に指紋法は須く我國に於いて直ちに實施すべく、尙ほ指紋と共に罪人の「耳」を寫眞に撮り、指紋カードに添附すべきことを力說してあつた。何となれば、狡智にたけた常習犯は指紋を巧みに變形する。然し耳の形だけは、切斷する以外は生涯變形するものでないからである。而かもこの指紋採用獻言は、今を去る三十年に近き明治三十五年のことであるから驚かざるを得ない。

第三節　臺灣事業公債

一、貧しき島

臺灣は貧しき島であつた。

いま土匪招降策の成功により、有史以來の平和はこの島に廻つてきたけれども、それはただ茫々たる荒蕪の境に、地ならしをしたに過ぎなかつた。臺灣植民政策と稱する大伽藍の建築それ自身ではなかつたのである。

ただ治安の維持のみによつて、直ちに政治經濟の發達を見るべく、臺灣はあまりに貧しき島であつた。臺灣統治の大伽藍の建築は、先づその產業的礎石を置くことによつて、はじめて建設せられ得る。この貧しき島に、凡百の產業を創造し、生民の生活を安定し、母國の財政より獨立せしめ得て、はじめて日本が臺灣領有の意義ありと謂ふべきである。伯の全精力は、いまこの產業政策に傾倒されんとするのだ。

その產業政策のためには、先づ巨額の費用を必要とした。これを獲るの方法として、伯の案出したのが、臺灣事業公債であつた。その成否が臺灣島隆替の岐れ目であつた。

兒玉と後藤とが、その一身をこの事業公債に賭したる、また偶然ではない。蓋し彼等渡臺の意義は、繫つてこの事業公債の成否にあつたからである。しかしながら、それは日淸戰役前後の日本全土の歲出の約八割に當るごとき巨額であつたため、內地の反對の如何に强硬にして、兒玉、後藤の奮鬪の如何に熱烈なりしかは、今日に於いて想像することすら容易でない。

吾人はいま筆を新たにして、この興味ある一大鬪爭史を物語らんとするに際り、先づ當時の臺灣の經濟狀態を一瞥しなければならない。

およそ世に貧弱なること、伯が赴任當時の臺灣の財政經濟ほど甚しきはなかつた。產業は振はず、幣制は紊亂し、交通と金融の機關は幼稚を極め、重要物產の生產及び販賣の實權は、殆ど外國人の手裡に收められてゐた。加ふるに土匪橫行して治安の保たれざるがため、內地の資本家や企業家は、未だ臺灣島の事業に著手するに不安を感じ、隨つて貿易の如きも、極めて貧弱なるを免れなかつた。

就中、最も土匪の禍害を蒙つて、その發達を阻害されたのは製腦、伐木、造林、開墾の如き山地の事業であつた。特に宜蘭、雲林、鳳山地方の如きは、當時土匪の巢窟であつたため、自然この地方の產業の開發は大いに後れ、田園ために荒廢に歸してしまつた。しかもこの土匪の害は、內地人渡來者の增加するに從つて、內地人の上にも及んで、北部にあつては、例へば金瓜石、瑞芳鑛山の如き、南部にあつては、臺灣製糖會社の如き、しば〳〵土匪の襲擊に遭遇した。從つてこれらの事務所においては、常に多數の銃器を備へつけ、何時でも所員は土匪に應戰するの用意がなければならなかつた。なかにも臺灣製糖會社橋仔頭工場の如きは、工場の周圍は繞らすに土壁を以てし、全部の建築に防備を施すの外、事務所の屋上に大砲の設備をなし、屋上と廻廊には銃眼を穿ち、一方陸軍分遣隊の駐屯を乞ふと共に、他方社員中より壯丁團を組織し、百有餘名の兵力を常備し、劍を帶び銃を執つて、砂糖の製造に從事する有様であつた。かくの如くにして、どうして產業振興の實が擧げ得られようか。

當時臺灣の重要物產は米、茶、砂糖、樟腦等であつたが、その產額は僅かに米二百萬石內外、茶千五百萬斤內外、砂糖五、六十萬擔、樟腦約七十萬斤に過ぎなかつた。就中砂糖の內地移出高は三、四十萬餘擔にして、內地の消費高の一割を滿たすにも足りなかつた。蓋し當時臺灣の糖業は、農事、製造兩方面ともに、頗る原始的な方法であつたのみならず、その取引は次第に外國洋行に壓倒されて、臺灣の商權の危機を思はするものがあつた。

樟腦の商權もまた、殆ど一部外人に壟斷されてゐると言つてよかつた。隨つて當時これが生產額も、いまだ內地の產額に及ばなかつた。臺灣が世界の樟腦の覇權を握るに至つたのは、伯が民政長官となつて、樟腦專賣制を布いた後のことである。

茶もまた島民の商人に有力なるものなく、ひとり洋行が茶の商權を把握せるのみならず、一面金融機關として、强大なる勢力を振つてゐたので、製茶賣買價格も、全然洋行のために左右せられる有樣であつた。

經濟流通の血脈たるべき幣制も、全く亂脈の狀態であつた。臺灣には一定の法貨なく、市場に流通する貨幣や銀票は、甚だ多種にして亂雜を極めた。單位もまた全島を通じて元を用ひてゐたにも拘はらず、その實價は地方によつて一定しなかつた。日常最も多く使用されるのは粗銀であつたが、その品位量目は區々一定せず、授受の際は一々秤量を鑑定しなければならぬ有樣であつた。鈑仔銀も殆ど補助貨の用を爲さず、銅鐵に至つてはその種類極めて多く、枚擧に遑がなかつた。なかにも私錢を、個人が隨意に濫造するので、市場は全く混亂に陷つた。そこで明治二十八年、わが領臺後、政府の經費支拂のために、多額の日本銀行兌換券、一圓銀貨及び補助貨を臺灣島内に移入したが、これを以て從來の錯雜せる幣制を統一する能はざりしのみならず、亂雜なる通貨に尙ほ一層の複雜を加へた。

交通運輸の設備も、また頗る幼稚を極めた。鐵道と言へば基隆臺北間、及び臺北新竹間の六十二哩餘に過ぎず、その線路の敷設はまるで粗漏を極めてゐたので、樺山總督はこれに應急修理を行はしめたが、基隆臺北間に初めて軍需品を輸送した時の如き、積荷過重のために列車が動かず、つひに六十名の人夫に後押しをさせて、やつと臺北に著いたと傳へられる。この他には、征臺時代に急遽敷設した軍用輕便鐵道が、二百二十三哩餘あるだけであつた。

港灣としては基隆、淡水、安平、打狗の四港が臺灣主要の港灣であつて、西曆一八六〇年より一八六三年の間に、英淸間の天津條約（一一五八年）によつて、開港したものであつた。しかし、これもただ自然の景勝に放任して、何等の設備をなさなかつたために、全島唯一の良港と稱せられる基隆港ですら、僅か千噸内外の船舶が、市街を距る一

里餘の沖合に、停泊しなければならぬ有様であつた。

臺灣當時の經濟事情、概ねかくの如し。即ち全島の重要物產數種目の一箇年生產額大約二千餘萬圓、貿易年額は、明治三十年の內地への移出額二百十萬餘圓、移入額三百七十二萬餘圓、合計五百八十二萬餘圓に過ぎなかつた。また明治二十九年の外國貿易は、輸出千百三十九萬餘圓、輸入八百六十三萬餘圓、合計二千二萬餘圓であつた。しかも臺灣歐米間の貿易は、香港經由のものが大部分で、支那及び香港との貿易が、輸出入總額の七割以上を占めてゐた。

臺灣經濟界の實情がこの通りであつたから、從つて財政の獨立の如きは、殆ど想像外のことであつた。明治二十八年、はじめて臺灣を領有した時、その歲入は九百六十五萬圓、しかも臺灣政府が租稅その他によつて得た收入は、僅かに二百七十一萬圓に過ぎずして、他の六百九十四萬圓は、悉く母國政府の補助金に仰がねばならなかつた。明治三十年の豫算でも、千百二十八萬圓の歲入のうち、臺灣自らの出すところは、僅か五百三十二萬圓、母國政府はまだ五百九十六萬圓を補助せざるを得ない狀態であつた。

日本の識者達が、この臺灣の財政經濟の情勢を眺めて長大息し、つひに公然、臺灣賣却論を唱ふるに至つたのは、無理からぬことであつた。

伯が民政局長として赴任した時の臺灣とは、實にかくの如き狀態であつたのである。

知らず。伯の胸中、如何なる成算あつて、この貧弱なる臺灣島を、日本帝國の寶庫に化さんとはするぞ。

二、六千萬圓計畫

この幼稚にして原始的に近き經濟組織を近代化し、この荒蕪に近き臺灣を開發するにつき、その第一要件として必需なのは、言ふまでもなく金であつた。

僅か一町歩の荒野を開拓するのにすら金を要する。況んや帝國最初の大植民地を開發するのに、先づ巨額の經費を投ぜねば、到底その事の成り難いのは言ふまでもない。

伯は臺灣開發の經費を、約一億二千萬圓と計算した。

然らばかくの如き巨額の經費を、伯は何處より調達し來らんとするのであるか。

この點について、從來の總督、局長が唯一の頼りとしてゐたのは、母國政府の補助金であつた。臺灣が從來、年々六百萬圓の補助金を仰ぎ、財政の半分以上は、これを以て補つてゐたことは、上述せる如くである。然るにこの補助金は、伯が赴任の際、井上藏相の緊縮政策のため、三百萬圓に減額されたのであつた。六百萬圓の補助金を仰いでさへ困難を訴へてゐた臺灣の財政が、この大縮減を蒙つて、果して遣繰りできるであらうか。況んや、從來の消極政策を排して、根本的に新領土經濟機構の大改造を行ふべき、積極政策に轉ぜんとするにおいてをや。

伯はこの苦境を自ら回顧して、次の如く語つた。（臺灣日日新報、明四〇・一〇・二四所載「臺灣鐵道成功由來」）

就任匆々の總督は、其の持前の英斷を加へて、財政上の基礎を立てんことに著眼したり。是れ迄に每年國庫より六百萬圓の補助を下付されありしものを、時の藏相井上伯は斷然之れを半減し、其の代りに豫算を編成する方法

は、全部總督に一任する事に定まりぬ。是に於てか、民政長官たる自分は、右の如き財政上の急劇の變更を承引するに大いに躊躇したり。然るに兒玉總督は平然として之れを引き受け、又疑はざりき。

然らば何の故に兒玉總督は、「平然として」これを引受け、後藤局長も「大いに躊躇したり」と稱しながら、實は平然とその椅子に据つたのであるか。

それは彼等の胸中すでに、成竹があつたからである。

それは臺灣事業公債案であつた。

その起案は、伯の臺灣赴任前、すでに抱いてゐた計畫であつて、現に明治三十一年一月二十五日、井上藏相に呈したる後藤衞生局長の「臺灣統治救急案」に、既に次の文字があつたことは、前卷に記した通りである。

而シテ同島ノ財政ハ、蓋シ公債ニ頼ルヨリ良キハナシ。乃チ臺灣公債ヲ一億乃至一億五千萬圓迄トシ、日本政府ニ於テ一定ノ利子ヲ保證シ、外債トシテ募集シ、鐵道、築港、水道、兵舍、砲臺ノ築造ヲ初メトシ、支那沿岸ノ航路ヲ擴張シテ、輸出入ノ便利ヲ計リ、以テ需要品ヲ低廉ニ得セシムル等ノ經費ニ充ツルヲ要ス。

さうしてその償却方法については、伯はその當時すでに、次の如く述べてゐた。

臺灣ノ文化漸ク進ミ、交通事業發達シ、郵便、電信、鐵道等ノ收入ヲ初メ、其他海關税ノ收入次第ニ増加スルニ於テハ、外債ノ利子ヲ拂ヒ、且ツ其ノ元金償却ノ方法ヲ設クルコト、敢テ難事ニアラザルベキヲ信ズ。

卽ち日本内地において、机上に立案されたるこの臺灣事業公債案を、今や臺灣の實情に照らし、具體的計畫となすべき時期に到達したのである。

後藤民政長官は、兒玉總督の下命に據り、直ちにその具體的立案にとりかかつた。さて實際に始めて見ると、一億圓乃至一億五千萬圓といふ計畫は何としても、あまりに尨大に過ぎるといふことが判つた。それは主として當時起債界の狀態に基くものであつた。故に伯はその基本事業を、自ら鐵道、築港、土地調査の三大事業、並びに給水事業、監獄署改築、官舍建築の二附帶事業に限定し、その總額もまた思ひきつて半減して、六千萬圓となした。

これが當時世上を喧囂せしめたる六千萬圓事業公債、二十年計畫案である。

斯くの如く、伯の臺灣事業公債案は、伯自らの手によつて、約半分に減削されたものであつた。然るに意外にも、それが世に公表された時、忽ちにして囂々たる反對論に圍繞せられた。それは餘りに尨大であり、杜撰であり、無計畫にして無謀であるといふのだ。

伯は後に、その當時を回顧して、次の如く語つた。（臺灣日日新報、明四〇・一〇・二四所載「臺灣鐵道成功由來」）

彼等は曰く。斯くの如き大計畫は遽かに成立するものに非ず、若し斯かることが出來るものならば、水野の時代にも出來得べかりしなり。一夜作りの濁酒同樣の計畫は到底成功すべくもあらず、否自ら欺き且つ他を欺くものなりと。斯かる調子の非難妄評は、實は政府の內部より聞きたる處なり。結局吾人の心血を注ぎたる此の計畫を通過する能はずとは、當時議會の大部分の聲なりき。穩健なる思想を代表する仲間にも、右の三大事業にして成立するならば、假令公債の償還計畫は案通り行かずとも可なりとまでに疑はれたり。要するに事業公債案に對する議會內外の議論の如何なりしは、當時の官報及び新聞紙の記事之れを明かにす。自分等の聲明せる豫定通りには、臺灣の經濟は獨立し得ざる可し。又公債の償還が困難なりしも、三大事業だけ出來上りさへすれば猶可なり、

後藤等の云ふ事は到底信用出來ぬと迄酷評せられたり。

然るに唯一人、この怒濤の如き非難の眞只中にあつて、少しも怯まぬ男があつた。

それは總督兒玉源太郎であつた。

この時の兒玉總督の態度について、老後、伯は回顧して次の如く語つた。

それから少し經つてから、今の金としては六億圓位に當るが、六千萬圓の公債を募るといふことで、一寸面白い話がある。六千萬圓の公債を募つて仕事をするといふ計畫に就いては、今度死んだ中村是公、それから後に財務局長になつた祝辰巳といふ人、この二人が非常な力を致したものですが、六千萬圓の公債を起すといふことに就いての書類は、何でも三寸位の厚さのものであつた。それを兒玉さんの所へ持つて行つて、いよ〳〵できましたからと言ふと、それは午後三時頃でしたが、その事に就いては明日の朝來てくれといふことであつたから、その日は一日歸つて、翌朝行つたところが、二三の質問をして、ちよつと書き判をして、

「君、これは一週間以内に立つて行かなければなるまいな。用意はしてあるか。」

と言ふんだな。

「別に用意はしてありませんけれども、立つことはいつでも立てます。」

といふわけで、それから間もなくそれを政府へ持つて來た。

背後に兒玉總督の儼然として存するあり、事理を解せざる世の輕佻浮薄なる反對論の如き、何かあらん。この意氣込みでもつて、伯は揚々と基隆港から船に乘つた。

三、駱駝長官

日本内地に渡つて見ると、世の反對論は、豫想以上であつた。

誰れも彼れも、六千萬圓といふ數字に驚いたのだ。勿論この六千萬圓は、一度に募債するのではなく、必要に應じて、毎年小額づつ募債するものであり、從つてその元利の支拂も、毎年度に分割して、償却の方法が講じられてあるのであるが、伯はいきなり、「六千萬圓、二十年計畫」といふ命題でぶつつけた。それが伯の癖であつた。さうしてそれが、何時でも世間から「大風呂敷」といふ異名を與へられる所以であつた。

然し伯は、昂然としてゐた。徒らに六千萬圓の聲に驚愕し、卒倒せんばかりに啞然たる徒輩を、眼下に見下すやうな態度を採つて、燕雀安んぞ鴻鵠の志を知らんやと爲した。爲めに時人は伯を以て「駱駝長官」と爲した。その由來は、臺灣日日新報（明三八・四・二八）が次のごとく記してゐる。

臺灣二十年計畫に對する朝野の議論の喧しかつた際、後藤長官の說を世間に紹介したものは、田口鼎軒の經濟會であつた。長官が名高い演說を試みられた其の際、「ここに沙漠あり、驢馬曰く、此の沙漠到底越ゆべからずと、駱駝曰く。何ぞ難きことかあらんと、驢馬のなし能はざる所は、駱駝も之を爲し能はずと云ふは妄なり」と喝破されたるは、卽ち長官が之れによりて駱駝長官と評されし所以なりと。

かくして伯は、世上の紛々たる反對論を見向きもせず、驀地に内閣にむかつて突進した。時は大隈重信を首班とするいはゆる「憲政黨内閣」で、藏相は松田正久であつた。明治三十一年十月の初めに上京した伯は、「東奔西走維れ

日も足らず、席常に暖かなるに遑あらず」して、つひに內閣をして六千萬圓臺灣事業公債案を、ほぼ承認せしむることができた。

臺灣日日新報（明三二・二・二八）は報じて曰く。

後藤民政長官の始めて京に入るや、當時恰も憲政黨內閣の末造にして、同內閣は其の部下の獵官熱に動かされ、重要の國務は渾て殆んど荒廢に委して顧みざるの傾向ありしも、獨り長官は、此の間に立ちて、或は大隈伯に勸め、或は松田氏に說き、以て同法案規定の全額六千萬圓の件に贊同せしめたるが如し。亦以つて長官の勞多きを推知するに難からず。

以て伯の不撓の努力により、臺灣事業公債案が、奈邊まで進行し、何の程度まで成就してゐたかを、察知するに足るであらう。

然るにこの時、意外なる事件が、折角ここまで進捗してゐた臺灣事業公債案に、一頓挫を來さしむるに至つた。それは明治三十一年十一月、隈・板內閣が倒れて、その八日、第二次山縣內閣が成立したことである。これによつて伯は、全く新規蒔直しに、新內閣にむかつて、運動を開始しなければならなかつた。しかも新內閣の首相山縣有朋は、石橋を叩いて渡るやうな堅人であり、その藏相松方正義もまた、この法案について、容易に前內閣ほどの好意を示さなかつた。

かくして、いよ〳〵伯の三面六臂の活躍が始まることとなつた。

臺灣事業公債案の目的を貫徹するについて、伯の最も心強く思つたことは、大藏省に莫逆の友阪谷芳郎がゐることであつた。

四、山縣首相と激論

伯が臺灣に民政局長として赴任する時、「金が要るならば、幾らでも相談に乘つてあげよう」と、內約して呉れたのは阪谷である。故に伯がこの公債案を作成するに就いては、絕えず內地における阪谷と、連絡を取りつつ計畫を建てたのであつた。そして伯が、いよ〳〵確定計畫を提げて上京するや、阪谷は陰になり陽になつて、伯を援助したのであるが、明治三十一年も暮れて、三十二年の新春を迎へ、臺灣事業公債案が難關に差しかかるや、次の書面を伯に呈して、助言するところがあつた。

拜啓　臺灣六千萬圓事業費豫算ハ、首相手許ニテ御熟考中ノ由、首相ハ極テ心配深キ性質故ヘ、如斯キ大問題ニ付テ、熟考ニ熟考ヲ加ヘラルヽハ、國民ノ深ク感謝スベキ所ニ有之候。然シナカラ、折角詳細ニ取調タル經畫ガ、萬一ニモ見合トナリ、若クハ經畫變更トナルハ殘念ニ付、首相ノ充分ニ了解アル樣ニ說明致度、多分貴兄ニ一番ニ尋問アルヘク存候ニ付、都合ニヨリテハ小生モ召喚アラバ、及フ限リ說明可仕候。或ハ公債法案ノミ見ラルヽト、此方ニハ委ハシキ說明添付ナキ故、疑起ルモ計ラレス、依テ豫算ノ方ニテ首相カ裁決セラルヽ樣致度、過日モ御話候如ク、段々經畫ノ縮少說アリ、之ハ必竟單ニ六千萬ト云フ數ニ驚キ、事業ノ互ニ關係離ルヘカラサル所アルヲ知ラス、又ハ負擔ノ臺灣島民ニ限ラレタルヲ知ラス、又ハ公債ノ臺灣ニテセントスルノ經畫タルヲ知ラサ

ルヨリ來ルモノト被存候。會期モ月餘ト相成候ニ付、アマリ切迫セサル内ニ提出致度モノト存候。必ス上ニモ種種御下問アルヘク、尚ホ時日ヲ要スル儀ニ付、取急度存候。匆々不一。

一月二十一日　　芳郎

後藤賢臺侍史

さらに當の阪谷は、當時の事情を囘顧して、次の如く語つてゐる。

臺灣の事業公債といふのは、大變に重大な問題で、是れには總理大臣の山縣さんでさへ驚いた。山縣さんが私に至急來いと呼ばれて、總理大臣の官邸に出掛けて行くと、

「こんな電報を兒玉から寄越したが、氣が違つたのではないか」

と云ふので、其の電報を見ると、六千萬圓かの公債を起して、臺灣の事業經營をするといふのです。私は山縣さんにさう言つた。

「是れは氣が違つたのではない。私はよく聞かされて居る。どうも此の位の金は要るらしい」

「それでは、君が聞いて居るなら安心した。それから大藏省でも君がよいと言ふ事ならよいだらう」

といふ譯で、やつと審議に上るやうになつたのである。

然しながら、この臺灣事業公債案を、山縣内閣をして承認せしむるについては、種々の紆餘曲折を經なければならなかつた。殊にその有力なる反對者の一人に、法制局長官平田東助があつた。伯は平田と、半分喧嘩腰で、爭はねばならなかつた。それは伯の囘顧談に據れば、次の通りであつた。

ところが政府の方はなか〳〵の騷ぎでしたよ。その時の法制局長官は平田東助君であつたが、その六千萬圓の中には、土地を測量して土地臺帳を作るといふことがある。金は一千萬圓以内であつたと思ふが、そのことから大衝突を起した。劉銘傳が土地の測量なり、臺帳を作らうとして失敗した。

「劉銘傳でさへ失敗したのだから、かういふ突飛なことは君止めたらよからう。」

といふのが法制局長官の平田の說であつた。

「劉銘傳でさへといふのは一體どういふことだ。劉銘傳よりも兒玉總督はいかんといふのか。聞捨てならんと思ふ。さういふことを法制局長官が考へて居るといふなら、歸つて總督に辭職勸告をしなければならん。」

といふので衝突を來した。「その言を取消せ」と言ふと、「取消さん」と言ふ。

「取消さなければ、原案は通過を期されぬゆゑ、撤回の外はない。」

と言ふのだ。（これは今考へて見ると俺の方が惡かつたんだが、）その時は、

「それなら俺は臺灣へ歸つて、兒玉さんに辭職勸告をする。」

と言つたが、そのうちに桂が仲に入つて、どうやら法制局長官の方は納まつた。

かうして伯は、內閣における關係各當局と折衝するのに、寧日がなかつた。その間彼は、あらゆる機略を用ひた。或は正面から當り、或は側面から拜み倒し、或は怒り、或は泣き、その他あらゆる術策を用ひたのであるが、その目的はただ一つ、臺灣事業公債案を成立せしめることであつた。

山縣内閣をして、結局この公債案を認めしむるに至つたのは、伯のかうした七擒八縱的奮闘の結果であつた。尤も内閣がこれを認むるについては、一つの條件があつた。それは公債額を、四千萬圓に減額することである。そして、これについても、伯は再び、喧嘩腰で爭はねばならなかつたが、その經緯については老後、伯自ら、次の如く回顧した。

四千萬圓に減らすといふことに就いて、總理大臣官舍で會議があつた。そして「全體の計畫は容れる。けれどもその金は一年に使ふわけではない。年度もあることだから、先づ四千萬圓に減らすことに就いて承知してくれ」と言ふのだ。それを私は承知しない。それは總督に聽いてくれと言つたら、それぢやその電報を書けと言ふ。その時は大きいテーブルを圍んで總理大臣の山縣さん、それから陸軍大臣桂、内務大臣の西鄕さんが來て居つた。大藏大臣の松方正義は居らなかつた。そこで私が總督へやる電報を書いて、

「これで宜しうございますか。」

「宜しい。君打つてやれ。」

と言ふから、

「打つのは打ちますが、どなたの名前で打ちますか。」

といふと、

「君の名前で打つてやれ。」

と山縣さんが言ふ。

一それはできません。私の名前で打つてやれば、私が政府の話を承知したことになる。政府と總督と意見が合はん時には、私は總督に從つて反抗するのですから、政府に御助勢申上げることはできません。これは私の名前で打つわけに行きません。」

と言つたら、山縣さん怒つたの怒らないの、すると桂が、

「君さう言はんで、總理大臣の言はれる通り打つたらよからう」

と仲に入つてくれたけれども私は、

「いやどうしても打ちません。」

と言ふと桂が、

「困つた男だなあ」

山縣がそれなら俺が打つと言つて、祕書官を呼んで打たせたよ。實はその前から、形勢は總ての樣子を暗號で一一兒玉さんに內報して居つたんだ。兒玉さんからは「それなら誰れの所へ行つてかう言へ」とか、「それはかうしろ」といふ風に言つて來るだらうと期待したが、兒玉さんは陸軍次官をして、あの戰爭をやつた後ですから、豫算に就いて大藏省各方面に對する交涉の經驗もあつて、何でも知つてゐるからと思つて、一々電報を打つけれども、何とも言つて來ないんだね。ところが今言つた四千萬圓にすることに就いては、山縣首相に返事が來た。

「全體の計畫を容れられるに於いては、四千萬圓として帝國議會に提出せらるることに就いて御同意申上げる」

といふ返電が來た。翌日山縣さんが呼びに來たから、行つて見ると、山縣さん、大きなテーブルに一人で居つた

が、私が其所に行くと、

「君これを見給へ。」

と大きな聲で言つて、その電報を投げ出したよ。見ると今言つた通り書いてある。

「總督がさういふことであるならば、私は異議がありません」

「それだから君はいかん」

と山縣さん言はれたがねえ。兎に角それまでは、政府とはなか〳〵意見が一致しなかつたが、かういふことでだんだん一致して來た。それはやつぱり西郷、山縣、桂なんかが、兒玉さんを信用したからですな、

かうして遂に、臺灣事業公債案は、四千萬圓に減額して、政府の承認するところとなつたが、しかし、まだ一つの難關が横はつてゐた。それは如何にして、帝國議會を通過せしむるかといふ問題であつた。

五、星亨と相識る

運命は不思議なる筋書を編む。

臺灣事業公債が、伯を中央政界に導く東道の主とならうとは、天下誰人も豫想せざるところであつた。

いま伯は、內閣を動かして、四千萬圓案として、承諾を得た。次に贊成を得なければならぬのは、上下兩院、殊に衆議院の政黨である。

當時山縣內閣は、憲政黨（舊自由黨）と所謂「肝膽相照」の關係に立ち、從つて大隈の憲政本黨（舊進步黨）を反

對黨としてゐた。

伯の努力は、先づ憲政黨を動かし、續いて憲政本黨を動かすことに向つた。しかるに憲政黨には、剛愎强氣の星亨がゐる。

如何にして、星を動かすべきか。

そこで伯は、時の內務大臣西鄕從道のところに飛び込んでいつた。その事情を、伯は次のごとく回顧してゐる。

ところがその四千萬圓に就いては、憲政黨、國民協會、憲政本黨の間にやかましい問題となつた。そして愈〻今日か明日、豫算委員會の分科會で決定をするといふ日に、西鄕さんの所へ行つた。

「私も總理大臣その他からお叱りを蒙つたが、いよ〳〵これを通過させぬといふことであつたならば、私は演壇から引摺り卸されるまでやる。その覺悟で先づ豫算委員會に出て言はなければなりませんから、それが惡いとおつしやるなら、民政長官を罷めます。どつちにか今日は一つ御相談を願ひたいと思つて來ました。」

と言ふと西鄕さん、煙草をスパ〳〵喫みながら聞いて居つたが、

「どうぞこの西鄕從道にお任せを願ひたい。」

「お任せするのはようございますが、どう心得たらようございますか。」

「明日御返事をいたします。明日まで待つて貰ひたい。」

「しかし今日分科會をやるかも知れないといふ話ですが、」

「遲くも明日は委員會をやるのですから、西鄕內相は、明日午前のうちに若しお答へができなかつたならば、明

日は委員會を延ばさせますから、どうぞ御安心を願ひます

と言ふから、私も引退つて來た。

然らば西郷內相に、如何なる成算があつて、かうした言質を與へたのであるか。

一體西郷從道といふ人は、茫漠として、捉へどころのないので有名な人物であつた。平常は戲談ばかり言つて、可笑しくもないのに、獨りでアハハと大聲で笑つてゐて、大抵のものは煙にまかれてしまふが、それでゐて、物の勘所はチヤンと捕へてゐた。彼が一度び引受けた以上は、必ず何とか仕遂げないといふことはなかつた。臺灣事業公債案の時も、それであつた。伯の回顧談は、なほ續けて言ふ。

するとその晩、西郷さんが呼びに來たから、行つたところが、

「明晩私の邸で晩餐會を開く。その時には憲政黨の者が大分來るから、議會で噛みつくやうなことをするより、此所で星亨とでも誰れとでもやるがよい。組打ちでも何でもやるがよい」

といふことであつた。

西郷さんの邸は今の高松宮樣の御邸のある所でしたが、西郷さんがさう言ふから、晩餐會の時によく話をすることにして、又歸つて來た。

その次の晩に行つて見ると、星亨や林有造、その外七八人來て居つたが、西郷さんが、

「今日は後藤さん、噛みついても、喰ひついてもようごわすから、星さんとおやりなさい

と言ふから星さんと話して見ると、「吾々はただいかんといふわけぢやない、大體は分つてゐるんだが、そんな

に長く說明しないでもいいと言ふんだ」といふ話であつた。そこで俺は一通り簡單に說明をするに止めた。星が、一外の政黨の關係もあるし、うちの政黨の關係もあるが、兎に角それぢや、やると定めて、それから後の變化は又何とかしよう。」

といふことで、兎に角やることに定めて飯を食つて歸つた。その次には星の家で會つた。星の家は今の山本条太郞の家であつたが、俺が行つたら、星がねえ、

「君、俺を恨むなよ。」

と言ふんだらう。どうしてかといふと、相馬事件で、あいつが俺を縛つたやうな事を言ふんだな。まあそこで大いに肝膽相照らしたわけなんだ。

更に伯は、その折の話をよく近親者に物語つて、一そのとき星が、俺に向つて、君を知ること晚きを憾む、といつたよ」と言つた。伯はかういふ、口調のよい文句を用ふるのがすきであつた。

その當時の星亨は、自由黨の星か、星の自由黨かと言はれるほどの勢力を持つてゐた。この星亨と肝膽相照らした以上、憲政黨の方は、まづ心配はないと考へてよかつた。

加ふるに憲政黨には、その有力なる領袖に、前內閣藏相松田正久がゐた。彼はその藏相時代に、すでに六千萬圓案の承認を內約したことのある關係上、いかに黨內に反對論があつても、今となつて無下に事業公債案に反對することはできない立場にあつた。

當時の新聞紙（東京朝日新聞）の傳ふるところに據れば、松田の意見は次の通りであつた。

昨年余が大藏大臣たりし時より、總督府の提議を容れ、專ら之れが調査に著手せしめたる關係もあり、隨つて此の問題に就いては、多少の責任を負はざるべからざる事情なきに非ず。且つ苟も總督府なるものを置きて臺灣全島の經綸を託する以上は、之に給する費用を支出するのは當然なり。眞逆に總督以下の役人を、島流し同樣に見做すべき筈なければ、此の公債法案も其の性質と目的とに於て、臺灣事業の經營上必要缺くべからざると認むる上は、決して之に反對する能はざるなり。然るに實際目下内地への思惑には、臺灣は今果して如何なる有樣にある乎、土匪騷動は絶へず、聞ゆるに總督府は果して何を爲しつゝある乎と云へる疑念晴れざる矢先きに、四千萬圓の公債と聞きては、一層臺灣に對する掛念を深うするの情なきを得ず。併し總督府を信んぜずとあらば兎に角、苟も主權の一部を割きて、臺灣經營の大任を總督府に委ねたる以上は、總督府に向つて事業經營の效果を督責すると同時に、之れが費用の供給を惜むべからざる道理なれば、其の事業の緩急を調査して該法案に對する斷案を下さざるべからず。而して該法案の條目中、誰れが目にも其の必要を感ずるは鐵道事業にして、之れに對しては何人も異議あらざるべし。余の所見には、鐵道事業の十年計畫なるを寧ろ五年計畫に切り上げて、成るべく其の成功を急ぎ度く思ふ位なり。何れにしても該法案は明日より自由黨の調査に附する積りなるを以て、調査結了の上は黨議にて之れが贊否を決定するならん。

その言ふ所は、幾多の紆餘曲折があるけれども、結論として松田が臺灣事業公債案に贊成であることは、明白であつた。

これで憲政黨の態度はやうやく決つた。

更に憲政本黨に對しては、伯自ら、黨首大隈重信を早稻田に訪ひ、縷々臺灣事業公債案の成行を物語つて後、進步黨をして、公平無私の斷案を下さしむべきことにつき懇願したるところ、大隈は例の通り、悠揚たる態度を以て、先づ國策の根本問題より說き起し、臺灣統治問題についての抱負を披瀝した。それは東京朝日新聞に據れば、次の通りであつた。

臺灣領有以來、既に新條約實施の圈内に之れを置くの方針を執り乍ら、今に於て俄かに鐵道敷設も、基隆の築港も、其の他一切の經營事業を中止し尙、稅法、教育、衞生等總て之を臺灣古來の舊制に復し、所謂法を三章に約して、臺灣の事は唯其の自然の發達に任かし、總督府は土匪の鎭撫を專一の事業と爲せよと云ふは、余が同意せざる所なり。臺灣は南洋の要鎭として、軍事上に、貿易上に、遠く比律賓群島に對峙せざる可からざるのみならず、米國其の他の列强が近く對岸の福建省地方に益々商權を擴張せんとするの意向歴然たるの今日に方りては、臺灣經營の一日も忽諸に附すべからざるは勿論なれば、余は總督府提出の原案六千萬圓とあるを閣議にて四千萬圓に削りたるさへ、聊か遺憾に思ふ位なり。

その說くところ、まさに大隈の面目、躍如たるものがある。しかし政敵桂太郎の言動については、流石の大隈も、黨人として一言なかるべからずと思つたか、同紙の記事は、大隈の談として、さらに續けて次の如く記してゐる。

併し大租權買潰しと築港は著手の順序に緩急あるを以て、兎に角此の際は四千萬圓にて差支へあらざるべしとは思へども、特に怪しむべきは桂陸相を會長に戴き居る臺灣協會が、尙又之れに數百萬圓の減削を加へたるに、桂氏が一言も之れを爭はず、其儘默々に附し去りたるの一事なり。内閣大臣としての桂子爵と臺灣協會員たる桂氏

とは、自ら其の資格に於て差別ありとの考より、同會の勝手決議に一任したるかは知らざれども、苟も其の身内閣大臣として、其の決定したる閣議を自家の統轄する協會の爲めに動かさるゝを見ながら、知らぬ顔をして居るとは、近頃以て奇怪の事と想ふなり。

これで結局、憲政本黨の嚮背も、分明と言つてよかつた。しかし伯は、なほ念のために、臺灣事業公債案そのものに對する憲政本黨の態度を突つこむことを忘れなかつた。それに對する黨首大隈の答は、次の通りであつた。

斯は固より重大なる國家問題なり。決して之れを以て一時の黨略問題に供すべきものにあらず。縱しや政府案にせよ、又政府黨が贊成するにもせよ、進歩黨は此の國家重大の問題を左右する事あるべからず。此の儀は安心あるべし。

この際に於ける伯の三面六臂の活動は、深く朝野の人士を感銘さした。殊に政黨首領は、はじめて後藤新平なる快男子を識ることができた。これがため彼等は、此の好漢の將來必ず中央政界に活躍すべきを察し、頗る期待するところがあつた。

斯くのごとくにして、伯と二大政黨との密接なる關係が始まつたのである。

六、議會通過

如何なる立憲國においても、議會政治といふのは、要するに表面的名辭であつて、その實、大事の決せられるのは、多く議場の外である。殊に憲政布かれて未だ年を經ざる當時の日本においては、然りであつた。從つて憲政黨と憲政

本黨の最高幹部から、上述の如き言質をとつた以上、臺灣事業公債案が、行倒れとなる心配は、まづ無いと言つてよかつた。

しかし右の公債案が、主査會の議に附せられてからは、幾多の經緯があつて、伯は政府委員として、いろ〳〵意地の悪い質問に應答しなければならなかつた。その當時、伯の無遠慮な應酬は、種々の波瀾を生み、また愛嬌をも振り撒いた。

或る議員が執拗に、臺灣に建設せらるべき鐵道について質問した。およそ如何なる徑路で、如何なる町を通過するか說明せよといふのである。すると政府委員たる伯はすぐ立上つて、臺灣の地圖の上に、北は臺北より、南の方臺南まで、無造作に鉛筆をもつて、ずーツと一直線を引いた。

『この通り、鐵道を敷くのであります。』

これには列席の代議士も政府委員も、全く啞然として、それから質問はもう出なくなつた。さうして結局は政府提出案から、更に五百萬圓を削つただけで、臺灣事業公債案は、主査會を通過した。

卽ち査定案は、原案より給水費目を削除し、鐵道敷設費より百二十萬圓、廳舍建築費より二百八十萬圓を削減しただけで、次の通り成立したのである。

總額	三千五百萬圓
內譯	
鐵道敷設費	二千八百八十萬圓
築港費	二百萬圓

土地整理費　三百萬圓
監獄新營費　八十萬圓
廳舍建築費　四十萬圓

更に豫算總會においては竹内正忠、野間五造の兩人から質問があり、後藤政府委員との間に應答があつたが、これまた星亨の贊成によつて、結局主査會の査定通りに、通過するに至つた。

明治三十二年三月二十二日に發布せられたる臺灣事業公債法は、その結果として生れたものであつた。その全文は次の通りである。

第一條　臺灣ニ於テ左ノ事業ニ要スル經費ニ充ツル爲政府ハ三千五百萬圓ヲ限リ公債ヲ募集スルコトヲ得

一　鐵道敷設
二　土地調査
三　築港
四　廳舍建築

第二條　此ノ公債ノ利率ハ一箇年百分ノ五以下トス

第三條　此ノ公債ノ据置年限ハ十箇年以内トシ發行ノ年ヨリ四十五年以内ニ償還ス

第四條　政府ハ特約ニ依リ銀行若ハ債主組合ヲシテ此ノ公債ヲ引受ケシムルコトヲ得

第五條　政府ハ第一條ノ經營ヲ繰替支辨スル爲一箇年以内ノ期限ヲ以テ臺灣銀行ヨリ一時借入金ヲ爲スコトヲ得
此ノ場合ニ於ケル利率ハ政府之ヲ定ム

前項借入金ハ此ノ公債募集ヲ以テ之ヲ償還スルコトヲ得公債募集金ニ依ラスシテ之ヲ償還シタルトキハ其ノ金額ニ相當スル公債ヲ募集セス

第六條　此ノ公債及前條ノ借入金ハ舊一圓銀貨幣ヲ以テ起債スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ公債證書ノ種類ハ政府之ヲ定ム

第七條　此ノ法律ニ規定スルモノノ外ハ明治十九年勅令第六十號整理公債條例ニ依ル

さうしてこの臺灣事業公債案の、主たる趣意とするところは、次の通りであつた。

一、本島縱貫鐵道ノ急施ヲ要スルハ、論ヲ待タズ。是ヨリ先キ臺灣鐵道株式會社ノ起ルニ際シ、之ニ建設ヲ許可セシガ、該會社ハ、今日ニ至ルマデ、成立ノ運ニ至ラズ。到底成立ヲ期スベカラザルガ故ニ、斷然官設ト爲サント欲ス。

二、臺灣島ノ沿岸ハ、良港ニ乏シク、唯々一ノ基隆港アルノミ。然ルニ港面ノ北方ニ面スルヲ以テ、風波ノ時ニハ、巨浪大波、港内ニ侵入シ來ルノミナラズ、港内沙洲多ク、船舶ノ碇繫ニ便ナラズ。之ガ防波堤ヲ築キ、港内ヲ浚渫シ、安全ナル港灣ト爲スハ、本島ノ經濟上、軍備上最モ必要ナリ。

三、本島ノ地籍ハ、光緒十四年、舊政府ニ於テ丈量シタルモノアリト雖モ、其ノ丈量ノ不完全ナリシト、戰亂ノ後ヲ承ケ、簿冊散亂シテ、正確ナルモノナキガ爲メ、今日ニ於テ、完全ナル調査ヲ遂ゲ、之ガ整理ヲ圖ルハ、本島經營上、最モ急施ヲ要スル事業タリ。

この臺灣事業公債案の成立は、新領土の經濟建設の梁柱をなすものであつた。たとへ六千萬圓が三千五百萬圓に減

額されたとはいへ、伯が、あれほど重疊せる反對論を押し切つて、つひにそれを成立せしめたことは、初めて政治の檜舞臺に立てる役者としては、豫想以上の大成功であつた。

今や事を終へて、臺灣に歸らんとす。臺灣には知己たり先輩たる兒玉總督が待つてゐる。伯はそも如何なる感慨をもつて、臺灣に歸り來つたであらうか。また兒玉は如何なる心情をもつて伯を迎へたであらうか。

往時を回顧して、伯は自ら次の如く語つた。

とう／＼三千五百萬圓といふことで通過する事になつたから、臺灣へ歸ることになつて、今日東京を立つといふ日に、兒玉さんは南の方へ巡廻に行つてしまつた。その時の新聞にこんなことが書いてあつたよ。

一六千萬圓の公債は三千五百萬圓に減らされて、それでも大得意で歸つて來る。その面見たくないから兒玉さんは南方に巡廻に行つたのだ。」

と東京の新聞がそんな事を書いて居つた。

當時俺の境遇が察せらるるだらう。ところが臺灣へ歸つて、總督が臺中まで來て泊つた時に、私は臺中まで行きました。東京から一々電報を打つて知らせてあつたから、

一あの電報はうまかつたとか、あれはまづかつたとか、何か言はれるだらう、

と思つて、恐る／＼行つて見たところが、その挨拶がかう言ふんだ。

「君はえらい修業をして來たな。」

それつきりなんだ。これには俺も驚いたよ。

以て快傑兒玉源太郎の面目を髣髴することができる。

七、臺灣は母國の厄介者なりや

臺灣事業公債案は、伯の治臺積極策の眼目であつた。即ち若しこの新領土を、一の國家的企業地と看做すならば、最初これに思ひきつた投資を行ひ、それによつて植民地の經濟機構を近代化して產業を振興し、貧しき島を富める島となし、財政的にまた經濟的に獨立せしむるのみならず、母國に年々の利益を齎らす無限の寶庫にするといふのが、伯の治臺積極策の究竟の目的であつた。

從つて、臺灣の領有が、母國に對して、經濟的に利益なりしや否やの計算は、母國の投資額に對して、植民地の擧げ來つた利益の比率が、これを決定するのである。

伯はすでにこの計算を、明治三十五年度末において發表し、「臺灣の領有は母國の厄介者なりや」に關する、世評の蒙を啓かんと試みた。その趣旨を簡單に說明すれば、次の如くである。

先づ新領土の經濟的經營費として、わが臺灣領有以來、明治三十五年度までに使用した行政費を計算して見ると、總額は一億一千八百三十八萬圓となる。外に軍事費九千五萬圓を加ふれば、二億八百四十三萬圓である。

これが新領土經營費の總額である。

然るにこの一億一千八百三十八萬圓のうち、七千百三十三萬圓は、臺灣自體が、租稅その他によつて擧げたる歲入である。その年度割は次の通りである。

	歳入總額	國税	地方税
	萬圓	萬圓	萬圓
明治二十九年度	二七一	—	—
同 三十年度	五三二	—	—
同 三十一年度	八二五	七五〇	七五
同 三十二年度	一、一七五	一、〇一六	一五九
同 三十三年度	一、四九〇	一、三〇七	一八三
同 三十四年度	一、三八〇	一、一七二	二〇八
同 三十五年度	一、四六〇	一、二六五	一九五
合計	七、一三三	—	—

この臺灣自體から擧げた歳入七千百三十三萬圓は、母國の投資にかかるものでない。故に行政費總額一億一千八百三十八萬圓より、これを控除すれば、四千七百五萬圓となる。

然るにその他に、明治三十五年度までに使用する臺灣事業公債金、千九百七十四萬圓がある。その內譯は次の通りである。

	萬圓
鐵道	一、二五〇
土地調査	三六〇
築港	二四四
官舍	四〇
監獄署	八〇
合計	一、九七四

この事業公債金もまた、元利とも、臺灣自體の財政のうちから銷却するものであるから、何等母國の厄介にはなら

ない。從つてこれをも控除すれば、次の如き計算となる。

總督府歳出總額	一一、八三八萬圓
内　臺灣歳入	七、一三三
公債金	一、九七四
差引	二、七三一

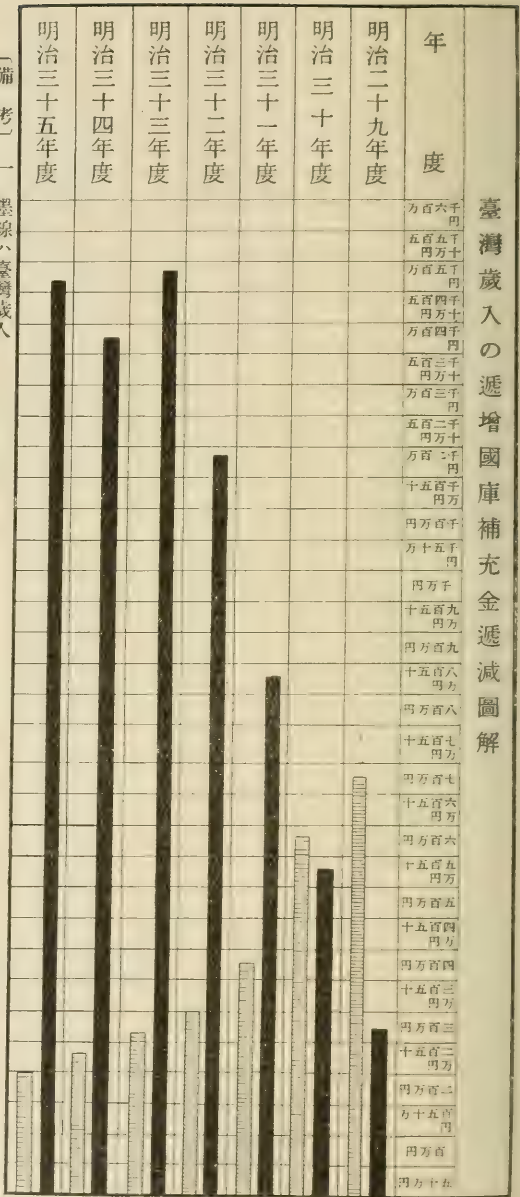
差引僅か二千七百三十一萬圓が、明治二十九年より三十五年に至る七年間における國庫補充金、即ち純粹の治臺投資額と認むべきものとなる。その年度割は次の通りである。

明治二十九年度	六九四萬圓
同　三十年度	五九六
同　三十一年度	三九八
同　三十二年度	三〇〇
同　三十三年度	二六〇
同　三十四年度	二三八
同　三十五年度	二四五
國庫補充金總額	二、七三一

見るべし、臺灣自體の歳入が、年々非常の勢ひを以て增進するに對して、國庫より受くる補充金が、年々著しく減少して、次第に影をひそめつつあることを。

これは臺灣の經濟そのものが、累年急激に發展しつつあると共に、その財政が、早くも獨立の形勢を現はしてゐることを物語るものである。伯は、これを直截に、次の圖解を以て示した。

臺灣歳入の遞增國庫補充金遞減圖解



〔備考〕一 墨線ハ臺灣歳入
　　　　一 ▯線ハ國庫補充金

さて明治三十五年度における臺灣自體の歳入豫算額は、上記の如く國税千二百六十五萬圓、地方税百九十五萬圓、合計千四百六十萬圓であるから、これを純粋投資額たる國庫補充金の總額二千七百三十一萬圓に比例すれば、五割三分餘に當る。また行政費軍事費の總額二億八百四十三萬圓のうちから、臺灣歳入七千百三十三萬圓を控除した殘額一億三千七百十萬圓に比例すれば、一割六厘に當る計算である。

また臺灣領有以來、鐵道、築港、電信の建設その他の營繕土木工事に使用した積極的事業費は三千二百三十五萬圓

であつて、このうち臺灣自體が元利を支拂ふ公債金千九百七十四萬圓を控除すれば、殘額は千二百六十一萬圓となる。そこでこの殘額を、國庫補充金總額二千七百三十一萬圓から控除すれば、母國の厄介になつた純粹の行政費といふものは、七年間に僅か千四百七十萬圓に過ぎないことになる。

さて臺灣領有の結果、帝國國民の享有する經濟的利益を測定する眞正の標準の尺度は、新領土の母國に對する移出入貿易額の增進に求めなければならぬ。それは次表の如く、非常な勢ひで躍進した。

	移入	移出	總額
	萬圓	萬圓	萬圓
明治三十年	三七四	二一一	五八五
同　三十一年	四二八	四二〇	八四八
同　三十二年	八〇二	三七八	一、一八〇
同　三十三年	八四五	四六八	一、三一三
同　三十四年	八七八	八五三	一、七三一
同　三十五年	八五五	九〇七	一、七六二
合計	四、一八二	三、二三七	七、四一九

しかしこの貿易額は、單に著大なものだけに就いて稅關が調査したものであるから、この外少なくとも二割の調査洩れがあるものと、總督府は推算した。故にこれを加へて推算すれば、內地との移出入貿易總額は、八千九百四萬圓となる。

然るに總督府の推定によると、總額八千九百四萬圓の一割五分は、母國國民の收得した利益と認められた。これを金額に直すと、一千三百三十五萬圓となる。

この他に、樟腦の利益がある。これまで殆ど廢絕に瀕してゐた內地の樟腦の生產は、臺灣において樟腦專賣法を實

施した結果、漸くにして回復の兆を現はし、樟腦價格も專賣以前に比して增進したことは、次節に述ぶる通りであるが、このために、內地の國民が收得した利益は、次の如く計算することができる。

明治三十二年	万円 六
同　三十三年	五四
同　三十四年	五六
同　三十五年	六九
合　計	一八五

かくして母國との移出入貿易による利益一千三百三十五萬圓と、樟腦專賣による利益百八十五萬圓とを加ふれば、母國國民の收得した利益は一千五百二十萬圓となる。

さて前述の國庫補充金總額二千七百三十一萬圓を、新領土に對する純粹投資額と假定する時は、投下資本に對する利益率は實に五割五分に當る計算となる。假に臺灣經營を一の商事會社と看做しても、創立以來七年にして、年五割五分の純益は、相當の成績といふべきではないか。

誰れか臺灣を以て、母國の厄介者なりと言ひ得るや。

さらにこれを明治三十五年度だけに就いて見れば、國庫補充金の二百四十五萬圓に對し、貿易上及び樟腦價格上の母國國民の利益は、三百三十三萬圓であるから、補充金より利益の多きこと八十八萬圓にして、すなはち三割六步にあたる。

以て臺灣の財政は、既に獨立せるものと言ふを得べきであらう。これを統計的數字を以て示せば、次の通りになる。

年度	國庫補充金額	貿易及專賣制度ノ爲内地ノ得タル利益	補充金ニ對シ貿易利益ノ過不足（×印不足）
自二十九年度至三十年度	千貳百九拾萬圓	八拾八萬圓	×千貳百貳萬圓
三十一年度	參百九拾八萬圓	百貳拾七萬圓	×貳百七拾壹萬圓
三十二年度	參百萬圓	百八拾參萬圓	×百拾七萬圓
三十三年度	貳百六拾萬圓	貳百五拾壹萬圓	×九萬圓
三十四年度	貳百參拾八萬圓	參百拾五萬圓	七拾七萬圓
三十五年度	貳百四拾五萬圓	參百參拾參萬圓	八拾八萬圓

以上が臺灣の、もはや母國の厄介者にあらざる所以を明かにせんがために、明治三十五年度末に、伯が發表せる報告の大要である。

八、第二期計畫

伯が新領土經營を經濟的に觀察し、臺灣に對する國庫補助金を一の投資と假定して、これより生じたる利益を計算し、これを印刷公表したのは、單にその治績を世に誇つて、自ら快を貪らんがためではなかつた。それは更に第二段の積極政策を實現するについての、準備工作に過ぎなかつたのである。

最初六千萬圓にて計畫せられたる臺灣事業公債案が、中央政府において四千萬圓に、さらに帝國議會において三千五百萬圓に減額されたことは、既に述べた通りである。しかも伯がこの減額に屈したのには、理由があつた。『なアに、最初は四千萬圓でも、三千萬圓でも、とにかく公債案を通過させて、事業に著手しさへすればいい。その間に新領土の經濟的治績を擧げ、この通りだと實績を見せつければ、第二期、第三期計畫によつて、五千萬圓にも六

千萬圓にも、増額させることは容易である。』

かうした肚があつたからである。現に公債額を四千萬圓に減額するの件につき、山縣内閣と交渉中、伯は兒玉總督から、明治三十二年二月四日午前十時發の次の祕電を受けてゐた。

事業公債ノ件ハ當分、築港費一千萬圓ノ中八百萬圓ト、大租買收費一千二百萬圓ヲ減ジ置キ、先以テ四千萬圓ト減定シ、更ニ三十五年度ニ於テ、殘額二千萬圓ヲ募集シ、築港事業ヲ繼續シ、及大租權ヲ買收スルノ意味ナラバ差支ナシ。一日モ速ニ議會ニ提出スルヲ望ム。

その意味で承諾したる減額であつた。またその積りで、鋭意進捗させたる事業であつた。而して今や新領土の經濟的治績の擧れること、かくの如し。第二期計畫を遂行することは、寧ろ當然の權利ではないか。否、それは事業の進行上、殆ど絶對的必要であつたのである。

かくして第二期計畫は成つた。そしてこの時、伯の提出せる意見書は、次の通りであつた。

今ヤ臺灣統治ハ所謂三大事業

縱貫鐵道

築　港

土地調査

ト三大專賣法

阿片專賣

樟腦專賣

食鹽專賣

トノ上ニ建立セラレ居レリ。而シテ三大事業ノ財源ハ、臨時歳入ノ特別事業費、即チ臺灣事業公債ニ取リ、三大專賣法ハ經常歳入ニ取リ、將來此專賣法ノ純益ハ、土地調査完成ノ上、大租整理ノ歳入ト相須テ、事業公債ノ元利償却ヲ遂行シ、更ニ糖業改善並茶業改善ノ業ヲ積ミ、道路並疏水開通ノ利ヲ興シ、以テ拓殖南進ノ功程ニ上ラントスルノ大計内ニ立テ、大略外ニ定ムルモノニシテ、現總督就任以來已ニ四年、其間漸ク母國ヨリ注入シタル資金ノ利益ヲ生シ、特別會計整理ノ實ヲ擧クルニ至ル。然ルニ三十四年度及三十五年度ニ渉ル母國財政ノ影響新版圖ニ及ヒ、將ニ前述ノ政策ニ蹉跌ヲ來サントス。是レ獨リ臺灣ノ不幸ニ止マラス、母國ノ不幸、否帝國ノ面目ヲ失ハシムルモノナリ。故ニ余ハ、成ルヘク新版圖ヲシテ母國財政變動ノ外ニ置カンコトヲ企望シ、之レカ爲ニ、

第一　母國ハ公債募集ヲ中止スルモ、新版圖ノ經營事業ハ公債ニ依リテ遂行セシムル事。

第二、母國臣民ノ經濟ノ理ニ通シ、利害ニ明カナルモノト、新版圖未開ノ臣民トヲ同視シ、往々聞クカ如ク、各省消極的整理ト權衡トヲ論據トシ、臺灣統治ノ政策ヲモ之ト一律ノ下ニ規定セントスルカ如キハ、母子兩國ノ爲ニ不得策ナル事。

第三、新版圖ノ公債ハ英國ノ印度ニ於ケルカ如ク、母子兩國間ノ別ヲ明カニシ、公債ノ條件、利率ノ比準ヲ異ニシ、數理ノ許ス範圍内ニ於テ便宜ヲ與フレハ、企業ノ財源ヲ得ルニ難カラサル事。

第四、臺灣ノ事業公債ハ、勿論從前ノ如ク、臺灣歳入ヲ以テ元利償却セシムルヲ以テ本體トシ、必要ノ場合ニハ大藏大臣ハ公債募集ノ如キモ、總督ニ委任ノ制ニ定ムルトキハ、公債ノ募集モ決シテ難事ニアラサル事。

第五、大藏大臣並議會カ、臺灣銀行ニ與フル便宜ニヨリ、安全ニ同銀行ハ總督府ニ數百萬圓ノ貸上金ヲ爲シ得ル事。

第六、臺灣拓殖ノ爲メニ、別ニ勸業銀行ヲ設クルカ、又ハ現在ノ勸業銀行支店ヲ設クルカ、或ハ又臺灣銀行ニ對シ、特別ノ監督方法ヲ設ケテ勸業債券ヲ發行シ、長期貸付ヲ許可シ、糖業改善其他臺灣殖産上ノ資ヲ供給セシムルノ道ヲ講スル事。

以上ノ方案ニヨリ、財源ノ得ラルヽ範圍内ニ於テ、第一ハ第十三議會協賛豫定ノ年割額繰上ヲ許スヘキ事。即チ

三十四年度追加豫算縱貫鐵道費繰上ノ分金百五十萬圓。

三十五年度追加豫算（第十三議會協賛年割額ノ外）縱貫鐵道費繰上ノ分金三百萬圓或ハ二百五十萬圓（財源ノ都合ニヨリ）。

尚ホ四十年度ヨリ四十二年度迄ノ年割ヲ、三十六年度ヨリ三十八年度迄ニ繰上クルトキハ、今後三年ヲ出スシテ、豫定費額内ニ於テ、縱貫鐵道竣工スヘシ。否ラサレハ今後七年ノ後チニアラサレハ竣工セス。隨テ交通殖產ノ擧カラサルモ亦タ辨ヲ竢タサルナリ。

此第二期公債ノ提出ヲ本議會ニ見ルコト能ハサルトキハ、

土地調査

基隆築港

ノ二大事業ハ、三十五年ニ於テ全ク中止セサルヲ得ス。加之

土地調査

ハ元來三百萬圓ノ公債支辨事業ニシテ、五年間ニ了ルヘキモノナルニ、當初ノ計畫ヨリ今日迄進行ノ結果、即チ元宜蘭廳元臺北縣管内ニ於ケル、已ニ實行ノ成績ニヨレハ、七割以上地籍ノ增加ヲ見ル。是レ三百萬圓ニテ、豫定年限内ニ事業ヲ完了スルコト能ハサル原因ノ主ナルモノナリ。而シテ之レカ爲メニ要スル金額ハ

金二百四拾萬圓

ニシテ、三十五年度ノ年割額ハ

金六拾萬圓

トス。若シ不幸ニシテ此事業ノ中止ヲ見ルニ至ルトキハ、來ル三十七年度ヨリ、大租權整理ノ結果トシテ收入スヘキ百萬圓、並三十八年度以降年々二百萬圓ノ歲入ヲ失ヒ、第十三議會ニ於テ協贊ヲ經タル事業公債、三千五百萬圓ニ對スル、元利償却ノ財源ヲ失フニ到ルヘシ。是レ大ニ注意ヲ要スヘキコトタリ。

基隆築港

ハ當初事業公債一千萬圓ノ豫算中、先ツ二百萬圓ヲ支出シ、浚渫ニ著手スルコトトセリ。然ルニ昨年浚渫船二艘、共ニ英國ヨリ廻航ノ際破船シテ漸ク本年十月迄ニ廻航シ來リ昨今運轉ヲ開始シタリ。而シテ三十五年度ニハ僅カニ五萬圓ヲ餘スノミナ

ルカ故ニ、目下英國ニテ注文中ノ一艘ヲ加エ到底三艘ノ浚渫船ノ運轉費ニ充ルニ足ラス。依テ第二期公債ヲ提出シ、此金額ヲ

金一千三百七拾餘萬圓

此内三十五年度ノ年割額

金六拾萬圓

ノ協賛ヲ經ルニアラサレハ、到底此計畫ヲ實行スルコト能ハス。

其他大租權整理費金一千二百萬圓、打狗淡水築港費金六百拾萬圓、道路修築費金二百十九萬圓、合計

二千二十九萬圓

ハ强テ本年ニ於テ提出セサルヘカラサルモノニアラス。

九、兒玉總督の大活躍

後藤民政長官が、この第二期計畫を提げて、兒玉總督と共に、再び活躍を開始したのは、明治三十五年であつた。その活動の實情を理解するには、まづ當時の政界の情勢を一瞥しなければならぬ。

顧みれば伊藤博文が、政友會內閣を組織したのは、明治三十三年十月。この十二月から兒玉は、臺灣總督を以て陸軍大臣を兼ねてゐた。この伊藤內閣は三十四年五月に倒れ、六月二日に桂少壯內閣は組織せられたが、兒玉は依然陸軍大臣として留任した。そして翌三十五年三月に至り、初めて兼職を解いて陸相の任を寺內中將にゆづり、再び總督專任となつた。

その暮の議會、卽ち第十七議會こそは、問題の第二期計畫を實現せしむべき、重大な時期であつたのである。しか

もその議會は、桂内閣にとつても、また重大な難關であつた。伊藤内閣は倒れたりと雖も、それは閣僚不統一の結果であつて、議會に於ける政友會の勢力は、依然として絕對的であつた。しかも此の議會に於いて、桂内閣は、海軍擴張と地租增徵繼續の二案を提出し、議院内の多數と戰はねばならなかつた。故に内閣においても、奔走大いに努むる所があつたが、交涉は遂に不調となり、桂内閣はつひに議會を解散せざるを得ざる羽目になつた。

かくて臺灣事業第二期計畫案は、第十八議會、卽ち明治三十六年五月の臨時議會において、その運命を決することとなつたのである。

翻へつて總選擧の形勢を見るに、政友會は依然として絕對多數を占め、その勝ち誇つた勢ひを以て、臨時議會に臨みたるを以て、桂少壯内閣の運命は、まさに風前の燈の感があつた。加ふるに東亞の風雲は愈々急にして、海軍擴張の必要は一日を緩うすべからざるの情勢であつたから、桂内閣は、その存在の上からも、また國家の大策の上からも、必死的氣組を以て、時局の展開を計らねばならぬ立場に置かれた。

この桂内閣の窮境を眺めつつ、遙かに臺灣島より、第二期計畫案を提げて來つたのが、兒玉總督と後藤民政長官との兩人であつた。

彼等は今、何を爲さんとするのであるか。

兒玉總督と後藤民政長官とは、その特殊の政治的地位を利用して、桂内閣と政友會の間を調停し、大にしては國事の急を救ふと共に、小にしては、延いて第二期計畫の實現を圖らんと試みたのである。その當時を回顧して、總督秘書官横澤次郎は、次の如く語つてゐる。

將軍は是等の形勢を觀、兩者の間を調停して國事に盡さんものと、自ら進んで身を渦中に投じたのであつた。而して將軍は桂とは兄弟も啻ならぬ親密な間柄であり、伊藤公とは嘗て其の下に陸相たりし關係上、倔強なる調停役であつたのである。而して桂首相、伊藤公、山縣、井上諸元老間に來往して意志疏通に全力を傾けたが、偶〻明治三十六年四月十日には神戸に觀艦式があり、同二十日には大阪勸業博覽會があつて、政界の諸星、陛下の行幸に扈從して京阪に集中したので、將軍は此の機を逸せず妥協の成立に盡力された。當時伊藤公は大阪茶臼山の別莊に在り、山縣公は京都の無鄰庵に、桂首相は土佐堀芳川に、兒玉將軍は今橋通りの知人田邊方に投宿し、盛んに茶臼山と京都とを往來し、伊・山兩公の意も大いに和らいだので伊藤、桂の會見となり、將軍の目的通り妥協の成立を告ぐるに至つた。

桂首相と伊藤政友會總裁との間に妥協の成立した時は、丁度大阪勸業博覽會の開かれる前一日であつた。一方は大政翼贊の重任に膺り、他は大政黨の頭首と仰がれて居る事とて、此の妥協の成立を見る迄は一通りの氣苦勞ではなかつた。夫れが解決した時は桂さんも兒玉さんも心から嬉しかつたと見えて、恰かも戰爭に打勝つた凱旋將軍の意氣込みで、大阪築港の竹式樓で、二人で所謂底拔け騷ぎを遣られた。恰かも長州から隊伍に加はつて、當初上洛した書生時代の若さに返つて、飲むは騷ぐはで、昔流行つた長州武士の奇拔な流行唄やら、書生踊りやらで大賑ひであつた。座に聘んだ藝者が又何れも三十年來知己の老妓のみ、富田屋のおコウぢやとか、此の間死んだ勤王藝者の君尾なども、當夜座に侍つた一人であつた。やがて後藤長官も遣つて來られる。折柄山縣公も亦大阪藤田の別莊に來て居られるといふ情報があつて、其の夜京都に歸られるといふのを强要して同席を願ふといふ

事になつて、興味は更に深くなつた。

桂内閣が、明治三十六年の臨時議會を、無事に通過することができたのは、この妥協の結果であつた。

それと同時に、臺灣事業の第二期計畫の實現も、漸く目鼻がついたと思はれた。蓋し兒玉、後藤の兩人が、かくまで奔走勸説したのは、前述せる如く、一は國家の大事一日も忽せにすべからずとの考へからであつたと同時に、又臺灣を想ふの一念より、第二期計畫を臨時議會において通過せしめんとの熱望に出でたのである。

然るに意外にも、事は九分九厘まで運んで、その最後の瞬間に、思ひもかけぬ挫折を見るに至つた。

一〇、波瀾起伏

然らば挫折は、何處より來りしかと言ふに、その火元は政友會内部にあつた。卽ち桂、伊藤の妥協に快からぬ政友會の一味は、その腹癒せとして、臺灣事業費の方に當つて來たのである。そしてその反響が、政友會總裁伊藤博文の豹變となつて現はれたのである。

その消息は、當時の新聞（臺灣日日新報、明三六・五・二九）が次の如く傳へてゐる。

兒玉總督は、昨夜伊藤侯を大磯に訪問して懇談する處あり。右は今回主査會に於て臺灣鐵道、築港全部、製鐵所創立、電話擴張、警視廳新築、教科書全部を削除することに決した事によるものにして、元來臺灣費は、最初より妥協の相談中に含まれ、桂首相と伊藤侯との約諾には、原敬氏の如きも加はり居りたることなれば、伊藤侯も其の通過の爲めには盡力するならん。政友會にては、是等の削除を以て妥協の腹癒せと爲すに過ぎざれば、決議

案若くは其の他の方法にて慰むることを得ば、大部分は通過すべし。併し臺灣鐵道か築港の中にて、多少の節減を蒙るならんと云ふ。

しかし新聞のこの觀測は當らなかつた。何となれば、伊藤の態度は、案外にも强硬にして、固く反對說を執つて動かなかつたからである。その經緯を、橫澤祕書は、前掲の談話に續いて、次の如く語つた。

ところが五月に至つて臨時議會を開く段取りとなり、臺灣事業繼續案を提出しようとしたが、折角大磯滄浪閣を出で、帝國ホテルに陣取つて居た伊藤公は固く執つて聞かぬ。臨時議會に斯る性質のものを議すべきに非ず、是れ憲法の精神に背くといふのである。併し事實に於いては基隆第一期事業費は使ひ切つて其の儘一年を放棄するときは既設の工事も滅茶々々となるのである。事實は如何ともする事が出來ぬ。そこで當初は後藤長官をして奔走せしめたが、終に自ら伊藤公に會見して、去就を決するといふ場合となり、帝國ホテルに訪問した結果は、伊藤公も國家憲法の爲めとあつて頑として肯かぬ。遂に談判不調に終つたが、此の時兒玉將軍は伊藤公に向つて其の志を述べ、今後政治上の問題に於いては再び閣下と見ざる可しと激語して歸られたとの事であつた。

然らばその間、後藤民政長官は、何をしてゐたのであるか。

彼はその以前から、兒玉總督と手を分けて、第二期計畫の復活に、奔走努力してゐた。兒玉と後藤との活動舞臺は、その性格によつて自ら異るけれども、それだけ二人が氣を揃へて活躍すれば、より效果的な場合があつた。そして後藤長官は、伊藤總裁と兒玉總督との會見の結果が、つひにかかる破裂に至りはしないかと言ふ豫感を、夙くから持つてゐた。故に兒玉、伊藤の會見の節は、自らも帝國ホテルの一室に頑張つて、結果如何にと待ち構へてゐたのであつ

たが、果して結果は談判決裂であつた。如何にすべきや。ここにおいて伯は更に勇を鼓して、第二の活動に移らなければならなくなつた。それは横澤の續いて語るところによれば、次の通りであつた。

將軍の談判は不調となつたので、當春以來政府と政黨との妥協に盡力された將軍の立場は、甚だ以て氣の毒なものとなつた。當時此の間の消息に通ずる新聞紙など、兒玉將軍に同情を表した記事もあつた位であるが、當日僕は議會の政府委員室に居ると、後藤長官が來られて、

「横澤、君は直ぐ總督邸に行け」

とのことで、僕は命を領して出發せんとしたが、後藤長官も、

「自分も桂首相を尋ねて追ひかけて行くから。」

との事であつた。僕は藥王寺町の邸に伺つて見ると、此の時に將軍は、書齋に閉ぢ込んで居られて、事志と違つた口惜しさに、悄然として涙を流して居られた。斯くなる上は是非に及ばず、總督の職を一擲するの外なしと決心せられたのである。

兒玉がこの際、辭職を決意したのは、事情まことに同情すべきものがあつた。しかし總督が辭職すれば、民政長官もそれに殉ずべきは、火を睹るよりも瞭かであつた。

それでは折角ここまで漕ぎつけた臺灣の事業計畫はどうなるか。ここは是が非でも、第二期計畫だけは、實現させなければならぬとは、伯の最初からの堅い決心であつた。その決意について、當時總督府土木局經理課長たりし今井周三郎が、次の如く回顧してゐる。

明治三十六年議會の時、築港と鐵道の費目だけは復活させると云ふ約束でありましたが、遂に築港費は否決になるといふので、築港に關する意見書を私が書いて出したのでしたが、伯は、

「議會が解散になるか、政府がブチ壊れるか、どちらでもよい。お前等は心配するな。假令案が否決になつても、お前等の月給は出してやるから、安心して居れ。」

と笑はれました。それでも其の時の意見書に「今まで國旗を掲げて、盛に港内の浚渫をして居た船から、豫算不成立とは云ひながら、急に國旗をおろして繋船すると云ふことになつたら、築港の出來る出來ぬの問題より、臺灣統治上の威信問題だ」と云ふことを書いたら大變にお氣に入りました。

今の齋藤首相があの當時海軍次官でありましたが、伯に對して種々同情して吳れまして、蔭になり日向になり世話したものです。基隆築港事業に就いても餘程內助されたやうでした。

たとへ案は否決になつても心配するな、といふところに、伯の堅い決意が仄見える。

そこで兒玉總督が辭職を決心するや、伯は直ちに走つて桂首相を訪ね、首相より代償の言質をとつた上、總督の慰留に盡力したのであつた。その經緯は、橫澤の續けて語るところによれば、次の通りである。

桂首相を訪問した後藤長官が、首相の苦心を物語つて、兒玉將軍を慰撫すべき懇命を受けたことを告げ、基隆築港費は第二期計畫決定まで豫備費四十萬圓を支出すべく、之れを以て消極的に工事を維持すべしと決定せること、國家大事の場合愼重に事を處せられたしとの懇望を告げた。將軍も、桂首相の苦衷を諒として、不快ながらも忍ぶべきを忍ぶの決心をさせられて歸任せられたのである。

かくして臺灣事業は、曲りなりにも繼續することができた。さうして明治三十七年四月には、臺灣事業公債法は改正され、第一の起債總額「三千五百萬圓」が「四千百萬圓」となり、この公債の支辨事業のなかに「大租權整理」の一項が加へられ、更に明治四十一年には、起債總額が「七千三百五十萬圓」に改められ、公債支辨事業にもまた「水利事業」の一項が追加された。

二、臺灣銀行の設立

凡そ未開の經濟社會を發達せしめるには、二つの要件がある。一は交通運輸の機關を充實せしむること、他は金融機關を整備することである。

臺灣事業公債案の內容が、そのいはゆる三大事業のうち、二つまでも、鐵道と築港とであつたのは、第一の理由に基くものであつた。しかも第二の金融機關の整備もまた、臺灣事業公債案の實現を成功せしむるには、重大な關係があつた。何故となれば、確乎たる金融機關の存立なくして、かかる巨額の公債を募集することは、事實において不可能であるからである。現に臺灣事業公債法が公布せられた時、初年度割の三百二十一萬餘圓は、經濟界の實情に鑑みて公募を見合せ、臺灣銀行の借入金によつて辻褄を合せたのであつた。また次年度からの公債募集についても、公募によらずして、多くは臺灣銀行の引受によつたことは、次項に述べる通りである。

若しこの時、臺灣の金融機關が、昔日の亂脈を續けてゐたならば、事業公債案いかに優秀なりとも、斯く容易に實現し得なかつたであらう。

故に伯が民政局長として新領土に赴任した時から、經綸の一つとして、金融機關の整備といふことは、その胸宇のなかに、深く藏されてゐた。金融機關こそは、資本主義經濟の動脈であり、その指導標である。貿易が國旗に從ふごとく、産業の發達は金融機關に從ふ。しかも新領土金融機關の樞軸となるべきものは、その中央銀行たる臺灣銀行である。

かるが故に伯は、臺灣に赴任してより半歳の後、七月三十一日附を以て、次の書信を添田大藏次官に發し、臺灣銀行の急速なる設立を督促するところがあつた。

一、本島貨幣ノ甚ダ錯雜セルコトハ御承知ノ通ニ有之、今日民間ニ流通セルモノハ、舊來島民ノ受授セシ各種「チヤツプト・ダラー」ヲ初メ、兌換券アリ、銀行紙幣アリ、極印付圓銀アリ、無傷圓銀アリ、補助貨ニテハ、帝國補助貨ノ各種ハ勿論、福建、廣東、香港等ノ造幣局、及本島機器局ニ於テ鑄造シタルモノ等十數種アリ。其他官錢アリ、私錢アリ、其種類枚擧ニ遑アラズ。二三ノ錢舖及外商ハ、土民ノ無智ナルヲ奇貨トシ、其間各自任意ノ相場ヲ立テ、民間ノ經濟ヲ紊ルノミナラズ、常ニ粗惡ノ「チヤツプト・ダラー」又ハ政府ガ當地ノ相場ニ比シ低價ニテ香港ニ賣出シタル極印付圓銀ヲ輸入シ來リ、兌換券ヲ買收シテ不當ノ利得ヲ占ムルコトハ、本島割讓以來貨紙幣輸出入統計表ノ上ニ於テ、兌換券ノ輸出超過額ハ五百餘萬圓ノ巨額ニ上ルヲ見ルモ明白ニ有之候。而シテ本島ト對岸各地トノ貿易年額ハ少クモ二千五百萬圓ヲ下ラザルノ實況ナルモ、今日ニ於テハ金融機關トシテ依賴スベキモノナク、其大部分ハ正貨輸送ニ依リテ取引ヲ結濟スルノ狀況ナルヲ以テ、其間ニ立チ惡貨ヲ輸入シ良貨ヲ輸出シ、貿易以外ニ不當ノ利ヲ占ムルハ、經濟思想ノ發達セザル本島人ヲ對手トシテ、極メテ行ヒ易キコトニ屬シ候。之ヲ傍觀スルハ、本島經營ノ局ニ當ル者ノ忍ブ能ハザル所タルハ申ス迄モナキコトト存候。

二、貿易上、一方ニ於テ對岸各地ニ對スル本島在來ノ關係ト、一方ニ於テ將來日ニ月ニ密接ス可ク、又密接セシムルヲ要スル帝國本土ニ對スル關係トニ鑑ミ、本島ハ貨幣ノ單位ニ據リ、實際ニハ時價ヲ以テ圓銀ヲ流通セシムルコトニ決定シ、既ニ其律

令モ御裁下ヲ仰キ置候折柄、此制度ノ圓滑ナル運用ヲ見ルハ、一ニ有力ナル金融機關ノ働ニ依賴セザルベカラザルコトト存候。且ツ貴省主務局ニ於テハ、將來兌換券ハ回送セザルノ方針ヲ採ラルルコトニ内定セルヤニ傳承セリ。内地ヨリノ回送其ノ途ヲ絶チ、對岸ヘ流出スルコト前述ノ如クナルニ於テハ、島内復タ兌換券ヲ見ルコト能ハザルノ日來ルベキハ遠カラザルコトト存候。紙幣及兌換券ノ便利ニ慣レタル在臺ノ本邦人ガ、日常受授ノ上ニ於テ訴フベキ不便ノ聲ト、全ク通信運搬ノ便ヲ缺ケルノミナラズ、土賊ノ出沒未ダ其跡ヲ絶タザル本島内部ノ回送ニ就テ起ルベキ困難ト危險トハ、今日ヨリ想像スルニ難カラズ候。圓銀ヲ流通シ兌換券ヲ注入セザル政策ヲ取ルト同時ニ、一覽拂ノ手形ヲ發行シテ其不便ヲ救フノ極メテ必要ナルハ、多言ヲ要セザルコトト存候。

三、卑職著任以來茲ニ殆ド半歳、本邦ノ商工業者ガ島内ノ事業ニ對スル關係ノ消長ハ、特ニ注意ヲ怠ラザリシ所ニシテ、爾來熟ラ其趨勢ヲ觀ルニ、腦業、茶業又ハ鑛業等ニ從事シ、將來ニ囑望セシ者ニシテ、近來往々蹉跌ノ不幸ヲ見、或ハ其規模ヲ縮小スル者アリ。或ハ全ク絶望シテ本島ヲ去ル者アリ。近來甚ダ萎靡不振ノ狀況ヲ呈シ、今ニシテ之ニ處スルノ道ヲ講ゼザレバ、漸ク萌芽ヲ出シタル本邦人ノ企業ハ、全ク枯死スルニ至ルノ恐ナキニアラス。其原因ハ、起業者ガ深ク本島ノ事情ヲ究メズ、輕擧ニ流レタルガ如キ、又ハ自ラ其力ヲ計ラズ、過大ノ計畫ヲ爲シテ中途ニ挫折シタルガ如キ、又ハ内地ニ於ケル金融逼迫ノ影響ヲ受ケテ、事業ノ齟齬ヲ來シタルガ如キ、種々アリト雖モ、今日本島ニ於テ依ルベキノ金融機關ナキコトモ、亦其重ナル原因ノ一ナルコトハ疑ヲ容レズ候。今ヤ現總督著任以來、一方ニ於テハ行政機關ノ組織ニ刷新ヲ加ヘ、一方ニ於テハ軍隊ノ配置ヲ改メ、官紀ヲ振肅シ、匪賊ノ跳梁ヲ抑ヘ、茲ニ漸ク新領土經營ノ緒ニ就カントスルニ方リ、商工業者ノ後援トナリテ、其事業ヲ伸張セシムルニ足ルベキ、金融機關ノ設備未ダ成ラザルハ、深ク遺憾トスル所ニシテ、此點ヨリ見ルモ、臺灣銀行ノ設立ハ一日モ速ナランコトヲ切望シテ止マザル次第ニ有之候。

四、本島ニモ改正條約施行ニ決定ノ結果、新法典モ實施ト相成候折柄巧ニ法令ノ覊束ヲ受ケ、其規定ヲ遵由スル假面ノ下ニ、似而非ナル一二ノ銀行開設ヲ企ツル者モ有之様子ニ候。

有等ノ如キモノハ、行政上出來得ベキ丈ケノ取締ヲ施シ、危險ヲ豫防スル積ニハ有之候得共、全ク金融機關ノ設備ヲ缺キ、（中

立銀行支店アレトモ近來整理ノ一方ニ傾キ進ンデ事ヲ爲サズ、商工業者ノミナラズ、一己人ニ至ルマデ、其不便ヲ訴ヘ居候目下ノ狀況ニ於テ、成規ノ手續ヲ具備シテ設立ノ認可ヲ申請シ來ルニ於テハ、無碍ニ却下スルヲ得ザルノ事情モ無之ニアラズ、一旦認可ノ上、萬一從來本島ニ於ケル內地人ノ他ノ企業ト運命ヲ等シクスルガ如キ事アルニ於テハ、將來眞正ナル信用事業ノ發達ニ少カラザル妨害ヲ與フルハ明白ニテ、實ニ寒心ニ堪ヘザル次第ニ有之候。此點ヨリ見ルモ、亦臺灣銀行ノ開設ハ一日モ速カナランコトヲ切望シテ止マザル儀ニ御座候。

五、御承知ノ通リ、本島地方稅規則モ既ニ發布セラレ、本年十月以降實施ノ豫定ニテ、目下其準備中ニ有之候。然ルニ內地ト異リ、各地ニ現金取扱ヲ委托スベキ銀行家ナキヲ以テ、本支金庫ニ於テ、一種ノ雜部保管金トシテ取扱フノ特例ヲ開カレンコトヲ稟議致置候。未ダ其御指令ニ接セズ候得共、本議ハ實ニ止ムヲ得ザルニ出デ候事故、幸ニ事情御推察ノ上、成ルベク速ニ許可相成候樣、御盡力ヲ煩度候。臺灣銀行成立ノ上ハ、如斯異例ノ取扱ヲ乞ハザルモ差支ナキニ至ルベキコトニテ、是亦其成立ヲ急グ理由ノ一ニ有之候。

六、事務ノ熱心ナル經營ト圓滑ナル進捗トハ、位置ノ不動ナル所ニ見ルヲ得ベキコトハ申ス迄モ無之儀ト存候。現在金庫員ガ臺灣銀行開設ノ日近キニ在ルヲ期スル爲メ、行務上自然ニ生ジ居候現象ハ玆ニ縷述ノ要ナシト存ジ、省略シテ御賢察ニ任セ候。

臺灣銀行ノ開設ノ急速ヲ要シ候理由、大略前述ノ通ニ有之、十二議會ニ御提出ノ補助案議了ニ至ラズシテ解散ニ相成候儀ハ、實ニ千秋ノ遺憾ニ御座候。何卒右ノ事情篤ト御推察ノ上、十三議會ノ召集ヲ待タズ、一日モ速ニ開設ノ運ニ相成候樣致度、御盡力奉煩候。拜復。

なほ八月四日附、伯は內務次官に宛てて次の書簡を發送した。

拜啓　盛暑之候益御壯康御鞅掌奉賀候。然ハ臺灣銀行ノ儀ハ、御承知モ有之候通、一昨年第十議會ノ協贊ヲ經テ法律ノ發布ヲ見、大藏省ハ其後速ニ開設ノ積ニテ、委員ノ任命モ相運ヒ、數回ノ會議ヲ重ネ候折柄、內地經濟社會ノ景況ハ、資金募集ノ到底困難ナル事情ヲ表明致候爲メ、委員ト當時ノ大藏大臣松方伯ト交涉ノ末、政府ニ於

テ幾分ノ株ヲ引受クルト、國庫金若干ノ無利息貸下ヲ爲ストノ保護條件ヲ以テ、將ニ開設ノ運ニ至ラントシテ內閣ノ更迭ト相成、前大藏大臣井上伯モ亦設立ノ急務ナルヲ認メラレタルモ、保護條件ノ不可ナルモノアリトシ、更ニ國庫金三百萬圓、五個年間無利子貸下ノ保護ヲ與ヘ、成立セシムルコトニ決定、臨時議會ニ豫算提出、將ニ通過ノ運ニ至ラントシテ、又々解散ノ不幸ニ遭遇シ、終ニ今日ニ至リ居候儀ニ有之候。抑(一)從來本島ニ於テ金融機關トシテ見ルベキモノハ全ク無之コト。(二)大阪中立銀行ハ軍政以來支店ヲ設ケ居ルモ、其働至テ鈍ク、且ツ世ノ信用ヲ博スルニ足ラズ、金融機關トシテ甚ダ不充分ナルコト。(三)而シテ本島ノ開發經營上、金融機關ノ設備ハ極メテ必要ナルノミナラズ、本島ト對岸各港、殊ニ廈門、香港ト從來通商取引上ノ關係ヨリ見ルモ、將又東洋及南洋貿易市場ニ於テ將來ニ占メント企畫セル本島ノ地位ヨリ推算スルモ、本島ニ有力ナル金融機關ノ開設極メテ急務タルコトハ、嘗テ親シク本島ヲ踏査セラレタル貴官ノ既ニ熟知セラルル所ニシテ、今更縷述ノ必要ナシト信ジ候。金融機關ノ設備ダニモ之ナクシテ、本島ノ拓殖啓發ヲ望ムハ、宛モ資本ヲ投ゼズシテ事業ノ伸張セザルヲ責ムルト一般、斯クテハ本邦ノ起業家ヲシテ、在來ノ土商及外商ト競爭シテ、著々本島內部ノ事業ニ手足ヲ伸バサシムルハ、到底望ムベカラザル儀ニ御座候。尙ホ委曲ノ事由ハ、主管ノ件ニモ有之、大藏次官迄申立置候間、篤ト御協議ノ上、一日モ速ニ開設ノ運ニ相成候樣御盡力奉煩度、命ニ依リ此段得貴意候。　敬具。

追而御參考迄、別紙大藏次官ヘ提出ノ書面寫相添置候間、御一覽被下度候也。

臺灣銀行の設立の急を要する理由は、ほぼ伯のこの二書簡に盡されてゐると言つてよい。蓋し臺灣銀行設立以前の金融權は、殆ど外國銀行の手に握られてゐるの觀があつた。當時臺灣の金融機關としては、外國銀行の代理店、洋行、

滙兌館、及び媽振館であつたが、例へば重要輸出品の隨一たる製茶の貿易を見ても、資金は外國銀行がこれを洋行に供給し、洋行は更にこれを媽振館に、媽振館はまたこれを茶館に融通するといふ有樣であつて、外國銀行の金融權は、延いて臺灣產業の指導權にまで及ぶの傾向があつた。

よつて明治二十八年、臺灣の始政に際し、時の大藏大臣松方正義は、「臺灣を得たる以上は、之を開拓するには、利用厚生の主義に則り、先づ金融機關を設置すべく、而して其の金融機關は、紙幣發行權を有する特殊銀行たらしめ、以て他日非常の時變に際會するも、克く新領土の財政を幇助し、經濟界の發達を圖らしむるの覺悟を要す」といふ意見を發表し、第二次臺灣總督となつた桂太郎も、また同樣の意見を建議したことがあつた。

玆において政府は、第十回帝國議會の協贊を經て、明治三十年三月、臺灣銀行法を公布し、同年十一月には、野村政明以下十四名の臺灣銀行創立委員を任命した。以來この創立委員會は、屢〻會合して、種々の討議、議決を行ふと共に、その議決した事項は、或はこれを政府に上申し、或は直ちに實行した。

然るにその當時は、日淸戰後の最も困難なる時期であつたため、政變は頻々として起り、內閣の更迭踵を接する如く、經濟界は動搖して金融逼迫せるのみならず、新領土臺灣に對する世論は甚だ冷淡を極めてゐたため、臺灣銀行の創立は遲々として進行しなかつた。

伯が臺灣民政長官として、上揭の二書簡を、大藏次官及び內務次官に呈したのは、そのためであつた。

一方大藏次官添田壽一も、決して臺灣銀行の創立を、等閑に附してゐたわけではなかつた。むしろ彼は、臺灣銀行創立委員長として、その創立の遲々として進行せざることについては、後藤民政長官に劣らぬほど、焦躁を感じてゐ

たのであつた。

だが彼等の努力は、漸く酬ひられる日が來た。その第一は、さしも逼迫してゐた金融界が、漸次緩和の兆を現はしたことであつた。他方土匪招降策の成功によつて、臺灣の治安は恢復せられ、新領土の産業開發につき、朝野の眼はやうやく覺醒せられた。かくして、明治三十二年一月二十六日、後藤民政長官は、松尾臣善、森田茂吉、楠原陳政、水野遵、益田孝の五名と共に、臺灣銀行創立委員に任命せられ、創立準備は全く成つた。

かくして臺灣銀行定款の認可を申請したのが、明治三十二年三月三十日、即日その認可を受けた。實に臺灣事業公債法の公布されてより、一週間の後であつた。同年四月十五日、創立委員は株式を公募したところ、所要の株數四萬株に對し、應募株數十五萬八千五百七十株、實に四倍に垂んとするの多數であつた。かくして六月十二日、株主名簿を添へて、設立免許を申請し、即日これが免許を受け、尋いで六月十五日には、大藏次官添田壽一が、最初の頭取に任命せられた。

臺灣銀行創立の經緯は、概略上述の通りである。それが如何に臺灣事業公債案の實現を援助したか、また新領土經濟の發達に貢獻するところあつたかは、次第に明かとなるであらう。

一二、自給自足の理想實現す

明治三十二年、臺灣事業公債法の公布せらるるや、政府は同年直ちに公債を募集する計畫であつた。しかるに當時經濟界の事情は、到底公債の發行を許さなかつた。そこで同年度割三百二十一萬餘圓は、第五條の規定により、臺灣

銀行から短期借入金をなし、必要の事業費を繰替支辨することとなつた。以來臺灣銀行からは、每年少なからざる借入金を爲したが、當初から明治三十八年度までの借入金は、公債募集金によつて償還するの方法を採り、公債發行を中止した四十年以後は、公債募集金に依らずして償還する方法を採つた。

かくして初めて臺灣事業公債が發行されたのは、明治三十三年度であつた。爾來三十九年に至るまでの間、公債を發行すること十五回、額面三千四百五十萬餘圓に達した。しかしその方法は、何れも臺灣銀行若くは國庫預金部の引受による特別發行により、直接公募したことはなかつた。その概要を表示すれば、次の通りである。

發行年月日	發行額	證券の種類
明治三十三年六月三十日	九〇〇、〇〇〇円	臺灣事業公債證書
同　八月二十日	九〇〇、〇〇〇	同
同　十一月二十九日	四一一、四〇〇	同
明治三十四年五月二十七日	一、七二二、六〇〇	同
明治三十五年三月二十八日	一、五〇〇、〇〇〇	同
同　七月二十二日	四、五二八、〇〇〇	同
同　十二月三十日	一、二八四、一五〇	同
明治三十六年三月十九日	五、四六一、七五〇	同
同　四月二十八日	四、〇〇〇、〇〇〇	同
同　十月二十四日	三、〇〇〇、〇〇〇	帝國五分利公債證書
明治三十七年十二月二十七日	三、五六三、三五〇	同
	五一七、一三五	臺灣事業公債證書
明治三十八年二月二十日	三、二九四、七〇〇	帝國五分利公債證書

同	六月三日	二、〇〇〇、〇〇〇	同
同	十一月二十八日	一、〇三九、八〇〇	同
明治三十九年十二月十三日		三八五、六五〇	同
合計		三四、五〇八、五三五	

臺灣事業公債法第三條によれば、据置年限十箇年以內、發行の年より四十五箇年以內償還といふ規定であつた。明治三十六年六月、この規定は改正せられ、時宜により据置年限五箇年、その翌年より五十箇年間償還となすことを得となした。この改正は、この公債募集の目的が、最初は專ら臺灣及び南支那の資金を吸收するにあつたに拘はらず、實際の狀況は、却つて內地流通上に重きを置くの必要があり、寧ろ帝國五分利公債とする方が、便宜と認めたからであつた。

玆に於いて「臺灣事業公債」名稱の證券は、大部分帝國五分利公債名稱の證券と變換され、四十三年の五分利附國債借換整理の際には、現存高僅々九萬餘圓に過ぎずして、同年七月これを償還した。

帝國五分利公債は、最初からその名稱で起債したもの千三百二十八萬餘圓、臺灣事業公債名稱の證券を變換したもの二千百十三萬餘圓、合計三千四百四十一萬餘圓であつた。これに對し、政府は明治三十九年から四十二年までの間に、前後四回に亙つて百六十八萬餘圓の買入銷却を爲し、また四十三年においては、三十八年以前に發行した證券の現存高二千五十八萬餘圓の全部を償還した。なほ同年四分利公債の募集に當つては、本公債による代用拂込を許したので、この方法で買入銷却をなすこと千百七十五萬圓。かくして結局殘餘の三十八萬圓は、大正三年買入銷却を爲し、玆に全額の償還を終つて整理は完了したが、この公債は元來、臺灣の歲入によつて元利支拂を爲すものであるから、

總督府は明治三十八年以後、年々著々と國庫に對して元利の償還を爲し、大正五年までに、すでに一千八萬餘圓を償還した。

臺灣事業公債の募集及び償還の狀況かくの如し。而して、臺灣の經濟を發達せしめ、その財政を獨立せしめたのは、その根幹實に事業公債にあつたのである。

顧みれば、伯が臺灣に赴任當時の財政計畫によれば、母國より受くべき補助金は、明治三十七年において一百四十九萬圓、明治四十年においても、なほ一百二十餘萬圓に上る豫算であつた。然るにも拘はらず、臺灣政府は、議會が協贊したこの百四十九萬圓の補助金のうち、その一半を辭して僅かに七十餘萬圓を受け、しかも翌明治三十八年からは、全く獨立の財政計畫を建て、一錢一厘の補助金をも受くることなく、純然たる自給植民地となつた。

この事實を觀て、「臺灣統治志」の著者竹越與三郞は、讃嘆して言つた。

夫れ佛蘭西が印度支那殖民地を經營して以來、其古きものは一百年來の關係を有し、新しきものも二十年の統治を經、其面積は三十六萬三千平方マイルの大を有し、其人口は一千七百六十二萬人の多きに達す。而して其歲入は僅に三千二百二十九萬五千ピヤストル(千九百二年)にして、佛國は猶ほ三千萬フランの母國補助金を與ふるを免かれず。また其最も成功したりと稱せらるるアルゼリーの如きも、其地積十八萬四千四百七十四平方マイル、人口四百七十三萬九千五百五十六人にして、歲入は僅に六千六百七十九萬九千三百七十二フランあるに過ぎず。佛國政府は之に對して年々七千四百六十九萬七千四百五十五フランを補助するを免れず。勿論、軍事稅、專賣收入、其他の雜收入にして、佛國政府の收入となるもの五千五百九十一萬八千七百十一フランあるを以て、之を控除するも本國政府は猶ほ千百七十七萬八千七百四十四フランを補助するを見るべし(千九百年の豫算による)。我臺灣を以て佛國の兩殖民地に比較するに、經營以來僅に十年、面積は一萬五千方マイルにして、人口は三百十三萬七

千五百人に過ぎず。而して二千萬圓の收入を有し、自家の財嚢により自から衣食し、また本國を煩さざらんことを期す。是に由りて之を觀れば、我殖民政策は、佛國的時代を超越して、已に英國的時代に侵入したりと言ふべし。（三三―三五頁）

更に竹越は曰く。

夫れ佛國が印度支那を經營するや、二十四年にして一千八百八十七年より九十五年迄、八年間に國庫より補助したる所、七億五千萬フラン（三億萬圓）にして尚ほ此外に八千萬フランの公債を募集し、近年に至りて漸く國庫の補助を受けずして自給するを得るや、佛國相慶して新殖民政策の曉星曙色なりとなし、タイムスの如きも、また佛國の天才が殖民政策の上に向ふの兆なりと云ふに至る。今や我臺灣は領有以來僅かに九年半、國庫の費す所、三千萬圓にして自給殖民地となる。之を以て佛國の印度支那殖民地に比すれば、果して如何ぞや。（二二九頁）

實にや日本が臺灣を領有したる當時、世界が齊しく疑問としたるところは、亞細亞民族たる日本人に、果して異人種を統治するの才能ありや否やであつた。ルロア・ボーリューの如き碩學すら、世界の民族を四級に分ち、第一級は歐洲人にして、彼等は自から治むるのみならず、他人を統治するの能力ありとなし、第二級たる日本、及び支那の民族は、その歷史と現在の國性により、自から自國を治むるに止まつて、他人を治むるの力はないと斷じた。卽ち植民はひとり歐洲人の特權であるといふのが、彼等の抱ける信念であつた。

然るにこの彼等の自惚は、わが臺灣統治の實績によつて、痛快にも崩壞せしめられた。我等は他を治めたるのみならず、白人種よりも良くこれを治めたのである。

其處にこそ伯の偉大さがあるのだ。伯は未開發の植民地に、文明的經濟社會を建設したるのみならず、それによつて、亞細亞民族のために、萬丈の氣焰を吐いたものといふべきである。

一三、臺灣彩票の顚末

臺灣事業公債は、新領土財政獨立の正道であつた。その成功の次第は、上述の通りである。しかし伯は、坦々たる正道を濶歩するのみで、滿足する人物ではなかつた。時に奇道を馳せて、快心の微笑を頰に浮むることを好んだ。

臺灣彩票がこれである。

世に漢民族ほど、金錢慾の旺盛なるはないと言はれる。燦然たる白銀色そのものが、何者にも代へ難き慾望の對象なのだ。彼等はそれを壺中に藏し、床下深く埋め、獨り自ら樂しむ。殊に戰亂匪賊の不安に襲はれ、銀行の信ずべきを未だ知らざる彼等は、稼がば蓄へ、蓄へれば卽ち死藏するのが常であつた。

この死藏埋沒せられたる富を、資本市場に驅り出して、活用せしむるの方法はないか。

他方また漢民族ほど、射倖心の旺んなる人種はないと言はれる。キャリフォルニアに出稼ぎせる支那人が、孜々として十年間、稼ぎ蓄めた萬金を、平然として一夜の賭博に散じ、丸裸になればまた十年間、忘れたやうに勞苦に役して悔ゆる風がないなどは、他の種族の到底眞似ることのできない心境である。故に臺灣にも、マニラ及び南淸の地方から、盛んに富籤が入つてゐた。そしてそれがために流出する資金も、莫大な額にのぼつた。

何かしらこの賭博癖を合理化し、この資金流失の勢ひを防ぐ方策はないか。

有る！　それは總督府自ら彩票を發行することだ。官營彩票ならば、その信用は絕大であるから、忽ち從來の天財票を壓倒して、逆にフィリッピン及び南淸の資金を吸收しうるのみならず、兼ねて官營彩票により、彼等の賭博を監

資することができる。そしてその利益を以て、新領土の社會政策的事業に投ずれば、一擧兩得といふべきであらう。それが伯の思ひつきであつた。さうして、明治三十三年八月、西班牙、和蘭、及び英國の植民地統治の實績、並びに熱帶産業の調査研究のため、宮尾舜治を南洋諸島、海峽植民地及び英領印度に派遣するに當り、兼ねてマニラにおける富籤を研究し來るべき旨を命じた。その結果、明治三十四年には、はやくも次の律令案となり、二月五日附を以て、勅裁を仰ぐため、內務省に提出された。

臺灣富規則

第一條　臺灣富ハ臺灣總督府若ハ臺灣總督ノ指定シタル縣ニ於テ之ヲ行ノ

第二條　前條ニ規定セル外富ヲ行ヒ若ハ外國ノ富札ヲ輸入スルヲ禁ス又前條ニ規定セル富札ニアラサレハ、之ヲ讓渡シ讓受ケ若ハ所持スルコトヲ得ス

第三條　富ノ實行ハ鬮引ノ方法ニ依リテ當札ニ賞金ヲ配當スルモノトス

第四條　賞金トシテ配當スヘキ金額ハ富札發行額ノ四分ノ三トス

第五條　富札ノ價格ハ發行數、當鬮數、賞金額、鬮引ノ日及鬮引ノ場所ハ每回之ヲ定メ告示スヘシ

鬮引ヲ取消シ若ハ鬮引ノ日ヲ變更シタルトキ亦同シ

第六條　臺灣總督ハ必要ト認ムルトキハ豫メ步合ヲ定メ富札賣下代價ノ割引ヲ爲スコトヲ得

第七條　鬮引ハ臺灣富委員會ノ委員立會ノ上之ヲ公行ス

臺灣富委員會ノ組織及權限ハ府令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條　鬮引ヲ終リタルトキハ臺灣富局ハ其結果ニ依リ直ニ當鬮表ヲ作リ之ヲ告示スヘシ

第九條　賞金ハ當鬮表ニ依リテ支拂フヘキモノトス

第十條　賞金ハ當籤ノ富札ト引換ニ之ヲ支拂フ
賞金ノ支拂ニ關シテハ富札ノ所持者ヲ以テ所有者トス
第十一條　賞金ノ支拂ハ籤引ノ日ヨリ二週日ヲ經テ開始ス
但支拂地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ此期間ヲ延期スルコトヲ得
第十二條　賞金ノ請求ハ當籤ノ富札ヲ呈示シテ之ヲ爲スヘシ賞金ハ籤引ノ日ヨリ起算シ滿一箇年ヲ經過シタルトキハ請求スルコトヲ得ス
第十三條　賞金請求權ノ差押ハ當籤ノ富札ヲ占有シテ之ヲ爲ス
第十四條　左ノ場合ニ於テハ其富札ハ無效トス
一、富札ノ組織及様式ニ付定メタル條件ヲ具備セサルトキ
二、當該官吏保管中又ハ當該官吏ヨリ遞送中ニ紛失シ若ハ盜難ニ罹リタルトキ
第十五條　賞金請求ノ爲ニ呈示シタル富札汚染若ハ毀損シ又ハ其他ノ理由ニ依リ其眞正ヲ鑑別シ難キトキハ臺灣富局長ノ決定又ハ臺灣富委員會ノ裁決ニ依リ眞正ナリト認メラルルニアラサレハ賞金ノ支拂ヲ受クルコトヲ得ス
第十六條　賞金請求ノ爲ニ呈示シタル富札ノ眞正ニ付疑アリテ賞金ノ支拂ヲ受クルコト能ハサルトキハ富札ノ所有者ハ臺灣富局長ノ決定ヲ請フコトヲ得
第十七條　前條ノ規定ニ依リ決定ヲ請フ者アルトキハ臺灣富局長ハ文書ヲ以テ之ヲ決定シ申請人ニ交付スヘシ
第十八條　臺灣富局長ノ決定ニ對シ不服アル者ハ臺灣富委員會ノ裁決ヲ請フコトヲ得
第十九條　臺灣總督ハ臺灣富委員會ノ具狀ニ依リ必要ト認ムルトキハ籤引ヲ取消シ中止シ又ハ籤引ノ日ヲ變更スルコトヲ得
第二十條　富札ノ僞造又ハ變造ニ關シテハ刑法第二百三條第二百五條乃至第二百七條ヲ適用ス
第二十一條　第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二十二條　此規則ノ施行ニ關シ必要ナル規定及施行ノ期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

總督府がこの律令案を作成せる理由として擧げるところは、多く財政的理由であつた。しかしかかる收入方法は、財政上は飽くまで奇道たるを免れない。かるが故に、この律令案に添付せる「理由書」は、これより得る處の收益を以て「當分地方費ヲ補塡シ、廟社保存、慈善、衞生ノ資ニ供セントス」との條件を附した。蓋し目的によつて手段の奇なるを蔽はんと試みたものである。

理由書の全文は、次の通りであつた。

抑本島ニ富ノ施行ヲ要スル所以ハ、本島ノ如キ新領土ニアリテハ、百事創草ニ屬シ、之レヨリ新ニ施設ヲ要スルモノ、鐵道ノ開設、港灣ノ修築、電信電話郵便ノ發達、河身ノ修築、水圳ノ設備、農業ノ改良、土地ノ開拓、廳舍ノ新築、市區ノ改正、教育衞生ノ施設等、枚擧ニ遑アラス。然ルニ今日ニ於テハ、中央國費ヲ以テ支辨スヘキモノハ、或ハ租稅ノ收入、專賣ノ收益ニ依リ、或ハ公債ノ募集ニ依リテ、夫々經畫ヲ立テ、又多クノ餘裕ヲ見ルコトトナシ。地方政費ノ如キハ、曩ニ國庫支辨ト地方稅支辨トノ分界ヲ定メ、地方稅ノ起サレタリト雖、未充分其收入ヲ見ルニ至ラス。今後モ亦遽ニ之レカ增進ヲ望ムヲ得ス。而シテ今日ノ限度ヲ超ヘテ、國庫ヨリ之レカ補助ヲ爲サンコトハ、頗困難ノコトニ屬セリ。故ニ諸般ノ改良規畫完成シ、嶋勢ノ發達スルマテノ間、暫歐洲大陸ニ行ハルル政府ノ富ヲ興サントス。元來清國人殊ニ本嶋人ハ、常ニ清國又ハ澳門、麻尼刺地方ノ富札ヲ密ニ買收スルノ習癖アリ。現ニ麻尼刺富札ノ如キハ、同地方ニ賣却スルモノハ僅ニ十分ノ三ニ過キスシテ、其七分以上ハ清國臣民ノ資本ノ吸收シテ、其利益ヲ占領スルモノタルコト明カナリ。今ヤ之レヲ政府專有ノ富札法ニ利用シ、之レニ依テ得ル處ノ收益ハ、當分地方費ヲ補塡シ、廟社保存、慈善、衞生ノ資ニ供セントス。況ンヤ目下麻尼刺富講中止ニ際シ、此狀勢ヲ利用スルコトハ、最モ其機會ヲ得タルモノト謂フヘシ。是本規則ノ制定ヲ要スル理由ナリトス。

この律令案の回附を受けたる內務省は、種々研究の末、律令案に二、三の改訂を施せば、「一支那人種ヲ以テ住民トナセル臺灣島ニ在ツテ、富ノ制度ヲ創定スルハ、敢テ差支ヘナカルヘシ」と認め、次の案を附してこれを閣議に提出

した。

臺灣富規則制定ノ件

臺灣富規則制定ニ關シ、臺灣總督ヨリ別紙律令案提出ニ付調査スルニ、支那人種ヲ以テ住民トセル臺灣ニ於テハ、此制度ハ敢テ差支無之ト存候得共、我國ニ在テハ新制度ニ有之候條、一先閣議ニ提出相成可然仰高裁。

閣議案

臺灣總督ヨリ臺灣富規則制定ノ必要ヲ認メ、別紙律令案ヲ提出セリ。之ヲ調査スルニ、富ヨリ生スル收入ノ使途ハ慈善的事業ニ限ルコト、富ノ歳入歳出ハ別途ノ會計ヲ立テ其收支ヲ明ニスルコトヲ律令中ニ明記スルノ必要アルヘク、又富局ノ如キモノハ創定ノ初ヨリ官制ヲ發布スルノ必要ナカルヘク、隨テ律令中ヨリ删除スル等、猶ホ多少ノ修補ヲ要スル點アリ。是等ハ總督府ヘ照會シ更ニ改訂セシムヘシト雖トモ、元來支那人種ヲ以テ住民トナセル臺灣島ニ在ツテ、富ノ制度ヲ創定スルハ敢テ差支ナカルヘシト認ム。唯此ノ制度タルヤ、我國ニ於テハ即チ新設制度ニ屬セリ。依テ別紙律令案ヲ具シ、富制度ヲ臺灣ニ施行スルノ大體ニ關シ、茲ニ閣議ヲ請フ。

然しながら、かくの如き謂はば一種の官營賭博法が、几帳面なる日本人の思想と相容れざることは明かであつた。殊に形式的法律規定に固執する政府の内外からは、轟髮的な反對を蒙つた。この囂々たる反對論に對する伯の辯駁が、殆ど天馬空を往くの概があつたことは、容易に想像できるが、その一例として、若し富籤を非法なりと言はば、制増金附勸業債券の如きも、やはり一種の賭博ではないかといふ論法の如き、まさに伯の面目を躍如たらしむるものがある。

次に掲ぐる一文は、何の時に、何人にむかつて發表せる意見であるか、明瞭でないが、以て伯の思辨的傾向を窺ふに足るものがある。

一、勸業債劵ハ富籤ノ一種ナリ。

一、勸業債劵ハ利息制限法ノ趣旨ニ反ス。

勸業債劵ノ割增金ハ、抽籤ノ方法ニヨリテ、當籤者ニ利益ヲ與フルモノニシテ、其得否ハ一ニ偶然ニ屬スルコト富籤ト異ルナシ。其債劵募集ニ應スルモノハ、一方ニ年五分ノ低利ニ甘スル代リニ、一方ニ千圓乃至十圓ノ割增金ヲ僥倖セントスルモノ大半ナルカ如シ。若シ此割增金ナカランカ、誰レカ額面（二十圓）以上ノ價格ヲ投シテ空シク低利ニ滿足スルモノアランヤ。唯富籤ニ在リテハ、全ク其出資ヲ失フモノナルニ反シ、勸業債劵ニ於テハ早晩元金ノ返却ヲ受ケ、且毎年利子ノ支拂ヲ得ルカ故ニ、其出資ヲ全損スルノ虞ナシト雖、其趣旨ニ至リテハ毫モ差ナシ。若强テ差アリトセハ、程度ノ問題ニシテ、性質ノ點ニ在ラス。況ヤ又割增金ナルモノハ（不明）元本ノ利子ノ幾部ニ外ナラス。本來之ヲ總債權者ニ均分スヘキモノヲ、一定ノ當籤者ニ附與シテ、以テ多數ノ應募者ヲ得ントスルニ在リ。換言セハ、當籤者以外ノ債權者ハ、其割增金ヲ僥倖センカ為ニ、其受クヘキ利得ヲ失フモノトイフ可ク、此點ヨリ論スレハ、其性質程度、割增金ト富籤トハ全同一ナリトイフテ不可ナシ。

割增金カ利息制限法ノ趣旨ト全ク牴觸スルモノナルハ、更ニ多言ヲ要セス。何者、利息制限法ハ、如何ナル名義ヲ以テスルモ、一定ノ利子ノ外何等ノ利得金ヲモ、裁判上無效ナリト宣言スルモノナレハナリ。

かくして幾多の論難反駁を繰返した後、臺灣彩票が、やつと實現の運びに至つたのは、明治三十九年、伯がまさに滿鐵總裁として、臺灣を去らんとするの直前であつた。さうして從來の關係上、專賣局長宮尾舜治が、彩票局長の兼任を命ぜられた。

しかも彩票賣出しの結果は、殆ど豫想以上の成績であつた。ひとりフィリッピン及び南清からの買出しが、臺灣彩票に殺到するの傾向を示したるのみならず、日本內地における人士の好奇心を刺戟し、彩票は非常な勢ひで內地に流入しはじめ、一時は臺灣彩票の七割までは、日本內地に在りとまで稱せらるるに至つた。

禍根は實に其處にあつた。この事實は忽ちにして、檢事局の注目を惹き、忽ちにして、明治四十年三月の大檢擧となつたのである。それが一時天下の耳目を聳動した「臺灣彩票事件」であつた。

「內地に於て臺灣彩票の賣買授受をなしたる者、突如檢擧拘留さる」

その報を受けたる伯が、如何に憤激したかは、想像に餘りある。伯はその時、たま〳〵東洋協會大阪支部大會に列するため、列車中に在つたが、やがて大阪公會堂に到るや、樓上の一室は忽ちにして、彩票事件討論會の觀を呈するに至つた。

支部大會の開會一時間前、その一室に集まつたのは、當時の新聞の傳ふるところによれば、「當日の主人役たる桂伯、後藤男を筆頭に、馳せ集まつたる面々は、藤堂檢事長、長谷川造幣局長、高崎知事、菊地侃二、藤田平太郎、サテは神戶より態々引き返して來た大倉喜八郎」の人々であつたが、談やうやく彩票檢擧問題に移るや、伯は「例の大氣焰」を擧げて、次のやうに論じたと記してゐる。

一體判檢事が閑だからアンナ仕事を初めたので、アレは閑散の競走だ。年末賞與を吳れてやらにやならない。元來彩票賣買事件位で、家宅に侵入して檢擧するなどゝは、世界中日本より外にはなからう。（明四〇・三・二七東京日日新聞）

かうまで痛烈にやつつけられては、檢擧の當の責任者たる藤堂檢事長も、默つてはゐられない。彼は重々しい口を開いて言つた。

『いや、さういふが獨逸などでは、普魯西の彩票は聯邦各國に買はせるが、バイエルンの彩票は普魯西で買ふ事の出來ない規定になつてゐる。』

ところが、世界各國の富籤法の研究については、伯の方がずつと專門家であつた。一體伯が一つの制度を、實施する場合は、何時でも、用意周到なる調査研究を遂げてからであつた。それが伯の特色の一つで、伯の企畫が、表面奇技に見えて、その實、割合に確乎たる基礎をもつてゐたのは、そのためである。臺灣彩票の場合もさうであつた。しかもこの富籤については、伯が衞生局技師として、獨逸に留學中、祕かに研究して、何時かは日本でもやつてやらうと思つてゐたのを、愈々民政長官として、臺灣に實施したものであるから、獨逸の實情については、檢事長よりも詳密であつた。

伯は藤堂の言葉の終るをも待たず、直ぐにやりかへした。

『バイエルンの彩票は、普魯西で買ふ事は出來ぬが、之れを買うても默許してゐる。全體今度の遣り方は甚だ非文明的だ。內地の賣買を絕對に禁止するなら、最初先づ國民に十分豫告を與へて置くのが、政府當然の責務だ。然るに司法省の誰れがどういふ意見だの、彼が斯ういふ意見だのと、新聞紙上でサモ政府が默許するらしく吹聽して置いて、唐突けに檢擧するなどは不都合千萬だ。今に見給へ、第六回の大博覽會には政府が彩票を發行するから。』

その一怪焔縱橫、有繫の桂伯まで啞然として煙に卷かれて默聽の體—と、新聞は記してゐる。そこで檢事長は、何

時までも、正面から言ひ爭ふの不利なるを覺つた。そして談を巧みに轉じて曰く。

『さういふ後藤君は、當代富籤に當つた一人だからね。』

蓋し臺灣民政長官より、滿鐵總裁に轉じて、旭日昇天、意氣沖天の概ある伯を諷したものであつた。かう言はれては、伯もまたかうした席上において、何時までもカン〳〵に言ひ爭ふほどの木強漢ではなかつた。彼もまた呵々大笑して言つた。

『アハヽヽ。さう云へば滑稽な話がある。新橋で僕が藝妓に向つて、臺灣の彩票は第三次までは、一等が自分に當ることにチヤンと決めて置いたから、お前等がヤキモキしても駄目だと揶揄つてやつたら、これを眞に受けて、熱心に客に吹聽して居る奴があつた。新橋藝妓が今度の檢擧の厄を免かれたのは僕のお陰だ。アハヽヽ。』

その後も伯は、公に私に、屢〻彩票檢擧の不當を鳴らして、世に訴へたが、やがて問題が貴族院に移り、その大反對を受くるに及んでは、もはや手の下しやうがなくなつた。加ふるに當の責任者たる伯が、すでに滿鐵に轉じた後であるから、總督府もまた鬪志を失つた。

かくして折角の臺灣彩票は、實施以來僅か四箇月にして、廢止するの已むなきに至つたのである。その間の經緯については、當の責任者たりし宮尾舜治に聞かう。

この彩票については、私が獨特の抽籤器を工夫して製作させ、專賣局の倉庫を假抽籤場として、第一回の抽籤を行ひ、直ぐに彩票の利益で、彩票局の建築に取懸ることにした。これと同時に、彩票の利益で、臺北醫院の改築をすることとなり、三等病棟から改築に取懸つた。ところが彩票は、第五回限りで中止しなければならぬ羽目に

なつた。當時在京中の總督から、中止の命令が來たが、私はすでに勅裁を得た律令で施行してゐる彩票の發行を中止する理由はわからぬと、總督に抗議の電報を發した。すると折返して詳報があつて、内地では彩票を殆ど公然賣捌く者があり、檢擧の結果、相當知名の人々が彩票を買つた實證を擧げられ、事なか〳〵に面倒となつた。司法省では臺灣で彩票を中止すれば、不起訴にすると云ふ意嚮であるといふので、殘念だが、中止する外はなくなつた。そのため彩票の利益では、僅かに彩票局と、臺灣醫院の三等病棟が三棟ばかり出來たのみで、中止することになつたのである。

第四節　三大事業と三大專賣法

一、縱貫鐵道

臺灣事業公債の成立は、氣息奄々たるこの島に、起死囘生の靈藥を投じたものであつた。半開野蠻の天地に、文化開明の慈雨、いま瀟々として降らんとするのである。

事業公債の結果として、生れたるものは鐵道、築港、土地調査の三大事業であつた。さうしてこの事業公債の元利を償却したる收入は、上記土地調査の結果として生れたる地租增收と、三大專賣法の純益とであつた。

ゆゑに伯は、前揭意見書の冒頭において、「臺灣統治ハ所謂三大事業、縱貫鐵道、築港、土地調査ト、三大專賣法、

阿片專賣、樟腦專賣、食鹽專賣トノ上ニ建立セラレ居レリ」と言つたのである。

實にこの六個の事業こそは、臺灣統治成功の重大要素であつて、これによつてこの貧しき島は、日本の一寶庫と爲り、日本民族最初の試練であつた異民族統治は、安定と恆久性とを贏ち得たのである。

伯の一生の傑作たる臺灣統治は、實にこの三大事業と三大專賣法との上に築かれたるものといふも、不可ないであらう。

吾人をして、今その一々について、說明するところあらしめよ。

まづその第一たる縱貫鐵道について觀るに、日本が臺灣全島を占領して、上陸第一歩、驚愕の目をみはつたのは、交通機關が殆どなかつたことである。

極言すれば當時の臺灣には、道路は一つもないと言つてよかつた。勿論、村落から村落に通ずる里道はあつた。村落から市街に入る里道はあつた。然し市街と市街を繫ぐ縣道とか國道といふものは、一つもなかつた。卽ち臺灣の政治的統一は名義だけであつて、實は小市街を中心とする村落の存在するのみであつたのである。從つて村落から村落に通ずる里道といふのでも、田畝の畦畔を少しく廣くした、幅一尺くらゐの細徑に過ぎなかつた。そしてその間を旅行するには、歩行か、然らずんば轎に乘るより外はなかつた。

故に領臺最初の仕事は、道路の開鑿であつた。

然しこれに就いては、自ら方法があつた。卽ち總督府または地方廳が、一般行政費によつて、道路工事を起すことである。土匪招降策が實行されてからは、歸順土匪をしてこれに當らしめた。また保甲制度の實施以後は、保甲に命

じて道路をつくらしめた。かくして滿目の田圃と荒野たりし臺灣には、縦横無盡に道路がつくられた。幅員一間の道路千四百九里、一間以上の道路七百三十一里、三間以上の道路二百七里、四間以上の道路二十里。公道と稱して恥かしからぬ道路二千四百四十九里。これが大部分は、明治三十一年から三十五年に至るまでの事業であつて、しかもその多くは、土民の所有地と勞役とを寄附せしめてつくつた、一種の賦課による道路であつた。

一方、鐵道の方は、そのやうに簡單にはいかなかつた。

臺灣が上述の如く、殆ど道路のない狀態にあつた時、鐵道だけは兎に角、基隆から新竹に至るまでの六十二哩五十二鎖が、すでに敷設してあつたことは、不思議といへば不思議であつた。これは例の劉銘傳の遺業であつた。しかし劉は、財政の不如意と反對黨との抗爭のために、南北を一貫する能はず、光緒十三年から十九年（明治二十年――二十六年）に至る七年間に、これだけを敷設しただけであつた。それすら官吏が米國技師を監督するの能なく、その爲すままに一任した結果、勾配過急、曲線過多、機關車は僅かに二十五噸、軌道は三十六磅、橋梁は多くは木造といふ有様で、安全な鐵道に馴れてゐた日本人技師には、到底不安で見てゐられないやうな代物であつた。

當時この鐵道を「後押付鐵道」と言つた。少し勾配が急になると、乘客が降りて後押ししなければならなかつたからである。賃銀の如きも一定せず、その日の乘客の多少によつて、率を異にするといふ珍らしい制度であつた。

茲に於いて、臺灣の我が領有に歸するや、明治三十年三月、樺山總督は、縦貫鐵道敷設の議を、基隆築港道路開鑿の議と共に上申し、一方基隆、臺北間の隧道を開鑿し、橋梁を改築して、やゝ從來の不便を除くことに成功した。

然しながら、戰後經營に急がしかつた我が政府としては、巨費を投じて新領土に鐵道を敷設することは、事情の許

さぬものあつたが、恰かもよし、戰後企業熱の勃興に浮かれたる我が資本家達は、資本金千五百萬圓を以て、臺灣鐵道會社を創立し、縱貫鐵道の敷設を出願して來た。その社長に擧げられたのが、伯の岳父安場保和であつた。政府は喜んで、これに敷設權を與へたのみならず、基隆から新竹までの既設鐵道を無償で附與し、はては官有地の無料使用、沿道木石の利用は勿論、拂込資金に對する六朱の保護さへも與へた。

然るに經濟界は間もなく、反動的不況に陷つたため、最初たちどころに集まつたのは證據金だけで、株式は一錢一厘も拂ひ込むものがなかつた。認可期限はすでに切れて、前後十數回の延期を請求し、しかも工事に著手する望みは未だなかつた。

伯が民政長官として臺灣に赴任したのは、實にこの時であつた。玆に於いて伯は、臺灣鐵道の實情を見、どうしてもこれは官設でなくてはいけぬと感じた。

この第一の理由は、その工事の性質甚だ困難にして、內地鐵道の比にあらず、到底小資本の私設會社の手にはおへぬといふことであつた。第二は完成に長年月を要し、また既成線の成績から見るも、營業利益を見るまでには、十年以上の日子を要するといふことであつた。第三に鐵道の利益は、築港と協力してこそ擧げ得らるるものであるのに、私設會社では、築港まで手をのばすことができないといふことであつた。

そこで伯は、縱貫鐵道官設の計畫を立てると共に、技師の言を容れて、臺灣鐵道會社時代の一千萬圓計畫を排し、新たに三千萬圓計畫を建て、これを臺灣事業公債案の中心として、議會に提出したのである。それが幾多の難關を突破し、結局二千八百八十萬圓の協贊を得て、いよ〳〵縱貫鐵道建設の事業に著手する運びになつたことは、既述の通

りであるが、その前から臺灣にあつて鐵道事業に關係し、後に臺灣鐵道部長となつた新元鹿之助は、右について次の如く語つた。

それで私は乃木さん時代から彼方に赴任して居つたので、この鐵道線路の調査、其の他豫算の調査にも親しく當つて居つたのであります。それで臺灣鐵道會社が云つたやうな千五百萬圓では到底此の鐵道が出來ようとは思はないし、況んや其の資本金を一千萬圓に引下げるといふことは勿論不可能な話で、技術者の立場から云つても甚だ困難であるといふことを私共は考へて居つた。それで一千萬圓でやれる樣な豫算編成の命令を受けたのですが、私はそれでは到底出來ないと云うて、斷然之れを拒んだこともあつた。時恰かも兒玉總督と後藤さんが見えたので、自分の所信を披瀝して、結局三千萬圓掛けるといふ豫算を書いて出したのである。ところが時の當事者は、その豫算に對して一諾を與へた。さうして時の第十三議會に提出されて、長官自ら其の說明の勞を取られた。此の間に處する後藤長官の盡力は眞に一方ならぬものであつた。要するに會社が千五百萬圓で出來ると云つて居た縱貫線を、三千萬圓の豫算でやらうといふのであるから、大藏當局や閣議に對しては勿論、議會の說明等も相當骨が折れたにちがひない。所が幸ひ議員連中もよく其の邊の事情を承知した人もあつて、結局三千萬圓の豫算は百二十萬圓を減じて、二千八百八十萬圓で此の豫算が成立した。時の內務大臣西鄉侯が其の間に大いに盡力されたやうに聞いてゐる。

かくして臨時臺灣鐵道敷設部官制は定められ、伯はその部長に補せられた。ついで明治三十二年十一月、鐵道部官制が制定せらるるや、伯は自らその鐵道部長となつた。

しかし鐵道部長としての伯は、ただ大綱を統べて、采配を振るに過ぎなかつた。實際の計畫、改良、建設の事に至つては、殆ど技師長長谷川謹介に任せきりであつた。伯は、氣の付いたことは、無遠慮に言つたが、曾て干渉することはなかつた。故に部下は、縱横にその才腕を揮ふことができたのだ。

實に臺灣縱貫鐵道の完成が、豫期以上の成績を擧げることのできたのは、技師長に長谷川を拔き來つて、これに事實上の部長の任を與へたことにあつたといふことができる。長谷川の經歷、人物、手腕等については、彼の下に十年間技師として働いた新元鹿之助が、次の如く語つてゐる。

それと同時に日本鐵道を罷めて、閑散な地位について居られた長谷川謹介氏を、技師長として迎へることになつた。同氏は所謂我が鐵道に於ける最も古い技術者であつて、北陸線の柳ケ瀨隧道などと言ふ物が日本人の手で初めて出來た事になつて居るが、是れは卽ち長谷川謹介氏が拵へたのである。其の後日本鐵道に在つて大部分の工事を仕上げ、凡そ實地の點ではこれ位な人はない。當時私は大學を出たばかりであつたし、まだ實驗には乏しかつたが、幸ひに後藤伯が此の實驗に富んだ優秀な技術者を臺灣にもつて來られたといふことは、確かに後藤伯の先見の明であつたと云うて宜いと思ふ。其のため十年間縱貫鐵道の工事といふものは非常に順調に進行した。吾々も其の下についてやつたのでありますが、仕事の上に就いては干涉を受けるでもなし、小言を言はれるでもなし、一切を任されて居つたのである。もう唯事業これ一つを樂しみにして、十年間といふものを經過したというて宜い。全く後藤伯は人を信ずるに厚い。また任せたとなつたら自由に其の手腕を振はしめる、詰り事業其のもののためには、身命を擲つといふやうな心持を起させて、喜んで仕事に携はるといふ風に部下を仕

上げられた。伯の生氣潑剌たる心持といふものが、卽ち此の縱貫線を無事に拵へ上げたと私共は思ふのです。

初め臺灣縱貫鐵道の計畫を樹つるや、詳細なる實地測量を行ふの遑なく、伯は兒玉總督と共に、卓子の上に擴げた參謀本部の三十萬分の一の地圖に對し、基隆から高雄まで、赤い線をズーッと一本ひいた。そして一哩の建設費いくらといふ豫算を立てたのだといはれる。これは長尾半平の回顧談で、聊か無鐵砲のやうであるが、其處に如何にも伯らしい面目が躍動してゐる。

しかし伯は、事業の上については、不思議な一種の本能をもつてゐた。それは仕事のカン所を直ちに把握する本能であつた。それは一種の天稟といふべきであらう。

上掲の新元は、右について、次の如く回顧した。

伯は元來技術者でなかつたけれども、其の天才的の閃きは往々にして意表に出づるものがあつた。それで吾々も油斷が出來ないと思つた事が度々あつたのであります。私が伯と初めて會つたのは無論民政長官として臺灣に赴任され、鐵道部長を兼ねて居られた關係から鐵道部に於いて初めて伯に御目にかかつたのであるが、私に對しての第一の質問は、

「何故臺灣の鐵道工場を基隆に置かないか。」

と云ふ質問であつた。當時伯の考へでは、臺灣の工場の狀態を見て、大抵の材料を內地から取つて居るといふことに氣が付かれたと思つたのであります。實に適切なる質問であつた。併しながら既に淸國政府の時代から臺北の工場もあつたし、又一面に於いては勞働者の供給といふことは、臺北でなくては都合の惡い點があつたので、

其の邊を相當說明申上げたところ、御諒解になつたやうでありました。併し斯る質問でもなか〳〵銳利である。實に觀察點が機微であるといふことを窺ひ知られる。

この仕事のカンに銳敏であるといふことは、上述の如く、伯の天稟にはちがひなかつたが、また一つには、伯が不完全ながら醫學を修めて、伯の所謂「科學的知識（サイエンティフィック・ナレッヂ）」を有つてゐたことも、役立つたに相違ない。加ふるに臨時陸軍檢疫部における半年の苦行は、この天稟を更に修練するに役立つた。

伯は時に部下をして舌を卷かしめるほど、技術上の問題について、理解力が銳敏であつた。新元技師は、續いて次の如く語つた。

或る時鐵道隊時代より著手中の五堵と云ふ所の隧道が崩壞して居たので、其の善後策につき伯を御案內し、之れに對して私はインバートを入れる計畫を立て、其の圖面を御覽に入れたことがあつた。伯は一見して、成程これは竹筒を地面に突込むやうなものであるといふやうな御話があつたので、實に其の理解の早いのに驚いたことがあつた。それで臺灣に居られる間、私は日夕御目にかかつて居たし、其の御指導を仰いで居つたが、未だ曾つて仕事の上に於いて小言を受けたことはなかつた。一切を擧げて任され切つて居たので、眞に愉快に仕事をして來たのであります。

かくして臺灣鐵道部は、長谷川技師長をはじめ、部員一同、勇躍して建設改良の事業に取り掛つた。從つて事業の進捗は、豫期以上の成績を擧げた。

まづ北部改良課は、五堵隧道掘鑿工事を第一著手として、順次舊線に改良を加へ、更に淡水支線を新設した。これ

一は淡水港と臺北とを連絡すると共に、一は新線工事の材料運搬の便に供せんがためであつた。

改良すでに成るや、明治三十三年四月、新竹以南の新線工事に著手し、次第に工程を進め、中港、苗栗を經て三叉川に到る線路を建設した。別に三叉川、伯公坑間の運搬線を竣工して三叉川、大安溪間の工事に便し、傍ら伯公坑、葫蘆墩間の陸運輕便線に接續して、客貨の運輸を開始した。

かくの如く、一方基隆を起點として、臺灣北部鐵道の改良建設事業が、蜒々たる鐵路を南下せしめつつある時、他方南部打狗を起點とする鐵道は、明治三十二年九月に工を起し、順次北進して臺南、灣裡、新營庄、嘉義、他里霧を經て、明治三十七年二月には、斗六に到る線路が完成し、續いて濁水に到る工事に著手した。

丁度その頃、日露戰爭が勃發した。そして戰局の進むとともに、縱貫鐵道の工事も進捗した。まづ中部線起工のために彰化出張所を置き、三十七年四月には、早くも濁水溪、大肚溪間の工事に著手し、三十八年一月に斗六、二水間を、同三月に二水、彰化間を竣成せしめた。

然るにこの頃になつて、露國のバルチック艦隊が、東洋に回航し、臺灣海峽を通過することが、だん〳〵と明かになつてきた。それと同時に、臺灣は防備の關係上、縱貫鐵道を一日も早く、貫通せしむる必要が起つてきた。

その機會を巧みに捕へたのが、後藤鐵道部長であつた。卽ち軍部と交渉して、臨時軍事費から經費を支出せしめ、未成線の竣工を繰上げ速成せしむると共に、大肚溪、葫蘆墩間、及び葫蘆墩、伯公坑間の軍用速成線の工を起した。その顚末は、新元技師が、次の如く回顧せる通りである。

此の縱貫鐵道の進行中に、偶〻日露の戰役が起つたのであるが、この時にも後藤伯の面目躍如として見える事が

起つた。と云ふのは、當時バルチック艦隊が臺灣近邊を窺ふといふ噂があつた。私は其の時分に高雄の出張所長として、縱貫線の南方の半分を管理して居つた。それで何時敵艦が高雄近邊を襲はないとも限らないといふので、日夕いざ事が起つたら、鐵道部員全體を率ゐて安全な地に移さうといふので、始終機關車に火を入れて、命令一下一齊に安全を期するといふやうな覺悟をして居つた。其の位の時代であつたが故に、鐵道の輸送といふことは軍事上にも非常な關係があつたので、兎に角バルチック艦隊東航の噂を聞いて以來、後藤伯は時の陸軍大臣寺內正毅氏と相談の結果、當時まだ中部の濁水と葫蘆墩といふ所は、其の間の連絡が取れて居なかつたのを、陸軍大臣と協議して、兎に角軍事費を融通して其の速成を計られたのである。吾々は眞に晝夜兼行で此の工事を進めたのである。これは勿論輸送上の必要に起つたことには違ひないけれども、亦一面に於いては、臺灣開發に意を注がれた結果、よく此の機會をつかまれて、其の目的を達成されたといふ、所謂其の後藤伯の手腕の凡ならざることを見る事が出來るのであります。

この軍用速成線が竣工したのは、明治三十九年五月であつた。卽ち臺灣縱貫鐵道は、そのおかげで、豫定より二年以上も早く開通することができたのである。そしてこの縱貫鐵道が、正式に開通したのは、伯が滿鐵總裁に轉じたる後、卽ち明治四十一年四月二十日であつた。延長實に二百四十七哩。この時佐久間總督は、伯の在任當時の功績を讃へて、次の如き電報を伯に寄せた。

本島の縱貫鐵道は、今や無事試運轉を了し、愈〻本日より開通營業を開始し、玆に全く首尾相通ずるを得たるものなり。

兒玉前總督及び閣下の經營したる本鐵道が、茲に完成を告げて、之れを閣下に報ずることを得るに至りたるは、本總督の衷心より滿足に堪へざる所なり。地下の前總督に對しては、在京祝民政長官をして、之れを墓前に報告せしめんとす。

ひとり佐久間總督のみならず、今に至るも、臺灣に旅行して、縱貫鐵道に便を藉るものは、必ずや地下の兒玉、後藤兩伯の靈に、謝意を表せざるを得ないであらう。

しかも伯が新領土に遺したものは、單なる事業の形體のみではなかつた。その事業に打ち込んだ精神であつた。伯の足跡印するところ、悉く一種の後藤魂を植ゑつけて行つたところに、伯の特色があつた。

伯が臺灣を去りたる後も、なほ十有七年の間は、臺灣鐵道部に勤續し、特に最後の六年間は、鐵道部長として經營の任に當りし新元鹿之助は、次のやうに語つてゐる。

臺灣を罷めた當時、鐵道協會で伯に御目にかかつた時に私は申したのであります。私は臺灣に三十年居つたが、其の大部は實にあなたの御計畫を實行しようと思つて、其の機會を窺ふ中に、何時しか年も經つてしまつたのである。實現は期し難かりしも、私は實にあなたに對しては無二の忠僕であつたと信じて居る。隨つて私が臺灣に三十年居つたことが徒勞であつたとするならば、あなたは其の一半の責任を御持ちにならなければならぬ、と。公開の席上で申し上げたことがあつたが、伯はただ其の點に付いては微笑をもらして居られたが、自分達は全く其の積りであつたのであります。

かくの如く、伯の精神は、伯去りて後幾十年も、植民地經營を光被してゐた。それは伯の打ち建てた大きい記念碑

であるとも言ひ得るであらう。

附　記

臺灣縱貫鐵道の營業狀態については、臺灣總督府鐵道部の報告「臺灣鐵道ノ現況」（明治三十九年十月現在）が次のごとく記してゐる。

運輸營業ノ狀況　運輸營業ノ狀況ハ、年ヲ逐ヒテ良好ニ向ヒ、殊ニ明治三十八年度ニ至リ、彰化葫蘆墩間ノ營業ヲ開始シ、南北兩線ノ連絡ヲ見ルニ至リタル以來、一層ノ好況ヲ呈シ、從來曾テ見サルノ好成績ヲ示セリ。若夫レ三叉河葫蘆墩間未成線路完成ヲ告ケ、目下ノ如キ輕便線ニ依ルノ不便ヲ除クコトヲ得ハ、更ニ一段ノ好況ヲ呈スルヤ、期シテ待ツヘキナリ。今既往七箇年度間ノ營業收支決算額、及明治三十九、四十兩年度ノ豫算額並ニ其損益ヲ示セハ左ノ如シ。

年度	平均哩數	營業延哩	收入 金額	收入 一日一哩	支出 金額	支出 一日一哩	損益 金額	損益 一日一哩
三十二年度	哩 六〇・五〇	哩 二二、〇八三	円 三四五、八五一	円 一五・六六一	円 四一七、二五七	円 一八・八九五	円 △七一、四〇六	円 △三・二三四
三十三年度	六九・二五	二五、三六九	四一二、三〇一	一六・二五三	四九七、八五六	一九・六二五	八五、五五五	△三・三七五
三十四年度	一一四・一四	四一、六六一	五三六、〇八六	一二・六二八	六八二、七七八	一六・三八九	一五六、六九二	△三・七六一
三十五年度	一五〇・二七	五四、八五〇	七二九、三七九	一三・二九八	七二二、六八四	一三・一七六	六、六九五	〇・一二三
三十六年度	一七三・八〇	六三、六一二	九七一、七九三	一五・二七五	八一五、八三七	一二・八二五	一五五、八五六	二・四五〇
三十七年度	二〇三・七九	七四、三八四	一、一三一、六七〇	一五・二一四	九四三、七九五	一二・六八八	一八七、八七五	二・五二六
三十八年度	二五六・七九	九三、七二九	一、七〇六、四二六	一八・二〇六	一、二四〇、五九八	一三・二三六	四六五、二〇三	四・九七〇
三十九年度豫算	二六〇・三〇	九五、〇一〇	一、六八六、四八三	一七・七五一	一、三四七、四八二	一四・一八三	三三九、〇〇一	三・五六八
四十年度豫算	二六九・一九	九八、二五六	二、〇六四、九二九	二一・〇一六	一、四六七、〇七四	一四・九三一	五九七、八五五	六・〇八五

備考　一、收入ハ目鐵道收入ニシテ支出ハ款臺灣官設鐵道事業費ナリ但四十年度收入中ニハ目鐵道旅館收入ヲ含ム

一、哩數ハ總テ現在哩ニ改算シタルモノニ依ル
二、△印ハ損失ナリ

各年度收入ノ狀況　斯ノ如ク明治三十五年度以降漸次好況ニ向ヒ、既往三箇年度ノ間其收入ハ支出ニ及ハス、常ニ當局者ノ苦心ヲ重ネタリシモ、明治三十六年度ニ在リテハ、既ニ少カラサル收入超過ヲ見ルニ至リ、更ニ明治三十八年度ニ在リテハ、前年度ニ比シ收入總額ニ於テ一躍約六十萬圓、一日一哩平均ニ於テ約三圓ヲ增加シ、其支出ニ超過スルコト、總額ニ於テ約三十萬圓、一日一哩平均ニ於テ約二圓四十錢ニ達スルノ好況ヲ呈スルニ至レリ。

二、築　港

臺灣の最大缺點の一つは、海岸線の長い割に出入少なく、從つて良港がないといふことであつた。加ふるに清朝二百五十年の等閑政策は、殆ど築港事業を抛擲して顧みず、基隆港以外には、毫も加工した痕跡がなかつた。なかにも基隆港は、臺灣島の咽喉に位し、全島中唯一の良港と稱せられたが、しかも殆ど半歲の間は、北東信風のために波浪絶えず、加ふるに港內水淺くして、安全なる碇泊地を得ず、千噸內外の船舶すら、市街を距る一里餘の沖合に投錨しなければならぬやうな狀態であつた。

基隆すでに然り、他の港灣に至つては、推して知るべきであつた。故にせめて基隆港だけは、港灣らしい港灣にしなければならぬとは、領臺當初からの日本の方針であつた。即ち臨時軍事費の中から、基隆築港調査費支出の認可を受け、當時の海軍參謀たる角田少將を委員長として、明治二十九年九月以降、潮流、深淺、波浪、氣象及び工事材料の調査をはじめたのは、そのためであつた。

この調査は、伯が民政局長として赴任して後も繼續せられ、明治三十一年十二月にはつひに防波堤の築造、港內浚渫の設計まで出來上つた。そして基隆築港は、いはゆる三大事業の一として、臺灣事業公債案のなかに包含され、豫算一千萬圓をもつて提出されたのであつた。

然るに臺灣事業公債案が、當時の內閣と議會とにより、散々痛めつけられて、巨額の減額を餘儀なくされた際、最も手痛い損傷を蒙つたのは、基隆築港であつた。卽ち豫算一千萬圓の築港計畫のうち、僅かに港內の一部を浚渫し、築地、周圍の石垣及び船溜所を完成する目的に對し、明治三十二年度以降、四箇年の繼續事業として、二百萬圓の豫算を得たに過ぎなかつた。

これは基隆港にとつては、大きな悲運であつた。しかし若し當時の內閣に、西鄕從道が內相の椅子に就いてゐなかつたならば、これだけの豫算すら、危うかつたと言はれてゐる。右について、築港の當局者たりし長尾半平は次の如く物語つた。

基隆の築港については、海相山本權兵衞が反對して、容易に閣議が纏まらなかつた。そこで後藤伯は、西鄕內相を訪ねて、この案の不通過の際の不利なる事情を訴へると、內相は「よし〱」と言つて、直ぐに伯を連れて山本海相を訪ねた。そして海相の顏を見るや否や、西鄕さんは突如、

「君はこの案に不贊成だといつて、判をつかぬさうだが、一體どういふわけだ。君が判をつかなければ、それは國務を澁滯さすといふものだ。さつさと判をつけ！」

平常は何時も圓滿で戲談ばかり言つてゐる西鄕內相が怖ろしい權幕で、命令的に迫つたので、山本海相も呆氣に

とられたらしいが、

「それでは、蝮蛇に喰はれたと思つて、判をつかう。」

と言つて、やつと閣議が通つたといふことである。

かくしてやうやく基隆築港の第一期計畫は成り、基隆築港局の官制が制定せらるるや、伯は自らその局長を兼ね、營々としてその事業の進捗を計つた。

しかも科學的日本建設の途上にありし當時において、いかに伯が、有爲なる技術者を得るに苦しんだかは、次の工學博士川上浩二郎の語るところによつても察知される。

次に後藤氏が築港事業遂行上に極めて周到なる注意を拂はれたる二三の實例を申上げますと、明治三十三年十一月に事務官今井周三郎氏と共に、私は大阪築港事業を視察に參りました時、後藤氏も東京より日を期して大阪に下られ、大阪築港技師長工學博士岡胤信氏の案内にて、小蒸汽船に搭乘し全工事を視察した事があります。此の際その船中で私が後藤氏に、基隆築港も不日浚渫船が英國より到著する豫定でありますが、之れが乘組の船長及び機關長を大阪築港より割愛して戴く事が、基隆築港に極めて必要であると進言致しました時に、後藤氏は直ちに之れを御採用になり、船中にて岡博士に談判されましたが、博士は自分の一存にて卽答致し兼ねると申され、事務所に歸著の後工事長沖野工學博士に相談せられましたが、沖野氏は後藤氏に、自分が苦心慘憺養成した船員で容易に手離し難いと申され、頗る難色がありました。後藤氏は懇願に次ぐに强要を以てせられ、遂に沖野、岡兩博士の承諾を得られた事が有ります。之れが爲め基隆築港は熟練したる高級船員、則ち船長二名機關長二名を

得て、他の船員養成の基を開き、臺灣の築港事業が最も圓滑に進捗を見た原因となつたのであります。

基隆の築港に就いて、伯の苦心したもう一つのことは、衞生設備であつた。その當時の基隆はペスト、チフス、コレラ等の流行地であつたので、かかる不健康地に、職員はじめ多數の勞働者を使役するには、如何なる設備をなすべきであるか。また日用品その他の物資の供給は如何にすべきか。それが當時の大問題であつた。

その時伯は言つた。

『流行病患者ができては、事業の進捗に關はるのみならず、人命に關する大問題だ。事務官の二人や三人增員したつてかまはぬ。ウンと徹底的にやれ。』

その伯の命令は、豫算の關係上、十分に實現され得なかつたけれども、ために醫務室が特設され、また日用品供給の共益部が設けられた。基隆築港工事が、流行病より受くる損害の比較的少なかつたのは、そのためである。

かうなると、流石は衞生局長上りの築港局長であつた。そして事衞生に關するや、伯の注意は何時でも特に細心を極めた。築港工事中の出來事の一つについて、川上はまた、次の如く語つてゐる。

後藤氏が衞生上に非常に注意を拂はれた他の一例としては、私が不在の時の出來事でありましたが、後藤氏は築港視察に基隆に御出でになり、技師山形要助氏が御案內申して、浚渫船に至りました時に、後藤氏は急に姿を隱されましたさうです。之れは後藤氏が船內の最も不潔になり易い便所及び船員控室等を先づ親しく檢査して來られたので、出て來てから其の淸潔と整頓とを稱せられたと云ふ事でありました。

この第一期事業の結果、三千噸內外の船舶を、港奥一浬半に導いて、これに安全なる泊地を與へ、浚渫によつて有

效水面積を増大し、その土砂を以て沿岸に埋立地約二萬一千餘坪を造り、鐵脚棧橋を建設して、三千噸内外の船舶を、同時に二隻繋留し得るに至る等、基隆港は全く曩日の面目を一新した。

しかしこれは、飽くまで築港工事の一部を竣へたのみで、これを以て基隆港が眞實の港灣となつたわけではなかつた。從つて秋冬の候、北東若くは北方の强風一度起らんか、北方に港口を有する港内は、狂瀾怒濤殆ど港外と擇ぶところなく、往々「港内難破」といふ珍事を出すことすらあつた。現に明治三十一年から三十四年に至る間に基隆港内において汽船五隻、西洋形帆船一隻、ジャンク船十九隻、漁船五十四隻の難破を見た。

故にこの難を凌ぐためには、どうしても第二期事業の完成が必要であつた。また防波堤が築造されるまでは、折角港内を浚渫しても、暴風の日は巨船を保護することができない。

かくして第二期事業豫算は、明治三十五年の議會に提出された。しかもこの第二期計畫が、或は議會の解散に會ひ、或は豫算の否決に會ひ、その間、ただ維持費として僅かの豫算を得、既成浚渫區域や船舶機械器具等の保全を努めたに過ぎなかつたことは、既に述べた通りである。

第二期事業が、やつと議會を通過したのは、明治三十九年の春第二十二議會の時であつた。この時、明治三十九年度より四十五年度に亙る七箇年繼續事業費として得た豫算は、六百二十萬圓であつた。そしてこの大任を授けられたのは、若き土木局長心得長尾半平であつた。彼はその當時のことを次の如く回顧してゐる。

兒玉、後藤兩氏とも、よく部下を知り、部下を信ずること厚く、基隆のあの大築港をやる時の如きも、洋行歸りで當時三十四五歳の私に、

「どうだ長尾にまかせようか。」

「まかさう。」

と、かう簡單にきまつたものでした。

そして一度、かうして任せた以上は、大抵のことは任せきりである。勿論大綱を統べるのは、自らの任とするところであるけれども、平常の事務は、長尾に任せきりであつた。これを長尾は別の機會に次の如く語つてゐる。

或る時基隆築港の計畫を持つて兒玉將軍の許に行くと、將軍一人でさへ有餘る位であるのに、後藤民政長官と御揃ひの席上で二時間近くも說明させられた。さうして說明中も、

「一寸待つてくれ、今の話はどう云ふのだ。」

と一々質問されるといふ風で、十分話を聞かれてから、後藤男を顧みて、

「どうだそれで宜からう、委せてやらしてはどうだ。」

後藤男も、

「宜うございませう。」

「それではやれ。」

というて委せられたが、一度委した以上は、決して干涉はしない。最後は御自分で責任を負ふの決心を以て、思ふ存分にやらせられる。何しろ千萬圓といふ大きな工事を、今でこそ老人仲間に足をかけて居るが、其の當時は未だ自分も靑二才である。それに全部を委せると云ふのであるから、其の度量の大なる事も分るのである。

然し乍ら、事業の根幹たるべき、根本方針を樹つるに就いては、飽くまで、民政長官たる伯の裁決を仰がなくては濟まなかつた。またその大局よりする判斷については、多くの場合、伯の裁決は正鵠を得てゐた。これは伯の下に働いた經驗のある者が、均しく首肯するところである。

基隆の築港を行ふについても、その第二期計畫には、甲乙二案があつた。そしてそれに最後の決を與へたのは、伯であつた。しかも基隆港今日の發達を來したる原因の一つは、その時の伯の裁決によるものと言はれる。それについて、川上浩二郎は、次の如く語つた。

明治三十七年の頃かと記憶致しますが、所謂基隆築港の第二期計畫を立つるに當りまして、現在の海陸連絡の設備地たる基隆港奥の西側と其反對の側、則ち現在の基隆市街地たる港奥の東側とに、海陸連絡の設備を成す兩様の設計を立てて、後藤氏の選定を仰いだ事があります。其時後藤氏は運輸交通上に於ける將來の發達及び基隆市街地の發展等を考慮せられて、現在の海陸連絡施設地を選定せられましたのです。之れ又基隆港が今日の發達を見るに至りました原因であると私は思ふのであります。

かうして著手したのが、所謂基隆港第二期事業であつた。その計畫の大様について、「基隆築港概要」の記すところは、次の通りである。

晉仔寮ヨリ牛稠港ニ至ル沿岸ニ、岸壁延長四百二十五間ヲ築キ、大基隆ヨリ小基隆ヲ經テ沙灣ニ至ル沿岸ニ、海岸石垣延長一千三十九間、護岸石垣三百二十九間、牛稠港ニ於テ海岸石垣八十間ヲ築設シ、岸壁ヲ有スル陸上ニハ、上家及倉庫ヲ建設シ、海底ハ鱟母鱟公二島以内港奥約三百間ニ至ル間ヲ干潮面以下三十尺ノ深サニ浚渫シ、又鱟公島ノ全部及鱟母島ノ海中ニ突出スル部分ハ、干潮面以下三十尺迄取除キ、仙洞鼻以内ニ於テ小蒸汽船及戎克ノ泊地ニ充ツベキ干潮面以下十二尺乃至三十尺ヲ有スル水面

積ヲ二萬一千餘坪、又干潮面以下三十尺ノ水深ヲ有スル泊地ノ面積ヲ十三萬四千餘坪トシ、岸壁ニハ三千噸内外ノ汽船四隻、六千噸内外ノ汽船一隻、繋船浮標ニハ三千噸内外ノ汽船七隻、又六千噸内外ノ汽船一隻ヲ繋留シ、仙洞鼻ニハ防波堤延長百三十間、埋立地三千六百餘坪、土留捨石九十間ヲ築造シ、港内碇泊地ヲ安全ニナスノ計畫トナシ、三十九年度ヨリ工事ニ著手シ、此等計畫ノ進捗ト共ニ、船舶碇泊上ノ危險ヲ除去シ、旅客乘降ノ便利、貨物積卸ノ簡捷ヲ得タルコト頗ル多大トナレリ。

基隆港をして、初めて港灣らしき港灣となしたものは、實にこの第二期事業であつた。そしてそれは、急激なる臺灣産業の發達に伴ひ、明治四十四年、豫算五百十七萬圓を以て、第三期事業を起すに至るまで、臺灣島物資の呑吐口たる役目を果す根基となつたのである。

三、土地調査

臺灣島開發の目標は、その經濟を近代化することにあつた。而してこの幼稚なる産業が資本主義化されるまでの間、少なくとも幾十年は、土地を資源とする農業國として發達しなければならぬことは、誰れの眼にも瞭かな事實であつた。

然るに世に臺灣の土地制度ほど、錯雜混亂せるものは少なかつた。墾主あり墾戸あり、大租あり小租ありて、土地所有權は分裂し、小作人は二種の地主を戴きて、その狀、簡明なる土地制度に慣れたる内地人には、理解することすら困難な有様であつた。

臺灣の土地制度が、かかる錯雜を呈するに至つたのは、臺灣島が由來冒險者と流浪民との開拓せる植民地であり、清朝二百五十年の等閑政策が、それに何等の行政工作を施さずして、拋擲せし結果にほかならない。

由來臺灣島は、蕃人を山地に驅逐することによつて、開拓されたものであることは、すでに述べた。從つて臺灣開拓史は、一面において、蕃人との鬪爭史であつた。その必要は、自然に島民の間に、豪族を生んだ。かくしてこれ等の豪族は、最初は蕃人より土地を收得するために、中頃はその農民に衣食を給して、開墾に從事せしむるために、而して終りには、無賴不逞の徒と蕃人との襲擊より、農民を保護するの武力を養ふがために、開墾地に對して一種の權利を獲得するに至つた。即ち彼等は自ら地主となつて地租を得、政府もまたこれを認めて、正稅は豪族をして負擔せしめ、同時に小作人の身上を保護せしめたのであつた。

この豪族を「墾首」または「業戶」といふ。墾首は內に幾百千甲の田土を有し、外に幾百千人の農民を代表し、勢威隆々、隱然小諸侯の觀があつたと傳へられる。

然るに時代の推移に從つて、この墾首の子弟は次第に安逸に陷つた。これに反して、その下に耕作に從事せる墾戶は、力作によつて、昔日の赤貧の境を脫却し、自立するに至つた。一個の田園が、田骨と田皮との二權利に分割されたのは、この故であつた。かくして墾首を大租戶と稱し、墾戶を小租戶と稱し、しかも小租戶はその土地を、更に他の小作人に貸與して耕作せしめたので、ここに同一の土地の上に、二重の地主を生ずるに至つたのである。

小作人から小租戶に納める小作料を小租、小租戶から大租戶に納める租稅を大租と言つた。しかも小租戶と大租戶との二者を併せて「頭家」と號するに至り、土地所有權の二重性は確立するに至つた。

しかし事態は三轉して、大租戶の權利はさらに縮小せられた。即ち大租戶はただ小租戶から大租を受くるの權あるに止まり、その田園を賣却し、貸與するの權を失つたからである。かくして大租戶は、納稅義務者として、形式的所

有權を有するに止まり、事實上の使用權は、全く小租戸に歸したのである。

然らば大租及び小租の額は如何といふに、土地の肥瘠、起業の難易によつて、全く各種各樣であつた。最も多いのは、一九抽的の制であつて、その收穫の一を大租戸、九を小租戸が取るものである。また一九五抽的といふのは、大租一、小租九の外に、小租戸の收入の百分の五を、手數料として大租戸に與へるものである。或は一甲の田地から籾八石を大租とするものあり、或は大租戸が總收穫の十分の三を得るものあり、土地により慣習によつて、その差は一定しなかつた。

しかもこの錯雜せる田制の最も大きな弊害は、隱田が多いといふことであつた。淸國政府が臺灣を領有して以來、未だ曾て一度も田園を丈量したことがなかつたために、その名は一甲にして、その實數甲に亙るものが多くあつた。そこで劉銘傳が臺灣巡撫となるや、光緒十二年、令を發して全島を丈量し、以て賦稅の輕重を均しうし、大租小租の關係を明かにしようと計つたが、これは慘めな失敗に終つた。劉の丈量計畫は、到る所島民の反抗を受け、甚しきは叛亂にまで及ぶものがあつたからである。

從つて帝國政府は、この紛雜せる田制を、そのままに、受取らねばならなかつた。事實、わが領臺當初においては臺灣全島に、一體幾何の田地があるのか、その實積すら判らなかつたのである。

苟くも新領土に政治を行はんとする限りにおいて、その第一要件が、土地調査にあること、いふまでもない。而して伯が臺灣民政長官の椅子に就くや、明治三十一年七月、臺灣地籍規則、土地調査規則を公布し、九月、臨時臺灣土地調査局を開設して、伯自ら局長となり、中村是公を次長として（後に中村は局長に陞任）、夙くも土地調査事業を

開始したのである。更にこの事業が、臺灣事業公債案の三大事業の一に選ばれ、五百四十萬圓の豫算をもつて、本格的に著手されるに至つたのは、上述の通りである。

ここに單純に土地調査事業と言ふけれども、その實、これほど複雜にして多岐に亙る事業はなかつた。勿論その事業の本體は、全島の土地を測量し、生産額を數へ、地籍を定め、地圖臺帳を作ることであつたが、その實はこれに止まらない。附隨して起る仕事は、地租改正あり、地價修正あり、地力考定あり、國勢調査あり、全島兵要上の三角測量あり、民法上の法律關係を變革するの事業あり、苟くも土地に因緣ある事務にして、この事業に含まれざるはなかつた。

伯が土地調査事業に、特に重點をおいたのは、この故であつた。加ふるに土地調査事業が、往々にして人民の疑惑を招き、紛擾を來し易いことは、劉銘傳の苦き經驗によつても、明かである。故にその開始については、愼重の上にも愼重なる用意が必要であつた。卽ち、全島の調査を行ふに先立つて、先づ臺北縣の石碇、文山、擺接の三堡を選み、測量調査を開始せしめたのは、その愼重なる用意の現はれに外ならなかつた。何となれば、石碇と文山との二堡は、地勢嶮惡、民族悍豪、曾て土匪の巢窟なりと信ぜられた土地である。これに反して、擺接は、地勢平坦、田園よく拓け、民風淳厚なるを以て、知られたる土地であつた。故にこの難易の兩極端に事業を試みれば、全島大體の見透しはつくものと考へられたのである。

かくして、臺灣土地調査局が、いよ〳〵事業開始の任に就くや、局長たる伯は、事務官、屬官及び技師、技手全員を一堂に集め、一場の訓示を與へた。その一節に曰く。

土地丈量其物は人心に感動を與へるものであるといふことは疑を容れぬ。加之飛語流言の盛なる爲め、殊に此回は言語の通ぜざる爲め、種々の障害がないとも限られないから、大に警戒を加へて從事しなければならぬのであります。（中略）土地丈量などは、往々人の墳墓のある處の地面を測量することもあるから、中には人の碑を踏んで歩くことがあるかも知れぬ。其時に「ナニ土人の墓だから構はない」と云ふ樣な心得ではいかぬ。內に誠ある者は外に見はるるといふ譯で、是等は大に人民の感情を害するものでありますから、成るべく十分に注意して、人心を激厲しない樣にして貰はなければならぬ。

以て伯が土地調査事業を開始するに當り、如何に細心なる注意を以て臨みたるやを知るに足るであらう。

伯はまた、全員を激勵してかう言つた。

臺灣に於て職務に就て居る人は、土地調査局の人のみでない、皆內地に於て未だ曾て見ざる所の困難を受けて居るのである。暑氣の甚しいことは勿論、住居の便利は十分でない。言語の通じないのも其一である。而して住居の不便の爲に、病氣も起る不平も起る。從て職務に影響を及ぼすことになるのである。併しながら、臺灣に居る者は、住居の不便位は初から覺悟しなければならぬ。今日辭令を受けたる以上は、辭令を受取ると同時に其人の額に其烙印を押して居るものと思はなければならぬ。此覺悟がなければ、明日にても去つて貰はなければならぬ。（中略）臺灣に役人をして居る者は、內地の役人よりも一層も二層も學術材幹を具へて居るものでなければならぬのは當然である。內地では臺灣は役人の養育院の樣に思つて居る。加之、今日の役人の內でも矢張養育院に入る樣な心得で居る者があるのである。諸君は本官と共に此處に於て事業に從ふ以上は、是迄臺灣に於て負ふた所の

汚名を雪ぐといふことは、又一方ならぬ力を盡さなければならぬことと思ふ。

土地調査局の全員は、勇躍して任に就いた。局長すでにこの意氣あり。その事業が豫想以上の好成績を收めたのは、言ふまでもない。特に世人を驚かしたことは、この試驗的調査の結果、この三堡の地籍面積が、二倍以上になつたことである。以て如何に穩田の多かりしかを見ることができるであらう。

地積の倍加は、地租納税額の倍加を意味する。若しこの割合で地籍臺帳の地積が增してゆけば、臺灣財政の獨立は、日を期して待つべきものがあるであらう。

かうして土地調査局は、さらに勇躍し、八百餘人の吏員を數十班に分つて、全島の調査に從つた。

この臺灣に行はれたる土地調査事業の一つの特色は、一糸紊れざる組織の下に、最新の科學を應用した測量方法に據つて、量定整理されたことであつた。明治三十七年、臺灣島を視察したる竹越與三郎は、それに驚嘆して曰く。

余は吏員と共に臺帳を保存する倉庫に至るや、民政長官、吏員に向つて試みに某の村落の地圖を出すべしと命ずるや、一言の下に目錄に索引せられて、參謀本部の地圖の如くに畫かれたる庄（村）圖の目前に開かるるを見る、我々が坊間に見る所の參謀本部の地圖は、二十萬分の一なれども、庄圖は六百分の一にして、米田や、茶園や、兒童の小魚を捕ふる小河や、豚犬の走る丘林に至るまで、一切精確なる三角測量によりて割り出されて、畫圖せられたるを見る。更らに數村落を合したる全圖を見んと欲すれば、同一の形式を以て畫圖せられたる二萬分の一の堡圖（郡圖）あり、鉛筆を取りて圖により比算すれば、直ちに村落の大小を圖るべし。是ぞ坐ながら全臺の形勢を掌中に見るものと云ふべし。（臺灣統治志二〇九頁）

そして竹越はさらにその結論として、「之に比して明治七年の地租改正の如きは、眞に兒戯に類するの感あるを免れず」と云つてゐる。蓋しかくの如き大規模なる科學的調査が、日本において行はれたのは、恐らく臺灣における調査が最初であつたであらう。

この時、伯を援けて、土地調査の大事業を完成せしめたのは、中村是公であつた。中村の人物と經歴については、後に詳述するが、（第二章、第二節、第二項參照）はじめ伯の下に次長として、後間もなく臨時土地調査局長として、實地に采配を振つたのは、彼であつた。彼は終生、一面において磊々、書生肌を脱せぬ男であつたが、その頭腦は飽くまで數理的、論理的であつた。彼の性向は、どこまでも地味で、芝居氣がなかつた。故に土地調査の事業が、一糸紊れず、整然と進行し得たのは、中村の指導に負ふところが多い。

土地調査事業が、いよ〳〵完了した時のことについて、高木友枝はつぎの如く回顧してゐる。

中村是公といふ人は、あれほどの人物でありながら、不思議に喋舌ることの下手な人でした。大抵のことなら默つてすます、よく〳〵のことは他人をして言はしめる、といつたやうな人柄でした。ところがたつた一度、この中村さんが、大雄辯をふるつたことがありました。それは例の土地調査の時のことです。抑ゝあの事業は、はじめから中村さんが主となつて完成したものですから、後藤さんの發議で、中村さんがその報告演説をすることになりました。流石は自分の生命を打ち込んだ仕事だけに、この報告演説は、全く一心の凝つたもので、訥々とした調子ながら、實に二時間半に亘る惻々たる大雄辯でした。見上ぐれば、語る中村の眼には涙が光つてゐる。聽く後藤さんはじめ吾々一同も、みんな共に泣いたものでした。聲涙共に降るあの時の記憶は、今に新たなる感

激をもつて想ひ起されます。

土地調査の事業が一段落を告ぐるや、總督府はいよ〳〵一切の大租權を買收して、小租戸に完全なる土地所有權を歸せしむるの政策を取つた。先づ帝國議會の協賛により、第二期事業として、財源を臺灣事業公債に仰ぐことに決し、明治三十七年五月、左の律令を發した。

律令第六號　大租權整理ニ關スル件

第一條　明治三十六年律令第九號ニ依リ確定シタル大租權ハ消滅ス
本令施行後確定シタル大租權ハ本令施行ノ日ニ於テ確定シタルモノト看做ス其ノ未ダ確定セザル間ハ之ヲ行使スルコトヲ得ス
第二條　政府ハ前條ニ依リ消滅シタル大租權ニ對シ大租權者又ハ其相續人ニ補償金ヲ交付ス
第三條　補償金ハ臺灣事業公債法ニ依リ發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ交付ス
但シ公債證書ヲ以テ交付スルコトヲ得ザル端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス
第四條　補償金額ハ大租額ニ臺灣總督ノ定ムル所ノ率ヲ乘シテ算定ス
第五條　抽的大租ハ平年ノ納額ヲ以テ前條ノ大租額トス
第六條　臺灣總督ハ確定シタル大租權者及其ノ補償金額ヲ公示スベシ
第七條　補償金ヲ受ケントスル者ハ前條公示ノ初日ヨリ六個月以内ニ臺灣總督ニ其請求書ヲ提出スベシ
第八條　前條ノ期間内ニ請求書ヲ提出セザル者ハ補償金ヲ受クルコトヲ得ズ
第九條　大租權者ハ明治三十七年分ノ大租ニ付テハ月割ヲ以テ六個月分ヲ取立ツルコトヲ得但シ二期ニ取立ツルモノハ其上半期分ヲ取立ツルコトヲ得
第十條　本令ニ規定スルモノノ外必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

本令ハ明治三十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

かくして大租權の代價三百七十七萬九千四百七十九圓十六錢に對して、額面四百八萬四百八十五圓の公債證書（額面百圓を九十圓に換算）、及び端數の現金十萬七千四十二圓六十六錢を交附し、ここに全く大租權の買收を終つたのである。

然らばその效果はどうであつたか。

數字は冷然として、次の事實を物語る。

卽ち丈量以前、三十六萬六千九百八十七甲六分五厘五毛六絲なりと信ぜられた土地は、その實、六十三萬三千六十五甲三分九厘九毛二絲あることが發見された。豫定に達はず、地積はほぼ倍加したのである。

しかも地租の增加は、それよりも甚しかつた。卽ちこの地租增加に加ふるに、大租權買收の結果、大租を地租に加へたので、從來八十六萬七百六圓六十四錢二厘に過ぎなかつた地租が、一躍三倍半の二百九十八萬九千二百八十七圓十錢に上つた。

そしてこれは、單に土地調査の效果の一面に過ぎずして、その主なる價値が、新領土の經濟的變革の基礎たりしを思ふ時、誰れか調査事業を以て、理想主義的政治家の閑事業なりと爲すを得よう。

それは實に、科學的政治家を以て自ら任ずる後藤新平の揚げたる凱歌であつたのだ。

四、阿片專賣

阿片は土匪と並んで、臺灣の二大害悪と言はれた。衛生局時代の伯は、夙くもこれに着眼して、阿片漸禁策を建て、これによつて新領土の阿片政策は決定し、明治三十年一月、阿片令が制定されたことは、既に述べたところである。

これが日本において、專賣制度が布かれた最初であつた。

然しながら、中道ほど世に至難なるはない。阿片放任は最も容易である。阿片嚴禁もまた單純である。しかしかかる極端な方策が、忍び難き弊害を來すことも明かである。故にこれ等の弊害を避けんと欲するならば、阿片漸禁の策を採るの他ないのであるが、それは放任または嚴禁策のやうな簡單なものでないだけ、それだけその實施者には、專門の知識と變通の才能とを必要とするのである。卽ち、阿片漸禁策が成功するか否かの鍵は、その人を得るか否かにある。然るに遺憾ながら、當時の日本において、阿片そのものにつき、正しき認識を抱いてゐるものは、幾人もなかつた。阿片の種類及び形狀を知る人すら、少數に限られてゐた時代である。從つて、阿片漸禁策實行の困難は、實に其處にあつたのだ。

當時の事情について、横澤次郎は、次の如く語つた。

當時專賣事業などといふことは日本では、未だ嘗て行はれてゐない。卽ち煙草の專賣とか、鹽の專賣とかいふ樣な專賣事業が行はれることは夢にも知らない時代であつた。然るに事情のよく分らざる臺灣に於いて、且つ日本人が其の取扱ひ等に習熟しないのにも拘はらず、この吸食阿片烟膏を政府が造り、之れを官營として人民に拂ひ下げるといふが如きことに至つては、殆ど人の想像にも及ばなかつたことである。その頃は吸食阿片とか生阿片とかいふものは、日本人にしてその物質を知つて居る者すら殆どないといふて宜かつた。それで茲に一つの奇談

がある。領臺後間もない頃であつたが、臺灣南部の高雄方面の警察から、臺北の總督府に電報報告があつた。それは島民が爆裂彈を數百個輸入をしたといふ報告であつた。總督府も大いに驚いて、直ぐに其の行先きの調査を命じた。だん〳〵調べて見ると、それは印度の生阿片であつた。此の印度生阿片の如きは、一見して爆裂彈の如き形をなして居る。それが爲めに警察官ですらも、之れを爆裂彈と誤認したといふのである。生阿片にはトルコ製もあり、印度製もあり、ペルシヤ製もあるといふ風で、その種類が同一のものでないからして、之れに對して種々の誤解を起して、軍政中には屢〻問題となつたことがあるといふが如く、日本人は吸食阿片とか、生阿片とかいふやうなことは、殆ど識別が出來なかつた時勢である。

かうした狀態であつたので、臺灣に阿片專賣制を布き、政府が自ら阿片を輸入し製造するといつても、大變な騷ぎであつた。第一、日本の技師には、阿片の製造法が、皆目わからなかつた。已むを得ず、その技を臺灣從來の阿片製造者に就いて學ぶこととし、百事その指示を仰いだ。卽ち民家で使つてゐる鐵鍋に阿片を蓄へ、これを七輪釜の上で煮沸し、貧乏團扇で煽ぎながら製造したものであつた。從つて製藥所なども、狹隘穢陋な小屋であつて、明治二十九年六月、桂新總督が伊藤公、西鄕侯などと共に、後藤衛生局長を從へて臺北に入つた時、この製藥所を見て長嘆し、殆ど絕望せんとしたのも、無理からぬことであつた。桂新總督が、臺灣に衛生院を新設し、伯を招聘しようと考へたのも、主としてこのためであつた。

然るに衛生院創立の計は成らず、桂に代つて赴任した第三代乃木總督及び曾根民政局長は、阿片政策について冷淡であつたため、折角後藤衛生局長の計畫によつて、緖についた阿片漸禁策も、中途において挫折せんとした。事實い

ま一箇年そのままで繼續したならば、臺灣の阿片政策は、どう變化したか計られぬ狀態であつた。其處に、その阿片政策の計畫者たる伯が、民政局長として、新領土に赴任し來つたのである。かるが故に、民政局長としての伯の最初の仕事は、この原始的なる阿片製作法を科學的、工業的ならしむることであつた。そのため伯は、遠く人を印度、波斯その他の土地に派して、阿片製造法は言ふまでもなく、原料阿片の購入法、生阿片の外國市況、罌粟の栽培法等を研究調査せしめ、つひに完備せる製藥所を建つることに成功した。

かくして建設されたる製藥所は、百事整理、規模廣大、阿片製造器具裝置の如き、英領印度にも見るべからざる新組織であつた。明治三十七年、臺灣を訪うたる竹越與三郎は、その狀態を、次の如く記した。

余が其官衙に入るや、官吏は余が爲めに棱椙の實の如き印度阿片、線香の如くに裝はれたる波斯阿片を出して其得失、精粗を論じつつ、余を導きて工場に至れば、母國人が幾多の土人と相交りて、阿片膏を製作するを見る。或者は原料を破碎し、或る者は之を槽中に蒸し、或る者は更らに酒を加へて煮、或る者はパイプによりて之を鍋に誘ふて和味し、或る者は之を鐵葉の鑵中に封じ、或る者は之に商標を粘貼す。而して全工場を擧げて靜寂にして、唯だ鍋中の阿片の沸騰する響を聞くのみ。工場內に於ては、除蟲菊を火に投じたるが如き臭氣の充滿するを見れば、阿片を吸ふの臭氣もまた此の如きものなるべしと想像せらる。（臺灣統治志二五五・二五六頁）

第二は、阿片癮者の、調査確定といふことであつた。阿片漸禁策の根本主義が、癮者に限つて、藥品として阿片を供給するといふにある以上、その確定が、阿片政策の第一要件であることは、言ふまでもないに拘はらず、伯の赴任當時においては、未だその調査は完了してゐなかつた。

茲に於いて伯は鋭意その調查確定に努力し、明治三十三年九月に至り、漸く全島の癮者を網羅することができた。その數は實に十六萬九千六十四人であつた。右について、高木友枝は、次の如く語つてゐる。

明治三十三年九月、全島の阿片癮者の總數が十六萬九千六十四人であつた事を述べたが、此の數字に關して面白い事がある。當初總督府は阿片癮者の概數を知る爲めに、清國時代に臺灣に輸入された生阿片（粗製阿片）の書を調べたものである。年額四十萬斤と云ふ數であつた。假りに一人一匁を吸食するものとして計算すると、約十七、八萬人の吸食者がある譯である。此の數字を標準に總ての計畫を進めて行つたのであるが、夫れが實數と符節を合せた樣になつたのは妙であつた。

かくて阿片漸禁政策は、漸く實施の基礎を得た。然るにこれについては一方、これまで阿片によつて巨利を博してゐた輸入商の猛烈なる反對があつた。

當時臺灣においては、政府製造の阿片烟は、從來市場において賣買されてゐたものより高價である上に、その品質も稀薄であるといふ風說が、一般に信ぜられてゐた。從來の阿片輸入商は、この風說に乘じて、私かに民心を煽動し、また密輸入を試みるものさへ生じ來つた。ために總督府は、嚴密なる監督を、この方面に行はねばならなかつた。

また一方には、臺灣阿片の專賣は、纔かに經費を償ふのみであるため、政府はこれを民業に移し、關稅特許料その他を以て、收入の增加を計らんとするものであるといふ風說が盛んに行はれた。これは當時の讀賣新聞その他東京の諸新聞に、盛んに書き立てられた。

この風說は、乃木總督時代においては、全然無根といふことはできなかつたやうである。しかもこの風說は、總督

交迭の後も依然として繼續し、甚しきに至つては、阿片民業說は、後藤新民政長官の持說であつて、一後藤氏は此の間に處して巧みに十萬圓を儲け、匆々歸京する筈にて、後藤氏が民政長官となりて來臺したる大目的は、全く此にあり」と傳ふるものすらあつたほどである。そこで一記者が、この風評を提げて伯に迫ると、伯は、

『なに、タツタ十萬圓か。』

と、一笑に附し去つたと、臺灣の新聞（臺日、明三一・八・六）は記してゐるが、蓋し阿片漸禁策をもつて、治臺の生命となせる伯にとつて、かかる風說は一笑にすら價しなかつたに違ひない。伯は、これら爲めにするところある非難や風評を押し切つて、その阿片政策を斷行した。實に、臺灣における阿片政策は、その計畫者が伯であつたばかりでなく、その實施についても、伯の不動の意志と、應變の手腕に俟つところが多かつた。

いま阿片專賣の成績を、統計法によつて示せば、次の通りである。

阿片煙膏賣下數量及價額累年表

年度	阿片煙膏賣下數量	同賣下價額
明治三十年度	二五、〇九〇、五〇〇匁	一、五三九、七六六円
同 三十一年度	四七、一〇六、九〇〇	三、四三八、八三四
同 三十二年度	五六、四九八、四〇〇	四、二二二、二二四
同 三十三年度	五四、七四一、六〇〇	四、二三四、八四三
同 三十四年度	三一、六二二、五〇〇	二、八〇四、一四一
同 三十五年度	三四、八五九、五〇〇	三、〇〇八、三八六
同 三十六年度	三九、七一二、六〇〇	三、六一九、二一七
同 三十七年度	三九、六八九、三〇〇	三、七一四、二一一

同　三十八年度	四二、二四〇、一〇〇	四、二〇六、五二四
同　三十九年度	四〇、三五九、七〇〇	四、三九五、四九七
同　四十年度	三七、七五八、〇〇〇	四、四六一、四八六
同　四十一年度	三八、五三一、七〇〇	四、六一四、八七二
同　四十二年度	四〇、五四三、〇〇〇	四、六七一、二八二
同　四十三年度	二七、七四五、九〇〇	四、八四四、五三四
同　四十四年度	二八、七五一、一〇〇	五、五〇一、四四九
大正　元　年度	二七、三〇七、一〇〇	五、二六二、六〇六
同　二　年度	二七、二三九、〇〇〇	五、二八九、四九五
同　三　年度	二六、六四九、二〇〇	五、二二六、四三八
同　四　年度	二八、四五九、一〇〇	五、六七六、八九七
同　五　年度	二七、一九四、七〇〇	六、一五九、四五〇
同　六　年度	二四、五五一、一〇〇	六、六九四、九九九

この統計によつても明かなる如く、阿片賣下數量は、明治三十二年の五萬六千四百九十八貫四百匁を最高として、以來多少の高下はあるけれども、漸次減少してゐることが判る。しかもその減少は、伯の在任中よりも、むしろ阿片政策確定十年後の明治四十二年から、俄然顯著となつてゐる。棺を蓋うて事定まると言ふが、一つの政策の是非は、少なくとも十年の日子に俟たざれば確定し難いことを、上記の數字が如實に示してゐる。

次に賣下高の減少にも拘はらず、賣下價格の却つて漸增してゐるのは、一つは阿片價格の昂騰したのと、今一つは二等品三等品の需要が著しく減じて、一等品の需要が比較的增加したためである。此處にも伯の積極的經濟政策によ

つて、臺灣の民度が、著しき向上を示したことを、反映するものと言はねばならぬ。

さらに阿片吸食者の減少に至つては、豫期以上の成績を擧げることができた。卽ち總督府の調杳が一段落を告げた明治三十三年において、十六萬九千六十四人といふ、巨大なる數字を示してゐた癮者數は、大正六年にはすでに六萬二千三百十七人に減少し、昭和四年三月現在においては、男二萬二千五百二人、女三千七百七十一人、計二萬六千二百七十三人に激減した。

かくの如く、伯の阿片政策は、著大なる成績を收めた。ただ一つ、伯の遺憾としたるところは、この阿片專賣收入の使途についてであつた。これを高木友枝は次の如く語つてゐる。

此の案（伯の阿片專賣案）を見て、衞生の創立者である長與專齋先生は一專賣にすれば收益が伴ふ筈であるが、何時の政府でも金が餘つて困るといふ政府は無いのであるから、結局阿片を澤山賣りたいと云ふことになりはせぬか一と云はれたのである。其の時後藤局長は「夫れは阿片收入を一般收入となせば、其の虞れがないでもありませんが、自分の考へでは阿片の輸入販賣共に衞生當局の手で行ふことにして、其の收益も衞生の目的にのみ使用する考へであるから、御心配になる樣なことは無いと信じます」と、答へたのであつた。

卽ち伯の計畫によれば、この阿片の收益は、全部衞生費に投じて、自由に新領土の文化政策を行ふ心算であつた。それが不幸にして實現さるるに至らず、別に費途を求めざるを得なかつたことは、後述する通りである。

これを要するに、阿片政策の成功は、伯の治臺十年に亙る輝ける業績のうち、その最も光輝あるものの一つであつて、明治三十五年、伯が勳二等旭日章を授けられたのは、この勳功によるものであつた。それについて横澤次郎は、

次の如く回顧した。

三十五年に阿片行政が一段落ついたので、兒玉總督よりして後藤長官の阿片行政に對する勳勞に依つて勳二等旭日章授與の上奏をせられた。その秋頃、丁度總督が上京して居つて、賞勳局へその上奏の件で屢々私が行つた。然るにその頃賞勳局に書記官の横田香苗氏といふ人が居つた。この横田先生なか〳〵この敍勳の問題に對して了解をしない。「毒藥を拵へて敍勳といふことがあるか」といふやうなことで、私共が屢々說明を與へても、なかなかその說明を諒解せられなかつた。已むを得ぬから私がこれを兒玉總督に申上げた所が、兒玉總督が「それではおれが一遍行かう」と言うて或る日總督に私がお供をして賞勳局へ行つた。さうして横田香苗書記官に面會をせられた。それでその話の中に兒玉總督が「いやあれは毒藥變じて良藥となるといふ譯で、あの阿片といふ毒藥を毒でない藥に拵へた、卽ち總督府には製藥所といふものがある、その製藥所で阿片といふ毒藥を良藥に製造する、それを後藤が發明したのです」と言ふと「ああさうですか、さういふことがあるのですか、あの阿片を支那人が飮んで段々身體が惡くなるやうな風でなくして、あれを飮めば身體が良くなるといふのですか」「さうです、あれは阿片煙膏といふものを製藥所で拵へて、それを飮めば病者にもならぬといふ譯で、所謂良藥になつたのでこの敍勳を上奏した」「さてはさうであつたか」といふので、横田先生も了解せられたのである。丁度私共は十二月に任地に歸るのでしたが、勳章が下りましたので、私が代受をして、さうして臺灣へ捧持して行つた。所で臺灣で敍勳式といふものがあるに就いて、勳二等を敍勳する時には、矢張り勳二等を佩びた人が居なければならぬが、臺灣にはその當時勳二等を佩びた人は文武官の內に誰れも居なかつた。そこで已むを得ず直接長官にこれを

傳達することになつて、私が長官の胸に著けて上げた。その時に後藤長官は勳章を佩びられて非常に喜ばれた。さうしてその喜びの言葉に一自分が考へて、その考へを實行し、それが完成をして貰つた勳章はこれが初めてだ、實はこの勳章はわが身にとつては偉大なる光榮を感ぜしむるのである一と言つて喜ばれた。恰かも子供が玩具を弄んで喜ぶが如き狀態で、その勳章を幾度か手に捧げて見て喜ばれて居つた樣子は、今尙ほ私の眼底に映ずるやうな次第で、誠に心の裡の喜ばしさが顏色にあり〳〵と現はれて居たのを今尙ほ私は忘るることは出來ない。

豈獨り、伯の名譽とのみ言はんや。從來、何れの國も未だ曾つて解決し得たることなき阿片問題を、かくも見事に解決し得たといふことは、實に世界の人文史上に我國の誇るべき事實である。國際阿片會議が臺灣の阿片政策を以て、世界の模範たるべきものと認めたのも、實にその故であつた。

五、食鹽專賣

阿片に次いで、臺灣に專賣制度が布かれたのは、食鹽であつた。それは明治三十二年五月、律令第七號を以て、食鹽專賣制度を實施したる時に始まる。

顧みれば和蘭が臺灣島を統治してゐた時代、彼等はバタヴィアの東印度會社を利せんがために、臺灣に製鹽事業を創立することを許さず、ために全島民の怨嗟を招いた。故に鄭成功は、臺灣を領有するや、天日製鹽の法を人民に教へて、食鹽の自給自足を計り、少しも食鹽に課稅しなかつた。

これが臺灣製鹽事業の端緒であつた。

次いで淸朝時代に入るや、政府は食鹽に課稅し、また雍正五年には全然私業を禁じて官業となし、爾來幾多の變遷はあつたが、我國が臺灣を領有するに及び、まづ專賣制を廢して、自由營業となした。これは以て一般大衆の便益を計らんがためであつた。

然るに意外にも、臺灣の製鹽事業は、自由となると共に、忽ち衰退して、その事業を廢棄するもの一半の上に及び、容易ならざる形勢を生じた。これは官業時代の製鹽者は、政府を華客として、その製產品を賣却する門戶を有つてゐたのに、自由營業となるに及び、直接に人民の來り買ふに俟たざるべからず、その事甚だ賴むべからざるものとなつたからである。

今一つ自由營業の堪ふべからざる弊害は、鹽價の不均一といふことであつた。卽ち產鹽地に近き地方の人民は、從來よりやや廉價に食鹽を購ふことができたけれども、製鹽地を隔つるに從ひ鹽價は騰貴して、空前の高價でこの生活必需品を購はざるを得ざるに至つた。卽ち、舊淸朝專賣時代の賣下價格は、百斤につき一圓四十錢乃至一圓六十錢であつたものが、いはゆる自由販賣時代に入ると、それが廉き所は七、八十錢から、高き所は八、九圓を唱ふるに至つたのである。

實情すでにかくの如し。食鹽の自由營業は、獨り政府の一財源を失はしむるのみならず、却つて製鹽業者と消費者を苦しましむるの結果となつて、民心收攬の目的を達する所以でもないことが、明白となつた。

伯が民政局長として、食鹽に專賣制度の斷行を決心したのはこの故であつた。ただ伯がこの食鹽專賣制度の實施を躊躇したのは、當時島內に不穩の兆があつたためであるが、しかもそれを押し切つて、專賣を斷行せしめたのは、辜

頽榮の進言と盡力とであつた。章はそれを自ら、次の如く記してゐる。

これより地方漸く平靜を見たり。（註、土匪招降を指す）惟ふに財源尙ほ須らく開發すべし。將府因りて專賣事業を計畫す。而して官鹽早く決案あり。未だ實施せざるに迨び、余爲めに公に請うて曰く。鹽政告示すること數月、速かに斷行せずんば、當局の威信を碍る有らん。公謂らく現下の情勢宵小跳梁す、實施恐らくは易々ならずと。余卽ち意見を開陳す。謂らく。前淸縉紳の士（進士擧人秀才等の如きもの）素勢力を負ふ、領臺以後、皆特權を失ふ、逸して邪を思ひ易し、彼輩若し困窮を致さば、且に滋す多事ならんとす、若し此の鹽政の利權を以て之に與へ、惠澤に沾ふを感ぜしむる若きは、治安の政策に於いて當に裨補無からざるべし焉。公言を聞き、余の肩を拍つて大呼して曰く。利の在る所、人必ず之に趨る、而して君獨り敢へて自ら專らにせずして、而して廣く人に畀へんと欲す、深く敬服すべし、此の事當に君を煩して我を助くべきなりと。玆に於いて、專賣局長（註、實は稅務課長）中村是公及び兒玉史郎を派し、余と同道して、輪に駕し首め澎湖に赴き、繼いで臺南に至る。然る後南より而して北す、匝月の間ならずして、各地期の如く開辦し、遂に實施を見たり。是れ臺灣專賣事業の第一歩と爲すなり。

この專賣制度は、島內の製鹽業者をして製鹽せしめ、その製鹽は一定の賠償金を交付し、一旦政府に收納し、更に公定價格を以て拂下げを爲すの法であつた。

これに對して、最初當局が最も苦心したところは、その賠償價格を、如何に定むべきかであつた。何となれば、當時の臺灣の製鹽は、悉く天日製であつて、その製產費は、鹽田の固定資本の利子の他、勞働費ばかりであるのに、當

時臺灣の勞銀は、一高一低して定まるところがなかつたからである。かくして食鹽專賣制度實施以來、明治三十五年までに、更正すること前後七回に及び、初めて安定を見るに至つた。

いま一つの困難は、一旦專賣制が廢止されたるため、鹽田荒廢してその回復容易ならざるのみならず、その製法粗雜にして、色は黃黑く結晶は大に、なかには泥土の混入するものさへあつて、鹽は白いものとのみ思つてゐた內地人には、殆ど食鹽とは信じ難かつたほどである。

しかも島內運搬の不便のため、南部の製鹽を北部に供給することができぬ。已むを得ず、對岸より食鹽を輸入して北部に供給し、南部の剩つた食鹽は、これを內地に移出するの計畫を樹てたが、そのためには、鹽田から移出港までの運河の開鑿、艀の建造、荷役の指導、包裝の整備、運輸系統の確立、兵庫倉庫の築造等、種々の設備を施さねばならなかつた。しかも折角これほど苦心して移出して見ても、內地の一般消費者が、そんな黃黑い鹽を使ふ筈がない。辛うじて分析表によつて、醬油業者を說得し、醬油及び味噌の製造用として、活路を見出したほどである。

臺灣の食鹽專賣は、實にかくの如き苦境を經て、漸く確立したものである。故に總督府は、銳意鹽田と製鹽法の改良を計り二、三年の後には、早くも內地のそれ以上に純良なるものを生ずるに至つた。

かくして專賣制度實施以來、臺灣鹽の進出は、實に目覺ましいものがあつた。卽ち專賣前の鹽田の面積は僅かに三百五十四甲、年產額一千九百萬斤を出でず、外國鹽の輸入によつて、やつと島內需要の不足を充してゐたものが、翌明治三十三年には、早くも六千萬斤の製鹽あり、島內の需要を充してなほ剩りあるに至つた。

その後ます〳〵鹽田の擴張を奬勵し、或は開設者に補助金を與へ、或は資本に對する利子及び勞銀の高低に應じ、

賠償率を改定するなど鋭意改善を圖つた結果、大いにその面目を改むるに至つた。

明治三十三年度より四十年度に至る食鹽販賣數量及び價格表は、次の通りである。

年度	販賣數量	賣上價額
明治三十三年度	五一、〇九一、六六九斤	三五八、三三四円
同　三十四年度	七七、九三二、六五七	五一〇、二〇三
同　三十五年度	一一四、〇六七、四八八	六七二、八一五
同　三十六年度	八三、四四二、六五六	四七二、八五一
同　三十七年度	一一二、六二三、九三七	五五四、五三七
同　三十八年度	九五、九一〇、五一四	六六五、五二八
同　三十九年度	一〇三、七三五、九四七	七四四、九七六
同　四十　年度	一〇四、五八六、五六〇	七三二、三三九

專賣制度實施以來僅か三年にして、食鹽販賣數量一億斤を超え、專賣前の產額に六倍するとは、まさに異常の成績といはねばならぬ。從來、食鹽の輸入地たりし臺灣は、忽ちにして輸出地となり、母國の不足食鹽を補ふべき、重要なる移出地となつたのである。

六、樟腦專賣

臺灣名物なに〳〵ぞ、
砂糖に樟腦に、烏龍茶

そしてお米が、二度とれる
山には黃金の、花が咲く

臺灣の茶亭に遊ぶ客は、藝妓が三味線に合せて唄ふこの歌を聞く。これは殖產局長新渡戶稻造が作つて、先づ藝妓をして唄はしめ、遂に全島に流布したのである。新渡戶はこの歌を藝妓に教へるとき、『この歌を、內地から來たお客さんには、きつと唄つてきかすのだよ。さうして、覺えて歸つて貰ふのだよ。』と言ひきかした。これによつて彼は臺灣產業を內地に宣傳せしめんとした。そしてこの彼の計畫はかなり成功した。

臺灣では西暦一七〇〇年頃から、すでに樟腦を製造する者があつたが、その產額は極めて微々たるものであつた。一八六三年九月道臺陳方伯は、樟腦を官の專賣となし、硝石、硫黃と共に、私に賣買することを禁止した。しかるに一八六八年、英國領事の抗議を受くるや、忽ちにして專賣制度は廢止せられ、外國人も亦自由に樟腦をとつて、開港場に搬出する權利を得た。

これが樟腦賣買の商權、外人に歸するの端緒であつた。

續いて劉銘傳は、再び專賣法を行ひ、一八八七年（光緒十三年）大嵙崁及び彰化に腦務總局を設け、製造されたる樟腦を悉く此處に集めて、更にその一手販賣を最初獨商ブッドレル伯に、續いて林朝棟及び蔡南生に許した。樟腦製造が盛んになつたのは、この頃からである。

然るにこの專賣法も、間もなく英商の嚴重なる抗議のために、一八九〇年（光緒十六年）廢止の悲運に際會した。それと同時に、かくまで隆盛であつた製腦業も、また昔日の觀なきに至つた。何となれば、樟樹の繁茂するところは、

多くは蕃地に近き山中にあり、從つて官業を全廢して內山駐屯の兵を撤退するや、生蕃は忽ち出沒跳梁して、その業を危殆ならしめたからである。

かくの如く、臺灣の樟腦事業は、時にその制度に變遷があつたが、その間にただ一つ變らざる事實は、外商の勢力が駸々と羽翼を張り來つたことであつて、臺灣の腦價は全く香港相場の左右するところとなつた。

卽ち淸國時代において、表面上外人は通過券を得て臺灣內地に入り、樟腦の買取、搬出をなすに止まり、外商に製腦を許可したことはなかつたけれども、實際においては、外商は各地に集積所を備へ、資金を土人に貸與し、その名義を以て製腦に從事したので、事實は全島の製腦業は全く外商の左右するところとなつてゐたのである。

臺灣が我國の領有に歸した當時の狀態は、實にかくの如きものであつた。しかも樟腦は、主として日本內地及び臺灣より產出する外、殆ど世界の何國にも生產しない商品であつて、從つてそれは我國の自然的獨占に歸したのであるが、それだけに、危險も亦其處にあつた。何となれば、自然的獨占の商品は、それを自由に放任しておくときは、忽ちにして投機業者の乘ずるところとなり、或は買占め、或は賣崩しによつて、價格は必然的に安定を失ふ。加ふるにその總價額も亦、投機として左右するに容易な金額であつたので、樟腦は獨り神戶、香港のみならず、歐米の市場においても、しば〳〵投機の目的に供せられた。

この樟腦の投機的價格はまた、樟腦生產にも影響を及ぼした。卽ち當業者は、單に目前の市價にのみ注目するが故に、時に生產過剩となり、粗製濫造となり、つひに價格の暴落を來すを免れなかつたからである。

故に我國が臺灣を領有したる時、樟腦を專賣とすることは、殆ど絕對の必要であつた。

これ等の點を、早くも觀破したる伯は、民政局長として赴任したる直後、明治三十一年六月、律令を發して、臺灣の樟腦は一切官業たらしむることを布告し、三十二年六月、臺灣樟腦局を設けて、その專賣制度を布いた。

しかしながら、樟腦の專賣制度が成功するや否やは、販賣方法の如何に繫ることが多い。故に伯はこの專賣制度については、多大の技術的苦心を拂つた。

第一、每年度內に賣渡すべき樟腦の數量は、需要の模樣によつて、臺灣總督府がこれを定めることとした。これは一方價格の維持を圖ると共に、投機者に乘ぜられるのを防ぐためである。

第二、賣渡價格は臺灣總督府がこれを定め、必要に應じて變更する權利を保留した。そして販賣希望者をして、入札により、歐米市場に於ける最高の賣捌價格を競爭せしめ、その最低者と契約を結ぶこととした。普通の入札ならば、最高者に落札するのが常であるが、さうすると、樟腦の市價は非常の高價となり、或は販路を梗塞せしめ、樟腦代用品の出現を促がす結果となるからである。

第三、樟腦の投機化と、販賣人の利益壟斷を防ぎ、消費者の便利を圖らんがために、總督府は、東洋及び歐米各地に需要相當の數量を分配し、販賣人をしてその分配量の賣捌きを爲す義務を負はしめた。そして販賣人は或る地方に委託販賣人を置くの外、請負によつて樟腦を他人に一手に賣渡すことを禁ぜられた。また販賣人が樟腦の包裝を改め、或は他物を混和して賣捌きを爲すことも禁ぜられた。

以上が伯の創定したる樟腦專賣制の要項である。

然らば樟腦專賣制度を實施したる效果はどうであつたか。

第一は、樟腦價格の高騰であつた。樟腦專賣の豫算が、第十三帝國議會に提出されるといふ飛報は、忽ち内外の樟腦市場を驚かし、當時百斤につき四十弗內外であつた香港相場は、一躍六十弗の取引を見るに至つた。豫報だけで、すでにこの通りである。いよ〳〵專賣制の開始されるに至つては、早くも七十一、二弗を唱へ、專賣制施行六箇月後には、八十四弗の取引を見た。卽ち總督府が、まだ一斤の樟腦をも發賣しないうちに、價格は倍加するに至つたのである。

この腦價の急騰はまた、內地の樟腦に、著大な影響を及ぼした。

初め臺灣に專賣制を實施するに際し、伯はそれが內地製腦に及ぼすべき影響について憂慮し、中央政府に照會したところ、農商務省の調査には、年產額僅かに三十萬斤であるといふので、假に五十萬斤內外と豫想しても、臺灣樟腦專賣に影響なしとして、內地の製腦には何等の制度も設けず、臺灣だけに專賣法を實施したのであつた。

然るに一度臺灣に專賣制が布かれて、この價格の急騰を見るや、內地の樟腦は電氣の如くにこれに感應した。すなはち內地產額は明治三十二年度早くも八十萬斤、三十三年度には百五十萬斤に達し、なほ漸次增加の傾向を示した。ために市價に及ぼす影響尠なからず、臺灣專賣樟腦は空しく庫中に貯藏するの外なき悲境に陷つた。

勿論、臺灣專賣樟腦は、若し內地樟腦と競爭するつもりならば、生產費の上から、優に內地を壓倒しうる地位にあつた。しかしそれは、內地のためにも臺灣のためにも、卽ち日本の樟腦界のために、採らざるの策である。茲に於いて當局者は、必然的に、內地臺灣共通の專賣制度の實施を希望し、つひに明治三十六年六月、初めて內地臺灣共通の專賣法を施行することとなつた。

この點において、新領土は却つて母國に先鞭をつけ、伯の先見の明は、日本全體をリードするに至つたのである。

かくして臺灣の樟腦專賣制度は、母國民に多大の經濟的利益を與へたのみならず、他方多額の收益を臺灣の財政に資し、新領土開發に資することが大であつた。明治三十三年度より四十年度までの八年間だけで、樟腦專賣益金すでに一千三百六十五萬圓、その內譯は次の通りであつた。

年度	收入	支出	差引益金
明治三十三年度	円三、七五二、二六七・七六五	円一、二一八、三〇三・五四三	円二、五三三、九六四・二二二
同　三十四年度	三、二九二、三五一・九九〇	二、一七七、三五一・四九四	一、一一五、〇〇〇・四九六
同　三十五年度	二、五七二、七三一・一八〇	一、四七〇、一〇九・六二二	一、一〇二、六二一・五五八
同　三十六年度	二、三二三、五四〇・八〇〇	二、〇五一、五七一・二五八	二七一、九六九・五四二
同　三十七年度	三、七二五、二八二・四七九	二、四三九、〇二七・八三五	一、二八六、二五四・六四四
同　三十八年度	四、三一三、三二二・六四八	二、三二六、一九七・七三九	一、九八七、一二四・九〇九
同　三十九年度	四、九二四、六三七・五六二	三、一五四、三二三・六三九	一、七七〇、三一三・九二三
同　四十年度	七、三〇三、八四九・〇九〇	三、七一九、八〇二・九四五	三、五八四、〇四六・一四五

かくの如く臺灣における樟腦專賣法は、新領土の財政獨立に資するところが多かつた。と同時に、それはまた、從來外人の手に握られてゐた製腦業及び販賣業についての商權を、完全にわが手に恢復する所以ともなつてきた。また世界における樟腦の需給を調節すると共に、國內樟腦工業の發達統一を助長した。樟腦生產の平衡を保持し、品質を整一にならしめ、更に樟樹の濫伐暴殄を防ぎ、完全なる造林計畫を遂行するを得た。

これを要するに、臺灣における樟腦專賣制度こそは、新しき統制經濟の妙味を發揮して、それに成功せるものとい

ふべく、その點伯は、今もなほその先見の明と共に、その經營的才幹を、世に誇るに足るといふべきであらう。

七、煙草專賣

以上、阿片、食鹽、樟腦の專賣が、所謂伯の臺灣三大專賣法であつて、新領土財政の根幹をなすものであつた。そしてこれ等の專賣事業は、はじめ各別の局課に分掌せしめてゐたが、明治三十四年五月二十四日、臺灣總督府專賣局官制が發布せらるるや、從來の製藥所、鹽務局、樟腦局は廢せられて、悉く總督府專賣局に統一せらるるに至つた。然るに間もなく臺灣專賣局は、この三大專賣の外に、今一つの專賣事業を追加することになつた。それは明治三十八年、日本全國に實施せられた煙草の專賣である。

煙草專賣法を臺灣に施行するに至つた經緯について、その關係者の一人たる藤田謙一は、次の如く語つてゐる。

私が後藤さんを識つたのは、相馬事件の當時裏面に働いた後藤勝藏と云ふ人の紹介で麻布の新網町に後藤さんを訪ねたのが最初でした。それから御認識を得て、愈〻民政長官になられた後に、煙草の專賣を臺灣でやらうと云ふ時のことである。私は學校を出てから大藏省の小役人をして、煙草の製造販賣の方に從事して居つた。煙草屋の支配人もしたりした。そこで後藤さんが、

「今度臺灣でも煙草の專賣を布かうと思ふが、どうだ、君は煙草に經驗があるさうだから、何か參考になることを話せ。」

と云ふことであつた。そこで私が、

「それは政府で專賣するより臺灣では民間の請負にしなさい。臺灣に煙草の商賣を官吏がしても駄目です。失敬だけれども民間の請負にしなさい。」

と言ふと、後藤さんは、

「さうか、しかし良いか惡いかお互ひに議論して見よう。」

と言ふので、私は或る程度、官廳でやるより我々の民間の請負にさせた方がいいと云ふ議論をやつた。ところが反對に後藤さんに散々に吹き飛ばされて、今でも覺えて居るが、どうしても議論に勝てない。無論勝てる譯がない。その時に感じたのは、あの人は、何か諮問に應じて、此方が意見を述べると、向うも對等になつて盛んに議論をする。決して負けない。その代り負かされたら、淡泊にその議論を採用する。他の人にあれだけ無遠慮に議論したら、彼奴生意氣な奴だ、と思はれるが、後藤さんはもつと打突かつて來いと、進んで議論を要求する人である。そこで私は、もう一遍やつてやらうと思つて今度は十分考へて二度行きました。あの人は强いからうんと打突かつたら宜からうと思つて研究をしてやつたんだが、中々負けない。

「どうも君の議論の限りでは、まだ民間の請負には感服出來ない。」

と言つて、政府直接にやると云ふ說を枉げない。更にもう一遍議論をしました。

「何遍でも來い。」

と言ふ。そして間もなく、臺灣に煙草の專賣を實行されました。その時に感じたことは二つある。それは後藤さんには、放漫な議論をいくら吹掛けても駄目である。細かいことは知るまい、財政的な事など少しも分るまいと

思つてゐたが、中々財政のことなどは、細心の注意を拂つてゐるわいと感じたことが一つ。又一つは、何事でも人の意見を丁寧に聽くが、盛んに議論で研究的に打突かつて來ることを喜ぶ人である。こちらは斯んなことを申してはと心配するが、向うはまだ物足らぬと云ふ人である。

「藤田、もう一遍議論しよう。」

と猛烈に打突かつて行くことを要求する人であるといふことであつた。

かくして明治三十八年、內地に煙草專賣法が實施せらるると同時に、臺灣においても、これを施行することに決した。

由來臺灣における煙草の耕作は、年久しく行はれたるにも拘はらず、その發達遲々として振はず、常に支那煙草に壓せられて、自給の力がなかつた。卽ち當時調査の結果、島內一箇年の需要刻煙草を供給するには、約四百萬斤以上の原料葉煙草を要するに拘はらず、葉煙草の產額は僅かに三十萬斤乃至五十萬斤の間に出ないことが判つた。

そこで伯は一方、機械、器具、工場等の設備を改良し、しばらく支那產原料葉煙草を以て、島內の需要を充たすこととした。ところがいよ〳〵原料葉煙草の買入入札を行つてみると、これは三井物產、サミユール、辜顯榮、その他の有力商が參加したにも拘はらず、いづれも入札價格が高くて、豫定價格を去ること遠く、つひに落札するに至らなかつた。

然らば伯は如何にしてこれに對處したか。實地にその事に當つた宮尾舜治の語るところによれば、次の通りである。

この時私は、後藤民政長官に呼ばれて、對策を求められましたので、私は、

「それは當然のことで、これまで臺灣には數百人の煙草製造人があり、各緣故を辿つて、支那の各産地から、少量づつ買入れて間に合せてゐたのです。それを今度、一度に多量の入札を出されても、元來支那の各地には、これに應ずる市場もなく、從つて相場も立ち難いわけです。だから入札者は、取り敢へず、好い加減に入札をしておき、落札後各地で買集める考へですから、勢ひこんな高價な入札をすることになつたのです。だから專賣局で若し買入をするなら、直接産地で買出しをするか、或は一應産地から臺灣までの買入の連絡をつけてからでないと、むつかしいと思ひます。」

かう申しますと、伯は、

「よし、判つた。では君はこれから支那に行つて、その順序をつけてこい。」

さういふわけで、私は三井物産と交渉の上、表面上は三井物産の店員といふ觸れ込みで、三井物産の通譯二名を伴ひ、福建、浙江、江西、湖南、湖北などの奥地に入つて、産地で直接に葉煙草の買付を行つたのです。さうして、産地から開港場までの陸上運搬、並びに代金支拂の方法を立て、さらに開港場から臺灣までの輸送船賃のことなど、實地に取極めて、これを三井物産に引繼ぎました。この時、三井物産に對しては、諸費に對して百分の二半の手數料を支拂ふこととなし、以來、この方法で買付を行ふことになつたわけであります。

かくの如く、伯は一方、原料葉煙草輸入の方法を立つると同時に他方、島内に煙草の耕作を奬勵して、自給自足の計を建てた。すなはち支那産地より煙草耕作者を招き、煙草の種子を輸入し、これを各街庄に配付して、その耕作を奬勵するとともに、他方、マニラ葉の栽培をも試みて、種々研究の結果、臺灣の葉煙草産額も、次第に增加するに至

つた。後に臺灣の煙草專賣が、島內需要の增進とともに、好個の財源の一となつた基礎は、實にこの時に開かれたのである。

第五節　新領土の產業革命

一、臺灣の近代化

伯の臺灣統治十年間の業績は、一言にしてこれを盡せば、原始的臺灣を近代的臺灣に作り替へたことである。一社會の近代化とは、これを學問的に謂へば、產業革命の完成といふことである。卽ち伯の治臺十年の努力は、產業革命の一路に邁進したものといふことができる。

然らば伯は如何にして、この未開發の臺灣に產業革命の成果を與へ、以て新社會の經濟生活を、根本的に革新したのであるか。それは日本內地の產業革命が歐米各國の先蹤と軌を異にし、主として政府の指導啓發に依りたるがごとく、臺灣の經濟革新も亦、悉くその主動力を、政治權力の中心たる總督府に發したのである。卽ち上から下に及んだ產業革命であつた。

伯はそのために、先づ二十年計畫を樹てて、臺灣事業公債案を成立せしめ、三大事業に著手し、三大專賣法を實施した。かくして新領土經濟革新の根幹を成したるのち、つづいて農工商全般に亙る、經濟政策の實施に取掛つたので

ある。

然らば伯は、經濟そのものに就いて、如何なる觀念を有つて居つたか。伯は明治三十四年、この臺灣統治の大方針を說示したが、その經濟に關する一節において、次の如く語つてゐる。

吾輩の解釋する所に據れば、國家の經濟と云ふものは、國家の生活若くは臺灣の生活を維持するに足るべき營養の供給法であると考へた。人身生活には人身營養法がある如く、國家生活には國家營養法があるのである。故に臺灣の生活を健全ならしめ樣と云ふには、臺灣經濟の講究が甚だ必要である。又改良が必要である。然らざれば、臺灣の發達を期する事は出來ない。

臺灣の經濟の狀況は近く歲を追ふて發達し、日々に面目を改めて來た。此の變遷の際に當つて、土人等が頻りに不景氣を唱へるけれ共、其の事や全く經濟上の變化より來る一時の現象に過ぎぬので、日々に發達しつゝあると云ふことは疑を容れぬ。政府よりも各般の施設を爲し、又臺灣銀行の設立の如きは其の發達を頗る助長するものである。併し乍ら此れを以て滿足する事は出來ぬので、將來益々其の改良を圖らなければならない。之を圖るにも此の農商工業に關係する舊慣制度と云ふものを明かにせざれば、却て之れを助長せんとする途を、杜絕せしむる所の——卽ち其生活を絕つ所の原因となることなきを保せない次第である。往々にして斯くの如きことがあるから、當局者は大いに愼しまなければならない處であつて、深く此の點に就いて意を留めて居る場合である、其の變動の著しきものを擧げて將來の變遷を推知し、又臺灣の舊慣を知つて新古相對せしむるの必要なることを證せんとすれば、次の如きものがあるのである。(「臺灣舊慣記事」第五號、明三四・五・二〇發行)

さうして伯は、つゞいて臺灣貿易の變遷を說き、その改革に論及してゐる。伯が經濟を以て、生物學的營養に比し、經濟革新の基礎として舊慣調査の必要を說くところに、伯の所謂生物學的政治論の片鱗が隱見してゐる。即ち、產業革命と言つても、舊き制度組織が、一朝にして廢滅せられ、机上に案出されたる理論や法律によつて、全然新しき制度組織が實現されるのではない。種子が芽となり、莖を生じ、やがて葉を茂らせ、花を咲かせるやうに、經濟革命も、從來の制度組織を基礎として、次第に進化するものでなくてはならぬ。幼にして醫學を學び、夙くより科學的精神の洗禮を受けてゐた伯は、當時の政治家の誰れよりも、このことをよく知つてゐた。

更に伯は、論を進めて、產業の發達と文化の關係を說き、次の如く語つた。

產業の改良と云ふことは延いて風俗習慣の改良を來すのである。何となれば社會生活の變遷は即ち習慣の變遷である。此の社會生活の變遷なるものは、衣食住を供給する爲めに勞働する狀態の變遷より來るものである。ソコデ今日までの、臺灣の產業は如何と云ふことを十分調査して見ると、將來十分の發達を企圖すべきものが甚だ多い。之に由つて亦民事商事の慣習に變遷を來すが故に、將來を計つて立法の根底を定むるにも必要であつて、一日も怠るべからざるものである。

伯の論ずるところは、マルクスの唯物史觀を通過せる我等の耳には、別に新奇の觀を與へない。即ちすべての文化は、經濟機構の上に建設せられたる上層建築であるといふのである。ただ我等の特に興味を覺ゆるところは、同じくスペンサー的思想より出發して、一は思想家の頭により、一は實際家の手により、期せずして同一の結論に到達した

ことである。しかもマルクスは、思想家なるが故に、夙くも資本主義の彼岸を想像して、彼の科學的社會主義論を打ち樹てたるに對し、伯は飽くまで、足を大地に確かと踏みしめて立つ政治家なるが故に、この未開發なる新領土經濟に對しては、先づその資本主義化を急務なりとした。

然らば植民地經濟を資本主義化するには、如何なる方策を執るべきであるか。即ち伯が提示せる方策の一は、所謂「積極政策」であり、他は所謂「保護政策」であつた。即ち伯は、語を轉じて曰く。

今や輸入超過を喋々喃々し、若し此の時に際し、勤儉儲蓄を以て之を防ぐにあらざれば、國家の前途を如何せんなどと云ふものがある。是れ道德論としては宜いかも知れぬが、經濟策としては今日に於て迂遠なる譯である。故に經濟政策としては、よろしく臺灣に於ける砂糖食鹽の製作事業を奬勵し、先づ帝國に輸入すべき外國の砂糖を絕つて、悉く臺灣より輸送せしむべきの途を講ずるのが必要である　是れ必ずしも永き年月を費すことではない。全力を盡したならば、成功を數年の後に期することを得るのである、今は漸く四五千萬斤の砂糖を製出するに過ぎぬけれども、之を一二年の間に三倍四倍に爲さうと云ふことの難からぬと云ふことは、其の道に精しき人の皆信じて居る所である。

さらに「保護政策」の要に就いては、世界の植民競爭の大勢より說き起して、次の如く結論した。

此の新領土經濟と云ふことに就いては、本國の經濟よりも甚だ重きことである。何んとならば領土經營の經濟を善良たらしめて、其の成功を期すると云ふことは、各國の競爭する所である。唯々領土の統治の爲めに競爭するのではなくして、其の母國の經濟に影響を及ぼして、母國をして將來益々領土の爲めに經濟上の利益を得せしめ、

又農商工業上の發達に對して測るべからざる程大なる結果を得せしむると云ふことが有る爲である。近來各國擧つて領土經營の競爭を爲す所以は、全く經濟上に關係して居るので、其の競爭の極、即ち植民政策の競爭の極、或は平和の原因となり、或は宣戰の原因となる位ひである。其れ程に全力を盡して、此の新領土の經濟の改良を圖つて居る。之れ各國の今日の競爭の主なるものと云つて差支ないのである。吾が國に於ても、其の間に立つて、此の經營を全うして、母國の面目を立て、利益を圖らんとするには、臺灣の經濟上の舊慣を明かにして、其の改良を力めなければならぬのである。故に其の改良をするが爲には一定の保護奬勵をしなければならぬのである。近來は各國皆自由貿易、營業自由の空論を捨てて、英國の如きも猶ほ保護政策を取るの傾きである。故に臺灣の如きも、此の邊の講究に就いては、決して保守に流れて將來の結果を失ふが如きことの無い様に力め、其の經營と云ふものは、内外の大勢に照し、而して遺策無きを期せんとして居るのである。

その說くところ、粗枝大葉なるを免れずと雖も、伯が民政長官として、新領土に樹立せんと志したる經濟政策の根本義を察知するに足る。

吾人は更に進んで、重なる事業について、その大體を記述し、臺灣の資本主義的新經濟政策が、如何にして實現せしかを描くであらう。

二、砂糖政策

日本が初めて臺灣を領有したるとき、最も注目された事業は砂糖であつた。しかし當時の臺灣砂糖事業は、實に幼

稚なものであつた。この原始的な産業を近代化して、新領土經濟の中心たらしめるといふことが、民政長官としての伯に提供された、一大課題であつた。

臺灣における糖業の濫觴は、遠く隋朝時代に溯る。當時支那人によつて移植せられた農作物のうち、甘蔗こそは最初のものであつたと傳へられる。降つて和蘭統治時代においては、既に臺灣物産の重なるものの一に數へられ、甘蔗園は米田の約三分の一を占めてゐたと信ぜられ、蘭人が日本人及び支那人と毎に葛藤を生じたのは、多くは砂糖に關してであつたと言はれてゐる。

鄭成功臺灣島の主人公となるや、大いに自彊の策を樹て、福建地方より蔗苗を輸入して、糖業を奬勵し、臺南地方の平原多くは甘蔗作のために開拓せられ、その後五十年間に、臺灣砂糖の産額は、約三倍に上つた。然るに淸朝時代に入るや、政府は寸毫も保護を加ふることなく、只管收斂に努めたるため、治世二百五十年、殆ど何等の進歩を見ずして終つた。加ふるに支那資本家は、耕作者或は製糖者に資本を前貸する術策によつて、金利と糖業の利と、二重の利益を壟斷して、生産者を苦しめたるがために、臺灣が數百年の間に砂糖より得たる利益は、少しも糖業の改良に費さるることがなかつた。その製糖法や甘蔗耕作法が、數百年前に異ならざる、幼稚にして原始的なるものに止まつたのは、この故である。

伯が民政局長として、新領土に赴任した當時の臺灣糖業は、上田恭輔の回顧せるが如く、

初めて臺灣に赴任した頃の、在來種の甘蔗は、釣竿よりも細く、ヒョロ〳〵した實に貧弱なもので、大きな石臼の上で水牛が漫々緩々と之を壓碎し、薄汚ない密汁のトロリ〳〵と滴る中には水牛の小便も泥じり、之れが精製

されたところで一塊の黒砂糖たるに過ぎず、況んやこの産額に至つては論外に僅少であつた。といふ狀態であつたのである。しかも臺灣の糖業が、かかる幼稚なる産業制度にも拘はらず、尙ほ能く五千萬斤乃至一億斤を生産し、輸出もまたこれに準じて少なくなかつたことは、臺灣島が砂糖産地として、如何に天惠無限なるかを示すものであつた。この原始的なる糖業を近代化して、この埋もれたる財寶を採掘增殖するには、二つの大方策が必要であつた。

一つは農業的に、蔗種と耕作法とを改良することであり、他は工業的に、從來の糖廍と稱する原始的生産法を廢して、大工業制度に移すことであつた。

而して第一の農業的改革の重任を授けられたのは、米國歸りの若き農學者、新渡戶稻造であつた。後に新領土糖業の基礎となりたる「糖業改良意見書」を提出するに至るまでの經緯について、新渡戶自身の回顧談を引用すれば、次の通りである。

著任後二箇月も立たない內に直ぐにジヤワに製糖事業を視に行きました。私は殖産局長と云ふので臺灣の財政の獨立を計畫するに付て、臺灣にどう云ふ産物が最も適して居るかと云ふことに付て意見を書いて呉れと云ふ譯でありました。私は砂糖だナと思つて、それぢや兎に角ジヤワに往つて砂糖を研究しませうと申しますと、直ぐに往つて呉れと云ふことになつた。それから歸つて全島を僅か三週間計り步きました。汽車も碌にない時分でありました。さうして臺北に歸つて來る「君、直ぐに意見書を出して呉れ」と後藤さんが言はれる。「僅か三週間視た位でありますから、意見書はもつと調べた上で差出します」「イヤ調べなくても良いから直ぐに出して呉れ」

「それは困りますナ」私は今こそこんな變な者になつてしまひましたけれども、其頃はまだ自ら學者を以て任じて居つたから、學徒として左樣な輕卒な意見書は出せないと思つたので、「能く調べて色々參考書も見てから意見書を書きます」と申しますと「イヤそんな事は要らない。臺灣のことの能く分らない內に書いて吳れ。君が臺灣の實際を知ると、眼が瘠せて思ひ切つた改良策が出なくなる。ジヤワを見た眼の高い所で書いて吳れ。行はれない事でも何でも良いから、高い所を見た眼で書いて吳れ」と言はれました。其時に兒玉さんも後藤さんもさう云ふ風な遣り方であるから、思ひ切つた事が成るのだと深く感じました。所が實際に迂い學說や理想論などを言つて頭から刎付けられると思つて居りましたが、幸にも私の意見が容れられました。

更にこの「糖業改良意見書」に對する兒玉總督の態度については、新渡戶は、自著「偉人群像」（三三三－三三六頁）のなかに、次の如く語つてゐる。

わが輩殊に兒玉將軍に接して、彼の心の動きに感服したことは、右に述べた產業意見の內に、糖業に關する意見書を總督に出したが、總督自ら讀むに先だちて、關係官衙の者共が考究して、終りに總督の手元に達した。スルト總督はこの意見書を讀み終つて、わが輩を呼び出したので、我輩總督官邸に行くと、兒玉總督は軍服を著て、唯一人机の側に坐つてゐた。その机の上には、我輩の意見書が一冊橫はつてゐた。我輩を見るや、兒『君、僕はこの糖業意見書を見た。しかも二度繰返して見た。一體わが輩は書類を二度も繰返すことはしない男だが、臺灣財政獨立の基を築く根底論であるから念を入れて見たが、そこで聽きたいことがある。君これで行けるのか。』

新『はい、行けると思へばこそ書いたのであります。』
兒『本當にこれで行けるかね。』
新『はい、技術上、學術上から推せば、必ず行けると思ひます。しかしこの意見書通り、實行するかせぬかによるのであつて、この中に殊に閣下に讀んでいたゞきたいと思ふところが、一ページ御座いますがお氣につきましたか。』
といふと暫く首を傾けてゐたが、
兒『それはフレデリツク大王のことではないか。』
新『全くさうであります。フレデリツク大王がプロシアの農政改革實行の爲めに、時には警察權を用ひ、時には憲兵の力をかりたりして、なか／＼手きびしくやりました。しかるにこゝに糖業を基礎として臺灣の財政獨立を計るには、フレデリツク以上の決心を要するものと思ひます。なか／＼この保守的の農民を相手に改良種を植ゑつけたり、進んで機械を用ひることは容易でなからうと存じます故に、假に閣下が私にこれをやれと仰せられたところで、一兵卒のない技術官には何も出來ません。とに角この意見書でやるか、やらないかといふ問題は、全く總督の決心一つによることであります。』
と述べたところ、總督は椅子から立ち上つて、部屋の中を五六度も歩き出した。
わが輩は彼の返事がイエスかノーか、彼の態度樣子について注目してゐた。暫らくあつて彼は再び椅子に戻つて來て、手を振つてニツコリ笑ひながら、

『君、やらう。』

この一言が卽ちかの臺灣糖業の今日の大發展の出發點となつたのである。

兒玉大將の「行らう」といふ一言は眞に力强いものであつた。

何ゆゑなれば彼は思想の人より實行の人である。彼の履歷を見ても實行、敢行、斷行の生涯が一貫されてゐる。

實に臺灣をして、世界有數の砂糖生產地たらしめたるものは、民政長官たりし伯の達見と、總督たりし兒玉將軍の決斷とによるものであつた。

この新渡戸博士の改良意見を實現すべく、明治三十五年六月、糖業奬勵規則及び施行細則が發布され、同時に糖務局を設けて、專ら製糖事業の發達を助成する機關となした。由來、砂糖奬勵の事は、殖產局において管掌する一方、稅務課においても、稅源涵養の見地から、奬勵策をとつてゐたものを、糖務局が設置さるるに及んで、これに統一し、さらに擴充さるるに至つたのである。

かくして糖務局は、蔗種改良の施設としては、大目降甘蔗試作場を起し、各地方の苗圃を統一して、外國種優良蔗苗を養成し、一甲當り一萬四千本の割合を以て、一般蔗作者に無償下附することと二百四十萬本に達した。その結果、耕作者も漸く改良種の優等なることを諒解し、植付を希望する者が激增したので、明治三十七年には、斗六以南に蔗苗養成所を設けて、苗用甘蔗の作付を爲さしめ、これに對して改良種苗を無償交付し、且つ一甲步當五十圓の肥料代を補助し、養成した蔗苗は相當價格を以て買上げ、之れを一般蔗農に交付したので、年々在來の劣等種植付甲數を減ずると同時に、改良種植付甲數を增加した。卽ち、糖業奬勵規則の公布された翌三十六、七年期における甘蔗耕作面

積二萬一千餘甲のうち、改良種甘蔗の植付けられたのは、僅か二百餘甲歩に過ぎず、全然劣等種ばかりと言つてもよかつたものが、累年改良せられて大正六、七年期には、總植付甲數が十二萬五千七百餘甲歩に達すると共に、その大部分は改良種であつて、劣等種はまだ根絶には至らなかつたけれども、僅か一萬餘甲歩に過ぎなかつた。

耕作法においても、臺灣糖業は一段と進歩を示した。由來臺灣農民の通弊は、施肥を輕視することであつて、甘蔗耕作もその例に洩れなかつた。そこで當局は、糖務局開始と共に、無料で肥料を交付して、大いに施肥を奬勵したので、明治三十七年に至り、一般に施肥の風が起り、つひに豫定の經費では、肥料下附の請求に應ずることができなくなつたほどである。そこで當局は、共同購買の便法によつて、農家をして施肥を自營せしめ、當局はこれに補助金を與ふるに止めたのみならず、その補助金額も、幾度か遞減することにした。しかしその時はすでに、農家は施肥の效用を實驗した後であつたので、自ら進んで肥料を施すに至り、從つて收穫を增加し、品質を向上すること顯著であつた。そのほか灌漑排水に關する補助金を交付し、或は農具を貸與して深耕法を奬勵し、また模範耕作蔗園を開き、補助苗圃、官營苗圃を設置するなど、奬勵の法殆ど盡さざるはなかつた。

他方、側面から、この蔗種と耕作法の改良事業の實施を助けたのは、辜顯榮であつた。彼はそれを回顧して、自ら次の如く記してゐる。

其の次は則ち糖務を興辦す。督府每年の歲費、尙ほ須く墊を中央に仰ぐべし。急に殖產を開拓し、財源を捻出せんと欲せば、糖務を以て鹽政に較ぶるに、利源浩大なり。早に殖產局長新渡戸博士と計畫擧興す。時に後藤公內地より歸り、卽ち余の爲めに言ひて曰く。政府糖務を興すに決す、內地を經由して三百噸の機械を運び到る、按

ずるに資本金五十萬圓なり、而して政府年六分を補助し、藉けて以て奬勵す、十年後を豫想するに、擴充して五百萬包に至らば、內地の消需を供給し、以て利權の外溢するを免るべし、然るに臺灣在來の竹蔗を査するに、年收二十萬包に過ぎず、此の種の竹蔗若し改良せざれば恐らくは發展し難からん、故に督府已に爪哇に向つて改良の蔗種を採買す、久しからずして臺に到らん、此の事再び君の力助を煩はさんと。余曰く。固より當に勞を效すべし、但臺灣現在の糖業を鑑みるに、北部は絕無、中部は僅少、唯南部多きに居る、蓋し南地は天惠の熱帶にして、蔗を植うるに適宜す、故に此の事須く臺南諸紳士と之を議すべしと。其の時督府將に揚文會を開かんとし、前淸縉紳の士、南部の鉅子許廷光、蔡玉屛、蘇雲梯の如き諸氏等を延請す。將に今井臺南知事と、同じく來つて會に赴かんとす。當に機に乘じて之と面商すべし。諸紳旣に至るに迨び、余前一日に造り訪れ、督府の興辦方針を陳述し、其の籌資承辦を勸む。而して彼等おもへらく。在來糖價甚だ賤し、如し再び稅金を課せば、必ず缺損を致さんと。故に皆難色あり。余更に督府奬勵の趣旨を以て詳かに說明を加ふ。謂へらく。從來は唯島內の一隅にのみ消售せり、若し改良して產額を擴充するを得、內地に移出し、或は海外に移出せば糖價必ず增すを見ん。大いに發展の厚望あるは、糖業幼稚の時代に如くは無し。經濟知識未だ開けず、諸氏終に左右して詞を托す。翌夜、公總督と共に諸紳及び今井知事等を延き、筵を肆ね席を設け、款曲備はり至る。詼諧談笑、賓主歡を盡す。酒まさに闌ならんとす。總督卽ち此の案を提議し、並に興辦の內容を將て一々親しく說明を爲し、盡力賛襄を希望す。前途發展せば、利且に倍蓰せんとす、諸氏意見如何と詢ふに及んで、席上各言を聞いて相顧み、默して答へをなさず。總督狀を見て悅ばず。余乃ち諸氏の爲に倡へ、率先して出資、十五萬圓を引受く。餘の半數は、臺

南方面より導出せんことを望み、再四慫慂、諸氏仍敢て應承せず。終に亦濟らず。遂に懸案となる。而して爪哇の蔗苗は將に次いで臺に著せんとす矣。公奈んともする無く、再び余を招いて善後辦法を議す。余卽ち個人の資力を以て、中南部地方に於いて著々試植し、苦心奬勵す。然れども因と農民は在來の竹蔗を植うるに慣る。蓋し竹蔗は土地の肥瘠を擇ばず、又天候の旱澇に碍げられず發育自如。芸鋤又工夫を費さず。而して改良の蔗種は、必ず土の宜しきを擇び、且つ年に三次の除草と兩度の施肥とを須ひ、栽培にはなはだしく工本を費す。況んや乾旱すれば、則ち焦心枯死し易く、淫雨すれば、則ち敗根萎縮し易し。故に皆難を畏れて却避す。余極力奬勸、拮据經營、始めて漸く普及す。爰に機械工場を設け、八十噸より百二十噸に至る。次第に共に一十八處を建つ。臺灣糖業の改良、當にこれを以て嚆矢と爲すべきなり。卽ち今の大日本の斗六五間厝、東洋の嘉義水窟頭、新高の彰化中寮、明治の臺中、溪湖の各製糖場は、皆余が當時手づから之れが基を創め、其の後會社に歸讓して擴大せるものなり。惟ふに當時十年後を豫想するに產額五百萬包に至らん。今は則ち一千三百萬包を超過す。臺灣の天惠豐厚なりと曰ふと雖も、亦未だ始めて後藤公興辦開拓の功に非んばあらざるなり。

辜の記すところの如く、この蔗種と耕作法の改良の效果は覿面であつた。卽ち甘蔗の收穫高は、明治三十五、六年期において、六億八千三百餘萬斤なりしものが、翌年期にははやくも一躍十億斤を超過し、伯が滿鐵に去りし翌年には、二十億斤を突破したるのみならず、大正六、七年期には、實に六十七億斤以上に達した。

この農業上の改革と並行して、工業上の改革も、急速力に實現されていつた。工業上の改革とは、要するに、舊來の幼稚なる糖廍制度を廢して、大工場制度を設けることに外ならない。しかも臺灣に大規模の製糖會社を興すについ

て、最も苦しんだのは、資金難であつた。臺灣の資本家が、これについて、いまだ何等の理解を有せず、風馬牛相及ばざる態度を以てこれに接する一方、內地の資本家も、土匪難を怖れて、進んで投資するものは少なかつた。その間にあつて、百方勸說の末、明治三十三年、はじめて臺灣製糖株式會社を起さしむるまでの伯の苦心は、容易ならざるものがあつた。この臺灣最初の製糖會社は三井、毛利、原、細川、藤田等の富豪、及び內藏寮等が大株主となり、一百萬圓の資本を以て、橋仔頭に興したものであつて、總督府はこれに六分の補給利子を與ふる約束であつた。

これが創立當時の事情について、山本悌二郎は、次の如く回顧した。

一體私が最近まで社長をして居つた臺灣製糖會社は、臺灣の今日の砂糖業の元祖であるが、之れを慫慂して創立せしめたのは兒玉總督並びに當時の後藤民政長官である。ところがその當時は臺灣領有後間もないことであり、臺灣の民心は甚だ不穩であつて、所謂土匪と稱して、滿洲の馬賊に等しい强盜の集團が各所に橫行して居つたといふ時代であつた。しかも砂糖業を科學的に經營した者は未だ一人も臺灣にはないし、隨つてその結果についても、何人も確たる信念を有つことが出來ない時代であつた。それで砂糖業の爲めに內地の資本を臺灣に入れようとしても、殆どこれに應ずる者がないといふ狀態であつた　その時に今の大日本製糖會社の、その當時の社長をして居つた鈴木藤三郎といふ人と、それから斯く申す自分とがその話を承けて、遂に三井を中心として百萬圓の株式會社を創立して、新式の製糖業を創始するといふことになつた。

然もこの臺灣最初の製糖會社は、創立當初から、あらゆる困難と障礙とを突破しなければならなかつた。まづその第一は、土匪の難であつた。橋仔頭は臺南、打狗の間にあり、產業的に見れば、位置も交通もあらゆる點において、

理想に近かつたが、それは恰かも土匪の巣窟の中心に位してゐたため、彼等は最初、武裝して事業を經營しなければならぬ有樣であつた。それを臺灣製糖の武智直道が次の如く語つてゐる。

當時の臺灣は瘴癘の地であつたのみでなく、土匪と云ふ厄介者の爲めに良民は安らかに、その自らの業に從事する事の出來ないと云ふ有樣、就中臺灣製糖の工場所在地である橋仔頭は、恰かも土匪の巣窟の眞中に在り、時々刻々に危險が迫つて、迚も安全に製糖が出來ない樣な事もあつた。當時まだ臺灣に於いて、本島人に對して紙幣の效力がなく、勞働賃金の支拂は總て銀貨を以てした。從つて工場には常に銀貨を藏して居たから、時には土匪の頭目が職工に化け込んで、隙を窺ふと云ふ樣な事もあり、又一團の土匪に襲來された時などもあつたと云ふ風で、その危險は實に言語に絕して居た。そこで已むを得ず、兒玉總督に向つて軍隊派遣の事を願つた所が、將軍は早速之れを許されて、兵士七十人と若干の將校と下士を派遣して貰ふ事が出來た。そこで會社は構內にバラツク式の兵舍を急造して其處を屯營とし、尙ほ社員中からも三十人の壯士團をつくり、總督府から銃を貸下げて貰ひ、將校から訓練を受けて、常に百名の戰鬪力を以て事業に從事して居た次第である。

斯くの如きも、果斷なる將軍が會社の苦心を察せられ、いと快く軍隊派遣と云ふ臨機の處置を取つて下すつた爲めで、その結果三回も匪徒の襲來を受けたが、幸ひ無事に經營する事が出來たのである。實際に事業に對して常に熱心なる注意を拂はれた將軍であつたればこそと、今も尙ほ感謝措かざる處である。

しかもこの土匪の害より怖ろしいのは、島民の反對であつた。卽ち初めて臺灣に製糖會社起るや、舊來の糖廍等はその業を奪はれることを恐れて、流言浮說を放ち、百方手段を講じて、甘蔗原料が會社に賣られることを妨げた。た

めに伯は、自ら橋仔頭に乘りこみ、製糖會社の事務室に各街庄長、參事、有力者五十八名を召集し、二時間に亙つて、懇々と訓示を與へねばならなかつた。その一節に曰く。

製糖會社は已に數十萬の資金を投じ、此の事業を經營せり。假令二三の反對者あるが爲めに、其の事業を中止せんとするものとなすか。將また反對する糖廍の所有者は、其の不完全なる壓搾器に由り、此の會社の大器械と競爭をなし得べしとするか。大いなるもの生ぜんとき、小なるものゝ淘汰せらるべきは自然の結果にて、今さら如何んともなす能はざる處なり。然りと雖も政府が斯くの如き地方小糖廍の閉鎖を豫想しながら、此の會社を保護するを以て地方糖業者を抑壓せんとするものなりと誤想すべからず。是れ實に政府苦心の存する處にして、卿等は深く本官が云はんとする處を諒悟して以て其の朋輩に傳ふるの義務を負へるものたるを諒すべきなり。本島の糖業が、其の耕作の方法に於て、製造の方法に於て極めて不完全なるが故に、世界市場の競爭に於て年一年不結果を來しつゝあるは爭ふべからざる事實なり。見よ現に爪哇、布哇に產する砂糖が本島產糖に對して已に二倍の市價を有せるは著しき事實として觀取すべきに非らずや。若し此の儘に放任せば本島糖は漸次收支相償はず、久しからずして衰滅の域に陷らん事明白の事實なるべし。

此の時に於ける本島糖業者の地位を豫想せよ。是れ實に政府が留意經營せんとする處にして、當製糖會社の如き、卿等一般をして世界に於ける糖業の現狀を知らしめ、以て自奮經營の途に出でしめんとするのみ。其規模に至りては、必ずしも製糖會社の如く廣大を要せずして、而して多額の利益を享有するを得べきものにて、本官は卿等が心を開き爰に日新の實を擧げんことを訓示し、併せて這般の設備に關しては、地方當局者の誠實なる幇助を享

けんことを告知せんと欲するものなり。

事理明白、まことに時勢の要務を說き盡して、餘蘊なきものがある。勿論、この一場の訓示をもつて、糖廍等の反對が、終熄する筈はなかつた。しかしそれは自動車に對する人力車の反對の類であつて、結局は時勢によつて解決されるものである。そして伯の訓示は、それを催進するものであつた。

話は多少岐路に外れる觀があるが、丁度この訓示を與へるために、橋仔頭に乘り込んだ時であつた。隨所に逸話の種子を播いて歸る伯は、此處でも一つ、好個の話題を殘して行つた。それに就いて、山本悌二郎は次の如く語つた。

後藤さんが嘗て臺灣で吾輩の經營してゐた臺灣最初の製糖工場の橋仔頭といふ所へ來たことがある。さうしたところが地方の役人共が、えらい歡迎の準備をして、歡迎門まで拵へて、しかもその門の扁額に「奉迎」といふ文字を入れてあつた。吾輩もそれにはよく氣が付かなかつたのである。後藤さんは來てその門を眺めて非常に怒つた。「おれが來る時に奉迎だといつて、陛下が行幸遊ばされた場合には何といふ文字を使ふつもりであるか。あまりに沒常識も極端ではないか、直ちにこれを撤回しろ。撤回した後に自分はこの門を潜つて行くから」と、えらい意氣込みで怒鳴り散らしたことを、今猶ほ記憶して居る。自分を守ると同時に、これらのことを下僚の者にもよく諒解させるといふことに力めた痕跡が、今猶ほ見られるやうに思ふ。

さて製糖會社は、かくの如く、內外の反對と戰ひつつ、その業務を續けなければならなかつた。しかも障礙は、ひとり土匪や糖廍の類のみに止まらなかつた。總督府の內部においてすら、製糖會社に對する反對者は、充滿してゐたのである。極言すれば、砂糖事業の近代化を確信してゐたのは、總督、長官を除けば二、三子に過ぎず、大部分はま

づ小規模の製造法よりはじめて、漸次大規模に移るを可とするの姑息說を採つてゐたのである。ために地方廳と會社との間には、屢々行違ひが生じて、つひに民政長官たる伯をまで、煩はさねばならぬ事態に立ち到つた。

さうした場合、伯が如何なる態度を執つたかについて、山本悌二郞は、前記に續けて、次の如くその體驗を語つてゐる。

嘗て或る重要な問題に就いて、地方廳と會社の間に大衝突を來したことがあつた。さうすると突如として臺北總督府からして、時の顯官であつた中村是公君を派遣して、その解決に當らしめたのである。然るにこの中村君とも吾輩がどうしても說が一致しない。それで自分はその當時むかッ腹立てて、ナニ自分は食ひつめて內地から此處に來たのではないのであつて、兒玉や後藤が、臺灣の統治は臺灣を產業的に開發することを前提としなければならない、その又產業の開發といへば、先づ見込のあるものは製糖業である、それ故に一つ奮發して、國家のために臺灣に行つてくれ、斯ういふ話であるがために來たのだ。その當時の條件としては、總督府は出來るだけの好意的態度を以て、事業を保護するといふことであつた。ところが今、現在斯くの如き問題に逢著して見るといふと、總督府の心根の在るところを疑はざるを得ない。左樣な次第ならば、此處に居つて下僚の役人などを相手にして彼れ此れ苦心を重ねて見たところが、結局思ふ存分のことは出來ないからして、自分はもう明日高雄から船に乘つて歸るからといふことまで言ひ放つたのである。それで中村君は一應、話の調はない儘で臺北に歸つて行つた。

さうすると直きに折返して後藤から電報が來て、吾輩に臺北に出てくれろといふ。それから臺北に出て行つて見

ると、後藤は吾輩を呼んで、實は地方の役人などでは話が分らないからして、それで特に中村を派遣したわけである、ところが中村さへも尚ほよく總督の意志を體得して居らないのか、まだ話が纏まらないさうであるが、ついては明日にも中村と君を吾輩の面前で一つ會同せしめて、雙方の申分を聞いて見るといふことにするが、この時には君の考へて居るところ、君の主張するところを少しも遠慮することはないから、何も彼も申述べ、又固く主張もして貰はなければならない、斯ういふ話であつた。それで翌日その通りに中村と吾輩が後藤の面前で談判をしたのであるが、遂に後藤は「山本の申分にも相當理窟があるやうに思ふから、大局の上からこれは矢張り會社の申分のやうにするが宜しい」といふ判決を下した。で、あとからしてだん／＼聞くといふと、後藤は初めから會社の申分を取上げるといふことに腹を決めて居つたらしいが、それを直ぐに天降り的に實行するといふ途をとらずして、先づ以て中村を出張せしめ、さうしてそれから更に吾輩との間の會談を、自分の面前に於いてさせるといふやうな手續をとつたのは、その間なか／＼深く考へた結果らしい。その邊は確かに後藤が事を行ふに當つては思慮の周密を缺かなかつたといふ一例だと思ふ。さういふやうなことはその後も澤山あつたのであつて、今話したことは唯その一例に過ぎない。

かうして伯は、身は民政長官として、下僚に命令する地位にありながら、時には官僚と會社との間に立つて、調停の任に當らなければならなかつた。其處に伯の苦心があつたのだ。

しかもかうした仲違ひは、ひとり糖業に關する意見の相違からばかりでなく、官僚と資本家との「氣質」の相異からも、しば／＼起り勝ちであつた。

當時は言ふまでもなく、官僚政治全盛の時代であり、これに對抗して、新興資本階級が、漸く擡頭しつゝあるときであつた。況んや植民地は、その統治の必要上、内地以上に官僚的なるを免れない處であり、他方製糖會社は、新興階級のうちでも、氣鋭なる分子をすぐつて集めた觀があつた。從つて兩者の衝突は、むしろ必然と言ふべきものがあつた。

然らばかうした場合、すでに官僚の頭目の一人となつてゐた伯は、如何なる處置に出でたのであらうか。山本悌二郎は、右について、興味ある一つの插話を物語つた。

それから又世間では、後藤なる人は大體に於いて官僚式の思想を有つて居つたといふ風に見て居るが、これも大なる誤りだと思ふのである。嘗て斯ういふことがあつた。それは前にもお話した通りに、なか〳〵總督府の役人と吾輩の間が折合といふものが常に圓滿に行かなかつた。それが爲めに總督府の役人側の吾輩に對するところの攻撃非難が隨分盛んなものであつた。遂に吾輩を肝煎して臺灣へ遣つた井上（馨）侯爵まで持ち込んで、吾輩が中間に歸京した時に井上侯から呼ばれて「お前は役人と衝突ばかりして居るさうだが、そんなことではいかぬ。一體役人を扱ふには役人の扱ひ方といふものがあるから、その呼吸をよく心得てやらないと、唯理窟一方で突拔けようとしても、なか〳〵さうは行くものでないのだから」といふ注意があつた位であるが、その當時吾輩は井上侯に答へて言ふのには、「それは裏門から入つて、奥さんや飼猫の御機嫌まで取つて、役人を操縱するといふのも一つの方法で、その方法は臺灣邊りに於いては盛んに行はれて居る方法であるが、それは私には出來ない。これをしようとすれば鵜の眞似をする鴉になるだけのことである。生れつきさういふ技能を有つて居らないもの

が、假令そんなことをしようとしても、それは出來ませぬ。又一方、表玄關から入つて行つて、理論に訴へて諒解を求むるといふことも一つの方法であるのであるが、私は寧ろその方ならば自分で多少の自信を持つて居るのであるからして、私は今その方法でやつて居る。細工は流々で、仕上げが良ければそれで宜いのでせうから、マア三年程の間私に任して一つやらして見て貰ひたい」といつたやうなわけであつた。

ところが其後なか／＼吾輩の排斥運動が盛んであつたが爲めに、井上さんも大變心配して、後藤さんが丁度上京した時に、井上侯から吾輩を罷めさせようかどうかといふ相談を、後藤さんに持ちかけた。その時は後藤さんが「それは已むを得ますまい」といふ挨拶をしたならば、直ちにこれが實行される譯であつたのである。ところがそこは實に今日でも意外だと思つて居るのである。實をいへば總督府の役人ばかりでなくして、隨分後藤さんとも吾輩はその當時しば／＼衝突をしたことがある。だから井上侯爵邊りからさういふ相談をかけられたならば普通の考へを以て推測をして見れば、後藤さんは二つ返事でこれを承認すべき筋合になつて居つた。ところが後藤さんは曰く「それはいけませぬ。役人などが彼れ此れといふがために、民間の局に當つて居る者を直ちに左右するが如きことがあつては、腕の良い人間は臺灣にもう來はしませぬ。少しは剛骨で、役人とたび／＼衝突しても、眞に腕前のある者ならば、何處までもこれを擁護して仕事をさせるといふことでなければ、將來民間の臺灣經營といふことは出來ませぬ。それ故に山本を呼び戻すといふことは不同意です」といふことをはつきり言ひ切つた。それで吾輩が引續いて留任することになり、それで幸ひに事業を成功させることが出來て、今日臺灣の砂糖業全盛の緒を開いたわけだが、そこらから見るといふと、なか／＼後藤といふ人は思慮も深いと同時に、世間

で見て居るやうな輕薄な官僚根性は有つてゐなかつたやうに思ふ。

臺灣における最初の製糖會社は、實にかかる各種の障礙と戰ひつつ、發展し來つたものである。しかも時勢の進運は、あらゆる妨害を打破した。まことに伯の豫想せる如く、近代的產業は、次第に舊式糖廍を壓倒して、著々とその地步を占めて來た。しかも臺灣製糖會社が一たび成功するや、島民もまた相競うて製糖會社を起さんとするに至り、陳中和等の臺灣紳士五人、力を合して、二十四萬圓の資本を以て、鳳山に新興製糖會社を起し、蘇雲梯等が六萬圓の資本を以て、阿緱に南昌製糖會社を起すなど、漸次島內資本家の覺醒を促したる外、內地の資本家もまた臺灣製糖事業の有利なるに著眼して、當初工場一、能力三百噸、資本百萬圓に過ぎなかつた新式製糖業は、伯の臺灣在任中、早くも工場八、能力一千五百五十六噸、資本一千五百八十六萬二千圓となり、つひに今日の臺灣製糖業の基礎を爲すに至つたのである。統計表により、當時の臺灣糖業發達の情勢を示せば次の如くである。

始政後八年間の砂糖生產高表

年次	生產高	輸出高
	斤	斤
明治二十八年	九二、〇八九、一四〇	七〇、七三七、八〇〇
同　二十九年	八二、八九四、七六六	七四、〇一三、一八四
同　三十年	七七、九九四、二三〇	七〇、三三九、〇六一
同　三十一年	八四、八一二、八四五	七七、五〇四、二六五
明治三十二年	七一、九七九、〇七五	六五、五六五、四五三
同　三十三年	五八、四三〇、〇〇一	四一、三三一、四三七
同　三十四年	八八、八二九、六九〇	六一、〇五一、二五四
同　三十五年	五四、一七二、〇五一	七三、二五七、三七四

臺灣糖業發展表

年期	舊式糖廍數	改良糖廍數	新式製糖場 工場數	新式製糖場 能力	新式製糖場 資本金（円）	甘蔗 作付甲數（甲）	甘蔗 收穫高（斤）	製糖高（斤）	製糖價格（円）
明治三十四、五年期	八九四	—	一	三〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二六,一六七	一,二六七,〇二五,二九六	九〇,八七〇,四四九	三,九一七,三八六
三十五、六年期	八九九	—	一	三五〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一六,五二六	六八三,一五七,九〇二	五〇,六八〇,五六一	四,三九八,四八七
三十六、七年期	一,〇二九	—	二	三九〇	五,〇三三,〇〇〇	二一,五九四	一,〇七四,九七四,九二九	七五,七三四,三五四	二,三六七,一五九
三十七、八年期	一,〇五五	四	七	一,三一六	五,八七二,〇〇〇	二四,九七七	一,〇七二,二三三,三六六	八三,六三三,六五八	三,七六七,四四三
三十八、九年期	一,一〇〇	五三	八	一,五五六	六,三二三,〇〇〇	三五,一五八	一,六九〇,二〇六,七九四	一三七,三八八,四一六	七,〇〇二,四〇三
三十九、四十年期	八七八	六〇	八	一,五五六	一五,八六三,〇〇〇	三〇,三九一	一,三八三,六四八,〇八一	一〇六,四六一,二七四	七,〇一七,七三三
四十、一年期	八四七	六一	九	二,三〇〇	二三,八二三,〇〇〇	二八,七〇四	一,四一八,八六〇,七九九	一〇九,二〇一,五二七	七,三一三,九七七
四十一、二年期	五八二	四〇	一六	九,一八〇	四二,六〇二,〇〇〇	三九,〇三五	二,二一九,四七一,五四一	二〇三,八七九,六五九	六,九九四,二四一
四十二、三年期	六六三	六九	一七	九,八七〇	四〇,九〇二,〇〇〇	六三,四一一	三,六〇一,四九六,五八七	三四〇,四〇一,八六二	一九,六九四,七一一
四十三、四年期	四九九	七四	三一	一七,六〇〇	六二,八八〇,〇〇〇	八九,四四五	四,七一五,二五五,一九五	四五〇,五六四,六九八	二八,一九七,三六三
四十四、大正元年期	二二三	五〇	二九	二三,八四〇	九七,二〇〇,〇〇〇	七五,三二九	三,一五九,〇二六,三一一	二九二,六九五,二九一	四七,八九四,五〇八
大正元、二年期	一九一	三三	三六	二一,三三〇	一〇一,七〇〇,〇〇〇	六七,三五八	一,五三〇,五一八,〇三三	一一九,一四九,二四四	三七,〇五二,〇六三
同二、三年期	二一七	三四	三一	二四,三三〇	一〇二,一〇〇,〇〇〇	七六,二七七	二,六〇二,六一六,五八四	二五一,二七九,二一九	一七,四三六,七八三
同三、四年期	二一六	三四	三三	二六,一六〇	九七,三〇〇,〇〇〇	八五,一五〇	三,九三三,八〇五,七八〇	三四七,四四六,三九八	三五,九九一,五七六
同四、五年期	二一七	三三	三五	二七,〇六〇	一三〇,四〇〇,〇〇〇	一一四,四五一	五,七三五,二一九,〇八三	五四六,五七七,六五〇	五六,九〇九,五〇九
同五、六年期	二五六	二八	三五	二七,〇六〇	一二八,四〇〇,〇〇〇	一二九,六六二	八,四八八,一一七,一九〇	七六二,三七六,四〇八	九三,二〇五,八二八
同六、七年期	三二一	三三	三七	二九,二〇〇	一三五,〇〇〇,〇〇〇	一三五,七一五	六,七四四,八一〇,三五四	五七三,五三一,〇二九	六九,六七一,四五八

（備考）年期は其年の十一月より翌年十月までとす

今母國が年々外國より輸入し來る砂糖と、臺灣より輸入し來る砂糖とを數へんに、左の如くなるを見よ。

年度	內地製造	臺灣輸入	外國輸入
二十一年度	七〇、七五一、七九八斤	—	一五二、二二二、三七三斤
二十二年度	八六、六三〇、一七三	—	一六六、二二二、三四五
二十三年度	一四五、〇二四、六六七	—	一七三、六七三、一六七
二十四年度	八三、四九七、四四二	—	一六七、五三一、五三三
二十五年度	六七、〇〇七、三三三	—	一九六、九一二、二六三
二十六年度	八一、四一〇、五七九	—	二一四、八五五、四八四
二十七年度	九〇、〇一六、一七四	—	二二八、六六四、三六三
二十八年度	七三、八八九、四一七	二四、三七一、九〇〇	二四八、三四二、〇三九
二十九年度	八六、二五〇、五一一	三七、五〇二、四九二	二三三、三五二、九九五
三十年度	七一、七六二、六六〇	三四、五三一、〇一六	三三一、四五一、二八二
三十一年度	一一八、五三三、一一七	三七、二九八、六四二	四四七、三一五、三三七
三十二年度	一五九、九三六、九一三	三五、五〇一、三三〇	二八二、三四六、五七四
三十三年度	一七五、五〇二、七一九	三七、一五六、三〇〇	四一一、五九四、二七四
三十四年度	一六八、九一一、七五五	四三、二二二、一四五	四九五、三三八、四一八
三十五年度	——	五八、〇七〇、〇〇四	四四八、四八一、九三〇

備考　明治二十七年度に至る迄の臺灣糖の輸入は外國糖に包含せり

此外臺灣は支那及香港に向けて、年々左の砂糖を輸出するを見る。

年度	數量	價格
三十二年	三〇、〇六二、二三三斤	一、五八六、八四五円
三十三年	一二、四四八、三五二	六六九、二四四

三十四年	一七、八三九、一〇九	一、〇三一、三一二
三十五年	一八、一八七、三七〇	一、〇五九、一六三

別に臺灣人が消費する砂糖は、一千五百二十一萬斤（三十五年）であつたといふから、此等の總てを合して、母國に供給するも、猶ほその母國の需要の十分一強に過ぎなかつたことが判るであらう。然るに今日に於いては、臺灣の砂糖は日本內地の消費を充たしてなほ餘りあり、年々海外に輸出するの勢ひとなつてゐるのである。

三、臺灣米と烏龍茶

臺灣における糖業革新の殊動者たる新渡戶博士は、往時を回顧して、次の如く語つた。

臺灣南部を荒した最後の土匪も討伐が濟んで、土匪の酋長某の所有にかかる大きな畑地と原野が沒收された。此の處分を如何にすべきかといふ問題で、當時總督府で土地に關する事務を預かつて居つた中村是公氏、殖產局を預かつて居つた我輩、其の他土木の技師やら、十餘名の者共が後藤民政長官に隨行して南部へ行つたことがあつた。轎へ乘つて大名行列で行つたのである。現場へ行つて轎から降りて一同徒步で酋長の最後の隱れ場や奮鬪した場所、倒れた所などを見つつ、今後此の廣漠たる土地をどうしたら宜からうといふ問題を、めい／＼腦裏に抱きつつ進んで行つた。勿論後藤さんは先頭に立つて土地の詳しい者の案內を受けつつ行つた。數步隔つて我々が步いて行つたが、僕は中村氏に、

「君、こんな大きな土地は使ひ樣に依つては面白いことになりさうだ。うつかり分割して民間に拂ひ下げるなど

は考へものではないか。縱しさう云ふことにしても其の前に改良的の施設を行つて排水や灌漑を整へてからにした方が宜からうではなからうか。一度民間の手に落ちては、あとで改良的施設は面倒である、どうだ。」
餘り隨行の人々にも洩れては面白くないと思つて、歩きながら低い聲で言うた所が中村氏は、
「さうだ、私もさう云ふ同じ考へだ。實は此の土地を覘つて、旣に利權漁りなどが貸下げを願ひ出たりして居るので、我輩迷惑をして居る。けれども、是れ位大きな、然かも耕作に適したる此の場所に、何か大工事をやりたいものだな。」
と言つて頻りに意氣組んで居つた。それも尤もで、土地計畫の事業は中村氏の擔任して居る所であつたから、一仕事したく思つたのだらう。同氏の考へと僕の考へはガッチリ合つたが出發點は違つて居つた。そこで我輩は、
「君、愉快だね、是れ丈けの原野、是れ丈けの不毛の地を砂糖黍で蔽うて了つたら何と見物ではなからうか。」
と言うたら、中村氏も頗る悅に入つた樣子で我輩に、
「君、親方に君から言ひ出して吳れ給へ。」
と言ふ。我輩は、
「イヤ直接に君の擔當して居る仕事であるから、是れは君から意見を發表する方が宜からう。」
「さうでない、屹度大きな話だから親方は乘るに違ひない。君から言ひ出して吳れ。」
低い聲で後藤さんから五、六間も後ろで話して居つた。頻りに親方は話に乘るぞとか、乘せてやらうとかいふやうなことを言つた。所が或る地點に來ると、案内者が一行を止めて地理の說明を始めた。案内者の周圍に我々も

集まつて、目を放つと一望千里と言はうか、茫々とした果てしもない曠原だ。暫く地形だの最後の討伐の説明を聽いて居ると、突然後藤さんが中村氏と僕の立つて居る方へ視線を向けて、

「何と宜い所だね、これは君、親方も乘るぜ。」

といつて例の意味深き笑を放つたことがある。それから我々も吹き出して、

「御聽きでしたか。」

「何を……。」

しらばくれながら、ことさら丁寧な言葉を用ひて、

「私は何も聽きませぬよ。唯私は乘せられるだけの準備はして居ますよ」――

と言はれた。其の夜宿泊所に著いて大體の設計を議したことがあるが、今は其處は立派な水田とそれから砂糖畑に變つて居る。

實にや土地利用といふことこそ、植民經濟政策の根本問題の一つであつたのだ。特に臺灣の地は溫帶より熱帶に跨がり、從つて氣候も亞熱帶より熱帶に近く、植物の生育には、最も適したる土地である。雨は多いけれども、一定の時期があつて淫雨にあらず、その炎天も時に水蒸氣を含んだ陰影があつて、あらゆる草木の生長を助け、地味また豐沃滋厚である。故に臺灣においては、清朝の等閑政策の時代においてすら、農業だけは繁榮してゐたのである。

いま明治三十五年の統計を見るに、人口三百餘萬人中、純然たる農民は百八十九萬七千、戸數三十六萬五千。農民は殆ど人口の三分の二を占めてゐた。

茲において土地の上に立つ產業、卽ち農業及び農業的產業の開發といふことが、植民地經營の重大問題の一つとなつたのである。

右のうち、砂糖については、すでに述べた。この中部、南部の砂糖に對抗するものに、北部地方の茶があり、さらに全島耕地の大部分を占める米がある。

米田は舊淸時代において、最も惠まれたる產業であつた。何となれば、彼等の幼稚なる植民的知識は、農業助長のほか、何等知るところがなかつたからである。從つて、他の一切の政治には、少しも保護湿育の跡なきに拘はらず、米田だけは、努めて開墾に意を用ひた。かくして米田は田園の最大部分を占め、明治三十五年の植付段別三十五萬五千六百八十七甲、收穫は一期、二期を合して、五百六十四萬二千八百四十六石に達した。

當時の臺灣米の狀態については、東洋協會における伯の講演が、割合に要領を得てゐる。その一節に曰く。

米は幾ら出來るかと云ふと先づ五、六百萬石位である。年に二度穫れると云ふけれども內地の一遍穫れるより少し餘計位にしか往かぬ。是れは農業の發達に依るのであるから今後文明の進むに隨つてモツト發達するかも知れぬ。（中略）而して內地に一番澤山這入りました時には五十萬石這入つて居る。是れ迄で五十萬石の金は先づ平均五百萬兩と云つて宜しい。此の臺灣の米は何處へ這入つて居るか皆樣御承知がない。ドコへ往つたら臺灣の米が買へるかと云ふと皆さんの口へ這入つて居る。甚だ不思議なるものであります（笑聲）。それで此の米は何うしてさうであるか。安いから持つて來るには異ひありませんが、臺灣米は日本米の中に混じて居る。其れを臺灣米は私は食はぬと云つて居るのはをかしい。此の米は少し乾燥が惡いのでありますけれども、今後改良しましたな

らば必ず又成功することは疑ひない譯であります。是れは未だ試驗中でありますが今後十分に試驗をしましたならば良くなりませう。

即ち明治三十六年における臺灣米の輸出統計を見るに、海外輸出八十五萬餘圓、內地移出四百八十九萬圓弱、以て米が、臺灣經濟の均衡上、重要なる物産の一つであつたことを窺ひ知ることができる。

然しながら、上掲伯の講演中にもある如く、臺灣米の弱點は、耕作經營が粗大であつて、二期作とはいへ、その收穫は內地の一期作の少し上の程度に止まることであつた。從つて伯の農業政策は、主として耕作改良の方面に發揮された。或は農事試驗場を設け、或は巡回講演を行ふなど、百方農事改良に努めた。

臺灣における灌漑の計畫は、土地調査の時にはじまる。どうせ地形や高低の測量をするのであるから、その序でに灌漑や水力電氣のことを調査せしめ、他日事業計畫の豫備材料といふので、伯は德見常雄といふ工學士をして、この仕事に當らしめた。かくして土地調査の終了と共に、灌漑計畫の豫備材料と、水力發電の基本調査は完成し、その後幾多の年月を經て、この計畫が、順次實行に移さるることとなつたのである。

この灌漑計畫は、主として、在來の埤圳を改良擴大すると共に、南部の畑地を灌漑して、米及び甘蔗の生産を增加し、北部平地の茶園はこれを山地に移し、そのあとを灌漑して水田となし、米の增收を計るにあつた。今の南部における嘉南大圳、中部における新竹の桃園埤圳などは、みなこの計畫に基くものである。山地新開の茶園としては、三井茶園がその雄なるものであつて、ために茶業の成功はもとより、それと同時に、平地に多くの水田をつくるを得たのである。

いま當時の米に關する統計を掲ぐれば、次の通りである。

稻作付甲數及收穫

年次	作付甲數 總數 總數（甲）	作付甲數 總數 一期作	作付甲數 總數 二期作	作付甲數 粳 一期作	作付甲數 粳 二期作	作付甲數 糯 一期作	作付甲數 糯 二期作	收穫高 總數 總數（石）	收穫高 總數 一期作	收穫高 總數 二期作	收穫高 粳 一期作	收穫高 粳 二期作	收穫高 糯 一期作	收穫高 糯 二期作
明治三十二年	三六〇、九二二・五三	一六九、二九一・七九	一九一、六三〇・七四	一五五、五五七・二五	一七六、一八二・〇一	一三、七三四・五四	一五、四四八・七三	四、一〇五、九三九	二、四四二、一九八	一、六六三、七四一	二、二六九、一七七	一、五一四、一一五	一七三、〇二一	一四九、六二六
同三十三年	三三五、七五三・一七	一六五、四一二・三三	一七〇、三四〇・八五	一五三、二七〇・八〇	一五九、二五三・七〇	一二、一四一・五二	一一、〇八七・一五	四、三〇〇、〇五四	二、一二九、三六九	二、一七〇、六八五	一、九八七、八三〇	二、〇四〇、七四五	一四一、五三九	一二九、九四〇
同三十四年	三六四、三一九・三一	一八三、九三九・八九	一八〇、三七九・四二	一六九、三三三・四一	一六五、一七四・九七	一四、六一六・四八	一五、二〇四・四五	六、一三一、六七六	三、九〇〇、八七八	二、二三〇、七九八	三、六五三、二九〇	二、〇八六、九五六	二四七、五八八	一四三、八四二
同三十五年	三五五、六八七・三五	一六八、〇四四・五四	一八七、六四二・八一	一五四、九三五・一一	一七四、五三二・七五	一三、一〇九・四三	一三、一一〇・〇六	五、六四二、八四六	三、一一一、一四三	二、五三一、七〇三	二、九二六、八一四	二、三八一、九〇六	一八四、三二九	一四九、七九七
同三十六年	四〇七、一一三・九三	一九七、六四八・九〇	二〇九、四六五・〇三	一八四、一三四・七九	一九七、〇七八・七三	一三、五一四・一一	一二、三八六・三〇	七、三五四、四一四	三、九一九、六七一	三、四三四、七四三	三、六八四、五七一	三、二五四、九八三	二三五、一〇〇	一七九、七六〇
同三十七年	四四八、六二九・八二	二〇四、一三二・三三	二四四、四九七・四九	一九〇、三八三・〇六	二二九、二八九・九八	一三、七四九・二七	一五、二〇七・五一	八、三一九、七二四	四、二四〇、六七八	四、〇七九、〇四六	四、〇〇九、八二七	三、八五二、九七七	二三〇、八五一	二三六、〇六九

右を更に細別すれば

年度		作付反別	収穫 粳 水稲	収穫 粳 陸稲	収穫 糯 水稲	収穫 糯 陸稲	合計	
明治卅二年	一期作	三六〇、九二三甲	二、一六〇、七六三石	一〇八、四一五石	一五七、九四六石	一五、〇七五石	二、四四二、一九八石	四、一〇五、九三九石
	二期作		一、四二四、〇四七	九〇、〇六八	一三八、三三五	一三、二九一	一、六六三、七四一	
同 卅三年	一期作	三三五、七五二	一、八九六、四八〇	九一、三五〇	一三五、三八〇	六、一五九	二、一二九、三六九	四、三〇〇、〇五四
	二期作		一、九七五、九九四	六四、七五一	一三二、七四五	七、一九五	二、一七〇、六八五	
同 卅四年	一期作	三六四、三一九	三、五〇六、六三八	一四六、六六二	二三二、〇〇二	一五、五八六	三、九〇〇、八七八	六、一三一、六七六
	二期作		二、〇三一、六〇一	五五、三五五	一三六、〇一八	七、[illegible]五四	二、二三〇、七九八	
同 卅五年	一期作	三五五、六八九	二、八五五、〇八二	九一、七三三	一七六、五〇一	七、八二八	三、一一一、一四三	五、六四二、八四六
	二期作		二、二九四、五九四	八七、三一二	一四三、二七九	六、五一八	二、五三一、七〇三	

次に臺灣が年々輸出する所の米は左の通りである。

年度	外國輸出 数量	外國輸出 價格	母國輸出 價格
明治三十年	七三八、一四六擔	一、七九九、七六三円	—
同 三十一年	七四九、六四六	二、一六八、三三九	—
同 三十二年	四〇一、二二七	一、二六三、七二七	六二、六三三円
同 三十三年	七六〇、〇六四	二、二七六、三六〇	九三、一一九
同 三十四年	三九八、三三一	一、一三三、四二〇	一、〇二四、三三三
同 三十五年	六三二、八一六	一、九一五、七八五	一、六〇八、一八六
同 三十六年	二五、四九九、七九〇斤	八五四、五六一	四、八八九、八二八

以上の統計表を見れば年々歳々高低ありと雖も、輸出米は概して増加しつつあることがわかる。此處に擔と云ふの

は、我が十六貫九十九匁なれども、臺灣米は內地米に比べるとやゝ輕いから、一擔四斗三升に相當すると見てよからう。さうすれば、三十五年度の外國輸出米は、二十六萬五千七百八十石となる。そして臺灣から母國に向ひて移出せられたるものは、價格から推算すれば、ほぼ二十萬石前後なるを知るを得べく、三十七年には、約七十萬石を輸出したものと信ぜらる。

米に次いで重要なる農產物は、茶であつた。あたかも砂糖が中南部地方の持產物なるがごとく、茶は主に北部地方から產出する。その主なるものは烏龍茶であつて、これに包種茶を加ふれば、年輸出量は約一千三百萬斤、その價額は約六百五十萬圓內外であつた。すなはち、次の輸出累年表に示すがごとくである。

年度	烏龍茶 數量	烏龍茶 價格	包種茶 數量	包種茶 價格
明治三十年	一三、三九三、〇七九斤	六、四四五、一二〇円	一、八三五、五六四斤	四六〇、九一〇円
三十一年	一三、〇六六、九七三	五、六九六、八四二	二、〇二八、一三九	五二六、七三三
三十二年	一一、六五二、〇五〇	四、七二四、四五一	二、一八八、七〇八	五七二、三四五
三十三年	一〇、九三六、九二三	四、一八六、七〇三	二、五〇五、六八〇	六三〇、九四九
三十四年	一〇、三二四、五四六	二、九九六、〇〇二	二、一九五、六六〇	五〇五、〇六二
三十五年	一三、八四三、一二五	六、〇三三、三二四	二、〇〇〇、六六九	四八〇、六八三
三十六年	一四、四六四、七三八	五、三三三、九三八	二、四五五、八九二	六三九、五三五

以上の外烏龍茶の母國に輸出せられたもの、三十四年には六十八萬四千七百四十九圓、三十五年には二十三萬八千二百八十九圓であり、其の大部分は神戶、橫濱を經て米國に輸出せられ、其の一部分は歐洲に輸出せられたるもので

ある。今これを、三十五年における臺灣の輸出總額千三百八十一萬六千八百六十六圓に比すれば、同年の烏龍茶の輸出は正に全輸出額の半數に當る。

かくの如く、茶は從來、臺灣輸出の大宗を爲すものであつたが、ただ伯が赴任當時の臺灣茶は、上述の如く、その商權が悉く、對岸廈門に在る外國銀行の手に掌握されてをり、從つて島內の製茶業者、茶園勞働者までが、この外國銀行の資本の支配下にあつた。かくして烏龍茶が初めて輸出せられし以來の三十八年間に、少なくとも一億五六千萬圓の金は、臺灣に入つてゐる筈であるのに、勞銀としてのほか、殆ど製茶地元には金が落ちなかつたのである。

從つて茶業の改革は、まづ資本關係から始められねばならなかつた。そして主としてその任に當つたのは、臺灣銀行である。

臺灣銀行は、明治三十二年開業當初から、茶資金の融通について、深く考慮するところがあつた。絶えず總督府と連絡をとつて、努力する目標は、廈門中心の取引關係を一變して、臺北中心となし、茶商をして直輸の利を享けしむるにあつた。しかしこれは容易ならぬ仕事であつた。多年の因襲は、容易に抜き難き故である。かくして臺灣茶集散の市場及び金融の中心を臺北に移し、輸出茶の資金を臺灣銀行に仰ぐことのできるやうにしたのは、明治三十七年七月の幣制改革以後であつた。

この資本及び金融關係の變動は、惹いて島內製茶業に變化を及ぼした。內地資本家にして、烏龍茶に著目するものも、漸く多くなつた。かくして伯が、臺灣を去る頃には、殆ど完全に、外人の利益壟斷の弊を打破して、「臺灣のための烏龍茶」の理想を實現し得たのである。

さらにこの烏龍茶を、世界の市場に賣り出したいと考へた伯は、東京の貿易商野澤源次郎のことを思ひ出した。さうして、野澤と相談の結果はじめた仕事が、今日世界各國に、烏龍茶が行き渡るやうになつた發端である。

この經緯を、野澤は次のやうに物語つた。

ある日、後藤さんにお目にかかると、

「君、臺灣の烏龍茶を外國に賣り出して見てくれんか。」

といふお話である。そこで、

「さあ、既に他の茶の入つてゐるところは、むづかしいでせうが、新しい市場なら賣れぬこともありますまい。」

とご返事をして、一つ濠洲に賣り出して見ようと考へた。そこで郵船の支店長の林民雄君に援助して貰つて、ダルデッティ商會といふ大きい店に連絡を取つて賣つて見たところ、相當の成績を擧げるやうになりました。

ところが、其の後、後藤さんは臺灣を去られて桂内閣に居られるころ、日英博覽會（明治四十三年西紀一九一〇年）が倫敦で開かれることになりました。すると後藤さんが、又私を呼ばれて、

「日英博覽會で烏龍茶の宣傳をしてくれんか。」

といふお話で、私も喫茶店を出すのは、全く困りましたが、たつて言はれるので御承諾すると、

「それでは臺灣總督府から補助金を出さすことにしよう。宮尾（當時の殖産局長）に話しておくから。」

とのことで、その後、私が宮尾さんと御相談して、補助金として三萬圓頂戴して、倫敦の博覽會で喫茶店を出しますと、これがなか〳〵の繁昌で、それから、英國に烏龍茶が年々數千箱出るやうになりました。その後私は七

年間續けて倫敦で宣傳して居りました。
今日では世界各國に出ますが、今は米國に一番多く出てゐます。後藤さんといふ人は、不思議な人で、御自分が臺灣に居ても居られなくても同じで、臺灣のことを始終考へてゐて、こんな世話をされるのでした。

四、南去北來の人

伯の一生の半ばは旅に過ごされた。

少年の日に東京、福島、須賀川と轉々したるごとく、その晩年は少年團の講演に、政治倫理化の行脚に、さうして遂にその最後は、岡山への旅上にあつたごとく、伯は止まるところなく、旅から旅へと動いてゐた。

それは渾身の精力の自然なる發露でもあつたが、又一つには、自然と人間との客觀的研究の上に生涯の事業を築いたところのその性格にもあつた。

現に伯の臺灣に於ける事業は、臺北の宏壯なる官廳の安樂椅子の上に立案されたのではなくして、南去北來、寧日なきその實地踏査の上に建設されたのである。それは次の出張日誌が、最も雄辯にこの間の消息を物語つてゐる。

一、臺灣赴任　三十一年三月廿三日東京出發二十八日著任
一、大嵙崁出張　三十一年六月十四日大嵙崁出張咸菜硼、樹杞林、新竹ヲ經テ十六日歸府
一、淡水出張　三十一年四月十一日淡水出張翌十二日歸府
一、宜蘭出張　三十一年七月廿六日出發頂双溪、頭圍ヲ經テ二十八日宜蘭著三十一日歸府
一、士林出張　三十一年九月十日士林出張即日歸府

一、上　京　三十一年十月一日出發神戶京都ヲ經テ八日東京著三十二年四月一日東京出發京都神戶ヲ經テ七日歸府

一、新竹出張　三十二年四月十五日新竹出張十七日歸府

一、基隆出張　三十二年六月六日水源地及檢疫所視察ノ爲メ出張即日歸府

一、基隆出張　三十二年六月二十四日基隆出張翌日歸府

一、島內南部出張　三十二年九月十一日海路出發澎湖、打狗、鳳山、阿緱、潮州庄、臺南、鹽水港、嘉義、新營庄、安平ヲ經テ再ヒ海路（暴風雨ニ逢フ）澎湖島ニ廻リ十月九日歸府

一、上　京　三十二年十二月一日出發七日東京著三十三年二月二十二日東京出發二十八日歸府

一、清國福州出張　三十三年三月二十五日出發廈門ヲ經テ三十一日福州著四月八日同地出發漳州廈門ヲ經テ十九日歸府

一、瑞芳出張　三十三年五月七日出發瑞芳出張金瓜石ヲ經テ翌八日歸府

一、島內中部出張　三十三年五月十五日出發臺中、彰化、北斗、斗六、嘉義、北港、鹿港、牛馬頭、苗栗、新竹ヲ經テ六月二日歸府

一、金包里及富貴角出張　三十三年六月十三日出張金包里、富貴角、淡水ヲ經テ十五日歸府

一、基隆出張　三十三年七月七日基隆出張即日歸府

一、上　京　三十三年七月十四日出張同二十一日東京著八月二日東京出發同七日歸府

一、淡水出張　三十三年八月十四日淡水出張翌十五日北投ヲ經テ歸府

一、清國廈門出張　三十三年八月二十五日淡水出發二十六日廈門著三十一日歸府

一、上　京　三十三年九月一日出發同六日東京著同十七日東京出發二十二日歸府

一、社寮島出張　三十三年十一月四日社寮島、牛稠港視察ノ爲基隆出張翌日歸府

一、上　京　三十三年十一月十日出發神戶、名古屋、熱海ヲ經テ二十二日東京著
同二十七日東京出發築港視察ノ爲メ大阪出張神戶ヲ經テ十二月三日鹽業視察ノ爲メ尾ノ道ヲ經テ松永ニ出張五日大阪ニ歸著名古屋ヲ經テ八日東京著
同二十日兒玉總督出迎ノ爲東京出發神戶出張二十一日東京著三十四年一月十二日名古屋ニ出張翌日歸京七月一日東京出發七日歸府

一、上　京　三十四年七月十四日出發長崎ヲ經テ十八日東京著八月六日東京出發十三日歸府
一、基隆出張　三十四年十月十六日基隆出張翌日歸府
一、島内南部出張　北白川宮妃殿下ニ隨從）　三十四年十一月二日海路出發（軍艦淺間便乘）打狗上陸臺南、橋仔頭、灣裡、嘉義、彰化、苗栗ヲ經テ十日歸府
一、上　京　三十四年十二月十七日出發二十四日東京著三十五年四月九日東京出發十四日歸府
一、基隆出張（築港視察）　三十五年五月二十一日基隆出張翌日歸府
一、屈尺及大嵙崁方面出張　三十五年五月十二日出發、屈尺、桃仔園、大嵙崁ヲ經テ十五日歸府

しかもこれらの出張たるや、交通の便開けたる内地旅行と異なり、或は轎に搖られて山地を往き、或は小船に乘じて海浪を渡るなど、その難苦言ふべからざるものがあつた。

就中、眞に命懸けの旅行は、明治三十二年九月の南部地方出張であつた。この旅行は、後から考へれば、最初から凶兆に見舞はれてゐた。その發途の日の前夜から、伯は發熱三十九度に及び、その朝に至つても、減退の兆を見ざることがこれであつた。しかし剛氣なる伯は、山口醫院長に迫つて言つた。

『何が何でも今夜中に癒して呉れ。若しこのために、巡視が延期となつては、折角準備して待つてゐる各地の人々に氣の毒だ』

かうして伯は、病の身を以て、長途の旅程に上つたのであつた。

伯の健康は、幸ひにして旅行中に全快した。以來伯の元氣は旺盛にして當るべからざるものがあつた。當時の伯は、健康自慢であつた。伯はまだ若かつた。その五體は活動慾に燃えてゐた。どんな無理でも押し通すといふところに、伯の自信があつた。

この旅行に隨行して行つた臺灣日日新報記者松井啓夫は、「南遊紀行」のうちに記して曰く、

長官は朝は一行中最も早く、夜も遲くまで潤がず、土人に對する訓示、各官衙に就ての精密なる事務視察等、九時に至るも潤がず、長官の熱心と勉勵とは非常なるものにて、氣力の旺盛なる驚くに堪へたり。

かくして伯は、無事に打狗、臺南、嘉義地方の旅行を終へて、安平より安平丸に乘じ、歸路に就いた。危難はその歸路の船中に起つたのである。前掲「出張日誌」の註に、「九月二十九日安平出帆、澎湖島著、三十日同島を出帆セシモ、暴風雨ノ爲メ進航スル能ハス。十月二日再歸港シ、八日出帆セシナリ」とあるのがこれである。

その歸航も、最初は頗る順潮に進んだ。同行の木村匡記するところの「遭難の記」に依れば、一行の加藤事務官の如きは意氣頗る昂つて、常に人に誇つて、「予は天下の寵運兒、天公亦我行路を妨ぐるの勇なし」と豪語したといふことである。然るに第一回の頓挫は、二十九日に來つた。それは「遭難の記」によれば次の通りである。

九月二十九日午後六時を以て、船は馬公灣を離るる豫定なりしも、風波荒きが爲に午後八時に延期し、更に三十日に延期したりき。蓋測候所の言に依れは、前日を以て暴風經過したりと言へり。故に船長も亦暴風經過後の餘波收りたる後に出帆するを便としたるなり。

これは頓挫といふべく、餘りに小なるものである。だが次々と來る頓挫は、そんなお手柔かなものではなかつた。

船は已に三十日午前五時を以て解纜せりと雖、高浪はデッキを洗ひ、船體は掀翻せり。宜なる哉、其の斜傾甚しきときは、四十九度に及べりと云へり。

然し船長の佐藤市郎次は、老巧にして、しかも年齢に似合はず勇氣のある人であつたので、人々はまだ安心し切つ

てゐた。ただ速力僅か二哩半、あまり遲いので、伯は、

『牛の小便には少々呆れるなア。』

と喞ちながら、船中に蟄伏してゐたのであつた。と、その夜半であつた。突然風波が收まつたのか、四面寂寞、殆ど船の動搖を感じなくなつた。そして頭を枕に著けたまま、夢現の如くウト／＼してゐると、瞬間、船長は眞ッ蒼になつてやつて來た。「逆潮の爲に普通針路より二十五哩流され右方短距離の所に淺瀨あるを發見したり」と。是れが第一回の頓挫であつた。然し幸ひにして滿潮は來り、船は淺瀨を離れた。一同は漸く心を安んじ、ただ此の上は一時も早く淡水沖に、富貴角の燈臺を認めんことを祈るばかりであつた。

然るに最後の、しかも最大の頓挫は、なほ一行を待つてゐた。「遭難の記」は續いて記してゐる、

船は已に淺瀨を去り進行したりと雖、高浪益々加はり、船客皆病めるが如し。二日午前十時に至り全船傾動す。人皆怪む。而して忽にして船動搖を感ぜずして馳する疾きが如し。人皆反つて怪しむ。船長は報じて云へり　昨朝より全速力を以て走るも二十時間六哩に過ぎず。徒らに船客の苦悶を致すのみ、寧ろ馬公に歸り、天候の定まるを待んと。蓋前に全船の傾動したるは逆轉したるが爲にして、其の動搖を減じたるは順風に從ひたればなり。

一體伯は、既述の如く、人一倍船には弱い方であつた。しかしこの航海において、伯は唯一の長官であつた。故に努めて元氣を裝つて言つた。

是天災止を得ざるなり。予は寧ろ船長の勇氣が、此二晝夜の苦心慘憺に堪へたるを感ぜずんばあらず。今の政事家にして此の船長と勇を爭ふもの果して幾人かある。

然るに午後四時に至ると、船はつひに恐るべき颶風に襲はれた。

颶風は怒號して濁浪は空を排し、山崩れ龍戰ふが如し。日星爲に光を隱し、山岳は爲に形を潜め、船長が馬公に歸るの唯一の標準たる北島は、見れども見へず、呼へども答へず。忽ちにして見ゆるもの、忽ちにして崩るる激浪なりき。

かくして船長は、心に金比羅權現を祈りながら、船を進むるうち、僅かに一縷の望みを波間に認めた。それは一山か山にあらず浪か浪に非ざる一やうなものであつたが、船長はそれを山と斷定して、針路を定めたのであつた。蓋し一疑ふて進まんか、暗礁に觸れん。進まざらんか、風に挫されん。但に船長の責を免れず。遂に大勇斷せる一ものであつた。

船の運命は薄氷を踏むよりも急なり。彼は遂に大喝逆轉を命せり。船は恰も崩るゝが如くに動けり。怒濤は山の如く襲へり。然も山岳の連なるが如くに左右前後より襲へり。(中略)而して此の海底危礁巖石最多、航海者の常に心を苦しむる所、同船の高津澎湖廳長廣丙號及奈良丸の沈沒したる等の事實說き得て詳かなり。之を聞けば轉た風悲み浪腥く鬼哭するかの思を致さしむ。已にして薄暮冥々、大空寂々、唯激浪船を搏つの勢、雷電を崩すが如きあるのみ。(中略)然るに天祐は幸く午後七時十分に至り、此安平丸を漁翁島の燈臺下に導き、以て前に疑問の間にありし北島の實在を證明し、而して今や波浪靜かなる馬公に入りしを示し、全船皆覺えず萬歲を唱へ「シャンパン」を傾けて睡る。時に二日の午後十時。

これは、その難航を叙して「遭難の記」が結んでゐるところである。

かくして伯を載せたる安平丸は、危く一死を免れ、馬公港に入つたのであつた。そして軍艦高千穂の基隆に向ふを幸ひ、伯の一行はこれに便乘し、十月九日、やうやく基隆港に入つたのであつた。

これが伯の臺灣時代に遭遇せる、九死一生の記錄の概略である。

五、阿里山開發

かくの如き幾多の危難を冒しつつ、伯は全島を踏査すること數千里、その足跡殆ど到らざるところなきに至つたが、なかにも多くの收穫を擧げたのは、明治三十七年九月の阿里山踏査であつた。

由來臺灣の山野は、樹木蓊鬱として繁茂し、樹種もまた頗る豐富である。ただそのうち、平原地に近いところは、清國時代に於ける濫伐の結果、多く價値なき原生地または禿山と化し去つてゐたが、海拔三千五百尺以上の地は、鬱蒼たる深林で、多くは生蕃の領地であつたけれども、その面積は概算二百十一萬六千町步、全島の約百分の六十を占めてゐた。

これぞ將來、無盡藏なる林業地たるべき約束を持つものではないか。

これらの林業候補地のうちで、伯が第一に眼を著けたのは、阿里山であつた。抑も、阿里山の大森林の發見は明治三十三年六月、總督府殖產課小笠原技師の調査にはじまる。しかし當時は未だ匪賊の跳梁はなはだしく折角の寶庫も如何ともすることが出來なかつたのであるが、三十五年五月、土匪の掃蕩も一段落ついた結果、いよ〳〵、これが具體的調査をなすことになり、翌三十六年十一月より調査を開始し、漸くその全貌が明かにされた。それらによれば、阿

里山の檜林は、概略三千四百五十三町歩にして、檜樹の大なるものに至つては、百三十尺の長さに達し、これを切ればその切株の上に直徑十二人を立たしむるを得るほどの太さをもつと言はれた。その樹木を數ふれば、針葉樹七十六萬二千本、一千四百十八萬九千尺〆、濶葉樹三十七萬五千本、三百八十四萬一千尺〆であり、その價格を算ふれば、尺〆一本四、五十圓はするであらうが、假に三十圓としても、なほ五億圓の價があり、毎年二十萬尺〆を伐採しても、優に八十年を支へ得ると言はれた。

八十年といへば、一家にして三代、若しその採伐したる森林の後に苗を植うれば、八十年後には更に別個の新林が生ずる。かくして臺灣の山林は、殆ど無限の富を包藏することになる。

伯の阿里山踏査は、かかる目算から試みられたものであつた。その踏査の時隨行した臺灣日日新報記者尾崎秀眞は、往年の伯の面影を追憶して、懷舊の情に堪へざるもののごとく、次のやうに語つた。

阿里山にお供して登つた時は、それこそ大變な騒ぎでした。第一風呂桶をズツクで作れば、一人でも持てると云ふ考へで、作つて持つて行きましたら、翌朝水氣で重いのなんの、二人でも重いのです、遂に生蕃二人を頼んでかつがせたのでした。

長谷川謹介、祝辰巳、林學博士の河合など云ふ人々三十何人が、毎晩せまい所に一緒くたに寢るのですが、後藤さんは毎晩何か惡戯するのです。實に子供を見るやうないたづらをするのです。

或る晩夜中に長谷川の首に山蛭を這はせようぢやないかと云つて、巡査に「おい山蛭一疋取つて來い」と云ひつけたのです。巡査もまたそれを持つて來たのです。こんな長いのですが、それを伯が長谷川さんの枕元に這はせ

て置いて―オイ／＼大變だ、おきろ／＼―と云つて起したのですが、イヤ大變なさわぎでした。
十日間ばかりはそんな風のことが續いて、長官も至極御滿足の樣子であつたのですが、遂に伯の面目丸潰しの事件が持ち上つたのです。

しかしこの事件を理解するためには、かうした巡回中における伯の生活が、どんなものであつたかを、知つておかねばならぬ。伯の精力絶倫ぶりは、前項でも述べたが、伯は一面、茶目ツ氣たつぷりで、時に途方もない悪戯をするかと思ふと、また一方には謹嚴にして犯すべからざる半面を備へてゐた。

伯が全島巡視の途中、臺中における宴會の夜の話である。當時臺中新聞記者をしてゐた奥山十平は、席上伯の皮肉にムツとして、憤然席を蹴つて立ち去つた。が、その後において、犇々と迫つて來たのは、悔悟の念であつた。そしてその後のことについては、奥山自らが、次の如く回顧してゐる。

夏の夜の明け易くして、東天紅を告ぐる頃となつた。つまり終夜眠らずして、夫れから夫れへと思ひを廻らしたのである。其の結果―長官に濟まなかつた―と云ふ一念が勝を制し、早速長官を訪問して、謝意を表することに決心した。而して家を出かけたのが、所謂拂曉である。長官の宿に著いて見ると、隨行の屬官等は、まだ白川夜舟であるのに、長官一人は、ベランダアに椅子を持ち出し、夫れに凭つて獨逸書を讀んで居られた。僕はヅカヅカと長官の前に進んで、一昨宵は誠に御無禮を致しました―と謝辭を呈した處、長官は―ヤア／＼、どうした―とばかり、至つて上機嫌であつた。

此處でも其の絶倫の精力に感服したのである。昨夜の宴會は、よし氣の措けぬ宴會とは云へ、兎に角人を招んだ

のであるから、幾分か心を使はねばならぬ上に、宴會とあるからは、其の終りは多少夜も更けたに相違ない。夫れにも拘らず、朝夙く起き出でて、屬官の起き出でぬ間に、蟹行文字に目を曝すと云ふことは、凡人の到底出來ない業である。是れ精力絶倫の致す處ではあるまいか。

一體に陽氣であつた伯は、宴席では何時も賑かであつた。晩年には流石に落著きが出來てきたが、若い時分には陽氣が過ぎて、人を怒らすことも往々あつたやうである。しかし宴を撤して獨りに還れば、早暁床を離れて書を樂しむ餘裕は失はなかつた。この一見矛盾した兩面は、彼の一生を通じて隱見してゐた。

さて話はもとに戻つて、阿里山踏破の後、その歸途における出來事である。何しろ山中十日の生活を終へて、そろそろ人里戀しくなつた時、久し振りで高雄の宴席に出たのではあるし、年はといへば一番の年長が、四十歳をいくらも出ない後藤長官だ。隨行三十幾人は、みんな血氣盛んな連中ばかりであつたから、つひ思ひもかけぬ椿事が出來したのであつた。

然らば彼等は、如何なる失策を演じたか。その失策者の一人たりし尾崎秀眞は、續いて次の如く語つた。

かへり途になつて高雄で盛んな歡迎會を受けたのですが、何しろ若い連中交つて三十何人ですから、皆で相談して、九時頃から長官を寢かせて全員あそびに行つたのです。祝さんだけは堅い人で行かずに殘り、隨行の全員三十何人皆行つたのです、四五軒に分れて泊りました。

處が翌日の日程は、陳中和の新興製糖會社の開業式に臨む約束で、朝四時に起き、五時出發と云ふのでした。起きて見ると全員不在。後藤さんと祝さんと二人だけチヤンと用意したが誰れも歸つて來ないのです。そこで巡

査でも驅つて探して呉れればわかるのですが、そこが後藤さんで、非常に憤慨もして居られるが茶目氣もあるので、構ふなと云はれて、警察官を促して、唯二人で出發してしまつたのです。三十何人睡い眼をこすり乍ら宿舎に來て見ると、長官は非常の御立腹でモウ立たれたと云ふのです。齋藤參吉君などの心配狼狽たらないのです。伊能嘉矩君などは片足に靴、片足に下駄と云ふあわて方で追ひかけたが、どうしても追ひつけない。ヤツト開業式場に著くと、モウ切りつめた時間で行先きに變更出來ないと云ふので、式をすましてお二人は立つた後なのです。式場には三十何人隨行の席次をチヤンと設けて置いたのに、後藤長官と祝さんと二人きり著席して、氣の毒とも何とも云ひ様のない面持で、式を終つてから陳中和の立食の御馳走をこれ亦唯二人で受けて、一時間ばかりして出發したと云ふ後に、私共が到著したのです。如何にも氣の毒であり、また後藤さんとしては、てれ臭くつてたまらない。怒り心頭に發したのです。

其所から全員駕籠の用意があつたのですが、「奴等來ても駕籠に乘せるな。尾崎だけは役人でないから乘せてもよい」と云はれたと云ふのです。イヤハヤ到る處面目丸潰れ、流石の我々もこれは全く相濟まぬと思ひまして青くなつたのです。漸く泊る所に行つて追付いたのですが、我々を泊めることと相成らぬ、皆追ひ歸せと云はれる始末。賀來（倉太）警視など全く青くなつてしまつたのです。様々詫び入つたが歸參が叶はないのです。

そして伯は「尾崎だけは役人でないから來るなら來い。あとは皆出張取り消しだ」と云ふのです。そして實際臺北に出張命令取消しの電報を打つたのです。あの寛大な後藤さんがカン／＼になつてゐるので大變な騷ぎです。祝さんが一晩とりなし役で漸くのこと歸參が叶つて、翌日恆春に著き二、三日あの近邊を視察して、恆春から船

で歸りました。

私は通信の役でありましたが、まさか、そのことを通信する譯にはいかんのでしたが、後日後藤さんが木下大東（新三郎）に「尾崎は、あれは惡い奴だ。自分等の失策に就いては何も通信しない」と云つたさうです。

然しながら、これらの失策も、過ぎ去つて見れば、酒席の笑ひ話になるほどの、懷かしき憶ひ出の一つにしか過ぎなかつた。また伯は、一度姊つと怒鳴つてしまへば、それを何時までも根にもつやうな人物ではなかつた。

ただ我等の忘るべからざることは、この時の阿里山踏査が、單なる探檢旅行に終らなかつたことである。卽ち、その結果として生れたのが、世に有名なる森林鐵道であり、伯の所謂阿里山經營であつたからである。その經營の直接當事者の一人たりし新元鹿之助は、それを次の如く語つた。

伯が熱心に主張されて居たものは阿里山の森林伐採であつた。これは嘉義から殆ど四十三哩の山奥で、海拔八千五百尺まで上つて居るといふ大森林である。これを鐵道によつて開發しようといふことで、當初藤田組の手によつて著手されたのであつたが、不幸にして藤田組がこれを拋棄するといふことになつたので、私共は佐久間總督に隨行して親しく其の實況を調査し、結局官營でやらうといふことにして、技術方面は私が兼務として此の鐵道を完成したのであります。なか〳〵我國などに見ることの出來ない嶮峻な山であつて、鐵道線路などは殆ど二十分の一で全線を終始してをる。隧道の數が七十四ある。斯う云ふ狀態の中にあつて、獨立山と云ふ山は隧道で殆ど三卷半廻つて居るといふやうなことで、世界にも類例のない鐵道である。斯る難工事をものともせず、只管附近の開發に盡瘁された後藤伯の剛愎雄大にして物に屈しない氣象は實に驚くべきものである。かかることは伯に

して初めてなし得ることで、到底其の他の人では出來るものではないと思ふのであります

かくして生れたる阿里山經營が、如何なるものであるかは、次の「臺灣銀行二十年誌」の記事が、最も要を盡してゐる。

阿里山の作業は、本邦林業中匹儔なき最新のものにして、集材貨車積込は、米國式架空式鐵索集材機械を使用し、運搬は所謂阿里山鐵道なる森林鐵道を利用し、製材場は範を米國西岸各州工場の設備に採り、我國の製品種類木材利用の狀態等を參酌したる特殊工場にして、最新式の機械力及電力に依り、系統的設備を以て作業しつゝありて、舊來の面目を一新して順調に向ひ、今や生産木材は阿里山材として、各地の需要に應じ、其の豐富なる蓄材積は、益事業の發展を促すこと多大なるが、殊に扁柏及紅檜は市場の聲價高し。

そして先人未踏と云はれた阿里山にかくの如き最新式經營の施さるるに至つたのは、後藤民政長官時代の經綸の結果であつた。

伯の踏査以來、阿里山經營について、如何なる苦心が拂はれつつあつたかといふことは、阿里山中より後藤民政長官に送りたる、次に掲げる林學博士河合鈰太郎の書信（明治三十九年七月七日附）が、最もよく活寫してゐる。

謹啓盛暑之候益御清勝、大賀之至ニ奉存候。陳者先日登山之際、長谷川技師病氣ニ罹ラレ、途中御歸北の已むを得ざるに至り候ハ、殘念ニ有之候處、同氏も其後快方ニ赴き、現今ニ於テハ舊體ニ御回復之由、喜敷之事ニ御座候。藤田氏ハ至極健全ニて所期の視察ヲ遂けラレ、同氏も大ニ安心仕候。唯木村陽二氏ハ心臟病の發起ヲ氣付カハレ候ため、萬歳山視察之後歸北セラレ申候。小生ハ達邦社ニ於テ藤田氏ト別カレ、後藤、丸山、笠原三君ト共

ニ登山仕り、此後の經營ニ關スル大概の方案ヲ定メ候ため、全山ニ十一ケ所ノ山小屋ヲ設ケ、本日ヨリ卅日マテニ全山ヲ跋渉シ、後藤、丸山兩氏ニ森林の實態ヲ示ス筈ニ御座候。從來小笠原氏の調査ニ於て未た精査ヲ遂ケサル點等モ、同時ニ踏査仕候。

本森林ハ少シ内部ニ入リ候得ハ全ク徑路ヲ絶チ候間、歩行も頗ル困難ニ御座候得共、何分涼冷ニて候間、行動は至極容易ニ御座候。

今回藤田氏の登山ヲ期し、林中著シキ山ニ新名ヲ附シ申候。從來化物山ト稱セシ山脈ヲ後藤山トシ、阿里山ヨリ新高山ニ至ルニ通過セサル可カラサル高山ヲ兒玉山ト稱シ申候。

後藤山連兒玉山　新高山秀聳其間　檜陰時識天風渡　靈氣吹香徐拂顔。

乙　琴山生

棲霞閣下一粲

豪壯を好む伯にとつて、阿里山は終生、忘れ難き追憶であつたにちがひない。そして伯の名は、後藤山の名の殘るかぎり、萬代阿里山中に止まるであらう。

しかし、伯と阿里山との關係は、これだけでは終らなかつた。伯が遞相として、第二次桂內閣に列してゐた時に、阿里山問題は中央政界の大問題となり、遂に憲法問題まで惹き起すやうな、大騷ぎとなつたのであるが、それは第二次桂內閣の卷において詳說するであらう。

六、鑛　業

臺灣島は帝國の領有當時、金、石炭、銅、石油、硫黃等の有用鑛物が豐富であると、矚目せられてゐたが、伯の赴任當時は、鑛業は尚ほ微々として振はなかつた。なかにも金は、臺灣鑛産の大宗で、金瓜石、瑞芳、牡丹坑の三者は、臺灣の三金山と稱せられてゐたが、それすら當時はまだ普通の手掘法を用ひてゐる有樣であつた。

この幼稚なる鑛業を、次第に近代化したのは、伯の民政長官時代であつた。伯が如何に臺灣の鑛業に留意してゐたかについては、その先驅者の一人たる木村久太郎が、次のやうに回顧してゐる。

鑛業家として、私の一生を通じ特筆明記すべきことは、明治三十九年に、牡丹坑金山の擴張について百萬圓増資に決意し、先づ半分の五十萬圓は今までの山の利益に依つて支出することが出來たが、あとの五十萬圓を到頭後藤伯の所に持ち込んだことでありました。其の時に伯は、事苟くも臺灣の開發に對して重要なる鑛業の資金であつたなら、早速大藏大臣に話してやらうといふので、其の當時の大藏大臣阪谷芳郎氏を煩はすべく快く引受けられましたが、驚いたことには翌朝、早速電話が掛つて、直ぐ來て呉れと言つて來られた。そして即日、臺銀を代理として、興業銀行より低利資金で融通して貰つたことがありましたが、私の一生中、此の時ぐらゐ感激したことはありませぬでした。當時の五十萬圓は實に大したものでありましたが、伯の事業に對する洞察力は極めて強く、自分が善なりと認めた事に對して、機敏に動作をせられたことは、全く敬服を通り越して痛快を叫ばざるを得ませぬでした。伯が如何に國家觀念が強く、臺灣開發の爲めに力瘤を入れて居られたかは、之れに依つても想

像せられるであらうと思ひますが、是れなどは決して凡人の能く爲し能はない所であらうと思ひます。特に其の時私に對してしみ〴〵と注意されたことを、今なほ明瞭に想起するのでありますが、

「君、臺灣では木村と言へば知らない者はなからうが、東京ではキムラと假名を附けなければ通用しない。一つ將來は大いに奮發して、木村に假名を附けなくても通用するやうにしなければ駄目だよ。」

斯ういふことを言はれたのであります。當時臺灣には幾多の鑛業家が參りまして、その多くが石油鑛區を持ち、鑿井の出來る狀態に置かれてありましたけれども、各ゝ手を拱いて鑿井に著手することを控え、誰れか一石でも石油を掘り出したら事業を開始しようとして居りました。自分は常にそれ等の者の先端を行き、多大の犧牲を拂つて臺東、宜蘭に於ける金山、六重溪に於ける石油坑の採掘鑿井を試み、これが鑛業家として、又臺灣の住民としての義務であると信じて居りましたので、伯は之れを非常に憂慮せられ、今までのやうに血氣にはやつて事業に手を出すことをやめて、もつと愼重に熟慮の上で事に當り、早く金を返すやうにしなければならぬと、暗に誡めて吳れられたのであらうと想像せられるのであります。その後此の金は速かに返濟し、幸ひにして山も大いに發展して來ましたが、所謂伯がもつと〳〵大きい木村になれと誠心をこめて忠告して下さつたのに對し、未だに片假名を附けなければ木村の名前が通用しないのは、地下に安眠せられる伯に對し、洵に慚愧に堪へないと思ふ次第であります。

かくの如く、伯は鑛業の發達についても、常に不斷の努力を續け、先驅して事を爲さんとする事業家に對しては、親切なる指導を吝まなかつた。さうして伯の鑛業政策が、如何なる成果を收めたかは、次の統計表が、明かに事實を

物語つてゐる。

年次	金（匁）	砂金（匁）	石炭（斤）	硫黄（斤）	石油（石）
明治三十年		二、三九六	三、一二〇、三六三	一〇、五九〇	
同　三十一年	一一、〇二三	七、二三三	七三、〇七七、九九〇	一八一、九〇〇	—
同　三十二年	三三、九九八	七、二九〇	五三、六二五、五八八	一、〇七〇、四一三	—
同　三十三年	九二、四五一	九、四七三	七〇、四六七、二七九	一、二三一、一六八	三九
同　三十四年	一五五、四二二	一二七、七八五	一一〇、三五七、五二〇	二、七三二、八六〇	—
同　三十五年	二三九、六七八	一六一、〇八二	一六二、二六二、八一三	二、七三二、三〇〇	—
同　三十六年	二四五、五五五	七六、六二八	一三五、七五四、七四〇	二、八五一、五八〇	—
同　三十七年	四〇〇、九六七	四二、五一六	一三七、七九三、四四二	五、二六二、七〇九	七〇三

すなはち伯が臺灣に赴任前の數字と、赴任後七年の數字とを比較すると、金の產額は明治三十一年のそれの約三十八倍となり、砂金は明治三十年の產額の約十八倍、石炭は約四十倍、硫黄の如きは實に五百倍近くにまで躍進したのである。

七、水力電氣事業

臺灣を工業化する動力は、水力電氣によらざるべからずとは、多くの技術家の一致した意見であつた。何となれば臺灣の地勢は到る處、水力利用に適してゐたからである。

しかし伯が臺灣に赴任した當時は、何しろ電燈といへば、總督官邸と長官官邸とに、蒸氣發電の直流電氣が點いて

ゐるだけといふ憐れな有様であつた。この後れたる新領土を、今日の進んだ電氣國に化するまでには、なみ〳〵ならぬ苦心があつたのである。

然るに偶然の機會は、臺灣島に水力電氣の發達を促した。それは土地調査の際、數萬甲步の土地を丈量して、埤圳を設けるにつき、その副產物として落差が生ずる。この落差を利用して、灌漑に使用する前に、一萬馬力の電力を發生するのが有利であるといふので、ここに後年、資本金三千萬圓の臺灣電力會社が創設されるに至つたのである。

當時、電氣作業所長として、屈尺に發電所を設けた長尾半平は、その苦心談を、次の如く語つた。

この時の工事などは實に苦心慘憺たるもので屈尺まで行く途中に殺人堺といふ標柱が立つてゐて、それから奥地に入る時は測量に前進するには八、九名の警手が銃で四方八方の峰や溪を狙つては蕃人がゐないことがたしかになると、後を向いて手招きすると、技師連がそろり〳〵とその後を前進しながら測量をするといふ始末でした。何しろ蕃人といふやつは大變迷信家で、測量などしてゐるのを見ると何をやるか判らぬから、少しも油斷がならぬ。或る時など、發電工事の工夫小屋をおそつて、十四首を取つて行つたことがある。その時一人の男が溪川に落ちて、首だけ出してその光景を見てゐて、私のところへ報告に來たものだ。かういふ風だから、私など當時新婚間もない時であつたから、一步出張となると、門前まで送る妻子を振り返り見ては、これが今生の別れとなるかも知れぬと、涙ぐましくなるほどで、全く戰場にでも出陣するやうな氣持でした。當時は蕃人よりも土匪が更にこわいもので、これは人を殺すのは首がほしいのでなくて物を取るのが目的です。ですから私など出張となると、警手四人がついて、これに護られて進むのですが、汽車がなくなるとトロまたは駕籠で行くのですが、晝は

危險だから、夜火を消して密林や藪の中をガサ／＼進む時など、全く地獄へでも行く心地でした。當時は宿場につくと、そこには澤山の商人が總督府の高官の來るのをまつてゐたもので、商人などは、高官が來ると警手がちやんとついてゐるから安心だと、自分達の進むあとからついて來ては、奥地に入つたものでした。

屈尺の發電事業が完成して、臺北にはじめて電氣が點ぜられるやうになつたのであります。

ところが伯は、この時もまた、一つの逸話をのこした。それは長尾の語るところによると、次の通りである。

臺北の水力電氣が竣工したので、民政長官の官邸に据ゑ付けてあつた直流の電扇を、交流のものに取替ゆる必要が生じた。電氣の技師が豫算を立てて長官の決裁を仰ぎに行つたら、故伯はかかる必要はない、直流のものは廢棄するに及ばずとて、ひどく叱られて歸つて來た。そしてその技師は心竊かに泣く子と地頭には勝たれないと觀念はしたものの、胸の蟲が治まらぬ。それで「藪醫者は政治家に通用するかも知らんが、交流と直流とは通用出來ぬ」と獨語した。それを傳へ聞いた祕書官某が、或る日故伯と私の居る處で面白半分「長官閣下よ、勇將の下に弱卒なしといふが、長尾土木局長の手下にはかういふ偉い技師が居ます」と、これをすつぱ拔いた。すると故伯は開き直つて、「そんなことがあるものか、交流を「モートル・コンヴアーター」にかけて直流の電扇を動かせばよいのである」と力說された。自分等も職務上此の位の事は承知して居つたが、一官邸のためにかかる設備は甚だ不經濟故に、取替への案を立てたのであつたが、かかる大政治家には不必要なる知識まで持つて居られたには敬服したのであつた。

これは伯の失策話の一つとして、傳ふべきものであらう。しかし生噛りながら、コンヴアーターまで知つてゐると

ころに、伯らしい面影があつた。そしてこの近代科學に對する伯の理解が、臺灣の產業革命を齎らさしめたる重要な力の一つであり、特に今日臺灣全島を、電力化せしめつつある大勢の基礎をなしたものであつた。

八、海運政策

新領土開發について、閑却すべからざる要件の一つは、交通運輸制度の完備といふことであつた。特に植民地と母國、ならびに海外諸國との航路は、海外貿易發展の上からも、重大なる條件をなすものであつた。

何となれば、臺灣が帝國の領有に歸したる當時、臺灣と南支那との海運業は、殆どドグラス汽船會社に獨占せられ、他の船舶はこの航路に侵入することすら、容易でないとされてゐたからである。

玆に於いて、帝國政府は、この海運權を我國に恢復するため、明治二十九年、大阪商船會社をして、沖繩經由神戶基隆線を開始せしむると共に、郵便物輸送のため、伊萬里運輸會社をして基隆、澎湖島及び安平を經由し、打狗に至る航路を開始せしめた。

これが臺灣における補助命令航路のはじめである。

翌明治三十年には、日本郵船會社に對し、更に基隆より門司を經由して神戶に至る、往復每月二回の定期航路、いはゆる基隆・神戶線の開始を命ずる一方、大阪商船會社の基隆・神戶線に改廢を施し、また基隆・淡水・打狗線及び基隆・塗葛堀線の航路を開始せしめた。

これが伯の赴任當時の狀態であつた。然るに伯は、民政長官の椅子に就くや、早くも、ドグラス汽船會社の勢力を、

臺灣島より驅逐して、南支那海の海運權を、わが手に掌握すべきの大望を抱いた。その結果として現はれたのが、明治三十二年、大阪商船會社に命じて開始せしめたる淡水・香港線、安平・香港線、福州・香港線、福州・三都澳線、福州・興化線、厦門・內港線であつた。

さらに明治三十八年には、命令條項の改廢を行ひ福州・三都澳、福州・興化線、及び厦門・內港線の三航路を廢し、その代りに福州・香港線を上海に延長して福州・上海線となし、また淡水・福州線を新設して、大いに南支那方面の海運界に活躍することとなつた。

さしも永年に亙り獨占的地位を誇つてゐたドグラス汽船會社が、つひにこの方面の航路を斷念するに至つたのは、このためであつた。

然るに明治三十八年に至つて、この航路には動搖が起つた。バルチック艦隊東洋回航の報の餘波である。それについて、當時の通信局長代理官賀來佐賀太郎は、次の如く回顧した。

ロシアがバルチツク艦隊を東洋へ回航して來るといふ情報が傳はつて來た頃、臺灣の民心は頗る動搖した。そして內地と臺灣との連絡に從事してゐたところの連絡船は、御用船として徵發されてしまつた。

當時、大阪商船がこの連絡航路の受命社であつた。それで商船側では、對策をいろ〳〵考究した揚句、內地と臺灣との連絡には獨逸船を以てこれに充てようといふ事に取極め、この旨を總督府へ通達して寄越した。

この通達に接せられた後藤長官は大いに憤慨された。

一中橋に言うてやれ。そんな非國家的な事をするなら、命令航路を取消すというてやれ。實に怪しからぬ事をす

る奴だ。中橋の方へ急電を打て！」
と私に命じられた。卽座に電報の案文も出來た。そして私は「ハイ直ちに打電します」と承知して歸つた。しかしよく考へて見ると、
「長官の命令通りに電報を打つと、商船もこの非常の際、手のつけやうがなくなるであらう。萬策盡きて獨逸船を賴んだのであらうから、今、長官の仰せの通りの電報を打つと、かへつて商船側と總督府との關係が惡化するかも知れない。」
といふ結論に到達したので、一晩その電報を打つことを保留した。
その翌日である。長官から呼ばれたのでお會ひすると、
「中橋から返事が來たか」
そこで私は申上げた。
「商船側の執つた措置は誠にやむを得ぬと思ひます。この際は連絡がとれればよいと云ふ事にして、御許しをお願ひしたい。」
すると伯は、
「ウン、それはよかつた。」
赫つと向ッ腹を立てれば、飛んでもない無茶を言ひ出すのは、伯の癖であつた。その代り、間違つたと思へば、直ぐに改める。まことに光風霽月であつた。

この賀來佐賀太郎は、明治三十六年臺灣赴任、翌三十七年三月、直ちに拔擢されて、通信局長代理に任ぜられた人物である。その次第は、賀來自らの語るところによれば、次の通りであつた。

私は明治三十六年に赴任した。三十七年の二月、日露宣戰の布告が發せられたが、同年の三月に鹿子木局長が洋行することになつた。

その時、後藤長官から、

「君の方の局長が洋行するから、その不在中、君は代理の仕事をやれ。」

といふお話である。何しろ當時、私は高等官六等といふ低い官等であつた、それで私は申上げた。

「それは餘りに無茶です。この若僧では到底、そんな重任を背負ひきれるものではありません。」

すると伯は、

「局長は表面、大內參事官がやる。しかし實際の仕事は君がやれ。人間といふものは一生のうちに會心な仕事に從事する機會といふものは殆どない。あつても一度か二度位のものだ。おれが君をかばつてやるから、一生懸命にやつて見ろ。それを躊躇するやうでは、君は駄目だ。」

といはれた。

かくて、とう／＼私は敢然、この重任に當る事になつた。

何しろ、通信局のうちには郵務、電務、海事、庶務といつたやうな課があるばかりでなく、自分はその當時は海事と庶務との課長に過ぎなかつた。これが通信局長が不在の間、全局に對する責任を負はんとするのであるから

實際無茶といつてよい位の事であつた。

それで私に重みをつける爲めに、後藤さんは特に私に對して「通信局長代理官」といふ官名を與へて下さつた。一方に破格の拔擢をして置いて、他方には周到な用意をしておくのが、伯のやり口であつた。

さて賀來はさらに、日露戰爭時代、海運交通に關係した出來事につき、伯の如何に思慮綿密にして、機略縱橫なるのみならず、その間溢るるばかりの情味ありしかの一面を物語つた。それは次の通りである。

日露戰爭中の事である。バルチツク艦隊が臺灣海峽附近を通過するかも知れぬといふので、私は代理官として民情視察に出かけると共に、若し戒嚴令が布かれたりすると、陸軍關係、海軍關係が複雜になるし、又此等との交通運輸の關係もコミ入つて來るから、此の際、一定の方針を確定する必要があると考へた。そこで戒嚴令の布かれた場合における陸軍、海軍、總督府との關係に就いての根本方針案なるものを作成した。

案が出來上つたので伯をお訪ねしたが、その頃、伯は乾性肋膜炎で寢室に休んでゐられた。私は伯の病室へ通されて、私案の草稿を御目にかけると伯は、

「これは實によい。これで陸海軍側と協定しておけばよい。」

と言はれた。依つて私は早速、谷田臺灣軍參謀長を訪ねて案を說明すると、

「怪しからん、言語道斷だ。」

と大憤慨である、谷田參謀長は、既に戒嚴令が布かれてしまつたやうに考へてゐたのだから堪らない。私は、

「島民關係の事も重大ですから、この案のうちに記載されてあります。」

と主張すると谷田參謀長は、

「一體、貴樣は生意氣だ。貴樣の官等は六等である。六等官が閣下たる我輩の命を奉ぜぬといふ事があるか」

と大いに怒り出し、「山本大佐（名正勝、海軍側の參謀長）を呼べ」と命じて、山本大佐をもその席上へ呼び出した。

私は、

「私は閣下から直接指揮を受けない。從つて上官とは思はぬ。臺灣總督府民政部の一職員として、陸軍並びに海軍側に内相談に伺つたまでの事である。」

と冷靜に言ひ放つと、山本大佐の如きは憤りの餘り劍を拔かんばかりに興奮した。そして「只今からすぐ民政長官の處へ行くから貴樣も共に來い」といふので、私は兩氏と共に後藤さんの病室へ出かけた。後藤さんにお會ひすると、谷田參謀長が私の立案した書類を伯に提示して、

「かかる案は全く陸軍側を無視してゐる。實に不都合千萬だ」

と怒鳴りだした。後藤さんは默つてその書類を見てゐられたが、すぐ私に對し、

「コンナ書類、これは何だ。」

と言はれる。

「それは私の案でして、この際一番大切なる運輸交通についての大方針を規定したものです」

といふと伯は更に、

「我輩の印を捺かぬものを何故、他へ示したのか」

といはれるから、私は、

「これは內議を要すると考へまして、關係當局と打合せる心算で示したのです。」

と答へた。すると伯は俄然、大きな聲を張り上げて、

「貴樣は一體、どこで飯を食つてをる！」

と私に怒鳴りつけられた。そして谷田、山本兩參謀長に對して、

「分りました。私が後を取纏めます。」

と云はれたので、兩參謀長は得々として立去つた。自分はこの時、實に怪しからんことだと考へた。こんな理解のない民政長官の許にゐては到底駄目だと痛感したので、家へ歸ると直ぐ書齋へ入つて辭表を書き始めた。すると伯の夫人から、私の妻に電話が掛つて來た。そして妻が「私に是非電話口へ出て吳れ」と言つて來たので、電話口に出ると和子夫人から「一寸でもよいからすぐに來て欲しい」との御依賴である。それで辭表を懷中にして病室の伯をお訪ねすると、私がドアをあけるや否や、兩手をさしのばして、

「難有う……あれでよかつた。さぞ君、吃驚したらう。」

と淚を流さんばかりに謝意を表明される。

自分はサツパリわからなくなつてしまつた。歸宅してから考へても分らん。その日は役所へ行く氣もせぬので、馬に乘つて氣晴らしでもしてやらうと考へて遠乘りに出かけて歸つて來ると、妻が飛んで出て來て、「山本參謀長が先刻、お詫びにお出になりました」といふ。更に亦、谷田參謀長からも迎への使ひが來たとの事である。

それで、一層、分らなくなつて、トニカク伯の處へ、夕めしをすませてからお伺ひすると、初めて一切の成行きが判明した。

伯は、病を推して上田臺灣軍司令官を訪問せられたのである。そして私の書いた案を、上田將軍に提示されて說明されると、上田將軍は大贊成であつた。そこで伯は一然らば、兩參謀長を更迭して欲しい一と主張せられた。上田將軍も贊成せられたところ、兒玉さんから返電で一谷田參謀長は更迭する餘地がない。山本は直ちに更迭する一と云つて來た。そして山本參謀長は待命になつた。私は今でも、この事は氣の毒な事をしたと思つてゐる。戰爭中に軍人が待命になる事は萬々なからうと思つてゐたのだ。それから谷田參謀長と懇意になる爲めには甥を使つてやれとの事で、私の部下として谷田さんの甥の方を使ふ事にした。

自分は今でも、病室の伯をお訪ねして辭表を出さうとして扉を開けた時、伯からの言葉を思ひ出す。一生忘れる事が出來ない。その時の私は、私の顏全體が痙攣したやうに思はれた。

九、臺灣貿易の躍進

臺灣產業革命の目標の一つは、經濟生活の統一といふことであつた。

伯が民政局長として、新領土に赴任したる當時においては、まだ眞正の意味における臺灣經濟といふものはなかつた。臺灣各地の市府は、その附近數十の村落を率ゐて一團となり、半獨立の組織體をなして、中央政府の制令を受けずして自立してゐる狀態であつた。

しかもその最も甚しいのは經濟生活であつた。それは、次に掲ぐる當時の臺灣各地の物價を比較して見ると、一目瞭然たるものがあらう。

見よ、臺北において五圓三十六錢二厘の玄米は、嘉義に行けば三圓二十錢となり、臺北で三十四錢七厘の石炭は、嘉義では一圓となる。これだけでも、すべての經濟生活がまだ地方的であつて、物資が全島的に支配されてゐなかつたことを、知るに足るであらう。

		玄米上（石）	同中（石）	同下（石）	甘藷（百斤）	鶏肉（百斤）	石炭（百斤）
臺北	臺北	円五・三六二	円五・二二五	円五・〇八八	円九六三	円二六・八七五	円三四七
	基隆	五・五七五	五・三五〇	五・一〇〇	一・〇〇〇	二五・七五〇	三五〇
	滬尾	五・二一三	五・〇〇〇	四・一三三	一・一八三	三二・〇〇〇	四三三
	新竹	四・九一九	四・七五〇	四・六六三	七五〇	二三・〇〇〇	―
臺中	臺中	―	三・〇七三	―	五一〇	二一・一六七	―
	苗栗	三・九三〇	三・五一〇	二・一〇六	六六〇	―	―
	彰化	三・九六〇	三・八〇〇	三・六三三	四五〇	一九・五〇〇	七〇〇
臺南	臺南	五・一〇〇	四・七五〇	四・四七五	六二五	二二・五〇〇	一・〇〇〇
	嘉義	三・二〇〇	二・九二五	二・七七五	五五〇	一八・七五〇	一・〇〇〇
	鳳山	三・二一五	二・九五五	二・八一六	九七五	三二・〇〇〇	

若しかかる狀態が、資本主義化されたる社會に起つたとしたならばどうであるか。三圓二十錢の米は、直ちに五圓の市價ある臺灣に輸入さるべく、三十四錢七厘の石炭は、一圓の市價を有する地方に洪水の如く流れ行くであらう。然るに臺灣島においては、鐵道なく、電信なく、郵便なかりし割據的地方經濟の習慣が、依然として勢力を逞しうし、

かかる變態的狀態を保存してゐたのであつた。

かくの如き狀態の下にあつて、經濟社會の專制君主となるものは、必然に地方商人である。中央にあつて、顧客に半身する商人は、地方にあつては却つて、農民をして低頭せしめる。物價は需要供給の自然法に制せられずして、商人によつて、恣まに定められる。臺灣における商利の莫大なりしは、實に想像以外であつた。

然るにかかる變態的經濟事情は、さらに不可思議なる事實を臺灣島に生ぜしめた。それは、臺灣における商利のかくも大なるに拘はらず、臺灣島民の資力が、甚だ富有ならざりしことであつた。千圓内外の小商業すら、一人によつて營まるるもの少なく、多くは出資組合であつた。

それは何故かといふに、臺灣の利益は、殆ど悉く、支那商人のために吸收せられ、その鄕里なる福建地方に輸送せられてゐたからである。しかもその背後にあつて、彼等を操るものは、多く英米等の外人であつた。

若し夫れこれらの商人が、農家に對する取引に至つては、慘酷を極めたものであつた。卽ち商人は、年内に發賣すべき茶、米、樟腦等を抵當として、農家に農業資金を貸與する。一度かかる貸借關係が生ずるや、商人は王侯にして、農民は奴隸であつた。彼等商人が、阿片の夢を貪りつつ、不當の利益を搾取してゐる間に、汗水たらして勞働する島民は、最低生活費しか給せられず、終生この經濟的桎梏を脫するを得なかつたのである。しかもこれらの資金は、香港、厦門、上海より來るもの多きが故に、臺灣の經濟社會は殆どこれらの對岸商人によつて支配せられ、あらゆる經濟的壓迫によつて、臺灣の利益は殆ど全部、對岸支那及び英米に持ち歸られてゐたのである。

かくして米、茶の生産せらるること幾百年、樟腦、砂糖の輸出さるること幾十年、しかもそれは年々歲々輸出額を

加ふるに拘はらず、臺灣島においては、米田の地主が幾分の富裕を加ふるほか、茶畑にも砂糖畑にも、依然として貧窮なる農民が蝟集し、毫末も改善の跡を見なかつたのである。

かかる變態的事情を一變したのは、伯の敢行せる産業革命であつた。いはゆる三大事業は著々として進行し、三大專賣法は實施せられた。運輸通信の便は備はり、産業の統制は進行した。幣制は統一せられ、銀行金融の制度は完備した。かくては最早、從來の割據的地方經濟は、存續は不可能である。そして蘇生の思ひをしたのは、臺灣島民であつた。これまで土人が土中に埋蓄してゐた銀貨すら、市場に流動して來た。

新領土の經濟生活は一變した。

しかもその産業革命の進行が、いかに急激であつたかは、次の簡單なる統計表を見ると、一目瞭然であらう。

	重要品生産價額	內外貿易額	會社數	同上資本金
明治三十二年	三六、五六〇、四五四円	三七、〇五〇、三一五円	四	六、〇〇〇、〇〇〇円
同　四十一年	八八、三六七、〇七七	七一、〇七二、九一〇	四七	三六、四二九、七五〇
大正　七　年	二六六、八五九、〇七六	二四三、一七二、六九〇	二三五	二〇〇、八九五、五三二

而してこの新領土産業革命の實績を、最も如實に現はすものは、貿易統計の變化であつた。無感情なる數字は、儼として、一つの大事實を物語つてゐる。

まづ明治二十九年より大正七年に至る內外貿易品價額の統計表を見よう。

年次	輸出	移出	輸移出合計	輸入	移入	輸移入合計	輸移出入合計
明治二十九年	一一、三九五、六八〇円	?円	一一、三九五、六八〇円	八、六三一、〇〇二円	?円	八、六三一、〇〇二円	二〇、〇二六、六八二円
同 三十年	一三、七五二、二〇〇	二、一〇四、六四八	一四、八五六、八四八	一二、六五九、二九八	三、七二三、七二三	一六、三八三、〇二〇	三一、二三九、六八
同 三十一年	一三、八一九、七六〇	四、一四二、七七八	一六、九六二、五三八	一六、八七五、四〇五	四、二六六、七六八	二一、一四二、一七三	三八、一〇四、七一一
同 三十二年	一一、〇九二、六二三	三、六五〇、四七五	一四、七四三、〇九八	一四、二七三、〇九二	八、〇一一、八二六	二二、二八四、九一八	三七、〇二八、〇一六
同 三十三年	一〇、五三二、一六五	四、四〇二、一一〇	一四、九三四、二七五	一三、五七〇、六六四	八、四三九、〇三三	二二、〇〇九、六九七	三六、九四三、九七二
同 三十四年	八、三三四、〇九七	七、三四五、九五六	一五、五八〇、〇五三	一二、八〇九、七九五	八、七八二、二五八	二一、五九二、〇五三	三七、一七二、一〇六
同 三十五年	一三、七三四、二七一	七、四〇七、四九八	二一、一四一、七六九	一〇、一〇〇、五三二	九、二三五、二九〇	一九、三三五、八二二	四〇、四七七、五九
同 三十六年	一〇、九八六、九六六	九、七二九、四六〇	二〇、七一六、四二六	一一、〇〇九、四六四	一一、一九四、七八八	二二、二〇四、二五二	四二、九二〇、六七八
同 三十七年	一二、二八七、三六六	一〇、四三一、三〇七	二二、七一八、六七三	一二、五九〇、〇一〇	一〇、一五六、三二一	二二、七四六、三三一	四五、四六四、九九四
同 三十八年	一〇、六二九、六〇七	一三、六六一、五〇〇	二四、二九一、一〇七	一〇、九六三、八七七	一三、四八三、八三三	二四、四四六、七一〇	四八、七三八、八一七
同 三十九年	九、七七九、〇八四	一八、二五九、五二八	二八、〇三八、六一二	一二、七三七、四六〇	一五、六三四、三四一	二八、三七一、八〇一	五六、四一〇、四一三
同 四十年	九、七四一、四二九	一七、六三四、六七三	二七、三七六、一〇二	一一、二二〇、六八五	一九、七五〇、四四五	三〇、九七一、一三〇	五八、三四七、二三二
同 四十一年	九、二九七、八九八	二四、四二三、三八七	三三、七二一、二八五	一七、〇七四、七六六	二〇、九二六、八五九	三八、〇〇一、六二五	七一、七二二、九一〇
同 四十二年	一一、六八七、五七六	三六、三〇九、五〇〇	四七、九九七、〇七六	一二、五九一、四七〇	二四、〇〇六、八〇三	三六、五九八、二七三	八四、五九五、三四九
同 四十三年	一一、九八六、〇九六	四七、九七六、一五九	五九、九六二、二五五	一九、八五二、五六二	二九、〇七〇、七二七	四八、九二三、二八九	一〇八、八八五、五四四
同 四十四年	一三、一七五、五九〇	五一、六四三、五八六	六四、八一九、一七六	一九、五五五、〇四七	三三、七三九、五五六	五三、二九四、六〇三	一一八、一一三、七七九
大正元年	一四、九六〇、二二八	四七、八三一、四五一	六二、七九一、六七九	一九、三〇七、一二六	四三、三二五、二九〇	六二、六三二、四一六	一二五、四二四、〇九五
同 二年	一二、九四二、四四二	四〇、四四六、六二〇	五三、三八九、〇六二	一八、〇二二、七二四	四二、八三五、五九三	六〇、八五八、三一七	一一四、二四七、三七九
同 三年	一二、九八一、三一四	四五、七三八、一一六	五八、七二〇、四三〇	一三、〇一三、九三七	三九、八九八、五六九	五二、九一二、五〇六	一一一、六三二、九三六

同　四　年	一五、四三〇、二七八	六〇、一九二、八九六	七五、六二三、一七四	一三、七八一、七七八	四〇、六二七、八六〇	五三、四〇九、六三八	一二九、〇三三、八一二
同　五　年	三一、六五二、七七四	八〇、六九五、四七四	一一二、三四七、九四八	一五、四三〇、〇三七	四九、五九一、五六三	六五、〇二一、六〇〇	一七七、三六九、五四八
同　六　年	四〇、二二五、七九一	一〇五、五八七、九四二	一四五、八〇三、七三三	二一、〇九九、三七六	六七、七八七、九八五	八八、八八七、三六一	二三四、五五六、五六二
同　七　年	三三、三九四、〇〇八	一〇五、六三二、八一二	一三九、〇二六、八二〇	三三、五五四、五一三	七〇、五九一、三五七	一〇四、一四五、八七〇	二四三、一七二、六九〇

（備考）　四十三年九月以降朝鮮との貿易は移出入中に含む。

この統計表のうちで、最も顯著なる事實は、臺灣對內地の移出入貿易が、共に逐年健實なる遞增を示したことである。卽ち從來、香港を經由して臺灣に再輸入されてゐた燐寸、洋傘その他の雜貨品は、明治三十二年の關稅撤廢以來、直接內地から移入されたのみならず、糖業その他各種產業の著しき進展は、對內國貿易を好況ならしめ、つひには臺灣を中繼として南支、南洋方面に輸出する、いはゆる中繼貿易すら發達するに至つたからである。殊に內地への移出においては、二大宗たる砂糖及び米の移出が、著しく增進したのみならず酒精、食鹽、樟腦油、芭蕉實、樟腦等も、何れも移出を增加した。內地からの移入品は、綿布を筆頭に海產物、肥料、鐵材、酒類、米、小麥粉、紙及び燐寸等で、これまた概して增進を示した。しかもその總額においては、明治三十年、五百八十二萬餘圓なりしものが、明治四十年には、三千七百四十萬圓弱となり、大正七年には、實に一億七千六百二十二萬餘圓の巨額に上つた。これに反して、海外輸出入貿易は、著しき臺灣經濟の發達にも拘はらず、概して不振に陷つた。これは交通及び金融の關係が、漸次內地と接近し來つたため、從來輸出重要品たりし米、砂糖等も、內地移出に轉向したためである。ために明治三十一年においては、殆ど三千萬圓に達してゐた輸出入貿易は、明治四十年頃までは、二千萬圓から二千二百萬圓の間を往來する狀態となつた。これを要するに、臺灣に行はれたる產業革命の結果の一つは、臺灣經濟の支配權を、對岸

支那及び英米外國より奪回して、臺灣及び內地の商權下に立たしめた。そしてそれはまた循環的に、臺灣及び內地の經濟進展を促進したのである。

民政長官としての伯の經濟的治績の總決算は、實に以上の如きものであつた。いま參考として、重要移出入品及び重要輸出入品の統計を示せば、次のごとくである。

重要移出品

品別	明治卅一年	同四十一年	大正七年
砂糖	一、六〇二、二六五円	九、四四〇、五六〇円	五四、六二八、六一八円
米（籾共）	一、一四六、四八九	一〇、一二七、九六八	二四、八六二、八三八
酒精	—	七四、六七〇	一〇、四三九、二二九
芭蕉實	—	一〇四、五一五	二、〇二四、八〇七
樟腦	三三四、八三〇	五〇二、二一三	一、七五七、一二〇
樟腦油	五四〇、九四九	二、〇三一、九七三	一、三三二、八六九
鐵	—	—	一、〇六七、二三〇
烏龍茶	五三、二一八	一五七、〇一三	八〇七、五八四
銅（金銀分を含む）	—	六六九、〇二八	七四五、三二四
鰹節	—	一八、一二七	七二〇、二二四
木材	—	一四、二一五	六五一、五一五

重要移入品

品別	明治卅一年	同四十一年	大正七年
綿布（各種）	円	二、〇一七、〇三一円	六、五三五、六五八円
鐵材		四二八、八五四	四、九四二、二三八
各種の肥料	—	三二八、一九八	四、五三八、四九三
乾魚及鹹魚	三、九六五	一、三三五、七一八	三、八〇〇、八八九
燐寸	四、〇二七	二九七、二三五	三、二二一、五八二
木材	二五五、五五七	一、六三六、五六九	二、三〇五、九二三
藥品類、火藥爆發藥類	—	三八、四七〇	二、二四九、九五三
米	三三五、六七三	五八五、〇七〇	二、一八四、二五九
小麥粉	—	二五七、五一九	一、九八八、六九二
鐵道建設用材料	—	六八一、六五六	一、七七三、四一四
鐵製品	一、七四五	二三〇、九四六	一、六九二、二一四
紙（各種）	五九、九五〇	四二八、六三三	一、六五〇、〇一九
石油	五、八三九	一七〇、七八三	一、一八二、三一三
豆類		二一四、六九六	一、一七七、九五九

重要輸出品

品別	明治卅一年	同四十一年	大正七年
砂糖	一、九八四、三七六円	一五、四七四円	六、二三三、二四三円
烏龍茶	五、六九六、八四二	四、一一七、九四八	五、六九二、三〇四
樟腦	九六一、九四五	一、七一〇、四九三	二、九四二、〇一一
石炭	六〇、五五〇	九七、四二〇	二、八九三、七五四
包種茶	五二六、七三三	一、四三一、五七六	二、八九三、五七四
燐寸	二、六九五	四二、二三六	二、五六五、六〇三
綿織物	一、七九八	四六、六七七	一、五九四、二一九
乾魚及鹹魚	二、四一三	六三、一八五	一、〇二〇、二五七

重要輸入品

品別	明治卅一年	同四十一年	大正七年
油糟(豆茶糟共)	二六、五二一円	一三五、六九八円	六、〇三四、四七六円
米	八七〇、六〇九	一三、七八八	五、一三一、三七三
阿片	二、〇四四、二九二	二、二八六、一六六	四、五五四、〇八〇
包蓆	四八、三三四	二八八、五九三	一、九三六、六三三
石油	七一四、八五一	八一五、五一四	一、二七一、九二五
葉煙草	一四、四二八	四七八、八四一	一、二二一、七二〇
ガンニー囊	一〇九、七二三	二五〇、二八二	一、〇三七、〇九四
木材	七一九、六四三	六一〇、四六七	九三二、六三五

第六節　文化的臺灣の建設

一、學將天下坐春風

伯が少年時代、阿川光裕の教へを受けてゐた頃の話である。

阿川は安井息軒の門に學び、殊に周易に詳しかつた。或るとき阿川が、伯に易の講義をしてゐると、伯は突如として問うた。

『易は聖人の作でありませうが、聖人の仕事の目的は何ですか。』
阿川は響きに物の應ずる如く答へた。
『易に對時育萬物といふ語がある。これが聖人の仕事の目的だ。』
これを聞いて、伯は非常に感激した。そしてこれを篆刻して關防の印とした。名古屋時代、多くの書生を養成して、「對育舍」と稱したのも、これであつた。
伯はまた考へた。
一自分は勿論聖人ではないから、萬物を育ふことはできない。せめてこれだけでも自分の仕事の目的としよう一と。さうして出來上つたのが次の詩一篇である。

人生在世道宜公　樂地自存名敎中
良相良醫無異術　擧將天下坐春風

これは第一卷（第一章第五節八）に掲げたる詩を、後に推敲したものである。
天下を擧げて春風に坐せしめん。――それが伯の終生の政治的目標となつた。
伯は臺灣民政長官として、新領土統治の重任に當ること十年。その間に、滿腹の經綸を傾けて、臺灣經濟の開發に努力した。その努力は幸ひに酬いられて、從來母國の厄介物視され、甚しきは賣却論さへ唱へられた新領土が今や帝國の寶庫と稱せられるまでに發達した。
しかしそれだけが、伯の目的ではなかつた。

天下を擧げて春風に坐せしめん。――民をして王道に悦服せしめ、鼓腹して太平を樂しましめる淨土の建設が、伯の政治の大目標であつた。

大正五年四月、臺灣始政二十年記念博覽會發會式へ參列のため渡臺の際、船中で執筆したる祝辭の腹案の一部とも見るべき覺書は、日本郵船株式會社の旅客用箋の上に、萬年筆書きの伯の字で、次の如く記されてゐる。

九億ノ住民君臨スヘキ東洋ノ一大帝國

二十年間ノ休戚

日本帝國ニ割讓セラレタル臺灣ハ、本國タル支那國民ニ比シテ、不幸ナルカ將タ幸福ナルカ。

世界中ノ割讓セラレタル境土中、臺灣ハ最モ幸福ナルモノナルヤ、將タ不幸ナルモノナルヤ。其事實ヲ擧ケテ以テ之ヲ例證シ、毎事ヲ綜合シ來テ、其總和ニ就テ決斷ヲ試ヨ。歷代大官ノ施政ハ其　明治天皇ノ大本ヲ覆スニ至リタルカ。

良港缺乏、土匪、生蕃、惡疫

科學的智識缺乏、水滸傳的活劇ノ習慣

米糖其農事上ノ改良（陳中和ノ例）

臺灣住民生活ハ向上？　退嬰？

臺灣移住母國人生活ト白人トノ競爭

母國ノ納稅ト臺灣ノ納稅

臺灣教育、啓智成德、二十年間國語普及成績

國語普及ニ於ケル努力減少（新工夫ナキコト）

（唱歌感化ノ普及）

文中、經濟的施設に關するものも少なくないが、その言はんと欲するところは、要するに「世界中ノ割讓セラレタル境土中、臺灣ハ最モ幸福ナルモノナルヤ。將タ不幸ナルモノナルヤ」といふ一點であつた。以て伯が新領土統治の重點を、何處に置き、何を目標として努力せしかを觀取し得るに足るであらう。

然らば、眞に民をして悦服しめ、天下を擧げて春風に坐せしむるの道は、何處にあるか。

何人にも異論のない道は、宗教である。

かるが故に、歐米の諸國が、植民地を開拓せんとするや、その先頭に立つて蠻地に入るものは、つねに宣教師であつた。神の惠みと教へを眞ツ向にかざして、これらの宣教師が、土民を教化したる背後から、小銃に護られたる商人隊が從ひ、植民地の利益を吸收しつつ、次第に經濟の開發に從事するのが、植民政策の鐵則と稱せられたほど、彼等の常套手段となつてゐた。

然るにひとり日本はそれと異つてゐた。「歐米人の海外發展の先頭には、十字架を捧げた宣教師が立つてゐる。然るに日本人の海外先驅者は、紅裙を翻へせる婦人軍だ」とは、皮肉なる社會批評家の記するところである。それは勿論、日本の名譽ではない。

然らば伯は、十字架を捧ぐる宣教師に代ふるに何者をもつてせんとするのであるか。これにつき、明治三十四年九

月、伯は公醫會における演說において、次の如く述べた。

抑ゝ本島に公醫を置きたる所以のものは、新版圖統治上、大いに資すべきものあるなり。即ち外國殖民政略を見るに、今來何れの國も、概ね宗教を利用して、其の統治を助けざるものなきが如し。蓋し之れ人情の弱點に乘じて、布教し、其の迷妄を解き、以て人心の統一を期するに在り。然るに吾國に於ては、未だ完全なる宗教なきが故に、同じく人間の弱點なる疾病を救ふの途も亦、統一の一策なりと認めて、此の方法に出でたるものなり。此の方法は、未だ今日に於て、果して外國が採る所の宗教政策に及ぶべき程の效果あるや否やは知るべからずと雖も、予は彼れに比して、決して其の讓らざることを信ず。即ち現に心性の信仰にのみ依賴して、其の目的を達する能はざるの證として、外國宣教師が、往々醫術を兼ねて物質的感化を與へつゝあるを見ても、亦此の方法の適切なるを知るに難からず。

伯が「宣教師に代ふるに公醫を以てす」と言つたのは、この會合の性質上、その最も著しい實例を擧げて、その理想の一端を示したに過ぎなかつた。伯の意圖するところを、伯の思想及び實行について、綜合的に考察するに、それはひとり公醫制度といはず、或は廣く衞生制度のみといはず、もつと廣い文化的施設をもつて、民心を悅服せしめ、端的に言へば、文化を以て宗教に代へんとするのが、その心願であつたことがわかる。

そして伯の統治十年は、その理想を實現するに適かつた。

それは一つは、伯が當時の政治家には稀らしく、近代的文化に理解をもち、且つそれに對して旺盛なる研究慾をもつてゐたからである。

伯は相當な讀書家であつた。好んで東西古今の書を渉獵した。

民政長官時代となつて、伯の讀書には、もはや專門的なるものは、なくなつたやうに思はれた。その範圍は、森羅萬象、殆ど無際限なるが如くに見えた。それでゐて、この一見雜駁なるが如き讀書にも、伯の綜合的頭腦の動きを見ることができた。

伯の讀書上の祕書たりし森孝三は、次の如く語つた。

伯を大成せしめた、尙ほ一つの原因は、今日の如き完全し過ぎた學校がなかりし爲め、伯の性格に叶はざる、所謂無用の知識の重荷を負はず、しかも多情多感なる伯が、自己の嗜好のまゝ、また當時の事情に於いて、許されたる限りに於いて、凡ゆる書籍を渉獵して、言はば獨學的に、其の天賦の才能を完成し得た事にある。過日、某學界の席上に於いて、齋藤子爵の追懷談中に、同子爵が、十四歲まで伯と鄕里を同じくした爲めに交遊しつつあつたが、子爵が海軍兵學校に入學し、數年後に至つて偶ゝ會談したる際、伯が船舶の機械の如き事項に對して、全然無知識ならんと想像したるに、何ぞ圖らん、伯は此の方面までも、讀書により相當の知識を有したりしことに就いて、一驚を喫したりとの一插話ありしに鑑みても、伯の知識慾の旺盛にして、多方面なりしを知るに足ると思ふ。

臺灣民政長官といへば、天下の劇職のうちでも、名だたる劇職の一つであつた。しかしその劇職の間にあつても、

この讀書癖は熄まなかつた。巡回の途次、宴席の翌日、早朝籐椅子によつて、獨逸書に讀み耽つた伯については、すでに記した。官邸にあつても、終日の劇務に疲れたる身を休むる暇もなく、寸陰を偸んで書を手にしたのが、伯の生活であつた。

讀書は終生、伯の娛樂の一つであつた。

民政長官となつて、多少財政上の餘裕が生じると、伯は讀書の助手を雇つて、この飽くなき知識慾を滿足させた。或は自ら書を讀んで筆記させ、或は他人に讀ませて自ら筆記した。その筆記役に廻された一人、奥山十平は、往時を追憶して、次の如く語つてゐる。

僕が臺灣日日新報の記者であつた時である。終日の編輯事務を了へて、ヤツと宿舍に引き揚げ、近所の錢湯に一浴して、身心の疲勞を癒し、好きな晩酌の四合を平らげて、陶然萬事を忘れ、間もなく床に就いて、鼾聲雷の如しでもないが、兎に角快眠を貪つて居ると、社長からの使者が來て、「後藤長官から貴下に來て呉れと云うて來ました」とのことであつた。一杯機嫌で好い心持に寢入つた眠り端である。大概のことなら斷るのであるけれど、また心窃かに、今頃呼びによこすのは、何か面白い事件でも出來たのではあるまいかとの好奇心も起つて、幾分氣も昂ぶつて、早速衣物を著替へ、怜惶として長官々邸へ驅け著けた。

暫く應接の間で待つて居ると「此方へ」とのことだ。そして通されたのは、長官の書齋である。間もなく出て來た長官は、一冊の獨逸ブックを手にして居る。「ヤア夜分に御苦勞だつた……是れから少し僕が之れを讀むから、夫れを筆記して呉れ給へ」何のことだ、好い種子でも摑んで、明日同僚共をアツト云はせようと思うた期待

は全く裏切られて仕舞うた。併し事茲に到つては、辭むことも出來ない。唯々として命維れ從ふより外はない。て、彼れ讀み我れ記すの藝當が、凡そ二時間ばかり續いた。流石の長官も稍々倦いたと見えて、「今晩は是れだけに仕よう」と云うて卷を掩うた時、僕の手に在る筆記原稿を見ると凡そ二十枚ばかりであつた。夫れを整理しながら、僕は「長官、二十枚ばかりになりました。字句の訂正やら淨書やらをして、持つて上るのは、明後日になりますが……」と云ふと、長官「さうか……」とばかり頗る不機嫌である。「ぢや勉強して明日中に持つて來ませう」「さうして呉れ給へ、早く見たいから」と御機嫌が忽ち直つた。

是れが一度で終つたなら、別に迷惑にも感じなかつたのであるが、其の後三日或は五日目ぐらゐに、きつと呼び出されて、口譯の筆記を仰せつかつたのである。是れには僕も殆ど閉口した。すると天の祐けか、神の保護か、或る日のこと友人の館森袖海君が訪ねて來て、「與山君、今居る處は頗る手狹で、厄介になつて居るのも氣の毒である。如何だらう後藤長官の官邸へ置いて貰ふことが出來まいか」と云ふのであつた。館森君は漢學者で、當時總督府の囑託か何かであつた。そして此の賴みを受けた僕は、その賴みを聞いた刹那直感したのは、「館森君が長官邸に居るやうになれば、僕の毎度の呼び出しを免かれることが出來る」といふことであつた。そこで早速「夫れア良からう、長官官邸ならば廣くもあるし、君一人ぐらゐ居たつて、別に邪魔にもなるまい。宜しい、僕から長官へ賴んで遣らう」と、早速引き受けて仕舞うた。

其の後機會を見て、長官に此の話をすると、長官は暫く考へて「ウム宜からう」と輕く承諾して呉れた。爾來館森君は長官官邸の人となつたが、長官も「內の孔子樣」と號して、頗る重寶がられたと同時に、僕の豫想通り、

僕の呼び出しは爾來絕無となつて、宵寢の夢の安らかなるを得た。

原稿紙二十枚にもなると云ふ飜譯は、下手な學者の一日仕事である。夫れを晩食後の二時間ぐらゐで、やり上げると云ふのだから、絕倫の精力家でなければ出來ないことである。

伯の讀んだ外國語の書物は、多く獨逸語であつた。獨逸語の方で、長く伯の顧問たり祕書たりしは、森孝三であつた。伯は森をして、獨逸書を講述せしめつつ、自ら筆をとつて、筆記するのが常であつた。森はそれを次の如く回顧した。

伯は、其の他政治、外交、文化、哲學に關する新刊の雜誌、新聞を愛讀し、往々余に講述せしめつつ自ら筆記せられた。最初の間は多く速記者を陪席せしめて速記せしめたが、暫くしてから伯自身で筆記する事に變更せられた。伯曰く。「兎角人に筆記せしめた丈けにては、腦裡に印象する事が深くない。自ら筆記する方がよい」と。それで余は屢〻伯の筆記を瞥見した。原文の難澁にして飜譯容易ならざる個處を、伯が余の口譯により了解したりしや否やと思つて、其の筆記を見ると、文章簡潔にして良く其の要領を盡し、余の言はんと欲して言ふ能はざる難解の文章を簡明に譯出してあつた。又筆蹟も極めて達筆であつたので、一日余は冗談に「伯は大臣を止めても、立派に筆記で食べられますなあ」と言つて互ひに大笑ひしたことがあつた。

そして一日、森が伯に向つて、獨逸語の讀書力ある伯が、何故にわざ〳〵森に講述せしむるやの所以を尋ねた時、伯の答へは、伯の性格を躍如たらしめるものがあつた。それは森自身の回顧によれば、次の通りであつた。

また伯は極めて感激性に富んで居た爲め、自ら感激し又他をして感激せしむる性質を有つて居て、これがため身

に嘗ひを蒙るに至つた苦き經驗もあると同時に、後年大なるオルガニゼーションの中心として、多數の部下、會員並びに天下公衆をして、自己の理想、自己の主張に共鳴せしむることをも得たのであるが、伯のこの感激的性格は讀書の上にも現はれた。余曾て伯に向つて「貴下は獨逸書を達者に讀み、よく了解するに拘らず、何が故に余をして講述せしむるや」と訊ねたるに、伯は「多忙の身故、貴下に下讀みのつもりにて講述を依囑するも其の一原因なれど、實は、余は讀書中感激措く能はざると、聯想交々到つて一回だもよく讀了したることなく、貴下に講述を依囑すれば、受身のこととて他に聯想する餘地なく、從つて感激する必要がない」と呵々大笑せられた事があつた。

かうして伯は、みづから讀書に耽つたばかりでなく、總督府官吏のなかに、讀書の風を作興せんがため、みづから率先して讀書會なるものをつくつた。それは毎月數回、時としては毎週一回、相會して、その讀み得たる書物の內容を語り合ふ會であるが、その書物は、ひとり職務上の必要にとどまらず、文藝、詩歌、奇談、紀行、あらゆる書門に亙つた。そしてしまひには、總督府の官吏ばかりでなく、臺北居住の市民までが、聽聞者のなかに列するやうになつた。

この讀書會については、上田恭輔が、次のやうに回顧してゐる。

臺北に來られて間もなく、讀書會なるものを長官の邸に開設され、新渡戸先生も大いに肩を入れられ、洋行歸りや、新知識の持主が晩餐後何か話すことになつて居りました。此れは御自分の爲めばかりでなく、兒玉總督に新知識を與へる爲めもあつた樣であります。

しかし飽くまで實際家であつた伯は、決して讀書のための讀書の弊に陷らなかつた。讀書子の讀書は、眞の讀書にあらず、實務に忙殺さるる活動家が、寸暇をぬすんで讀む書こそ、眞の血となり肉となるのだといふのが、伯の意見であつた。書は心を以て心を讀むべし、目を以て文字を讀むべからず。我れ凡庸にして、神より宇宙の眞理を直傳するの資格なきが故に、聖賢の書により之れを補ふに過ぎずとは、しば〳〵伯の語るところであつた。

それは後年、伯の所謂「學俗接近」の主張の根底を爲すものであつた。事實伯は、自から學俗の仲介者を以て、任じてゐたやうであつた。從つて讀み行くうちに、これはと思ふ節に行き當ると、伯はそれを天啓となして、すぐに實地に應用するのが常であつた。それについて、讀書會員の一人たりし柵瀨軍之佐は、次の如く回顧してゐる。

後藤伯は民政長官時代月一回づつ、官邸で夜會に讀書會なるものを起しました。これは官吏側では各局長級の人物、民間側では、賀田金三郎、荒井泰治、山下秀實、木下新三郎、藤原銀次郎の諸氏や私等で、皆固くならないで種々の理想論を吐く。其れを後藤長官が默つて聽いて居り、時には意見をも述べる。そして是れと認めた事はドシ〳〵實行して行く。謂はば私設の行政審議會の樣なものでした。

假へば臺灣電燈、市區改正、建物會社、其の他目ぼしい事業は皆この讀書會での談話に胚胎したと云つてもよいくらゐでした。後藤伯が衆智を需めたり、學者を其の配下に集めて其の說に聽き、施政に資すると云ふやり方は全く、前後一貫して居ます。

また長尾半平は、ウエルズの「アンティシペーションズ」より暗示を受けて、病室の構造の改良に及んだことにつき、次のやうに物語つた。

話したことが有益と思ふと、伯爵は之れを實行に應用された。いまより二十何年前であつた。伯はエーチ・ジー・ウエルズのアンチシペーションズと云ふ本を示し、この本は頗る有益なものだといふから、君これを一讀して、讀書會で皆に話して貰ひたいと云はれた。そのころ總督、長官を始め文武の高官連を集めた一つの讀書會があつて、各人の讀んだものを、ここに報告することにしてゐた。私は命ぜられたので之れを通讀して報告した。今日ではウエルズと云へば何人も知らぬものなきも、明治三十六、七年の當時に於いては、如何なる人物であるかを知るものなく、外國通の或る學者ですらも、エンヂニアーだらうと噂したくらゐであつた。この本の中には、將來の交通機關を說いてゐたが、なか／＼奇拔なものであつた。すなはち將來の交通機關は汽車でなく自動車となる、停車場などなくなり、車は好きなところで自由に停まる、而して徐ろに自然の大觀を眺め、或は花を摘んで樂しむ、今は鐵軌があるが、そのころは特別な自動車道が作られ、それが交通の主たるものとなる、汽車はきたない堤の上を、老いぼれた汽關手に運轉され、煙を濛々と吐いて荷物を運ぶ、昔は人間がすべてこの車に乘つたのであるが、今は寧ろ好個の記念物となつてゐる、またその終りに、いまに制海權を握るものが戰に勝つが、將來は制空權を握るものが戰に勝つと云ひ、また國と國との問題は、國境に於ける設備により、專門家が互に交涉をまとめ、全國民が知らぬ間に問題は平和的に解決する、つまり今後の社會の實勢力を握るものは工學士で、社會と家庭も技術者が之れを支配するに至る、といふやうなことを書き、社會に大センセーションを起したものである。

この本の中に、室の隅が角になつてゐると、塵もたまり掃除がしにくい。寧ろこれを丸くすれば掃除が便だとい

ふことがあつた。この記事にもとづき、伯は臺北の病院を建築する時、室の隅々を丸くさせた。その後三十年を過ぎて海外視察に赴き、ニューワークのウオーターマン萬年筆の工場を見た時、私を案内した總支配人は、工場の隅々を丸くしてゐることを誇つてゐたが、私は、後藤伯は三十年前に之れを病院に實施してゐると告げたことがある。

かうして讀み行くうちに、伯の藏書の數は、知らぬ間にふゑて行つた。また讀書會によつて作興された一般讀書の風は、各官舍や官廳に、書物の山を積むやうになつた。それではこの夥しい書物を基礎として、圖書館を作つたらどうだらうといふ議が、人々の頭にのぼるのは、自然であつた。それを眞ツ先に主張したのは、上田恭輔であり、直ぐに贊成したのは伯であつた。上田自らの語るところによれば、次の通りである。

明治三十五年、初めて我輩が臺灣に赴任した際は、首府臺北、乃ち總督府のお膝もとにすら、一個の圖書館も無かつた。同時に臺灣の役人ほど洋行した官吏の澤山ある役所は、日本無比であつただけに、いづれの役所を覗いて見ても、貴重なる洋書が累々と堆積してゐた。また舊慣調査局及び支那通譯官の手許には、珍奇な書籍がこれまた山をなして居た。依つて民政長官にこれらの和漢洋の無數の書籍を、防火設備を施したる一圖書館に蒐集せんことを提案すると、長官は一も二もなく快諾して、臺北のお城の城壁の石で、圖書館を作らうとなさつた。そして土木局長の長尾さんに相談に參りますと、あの石はもう他に使ひ途をきめたといはれた。それを聞いて後藤伯は大層おこられて、そんなら自分の家を圖書館にすると云はれて、民政長官邸を隅から隅まで圖書で埋められた。それは役所の中にあつた色々の本を取りあげて、一ぱいに積まれたのであるが、それが今日の臺北圖書館の

起りである。

後日、臺灣を訪うたる竹越與三郎をして、一見驚嘆せしめたのは、實にこの長官官邸圖書館であつた。彼はその著「臺灣統治志」中に記して曰く。

余が臺北にある時、民政長官の官邸に至り、樓上樓下、通路の左右悉く書架なるを見て、我故人の藏書に富めるのを驚嘆したるに、後藤氏答へて曰く。否な是れ多くは總督府の圖書なり。我等は總督府を以て、日本人が未だ卒業せざる殖民學を研究する大學となす、總督は校長にして余は幹事なり、此書は卽ち殖民大學の圖書室なるのみと。

この所謂長官邸圖書館は、ます〳〵擴充して行つた。そして後には一般圖書の外に、教育的博物標本の蒐集より始めて、一大ミューゼアムに及ぼすべしとの上田恭輔の提案が容れられ、折柄臺灣彩票が廢止の厄に遭ふや、その壯麗なる彩票局建物を博物館として利用し、更に兒玉後藤記念館の竣工とともに、博物館を其の方へ移し、彩票局跡は、純然たる圖書館としてつかふことになつた。

三、小泉盜泉

當時の政治家としては、有數の讀書家であり、且つ一種の思想家であつた伯の周圍には、何時でも、普通の官僚や政治家や事業家以外に、種々の奇妙な人間が集まつてゐた。

そのなかでも、臺灣民政長官時代に、最も特色を放つてゐたのは、小泉盜泉であつた。

盜泉名は政以、學は東西に通じ、識は古今を貫き、當時すでに世を壓する「無名の大學者」と言はれた。

盜泉が伯と相識つたのは、明治三十七年の秋、伯が病を得て、臺北醫院に入院してゐた時である。伯の無聊を慰めんとて、病窓を訪れた彼は、その初對面から、はやくも伯と哲學上の論戰をはじめた。伯が政治家中の變り種であつた如く、彼もまた學者中の變物であつた。「眼中王侯權貴を認めざる彼なればこそ、彼は後藤民政長官を爾汝の友人視して、遠慮會釋なくドシ〳〵切り込んだ」（臺灣日日新報明治四一・一〇・六）かうした人物を特に好愛するのが、伯の性癖であつたことは、既述の通りである。かくして伯と盜泉とは、その初對面から、水魚の交りを結んだ。

以來伯と盜泉とは、形影相伴ふがごとく、伯の在るところ、必ず盜泉の影があつた。宛かも豐太閤の背後に黑田如水あり、德川家康の帷幄に天海僧正ありし如く、伯の座右には、常に小泉盜泉があつた。明治三十八年八月、伯が滿韓に出張するや、盜泉もまた隨行して北京に赴き、大連にも亦相伴つた。伯の上京の際も、必ず彼が隨伴した。それを時の人は伯の「幕賓」と見傚してゐた。

この小泉盜泉を、伯は評して、「小泉は稀に見る人物であつた。殊に確信の强い、博覽强記な、文章の達者な、人格の高い人物であつた」と言つた。さうしてまた曰く。

　彼に就いて最も豪かつたと思ふのは、彼が私の云ふ事を私の思ふ通りに書いて吳れたことである。私の云ふ事思ふ事は、何れかと云ふと非常にむづかしい方で、大抵の者には書き得ない。私自身がそれを文章にはなし得ないほど、不順序に不秩序に話す。其れを彼は統一し按排して立派なものにするのみか、私の思ふ所を符節を合せた樣に書き上げた。要するに頭に溢れる程の素養があつて、其れを應用する力があつたからで、到底通常人の爲し

得ない所である。

然るにこの小泉盗泉は、明治四十一年九月一日、飄然として、あたかも風の吹き去る如く、この世から姿を消してしまつたのである。

その前後の消息を見ると、彼はその前からとかく健康が勝れず、伯が箱根轉地の際は、これに随伴してゐたが、八月十八日伯が、箱根を立つて、二十一日更に鹽原に轉地したので、盗泉は翌二十二日、郷里仙臺に歸省したのであつた。然るにそれより一週間ばかり經つて、伯が所用のため盗泉に書信を送ると、盗泉の實弟政忠から、驚くべき通知を受けた。

それは八月二十二日に來仙した盗泉が、九月一日、飄然家を出でてよりこのかた、杳として消息を絶つたといふのである。

そこで騒ぎが大きくなつた。その情を、當時の新聞(臺灣日日新報明四一・一〇・六)は記して曰く。

男爵(註、伯のこと)始め不審を起し、近來の健康不勝と氏平素の理想とより、人間を出離せしにあらざるかを疑ひ、男爵より政忠氏へ詳細の報道を促したる事あり。遺書に依れば一身體すぐれぬ故、愈〻出離の境に到るべく、老母は汝(令弟政忠)に賴み入る一とあり、猶一「誰人にも葬られざらん事を欲し、身後の痕跡を止めざらん事を欲す一と認め、又一滿鐵——後藤男——より消息問合あれば失踪とでも申越置けよ」一とあり、文中既に死を決したる事明かなり。

かくして伯の病中、風の如く飄然と伯を訪れ來り、以來四年の間、水魚の交りを爲したる小泉盗泉は、いままた病

餘の伯を地上に殘したまま、飄然風の吹き去るごとく、姿を消してしまつたのである。伯はこの得難き知己の去れることを痛惜して、東京の新聞記者に次の如く語つた。

今度の行衞不明は無論自殺したとは思つて居るが、殊に依ると山の奧などに這入つて飢餓に迫つて居るかも分らない。併しかうなることは、今より二年も前私と議論を闘はした時に分つて居たから、敢て怪しみはしない。併し惜しい人物を失つた。（中略）彼が自殺心を起したと云ふのも、つまりは此の深遠な學問中毒の爲で、決して發狂や病氣の爲ではない。其んな譯で、若し濟度しようとか、慰安を與へて自殺心を飜へさせようとしても、書籍や學問上の事では是れまで及ぶ者がなかつた位で、其の濟度がむづかしい。若し彼を濟度し得る者があれば、其れは大悟徹底した禪僧か何かであつたらう。であるから、私が房州保田の乾坤山日本寺に寺を建てゝやるから、其處へでも行つて僧侶生活をやつて見るがいゝと迄言つたが、其れを實行しない中に去つたのである。何れかと云ふと人に使はれるやうな人物でない。若し彼が愈々死んだとしたなら、其の時は後で私が涙を流すだらうぐらゐの事は、彼も思つて死んだらうと思ふ。

それからもう一つ彼の豪い事は、死ぬ其の前まで醫師に掛る事を辭さない性質を有つて居たことである。つまり人事を盡して天命を待つと云ふ考へからでもあつたらうが、一つには今直ぐに死ぬまでも、爲すべき事盡すべき事を、死ぬからもうよいぐらゐに輕視しない點があつた云々。

しかも、小泉の自殺といふ推測は、どうも眞實らしく思はれた。何となれば、彼が出離して以來幾十年、何人もつひに彼の消息を知らないからである。かくしてこの無名の大學者は、自らの期せしが如く、「身後の痕跡を止むるこ

となく」この世を出離してしまつたのである。

伯の身邊に去來した多くの凡人非凡人のうちで、最も不思議な人間は、小泉盗泉であつた。

四、衞生設備の完成

臺灣島が日本の領有に歸した時、臺灣といふ名が、人々に與へた最初の印象は、瘴癘の地、惡疫の巣窟といふ感じであつた。事實、當時の臺灣は、流行病全島に蔓延し、統計の數字は明白に、島民の死亡率の甚だ高きことを示してゐた。

桂が第二次總督に任ぜらるるや、伯を拔いて衞生院を創立せんとしたのは、一つは阿片政策遂行のためであつたが、いま一つには、この土疫撲滅の必要からでもあつた。

今や當の伯が民政長官の椅子に就いたのだ。臺灣衞生制度の治績こそは、世の刮目して期待せしところであつた。そして伯は流石に、その期待を裏切らなかつた。伯が渡臺の際、臺灣衞生の指導者として推薦したのは、伯の衞生局時代から、その片腕として働いた高木友枝である。彼はその赴任の事情を、次の如く語つた。

そも〳〵私を臺灣へ連れて行つて下さつたのは、兒玉總督で、臺灣に文政が布かれた最初でした。一日兒玉さんからお呼び出しがあつてお伺ひすると、會談五分にも及ばぬ內に、卽座に「君に臺灣の衞生に關することは全部をまかすからやつて吳れ」との話です。勿論お受けしても、長上官の決裁がなくては何一つ出來ないことは明かなことですから、「全部まかす」といはれたからとて、それで喜んで飛び立つたわけではないのですが、とかく

兒玉さんといふ方は、人を知り人を使ふことの大變上手な方で、實に立派な方で、私が今日まで、この人のためなら死んでもよいと感じた偉人は、全くこの兒玉さんでした。兒玉さんにかくも心をひかれた所以のものは、最初お會ひした時、勿論後藤さんの紹介があつたためでもありませうが、初對面の會見なのに、二十年も親交のある舊知でなくては話せぬ、兒玉さん自身の祕密を私に話されたことでした。

しかし、いざ實地に當つて見ると、この新領土に衛生制度を完備するといふことは、豫想以上に困難な事業であつた。それは臺灣の流行病が、意外に猖獗であつたのみならず、島民の衛生思想が、まるで低劣であつたからである。その當時の苦心を回顧して、高木は次の如く語つてゐる。

臺灣といふところは、御存じのやうに、マラリヤとペストで有名ですが、私が赴任した最初のころ、四千五百名にも及ぶペスト患者の出たことが二年もありました。このペストには實に困らされたもので、一時は私の衛生課長官舍が、三方の官舍からペスト患者を出す、衛生課に數十頭の病鼠が發見され、床をめくつて鼠の穴へ二、三斗の水をそそぎ込む等、大變な騷ぎをやりました。當時は臺灣人は、ペストは日本人が臺灣にやつて來たから流行すると信じてゐたので、鼠が持ち込むなどといつたとて承知するものではなかつたのです。防疫講演も所々でやりましたが、通譯するので、防疫といふ根本觀念がなく、無駄講演を續行し、醫學校の本島人生徒に注意されて、通譯をこの生徒に變へて、やうやく成功したといふやうなナンセンスもありました。高雄は有名なペスト流行地で、當時臺南警備隊の衛戍病院長をしてゐた某氏が、橋仔頭の臺灣製糖にゐた山本悌二郎氏に、高雄における總督府のペスト防疫策は成つてゐないと攻撃したことが後藤長官の耳に入り、大變な騷ぎと

なり、早速電報で高雄を所管してゐる鳳山廳長が呼び出されるやら、ペスト・ハウス八十戸の調査書類を臺北まで電送して折衝の結果、臺灣婦人慈善會から金を出してもらつてペスト・ハウスを取拂ひ、高雄の貧民街、今の平和街を作つたといふ騒ぎもありました。

一體伯は、臺灣の衛生制度の完成については、一つの成案をもつてゐた。それは阿片專賣によつて得たる利益を特別會計として、これによつて衛生事業の發達を計るといふ案であつた。しかるにこれは、前述の如き次第で、實現されなかつた。

そこで伯は、別に衛生費の捻出方法を考へなければならなかつた。そして最初著目したのが、魚菜市場と屠畜場であつた。この二つを基礎として、伯が如何に「公共衛生費」なる世界獨特の費目を案出したるか、それが如何に新領土衛生制度の完成に貢獻したかについては、次に掲げる高木の談話が、微に入り細を穿つてゐる。

領有の當時、物資供給の爲め飲食品その他雜貨類を軒下に陳列したものである。夫れには蠅が一ぱいたかつて居る。死んだ豚の肉を賣るものもある、殺した豚の血管に水を注入して目方をふやして賣る者もある、と云ふ狀況なので、當時は軍政時代であつたが、當局者は內臺人の多少資本のあるものに命じて、屠畜場と魚菜市場を作らせたのであつた。命ぜられた連中は官命默止し難く、しぶ／＼是等の設備をしたのであつたが、後に至つて人の羨むやうなボロイ儲けを見ることになつた。と云ふのは、屠畜場にしても魚菜市場にしても、竹の柱に萱の屋根と云ふ至つて粗末なものであつたから、建築費は二、三百圓で出來たものである。屠畜手數料は豚一頭十錢の定めであつたから、平常でも一日十圓や十五圓の收入はある。まして盆祭の頃になると、一日七、八十圓も收入が

あつた。市場の場代收入も、資本に對しては暴利と見らるるやうになつた。最初は不當利益の幾分を、衞生の目的に寄附させた。明治三十二年には、一片の民政長官の依命通牒に依つて、之れを公共團體の手におさめた。公共衞生費中には渡船場の收益も含まれてあつた。はじめのころは、公共衞生費の年收十萬圓ぐらゐのものであつたが、大正七、八年ごろには七、八十萬圓に達した。ペスト患者が、全島に四千五百人も發生し、臺北市だけでも千二百人以上の患者が出た年もあり、マラリヤも流行する、熱帶赤痢も流行すると云ふ時代に、僅々五、六萬圓の傳染病豫防費を以て、衞生の仕事をなし得たのは、此の公共衞生費のおかげであつたことを、今日でも痛切に感ずるのである。

然るに公共衞生費は、前にも述べた通り、民政長官の依命通牒で成り立つたものであるから、法律上の根據が無い。そこで各方面から此の金を取りに來たもので、金庫番は相當骨の折れたものである。財務は地方税收入にしたいと云ふ、學務は學校に使ひたいと云ふ、其の他種々なる主張があつたものである。此の公共費は、衞生上傳染病豫防等、直接の働きをなしたばかりで無く、臺灣到る處に下水が出來、其の上內地に見られないやうな屠畜場なり、魚菜市場なりが出來たのも、全く此のお蔭である。自分は此の制度に法律上の根據を與へ、永遠の福利を計りたいと思つて居る間に、大正八年に轉職することになり、同九年に地方制度の改正と共に、地方税收入となつたのであるが、今日でも殘念なことをしたと思つて居る。

公共衞生費と直接關係のあることでは無いが、當時總督府の財政が如何に困難であつたか、從つてペスト、マラ

リヤ、熱帶赤痢、コレラなどの豫防に僅々五、六萬圓の金より使ふ道が無かつたと云ふこと、それ故に公共衞生費が多大の働きをしたと云ふことを知る爲めには、次の話が參考になると思ふ。

總督官邸と長官官邸の間は、今日でこそ新公園と稱して、樹木欝蒼、百花爛漫の遊園地となつてゐるが、後藤さんの時代には、竹藪あり、草原あり、沼もあり、水たまりもあると云ふ荒れ地であつた。そこで後藤さんが地均しをしたいと云ふので、土木の人に見積らせたのであるが、其の地均しの金が出來なかつた。當時長官は、「あれを地均し仕度いと思ふが、土木の奴等に見積らせると五百兩かかると云ふからナア」と、自分だけでも三度か此の嘆聲を聞いたものである。總督府が如何に財政上苦しんで居たかが判ると思ふ。それでも必要な仕事だけは著々進めて行つたのである。

流石に衞生官上りの民政長官だけあつて、衞生方面における伯の施設は、實に用意周到を極めてゐた。或は臺灣傳染病豫防規則を發布し、或は地方の長老をして政府と共同して豫防消毒事業を行はしめ、或は汽車檢疫規則を布き、或は基隆、淡水の二港に檢疫所と避病院を設け、或は南方諸港に臨時海港檢疫所を施設するなど、殆ど行はざるところはなかつた。

しかし流行病の巣窟を衝いて、この根絶を計るには、かかる姑息なる手段のみを以てしては、到底駄目であつた。その根本要件は上水、下水の完備といふことであつた。伯は夙にそれを觀破してゐた。ただ伯の苦心したる一點は、財源を何處に求むべきかといふことだけであつたが、臺灣土疫の現狀は、もはや水道の敷設を躊躇すべからざるものがあつた。その由來について、高木は次の如く語つてゐる。

臺灣は全島各都市が大抵水道を持つてゐます。これにも面白い歴史があるので、私達の渡臺したころは、軍政時代に軍艦の給水、駐在軍隊の飲料その他のために軍事的に作つた水道が、基隆と淡水の二箇所にあつただけで臺北、臺中、彰化などは地下水を用ひてゐました。

南の方は、鹽分乃至鐵分が多くてほとんど飲料水が得られず、南方を旅行すると、湯に入つても卵を石鹼のかはりに使用してゐました。私が全島視察の途に上り、斗六といふところへ來ますと、ここには飲料水の井戸が一つしかないといふので、その井戸の見學に出かけると、劍付鐵砲の番兵が立つてゐるぢやありませんか。そして町長とか家長とか兵隊さんなどはこの水が飲めるが、他の一般人民達は近くの河原のたまり水、それも鐵分が含まれてゐる上に、水牛や豚の糞がブク〳〵浮いてゐるところへ、そばやのざるのやうなものを持ち出して、その内に入つた水を取つて用ひてゐるではありませんか。是非水道を作らねばといふことになり、水道計畫が始まつたのです。私は臺灣の廳所在地二十、支廳所在地八十中、九十六位のところへこの水道を設けようと思つたのですが、三十數個しか出來ませんでした。

かくして世界流行病の根源地の一つに數へられてゐた臺灣は、却つて內地よりもはやく、上下水道を完備する衞生地たるに至つた。これはひとへに、伯の如き衞生專門家が、民政長官の任に當つたためであつたと言はねばならぬ。

竹越の「臺灣統治志」(四六九—四七〇頁)に、その事實を指摘して、次の如く記した。

余が想像したる臺灣の首府は、純然たる支那街にして、二間乃至三間の狹隘なる道路に、丸石と角石とを參差して固め、街上には汚水の溢れ、上水と下水と混淆し、市中に豚兒の出入するものなりき。然れども余の見たる臺

灣の首府は、純然たる歐洲風の清潔宏濶なる市街にして、街路は東京の道路の如く、或は東京の道路よりも完全に、マカダム流に築造せられ、幹道に於ては其幅員八間より十間、枝道に於て五間あり、道路の兩側に二間の歩道を作り、歩道と車道の間にセメントと、石もて固めたる深さ一尺乃至二尺のシンガポール流の開渠下水道を設けて、汚水雨水の疏通に便にす。是ぞ所謂市區改正なるものゝ結果にして、余は寧ろ市區改造なるべきを信ず。此改正計畫は、城内を中心として四方に及ぼさんとするものにして、城内の工事は略ぼ落成し、城外も幹路は多く成りたりと云はる。

そしてその爰に至りし所以は、高木の語るところによれば、次の通りである。

臺灣に來る人は、市區整然として上水下水の完備して居るに驚くやうである。領臺當時の市街地は支那式であつたことは申す迄も無い。後藤さんの長官になつた翌明治三十二年には、市區計畫委員會を設置し、其のまた翌年には家屋建築規則を發布した。續いて水道下水の設備を著々進めたのである。臺北には掘抜井戸の便があつた爲め、水道は比較的後に出來たのである。明治三十九年臺灣を去らるる直前に決裁したものである。當時自分は、「おれが居なくなれば、臺北の水道もどうなるか知れぬから……」と云ふ考へで、急速に決裁したものだと思つて居た。

當時我邦には上下水道に熟練な技術家が居なかつたから、後藤さんは衛生顧問時代に、大學の雇教師であつた英人バルトン氏を臺灣に薦めた。此の人は後藤さんが衛生局の技師時代から懇意であつた人で、函館の水道は二人で相談して設計したものである。臺灣では、基隆水道はバルトンの設計に依つたものである。又臺灣の下水構造

様式は、バルトンの設計を今日でも襲用して居る。此の人は惜しいことに、臺灣赤痢に感染して東京で亡くなられた。名利に恬淡なる尊敬すべき學者であつた。

臺灣に衛生制度を完成するについて、いま一つの困難は、それを實施すべき衛生官の缺乏といふことであつた。それを供給するために、伯の創始したものは、臺灣醫學校の設立と、公醫制度の採用であつた。それは伯がまだ臺灣衛生顧問時代のことであつた。右について、高木の語るところは、次の通りである。

外國の植民地には、いつも宣教師が先驅するか追隨するのであるが、日本ではそんな譯には行かぬ。そこで後藤さんの考へたのが、醫者を宣教師の代りに使はうと云ふのであつた。明治二十九年公醫制度を設け、內地から醫者を招いて、之れを公醫候補生と稱し、臺灣に必要なる熱帶病の知識やら、臺灣語やらを授けて、各地に配布したのも、此の考へに基いたのである。また各地にある醫院の管理を、總督府の直轄となしたのも、同じ考へからである。

同一の考へからして臺灣衛生顧問の時代から、時の臺北醫院長山口秀高氏に醫學教育を試みさせたのである。多少國語を解するものとか、醫生（從來の醫師の稱）の子弟とか云ふものを集めて、醫學を授けて見た。夫れでどうにかかうにか教へられぬことも無いと云ふ見當がついたので、後藤さんが民政長官になつた翌年の明治三十二年には醫學校が設立せられたのであつた。

然しながら、言語も慣習もまるで違ふ植民地に建てられたこの醫學校が、その創立當初、幾多の困難に遭逢しなければならなかつたことは、言ふまでもない。當時創立事務に關與し、後に醫學專門學校の校長となつた醫學博士堀內

次雄は、その苦心談を次の如く語つた。

今でこそ醫專が設立せられたからとてなんの不思議もないが、公學校をはじめ、教育機關は何も無く、日本語を知つて居る者すらない當時、醫專を設けようと云ふのだから、無謀千萬で、新聞は筆を揃へて反對したものである。數理の頭があるのか無いのか、全く未知數な、文化の遲れて居る民に、新しい科學的教育を一足飛びに教へようと云ふのだから、反對するのも無理はない。然し先見の明があつたのか、伯は飽くまでこれが實行に向つて進んだ。そこで私は二十九年に來臺し、初代校長であつた山口秀高氏や、電力會社の高木氏等の來臺を見る事になつて、之れに著手することになつたが、日本人でこそ、醫者と云へば立派な職業なのだが、當時の臺灣人は醫者を卑しく見て居た。それに少しでも國語を解せる者は、通譯として高給で傭はれるやうな時代であつたから、さて始めようとはしたものの、應募者がない。そこでこれが第一段として、三十年に漢法醫を集め、見習看護人なる名稱のもとに、給料を支拂つて數字から敎へ、二箇年の速成教育を施した。これに見込みを得て、遂に今日の醫專となつたものである。

この醫學校と並んで、初期の臺灣の衞生制度の中樞をなしたものは、公醫制度であつた。公醫はその當初、警察官と並んで、直接に人民に接し、臺灣統治の第一線に立てる重要機關であつたといふことができる。その運用について、堀內次雄の語るところは、次の通りである。

次いで公醫制度であるが、醫學校から卒業生を出す迄に、百二十名の醫師を內地から呼び寄せ、全島に分布して診療にあたらしめた。外國ならばさしづめ宣教師に醫學を吹込んで派遣すると云ふ所だが、我國ではそれもなら

ず、公醫制度を布く事になつた。その公醫も診療の外に衛生行政にも參與せしめ、文化の指導者として各地に送つた。中には如何はしい醫師も居たが、これが爲めに各地の衛生狀態は著しい向上を見た。

しかも臺灣の衛生制度完成の原動力となつたのは、醫學校であつた。その發達には幾多の荊棘があつたけれども、やがては世の感謝を受くべき運命をもつてゐた。その發達の情況を、高木は次の如く語つてゐる。

當時は公學校（小學校に似たるもの）三年程度ぐらゐの者、又は少しく國語を解する者を集めて教へたのであるから、其の困難は一と通りではなかつたのであるが、追々と普通教育も進んで來たし、設備も整つたりしたので、今日までに約一千二百人の卒業生を出だし、其の卒業生は獨り島內ばかりで無く、北は滿洲より南はシンガポール方面まで進出して盛んに活動して居る。臺灣人の醫學博士も四人ある筈である。また生蕃人にして、此の學校を出でて公務に從事して居る人も三人ある。兎に角後藤さんの目的は完成したものだと思ふ。學校の名稱は今では醫學專門學校となつて、內臺人が共學して居る。校長は醫學講習所時代から熱心に盡力した堀內（次雄）博士が今でもやつて居る。

かくして、物的にまた人的に、各種の準備が整ふと共に、臺灣の衛生狀態は次第に進化し、伯の渡臺五年後において、臺灣島はすでに舊來の面目を一新し、たとへ絕對の健康地をもつて許す能はざるも、もはや瘴癘と土疫との巢窟ではなくなつてゐた。竹越與三郎は「臺灣統治志」（四六八―四六九頁）に記して曰く。

余が三十七年の五月を以て臺灣に向はんとするや、余の親朋、余を以て事を好みて危地に入るものとなし、或は臺灣に入りて一ケ月以上滯留せば、マラリヤ熱の襲擊を受くべきが故に、豫じめキニイネ丸藥を用意して、上陸

の一二日前より服用すべしと告ぐるものありたりき。余は臺灣が此くまで不健康なるべしとは信ぜざりしも、親朋の言を聞きては、また惑ふ所なきを得ず。基隆より臺北に至るに方り、汽車中に於て薄暮、數十の蚊に襲はれし時の如きは、マラリヤが蚊體中にありと云ふを想起して、甚だ快意なる能はざりしが、臺北に入りて後ち、南行するに及び、傳聞する所東京に於ける臺灣通の言ふ所、余が想像する所は、悉く數年前の惡夢にして、今は覺醒せるが如くに、凡ての狀態の一變せるに喫驚し、余は直ちに東京の親朋に書を贈りて曰く。余は甘んじて余の子弟を臺灣に送るべし、衞生の注意の行屆けるのみならず、其暑熱もまた決して抵抗すべからざるものにはあらずと。

伯の治績は衞生方面においても亦著しかりしといふべきである。さればこそ、大正元年十月、伯が再び臺灣に渡つて、全島を視察したとき、最も懷舊の情に堪へなかつたのは、衞生的事業であつた。當時の新聞(臺灣日日新報大正元・一一・八)は記して曰く。

醫事衞生的一切の施設は臺灣統治の根本的解決を得たる基礎なり。七年再渡の今日先生が到る處に當年施設の跡を視察し、而して最も深き興味を有し、最も精細に觀察を遂げられたるは、亦此の方面に在るものゝ如し。(中略)玆に於てか、先生は先づ臺北醫院に就いて、疾床より廁池に到るまで、一々仔細に之を巡視し、最後に仁濟院の内部を點檢し、隨員を顧みて「ドウだ内地にもなからう」と下村氏に戲れた。「入院したくなりはしないか」と破顏一笑、眞に無量怡悅の情趣其の顏面に溢れたるを見たり。

伯が滿面の得意、眼前に見るが如し。しかもまた故ありと言ふべきである。

五、教育の理想と實際

伯は或る時、自治協會の席上で、人々に語つた。

『臺灣に墓が三つ出來ない以上は、決してあの島に自治制を布いてはいけない。』

蓋し眞の政治が臺灣島に行はるるためには、祖父母と父母と子と、三代を葬り終つて、その墳墓の上に、堅實なる社會の建設される日まで待たなければいけないといふのである。

それは廣い意味の教育事業の完成を待つべしとの心である。しかも世に、臺灣における教育ほど、人に迩遠の觀を抱かしむるものはなかつた。それは島民に教育を勸めるのは、ひとりその風を移し、俗を易ふるに止まらず、直ちにその心性を一變するにあらずんば、爲し能はざるところであつたからである。

故にいやしくも臺灣を敎化せんと欲するならば、ゆつくりと腰を据ゑ、急がずあせらず、永遠の計の下に、徐々と民心の轉向をはからなければならないのである。

民政長官として新領土に赴任した伯は、夙くもこの事實を觀破した。それが、かの世を騷がしたる「教育無方針」の聲明となつて現はれたのである。當時を回顧して、伯は語る。

小學校の教員の會議があつた時に面白い話がある。例の公學校だな。ところが其の當時臺灣へ行つて居る奴が議論好きでねえ、學校の教員でも盛んに議論をするんだ。それが會議をした時に、臺灣に於ける教育の方針を民政長官から承りたいといふから俺は、

一臺灣教育の方針は無方針であります。どうしても一つのゼネレーションを、二十五年とすれば七十五年、三十年とすれば九十年經たなければ、本當に民心を理解し得ることはできません。年限の經つたところで方針を立てなければならん。今はまだ日本語を教へて行く時代で、日本語で一定方針を教へるといふ時代ではない。日本語を教へる。日本人は臺灣語を學んで、臺灣の事情を知ることを努めなければならん時代である。」といふことを述べた。すると議論が沸騰した。人を馬鹿にして居る、教育の方針が立たんやうなことでどうする、といふことで騷いで、兒玉さんの所へ教員等がやつて行つたんだ。さうすると兒玉さんも、

「それは無方針だ。例の生物學の原則だから。」

と言つたものだから、とう／＼それつきりになつちまつたよ。

蓋しその當時、臺灣學政の局に當るものは、一つのヂレンマの上に立つてゐた。それは支那人をして教育に向はしめるには、彼等に實學を奬勵して、これによつて身を立て、衣食の道を講ぜしめなければならぬ。何となれば、世に支那人ほど、實利的なる人種は少なく、彼等に教育を勸むれば、彼等は直ちに反問して、「教育は我等に幾何の黄金を與ふるか」と言ふのが常であつたからである。然るにこの實利的なる新附の民を、日本に同化せしめんと欲せば、まづ國語教育に全力を集中し、その心性の變化を待たねばならぬのに、かかる同化主義の教育は、勢ひ實學に疎からざるを得ず、從つて教育を以て衣食の道となす彼等の思想と、衝突しなければならなかつたからである。

わが臺灣領有のはじめ、新領土學制の目標としたのは、所謂同化主義の教育であつた。故に明治二十九年、民政の起ると共に、總督府は國語教習所を臺北、淡水、基隆、新竹、臺中、鹿港、苗栗、雲林、嘉義、雲南、鳳山、恆春、

澎湖島、埔里社、臺東の十五市に開設し、單に日本語を土人に教習せしむるを主とし、土人にして學科を終りしものは、政府の通譯、その他の雜役に雇使した。

然るに伯が民政長官の椅子に就くや、直ちに學制の大改革に著手した。卽ち明治三十一年七月、この國語傳習所の開設區域を臺東、恆春の二廳下に限り、しかもそれは單に熟蕃と生蕃とに、日本語を傳習する所となしたのである。この蕃人教育の結果は甚だ良好で、彼等の中より幾多の巡査補を出し、生蕃討伐の際、非常の便宜をなした。

一方、以上蕃界に接せる二廳の外は、一切の國語傳習書を變じて、公學校となした。しかもこの公學校は、教員の赴任、旅費、俸給の外は、一切地方人民の負擔となし、人民の寄附金または公共收入を以て、この負擔に堪ふる地方に限つて、これを開設する規定としたのである。

この公學校制度は、以來著々として發達した。卽ち明治三十一年、七十四に過ぎなかつた公學校は、三十六年には百四十六校となり、教員は母國人男二百五十九人、女八人、臺灣人男三百五十一人、女三十四人を數ふるに至つた。そして生徒は、男一萬九千百三十一人、女二千二百七十五人に達した。

これが新領土における新普通教育施行の中心設備であつた。しかもこの外に臺北、基隆、宜蘭、桃仔園、新竹、苗栗、臺中、彰化、嘉義、臺南、鳳山、澎湖島の十二市には、內地の小學校と同一の組織より成る高等尋常小學校があつて、その教員六十人、生徒一千九百六十七人であつた。

しかしこれらの新しき教育施設のみをもつて、急激に舊き寺小屋式教育を一掃するには、多大の努力と日子を必要とした。卽ち、支那の儒生が兒童に小學、大學の素讀を教授する「書房」が、なほ相當の勢力をもつてゐたからであ

る。これは公學校の入學時期には、その近傍において之れを閉ざさしめることとしたが、明治三十六年なほ全島に一千七百九十一の書房があつて、その收容する兒童三萬二千二十五人を數へた。

公學校の上には、國語學校と師範學校とを設けた。師範學校は、臺灣人にして公學校、書房、私塾の教員たらんとするもののために設けられたのであつて、その組織は割合に簡單であつたが、國語學校に至つては、單一學校といふよりも、多くの學校の混成ともいふべきものであつた。即ち普通の中學部の外に鐵道、電信、農科あり、母國人にして、公學校の教師たらんとするものを養成する師範部あり、臺灣人の年長じたる者に日本語を教へて、官吏の補助たらしむる國語部あり、おまけに國語學校附屬校においては、臺灣人の婦人に、裁縫や刺繡や編物や造花などまで教へて、相當の成績をあげたのであつた。

以上が伯の民政長官時代に於ける學制の大體である。しかしながら、伯の教育に關する理想は、かかる通り一遍の學制の完備をもつて、滿足すべくもなかつた。端的に言へば、伯は文部省の教育方針について、多大の不滿を抱いてゐた。教育の本義は、人物を養成するにある、教育といふ鑄型で製造した機械人形をつくるためではないといふのが、伯の年來の主張であつた。これについて、長尾半平は、興味ある一插話を物語つた。

或るとき何かの話に本郷區の或る地點を故伯に說明する必要があつた時に「帝大の看板のかかつてる門の前を通つて云々」とお話しすると、伯は直ちに之れを聞き咎められて、「ナニそんな看板は何處にかかつて居るか」と反問されるから、自分は眞面目になつて、「赤門の處にあんな大きな看板があるのが見えませんか」と云ふと、「ウンあれが君にはさう見えるのか。自分は片輪者養成所と書いてある樣に讀んで居つた」と云はれて、初めて

故伯が常に學俗接近の必要を說かれて居ることや、又故伯がよく自分の九九は造物主から直傳のものであるから或る場合には「二二が五、二三が十」といふ計數も出るのであると云はれた意味も解つたのである。

その伯が、臺灣民政長官の椅子に就いたのだ。一つ自分の思ひ通りの學校をつくつて、天下に範を垂れてやらうといふ抱負が、勃然と伯の胸中に湧き上つたのは、自然であると言はねばなるまい。その相談相手の一人たりし新渡戶稻造は、次のやうに語つた。

後藤さんには世人の知る通り頗るハイカラなモダーンな西洋崇拜とも云ふべき方面があつた。此の方面を最も能く現はしたものは伯の中等教育に對する考へであつた。此の考は我輩臺灣に就任した始めからのことで、度々會話に伯が述べられた。一體文部省の劃一的教育を非常にいやがつて居られた。東京に於いてすら何か新しい教育法を開きたい希望を吐かれたことがあるが、取敢へず臺灣で文部省の管理を受けない學校を拵へて、之れを天下の模範にしようとした。其の計畫には我輩も度々相談に與かつた。實行する時には、我輩は既に臺灣を去つて、長尾半平君などがおもに相談を受けたやうに思ふ。要するに西洋式の紳士を養成せんとしたのである。寄宿舍を全然西洋式の建築にして、服も食物も皆西洋式、寄宿舍の監督は歐米の婦人を賴んで生徒の言行、或は食卓の禮儀作法、洋服の著方、いづれも之れを西洋式にした。知識よりは寧ろ人格養成に重きを置く教練を授けようとした。此の主義の下に中學校を創立したのである。

然らばこの風變りな中學校は、どうなつたか、それは、その後その指導の任に當つた長尾半平の語るところによれば、次の通りであつた。

其の婦人を搜すことは臺北教會の牧師と自分とに託されたが、其の資格は一熱心なる基督教徒で相當の教育ある而して禮儀作法に通じたる餘りに年老いざる婦人」といふ事であつた。それでミス・セプトンといふ米國婦人を呼んで來た。セプトンはしつかりした女だから、自分の權利のある所に「それはいかぬ」など言はれると、「どうして出來ない」と反問するやうな女で、決して妥協的に出ない人であつた。亞米利加から來た人であつて、立派なクリスチヤンで、あちらの教育を受け、中々見識のある女でした。あちらでは學校の先生をして居つたやうでした。それをこちらに呼んだのです。

この風變りな中學校は、セプトンのやつて居つた時代は理想的にいつて居た。この事は私等が注意したのではない。伯がオリヂナルに考へ出したのである。彼處にゐた川井と云ふ牧師、その人は今は既に亡くなりましたが、その人にも話されて、長尾に相談してやつて呉れと言はれ、牧師さんは耶蘇教の宣傳の上から言ふと、こんな好い機會はないと思つて一生懸命になつてやつたし、私等は拓殖の一つの精神的の施設として大事なものと思うてやりました。つまり其の婦人に一定の中學程度の青年を托して、一寄宿舍內に起臥せしめ、英語の學課は固より、日常實用の會話を實生活と共に練習せしめ、其の婦人の信念の感化により、青年の人格を陶冶し、立派な而して實社界に有用なる人間を造り上げんとする理想であつたのであります。

所が文部省の干渉が中々やかましい。それで已むを得ず、この特別の中學校と、それから普通の文部省型の中學と二つ拵へた。さうして特別な方を第一と言つたが、その方に特別な教育をやつたのです。併しその後に來た校長には、どうしても思ふやうな人物が得られず、爲めに期待された程の效果を擧げることができなかつた。

しかし私が、後藤さんといふ人は、成る程えらいと感心したのは、かうして特殊中學校が失敗した後、談偶〻この事に及ぶと、トルストイ翁が理想的な學校を創設して、失敗した事など想起されて、微笑に附し去られたことであつた。

一體後藤さんは、淸書した原稿を考へ出さぬ人である。鉛筆か何かで拙く書いてあるやうなものである。だからその原稿を咀嚼して立派なものに淸書を仕上げることの出來る人が――言葉も足りなからうし、文字も間違つてゐるかも知れぬが、それを立派な文章に仕上げてやることが出來る人が――先生から指示を受けて完成すると、その考へが立派なものになるが、それだけの力のない者がその考へを聽くと、薩張駄目になつてしまふのです。さうすると先生はそれが出來損なつても何とも思はない。「ああ、ありや、失敗だつた。まだ時勢がそこまで進んでゐなかつたんだ。」

六、饗老典と揚文會

臺北に創立した特殊中學校は、伯の教育に關する理想の片鱗を現はすものであつた。しかし伯は、徒らに理想に馳せて、現實を忘却するやうな漢子ではなかつた。

植民地統治の要諦は、民心を撫順するにありとは、伯の夙に觀破せるところである。新領土に施行せんとする新制度が、その當初において、民心に不快なる刺戟を與へ、惹いて新政に對する反感を惹起すべきことは、伯の豫め覺悟せるところであつた。しかもこの反感は、たとへ一時的なるにもせよ、これを放置するは、爲政者の愼むべきところ

であらねばならぬ。

かくして饗老典は興され、揚文會は創められたのであつた。

この饗老典と揚文會とは、特に兒玉總督の氣に入つたやうであつた。むしろこの二者については、總督が主催者であり、長官は却つて後援者たるの觀があつた。この點、他の諸事業とは、およそ逆であつた。伯はまたこれを回顧して次の如く言つてゐる。

兒玉さんは饗老典といつて、老人を集めて一緒に酒を飮んだり、揚文會といつて、古い支那の儒者と一緒に詩を作つたりしてゐたので、臺灣でも人氣があつた。こんどの總督はいい、惡いことは、みんな民政長官が、總督の威を笠に著てやるのだと、誰れ一人、兒玉さんの惡口を言ふものはゐなかつた。

饗老典は三十一年七月十七日、はじめて臺北に開かれた。會する者、老爺老媼三百十四人、これに附添人を合すれば、その數七百餘名に及んだ。その時總督は、大禮服を著けて、その席に臨み、嚴かな口調で左の祝辭を朗讀した。

凡そ人生の至幸至福は長壽に如くなし。然れども長壽之れを求むるも得べからず。其之れを保つ所以のものは、必ずや素行の表旌すべきものありて存す。是を以て君に仕へては忠、親に奉じては孝、加ふるに德行堅貞を以てす。至幸至福の報應ある所以のもの豈偶然ならんや。余此德行を敬ひ、此幸福を欣び、玆に薄儀を擧げて敬意を表す。

座に在る耆老これを聞いて、感激の情に咽び、歔欷流涕、面を掩うて座に堪へざるものすらあつたと傳へられる。

式が終ると餘興に移り、主客共に歡を竭した。しかも辭するに臨み、彼等は恵賜の菓錢を懷にし、暗涙を湛へ、一々

總督に謝意を表して去つた。純情なる總督もまた、彼等の無邪氣な喜びを見て、しば〳〵手巾を眼にするを禁じえなかつたといふ。

第一次の饗老典は、かくして非常なる成功を收め、民心に慰安を與ふること多大であつた。そこで翌三十二年四月に、第二次饗老典を彰化に、同十一月第三次を臺南に、明治三十三年十二月、第四次を鳳山に執行し、何れも少なからざる成功を以て、その式を終つた。

揚文會は明治三十三年三月十五日、臺北淡水館に開かれた。この日、招きに應じて會せる全島の學士すべて七十二人。樓上なる式場の正面には、「揚文」なる二字を大書した扁額を掲げ、その左右には麗はしき生花を並列した。演壇の傍なる柱には、「振武威荒服、揚文肅遠墟」といふ古句の楹聯を懸け、その上はすべて藤花で掩うた。

さて定刻午前十時に及ぶと、會員は續々來集し、一同式場に入るや、兒玉總督は後藤民政長官、村上、木下兩知事を従へて著席し、やがて演壇に進んで、左の祝辭を朗讀した。

天產暢茂して民物繁生す。既に精華を薈萃し又人地の秀靈を鍾む。之れを經すに文敎を以てせざれば、風化の醇美曷そ得て望むべけんや。抑も臺島は素と人文の區と稱し、夙に庠序を興し人材を涵養するの道已に備はれりと謂つべし。然れども其智を開き世を益するの具、豈亦缺如の感なからんや。況んや改隸の當時兵馬倥偬、文治を顧るに遑あらず、爲めに文物の廢頹を致し、名士屏息多くは梓里歸棹し、屈して伸びず、懷昔思今の情良に慨すべきなり。今や已に六星霜、百廢倶に擧り、諸闕均しく整ふ。其政令制度煥然一新の秋に際會し、文運亦當に其步武を進むべき也。

茲に文教を振興せんことを念ひ、揚文會を擧行す。夫れ揚文の會たる、文人學士の搜羅して共に一堂に會し、之れを優待するの典を施し、敦風勸學の儀を隆にして、其所長を展べしめ、以て文明の化を同贊せんことを望む。而して我帝國の文教に於ける、常に實行實用、專心講究を期し、殊に致知格物の學に至りては、鋭意討究するもの已に久し。
此新化の地にして、因循之れを講習せずんば、善く實美の風を濟すべけんや。想ふに本島の人士亦必ず此感を同くし、我帝國が長を取り、短を補ふの善意に樂從せんことを信ず。
以て斯會の趣旨を盡すに餘蘊なしと云ふべきである。

總督の式辭に次いで、三縣一廳參列會員の總代が、順次式壇に登つて答辭を進讀し、何れも總督の文に厚きの德を頌した。そして答辭の進讀終るや、やをら若々しい巨軀を演壇に運んだのは、後藤民政長官であつた。

その日伯は、これら古き支那文明の代表者にむかつて、新しき科學文明の眞髓を說き、新領土教育の根本が「溫故知新」にあることを明かにせんと欲したのであつた。伯は開口、まづ揚文會の開催についての祝意を敍べたる後、突如喝破して言つた。

揚文會とは何んぞ。故きを溫ねて新しきを知るの機實に此の會に存す。而して諸君の會同は實に大人の學を發揚するものなり。大人の學卽大學の道なり。大學は明明德に在り新民に在り止於至善に在り。揚文なるもの素より虛文に走り俗儒記誦詞章の弊を發揚するにあらず。總督閣下は日新の學文明の德を普及し、以て斯民の福利を起さん事を期し、世人をして徒らに新故の教育其他の方同じからざるに眩惑し、其の道の一なる事を知らざるの弊

に座するを悟らしめんが爲め、乃ち本會を開き玆に有識諸君を招集せらる。若し諸君一邊豁然として貫通する處あるに至らば、衆多書房教育に從事するの徒も亦靡然として、其の風を矯め自ら新たなるの域に進むに至らん。是れ實に本島將來に於ける福利の母なり。依て予は玆に新政府の學政及び事歷を叙するの命を辭せざるなり。夫れ揚文は虛文を排するにあり。俗儒記誦詞章の弊を矯むるに在り。かくして伯は、巧みに揚文の名を捉へて、古學者に古學の弊を說得したる後、續いて日支文明比較論に入つた。

然らば、その謂ふ所の日本文明の特色とは何ぞ。そは建國以來二千五百六十年、萬世一系の皇統を紹ぎ、あらゆる文明と教育とが、この森嚴なる國體と、終始一貫して相離れざることにある。しかも日本文明の特色は、かかる絕對的保守主義を固持しながら、新しき文明に對する銳敏なる感受性を失はず、絕えず進步的要素を攝取し來つたことにある。伯は續いて曰く。

斯くの如く我が國教育の神髓は建國の初めより存在して、益々成長し外教の渡來するに當り能く之と融和して、而かも其の本體を變化することなく、立國の本旨、國民の元氣、之が爲めに嘗て沮喪せし事あらず。外教は恰も諸事の飲食物の體中に消化せられて身體を衞養するに異ならず。而して其の他邦の文教巿めて吾が國に入り來りしは、今より千六百三十年以前、第十五代應神天皇の朝、三韓より支那印度の文學技藝續々轉入せし頃に當り、百濟の王仁漢文を齎らしたるを始とす。是れより先、第二代綏靖天皇の頃、印度に於て釋迦出で、佛教を開きしが、漸く漢土に傳はり、第二十九代欽明天皇の朝、此の教も亦我國に渡來せり、當時我國民は、從來發達せる識量を以て、能く之を翫味咀嚼して、文運發達の資に供したり。泰西文學は近代の輸入に係るも亦之を歡迎し、宗

致哲學の如き無形の原理より、有形なる百工の科學に至るまで、收めて以て之を開物成務に利用し、網羅して遺す事なきを期せり。

然るに支那文明はどうであつたか。翻つて伯は曰く。

支那は世界の舊國にして、文物の開けたるは吾が國よりも久し。大聖孔子の如きは、百代の師表にして、恵みを後世に垂る。爾後賢哲の輩出せるありて、文教最盛の國と稱せらる。惜いかな三千之徒獨曾氏傳其宗至孟子沒而其傳泯焉。而して朱子痛論俗儒記誦詞章之習其功倍於小學無用異端虚無寂滅之教其高過於大學而無實又說宋德隆盛治教休明と。然れども此の無用無實の學弊、今日に於て清國否臺灣に於て、全く改進を見る事能はず。後世の學者、詞章訓詁の末技に耽り、實學を務めず、庸陋墨卷を取りて浮華を事とし、文風日に敝れ、士習亦問ふべからざるに至り、科名聲利の習は深く人心に入り、積重返し難し。

それが支那文明の弊であつた。その弊も、今はや臺灣に無しと言ふを得ようか。故に伯は言ふ。

夫れ聖人は物に凝滯せず、能く世と與に推移す。孔聖孟賢にして今の世に在らしめば果して如何。既に國廣く民多し、高見達識の士ありて、文教を振起し、庶政を釐革するあらば、宇内に雄飛する決して難からざるなり。

かくして伯は、臺灣における新教育制度の根本が、徒らに古き文明を破壊するに在るにあらず、むしろそれを活用して、虚文の弊を除き、日進月歩の時代の進運に適應せしめんとするに在るを說いた。

夫れ人生處世の要訣は、之を道理に反求し、其の時と處とに依りて、宜しきを制せざるべからず。而して人間社會の思潮は暫くも靜止せず。是れ大學が新民の要を說き、湯之盤銘に苟日新日日新又日新と曰ひ、康誥の作新

民の言ある所以にあらずや。今や本島は啓蒙時代に屬し、思潮は將に大いに變易せんとするの時期たり。此の啓蒙時代の變遷は、之を古今東西の思想界の歴史に徴せば、炳焉炬を見るよりも明かなり。徒らに舊物を墨守し、宇內思潮の大勢に逆ふが如き、君子人の爲すべき所にあらず。

そして最後に、次の如く、揚文會に參集せる儒生の代表者を激勵して言つた。

以上陳述せしものは、我國敎育の大要に過ぎず。之れを概括して言へば、敎育は國家と相離るべからずして、國民の賢愚は國家の盛衰に影響するを以て、國家は敎育を普及せしむるの責務を有し、國民は自己及國家の爲めに敎育を受くべき義務を有す。而して其の敎育方法の良否は、今日宇內の大勢に徴しても、明瞭なることを敷演せしに過ぎず。諸君は本島の先覺者にして、後進子弟の模範たるべきものなれば、歸鄕の後、此の趣旨を贊襄し、益〻揚文の實務を奏せられん事を、呉れ〴〵も希望す。

この伯の演說は、會衆に多大の感銘を與へたもののやうであつた。蓋し當時の臺灣は、古き文明の廢墟の上に、新しき文明の漸く芽生えんとする轉換期にあり、新舊思想の衝突は、到る處に波紋を捲き起しつつあつた。しかも伯の演說は、この問題の急所を突いて、その解決に一道の光明を與ふるものがあつたからである。それについて、臺灣日日新報は、「揚文會に對する會員の心情」と題して、次の記事を掲げた。

揚文會に出席の爲め臺南より來府せる蔡國淋等一行に就き、揚文會に對する所感を叩きたるに、總督の優遇には勿論感佩したるもの〻如く、特に後藤長官の演說に就いて深く感動したるもの〻如し。曰く「長官の演說中、孔孟の聖賢をして今日の狀勢を見せしめば驚歎の外なかるべく、聖賢は時と共に推移するとの言は、誠に其の言の

如し」と、依て彼等は同志會して協議する處あり、即ち後進の士をして日進の學藝を學ばしめん事を思ひ立ち、玆に總督の許可を受けて、歸南の上、臺南に新學會と云へるを起し、少壯の士は勿論、四十前後に至るまでの秀才、稟生、貢生を會員とし、母國より學識に富める人を招聘して教師となし嘉義、鳳山等に分會を設け、同じく日本教師を招聘して日進の學藝を播布せんとの旨趣にあり。斯かる機運に導きたるを以つてしても、後藤長官の演說の如何に感動に價ひせしかを卜知するを得べきなり。

更にこの一後藤民政長官揚文會演說一は、漢文に飜譯せられ、全島の學士、儒生、書房に配布せられた。それは新領土における文化政策の眞髓を、闡明して餘蘊なかりしが故である。

七、臺灣婦人慈善會

臺灣における慈善事業は、鄭成功の時以來、清朝の事業で、まだ存續してゐるものがあつた。しかもこれらの事業は、これに附屬する財産をもつてゐたので、總督府はこれを別途に保管してゐた。

伯の赴任後、明治三十二年五月に設けられた臺北仁濟院、臺南慈惠院などは、これを基礎としたものであつた。その他、日本赤十字社あり、愛國婦人會あり、また基督教外人宣教師の建てたる施療院あり、孤兒棄兒院あり、各種慈善事業の數においては、決して備はらざるを責めることはできなかつた。しかし是等の慈善事業は、多くは限られたる目的の下に、限られたる活動をなすものに過ぎなかつた。

すでに前半生において、社會的事業のために、生涯を捧げんとまで決心してゐた伯が、それだけで滿足できよう筈

はなかつた。

伯は常に人に語つてゐた。

『病人になつてから、また貧民になつてから、その者に與ふる百圓よりは、病に罹らぬやうに、貧乏にならぬやうにする一錢の方が、遙かに有意義であり、また必要である。』

それが伯の理念であつた。廣き意味の社會的施設である。果して然らば、新領土臺灣こそは、この多年の主張を實現すべき好個の舞臺ではないのか。しかも伯は、かかる眞正の慈善事業を遂行すべく、誠に適當なる助力者をもつてゐるではないか。

伯の夫人和子である。

民政長官夫人としての和子のところには、これまでも度々、いろ〳〵な婦人團體から、會長またはその他の名譽職に就いてくれといふ依囑があつた。しかし伯はそれを許さなかつた。世に婦人團體ほどうるさいものはない。從つてその内紛が惹いて伯の公事に累を及ぼさんことを恐れたからである。

伯が夫人をして、篤志看護婦人會の會長を謝絶せしめた事情を、「臺灣婦人慈善會記錄」は、次の如く記してゐる。

加藤尙志君（當時文書課長）から後藤夫人に、篤志看護婦人會の支會長を願つたが、主人が承知なればやつてもよいとの夫人の答であつた。加藤君は之を後藤長官に話したら、いけないと言はれた。加藤君は、實は夫人が內々承諾せられてゐる旨を語ると、長官はそれでは妻を離緣すると言はれたので、大島夫人が引受けられた。蓋し長官の意思は、女の會はむづかしい、殊に陸軍との關係が面倒である。長官自身さへ陸軍との關係に困つてゐら

れた際であつたから、夫人までも其の渦中に投ぜしめたくないと思はれた爲めであらう。

然るに臺灣婦人慈善會は、伯自らの創意の下に、伯多年の抱負を實現せんがために、創立されたものであつた。伯はひとり夫人の會長就任を許したばかりでなく、自らは誠意を傾けてこれを援助した。

かくして明治三十七年十月二十一、二十二の兩夜、まづ臺灣慈善音樂會が、臺北榮座において開かれることになつた。その趣意書は次の通りであつた。

我邦の人は古より慈善の志篤く、上畏き御あたりより、下賤の者に至るまで、人を惠み世を憫む心の深きこと二千五百餘年の久しきに亙りて渝りなき國がらなり。今日に於ても廣く慈善事業などを起して、此の美しき光のますます加りゆくは悦ばしき限りなれども、中には徒らに其の聲のみ高うして其の實の副はざるもの多かるは、かへすかへすも口惜しきことにこそ。

今我邦公に私に事繁しき折に方り、我等は婦人の身なればとて、手を控へて國家の艱難を餘所事に看過しさるべきや。乃て玆に相語らひ、博愛の紳士貴女達の賛同を得て慈善音樂會を開き、其收入を以て秩序ある慈善事業を起すの資金と爲し、且つは基礎の確立せる博愛事業を補助して、聊か奉公の萬一を竭さまく思ふなり。微力なる我等が企も、慈善の君たちの賛助によりて、幾千の成果あるを得は、啻に我等の光榮のみならんや。

この慈善音樂會は、豫想外の盛況であつた。往時を追憶して、その世話役の一人たりし賀來佐賀太郎は、次の如く語つてゐる。

何しろ當時は軍政から文政になつた最初でしたから、總てに新味を加へねばといふので、陸軍以外の官民が協力

して臺灣婦人音樂會といふものを始めました。これは後の臺灣婦人慈善會のもとをなしたものでありますが、この音樂會には、長官をはじめ總督府の官吏は勿論、在留內地人、本島人も打つて一丸となつて參加し、活人畫をやる、當時めづらしい蓄音器をかける、活人畫には課長連が出場する、場內のサービスは長官夫人はじめ、局課長夫人その他があたる、警視總長大島久滿次氏は木戶番となられ、土木局長長尾半平氏は燕尾服に威儀を整へ舞臺に立たれたと云つたやうなことで、私などは庶務會計を分擔しました。みんなモーニング、フロツクといつた平和な風をして集まつて、平常御目にもかかれぬ長官夫人からお菓子やお茶が頂けるのですから、本島人らは無上に喜んだのも無理のないことです。

この第一回音樂會は、財政的にも非常な成功であつた。卽ち入場料、寄附金その他を倂せて壹萬六百四十四圓九十四錢の收入を擧げ、經費一千四百三十五圓八十一錢を差引いて、なほ九千二百九圓十三錢の純益を擧げた。このなかから陸海軍恤兵部、臺北篤志看護婦人會、臺北愛國婦人會支部への寄附金一千七百圓を差引いた、七千五百九圓十三錢を基金として、臺灣婦人慈善會は、創立さるるに至つたのである。

時に明治三十七年十月二十五日。會長には後藤民政長官夫人和子が推された。

婦人慈善會は、第一回音樂會の成功に勵まされて、明治三十八年七月十一、十二兩日に第二回を、明治三十九年六月七、八兩日第三回を臺北榮座に擧行して、基金の募集をはかると共に宜蘭、基隆、新竹、桃園、臺中、彰化、南投、斗六、嘉義、鹽水港、臺南、鳳山、阿緱、苗栗の十四廳下において、引續き音樂會を開催した。

かくして婦人慈善會は、基金の募集を續行する一方、それ自體の活動を開始した。その第一著手は、蓄音器を購入

して、各地方支部に配布することであつた。しかもこれは、伯自身の提案であつたのだ。

三十八年十二月二十三日附、在京後藤民政長官より高木、長尾の兩慈善會相談役に宛てたる書面の一節に曰く。

此事に付いては、斯程の資金を投じたる丈の功能ありや、疑しとする一部の反對說も可有之候得共、總じて未開の人民の智識を開發するには、先づ奇なるものを利用して珍しき感想を起さしめつゝ、自然に誘導するが最捷徑に可有之、果して然らば、二千金決して斉むにも足らざるべしと存候。御意見如何や。

その議は異議なく決定された。そして伯は、自らの新作にかかる唱歌「新高山」及び「世界の友」を、特に私費を以て米國コロンビア會社に注文し、蓄音器の音譜板を製作せしめ、各四十八枚を婦人慈善會に寄贈した、慈善會はこれを二十の支部、及び總督官邸、國語學校、臺北小公學校等へ配付した。

一體伯には、何事につけても、新しい物好きの性癖があつた。當時活動寫眞はやつと發明されたばかりで、內地でも珍らしい方であつた。それを早速臺灣に取り寄せ、婦人慈善會をして、各地を映寫して步かせたのは、伯であつた

その任に當つた長尾半平が語つてゐる。

その當時活動寫眞を亞米利加から取寄せて、フイルムも買つて說明して步いた。外國のものですからその時分は說明も何もついて來ないので、畫を見て、私が說明を拵へて、ステージ・マネージヤーになつて、燕尾服を著て、ちやんと本式のドレスをして舞臺へ出て、皆に私が說明して步いた。それで能く後藤さんが「活辯と云ふものは憶か君が元祖だね」と謂はれました。その時分に活辯と云ふものはありはしない。內容でも今のもののやうでなく、何か教訓に富んだやうな畫が多かつた。これに依つて拵へた金が五萬圓ありました。

さて臺灣婦人慈善會の事業としては、明治三十九年、東北三縣窮民救助のために義捐したのを始めとして、各種の社會事業、教育事業に寄附または補助をなすこと幾十度、その額も數萬圓に上つた。或は自ら蕃婦救助、窮民救助の任に當ることもあつた。また勞働者住宅を建築し、北投浴場、長生閣などの經營もした。その成せしところ、殆ど社會、教育、慈善、百般の事業に亙らざるはなかつた。中でも一番著しいのは、平和街の建設である。そして高木友枝、長尾半平、賀來佐賀太郎の三人は婦人慈善會のためには、終始盡瘁した殊勳者であつたが、彼等の語るところによれば、平和街建設の顚末は、次の通りであつた。

打狗（今の高雄）は當時鳳山廳下であつたが、打狗の旗後にペストが流行した。漁村で、貧民部落であつて、家も僅かである所に、其の當時打狗から臺灣製糖會社の砂糖を積出すことになつたので、商船會社の船が頻繁に出入するやうになり、人夫が急に增加した爲め、土人は自分どもの家を內地人に貸して、自分等はかけ出しをしたり、或は豚小屋の上に石油箱やブリキ罐などを延ばした板で屋根を葺いて、其の中に住んでゐたので、ペスト患者が益〻續發した。如何にもペスト・ハウスといつた家が八十戶ばかりあつた。

故に横山廳長や荒卷警務課長及び支廳長等と協議の上、人間の住むべからざる此のペスト・ハウスのある間は、ペストは撲滅出來ない。之れを取除いてどんな小屋でもよいから、新しく衞生的のものを建てようといふことになつた。そこで横山廳長は出府して後藤長官に狀況を報告し、不潔家屋を取除き、婦人慈善會の方で、新しき住家を建てて貰ひたいと願つた。長官も頗る心を動かされ、協議を重ねた結果、遂にさうしてやらうといふ事になつた。初め横山廳長は、竹を寄附又は安く買つて、鐵道で無賃輸送を請ひ、萱を保甲の勞力で刈取り、竹の柱に

萱の屋根を造る考へであつたが、それでは火災の危險があるといふので、鳳山廳の建築技手山下松太の說に、打狗にある蠑虎石を集めて壁を作り、屋根は臺灣の敷瓦を使用すると、安價に出來ると共に、火災の危險もないとのことで、之れに決定し、總經費三萬一千餘圓を以て出來上つた。

然るに其の年の秋、暴風雨の爲め破壞せられたので、土木局に依賴して復舊改築を加へ、堅固な十四棟二百四十戶の住家が出來上つたので、之れを一戶、日家賃八厘で貧民に貸與し、ペスト豫防上に非常の效果があつた。又住家の緩和も出來て、貧民街として知られるに至つた。これが竣功するや、横山廳長は高木技師と協議を遂げ、新平の平と和子の和を結びつけて「平和街」と命名したのだ。其の內一戶を無家賃で貸渡し、其の者に日家賃の徵收に當らしめた。其の後、此處彼處に居住者が電燈をつけたので偉觀を呈し、且つ打狗街の美觀を增したといふことであつた。

然らば婦人慈善會は、これらの事業の財源を、何處に仰いだか。

婦人慈善會が、幾度か音樂會を開催して、基金の募集を行つたことは、上述の通りである。それは結局、總計五萬五千四百餘圓の巨額に達した。しかし會はその間に、幾多の施與または設備をなしたので、明治四十四年一月、財團法人組織に改めた當時は、現金僅かに一千三百餘圓に過ぎなかつた。

そこで當時の商議員長長尾半平は、基金二十萬圓作成計畫を建て、その實行に移つた。そのために慈善會は、先づ八千圓を投じて、打狗における陳中和等數名の共有地を買入れた。そしてこれを十六萬圓に賣り、十五萬圓以上の利益を、基金に編入することができたのであつた。しかもこの土地を、かくも易々と買收することのできたのは、臺灣

婦人慈善會の記錄によれば、

一に陳中和氏が本會の趣旨をよく理解贊同されたのと、一は後藤民政長官時代に於ける仁政に對する報恩の意志を表明されて、幾多の便宜を圖る所ありしに依るものであつて、本會の記錄に價すべき美擧であつたのである。

そして、この基金をこしらへるまでの苦心については、實際その衝に當つた賀來が、次の如く回顧してゐる。

打狗埋立地の買收を思ひついたのは、長尾半平氏であつた。所が長尾氏は、そのことを行ふに至らずして、突然離臺されることとなつたので、その後をうけて、私がその衝に當ることになつた。さうして元の枝臺中廳長に依囑して、彼から土地所有地の陳中和を說得させたのであるが、なか〱納得しない。空しく時を經過するのみなので、そこで私自身が陳中和（外十六名の共有者參集せり）を訪ね、これは後藤元民政長官夫人が組織せられた慈善會の財源のために分讓を希望するのである旨を詳述したところ、陳氏は直ちに快諾し、今日まで應諾しなかつたのは、實は近ごろ政府筋の處置に不滿があつたためであるが、後藤長官夫人の御事業なれば、喜んで仰せに從ふと云つて、その場で契約書に調印した。

當時支廳長だつた高橋信吉氏は、前々よりの成行きを承知してゐただけに、この陳の態度の急變したのに驚いてゐた。また枝支廳長の如きは、後にこれを聞いて頗る不快の感を懷かれたといふことである。

さて買收額の八千圓であるが、實は陳氏が餘りアツケなく承諾したので、その用意もしてゐなかつた私は、ハタと金策に困つた。しかしこの件については、豫てから柳生臺銀頭取に話してあつたから、直ちに打狗臺銀支店に赴き、借入金の交渉をなし、翌日その同意を得たので、卽日鳳山登記所に行つて讓渡手續一切を完了して臺北に

歸つた。

財政的基礎はつひになつた。そして、その後臺灣婦人慈善會は、ます〳〵發達して、現在においては、この種の團體のなかでも、日本屈指の地位を占めてゐる。ただ憂ふべきは、その基礎が定まり、その勢力が增すに從つて、これを政治的に利用せんとするものが、度々現はれたことであつた、伯去りし後、その弊を極力除くに努めたのは、上掲高木、長尾、賀來等であつた。臺灣婦人慈善會の今日あるに至つたについては、後藤伯夫妻のほかに、これらの人々の獻身的努力ありしことも忘れてはならない。

八、鯛の目と比良目の目

伯がはじめて新領土に赴任した時、兒玉總督の伯に指示した大方針は、一日前の行政上處理すべき問題を整理し、併せて將來に對するの計畫を深く講究することを怠つてはならぬ」といふことであつた。これは誰れしも、異論のないことであつた。然しながら、所謂將來百年の計を樹つるには、どうすればいいのであるか。

この時伯の注意は、期せずして、舊慣調査といふ問題に拂はれた。新領土に新統治策を布かんがためには、まづその前に、舊くから行はれてゐた慣習制度を究めなければならぬ。それは政治の生物學的原則を信ずる伯にとつては、當然の結論であつた。

故に伯自身としては、赴任當初から、すでに新領土の舊慣制度に興味をもち、また私かに研究を怠らなかつたのであつた。伯は機會ある每に、臺灣の舊慣を聽問し、これを以て新領土統治の參考とするのが常であつた。

辜顯榮は語る。

公、余の事に任ずるに勇なるを謂ひ、政務の餘暇、輒ち余を邀へて談話し、熱心に輿情を採聽す。故に每土曜日曜、必ず官邸に造り、凡そ舊時の制度、民間の慣習を擧げ、以て冠婚喪祭、風俗土宜に及ぶ。悉く以て諮詢に備ふ。公自ら筆をとりて之を撮す。余以へらく。政治は人情に本づく、臺灣と內地と風化異殊なり、治臺は必ず在來の慣例を斟酌するを務むべし、方に錯枉を擧直するなくんば、上下隔膜の弊あらむと。公深く之を韙しとす。

然しながら、かかる廣汎にして複雜多岐な問題が、單なる個人的研究をもつて足るべき筈はなかつた。徹底的なる新統治策を新領土に行はんと欲せば、徹底的なる舊慣調査に俟たねばならぬ。しかもそれは、多數の專門學者の系統的にして組織的なる調査研究によつて、はじめて期し得らるるところである。

伯の胸中、すでにその腹案は成つてゐた。

然るに實際上の必要は、更にこの腹案の實現を、督促して已まなかつた。それは所謂三大事業の一として開始された、土地調查事業の進行であつた。「臺灣經營上舊慣制度調査ニ關スル意見」の一節は、その次第を記して言ふ。

明治三十一年七月、律令第十四號ヲ以テ、臺灣土地調査規則ヲ發布セラレ、土地ノ調査ニ從事シタルトコロ、其間異例異習ノ存スルアリテ、當局者ハ其取扱ニ關シ種々ノ困難ニ遭遇シタリ。就中土地ニ關スル權利義務、及親族關係ヨリ生スル權利ノ得喪等ニ付テハ、到底之ヲ本邦法律并ニ歐米諸法ニ準據判斷シ得ヘカラサル事實アリタルヲ以テ、同局ニ於テハ特ニ舊慣調査ナルモノヲ置キ、土地ノ調査ニ先チ、豫メ土地ニ干スル地方的慣習ヲ調査セシメ、然ル後實地調査ヲ爲サシムル方針ヲ取リタリ。然レトモ該調査員等ノ調査スル舊慣ハ、單ニ土地ニ關ス

ル業主權ノ存在ヲ確ムルニ止マルヲ以テ、未タ之ヲ以テ私法的全般ニ渉ル舊慣制度ノ調査ト看ルヘカラサルハ勿論ナリ。是ニ於テカ尚其調査ノ範圍ヲ擴充シ、人事百般法規一切ノ舊慣ニ付精覈ノ調査ヲ遂クルニアラサレハ、到底法制ノ確立ヲ企圖スル基本材料トナルヘキモノナキヲ發見シタリ。

爰において伯は、明治三十三年三月、京都大學の岡松參太郎博士を引き來つて、臺灣舊慣制度に關する調査を依囑することになつた。これについては、兒玉總督にも、異論があらう筈はなかつた。岡松博士は、その就任の事情を、自ら語つて言つた。

私は明治三十三年兒玉總督時代に、舊慣調査の依囑を受けて今日に至つて居るが、是れは當時の兒玉總督及び後藤民政長官の發意で、人情風俗の異つた植民地の舊い慣習制度等を研究し、而して之れに最も能く當て嵌まるべき法律を定むると云ふ事は、植民地を統治する上に於いて、最も根本的の施設であると云ふ事に氣が付かれて、總督に著任さるるや、先づ第一番に此の事に著手されたのである。夫れで私を招ばれたが、私は初め、一さう云ふ事に關して少しの經驗もないので、著手してやつて見てからでなければ、何時までに果して是れが出來上るか、また如何なる方法を以てするが宜いか、と云ふ事も總て見當が付きませぬ一と申すと將軍は、一總てお前の自由にするが宜い。政治上の問題と云ふのではなく、學問の研究をすると云ふ積りでやつて宜しい一と言はれて、私も之れに著手した。

かくして明治三十四年度には、舊慣調査費なる一項を、追加豫算中に編成し、帝國議會の協贊を經たので、三十四年十月には、いよ〳〵臺灣舊慣調査會規則の發布を見るに至つた。

この調査會の會長には、伯自らその任に當つた。これを二部に分ち、法制調査を擔任する第一部は、岡松博士を部長となし、經濟調査を擔任する第二部は、愛久澤直哉を部長として實際の仕事は宮尾舜治が主となつて行ひ、明治三十六年、宮尾が歐米出張の後は、持地六三郎がこれに代つた。さらにこの年、織田萬博士を入れて、行政調査の事に當らしめた。そして第二部は、明治三十八年二月、「臺灣經濟資料」二卷の刊行と共に廢止せられたが、第一部はなほ事業を續け、伯の滿鐵に去りたるのちは法制、行政、立法の三部組織として、舊慣調査の事に從つた。浩瀚なる臺灣舊慣調査會報告書は、この調査會の成績を、永久に記念するものである。そはひとり學問上貴重なる資料たるのみならず、本國と風俗習慣を異にする植民地統治の上に、量るべからざる寄與をなしたのであつた。

然も臺灣においては、特にこの舊慣調査事業を必要とする特別の事情があつた。それは臺灣社會構成の複雜といふことであつた。それを上掲「意見」は記して曰く。

> 臺灣ノ地タル蕞爾タル一孤島ニシテ其面積甚タ廣カラスト雖、中ニハ生蕃ト稱スル先天的兇惡ノ野蠻人アリ、支那移住民アリ、移住民中ニハ福建人アリ、廣東人アリ、更ニ之ヲ小區分スレバ、泉州人アリ、漳州人アリ、潮州惠州其他興化永定等ノ人種アリ、此等ハ皆各其風俗習慣ヲ異ニスルヲ以テ、古來分類械鬪頻々相踵キ、互ニ鬩牆的戰爭ヲ爲スコト屢ナリ。殊ニ領臺後ニ於テハ本邦人ノ渡來スルアリ。隨テ私法的法律關係ノ舊慣ニ於テモ地方ニ因リ差異アルヲ免レス。

故にかくの如き複生社會に臨むに、單純なる制度を以てするは、むしろ暴に近きものがあつた。伯は論じて曰く。

> 此の舊慣制度調査の事が十分進まなければ、總ての永久統治の法律制度の確立は難かしいと云ふことの一端は、

臺灣に於いては數千年來の活歷史を、同時に、卽ち現在に一島地內に蒐集して居るので、之れを統治するの複雜なることは思ひの外である。一方には蠻的な未開の國土の人民あり、一方には文明人の雜居するあり、而して其の島內狹しと雖も、言語の種類甚だ多く、彼我相通ぜざるものあり、隨つて其の慣習制度の一ならざる事も甚だ多い。之れに對して其の慣習をも調べず、又複雜なる民事商事の慣習を調べず、唯だ內地の法律を實行するも可なりと云ふが如き推論を下すことは甚だ輕忽である。是れ卽ち當事者の最も苦心する所である故に、此の永久統治の爲めに此の準備の急務たることは、やや臺灣の情態に通ずる人は決して非難しない所の事であらう。同意を得る所の事であらうと確信するのである。

然るに當時日本の世論は、一般に、舊慣調査の如き事業を以て、迂遠なる學者の閑事業なりとなすに傾いてゐた。苟くも臺灣が日本の領土である以上、日本の法律が其處に行はれるのは、當然のことである、勿論、必要と時宜に應じて、多少の酌量を爲すは妨げないが、根本方針は飽くまで、臺灣が日本の領土であるといふ事實を忘れてはならぬといふのが、形式的な法律思想で固まつた當時の官僚政治家の意見であつた。伯は當時自ら、そのことを語つて、次の如く述べた。

世の中にはひどく急進の人があつて、一部は內地の法律と云ふものを以て、臺灣に居る內地人を支配して旣に數年を經て居るから、臺灣人もやや其の事に適似する樣になつたから、內地の通りの刑事商事民事に關係する法律を同一にしたならばどうだ、決して難いことはないだらうと云ふまでに極論をする人があつた。

勿論伯と雖も、臺灣における舊慣制度がそのままに承繼すべきものだとは考へなかつた。卽ち伯の論ずるところに

よると、

臺灣に於ける法律制度の狀態は永續することの出來ないと云ふことは明かである。既に此の事が明かであるならば、是れを改正して如何にすべきかと云ふことを定め、一日も早く確定の方針を立てることが國家の職務であるのである。

然しながら、かるが故に、直ちに日本の制度を新領土に施行して、直ちに治績が擧がるといふやうな、架空論に與することはできなかつた。むしろ逆に、「其の改革をすると云ふことの爲めには、先づ舊慣の制度を調査すると云ふことが一番必要である」と考へたのである。これが法律的頭腦と、生物學的頭腦との相異である。そして伯は確信した。

此の領土に對する政策と云ふものは、時と場所とに依りて同じからぬのである。決して是れは何れの國が成功して居るが故に之れに模倣すべしと云ふが如き單純なことは出來ないものである。本國の國體にも依るし、其の新領土の事情にも依らなければならぬ。故に歐米諸國が新領土に對する所の政策は各國一ならぬ。又一國にして新領土に對するもの又一ならぬのである。其の領有の目的、領地の種類に依つて異同あると云ふことは、深く注意を致さなければならぬのである。

伯の臺灣統治十年が、世界人文史上に燦たる治績を擧げ得たる所以は、實に伯のかうした根本的思想に負ふところが多かつた。伯自らも、終生、この舊慣制度調査事業を誇りとして、しば〳〵それについて語つた。

伯はよく「鯛の目と比良目の目」といふことを言つた。

ね、比良目の目を鯛の目にすることはできんよ。鯛の目はちやんと頭の兩方についてゐる。比良目の目は頭の一方についてゐる。それが可笑しいからといつて、鯛の目のやうに兩方につけ替へることはできない。比良目の目が一方に二つ付いてゐるのは、生物學上その必要があつて、付いてゐるのだ。それをすべて目は頭の兩方に付けなければいかんといつたつて、さうはいかんのだ。政治にもこれが大切だ。

社會の習慣とか制度とかいふものは、皆相當の理由があつて、永い間の必要から生れてきてゐるものだ。その理由を辨へずに無暗に未開國に文明國の文化と制度とを實施しようとするのは、文明の逆政といふものだ。さういふことをしてはいかん。

だから我輩は、臺灣を統治するときに、先づこの島の舊慣制度をよく科學的に調査して、その民情に應ずるやうに政治をしたのだ。これを理解せんで、日本內地の法制をいきなり臺灣に輸入實施しようとする奴等は、比良目の目をいきなり鯛の目に取り替へようとする奴等で、本當の政治といふことの解らん奴等だ。

この點について、伯の知己の一人たりし水野錬太郎は語る。

自分は伯のこの擧を賛して「是れ實に百世に傳はるべき大事業である」と言うた。これに對して、伯は一この眞價を知る者は君の外にない。實は斯かる事業に金を使ふことに就いては、自分は非難を受けた。斯かる閑事業は空論家の爲すことである、それよりはモツト他に必要なる事業があるといふことを主張した者もあつたのであるが、これらの論者は唯だ眼前のことだけを見るのであつて、この事業の眞價を認むる者は、君の如き學識あり、經驗あるものでなければ分らない。君がこの書物を讀んで僕の事業に共鳴せられたことは洵に喜ばしきことであ

つて、自分の事業の知己である」というて非常に得意であつた。

豈ひとり一水野とのみ言はんや。既に三十幾年を隔つる今日に於いて、臺灣統治の業績を眺むるものは、伯が時流に挺んじたる見識を認むるに吝かでないであらう。人は去り、時勢は移る。併しながら根本的なる社會進化の理法に基く事業は永久に亡びない。伯の名を後世に留むる事功ありとせば、臺灣舊慣制度調査の基礎の上に打ち建てられたる新領土の統治のごときは、蓋しその一つであらう。

九、日本最初の國勢調査

舊慣調査事業は、新領土統治の基礎工事であつた。その上に施行さるべき新政は、科學的精神に基くものであらねばならぬ。そしてその核心をなすものは、統計事業であつた。

伯は常に人に語つて言つた。

『我々は神様の陪臣以下であるが、少なくとも直臣たらんと心掛け、所謂大數觀測の統計的研究法によつて神慮を忖度し、宇宙の眞理を研鑽しなければならぬ。』

この統計事業の第一著手として行はれたのは、土地調査であつた。そしてこれが完結を見た明治三十八年、伯はつひに戸口調査を斷行するに至つたのである。

國勢調査の必要は、明治二十九年、伯の衛生局長時代、すでに政府に獻言するところあつたことは、すでに述べた通りである。しかしこの獻言は、つひに容れられなかつた。その後明治三十六年、國勢調査實施の法律は議會を通過

したが、これまた時局の關係上、つひに實現するに至らなかつた。

この日本內地においても至難とされた事業を、伯は植民地たる臺灣において、率先して行はんとしたのである。それは一種の政治的勇氣を必要とするとともに、また周到なる用意を要したのである。

臺灣總督府が、戶口調査事業の準備にとりかかつたのは、明治三十六年九月であつた。そして三十八年五月には、臨時臺灣戶口調査部の官制が發布された。その部長は伯自らこれに當り、大島警視總長が副部長、祝財務局長及び水科七三郎技師が、主事となつた。

何しろ日本開闢以來の國勢調査を、民智未だ開けざる新領土に行はんとするのである。そこには實になみ〳〵ならぬ苦心があつた。當時、その第一線に立つて活動した水科技師は、その苦心ぶりを次の如く語つた。

第一回臨時臺灣戶口調査の準備中、明治三十八年の春、「所帶票記入心得」が出來上つた時、之れを訓令の形式を以て發令せんとして、其の文書が後藤長官の手許に至るや、長官は私を呼んで曰く。是れは專門家の倚等が十分に洗練したものであるから、甚だ結構だが、調査員になる者が、大部分は警察官殊に巡査であるから、此の巡査に能く解る樣でなければいかぬ、依つて試みに臺北市の各方面（當時城內、艋舺、大稻埕の三管區になつて居た）から三名づつ、尤も內一名は最優良なる巡査、一名は中位の巡査、一名は最も劣等の巡査を集め、これら九人の中から議長一名、番外一名を選み、殘り七名を委員として「所帶票記入心得」の逐條審議會を開き、而して倚等は之れを傍聽せば、大いに得る所あらんとのことであつた。依つて早速臺北廳の當事者と協議して、斯くの如き會合を催した所、果して書き現はし方が餘り理詰めであつたり、或は省筆法を用ひたり、或は推理法を用ひ

たりした所に於いて、往々意見が區々になる處れあるを發見し、所謂負うた子に淺瀬を教はるの觀を呈し、爲めに多少の修正を爲すの必要を感じたから、之れを記して委細長官に復命した所、長官は唯微苦笑せられたのみで、若干の修正を爲し、通過せしめられた。此の一事に徴しても、伯が事を爲すに當り、如何に注意周到であつたかを想見するに足りませう。

次いで三十八年八月、兒玉總督は、臨時戶口調査に關する諭告を發した。この諭告を發するまで、伯が如何に八方に氣を配りつつ、萬遺漏なきを期したかは、水科技師が「諭告文の由來」と題して、「臺灣統計協會雜誌」第四十四號（明治四二・一〇發行）に寄せたる次の一文によつても察することができる。

今は昔となりぬ。思へば三十八年の臺灣センサスは、未曾有の一大事業で、其準備より、實査を經て、整理や編成に至るまで、豫期以上の成功を獲たるは、上下一致協力の結果たるは、今更喋々するにも及ばぬ事ながら、當局者の苦心慘憺たる光景は、尙ほ忘るゝ能はざるものがある。此度の記念繪葉書の一葉として、兒玉總督の諭告文あるに因み、其の由來を申述べて見ようと思ふ。

臨時戶口調査部と云ふ特設機關が設置せらるゝ前後は、臺灣センサスに關する諸般の準備が、最も多忙なる時で、吾々は眼を廻はす樣であつた。當時諭告を發せらるゝの議が決した時、官房文書課を兼務して居られた横山（虎次）稅務官（今の鳳山廳長）の手で、其の草案が出來上り、回議の形式となつて、關係機關を通過して、遂に後藤長官（今の男爵遞信大臣）の手許に行つた。すると同長官は土地調査に關する諭告は、土地調査局長の發したものであるから、總督の發せられた法令等を布衍說明するも差支へがないが、今度の諭告は總督自ら發せらるゝ

所の諭告であるから、總督の發せられた府令等を經として布衍説明するは、其の體を得たるものにあらずとあつて、一面には横澤（次郎）文書課長を官邸に招いて、其の改案を命ぜられ、一面には尋で私を又官邸に呼ばれて、右の意を申聞けられ、最後に、彼れにては其の體を得ぬかと思ふが、君は如何考へるかと言はれた。私は之を聽いて如何にも道理ある高見に對して何とも考へやうがなかつた。そこで吾々の不明を慚謝して辭し去らんとするや、長官は尚ほ語を繼で言はるゝには、此の件に就いては、先刻横澤文書課長にも談じ置きたれば、篤と相談せよと。依て役所に歸り來るや否や、横澤文書課長に協議したるに、同課長の意見にて、小泉氏（盗泉）に、更に起稿を託することゝなり、私も之に同意した。茲に特に一寸附け加へて置きたきことは、長官が私に向つて改案の必要を言はるゝや、極めて親切にして、誠に理義明白なるにも拘らず、其の體を得ぬかと思ふ、と結び、疑問の餘地を存し置きて他の意見を問はるゝ等、實に寛厚の態度に出で冷汗背に洽かりしは、今尚ほ忘れんと欲して忘るゝ能はざる所であつて、嚴たる其の上官の風、溫乎として下僚を指導する態、敬虔措く能はざる所である。

それはさておき、數日の後、小泉氏の稿成り回付し來る。就て見るに、氏の文章のことゝて惡からう筈なく、主意に多少不備の點もあつたが、文字に魅せられ、左程氣にも留まらなかつた。そこで再び改案を具して中途參事官室まで行くと、今度は參事官に異論がある。當時の參事官は大內氏（丑之助、今の關東都督府外務總長）と、大津氏（麟平、今の警視總長）であつて、先づ大內氏の言はるゝには、成程文章は善い、併し戸口調査の諭告としては、尚ほ不備の點があると。而して之を大津氏と計りたるに、大津氏も大內氏に同じた。是に於て乎、私は再び修正案を起草すべく餘儀なくせられた。そこで私は更に一案を起し、參事官に提出したるに、參事官は之が

文字を修正せられたる上、小泉案と參事官案とを携へて、長官の決裁を請はれたるに、長官は參事官案を採られた。卽ち三十八年八月二日、諭告第二號を以て「府報」に發表せられたるものが、それである。此の諭告、發表せらるるや、有泉（朝次郎）飜譯官之を漢譯せられ、谷（信敬）飜譯官校正せられ、山本（竟山）氏に執筆せしめられ、長さ約五尺、幅約二尺五寸（以上曲尺）の一枚摺を、五千三百部印刷して、街庄役場や、保甲役場や、市場、廟宇等、本島人の出入頻繁なる所、又は群集する所は勿論、常に往來の頻繁なる路傍等に、之を貼附して、戸口調査の主旨の存する所を周知せしめられた。

かくして臺灣における戸口調査は、明治三十八年十月一日より三日にかけて、蕃地を除く臺灣の住民に關して行はれた。それは民籍、男女、年齡、家族關係、職業、住居、言語、阿片吸食如何等、廣汎に亙るものであり、明治四十年十月、報告を完成した。

顧みればこの戸口調査の斷行については、伯は八方から非難の聲を浴びたのであるが、しかも伯は、見事に日本における最初の國勢調査に成功したのであつた。伯の得意まさに想見すべきである。

伯は最初の戸口調査の終つた明治三十八年十一月十六日、臺灣統計協會第二回總會の席上において、次の如き演說をなした。

「せんさす」卽ち戸口調査の事と云ふものは、最も重大の事業であると云ふ事は、今さら申述べる必要もない事でありますが、各般の人生生活の上に影響を及ぼす事で御座います。曾て去る明治三十年に、當時の內務大臣樺山伯爵に向つて、私が衞生局長たりし時に意見書を出して置きましたけれども、中々此の事業は實施せらるる運

びに至らなかつた。而して段々星霜を經る間、議會に於いて一般に實行する事を決したのであるけれ共、時局等の爲めに妨げられて實行する事が能はぬのでありましたが、臺灣の方に於きましては、幸ひに實行する事を得たのであります。併し乍ら臺灣の從來の歴史と臺灣の治績に向つて、或は餘り重大の事業に過ぎはせぬかと云ふ事は、人々皆疑うた點であります。然るに之れを完うしたと云ふ事は、全く官民協力に成つた事にして——直接局に當つた人は勿論の事であるけれども——此の效果は恐らくは祖國に刺戟を與へ、善良なる方法に向つて良く工夫して行くやうにと云ふ事を、勸告したる事實であらうと思ふのであります。凡そ此の新殖民地の事業は、祖國に刺戟を與へて、其の治績の成功を以て祖國の腐朽——老朽を防ぐと云ふ事は見聞して居るが、事實の上に斯くの如き事を見るを得たるは滿足する所であります。獨り私の滿足のみならず、諸君に於いても滿足せらるるであらう。如何となれば此の事業の作す所の力は大なるものであつたからであります。

しかも伯の統計に對する關心は、ひとり戸口調査のみには止まらなかつた。伯の主張は常に統計の活用といふことに存し、臺灣統計協會における伯の講演は、何時でも統計についての學俗接近といふことで終始した。この統計の活用に關し、水科技師は追憶して次の如く語つた。

又伯が民政長官在任中、私は一日、領臺以來十年間の進歩を統計的に表章して之れを公刊されては如何と提議したるに、長官は我が意を得たりと爲し、直ちに私を階上の書齋に導き、且つ書架に分類したる各種の統計を示し、「予（伯）は曾て此の事を思ひ、斯く材料を蒐集しつゝあるも、未だ完成の域に達せず、故に速かに著手せよ。而して臺灣財政獨立の計畫には、幾多の重要なる統計があるから、峽事務官に就いて閲覽せよ」との注意を受け

た。是れから數箇月の後、私は和英對譯の「臺灣十年間之進歩」(The Progress of Taiwan (Formosa) for the Years 1895-1604) を編纂した。これは明治三十九年二月、發刊されて廣く中外に配付された。當時內地には大なる反響がなかつた樣だが、歐米の新聞雜誌中には、之れを摘錄し、或は批評的に臺灣の進步を讚歎したものもあつた。而して外人が統計を見るの明あるには、敬服したこともあつた。

さらに臺灣における統計の整備については、統計學者たる猪間驥一が次の如く記してゐる。

伯の臺灣に於ける事業を語る際、今一つ言及せざるを得ないものがある。統計の整備之である。戶口調査の如きも統計事業に相違ないが、之は規模が大きいのと、一時的に可なりお祭騷ぎをして行ふのだから、多少遣り映えのする仕事であるが、普通の行政統計は、當局者として全く面白味の少い仕事である。併し伯は、嘗て衞生局長時代に建議された所を自ら臺灣に於いて實施された。臺灣現住人口統計、同人口動靜統計、同犯罪統計、同學事統計を初めとし、通信農業工業糖業等に關する統計の充實は、往々內地統計を拔くものがあり、其の斯の如きを致したものは、全然伯の行爲とは云はざる迄も、伯の力最も多きを疑ひ得ない。斯る地味な仕事に、多大の注意を拂はれたことを見るによつて、伯が如何に科學的精神に富み、如何に社會の合理的經營を心掛けて居られたかを知るのである。(「都市問題」第八卷第六號一三〇頁)

一〇、臺灣中央研究所

伯が臺灣に創設せる調査研究機關にして、逸すべからざるものの一つは、臺灣研究所である。

臺灣研究所の前身ともいふべきものは、專賣局檢定課であつた。その他殖産局にも、醫學校にも試驗所はあつた。しかしこれらは經費の關係上、限られたる目的のために、小規模に限定せられざるを得なかつた。これらを綜合し、統一して、大規模なる研究所としたのは、高木友枝の建言であり、且つは伯自身の創意であつた。右について高木は語る。

臺灣研究所と云ふのは、東京の理化學研究所のやうなものである。從つて都市衞生とは關係が薄いかの如くにも思はれるが、其の内に衞生學部と云ふものがあつて、熱帶病理以外に熱帶衞生の研究をして居る東洋唯一の機關である。此の研究所の出來る迄は、ガスも無く水道も無い時代であるから、試驗管はアルコールランプで熱する、壓力のかかつた水は絶對に使ふことが出來ぬと云ふ不便極まるものであつた。そこで自分は此の不便を除く爲めに、綜合研究所の必要を力説すべく復案を練つて長官邸に行つた。面接して自分から三、四分間話をすると後藤さんが、「それはその……」と云つて膝を乘り出して、あべこべに研究所の必要を一時間半ほど自分に講釋をして、研究所設立の議が卽時に決したのであつた。如何にも後藤式である。臺灣に來たほどの人は博物館、專賣局工場と共に必ず見學すべき學問上の名所である。

かくして臺灣研究所は、明治四十年度より五箇年繼續、新營費五十五萬圓を以て、創設されることになつた。その目的は、

本島ニ於ケル産業並ニ衞生ニ關シ、特ニ研究調査ノ必要ヲ認メ、玆ニ科學的研究所ノ設立ヲ計畫シ、一ハ科學上ノ見地ヨリ、本島ノ産業並ニ衞生上ノ施設ニ資シ、一ハ熱帶ニ於ケル各般ノ研究調査ヲナサシメ、大ニ科學界ニ

貢獻スル所アラン。

とするにあり、明治四十二年には一部の建築がその工を竣つたので、同年四月から、いよ〳〵研究を開始するやうになつた。この研究所は、最初その目的に準じて、化學部及び衛生部の二つに分つた。そしてその後、必要に應じて、次第に業務を擴張したが、部制は依然として化學、衛生の二部であつたため、名實やや相協はざるの感を爲すに至つた。卽ち次の通りである。

化學部

一　一般ノ化學分析ニ關スル事項　　二　工業ニ關スル化學的試驗研究
三　農業ニ關スル化學的試驗研究　　四　衛生ニ關スル化學的試驗研究
五　電氣化學ニ關スル試驗研究　　六　物理化學ニ關スル試驗研究
七　純正化學ニ關スル試驗研究　　八　其他化學ニ關スル一切ノ研究
九　有用動植物ニ關スル試驗研究　　十　白蟻害豫防調査ニ關スル事項

衛生學部

一　細菌學及原生動物學ニ關スル研究　　二　傳染病ノ病原病理豫防法治療法ニ關スル研究
三　熱帶地ニ於ケル衛生ニ關スル研究　　四　藥物學毒物學ニ關スル研究
五　家畜傳染病及殖産上ノ細菌ニ關スル研究　　六　水中細菌學ニ關スル研究
七　其他衛生ニ關スル一切ノ研究　　八　釀造ニ關スル試驗研究

のちに研究所に、醸造學部、動物學部等を増設したのは、この研究範圍擴張の實際に應ぜんがためであつた。そして大正十年八月には、さらに總督府管下の、各種産業調査研究施設まで統一して、その名も中央研究所となし、農學部、林學部、衞生部等の部を設け、各部をさらに科に分ち、地方支所を統轄する組織となつた。そしてこの中央研究所が、純正科學上、多大の貢獻をなすと同時に、植民地の實際施設の上に、重要な寄與をなしたことは、顯著な事實である。

臺灣研究所の開設は、すでに伯が滿鐵に去つた後であつたが、その創始は、伯の臺灣在任中にあつて、いはばこれは伯の臺灣に遺したる最も有意義なる置土産であつたと云ひ得る。

一一、聖上の叡感に浴す

明治三十六年春、大阪に博覽會が開催された時、臺灣の新聞は、「臺灣館御臨幸」と題して、五月一日大阪發電の記事を次の如く揭げた。

本日午前十一時　天皇陛下臺灣館に臨幸あらせられ、篤慶堂に暫時御休憩の上、後藤民政長官審査部長の資格にて館內各部を御案内申上げ　陛下には少しも御倦怠の御氣色なく全部天覽あらせられたり。明二日は　皇后陛下御來館あらせらるゝ等なり。

それは臺灣にとつても、また後藤長官にとつても、無上の光榮であつた。明治三十六年といへば、伯が新領土に赴任してすでに五星霜、土匪はすでに平定し、三大事業の工も半ば成り、三大專賣法は活用を開始し、産業の開發、文

化の施設も急速なる進展を現はしつゝある時であつた。

さういふ時に當り、臺灣館に　明治天皇の行幸を仰ぎ、新領土經營に關する御認識を得たのである。伯をはじめ臺灣島民悉くが、感涙にむせんだことは、想像に餘りある。これを當時の新聞は（臺灣日日新報、三六・五・五）次の如く傳へてゐる。

天皇陛下が新領土に御心を注がせ給ふことは、本島人と共に內地人の等しく感激に堪へざる所であるが、仄かに承るに兒玉總督に對せられては、拜謁毎に詳しく臺灣の事情を御下問に相成り、又イツゾヤ後藤民政長官に拜謁を賜つた節、何哭れとなく新領土の近狀に就き御下問に成つたさうだ。

それで長官も聖慮の在る所に感激措く能はず、報效の念益々堅しと傳へらるゝが、一體　陛下の親しく御下問に預るのは親任官以上と限られてあるさうだ。然るに此の破格の御下問を蒙つたのは、いまだ親任官ならざる後藤長官の榮譽とせらるゝ所であらうし、如何に　陛下が臺灣に御心を注がれ給ふかを推測し奉る所であると云つて、當時　陛下の御側に居た人が話したさうだ。

後年伯は　明治天皇の御盛德に關し、臨時陸軍檢疫部の際の光榮と共に、この大阪博覽會當時のそれを拜話して、その感激を新たにした。

其の次に自分は大阪博覽會に於いて、臺灣のことに就いて親しく御說明申上げる光榮に浴したことがあつた。陛下は「さうかウン〳〵」と仰せられてお笑ひになつたことがあつた。當時田中光顯伯がお供して居られたが、其の內に京都で伯に會つた所が伯は、君は非常な光榮だぞ、此の間博覽會の說明を申上げられたが、　陛下の御

感に入つて、「さうかウン〳〵」と仰しやつたが、あんなお言葉を得た者はないのであるから、實に大變なことだ、君はどう感じたかと問はれる。自分は唯だ恐縮罷り在る斗りでありましたが、別に何も感じませなんだと言ふと、田中伯が「彼はなか〳〵臺灣のことは勿論經綸に對しても考へて居るやうだ」と云ふ御言葉があつたから、君に一寸傳へて置くと云ふことを言はれた。この事も前段申述べたと同樣に、自分の心中に深い感激を刻まれたことの一つである。

伯の感激恐懼、まさに察知すべきものがある。況んや明治三十九年四月十一日、臺灣統治の勳功に依り、特に男爵を授けられ、特旨を以て華族に列せられたるに於てをや。

相馬事件に連座して入獄し、漸く青天白日の身となつてより十有一年餘。その當時において、何人が今日の光榮を豫想したであらう。しかも伯の名譽は、人爵のみに止まらなかつた。伯が統治十年、臺灣島に建てたる文化的新社會は、永久に生長する彼の記念碑である。事實は永遠に拂拭すべからざる記錄と爲つて、人文史上の幾頁にその姿を殘したのである。

その記念碑のもう一つは、農學士川上瀧彌が、新高山頂に發見せる新植物に付けた「兒玉菊」、「後藤草」なる名稱の上にもあることを、ここに書き添へておかう。

第七節　對岸經營

一、桂の南進論

日本が初めて臺灣を領有した時、當時の指導者達の頭に閃いた偉大なる事實は、對岸に支那大陸が横はつてゐるといふことであつた。

殊に福建省は、澎湖島を挾んで、言はば臺灣からはほんの一跨ぎの地である。巨體を擁する黑船を用ふるまでもなく、帆と櫂による無數の戎克船が、臺灣と厦門とを絶えず連絡してゐた。

青色に塗られた地圖の海は、臺灣が外界から隔絶せる一孤島であるかの印象を、人々に與へる。しかし事實、海は民土を隔離するよりも、これを連絡するに役立つ方が多い。山岳によつて劃られた陸續きよりも、海によつて隔てられた對岸の方が、經濟的に、社會的に、また文化的に、密接なる關係を結ぶのが常である。

加ふるに民族的に觀れば、臺灣と福建省とは、全く同一人種の建てたる社會であつた。臺灣島民の大部分は、對岸地方からの移民であつた。彼等は絶えず、故郷なる對岸の親戚故舊と交通してゐた。歷史的に觀ても、臺灣島は永く福建省の附屬地として、その行政的範圍のなかに編入されてゐた。

これらの地理的、社會的、經濟的、文化的、歷史的、民族的事實は、臺灣が日本の領有に歸したる後も、牢乎とし

て存在してゐた、この厳然たる事實を無視して、新領土を統治することは不可能である。
端的に言へば、臺灣統治といふことは、一面において、對岸經營といふことであつたのである。
加ふるに大日本主義の潮に乘れる當時の指導者達は、臺灣島をもつて、日本の植民的發展の終點とは觀なかつた。
それは南へ南へと伸び行く國力の一つの飛石に過ぎなかつた。この飛石の上から手を翳して眺むれば、西の方には南清の廣大なる沃野があり、南の方、雲波の上に浮ぶものは、南洋の諸島である。一たび臺灣島に鵬翼を休めたる後、何時かはこの大陸と大洋の上に、飛翔する時が來なければならぬ。
その最初の一擧手として、對岸經營といふことが、また重要性を喚起した。
北は樺太、南は臺灣に到る列島によつて、亞細亞大陸を半月形に抱き、以て東洋平和の要鍵を握ることが、明治維新以來、日本の國策の根本義であつたことは、すでに述べた通りである。今や日清戰爭の結果、朝鮮半島に扶植せるわが勢力によつて、日本海の安全は確保せられた。次いで南支那海における覇權の樹立は、對岸福建省に、わが潜勢力を蓄ふることからはじまる。若し福建の沿岸に適當の立脚地を得たならば、この狹隘なる臺灣海峽を航行する船舶にして、日本の視野を免れ得るものは殆どないであらう。この意味においても、また、對岸經營といふことは、新領土經營と離るべからざる、重大關鑰をなすものであつた。
この當時日本の指導者達の抱ける經綸を、最も露骨に披瀝せるものは、第二代臺灣總督桂太郎の意見書であつた。
彼は先づ筆を起して曰く。
太郎曩ニ臺灣總督ノ重任ヲ蒙リ、一タヒ任地ニ就キ、臺灣澎湖及ヒ南清沿岸ヲ巡視シ、將ニ其職ニ當ラントスル

ニ方リ、將來ノ施設ニ關シ、爰ニ所見ノ概梗ヲ縷述ス。

戰勝ノ結果トシテ臺灣ノ我帝國版圖ニ歸スルヤ、其施設經營スヘキ者諸多アリト雖トモ、之ヲ要スルニ、內ニシテ殖產興業以テ富源ヲ開發シ、之ヲ外ニシテ臺、澎ノ地勢ニ據テ國勢伸張ノ他アラサルナリ。熟ラ惟フニ、臺灣ノ施設經營ハ、單ニ臺灣ノ境域ニ止ラス、更ニ大ニ對外進取ノ確策ナカルヘカラス。

然らばその「對外進取ノ確策」とは何であるか。それは對岸地方を經營して、わが南進策の根據とすると共に、列強支那分割の形勢に備ふべしといふのが、桂總督の意見であつた。即ち續いて曰く。

抑モ臺灣ノ澎湖列島ヲ挾ミテ南淸ノ沿岸ト相對シ、而カモ厦門ノ要港ニ交通シ、以テ南淸一帶ノ地ト關係ヲ保チ、南ハ南洋諸島ニ連リテ遠ク南海ヲ制スルノ形勢ハ、恰モ日本海ニ於テ九州ノ對島ヲ介シ朝鮮半島ト對持シ、釜山港ト交通密接シ、以テ半島ヲ控制スルノ形勢ニ彷彿タリ。既往ハ獨リ日本海ノ安全ヲ維持シ而シテ國威ノ失墮ナシト雖トモ、將來ハ更ニ進ンテ支那海ヲ壓シ、南淸ノ沿岸ト密接シ、南洋ノ列島ト交通シ臺、澎ノ地利ニ據テ以テ大ニ國勢伸長ノ策ヲ採ラサレハ、遂ニ百年ノ憾ミヲ遺スニ歸セン。

淸ノ老朽積弊ハ、永ク其版圖ヲ維持シ能ハサルハ、列國ノ既ニ環視豫想スル處、特ニ二三ノ强國ハ、遼東還付ノ報酬トシテ、將ニ彼レガ財政ノ權力ヲ占得セント務メ、其政策著々視ルヘキ者アリ。一朝淸ニシテ事端ヲ開カンカ、强國ハ競テ彼レカ境土ニ割據シ、以テ多年ノ欲望ヲ達セントス。

此時ニ當リ、我帝國ハ果シテ如何ノ策ニ出テンカ。空シク袖手傍觀セントセハ即チ止ム。苟モ風雲ニ乘シテ國勢ノ伸張ヲ計ラント欲セハ、豫メ其要意ナカルヘカラス。而シテ之レカ要意タル者他アラサルナリ。（中略）即チ

廈門ニ密接ノ交通ヲ開始シ、福建一帶ノ地ニ潜勢ヲ保ツベシ。

併しながら、かかる積極政策に對しては、小日本主義に依る消極主義者の反對があり、且つ恐歐病患者の萎縮論があつた。これらにむかつて、桂總督の記すところは、次の通りであつた。

或は言ハン。大陸ニ我領土ヲ保ツハ、偶々以テ外交ノ紛擾ヲ釀シ、國家ノ爲メ採ラサル所、因(ママ)鑑近ク遼島〔遼東半島の意か〕ニ在リト。又或ハ言ハン。境壤ヲ大國ニ接シ自國內治ノ紛亂ヲ招カンヨリハ、寧ロ之レニ近接セサルノ優レルニ如カスト。此論議一理ナシト〔「セスト」脫歟〕雖トモ、是レ徒ラニ畏縮偏執ノ論ニシテ、我帝國爲政ノ主旨ト爲スニ足ラス。遼東ノ轍ハ前者既ニ之ヲ識ル。後者豈ニ顧慮スル處ナカランヤ。況ンヤ當時戰後ノ國勢止ムヘカラサルモノアリテ存ス。蓋シ苟モ國力ヲ量ラントセハ、時勢ノ異同ト實力ノ差違ハ以テ考究セサルヘカラス。假令強國ト境壤ヲ接スルト雖トモ、其強國ハ只版圖ノ擴張ニ止メ、殖民地ノ造成ニ過キサルノミ。其本國ノ首力ハ遠ク歐洲ニ列シ、而カモ其列國ハ相互ニ疾視反目釁隙ヲ覬覦シ、一日ノ苟安ヲ保ツ能ハサルノ狀勢ヲ胚胎シ、到底其首力ヲ隔絕ノ異域ニ擴充スル能ハサルヤ瞭然タリ。既ニ然リ。強國カ僅ニ餘力ヲ以テ保護維持スル殖民地ト隣接スルモ、焉ンソ我內治ノ紛擾ヲ釀スノ虞アランヤ。若シ夫レ此進取策ニ伴フ我帝國作戰上ノ計畫ハ、他日ヲ以テ開陳スル處アルヘシ。

さらに桂總督は筆を轉じて、臺灣と南淸との地理的、經濟的、風敎的關係を說いて、對岸經營の必要を說くとともに、その最も時宜を得たる所以を、次の如く論じた。

臺灣ノ地利ニ依テ、南淸ニ我勢力ヲ扶植養成セントスルハ、敢テ難事ニアラサルノミナラス、地勢上然ラシムル

處ニシテ、恰モ我九州ノ上海ト頗繁交通スルノ狀ト一般ナリ。南清ノ各港、就中廈門ノ如キハ、近ク澎湖ノ列島ヲ隔テ、臺灣ト相向ヒ、巨船大舶ニアラスト雖トモ、猶能ク僅々數時間ノ航海ヲ以テ達シ、從來彼此交通ノ要衝ニ當リ、臺灣ノ貨物ハ一タヒ廈門ニ集收シ、而シテ四方ニ輸出スルノ現狀ヲ呈セリ。故ニ廈門ハ自今我風敎、貨物、流入ノ新門ロトシテ我政事上、貿易上最モ樞要ノ區タリ。之レニ依テ以テ福建一帶ノ地ニ我潛勢力ヲ扶植養成シ、他日有事ノ機ニ備フ。誠ニ無理ノ業ニアラス。臺灣ト廈門ノ關係斯クノ如クナルヲ以テ、臺灣ニ於ケル土匪暴徒ノ蜂起ハ、該地人等ノ敎唆鼓舞スルニアラサルナキカト、人ノ思慮スル處ナルモ、斯ル事實ノ無キハ、常ニ該地方ヲ偵察スル者ノ報告ニ依テ明瞭ナルノミナラス、現ニ本官親シク該地ノ我外交當局者ニ就テ確聞スル處ナリ。唯該地ニ於ケル淸國政府ノ官吏、或ハ政府ト密接ノ關係ヲ保ツ二三ノ商賈等、遙ニ聲援ヲ與ヘタルノ事跡ナキニアラス。然レトモ此地既往數百年來、外交貿易ノ風習アルヲ以テ、一般人民ハ只管商業貿易ニ從事シ、而カモ富有ノ商賈ハ既ニ泰西文明ノ何者タルヲ覺知シ、我邦人ニ同情同感ヲ表スルモノアリ。特ニ將來臺灣ノ事業ハ、到底我邦人ト結託協同スルニアラサレハ、其不利ナル事ヲ覺知スルニ至レリ。是レニ依テ考フルモ、人心ノ傾向、地勢ノ樞要ハ、正シク我勢力ヲ養成扶植スルニ足ルノ要地ナリ。

次いで桂總督は、南清地方と臺灣との關係を、朝鮮半島と九州との關係に對比し、「南清一帶ノ地ハ恰モ朝鮮半島ノ如クナラシム」べしと論じた。次の通りである。

飜テ朝鮮半島ニ於ケル我勢力ノ如何ヲ顧ミルニ、時ニ消長變化ナキニアラスト雖トモ、其勢力ノ國內ニ潛入シタル實ニ異常ノ數ニシテ、假令半島ハ瓦解土崩シ、二三强國ノ併呑ニ任セントスルモ、我潛勢ノ有力ナルヲ顧慮シ

テ、容易ニ爪牙ヲ張ル能ハサルハ、是レ現時ノ狀勢ナリ。斯ル勢力ノ扶植養成セラレシハ、固ヨリ多年施政ノ妥ニ出テタルモノニシテ、一朝一夕ノ業ニアラサルヤ論ナキナリ。朝鮮半島ニ於ケルノ證跡既ニ此ノ如シ。今臺灣ヲ立脚ノ地ト爲シ、厦門ノ港門ヨリ我勢力ヲ南清ニ注入シ、他日南清一帶ノ地ハ恰モ朝鮮半島ノ如クナラシムルノ要意ハ、今日ニ於テ緊急切實ナル所以ナリ。

これを要するに、桂總督の意見は、臺灣を以て、わが植民政策の終點たらしむることなく、帝國南進策の起點たらしむべしといふにあつた。そして彼は、結論として、次の如く述べた。

臺灣ノ地勢ハ獨リ南清ニ對スルノミナラス、更ニ南方群島ニ羽翼ヲ伸張スルニ適宜ノ地位ヲ占ム。現今厦門ヨリ南洋ニ向テ勞働出稼スル者實ニ拾萬ノ多キニ達シ、隨テ南洋貿易ハ米穀、雜貨極メテ多キニ達シ、將來臺灣ヲ根據トシ、南洋ニ向テ政事商事ノ勢力ヲ伸張スル、又固ヨリ難事ニアラス。之ヲ實行セントスル者ハ、一ニ航海力ノ强弱如何ニ依テ存ス。航海擴張ノ議既ニ廟議ノ存スルアリ。然レトモ臺灣及南清沿岸南洋ニ對スル航海擴張ノ議ハ、本官又別ニ處見ノアルアリ。要スルニ我日本帝國ハ、前ニ日本海ノ安然ヲ保チ、朝鮮半島ヲ控制シ、浦鹽斯德港ノ咽喉ヲ扼セシカ、戰後ノ今日時勢一變、所謂北守南進ノ策ヲ執リ、日本海ノ區域ハ遠ク支那海ノ區域ニ進メ、其沿岸各地ニ向テ進取ノ計畫ヲ立テント欲スルニ在リ。

以上が明治二十九年七月、臺灣總督子爵桂太郎の忌憚なき意見である。そしてこれは當時日本の指導者達が、ひとしく胸に描ける國策の大樣でもあつた。

二、兒玉の對岸經營覺書

桂に次いで、乃木希典が第三代總督の任に就き、その辭職の後を承けて、第四代總督の椅子に就いたのが、兒玉源太郎である。

兒玉と桂とは、共に長州系軍部出身の政治家であつて、私的にも親交があり、特に深く政治的に連繫してゐたことは、既に述べたるところである。その南進政策について、兩者の意見が、符節を合する如くなりしことは、毫も怪しむに足らない。

明治三十二年六月、兒玉總督の「臺灣統治ノ既往及將來ニ關スル覺書」は、上揭桂の意見を敷衍し、さらに具體化したものであつた。即ち次の通りである。

一、南進ノ政策ヲ完ウスルニハ、內統治ヲ勵シ、外善隣ヲ努メ、可成國際上ノ事端ヲ生スルヲ避ケ、對岸淸國並ニ南洋ノ通商上ニ優勢ヲ占ムルノ策ヲ講スル事。

一、本島民ヲ統治スルノ全效ヲ收ムルニハ、唯島內ノ鎭壓ト其民心ノ收攬ノミヲ以テ主眼トスヘカラス。必ス對岸福建省、殊ニ厦門ノ民心ニ注意シ、其歸向ヲ察シ、反射的ニ島民ノ安堵ヲ圖リ、統治ノ目的ヲ達スル方針ヲ採ル可キコト。

この二項は、帝國南淸政策の根本義を闡明せるに過ぎない。ただ桂の意見書に比し異色として認むべきは、對岸經營の必要を、臺灣統治の方面より、力說せる點である。桂がその論據を、大日本主義的國策の遂行にのみ求めたこと

は、たとへ架空的といふべからざるも、兒玉の主張するこの論據の方が、より實際的にして、より强力なる壓力をもつことは、疑ふべからざるところである。これは多年臺灣統治の實際體驗が、日本の指導者に教へたる嚴粛なる教訓であつた。

さらに次の二項は、對岸經營とは直接の關係はない。一は財政獨立の見地から、三大專賣法の實施を說き、他は民治の根本として、土地調査及び保甲制度の必要を論じたものである。ただ注目に値する事實は、十四項に亙る兒玉總督の覺書のうち、純粹の島內統治に關するものは、次の二項に止まることである。以て彼が臺灣統治上、如何に對岸經營に重點を置けるやを見るに足る。

換言すれば、兒玉總督の臺灣統治とは、要するに、對岸經營といふことと同義であつたのである。

一、本島財政ノ獨立ヲ圖リ、可成母國政治上ノ變動、又ハ財政ノ變更ヨリ被ルヘキ影響ヲ避ケ、且既ニ經驗シタルカ如ク、屢本島統治ノ方針ニ變更ヲ及ホシ、爲メニ母國ノ威信ヲ失フ所以ノ原因ヲ除却スルヲ必要トス。是ニ於テカ阿片、食鹽、樟腦ノ三大專賣ヲ以テ主ナル財源トシ、之ヲ助クルニ、地方稅ノ制ヲ以テシ、凡ソ三ケ年ヲ以テ其大成ヲ期シ、公債ニ依リテ必要ノ事業ヲ起シ、地租及關稅ノ增加ヲ以テ、返濟スルノ方案ヲ定ムヘキコト。

一、地籍詳ナラス、人口明カナラサルハ、皆統治ノ本ヲ紊ルモノタルハ勿論ニシテ、特ニ新領土ニ於テ、統治上是等詳明ノ急要ヲ認メ、之レカ調査ノ機關トシテ、土地調査ノ制ヲ定メ、且ツ保甲ノ制ヲ設ケ、地籍人口ヲ明確ニシ、永久統治ノ用意ヲ知ラシムヘキコト。

第五項において兒玉總督は、築港問題を論じた。しかも廈門港を以て「臺灣島ニ附置セラレタル東洋有數ノ良港」と目するに至つては、彼の氣宇すでに對岸地方を呑めるを見るべきであらう。また廈門港を以て、事實上臺灣島の附屬地と觀ることが、却つて臺灣統治の大方針を誤まらしめざる識見であつた。兒玉の論ずるところは、次の通りであつた。

一、築港ノ業略調査ヲ了セリト雖、本島從來天然ノ良港ヲ缺ク。是治臺策ヲ說ク者ノ皆齊シク歎訴スル處ナレトモ、畢竟經營ノ眼識本島内ニ局スルノ致ス所ナリ。少ク眼識ヲ大ニシ、且帝國ノ本島占領ノ本旨ニ依リ經營ヲ試ムルトキハ、東洋有數ノ良港本島ニ附置セラレ、既ニ數百年來島民ノ利用セルモノアリ。之ヲ利用スルノ方法ヲ講スルハ、所謂天惠ヲ空フセサルモノニシテ、抑モ亦帝國本島占領ノ意ニ副フモノナルヘシ。而シテ所謂東洋有數ノ良港トハ廈門港卽之レナリ。蒞任以來此點ニ向テ苦心經營シツヽアルヲ以テ、早晩其目的ヲ達スル時運ニ到著シ得ヘキコト。

第六項は、廈門住民の、わが臺灣統治に對する意向の變化を說いたものである。

一、廈門住民ノ意向近來一變シ、大ニ臺灣ノ統治ヲ仰慕シ、歸化ヲ乞フ者日々ニ加フルノミナラス、諸般ノ企業ニ就キ總督府ノ誘掖ヲ乞ハントスルノ傾向アルヲ以テ、總督府ハ此機ヲ外サス歩武ヲ進メ、大ニ民心ノ收攬ヲ努ムル事。

而してこの廈門民心の變化は、わが臺灣統治の實績が擧がるに從つて、ます／＼顯著となつてきた。前述の通り、廈門と臺灣とは、あらゆる點より觀て、密接不可離の關係を有する姉妹地である。臺灣が對岸福建省を除外して統治

し得ざるが如く、厦門もまた臺灣島を度外視して生活し得なかつた。從つて、臺灣統治の實績と厦門民心の變化とは、互に因果の關係を以て循環しつつ、わが對岸經營の基礎を爲したのである。

併しながら、かくの如き民心の變化は、單に空漠たる「意向」の變化に止むべきではなかつた。この民心の變化に應ずべき、經濟的施設の變化があつて、初めて問題は具體化するのである。そして兒玉總督が、その第一著手として提唱したのは、臺灣銀行支店厦門設置の議であつた。

一、臺灣銀行支店ヲ厦門ニ置クコトハ、夙ニ總督府ノ計畫スル所ニシテ、其眞意上來述フル處ヲ達スル手段ノ重要ナルモノヽ一トス。之ニ依リ臺厦間ノ爲替ヲ開始シ、次テ厦門ト他ノ各地方トノ間ニ於ケル爲替權ヲ握リ、尙清國人ノ預金ヲ此銀行ニ收集スルトキハ、清國人ノ帝國ト利害ヲ共ニスルノ念自然ニ增加スルヲ以テ、帝國ノ威信先ツ厦門ニ加ハリ、反射的ニ臺灣ニ及ホシ、治臺ノ效ヲ倍加スルハ必然ノ結果ナリ。之從來臺灣統治ヲ說ク者ノ未タ企圖セサル所ニシテ、其功績ヲ收ムルニ歲月ヲ要スルコトモ、人ノ想像ヨリハ速カニシテ、確ナルヘキ事。

一、臺灣銀行支店、厦門ニ於テ、各地ニ爲替權ヲ握ルトキハ、福州、漳州、泉州ニ往復スヘキ、百噸內外ノ汽船ハ、日本籍乃日章旗船ト爲スヲ得ヘク、既ニ此等沿岸小汽船、日章旗ヲ掲クルノ日ハ、福建省內要路ノ交通權、卽チ鐵道架設權ヲ、專有スルノ伏線タルヘキハ勿論ニ付、戰ハスシテ、厦門占領ノ實ヲ收ムルハ難カラサルヘキコト。

一、厦門ニ於テ上來述フル所ノ優勢ヲ占ムルトキハ、我帝國ハ、恰モ彼ノ英國カ「スウヱス」地峽ニ於ケルト同

樣ノ勢力ヲ、東洋ニ專有スルヲ得ルモ決シテ難事ニアラサルヘキ事。

臺灣銀行廈門支店設置の問題は、事實において、對岸經營の經濟的根本を定むべき、重大なる問題であつた。しかしこの點については、後藤民政長官の對岸經營意見を論ずる場合に、これを詳說することとする。

兒玉總督の覺書は、更に進んで、在廈門特務機關設置問題、福州船政局問題、福建省鑛山檢索の議、日本語學校を廈門に設くるの議、臺灣歸化法制定問題等に及んだ。次の通りである。

一、前來述フル處ノ目的ヲ達スル豫備ノ手段トシテ、或事業ノ爲臺灣總督ハ廈門ニ官吏ヲ在勤セシメ、官衙ヲ置キ、又ハ便宜廈門領事館員ヲシテ其事務ヲ兼ネシムルヲ得ルノ制ヲ內定スルコト。

一、福州船政局ハ衰頽ヲ極ムルカ故ニ、之ヲ帝國ニ讓ラシムルノ策ヲ講スルカ、又ハ福州、廈門兩所ノ內ニ船渠ヲ設ケ、帝國造船ノ技術ヲ示シ、又一方ニハ、對岸交通船並沿岸交通船ノ新造修理ニ便スルノ策ヲ講スヘキコト。

一、福建省鑛山檢索ノ爲メ、總督府ヨリ技師ヲ派遣シ調査セシムルハ、今日ノ急務タルコト。

一、日本語學校ヲ廈門ニ設ケ、總督府ヨリ補助ヲ爲スコト。

一、國籍法ノ外ニ臺灣歸化法ヲ設ケ、恰モ彼ノ英國ノ香港又ハ海峽殖民地ニ於ケル英國歸化法ト同一ノモノヲ規定スルノ必要ナルコト。

以　上

以上十四項を以て、兒玉總督の覺書は終つてゐる。その多くは、實際的施設に立脚したものであるが、當時、兒玉總督を首班とする臺灣統治の大方針が、奈邊にありしやを察知するに足るものがある。しかもこの覺書が、單なる兒

王源太郎の私見にあらずして、他の多くの意見と同じく、民政長官たる後藤新平との合作であつたことは、想像に難くない。

しかも後藤民政長官の對岸經營に關する意見を、さらに詳密に表現せるものとしては、次に掲ぐる臺灣銀行廈門支店設置に關する意見書がある。

三、臺灣銀行廈門支店設置論

その當時しば／＼會議を重ねつつあつた臺灣銀行創立委員會に提出されたと覺しき、次の廈門支店設置に關する意見書は、果して後藤民政長官の名によりて提出されたものであるか、或は兒玉總督の名によるものであつたかは、不明である。しかし、たとへ兒玉總督の名において提出されたとしても、その一流の論法より觀て、それが後藤民政長官の起草または口授成文になつたであらうことは、容易に推察することができる。またこの意見書には、年月日を附してないが、「香港上海銀行本年上半季決算」として、一八九八年上半期の決算を掲げてゐる點から、この意見書の起草が、明治三十一年の秋から冬にかけてであつたことは推定せられ得る。

さてこの意見書は、まづ臺灣銀行設置の問題より說き起し、「臺灣銀行ハ其業務ノ範圍極メテ廣大ナルヲ要シ、政府モ亦必他ニ比類ナキ特權ヲ與ヘサルヘカラス」といふ世論に同ずると共に、「從來世人ノ多ク唱ヘサル」ノ希望」を陳述せんとて次の如く記した。

余ノ是ヨリ述ヘント欲スル希望ハ、徒ラニ範圍ノ廣大ト特別ノ保護トヲ望ムモノニアラスシテ、銀行其モノ、完

全ナル成功ヲ期スルカ爲ニ、厦門ニ一ノ支店ヲ設クルニ在リ。而シテ此支店タルヤ、名ハ臺灣銀行ノ支店タリト雖、其資金ト勞力トヲ用フルコト臺灣銀行本店ヨリモ大ナランコトヲ要スルカ故ニ、少クトモ其資力ノ半以上ハ、之ヲ支店ニ充テラレンコトヲ希望スルモノナリ。

これが厦門支店設置論の骨子である。然らば何の故に、かくの如き大支店の設置を必要とするか。それは實に臺灣經營の死活に關する大問題であるからである。伯は續いて論ずる。

該銀行ノ設備ハ、本島諸般ノ經營ニ關シ、最重要ノ關係アルコトヲ認メタルモノハ、實ニ將來ニ於ケル經濟政策上ノ問題ナレハナリ。若此經濟政策ニシテ完カラサランカ、臺灣ノ經營ハ竟ニ營養不給ヲ免レス。隨テ諸般ノ施設亦其效ヲ奏スヘカラス。否必然枯死スヘキヲ信ス。余固ヨリ經濟ノ經驗ニ乏シト雖、之カ攻究ヲ等閑ニ付スル能ハサル所以ノモノハ、其必要避クヘカラサル地位ニ在ルヲ以テナリ。

それより更に論歩を進めて、臺灣と對岸地方の關係を說き、臺灣經濟の中心は清國に在りとまで斷じて、その所論を强調した。即ち曰く。

今ヤ余ハ攻究ノ結果、對岸地方即チ清國ト本島トノ經濟上ノ關係ハ、恰モ一國內ニ於ケル關係ト異ナル所ナキノミナラス、臺灣經濟ノ中心ハ却テ對岸地方、即チ清國ニ在リト云フモ不可ナキヲ認メタリ。元來經濟上ノ事亦頗行政ト密切ノ關係ヲ有シ、行政ノ事更ニ其歷史ト密切ノ關係ヲ有スルヲ思ヘハ、經濟政策ニ就テ確固不動ノ方針ヲ立ンニハ、行政上並歷史上ノ關係ニ注目スヘキコト一大要件タルヲ知ルヘシ。

即ち伯は、臺灣島が福建省より分割して、臺灣省なる獨立の一省となつたのは、「今ヨリ僅々十有餘年以前」のこ

とてあつて、しかも臺灣省となつてからも、なほ福建省總督の監督に屬し、一行政百般ノ事ヨリ農工商業ヲ始メ學術技藝ニ至ル迄」福建省の支配下に在ること二百年以上なりし事實を擧げ、次の如く斷定した。

乃チ知ル、厦門ハ臺灣ノ中心、少クモ臺灣ノ經濟界ヲ制スルノ中心點タリシ歷史ヲ有シ、延テ人民一般深ク此慣習ヲ爲シテ、殆ト一ノ遺傳性ト成レルコトヲ。故ニ今日直ニ此慣習ヲ打破セントスルノ至難ナルハ、容易ニ推知スルヲ得ヘシ。

然るに世人動もすれば、英國の香港が能く支那大陸の商權を左右する事實を擧げて、今後は清國南部の商權を臺灣に移すべしと說くものがあつた。これに對して伯は、「香港ノ今日アル決シテ一朝一夕ニシテ爾ルモノニアラス。經營玆ニ四五十年、始テ其成就ヲ見タルモノニアラスヤ」と答へ、「其貨物集散ノ點ヲ臺灣ニ移サントスル如キハ」決して策の得たるものにあらずと斷言した。

往時厦門道臺ノ職ヲ置カレシ以來、厦門ト臺灣ト相互ノ間ニ密接ノ關係ヲ有シ、今尙通信上彼我一國ノ如キ關係アルノミナラス、經濟的中心點ノ厦門ニ存スルコト上來縷陳シタル所ノ如シ。余ハ此關係ヲ利用シテ、經濟ノ中心點タル厦門ノ地ニ一支店ヲ設立シ、以テ外部ヨリ臺灣ニ於ケル經濟ヲ幇助シ、恰モ本店ノ如ク其效用ヲ完ウセシメンコトヲ希望シテ止マサルナリ。

その一例として、伯は臺灣における茶商の實情を述べた。そして臺灣金融の中心が、對岸厦門に在るの實際より說き起し、臺灣銀行はむしろ厦門のこの支店を立脚地として、香港上海その他支那重要の開港場との取引に、重點を置くべき所以を論じて、次の如く記した。

若臺灣銀行ヲシテ本島内ニ止マラシメハ、臺灣銀行ノ預金ハ多キモ一千萬圓ヲ出テサルヘシト雖、此支店ヲシテ厦門ニ於テ商業上一大勢力ヲ得セシムルニ於テハ、幾千萬圓ニ至ルヤ知ルヘカラサルモノアラン。果シテ然ラハ該支店設置ノ事タル、唯臺灣經營上ノ金融機關トシテ其效用ヲ完ウスルノミナラス、帝國將來ノ南洋商略ニ就テ、一大效益ヲ起スヘキハ固ヨリ明ナリトス。

然らば何の故に、臺灣銀行厦門支店を以て、「帝國南進ノ前驅」なりと爲すか。ここに伯一流の廣辯博辭は始まる。曰く。

帝國南進ノ前驅トシテ第一著手ニ決行スヘキハ、厦門ニ於ケル臺灣銀行支店設置ノコトヲ措テ他ニ良策ナカルヘシ。況ンヤ近ク我帝國ハ清國ト、福建省ヲ以テ永久不割讓地タルコトノ條約ヲ締結シタルニ於テヲヤ。今後國際上ニ於ケル競爭ハ、腕力ヲ以テ土地人民ヲ侵略スルニアラスシテ、金力ヲ以テ土地人民ヲ占領スルニアリ。卽チ戰略ハ變シテ商略トナルコト爭フヘカラサルノ事實ナリ。帝國臺灣ヲ占領シ、臺灣ノ經營ハ唯臺灣ニ止リ、帝國ノ拓殖ハ單ニ臺灣ノ拓殖ニ止マラシメント欲スレハ則チ止ム。苟モ帝國ニシテ、北守南進ヲ以テ國是ト爲シ、帝國ノ恩澤ニ浴スルモノ獨リ臺灣人民ニ止ラス、臺灣ノ占領ハ一ノ「ステーション・コロニー」ノ適地ヲ得タルノミニシテ、支那南部ヲ初メ南洋諸島ノ人民モ、亦能ク帝國ノ恩澤ニ浴セシムルノ大圖ヲ完ウセント欲セハ、一日モ速ニ卑見ヲ採用シテ、之ヲ斷行セラレンコトヲ希望シテ止マス。

そしてこの意見書は、香港上海銀行の報告を引用して、いかに對岸地方における金融業の重要にしてしかも有利なるかを述べ、「乃チ敢テ臺灣經營上厦門ニ支店ヲ設立スルヲ急要トスル卑見ヲ開陳シテ、諸君ノ贊成ヲ得ンコトヲ熱

望スル所以ナリ」と結んでゐる。
以て實際的政治家としての伯が、對岸經營について、如何なる實際的意見を包藏せしやを知るに足る。そしてこの意見は、結局創立委員會において採用せられ、臺灣銀行廈門支店は、わが對岸經營の重要機關たるに至つた。

四、對岸出張

桂、兒玉、後藤の三個の意見書によつて、對岸經營に關するわが意向が、およそ奈邊に在りしかは、分明したであらうと思ふ。
それが軍事的たるべきか、將亦經濟的たるべきかは、海內海外の形勢の決すべきところである。ただ對岸廈門の地を、わが勢力範圍の下に置き、それを立脚地として、南清地方に帝國の勢力を發展せしむることが、大にしては大日本主義の國策を遂行する上からも、小にしてはまた臺灣統治の效を收むる上からも、絕對の肝要事であるといふ一點に至つては、三者に共通せる根本の結論であつた。
さうして、この結論を實現すべく、その基礎工作として行はれたのが、後藤民政長官の福建省視察旅行であつた。隨行者は松岡縣治課長、小澤副官、三好外事課囑託、熊谷外事課囑託であつた。他に來府中の澤村繁太郎、中島眞雄並びに臺日記者奧山十平も、その一行に加はつてゐた。
一行が淡水丸に乘じて、淡水港を出帆したのが、明治三十三年四月一日。翌二日には、早くも廈門港に到著した。
後藤民政長官の出發に臨み、臺灣日日新報は、特に左の論說を揭げて、長官に期待するところがあつた。

後藤民政長官は愈々本日を以て淡水を發し、南淸巡遊の途に上らんとす。それ決して尋常の官遊にあらざるべき事を吾人は信ずる。

惟ふに臺灣事業の經營計畫は其の一段落を告げ、島の各部局、漸く生動し來らんとするを見る。世人が土匪問題に喧囂の議を極めつゝある間に、當局者は既に胸中籌畫の熟するあり、庶政の刷新を計り、本島經營上の諸般事業を振興し、今や歴々として成功を見るべきあるに至れり。唯殖產興業の一點に於て、未だ企畫の世に發表したるもの多からず、此處に於てか臺灣は搖籃を脫して自動の位置に進み、その好對手を得て、生存競爭場裡に馳驅すべきの時機に達せり。卽ち當局者が本島の爲め企畫すべきは、一に通商貿易の振興に歸著せり。

本島の地位より見れば、通商貿易上の關係に三つあり。第一、內地との關係。第二、南洋諸島との關係。第三、は所謂對岸との關係之れなり。而して此等の裡最も重要にして急務なるは、對岸との通商なりとす。臺灣が福建省より分離して一省をなせしは僅かに十數年前にして、其の民族の相同じきは勿論、風俗習慣皆同じ。本島經營上、對岸を攻究すると同時に、對岸經營は最も急要に屬するを知るべし。當局者も昨年來特に對岸に注目し、或は南淸航海を奬勵し、或は日本語學の注入を計り、以て本島と對岸との關係を密接ならしめんとし、且つ南淸駐在の帝國領事と妥協して大いになす所あらんとし、福州及厦門に於ける專管居留地の設定と共に、我の南淸に對する態度漸く步武を進め來たれるを見る。後藤長官の今回の出遊、果して何んの畫策をや齎らさん。吾人は敢て後藤長官に望むに、世人の所謂對岸經營を以つてするものに非ず。吾人は寧ろ往いて見て而して靜かに企畫する所あらんことを希望せざるを得ず。何となれば、其の當に爲すことを得べき事業は、通商貿易の外に出でざるを

以てなり。

吾人は共に注意せざるべからざる事は、其の外に向つて施設あらんとするは、今日に始まるを以て愼重の意を致さゞるべからず。卽ち臺灣が裴甲帶劍して初陣せんとするの際なれば、世界の注目を惹くの大なると同時に、其の施設に對する輿評も、亦隨つて異樣雜多なるを期せざるべからざるなり。此の間に於ける對岸政策なり。決して容易の業にはあらざるなり。若し此の難關を破りて、其の目的を圓滿に達する事を得ば、始めて本島經營の完實を得たりと云ふべきなり。

吾が二百餘萬の黎民と、彼の一千餘萬の民とは、互に相呼應して、我が通商貿易上の先鋒となり、四億の民を平和的競爭場裏に馳驅し、世界の經濟界に馳驅するに至るや期して待つべきなり。

伯は果して、何事を爲さんとするか。吾人は筆を更めて、彼の福建行を記述するであらう。

五、福建省訪問

四月二日午前七時、廈門港に到著せし伯の一行は、領事その他居留日本人の出迎へを受け、八時ごろ上陸、各その宿所に落著いた。伯の宿所は領事館と定められた。

二日の午前中は、上野廈門領事、豐島福州領事等と膝を交へての、臺灣及び對岸政策に關する協議に費やされた。

午後は對岸隨一の資產家たる林維源の來訪に接した。

林維源と伯とは初對面であつたにも拘はらず、その會見は三時間の長きに亙り一其の會談の如き、如何にも打ち解

けたる様にて、時には哄笑の室外に洩るゝを聞きし程」であつたと、當時の新聞は傳へてゐる。しかしこの林維源との關係については、後に詳記するところあるであらう。

翌三日は、領事の案內で、虎頭山專管居留地を巡覽した。それから蓬船（サンパン）で、臺灣銀行廈門支店を訪れた。これは四月一日開店したばかりで、家屋も、もと料理店であつたのを、近頃借り受けたばかりであつたが、新鋭の氣は、赤羽支店長の眉宇に溢れて見えた。

この日午前は東亞書院の授業參觀、教師達への訓示、夜は林維源訪問に過ごされた。正式の淸國要人訪問がはじまつたのは、翌四日からであつた。

四月四日午前十時、伯の一行は、先づ楊提督をその衙門に訪ねた。席定まり、一應の挨拶終るや、伯は先づ口を開いて、

余初メ任ニ臺灣ニ臨ムヤ、統治上母國ノ關係アル對岸各地ノ風土人情ヲ視察スルハ尤モ必要ナルヲ以テ、貴地觀光ノ念アリシト雖モ、著任匆々公事多端其志ヲ果サヾリシカ、近來臺灣ノ庶政モ稍其緒ニ就キ、百般ノ施設漸ク其宜ヲ得ルニ至リ、近頃稍公暇ヲ得タルヲ以テ、一ハ初志ヲ果サンガ爲メ、一ハ貴地諸官トノ交誼ヲ溫メンガ爲メ、我カ總督ノ命ニヨリ來航セリ。

との意を述べ、會談に移つたが、その多くは外交的辭令に止まつて、未だ突込んだ會話には至らなかつた。「後藤民政長官對岸巡視應接談話筆記」は、それを次の如く記してゐる。

長官が、貴下若クハ貴幕僚諸官ノ臺灣ニ來遊スルコトアラハ、及フヘキ丈ノ待遇ト盡力トヲ惜マザルベシ云々ト

言ヒタルトキハ、公事多端擅ニ離任ノ機會ナキヲ奈何セント簡短ノ言辭ヲ以テセシモ、清國武官ノ比較的勢力ナク、夫レ等ノコトモ心ニ任セストノ意ハ、言外ニ溢レタリ。然レトモ這般ノ會見ハ、楊提督ニ於テ終始懇切ト恭謙ノ詞ヲ以テ接シ、殊ニ送迎共多クノ屬僚ヲ率ヒ、儀仗兵ト三發ノ祝砲等ヲ以テセシハ、慇懃ノ禮遇ヲ盡セシモノナリト云フベシ。

その歸途、伯の一行は、廈門道臺延年をその衙門に訪うた。延年は流石洋行歸りだけあつて、客室はすべて洋風に裝飾せられ、饗應室のほか別に應接室を設けてゐた。楊提督に對すると同樣の挨拶が終つた後、延道臺の持ち出したのは臺灣福建人民の入籍問題であつた。延年は曰つた。

臺灣ト福建トハ一葦帶水ヲ隔ツルニ止リ、商民ノ往來殊ニ頻繁ナルヲ以テ、譬ヘハ當地ニ於テ犯罪ノ末臺灣ニ逃レ、巧ニ入籍手段ヲナストキ、弊邦ニ於テハ、該犯罪者ノ貴國籍タルヲ以テ、此ヲ査究スルニ道ナキカ如キ、彼我ノ交際上障害尠ナカラサルヘシ。

伯はこれに對して答へた。

ソハ御尤ナル事ナレド、此等モ畢竟兩國官吏ノ往來親密ナラザル結果ニ外ナラス。如何ントナレバ、我總督府ニ於テハ、上陸條令等其他入籍ニ關スル諸規則ハ、殆ント遺憾ナキ迄ノ設備アリ。貴官ノ憂フルコトノ如キハ、所謂無賴ノ徒機ニ乘シ巧ニ法網ヲ逃ル、モノニシテ、彼此當局者ノ關係彼ノ人民ニ於ケルカ如ク親密ナルヲ得バ、決シテ此等ノ事ハ深ク憂フルニ足ラザルベシ。故ニ貴官等ノ如キモ、是非一度ハ我臺灣ニ來リ、我制度施設等ノ如何ヲ視察スルアラハ、啻ニ貴官ノ參考トナルヘキノミナラス、國際上裨益少ナカラサルヘシ。

そして更に言葉を續けて曰く。

日本ノ文明ハ、卽チ西洋各國ノ粹ヲ拔キ、是ヲ東洋ノ文物ニ應用シタルモノナルヲ以テ、就中兵備、警察制度ノ如キ、比較的費用ト勞力ヲ省クヲ得ルノミナラス、我東洋ノ民度風俗ニ適切ナルヲ以テ、貴國ノ如キ、我制度ニ模倣スルアラハ、所謂他力ニヨリ、文明ノ效果ヲ利用シ得ルモノニシテ、經濟其他ノ點ヨリスルモ、至極適實ナルベシ。

これは日本文明に關する伯の持論であつたが、それを以て對岸清國要人に呼びかけたのは、以て文化的に對岸地方を日本の勢力下におかんとするの用意であつた。

さらに延道臺が、洋行歸りであることに想到した伯は、言葉を續けて言つた。

余ト貴官ノ交情ハ、今後益濃厚ナランヲ欲スルト同時ニ、意氣相投セハ、然リ否ノ兩語ヲ以テ意志ヲ通シ得ヘキモノナリト、某博言博士ノ言ヒタルコトモアレハ、今後ハ一ノ隔意ヲ存セス、未熟ナガラ御互ニ研究セシ獨逸語ヲ以テ遠慮會釋ナク談笑スル程ノ交誼ニ至ランコトヲ期ス。

そして互に洋行中のことども物語り、ます〳〵親密なる談話に移つた。上掲「筆記」はその情を傳へて、「得意ノ色道臺ノ滿面ニ溢レタリ。要スルニ同道臺ノ態度ハ、曾テ歐洲遊歷ノ素養アルヲ以テ、應對流暢殊ニ外交的ノ手腕ハ支那官吏中罕レニ見ル所ノモノナリト云フベシ」と記した。

四月五日、楊提督は答禮のため、延道臺は挨拶のため、引續き領事館を訪問し、午餐の饗應があつた。そしてその午後、一行は廈門を發して、翌六日福州に到著した。

七日、伯の一行は許總督を訪問した。伯の挨拶前の如く、それより外交的辭令に入つたが、その際伯は、さらに突込んで、

我國ノ文明ハ、西洋ノ長所ヲ、我東洋ノ程度ニ應用セシモノナルヲ以テ、我國ノ文明ヲ貴國ニ輸入スルハ、東洋ノ關係上必要ナルコトナレバ、貴國若シ、我國ヨリ武員其他ノ人才ヲ聘用スルノ意アラハ、喜ンテ周旋ノ任ニ當ルベシ。

と言つた。總督のこれに對する應答は勿論、ただ日本文運の盛大なるを賞讃するに止まつたが、この場合伯の驚いたことは、此處でも福建臺灣人入籍問題が提出されたことであつた。伯の答へは前同斷であつた。前掲一筆記一は、その會談の情を記して曰く。

許總督ノ態度ハ、所謂支那官吏ノ模型トモ云ベキ有様ニテ、對話ノ語氣總テ守舊的ノ口吻ヲ脫セス、進取活潑ノ談話ナシト雖モ、大體ヨリスレハ、本日ノ會見程嚴肅ニシテ鄭重ナルハ、從來各國公使等ノ訪問ニ於テモ稀ニ見ル所ナリト云フ。

その歸途、伯の一行は、洋務局に立寄つた。其處で會見したのは張布政使、周按察使、楊洋務局長代理、啓鹽法道臺、徐福州府知府、劉閩縣知縣、葉侯官縣知縣等であつた。此處でもまた、張布政使から、福建省人民入籍問題が提出された。これで三度目である。

一體、清國要人の常として、外人に接するに、ただ美辭麗句を連ぬるを以て能事とし、強て現實の問題に觸るるを避くるの風あり。臺灣日日新報記者の通信の如き、一只美辭のみを以て答へ、更に自己の意見らしきものを吐かず。

長官は常に攻勢にて種々問を發したり。是れ故意に吐かざるに非ずして吐く能はざる者の如し。蓋し支那官吏には凡て此の風あり」と記せし程であつた。然るに何故彼等は、入籍問題の如き枝葉の問題をば、さも天下の一大事の如く、かくも執拗に提起するのであるか。伯はもう我慢がしきれなくなつたのか、次の如く喝破した。

我臺灣總督府ニハ入籍規則等夫々ノ手續アリ。取締上別ニ違算アルコトナシ。只奸譎ノ徒政府ノ聲氣相通セサルニ乘シ、漏網ノ手段ヲ逞ウスルニ過ギス。然レドモ貴官等ノ言ニヨレハ、我總督府ニ取リ迷惑至極ノコト、云ハザルヲ得ス。現ニ我屬僚等ノ報告ニヨレハ、臺地ノ犯罪者ニシテ法網ヲ逃ル、モノ、過半ハ、多クハ貴地ニ竄匿シテ跡ヲ昧マスモノナリト。本官今囘ノ要務ハ此事ニアラザルヲ以テ差控ヘ居リタルコトナレトモ、却テ貴方ヨリ御話アリタルハ、暗ニ符合シタルモノト云フヘシ。

そして彼等は、この說破に會つて、初めは互に顏を見合はせるばかりであつたが、結局わが入籍規則を研究し、後日、豐島領事と協議決定すべしといつて結著した。

四月九日及び十日に亙つて、筵を福州領事館內に開き、淸國紳士及び我が居留民を集めて、伯は一場の演說を試みた。その一節に曰く。

頃日來、許總督初メ諸官人ニ面接セシニ、其抱負スル所一トシテ我正ニ言ハント欲シ施設セント欲スルモノニ符合セザルナク、此現象タルヤ、我東洋局面ノ正ニ一進步ヲ來タサントスル時期熟シタルモノト云ハサルヲ得ス。我帝國ハ諸君ノ了知スル如ク、三十年來深ク西洋ノ文物ヲ研究シ、其長ヲ採リ其短ヲ捨テタルモノニシテ、我帝國ノ進步ハ少クモ各國ノ文明ヲ比較的廉價ニ比較的無造作ニ輸入スルノ祕訣ヲ發見シタルモノナルコトハ、是又

諸君ノ首肯スル所、卽チ我東洋ノ美德ト習慣トヲ損ハス、此ヲ開物成務厚生利用的ニ應用シ得タルコトヲ、天下ニ表白セシモノト云フベシ。如何トナレハ、當初一般ニ於テ耶蘇教國ニアラサレハ、眞ノ文明ト福利ハ享受スルコト能ハサルモノナルヤニ解釋セラレ、啻ニ西洋各國人ニ於テ認メタルノミナラス、我東洋人中ニ於テスラ其迷夢中ニ徘徊シ、殆ント儒教國ニ於ケル文明ノ仲間入ハ斷念スヘキ問題ナルヤニ誤解セラレタリ。然ルニ前段ニモ言ヒシ如ク、我帝國ガ能ク儒教ト佛教トヲ根本トナシ、終ニ今日ノ如キ日新文明ノ極ニ達シタルハ、耶蘇教國人ト雖モ一驚ヲ喫セシナルヘシ。殊ニ貴國ト帝國トハ、脣齒輔車ノ關係ニ於テ、同心協力ノ必要ヲ認メ、歩武一齊共ニ日新文明ノ彼岸ニ達スルヲ期セザルヘカラス。故ニ我帝國カ清國ニ對シ種々ノ經營ヲ試ミ、大ニ施設スル所アラントスルハ、畢竟東洋ノ大局ヨリスルモノニシテ、政略的ノモノナラサルコトハ云フ迄モナク、諸君ノ了知セラル、所ナルヘキヲ信ス。希クハ諸君此意ヲ體シ、大ニ興亞ノ政策ニ盡力セラレンコトヲ。

蓋し、明治の初年における日本が、盛んに歐米先進國より人を招いて、文化的開發の業を進めたるが如く、今後は日本より支那に人を送り、日本の手によつて亞細亞大陸の文明を開發することが、大日本主義の理想を實現する上からも、東亞の政局を治定する上からも、最も緊切なる要務であるとは、伯多年の持論であつたのである。そして伯は、機會ある毎に、支那朝野の人々にこれを力説すると共に、實際問題を提げて、彼等の迷夢を醒まさんと努めた。

これに對して、彼等はただ日本文明に對する賞讚の麗句を連ぬるに過ぎなかつたが、なかにただ一つ、最も彼等を駭目せしめたものは、臺灣における阿片政策の成功であつた。そしてこの政策の輸入について、最も食指を動かしたものは、恐らく許總督自身であつたらうと思はれる。

許總督が、後藤民政長官を訪問したのは、四月十一日であつた。その情を傳へて、臺灣日日新報の通信は、次の如く記した。

當日午後閩浙總督、許應騤は領事館に長官を訪問せり。其の行列の兒戲的にして大業なるは、先づ第一銅鑼を鳴らし、護衛兵を引率する等、騷々しき事一方ならず。

そしてその長時間の會談中「就中許總督ノ注意ヲ惹キタルハ阿片專賣ノ一事」にして、伯がこの問題につき、

阿片專賣ノコトハ、元ト本官ノ建議ヲ採用セラレシモノニテ、此ヲ昨年度ノ成績ニ徵スレハ、我臺灣ノ人口僅々二百七十萬餘ナルニ拘ハラス、殆ンド四百十七萬圓餘ノ歲入アリタルヨリスレハ、假リニ福建ノ人口二千萬トスルモ、此法ニヨレハ、少クモ一千萬圓位ノ收入ハ難カラサルヘク、此ヲ以テ兵備警察費等ニ利用セハ、人民ニ於テ痛痒相關セスシテ、國利民福ノ增進上偉大ノ功アルベシ。

と言つた時、許總督は初めて膝を乘り出し、

煙膏專賣ニ付テハ、本官ニ於テモ已ニ籌畫スル所アリ。知ラス貴方ノ方法ハ如何ナルモノナルヤ、御說明ヲ仰キ度シ。

と、實際政策の問題に入つた。阿片政策は、伯の得意中、最も得意の問題である。その說明指導は、詳細懇切を極めた。そして、

尙貴國ニシテ該制度ヲ採用セントセハ、能ク外國條約ノ關係ヲ査究スルト共ニ、或ハ外國人等ノ猜疑モアルヘケレハ、發表ノ曉迄ハ務テ機密ヲ取ラル、コトハ必要ナルヘシ。

等々、一々親切的ノ觀告ヲ與ヘたに對し、許總督は非常の滿足をもつて、一々首肯したやうであつた。蓋し上揭一筆記ノの記すところの如く、一畢竟スルニ我長官ノ談話ハ、心腹的國家主義ノ致ス所トハイヘ、許總督平素ノ理財主義ニ投合シタルノ結果、本日ノ會見程適實親密ナルコトハ曾テ見サル所ナリト云フ一に至つた。そしてこの阿片政策は、延道臺をはじめ、諸官吏の、伯について熱心講究の結果、次第にその心を動かしたやうに見えた。

かくして伯の一行は、雨を冒して福州を辭し、馬尾に向ひ、十五日馬尾發、十六日の未明廈門に歸つた。十七日、一行は漳州に向つた。漳州においては、榮道臺、楊副將軍、劉知府、孫知縣等と會談し、なほ伯は、本願寺布教所において、一場の演說を爲し、十九日廈門に歸り來つた。そして林維源と再び交驩の後、二十四日廈門發、翌二十五日、海路恙く淡水港に到著した。

六、林維源と相許す

かくして伯の對岸視察の旅は終つた。時日にして一箇月に足らず、また何等特殊の案件を帶びての旅行ではなかつたけれども、臺灣島と對岸地方との密接なる關係に鑑み、その旅行は内外の注目を惹くものがあつた。當時の臺灣日日新報の通信に曰く。

長官の此の度びの行に就いては、獨り支那官吏の耳目を惹きたるのみならず、當地外國人等にも大いなる注意を惹起したるもの丶如し。

特にこの旅行の副產物ともいふべきは、伯が、對岸隨一の富豪たる林維源と密接なる交渉を開いたことであつた。

林はもと臺灣における大事業家として全島に威をふるひ、改隷以來廈門に歸つて、對岸地方に勢力を扶植してゐた在野の人物であるが、その聲望は、却つて總督布政使を凌ぐものがあつた。林の人物を評して、臺灣日日新報は報じて曰く。

元來林維源は世人も知る如く、福建省中にての富豪にて、位は二品官なるを以つて、自ら尊大に構へ、敢て人に下る事を爲さず、道臺の如きも新たに任に就けば、先づ維源を訪問して新任を披露し、且つ其の說を叩きて、施政に資する程なるにぞ、維源の聲望は益々增大を致せしなり。蓋し維源の聲望ある偶然のことにあらず。彼啻に巨資を投じて實業界に勇飛し居るのみならず、其の才識も亦尋常ならず、支那人には有數の人物なるが故に人を見るの明あり、平凡人の容易に彼と對抗するを得ざる處なり。是れ今日まで能く彼を動かして自己範中に納れ得るものなき所以ならんか。

然るに後藤長官の一度廈門に來るや、林は前記の如く、直ちに長官を領事館に訪ひ、內外人に怪訝の念を懷かしめた。蓋し從來、林は領事の注意を受けて、初めて訪問の禮を盡すのが、習慣であつたからである。しかもこの二人者は、相會ふや一見舊知の如く、伯が十九日、漳州より歸來するや、待ち兼ねてその翌朝、再び伯を訪ね來つた。

この日の會談は、臺灣北部の炭礦問題、理蕃問題より始まつて、甘藷よりアルコールを作る事業のことにまで及んだが、談いよ〳〵佳境に入るや、伯は林に勸めて言つた。

貴家ハ從來ノ素封家トシテ、何等憂フヘキノ點コレナキニ似タレド、將來子孫ノ計ヲ思ヘハ、又忽ニスベカラザル所アリ。依テ足下モ一度臺灣ニ渡リ、家政整理ノ必要アルヘシ。

蓋し林維源のごとき大富豪を、再び臺灣に招び還すことは、新領土の經濟的開發に、多大の關係があつたからである。これに對して林は答へた。

閣下ガ我林家ニ對スル御保護ノ厚キハ、常ニ感泣スル所ニシテ、在臺兩人ノ小供ヘモ、萬事閣下ノ御指揮ヲ仰グベキコトヲ、常ニ申遣ハシ置キタレハ、偏ニ閣下ノ庇蔭ヲ仰ガントス。

そして兩人の間に、

長官「良藥苦口ノ譬ヘ、全ク兩人ノ爲メナレハ、常ニ訓誡的ノ注意ヲ與ヘ、及フヘキ丈ノ世話ハスル積リナリ」

林「斯ク御面會相遂ケ御懇命ニ預リタル以上ハ、早晩必ス渡臺ノ上、恭シク轅門ヲ叩キ、常ニ大教ヲ聆クノ期アルベシ。」

との挨拶があつた後、伯は突如として言つた。

足下ハ此鼓浪嶼内ニ一ノ別莊アリト聞ク。足下此ヲ余ニ送ルノ意ナキヤ。

如何に親密になつたとはいへ、伯と林とは昨今の交際である。然るに、「君の別莊を俺に呉れないか」とは流石の林も驚いたにちがひない。しかし林は、そしらぬ顔で卽答した。

御入用トアラハ奉呈スルモ差閊ヘナシト雖、同所ニハ三棟ノ家屋アレハ御希望ノ一箇所ヲ奉呈スルコト、セン。知ラス閣下明日御公暇アルヘキヤ。若シ御差閊ヘナクハ、同家屋内ニ於テ午餐ヲ供スヘケレハ、領事並ニ譯官ト共ニ御檢分旁御光臨ヲ煩ハシタシ。

さうして四月二十一日の正午、前約によつて、伯は林維源を鼓浪嶼の別莊に訪ひ、午餐の饗應を受けた。その席上

において、林は突然、またも別の問題を提起して、伯の斷案を迫り來つた。それは上掲「通信」によれば、次の通りであつた。

現總督の施政誠に其宜しきを得たり。然れ共彼の前總督の時代に於て、予が大嵙崁の領地を沒收せられしは如何にも苛察の政と云ふべし。善政を布かるゝ日本政府の旨意とも思はれざるが如何。

これは臺灣が日本の領有に歸したる際、林維源が一家を擧げて厦門に逃げ歸つた爲め、大嵙崁、宜蘭、桃仔園、大稻埕の四箇所にある林所有の土地家屋が、軍政時代の我が政府のために沒收され、その後還附の手續が、遲々として進まざることを、伯に訴へたものである。これに對し、伯は卽座に答へた。

當時之れを沒收せしは當然の事なり。如何んとなれば、當時吾が帝國人は足下を以つて擧家逃亡せしものとなし、日本の臣民となるを欲せず、所謂敵人の形跡顯然たる者と認む。且つや現に彼の家屋は賊の根據地となりあり、彼地を領するには兵力を用ひて占領したり。故に沒收と云はんよりは占領と云ふを適當なりとせんか。然れども後に至り足下の事情も明かにし、現總督閣下、特に之を還附するを穩當なりとして、其の處分を決せられたるが故に、之を還附したるに過ぎず。乃ち是れ我が日本政府の德と云ふて可なり。

この伯の說明によつて、林は初めて釋然とするところがあつたやうに見えた。しかし日本政府により「敵人」と認められたることについては、一言の辯明を試みなければならぬと思つた。曰く。

誠に然り、予の說誤れり。然れども玆に一言辯ぜざる可からざるは、當時家を携へて逃れたる爲めに賊名を帶びたる事之れなり。元來予が當時家を提げて逃れたるは獨り吾儕のみならず、其他にも多々あり。且つ當時臺灣を

因つて民主國となさんとの企圖ありて、檄を四方に飛ばし、吾儕も其の協議を受けたり。然れども能く之れを稽考するに、民主政となして飽くまで日本軍に抗抵するとも到底勝算なし。況んや清國政府に忠ならんと欲するも、寧ろ清國政府の命に隨ひ難く、即ち止むなく日本政府に服するに如かず。座して、民主論家の擁する處たらんよりも、脱して海外に難を避くるに如かざる事情なりしこと、宜しく明察あらん事を請ふ。又單に軍費兵力の點に顧りみて勝算なきなり。故に吾等は斷乎として其議を排し、逃れて此の地に來りしのみならず、臺地に遺留せし財產の如き、何人も動かし能はざる樣に處置して、全く民主論者の氣勢を挫きたり。此の處置たる、心窃かに日本政府に對して微衷を致したる積りなりき。然るに豈圖らんや、家を携へて逃れたる爲め却つて賊名を受けんとは。且つや逃れずして臺地に留まりしものゝ中には、却つて覬覦の念を懷きながら、僥倖を得たるものあり。彼等は所謂る首鼠兩端勢を看て去就を決するの徒なりき。而して、此徒啻に賊名を受けざるのみならず、却つて日本政府の厚遇を受く。是れ吾等の一言せんとする次第なり。然れ共現總督並びに長官閣下の施政を見るに、大いに感佩する所あり。吾等も亦一度渡臺して、天皇陛下洪恩の餘波に浴せんとす云々。

かくして伯と林とは談じ行くほどに、伯の所謂「然否」の間となり、林の日本政府に對して抱ける疑惑は、漸く除かれたやうに見えた。そして林の沒收財產の返還手續が、遲々として進まざる點について、伯が微笑を含んで、

諺ニモ負ヒタル子ニ抱キタル子ノ譬ヘ、林維源タカラ跡廻シデモヨカラウトハ、實ニ已ムヲ得ザルノ情態、世間ノコトハ兎角此ノ如キモノナルベシ。

と言ふに及び、林もまた「こは迷惑至極のお言葉かな」と、呵々大笑して、この問題の終結となした。

次いで伯は、語を轉じて、最近開設されたる臺灣銀行廈門支店の經營及び活動の問題に移り、左の如く林に懇請するところがあつた。

老人モ承知ノ如ク、臺灣銀行ハ資本金五百萬圓ノ外、政府ヨリ無利子ニテ貸シ下ケアリ。殊ニ紙幣發行特權ヲ有シ居ルノミナラス、我總督府ニ關スル國庫金一切ハ其取扱ヒヲ引受ケ居リ、尤モ確實ナル銀行ニテ廈門ヘモ支店開設ノ筈ナレハ、相當ノ助力アランコトヲ請フ。

事實、臺灣銀行廈門支店の經營については、林維源の後援の有無が、重大な關係をもつてゐた。そこでこの伯の懇請に對し、林が、

同銀行ニ就テハ、此迄ノ御交渉ニヨレハ、定款上合資等ハ更ラナリ、株券所有ノコトモ出來ザルヨシ、此上ハ買辦ノ一事ヲ御引受ケスルヨリ致シ方無之。

と答へたので、伯は進んで、

果シテ株券所望トアラハ、買收ノ手續ナキニアラザルモ、額面拂込以上ノ高價ナルヲ以テ、他日增株等ノコトアリタル際申込方得策ナルヘシ。

と說明すると、林は忽ち不審を起したるものの如く、

開業早々ノ今日、株券ノ額面以上ニ登ルノ理由ハ、如何ナル譯ナルヘキヤ。

と訊ねたので、伯は臺灣銀行が、日本銀行に準ずべき特殊銀行なる所以を、諄々と說明したので、林の臺銀に對する認識は一變し、これに對する態度にも、重大な變化が起つたやうに見えた。それを評して、前掲「筆記」は次のごと

く記してゐる。

要スルニ林維源ノ人トナリ、已レノ敬服スベキ人ヨリ適切ノ指導ヲ受ケサレハ、何人ノ說明ト雖モ深ク意ニ止メザルノ風アリ。現ニ翌日長官ヨリ紹介シタル赤羽廈門支店長ハ、曾テ二三回ノ面識アルニ拘ハラス、長官ノ引合セニヨリ初テ其人アルヲ知リタルカ如キ、以テ同人性質ノ一端ヲ窺フベシ。

さらに例の別莊讓り受けの問題について、「一筆記」の記すところは、次の通りである。

喫食後、林維源ハ約束ノ如ク、構內三箇所ノ家屋（內一箇所ハ卽此ノ饗應室）ニ案內シ、林維源ハ、御約束ニ從ヒ母屋ヲ除キ後邊ノ一箇所ヲ進呈スベシト言ヒタルニ、長官ハ、足下ノ贈與ヲ受タリトテ、强チ私用ニノミ供スル次第ナラザルベケレハ、希クハ中央ノ本屋ヲ貰ヒ受ケタシト要求セシニ、林維源ハ、元ヨリ差閊ヘ無之モ、不日廈門ノ家族共引越來ルベキ筈ナレハ、他ニ適當ノ建築出來迄御猶豫アランコトヲ請フト答ヘ、長官モ事情已ヲ得ザルヲ察シ、深ク追究セス、其場ヲ引取リタリ。

かくして林維源との交涉は終つた。この對岸隨一の大富豪との關係は、伯の一箇月の巡遊の副產物と稱するには、あまりに大きな收穫であつた。何となれば、社會を動かす行政的勢力は、表面的であるだけ、時に皮相的なるを免れないけれども、林の如き在野の實勢力は、裏面的であるだけ、根强いものがあつたからである。

七、北淸事變に乘ず

伯の對岸地方巡遊は、兒玉總督の一廈門事件ノ顚末及對岸將來ノ政策一に、一曩ニ後藤民政長官ヲ廈門福州ニ派遣

シ、許總督以下官吏及諸紳士ニ交際シテ、彼我事情ノ疏通ヲ圖ラシメ」とある如く、何等特殊の具體的任務を帶びたものではなかつた。

それは豫ての腹案たる帝國南進策を遂行する上の、地均し工作に過ぎなかつたのである。

然るに伯の歸臺後未だ二箇月ならざるに、支那大陸には意外の變亂が起つて、この南進策の實現を、急轉直下せしむるに至つた。

それは北淸地方に起つた義和團の亂であつた。

北淸の變亂は、直ちに南淸に波及する。當時上京中であつた兒玉總督は、直ちに歸臺の途に就いたが、彼等の意見は、期せずして、この時態に應じ、帝國の恩威をもつて、對岸地方に確固たる勢力を扶植すべしといふに一致した。

兒玉總督は、その「廈門事件ノ顚末」に、この間の事情を、次の如く記してゐる。

北淸擾亂ノ形勢、各國軍艦派出ノ時期ハ、本官上京中ニ在リ。

團匪暴擧ノ趨勢ハ南淸ニ波及スルノ傾向アリ。南淸ノ動靜ハ直接ニ本島ノ治安ニ關係スルヲ以テ、本官ハ東京ヲ出發シ、其任地ニ著シタルハ七月八日ナリ。

當時本官ノ考案ハ、一ニ此北淸ノ時態ヲ利用シ、我帝國ノ恩威ヲ以テ、少ナクトモ福建省ノ平穩ヲ保チ、勢力範圍ノ實ヲ顯ハシ、他日國際問題ノ基礎ト爲サンコトヲ希望セリ。

曩ニ後藤民政長官ヲ廈門福州ニ派遣シ、許總督以下官吏及諸紳士ニ交際シテ彼我事情ノ疏通ヲ圖ラシメ、次ニ添田臺灣銀行頭取ヲ同地ニ派遣シ、專ラ經濟上ノ關係ヨリ本島ト相離ルヘカラサル所以ヲ說カシメ、大ニ人心融和

シタル場合ナルヲ以テ、殊ニ前陳ノ希望ヲ增大ナラシメタリ。

茲において伯は、曩の對岸巡遊中に親交を結びたる、張布政司にむかつて、次の忠告的書信を送り、一我帝國ノ恩威ヲ以テ、福建省ノ平穩ヲ保ツ一の基礎となさんとした。

布政司張大人足下

拜別以來、貴邦と吾が帝國との親交日に厚きを加へんとするの時に當り、不幸驀然北清事件の起るあり、爲めに大に兩國の親交を害せんとす。豈千秋の憾ならずや。蓋し許總督を始め、貴大人に於ても、深く遺憾とせらるゝ處ならん。然れども今日の形勢、未だ以て日清兩國の開戰と云ふを得ず。蓋し北清に對する吾が帝國の出兵の如き、唯だ是れ公使館及在留日本人の危害を防壓せん爲め、列國協議の結果に外ならざるなり。故に南清地方、特に福建省、即ち許總督閣下を始め貴大人の治下に在つては、幸に平穩なることを得て、通商貿易の安全を害することなきは、大に慶賀に堪へざる處なり。然るに近來一種の流言あり。臺灣總督府は數千の兵を廈門福州の地方に派遣すへしと。嗚呼是れ何等の言ぞや。蓋し是れ固より荒誕無稽齊東野人の唱道する處、敢て意に介するに足らず。吾が臺灣總督府は、南清現在の局面にして變狀を呈せざる限りは、決して軍隊を派遣する等のことあらざるべし。又曾て福州に遊びし時、貴大人と親しく膝を交へ胸襟を開きて談せし如く、吾が帝國は清國の保全を圖り、將來國運の隆昌に赴かんことを期し、之れと同時に、吾が帝國特に臺灣と貴省各地との通商貿易の圓滿に且つ幸福に發達せんことを祈るの外、他意あらざるなり。而して北清事件の如きも、必ずや日ならずして暴徒鎭壓の功を奏し、平和の克復を見ること又疑なき處なりと雖も、此の間に處して、苟も一國の志士たる者、衆庶臣民

の塗炭に苦むを坐視するに忍びんや。此氣洩れて遂に足下に一言するの已むを得ざるに至りしなり。蓋し此際公然若くは祕密に彼我の意思を通ずるの要なしとせず。果して其要あるの場合に臨み、若し貴大人若くは許總督閣下にして、余に對し、密かに依賴せらるゝこともあらば、余不敏なりと雖も、敢て微力を致さゞらんや。是れ固より余が一私見に過ぎずと雖も、此の如き見を懷く者、必ずしも余一人に止まざるを信ず。

近く吾が臺灣總督兒玉男爵閣下東京より歸府せられ、其北清事件に關して談話せらるゝ處を聞き、且つ同男爵閣下の意思ある處を忖度するに、世の所謂支那分割論の如き、之れを實行せんとするの意志なきのみならず、可成的支那の保全を企圖せらるゝものゝ如く思惟せざるを得ず。故に現在の局面にして再三變化し、終に列强の提出する意見に依り、日本帝國も亦如何なる要求を爲さゞるべからざるやは、固より今日小生斷言すること能はずと雖も、近く東京の消息を聞きて、彼の地の意氣を推測するに、吾が帝國は充分淸國の保全に力を盡し、且つや又一步を進め、時宜に依つては列國より提出する要求を輕減し、以て東洋の平和克復に力を盡すに吝ならざるものゝ如し。故に北清事件善後策の間に於て、吾が兒玉總督を介し、帝國政府に密かに依賴せんとすることあるか、若くは貴邦の有力なる貴紳士にして此の如き企望を有する場合に當り、余に望むに其間に在つて周旋の勞を取らんことを以てせば、余は敢て其勞を辭せざるべし。唯だ此の如きは密に附し且つ愼重に事を圖つて、苟も他邦人に其間の機微を窺ひ知られざらんこと、是れ緊切のことなりとす。蓋し余が此の言を爲して敢て足下に獻ずる所以は、貴地に曾遊の日、貴大人と相逢ふや一見舊知の如く、襟度を開いて相談し、其語沫未だ乾かざるに、月を閱すること尙ほ數月ならずして、不祥此の北清事件の起るに際し、嗟嘆措く能はざるの餘り、聊か腹心を吐露し、

以て將來益々兩國の親交と幸福の增進を圖る爲め、微力を致すに吝ならざるの意を表明して、貴大人に告けんとするの意に外ならず。而かも是れ決して貴國の爲めのみならず、東洋全局の爲めにも、吾々東洋人中の志士たる者、其天職として、相當の力を致さんとの意に過ぎざるなり。故に筆意を載せずして、尙ほ盡さざるあるは、請ふ之れを諒とせよ。

蓋し北淸事變の善後策については、淸國をして先づ我に賴らしめ、帝國の仲介によつて、一方列强の淸國に對する要求を輕減せしめ、以て淸國の領土保全を計ると共に、一方我國の大陸經營上の發言權を增大せしめんとするのが、兒玉總督及び後藤民政長官の意圖であつた。對岸經營の問題も、勿論その重要なる一項目をなすものである。

而して伯は、右の書信を張布政司に發すると同時に、在野の政治家にして勢力ある內閣大學士陳寶琛に宛て、次の書面を發し、陳を通じて總督張之洞を動かさんとした。

拜別以來筆硯恙なきや。近來淸國の情勢を見、特に北淸事件に就ては、轉た感慨の至りに堪へず。足下平常國家に忠良なる、一層國運の日に非なるを嘆せらるゝならん。念ふて足下の心事に到れば、暗淚の襟を濡らすを知らず。

別書其意を摘んで、足下自ら密かに張之洞老大官に致すか、若くは布政司張大人と相諜議して之れを致すか、其何れを問はざるも、願はくば書意を張之洞老大官に致して、東洋の平和克復の爲め、充分の效果を收められんこと、希望の至りに堪へず。

別　書

今や北清に事ありて砲火相閃くと雖も、未だ以て清國と各列國若くは日本帝國と宣戰に及びたりとは云ひ難し。何となれば、各國共に其出師の名義を問へば、在清公使館及居留民の危害を防壓せんが爲め、已むを得ず軍隊を派遣したりと云ふを以てなり。特に日本帝國に在つては、馬關媾和條約成つて以來、專ら東洋の平和を希望し、殊に清國の保全を以て東洋の平和に最も必要なりとし、漫りに他邦の疆域を窺ふ等の野心を抱かざりしことは、既往の事實に照らして明かなる處なり。且つや清國に在つても、近來益々同種同文の國と提携するの必要を感じ、張總督並に劉總督の如き、青年有爲の士を吾が帝國に派遣し、其研學修得する處を以て、清國開明の資に供せんとするに熱衷せられつゝあるは、吾人の確認する處なり。然るに圖らずも今回義和團の亂よりして、動もすれば各國との平和を全然破却し、加之ならず、其極清國の社稷を危殆に陷れんとするに至り、施いて日本帝國との親交上にも其影響を及さんとするの狀あるに至れり。然れども吾が帝國は、各國協議の間に於ても、常に愼重の態度を取り、純ら清國の保全を目的とし、萬已むなく兵を派遣するに至りても、往日日清戰爭の際に於けるが如き迅速なる行動に出でず、常に私かに清國豪傑の士にして、克く自ら這般の暴徒を鎭定するの日あらんことを希望したるが如きは、已に足下も明察せらるゝ處ならん。然るに時局は次第に變遷して愈々危殆に陷り、今日を以て將來を卜するに、必ずや善後策に於て各國合議の際、困難を釀し、或は又一時幸にして其局を結ぶに至るも、列國との關係上、東洋に於て吾が帝國と清國との有力にして且つ鞏固なる提携を妨ぐるの情勢を生ずることなきを保せず。是れ大に余の兩國の爲め、特に東洋大局の爲め憂ふる處なり。蓋し貴國の志士仁人の間に於ても、必ずや又余と同一の所見を懷くものあらん。而して此際に於て施すべきの術は、兩國の間に全く猜疑の念を去ること

是れなり。其猜疑の念を去らんとするには、張總督の如き貴國の先輩の士と、吾が帝國の有力なる二三先輩の士との間に、密かに意志を通し、肝膽相照らして互ひに意氣投合するに至らしむるを第一とす。已に張總督の如きは、多數の青年有爲の士を吾か帝國に派遣し、永く留學せしめたるを以て、吾か帝國の意志をも知り、諸先輩との交情親密なるも、或は已に之れあらん。然れとも列國猜疑の今日に於ては、國際上の正式に據らずして、或は他の機密なる私交的の方法に依つて、其意志を通するの必要必ずしもなしとは云ふべからず。蓋し此事たる、列國の知る處となれば、却つて猜疑の念を增大にし、時局の困難一層甚だしきに至るべければ、極めて縝密なる注意を要することゝす。

余は曾て貴地に遊びし時、東洋の大局に就きて、聊か抱負のある處を吐露せしことあり。是れに由つて其意のある處は、已に明察せられ居るならんが、若し北清事件の善後策に於て、日清兩國の親密なる提携を妨げられ、列國各其所欲を逞ふし、清國の爲め不利益を來すに於ては、實に千歲の恨事にして、且つ終に回復すべからざるを知るが故に、今より憂慮に堪へざるなり。聞く、近頃臺灣總督府が廈門及福州に數千の兵を派遣すべしとの流言を爲し、當事者中大に之れを憂ふるものなきにあらずと。又或は聞く、吾が帝國軍艦の出入常時に在つても數々之れあれど、此際に於ては其出入を以て疆域を窺ふものとし、貴國人をして風聲鶴唳に驚愕せしむるものなきにあらずと。是等は皆な兩國の意志未だ全く明かならざるの致す處にして、之れより推測する時は、善後策を講ずるに當りても、兩國の間に謂れなき猜疑心を起すことなきを保せず。從つて之れより百般の不利益を釀成することあらんを恐る。吾が臺灣總督府に在つては、現在の時局に一大變遷を來さざる以上は、決して多數の兵を派遣

して事を構ふるが如き不當のことを爲さざるべし。又吾が總督兒玉男爵の平常に照らして一考するも、或る國の凶暴に傚ふが如き行動は萬之れあらざるべし。況んや近く兒玉總督閣下東京より歸府せられ、其北清事件に關する所説を聞くに、余の平常信ずる處と毫も異なることなく、專ら清國の保全を圖り、貴國政治家中の先輩をして此時局の紛擾を收めしめ、以て可成的淸國の不利益を避けしむると同時に、東洋の幸福を損減せしむることなからんを期せらるゝものゝ如きに於てをや。曾て足下に談せし如く、吾が兒玉總督の如きは、傑出の將官にして、又有力の政治家たり。是を以て、其一擧一作は必ず帝國にも著大の效力を現はすこと確く信じて疑はざるなり。乃ち吾が兒玉總督と、足下の信ぜらるゝ張總督との間に、最も緽密なる各國の猜疑を避くる手段を撰びて、內密に意を相通じ、以て互ひに協力することを得るに至らば、北淸事件の善後策を施すに當りても、其裨益少なからざることを斷言して憚らざるなり。故に此事の必要なる場合には、足下若くは張布政司の如き、余の最も信用する人より依賴せらるゝに於ては、其間に立つて斡旋の勞を執ること、是れ余の敢て辭せざる處なり。足下にして余と所見を一にするあらば、此の意を張總督に致して、張大爺の意のある處を問へ。是れ淸國今日の危急存亡なる秋に當りて、決して等閑に附すべきものならざるを信ず。蓋し張總督の門下にして帝國に遊學するもの、或は帝國人にして張總督の門に出入するもの多々之れあらん。此等の輩を捞し來りて、帝國と重要問題に就き意志を通ずる具に供することもあらんには、或は淸國人若くは各外國人の猜疑を買ふ端とならんも、亦未だ知るべからず。之れに反して、若し張總督より張布政司若くは足下を通して、吾が總督に意を致すに於ては、此等の憂ひ毫もあることなきのみならず、吾が帝國の閣臣及元老をして、充分張總督の意のある處を知らしむるに就ても、吾

が總督に依るの優れるに如かず。吾が總督の言は、優に閣臣若くは元老をして耳を傾けしむるの力あるを、信じて疑はざるなり。蓋し斯く縷々數百言を爲す所以のものは、敢て民政長官として言ふにあらず、隣邦の一友人が、友邦の多難なる場合を見るに忍びず、且つ志士の天職は、斯くの如き場合に當りて、獻策以て世を救ひしは古今の例證少なからざるに依り、敢て腹心を吐露して足下に獻ずるなり。其取ると取らざるとは蓋し足下の意に在らん。敬白。

八、動亂福建に波及せんとす

前項に掲げたる伯の二書信によつても明かなる如く、北清事變當初における兒玉、後藤の臺灣總督府の政策は、外交的活動に重點を置き、これを基礎として南清に勢力を扶植せんとするにあつた。

然るに一度北清に捲き上つたる義和團の動亂は、北清地方だけに局限されなかつた。それは直ちに全支に波及し、延いては、その機に乘じて、露西亞は牛莊を占領し、英國は上海に陸兵を揚げた。

これらの列強の行動が、帝國政府の態度を、次第に硬化せしめたことは、言ふまでもない。しかも帝國政府をして、拱手傍觀するを許さなかつたことは、この動亂の餘波が、揚子江を越えて、次第に南清に及ばんとすることであつた。

勿論この形勢は、七月中はまだ、表面的の事實となつて現はれてゐなかつた。卽ち在福州領事豐島捨松が、青木外相に宛てたる七月二十四日附の報告には、

當地ハ不相變平穩ノ狀體ニ有之候得共、北方ノ騷擾鎭定セザル爲メ、當地無賴ノ徒ニシテ、時々義和團ノ名ヲ藉

り、檄文様ノ者ヲ貼付シ、某月某日許總督ヲ殺害スベシトカ、舊暦七月一日居留外國人ヲ屠ルベシ等ノ文字ヲ用ヰテ、人心ノ激動ヲ籌ル者アリ。又タ先般福州城ノ內外ニテ、山東音ヲ操ル者、二回程排外的演說ヲ試ミタル者有之候由、聞及候得共、檄文ノ如キハ直ニ地方官ノ爲メ剝取ラレ候ニ付キ、未タ人心ノ激動ヲ挑發スルニ至ラズシテ止ミ候。且ツ地方官、右煽動的ノ言動ヲ爲ス無賴漢ノ探偵ニ從事致居候得共、未タ一人トシテ捕縛セラレタル者無之候間、時々城ノ內外ヘ檄文ヲ貼付スル者有之候趣キ聞及候。又タ在留外國人等ハ、向ニ地方官等ト契約書ヘ記名後ハ、頗ル愼重ノ體度ヲ保チ居候模樣相見ヘ候。併シ宣敎師間ニハ多少恐慌ヲ起居候樣子ニテ、近日便船毎ニ續々福州ヲ去ル者有之候。然レトモ目下ノ形勢、突然暴徒蜂起等ノ事可無之ト思考致居候。

とあつたのでも解る。超えて八月一日附、豐島領事よりの報告は、次の通りであつた。

客月廿四日附外機第二二號ヲ以テ御報申進置候後、異情無之、頗ル平穩之有樣ニ有之、且ツ地方官ハ百方民心ノ靜謐ヲ保ツノ方法ヲ講シ、城ノ內外ニハ多數ノ兵勇ヲ派シテ、無賴漢等ヲシテ蠢動スル事能ハザラシムル等、注意周密殆ント遺漏ナキ有樣ニ有之候。尙ホ楊洋務局長ハ、客月廿九日、別紙之通リ當地駐在各國領事ヘ通知致シ、若シ不逞ノ徒ニシテ强竊盜其他容易ナラザル企ヲ爲ス者アルトキハ、容赦ナク兵勇ヲシテ銃殺セシムルコトトシ、又タ居留地保護トシテハ、更ニ兵勇三拾名ヲ增加シテ貳百四拾名トナシ、洋務局ハ新ニ巡査ヲ募集シ百六拾名ト爲シ、昨日ヨリ居留地內外ニ配布シ、嚴重ナル取締ヲ爲シ居候。故ニ近日ハ省城內外ニ於テハ絕ヘテ謠言ヲ放ツ者ナク、又タ過般檄文樣ノ告示ヲ爲シタル者アルヲ以テ、地方官ハ、若シ人民ニシテ檄文ヲ貼付シタル者ヲ拿捕スル者ニハ、一名ニ付キ五百弗ノ賞金ヲ與フベキ旨告示致候ニ付、人民等ハ右檄文貼付者ヲ見出サンガ爲メ、頗

ル注意致居候。

併しながら、これらの報告に現はれたる南清の平穏は、飽くまで表面的事象にとどまつた。その底には、恐るべき事變を豫告すべき暗流が、滔々として流れてゐた。それはまた南清在留外人の敏感なる知覺に、反應せずにはゐなかつた。

七月四日附、上野廈門領事が、後藤民政長官に宛てたる私信には、すでに次の如く記されてあつた。

拜啓。御書信正ニ拜誦之所、益御安康被爲在候段奉恭賀候。本地モ無事罷在候間御安念被成下度候。其後別ニ相異候事情無之、例之謠言ハ日増ニ種々ノ想像ヲ生シ、支那人之眞相ヲ知ラサル外國人等ハ、一層心配ニ心配ヲ重居候樣子ニ有之候。支那人間之流言ニ、日本兵三千御地ヨリ來廈云々ノ事ハ今ニ止ミ不申、既ニ福州迄モ流レ渡候由ニ承リ候。御地ノ新聞紙ニモ廈門通信トテ種々ノ記事相見候處、取留メナキ事ノミニ御座候。殊ニ六月廿九日發兌ノ分ニ廈門警戒彙報ト云フ題下ニ、各國領事會議ニテ二ケ條ヲ決定云々、之レニ臺灣守備兵ヲ派遣スルコトヲ請求ナト、記載有之候。之レハ何處ヨリ出候カ、定テ例之廈門通信トシテ一笑ニ付シ去ル事ニハ候ヘ共餘リ馬鹿々々シキ通信ニ付、御打消シ被下度候。

一 漳泉地方之事モ、今日ハ何タル事變ナシ。只タ外國人間ニ土民之浮說ヲ信シ、種々ノ取沙汰致居候モノ有之、先ツ目下ノ處ハ無事平穩ニ付御安念被下度候。只タ今日ノ場合ナルヲ以テ、可成丈ケ單獨ニテ內地ニ入込ミ、土民トノ間ニ衝突ナド生セサル樣、各自ニ注意致置候。大抵ハ內地ヨリ本港迄歸來致居候。其後本地ニハ北部之確報更ニ無之候。獨國公使去月十八日ニ北京ニ於テ殺害セラレタル云々ノ公報、一昨日本地同領事ヘ打電アリ、各

國ハ之レニ對シ半旗ノ弔禮ヲ表シタルニ、昨日御地ヨリノ噂ニハ、東京來電ニ依レハ各公使無事ナリトノ趣、實ニ何レカ眞ナルヤ想像ニ苦居候。

右之外細情毎便可申上候匆々不備。

七月四日　　　專一拜

後藤長官殿閣下

二白本地各領事ノ相談會ハ、萬一非常ノ際ニ臨ミ、居留民卽チ婦人子供等ノ安全ヲ謀リ、且ツ各國領事ニ於テ必要ト見ルトキハ、之レヲ相當ノ場處ニ集メ、共助ノ保護ヲ與フル事ニ、前以打合セ置ク事ナドニ過キス。要スルニ萬一ノ場合ヲ思ヒタルモノニ御座候。之レハ元ト英國人ノ大心配ヨリ、英領事ヨリ相談會ノ請求アリ、萬一ノ時節ニ備フル手段ヲ協議シタル位ニ御座候。御含迄ニ内々申上置候。

右の書面は、巻紙に毛筆で記された私信であるが、それには添書として、領事館の十三行罫紙に認めた、次の書翰が同封してあつた。

或報告ニ據レハ、清國人ノ學校ニ於テ、其教師カ頃者下ノ如キ問題ヲ提出シタリト云フ。其略ニ「臺灣ハ果シテ吾輩等ノ恢復シ得ルモノナルヤ否云々」然ルニ生徒ハ恢復シ得ベシトノ答ヲ發シ、續テ之レヨリ四ケ月ヲ期シテ恢復シ得ベシト答ヘタル由。比ノ如キハ素兒戲ニ類スト雖モ臺灣ノ割讓ハ如何ニ頑冥ニ彼等ノ腦中ニ印セシヤ。本地ニハ尙臺灣恢復ナド云ヘルコトヲ夢ル痴漢モ往々有之、何ニカ動機サヘアレバ、必ス恢復ノ二字ヲ唱ヘ居ル事推シテ知ルベキ儀ニ有之候。一笑話トシテ玆ニ附記ス。

然るに、この上野領事の私信にも窺はれる一暗流一は、八月に入るや、俄然表面的事象となつて、現はれ來つた。そしてこれまでは、飽くまで樂觀的態度を持してゐた豐島領事も、八月二日附、次の報告を外相に致さなければならなかつた。

一　邵武府ニハ、大凡一週間前、暴民蜂起シ、教會數ケ所、及耶蘇病院ヲ燒毀致候モ、右各家屋ハ當時已ニ無住人ニテ、外國宣教師ハ約三ケ月以前引揚タルヲ以テ、幸ニ一ノ死傷無之、暴民ノ目的、單ニ家財ヲ掠奪セルニアルモノノ如シト云ヘリ。本件ニ付テハ、宣教師ヨリ米國領事ニ報告致候モノモ有之、一般ニ外人間ニ信セラレ候事實ニ有之候。

一　本月廿八日、當地城外ノ下道ト稱スル街上ニテ、一無賴漢耶蘇信者ナル土人ノ荒物屋ニテ落花生ヲ購買致、少シノコトヨリ口論ヲ始メ、數百名ノ無賴漢一時ニ蜂集シ、該店ト其近傍ニアル耶蘇教堂ヲ破壞セント致候處、密告セルモノアリ、當地海防廳長ハ自身二百餘名ノ兵ヲ率ヒ、現場ニ至リ之ヲ取鎭メ、首導者ハ他保（町役人ノ如キモノ）ヨリ縛捕差送ルコトト相成、大事ニ至ラサリシハ幸ニ候。又當城西門外豹頭山ニハ、數多ノ無賴漢立籠リ居、官兵至レハ四方ニ散シ、去レハ再ヒ集リ、地方官ハ頗ル困却致居候由ニ有之候。

一　在當地英米佛宣教師ハ、十中七八悉ク本邦其他ヘ避暑ヲ名トシテ引揚候。外國商人ハ却ツテ右等宣教師ノ當地ニ不在ナルヲ悅ヒ居候。

右ノ如ク人氣稍不穩ノ徵有之候ヘトモ、本年（月）ノ缺一日付外機第二三號ヲ以テ御報申進候通リ、地方官ハ頗ル注意ヲ加ヘ、果斷ノ處置ヲ施シ、內外人保護ノ方法ヲ講シ居候ヲ以テ、未タ差シタル出來事モ無之、外國人ハ何レモ

安心致居候樣子ニ有之候。元來在當地ノ重ナル商業ハ、全ク廣東人ノ左右スルトコロニ有之、且ツ不人望ナル總督モ廣東人ニシテ、常ニ同鄕人ニ私スル傾有之候ヲ以テ、總ヘテ廣東人ハ宣教師ト同樣土人ヨリ敵視セラレ居候ヘハ、當地ニ若シ暴徒蜂起ノ徵候アレハ、必ス先ツ土人ハ廣東人ト茶ノ取引ヲ中止スヘシ。然ルニ未タ此事無之ヲ以テ見レハ、當地ハ先ツ平穩ナリト云フヘシ云々、經驗アルモノノ直話ニ有之候。

右御報申進候。敬具。

この報告において、豐島領事は何處までも、その樂觀的觀測を持すべく努めてゐる跡が歷然としてゐる。しかもこの領事の努力にも拘はらず、この報告の與ふる印象は、南淸における形勢が、いつのまにか不穩の空氣に包まれて、山雨將到風滿樓の概あることとであつた。

南淸の形勢かくの如し。しかも列强は、この事變の機に乘じて、軍事的行動を起すに遲れざらんことこれ努むるの傾向あり。支那大陸の動向について、最も關係密接なる我國が、ひとり傍觀的態度を守ることは、つひに事實不可能となつた。

かくしてわが山縣內閣の態度は、俄然として硬化し來つた。その急先鋒は、山本海相であつたと傳へられる。橫澤次郎が當時各方面の內報を綜合しての觀察は、次の通りであつた。

當時吾國の廟堂は如何なる顏觸れであつたかと申すと、首相は山縣さんで、西鄕內務、桂陸軍、山本海軍、靑木外務といふ樣なところで、山本權兵衛氏があの通りの業物だけに、自然に其の意見が廟議の重きをなすといふ傾向があり、廈門出兵の如きも、其の發議に成立つたものらしい。卽ち北淸に於ける、義和團といふ賊徒を討伐す

ると同時に、次第に排外思想の蔓延しつゝある南淸を押へて置くといふ事は必要だとの主張から來たものに外ならなかつた。此の措置は、動ともすれば臆病神の爲めに魘はれて、手も足も出ぬ吾が政府としては、隨分思ひ切つた措置といつて良かつたのである。而して兒玉將軍は、平生より二十七、八年戰役の結果として締結せられた馬關條約中の、福建省不割讓といふ條文を、最も鞏固なる基礎の下に置きたいといふ主張から、臺灣赴任以後、手を對岸に染め學堂を建てて彼地の子弟を敎育し、本願寺の布敎師を簡派して、布敎に從事せしむる等、常に烱眼を彼地に注がれて居られた時であつたから、政府の此の措置に對しては、快然として贊意を表せられたのであつた。

厦門事件について、當時の內閣における主動者が果して何人であつたかは、別問題とする。ただこの急轉直下せる支那の形勢に應じて、わが廟議が、俄然硬化し來つたことは、爭ふべからざる事實であつた。そしてその閣議の結果は、八月十日の祕電となつて、東京から臺北へと飛んだ。それは露國が牛莊を占領し、英國が上海に陸兵を陸揚げするなど、事態がいよ〳〵變調を呈しはじめたのに對して、帝國もまた必要の場合には、强硬手段に訴へても、斷乎として、南淸における在留邦人を保護し、わが權益を守らんと決意せることを示すに十分であつた。

しかしながら、これに對する兒玉總督の返電は、南淸地方に對して强行的手段をとることについては、むしろ氣乘薄なるかの如き態度を裝つた。蓋し橫澤の記せるところの如く、事茲に至つては、帝國が厦門地方に對して、斷乎たる行動を採ることについて、臺灣總督府側に異存があらう筈はなかつた。ただ彼等の虞れたるところは、中央の廟議が果してどの程度の決心を固めたるや否やの一點であつたらうと思はれる。若しこの事局に應じて、一歩を積極的に

踏み出したる以上は、結局はわが國運を賭するほどの大覺悟を要することは、言ふまでもない。山縣内閣に果してそれだけの決意があるかどうか。

兒玉總督や後藤長官の憂慮は、實にこの點にあつたものと思はれる。

九、急端を下る

然るに中央の廟議は、この臺灣總督府の懸念を杞憂とするものの如く、ただ一路、强行的態度へと急進するもののやうに見えた。

八月十五日未明には、桂陸相からの次の飛電（十四日午後發電）が、兒玉總督官邸を驚かした。

海軍大臣ヨリ在厦門和泉艦長ニ與ヘタル左ノ祕密訓令ヲ通報〇高千穗、和泉、筑紫ノ兵員ヲ以テ、必要ノ時機ニ厦門港兩岸ノ砲臺ヲ占領スルノ計畫ヲ爲シ置キ、又外國ト共同動作ヲ爲スノ時機ニ至レハ、他ニ遲クレサルハ勿論、常ニ主位ヲ占ムルノ覺悟ヲ爲シ、成ルヘク他國ヲシテ、力ヲ居留地ニ致サシメ、我兵ハ極力砲臺ノ占領ヲ務メ、若シ全砲臺ニ對シ力ノ及ハサルアラバ、主要ノ砲臺ヲ取ルコトニ著目シ、祕密ニ且愼重ニ其計畫ヲ爲シ置キ、計畫ノ要旨ハ速ニ直接海軍大臣ニ報告スヘシ。厦門地方不穩ノ狀況アルカ、又ハ他ニ乘スヘキ機會アラハ、同地滯在帝國領事ト協議シ、帝國人民保護ノ口實ヲ以テ、若干ノ兵員ヲ上陸セシムルコトヲ務メ、躊躇機會ヲ失セサルコトニ注意スヘシ。

若し事態急迫し來らば、對岸地方に對して、軍事的行動を採るに躊躇するものでないといふ、帝國政府の態度の決

定は、もはや疑ふの餘地はない。

臺灣總督府は俄然緊張の度を加へた。そして、直ちに桂陸相に宛て、次の返電を送つた。

> 廈門砲臺ノ占領ト同時ニ、川石山ノ電信局ヲ占領スルコト必要ナリ。御記憶アリタシ。海軍大臣ヘ協議ヲ乞フ。

蓋し兒玉の上掲「顚末」に依れば「當時廈門福州等排外運動盛ンニ行ハレ、竟ニ騷擾ノ免レ難キヲ見認メ、第一ニ占領ノ緊要ナルハ、川石山「シーヒート」ノ電信局ナルヲ以テ、之ヲ政府ニ注意シタ」るものである。

それと同時に、臺灣總督府は、鯉登大尉と蜷川電信技師を福州に密行せしめ、實地に偵察を行はしめた。

然るに彼等の歸途、驚いたことには、英國の砲艦が一隻、すでに川石山に在つたことである。そこで帝國軍艦宮古も、また直ちに派遣されることになつた。

八月十六日、兒玉總督は、桂陸相に宛てて次の如く打電した。

> 海軍大臣ヨリ和泉艦長ヘノ祕密訓令落手セリ。高千穗、和泉、筑紫ヲ合シ上陸シ得ラルル者ハ三百人ニ足ラサルヘシ。今廈門支那兵二千内外アラン。假令支那兵弱シト雖、數ノ上ニ於テ不足ヲ感スヘシ。應援陸兵ノ計畫如何成リ居ルヤ。返詞ヲ乞フ。

これに對し、寺内參謀次長からは、直ちに次の返電があつた。

> 十六日發陸軍大臣宛ノ電報承知ス。若シ福建地方ニ出兵ヲ要スルトキハ、臺灣ヨリ幾何ノ兵ヲ出シ得ルヤ。又其發船ト運送船ノ有無トヲ至急返電アレ。

この電報に接した總督は、直ちに次の如く寺内次長に報じた。

臺灣ヨリ福建地方ヘ迅速ニ派遣シ得ル兵力左ノ如シ。○歩兵一大隊、山砲一中隊、臼砲一中隊、工兵二中隊。發船地ハ基隆。內工兵一中隊ハ安平、運送船ハ臺灣航路ノ者ヲ一時繰合セ使用スレハ足ル。

そしてそれと同時に、軍用物資調査のため、金子中佐、渡邊中佐、藤田軍醫正等を、廈門に密行せしめた。かうして廈門出兵の準備は、著々として進行した。待つところは、中央政府の命令一下のみである。

然るに八月二十三日、桂陸軍大臣から、次の訓令の傳達を受けた。曰く。

勅ヲ奉ス。左ノ訓令ヲ傳達ス。

今後或機會ニ際スレハ、我帝國ハ、廈門港ヲ占領スルノ必要ヲ認メ、此レカ爲メ本月十四日、海軍大臣ハ在廈門和泉艦長ニ、豫メ廈門砲臺ヲ占領スル計畫ヲ爲シ、機會至ラハ速ニ兵員ヲ上陸セシメ、該港ヲ占領スヘキ旨訓令セリ。因テ貴官ハ、和泉艦長ヨリ請求アレハ、速ニ其地駐屯諸隊ノ中ヨリ、歩兵一大隊、砲兵二中隊、工兵一中隊以內ノ兵員ヲ適宜廈門ニ派遣シ、海軍ト協力シテ、其目的ヲ達セシムル樣、豫メ準備シ置クヘシ。

この訓令に接したる兒玉が、ルビコン河の岸に立てるシーザーの如き、緊張に慄へたであらうことは、想像に餘りある。彼は直ちに派遣隊の編制と、輸送の準備を整へた。しかも廣瀨海軍大佐が、海軍大臣の訓令を携へて、廈門に渡航の途次、總督府に立寄り、廟議の模樣を傳ふるところあり、これでいよ〳〵帝國政府の態度も明らかになつた。そして民政長官たる伯が、廣瀨大佐と同行して、廈門に密行することになつたのは、このためであつた。

骰子は將に投ぜられんとす！

その事情を記して、上掲「顚末」は、次の如く述べてゐる。

乃チ派遣隊ノ編制及ヒ鐵道運送船等諸般ノ準備ヲ整頓シ、岡澤陸軍大尉、下平海軍大尉ヲ厦門ニ派遣シ、艦長ニ準備ノ次第ヲ報告セシメ、且今後ノ聯絡ヲ保タンカ為、暫時駐在セシメタリ。時ニ廣瀬海軍大佐、東京ヨリ海軍大臣ノ訓令ヲ銜ミ、厦門ニ渡航ノ途次當地ニ立寄ラレタレハ、廟議ノ在ル所ヲ詳ニスルヲ得タリ。其大意厦門占領ノ實行ヲ督促スルニ在リ。因テ占領後ノ所置ヲ補助センカ為メ、後藤民政長官ヲシテ、廣瀬海軍大佐ト同行セシメタリ。

事件はいま急流を下るごとく、刻々展開していつた。

帝國南進の經綸、將にその第一歩を踏まんとす。英米獨佛の各國は如何にこれを迎へるであらうか。

東亞の形勢、知らず、雨なるか、はた風なるか!

一〇、矢は弦を離れんとす

八月二十四日、厦門から飛電があつた。

二十三日午前一時、暴徒本願寺ヲ燒ク。我陸戰隊三十五名、領事館ヲ守ル。厦門街ニハ斥候ヲ出ス。

註 實は二十四日の午前一時である。二十三日の夜半なりしため、かく間違へたものと思はれる。

いよ〳〵厦門事件の火の手が揚つたのだ。

抑も義和團の亂は、宗教的迷信に端を發したものであつた。從つて北清事變においても、最初血祭に擧げられたのは、何時でも教會堂と牧師であつた。若し北清の變亂が南方に波及する時は、第一にわが本願寺が危ないとは、臺灣

總督府の夙に注意を怠らなかつたところである。勿論その點に、萬遺漏ある兒玉總督や後藤民政長官ではなかつた。橫澤次郎はかう語つてゐる。

當時北淸に於ける洋夷排斥の影響を受けて、南淸地方又物情不穩の有様であつたので、總督府では民情の實際を聽取すべく、厦門本願寺に在つた布敎師を臺灣に招くこととなつた。此の布敎師が兒玉將軍に見込みをつけられて、對岸布敎に從事して居る位であつたから、氣骨稜々たるところがあり、憂國の志士ともいふべき坊さんであつた。將軍は詳かに對岸の事情を聽取され、イザ鎌倉といふ場合の注意までされて厦門に還されたのであるが、厦門に於ける排日の凶亂は漸次に加はり、遂に無賴の徒相嘯集して吾本願寺布敎所を燒拂つて仕舞つた。此の本願寺の燒拂ひに於いて、右の布敎師は僅かに身を以てのがれた。

この本願寺に揚つた火の手について、厦門領事館付警部日吉又男の提出せる報告書は、次の通りであつた。

明治三十三年八月二十四日午前一時二十分、厦門山仔頂街東本願寺布敎所內止宿片貝治四郎急報シテ曰ク。只今暴徒當本願寺布敎所ニ放火シ、一面ノ火災トナリ、虎ロヲ逃レ來レリト。依テ一應其狀況ヲ問ヒ、貴官ニ其由ヲ報告シ、小官ハ巡査上原寅太郎ヲ率ヒ、實情取糺シノ爲メ出張シ、途中當領事館波止場ニ碇泊シ非常ヲ警戒シ居タル軍艦和泉ノ小蒸汽船當直……付キ狀況ヲ尋ネタル處、今ヨリ一時間前ニ東本願寺ノアル方ニ火ノ手揚リ、尙銃聲十發餘アリシヲ聞キ、只事ナラスト領事館ヘ通報セント考ヘタルモ、火ノ手間モナク止ミ、銃聲トテ引續カサルニ付、通報ヲ見合セタリト。此言ヲ聞キ小官等ハ、既ニ現場ヲ逃レ來リ急報セシ者ノ言ノ如ク、尋常ノ火災ニアラス。先日來龍巖州ヨリ遂ニ漳州附近敎會堂ヲ燒棄或ハ破壞セシモノト同一轍ナルコトヲ斷定シ、尙ホ市

中ノ模様平素ノ市中ノ如クナラス認メラレタルニ付、一應軍艦小蒸汽船ニテ聞キ取リタルコト、及市中ノ情況報告ノ爲メ歸館、此由貴官ニ報告セリ。

約一時五十分、貴官ノ命ニ依リ、貴官ノ書面ヲ携へ、上原巡査ヲ從へ、高千穗艦ニ向テ出發シ、同二時二十分高千穗艦著、書面ヲ渡シ、同艦ヨリ和泉艦ニ至リ待ツ可キヲ命セラレ、亦直チニ和泉艦ニ至リ、同二時三十分ヨリ同艦長室ニ命ヲ待ツ。三時三十分、水兵一分隊、將校一名ト共ニ同艦ヲ發シ、廈門港仔口街波止場ヨリ上陸シ、小宮等嚮導トシテ木履街、二十四崎頂街、走馬路街ヲ經テ、同四時山仔頂街ナル東本願寺布教所ニ至リ見レハ、同布教所ハ既ニ灰燼トナリ、餘ス所ハ門內兩側ニアル雇人部屋而已ヲ殘シ居タリ。尙ホ火災ニ罹リシハ右布教所壹棟ノミニシテ、隣佑密接スト雖モ、少シノ類燒ヲナサス。門前ニ於テ練勇左哨六隊及練勇左哨七隊ト書セシモノトノ提灯二個ヲ點シ、兵丁拾餘人アリ。依テ此者等ニ其狀況ヲ問フニ、惡漢等ノ放火ナルコトヲ聞クモ、我等ノ來リシトキハ既ニ何者ヲモ認メサリシト云フ。尙ホ附近ノ者ノ模様ヲ見ルニ、孰レモ大ニ驚キタル模様ニテ、我カ一行ニ對シテモ亦大ニ恐怖ノ色アリテ、附近ノ者ニ付キ模様ヲ問ハントスルモ、皆ナ避ケテ接セス、附近皆ナ固ク戶ヲ塞シテ出テ來ラス、依テ止ムナク一應狀況報告ノ爲メ歸館セリ。

本件ヲ案スルニ、初メ領事館ニ急報シ來リタル片貝ノ申立、及和泉艦小蒸汽船當直水兵ノ談話、並ニ現場ニアリタル清國兵ノ話ニ徵シ、龍巖州漳州附近ノ敎會堂ヲ燒却或ハ破壞セシモノト同一轍ニ出テタル所爲ト思料致候。

右當夜ノ現狀及現場出張取調ノ大要及御報告候也。

かくして、當時廈門港外に遊弋して、變に備へてゐた帝國軍艦は、直ちに陸戰隊を上陸せしめて、居留民保護の任

に膺らしめた。この時陸戰隊の根據地として選ばれたのは、總督府の施設にかかる東亞書院であつた。

人心恂々、廈門全市は忽ち、鼎の沸くやうな混亂に陷つた。

その時伯は、廣瀨大佐と共に、廈門密行の途上に在つた。すなはち、すでに臺北を發して淡水に至り、まさに對岸に渡航せんと、待ち構へてゐたのであるが、不幸暴風雨に妨げられて、空しく淡水の港に、風浪の激しきを眺め、扼腕してゐるところであつた。

すると八月二十六日の夜半に至つて、兒玉總督より伯宛てに、次の電報が飛來した。

只今左ノ電信アリ。「我領事監督ニ屬スル東亞書院保護ノ爲メ、支那兵ヲ入ルトノ確報アリ。因リテ之ニ先立チ、我兵二小隊派遣セリ。高千穗艦長。」

當に帝國が、意を決して起ち上るべき、絕對の機會である。伯は直ちに廣瀨海軍大佐を促して、高千穗艦長に急電を發せしめた。それは八月二十四日著、桂陸相より總督宛てに、「貴官ヘ兵員派遣ヲ要求スルノ任ハ、廈門ニ在ル海軍故參者卽日ドノ場合高千穗艦長ニアルベキ旨、海軍大臣ヨリ通報アリ」といふ電報があつて、臺灣總督に對する出兵の請求は、高千穗艦長より爲すことに打合せてあつたからである。

そこで、廣瀨海軍大佐と後藤民政長官とは、協議の上、高千穗艦長に宛てて、急電を發することとなつたやうに思はれる。電文の內容は、その鉛筆走り書きの草案によれば次の通りである。

假令海軍ノ兵力ニテ廈門ヲ一時占領スルニハ充分ナリト雖モ、永久之レヲ以テ守備ニ任スヘカラサルヤ明ナリ。

支那兵ヲ東亞書院ニ入レントシタルニ先チ、二小隊ヲ派遣セラレタリトノ電報ニ接ス。一時ニ同島ノ權力ヲ確定

スルノ策ニ出テサレハ、時機ヲ失フ恐アリ。此際海軍兵力ノ多少ニ係ハラス、總督ニ陸軍派遣ヲ請求スルヲ得策ナリト確信ス。請求ヨリ二日ニシテ先一中隊ハ廈門ニ達スヘシ。

左ノ電報ヲ領事ニ傳ヘラレタシ。

廣瀬

廈門人心恟々激動、兵力ニテ保護スベキ時期ニ至リタル上ハ、此後ノ爲ニ陸兵派遣、永久持續ノ策ヲ示ス肝要ナリ。若シ人心恟々ノ度ヲ減シタル後ニハ、陸兵ヲ派遣セントスルモ、時機ヲ失シ、名義ニ苦シムノ嫌アリ。艦長ト協議ノ上、兩人ヨリ、速カニ請求アレ。

後藤

この時伯が、如何に轟く胸を抑へつつ、この電報を發したかは、二十六日夜十一時四十分著の總督の電報紙の裏面に、伯が自ら鉛筆を採つて記したる、電文第一草案の筆蹟によつても察知される。

この二通の電報の結果は、八月二十七日午後一時三十分發、午後六時著の兒玉總督宛て、高千穗艦長、上野領事連名の次の電報となつて現はれた。

目下ノ情況ニ應シ、臺灣總督ヘ出兵ヲ請求セリ。

一、目下砲臺ニ兵備ヲ加フル確證薄弱ナル（一語不明）二隻ノ入港、一般增兵ノ模様、清國士官居留民保護ノ爲メノ陸戰隊ノ一部ニ向テ撤去ヲ要求シタル等ノ事實ハ、明ニ敵對ノ意志ヲ示スモノト認ム。

二　危險ニ對シテ、現在ノ陸戰隊ハ保護ノ實ヲ擧ルニ不足ナリト認ム。臺灣島ヨリ陸兵派遣シテ、我居留民ヲ保護スル事ヲ（一語不明、道臺？）並ニ各國領事ニ通知ス。

三　臺灣總督ヘ陸兵準備整次第、順次至急出發セシメラルルコトヲ請ス。

四　第一項ノ事實ニ依リ、砲臺ニ向ヒ、兵備ヲ撤去スルカ、砲臺ヲ引渡スカヲ、當方ニテ定メタル時限ニ於テ回答スル様申込、若シ回答ナケレハ、我申込ニ應セサルモノト認ム。兵力ヲ以テ占領スヘシ。

五　砲臺占領ノ方法ハ更ニ之ヲ講究ス。

遂に骰子は投ぜられたのだ！

一一、最後の大頓挫

高千穗艦長、上野領事連名の電報に接した兒玉總督は、豫ての訓令の旨趣を奉じて、直ちに陸軍軍隊の出動を命じた。卽ち二十八日午前九時、宮島丸をもつて歩兵二箇中隊を派遣すると共に、爾餘の諸隊は臺南丸、明石丸を以て、二十九日午前九時、出港すべく用意をととのへしめた。

彼等は如何に熱烈なる島民の歡呼を浴びつつ、勇躍征途に上つたか。其情況を回顧して、橫澤は次の如く語つた。

之れと同時に、急遽臺灣守備第一旅團を派遣することとなり、命令は當時の旅團長たりし土屋少將（後大將）に下り、同旅團長は勇躍直ちに出征する事となつた。折柄基隆に入港中であつた商船郵船の汽船は、悉く軍用船として徵發せられ、士氣昂れる陸軍の將士は欣然として、基隆埠頭熱心に見送り來れる官民に別れを敍し、軍艦護

衛の下に出發した。而して萬歳を浴びせて征途を壯んにした。見送りの人々も此の時ばかり晴れやかなる壯快を感じた事はなかつた。

一方後藤民政長官は、その時すでに廈門に上陸し、領事館において艦長、領事と共に、陸戰隊上陸後の處置を、鳩首協議するところがあつた。その時決定された行動方針は次の通りであつた。

一　先著ノ運送船ニ乘組ム二中隊ノ內、一個中隊古浪嶼ニ、一個中隊ハ廈門ニ上陸セシメ、居留民ノ保護ニ任シ、領事館及商品陳列場ニアル陸戰隊二個小隊ハ、保護ノ任務ヲ引續キ、東亞書院ニ集中ス。

一　其他ノ運送船ニ乘組ム陸兵ハ、總テ廈門ニ上陸スルモノトス。

一　最後ノ決答狀携帶ノ使者領事館ヲ發シタル時（三十日午後　時ト定ム）ヨリ、軍隊ハ戰鬪ノ行動ヲ始ムルモノトス。

一　旅團長、軍艦々長、陸軍海軍ノ兩大隊長及參謀ハ、三十日午前九時ヨリ領事館ニ會合、（領事副領事列席）占領ニ關スル協議ヲ開キ、打合ヲ爲シ置クコト。

一　陸軍及海軍陸戰隊ハ協同一致ノ行動ヲ取ルコトニ最モ注意スルモノトス。

一　砲臺占領ノ時ニ要スル海陸ノ通信信號（假令ハ陸軍海軍ノ陸戰隊砲臺ヲ占領シタルヲ速ニ軍艦ニ通信スルノ類）ヲ定メ、軍艦ヨリ同士打ノ如キ過チナカラシムルコト。

一　軍艦ヨリ砲臺攻擊ノ順序ヲ別紙ノ通リ定ム。

一　砲臺占領ヲ了ラハ、本國其他ヘ飛報ヲ發スル時ノ手筈ヲ定メ置クコト。

一 陸軍兵ハ三十日午前六時ニ到著シ了ルノ豫定トシテ、左ノ通假定ス。

一 三十日午后　　ヨリ三十日正子ヲ期シ、別紙ノ通各國領事ニ通知シ、及汽船　　丸ヲ避難用トシテ内港ニ止メ置クヲ以テ、希望ノ者ハ乘船差支ナキ旨ヲモ通知スルコト。

一、三十日正子ヲ期シ、最後ノ決答狀ヲ發シ、三十一日午前三時ヲ限リ回答スヘキ事、回答ナケレハ直ニ開戰ノ態度ヲ取ルコト。

一、三十一日未明（午前五時）、軍艦ハ揚錨戰鬪ノ態度ニ移リ、適宜ノ距離ニ到ラハ、先ツ高千穗ヨリ砲擊ヲ始ム。陸上ノ諸兵ハ此砲聲ヲ聞キ、開戰ノ合圖ト定ム。

またその時、旅團長及び高千穗艦長の名を以て、三十日正子を期し、楊軍門に提出すべき決答狀の文案は、次の如く假決定されてあつた。

以書翰致啓上候。閣下頃日砲臺ノ防備ヲ嚴ニシ、兵勇ヲ增徵シ、砲臺ノ修理ニ勉メラレ候ハ、總テ排外的行動ニ出ルモノト確認致候。加フルニ過般二隻ノ兵船港內ニ入リテ、竊ニ我艦ノ動靜ヲ伺フモノト被存候。本官等、今居留民保護ノ任ヲ帶ヒ、此地ニ駐在シ、是等ノ動作ヲ見テ晏然傍觀難致儀ニ有之候。右ノ理由ニ據リ、本官等ハ居留民保護ノ任ヲ全フスル爲、閣下ニ向テ左ノ條項ヲ提議致候。

一 本港兩岸各所ノ砲臺ヲ本官等ニ引渡スヘシ。

一 前項申込ニ對スル諾否ハ　　時迄ニ回答スヘシ。

一 若右時間內ニ回答ナキトキハ、承諾セサルモノト認メ、不得止武力ヲ以テ占領スヘシ。

右三項ニ對シ御處決相成度此段申入候。敬具。

年　月　日

旅　團　長

高千穗艦長

楊軍門閣下

予等は悉皆調つた。今は宮島丸の著くを待つばかりである。伯は直ちにその旨を、次の如く兒玉總督に報じた。時に八月二十八日午後一時。

艦長領事ニ訓令セリ。既ニ占領計畫整備陸兵到著ヲ待チ、三十一日拂曉始ムル豫定。安心。

「安心」の一句、その時の伯の感懷を寫し得て餘蘊がない。そして同時に、次の別電を、兒玉總督宛てに發した。

三十一日臺南丸ニテ歸ル。土語ノ出來ル通譯四五名直ク送ラレタシ。谷關口兩通譯官ノ内ニ名直ク送ラレタシ。

かくして對岸廈門には後藤民政長官を中心とする艦長領事の一團が、胸躍らせつつ、目睫の間に迫れる征戰の策を廻らしつつあり。海には歩兵二中隊を載せたる宮島丸が、臺灣海峽の浪を蹴り、全速力を以て急行しつつあり。臺北には兒玉總督の命令一下、臺南丸、明石丸に乘じて征途に上らんとする壯士が慘として驕らず、劍を撫して待ちつつあり、東亞の危局は當に一髮に懸つてゐた。その瞬間であつた、一通の飛電東京より來つて、這箇の一切を、粉碎し去つたのは、二十八日の夕刻、桂陸相發の次の訓電は、突如、上野領事の手に達した。

貴下ハ宮島丸乘組ノ渡邊中佐ニ此電報ヲ傳ヘラレタシ。

貴官ハ今下ニアル軍隊ト共ニ歸臺スヘシ。本件ニ關シテハ臺灣總督ニモ命令シ置ケリ、此電報受領セハ直チニ其

旨返電スヘシ。

萬事休す焉。彼等のすべての計畫と努力とは、ここに全く水泡に歸したのだ。

一方兒玉總督は、二十八日午後十時十五分、桂陸相の次の電報に接した。

暗號第九、本日陸海兩大臣ノ連名ヲ以テ、高千穗艦長ニ左ノ電報訓令ヲ與ヘタリ。（中略）砲臺占領ヲ實行スルハ、我政府ニ於テ未タ時機ニアラスト認ム。故ニ陸兵其港ニ到著セハ、高千穗ノ錨地附近ニ碇泊セシメンカ、港外ニ於テ運送船ニ訓令シ、一時澎湖島ニ碇泊セシメ、時機ノ熟スルヲ待タシムヘシ。

この時の兒玉總督の感慨はどうであつたか。上掲「顚末」は、ただ「是ニ至リテ本官等一時憮然タリ」と記してゐるのみであるが、その時總督の側近にあつた祕書官横澤次郎は、次の如く物語つた。

處が今朝見送つて愉快に歸つて來たその午後に、廟議忽ち一變、南淸出兵は見合せたといふ電報に接したのである。アア何たる輕卒千萬な事であらう。基隆埠頭に出兵を見送つて歸つたばかりの其の日、此の電報に接せんとは實に思ひも寄らぬ事であつたのである。

廈門出兵見合せの電報は、其の出兵が官民歡呼の下に見送られただけに、意氣銷沈を感ぜしめた。吾々でさへ斯くの如し。況して閫外に在りて、臺灣統治の責任を有し、且つ南淸方面に鵬圖を有して居られた兒玉將軍のこと、胸中必ずや痛憤禁じ難きものあるべしと、推量に難からぬ處であつたが、果せる哉、將軍は出兵見合せの電報を手にせる儘、暫時なんの言葉もなく、感慨無量といふ有樣。身動きだもせず考へに沈んで居られたが、やがて熱涙頰を傳うて流れた。將軍は無念の齒を喰ひしばり、軍隊上陸見合せ、澎湖島に引還し後命を待つべしとの電報

を打て、との命令であつた。併し當時の運送船に無線電信のある筈もないから、此の電命を下すに於いても尠なからず當惑したが、廈門碇泊の軍艦宛てに此の意を傳ふる事となり、間もなく、廈門に到著せる土屋旅團長は、意外千萬にも港口にて軍艦より止まれの信號を受け、端艇にて乘り付けたる一士官より、臺灣總督の命令電報を受取り、目的地に著しながら一歩を廈門に印する能はず、空しく澎湖島に引返して來たのである。遺恨千秋とは斯かる場合を指すのであらう。

對岸經營の主動者たる兒玉總督が、この帝國政府の全く出し拔けの豹變によつて、絕好の機會を空しく逸したことを如何に悲憤慷慨したるかは、全く想像に餘りある。況んや身は動亂の渦中にあつて、たゞ一指彈をもつて大勢を支配すべき地位にあつた伯が、この思ひがけなき停止命令に接して、切齒扼腕したのは言ふまでもない。

伯は八月二十八日午後七時、取敢へず次の急電を兒玉總督に發した。

陸軍大臣海軍大臣ヨリ艦長ニ、砲臺占領陸兵上陸ヲ見合、時機ノ熟スルヲ待シムヘシトノ報アリ。各國モ軍艦當港ニ集合ノ模樣アリ。時機ヲ逸スルハ占領ノ時機ヲ失フヘシ。御指揮ヲ乞フ。人員其他ノ送付見合ラレタシ

この電報に、「人員其他ノ送付」とあるは、前電に通譯其他の送付を請求せることを指すものと思はれる。

しかし如何に伯が、廈門變亂の眞只中に立つて、齒ぎしりしても、獨力を以て帝國政府の態度を變更することはできなかつた。不可能と知つて諦められることならば尙ほ忍ぶべし。諦めても、諦めても、諦め切れぬのは、この折のことであつた。恐らく伯は、その夜は眠りを爲しえなかつたであらう。翌二十九日、伯は再び鉛筆を採つて、臺灣總督府の十三行罫紙に、次の電文案を走り書きし、直ちに兒玉總督宛てに打電せしめた。

八月廿九日午前

當地ノ情況ハ、中央政府ノ意見ト反對ニテ、時機熟シ、口實モ薄弱ナラスト信ス。道臺提督ハ既ニ家族ヲ移シ。單身ニテ應スルノ覺悟ヲ爲セリ。艦長領事トモ非常ノ決心ヲトリタル今日ニ於テ、更ニ時機ノ熟スルヲ待ツノ必要ナシ。唯米國領事及稅關ノ外國人中、各國ノ抗議ヲ引起サント試ムルモノヽ如シ。一兩日中ニハ米佛英ノ軍艦各一隻來ルヘシトノ說アリ。來著ニ先テ砲臺占領ヲ實行セントシタルニ、中止ノ命令アリ。大ニ面目ニ關ス。閣下ノ・・・ヨリ中央政府ノ大決心ヲ促サレンコトヲ希望。

伯の慷慨の情、眼に見るが如しである。續いて伯は、外務大臣宛ての電文案を、卷紙に毛筆を以て走り書きした。それは次の通りであつた。

清國暴民ノ擧ニ乘シテ、臺灣土匪ノ逃レテ其附近ニ在ルモノ、廈門ニ居留スル臺灣人八百餘名ニ害ヲ加フルノ虞アリ。臺灣人等ヨリ再應其保護ヲ總督ニ乞フ。小官總督ノ命ヲ奉シ、昨朝廈門ニ來ル。領事艦長等ノ決心漸ク堅クシテ、特ニ其效ヲ見ントス。然ルニ兼テ外國人間ニ探偵ヲ命シタル一人來リ云フ。米國領事其他大ニ此擧ヲシテ頓挫セシメントノ畫策ヲ爲シ、歡ヲ清國人ニ買ハントスト報ス。暫時ニシテ其說事實トナレリ。卽東亞書院陸戰隊引揚ケ訓令來ル。慨嘆々々。之カ爲メニ臺灣人將ニ此後ノ保護ヲ失ハントス。抑東亞書院ハ臺灣居留民ノ保護樞要ノ地ナリ。故ニ提督モ之ニ兵ヲ置カントセシナリ。然ルニ新ニ募集シタル清兵不規律ニシテ、臺灣人ニ害ヲ與ヘ、事ヲ生スル恐アルヲ以テ陸戰隊ヲ入レタルナリ。毫モ不可ナルコトナシ。然ルニ事ヲ枉ケテ中央ニ訴ヘ、撤兵ノ命下ル。不審ニ堪ヘサルナリ。一外人ノ運動此ニ到ルハ、畢竟此地ノ事情中央ニ達セサルニヨルモノト察

セラル。領事ノ陳情ヲ以テ大臣ノ再考ヲ仰クコトハ、獨リ臺灣新版圖人民ヲ服從セシムル爲ノミナラス、帝國外交上ニ於テ此事實ヲ明ニスルノ必要ヲ感シ、別電ヲ發セシム。事情ヲ明察シテ、外國人ノ奸策ヲ排斥シ、東亞書院陸戰隊引揚ノ件取消サレンコトヲ請フ。小宮實況ニ就キ見聞シ、有切望スル處ナリ。

同時に桂陸相に宛てては、次の電報を發送した。この二電が發せられたのは、二十九日午前十一時であつた。

小宮昨朝此地ニ來ル。已ニ艦長領事用意ハ周到ナリシ。不幸ニシテ米領事等ノ之ヲ頓挫セシメントノ企圖アリ。事實ヲ曲ケテ訴ヘ、早ク已ニ中央政府ヲ動カシ、時機ヲ逸セシム。此後好機會ナカルヘシ。其他臺灣人廈門ニ在ルモノニ危害ヲ增スヘキ訓令、靑木山本兩大臣ヨリ來ル。默止スルニ堪ヘス。小宮ヨリ別電ヲ以テ、外務大臣ニ實驗ノ事情ヲ陳セント、飜譯傳達ヲ請フ。且御一覽ノ上、卑見貫徹スル樣御盡力ヲ乞フ。臺灣ノ爲ナリ、帝國ノ爲ナリ。如何ナル中央ノ事情ナルカ、不審ニ付、御內電ヲ請フ。

抑も南進論の提唱者は桂ではなかつたか。しかるに身はいま陸相としてこれを實行すべき絕好の地位に在りながら、百事決行の潮に乘つた最後の瞬間に變心するとは、何事であるか。千里外、異鄕に客往したる伯は、何としても桂の心中が料り兼ねた。

しかもこの一斷が、諸外國の反對に會ふべきは、初めより豫期せられたる當然事ではなかつたか。僅かに一米國領事の策動によつて、既に弦を離れたる矢を、再び收めんとするがごとき、靑木外相の行動は、抑も何の理由に基くのか。伯は語るに友なき旅先で、ひとり懊惱し痛憤した。

この廟議一變の理由は、後文に於いて說くであらう。

一二、英米の進出

かくの如く、伯が厦門領事館樓上に、焦慮しつつある間に、事態は刻々惡化しつつあつた。厦門の暴徒の最も恐れたるものは、我が陸兵の上陸であつた。北清における皇軍の敏速にして果敢なる行動は、すでに南清の風評にまで傳はつてゐた。然るに非常な意氣込みで、厦門まで押し寄せて來た日兵は、上陸もせずに空しく引揚げていつたのだ。

この帝國方針の急變は、却つて暴民の氣勢を煽つたやうに思はれた。二十九日午前九時、田井聯合陸戰隊指揮官が、高千穗艦長に宛てて提出したる二通の報告は、次の通りであつた。

報　告（七）

昨夜厦門陸上ニ於ケル銃聲及砲聲ノコトニ付キ探索セシモ、不分明ナリシガ、只今手島少主計ガ三井洋行ニ於テ聞キ來リシ處ニ依レハ、提督管下ノ戎克ヨリ發シタルモノニシテ、其故ハ避難者ノ多キニ乘シ、厦門沿岸ニ每夜海賊ノ出沒スルモノ多キヨリ、戎克ハ此海賊ニ付キ警戒シツツアル際、恰カモ五十人計リ來襲シタルニ付キ、之ヲ退治セシ爲ニ砲發シタルナリ。而シテ海賊三人ヲ殺シ、十三人ヲ擒ニセリト云フ。

又本日午前十時頃(?)、一戎克ヨリ、野砲二門ヲ陸揚シテ、牙城内ノ方向ニ運搬セリト云フ。

右及報告候也。

報　告（八）

日本人酒井（汽船飛鳳ノ持主）ノ言ニヨリ、昨日午後三時、汽船飛鳳ニテ、漳州ヨリ三百人ノ募集兵、マニラ移住ノ名義ヲ以テ當港ニ著シ、上陸直ニ牙城ノ方向ニ向ヒタリト云フ。

又 Molest co. ノ主人ノ口ヨリ漏レタル言ナリト云フヲ聞クニ、昨夜居留外國人ハ、Cosmopolitan Hotel ニ會合シ、何カ祕密會議ヲ開キタル由。

翌三十日になると、英國は陸戰隊上陸の貼札を廈門の各所に貼り出した。米國もまた陸戰隊を上陸せしめんとし、米、佛、露の軍艦は、廈門に向つて急行しつつあつた。かくして帝國政府の態度が一度び軟化するや、諸列强の鼻息は急に荒くなり、それと共に、支那人までが傲慢の色を現はし、「日本領事逃ゲタ」と噂するに至つた。

これらの情況は、次に掲ぐる在廈門岡澤參謀の兒玉總督に宛てたる二電、及び高千穗艦長の電文によつて、睹るが如くに描かれてゐる。

電報譯　八月三十一日午前十一時三十分發　同　午後五時四十分著

三十日、英國領事ハ、日本兵上陸ノ爲メ人心恐慌ヲ來タシタル故、英國ハ陸戰隊ヲ上陸セシメタリトノ布告ヲ、廈門ノ諸所ニ貼リ出セリ。此布告ニ對シ、我副領事ノ意見未ダ決セズ。外務大臣ヨリ後藤ヘノ電報見タ。東亞書院ノ兵ハ引上グベキノ電報達シタ。今朝三時東亞書院ノ兵ハ皆引上ゲタリ。米國領事ハ陸戰隊ヲ上陸セシムベキ旨ヲ道臺ニ漏セリ。米、佛、露ノ軍艦、今明日ノ內ニ入港スル由。今ヤ廈門ニ於ケル帝國ノ威信地ニ落チタルニ、外交ノ局ニ當ル其人ナシ。眞ニ慨歎ニ堪ヘズ。

電報譯　八月三十一日午後三時三十五分發　同　七時三十五分著

在厦門　岡澤參謀

兩三日以來、支那兵ノ厦門ニ來ルモノ左ノ如シ。

泉州ヨリ約一千、漳州ヨリ六百ニシテ、大部ハ砲臺ニ在リ。支那兵士ハ俸給渡ラザル爲メ、三十日午後三時ヲ期シ暴行ヲ爲サントシタルニ、道臺ノ盡力ニ依リ俸給ヲ渡シ、强盜ノ首ヲ曝ラシ、漸ク事ナキヲ得タリ。金ハ米國領事上海銀行ヨリ一萬圓ヲ借リ出シテ與ヘ、三千圓ハシンタイ行銀行ヨリ道臺ニ貸シタリ。支那兵諸所ニ歩哨ヲ立テ警戒シ、支那人豪慢ノ色アリ。日本領事逃ゲタト噂ス。

在厦門　岡澤參謀

電報譯　八月三十一日午前九時厦門發　同　日午後二時受

臺灣總督宛　高千穗艦長

情報ニ依レハ、砲臺近傍ノ「レンプケウク」ニ、本日午前十一時頃、支那兵約五十人兵營ニ入リタリ。小銃四十梃ヲ兵營ニ運搬セリ。昨夜厦門ニ於テ暴徒拔刀ニテ二個ノ人家ヲ脅カス。

地上に眞空無し。日本の後退は、列國の躍進であつた。好機一度去つて、駟馬も及ぶなし。帝國南進の計、この日に敗れ兒玉、後藤の苦心は忽ちにして水泡に歸した。かくて、日本民族は再び旗を捲いて北に歸り、英米二國の勢力は、俄然として南太平洋の全面に展開した。

一三、聖旨兒玉に降る

一呼にして萬弩將に發せんとする最後の一瞬において、帝國政府は何故にかくも突如と、その態度を豹變したのであるか。

それは、當時はまだ不明であつた。しかしこの廟議の急變は、兒玉總督を、濟ふべからざる窮地に陷れた。公然陛下の軍隊を動かしながら、上陸だに爲さしめずして、あたふたと澎湖島に引揚げしむるとは、見やうによつては、富士川の水鳥の羽音に驚いて敗走せる平家の公達と言はれても、仕方のないものがあつた。

勿論、それは兒玉總督の責任ではなかつた。廈門出兵が廟議の決定に基くものであつた如く、その半途撤退も、政府の命令によるものであつた。しかし新領土統治の大任にあつて、新附の民に莅む以上、斯の如くにしてよく臺灣總督の威信を保つことができるか。

端的に言へば、兒玉總督は、帝國政府のために、煮湯を呑まされたのだ。總督が悲憤痛哭、陸兵の引揚命令を下すと同時に、内相西鄕從道に宛てて、病氣と稱して轉地療養を出願したのは、無理もないことであつた。

後藤民政長官にむかつては、直ちに歸臺の命令を下した。しかるにその時廈門には、都合のよい便船がなかつた。

すると兒玉總督は、いきなり怒鳴つた。

『便船がないなら、此方から迎への船をやれ。』

たつた一人のために、三千噸の船を動かさうとしたことを見ても、その時の總督の悲憤の情が偲ばれる。

事實この時は、後藤長官を迎へるため、わざ〳〵臺南丸を厦門に向け差向けることになつてゐたのである。其の折伯から電報があつて、軍艦に搭乘歸臺の途に就いたことが分つたので、臺南丸はその命令を取止められた。

一方內閣からは、山縣首相、西鄕內相の名を以て、今日の場合、臺灣以外において、病氣療養は許されないといふ返電があつた。兒玉總督はこれに對し、直ちに次のごとき願意を表示した。

總督願意

一　此回厦門地方ニ於ケル帝國ノ威信ヲ墜シ、延テ臺灣統治上ニモ尠カラサ（マヽ）影響ヲ及ホスニ至レリ。是總督不明ニシテ、政府訓令ノ主旨誤解シタルノ致ス處ニシテ、深ク恐縮慚愧ノ餘、左ノ二件ノ一ヲ哀願ス。

一　轉地療養

二　辭　職

これが八月三十日のことである。

翌八月三十一日の午前十一時には、後藤民政長官が、軍艦和泉に搭乘して、淡水に歸著した。そして足を家門に入るるの暇もなく、直ちに總督官邸に入り、轉地療養及び辭表の經緯を詳細に打合せた後、伯はその場で上京を命ぜられた。

かくして伯は九月一日、臺南丸に乘じて、上京の途に就いた。言ふまでもなく、總督辭職問題につき、內閣と交渉するためであつた。

伯が總督辭職問題を提げて、東京に姿を現はすや、政府は忽ちにして、恐慌の渦のなかに投ぜられた。何となれば、

厦門出兵の件は、畏れ多くも　天聽に達してゐたことである。しかもこの問題の責任は、殆ど全部内閣にあるのに、その當面の責任者が、却つて臺灣總督の辭職を慰撫せねばならぬ立場に立つたからである。

事情かくの如し。この時、最初伯と交渉の任に當つたのは、主管大臣たる西郷内相であつたが、流石調停役としては天下一品と稱せられた西郷從道も、この時ばかりはホト／＼弱り拔いたと傳へられる。

この内閣との交渉の經過は、勿論臺灣なる兒玉總督に宛てて、刻々報告された。幸ひにして、伯の自筆になるその報告の電文案の主なるものが、今に保存されてゐる。その第一報は、九月六日午後五時半發送、次の通りであつた。

午後一時西郷内務大臣ヲ訪ヒ、總督ノ請求ハ止ムヲ得サル事情タルコトヲ陳述シ、綜理ハ差支アリ、明日面會ノ筈。○今晩外務並海軍ノ内情分ル筈、追テ報告スヘシ。○既ニ西郷内務大臣自ラ渡臺ノ議モアリトノコト直話ナリ。政府ハ小官ノ上京必大議論アルベシト、少シク恐レ居リタル樣子ナリ。議論ナキニハ更ニ驚愕ノ氣味ト察セラル。伊藤侯ハ軟說、山縣侯ハ硬說、露國撤兵提議ニテ閣議マトマラス、漸ク軟說ノ勝利トナリ撤兵同意ノ由。明日マテニハ確ト閣議ノ樣子モ明カナルベシ。○兩三日中ニハ是非決定セシムル見込ナレトモ、大體難事ナレバ、遷延スルヤモ知レス。

次いで同日午後十時、伯は次の第二報を發した。

當初ヨリ内閣ノ意向ハ厦門ニ對シ確定シ居ラス。各大臣互ニ責任讓合ノ姿アリシニ、去廿六日、露國ヨリ撤兵ノ提出ニ付、打擊ヲ受ケ、臆病トナリ、伊藤侯ノ軟說ニ動サレ、上野領事ニ一時ノ責任ヲ歸シ、當座ノ始末ヲ付ケントノ意ナルカ如シ。○結局ハ西郷大臣　勅命ヲ以テ、渡臺ノコトニナランカト推察セラル。

即ち九月六日の交渉によつて、閣議急變の內情は、ほぼ分明となつたやうであつた。それは列强の干渉と、伊藤侯の軟說とが、最初から右顧左眄的であつた閣議を動搖せしめ、つひにかかる結果を生じたものと察せられた。當時臺灣總督府において、政治的內報蒐集の任にあたつた横澤次郎は、その內情を次の如く語つてゐる。

一體厦門出兵問題が、初め脫兎の如き勢ひありしものが、何故忽ちにして處女の如きものに變じたかと申すと、閣議では厦門出兵を決行することとなり、直ちに實行に取りかかつたが、當時閣外に在つた伊藤さんが滄浪閣に閑臥しつつあるうち、右の出兵問題を耳にし、夫れは飛んでもない事である、今日の場合南清の出兵は、忽ち英國と禍端を醸すことを免れない。左すれば東洋の平和を攪亂するの責任を帶ぶることとなつて、世界列國の干渉を受くるの苦境に陷らねばならぬ、といふ意見で、急遽上京青木外務大臣に事の實否を確かめて見ると、如何にも南清出兵は事實なりとのこと、固よりこの青木といふ人が外交にかけては所謂對外軟の方面で、最初から南清出兵には二の足を踏むで居たが、山本海相などに壓迫されて、已むなく一味した事といひ、伊藤さんの意見を聞くと一も二もなく夫れに生捕りになつて仕舞つた。そこで伊藤さんは青木外相よりの材料を得て山縣首相に忠告といふ事になつたので、廟議がグラ付いたのであつたらしかつた。

然しながら、その內情は如何ともあれ、今となつて焦眉の問題は、兒玉總督の辭任を、如何に決定すべきやであつた。しかもその點については、兒玉總督の意志は頑として動かすの術なく、伯の態度もまた飽くまで强硬で、山縣首相も全く苦境に陷つたと傳へられる。

九月七日の朝、伯と山縣侯との會見の經過は、同日零時半發、伯より兒玉總督に宛てたる、電報によれば、次の通

りであつた。

九月七日午後零時半發送

今朝綜理大臣ヲ訪ヒシニ、總督辭任スヘキ理由ナシトノ說ヲ根據トシ居レリ。事情縷々陳述ノ後、明朝更ニ面會ノ筈ニテ分ル。綜理頗ル苦辛ノ體ナリ。厦門並臺灣ノ事情能ク分ラス。綜理モ責ヲ領事ト艦長ニ歸セントノ意ニ過キス。然ルニ事重大ニ渉ル問題トナリシニハ困却ノ樣子ナリ。綜理ハ厦門ニ新口實アレハ再擧ノ意十分アリ。併伊藤侯ノ意思ト共ニ明確ナル上ニ非サレハ、信ヲ置ク能ハス。委細ハ明日報告スヘシ。

これによつても、ひとり山縣首相の苦心のみならず、内閣そのものの狼狽の情を、察知することができる。一旦伊藤侯の軟說に壓せられて、厦門撤兵を命令しながら、今また兒玉總督及び後藤民政長官の强硬なる態度に會ふや、再擧の議を仄めかす。たとへ山縣首相は最初から硬說であつたとはいへ、その間、内閣無定見の譏りを免れないであらう。

しかし流石に、この再擧說は、漸次勢力を失つて來た。それは九月八日の朝、伯が再び山縣首相と會見の上、午後二時、兒玉總督に宛てたる電文によれば、次の通りであつた。

今朝再綜理大臣ニ面會セリ。轉地療養許可ニハ不同意、又善後策トシテ、再ヒ局面ヲ轉回スル勇氣モ少シ乏シキ樣ナレトモ、事情ノ行違ハ分明トナリ、何レ内務陸海軍外務大臣ト相談ノ上、追テ返答スヘシ、小官明日ノ出發見合スヘシトテ別ル。今日右ニ付綜理大臣官邸ニ會議アルヘシ。〇タブン十八日ノ船ニテ歸府ノコトニナラン。

しかもこの再擧說が、伯の推測したる通り、さらに軟化して、もはや斷念するの餘議なきに至つたことは、九月十

日午前九時發、兒玉總督宛ての次の電文が明白に語つてゐる。

廈門事件中止ノ理由稍分明。差シタル外交上抗議モナシ。畢竟恐怖ノ餘ニ出タル失敗ナリ。殘念限リナシ。再擧ノ策ハ先便モ申述タル通リ勇氣ナシ。○上野領事今日ノ船ニテ歸任セリ。委細本人ヨリ御聞取ラレ乞フ。

かくして再擧說は、何時の間にやら立消えとなつた。しかしその時こそ、山縣內閣が、最後の運命を決意せねばならぬ重大時機であつたことは、容易に推察することができる。若し再起が不可能とあれば、兒玉總督の辭意は、最早飜へすに由はない。そして若し兒玉總督に、廈門出兵問題の責を負うて辭職されたならば、その眞の責任者たる山縣內閣が、晏如として廟堂の椅子に坐してゐることは、不可能となるからである。

俄然、山縣內閣は窮境に陷つた。九月十一日、午前十一時半、伯は兒玉總督に報じて曰く。

本日午後內閣ニ出頭スヘク、山縣綜理大臣ノ直書ニテ申越セリ。是ニテ落著ナルヘシ。內閣瓦解ノ徵少ク見ユ。總督ノ意志ヲ飜スコト能ハサレハ、直ニ瓦解來ルヘキカ。

山縣內閣瓦解——その最後の瞬間において、首相山縣有朋の採つた決斷は、萬事を　天聽に達して、御裁斷を仰ぐといふことであつた。それは九月十一日のことであつた。

翌九月十二日、午後二時、伯は兒玉總督に宛てて、次の如く報告した。

昨日山縣侯ハ事情ヲ　陛下ニ上奏シタルニ、一兩日御考慮遊サル旨、內達ニ止マレリ。萬事ハカバカシカラズ。內閣モ困却ナルヘキカ、小官モ困却シ居レリ。

而してこの波瀾重疊を極め、紆餘曲折を經たる廈門事件の始末を、一刀兩斷の下に解決したものは、畏くも　明治

天皇の御裁斷であつた。その事情は、兒玉總督に宛てたる、伯の密電によれば、次の通りであつた。

此電報ハ嚴重祕密ニ願ヒタシ。

陛下痛ク宸襟ヲ惱マサレ、米田侍從ヲ十八日ノ船ニテ遣ハサル、コトニナリタリ。又下官唯今侍從職ヨリ召サレ、參內拜謁仰付ケラレ　陛下親シク左ノ勅語ヲ賜フ。

兒玉病氣ノ趣、目下ノ形勢ニ付、靜養勤續スル様ニ致スコトヲ望ム。

尙退出後、岩倉侍從長ヲ以テ、事情ハ總理ヨリ御聞取在ラセラレタリトノコト、且下官ニモ兒玉ヲ助ケ十分奮勵スベシトノ御沙汰アリタリ。此事米田侍從著迄ハ、新聞其他ニモレヌ様願置ク。總理大臣ハ此通信ダニ禁セラレタリ。〇下官十八日ノ船ニテ歸臺スヘシ。

なほ、これらの內情を漏れ承つた横澤が、追憶して語るところによれば、次の通りである。

兒玉將軍は、かねて日本の外交の腑甲斐なきを憂慮して居られた事といひ、吾が日本の將來に大關係を及ぼすべき此の度の出來事に就いては、どうしても辭意を飜へすが如き事はなかつた。で內閣では弱り切つて居た際、事の趣き天聽に達し、九月十五日宮內省より後藤長官に參內すべき通知があつた。然るに圖らざりき　陛下に謁見を仰付けらるることになつて、奧御學問所に於いて天顏に咫尺し奉つた。しかも侍從を經ずして、直々に將軍の辭意を御聽許相成らざる旨の御沙汰を下し賜はれたのであつた。此の直々の御沙汰を拜するは長官としては實に破格の事で、御沙汰の趣きは、病氣職に堪へずとせば在職のまま靜養すべく、臺灣の地は帝國の將來に重要の土地なれば、其職に留まり朕が意を安んぜよといふ御主意であつたと拜察できるのである。事茲に及んでは、如何

に決心固き將軍といへども、唯だ感泣天恩に酬ひ奉るの外はない。陛下は更に將軍に右の御沙汰を傳達せしむべく、態々米田侍從を臺灣に差遣せられたのである。後藤長官は侍從に御供して臺灣に歸り來り、侍從は總督官邸に於いて將軍に右の御沙汰を傳へられたのであるが、當時將軍の傍に在り、其の模樣を拜見するの光榮を有した僕は、將軍の謹嚴にして感懷無量ともいふべき有樣を見て、君臣水魚ともいふべき美はしさに感涙を禁じ得なかつた。

事　天聽に達して親しく優渥なる御諚を拜す。兒玉はただ感泣して　聖慮の鴻大なるに恐懼する外はなかつた。かくして厦門事件の內政上の責任は落著した。

一四、兒玉の後圖

所謂「厦門事件」は斯くの如くにして落著した。しかしこれを以て、厦門問題それ自身が解消したのではない。何となれば、對岸經營は、厦門事件の有無に拘はらず、臺灣統治上不可避なる措置であり、帝國南方經營の楔子であつたからである。

故に兒玉總督は、事件直後、「厦門事件ノ顚末及對岸將來ノ政策」なる覺書を記して、事件の眞相を記錄すると共に、對岸經營再建設の規準たらしめんとした。

この覺書の前半は、厦門事件の經緯を記述するに當り殆ど全部を引用した。よつて後半によつて、事件後の對岸經營を敍述することとしよう。

覺書の後半は、まづ筆を起して、一抑々對岸ナル閩粤各地經營ノ目的ハ、國際的以外ニ勢力ヲ潛伏セシメ、以テ實益ヲ收ムルニ在リ一と記し、對岸經營の基礎工作として、廈門專管居留地、東亞書院、病院、航路、小船渠、汕頭の七問題について論じた。次の通りである。

第一　廈門專管居留地ハ、前陳目的ノ基礎ヲ爲スヘキ者ト認メ、同地埋立事業ヲ當府ニ於テ引受タリ。此事業ハ大約五十萬圓ヲ要スヘキ見込ノ大事業ナレトモ、其資金ニ對シ當府ノ經濟ヨリ相當ノ利子ヲ保護シテ成功セシメントス。

右埋立事業ノ成功ト同時ニ、地上ノ利用ヲ講究セサルヘカラス。即高潤壯大ナル一家屋ヲ建築シ、臺廈倶樂部トイフ者ヲ開設シテ、現在借家住居ナル三井物產會社、臺灣銀行、大阪商船會社等ノ支店ヲ始トシ、其他資本ヲ擁ヘテ住居スル者ハ皆是處ニ移シ、以テ日本紳商ノ模範ト爲シ、又商業上必要ナル電話倉庫等ヲ設備シ、漸次ニ商利ヲ吸收セシメントス。

第二　東亞書院ハ帝國ヨリ一萬圓ノ寄付ヲ得テ設立セラレ、當府ヨリ教員ヲ貸與シ且經費ヲ補助セリ。此レ專ラ地方紳士ヲシテ帝國ニ接近セシムルノ目的ニシテ、敢テ恩惠的ノモノニアラス。開院當時ハ較々盛況ヲ呈シタレトモ、北清事件起ルニ及テ一時閉院スルノ已ムヲ得サルニ至レリ。即今再ヒ開院シ、未タ全ク恢復セスト雖、大體ニ於テ素ヨリ生徒ノ多數ヲ望ムモノニアラサルナリ。

第三　病院ノ計畫ハ三十四年度豫算ニ於テ提出セリ。此レ專ラ慈惠ヲ目的トシ、無告ノ病患ヲ救ヒ、帝國ノ恩威ニ感セシメ、併セテ文明ノ醫術ヲ注入スルニ在リ。固ニ一時ノ寄附的事業ニアラス。且一面ニハ居留地ヲ開キ紳

商ノ出店ヲ促ス上ニ於テ、最モ必要ノ機關タルヲ認ム。

第四　航路ハ三十二年（ママ）ヨリ大阪商船會社ヲシテ開始セシメタルヨリ、ドグラス會社トノ競爭ト爲リタレトモ、政府保護ノ名ノ上ニ於テ漸ク信用ヲ博シ、殊ニ今回開始セシメタル香港福州間ノ如キハ、初航ヨリ非常ノ好況ヲ呈セリ。今後船體ト船員トニ十分ノ改革ヲ加ヘハ、兩三年ヲ出テスドグラス會社ヲ壓倒シテ、此航路ヲ獨占スルヤ必然ナリ。尙ホ上海香港間ノ航路ハ船舶不足ノ爲運賃非常ニ高ク、且皆洋人ノ支配船ニシテ、支那人ノ待遇頗ル殘刻ナル今日ニ於テハ、帝國ノ開航最モ必要ノ時機タルヘク、又將來商權擴張上、帝國ノ者タラサルヘカラサル事業ナリト認メ、大ニ勸誘奬勵シツヽアリ。

尙廈門ヲ中心トシテ汕頭、漳州、泉州、同安等ノ小航路ノ占領モ亦必要ナリ。此占領ハ廈門其他ヲ占領シタルト同一ノ結果ヲ得ルヤモ知ルヘカラス。乃至廈門ノ警察權ヲ掌握スルノ價値ハ十分ナリト認ム。如何トナレハ廈門ヲ生活セシムル者ハ卽此小汽船ナレハナリ。然レトモ經費ノ出處ナキカ故、未タ著手スルヲ得ス。

第五　小船渠ハ一ノ引揚ドツクニ過キス。隨テ其價額モ一萬圓以内ヲ以テ買收シ得ラルヽ見込ニ付、本年度ノ豫算ニ提出セリ。

第六　大船渠ハ二千噸内外ノ船體ヲ容ルヘキドツクニシテ、現ニ洋人株式組織ニシテ營業シ相應ノ利益アリ。價格大約二十萬圓内外ノ者ナリ。此ハ南淸航路ニ隨伴シテ必要ノ機關ナレハ他日資本ノ計畫ヲ爲シ買收セントス。

第七　沙坡頭ノ地ハ入手セサルヲ得ス。該地ハ廈門島ノ西南方ニ面スル陸地ノ突出シタル岬ニシテ、漳州府ノ管轄ニ屬シ廈門開港ノ區域外ニシテ、風害ヲ避クルニ適シ、將來鐵道ノ起點其他陸地商業ノ起點トシテ尤モ有望ノ

地タリ。若シ時機ノ許スニ至ラハ、海軍ノ貯炭地其他如何ノ名義ニテモ借入若ハ買收スルコト必要ナリト認ム。

次に福州は、厦門地方と異なり、經濟的關係はそれほど臺灣と密接ではないけれども、福建省の政治的中心地として、對岸經營については、等閑すべからざる關係を有する。故に兒玉總督の覺書は、馬尾造船所、銀元局、同文學堂、閩報の四項に亙つて、その經營に論及した。

福州ト本島トノ關係ハ、從來駁船(ジャンク)ノ連絡アルニ過キサレハ、福州ノ紳士本島ヲ一見シタル者幾ント希ナリ。隨テ一般人民ノ知見最モ固陋ニシテ官尊民卑ノ度甚高ク、僅少ノ事業ト雖官邊ニ緣故ヲ求メサルレハ之ヲ興スコトヲ得ス。此レ曾テ後藤民政長官ヲ派遣シ其路ヲ開キ、添田銀行頭取ヲシテ多少ノ交渉ヲ嘗試セシメタル所以ナリ。

第一　馬尾造船所ハ全ク佛人ノ管理ニ歸シ居ルハ喋々ヲ俟タス。然ルニ清佛ノ條約期限ハ本年九月ニ在リ。清國官吏ハ漸ク佛人ノ專橫ヲ厭ヒ、且經費モ亦繼續セサレハ、茲ニ口實ヲ設ケ、此期限ヲ以テ契約ヲ解キ、清國人ノ一手ニテ此事業ヲ爲サントスルノ意向アリ。唯ゝ佛國ヨリ大約二百萬圓ノ負債アリテ、其處分ニ苦シミ、未タ發言スルヲ得サル場合ナレハ、茲ニ臺灣銀行ノ性質ト帝國政府トノ關係ヲ說キ、彼ヨリシテ金主タルノ請求ヲ促サシメ、其初歩トシテ銀券通用ノ路ヲ開カンコトヲ計畫シ、其結果ハ獨リ銀券ヲ通用セシムルノミナラス、福州政廳仕拂及兵隊ノ給料等ニモ仕用スヘキト迄ニ承諾スルニ至レリ。不幸ニシテ北清事件ノ爲メ談判中止トナリタルハ遺憾ナリ。

第二　銀元局ハ孫葆瑨ノ私立造幣所ニシテ、現ニ銀貨ヲ鑄造セリ。同局ハ或條件ノ下ニ一切臺灣銀行ニ委托スルコトヲ申込タレトモ、是レ亦北清事件ノ爲メニ中止セリ。孫氏元來維新黨ノ一人トシテ、支那人中ニテハ內外ノ

事情ニ通シタル者ナリ。福州洪水罹災救濟金募集ノ爲、本年八月本島ニ渡來シ、二週間許滯留セシカ、此レ一ハ本島ノ事情視察ヲ兼ネタル者ナリト云フ。孫氏ノ來臺ハ不幸ニシテ北清尤モ殘刻ナル時機ナリシカ故、廣ク救助ヲ求ムルコト能ハスト雖、帝國ノ恩威義俠ト將來ノ連絡ヲ維持スルヲ目的トシ、極メテ小範圍ニ於テ義捐シ、金一萬圓ヲ齎ラサシメタリ。孫氏ハ時機ノ好カラサルニモ關セス、即時ニ此大金ヲ得タルハ、唯ニ災民ノ幸福ナルノミナラス、自身渡臺ヲ空セサルノ厚意ハ深ク感激シタルモノノ如シ。

第三　同文學堂ハ福州維新黨ノ紳士ノ設立ニシテ、東亞同文會ヨリ若干ノ補助ヲ與ヘタル者ナリ。其性質ハ廈門東亞書院ニ同シ。東亞同文會ノ補助廢止シタルヲ以テ、當府ヨリ之ヲ繼續セリ。

第四　閩報ハ一週一回ノ發刊漢字新聞ナリ。是レ亦同文學堂ト連絡ヲ保ツ者ナリ。

かくの如く、兒玉總督の覺書は、對岸經營に關する基礎工作を記述したる後、廈門事件以後の形勢を論じて、次の如く述べた。

之ヲ要スルニ、北清事件ハ南清經營ニ非常ノ障害ヲ與ヘ、就中廈門ノ出來事ハ彼地紳士等ヲシテ疑惑ヲ起サシメタルコト甚タ大ナリ。然レトモ紳士等ハ清國政府及ヒ清國官吏ノ到底依賴スヘカラサルヲ看破シ、異種異文ノ政府ニ屬センヨリハ、同種同文ノ治下ニ立タンコトヲ望メルハ異口同音ナルカ如シ。故ニ今後諸般ノ事業ヲ計畫センニハ、務メテ國際上ノ紛雜ヲ避ケ、地方紳士ト提携スルノ方針ヲ取ルコト必要ナリ。又紳士等ヲシテ其資產ヲ帝國保護ノ下ニ置カシメ、遂ニ其國籍ヲ移サシメ、帝國ハ之ニ相當ノ位置ヲ與フルコト必要ナリ。聞ク所ニ據レハ、廈門附近ノ紳士ニシテ、南洋諸島ニ所有スル財產ハ、二億萬圓乃至四億萬圓ナリトイフ。而シテ彼等ハ支那

人トシテ外國政廳ノ下ニ非常ノ虐待ヲ蒙リ、非常ノ重税ヲ課セラル、今日ニ在テハ、寧ロ日本帝國ノ臣民ト爲リ、洋人同樣ノ保護ト權利トヲ得ンコトヲ希望シ居ルモノノ如シ。抑モ南淸ハ寒瘠ノ地タリト雖、其形勢本島ト至大ノ關係アリテ、實ニ南淸政策ノ策源地タリ。是故ニ南淸政策ハ單ニ南淸ニ止ラスシテ、又タ南洋ノ政策タリ。夫レ此ノ如シ。則南淸政策ノ成功ハ固ヨリ急促ノ間ニ求ムヘカラス。必ラスヤ時ヲ權リ機ヲ見テ漸々設施シ、以テ年月ノ後ニ期セサルヘカラス。此レ本官當初就職ノ時ヨリ請求スル所ニシテ、終始一徹渝ハラス。又タ嘗テ少シクモ浮議ノ爲メニ撼カサル所以ナリ。

以上ハ北淸擾亂ノ後廈門ニ起レル事件ノ顚末、及ヒ南淸政策ヲ敍述シタルモノナリ。惟フニ北淸事件今ヤ大段落ヲ著シ、其報酬タル賠償及ヒ土地割讓、土地不割讓等ノ問題ハ、對淸政策トシテ實行セラルヘキハ當然ノコトナリト信ス。而シテ本案ハ嘗テ此レカ政策ニ論及セス。

見るべし。廈門事件の挫折のため政治的、軍事的進出に望みを失つた臺灣總督府の對岸方針が、再び經濟的經營に立ちもどつて、淸國の社會における、實勢力の把持者たる一地方紳士ト提携スルノ方針」の下に、その志をのべんとせることを。事實またそれが、廈門事件後の帝國の大方針となつたのである。

一五、三五公司

北淸事件以後における對岸經營の中心事業として設立されたのは、三五公司であつた。さうしてその首腦者として活動したのは、臺灣統治上、經濟方面における伯の最高顧問として、縱橫の機略をふるへる愛久澤直哉であつた。伯

もまたその「臺灣總督府對岸經營ノ由來」の末尾に、自ら赤筆を以て、特に左の如く記してゐる。

以上ノ總務ハ愛久澤直哉ニ專任シ來リ、現今後繼民政長官祝辰巳監督ノ責ニ任スヘク、不肖顧問トシ後圖ニ與ル處ナリ。

然らば、三五公司は、如何なる趣旨の下に設立されたものであるか。愛久澤は伯の離臺後、明治四十一年、伯に捧げたる書の冒頭に記して曰く。

抑モ清國ハ、其名ニ於テ國家政府ノ存在スルアルモ、其ノ實質ニ於テハ近世所謂國家政府ノ存在ナク、反テ一種ノ民族團集ニ過ギズ。随テ之レニ對スル我ガ處理ノ方法モ、亦自カラ他ノ純乎タル國家政府ニ對スルモノト、其ノ措置ヲ異ニスベキモノ、如クナル旨ハ、不肖ノ爾來屢々開陳セル所ナリ。而シテ對岸經營ノ上ニ於テモ此ノ主義ニ則リ、主トシテ主要民屬トノ抱合ヲ試ミ、其ノ抱合力ヲ利用シ、彼ノ所謂政府ト稱スルモノニ應對スルハ、甚ダ必要ノコトナリト信ズ。

輓近我國、特ニ歐米各國ニ於テ、清國覺醒ヲ呶々シ、急轉直下ノ勢ヲ以テ、完全ナル法治國ノ清國ニ出現スルカ如ク說クモノアリト雖モ、其ノ所謂覺醒トハ果シテ清國國家ノ爲ニ爲スモノナルカ、將タ民屬各自特別利益ノ爲メニスルモノナリヤ、容易ニ斷定スベカラズ。況ンヤ北京朝廷ノ施設セル諸改革ノ如キ、清國特種ノ國狀ト多ク衝突ヲ來シ、唯只タ有名無實、皮相外面的ノ改革ニ終ルモノ、比々皆ナ然ラザルハナシ。果シテ何レノ時ニカ能ク改革ノ實行ヲ期スベキカ、未タ容易ニ知ルベカラズ。近年歐米ノ生産力發展其度ニ過ギ、供給饒多ノ結果、百事ヲ放擲シテ販路ヲ見出サントスルヨリ、爾來ノ强壓暴慢ノ態度ヲ變シテ、一意ニ清國ノ甘心ヲ得テ其ノ得意ヲ擴大セントシ、國交ノ樣式ニ於テ互讓恭謙ノ風アルガ如キモ、彼等ガ果シテ何時マデ、不可思議ナル清國政府ノ處理ニ屈服スベキヤ、甚ダ疑ナキコト能ハズ。思フニ現今ニ於ケル各國對清ノ態度ヲ以テ、直チニ清國内憂外患ノ除去セラレタルモノト解スルハ、早計ニ失スルモノナラムカ。事態果シテ然リトスレバ、從來三五公司ノ腦務ニ依リテ、福建民族ニ近ヅキ、鐵務ニ依リテ南洋民屬ノ一部ト抱合シツヽアル關係ヲ持續維持スルハ、決シテ無用ノ事タラザルベキヲ信ズ。

蓋シ淸國ハ恐ルヽニ足ラズトスルモ、支那民衆ノ經濟吸集力ハ實ニ侮ルベキモノナルベク、之レヲ敵トスルト、之レヲ味方トスルトハ、邦家百年ノ計ニ於テ得失最モ著大ナルモノアラムカ。三五公司ハ其ノ對岸經營ニ於テ、其ノ南洋施設ニ於テ、當ニ是ノ主義ニ原ヅキ行動シ、走馬燈的政府ノ處理ヲ度外ニ置キ、固ク民族ノ咽喉ヲ扼シ、深ク其ノ肺肝ニ入レニ於テハ、其事ノ大小ニ論ナク、又我政府ノ時々ニ變更セラルヽ方略ノ如何ニ係ラズ、伸縮自在、邦家ノ爲メ得ル所在レモ、決シテ損スルコトナキヲ疑ハズ。故ニ年ト共ニ此ノ趣旨ノ實行ヲ擴大セント冀ヘリ。

直言當に、當時清國の社會構成の急所を突きたるものといふべきである。厦門事件後におけるわが對岸經營の大方針は、實にこの認識の上に樹立されたものであり、三五公司とはその實行機關として創立されたものであつた。而して愛久澤と三五公司との關係は、彼の上掲意見書の前文に、彼自ら次の如く記せるによつても明かであらう。

後藤男爵閣下

不肖去ル明治參拾參年、閣下ノ薦擧ヲ辱ウシ、督府對岸經營ノ事務ヲ鞅掌シテヨリ以來爰ニ八九年、其間非才爲ス莫キノ不肖幾多ノ批難ト誹謗ノマレシコトアルニ係ラズ、故將軍並ニ閣下ハ涯リナキノ恩遇ト後援トヲ與ヘラレ、祝、中村一君亦其間ニ助言斡旋ノ勞ヲ採ラレ終始渝ルコトナク、爲メニ大過ナクシテ今日ニ至ルヲ得タルハ、不肖ノ常ニ感激シテ措カザル所ナリトス。然ルニ斯ノ如キ寵遇ヲ以テシ斯ノ如キノ後援ヲ以テセラレシモ、尙ホ能ク其間ニ何等奏功ノ錄スベキナク、空シク歲次ニ巨款ヲ支消シ、得シ所反テ失フ所ニ及ハズ、遂ニ或ハ曠職ノ謗ト忌ムベキノ誤解トヲ來タシ、不測ノ累ヲ恩人畏友ニ及ホスノ恐ナキヤヲ懸念シ、深ク自カラ材識ノ不足ヲ感ジ、慚愧苦悶ノ情ニ堪ヘズ。幾度カ身ヲ退キ賢ヲ薦ムルノ意アリシモ、唯只タ知遇ノ感ト事務ノ性質トハ中途改廢挫折ヲ容サズ、自ラ鞭撻ヲ加ヘ、日夜不肖ノ及ブ限リヲ盡シ、以テ庇護者ノ面目ヲ建ツルコトノ一日モ速カナラムコトヲ冀ヒタリキ。

この三五公司は、表面上は、日支合辦の事業會社であつた。しかし事實は、上述せる通り、臺灣總督府の對岸經營

方策を實行するための、國家的色彩の强い機關であつた。從つてその事業の中心は、樟腦事業と潮汕鐵道の經營であつたが、その他に新架坡殖林事業、佛領東京採貝業務、源盛銀行、東亞書院、龍岩及び福建鐵路、汕頭水道事業等に及び、若し順潮に發達すれば、滿洲における滿鐵の如き、植民會社となり得るの性質を帶びたものであつた。

この三五公司が、如何なるものであり、如何なる活動を爲せるかは、次の作業報告によつて、その一般を窺知することが出來る。

三五公司作業報告（自明治三十九年十二月至同四十一年五月）

一、腦務作業

淸國腦務ハ本季間盛衰最モ甚シク、隨テ公司作業收支ノ上ニ甚大ノ影響ヲ及ホシタリキ。初メ明治三十八年末ヨリ腦價漸次ニ昂騰セシ結果、當時公司ニ於テ專ラ作業セシ福建省以外ノ地ニ於テ、腦務ノ發達シツヽアル狀況アリシヲ以テ、公司ハ明治參拾八年四五月ノ交ヨリ、役員ヲ廣西廣東湖南江西浙江ニ派シ、其實況ヲ調査スルト共ニ、各地ニ於ケル作業創設ノ計畫ヲ建テシメタリ。福建省內ニ於ケル腦商腦丁ノ類、亦共ニ之レニ付隨シテ產腦各地ニ分配セラレ、其後腦價亦頗ル奔騰シ。香港ニ於ケル市價百斤百七拾元ヲ超エタルヲ以テ、三十九年末ヨリ四十年貳參月ノ交ニ於テハ、月次ノ產出貳參十萬斤ニ達シ、優ニ臺灣及ビ日本內地專賣制ノ基礎ヲ動カサントスルノ恐アリキ。此間公司ハ上海ニ於テ買收所本部ヲ設置シ、副ユルニ腦油再製所ヲ以テシ、江西省贛州府、吉安府、建昌府、九江並ニ浙江省石浦、海門鎭、溫州府、處州府、衢州府等ニ買收所ヲ設置シ、其間ハ代辦所十數箇所ヲ以テ之レヲ補綴シ、福州本部ト相呼應シテ、各省產腦ヲ我ガ手裡ニ歸セシメントセリ。然ルニ同年四月ノ初、米國商界驚慌ノ報一度傳播スルト共ニ、腦價一時ニ暴落シ、百斤ニ付無慮七八十元ノ低落ヲ來タシ、臺灣專賣局モ亦賣下價格ヲ引下ゲラレタルノ結果、腦價ハ愈々下落シ、殆ンド底止スルコトナキニ至レリ。實況此ノ如クナリシノミナラズ、督府ヨリ生產抑制ノ內命モアリタルニ付キ、公司ハ一時爾來ノ積極的方針ヲ中止シ、地方ニ於テハ專ラ生產過多ノ恐ルベキヲ說

キテ、製腦者ノ産出額ヲ縮少セシメ、市場ニ於テハ清國産腦ノ一時的ナル事由ヲ周知セシムルコトニ勗メタリキ。

爾來今日ニ至ルモ腦況沈靜ヲ極メ、賣口思ハシカラズ、腦價モ亦下落ニ下落ヲ重ネ、最近百斤八拾元臺ヲ唱フルニ至レリ。之レヲ昨年最高價格ニ比スルトキハ、無慮百元ノ相違ニシテ、其差ノ大ナル甚ダ驚クベキモノアリ。思フニ歐米ノ商況不振ト清國産腦ノ一時ノ劇増トニ驚惑セル結果、此ノ大變動ヲ至セルモノナルベク、漸ヲ以テ恢復ノ期アルベキモ、此ノ處壹貳箇年ハ清國製腦年次ノ産額ハ全體ニ於テ貳百萬斤内外ニ過ギザルベキカ。

公司ハ福州上海兩主部ニ及テ出來ル限リ之レヲ拾收シ、腦權ヲ專理センコトヲ期ス。

公司腦務從業者ハ日本人五拾八名、付屬清國人百拾餘名ナリ。

本季間ノ公司收支ハ試算表及ビ明細書ヲ以テ之レヲ示セリ。四十年度損失十八萬五千餘元ニ達シタルハ、該年度ヨリ營業資金利息ヲ徴收シ、卽チ該年度分四萬五百餘元ハ之レヲ試算表收入ニ記上セリ。又腦價一定セザルヲ以テ、次年度ノ安全ヲ謀リ、殘有品廿五萬餘元ノ壹割五分ヲ償却セシメタルヲ以テ、結局八萬元内外ノ損失ヲ增大セリ。而シテ又殘餘拾萬餘元ノ損失中、爲替差損金、役員給與及ビ諸雜費ニ於テ約三萬餘元ハ、星架坡殖林勘定補助費ヲ計上セシモノナルガ故ニ、結局該年度樟腦作業純損失ハ約六萬餘元ナリトス。

一、潮汕鐵道作業

潮汕鐵道建設作業ハ、明治三十七年六月初著手以來、貳箇年半ノ多大ナル歳月ヲ經過シ、同三十九年十一月ヲ以テ僅カニ完成ヲ告ゲタリ。竣功ノ遲々タリシ理由ハ、爾來既ニ報告セシ所ナルヲ以テ敢テ爰ニ再セズ。

該公司財政並ニ建設費ハ、別紙公司報告書ノ示スガ如ク、建設費及ビ付屬諸費ハ總計參百四萬八千餘元ニシテ、既定資本額貳百萬元ニ超過スルコト、實ニ壹百四萬八千餘元ナリトス。今其増費ノ主要ナルモノヲ擧グレバ、

用地費	四二八、〇〇三、七一四
用地買收諸費	二三九、〇〇五、二二五
葫蘆市暴徒事件費立替金	一五一、四九四、七二二

護勇費　　五七、一一四、五八三

政府派遣技師詹天佑一行解職手當暴徒事件北京費及完工慰勞金　　一五五、一二二、三九〇

等ナリトス。用地ノ總面積ハ約參千參百畝（一畝百七拾六坪）ナルヲ以テ、一畝平均百參拾元ニ相當ス。由來汕頭ノ地、外國移民成功者ノ歸來スルモノハ、競テ田園ヲ買收スルヲ以テ、地價ノ高直ナルコト比隣多ク其比ヲ見ズ。壹畝ノ上田大抵貳百元下田ト雖モ百元ヲ下ラザルヲ以テ、平均百參拾元ハ甚ダ至當ノ價格ナリトス。然レドモ之ヲ買收センガ爲メニ要セシ用地買收諸費貳拾參萬九千餘元ハ、該用地所在都市村落ニ於ケル數百ノ紳耆及ビ出張官吏、吏員、兵員等ノ贈賄押借、並ニ鐵路公司本支局總理役員ノ諸經費並ニ役德金ニ支消セラレタルモノニシテ、其性質決シテ正當ナルモノニ非ズト雖モ、之レヲ支出セザランカ、勢ヒ事務ノ進行ト土地ノ收用ヲ決行スルコト能ハズ、鐵道工事ハ中途停止スルノ外ナカリキヲ以テ、誠ニ無據ノ費目ナリトス。

葫盧市暴徒事件費立替金ハ、政府當局ニ於テ一時鐵路公司ヲシテ該費目ヲ立替シメ、追テ暴民ヨリ賠償セシムルノ約ナリシモ既ニ政府ハ巨大ノ款ヲ暴民ヨリ掠取セルニ係ハラズ、未ダ鐵路公司ニ賠還セズ、又後日果シテ之レヲ交付スベキヤ否ヤ甚ダ疑ハシ。本項費目ノ如キ、護勇費ノ如キ、北京費ノ如キ、悉ク暴徒事件ヨリ生シタル費目ニシテ、政府派遣技師解雇費ト共ニ、鐵路公司ニ採リテハ甚ダ憫然ノ缺損ナリト謂フ可シ。之レヲ要スルニ鐵血ノ略、籠弄ノ策アル政府ノ後援アルニアラザレバ、清國現狀ノ下ニ本種事業ノ遂行ヲ試ミントセハ、勢ヒ此ノ種ノ冗費ヲ豫想セザルベカラズ。其ノ之レヲ豫期セザリシハ、眞ニ不肖無經驗ノ致ス所ト深ク慚愧ニ堪エザル所也。

鐵路公司ノ支出増加此ノ如クナリシヲ以テ、壹百餘萬元ノ不足ヲ生ジ、更ニ株式ヲ募集セシメタルモ、僅カニ四拾四萬餘元ヲ得タルニ過ギズ。其餘ノ不足ハ專ラ總理張京堂ノ信用ニ據リ、銀行其他ノ借入金ヲ以テ之レヲ支辦セリ。其額實ニ六拾八萬餘元ニ達セリ。

營業作業ハ實ニ此ノ如キ狀態ノ下ニ、明治三十九年十一月十六日ヲ以テ開始セラレタリ。而シテ營業全體ヲ擧ゲテ壹箇年銀拾五萬元ヲ以テ之レヲ三五公司ニ受負ハシメ、鐵路公司本局並ニ香港支局ハ壹箇月約參千元ノ豫算ヲ以テ支辦スベキコトヲ定メ

タリ。公司ノ營業以外月次參千元ノ巨額ヲ要スルハ甚ダ不當ナルガ如キモ、公司ハ清國政府ノ命ズル所定ノ兵勇ヲ養ヒ、又清國一般ノ慣行ニ遵ヒ、公司役員ヲ具備セザルベカラズ。純乎タル營業上所用人員以外ニ、形式的ノ冗員ヲ扶持スルノ義務アルノミナラズ、輓近利權回收熱ノ流行ハ、公司ヲシテ斯ク裝フコトヲ一層必需ナラシメタリ。該費目ハ別紙豫算書ニ詳ナリ。次年度ニ於テハ之レヲ貳千元ニ節約セシメント試ミツヽアリ。

營業ノ概況ハ比較的良好ニシテ、最初壹哩平均收入九元内外ナリシモ、年度末四十一年十一月ニ於テハ廿五六元ニ達シ、貨物最初皆無ナリシモ、年度末ハ百噸以上ヲ見ルニ至レリ。其詳細ハ別紙報告ヲ以テセリ。

鐵路公司本季間自光緒三十二年十一月至同三十三年十二月營業收入貳拾貳萬參千〇九元餘ニシテ、總支出ハ參拾九萬〇九百四拾壹元餘、差引拾六萬七千六百參拾壹元餘ノ不足ヲ生ゼリ。此レ別紙明細書ノ如ク、意溪支線費其他ノ新設工事アリシニ由ル。

本季間新規株式應募參拾貳萬餘元ナリシヲ以テ、別紙明細書通リ、株金貳百七十七萬貳千七百七十元トナリ、借入金ハ新規事業費ノ支出アリシニモ係ラズ、減ジテ四拾七萬參千參百七十元餘トナレリ。目下切リニ新株募集ニ勗メ借入金減殺ニ苦心セリ。

次年度ニ於テハ、鐵路公司ハ專ラ意溪支線ノ完成ヲ必要トシ、明治四十一年五月ヨリ三五公司ヲシテ本工事ニ著手セシメシタリ。思フニ本工事落成ノ上ハ、潮汕往復貨物約四拾萬噸ノ四分ノ一ヲ取得スルハ、決シテ遠キニアラザルベキカ。

鐵路公司ニ於ケル三五公司日本從業者ト公司ノ關係ハ、頗ル圓熟ナルゲ如シ。唯利權回收ノ風潮ハ、圈外ノ清國民若シクハ官憲ヲ驅テ稍モスレバ日本人排除ヲ試ミ、其防禦ニ就テ終始腐心シツヽアリ。思フニ早晩斷乎タル處理ヲ採ラザルベカラザルノ日アルベキカ。

一、星架坡殖林業務

本業務ニ就テハ爾來實地ニ就テ種々研究ヲ遂ゲ、昨四十年度ヨリ別紙收支豫算覺書ニ原キ作業セリ。支出ニ於テ增額ヲ見ルハ買收地内未開墾地千貳百八拾エーカーノ伐木開拓ヲ作シタルニ依リ、又收入ニ於テ減少セシハ、生產ゴム代ヲ將來市價ノ下落ヲ豫想シ、從前一擔參百弗ニ評價セシモノヲ、安全ヲ計リテ一擔貳百弗ニ計算シ、且ツ肉豈樹ノ根圍ノフン草ノ爲メニ萎縮シ產莫減少セシニ付キ、產出豫算ヲ減少セシニ由ル。但シ其改善ニ就テハ目下其緒ニ就キツヽアリ。本業務ノ明細ハ別册收支表

ニ詳ナルヲ以テ爰ニ冗セズ。同地所在金鑛ニ就テハ、未ダ充分調査ノ餘裕ナキト、一面若シ該業ニ著手發展スルトキハ、ゴム林作業ノ統一ヲ缺ク恐レアルヲ以テ、單ニ權利ヲ確ムルニ止メ、充分ノ搜索試掘ハ之レヲ後日ニ讓レリ。

一、佛領東京採貝業務

採貝業務ハ去ル明治三十九年末ヨリ、日本潛水器及日本潛水夫等ヲ使役シ之レニ從事セシメ、四十年末迄約壹箇年試採セシメタリ。當初駐在佛國官憲ハ猜忌ノ眼ヲ以テ之レヲ妨ゲタルヲ以テ、種々ノ不便ヲ來シタリシモ、其後佛國人「マイヤー」ヲ以テ名義人トシ、多ク東京土人ヲ使用シタルヨリ、多少妨害ヲ少ナカラシムルヲ得タリ。而シテ實査ノ結果、眞珠貝及ビ黑蝶貝ノ存在ハ確實ナルモ、其ノ存在ノ區域ハ東京十八馬島ヨリ安南沿岸ニ至ル百數十哩ノ延長ニ亙リ、諸所ニ簇生セルモノナルヲ以テ、之レガ採集ニ從事セントセハ、先ヅ豫メ其ノ大部分ノ簇生地探見ヲ了リ、然ル上ニテ計畫ヲナサザルベカラズ。而シテ此ノ事業ハ到底些少ノ資金ヲ以テ能クス可キ事ニアラザルノミナラズ、言語重譯ノ不便ハ作業經費ヲ增大シ、收支補償ノ途容易ニ見込ナキヲ以テ、一先ヅ本業ヲ中止シ、更ニ役員ヲ派シテ土語風俗ノ研究ニ從事セシメタリ。向後三五年ヲ經テ、準備完成ノ日ヲ待テ、更ニ著手スルノ季アル可シ。本業收支明細ハ別表ヲ添フ。

一、源盛銀行

同銀行ノ業務ハ漸次盛大ニ赴キツヽアリ。吳理卿主トシテ之レヲ料理ス。去ル光緒三十一年ヨリ三十三年迄年次一割ノ配當ヲナシタリ。

一、東亞書院

東亞書院ヲ實業學校組織トスヘキ冀望アリシモ、清國ノ氣風一定セズ、未ダ其ノ時機ニアラズト信ズルヲ以テ、暫ラク其實行ヲ延期セリ。而シテ本季間ニ於テハ、專ラ三五公司所用ノ清國人並ニ日本人ヲ教養セリ。本季間、本校ヲ經テ現ニ潮汕鐵路ニ於ケル公司業務ニ從事セル清國人貳十名、日本人四名ニシテ、在學中ノ學生ハ、粤漢並ニ潮汕鐵路委托生清國人貳拾七名、及ビ日本人四名ナリトス。

一、龍岩及ビ福建鐵路

能岩炭坑及ビ福建鐵路ニ就テハ、怠ラズ考案ヲ運ラシツヽアルモ、胡國廉ノ來廈ナキヲ以テ、未ダ良好ノ方法ヲ見出スコト能ハザルハ、甚ダ遺憾トスル所ナリ。胡ハ本年七月來會ノ約アルモ、果シテ來ルベキヤ否ヤ不明ナリ。福建鐵路ハ爾來陳寶琛監督ノ下ニ、廈門港附近ヨリ約參哩ノ地均ト倉庫建築ノ中途ニシテ目下休業セリ。聞ク所ニ依レバ、既ニ七十餘萬元ヲ費消シ、資金全ク缺乏セルガ爲メナリト。目下ノ狀況ニテハ、其完成ハ遠キ將來ナルベキカ。

一、汕頭水道事業

本事業ハ爾來潮州汕頭二紳團ノ作業爭トナリ、官ノ仲裁アルモ依然出資ノ多キヲ競ヒ議熟セズ、資足テ業起ラザルノ奇態ヲ呈シ、其儘荏苒歲月ノ經過シツヽアリ、公司ハ二者ノ間ニ介シ協議セシメツヽアリ。

一六、福建省の樟腦事業

三五公司が、對岸經營の大業を遂行するについて選んだ二大事業は、福建省樟腦事業と、潮汕鐵道の經營とであつた。然らば三五公司は、如何にして樟腦專賣事業に著手するに至つたのであるか。その經緯は、伯の「臺灣總督府對岸經營ノ由來」によれば、次の通りである。

臺灣總督府ハ帝國殖民政策ノ發展上、對岸經營ノ忽ニスヘカラサルヲ認メ、夙ニ之レガ企畫ヲ施ス所アリシガ、去明治三十四年八九月ノ交、福建省樟腦專賣ノ擧アルノ探知シ、法ヲ設ケテ該專賣權ヲ我レニ獲得シ、一ハ以テ帝國樟腦專賣制ノ保障タラシメ、一ハ以テ對岸經濟殖民ノ地盤タラシムルノ議ヲ決シ、好シ第一ノ目的ヲ十分達シ得サルモ、第二ノ目的ヲ達センコトヲ期シ、愛久澤直哉ヲシテ主トシテ其衝ニ當ラシメ、駐廈帝國領事上野專一ノ幇助ニ依リ、同年十月ヨリ翌三十五年六月迄、在福州福建總督府及ビ北京總理衙門ニ就テ交渉ノ重ネ、同六月四日ヲ以テ事實上該專賣權ヲ我レニ獲得スルノ目的ヲ達シ、右ニ係ル契約ノ調印ノ了セリ。同年八月ニ至リ愛久澤直哉ハ部員ヲ率ヒ、福建省廈門ヲ中心トシテ、該契約ニ原キ樟腦專賣制ヲ實施スルニ至レリ。

然るに、かくして帝國が福建省における樟脳事業の覇權を樹立するや、忽ちにして猛烈なる列强の反對運動を惹起するに至つた。

それがため、支那官憲をめぐりて、日本と列强との間に、複雜なる三面的紛爭を來したことは、上記「由來」が續いて次の如く記すところである。

然ルニ福建省駐在ノ各國領事、就中英國領事ハ、我カ此擧ヲ目シテ、日人獨リ貿易上ノ利益ヲ壟斷スルモノト爲シ、北京駐劄各國公使ト氣脈ヲ通ジ、通商條約ノ條規ヲ曲解シテ、清國官憲ニ抗議スル所アリシニ依リ、我レハ法理ノ存スル所ヲ示教シ、清國官憲ヲシテ這般抗議ニ答辯セシメ、一面專賣制ノ實行ヲ彼等抗議ニ頓著ナク進行セシメタリ。此ノ如ク當初ニ在リテハ、清國官憲ハ官脳契約ノ條項ヲ遵守シ、他ノ抗議ヲ排除シテ我レヲ庇護シ來リシモ、各國公使領事ノ抗議ハ頗ル頑强ニシテ、其法理上ノ爭議ニ勝ヲ制スルノ理アルモ、自ラ之ヲ實踐シ得ルノ力足ラザルコトヲ覺ルヤ、種々ノ陰險ナル手段ヲ運シ、無賴淸人ヲ指嗾シテ專賣條規ニ反シ密製ニ從事セシメ、之レニ不法ノ庇護ヲ與ヘテ淸國官憲ニ對抗セシメタリシヨリ、脳務ノ擴張ニ伴ヒ紛爭彌加ハリ、各國領事ハ之レヲ口實トシテ抗議ニ次グニ抗議ヲ以テシ、淸國官憲ヲシテ其煩累ニ堪ヘサラシメントセリ。

茲において帝國の政策は一轉した。卽ち從來の如く、形式的なる專賣權に糊著することをやめ、むしろ地方豪族と結んで樟脳事業の實權を握ることに、努力を集中するに至つた。それは、一は上記の支那社會構成に關する認識が漸く深まりたると、他は福建省支那政府の更迭によつて、官憲との連絡が不利となつたためである。「由來」の續けて記すところによれば、次の通りである。

而シテ一方ニ於テハ、創業後年餘ノ實驗ニ依リ、淸國政府官憲人民社會共ニ、我レニ於ケルモノト多ク其組織性質ヲ異ニシ、其地方督撫ノ地方人民ニ於ケル關係ノ如キ、一面無制限ノ專制政治ト稱スヘキモ、亦タ一面ニ於テハ絕對的自治制ト稱スヘキ傾向アリ。故ニ此種民屬ニ對シ、一片ノ法令能ク專賣制ノ實施ヲ遂ケシメントスルハ至難ノ事ニ屬シ、收支補償ノ途亦タ殆ント望ア

ルコトナク、早晩我ヶ稼行方法ヲ變更スルノ要アリキ。其後三十六七年ノ交ニ在リテハ、清國官憲ト各國領事トノ紛爭愈〻其度ヲ加ヘ、結局當初ヨリ正議ヲ採テ措抗セシ閩浙總督許以下ノ大官免黜セラルルニ至リシヨリ、後繼者ハ一意ニ腦務專賣ヲ廢棄シテ各國抗爭ノ源ヲ杜絶セントシ、事ノ理非曲直ヲ斷スルニ遑アラス、遂ニ各國公使領事ノ聲援ヲ頼ミテ、爾來共ニ提携禦侮シ來リタル我ニ對シ、專横非行ノ名義ノ下ニ排斥ヲ加ヘント試ミ、又タ腦務專賣契約ノ存在ヲ知ラサルモノヽ如クナリキ。此レ他國ニ在リテハ殆ンド有リ得ヘカラサル現象ナルヘキモ、姑息偸安ヲ此レ事トスル清國官憲ニ在リテハ、實ニ據ナキ事ナリト謂ツヘシ。事狀此ノ如クナリシヲ以テ、我レハ即チ清國官憲ニノミ依賴スルノ愚ヲ捨テ、更ラニ地方豪族ト提携働作スルヲ得策トシ、爾來年餘ニ亙リ著々其準備ヲ遂ケ、三十八年八九月ノ交、其方法漸ク整頓シ、腦務專賣契約ヲ廢棄スルモ腦務ノ實權ハ依然我レニ掌握シ得ルノ目度確立スルニ至リタルヲ以テ、即チ同年十月ヲ以テ福建官憲ノ冀望ヲ容レ、賠償ヲ得テ爾來紛爭ノ根源タリシ專賣契約ヲ撤廢セリ。

この實權主義の確立は、結局において、わが勝利を物語つた。即ちその以後といへども、列強の反對と支那官憲の迫害とは、絶えず續いたけれども、三五公司の樟腦業務は、その間著々と進行し、明治三十九年の末、伯が臺灣を去るころには、すでに動かすべからざる地歩を、福建省に樹立してゐたのであつた。即ち一由來一の記すところによれば、次の通りである。

其以後三聯單ノ方法ニ依リ、平和ニ我ヶ稼行ヲ繼續シ、産出額ノ如キモ漸ク增大シ、三十八年末ニ於テハ、一箇年三四十萬斤ニ達シ、從業日清人數千ヲ算スルニ至リ、翌三十九年ニ至リテハ事業增々活氣ヲ呈シ、一箇年八九十萬斤ヲ産出スルノ勢アリキ。然レニ不信不義ナル清國官憲ハ、我ヶ事業ノ盛況ニシテ利益ノ多大ナルヘキヲ想見シ、專賣契約撤廢後未タ數月ナラサルニ、前日紛爭ノ苦痛ヲ忘レ、再ヒ腦務專賣制ヲ興シ、福建官腦局ノ名義ノ下ニ自ラ其處理ニ任シ、我カ苦心ニ依リテ成立セシ腦務ノ利益ヲ奪取セント試タリ。此レ實ニ三十九年四月ニ於ケル出來事ニシテ、之レト同時ニ各國領事ハ再ヒ抗議ヲ呈出シ、又々前日ノ

紛爭ヲ再演セシモ、我レニ於テハ彼等清國官憲ノ到底爲スナキヲ確信セシヲ以テ、別ニ斷乎タル抗議ヲ試ムルコトナク、彼等カ爲ス儘ニ放擲シ、依然トシテ地方豪族ト共ニ機宜ノ方法ヲ設ケ稼行ヲ持續セシカ、果シテ三十九年十一月ニ至リ、福建官腦局ハ數萬ノ巨資ヲ空費シタル上、閉局ヲ餘儀ナクセラル丶ニ至リ、我ガ自由稼行ノ妨害ハ自然ニ除去セラル丶ニ至リタリ。目下ノ狀況ニ依レバ、我レノ處理ニ屬スヘキ本年度福建省產腦ハ約八九十萬斤ニシテ、之レト共ニ昨年度ヨリ著手セル浙江、江西、廣東、湖南各省ノ產腦モ、亦タ漸次ニ增大シツツアリ。

之レヲ要スルニ、福建腦務契約創定ノ一事ハ、各國ノ妨害ト淸國官憲ノ不信不義ナル行動トニ依リ、當初豫期ノ如ク劃然タル專賣制ヲ實行スルコト能ハサリシモ、シカモ數年ノ經營ニ由リ、該省腦務ノ實權ヲ我レニ掌握スルノ目的ハ殆ント達セラレタルモノニシテ、此ク名ヲ棄テ實ヲ取ルノ方略ハ、近時淸國利權回收熱ノ風潮アルニ際シ、該國ニ於ケル他國人事業經營上、誠ニ止ムヲ得サルノ次第ナリト謂ツベキカ。

斯ノ如ク、福建腦務ヲ以テ對岸經營ノ地盤タラシメントスル當初ノ第一目的モ、亦タ漸次其緖ニ就ク旁ラ、三十七年ニ於テハ第二目的ニ及フノ端ヲ開ケリ。

一七、潮汕鐵道

三五公司の二大事業の他の一たる潮汕鐵道は、伯の指揮の下に、愛久澤の活動により、廣東省汕頭から潮州に至るまでの鐵道敷設權を得たものである。尤もその建設經營については、外交財政その他內外の關係上、適當の費目がないので、便宜上臺灣罹災救助基金の內から、七十萬圓を林某に貸出し、林の名義で株金を引受けしめたのであつた。そしてこれは明治三十七年六月二十八日、閣議の決定を經て、直ちに實行された、その閣議は、次の通りであつた。

汕頭鐵道敷設ニ關スル閣議

前年來外務大臣及臺灣總督ニ於テ管掌シタル、汕頭鐵道敷設ニ關スル商議進行ノ程度、及右商議ニ依リテ定メタル本邦ノ負擔ト特權トニ關スル條件ハ、別紙臺灣總督上申書ニ陳ル所ノ如シ。此ノ條件ニ依レハ、該鐵道敷設權ハ事實上我レニ歸シタルモノニシテ、此ノ敷設權ノ取得ハ、南清ニ於ケル我利益線擴張ノ爲重大ノ關係ヲ有スルヲ以テ、速ニ本商議ノ結果ヲ實行スルコト極メテ必要ナリトス。之ヲ實行スルニハ、國自ラ之ヲ經營スルカ、又ハ民間ノ會社等ヲシテ之ヲ經營セシムルヲ以テ最モ適當トスト雖、本件ニ就テハ、外交財政其他内外ノ關係少ナカラス。今日未タ終局ノ處分方ヲ定ムルノ時機ニ達セサルヲ以テ、先ツ差向キ左ノ計畫ヲ以テ之ヲ遂行セント欲ス。

一、本邦ノ手ニテ出金スヘキ株金七十萬圓ハ、左ノ手續ニ依リ、臺灣ノ羅災救助基金ノ内ヲ以テ、其運用ノ一方法トシテ之レニ充ツル事。

(イ) 林某ヲ以テ名義上ノ借主トシ、之レニ所要金額ヲ交付ス。

(ロ) 林某ハ右金額ヲ以テ株式ヲ引受ケ、而シテ此株式全部ヲ提供シテ借受金ノ擔保トス。

(ハ) 右株式ニ對スル利益配當金ハ總テ臺灣羅災救助基金ニ納入ス。

(ニ) 株主ノ權利ハ名義上林某ヲシテ之ヲ行ハシム。

二、臺灣羅災救助基金ノ現金ヲ以テ、右所要金額ニ應スルニ足ラサルトキハ、該基金ニ屬スル公債證書ヲ國庫預金部ニ買受ケシ事。

三、鐵道建築工事請負ノ益金ハ臺灣羅災救助基金ニ假納スル事。

四、臺灣總督ハ關係各省大臣ニ稟議シ本件實行ノ責ニ任スヘキ事。

五、以上ハ目下ノ急要ニ應スル臨機ノ處分トシ、永久ノ處分ハ追テ適當ノ時機ニ於テ決定スル事。

今にして思へば、潮汕鐵道の禍根は、當初の出發點におけるこの姑息なる手續にあつたといふべきである。右の閣議においては、明かに、一以上ハ目下ノ急要ニ應スル臨機ノ處分トシ、永久ノ處分ハ追テ適當ノ時機ニ於テ決定スル

事」と定められてあつたけれども、その「永久ノ處分」は容易に實現されなかつたからである。それにも拘はらず、伯の臺灣在任中は、潮汕鐵道の經營は、割合に順調に進行した。そして三十九年十一月には、既に建設工事を竣工して、開業するに至つたのである。上記「由來」の記する ところによれば、次の通りである。

廣東省汕頭ヨリ潮州府ニ至ル潮汕鐵路ノ計畫アリ。其建設ハ我レニ一任セラレ、爾來二箇年餘、其間種々ノ妨害故障アリシニ係ラス、三十九年十一月竣功開業スルニ至リタリ。而シテ該鐵道向後ノ營業ハ、特許名義人ト愛久澤直哉トノ間ニ締結セル祕密契約ニ由リ、實際我レノ專理ニ歸シ、目下主要從業者ハ、悉ク日人ヲ使用シツヽアリ。本鐵道開通以來甚タ好景氣ナルヲ以テ、昨今更ラニ擴張ノ議アリ。其協議該地清人ト愛久澤直哉トノ間ニ行ハレツヽアリ。尙ホ之レニ付隨シテ汕頭水道布設ノ議アリ。目下臺灣總督府技師ヲシテ實測ニ從事セシメツヽアリ。

かくの如く、上述の如き姑息なる處分にも拘はらず、潮汕鐵道の經營が、凡ゆる妨害と故障を排して、當初の目的に猛進することを得たのは、臺灣總督府に、その指揮者として、後藤民政長官が儼として控へてゐたからであつた。やがて伯が滿鐵に榮轉して臺灣を去り、またその後任として選ばれた祝長官が急逝するに及んで、潮汕鐵道の經營は、もはや蝟集する障礙を排除して進行するの實力を失つた。そして內には、南淸經營の大方針を確守する首腦者を失ひ、外には淸國朝野の反抗を受けて、言ふに忍びざるヂレンマに陷つたことは、上記愛久澤の伯に贈れる意見書が、次の如く記せるによつても明かに察知することができる。

潮汕鐵路事務ニ就テハ、爾來幾多ノ妨害ヲ排除シ、漸ク今日ノ狀況トナリタルヲ以テ、若シ良ク冗費ヲ省キ收利ヲ謀レバ、營業收入補償ノ途全ク望ナキニアラズ。然ルニ該鐵路ニ就テハ、北京政府ノ郵電部ハ全ク、目今流行ノ利權回收熱ニ浮サレ、浮浪ノ學生輩ノ蜚語ニ耳ヲ藉シ、現狀ニ委スルハ淸國主權ヲ害スルモノトシ、邦人排除ヲ該鐵路公司ニ命ズルコト去歲以來其ノ幾回ナ

ルヲ知ラズ。僅カニ彌縫ヲ施シ今日ニ至リシモ、既ニ斷乎タル處理ヲ爲スベキノ季ニ達セシモノヽ如シ。而シテ之レニ對シ、不肖ガ當初企畫上陳セシガ如ク、清國政府若シ不法ノ干渉ヲ加フルトキハ、株主タル臺灣籍民林ノ資産ヲ危フスルノ理由ニ依リ、我ガ政府ノ後援ヲ受クルヲ以テ最良手段トスレトモ輓近我ガ政府ハ各國ノ清國ニ對スル體度ニ鑑ミ、果シテ此事ヲ決行セラルベキカニ爾來時ニ觸レ之ニ當リ常ニ愚見ヲ陳セシ如ク、清國政府及ビ民衆ニ對シテハ强弱硬軟共ニ定見アルヲ要シ、若シ强硬ノ狀ヲ裝ヒ、シカモ中道軟化スルガ如クンバ、寧ロ初メヨリ屈從スルノ優レルニ如カズ。況ンヤ本件ノ如キ、其累ヲ我ガ共力者張京堂ニ及ボスベキハ甚ダ慘ナルガ故ニ、決シテ妄動スベカラザルモノヽ如シ。假リニ籍民保護ノ方法ニ據ルベカラズトセバ、次ニ起ル問題ハ張京堂ヲシテ契約違反ヲ名トシ、我ガ資金ヲ賠款セシムルカ、或ハ我ニ於テ大讓歩ヲナシ、外部形式上ノ紛爭ヲ避ケ、清國政府主張ノ如ク該鐵路ノ主管ヲ清國人ノ手裡ニ歸シ、我レハ之レヲ外部ヨリ監督シテ其成行ニ任セ、我ガ資金ノ安全ヲ計ルベキカ、二者共ノ一ヲ採ラザルベカラズ。然レ共此ノ如クンバ鐵路ノ安全ハ著シク危害セラレ、隨テ我ガ資金ヲ危殆ノ地位ニ陷シムルコトナレバ、責任者トシテ不肖ノ耐ユル能ハザル所ナリ。サレドモ亦一面張京堂ノ心情ヲ顧ミレバ、彼レハ假令ヒ不幸ニシテ清國民タルノ結果トハ云ヘ、暴民ノ濫暴ヨリ生ジタル該鐵路ノ冗費全部ヲ負擔シ、其ノ責任支出ハ我ガ資金ノ倍數以上ニ達シツヽアルノミナラズ、我ニ對シテ常ニ全幅ノ好意信頼ヲ表スルニ係ラズ、彼ノ政府ノ無法主張ノ爲メ、我ガ爲メニ更ニ賠款ノ厄若クハ背國ノ寃罪ヲ蒙ラシメラレントスルハ、啻ニ情ニ於テ忍ビザルノミナラズ、三五公司本來ノ目的遂行ノ上ニモ、將來多大ノ障害タラズンバアラズ。

そしてそれ以來、南清鐵道經營に關する方針は、支離滅裂の窮態に陷り、帝國はひとり潮汕鐵道を失つたのみならず、三五公司までも奪はれて、伯の苦心も希望も、つひに水泡に歸し去つたことは、新元技師が次の如く回顧する通りであつた。

後藤伯は常に臺灣を南支、南洋に對する策源地であると心得て居られたものである。臺灣の生命は全く茲にあり

と云ふ心得で居られたに違ひない。それ故に三五公司といふ日支合辦の會社を創立し、この手によつて汕頭と潮州間の鐵道を建設された。その目的は更に之れを江西省の方へ延長し、楊子江沿岸に連絡を取らうとの理想があつたに違ひない。此の方針は獨り鐵道ばかりでなく汕頭、潮州等に於ける電燈、水道これ等も共に其の手で經營しようといふ畫策を廻らされたのであつた。幸ひに此の潮汕鐵道は其の手で無事に出來上つたけれども、伯は其の後內地の方へ引揚げられた。私も其の遺策を繼いで、常に機會あらば其の意志を實行したいといふ考へで多年注意を怠らなかつた。それで私も此の江西省の鐵道線路の調査に出掛けたこともあつたのである。元來此の福建省の不割讓と云ふことを、我國は支那と條約の上に規定したものであつたけれども、不割讓といふ權利を保持しながら、鐵道などはどの邊を通すかといふことは、外務當局に於いても一向調べが付いて居らなかつた。吾々は此の潮汕鐵道の延長は臺灣經營の最も重大なる事項であるといふことを考へて、鋭意其の實現を期して居つたのであるけれども、其の後時勢の變遷によつて遂に其の機會を失して、後藤伯の希望も水泡に歸したといふ次第である。潮汕鐵道も遂に三五公司の手より全然支那の國有に歸したと云ふことで、今から考へると實に惜しいことをしたと思はれるのであります。

かくの如く、ひとり廈門事件が中央政府の不決斷によつて頓挫したるのみならず、これに次いで、經濟的對岸經營も亦、後繼者を得ずして中絕するに至つたのである。知らず一人の日本人、立つて桂、兒玉、後藤の遺圖を繼承し、南進日本の經綸を實現するものなきか。吾人は永久に南太平洋を、アングロサクソン民族の跳梁に委せざるべからざるか。

第八節　外遊

一、出　發

植民地統治は、世界的識見の上に建設されねばならぬとは、伯の多年の持論であつた。母國的見地から植民地を統治するの言語道斷なるは、すでに述べたところである。故に伯は生物學的政治を力説して、植民地そのものの有する自然的發達力を近代化することに、新領土統治の根本方針を定めた。然しながら、この方針は一つの危險を作ふ。それは眼界を植民地だけに蹐踏する結果、五大世界に羽翼を張ることを目標とする、植民政策の究極の理想を忘却するの危險である。

伯が常に、世界的識見を口にしたのはそのためであつた。故に伯は、植民地に人材を簡拔するに當つては、好んで洋行歸りの新進氣鋭の人物を選んだ。然らざるものは、機會ある每に、努めて海外に派遣して、新しい空氣を呼吸させた。さうすることによつて自らもまた常に新鮮ならんと力めてゐた。

伯の時代の臺灣が、絶えず清新潑剌の氣が動いてゐたのは、すべてここに根ざしてゐるのである。

明治三十五年、臺灣統治の大業を完成するため、伯の創始せる諸事業が、漸く一段落を告げた時、伯はいよ〳〵意を決して、歐米巡遊の旅にのぼることになつた。

それは實に明治二十三年、內務省衞生局の一技師として、獨逸に留學してより十有二年、伯の生涯における二度目の洋行であつた。

その旅行の豫定は、次の如く定められた。

六月十三日橫濱解纜のエムプレス・オヴ・チャイナ號にて出帆し、米國晚香坡に上陸し、市俄古、聖路易、ニューオルリアンス、玖瑪、フロリダを巡遊し、華盛頓、費府、紐育、ボストンに至り、更に加奈陀に趣き、再び紐育に戻り、同所より倫敦に航し、巴里、伯林を經て、聖彼得斯堡に至り、莫斯哥を過ぎり、君士坦丁堡、巴耳幹半島に入り、希臘より埃及に航し、之を旅行の終點として歸航の途に就く。

かうして伯の洋行が決まると、暫くはその準備で忙しかつた。たとひ何等具體的な要務のない視察であつても、全く不用意な旅行ほど無益なるものはない。伯が事を行はんとするや、その前に何時でも不必要と思はれるほどの準備をしなければ、容易に手を下さぬ人であつたことは、幾度も述べた通りである。旅行についても亦さうであつた。伯が今度の洋行について、如何なる準備を整へたか。その細密に至つては分明でないが、それについて星一の語るところは、次の通りである。

亞米利加から歐羅巴まで行くので、その準備の爲めに、毎晚のやうに領事や其の他の外人を呼んで話を聽いて準備を致されました。私はその領事館に行く使ひを致しました。その領事の中で米國領事のデヴィスといふ人に、後藤伯は金をやつて臺灣の歷史を英文で書いて貰ふことにしてあつたので、私が度々デヴィスさんの所へやられました。又デヴィスさんも旅行に付いて有益なる注意を與へました。

また伯の同行者として選ばれたのは、當時臺灣總督府の殖產局長をしてゐた新渡戶稻造であつた。彼はその時すでに、英文「武士道」によつてその聲名海外に高く、その學殖の深くして語學に堪能なる、これ以上の同行者はないと思はれた。故に伯は、濠洲旅行中の新渡戶に急電を發して、その同行を求めたのであつた。その時のことについては星一が次の如く語つてゐる。

後藤伯は、私に「亞米利加へ行くのには誰れを連れて行つたら宜からうか」と聞かれたので、私は「新渡戶博士以外には、他に人はありますまい」と申しました。又杉山先生からのお話もあつたので、杉山先生の所に居る佐藤といふ男を、鞄持ちに連れて行くが宜からうと話しましたが、二つともさうすると言はれ、神戶から船に乘るときに、後藤伯は私に當時、濠洲に旅行中の新渡戶博士に電報を打てと言はれて、私は神戶の郵便局から新渡戶博士に出したのでありました。さうして臺灣に著くときには、新渡戶先生から直ぐ歸つて來るといふ返電もありました。

かくて伯は、明治三十五年五月二十五日、臺灣を發して外遊の途に就いた。その狀況を當時の新聞は報じて曰く。

後藤長官、新渡戶殖產局長は豫定の如く一昨日午後二時當地を出發し、同五時基隆出帆の橫濱丸に搭じて東上せり。當日は市民有志者は盛大に見送りたり。午後一時停車場に於て烟花三發を打揚げたれば、これを合圖に官民の停車場に集るもの無慮四百餘名、出車前十分頃、後藤長官の來らるゝや、烟花三發を合圖に嚠喨たる音樂を奏して之を迎へ、其の出車に際しては、烟花爆竹音樂交々起り、一同靜粛に其の後を見送れり。基隆に於ては、停車場に文武官の出迎へあり、民間有志者も來りて、これを乘船まで見送れり。

顧みれば十二年の昔、はじめて洋行の途にのぼつた時は、微々たる內務省の自費留學生に過ぎなかつたのが、今や新領土の副王に擬せられて、隆々たる聲望を擔ひ、煙火と樂隊に送られて、萬里の鵬程に上るのである。往年を顧みて、流石の伯も、恐らくは感慨無量なるものがあつたであらう。

さて伯を載せた横濱丸は、二十九日午前十一時神戸著、伯は齒の治療のため、大阪に滯在すること兩三日にして、六月三日上京し、諸種の用件を濟ました後、いよ〳〵六月十三日、エムプレス・オヴ・チャイナ號に乘じて、太平洋上の客となつた。

その出發の情景を、新聞紙は次の如く傳へてゐる。

後藤民政長官、大內參事官、新渡戸殖產局長の一行は、豫定の如く本月十三日午前九時二十五分新橋發の汽車にて、歐米巡視の途に上られたるが、內海、寺內、淸浦の各大臣、齋藤、山本、山縣、阪谷の各總務長官、添田興銀總裁、都筑馨六、渡邊子、大倉喜八郎等の諸氏、及び朝野の紳士無慮五百餘名は、新橋停車場に見送り、時ならぬ雜沓を極めたり。長官以下は前途の希望を其の顏色に現はしつつ、一々見送り人に挨拶し、後藤長官萬歲聲裡に、汽車は新橋を發せり。猶ほ一行を見送らんが爲めに、添田博士外數十名は横濱埠頭まで同行したるが、同日正午出帆の加奈太行汽船は、愈々長官の一行を乘せて、太平洋横斷の途に上れり。

伯の外遊に當つては、相變らず種々の取沙汰が行はれた。最も有力なのは、外資輸入のためであるといふ臆測であつた。しかし伯は、哄笑と共にそれを打消した。

政府は僕にソンナ事を依賴も仕まい。僕もソンナ事を引き受けるなんて眞ツ平だ。先づ病氣保養旁々、歐米に於

ける殖民政策を研究して、我が新領土統治上の資料に供するに外ならぬ。

と、當時の新聞は、この伯の談を掲げたる後、次の如く附記することを忘れなかつた。

然れども、敏腕辣手の後藤長官に加ふるに、學識深宏なる新渡戸博士の伴ふあり。言外必ずや計畫する處あるならんなど、長官一行の歸朝迄には千揣萬摩の臆說想像、例によつて滿都の新聞紙を賑やかす事ならん。

以て伯がすでに政界の一惑星視されつつあつたことを見るべきである。

二、米國訪問

伯の一行を載せたエムプレス・オヴ・チャイナ號は、六月二十六日、ヴァンクーヴァーに著いた。それを國民新聞は、後藤民政長官一行中の某（人見一太郎ならん）の書狀の一節なりとて、次の記事を掲げた。

六月十二日横濱解纜の翌日までは海上穩かにして、同行の日本人打揃ひて食堂に現はれたれども、次日より天氣惡く船稍動搖を始めたる爲め、何れも船房内に横臥呻吟せり。日本人の上等船客は都合八名にして、後藤民政長官と大内參事官は一房を占有し、之を號して上屋敷と申し、新渡戸博士と藤村氏との割據せるを下屋敷と稱し、小生と本間氏との占領せるを「セントラル・クラブ」と稱せり。隔日に「セントラル・クラブ」に於て日本食の馳走あり、長官始め日本人一同寢卷の儘にて集り來り、米飯に福神漬を添へ舌鼓を鳴らせり。十七日以後は海波穩かに食堂もなか／＼賑かなりし。一夜新渡戸博士の日本の現況に關する英語演說あり。一行日本人の爲めに氣焰を吐きたるのと、ヴィクトリアに著する前夜、盛大なる音樂會の催しありしとの外、船中何んの面白き趣向も

なかりし。後藤民政長官も、船中呑氣な生活に健康次第に回復の有様にて、同行の新渡戸博士、大内參事官、藤村氏何れも壯健なり。長官の一行はヴァンクーヴァーに一泊の上、シカゴへ向て出發の筈にて、同地には茶業組合紐育出張所の古谷氏出迎へに來る筈なり。米國巡遊の日程は同地にて決定の都合にて、未だ確定せざるも、長官一行は多分、八月上旬紐育出發の汽船にて渡航すべく、英國には十日位滯在の後、伯林に渡り、巴里に趣く豫定の由。

この船中における新渡戸の英語演説は、餘程同船の外國人を驚かしたものと見えて、その翌日、一獨逸人は伯に向つて、「君のセクレタリーは、非常に博識な人物であるが、あのやうな人が日本には、まだ澤山居りますか」と訊いたので、伯は言下に、「枡で量るほど居ります」と答へた。

後年よくその話をした伯は、

『その時、その獨逸人がびつくりして、眼を丸くして、はあツ！　と言つたのは、實に可笑しかつたねえ。』

と言つて、大笑ひした。

シカゴでは、かね〳〵伯の恩顧を受けてゐた星一が、一行を迎へた。星は一船前にアメリカに渡つてゐたのだ。シカゴにおける伯について、星は次の如く回顧した。

後藤伯と一緒に行つたのは、新渡戸先生の外に人見一太郎と、參事官の大内丑之助と藤村といふ祕書官とであつた。又茶業會社の紐育出張所の本間といふ社員も同船であつたと思ひます。私は市俄古に後藤伯を迎へに參りました。後藤伯のために、市俄古の湖水の側の大きなホテルの見晴しのよい部屋を取つて準備しました。

市俄古の領事だの、三井物産の紐育支店長の岩原謙三氏だの、たくさん集まつて來て、市俄古見物の後藤伯の案內をしようとして、ジャクソン・パークだの、湖水だの、いろんな話をし、殆どそれに決まりかかつた時に、私は後藤伯に對して、「市俄古には名物が三つあります、それはこの窓から見える、向うにある大きな高い建物である、グレーン・エレヴェーターで、田舍から小麥を運んで來て、それをあの高い處へ上げて、篩にかけて精撰し、更にまた貨車に積み、それを紐育へ送り、紐育から船でリヴァプールに送るので、このグレーン・エレヴェーターが市俄古名物の一つです、その次は屠殺場で、牛だの、豚だの、羊だのを毎日殺すストック・ヤードと、もう一つは寢臺車を拵へるフォルマン・カー會社の工場、この三つである。だからそれを見られたら宜からうと思ふ。其處へ行く途中に公園は見られるかも知れない、亞米利加へ來たら何處かの公園を一つか二つ見たら、その餘は繪葉書を見ると、たいてい間に合ひます」と申したら、「うん、その通りだ」と、直ぐあのグレーン・エレヴューターへ行くと言はれて、其處へ行かれ、二百尺以上もある高いところへ登つて、暗い間を綿密に見られたのであつた。

一體伯のこんどの外遊は、前にも述べた通り、何等特別の要務を帶びたるものでなく、いはば一種の漫遊に過ぎなかつた。しかしそれだからといつて、普通の人のするが如く、ただ漫然と、名所舊蹟を見物するだけで滿足することは伯の性格が許さなかつた。伯は絕えず、新しき物に觸れ、新しき人に接して、その識見を開くことに、無上の興味をもつてゐた。

ために伯の旅行は、相當に忙しいものであつた。

一行の某より在臺灣の友人に宛てた書信（八月二日紐育發）として、臺灣日日新報に掲げたるものの一節に、次の記事があつた。

我等一行の米國淹留は僅かに一ケ月餘に過ぎず候間、各地の巡廻に、賓客の送迎に遑なく、深く事物の觀察をなす日數も無之候得共、新渡戸博士始め紐育には、長官の爲め盡力する人少からず、其の人々に案内せられて、燬くが如き炎熱をも厭はず、長官は毎日、東西に奔走して視察應接せられ候故、米國の事情は大體觀察するを得、少日數の割合には得たる所少なからざるを覺え申候。

星一もまた次の如く語つてゐる。

後藤伯は朝早くから夜遲くまで、普通の旅人のやうな見物は私の主張を容れて繪葉書に委せて、有要なことを眞劍に研究されたので、鞄持ちの藤村はその劇務に堪へず、馬車の中でヘドを吐いたことがあつたが、後藤伯は少しも疲勞を感ぜずによく視察された。

事實伯は、殆ど「新奇癖」といつてもよいくらゐ、新しいものといへば、何でも感心した。紐育の新聞社で、モノタイプを見た時の事について、頭本元貞は次の如く語つた。

明治三十五年であつたと思ふ。後藤民政長官が臺灣から紐育へ旅行をして來た。新聞が見たいといふから、私が紐育サンの本社に案内をした。そこで印刷工場のモノタイプを見せたところが、後藤伯が偉いことを言はれた。

「成程これはえらい機械だね、いちどきに印刷も出來、活字も出來るからいいな。」

これには全くよくものに氣のつく人だと感服した。

またブルックリン・ブリッヂの砂糖工場視察の際のことを、星一は次の如く語つた。これは新領土經營に、重大な關係あることとて、特に念入りに視察したものと見える。

紐育で私はブルックリン・ブリッヂの側にある製糖會社の工場を見ることを話しました。私はその前に日本から來た長尾三十郎といふ人に、その工場を見せてやつて、その工場のことに知つて居るから、是非後藤伯に見る必要があると言つて、その事を話しました。所が大變に喜んで見ることになつたが、併し製糖會社は技術者を大變に嫌つて居るのであるから、後藤伯に見せたら、あとは誰れにも日本人は見る事が出來なくなりはせぬかと思ふ程であつたので、その工場を見に行くとなつたら、三井の支店長も亦その他の紐育に居る有名な人も、お供をしたいと言つたのであるが、私はそれ等の人よりも、本當にそれを見て分る人にしたいと話したら「その通りにするから、それ等の人は斷れ」と言はれて、私はその人等を斷りました。後藤伯は、偶々獨逸に留學して製糖のことを研究して日本に歸りつつあつた新渡戸先生の弟子の佐々木とかいふ人と、いま一人やはり新渡戸先生の弟子で合衆國の南部の方の製糖會社に居るといふ人と、この二人を總督府に技師として採用することに決めて、その事を大内丑之助といふ參事官に話し、參事官は總督府に電報を打つて、その許可を得て二人を採用することになつた。さうしてその二人をつれて、その工場を見に行くことになつたのです。工場を見たのは、後藤伯と新渡戸博士と參事官と、その二人の人と、人見一太郎君等だけであつた。

その工場は七階もある大きな建物で、玖瑪から積んで來た蔗糖の俵を最上階へ上げて、順次に下りつつある間にそれが精製され、一番下では秤にかけて袋にされる連續的の働きが出來るので、脫色に用ひるものなどを、その

技師の人などがポケットへ摘んで來たのであつた。これが後藤伯なり新渡戸先生に精製の知識を與へ、臺灣の製糖事業を起させた大きな信念を與へたのであると思ふのである。その人見一太郎君は、後に後藤伯から南洋の方へ送られ、大里に製糖所を作る働きをしたのであつた。

然しながら、伯の樂しんで爲したのは、かうした視察よりも、むしろ海外朝野の人物との會見であつた。十二年前の留學時代とは異なり、植民地統治者としての伯の名は、すでに世界的となつて居たので、かうした會見や訪問には好都合であつた。當時の新聞は傳へて曰く。

近著のジャパン・アンド・アメリカに後藤長官の肖像を掲げ、同長官及び新渡戸殖産局長、大内參事官が歐米及び各殖民地視察として、米國に來れる旨を記し、三氏の略歴を掲げ、後藤長官が刀圭家にして政治舞臺に入り、臺灣の政治に於て大いに成功し、臺灣の狀態を一變せるを說き、新渡戸氏が多方面の學者にして有名なる武士道の著者なるを記せり。

伯と朝野の名士との會見の際、何時でも通譯の任に當つたのは、新渡戸稻造であつた。一體伯の談話は、奇警な文句が口を突いて出るので有名であつた。それが伯の座談に、突々たる生彩を添へた。他方新渡戸の英語は、當時すでに天下一品の稱があつた。新渡戸あつてはじめて伯の會談は、その眞價を發揮したのである。

星一は語る。

新渡戸先生は常に後藤伯の通譯をされたが、或る時先生が夫人の里のフィラデルフィヤに行つて居る留守に、總領事の内田定槌氏を其の通辯に使つたら、間に合はないと見えてふり〳〵怒つて、私に「直ぐ新渡戸を呼べ」と

言はれて、私は新渡戸先生に電報を打つたことを記憶して居ります。

これほど有能な新渡戸であつたけれども、金勘定の事になると、伯は決して彼を信用しようとしなかつた。またこの點新渡戸は、極端に無頓著であつた。

新渡戸はその著「偉人群像」（三九九―四〇〇頁）のなかに、これを追憶して次の如く言つてゐる。

「曾て伯とともに歐米旅行をした際は、同行の會計官吏に殊更ら命じて『新渡戸は錢勘定を知らぬ男だから、君がよく取締れ』と命じられた。この人は何事によらず、人口の事であれ、經濟統計であれ、いやしくも數字に關することをわが輩が述べれば、決してわが輩の言を眞面目にとらなかつた。わが輩が數を擧げるごとにニヤ／＼笑つて、わが輩を數字については、全くの低能兒の如くに取扱つた。甚だしきは、最も簡單なる寄せ算、引き算についても、買物のつり錢、ホテルの勘定についても、決してわが輩のいふことを信じなかつた。」

以て伯と新渡戸との交情密なるを見るべきである。この交情は新渡戸の渡臺以來、終生つひに渝るところがなかつた。しかし人間對人間として、兩者が互に許し合つたのは、この外遊の際にはじまると言つてよかつた。旅は人間を赤裸にする。この二人の變り者は、旅舍に車窓に、諧謔と戯言を交してゐるうち、その心の深所において、互に琴線に觸れ合ふ何者かを發見したにちがひない。

そして伯がこの外遊中に、心から愉快を感じたのは、新渡戸夫人の兩親を、フィラデルフィアに訪ねた時であつたと思はれる。

新渡戸は、往時を追懐して、次の如く語つた。

我輩が後藤さん同作で西洋を漫遊した時に、後藤さんが二三回家内の宅に來られた事があつて、それ以來は、家内の父親を古武士々々々と名附けた。アメリカ人には珍らしい、これは現代のアメリカ式ではない男で、身體も大きくて、澁い寧ろ苦い様な顏をして居て、どつしりした嚴格極めた男であつたから、初めて會つた時などは殆ど啞然として、こんなアメリカ人が居るものかと言つた事もあつた。母親の事は佛さん〳〵と言つて居つた。是れは全くお人好し一方といふ様な、冗談言つても、それは本當の事でないから、嘘の一種と心得て居るやうな人であつた。

かうして伯は、紐育より費府へ、華盛頓よりまた紐育へと、米國の東部地方を遊歷すること一箇月餘に及んだ。

三、人工樟腦談判

滯米一箇月半にして、伯の一行は、英國汽船セルティック號に乘じ、八月六日、英國に向つた。リヴァプールより倫敦に出で、英國滯在一週間。八月二十三日、ドーヴァー海峽を渡つて巴里に入り、佛京見物の後、途中デュッセルドルフの博覽會を見て、九月四日、曾遊の地伯林に入つた。

伯林において、伯は一つの要件をもつてゐた。それは人工樟腦の件に關し、シェーリング會社と交渉することであつた。

シェーリング會社は、人工樟腦の發明に成功したりと稱し、帝國公使を經て、「日本政府樟腦專賣上ノ利益ノ爲メ

會社ト協商スルノ意アラバ、相當ノ條件ヲ以テ協商ヲ爲スベシ」と申込み來り、次いで、その人工樟腦の見本を送附して來た。そこで日本政府が、その試驗をしてゐると、會社の理事アントリックは、總督府に宛てて、「六月迄ニ協商ニ關シ、日本政府ノ確答ヲ得ザレバ、會社ハ人工樟腦ノ販賣ヲ、隨意ニ市場ニ試ムベシ」と督促し來つた。伯がその通信を得たのは、恰かも歐米巡遊の命を受けた時であつたので、途次伯林を通過するを幸ひ、直接にシェーリング會社と、交渉せんとしたものである。

若し人工樟腦の製造が、工業的に成功したものとすれば、卽ち天然樟腦より廉價に、しかも多量に生産しうるものとすれば、これまで世界樟腦の獨占權を把握せる日本にとつては、まさに一大事である。これに對して、適宜の協商を締結するのは、緊急の必要事であつた。

しかしシェーリング會社は、果して工業的に成功してゐるのかどうか。

先づ第一に疑ふべきは、會社が六月迄に確答を得ざれば、獨力斷行の旨を發言せるに拘はらず、未だ製造事業に著手した模樣のないことであつた。そこで種々調査の結果、會社の大體の模樣を、探知することを得た。當時の書類によれば、それは次の通りであつた。

化學者社會ノ說ヲ聞クニ、人工樟腦ノ發明ハ成功シタルニ相違ナシトスルモ、之ヲ非常ナル廉價ヲ以テ製造スルコトハ甚タ疑フヘシト云ヘリ。某化學者ノ如キハ、人工樟腦ノ發明サヘ未タ完全ナラスト斷言セリ。是ヨリ先キ伯林ニ來ルノ途次、デュッセルドルフ博覽會ニ於テ「ボン大學」教授ライン氏ニ會ス。氏ハ有名ナル商業地理學者ニシテ、工藝ニ關スル諸發明ニ注意シ、亦社會ニ重ヲ爲スノ人ナリ。同氏又シェーリング會社ノ成功ヲ信認セサ

リキ。

かくして臺灣民政長官後藤新平と、シェーリング會社理事アントリックとの會見となつた。時に九月十日、場所は伯の宿舍たるパラスト・ホテルの一室。交渉の席に列したのは、後藤民政長官とアントリックと新渡戶の三人のみであつた。用語は先方の希望によつて、獨逸語とし、新渡戶がその通譯の任に當つた。

伯はまづ口を開いて、上述のこの問題の經過を語つた後、アントリックに訊ねた。

貴會社ノ申出ハ此事實ニ違フコトナキヤ。今日ト雖猶之ト異ナルコトナキヤ。

これに對し、アントリックは、直ちに答へて曰く。

協商ヲ爲スハ弊社ノ尤モ喜フ所ナリ。然レトモ閣下ハ如何ナル條件ヲ以テ協商ヲ爲サント欲セラルヽヤ。願クハ其條件ヲ示サレンコトヲ。

然し乍ら、かうした交渉に當つて、此方から先きに條件を持出すの不利なることは言ふまでもない。伯は勿論それを拒んだ。一方、商賣氣のあるアントリックは、何處までも、先づ我が條件を知らんと欲した。かうして兩者は押し問答を重ねなければならなかつた。

民政長官曰く。此條件ハ我ヨリ之ヲ提出スルコトヲ得ス。貴會社ト日本政府トノ間ニ協商ヲ爲ストセハ、條件ハ之ヲ貴會社ヨリ提出スト發言セラレタルニアラスヤ。元來協商ノ條件ハ、人工樟腦發明ノ內容ニ關係スルモノナリ。今此內容ヲ明カニセスシテ條件ヲ提出スルカ如キハ全ク不可能ノ事ニ屬ス。

アントリック曰ク。日本政府ハ眞面目ニ弊社ト協商ヲ爲スノ意アリヤ。果シテ意アリトセハ、其條件ハ自ラ定マ

レルモノアラン。敢テ之ヲ聞クコトヲ得ヘキヤ。

民政長官曰ク。勿論日本政府ハ貴會社ト眞面目ニ協商ヲ爲サント欲ス。然レトモ發明ノ内容ヲ審カニセサレハ、到底協商ノ端ヲ開ク能ハサルハ前述ノ如シ。從テ其條件ノ如キハ固ニ我ヨリ提出スルコト能ハス。貴會社ノ發明確實ナルモノナリトセハ、協商ノ條件ノ如キハ、惟フニ貴會社ニ於テ既ニ決定シタルモノアラン。願クハ之ヲ聽クコトヲ得ンカ。

かう言はれては、流石のアントリックも、自ら條件を提出せざるを得なかつた。そこで暫し躊躇の色を見せた後、次の如く答へた。

其條件ノ如キハ、弊社ニ於テ尙ホ重役全體ト協議ヲ盡クスニ非レハ、之ヲ公言スルコトヲ得ス。然リト雖余一個ノ意見ヲ述ヘンカ。人工樟腦ノ發明ハ既ニ五箇國ニ於テ特許ヲ得タリ。其他ノ諸國ニ對シテハ今正ニ特許ノ要求中ナリ。而シテ其見本ヲ送リタル各セルロイド會社ハ、其成績ノ良好ナルヲ賞セリ。人工樟腦ノ成功斯ノ如シ。願クハ充分ノ信用ヲ與ヘラレヨ。而シテ其要求スヘキ條件ハ、第一會社ノ製造ニ係ル人工樟腦ノ發明特許ヲ買上ラルヽカ、第二人工樟腦ノ販賣區域ヲ劃シテ、此區域内ニハ貴國ノ樟腦ヲ販賣セサルコトトナスカ、第三貴國樟腦ヲ約定價格ヲ以テ販賣セシメラルルカノ方法ニ過キサラン。試ミニ右三條件ヲ會社ヨリ提出スルトセハ、日本政府ハ孰レニ贊成セラルヘキヤ。

かくして問題は、その條件交渉の基礎たるべき、發明の内容の討議に移つた。アントリックの質問に對し、伯は直ちに答へて曰く。

貴下提出ノ條件ニ賛否ヲ言フ能ハス。且ツ貴下ノ說ヲ聞テ益々發明ノ內容ヲ明カニスルノ必要ヲ認メタリ。若シ內容ヲ明ニシタル後ニ於テ貴說ノ條件ヲ問題トセハ、本官ハ其條件ニ付貴會社ト協商ヲ開始スルノ必要アルコトヲ、日本政府ニ明告スルコトヲ得ン。

これに對してアントリックは、

人工樟腦ニ關シテハ已ニ特許アリ。各セルロイド製造所ノ賞讃證明書アリ。又見本アリ。其發明ノ內容ノ如キハ敢テ疑フヘキモノナキニアラスヤ。

と答へて、强ひてその內容に言及するを避くるの風があつたので、伯はさらに突ツ込んで質問した。

貴說ノ如キハ已ニ本官ノ知ル所ナリ。奈何セン。見本特許ノミヲ以テ、人工樟腦製造ニ對シ確信ヲ措ク能ハス。試ミニ貴下ニ問ハン。敢テ製法ノ祕密ヲ聞カントニハ非ラス。人工樟腦製造ニハ如何ナル材料ヲ用ヒルヤ。純粹化學力ニ依ルヤ。或ハ電氣力ニ依ルヤ、其大體ト製造費用トヲ明言スルコトヲ得ルヤ。

流石に科學的素養ある人物の質問であつた。アントリックはこれに對して、

製造方法は純粹化學力ナリ。製造費用ノ計算モ亦明言スルコトヲ憚ラス。獨リ使用材料ニ至リテハ祕密ニ屬スルヲ以テ之ヲ言フコト能ハサルモ、其材料ハ豐富ニシテ之レヲ獲ル事容易ナリ。獨逸國ノミニ於テ一箇年六百噸ヲ得ルコト難カラス。

と、極めて抽象的なる回答を爲すと共に、

閣下ハ弊社人工樟腦ニ關シ、日本政府ヨリ如何ナル委任ヲ享ケラレタリヤ。其委任ノ如何ニ依リテハ、或ハ發明

ノ内容ヲ明言センコトヲ得ンモ亦知ルヘカラス。冀クハ委任ノ範圍ヲ示サルレハ幸甚。

と、逆襲して來た。これに對する伯の答へは、流るが如くであつた。曰く。

本官ハ日本政府ヨリ貴會社發明ノ確實ナルヤヲ判定シテ、日本政府ハ宜シク協商ヲ開クヘキヤ否ヤヲ政府ニ具申スルノ命ヲ受ケタリ。貴下ニシテ日本政府ト協商ヲ試ミント欲セハ、余ニ貴會社ノ確實ナルコトヲ證明セサルヘカラス。幸ニ貴會社製造所ヲ一覽スルコトヲ得ンカ。是レ或ハ貴會社ノ信用ヲ證スル一端ニアラスヤ。

かうしてその日の會見は、物別れとなつた。何となれば、「覺書」によれば「此時アントリック言ヲ左右ニ托シ、弊社ノ製造所ヲ貴覽ニ供スヘキモ、瞥見ノ外ハ之ヲ許ス能ハスト云ヒ、又人工樟腦ハ目下少量ヲ製造スルニ過キスト云ヒ、言辭曖昧ニシテ要領ヲ得ス」といふ有樣であつたからである。そこで伯は、十三日に再會見を期すると共に、「此日マデニ疑團ヲ氷解スヘキ確實ナル證明方法ノ講究ヲ促シ」て、別れたのであつた。

九月十三日午後三時、豫定の通り、パラスト・ホテルに於いて、第二回の會見が行はれた。この日「アントリックハ前日ニ比シ勇氣沮喪ノ風アリ」と覺書は記してゐる。

會談は劈頭、伯の「證明ノ方法ヲ得タリヤ」といふ質問に始まつた。これに對してアントリックは、依然、「會社ノ信用上必要ナリト認メラルレハ、製造所ノ大體ヲ貴覽ニ供スルモ、樟腦ノ製造ハ不幸ニシテ之ヲ貴覽ニ供スルコトヲ得ス」と答へたので、伯はもう一つ高飛車に出た。

予ハ敢テ貴會社ノ工場ヲ見ルコトヲ望マス。他ニ證明ノ方法ナキヤ。

しかも「アントリック」は前日ノ演述ヲ再演スルニ過ぎず、事實よりもむしろ言辭によつて、時に我れを威脅する

が如き態度に出でた。曰く。

抑モ人工樟腦ノ製造タル、貴國ニ取リテハ非常ノ影響ヲ及ホスモノト信シタルヲ以テ、貴國政府ノ利益ヲ保護スル爲メ特ニ祕密ニ付シタリ。是ヲ以テ貴國樟腦ニ影響ヲ及ホスコト毫モ之レナカリシト雖、若シ弊社ニ於テ市場ニ競爭ヲ試ミハ、貴國豈夫レ晏然トシテ止マンヤ。弊社ニ於テ五萬碼克許ノ損失ハ、之ヲ支出スルモ敢テ會社ニ影響ヲ及ホスナシ。今若シ是レヲ以テ、世界ノ市場ニ一大飛躍ヲ試ミハ、樟腦價格ヲ攪亂スル敢テ難キニアラサルナリ。

そこで伯もまた、押し問答の最早無用なるを察し、特にシェーリング會社の人工樟腦なるものの底も、大體見究めがついたので、次の如く應じて、會見の終結とした。

日本政府ニ於ケル目下ノ價格ハ必スシモ固定ノモノニアラス。（アントリックハ現在ノ買入價格ヲ見テ現價ヨリ下スコト能ハスト信セリ）政府ハ買入價格ヲ降下シ、叉現價ヲ低廉ナラシムルヲ得、活殺共ニ自在ナリ。若シ貴會社ニ於テ世界ノ市場ニ競爭ヲ試ミラルレハ、政府ハ好ンテ貴會社ノ敵タラン。要スルニ貴會社ノ證明ハ予ヲ滿足セシムルニ足ラス。今貴下ト面識ヲ得タリ。此交誼ヲ以テ、他日貴會社製造ノ樟腦市場ニ出テタル後ニ於テ競爭ノ損害ヲ避ケテ、雙方利益ヲ保護スルノ端トナレハ幸ナリ。

さうして事實、シェーリング會社との交渉も、これで一時打切りとなつたのである。

四、ネクタイ物語

伯林の仕事をすましてから、伯は露西亞を視察して、墺太利からバルカン半島に入つた。
この墺太利訪問は、伯の今回の外遊中の重要目的たる、ボスニア、ヘルツェゴヴィナの新植民地巡視のためであつた。蓋し墺太利の右二州に對する政策は、わが臺灣に資するところ頗る多かるべきを豫想したからである。
その二州訪問の便宜を、墺國政府より得るの途は、首府維納において、これを爲すの外はない。而してその唯一の方策は、在墺日本公使の斡旋に俟たねばならない。
時の公使は、牧野伸顯であつた。
伯も新渡戸も、牧野には初對面であつた。そこで維納に著くと兩人は、電話をもつて面會の時間を打合せて、馬車に同乘して公使官邸を訪問した。
維納は當時、巴里と並んで歐洲舊都の一としてその繁華を謳はれてゐた。街衢の淸楚にして、都人の典雅なることは、歐洲名物の一つにさへ數へられてゐた。さうしてこの地に帝國を代表する牧野は、若くして英國に遊學し、父大久保甲東の風を繼いだ重厚謹嚴の紳士であつた。
伯と新渡戸とは、この壯麗なる都を馬車の上より眺めつつ、意氣揚々として、公使官邸に到著した。玄關に案内を請ふと、豫て待ち設けてゐた下僕は、兩人を應接室に招じた。
椅子に著いて待つこと少時、奥の扉を排して顯はれたのは主人牧野であつた。伯は立ち上つて、
『牧野さんでありますか、私は後藤であります……。』
と丁寧に一禮した。すると、主人の牧野は、返禮もしないで、

『あつ！』

といふとすぐ、今入つて來た扉から奥に消えていつてしまつた。

伯はこの時、内心頗る怪訝の情を催した。

――牧野といふ男は、怪しからん男だ。人が挨拶するのに、返禮もしないで、すぐ奥にひつ込むとは、妙な事をする人間だ――

まもなく又元の扉を開けて再び主人の牧野が現はれた。さうして、物も言はずに、紙に包んだものを、恭しく伯に差出した。

『どうぞ、これを・・・・』

不思議なことをする人だと思ひながら、伯はなに氣なく、その包みを受取つて、それを開けると、こんどは伯が思はず、

『あつ！』

といつた。それはネクタイであつた。本能的に自分の咽に手をやると、果して、伯はネクタイ無しで、ホテルを出て來てゐたことを發見した。

『いや、これは・・・・』

さういつて、流石の伯も、少々てれて、それから鏡の前で、そのネクタイを結んだ。

その訪問が終つての歸へるさ、馬車の上で二人ぎりになると、伯は新渡戸に訊いた。

『君は今朝、一緒に馬車で來る途中、僕がネクタイ無しのことに氣が付かなかつたのかい？』
『いや氣がついて居りました。』
『それでは、なぜ僕に注意してくれなかつたのだい。』
すると新渡戸は即座にヌケ〳〵と答へた。
『いや、あれがこの頃の流行かと思ひましてネ。』
これには流石の伯も、啞然として、一言もなかつた。
伯も惡戯好きで有名であつたが、新渡戸もその道にかけては、決してひけを取らなかつた。そこに彼等兩人の溫かい交情があつた。
この物語は、この旅行中の傑作として、伯はよく家庭で物語つて哄笑した。
一九二七年春、新渡戸がいよ〳〵國際聯盟事務次長の重任を終へて東都に歸り來るや、伯は彼のために私邸に一夜の宴席を設け、相客として牧野伯や阪谷男、德富猪一郎などを招いた。その席上、伯は新渡戸の人物を紹介するに托して、この話をした。謹嚴なる牧野も、この時だけは、腹を抱へて笑ひ、新渡戸も子供のやうに打ち興じた。

五、歸朝

伯はそれより、伊太利半島を行脚し、十一月十三日、ネープルスから、獨逸船ケーニッヒ・アルベルト號に乘じ、印度を經て歸途に就いた。

この伊太利旅行中、フローレンスにおいて、慈善の女神像を買つた話は既に述べた。（第一巻第五章第二節二參照）

かくして歐米半年の遊歷を終へて、歸途についた伯は、香港においてケーニッヒ・アルベルト號を捨て、十二月十四日香港出帆の大義丸に乘じて、再び臺灣島に歸つて來た。伯を載せたる大義丸が、淡水港に入つたのは、十二月十七日であつた。その日の情景を、當時の新聞は、次の如く報じてゐる。

長官は昨日淡水港入港の大義丸にて安著せられたるが、臺北よりは、大島警視總長、尾立檢察官長、鈴木覆審法院長、中村土地調査局長以下、高等官數十名、及び民間にては柳生一義、荒井泰治、金子圭介、藤原銀次郎、山下秀實氏等十數名は、午前八時四十五分の汽車にて、石塚參事官長外十數名の高等官は、午後零時三十分の列車にて、何れも淡水まで出迎へ、淡水にては稅關其の他各官衙の吏員、公學校生徒、及び小學校生徒埠頭に整列して、長官の入港を待ちしが、大義丸は午前八時頃既に淡水沖に其の形を現はし、暫時潮合を待ちて、午前十時頃淡水港に入港せり。後藤長官は埠頭に於て、各出迎者に挨拶し、稅關長官舍にて暫時休息、同所にて午餐の上、午後一時半の汽車にて入府の途につき、同二時二十六分臺北停車場に著せしが、同所にも佐々木旅團長以下、文武官百餘名、及び民間有志者數十名出迎へ、長官は一々出迎者に挨拶し、石塚參事官長と馬車に同乘して官邸に入れり。

全世界を一周して歸來した民政長官の口から、世界の珍らしい話も聞かう、半年の留守中に起つた幾多の事務の報告もしよう、さては歡迎會、相談會、その他凡百の計畫を胸に描いて居た朝野の人々は、その翌日の新聞を見て、あツと吃驚した。

伯はその翌々十九日午後二時半出帆の釜山丸で東京へ向けて基隆を出發してしまつたのである。

始めから終りまで、後藤式の洋行であつた。



長官官邸に於ける伯夫妻

第九節　夫　と　妻

一、和製ローズヴェルト

臺灣時代は、伯の四十二歳から五十歳までの時で、肉體的にも、精神的にも、全盛期であつた。兒玉總督も精力的で、威風堂々たるものがあり、軍服を著て應接室に現はれるときなどは、室いつぱいに見えるほどの威容があつたが、ほんとは極く小柄であつた。「獨逸の世界的名醫が、わしの身體を見て、小柄だけれど、あなたほど理想的に均整のとれた身體は珍らしいと言つたよ」と、兒玉は自慢してゐたけれども、「後藤長官と一緒に寫眞を撮ると、おれが損するから嫌だ」と、滅多に撮さなかつたほど、兒玉は身體が小さかつた。本卷に掲げた寫眞は、有合せの蜜柑箱の上に、兒玉を立たせて、背丈を揃へたものだといふことである。

これに反して、伯は身長も體重も、事實堂々としてゐた。明治三十七年九月四日の臺灣日日新報に、次のやうな記事が載つてゐる。

隘勇線巡視中の後藤民政長官一行が、去る一日釣羅灣停車場にて發車を待合はせし折柄、談話は偶と體量の事に及び、誰れか重い、イヤ誰れは輕いと各々互に讓らざりしが、論より證據、一つ秤量して見ようと云ふので、折節停車場構内にありし量器にて試し見たる結果、

長官	一九、三六〇	上遠野海軍書記	一七、六〇〇
長谷川技師長	一七、[illegible]	苗栗警務課長	一六、九六〇

持地參事官	一六、〇〇〇	濱野技師	一五、五二〇
林田屬	一五、三六〇	祝局長	一三、六〇〇
長官從者	一三、六〇〇	山縣參謀長	一三、四四〇
本社特派員	一二、八〇〇	賀來警部	一二、三二〇
重松雇	一二、三〇〇	一人平均	一五、〇七七

となりしかば、今更のやうに人の體を眺め合ひたりしが、果ては長官は何處までも重貫（ちやうくわん）なりとて大笑ひなりしと云ふ。

この五尺四寸、十九貫三百の肉塊のなかには、疼くやうな精力がはちきれんばかりに溢れてゐた。加ふるに伯は、性來健康自慢であつた。醫者上りだけに、平常から健康には細心の注意をしてゐたけれども、少々の病氣なぞは、頭から呑んでかかつてゐた。從つて伯は、生涯の間に、幾度か生死にかかるやうな大患をやつたが、その多くは無理押しから來てゐた。

或る「故伯を偲ぶ夕」において、臺灣民政長官時代の大患につき、佐野夫人と鶴見夫人とは交ゝ左の如く語つた。

佐野夫人　臺灣の民政長官時代の議會の時、ひどい流感をしまして熱が九度以上あつても起きて行きました。それから家に歸つてフウ〳〵言つて寝て、それから翌日は又出て行きました。さうして設備の整つたうちに寝て居ないで、板敷のままで蒲團を枕にして寝てゐました。

鶴見夫人　私達は分りませんでしたけれども、あの時分は赤十字病院に入つて居て、私と兄と二人で見舞に行くと、今度は病院から馬車をやとつてそれに乘つて一日議會に行つて居ました。其の馬車が病院に歸つて來ると、

私達がそれに乘つて家に歸つて行きました。それがしよつちゆうであつたのです。

病氣の時でさへかうである。況んや平常における精力振りは素晴らしいものであつた。興に乘ずれば、夜一時二時までも、燈を搴げて且つ論じ、且つ談ずることも稀らしくはなかつた。そのくせ朝は、四時か五時にはチヤンと起きて、規定の散歩をすると、グン〱仕事にとりかかつた。當時暫く、長官官邸の一室に生活してゐた星一は語る。

後藤伯は極めて朝早いので、四時半頃には毎朝起きた。起きると、私に「亞米利加人早く起きろ」と言うて呼びに來て、さうして後藤伯夫婦と、毎朝殆ど臺北の町はづれの古亭庄の田圃の中にある兒玉總督の別莊の所まで行つて歸つて來て、それから朝飯を取るのが日課のやうになつて居りました。

後年伯が第二次桂内閣に入つたころ「和製ローズヴェルト」といふ綽名をもつて呼ばれたのは、鼻眼鏡のせいばかりでなく、實はかうした精力主義の生活ぶりから來てゐるのであつた。當時は米國の第二十六代大統領セオドール・ローズヴェルトの全盛時代で、彼はその著書「奮闘生活」の中にも記したごとく、絶倫の精力をもつて、超人的の活動をつづけてゐたので、ローズヴェルト即精力主義といふ風に、世界が考へてゐたのであつた。さうして、伯の非凡なる努力生活が又、彼に匹敵するものありしところより、何時とはなく「和製ローズヴェルト」の異名を得るやうになつたので、それは一生伯につき纏つてゐた。

かうして伯は、五體に漲る精力を發散せしむべく、スポーツに專念する少年のやうに、凜々と勇んで、新領土經營の事業に向つてゐたのである。

二、癇癖と溫情

伯が臺灣統治の功に依つて、男爵を授けられると、口さがなき京童は、これを蠻爵といつた。時には蕃爵とも記した。それは子爵になつても、伯爵になつても、彼の身に終生つき纏つてゐた。さうして世間はそれを、ある親しみをもつて微笑しつつ聞いた。如何にも彼にふさはしい名前のやうに思はれたからである。

他の一つの理由は、彼が非常な癇癪持ちで、しかも往々、唐突にして奇矯なる言動に出でたからであつた。原始人のごとき野性が、終生彼から離れなかつたのだ。さらにまた一つには、彼の授爵の理由が、生蕃熟蕃の住む蠻地臺灣の統治にあつたことも、この名を尤もらしく響かせた理由であつたとも考へられる。

彼は生れ付きの好男子であつた上に、風采服裝については、相當のしやれ者であつた。その瀟洒たる好男子を蠻爵と呼ぶところに、一味のアイロニーを感じて、世間は一層興味を催したのであらう。それは矛盾に富みたる彼にふさはしき異名であつた。

彼が如何に激しい癇癪持ちであつたかは、少しく彼に接したる人の悉く經驗したところである。しかもそれは人並外れた不思議な癇癪であつた。和子夫人は、よく笑ひながら次のやうな話をした。

後藤はだしぬけに癇癪を起して人をびつくりさせます。

まだ臺灣に居りました時でしたが、風を引きまして、熱が高いので、タオルを顏にかけて、發汗させて居りましたが、私は一寸用事で部屋の外に出て居りますと、大きな聲で、

「人殺し！　人殺し！」
と怒鳴つて居りますから、何事が起つたかと思つて、びつくりして飛んで參りますと、
「タオルを取つてくれ！」
と、怒つて居るのでした。
曾て葉山に別莊の出來たとき、夫婦でそれを檢分に出掛けた。
ところが建築が、何か彼の氣に入らないところがあつた。すると彼は矢庭に、下駄穿きのままで、緣側に驅け上つて、土足で障子をバラ〳〵と踏み破つて、
『こんな家は駄目だ！』
と叫んで、メチャ〳〵に壞して歩いた。
かうした癇癪は、彼一流の犀利な頭腦と、辛辣な舌端とをもつて爆裂した。ゆゑに正面からこれにぶつかる者は、十六吋の巨彈が、頭上で炸裂したやうに、びつくりした。
『貴樣は一たい、どこに飯を喰つてゐる！』
といふのが、何か失策した時に、彼のよく浴びせた叱聲であつた。
ある時、彼は新年の拜賀に參內する自動車の中で、ふとしたことから怒り出して、二重橋前の廣場で、大禮服姿のまま例の癇癪を爆裂させた。
『あんなに困つたことはありませんでした。』

と、和子夫人はよくそれを話した。

この癇癪は伯の大きい缺點の一つであつた。さうしてそれを一生耐へ忍ぶことが、和子夫人の擔つた涙ぐましい十字架であつた。

元來小心であつた夫人は、この癇癖の强い良人の傍にあつて、四六時中戰々悩々として暮してゐた。しかし天才的な、精力絶倫な夫が、思ふやうに事の運ばなかつた時に、じれて爆裂する心情を汲んで、夫人はどんな無理な怒號でもぢつと從順に辛抱した。これを辛抱することが、伯の心を和げることを知つてゐたからだ。又誰れかに向つて爆裂しなければ、伯自身の心内に内攻して、その健康を害し、頭腦の働きを鈍らすことを虞れたからだ。

『後藤は妙に遠慮するところがありまして、自分の子供にも、思ふことをすつかり言ひ切れないのですが、私にだけは遠慮がないので、それで無暗に私に怒るのです。』

と、和子夫人は言つてゐた。

また和子夫人の最も虞れたところは、伯の激しい怒號のために、周圍の人の心を失はんことであつた。ゆゑにその癇癪を一身に引受けて、周圍の人に及ぼさざらんとするのが、夫人の始終の心掛けであつた。それは前掲の賀來佐賀太郎の事件の際にも現はれてゐる。

『私は後藤によく申すのであります。』

と、和子夫人は言つた。

『あなたは秀吉ではない。信長ですよ、まるで信長のやうな癇癪持ちだ、と私は申すのです。』

それはよく當時世間で、伯の豪放磊落にして、奇策縱横なる性情をもつて、秀吉に比した者のあつたに對して、實はむしろ信長に似てゐるのだと、夫人は言つたのである。

夫人の虞れた點は、そこにあつたのである。信長がその曠世の天才を以てして、遂に明智光秀の怨みに殪れたごとく、伯も亦その癇癖と毒舌とをもつて、人の怨みに失脚せんことを憂へたのである。

夫人の言葉は、その方面に於いては正しかつた。伯はその天空海濶の一面に於いては秀吉と類似しながら、また他方甚しく信長に似てゐた。その奇闢獨創にして、勇往果敢なる、しかも一時の喜怒哀樂を抑ふる能はずして、衆人稠坐の席に腹心の士を痛罵してその怨みを買つた信長の性行は、伯に於いて又等しく認められるところであつた。さうしてこの性情のゆゑに、信長が天下を取る能はずして中道に殪れたるごとく、伯も亦周圍硬骨の友を失つて、その志を中央政界に伸ぶるの日なくして死せんことは、和子夫人の心中私かに憂へたるところであつたのであらう。

しかし信長に比して、伯の異つてゐたのは、その明朗性であつた。無類の癇癪持ちでありながら、一度その癇癪が爆裂してしまふと、あとは天廣く日暖かに、日本晴れの好天氣であつた。それ故にこそ尙ほ人の心を失はなかつた所以であり、またそれが、和子夫人をして、生涯これを忍ばしめたわけでもあつた。伯は我れを忘れて怒號狂喚した後は、心底よりこれを悔いた。さうしてこれを優しく忍んでくれる和子夫人を、一層にいとしく思つて愛撫した。日の強いところに蔭も深い。天才的であつた彼は、斯くのごとく明暗交錯する感情生活を送つてゐたのである。

伯はまた同時に、性來の性急でもあつた。飛んでもない時に、飛んでもないことを言ひだして、それが直ぐに、思つた通りにならないと、忽ち癇癪が破裂した。ヤツと言ふ間に整はないと、氣に入らないのだ。

『それッ參內！　大禮服！』

さういふ時、ハンカチーフ一つ間誤ついても、伯の癇癪玉は、恐ろしい勢ひで破裂する。だから、そんな時には、いま破裂するか、爆發するかと、家內の者はビク〳〵ものであつた。

これから旅行に出かけるといふ時でも、さうであつた。どうしたものか、彼は、旅行の計畫を、前以て人々に知らせておくのを、好まない癖があつた。だから、さア旅行となると、家人は何時でも轉手古舞であつた。今井周三郎が言つてゐる。

伯が旅行される場合、たとへば上京される時など、その事を容易に周圍の人々に云はない。奥さんにも仲々云はない。何時でも突然であつたさうです。奥さんは伯の素振りで大抵のことを察して準備をされたといふことでした。何のわけか知りませんが、「何時でも準備をして置け」と云ふわけかも知れません。

そのために和子夫人は、人一倍の苦勞をして、身邊の物を常に支度しておいた。どんな時でも旅に出られる費用と手廻りの荷物を整へておいた。それが彼女の一生を必要以上に多忙にした。彼女が年とともに、その健康を失つていつたのも、かかる間斷なき氣苦勞が、全然無關係であつたとは言はれない。

しかしかういふ性急と癇癪との一方には、彼獨特の愛すべき性癖が付いてゐた。それは天眞爛漫な稚氣と、滴るやうな愛嬌とであつた。

機嫌のよい時の彼ぐらゐ、側に居て氣持よい人間は少なかつた。駿河灣の初夏の風光のやうに彼は朗かであつた。一碧萬頃の大海原が赤い日射しを受けて緩かに搖れるやうに、彼はゆつたりとして見えた。さうして澄み渡つた青空

に銀線を引く富嶽のやうに、彼の心はある莊嚴な超然とした悟道に安住するやうに見えた。

さうして彼は、縷々として盡きざる話の絲を手繰つて、過ぎ來し日の失策談、功名譚、さては接觸したる東西の偉人傑士の俤、あるは讀みたる聖賢の文、乃至は未來に描く大いなる夢など、それからそれへと物語つた。少しく東北訛りのある彼は、その男らしき風貌にこぼるるばかりの愛嬌を浮べて、且つ笑ひ且つ語るのだ。

それを陶然として聞き入る時に、和子夫人は連日の苦しみを忘れ、幾多の悲しみを忘れた。いづれは死すべき地上の生、生きてこの漢子のために苦しむは、無爲の五十年に優ること幾倍ぞと、幾度彼女は思つたであらう。

さういふ時に、二人は、最も幸福なる夫婦であつた。

三、部下への思ひやり

直情徑行をもつて一生を終始した伯は、晩年よく近親者に向つて、「俺の眞似をしてはいかんぞ。俺は勝手放題にやつて世の中を渡つてきたのだが、この眞似だけはしてはいかん」と言つてゐた。それは彼自身も、その飾るところなき投げやりの言行が、多くの人の感情を害なつたことを知悉してゐたからだ。

しかし彼はその割には、深刻な敵を作らなかつた。それは彼の生れ持つた人德でもあつた。世間は彼の矛盾撞著と痛罵放言とを、むしろ微笑して眺めてゐるやうであつた。

彼の不思議な頭のうごきについて、新渡戸は次のやうな一插話を物語つた。

或る時、何の問題であつたか今は忘れたが、後藤さんと話をして居る間に、突如として某氏の噂が出た。此の人

は其の後どうなつたか知らぬが、當時は相當官吏社會では名の聞えた人であつた。僕は唯名のみを知つてゐて、其の人に遇うたことはなかつたが、一兩日中に面會をする約束があつたので、其の人の名が話題に上つたのである。後藤さんが突然、

「君、彼奴は惡い奴だぞ、よほど注意し給へ……」

とやり出した。尙ほ言葉を續けて言ふに、

「彼奴は今迄色々な惡戯をして居る。俺に對しても大分不義理をして居る。ああ云ふ奴はあの儘に放任して置くと、人にどんな迷惑を掛けるかも知れぬから、釘打ちにしてしまつて、釘の頭を曲げて……」

と言ひ出した、僕には此の修辭が分らなかつたので、

「釘をどうするのですつて？」

と聞き直すと、

「釘をうんと打ち込んで、頭を曲げて二度と世に浮ばれないやうにして置かぬといかぬ。」

と言はれた。此の文飾の極端なるには僕も意外に思つたが、

「ハアそんな人ですか。」

と唯漠然と言うて、あまり人の面白くない噂を聞くのも好ましくないから、話題を變へて、ただ其の人に面會の節自分で警戒する心持で居つた。

面會後、彼の提出した要件に付いて後藤さんに遇つて話をすると、態度ががらりと變つて居る。此の三四日の間

に後藤さんが彼に遇つて何かの諒解でもあつたものかと思つたが、さう云ふ樣子もない。今迄の行掛り上、當人も後藤さんに合はす顏もなかつたものと見えて、臺灣へ來てもまだ訪問しないやうであつた。或は第三者の手を經て後藤さんに以前の詫びでもしたことか、其の邊の消息は我輩別に訊しもしなかつたが、後藤さんの態度から見てさう云ふ風もなかつた。さうして申出した要件は、權利とか利害關係のあるものではなく、臺灣統治に關する大體意見のことであつた。密かに役人を煩はし利權漁りに來たものではないから、殊更時の長官に阿ねる必要もなかつたらしい。故に面會もしなければ又他人を煩はして諒解を求めもしなかつたらしい。それで後藤さんの態度が全く變つて居ることは我輩に不思議に思はれた。彼奴は善い奴だとは言はなかつたけれども、彼奴の言ふことは幾らか尊敬を以て傾聽してやつて吳れ、好意を以て彼を迎へてやれと言はぬばかりの樣子であつたので僕は、

「あなたの此の間の御話とは大分違ふではありませんか。」

と聞き返した所が、

「イヤ彼奴は善くない奴だけれども、又ちよつと取り所もあるよ。人に害を加へる位な奴は、矢張りそれ丈け手腕も持つて居る奴だから、そこだけは助けてやる方が宜い。」

と前言を全く取消すやうな風であつたから、我輩不思議に思つて、

「あの釘の一件はどうしたのです。」

と訊くと、先生例の豪傑笑ひをしながら、

「釘も曲げ様に依つては浮ばせることも出來るよ。」

と言つた。

かくの如きは、甚しい例であるけれども、それに似たことは、始終あつた。初めての人は不思議に感じるが、慣れた人々は別にこれを怪しまなかつた。伯はただ、感ずるがままに直言し、是と信じると、昨日の言を掌を覆すごとく變へたのである。ただその間、如何にも淡泊で飾りがなかつたので、却つて他人を感激せしめたのである。それを今井周三郎は語る。

伯は常に私に「貴樣は意見と云ふものがない。おれの云ふことを何でも聽いてばかり居る」と云はれましたが、時には「屁理窟ばかり云つて居る者より、云ふことを聽く人間が可愛い」とも申されました。

混沌時代でありますから、惡いことをした人間や官吏も時にはあつたのでせうが、罪にしたものは殆どありませんでした。叱りつけて「明日の船でスグ歸れ！」位であつたらしいのです。急に役を退いて、匆々世帶をたたんで內地へ歸る人がある。何の爲めの歸國かあたりでは知らない。然るに餘程經つてから何々の縮尻があつたと知れたと云ふ類のことが時々ありました。私共が時々少さな失策があります場合、伯の前に行つて「やりそくないをしました」と云ふと「神樣でないから致方がない、二度とするなよ」と云はれました。何か言ひ譯がましいことを云ふと、靑くなつて叱つたものです。

人を使ふに寬嚴よろしきを得ることが、上に立つ者の最も心すべき祕訣であると云はれる。しかしながら伯には、最初から、寬嚴よろしきを得ようなどといふ成心はなかつた。

時ならぬに、火の出るほど怒鳴りつけるかと思ふと、相當大きな間違ひでも、「あゝ、さうか」で通すこともあつた。しかも部下が、よく伯に服したのは、伯の胸中、一點の蟠りもなかつたからである。技巧や作爲がなかつたからである。

伯は部下に對して、親切であつた。しかもその親切は隨分徹底してゐた。

人一倍早起きであつた伯が、人一倍朝寢坊であつた長尾半平に對して、どんな態度をとつたかについて、長尾自らが次の如く語つてゐる。

臺灣に在つた時、自分の官舍は民政長官官邸に極く接近して居つたので、散歩をなさる時には時々まだ寢て居る處などを見舞はれて、閉口したものであつた。故伯はこの朝寢坊の癖を直してやり度いものと思つて居られたらしいので、「早起(アーリー・ライザー)」といふ小冊子を贈つてよこされた。讀んで見るとその中には歐米の知名な人達の朝起に關する逸話などが澤山あつた。自分の朝寢坊はなか／＼これ式の手ぬるい治療では癒らなかつた。或は自分の長男(當時六七歳位)が、故伯が常に乘馬で運動されてゐるのを見て羨ましく思つたと見え、自分にしきりに馬を買つてくれとせがむから、戲談に後藤さんの小父さんの處へ行つて貰つて來いと言つた。すると之れを眞に受けて行つたものらしい。或る朝のこと、長男は丼の中に水を一杯入れて走つて來る。其の後から女中が「坊ちやん、坊ちやん、何をなさるのですか」と云ひながら追ひかけて來る。丁度自分の寢室の隣りの室でその丼を奪ひ還すといふ一喜劇があつた。段々譯を聞いて見ると、故伯との關係らしい。卽ち長男が馬を呉れと故伯に言うた時に、故伯は「おとうさんの朝寢て居る時頭から丼一杯の水をブツ掛けたらば、其の御褒美に馬を買つてやる」といふ

條件附契約をなさつたものだから、この契約の條件を履行せんとしたものであることが解つた。又或る朝のこと、自分が臺灣勅任官の制服帶劍で、役所へ出勤しようとして公園の前を通りかかると、園內に遊んで居つた小兒の一群中より、しきりに「ヤイ朝寢坊」と大聲連呼するものがあつた。よく見れば自分の長男であつた。是れも聞き質して見ると、馬との交換條件の一つであつたことが解つて大笑ひしたが、しかしかうした出來事の中にどうかして自分の朝寢坊を直してやらうといふ、故伯の厚意が含まれて居つたことを感謝したのである。

新渡戶稻造もまた、自分の體驗を次の如く語つてゐる。

一體我輩が臺灣から招聘を受けた時、其の就任を辭する一の理由として擧げたことは、其の頃神經衰弱の虞れがあつて、晝食直後必ず一時間睡眠を取る必要があるから、役人生活は出來ないといふことであつた。然るに兒玉後藤の兩氏は、それは病氣であるから已むを得ぬ、差支へないとの返事であつた。一體臺灣の總督府から初めて招聘を受けた時は、恰かも我輩は亞米利加で病を養つて居つた際であつた。三度辭したが鄭重なる辭を以て迎へられたので、遂に承諾するに至つたのである。辭する理由の一つは晝寢の一件であつた。しかしそれも構はぬといふことになつては、他に述べた理由も段々消滅して、遂に總督府に職を奉ずることになつたのであるが、愈々就任して見ると、外の局長達は臺灣の炎天にそれぞ〳〵肌著のまま精勵恪勤して居る有樣で、如何に病氣であるからといつて、同僚に對して我輩ばかり晝寢をする譯にはいかない。辛いとは思ひながら晝も役所で辨當を食つて晝寢はせずに居つた。所が數日ならずして局長課長の會議があつた。我輩も之れに參加して出席した。時は午後一時、後藤さんが議長席に著いて出席者を見渡して、突然我輩を指して、

「新渡戸君、君はもう晝寢は濟んだのか。」
斯う言はれた。
「イエ今日はまだやりませぬ。」
「今日やらぬといふのは、毎日例の晝寢はして居るかね。」
と言ふ其の口調の間に、お前は就職後醫者の命令に背いて、又我々に對しても遠慮して晝寢をしないで居るのだな、といふ心持が現はれたやうに僕の耳には響いた。卽ち僕は就任後晝寢を見合せて居つたといふことを、同氏は知つて居る如く僕には思はれた。軈て聲を張り上げて、全局長課長に聞えるやうに、
君の身體は少し違ふのだから、豫ても話して置いたやうに、午後一時間の晝寢は怠つてはいけない。今日の會議の樣子はあとで知らせるから、早速行つて休み給へ。」
と言はれた。其の時同氏の腹も能く分つたやうな心持がした。其の後は同僚にも遠慮なく一時間の午睡をとることを得た。我輩の室には長椅子を一つ置いて、食後一時間公認の高鼾で健康を養ふことが出來た。
伯のこの徹底せる親切心は、磁石の鐵を吸ふ如く、伯の周圍に幾多の人材を惹きつけた。さうして、この人情によつて結びつけられた關係は、伯が任地を去つた後までも殘つた。それが所謂「後藤閥」であつた。それは一つは、伯が自ら創始したる事業を愛する故でもあつたが、今一つは、自分が見出して育て展ばした人材を、愛するが故でもあつた。
伯が臺灣を去らんとするや、中村是公を新任地に拔擢すると共に、祝財務局長を後任民政長官に推し、其の他の配

下悉くに、安定せる地位を確保したるごとき、その一例である。それは自己の勢力を増大しようといふ私心よりも、むしろ事業を完成したいといふ心と、さういふ人々を十分に働かせてやりたいといふ心からであつた。

次に掲ぐる賀來佐賀太郎の談話の如き、如何に伯が、部下に對する愛情の濃やかなりしかを物語ると同時に、物の間違ひから、飛んだ喜悲劇を演じたところに、無限のユーモアがある。

內田嘉吉さんが民政長官になられた時、伯はわざ〳〵內田さんに手紙を出して「賀來といふ男がゐるから注意して使つて欲しい」と依賴された。內田さんは赴任すると一週一回、部局へ來て事務を見る。その時の會議には事務官も出席せよといふ事を命ぜられた。併し私は反對した。

「長官が局の意見の未だ決定せぬものを見ることになれば、局長がとてもやりにくいからいけない。」

といつて反對し、その結果、私の局だけは部局會議を開かぬ事になつた。

ところが內田さんの私に對する態度は、恰かも犯罪の嫌疑者を內偵するやうな有様で、尾行のやうな人間を私に配置された。私は實に怪しからん事だと憤慨して、辭職しようかとも考へてゐた。

その年の秋、內田氏が上京して、伯にお會ひになつてから歸臺せられたが、早速私を呼び出して、

「君に陳謝しなければならぬ事がある。その證據物件は玆に持つてゐる。實は後藤さんから君を注意して使へと言つて寄越されたので、自分は一生懸命、君に對する內偵を進め、大いに警戒してゐた。しかし別になんにも變つた事がない。それで、今度上京した時に、後藤さんに「その後、賀來の內偵を進めましたが、一向怪しいところはありません」と申上げた處、後藤さんは大笑ひされて「君は大變に誤解した」と言はれた。實に相すまなか

つた」と言つて諒解を求められた事があつた。
彼のために獨逸書を講讀し、晩年は親しく彼の身邊に附添つてゐた森孝三が、初めて彼と相識るやうになつた經緯について、或る宴席で微醺を帶びた氣安い心で、次のやうに物語つてゐた。
俺がまだ臺灣で低い役人をしてゐた時にね、長官から命令されて土匪の居るところへ使ひにやられたことがあるのさ。隨分危險なところだつたがね、俺も若かつたから、思ひ切つて往つて見たよ。ところが何しろ交通不便で、臺北へ歸つて來るのが大變さ。長官邸へ著いたのは夜中だつた。
さうするとおやぢはちやんと起きて、俺の歸るのを待つてゐて、報告を聞いてしまふと、
「やあ、ご苦勞だつた。疲れたらう。君と一緒に風呂に入らうと思つて、俺は待つてゐた」
といつて、俺と一緒に風呂に入つてくれるんだね。
その時俺は、この人の爲めなら、死んでもいいとつくづく思つたね。
さういふ逸話はまだ澤山あつた。
伯爵後藤猛太郎は、維新の豪傑後藤象次郎の嗣子で、親讓りの豪放が禍ひして、一生涯を波瀾重疊の裡に過ごした人であるが、この人を伯は、臺灣時代に引取つて臺北の自分の家に置いてゐた。他人の言ふことを殆ど肯かなかつた猛太郎も、伯のいふことだけは從順にきいてゐた。
ある日、親友の杉山茂丸と對座してゐた折、彼はふと新平伯のことに言及して、
「君と兒玉さんには恩報じなどはせぬが、後藤男のためには、自分の心の濟むだけのことを仕て盡したいものぢや」と

といつて、はら〳〵と落涙したさうである。

四、兒玉と伯との涙

伯は涙もろい男であつた。

客と對坐してゐる折でも、何か胸にこたへると、すぐほろ〳〵と涙をこぼした。少しく彼に親炙した人で、彼の涙を見なかつた人はないであらう。彼は時として泣きながら人を叱り、涙の中に笑つた。

新渡戸稻造が、あのやうに趣味性行を異にしながら、伯と親しかつたのは、その涙脆い性情に強く牽かれてゐたからのやうであつた。新渡戸はかう言つてゐる。

或る時某といふ老書生が後藤さんを訪ね、政治問題か社會問題に就いて激論をした。可笑しい奴だつたが、其の男が少なからず後藤さんを怒らした。其の時此の男が急には退かないで、社會問題を論じて自分の事業の爲めに若干の出金を要求した。此の事業は後藤さんが、餘り贊成しないで、其處で激論となつて、少なからず後藤さんを怒らしたのだ。所が此の男もなか〳〵負けない奴で、大聲を上げて泣き出した。すると後藤さんも激した言葉で、

「貴様の様な奴は出て行け。」

と怒鳴り乍ら、二十五圓の金をやつて追出した事がある。

さらに新渡戸は語る。

常に困つた書生さんなどは後藤さんの處に無心に行くと、まあ最初の一回目は叱り付けて一青年がこんな風でどうする」と云つて居るが一「いいえ實際、此の三日ばかり何も喰べないで居ります」一と云ふと、涙をほろ〳〵流して、「それ程迄か、まあ氣の毒だ」と云つて二、三十圓は出して吳れる、「貴下のところに行くと一泣き二十五圓なんださうですね。私の所にも多分に來ますが、私は二十五圓所か二圓五十錢も出せないんだから、貴下の所にやつて二十五圓分泣かせることにしませうか」一と云つたら、先生「いやそれは困るね」一と言つて笑つて居られた。困るかどうか私は知らぬけれども、他人を救つてやると云ふ伯の涙脆いことの一例であります。

しかし彼のこの涙脆さは、感傷的な女々しさといふ感じを人に與へなかつた。むしろ少年のやうな純情が人々を打つた。

兒玉と彼とは、その性格は非常に違つてゐた。しかし磨かれざる璞であつた兒玉の中には、萬斛の涙が、その剃刀のやうな頭腦とともに存在してゐた。それを普通人は看遁したかも知れない。しかし鋭い人間觀察者であつた新渡戶稻造は、はつきりと看てゐた。それを彼は語る。

話が兒玉さんに涉りますけれども、私は臺灣の役所の食堂に晝食を食ひに往つた所が、高等官連中が集まつて居て、「君良い所に來た、いま大議論をやつて居る所だ」一と或る人が言ふのです。「何の事だ」一「いや吾々の總督(兒玉さん)に涙があるか、ないかと云ふ議論をして居る所だ」一「アアさうか、それでどう決まつた」一「マア涙はないと云ふことに滿場一致で決まつたのだが、君はどう思ふ」一と言つて聞かれました。そこで私が申すには、「見渡した所、此處に總督の祕書官をして居つた人が三人も居るではないか、それから旅にも一緒に出たり、宿

屋にも一緒に泊つたり、家庭のことも知つて居る人達がある、併し私は一遍も祕書官をした事もないのだが、其の人達は何と言つて居るか」「其の人達が言ふには、涙は一滴もないと云ふのだ」そこで私は「それは違ふ」と言つて、其の證據には斯う云ふこともあつた、アア云ふこともあつたと二三の例を引いて、實際兒玉さんがボロボロ涙を流したことを見た話をした。さうすると、そんなことがあるのかと云ふやうなことがありました。兒玉さんと度々宴會の席に列したことがありましたが、兒玉さんは赤葡萄酒に平野水を混ぜて飲まれる。一杯機嫌になると例の通り、私は高等官何等で、さうして技師であるから、末席に坐つて居ると、兒玉さんはズツト私の方を見渡して「新渡戸君」と呼ばれる。「ハイ」「君、今日斯うして飲んで居るが、明日はどうなるごとかナ」と笑ひながらフイとさう云ふことを言はれた。人生の無常とか云ふ觀念が湧いたらしい。さう云ふやうな情に觸れるやうな、センチメンタルとでも言ひますか、良い意味に於いてのセンチメンタルの所が、實際家の兒玉さんにもありました。

新渡戸は、兒玉將軍をさう評した後、さらに言葉を續けて、

後藤さんはセンチメンタルの點に付いては、兒玉さんより一層厚い。常に人生の無常、人に對する同情と云はうか感情とでも言はうか、インテュイーションの一部とでも言はうか、さう云ふことは確かに人並以上に深かつたやうである。隨つて涙脆い人であつた。

と言つた。そしてその一つの實例として、新渡戸は、自分の見聞したことを、次の如く語つてゐる。

或る時、築地の某亭に於いて小宴會があつて、我輩も用あつて、末席に居つたが、兒玉さんが主賓であつた。某

といふ落語家がおもしろをかしい話をしたが、其のうち不憫な所もあつたので、席が白けた事があつた、忽ち又笑ひ話になつて済んだが、傍に居つた藝者が我輩に耳こすりをして、

「閣下は（兒玉大將の事）直ぐに御泣きになるのですよ」

と、言つた。我輩は兒玉さんが涙脆いといふ事を二三回見た事があるので、其の女性の言ふ事には驚かなかつた。併しバツを合せて、

「さうかい、軍人には似合はないね。」

と白ばつくれて言うたら、彼女はなほ、

「けれども閣下よりひどい泣きがあるのですよ。」

「誰れだ。」

「それは後藤さんですよ。」

と直ぐ脇に居つた後藤さんの方に目を配つて言うた事があつた。

兒玉と伯とが、その複雑にして癖多き性格にも關はらず、相許して八年の久しきに亙り、臺灣統治に協力することのできたのは、この底に潜む純情に於いて、相共通し、相牽引するものがあつたからであらう。ゆゑに後年彼が、伯爵に陞爵の恩命を受けて、兒玉と同爵となつた時、兒玉の後嗣秀雄を訪れて、

『今回、圖らず、故大人と同爵の榮を得ることは、心私かに忸怩の情に堪へない。』

と語つて、ほろ〳〵と落涙したさうである。

兒玉と彼との臺灣統治は、ただ頭だけのした事業ではなかつたのだ。

五、派手な交際と質素な家庭

伯の矛盾した性格は、その金錢に對する態度に於いても、よく現はれてゐた。

彼は一方にて浪費者のやうに、金錢に無頓著なところがあるかと思ふと、又他方には大變な締り屋のやうに細かいところがあつた。しかし概して言へば、公共の方面に於いては、派手と思はれるほどよく金錢を散じたが、私生活の方面においては、極端に質素な締り屋のところがあつた。ゆゑに金色燦然たる大禮服を著て喜んでゐるかと思ふと、穴の開いた背廣服を著て平氣で歩いてゐた。殊に家庭の者には、身分不相應と思はれるやうな儉約をさせた。その心持をよく飲み込んでゐた和子夫人は、大臣になるまでは家族の旅行は、いつも三等汽車ですましてゐた。鐵道院總裁になつてからは、驛長などが夫人の出入にも見送り出迎ひをするやうになつたので、已むを得ず二等車にしたと、夫人は話してゐた。民政長官時代は、家族の者の東京での食事は、魚や肉などは滅多に食べないやうな儉約ぶりであつた。娘の愛子などは麻布新網町の家から、麴町平河町の學習院女學部へ、一時間がかりで徒歩で通はされ、繼ぎの當つた著物なので、體操の時間などに羽織を脫がされると、それが解つて閉口したといふ有樣であつた。嗣子の一藏なども、繼ぎの當つた制服で學習院に通學してゐた。

家庭内ではさういふ質素な暮しをしながら、公の生活には思ひきり金を散じたのが、伯の生活であつた。さうして伯は、その二つの矛盾を、少しも矛盾とも極端とも思つてゐなかつたのだ。

それで民政長官時代には、月給では到底足りないやうな金の散じ方であつた。それが爲めに隨分借金をしてゐた。彼は嘗て筆者に語つて、

『月給で足りたのは、滿鐵總裁の時だけだつた。』

と笑つてゐた。性來が派手好みで、積極的であつた彼は、借金など眼中に置かずに、どし／＼金を使つた。それは多く政治的の目的に散じられた金であつた。

當時の政治家のうちで、彼ほど廣く人に交はり、又よく金を散じた人は少なかつたと言はれる。それを藤田謙一が次の如く言つてゐる。

伯は左右前後、上から下まで幾多の人に非常に廣く交際があつた。彼くらゐ人に喋らせる人はなかつた。何人にでも放漫に無遠慮に喋らしめる。さうして自分も喋る。一面には人を容れないやうでゐて非常に包容力もある。人に反對するやうでゐて矢張り包容され、温かみを感じるから、人との交際は益々廣く深くなつて行くと云ふことを非常に感じました。もう一つは矢張り金錢には頗る淡泊であると云ふことを感じた。同時に金錢を能く散じた。私も幾多の政治家に多少御交際をしましたが、一番金錢に、惡く言つたら放漫、善く言つたら淡泊で、能く散じたのは後藤さんでありました。

しかし伯が、よく金を散じたのは、決して、家に有り餘る鉅萬の資産を擁して、やつてゐたのではなかつた。手許は何時でも苦しかつた。それをちつとも苦にしないで、必要であると思へば、いや他人からは不必要と思はれるほどのことにまで、どし／＼金を散じたところに、伯の伯らしさがあつた。

であるから、この良人の性癖を知悉してゐた和子夫人が、一層家庭生活を切り詰めて行かなければならなかつたのは當然である。

相馬事件の苦き經驗は、何時たりとも浪人し得る心の用意を彼等夫妻に與へてゐた。ゆゑに公生活は派手であつても、私生活は飽くまで質素にして置かなければならぬと考へてゐたのだ。

彼が民政長官在職中は、いつも三百圓の現金を、自分の机の抽斗に入れて置いた。彼はよくその心持を茶の間に胡坐をかいて、澁茶をすすりながら家庭の者に話した。

『ね、役人といふものは、何時でも辭職の出來るやう、また何時免官されても構はぬやう、平生の用意が肝心だ。自分は臺灣に居た時は、いつでも辭職して歸京できるやうに、歸りの旅費の三百圓だけは、ちやんと机の抽斗に入れておいた。』

それが私生活に於ける彼であつたのだ。さういふ伯の儉素ぶりについて、藤原銀次郎が次の如く言つてゐる。

日常の生活でも、堂々たる大邸宅を構へ、歐米の觀光者達を、自分の邸宅で接待して、來會者達を煙に卷き、種種古今の談話を交換され、その輪廓の大きさは、いかにも珍らしい方であつた。其の他、東京の復興の如きものでも、臺灣の統治でも、凡て此の筆法であつた。併し此の大きな派手な計畫をされる伯が、自分の一身上に就いてなさるところを見れば、全く正反對のことをされた。例へば、今自分の住んでゐる邸宅は伯の造つたもので、之れを伯から讓り受けたものであるが、之れで一番驚いたのは、毎晩伯が寢室とされた處は、西洋館の二階で、疊も何も敷いてない板の間で、其處に蒲團が敷かれて、十數年間、何とも思はず生活されたことである。こんな

ことは我々として、到底出來ないことであらう。民政長官までした人が、板の間に蒲團を敷いて休むなどは、極端のやうだが、こんなことは構はず、質素な生活をされたことは、一面から見れば、到底、底の知れない人だといふ感じがした。

他に一例をあげれば、非常に派手な生活にも拘はらず、穴のあいてゐる著物を、平氣で著られた。家においての著物等も、家人が構はなければ、どんな著物でも著られ、民政長官時代に、穴のあいた洋服を召され、皆に冷やかされた。

この生活の矛盾は、一つは伯の性向の矛盾からも起つてゐる。例へば板敷の上に蒲團を敷いて寢るにしても、それは決して、苦しいのを我慢して、無理々々やつてゐるのではなかつた。伯には、それは少しも氣にならない、當りまへのことに過ぎなかつたのだ。

伯は一體に、大袈裟なことが好きであつたが、形式的な體裁をつくることは好きではなかつた。

その趣味も、大體に派手好みであつたが、また澁いものにも趣味があつた。概して言へば、伯の生活や趣味は小ぢんまりと纏まつたものではなかつた。論理的には矛盾だらけのことを、そのまゝに包容し、それを人格的に統一してゆくところに、伯の特色があつた。藤原は續いてかう言つてゐる。

伯の趣味に就いて一言すると、書を書く事、詩を詠む事、又書畫も一通り批評をなさり、之れと云つて、かたまつた趣味は無かつたが、少しづつは何でも、お分りになつて居た。

茶も好まれ、私の處へも始終來られた。招かれる事を好んで居られ、友人の家へも折々行かれ一どんな西洋料理

や日本料理よりも、茶の會席料理は美味だ」と云はれた。濃茶が好きで、普通の人の一人前分では足らず、二人分ぐらゐ飲まれた。

又私共の感心して居る事は、茶に招待された時でも、伯は身分の高い方だから、席ではお正客になる。此の役は非常に面倒で、素人にはとても務まらないものだが、伯は此の禮式を少しも知らずに、勝手次第な事をされるが、それが自然に茶の法に叶ひ、立派なお正客になる。今から考へて見ると、伯は慥かに得道して居られ、脱俗して居られたからだと思ふ。

六、和子夫人の內助

哲人エマーソンの言葉に「戰々兢々として、首尾一貫を事とするは小人の業なり」といふのがあるが、本當の人傑は、多くは矛盾撞著を意に介せずして、その善と信ずるところに邁進した人々である。それは人間の性格が不統一矛盾であるためよりは、人間の動く現象世界が刻々に變化して一定せざるために、現實社會の實行家は、前後の言動の矛盾支吾を顧みることができないのである。

伯の一生を眺むる人は、その行動の矛盾撞著に富みたるに氣づかずにはゐられない。否むしろ矛盾が彼の特性の一つであつた。さうして矛盾を少しも意に介しなかつたのが彼の一生であつた。

矛盾を眼中に置かなかつたところに、彼の自然さがあり、又彼の間斷なき發達があつた。感受性の人一倍に強く、直觀と空想の豐かであつた彼は、論理の階梯を一歩々々踏みしめて昇ることをしなかつたのである。

後に記すごとく、徳富蘇峰が彼を評して、「後藤さんは、洗練されたる頭腦を持たなかつた」と言つたのは、肯綮に當つてゐる。さういふ奔馬のごとき性格の人が、一人歩きすることは非常な危險を伴ふ。破綻を生じ易く、陷穽に陷りやすいからである。

その伯の缺點を補ふためには、和子夫人は絕好の內助者であつた。夫人はその性格に於いて、伯と正反對のところがあつた。伯の派手好きに反し、彼女は地味であつた。伯が天馬のごとく大空を奔らんとする折も、彼女は牛のごとく靜かに大地を步んでゐた。伯が直觀と空想の鵬翼を羽搏きして無限涯に翺翔しつつありし時に、彼女は理智と道義の手綱をしつかと引き締めて、狹き人間社會の埒內に止まつてゐた。伯の氣まぐれと初物喰ひに反し、彼女は十年一日のごとく同一人同一物に信義を渝へなかつた。

約言すれば、伯が飛躍的な天才肌であつたに反し、彼女は律義なる平凡人型であつたのである。

しかし地上において、この不思議なる天才兒後藤新平を、最もよく了解したるものは彼女であつた。彼女は長短ともに、良人の性格の全部を理解した。さうして、その長所とともに、その短所をも熱愛した。この燃ゆるがごとき愛情が、彼女をして、伯の同伴者としての苦しき一生を、喜びと滿足とのうちに過ごさしめたる、重大にして唯一の理由であつた。

年若き花嫁として、男爵安場保和の平和なる家庭より、波瀾重疊する貧乏醫者の家に嫁し來りし彼女は、年とともに良人の、稀代の天才に開眼して行つた。さうしてこの熱血漢の眞情に感激するとともに、彼のためには、一死尙ほ悔ゆるところなしといふ、强烈なる妻としての自覺に燃えた。彼女の一生は、かかる情熱のための精進でもあり、殉

難でもあつた。それは火のやうな愛の一生であつたのである。

さういふ精進と努力の、涙ぐましきまでに發揮されたのは、臺灣時代であつた。臺灣時代こそは、伯一人の全盛期ではなくして、同時に和子夫人の全盛期でもあつたのである。當時を回顧して新渡戸稻造は語る。

和子夫人は前にもいふ如く聰明な上に、人情味が深く、意志の強い人であつた。ゆゑに人の性格を見るところが中々鋭かつたから、度々わが輩に語られることもあつたのは、

「後藤はあの通り大ざつぱですから、誰れにでもお交りをしてをりますため、隨分望ましくない人も周圍にをりますので、これだけが誠に心配でなりません。例へば某の如きは頭腦もよし、辯舌も爽かですが、女の眼には僞物のやうに映りますが、貴方にはどういふ御觀察ですか。」

などいふ如き質問は屢ゝあつた。而して夫人の名指した怪しげな人は、早晩伯に迷惑をかけた。その代り一時伯の怒りに觸れたものでも、夫人が、

「あの人はいい人なのに、何ゆゑあんなにこの間、向つ腹を立てたのか、氣の毒でたまりません、折があつたら貴方から說明してあげて下さい。」

などいはれたことも二度や三度では無かつた。

夫人の細心なる注意は、ひとり人間の上ばかりではなかつた。一家の財政の上についても、夫人は一通りならぬ氣苦勞をしなければならなかつた。夫人が新渡戸に語つてゐた言葉は、次のやうなものであつたといふことである。

宅はああいふ氣風ですから、何處で何をするか分りません。朝家を出ましても、歸る迄は安心は出來ません。何

處でどんな目にあつて居るかと思ふと氣が氣でありません。あの相馬事件以來は安心といふ安心はした事がないので、マアあの事件もいい懺悔に片付いたからよい樣なものですが、あれが一つ間違つたら、私初め子供達は今はどうなつて居るか、想像も出來ません。御覽の通り子供達に洋服一着拵へてやるのにも、表にポケットの付いて居ませんのは、裏返しする時の事を考へて拵へて居るので、あの人と連れ添つた以上は、どんな谷底に投げ落されるか、始終其の心持でなければ居られません。

和子夫人は、事實、それほどの覺悟で、伯に内助の功をつくしてゐたのである。夫人は伯の民政長官時代、一新聞記者の問ひに對して次の如く答へた。

私は逆境に立つ覺悟で以て順境に立つの覺悟が大切の事と思ひます。どうもこの順境の時期は誠に短かい間で、人間の一生に何程も御座いません。漸つと順境になつた、先づこれで安心と思つて居る間に、もう逆境の素因が芽を出して居りますので、目出度い時は不目出度い時がもう迫つて來て居る時で御座います。

伯が生涯、私生活において、大なる破綻なしに過ごすことを得たのは、夫人の内助の功に負ふところが多かつたであるから、ある人はこれを評して言つた。「若し後藤に良いところがあるなら、それは夫人から得たのだ。若し夫人に悪いところがあるなら、それは後藤から得たのだ」と。

それは勿論誇張であり、又半分は冗談でもあつた。しかしさういふ批評が出るほど、和子夫人の美點は、多くの人の眼についてゐたのである。

伯をあれまでに大成せしめた功績の一半は、少なくとも和子夫人のものであつたと言ひ得るであらう。

七、夫婦で早朝の自轉車乘り

和子夫人を骨の髓まで叩き上げたのは、相馬事件であつた。時めく衛生局長から、一落千丈、囹圄の人となつた時に、後藤新平とその一家に當る世間の風は冷たかつた。伯も和子夫人も、この時初めて、人間性の裏の裏まで見せられた。

良人が猛然として蹶起したやうに、和子夫人も金剛力を出して立ち上つた。

それから間もなく廻つてきた臺灣時代の花々しい生涯である。伯がこの成功で有頂天にならなかつたのも、和子夫人がこれで氣を緩めなかつたのも、全く相馬事件の苦杯のためであつた。であるから、伯が東京から臺灣に歸任して、臺北の停車場に車を捨てると、黑山のやうに群がる出迎人が、犇めき騷いで伯の周圍に寄り添ふ光景を、後に殘つて車中から、一藏と愛子との兩兒に指しながら、

『あれを御覽なさい。あの大勢のお出迎への方々は、お父様をお出迎へにいらつしやつたと思つたら大間違ひですよ。あれは臺灣民政長官をお出迎へにいらつしやつたのですよ。』

と敎へた和子夫人であつた。この心こそ、彼女の父が、良人のために書き與へた軸物の文字のやうに、「處富貴安富貴。處貧賤安貧賤」といふのが、彼女の終生の處世訓であつたのである。從つて伯がお洒落であつたに反し、和子夫人はいつも身の廻りを構はず、髮など碌々結はず、粗服で家の中を走りまはつてゐた。白粉の香など殆ど無かつた。ただ一生懸命に、良人に後れないやうに修養し、努力してゐた。その當時の光景を、佐野靜子が次のごとく語つてゐ

る。

特に臺灣時代は、やつぱり一生懸命でしたね。マア自分が勉强しようとして、後れない樣に勉强しようといふので、一生懸命に、髮を橫つちよに結つて、何度結つても丁度に髮が結へない、橫つちよに髮を結ふ。さうして紐でここに持つて行つてね。

それで臺灣に行つてお料理まで自分でした。それ迄しなくつてもよかつたらうに、私が側に居た時には、昔から朝夕のお料理までやつて居た。マア私はお蔭樣で覺えたけれども、お料理までして居つて、それにお客樣はあるし、續いたものではありませんね。コックは居るのだから、あそこまで行つたら、それに任せて自分は少し身體を休養する事を考へてもよいのに……。

父は何しろ、人の話を聞き乍ら平氣で居眠りをする人ですから、體も休まるわけですが、母は晝間寢ないですから、父と同じように早起き夜更しでは堪つたものではありませんよ、女がねえ。

夫人が自轉車の稽古をはじめたのも、臺灣時代であつた。良人のすることは、何でも一緒にしなければならぬ、何でも一緒にしよう、さう決心したからであつた。そして每朝、伯夫妻は、自轉車をならべて、運動するのが常であつた。それを持地ゑい子は回顧して、次の如く語つた。

伯は一體、大變に早起きの方でありましたが、夫人はそれよりも早く――每朝三時にはキットお起きになつて、伯が氣持よくお眼覺めになられるやう、家事萬端をきちんとお調へになつてから、四時に伯をお起しなさるのでした。そして官邸から、そのころ苗圃と申して居りました植物園まで、一緒に散步のお件をなさるのでありまし

た。何事もみんな、伯が一日の仕事を氣持よくなされるやう、そして健康を害はれぬやうとの、夫人のゆかしい心遣ひであります。

この朝の散歩は隨分ながい間續けられましたが、そのうちなんとか、新しい運動を考へて氣持を變へなくてはならぬとお考へになりましたものか、こんどはちやうど、その頃流行してゐました自轉車を、伯にお奬めになりました。そして夫人も矢張り自轉車に乘つて（臺灣服を召して）毎朝、官邸から一里位もある臺灣神社迄、お伴をされたのであります。その頃、臺北に居た人達は、この美はしい情景をよく眼にしたものでありました。

しかし夫人は、何時のまに自轉車に乘るお稽古をなされたのでせうと、よくお噂申上げたものでありますが、その頃誰れにも判りませんでした。後に至つて、夫人とお親しい間柄にあつた三好重彦氏の話によりますと、毎晩十二時から、召使も女中も、祕書官も、屬官も、すつかり寢鎭まつたころ、夫人はタツタ一人コツソリと官邸の庭にお出になつて、そこで轉んだり起きたり膝を擦りむいたりしながら、一生懸命に練習されたのだといふことでありました。それは民政長官の夫人となりますと、良いにつけ惡いにつけ人の口の端にかかりやすいので、夫人もそれを嫌つてゐられたからでありませうが、また一面、「民政長官の夫人が、今日自轉車から轉げ落ちた」などと噂されますと、自然伯の威嚴にも關することを、お怖れになつたからだらうと思ひます。そんな細かな心遣ひをなさりながらも、主人の健康の爲めには、自分で自轉車のお稽古までなさるといふのは、とても普通の人にはできない事であります。

然らば伯は、何のために、自轉車に乘つて歩いたのであるか、それは一つは、伯の新奇癖からであつた。當時自轉

車は、今とちがつて、乘用車のうちの最も新しいハイカラなものであつた。臺灣には、二臺か三臺、あるかなしであつた。その輕快さに、伯が魅されないわけはなかつた。しかしその他に、もつと深い理由があつたのだと、臺灣神社宮司山口透は語つてゐる。

其の頃自動車は更なり、自轉車も臺北にて、商業上試驗的に一二臺を見るくらゐのものだつたが、伯は賢夫人の譽れ高き和子刀自と、風雨の外は殆ど日課として、毎朝六時前後雙々相連なつて、官邸より一里拾餘町の新道即ち御成街道を乘り切つて、社頭一の鳥居の側にて下車し、先づ盥ひ漱ぎ嚴かに參拜せられた後は、自ら手植ゑせられた若木の生ひ立ちなど一目して、又自轉車を一走りに立歸らるゝには、最も一般の注目を惹いたのである。要は主として神社へ朝詣での良い手本を、其れとなく示さるゝのと、今一つは其のころ幅八間もある一直線の新道も、周圍が一面田畑地にて、あたりに住宅とても無く、只なんとなく物すごい感あるより、折角の新開道も行通至つて稀れにて、神社へ參詣する者は、少し道は遠くても、やはり圓山への舊道を往來するので、新道は道の眞中にさへ、何時しか草が生える樣になりゆくを、伯は深く氣遣はれて、其れとなく晴に注意を與へられたので有つたのだらうとは、其の頃の噂であつた。

八、夫人の好學

伯は無二の精力家であつた。

夜は輿に乘ずれば、十二時を廻つても、殆ど更くるを知らなかつた。しかも朝はまた無暗と早かつた。

それに歩調を合はせるだけでも、容易なことではない。しかも夫人は、その餘暇を見ては、書を讀み、學に勵まなければならなかつた。周圍の人々は、あれでよく身體が續くものだと、舌を捲くよりほかはなかつた。それを和子夫人の姉、安場友子が裏書してゐる。

『臺灣時代、和子は後藤さんがお寢みになつてから後が、自分の時間になつたのです。それで和子の就床時間は毎晩、十二時、一時頃になつたのです。』

實際、和子夫人は、一生懸命に勉强した。そして周圍の人々にも、努めて向學の風を勸めようとした。當時夫人の手許にあつて育てられた姪の富永和氣子は、次のやうに言つてゐる。

御自分も本當に一生懸命になつて、御本なんかも讀んでゐらしつたらしい、英語の御本などを。それで私共にしよつちゆう共のお叱言です。本を讀まなければいけない〳〵と、何時もそれを二言目には言つてゐらつしやいました。

しかし夫人の研學は、環境に强要されての、いや〳〵ながらの勉强ではなかつた。また必ずしも、何かの目的を達するための手段としての勉强でもなかつた。それは天性の飽くなき知識慾であり、言はば夫人の大いなる趣味であつた。夫人は研學そのものを樂しんでゐたのである。

さういふ夫人の性行について、新渡戸稻造は、その著「偉人群像」のうちに記して曰く。

わが輩初めてこの夫人に紹介を得たのは、臺灣赴任當時であつた。臺北に著して、數日ならずして時の長官々邸に晩餐に招かれて、初めてこの人を知り得たが、その後一二週間を經て、夫人が草花を非常に愛翫さるる由を聞

いて、一日植物園に御夫婦を招いた。その節伯は例の通り大ざつぱな話のみで時を移したが、夫人は細かに熱帶植物の名やら、その性質、使用法について質された。

その質問が單に好奇心のみでなく、眞面目にして、且實用の考へより出ることが明かであつて、わが輩は彼女の頭腦の細やかなることに注意を惹かされた。

この時わが輩が彼女に如何なる印象を與へたかは、その後數年を經て、彼女の口から聞くことが出來た。

「私は臺灣に參りまして別にお友達もなく、他に慰みも、また稽古をすることもなかつたものですから、かねて草木が好きなため、それを幸ひ熱帶植物の名だの用途だのを知りたいと思ひまして、色んな方に伺ひましたが、御存じの方が少ないのに困つてをりました。

ある時このことを主人に話しましたら、主人の申しますのに、もう少し待つてをれば新渡戸といふ農學博士が來るやうになつてゐるから、さうすれば何でも解るといつて慰めて呉れましたので、私は貴方の御赴任を待つてをりました。

ですから植物園に御招待を受けた時に、日頃の望みが適ふものと存じ喜んで上りました。ところが貴方は御記憶になつてゐるか存じませんが、何を伺つても貴方の御返事は「存じません」の一點張りで、初めのうちは御謙遜と思ひましたが、實際御存じがなささうなので、あんなに失望したことはありません。

御存じないのも程度問題ですが、貴方の御存じなさ加減は、私より上であつたし、また官舍の給仕等の知つてゐることも御存じなかつたので、ある日官邸に歸つて後藤に話してどんなに笑つたことでしたらう。」

この述懷談は寸分事實に誤りなく、わが輩も初めの質問の二つ三つは平氣で知らないと答へたが、五つも六つも十も二十も、知らない〳〵の連發をせねばならぬ羽目になつた時は、聊か當惑したことを容易に忘れもしなかつた。(四〇七―四〇九頁)

以て彼女の研究の範圍が、如何に廣汎にして、又その知識慾が如何に旺盛なりしかを知ることができるであらう。彼女はまた特に歷史に趣味をもつた。しかも史書を繙くに當り、一種の見識を持つてゐたことは、次の持地ゑい子の談話によつても窺ふことができる。

夫人の歷史の研究は一種獨特のものでありました。事實は事實として見ても必ず今日の時代に比較し、表はれた人物の行動にはいつも第三者的な批判を加へられてゐました。御自身がさながら歷史の中を逍遙しておゐでの如く、滔々と繰り出されるお話には、「まあ〳〵よくもかう勉强をなさつたものだ」と感服させられたものです。夫人は家庭文庫を作ることが私の願ひだと云つてをられて、貴女の趣味で蒐められる本があつたら何んでも云つてくれるやうにと仰しやるので、丁度弟が高等學校に居りましたから、よく賴んでは、最も新らしいものを送つてもらひました。そして得意になつて、もつてまゐりますと、「ありがたう。こないだ讀みましたよ」の御挨拶に、いつも「またか」と、負けたくやしさをとり戾す事は出來ませんでした。

かくの如く、彼女の讀書は廣汎に亙つてゐた。それも學者の研究とちがつて、飽くまで實際生活を離れないところに特色があり、また娛しみもあつたのである。長尾半平夫人は回顧して言ふ。

お奧樣はお忙しい御方でしたが、絕えず勉强してゐなさいました。お讀みなさつた書物は西洋の詩集、教訓に關

する書物であつたと記憶してゐます。

一藏樣が外國に行つてゐられました頃、奥樣は拙宅をお訪ね下さいました。そして「一藏が外國にゐて、行く先先から便りを寄越すのを樂しみにしてゐます。手紙や繪葉書が到著する毎に、必ず地圖をひろげて、一藏の滯在地を知つて喜んでゐます。アナタの御子達にも、地理に就いての知識を養成しておかれますことは、大變必要な事と存じます」と仰しやつて三、四冊地理に關する書物を頂いた事もあります。

この當時夫人は、難解なカーライルの「サーター・レサータス」なども讀んでゐた。しかし夫人が一番愛讀した英文の書の一つは、ワシントン・アーヴィングの「スケッチ・ブック」であつた。

またゴールドスミスの「ゼ・ヴィカー・オヴ・ウェークフィールド」を愛讀した。ゆゑにこの二冊は、他の和文漢文の愛讀書とともに、棺の中に收めて青山墓地に埋葬された。

九、細心なる補助者

夫人に接したほどの人の誰れしも感じたことは、夫人が伯とはまた違つた意味において、徹底して親切であつたことである。

一見豪放粗大にして、時に辛辣なる皮肉を浴びせ、時に眞向から怒鳴りつけながら、その間に一脈の人情味があり、人を思ふ眞心があつたところに、伯の親切の特色はあつた。

しかし夫人の親切はこれと違つてゐた。それは何處までも温かで常識的で、そして行き屆いてゐた。いはゆる痒い

ところに手が屆くといふのが、夫人の天稟であつた。長尾半平夫人が、そのながい憶ひ出のうちから、次のやうな逸話を語つた。

私は十九の時に母を亡くして、家庭的な仕事の訓練は全くなく、又結婚して十日目には臺灣に赴任しましたので、社交上のことも全然わからなくて非常に困りましたが、奥様はまるで母が娘に教へる樣な行き屆いた細かい御親切でもつて導いて下さいました。今もつて温かい御心を忘れることは出來ません。

或る時子供達が次々と風邪を引いて、中耳炎をわづらひました。丁度其の時、奥樣の處に久し振りに伺つて色々のお話の序に、子供の病氣の事を申しましたら、中耳炎ならすぐお歸りなさいと、盛んに歸れ〳〵とおつしやるのでしたが、それ程にも思はなかつたので、自分は呑氣に構へて居りましたが、後になつて、病氣の性質の大事なるを知りまして、初めてお心を有難く感謝致しました。

また主人が喉を痛めましたが仲々醫者へ參りません。困つた揚句お奥樣にご相談致しました。すると奥様は「それでは明朝早く後藤の方へ來るやうにお傳へ置き下さい」との事で、歸宅して主人に話すと「何の御用かな」と言つてゐました。翌日主人が歸宅しての話に、「今日は驚いた。後藤さんのところへ伺ふと、給仕が盆の上にいろんな藥を持つて來た、伯爵が岸先生の治療を受けられた、それから次は長尾の番だといふのでいや應なしに岸先生の診察を受けさせられた、岸さんは、「これは大變悪い、暫く通はぬと全快せぬ」との事であつたと。お蔭で主人の喉の病氣も、なほして頂いた次第です。

前にも度々記したやうに、新領土統治の首脳部として、渡臺した人々は、まだ三十臺の新進氣鋭の士が多かつた。

領土經營の大策については、萬丈の氣焔を吐いても、私生活においては、新婚早々の初心者も少なくなかつた。從つて、それらの若い夫人達によき指導を與へ、樂しき家庭生活を營ましめることは、卽ちその良人達の活躍を容易ならしめ、延いては新領土統治に貢獻するわけであつた。

その重大な任務を、自ら進んで引受けたのが、和子夫人であつた。

長尾夫人の如き、和子夫人の啓發を受けた著しい實例の一つであるが、その當時臺灣に在つた若き夫人にして、懷かしく和子夫人を回顧せざるものは少ない。賀來佐賀太郞もまた次のやうに語つてゐる。

私の妻もその頃、大綫長官の奧樣の御世話に預かつた。私の妻は交際とか社交とかいふやうな事は全く心得てゐなかつた。引込思案の女性であつた。それを啓發して戴いたのが和子夫人であつた。

和子夫人は「私があなたの交際してよい相手方の奧樣をお知らせ致して上げます」と妻にお話し下されて、中村是公さんの奧樣、宮尾舜治さんの奧樣、祝辰巳さんの奧樣達を御紹介下さつた。

私自身が伯から非常な御指導を辱うしたばかりでなく、私の妻も亦伯の奧樣から世渡りの道に就いて教へを受けたのである。

しかも彼女の心遣ひは、ひとり周圍にある若き夫人達の啓發だけには止まらなかつた。單なる内助の功だけではなく、出來得れば、良人が心魂を打ち込んで行ひつつある新領土統治に、積極的の助力をしたいとは、彼女の素願であつた。事業としては臺灣慈善婦人會の如き、その最も著しい實例の一つであるが、彼女の最も心を惱ましたことは、伯と外部との關係を、できるだけ圓滿にするといふことであつた。

伯は一體に、喧嘩早い方であつた。殊に臺灣時代は、その五體に溢るる精氣が、一層伯を喧嘩早くした。勿論伯は、前後不覺に、無暗と他人と衝突するやうな人間ではなかつた。粗暴なやうに見えても、その內心はなか〱如才なかつた。しかし何と言つても、この悍馬を遺憾なく活躍せしめるためには、緩衝地帶を必要とした。

夫人は自らその緩衝地帶たらんと決心したのである。

それらについて、夫人が如何に細心の注意を拂つてゐたか。持地ゑい子の語るところは、次の通りである。

臺灣は不健康地でありまして、ちよつと病氣をしてもすぐ入院するといふ習慣がありましたのに、御職掌柄御知己も多い事とて病院のお見舞はしば〱でありました。その訪問の時には前もつて病院に、「誰れが入つて居るか」と云ふ事をお問ひ合せになつて、子供には玩具、女の人には花といふ風に、それ〱の相當のものをもつてお見舞になりました、優しいお心遣ひはいつの場合も公平でありました。

殊に夫人は、行政部と軍部との接觸を、少しでもなめらかにと云ふお考へから、日頃のささやかな行爲でも、おろそかにはなさらなかつたと思ひます。

「なんであの奧さんはあんなに丁寧に」と思はせる位、陸軍の方の奧樣方には細かい御注意の外交振りで、決して私共の樣な心安さではありませんでした。

長官夫人としての公けの夫人と、個人としておつきあひする、私人としての夫人とは、實に明かに區別されて居りました。公けの夫人には、いつの場合にも、長官夫人と云ふ自覺と責任が動いて居たと思ひます。あの大事業の中で多くの信任を集めて、多事であつた長官と釣合つて、些かの劣るところのない立派な態度を持して居られ

ました。

一〇、明暗交錯

新渡戸博士は、その著「偉人群像」のなかに、和子夫人を次の如く記してゐる。

彼女は頗る嚴格な古武士的家庭に教育を受けて人となつた。折々わが輩も話を親しく聞いたが、衣食に關する心掛け、身のたしなみ、言葉遣ひ、一部始終兩親の直接監督の下にきたへられたから、あの喧しい後藤伯の夫人となつても、何の不足もなかつた。

殊に彼女の忍耐の力の偉大なることはわが輩屢〻目撃したことである。それに日々の修養に心掛けられたことは誰人も夫人に會つた人の氣がついたことであらう。

わが輩は幼少の折に祖父の言として「人生は我慢である」との教訓を耳にしてゐる。何事が起つても、もう少し我慢すれば濟むと考へる。只時にこの我慢が耐へ難く思はれることが屢〻ある。故に誰人として辛抱強い性格の所有者を見れば、普通以上にその人を尊敬する。

後藤和子夫人の生涯は、種々なる點に於て、平常人より遙か以上に惠まれてゐたと同時に、一生を通じて、又その日その日も我慢の生涯であつたやうに推量される。（四六〇―四〇七頁）

和子夫人の一生を、我慢の生涯であつたといふのは、或る意味に於いて當つてゐる。また伯の如き異色ある人物を良人とする以上は、其處に何かの我慢がなくては、勤まらなかつたに違ひない。

彼女が肉體的に隨分無理な生活をし、それを押し通すために、多くの我慢を必要としたことは、すでに述べた通りである。しかも臺灣時代になつては、それに精神的の重荷が加はつて來た。

それは伯の女性關係であつた。

この方面において伯は、從來とても、決して貞潔であつたといふことはできなかつた。これは名古屋時代、司馬凌海の感化に起つたことは、すでに述べた。勿論伯は、凌海のやうな遊蕩兒的傾向は現はさなかつたけれども、臺灣民政長官の椅子に就き、社會的地位が一段の向上を示すとともに、時に浩然の氣を養ふの度が過ぎて、だいぶ發展するやうな傾向を帶びて來た。

夫人がこれらの問題について、深刻な惱みをもつやうになつたのは、少なくとも臺灣時代からであつた。しかも我慢強い夫人は、かうした問題に直面した時、懸命の努力を以て、感情に逸ることを制し、これを出來るだけ理性的に處理しようと努めた。その場合、彼女の一番賴りになつたのは、姉初勢であつた。事實、伯のながい生涯に於いて、幾度か女性關係について、種々の悶著が起つたにも拘はらず、それを圓滿に處理することができたのは、夫人の我慢と、姉初勢の助力とであつた。

伯はその意味に於いて、この二人の女性、特に和子夫人に感謝しなければならなかつた。また伯も、この感謝の念を忘れるやうな人でもなかつた。それについて、新渡戸稻造が「偉人群像」のなかで、次の如く記してゐる。

明治四十年の頃と思ふ。夜分遲く伯がわが輩の宅に見えて、

「今日は少し賴みごとがあつて來た。先日君の話に近々奥さんをアメリカに遣るといはれたが、それについての

賴みごとだ。實は今年は僕の結婚二十五年になる。世間並の事をすれば、人でも招んで宴會を開くのであるが、少しく目立つてやると、小一萬圓の金はかかる。そして誰人も益することがない。酒を川に流すやうなものだ。僕も家内には相當苦勞をかけたから、折があつたら慰めてやり度いと兼々思つてをつたが、その一つの方法として西洋を見せたいと思ふのだが、これもわが輩がつれて行けば、男本位の旅行となつて、ただ窮屈な目をさせて女として見たいものも見られまい。そこで君の奥さんが行かるゝといふことをきいて、もしつれて行つて下さるなら、これに越した機會はあるまいと思ふ。

尤も奥さんがアメリカに行かるゝと、御兩親や舊友と時を過ごすことにならうから、御邪魔はしたくない。只道中一所に行つてアメリカで落ついた時、奥さんの眼で確と思ふ知己の方にでも賴んで、世話を燒いて貰ひ度いのだがどうであらうか。」

と、この談判の結果わが輩の家内が、和子夫人をお連れして渡米した。その頃の夫人の動作は實に見上げたものであつたと、わが輩の家内も友人も今だに噂する。（四一二—四一四頁）

この夫人の洋行は、伯の滿鐵總裁のときのことである。このやうに伯は、一見無頓著のやうに見えて、夫人の内助と苦辛に對しては、溢るゝばかりの感情と敬愛を捧げてゐた。故にその家庭生活には、掬すべき情味がただよつてゐた。それを實證するのは、明治三十二年十二月五日附、上京中の伯に宛てたる夫人の書簡である。

基隆御乘船の際は波あらく、殊に雨さへ降り候との御事にて、嘸ゝ御難儀被遊候御事と存上候　然し馬關よりの御電報にて大安心致候。一藏停車場にて少ゝ泣き出し候との事に候間、東京に行きたくてなき候哉、又おとつさ

んに御別れ申すのがいやにてなき候哉と尋ね候處、別れるのがいやだからないたのと、例の通り椅子に顏をかくし少ゝうるみ聲にて答申候。富美にまで今頃は何處迄御出になりし哉、船がゆつて御よひになつたか、もう御やすみになつたかなどと申つづけ、其夜は御寢臺に獨りでやすみ候。

夜あけがた目を醒し、もう何處まで御出になつたろうと、又御噂申出し候、いつ馬關に御著か、いつ東京御著などと、一日のうちには幾度となく申出し居候。昨日は久しぶりにて天氣よろしく候まゝ、丸山下の密柑圃見に出かけ候處、密柑は皆ちぎり候て木斗に相成居候間、臺灣神社へ參り度と申候て、川まで參り候へども、橋なくなり、且空模樣も惡敷なり候まゝ、歸路につき候。此日は愛子も往復とも大方歩み申候。御立後は又暖に相成、フラネル一枚にて宜敷程に有之候。

本日は神戸御著之日に候間、何卒船客中に病人なく檢疫も故障なく御通過出來させられ候樣、夫のみ祈上居候。久々の御歸京にて、皆々樣嘸かし御賑ゝ敷入らせられ候半と存上候。此方はフラネル掛候へども、御地は十二月に候まゝ、如何斗御寒くいらせられ候半と、御噂申上居候。此文著致候ころは、とく御地御安著にて、御忙敷事ならんと存上候。御豫定の御用向濟せられ候て、年内御歸臺被遊候樣祈上候。申上度事山ゝ御座候へ共、次便に讓りて御左右伺まで、あら〳〵めて度かしこ。

十二月五日　和

御母上樣

御姉上樣

新平様

御許へ

なを〳〵時候から折角御厭ひ遊し候やう祈上候。餘り種々恐入候得ども、左之品々も御歸臺之節御持歸り願上候。

愛子雪駄壹足（下等品にて宜敷候）

うみほうづき、愛子はかま、まゝ事道具

一藏はかま、あぢわりぼうちよう

以て臺灣時代における伯の家庭生活の一斑を知るに足るであらう。

第十節　南より北へ

一、兒玉の入閣

新領土統治十年の治績は兒玉、後藤の緊密なる協力の上に建設されたものである。それは車の兩輪の如く、その一を缺くも、運轉を不可能とするであらうとは、世の普ねく認むるところであつた。

然るに明治三十三年末、突如として、兩者の結束が斷たれんとするやうな事態が發生した。

それは中央に起れる政變であつた。

明治三十一年十一月に成立した山縣內閣が、北清事變後において、瓦解の危機に遭遇したことは、既述の通りである。さなきだに、政友會の反噬に遭つて、難色ありし山縣內閣は、この痛手には堪へかねた。そして北清事件が一段落つくと、明治三十三年九月、つひに骸骨を闕下に乞うたのである。

その後を繼いで成立したのが、政友會を主力とする伊藤內閣であつた。前陸相桂太郎は、山縣內閣辭職の前、すでに病氣の故を以て、辭意を洩らしてゐた。從つて桂陸相が、伊藤新內閣に留任したのは、單に適當なる後任者なきの故に過ぎなかつた。しかしその時、桂の胸中には、すでに意中の人物は決定してゐた。

それは兒玉源太郎であつた。

十二月十七日、兒玉總督は、伊藤首相の急電を受けて、突然上京の途に就いた。そして彼是交渉の結果、桂の後を受けて陸軍大臣の椅子に就くことになつた。時に明治三十三年十二月二十三日。

尤も兒玉總督の陸相就任は、臺灣の治政に、多くの障礙を與ふることなくして止んだ。何となれば、伊藤內閣は兒玉、後藤の意見を容れて、兒玉新陸相の臺灣總督兼攝を認めたからである。臺灣の實際的統治については、後藤民政長官が在任する限り先づ安心であつた。むしろ、中央政府との關係如何に、その重點を置いてゐた當時の植民地統治の上から言へば、總督が內閣に一つの椅子を占めてゐることが、却つて好都合でもあつた。

かくして兒玉總督は、陸相の地位に就いて、中央政府との連絡を主とし、後藤民政長官は臺灣にあつて、主に新領土統治の事に當ることになつた。そして兒玉總督が、上京の途に就いた時、伊藤內閣に對する手土產の一つとして持參したのが、「拓殖務省設置ノ意見」であつた。

二、拓殖務省設置意見

兒玉總督の携へたる「拓殖務省設置ノ意見」が、後藤民政長官の創案であることは、この意見書の草案の端に、伯の自筆を以て、「閣下ノ名ヲ以テ伊藤侯ニ與フルノ書」と記してあるによつても明かである。その内容は次の通りである。

開國進取ノ國是ハ、歐米ノ文明ヲ輸入シ、之ニ依リテ内治外交ノ整備ヲ致シ、帝國ノ基礎ヲ鞏固ニスルノ指針ト爲リ、既ニ十分ノ成功ヲ得タリト雖、二十七八年戰役ノ結果臺灣ヲ得ルニ及ビテ、開國進取ノ國是ヲ領土經營ニ推擴シ、之ヲ植民政策上ニ應用スルノ必要ニ迫リ、且ツ今ヤ假令臺灣ヲ得サルモ、國運ハ農工商ノ事業上若クハ軍事上ノ目的ノ爲ニ、益々植民的事業ノ擴張ヲ爲サヽルヲ得サルニ至レリ。蓋シ歐米列國ハ、世界ノ各隅ニ角逐シ、干戈相見ルノ慘劇ヲ演スルモ敢テ辭セサラントスルハ他ナシ、植民的事業ノ競爭ニ因ラスンハアラス。故ニ植民的事業ノ伸縮ハ、直ニ國權ノ消長ト爲リ、國家盛衰興亡ノ因リテ岐ル、所タレハ、世界各國ノ歴史ニ徴シテ明ナリ。方今和、西、葡等ノ諸國ハ、昔時ノ如ク隆盛ナルコト能ハスシテ英、露、米、獨等ノ諸國ハ益々強盛ナルヲ見レハ、植民的事業ノ伸縮ハ國家ノ盛衰興亡ニ關スルヤ、又タ何ソ辯スルヲ須タンヤ。故ニ開國進取ノ國是ヲ以テ、歐米列國ノ間ニ馳騁セントスルハ、則チ植民的事業ヲ以テ之ト競爭セサルヲ得ス。況ンヤ帝國人口ノ増殖ハ、既ニ植民政策ノ振興ヲ促シ、農工商事業ノ發達ハ植民的事業ノ擴張スルノ止ムヘカラサレニ於テヲヤ。

かくしてこの「意見」は、筆を列強の植民競爭に起し、「植民的事業ノ伸縮ハ、國家ノ盛衰興亡ニ關スル」國家的大問題なることを論じたる後、筆を轉じて、帝國の朝野に行はれたりし植民政策に關する從來の思想を、次の如く論じて、以て新省設置論の前置となした。

然ルニ帝國ノ情勢ヲ顧レハ、均シク是レ領土經營ノ知識ニ乏シク、甚シキハ植民的事業ノ何物タルヲ知ラス、故ニ臺灣ヲ得テ當局者ハ其施設ニ迷ヒタルハ勿論、局外者ハ徒ニ誤想謬見ヲ抱キテ放言妄論ヲ事トシ、外國人ヲシテ日本人ハ領土經營ノ能力ナキカヲ疑ハシメタルノ事實ナキニアラス。今ヤ放言妄論ノ徒稍前非ヲ悟リ、當局者漸ク經驗ヲ積ミテ、統治上ノ方針ヲ定ムルヲ得タルカ如クナレトモ、誤想謬見ヲ抱ケル者動モスレハ輙チ臺政ヲ妨害セントスルアリ。當局者ノ之カ爲メニ豫想外ノ苦心ヲ爲シタルハ其幾回ナルヲ知ラス。源太郎臺灣總督ニ承乏シ、職ニ在ルコト玆ニ殆ント三年。乃チ前任者ノ蹟ヲ追想シテ、之ヲ自ラ施設シタル所ニ照スニ、當局者ノ苦心ハ意外ノ邊ニ存シ、而シテ其根本ハ官制上ノ不備ニ在ルヲ知レリ。

然らばこれらの弊害の根本たる「官制上ノ不備」とは何であるか。それは「意見」によれば、臺灣統治の監督權が、内務大臣の手にあるといふ一事である。卽ち續いて記して曰く。

惟フニ現行ノ制度ハ、臺灣統治上ノ監督官ハ内務大臣ニシテ、憲法上ノ責任ハ當然内務大臣ニ歸セリ。然レドモ其監督機關ハ府縣行政ヲ措辦スル内務省ノ一隅ニ在リ、薄弱狹小ニシテ且ツ全ク臺政ニ通セス。故ニ其監督權ヲ行使スルニ當リテ、往々緩急度ヲ失ヒ、或ハ放漫ニ流レ或ハ偏僻ニ陷リ、臺灣總督ヲシテ系統アル施政ヲ爲ス能ハサラシムルコトアリ。又臺灣總督ノ權限ハ頗ル廣大ナレハ、全然統治ノ責任ヲ負フカ如クナレトモ、憲法上ハ内務大臣ニ歸スルヲ以テ、動モスレハ臺灣總督ヲシテ進退ニ迷ハシムルノ嫌ナキ能ハス。又内務省ハ臺灣タル知識ヲ中央政府或ハ内地一般ニ周知セシムル力ナク、隨テ臺灣總督府ハ拮据經營セントスル事業モ、亦却テ阻絕セラルヽコト一再度ニ止ラス。官吏選擇ノ如キモ亦然リ。按スルニ英國政府ノ印度行政官任用ノ制度ハ、其輔佐官ニ至ル迄、拔群ノ人物ヲ以テ之ニ充テ、加フルニ本國政府ヨリ印度政府ニ轉任スルハ、一ノ榮轉タルコトヲ以テセリ。帝國ハ之ニ反シテ、當初臺灣官吏ノ精選ヲ怠リ、概ネ其材器ニアラサル者ヲ任用シタルカ故、遂ニ臺灣官吏ハ劣等ナル者ト誤信スルノ惡弊ヲ生シ、現ニ監督官廳タル内務省ニ於テ、尙臺灣官吏ハ尋常一樣ノ人物ヲ以テ足レリトスルノ妄想ヲ懷ケルハ、思ハサルノ甚シキナリ。蓋シ此誤信妄想ハ實ニ臺灣統治ヲ妨害スルノ一大病源ト謂フヘシ。

斯くの如く、植民地經營の監督機關を、内務省臺灣課なる「薄弱狹小」なる一課に置くことより生ずる流弊を、痛

烈に論じたる後、この「意見」は筆を再轉して、新領土統治の業たる、複雜錯綜を極め、到底「內地ト同一律ノ下ニ置クヘカラス」との議を論じて、次の如く記してゐる。

抑々臺灣ハ、數千年間ニ生スヘキ總テノ社會的現象ヲ有シ、生蕃アリ、熟蕃アリ、支那種族アリ。而シテ同一種族ノ中ニ就テ言語習慣ノ全ク相同シカラサル者アリ。加フルニ文明國人ノ雜居ヲ以テス。今之ヲ統合シテ圓滿ナル政治ヲ行ハントスルハ固ニ至難ノ事業ナリ。顧フニ當局者以外ニ於テ、其臺政ニ通曉スト稱スル者ハ、大抵短期間ニ臺地ヲ周遊シタル者ナリ。次ハ一地方ニ官吏タリシ者ニシテ、其他ハ臺北ヲ瞥見シタル者ニアラサレハ、則チ罷免官吏ヨリ臺政ノ一端ヲ傳聞シタル者ノミ。今世人ノ臺灣タル知識ハ淺薄皮相ナルコト實ニ此ノ如シ。而シテ領土經營ノ複雜錯綜ナルコト彼ノ如シ。臺政ノ擧ラサルハ固ニ當然ノコトニシテ、且ツ臺灣以外ニ對スル帝國植民政策ノ方針立タサルハ偶然ニアラサルナリ。

曩ニ閣下內閣ヲ組織セラレタルトキ、臺灣ハ內地ト同一律ノ下ニ置クヘカラストノ議ヲ一定シ、臺灣ノ統治ハ臺灣總督ニ一任シテ外間ノ掣肘ヲ容レサラシメラル。今ヤ當局者タルト否トヲ問ハス。之ヲ是認スルノ傾向ヲ生セリ。而シテ臺灣總督ハ憲法上ノ責任ナク、其監督者タル內務大臣ハ屢々內閣ト共ニ更迭シ、臺政ノ事情ニ通セサルニモ拘ハラス、何等ノ場合ニモ其監督權ヲ行使スルヲ得ルカ故ニ、臺政ヲシテ終始一貫セシムルコト能ハサルハ、事實ノ免レサル所タリ。此レ今日ノ弊根ニシテ、是弊根ヲ絕ツニアラサレハ、領土經營ノ完成ハ得テ望ムヘカラス。

然しながら、伯並びに兒玉總督が、拓殖務省の新設を建言したのは、單に臺灣統治の治績を擧げんがためのみではなかつた。臺灣は彼等の意見に據れば、大日本主義の國策を遂行する上の一停留場に過ぎなかつた。しかもこの大國策を實現するためには、內閣の重要なる構成分子として「植民政策ヲ操縱スヘキ責任アル一省」を必要とするのである。そこにむしろ新省設置の重點はあつた。卽ち論じて言ふ。

蓋シ帝國ノ國是ハ、一ノ臺灣統治ヲ以テ滿足スヘキニアラス。而シテ南清一帶ノ地ハ勿論、南洋諸島ヨリ暹羅波斯等ノ未開國ニ

對スル、農工商等ノ植民的事業ハ、宜ク帝國ノ急務トシテ、其政策ノ大方針ヲ確立スヘキナリ。卽チ植民政治ノ初歩タル臺灣ノ經營ヲ全ウスルト同時ニ、之ヲ根據地トシテ、東亞全般ニ對スル帝國ノ植民政策ヲ施スヘキ氣運ニ際會セルナリ。故ニ今ノ時ニ當リ、植民政策ヲ操縱スヘキ責務アル一省ヲ置キ、臺灣ノ政治ヲ有效ニ監督スルト同時ニ、系統アル植民政策ヲ内外ニ施サシムルノ必要アリト信セリ。

續いてこの「意見」は、新設拓殖務省の制度及び經費の實際論に入つた。その最も異色となすべきは、臺灣總督の監督機關として拓殖務大臣を置くに非ずして、「臺灣總督ヲシテ國務大臣ヲ兼攝セシメ」るといふ點にあつた。次の通りである。

今此一省ヲ設置スルニ就テ、制度及ヒ經費上ノ實際ノ開陳センニ内務省ノ臺灣課ヲ廢シテ之ヲ新設ノ省ニ移シ、今日外務省ノ管理ニ屬スル移民其他植民事務ノ之ニ併セ、且ツ帝國植民政策ノ主動地タル臺灣ノ經營ニ就キテハ、臺灣總督ヲシテ其責任ヲ全ウセシメンカ爲メニ、臺灣總督ヲシテ國務大臣ヲ兼攝セシメ、憲法上臺灣經營上ノ責任ヲ負ハシムルト同時ニ、帝國一般ノ植民政策ヲシテ、臺灣ノ經營ト相背馳スルコトナカラシメンヲ期セサルヘカラス。其官僚ノ如キモ亦タ臺政ニ干與シタル者ヲ任用シ、又ハ臺灣總督府ノ吏員ヲシテ兼務セシムルコト、セハ、當ニ彼我ノ事情ノ疏通スルノ便アルノミナラス、經費ノ點ニ於テモ亦タ大ニ節約ヲ得、大約十萬圓以内ヲ以テ足ルコト、思考ス。

そしてこの「意見」は最後に結論として、次の如く記してゐる。蓋し兒玉總督と後藤民政長官とに、最も近親な伊藤内閣の時代こそ、日頃のこの意見を實現するに、最も機宜を得たものと爲したるが故であらう。

本官久シク已ニ此意見ヲ抱キ、嘗テ屢〻前内閣ニ具陳セント欲シ、而シテ時機ヲ得ス。今ヤ幸ニ又閣下ノ内閣ニ遇フコトヲ得。竊ニ以爲ラク。此意見ハ本官一人ノ私見ニアラス、實ニ閣下前日ノ趣旨ヲ擴充シタルニ過キス。夫レ此クノ如クニシテ始メテ、臺灣統治ノ方針終始一貫渝ハラス、帝國植民政策モ亦之ニ據リテ確立スルヲ得ヘシト。若シ然ルヲ得サルトキハ、則チ臺灣統治

ノ成績上、實ニ功ヲ一簣ニ闕クノ憾アルノミナラス、帝國植民政策ノ方針モ亦確立シ難カランニ此レ本官ノ別紙官制案並經費豫算書ヲ具シ、以テ建言スル所以ナリ。

以上を以て、一拓殖務省設置ノ意見一は終つてゐる。附屬の一官制案一、理由書一、各國ノ類例一、一經費概算書一は省略する。蓋しこの意見はつひに容れられず、拓殖務省の設置は結局實現されなかつたからである。また兒玉總督が、假へ陸相とはいへ、內閣の一員として連帶責任を執つてゐる以上、當座はさほど不便を感じなかつたのである。因みにこの拓殖務省設置の意見は、終始一貫渝らざる伯の意見であつた。後述するごとく、第二次桂內閣に入閣を慫慂せられたる時にも、伯は拓殖務大臣たる默契の下に承諾した形跡がある。さうしてその計畫は、拓殖局として實現し、桂總裁の下に伯は副總裁としてその實權を握つたのであつた。

三、後任總督を固辭す

第四次伊藤內閣は、政友會總裁伊藤博文を首班とする政黨內閣と稱せられたが、事實においては、新政黨と舊官僚との聯立內閣であつた。そして內閣の禍根もまた其處にあつた。

第十五議會が、二度までも貴族院の停會を見、遂に勅語の下賜によつて、僅かに內閣の命脈を繫ぎ止めたと思ふと、今度は渡邊藏相と政友會五大臣との間に、激しい確執が起つて、政局は再び紛糾した。それは渡邊藏相が經濟界の趨勢を案じて、公債募集による官業の遂行を否認し、斷然公債支辨に屬する三十四年度の官業を中止し、根本より財政の改革を斷行せんとしたるに對し、政友會五大臣が猛烈に反對したのである。

その間に立つて、この内紛調停の中心人物となつたのは、兒玉陸相であつた。政治家としての兒玉の力量が大いに認められたのは、それ以來であつた。そしてこの內紛は兒玉陸相、加藤外相、山本海相の盡力により、一時鎭靜することを得たが、渡邊藏相が更に三十五年度財政計畫を閣議に提出するに及び、兩者の確執は再び爆發した。そして內閣成立以來僅か七箇月半にして、伊藤內閣は崩壞するに至つたのである。

明治三十四年六月二日、元老會議の結果、その後を承けて生れたのが、桂太郎を首班とする所謂「少壯內閣」であつた。そして兒玉陸相と山本海相とは、聖意に基いて內閣に留まり、桂新首相を助けたが、第十六議會が兒玉陸相の奔走により、紛亂の中に漸く切拔くるを得るや、彼は桂內閣の遊擊隊として閣外よりこれを援助せんがために、陸相の椅子を寺內正毅中將に讓り、臺灣總督專任となつた。時に明治三十五年三月二十七日であつた。

然るに桂少壯內閣が、海軍擴張と地租增徵繼續の二案を提げて、第十七議會に臨むや、忽ちにして政友會の反對に際會し、加ふるに憲政本黨も亦、政友會と袖を聯ねて、反對派を聲援したるため、桂內閣は怖るべき難關にさしかかつた。

この時臺灣島から馳せ來つて、內閣と政友會との間に、調停奔走これ努めたのは、兒玉總督であつた。そして病を力めて大磯に伊藤侯を訪ひ、桂首相のために說客の役を買つて出で、大いに政友會を動かしたのは、このときであつた。かくして第十七議會は解散を見たけれども、この奔走の結果は伊藤政友會總裁と桂首相との會見となり、無事に第十八議會を切拔くることを得たのである。

その間に、帝國朝野の視聽は、俄然滿洲問題に集中されつつあつた。露國は撤兵を行ふべき期に至るも、依然それ

を實行せざるのみならず、却つてます／＼兵備を修めて、我れを威嚇せんとする形勢を示して來たからである。

桂内閣はいよ／＼本腰を入れて、露國に對するの決心を堅めなければならなくなつた。しかしその先決條件は、内閣の改造補强であつた。

明治三十六年七月十五日、兒玉總督が再び臺灣島より出でて内務大臣を兼攝し、同十七日、文部大臣を兼任するに至つたのは、そのためである。それを臺灣日日新報は論じて曰く。

然らば本島の政治如何んと云ふに、是れ亦憂ふるに足らざるべく、本島經營の規畫は既に成り、今は唯當初の計畫に依りて之を遂行するに過ぎざれば、兒玉總督の常に本島に在らざるも、甚だしき不便を感んぜざるべし。特に後藤長官は依然として其の職に在るべければ、本島政治の上に聊かも變動を與ふることなかるべし。且つ今本島の憂ふる所は、本島經營上の計畫立たざるに非ずして、其の計畫の遂行に要する經費の、動もすれば中央政界に非認せらるるに在り。然るに兒玉總督は今や、本島政治の直接監督者たる内相の椅子に據る。此の如きの弊を矯正するに於て無上の便宜を得るを疑はざるなり。

治臺すでに五年有餘、伯の威望まさに全島を蔽ひ、事實上總督の貫祿を具へ來りつつありしを見るべきである。また、事實において兒玉總督の意中には、すでに後藤民政長官を臺灣總督の後任に推さんとの心が、動きつつあつたやうである。尤もこれについて、ただ一つの障礙は、總督武官制であつた。これについて、新聞は報じて曰く。

兒玉男の内相と臺灣總督兼任は如何になり行くべきか、未だ根據ある報道に接せざれども、桂首相は是非とも男の中央政府に留ることを必要とし居れば、兒玉男も結局内相兼任となるに至るべく、同時に臺灣總督に關する官

制改正せられ、文官總督を置くこと丶なるやも知れずと云ふ。蓋し松方内閣の時に於て、一たび文官總督を置くに內決したる事ありしも、文官にしては守備隊の指揮を託すべからずとの議論陸軍部內に起りて、實行するに至らざりしが、今日となりては土匪鎭定し、時々勦討の必要起りても、大抵警察官の手にて之を行へり。從つて平時に於て總督が守備隊を指揮するの場合少なく、文官總督にても實際上差支へなしとなり。

然しながら、當時の情勢は、いまだ總督文官制を實現し得るまでには進んでゐなかつた。伯もまた、それを排してまで、總督の椅子を獲得しようといふ意志はなかつた。今井周三郎はかう言つてゐる。

大正五年四月に臺灣共進會がありました時、伯が渡臺致されての歸り途、神戶で私がお目にかかつた時の話であります。私が不圖斯う云うたのです。「臺灣も今日は軍人さんでなくも總督はよいと思ひますが、閣下は如何思召しで御座いますか」と。すると伯は卽座に「それは不可ぬ、植民地といふものは、文官では不可ぬものだ。武人は新附の民に威容を示す上にも、又政黨員などの容喙を退ける意味に於いても、實に都合のよいものである。文官は其の點に於いて到底武人には及ばない。日露戰爭になつて兒玉總督が滿洲に行かれるので、私を總督といふ說があつたが、それはイケませぬと辭退した。兒玉總督の名に於いてやるのなら、たとへ總督が御不在と雖も何年間でも立派にやれますが、後藤總督では迚もやれませぬと云つた」云々といふことでありました。

卽ち今井の語るところの如く、後藤民政長官を臺灣總督後任にといふ說が、實現性を帶びて來たのは、明治三十六年十月十二日、兒玉總督が內相の椅子を捨てて、自ら參謀次長の職に就いた時である。

しかしこの時も、伯が上述の理由によつて、自ら總督就任を避けたことは、朝比奈知泉の次の談話によつても窺ふ

ことができる。

參謀次長田村怡與造中將の日露戰爭將に開始せんとするに際して急死するや、將軍（兒玉）は此の大役大山總長を助くるもの外になしと決心して、當時總督の職、武人に限りたるに拘らず、斷然文官たる後藤を以て之れに任ぜんとし、官制變更の奏議を懷にして、其の內意を後藤伯に示した。後藤伯之れを固辭して、臺灣の方は何とかバツを合はせませうというて退きたる當時の內事を、伯が初めて衆人の前に披露したのは、去年藤園會第一の會を開いた時の事だつた。

かうして伯の臺灣總督說は實現せず、やがて日露の戰端開かるるや、兒玉將軍は臺灣總督のままで、滿洲の野に出征して行つた。しかしこの間、伯が事實上の總督として、新領土統治の大任を一人で擔つてゐたことは、勿論のことである。

四、積極主義の大國策

明治三十六年の春は、わが政界が、內外よりする狂瀾怒濤の奔騰に、應接遑なかりし時であつた。外には滿鮮に對する露西亞の壓迫あり、內には地租增徵案をめぐる政府と政黨との抗爭あり、囂々の聲は朝野に滿ちわたつた。さうして結局、地租增徵案を撤囘する條件の下に、總理大臣桂太郎と、政友會總裁伊藤博文との間に、妥協が成立して、やうやく第十八議會を乘り切ることができ、桂內閣が、いよ〳〵對露國策の遂行に驀進することになつたことは、前項すでに述べたるところである。

茲に一篇の伯の論策がある。その起草提出せられた年月日は明かでないが、その内容から見て、第十八議會の直前妥協問題の喧ましかつた最中であることは確かである。また何人に宛ててこの論策を草したるやも明かでないが、その內容より見て、內閣諸公に呈したものであらうと思はれる。その前文には次の如く記されてゐる。

外交ハ滿洲問題ヲ以テ終ルヘキニ非サル也。內治ハ妥協問題ヲ以テ就レリトス可キニ非サル也。而カモ外、風雲ノ急勢如斯キニ際シテ內ハ尙國論ノ一致ヲ缺キ、紛々擾々、民心ノ歸著スル所ヲ知ラサラシムルモノ抑モ誰ノ罪トカ爲ス。由來政府ノ議會ニ莅ムヤ。切ニ時局ノ圓滿ヲ期スルノ餘、唯タ齷齪操縱ヲ是レ事トシ、嘗テ峻嚴難侵キノ氣勢ヲ看ス。議會亦タ徒ニ衆愚ノ意ヲ迎ヘテ、反抗要路ニ迫ルノ外、復タ至誠以テ議政ニ參與スルノ意志アルナシ。噫乎如斯クニシテ、邦家ノ隆興ヲ期セントスルモノ、誰カ其難易ヲ知ラストセン哉。世界ノ大勢ハ駸々我ニ先驅シテ去リ、外强ノ壓迫ハ、日ニ四圍ヲ襲フテ歇マサルヘク、如斯クニシテ我カ擴翼ノ好機一去、復タ挽回スヘカラサルノ悲境ニ陷ルナキヲ保ス可ケン乎。吾人玆ニ菲薄ヲ顧ミス、一片綢繆ノ念ニ驅テ、敢テ諸公ノ賢明ニ訴ヘントスルモノ、亦タ應ニ時局ノ歇ムヘカラサルモノアルニ胚胎セスンハ非ラス。

以てこの論策起草の動機を知るべきである。かくて伯は、この前文に續いて、直ちに次のごとく論じ進んだ。

正理公道ハ天下ノ大法ナリ。是レニ準フモノハ興リ、之レニ悖ルモノハ亡フ。而カモ叨リニ權術ヲ弄シ、利運ヲ僥倖シ、以テ一時ノ損益ヲ打算シ、更ニ大勢ノ歸スル處ヲ識ラサルカ如キハ、其陋ヤ律ス可カラス。

伯は斯く疾呼した。そして區々目前の政略を超越して、國家百年の長計を樹立せざるべからざる所以を說きたる後、まづ當時の大問題たる議會論及び政黨論に入つた。

豫算ノ議定ト立法ノ協賛トハ、憲法ノ欽定ニ因テ附與セラレタル議會ノ權能ナリ。憲法ノ神聖ナルト同時ニ、議會ノ權能亦タ神聖ナリ。乃チ神聖ナルカ故ニ、之レカ權能ノ作用ハ最モ愼重ナルヘク、放縱ナルヘカラス。

しかも伯の論策は、帝國議會が既往において、「輒モスレハ濫恣放縱」になりしことを慨嘆すると共に、議會を左右する政黨に鋒先を轉じて、

試ミニ議會多數黨ノ主張スル處ヲ案スルニ、一モ合理適實ナルモノアルヲ看ス。既ニ宇内ノ大勢ニ鑑ミルアリテ、第三期海軍擴張ノ擧ヲ賛スルモ、之レカ財源トシテ最モ適實鞏固ナル地租增徵ノ策ヲ否認シ、而シテ替フルニ粗放漫散タル兩政整理ヲ設クカ如キ、或ハ國富增進ニ缺クヘカラサル交通機關ノ設備、其他生産的事業總テノ經營ヲ排却スヘシト說クカ如キ抑モ何ノ意タルヤ得テ知ル可カラス。

と攻撃し、彼等が世界の帝國主義時代において、「空シク無爲小康ニ安ンシテ」消極主義を持するもの「果シテ能ク國家存立ノ理義ニ通シ、國富增進ノ途ヲ識レリト無スヲ得ヘキ歟」と反問した。そして、

空前ノ大榮譽ヲ荷ヘル戰勝後ノ帝國カ、二十世紀ノ活舞臺ニ處シテ衡ヲ中原ニ爭ハントスルニ方リテハ、勢ヒ國費ノ膨脹ヲ否ム能ハサルハ自然ノ數ナリ。

と喝破し、ついで帝國の財計を英、佛、露、墺の財計と比較して、未だ甚だ小なる事實を擧げて、次の如く增稅論を提唱した。

今ノ時ハ租稅ノ輕重ヲ論スヘキニアラス。況ンヤ其稅法ノ爾ク諸外國ニ比シテ過重ナルヲ見ルニアラス。却テ國民ノ負擔力ニ於テ猶ホ十分ノ餘裕ヲ存スルハ掩フヘカラサルノ事實ナルニ於テヲヤ。

然らば伯の論策は、何の故にかくの如き增稅論を提唱するのであるか。それは、「生產的經濟ニ伴フ財計ノ膨脹ハ所謂國運伸張ノ礎蒂ニシテ、國威發揚ノ大動機ナラサルヘカラス」と信ずるがためである。そして「是ニ於テ予所謂積極的經營ナルモノ、成案ナカルヘカラス。請フ左ニ其梗概ヲ摘述セン」として、(一)外資の輸入、(二)歲入の增加、(三)新事業の經營の三項に亙つて、說くところがあつた。

第一、外資の輸入に就いて、伯の論じたるところは、次の通りである。

國債ノ增加ヲ以テ、財政家ノ痛苦ヲ感セシメタルノ時代ハ、遠ク昔日ノ夢想ト化了シ去リ、輓近國家財政ノ根蒂ト經濟運用ノ途ニ於テ、國債ノ增加ハ寧ロ國力ノ發展ヲ意味シ、國家ノ信用ヲ表明スルノ具トナルニ至リシハ、現實ニ活歷史ノ證明シテ餘リアルヲ見ルヘシ。若シ國債ノ爲メニ失敗ノ迹アリトセハ、其ハ國債ノ罪ニアラスシテ、一ニ活用其途ヲ過テルニ因ルノミ。

しかも伯は、日清戰役の捷利、日英同盟の成功、海外貿易の伸張によつて、我が公債の聲價漸く高からんとする今日こそ、外債輸入の絕大の好機なりとなし、

須ラク難得キノ好機ヲ利シテ、資ヲ海外薄利ノ市場ニ求メ、其用途ノ緩急ヲ探究シ、以テ鐵道ヲ建設スヘク、交通及通信機關ノ完備ヲ圖ルヘク、將タ港灣ヲ築設スヘク、農工業ヲ奬勵發達セシムヘシ。試ミニ吾人ノ概算ヲ以テスレハ、約二億萬圓ノ給資ハ以テ經畫ノ大要部ヲ辨スルニ足ラン歟。而シテ二億萬ノ資ハ、之レカ供給ヲ　米ノ市場ニ求メテ敢テ難キヲ覺ヘサルノミナラス、執ル處ノ手段ト時期トニ於テ好適ナルヲ得ハ、反テ彼ノ歡迎聲裡ニ好果ヲ收メンコトハ、我カ公債ノ海外ニ於ケル聲價如何ニ徵スルモ疑ヒナキヲ信スルニ足ルヘシ。

と說いた。しかも帝國が二億圓の外債を必要とするのは、單に國內生產事業助長のためのみではない。一現下列強ノ全力ハ殆ント東亞ニ集注セラレツヽある形勢に鑑み、一帝國ノ安危ト東洋ノ平和トヲ維持スルカ爲メニハ、勘クモ有事ニ準備スルノ財案ナカルヘカラス」となすが故である。

外債ノ用途ニ關シテハ、必ラスシモ借入名目ヲ遵奉スルヲ要セス、其一分ハ既ニ公表サレタルモノ、資金ニ充用スルモ、其約四分ノ三以上ハ須ラク有事ノ日ニ備フ可キモノトシテ國庫ニ保存シ、必要ニ應シテ紙幣ノ發行又ハ其他ノ準備ニ充ツヘキナリ。斯クノ如クニシテ歲々困厄セル政府ノ事業費ヲ支辨シ、以テ內、殖產興業ノ途ヲ啓キ外、列強ニ對峙スルノ實力初メテ望ミ得ラルヘキヲ信ス。若シ夫レ外資運用ノ上ニ於テ、年一割以上ノ利潤ヲ收ムルハ敢テ難シトスヘキニアラス。是レニ向テ是非ヲ云爲スルモノヽ如キハ、未タ以テ國家經濟ヲ談スヘキニアラス。

以上が伯の外債論である。第二の歲入の增加については、

我ガ國力ヲ以テ二億五千萬圓ノ租稅負擔ニ堪ヘストシテ、進取國是ノ大計ヲ拋却シ、漫ニ非增稅ヲ唱ヘ、事業ノ縮少ヲ主張スルノ徒ハ、果シテ何ヲ以テ富力ノ增進ヲ圖リ、國威ノ宣揚ヲ期セント欲スル歟。吾人其意ヲ解スルニ苦シマサルヲ得ス。

と論じ、一方、

唯夫レ我國人口ノ六割七分ヲ占ムル農民ノ歡心ヲ求ムルニ於テ、地租ノ輕減ヲ說クハ、虛名ノ憑テ自家ノ慾望ヲ充タサントスルノ徒ニ於テ止ムヲ得サルノ策ナル可キモ、事實ハ明カニ農民カ三分三厘以上ノ稅率ニ堪ヘサルヤ

否ヤハ、既ニ問題トスルノ價値ヲ有セス。

と爲して、地租增徴論を說くと共に、「吾人ハ更ニ歳入增加ノ方法トシテ考慮スル所ノモノハ、即チ官業ヨリ生スル收益也」と論じて、國家專賣論を試みた。

かくの如く、伯の論策は、當時民間に鬱然たる勢力を持てる消極政策を排して、外資の輸入に、歳計の增加に、極力積極政策を强調した。しかしこの論策の最も特色とすべきは、第三の新事業の計畫に關するものであつた。何となれば、伯は、

新事業ノ計畫、是レ帝國ノ將來ニ於テ多大ノ希望ヲ屬セラレ、過重ノ勞苦ヲ要スヘキノ事業ハ、前項已ニ要論セシ如ク、諸般ノ生產的設備ニ、軍備ノ充實ニ、將タ敎育ノ奬勵ニ、新興ヲ要スヘキモノ、改良ヲ期スヘキモノ、固ヨリ一ヲ以テ數フヘカラス。特ニ急須缺クヘカラサルノ要務ハ、蓋シ對外關係ニ屬スル設備ノ經營ニ在リ。

と爲して、次の二項を揭げてゐるからである。曰く。

(一)　清韓兩國ニ對スル通商貿易上、必須ノ海陸交通及金融機關ノ完備ヲ期シ、其他殖民的事業ノ經營ヲ努ムヘシ。

(二)　滿洲ノ開放ヲ期シテ、通商貿易及殖民事業ニ關スル利權ヲ獲得シ、之レカ經畫ヲ遂行スヘシ。

そしてこの二項については、さらに、

以上所揭ノ如キハ纔ニ時局ノ急務ニ題スルノミ。要ハ唯タ清韓兩國ノ經營ニ向テ努力邁進一日ヲ弛メス以テ效ヲ永遠ニ期スルニ在リ。蓋シ帝國安危ノ岐ル、處、一ニ係リテ清韓兩國ノ利源ニ屬スルノ多大ナルヲ信スレハ也。

と概言し、この論策の結論としてゐる。

以て伯の國家經綸の識見が、當時の大問題たる滿洲問題に刺戟されて、帝國南進策の策源地たる臺灣島より次第に離れ、北の方、支那大陸に轉向しつつありしを見るべきである。

しかも今日に於いて、この論策の結論を見るものは、伯の意見の既に實施せられたるを知るであらう。此の點に於いて伯は三十年時流に先行してゐたとも謂ひ得るであらう。

五、桂首相への建白書（一）

明治三十六年十月二日、兒玉總督は內務大臣を免ぜられ、參謀次長に補任された。

內務大臣兼臺灣總督としての兒玉將軍の聲望は、まさに當時の政局を風靡してゐた。何人も彼が、桂內閣の大黑柱たることを疑ふものはなかつた。しかるに彼が此の內相の要職を、破れ草履を捨てるやうに一擲して、參謀次長の職に就いたとき、世は今更の如く、日露の風雲逼迫せることを痛感した。

福田雅太郎大將は回顧して云ふ。

その中に參謀次長の田村怡與造少將は動脈硬化症で長逝した。この大事の瀨戸際に名次長を失つたので、政府はもとより參謀本部では大騷ぎ、たれが後任になるかによつて天下の形勢はきまると噂されてゐた。その時參謀本部に突然、內務大臣兼臺灣總督の兒玉源太郎中將が參謀肩章をつけてやつて來た。物好きなものがあるものだぐらゐに思つてゐたところ、呼びだしが來たので行つて見ると、「今日からこの兒玉が次長だ」との話。事の意外

にみんな驚いてしまつたが、その日更に兒玉新次長は動員、作戰の主任をしてゐた私を呼んで「作戰の計畫は出來てゐるか」とのお尋ね。「ハイ出來てゐますが、ただ朝鮮北部の地圖だけが完全ではありません。實は早く作つて置きたかつたのですが、陸軍省の方で金をだしてくれません」といふと、「それなら心配することはない。すぐ請求してくれ」との話であつた。この決裁で測量師は直に朝鮮に飛び、地圖作製に取りかかつた。私はこれで政府も開戰の覺悟をきめたことを知つて、田中（義一）少佐等と嬉しさのあまり男泣きに泣いた。私の一生涯を通じて、こんな嬉しいことはなかつた。長いこと苦しんで來た甲斐があつて、今こそ「戰が出來る」と雀躍りして喜びあつた。（東京朝日新聞社發行「その頃を語る」二〇八―二〇九頁）

しかし一方から考へれば、昨日まで內務大臣の要職にあつた人が、急轉直下、參謀次長の椅子に就くといふことは、およそ異數のことであつた。

もとより參謀次長の職が、輕いといふのではない。しかし地位格式の上から言へば、內務大臣よりは遙かに下である。しかも地位の高下を論ぜす、彼が自ら進んで次長の職に就いたのは、田村將軍亡き後、帝國參謀本部を背負つてこの難局に當り得る人物は、乃公以外にはゐないといふ、深い自信がその胸中にあつたからである。

それは兒玉將軍でなくては、ちよつと出來ない藝當であつた。

伯は兒玉總督を回顧して言つた。

人材といふ點に至つては、とてもえらいものですね。それから身分のことなんかは考へない。內務大臣をやめて參謀次長になつて戰に行くといふやうな人ですから、身分のことなんかはなにも考へない。そして實に淸廉な人

でした。

かうして兒玉總督が參謀次長の椅子に倚つて對露問題に專念し、後藤民政長官が臺灣にあつて、植民地經營の大業に沒頭しつつある間に、東亞の大勢は急轉し、つひに日露戰爭となつて爆發した。そして參謀次長として對露作戰の中心人物たりし兒玉將軍は、滿洲軍總參謀長として出征した。

一方臺灣島にあつて、植民地統治の事に從つてゐた伯もまた、この戰局の進展を眺めては、内心欝勃たる憂國の情を催さざるを得なかつた。勿論作戰の事に至つては、兒玉將軍の專門で、伯の關知し得るところではなかつた。しかし銃後の政治的經綸、特に經濟戰の問題に至つては、伯一流の識見なきを得なかつた。

政治家としての伯の特色の一つは、常に獨創の見識を抱いてゐたことであつた。伯の胸中には、何時でも所謂妙想奇策が雲の如くに湧いてゐた。勿論そのなかには、單なる妙策に過ぎずして、實現性に乏しいものも多かつたとはいへ、また捨て難き示唆を國策の上に與ふるものも少なくなかつた。

況んやいま祖國日本は、國運を賭して露國と戰を交ふ。伯はもはやこの獨創的奇策を、單なる一家言として死藏するに忍びなかつた。そして筆を執つて、最初に桂首相に呈したのが、次に掲ぐる建言書であつた。それは年月日は不詳であるが、その内容によれば、日露戰爭の初期に呈せられたものの如くである。

謹テ一書ヲ内閣總理大臣桂伯爵閣下ニ呈ス。

惟フニ天下ノ事機ニ先チテ機ヲ制セスムハ、機ニ後レテ機ヲ制セサル可ラス。機後機ヲ制スルハ、固ヨリ機先機ヲ制スルニ如カスト雖モ、遂ニ之ヲ制セサルニ優ル。今ヤ日露ノ戰端既ニ開カレ、機先機ヲ制スルノ機會亦求ム可カラスト雖モ、機後機ヲ制スルノ望未タ全ク絶ヘタルニ非ス。時局ニ處スルノ道、克ク機後ノ機ヲ逸セスシテ之ヲ制スルニ存ス。

然らば所謂「機先機ヲ制スル」とは何であるか。伯によればそれは、戰前における經濟財政戰であつた。即ち干戈相見ゆるに先立つて、敵國に財政的壓迫を加ふるの策であつた。即ち次の通りである。

> 夫レ一國ヲ擧テ戰ハントスル、必スヤ遠大ナル思慮ト周密ナル準備トヲ要ス。戰爭豈砲火相見エ干戈相交エ、輸贏ヲ兵力ニヨリテ爭フノ謂ノミナラムヤ。亦彼我經濟及財政ノ戰ナリ。故ニ敵國ノ兵力ハ固ヨリ算外ニ措クヲ許サスト雖モ、之ト與ニ其財政ノ情態ヲ精査シ、財政上外ニ對シテ如何ナル關係ヲ有スルカヲ攻究シ、我ハ之ニ對シテ强大ナル壓迫ト迫害トヲ加フルノ手段ヲ講セサル可ラサル必要アリ。

そしてこの財政經濟的壓迫策を、事實に即して、伯は次の如く論じた。

> 試ニ露國ノ財政ヲ看ルニ、其賴ル所ハ專ラ外資ニアリ。低利ノ資金ヲ外國市場ニ仰キ、其歲計ヲ立テ、其ノ國力發展ニ資スルハ傳來ノ政策トスル所ナリ。露國ハ財政上佛國ト斷ツ可カラサル緊切ノ關係ヲ保チ、其ノ白耳義、米國、獨逸各國市場トノ關係亦タ淺カラス。若シ我ニシテ白、獨ノ市場ニ於ケル露國公債ヲ低落セシムルノ手段ヲ講シ、更ニ米國ニ於テ、新聞紙利用其ノ他ノ方法ニヨリテ、露國財政ノ基礎ノ甚タ薄弱危險ナルヲ明ニシ、外國ニ於ケル露國公債ニシテ下落ニ次クニ暴落ヲ以テセハ、佛國ニアル露國公債焉ンソ獨リ其ノ聲價ヲ維持スルヲ得ムヤ。露國財政ノ信用一度ヒ地ニ落チムカ、彼ノ財源忽チニシテ枯渇シ、軍資之ヲ求ムルニ由ナク、陸海ノ軍隊之ヲ動カスニ術ナク、或ハ戰爭ニ至ラスシテ時局ノ平和的解決ヲ見タリシヤモ必ス可ラス。是レ機先機ヲ制シ、戰ハスシテ先ツ勝ツモノニシテ、善ノ善ナルモノトイフ可シ。惜ムヘシ今ヤ交戰ノ時代ニアリ。開戰前ニ試ムヘキノ策之ヲ交戰後ニ施スヲ得ス。我ノ採ルヘキノ策ハ唯タ機後機ヲ制スルノ一ヲ剩スノミ。機後ノ機ヲ制スルハ次ノ次ナルモノナリト雖モ、我之ヲ制セスンハ我他ニ制セラル。是レ下ノ下ナルモノニ非スシテ何ソヤ。

謂ふ所の機後の機を制するの策とは何であるか。伯の意見によれば、米國に人を派して、宣傳戰を行はしむることであつた。およそ外交の妙諦は、大使館の表玄關と國務省の正門とを繋ぐ大道よりも、むしろかうした暗中の飛躍に

ありとは、現在においては公然の祕密であり、歐洲諸國並びに支那がその術に精なるに拘はらず、今に至つても、わが日本はその技未だ堂に入らず、國際輿論を我れに有利に轉回することに巧みでないが、日露戰爭當時において、既にその重要性を道破せることろ、まさに伯の面目躍如たるものがある。曰く、

今日ニ於テ機後ノ機ヲ制セムトスルモ、時機少シク後レタルニ似タリ。然リト雖モ未タ全ク逸シ去リタルモノト云フ可ラス。其策タル適任者ヲ米國ニ派シ、巧ニ新聞政略ヲ行ヒ並ニ經濟社會ニ於ル有力者ト結ヒ、巴里及ヒ各國市場ニ於ル露國公債ヲ下落セシメムカ爲ニ努メシムルニアリ。我國カ米國ノ同情ヲ求ムルハ敢テ難事ニ非ラス。殊ニ同國在留ノ猶太人ト協同シ、排露的感情ヲ鼓吹セハ、以テ露國公債ヲ下落セシムルト共ニ、同國市場ヲシテ露國カ更ニ公債ヲ募集セムトスルニ際シ、之ニ應セサラシムルコトヲ得ヘク、施設宜シキヲ得ハ、米國人ヲシテ今ヤ下落シツヽアル本邦公債ヲ買占メシムルコトモ望ミ難シトセサルナリ。

かくして伯は、戰爭を戰爭以外の手段によつて勝利に導くべき祕策を論じたる後、これに對する反對論を駁すると共に、當時日本の拙劣なる國際的財政戰の現狀を慨嘆して、次の如く記した。

或ハ曰ハム。是レ望ムヘクシテ出來得可カラサル所ナリト。何トナレハ、巴里ニ於ル露國公債所有者ハ、此ヲ以テ其財産トシ、此ヨリ衣食スルモノ、露國公債ノ下落ハ、單ニ彼等カ直接ニ蒙ル所ノ損害タルノミナラス、其影響ハ延イテ佛國全體ニ及ハスンハ休マサルヲ以テナリト。事實ノ眞相ハ或者ノ言ノ如シ。然リト雖モ事實斯ノ如クナルカ故ニ、露國公債ヲ下落セシムルコト能ハストイフハ、能ハサルニアラスシテ爲サヽルナリ。佛國ハ露國公債ニ對シテ殆ント、露國ト其利害休戚ヲ齊フシ、財政上ニ於ル兩國ノ關係ハ、猶ホ債權者カ大ナル債務者ヲ倒スコト能ハサルカ如キ趣無シトセサルモ、此事實ハ露國公債ヲ下落セシムルニ能ハサルモノヽ總テノ理由トナス能ハス。假リニ一歩ヲ讓リ能ハストスルモ、我國ノ海外ニ於ル施設宜シキニ出テムカ、露國ヲシテ再ヒ外國市場ニ起債スルモ之ニ應スルモノ無カラシムルヲ得ヘシ。然ルニ我國ノ外債募集ノ方法ヲ見ルニ、其研究未タ足ラス、其手段未タ完カラサル所アリ。我國ノ海外ニ起債スルヤ、前ニハ甲國ニ於テシ、後ニハ乙國ニ於テシ、機ニ臨ミ時ニ應シテ其市場

ヲ異ニス。是レ應募者ニ對シ信義ヲ缺クノ甚タシキモノナルノミナラス、亦我國公債所有者カ其ノ價格ヲ維持シ、且ツ之ヲ騰貴セシメントスルノ勞ニ酬ユルノ所以ニ非ラス。帝國ニシテ更ニ兩國ニ於テ公債ヲ募集セムトスルカ如キコトアルニ於テハ、甲乙兩國民ハ我國ノ公債ヲ所有スルニ拘ハラス、其ノ價格ヲ下落セシメスムハ休マサルヘシ。斯ノ如キハ其罪應募者ニアラスシテ、其責却テ募集者ニアリ。且ツ夫レ我國知名ノ政治家若クハ經濟家ニシテ、往々經濟上ノ鎖國論ヲ唱フルモノアリ。若クハ我カ財政ニ對スル悲觀的意見ヲ發表シ、甚タシキハ國家破産ヲ揚言スルモノアリ。斯ル言動ノ爲メニ我國財政ノ對外信用ハ毀損セラレ、延イテ在外公債ノ聲價ヲ失墜セシメタルコトハ意想ノ外ニアリ。海外市場ニ於ケル我國公債ノ下落亦タ怪シムニ足ラス。而シテ我陸海軍ノ連戰連勝、列國ノ視聽ヲ聳動セシメタルニモ拘ハラス、昨今我カ公債ノ暴落ヲ來シタルカ如キハ如何ソヤ。或ハ是レ露國ニ於テ、我國カ露國公債ニ對シテ行フヘキ所ヲ、我國公債ニ對シテ逆施シタモノニ非ラサル無キヲ得ンヤ。事實ノ示ス所ニヨレハ、昨年一月中露國ノ外債ハ百一留ニシテ今日尙ホ九十三留ノ價格ヲ保チツヽアルニ拘ラス、帝國外債ハ昨年一月中八十六磅ナリシモノ今ハ六十二磅ニ暴落セリ、斯ル大暴落ハ決シテ健全ナル我財政上ノ情態ト相副フモノニ非ラス。連敗ノ露國公債カ暴落スヘクシテ不當ノ價格ヲ維持シ、連勝ノ帝國公債カ其價格ヲ維持スヘクシテ不當ノ暴落ヲ見ルハ、我國カ極東ニ位シ、歐米列國ト隔絕セルコト一源因タルヘシト雖モ、露國カ隱約ノ間ニ我國財政ノ信用ヲ毀損セシムルニ努メタリシコトモ、亦タ其源因ノ一ナルヘキカ。然リト雖モ、今日ニ於テ適切ノ方法ヲ廻ラサムカ、我財政ノ信用ト我カ外債ノ相場ヲ回復スルコト敢テ不可能ニ非ス。

そして伯は續いて、當時一部の間に行はれた不換紙幣發行說に反對して、次の如く記した。

世或ハ倫敦ニ於ル我國公債ノ價格ハ六十二磅ニ過キス、假令我國ニ於テ不換紙幣ヲ發行スルモ、克ク此ト同一ノ價格ヲ保チ得ヘキヲ以テ、巳ムヲ得スムハ不換紙幣ノ發行ヲ以テ新ニ外債ヲ起スニ優レリトノ說ヲ爲スモノアリ。思ハサルノ甚タシキノミ。假リニ戰爭長期ニ亙リテ其ノ終結ノ何時ナルカヲ期シ難シトスルモ、若クハ新ニ外債ヲ募集スルハ不換紙幣ヲ發行スルト同一結果ヲ來タストスルモ、寧ロ外債ヲ募集シテ他日不換紙幣ヲ發行スルノ餘地ヲ存スルヲ利トス。我カ外債ノ價格暴落シタル爲メニ、

不換紙幣ヲ發行スルカ如キハ、策ノ得タルモノト云フ可ラス。

以上が伯の桂首相に呈せる意見書の前半である。次に伯の筆は外債問題より一轉して、講和問題に入つた。それは當時においては、大膽不敵の提案と言はねばならなかつた。蓋し國民はまさに戰爭に熱中し、今にして講和を議するものの如きあらば、殆ど國賊と目せらるべき形勢であつたからである。

しかし伯は敢然として、首相に直言した。

夫レ戰期ハ今日ニ於テ豫測スヘカラス。乃チ豫測スヘカラスト雖モ、我國ハ一年二年若クハ其後ニモ亘リテ繼續スルモノト覺悟シ、今日ニ於テ豫メ之ニ對スルノ財政計畫ヲ立テ、對外施設ノ爲ニ其ノ全力ヲ用ヒサル可ラス。古金銀ノ提供極端ナル儉約實行ノ如キ、豈ニ時局ニ對シテ用ユル妙策ナリトセムヤ。

日露戰爭ハ短期ニ於テ結了ヲ告クヘキカ、若クハ長期ニ亘ルヘキカ、是レ帝國ノ財政經濟ノ將來ヲ慮ルモノ、切ニ知ラント欲スル所ナリ。思フニ實戰以外別ニ戰期ヲ伸縮スルノ術無キニ非ラス。而シテ戰期長短如何ノ問題ニ對スル判斷ハ、内閣カ果シテ此術ヲ講究シ且ツ著手シタリヤ否ヤニヨリテ下サルヘキモノナリ。若シ戰爭ノ終結ヲ一ニ戰爭其物ニ委シ、戰期ノ伸縮ヲ一ニ軍人ノ力ニ任スルカ如キハ、譬ヘハ拙手對局四ツ目殺シヲ以テ其技ヲ闘ハスニ均シク、徒ニ石子ヲ盤上ニ碁布羅列シ、石子盡キテ勝敗決セス。互ニ取石ヲ交換シテ相爭ヒ、遂ニ石子ヲ下スノ餘地ノ無キニ至リテ勝敗漸ク決ス。名手ニ至テハ然ラス。多ク手ヲ下サス、多ク石子ヲ投セスシテ、勝敗乃チ決ス。若シ世界政局ニ於テ此種ノ大手腕ヲ試ミムトセハ、軍事ハ之ヲ軍人ニ委シ、議會ニ對スル政務ハ之ヲ主任大臣ヲシテ當ラシメ、内閣ノ主班ニ立ツ總理大臣ハ、專ラ力ヲ外交政策ノ攻究ト實行トニ用ユル所ナカルヘカラス。對議會策ノ攻究、政黨操縱ノ如キ、焉ンソ總理大臣自ラ手ヲ下スニ値セムヤ。若シ對外折衝其宜シキヲ得ハ、樽俎ノ間ニ於テ戰期ヲ短縮スルノ奇算妙計必スシモ之レ無シトセサルナリ。

然らば「實戰以外ニ別ニ戰期ヲ伸縮スルノ術」とは何であるか。それは列國の干渉であつた。これまた、日清戰爭

後における三國干渉の記憶いまだ新しき當時の日本にとつては、驚くべき提案と言はねばならなかつた。しかし伯は、平然としてその論をつづけた。

如何ニシテ戰期ヲ短縮スルヲ得ヘキカ、日ク列國ノ戰局ニ對スル干渉是ナリ。當局者果シテ此事ニ關シ考慮スル所アリ、且ツ施設スル所アリヤ否ヤニ至テハ、本官得テ之ヲ知ラスト雖モ、戰局ヲ那邊迄進メ、如何ナル時機ニ於テ、如何ナル國ニヨリ、如何ナル方法ヲ以テ干渉セシムヘキカニ就テハ、當局者必ラス成算アラム。若シ試ミラルヘキ干渉ニシテ、帝國ノ目的トスル所ニ副ヒ、帝國ノ欲スル所ノ結果ヲ以テ時局ヲ解決スルヲ得ハ、是レ帝國ニ於テ外交上列强ヲ籠弄スルナリ。若シ反之、帝國ノ欲セサル干渉ヲ蒙ルカ如キコトアラムカ、是レ帝國ハ外交上列强ノ爲ニ籠弄セラルヽナリ。從來帝國ハ我カ欲スル所ノ干渉ハ之ヲ受ケタルコトナク、受ケタル干渉ハ我カ欲セサル所ノモノナルヲ以テ、總テ干渉ヲ以テ甚タ恐ルヘク避クヘシトナス。然リト雖モ干渉豈ニ恐ルヘク避クヘキ種類ノモノノミナラムヤ。若シ我ニ利ニ、敵國ニ不利ナル干渉カ、我ノ希望スル時機ニ於テ、我ニ好意アル友邦ニヨリ試ミラルヽトセンカ、帝國ハ交戰ノ目的ヲ達シ、光譽アル平和ヲ以テ時局ヲ解決シ得ヘキノミカ、亦タ以テ數億ノ軍事費ヲ節約スルヲ得ヘシ。本官ハ閣下ノ聰明ナル、必ラスヤ此ニ注意セラルヽ所ナルヲ疑ハス。唯タ斷行ノ速ナルヲ希望ス。

伯はさらに、列國干渉に關する具體的問題の一として、獨逸の態度を次のごとく論じた。

日露談判交渉中及開戰後ニ於テ、極東事件ニ對スル獨逸皇帝ノ態度、甚タ明瞭ナラス。然ルニ近者其ノ態度一變シ、我國ニ對シテ好意ヲ示スニ至リタルハ、寔ニ喜フヘキコトナリトノ說ヲ爲スモノアリ。夫レ或ハ然ラム。然リト雖モ、獨帝カ我ニ示ス好意ハ、亦タ露國ニ對シテ示ス處ノモノニ非ラサル無キヲ保セムヤ。卑見ヲ以テスルニ、今日ノ要ハ、獨帝ヲシテ速カニ其ノ態度ヲ明確ニ定メシメ、衷心ヨリ我ニ對シテ好意ヲ傾ケシムルニアリ。若シ出來得可クハ、我カ外交手段ヲ以テ、獨帝ヲシテ土耳古、波斯ニ對シテ抱懷スル宿昔ノ志望ノ一部ヲ達セシメムカ、獨帝ノ好意ハ露國ニ向ハスシテ我國ニ傾倒セラルヽニ至ルヤ必セリ。本官ハ此點ニ就テ、當局者ノ施設ノ遺算無ラムコトヲ切望セサルヲ得ス。

伯が獨帝を利用せんとしたるについては、世間異論なしとしないであらう。しかし伯が外交的活躍をもつて、單に列國の所謂「好意」を繋ぐの術と爲さず、實を以て實を得んとするの積極的打算戰術と觀じたるところに、その一隻眼を見る。

そして伯は、この桂首相に呈する長文の書の結論として、次の如く記した。

> 現在ニ於テ世界ノ列國ハ概ネ帝國ニ對シテ同情ヲ表シツヽアリ。今ヤ列國ハ、平和克復ノ後發現シ來ルヘキ各般ノ問題ヲ攻究シツヽアルコトハ、本官ノ疑ハサル所、若シ帝國ニシテ戰爭中ニ於テ一切ノ問題ヲ解決シ了ラスムハ、交戰結了後ニ於テ列國ノ異議百出スヘク、特ニ韓國問題ニ於テ然ラム。韓國經營ニ關シテハ本官尠シク卑見ノアルアリ、別書ニ於テ之ヲ開陳スルノ自由ヲ得ムト欲ス。唯タ夫レ財政及外交上、我國カ歐米列國ニ對シテ施設スヘキ要件ニ至リテハ、速カニ廟算ヲ立テヽ、機宜ヲ失ハス、戰局ノ開展ニ伴フテ、著々其功ヲ奏スルノ道ヲ講セムコトヲ希望ス。今ヤ帝國ハ振古未曾有ノ時機ニ際シ、國運ノ消長繫リテ此時ニ在リ。本官不敏自ラ揣ラス、敢テ卑見ヲ開陳シ、閣下ノ威嚴ヲ冒瀆ス。閣下幸ニ其ノ非禮ヲ咎メスシテ、本官ノ微衷ヲ諒察シ給ハヽ、幸甚之ニ過キス。

以上を以て、伯の呈書は終つてゐる。その說くところは、やや抽象的なるを免かれずと雖も、當時伯が、戰爭の勝敗及び國家の經營に對して、いかなる考へを持してゐたかを、察知するに足ると思ふ。

そして伯の戰時財政及び戰後經濟に關する具體的意見に至つては、續いて伯が桂首相に呈せる第二の建言書によつて明かである。

六、桂首相への建白書（二）

日露の戰局漸く進みて、明治三十七年末に至るや、十二月十七日、伯は再び一書を裁して、軍國經營の大策につき、桂首相に建言するところがあつた。

元來伯の日露戰爭觀は、他の慣々者流と、いささか撰を異にするものがあつた。皇軍が海に陸に、連戰連勝、無人の境を行くが如きを見て、一般國民が狂喜亂舞しつつありしとき、伯はむしろ他を考へて慄然としてゐた。それは連戰連敗、國內動搖の危機に瀕しながら、しかも毫も屈するの色なかりし露國の底力であつた。大奈翁を破つたものは、結局鈍重なるスラヴ民族ではなかつたか。

伯のこの日露戰爭に對する悲觀的觀察は、當時記されたると覺しき、メモにも現はれてゐる。それは卷紙に毛筆を以て、丁寧な行書で書かれたものであるが、その全文は次の通りである。

一、露國連戰連敗ハ彼餘ニ日本ヲ輕蔑シタルニ出ツ。今ヤ彼大ニ日本人ノ戰術ニ巧ナルト其勇敢ナルトニ恐レ、更ニ其長短ヲ講究スル處アラントス。其結果如何ナル發動ヲ試ムヘキカ、未タ豫言シ易カラスト雖トモ、終ニ能ク我弱點ヲ衝ク術ヲ發見シ得ルニ至ラハ、甚タ恐ルヘキ事ニ屬ス。我ニ於テ講スヘキ點少カラサルヘシ。

一、一氣呵成的ノ戰術ヲ以テ成功スルコトハ、懸軍萬里數年ニ渉ル戰鬪ニ適セス。是我國人ノ長處ニシテ亦能短處ノ存スル點ニ非ラスヤ。宜シク自ラ顧ミルヲ要ス。

一、國民ノ迷信及君主ノ迷信ハ甚タ恐ルヘキモノナリ。露國ニ於テ此兩迷信、卽最終ノ勝利ハ露國ニ在リトスル

コト是ナリ。之ヲ破壞スルハ一ニ器械的乃チ戰爭ノ力ニノミ依賴スヘカラス。宜シク他ノ間接ナル方案ヲ講セサルヘカラス。

一、露國トノ戰局ヲ告ケ、此講和ヲ見ルモ、是永久ノ平和ト見ル可カラス。唯一時ノ休戰ノミ。然ラハ則之ニ對スル國民ノ覺悟ナカルヘカラス。

1 國家慈善事業

2 國家經濟事業

一、露國蠻行主義ヲ藏匿シ、歐米大陸ヲ瞞シ、日本ヨリ一層諸般ノ點ニ於テ進步シ、殊ニ博愛ニ富メルカ如ク認メシムル手腕アル事。

一、宰相兇手ニ斃レ、顯官ノ政府反對者ニ逆殺セラレタルモノ、一ニシテ足ラス。而シテ尙ホ內國亂ヲ鎭定シ、外勁敵ニ對シ連戰連敗ノ餘響ヲ防キ、國威ノ回復ヲ敢セントスル力侮トルヘカラサルモノアリ。

一、數月ニ涉ル連戰連敗ニ、加フルニ黑鳩ト亞歷ノ軋轢ハ、內外人均シク認ムル處。而シテ連敗ヲ以テ意ニ介セス、別ニ最終良計アルモノ、如ク、安ンシテ兩人間ノ不和モ不問ニ附シ、皇帝始メ之ニ對スル物議ナキモノ、如シ。彼ノ行動ニ關シ大ニ恐ルヘキモノアラン。

一、日本人ハ遼陽戰爭ノ英新聞一片ノ評ニ恐レ、其態度ヲ亂タシタルハ、實ニ惜シムヘキ事ニ屬ス。

一、日露戰爭ハ實ニ我帝國運命ノ係ル所ナリ。若不幸ニシテ帝國失敗ニ歸スルコトアランカ、我陸軍海軍ニ制限ヲ加フルコト、彼ノ首張タルヘシ。是我同胞ノ今日迄十分此ニ著眼セサルニ非サルヤヲ疑フ點少カラス。

明治三十七年十二月十七日、再び桂首相に呈せる建言書の前文は、上のメモの趣旨を、敷衍したものであつた。即ち曰く。

日露戰局ノ支持ハ、彼我兩國ノ共ニ困難ヲ感スル所ニシテ、帝國軍事上ノ供力ノ如キハ、既ニ其蘊底ヲ罄シタルノ觀アルニ、露國ハ窮セリト雖、而モ未タ其極盡ノ地歩ニ至ラス、今日猶ホ漸ク其戰鬪力ヲ增供ス。

戰氣ノ振張民心ノ一致ニ於テハ、帝國ハ露國ニ比シテ遙カニ優勢ヲ示スト雖、而モ露國民心澆漓ノ説ヲ聞イテ其與ミシ易キヲ侮リ、若クハ其内難ノ迸發ヲ徼倖スルカ如キニ至リテハ、抑、亦恃ム所ヲ知ラサルモノト云フヘシ。

露國戰局支持ノ困難ヲ概觀スルニ、其國民ノ窮苦怨嗟ハ遙カニ我ニ超エタリト雖、彼レ固ヨリ歐洲一方ノ大土ニ負嵎シ、列國ト利害ノ關係ヲ結フヤ深ク且ツ久シキカ故ニ、多少姑息ノ計ヲ弄スルモ、猶ホ能ク債ヲ列國ニ募ルノ便ヲ有スルハ、其立國ノ地歩之ヲシテ然ラシムルモノニシテ、實ニ帝國ノ之ヲ奈何ントモスルコト能ハサル所ナリ。

歐洲大陸ノ平和ハ、露國ノ由リテ以テ最終ノ勝利ヲ期シ、百敗不撓戰局ノ持久ヲ恐レサル所以ナリ。殊ニ露獨ノ接近、英佛ノ協商ハ、歐洲大陸諸國ノ平和ヲ保障シ、近キ將來ニ於テ軍事的行動ヲ敢ヘテスルノ氣運ヲ見サルヘキヲ以テ、露國ノ募債並ニ軍隊ノ東洋派遣ニ便益ヲ與ヘ、露國ヲシテ最後ノ夢ヲ覺醒セシムルノ日ヲ遲カラシムル所以ナレハ、之カ爲メ我カ帝國ニ於ケル軍事財政上ノ準備モ、其規模一層强大ナルヲ要ス。

然るに帝國朝野の日露戰爭に對する態度を觀るに、動もすれば輕佻浮薄の憂ひがある。若しかくの如くにして、一朝形勢の逆轉を見たならば、どうであるか。露國の强味は鈍重なれども根强き點にある。これに對し我國は非常なる大覺悟を必要とする。

それが伯の意見であつた。即ち續いて曰く。

計ヲ帷幄ニ定メ、勝ヲ千里ニ決スル所以ノ意ニ至リテハ、帝國今日朝野ノ信望甚タ疑フヘキモノアリ。之ヲ當路ノ政策ニ鑑ムル

ニ、頻次高利ノ外債モ纔ニ一億ノ少額ヲ超ユルコト能ハス。之ヲ輿望ニ徴スレハ、開戰以來未タ一年ナラサルニ、蚤ク既ニ沙河旅順ノ戰場ニ據リテ終局ノ凱歌ヲ稱ケンコトヲ庶幾シ、嘗膽臥薪ハ徒ニ虚語タリ、百戰不撓ハ口ト心ト合ハス。不幸戰局ニシテ帝國ノ不利ニ終リタラントキ、敵國ノ當サニ要求スヘキ所、啻ニ國土割讓戰費賠償ノ打一擊ニ止マラス、海軍ハ船五萬噸ヲ限リ、陸軍ハ常備兵五萬ヲ限リ、及若干ノ賠償ヲ了スル年限以內ニ於テハ艦隊ノ新造ヲ許サスト云フカ如キ、陵遲滅國ノ恆久的屈辱抑壓ヲ加ヘサレハ慊ラサルヘキ、必至ノ禍機ヲ伏在スルコトニ想到セス。滿洲一二陣ノ戰勝、直チニ以テ強大ノ名實ヲ致スニ足ルヘキカ如クニ思惟シ去リ、譁然タル歡聲一國興亡ノ危機ヲ樂觀ス。夫レ露國ハ十九世紀ノ一百年間ヲ通シテ、戰爭ニ從事セシコト前後二十四箇年、其戰局ノ支持十箇年ヲ踰エタルコト一次、四箇年ヲ踰エタルコト三次、露人其國難ニ處スル道ニ於テ經驗ノ積メルコト此ノ如シ。今日滿洲ノ戰氣百敗スレトモ挫ケサル所以ノモノハ偶然ニ非サルナリ。由來國運ノ進步ハ坐談ノ能ク致スヘキ所ニ非ス。海內朝野ノ主戰論者中、今日早ク既ニ外艱ノ接應ニ倦ミ、脣ヲ反ヘシテ姑息ノ平和ヲ呼ハント欲スルモノアリ。彼レ安ンソ日露戰爭カ帝國國運進步ノ歷程ニ於ケル必踏ノ一大鑪鞴タルコトヲ知ラン。蛙見ノ憫ムヘキ未タ之ニ過キタルモノアラサルナリ。

而して伯の最も深憂措く能はざりしものは、戰局の無限に長びくことであつた。假に帝國戰時財政今後一年の計はありとするも、戰局若し更に三年若くは五年を累ぬるときはどうであるか。即ち知る「此際持久ノ策ハ一ニ之ヲ財政ニ待ツノミ」なるを。

伯の建言書の記するところは、次の通りである。

人或ハ曰ハン。今日帝國軍事上ノ供力ヲ早計シテ、既ニ其薀底ヲ罄シタルノ觀アリトナスニ至リテハ、是レ輕卒ノ妄斷ニシテ、國力觀察ノ實ヲ獲タルモノニ非スト。然レトモ、今此戰局更ニ年次ヲ累ネ、三年若シクハ五年ニ亙ルヘシトセンニ、國家果シテ其財政計畫ノ豫定ヲ有スルカ。緩急應承ノ準備ヲ有セルカ。若シ之ヲ有セリト云ハヽ、則チ所謂蘊底罄盡ノ說、其レ或ハ誣妄ナ

ラン。今有力ナル財政家經濟家ニシテ公言スルモノアリ。曰ク帝國戰時財政今後一年ノ計ハ則チ之アリ、之ヨリ以往ハ得テ保障スヘカラスト。曩ニ財政當局者、外債ニ由リテ金紙兩貨ノ差ヲ平カニシ、現況ノ比較的好經過ヲ得タルヨリ、豫メ樂觀者ヲ戒メ、將來ヲ警虞スルノ狀アルハ可ナリト雖、豫後ノ經綸ニ至リテハ策ノ之ニ應スルナク、寸前闇黑日ニ一日ヲ送ルノ疑ナキヲ得ス。軍事上器械力ノ供給ハ其最大極ニ達シテ既ニ增供ノ餘裕ナク、强弩ノ末ハ沙河旅順ノ決戰ニ限ラレントシ、財政現狀既ニ不得保障ノ四字ニ遮ラレテ、嗣後ノ算確實ヲ闕クニ至リテハ誰カ藴底罄盡ノ感ナキコトヲ得ンヤ。

若シ敵國持久數年ニ亙ルコトアラハ、我ハ手ヲ拱シテ列國ノ干渉ヲ望ムノ外ニ策ナキカ。此際持久ノ策ハ一ニ之ヲ財政ニ待ツノミ。臣民敵愾ノ氣幸ニ旺盛ナリト雖、財力之ニ副ハス、經濟家唯財政難ヲ之レ口ニシ（其先見ナルカ愚見ナルカハ姑ク舍ク）テ、別ニ經綸ノ餘地ヲ存セスンハ、戰爭ガ畢竟帝國ノ不利ニ終ルヘキニ於テハ一ノミ。

假ニ戰時財政ノミヲ抽象シテ之ヲ言ハンニ、開戰以來帝國ハ假令ヒ敵國ニ制セラルヽモ、果シテ能ク敵國ヲ制シ得タルコト之アルヲ聞カス。戰爭ハ戰術ニ於テノミ人ニ制セラレサルヲ以テ足レリトスヘカラス。嗚呼是レ思ハサルヘカラサル所ナリ。

かくして伯の建言書は、次第に本論に入り來る。若し戰爭窮極の勝利を得るの道が、財政持久の法を建て、民心の元氣一新を求むるに在りとせば、ここに斷然臨時議會を召集して、帝國の一大長策を定むるの外ないではないか。伯は疾呼して曰ふ。

爲政者此ニ處スル所以ノ道ハ惟フニ他ナシ。民心自强輿情警策ノ方ヲ求メ、元氣一新以テ敵國ヲ威脅シ、其戰志ヲ沮撓スルニ在ルノミ。然ルニ今期議會ニ際リテ表示セラレタル政府ノ政策ハ、一モ爰ニ出テタリト認ムヘキモノナク、諸豫算法律按唯是レ彌縫補綴ヲ旨トシタルニ過キサルハ、其然ラサルヲ得サリシ所以ヲ審カニセスト雖、抑ヽ亦小巧無計適ヽ民心ヲ沈昏スルニ足リ、實ニ所謂敵國ヲシテ聞カシムヘカラサルモノナリ。私カニ國ノ爲メニ謀ルニ、內閣諸公一大決心ヲ以テ一大長策ヲ定メ、更ニ臨時議會ヲ召集シテ、上下一致堂々此大局ニ處スルニ如カス。其事項大要下ノ如シ。

然らば、伯の所謂「一大長策」とは何であるか。それは伯の意見によれば、鐵道國有と砂糖專賣の二者であつた。

議の論策において、歳入の增加の項に、官業收入なる抽象的文字を連ねたる伯は、俄然その具體的提案を提示し來つたのである。

一、鐵道國有　現今全國鐵道ノ收益ハ官線ヲ除クモ猶ホ一千五百萬圓以上アリ。之ヲ以テ五朱ノ利息ヲ支辨スレハ、外債三億ヲ負擔スルニ足ルヘシ。如シ官線ヲ併セテ之ヲ計レハ、更ニ幾多ノ收入ヲ得ヘシ。故ニ鐵道國有ヲ斷行シ、其他一二ノ大收入ヲ得テ之ヲ抵當ニ供セハ、巨額ノ外債ト雖招カスシテ之ヲ來スコトヲ得ヘシ。鐵道國有ニ關シテハ從來物論多シト雖、要之反對論旨ハ、舊時英米ニ行ハレタル自由競爭主義ノ偏見ヲ妄執シ、而シテ邦土ノ大小ハ競爭統一其利害ヲ一ニセサルコトヲ察セサルニ坐ス。帝國ノ如キ境域、資本、人物、經濟及交通機關政策ノ上ヨリ之ヲ觀ルモ、鐵道國有ノ必要早晩之ヲ斷行スルノ外アラサルコトハ事理明切ニシテ、而モ外艱ノ凌迫ハ實ニ之カ決行ノ爲メニ最好機會ヲ供スルモノタリ。

一、砂糖專賣　專賣事業ハ現代財政政策ノ一籌トシテ、非常ニ必要ノ方法ナルヲ以テ、利病ヲ精核シ、制度ヲ改善セハ、大ナル利益ヲ收ムルコトヲ得ヘシ。現行法ノ成績ニ據レハ、砂糖消費稅收入一年一千七百萬圓强ニ過キス。目今砂糖ノ消費額四億斤ニシテ、之ヲ人口ニ平分スルニ各國ノ例ニ比シテ遙カニ少キハ、是レ明カニ今後漸次ノ增加ヲ豫示スルモノナルヲ以テ、之ヲ有望財源ノ一ニ數ヘ、改メテ專賣法ヲ施行スルトセンニ、其實施ニ關聯スル諸支出ヲ控除シ純收入三千萬圓ヲ擧ケ、而モ糖價ヲシテ外國ノ糖價ト平均ヲ維持シテ、更ニ幾分ノ低廉ヲ保タシメ得ヘキコトハ、精到ナル調査ノ示ス所ナリ。且ツ將來之ヲ擴充シテ、收入五千萬圓ニ上ラシムルコトハ、毫モ難事ニ非ストス。砂糖專賣ニ由リテ現收入ノ外一千五百萬圓以上ヲ得ヘシトセハ、此增收ノミヲ擔保トスルモ、更ニ五朱利三億ノ外債ニ當ルニ足レリ。是レ鐵道國有以外ニ於テ第一指ヲ屈スヘキ良財源ナリ。

（右鐵道國有及砂糖專賣經濟ニ關スル調査ハ別記ニ付ス）

以上が伯の建言の具體的骨子である。併しながら、鐵道國有、砂糖專賣の如き、平常時においても、容易に斷行を

決し難き大問題である。況んや强露と干戈を交へつつある非常時において、これを實行せんとす。それには幾多の反對論を覺悟しなければならなかつた。戰時多額の外債を募るは、果して時機を得たりとなすか。假に時機を得たりとするも、果して我れにその募債能力があるか。

また海外市場にその應募能力があるか。

倫敦市場の實力は果してそれに堪へ得るか。

むしろ和局の後にするを得策とせざるか。

國家は果して要額以外の高利國債を負ふに堪へ得るか。

これらの疑問は、雲の如くに湧き來る。ここに於いて伯は、「世間自ラ許多ノ惑見アリ。時局ノ爲メニ、少シク其謬妄ヲ排シテ、爲政家ノ決意ヲ促サヽルヲ得ス」となし、順次それ等の諸點につき明快に論破するところがあつた。

曰ク。多額ノ外債ヲ募ルカ如キハ今日誠ニ不利ノ時機ナリト。是等ノ說タル、眞ニ所謂其一ヲ知リテ其二ヲ知ラサルモノナリ。戰局ハ單ニ砲火ニ由リテ輸贏ヲ制セラルヘキモノニ非ス。敵國ヲ威壓シ其戰志ヲ褫フ所以ノ最大勢力ハ、一ニ之ヲ經濟問題ノ優勝ニ待ツノミ。今外債ニ由リテ戰時經濟ヲ整備シ、敵ノ國計ヲ屈シテ戰期ヲ短縮スルコト一年ナラハ、五億乃至七億ノ戰費ヲ節スヘキカ故ニ、假ニ一割ノ高利ヲ以テ借リタル五億ハ正ニ十億以上ニ値スヘシ。何トナレハ、此外債五億圓ノ爲ニ三年ノ戰期ヲ一年若クハ二年ニ短縮スルトセハ、毎年要スル戰費ヲ五億ト假定シ、之ヲ節シ得ヘケレハナリ。然ラハ一割モ何ホ且ツ五朱以下ニ當ルノ結果トナルニ非スヤ。之ヲ換言セハ、五億ヲ借リタルカ爲メニ戰期短縮一年ナラハ、是レ十億ニ値シ、更ニ二年ナラハ十五億ニ値スヘキヲ以テ、此推算ニ由レハ、其利ハ僅カニ三朱五厘以下ノ低利ニ相當スルノ結果ヲ見ルニ非サルカ。況ンヤ非常ノ際區々利率ノ高下ニ悶著スルニ足ラサルニ於テヲヤ。且ツ多額ヲ嫌フト言フモ、而モ外債ハ竟ニ之ヲ募ラサルヲ得ス。屢〻少

額ヲ募レハ則チ屢〻高利ヲ償ハサルヘカラサルノミナラス、屢〻民疑ヲ滋シ、屢〻敵侮ヲ長スルコトヲ免レス。

曰ク。巨額ノ外債ハ之ヲ募ラント欲スルモ、遽カニ得ルコト能ハサルヘシト。單ニ之ヲ戰費ト言ヘハ、則チ帝國財政ノ信用、或ハ未タ一呼シテ巨額ヲ得ヘカラサランモ、一方ニ鐵道國有ノ如キ生産事業ノ整理ノ爲メニセハ、必スシモ募得シ難シトナサヽルナリ。

曰ク。實際外國ハ多額（五億圓以上）ノ募債ニ應スルノ力ナキカ故ニ、一時ニ募債シ得スト。是レ偶〻以テ當局者ノ無能ヲ訴ノルモノニ非サルカ。抑〻亦日本帝國ヲ世界ニ紹介スルニ巧ナラスシテ、其眞價ヲ下落セシムルニ非サルカ。假ニ現金ヲ以テ外債ヲ得ル能ハストスルモ、更ニ其債額ヲ以テ必要ノ現品（鐵若クハ其他必要材料）ニ代フルノ手段モ亦之ナキニ非ス。況ンヤ募債ノ方法理論ニ副ハサルノミナラス、甚タ實際ニ合セサルモノアルニ於テヲヤ。亦況ンヤ從來募債カ内外情實ノ纒綿ニ束縛セラルルモノアルニ於テヲヤ。

或ハ曰ク。募債毎次一億乃至一億二千萬ニ止ムルハ、倫動金融市場ノ實力ヲ計リテ爲スコトニシテ、一千萬磅（即チ一億圓）、以上ヲ一時ニ引上クルコトハ、同市場ノ動搖ヲ免レス、故ニ英國政府カ募債ヲ爲スモ亦常ニ一回ノ極度ヲ一千萬磅内外ニ止ム、帝國政府ノ當局者モ亦之ニ準由スルモノナリト。是レ常時低利募債ノ法ナリ。今世界ノ市場ニ於ケル金融ハ、此抵當確實ニシテ金利高キモノニ對シ、其募ニ應スルノ力カ、五億若クハ十億ニ達スル能ハスト謂ハヽ、世界ノ財力ヲ誤算スルモノナリ。

曰ク。募債ハ宜シク之ヲ和局ノ後ニ於テスヘキモノナリト。此説ヤ言フニ善クシテ行フニ善カラス。恐ラクハ時ニ乘シ變ニ處スルコトヲ解セサルモノヽ空談ニ過キサルヘシ。

曰ク。要額以外ノ高利債ハ負フヘカラスト。所謂要額トハ畢竟何ソヤ。戰局決勝ノ計豈唯リ砲火ニノミアランヤ。是レ定メテ常ニ拘ハリ變ヲ遺レタルノ説ナリ。外債未タ消費セスシテ和局先ツ成ラハ、國家ハ直チニ殖産興業多般ノ資本ヲ要セン。運用宜シキヲ得ハ高利ヲ償フト雖猶ホ幾多ノ利益ヲ收メン。是レ高利ヲシテ正負地ヲ易ヘシムルナリ。此ハ大藏農商務當局者ノ最モ意ヲ注カサルヘカラサル所ナリ。假ニ我ハ五億ノ外債ト更ニ十億以上ノ内債トニ由リ、十五億以上ノ軍費ヲ要ストセハ、敵ハ少クモ三倍以上、即チ四十五億乃至五十億ヲ要スヘシ。是レ決シテ彼レノ能ク耐フル所ニ非サルナリ。世界ノ金融ハ共通ナリ。公債市

場ニ於ケル彼我ノ得失一ニ機先ヲ制スルニ在リ。今戰勝年豐是レ我カ宜シク機先ヲ制スヘキノ秋ニ非スヤ。

茲に於いて伯は、徒らに姑息の策を立てて一時を彌縫するに急なる人々をば「悠々ノ樂觀者」と罵り、今や外に連戰連勝、内に農村豐作、貿易順調なる今日こそ、この一大決心を斷行するの絶好機なりとなし、次の如く提唱した。

然ルニ政府ノ實業家ヲ召集警告セシ所ハ、單ニ國債ノ募ニ應セヨ、其本業ニ安ンセヨト云フニ過キス。甚シキハ誤レル勤儉ヲ説キ、徒ニ民心ヲシテ萎縮セシメタルニ止メ、進ンテ外債政策ニ方針ヲ定メ、生産業上積極的運用意見ヲ徴スルカ如キ要務ハ、擧ケテ等閑ニ付セラル。今日ノ通弊、偏ニ小利ヲ顧ミテ大益ヲ遺ル、ヲ免レサルハ一ニ此等消極的誤見ニ基ツカサルモノナシ。戰闘準備ノ如キ、始メヨリ大規模ノ布算ナカリシカ爲メニ、事毎ニ遽猝ニ逐ハレ、高價ヲ償ヒ、顧ミテ依然大規模ノ實ヲ核ヘサルヘカラサルニ終ル。假令ヘハ水雷艇ノ如キ、毛布銃器彈藥ノ如キ諸器械ノ調度ノ如キ、器械工場ノ徴發ノ如キ、愈々後レ愈々屢々シテ愈々高價ニ困シミ、敵ヲシテ愈々我カ戰備ノ脆薄ヲ侮ラシム。鐵材其他諸資料ノ如キ、軍用既ニ餘アレハ之ヲ實業ノ所需ニ供スヘク、工場徴發ノ如キ、今日ニシテ大施設ヲ加フルモ、日後多々益々辨シテ餘力ノ遺スヘキモノアラサルヘク、諸經營中時變ノ爲メニ招キシ所ノ高價ハ、一國家拆チテ之ヲ負擔スルモ毫モ不可ナシ。是レ實ニ目今闕キ難キ必計ナルニ、當局者モ亦措イテ之ヲ問ハサルハ、豈時情ノ大患ニ非スヤ。試ニ彼レ悠々ノ樂觀者ニ問ハンニ、今幸ニ年豐カニ貿易順況ナレトモ、戰局數年ニ亙リ勝負未タ央ナラサルニ際リテ、飢饉一タヒ臻ラハ如何スヘキヤ。假令我カ國力未タ一兩年ノ凶歉ニ屈スルニ至ラストスルモ、正貨一分ヲ流出スレハ財政信用ハ一分ヲ減退セサルヲ得ス。日清戰爭ノ時、決算ノ正貨ヲ要セシモノ、戰費十分ノ一ト算セラル。今回ノ戰費中正貨支辨ノ割合ハ、必スヤ日清ノ時ヨリモ多カルヘシ。此場合ニ於テ、災厄一タヒ臻リ、其結果準備貨ノ減少ト同時ニ、貿易市場ニ於ケル輸入超過ノ逆勢滔々トシテ襲ヒ來ラハ、正貨ノ流出果シテ歳計幾億ニ上ルヘキヤ。又之カ爲メ經濟社會ハ恐慌ヲ惹起シ、朝野擧ケテ有ラユル危懼ト疑惑トニ滿タサレタランニハ、其算數ノ及ハサル損害果シテ如何ソヤ。何人モ戰時中飢饉ノ臻ラサルコトヲ保スルモノアラサルヘシ。飢饉既ニ然リ、其他一切意外ノ損害豈亦臻ラサルコトヲ保スルモノアランヤ。然ラハ則チ今日帝國財政ノ苟且偸安ハ、實ニ之ヲ薄氷上ノ舞踏ト謂ハサルヲ得サルナリ。但其飢饉ヲ來スヘキ天候ノ變ヲ見ルノ時ニ

至リ、若クハ外國米ノ輸入ヲ仰クヘキノ際ニ方リ、軍事ノ爲メニ外債ヲ募ラントセハ、其不利ナルハ論ヲ俟タス。之ニ反シ戰勝豐年貿易順境ノ今日ニ於テ五億ノ外債ヲ斷行スルハ、東洋大帝國ノ新開面トシ、爲政家ノ一大雄略トシテ、計ノ之ヨリモ得タルハナキコトヲ信ス。明年必ス天災ノ來ルヘキヤ否ヤハ固ヨリ知ルヘカラス。然レトモ何人モ未タ天候ノ變ヲ慮ラサルノ日ニ於テ、假令卒カニ災害ニ逢ノモ、晏然トシテ時宜ニ處スルノ道ヲ講セサルヘカラスト議スルハ、之ノ杞人ノ憂ニ比スヘカラサレナリ。

之れを要するに、露國と戰ふに當つては、常に恆久的なる大準備を建て、その事實を內外の人心に徹底せしむるにあるといふのが、伯の意見の根本であつた。それが却つて、敵をして早く、徹底的に屈せしむるの道である。いづくんぞ「不測ノ將來ヲ控ヘテ、樂天ノ無事ヲ夢想スヘケンヤ」といふのである。

故に伯は續いて曰く。

今若シ外債五億ヲ得テ內債募集ノ運用ニ資センカ、更ニ其數倍ヲ得ンコト疑ナキカ如シ。然ラハ我ニ二年乃至三年ニ涉ル戰時財政ノ大準備アルコトヲ示スモノナルカ故ニ、竟ニ敵國ヲシテ屈服ヲ餘儀ナクセシムルニ足ルノミナラス、平和談判開始ノ曉ニ於テモ、之ヲ以テ更ニ敵國ヲ折衝シ、終始我レ能ク優勢ヲ維持スルコトヲ得ヘキヤ明カナリ。況ンヤ此巨額ノ外債ニ剩餘アラハ、上陳ノ如ク之ヲ平時ニ轉用シテ、生產力ヲ助長スルノ道アルニ於テヲヤ。亦巨額外債ニヨリテ英米ト握手スルハ、攻守同盟以上ノ效アルニ於テヲヤ。何ソ其レ五億ノ外債ニ由リテ其得ル所爾ク大ナルヲ思ハサランヤ。今日ノ危乏ニ因循シテ帝國ノ不利ニ終ラハ、將來外債ノ困苦モ亦勝ケテ想像スヘカラサルモノアリ。由是觀之、外交上和戰ノ全命ヲ制シテ、以テ樽俎最後ノ勝利ヲ要スルノ道モ、其得力ノ方亦他ナキコト知ルヘシ。夫レ所謂和局ナルモノハ、假ニ之ヲ近キ將來ニ致スヘシトスルモ、此ハ全ク空名ニシテ、其實一場ノ休戰ニ過キス。善後ノ一策唯タ戰備アルノミ。銃砲彈藥ノ費タモ猶ホ巨額ヲ要スヘシ。假令ヒ戰備ヲシテ大ニ餘力アラシムルモ、猶ホ恐ラクハ之ヲ常事ニ流用シテ大ニ不足ヲ訴ヘンコトヲ。之ヲ奈何ンソ消極自攻ヲ之レ事トシ、不測ノ將來ヲ控ヘテ樂天ノ無事ヲ夢想スヘケンヤ。是レ鐵道國有以下財政時務ノ要項ヲ指陳シテ、臨時議會ノ召開ヲ希望スル所以ノ

大意ナリ。

以上を以て、伯が桂首相に呈したる「戰時財政策」の建言書は終つてゐる。その說くところ、當時日本の實際的情勢に顧みて、實現性の乏しき憾みはあつたけれども、それだけ伯の識見の非凡なるを示すものがあつた。

七、講和條件論

明治三十八年一月一日、旅順は開城した。陸軍は三月十日、奉天に露國の大軍を破つた。海軍は五月二十七日、日本海にバルチック艦隊を擊滅した。

かくして日露の戰局はほぼ定まつた。卽ち六月九日、米國大統領ローズヴェルトの調停あり、講和の議漸く進んで、七月三日には小村、高平兩講和全權の任命あり、小村全權の一行は七月八日のミネソタ號に乘じて、米國に向つた。

さうして八月十日から、ポーツマスに於いて、日露講和會議は開始された。そしてこの會議は、意外の急速度を以て、著々と進捗した。ただ其處に二つの難關が殘つてゐた。それは樺太割讓と戰費賠償の二件であつた。他の諸點については、ほとんど盲目的に我が要求に屈從するの觀ありし露國は、議この二點に及ぶや、頑としてこれに應じなかつた。講和會議は、はたと停頓した。一方戰勝の餘榮に醉へる我が國民は、領土割讓と戰費賠償の二を缺ける講和を以て「屈辱講和」となし、輿論はために囂々として沸騰した。

怖るべき危地に陷つたのは、講和會議ばかりではなかつた。殆どトン／＼拍子に日露戰爭を指導し來りしやに見え

てゐた桂内閣もまた、ここに抜き差しならぬ窮地に陥落したのである。

領土割讓、戰費賠償の二件について、何等かの妥協策の發見せられざる限り、講和談判は決裂するのほかなく見えた。さりとて右の二件を讓らんか。國民輿論の政府に對する反噬は、火を睹るよりも瞭かであつた。

この時日本の一角に、敢然起つて、領土割讓、戰費賠償の必ずしも戰爭目的にあらざる所以を呼號して、桂内閣に所信斷行を激勵する人物が現はれた。

それは臺灣民政長官後藤新平であつた。

次に掲ぐる伯の論稿は、單に伯の一私見として發表せるものなるや、或は直接、桂首相に呈せんがために草せるものなるや、不明である。しかし何れにもせよ、帝國十年の國策の基本たるべき講和問題に關する伯の意見は、この一文によつて分明である。伯はまづ筆を起して曰く。

講和談判の進程ハ、露國全權に於て、既に帝國全權提出條件十の九を允承し、今や唯〻境域割讓、戰費賠償の二件に葛藤すと聞く。世論紛々、一是一非、之を槩言するもの、稱して硬軟二論となす。大略條件に讓りて講和に成らんと欲するもの、之を目して軟と云ひ、戰を賭して割地償金を必するもの、之を目して硬と云ふ。若シ硬軟の目にして、果して物質的所得の多寡に由りて之を判つへきものならしめハ、我輩の意見の如きは所謂軟の又軟なるものなり。然れとも悠々たる浮議、抑〻何そ深く硬軟の名を爭ふに足らんや。要ハ帝國の將來をして鞏固旺盛の地に立たしむるを得ハ則チ足るのみ。

今夫れ割土償金の條件を必するものハ、樺太一島の地と十幾億の金との獲得を爭ふか爲に、莫大の戰局を滿洲の野に暴すことを避けず。是レ割土償金、所謂物質的所得を以て今次戰爭終局の目的となし、之に滿足せんと欲するものなり。嘗ミに此等の硬派論者に問ハんに、日露戰爭に依りて發揚したる國威は、此區々の條件を超えて、更に永遠雄恢の所得を來すに足らさるか。此區

區たる利獲ハ果して以て露國を屈し、再タヒ衡を帝國と爭ふの計を生せさらしむるに足るか。若シ然らすと云ハヽ、則チ硬者か國家の爲メに期する所も亦小なりと云ハさるへからす。大戰の餘炎國威の發揚、苟も此に善處するに於てハ、今後東洋經營の覇權ハ、擧けて帝國の把掌に歸すへく、之か爲メにして、今日の物質的所得を辭するか如きは、寧ロ希逢居くへきの奇貨たることを解せすんハ、軟者哄然として彼れ硬者の孱劣を笑ハん。

即ち伯の言ふ所は、日本が敢て干戈を取つて露國に相見えたる所以は領土、償金の如き卑近なる物質的利益ではなかつた筈である。もつと高遠なる目的のために、起ち上つた筈であるといふのである。勿論、伯と雖も、これ等の條件を以て、全然不當であると言ふのではない。即ち伯は續いて論じて曰く。

然れとも我條件既に具し、談判既に開く。割地償金ハ極力之を主張せさるへからす。唯ゝ其成敗の如きは、毫も俗論に和して、我心慮を勞するに足らす。其成るも可なり。其成らさるも可なり。談判不協萬已むを得さるに至りて、倏然手を撤して生面を和局に開き、割土償金の値に什佰倍する所の奇貨を收めて、此局を了するの成算あらハ、目前紛々の葛藤の如きは、之を雲烟過眼に附して足るへし。我輩實に此小問題の爲めに國運飛躍の一大幸機を蹉過するに與ミする能ハすと雖、而も此小問題の得失を以て直チに幸機全局の累となすものに非す。物質的所得の多少ハ深く較するに足らず。要するに全く取る所なきの決意を以て、全く取らんことを力爭すへきのみ。其力爭するは則チ局面の展開を明かにして、無形の大所得を捷にする所以なり。

然らば所謂「無形の大所得」とは何であるか。曰く。帝國の滿韓經營であり、これによる東洋政局指導權の把握である。伯の論稿は續く。

熟ゝ東洋の形勢を觀るに、露國ハ滿洲經營に於て、帝國一戰の挫撓を受けたりと雖、彼レ決して之か爲メに其雄心を銷鑠するものに非す。其國性に由りて之を推せハ、捲土重來の志は、一敗の記念に因りて更に愈ゝ堅かるへし。朝鮮の宗主權の如き、今日漸く我か手に歸するに至れりと雖、弱國の劣情到底平和手段の能く匡格し得へき所に非す。必すや威武膺懲骨に徹し、面を革め

> て而る後チ已まさるへからさるハ、恐らくハ數年の内に在らん。清國衰殘列强眈視す。由來帝國ハ自ラ任して之か指導に膺ると雖、從前の結果に徴するに、其利未タ見えすして、其弊愈ゝ簇る。事勢僅かに動くの日、亂麻を斫斷するの快刀ハ、夙く把柄を帝國の手中に收めさるへからす。獨逸ハ嵎を支那の一角に負ひ、欝々として日本の戰勝を嫉視す。清國乾綱一タヒ崩るゝの日、先ツ帝國眼中の釘をなすものハ必す獨人ならん。凡ソ此等の形勢一として東洋不測の妖雲たり、帝國將來の重任たらさるなし。今日區々の償金割土ハ、果して帝國の爲メに此重任幹旋の地歩を來すに足るか。戰勝講和の立脚ハ、利して以て此地歩を來すに足るもののあるを知らす。徒らに硬論に牽かれて、首斷不顧の露國と蚌鷸相持し、莫斯哥使嗾を空談して國力を一局に傾するか如きは、果して國家に忠なりと云ふことを得へきか。由來韓を羈し、清を操り、露を伐つ、稱して東洋平和の爲メたりとなせとも、此ハ帝國從前聲位力望の限る所、外交の辭命然らさるを得さりしに由るものにして、其實は我國家生存の必要に迫らるゝの致せし所に過きす。巧僞ハ以て一時の曲折を濟すへし。體露堂々に非されハ、終に以て經製を遠大に排するに足らす。苟も國家をして其進むへき所に濶歩公行せしめんと欲せハ、必すや國家の聲位力望をして、列强關係の要勝に據らしむるの策を取らさるを得す。是レ決して膚淺貧劣なる硬論主義の能く成す所に非さるなり。古の人之を行ふものあり、ビスマーク是なり。今や唯ゝ米國大統領あるのみ。

かくして伯の論稿は、一轉して講和の斡旋者たる米國のことに及んだ。大統領ローズヴェルトは、何のために世界の面前に起つて、自ら調停者の役割を占めんとしたのであるか。若し我れにして執拗その要求を執つて動かず、ために談判を決裂に導くに至らしめば、その後の國際輿論は、果して我れに有利に展開するであらうか。憂ふべきはむしろその點にあつた。伯の論稿は進んでそれらの諸點に及んだ。

> ルーズベルトの帝國主義ハ、列國權数旁午の間に在りてハ、明快慧直を以て目せられ、機變多方たる獨逸元首を籠罩して、其奇を逞うすることを能ハさらしむ。彼レ正サに合衆國を挈けて列國關係の上層に躋さんと準擬するものゝ如し。合衆國の力望を料るに是レ未タ必すしも成し難きの計に非す。ルーズベルト大統領か日露戰爭を調停し、兩國の衡を列强觀望の間に持せんとするの

意、亦揣り難しとせす。米國の我に於けるや、啻に歴史的歡好の除くへからさるものあるのみならす、東洋新興の我邦と結托するハ、其の雄を世界に唱ふるの略に於て、其の願ふ所ならさるへからす。今時和局の周旋、其我國に於けるや、大統領の好意亦多とすへし。然れとも試ミに地を易へて露國の爲メに、之を思へは、堂々たる世界の大國、一戰の失敗俄かに地を割き、金を償ふの約に屈する能ハさるも亦其情なり。故に我全權、談判力爭不協の地に至るも、亦咎を歸すへき所なきなり。此の時に當りて、我は悻々然として眼を瞋らして干戈を尋ぐの外に、更に善處の道あらざるか。是レ經國者の再思を要する所なり。

我輩をして其私見を申へしめよ。亞米利加大統領の日露戰爭を調停するハ、啻に米國の聲望此一大幹旋に任するに堪へたることを表明するのみならす、人道の大義に依りて兩交戰國の協和を勸說したる大統領の成功は、米國民の名譽として希望する所ならさるへからす。且ツ大統領の勸說ハ、第三者たるの態度を明かにして、嚴正中立國の表面を保留すと雖、聞く所に據れハ、二國に對する言議の此に出つるや、列國關係の機密より觀て、自ら十分の地步を占むる所ありと云ふ。果して此の如くなれは、日露和局の成ると成らさるとハ、大統領乃至米國の聲望に取りて、決して兩可忽漠の細故に非さるか故に、談判場中兩國の中執拗不協の名に落つるものは、必すや米國の疾惡を惹く所たらん。而して其結果ハ世界の平和を唱ふるものをして、一時相目して手を叉くに至らしめ、兩國の交戰は斯に無期繼續の局面を開かん。假令ヒ我邦をして國債募るへく、歲歛堪ふへく、以て一年兩歲の戰局を支持し得へからしむるも、之に由りて得る所、果して今の要求を超えて、其失ふ所を償ハしむるに足るへきか。米國の仲裁に善應するに吝なりしの結果、列國の感情既に從前に異るの日に於て、更に形勢に據りて時局を誰何し來るものハ必すや獨逸なるへく、此の時に當り已むことを得すして之に聽いて和を講するも、其條款か果して幾何か帝國の名譽と利益とを補ふへきやは、實に危疑不測の事に屬す。故に今日の計、我か要求條件の力爭遺憾なく、而して露國到底之を容るヽ能ハさるの機決に臨まハ、我ハ直ちに其要求を撤回し、速かに和局を成して、以て美名を米國に讓るに若くハなし。曰く米國既に人道の爲に兩交戰國の間に調停す、我獨り我か要求を主張して此好意に負くハ不祥なり、帝國の要求條件を讓るは、露國を憚るに非すして、米國の道義を尊敬すれハなりと、其辭命の如きハ固より當局の宜しきを制するに在り。

要するに伯の說くところは、目前の小利を捨てて、將來の大利を得んとするにあつた。言葉を換へて言へば、講和はそれ自身が目的にあらずして、將來東洋制覇の大目的を貫徹するの一手段に過ぎなかつた。故に講和條件の輕重の如き、この大目的を規準として判斷すべしと言ふのである。卽ち論を進めて曰く、

斯くの如くならハ、彼の友邦を蔑如し、和議に悖戾する頑我執拗の名ハ、我に非ラスシテ居然として露國に歸せしめ、而して之と同時に米國の善意同情ハ招かすして我に歸せん。今や佛國既に露國を疑ひ、顧みて日英と相聯らんと欲するの時に際りて、更に米國と意氣相結ふことを得ハ、露獨誰か敢へて我か戰勝の餘威を正視することを得ん。果して能く斯くの如くならハ、他日淸韓經營東洋問題の前途ハ、帝國の義聲と與國の信望との前に於て、堂々濶步して破竹の功を收むることを得へし。是れ其今日の區々たる償金割地の値に倍蓰すること果して幾何ぞ。之を今日償金割地の小問題に固著せしの結果、他日擧手投足悉く列國の惡視羈掣を買ふに比すれハ、得失果して幾何ぞや。

且ツ割地償金の如き、露國をして容易に之を承諾せしむるを得ハ、固より帝國の利益たるに妨なしと雖、一利の一弊を作ふハ數の免れさる所にして、反面より之を考ふれハ、此物質的所得ハ必すしも深く戀ふに足るものあるに非す。日淸戰爭は擧國慨然臥薪嘗膽の聲を以て其局を收めたれとも、爾後十年の傾向國民の浮靡驕怠に流れたること、殆んと言語の外に在り。十年一戰して必す金を取り地を割くに狃れしめハ、爾後十年二十年、更に臥薪嘗膽捲土重來の新露國を迎ふるの日に於て、果して利あるか害あるか、未た輒く判定すへからす。反之國民をして將來永く一簣の憾を平和條約に含み、西望奮勵の意をして已むことなからしめハ、則ち東洋の事庶幾くハ成すあるに足るへきなり。

かくして伯は、當路の諸公に向つて、目前の小利に惑はされ、眼前の小反對に屈して、國家の長計を誤るなからんことを警告すると共に、政府にその所信斷行の勇を激勵し、次の如く述べてその長論稿を終つた。

割地償金讓步の意見に對してハ、陸海軍及所謂硬派論者の反對は固より免れさるへし。然れとも沿海洲漁業權獲得の上に於て、

樺太一島の取與必す之を今日に爭ふに足らさるは前述の如し。或ハ云ふ。若し償金を得すんハ我外債を奈何せんと。然れとも戰勝帝國の國家經濟に於て、僅ニ數億の債務を奈何ともすること能ハさるへしと杞憂するか如きハ、實に自ら侮り自ら辱しむるの甚しきものにして、苟も經世の略あるものより之を觀れハ、寧ろ憫笑に堪へさるの俗論たるへし。斯の如き愚俗の小算に誤られて、列强關係全局面の排奡に於て自ら處する所以を失ふか如きハ、豈政治家の爲すへき所ならんや。

然れとも當路諸公の責任心には、亦必すや外間の得て强ふへからさる苦心の消息あるへし。但ゝ揣るに此等の意見を斷行せらるるに當りて諸公第一の顧慮は、想ふに淺薄粗俗なる多數世論の壓迫に在らん。是れ未タ深く憂ふるに足らさるなり。諸公誠に國家永遠の計、其今日に已むへからさる所を具して之を　聖天子に訴へ、宸斷の存する所を定め、明良交孚して惑ハさることを得ハ、內閣の地位の如きは隨時何人に讓ると雖可なり。假令ひ憒々たる硬論者流、諸公に代ハりて要路に立つも、終に何事をか成すことを得ん。諸公か之を指導し之を匡濟し、亦之を排斥交迭するハ、猶ホ之を掌に指すか如くならんのみ。聖鑒一たひ定まり、國運之に由りて盛んなることを得ハ、內閣の取與の如きは固より立憲國の常事に過きさるなり。

八、病中所感

前項に述べたるごとく、伯は當時の國民輿論に反對して、日本は區々たる物質的利益に固執することなく、むしろ將來東洋政局の要鍵を我れに收むべき長計の樹立に全力を傾注すべく、當路の諸公を激勵した。當時政局に立ちし桂內閣に、果してこの大覺悟ありしや否やは、別問題である。しかしその後の講和會議は、事實において、伯の論稿の趣旨の如くに進行した。

我れは領土割讓、償金賠償の二點について、重大なる讓歩を試み、日露の講和は遂に成立したのである。

果然、所謂「屈辱講和」に對する國民の憤激は爆發した。九月五日、帝都の中央に行はれた燒打事件の不祥事がこれである。伯は如何なる感慨を以て、それを觀望したりしか。

ここに「病中所感」と題して、卷紙に鉛筆の少年らしい稚拙な筆蹟を以て記された覺書がある。恐らく、病床にある伯が、嗣子一藏をして筆記せしめたものであらう。筆蹟はたしかに一藏のそれである。

病中所感

燒打事件ノ演說ハ如何ニ國民ヲ刺擊セシヤ。聞ク所ニヨレバ不平分子誘引的ノ事多ク、寒心ニ耐エザルモノアリト。實ニ彼ノサハグ何ノ主義ナク定見ナシ。今彼等ヲ考フルモ、不敬不祥ノ事ナガラ　皇室ニ向ハシメタラバ、少シモ考ヘナキ彼ノ暴民ノ如キ、今ヤ（「社會主義的性質ヲ」として抹殺）歐米文明ノ風潮社會ノ上下ヲ問ハズ浸來シツヽアル時ニ當リテ、古來ノ大和魂胸ヨリヌケテ、物珍キニカブレツヽアリテ、忠義其胸底ニアレド、一時ノ熱上ニカラレ、如何ナル暴力ヲモ加ヘザルヲ保シ難ク、二千年來ノ金甌無缺ノ我御國體ヲ傷ルニ至ル事保スベカラズ。

人間生レテヨリ死ニ至ル迄、物ヲ取越シ苦勞セズ、愉快ニ送ルコト肝要ナレ。

我ハ佛ノ如ク世ヲハカナミ、厭世思想ヲ抱テ、一生之ト奮鬪スル又要アラン。

大聖ハ別トシ普通人ヨリ見レバ、愉快ニ暮ス方ヨシ。世ニ云フ面白オカシク太ク短クト云フ意ニアラズ。現下ノ趨勢世界大勢ヨリ□□□□（四字不明）國家ヲ元トシ、我國民ハ特ニ　皇室ヲ中心トシテ、ナツトウ賣シジミ賣ニナリテモ國家ノ爲ナル樣、卽人ニヨクナシ、己ガ業ヲハゲメバ、貧クナルモ己ガ力ノ足ラザル爲、運ナリ。時ナリ。宜シク

其境涯ニ於テ、出來得ルダケニ誠心誠意ノ上ニ立テル愉快ヲ得ルニ至ル樣ニセザルベカラズ。凡人ハ（數字不明）□□□□□マツリ道シテ安心立命ヲ得レハ、苦シマザル變リ根據淺キモ、直接ニ其所ニ至ルト考フベシ。此世ノ中ニ大ナル宗教ヲ起シテ人ヲ導モヨカランモ、願テモ出來ヌコトハヤメ、其レハ先哲ノ志ヲツギ、先ヅ我等ヲ愉快ニ樂シク生任セシメ給ヘル天照大神ヲ始メ八萬八千ノ神ヲ仰ギ、現世ニ民安カレト我等ノ爲ニ計リ給フ　皇室ヲ護リ、之ニ敵スルモノト大ニ戰フベシ。

佛ハ本來空夢現ト云ヒ、愉快ニ正シキ道ヲ、誠ヲ至テ進ムガ人ノ職ナリ。徒ニ出來モセヌモウゾウヲ起スベカラズ。コノ事定マリテ後先ニ進ムベシ。現世ノ萬象モ分ラズ、此ノ千態萬物ヲ究メズ、佛ノ國ニ行クモ、又佛ハ先ノ國ニ在スベシ。

尤もこの「病中所感」を以て、直ちに屈辱講和に激昂せる、民衆の燒打事件に關するものであり、その報を得るや直ちに感慨を筆記せしめたものであると斷定するのは、かなり危險である。何となれば、帝都に燒打事件の起つたのは、明治三十八年九月五日であり、その當時伯は、兒玉將軍を訪はんとて、滿洲旅行中であつた。さうして、次項に記するごとく渡滿の船中にありし伯の日記には、九月一日の項に、「終日噴嚏、熱ナシ。入浴後汗發、臥床前服藥」とあるのみで、その後別に病氣の記事はない。そして豫定の旅行を繼續してゐるところを見れば、別に寢こむほどの病氣ではなかつたものと思はれる。故に或は歸朝後燒打事件を回顧しての病中所感であるかも知れず、またこの燒打事件も、屈辱講和に關するものではなくて、明治三十九年の電車燒打事件であつたかも知れない。

しかし、吾人の關心するところは、その時日よりもむしろ、内容である。平常獨樂のやうに、頭腦と肉體を現實界

に働かせてゐるだけ、一寸でも半臥の機があると、急に哲學的、宗教的の瞑想に耽るのは、生涯を通じての伯の癖であつた。最初の獨逸留學の際、病中鉛筆をとつて、遺言狀と思しき、容易に意味を捕捉し難き一文を記したことは、すでに述べた通りであるが、この「病中所感」もその亞流である。

かうしたところに、伯の性格の一面があつたことは、見逃すべからざる事實であつた。さうして、この所感は、己が人生觀を己がために書きとめておくといふよりも、むしろ子女のために、人間はたとへ納豆賣、蜆賣になつても、その天來の分に應じて皇室のため、國家のため、社會のために、誠心誠意を以て全力をつくすこそ、この世に生を享けたるものの本分なれと、訓諭するがごとき口調である。これは一つは、その筆記者が、嗣子一藏であつたため、自然にさうなつたものと思はれる。

九、戰場に兒玉を訪ふ

日露の和局漸く終末に近づかんとするころ、伯は戰地に在る兒玉將軍を訪はんがため、滿韓の旅に上つた。その前後の行動は、伯の當時の日記に、次の如く記されてゐる。

八月五日　有馬ヲ發シ、午後西京杉ノ井ニ著。
六日　午前山縣侯ヲ訪ヒ、午後八時京都ヲ發ス。
七日　東京著。鹿子木來訪。
八日　內務大臣ヲ訪ヒ內務、大藏參省ス。
參事官長官制ノ件ニ付總督ヨリ來電。直ニ臺灣ニ移牒。

九　日　桂総理伊東、有地ヲ訪フ。祝局長へ電報シ置ク。

十　日　大岡育造來、中村利恭ニ日本新聞ノ事ニ付相談ニ直ニ赤石内示ス。

十一日　外務次官ニ面會。

十二日　伊藤侯爵ト墨堤ニ會ス。

十三日　総理大臣面會後藤田ヲ訪フ。

十四日　Devis 來訪。

十五日　滿韓行ニ付總督ノ認可ヲ受ク。

十六日　内務大臣へ滿韓行ノ認可ヲ受ク。

十八日　山縣元帥ニ面會ス。

廿二日　伊藤侯ヲ訪フ。

廿三日　藤田傳三郎來。Harris 招待。

廿四日　伊藤侯訪問。憲法發布清國大使談ヲ聞ク。

廿五日　都筑馨六來訪。

　　　　猛太郎ト高崎負債整理ノ談ヲ聞ク。

廿七日　講和談判愈困難ヲ極ム。滿韓出發ヲ見合ス。綜理ノ内牒ニヨル。

廿八日　東京ヲ發シ滿韓行程ニ上ル。午後四時綜理ニ面會。

廿九日　午前七時半京都著。下村面。同人すま迄送り來ル。

卅　日　宇品ヨリ午後二時乗込。海上平靜。

卅一日　夜來鼻感冒。海上極平穏。

九

月

一　日　終日噴嚔。熱ナシ。入浴後發汗。臥床前服藥。

二日　海上少シク風波アリ。正午過キ大連著。石塚方ニ投宿、市中巡視ス。
三日　午前十時三十分發奉天ニ向フ。天津及東京ニ通信。
四日　午前遼陽ニ到リ一時間休息、午後三時奉天著。總司令部ニ投宿。兒玉閣下ニ面會。
五日　福陵及宮殿ヲ見ル。正午大山閣下ノ招宴ニ侍ス。此夜總督ト前途協議濟。
六日　午前桂首相へ書狀。總督ノ閲ニ供ス。直ニ發信。
午後零時半奉天發前線ニ進ム。鐵嶺一泊。
七日　午前九時鐵嶺發。午後一時昌圖著。前線ヲ視ル。昌圖一泊。
八日　午前八時前線ノ一部ヲ見ル。正午出發。午後十一時奉天驛ニ著。
福島少將休戰ノ爲戰線行。
九日　營口ニ向ヒ、午後七時奉天ヲ發ス。
十日　午前九時營口著。領事館ニ投宿。市中一覽。天津ニ電報ヲ發ス。
十一日　營口ヲ發シ、天津ニ向ヒ、山海關ニ一泊。
十二日　天津著。
十三日　天津午後三時貳十分發。午後六時二十分北京著。林ホテル投宿。
十四日　北京ヲ發シ、太沽ニ向フ。同處一泊。
十五日　正午太沽ヲ發シ。黄昏山海關ニ入リ一泊。
十六日　營口ニ向ヒ、午前六時山海關ヲ發ス。
十七日　此日休戰ニ決ス。午前十時營口發。大連行汽車中ニ寢ル。夜行ノ苦ナシ。
十八日　大連著（午前五時）。即七時發ニテ旅順行十一時著、支署長官舍ニ著。二〇三高地ヲ見ル。
廿日　午前港内外一巡。沈沒船ヲ見、三浦少將ノ作業ヲ見、午後タチ丸ニテ大連ニ歸ル。

第十節　南より北へ

廿一日　大連發韓國行。
廿二日　龍岩午前九時著。午後三時安東縣著。
廿三日　午前三時半起床、五時安東縣發平壤著。
廿四日　平壤四時起床、五時出發車站六時發。
廿六日　京城發。
廿七日　釜山。
廿八日　門司著。
廿九日　廣島著。
卅　日　二ノ島檢疫所ヲ觀ル。
十月
一　日　打手村賀田別莊著。
二　日　大阪ヲ經テ歸東ノ程ニ上ル。
三　日　午前七時半著京。綜理内務兩大臣ヲ訪フ。
四　日　山縣侯ヲ訪フ。陸軍大臣ヲ訪フ。藤原銀次郎來ル。
五　日　總督ヘ返電ヲ發ス。飯野吉三郎電話。兒玉大將ニ關シ面談ヲ求メ來リ、又電話ニテ通話ヲ求メ來ル。

相別れて既に茲に一年半、いま帝國安危の繫る戰線に相見る。兒玉と後藤の感慨果して如何なりしぞ。當時「一隨員」の筆に爲る「後藤長官の奉天行き」の一節には、次の如く記されてある。

吾人の乘れる特設客車は、四人の夢を載せて夜を舍てず進みて、翌四日の曉色を迎へたり。幾多の短停長驛と大小河川を過ぎりて、奉天驛に著したるは午後二時なり。到れば既に總司令部より出迎人カーキ服の軍人の待てる

あり。長官は一々彼等と握手し歡笑し、六時休憩の後、差し向けられたる肥馬に跨り、悠然として北小邊門を指して行けり。僕等は三人、例の名物なる支那馬車に駕し、野ともつかず、道ともつかざる場所に塵を揚げつゝ又搖られつゝ先行の馬に尾して往く。（中略）

かくて往く事一里餘にして、嚴然たる黑門前大日章旗の交叉せるを視る、此處ぞ卽滿洲軍の籌謀活動の中心たる總司令部なる。吾人は此の門前に車より下りて肅然たらざるを得ざりき。

餘光を以て門側の衞士に誰何せらるゝ事もなく、一揖して進み入り、奇語妙句を書き出せる門聯を左右に眺め、數十步にして右側の十間續きの洒灑たる一室に導かる。長官既に椅子に凭りて談笑す。其の對座者は、眉宇精悍と俊爽の氣を以て充たされたる一將軍兒玉總督閣下なり。卽ち謁す。

少時にして乾坤一擲的壯圖雄謀の泉源地なる此の一室を辭して出でぬ。

長官は總司令部內の一房に齋藤氏と共に投宿せられ、小泉氏と僕とは程近き名にしおう滿洲ホテルの一角に陣取りたり。

此處に於て滿洲行の目的は或る意味に於て達せられぬ。

長官遼陽に入りて以來、感懷特に動きたりと見え、錦心繡腸の作少なからず。今左に其の一二を錄せむ。卽ち

龍韜虎略制機先　　海陸出師經兩年　　行見山河新戰地　　馬頭風冷滿洲天。

○

元戎百萬奉天城　　秋到星門金氣淸　　衞士不知布衣客　　誰何策馬入軍營。

かくして、伯は、奉天における兒玉將軍との會見を終るや、直ちに次のごとき一書を裁して、その要旨を桂首相に報告した。

時下益御清榮、此際は一層御盡瘁と、爲邦家奉敬賀候。一昨四日午後著、其夜總督と緩談。先府務に關し、豫算並急要之件より、代理中行政諸般の梗概に渉り、遂に此代理三年中、世間には成功との話も有之候へとも、下官の遣り損ひ失敗も有之、總督より見る時は更に下官の見るよりも多大なるへく、旁此局面一變之上、可成速に歸任、府務の既往を檢閲し、將來に對し矯正を加へられ度、人事も歲入變遷と共改正を要すへき理に付、各高等官に對し事務の實況に就き、御指揮を仰ぎ度旨熱請致候處、必局面一變復任致へく、是兼て期する處に付承り置くとの決意を示され、一段相濟み申候。後閣下より御内命三ケ條、即第一休息、第二甲の後繼、第三乙の後繼に付、御内意の次第簡明申述、十分御諒察相成、兒玉大將の御內意承り候處、

第一休息は止を得さるものと認む。然る時は第二の點甲後繼とするは、此場合として異議なし。第三の點の乙後繼論、目下左樣の考は毫も意中無之、山縣侯來天の時も鄙見明言し置き、唯今も現局面一變の上速に歸府の件、前段の如く現に承認致居る次第に有之、將來の時局難易利不利より回避進取之意に無之、此由桂へ十分に傳られ度との中心快諾せられ、一に閣下の休養と、國家將來眞利害を考察進むへき餘地今日に講せらるゝ御衷情として諒せられたるものゝ如し。而して論功行賞に付而は、下官韓國行歸京も相後れ候故、此際可成速に兒玉閣下の決定を閣下に急報するの要あるものと信し、書留を以て申上候。

伯の滿韓巡遊が、尋常一樣の旅行でなかつたことは、前掲日記にも記されたる如く、その出發前に、屢ゝ桂首相及

び伊藤、山縣二元老を訪ね、また八月二十七日の條に、「講和談判愈困難ヲ極ム。滿韓出發ヲ見合ス。綜理ノ内牒ニヨル」とあるによつても明かである。

そして伯の要談の一つは、戰後兒玉總督の就くべき地位、及びそれによつて生ずべき後繼者の人選であつたことは、上掲の書信によつて、容易に推測される。

兒玉自身に關する問題は、書中第三乙の後繼云々に存したことは、兒玉の「第三の乙後繼論目下左樣の考は毫も意中無之」云々に徴しても明かであるが、然らば如何なる地位をもつて兒玉に擬したるや。大山の後を襲うて參謀總長となるの義なるか、或は桂の後を襲うて首相たるの義なるか明白でないが、少なくとも臺灣總督と兼任するを許さぬほどの重要な地位であつたことは、これを辭する理由として、局面一變の上は速かに臺北に歸府すべきことを、すでに承認してゐることを以てしてゐるに見ても明かである。從つて問題は「第一休息」であるが、それは桂が、「講和談判成立の上は一旦閑地に就きて休息したいといふ意味であらうと思はれることは、この書翰において伯が、「閣下の休養」を問題としてゐるによつても、ほぼ推察される。若し然りとせば、兒玉は戰後桂の後を承けて自ら内閣を組織するの意なきことを傳へたものと見ることができる。

「第二甲の後繼」とあるは、全然明瞭を缺くが、或は戰後山縣參謀總長の後を、大山大將をして襲はしむるの義であつたかも知れぬ。これに對して兒玉は「此場合として異議なし」と答へてゐるが、事實もまたその通りになつた。

或はまた「第二甲の後繼」とは、戰後西園寺が、後繼首相たることに關するものであつたかも知れぬ。これもまた事實、桂は戰後の事業一段落をつぐるや、西園寺政友會總裁を招いて、委ぬるに後事を以てし、西園寺は桂内閣總辭

職の後をうけて、明治三十九年一月、自ら內閣を組織した。
しかしながら、伯の書翰のなかの暗號的文句を、上述の如く解するのは、更めて斷はるまでもなく、全く吾人の推測に止まる。

一〇、滿韓經營意見

日露の講和條約は、國論の反對を押し切つて、締結された。しかも一度び平和克復するや、國民は曩の激昂を忘却したるものの如く、再び戰勝景氣に浮かれはじめた。
然らば日露戰爭の結果として、必然に我國の雙肩にかかり來りし滿韓經營の大業は、どうなつたのであるか。
心ある人々をして眉を顰めしめたのは、國民がそれを等閑視するが如くに見えたことである。
戰時中しば〳〵意見書を草して、經國の志を敍べたる伯が、再び筆を執つて、次の一文を草したのは、そのためであつた。伯の意見書は、まづ筆を起して曰く。

征露ノ戰局斯ニ平キ、國家戰後ノ經營ヲ談スルモノ囂々トシテ朝野ニ滿ツ。衆口ノ略々同シキ所ヲ觀察スルニ、大要財政ノ整理ヲ以テ全局ノ關鍵トナスモノニ似タリ。今誠ニ財政ノ良策ヲ得テ、之ニ由リテ百般ノ緩急ニ應スヘカラシメハ、則チ生產事業起スヘシ、軍備擴張スヘシ教育振作スヘシ。財政整理果シテ戰後ノ要務ニ非ストセサルナリ。疑フヘキ所ハ多般ノ財政論者、主張徒ニ切ニシテ、成見或ハ具ハラス、乃至目前小成ノ策ニ急ニシテ、後來ノ大計ヲ顧ミルモノ少キニ在リ。其弊或ハ恐ル。財政緊縮ニ偏シテ、已ニ多大ノ國債ヲ賭シテ得タル殖民的行政發展ノ天地ヲ顧ミルニ遑アラサルモノヽ如ク、否其天地拓殖ヲ忘ルヽモノヽ如シ。滿洲總督府新タニ成リテ、恃ム所ハ臨時軍事費經濟ノ餘沾ニ過キス。一年ニシテ此會計終リヲ告クルノ後、滿洲統治

ノ經濟ハ之ヲ奈何ニスヘキカ。將タ韓國經營ノ事ニ至リテモ、統監府俸給廳費ノ支辨ノ外ハ、一切ノ經濟之ヲ他ノ自營ニ待ツヘシトナシ、此等ノ方按カ如何ナル禍根トナリテ、他日國家ニ酬ヒ來ルヘキヤヲ深察セサルハ果シテ大計ヲ顧ミタルモノト謂フコトヲ得ヘキカ、滿韓經營ハ戰捷カ齎ラセル所ノ帝國ノ大責任ニシテ、戰後財政問題ノ大項目ナリ。而ルヲ時議ノ迂濶ナレコト徒ニ此ノ如シトスレハ、予輩ハ實ニ前途ノ爲ニ許多ノ疑惑ニ襲ハレサルヲ得ス。一國ノ殖民政策ナルモノハ、所謂殖民地カ其屬領タルト保護國タルト租借地タルトヲ論セス、一定ノ條理方針アリテ、多方斡旋ノ主腦タルニ非サレハ、臨宜ノ施設モ徒ニ苟且ノ小巧タルニ止マリテ、豫後期待ノ信念セラルヘキモノナク、無成算ノ投資ハ局面ト共ニ旋轉シテ常ニ不償ノ損失タルニ終ルヘシ。

かくの如く、伯は世人が徒らに財政整理論に急にして、滿韓經營に關する大方策樹立の重要性を忘れたることを指摘したる後、次に筆を轉じて、植民政策の根本義を論じ、滿韓を經營するには、先づ巨額の投資を必要とする所以を提唱した。それは臺灣島に驚くべき成功を收めたる、植民地統治の第一人者の言として、世をして傾聽せしむるものがあつた。

一國カ其植民政策ヲ支持スルニ際リテ最モ苦シム所ハ、之カ經費ノ供給ニ在リ。古來各國植民政策失敗ノ歴史ハ概ネ此ニ因由シ、而シテ其結果ハ常ニ非領土擴張主義、非拓地殖民主義トナリテ、國運發展ノ前途ニ反動ス。之ニ對スル殖民論者ノ定說ハ甚タ切當ナリ。曰ク。殖民地經營ノ費用ハ、母國カ其殖民地トノ間ニ行ヘル互市貿易ノ純益ニ比シテ、其額ヲ論スヘキモノナリト。蓋シ國費ヲ以テ殖民地ノ財政ヲ辨スルハ、母國年々ノ剝削ニ似タリト雖トモ、其額ニシテ貿易ノ純利ニ準スル以上ハ、國富ニ於テ毫モ損失スル所ナク、而シテ母國ハ之ニ由リテ其國力ノ發展ヲ得ルモノタルカ故ナリ。是レ實ニ殖民史家カ、殖民地經營上、利害得失精究ノ條ニ出テタル適實ナル結論ニシテ、世ニ偏取吝費ノ一主義ヲ以テ殖民ノ能事トナセル淺見ノ大謬ヲ醒覺スルニ足ルモノナリ。是ニ由リテ之ヲ言ヘハ、今若シ韓國ノ我カ保護經營ニ六百萬ノ經費ヲ要シ、斯クノ如クスルコト十年ニシテ、其殖拓地ノ功ヲ收メ、彼我貿易ノ市利ヲシテ今日ノ幾倍ニ上ラシメ得ヘシトスレハ、六百萬ハ而上更ニ超過ノ支出ヲ辨スルモ毫モ惜ム

ヘキノ謂レナキナリ。殖民事業ニ幼稚ナル我カ國論ハ、韓國ノ爲ニ十年間ニ六千萬ノ巨費ヲ負擔シテ、之ニ換フヘキ徵入ノ勘尠ヲ與ヘスンハ、必スヤ紛々ノ異議ヲ滋生セン。此等ノ理解ハ要スルニ戸曉人諭ノ得テ辨スヘキ所ニ非ス。唯不撓ノ責任心ヲ以テ戰後ノ國務ニ膺ルモノ、其小巧姑息ノ計ヲ去リテ、國家永遠ノ爲ニ之ヲ信念敢爲スルニ在ルノミ。天下固ヨリ其榮養ヲ去リテ其萎息ヲ致スヘキモノアルコトナク、此等ノ有機體的定理ハ國家ニモ個生物ニモ截然公道ニシテ、人僞ヲ以テ之ヲ二三ニスルコトヲ得ス。唯所謂小巧姑息ノ計ハ、目前ノ偏取吝費ヲ悅フカ爲ニ、動モスレハ此定理ヲ撥無シテ、國家ノ禍根ヲ養成ス。

然らば朝鮮半島經營については、何を以て先務と爲すべきか。伯は答へて、移民と殖産なりと言つた。即ち、對韓國王及び韓國政府との間の政治問題の如き、移民殖産の實が擧がりさへすれば、自然に解決すべきものであつて、政治的紛爭に沒頭して、移民殖産の業を忘るる如きは、本末顚倒の甚しきものなりといふのが、伯の意見であつた。意見書は續いて記して曰く。

蓋シ滿韓初メテ我カ權力ニ攝セラレ、其經營遠大ノ見ニ至リテハ、當局者ト雖トモ今日尙ホ未定ノ中ニ在ルモノアラン。滿洲ノ問題ハ姑ク之ヲ舍カンモ、予輩ヲ以テ之ヲ觀ルニ、所謂財政々策ノ韓國經營ニ於ケルヤ、宜シク移民ト殖産トヲ以テ先務トナシ、其發達ニ伴ヒテ、教育衛生各般ノ施設ニ及ホスヘシ。從來ノ實況ニ徵スルニ、我カ對韓政策活動ノ局面ハ、殆ント京城ノ一地方ニ局促シテ、周觀暢達ノ概ナク、其結果ハ往々ニシテ韓主及其政府ニ對スル爭鬩凌壓トナリ、韓民ノ憎怨トナリ、外人ノ指目トナリ、物情徒ニ艱ミテ收功之ニ副ハサルモノアリキ。今後韓國ノ保護政策ニ任スルモノハ、宜シク既往ノ失ニ鑒ミ、韓主ノ云爲行動ノ如キハ、力メテ之ヲ默視ニ附シテ、牽掣ノ態ヲ示スヘカラス。區々苛密ノ繩墨ヲ以テ無識ノ韓官ヲ規括スルカ如キハ、彼等ヲシテ免レテ耻ナキノ惡智ヲ長セシムルト同時ニ、彼等ニ代リテ民怨ヲ被フル無益有害ノ失策タルニ過キス。世或ハ韓ニ君主アルカ爲メニ治術ノ易カラサルヘキヲ言フ。然レトモ我カ宜シク把捉スヘキ所ハ、八道ノ實力ニ在リテ小朝廷ノ名分ニ在ラス。李朝ノ未タ淪ヒサルハ、方サニ我カ保護政策ノ幸ニシテ、治體ヲ辨セサル彼ノ君臣ニハ其昏濫ヲ弄スルニ任セ、我ハ實權兵力ヲ

手ニシテ含默事ニ從ヒ、宮廷ノ多嫌ヲ避ケテ、疲弊冷廢セル八道ノ民物ヲ開拓セハ、數年ノ後人心何レヲ忘レテ何レニ嚮フヘキヤハ、トヲ待チテ知ルヘキニ非ス。故ニ我カ殖民事業ノ如キモ、其立脚點ハ宜シク中央都府ヲ離レテ、北ハ平壤南ハ大邱ノ各地ニ定メ、缺々タル物論ニ遠サカリテ、根址アル實力ヲ地方ニ扶植盤踞セシメンコトヲ務ムヘキナリ。

かくして伯は、韓國殖產の實際論に入り、畜產と水利事業とを論じた。

殖產ノ務ニ至リテハ、農事ヲ以テ先トナシ、其急ナルモノヨリ始メテ、漸々周備ノ施設ニ趨クヘシ。之ヲ韓地ノ實況ニ攷フレニ農業上目前ノ須急ハ、畜產ノ衰惡及灌漑ノ缺乏ヲ濟フニ在リトス。韓國固ヨリ多ク牛馬ヲ產シ、年々數萬頭ノ輸出アリ、然レ共現在產種ノ劣惡ナルニ加ヘテ、獸疫ノ防護闕如セルハ農產主要ノ國土ニ取リテ痛切ナル弊事ナリトス。且ツ八道ノ山川ハ、畜產事業ノ經營ニ於テ頗ル有望ナルノミナラス、韓地ニ於ケル畜產ノ盛衰ハ我カ國防ノ上ニ取リテモ重大ノ利害關係ヲ有スルモノナルカ故ニ、宜シク時ニ及ヒテ急ニ之カ處置ヲ定ムヘシ。先ツ獸疫豫防ノ方法ヲ講シテ畜產ノ減耗ヲ防キ、農耕ノ力ヲ增シ、次ニ良種ノ導入シ、全土ノ畜種ヲ改良シテ、十年ノ後食用軍用農耕運搬ヲシテ、一應ノ供給ニ應スヘカラシメンコトヲ期スヘシ。

水利事業ノ鹵莽ニ至リテハ、眞ニ韓國ノ爲ニ恨惜ニ堪ヘサルモノアリ。其官營タルト民業タルトノ問ハス、我ハ宜シク費用ヲ吝ムコトナク、十分ニ之ヲ疏通スヘシ。數年ヲ出テサルニ、韓地ノ農產ヲシテ、非常ノ發達ヲ致サシムルニ足ルノミナラス、其施設宜シキヲ得ハ、韓民ヲシテ加護帝國ノ恩澤ヲ感セシムルニ足ルヘシ。而シテ水稅ノ徵收、轉シテ我利分ニ歸スヘキモノ、永久ニ亙リテ甚タ大ナルモノアラン。水稅ノ徵收ハ須ラク穀納ノ制ヲ取ルヘシ。世間穀納ノ不便ヲ言フモノ、實ニ其運輸ノ多費、蓄藏ノ困難、減耗變敗ノ損失ヲ患フルニ在レトモ、金納制度ハ未開國土ノ民情ニ適セサルノミナラス、金納一タヒ其率ヲ定ムレハ、地價穀價ノ昂低ト永ク相一致スルコトナキニ終ル。今夫レ韓國ノ水利事業タルヤ、實際未タ精査ヲ得サレモ、其實況當ニ大旱ノ青雨ノミナラス、灌漑ノ便四通セハ、全韓ノ農作ハ忽チニシテ驚クヘキ生產力ノ增加ヲ來スヘシ。是レ既ニ殖民政策上莫大ノ利益タルノミナラス、其水稅ハ穀納主義ニ由リ、評價稅額ヲシテ市價ニ比シ常ニ一割二割ノ低廉ヲ持セシムルトキハ、農民ハ安ンシテ其徵收ニ應シ、且ツ自ラ相率キテ金納ニ赴クヘシ。然ルニ韓國ノ耕地ハ、水利ニ由リテ多大ノ增加ヲ致スヘキノミナラス、

穀價ナルモノハ、人民生活程度ノ上進ニ伴イテ年々昂騰スルモノナルカ故ニ、稅額ハ比準ヲ米穀時價ノ高低ニ取ルト云フト雖、其實ハ加フルアリテ減スルナク、假令初年ニ於テ水道經營費ノ利率ニ當ツルニ足ラサルコトアリトスルモ、幾年ノ後ニハ終ニ倍蓰算ナキニ至ルヘシ。年ニ豐歉アリト雖、要スルニ此收益ハ將來永久ニ亙ルヘキモノナルカ故ニ、之ヲ極言スレハ、國家ハ之カ爲ニ如何ナル巨費ヲ投スルモ惜ムニ足ルモノナシト云フコトヲ得ヘシ。殖民政策ノ祕訣ハ民心ヲ傷フコトナクシテ、收益ヲ增大セシムルニ在リ。殖民論者ハ、由來收益投費ノ平準ヲ以テ、殖民地經營財政ノ定說トナセトモ、此種ノ機宜ニ涉リテハ、勢之ヲ詳論スルコトヲ得ス。獨リ此定說ヲ因襲スト稱スル列國ノ殖民事業カ、枚ヲ銜ンテ此種ノ機宜ニ赴クアルヲ見ルノミ。成書ヲ繹ネテ成書ニ魅セラレ、徒ニ殖民地經營難ヲ訴フルカ如キハ、所謂眼光ノ紙背ニ徹セサルモノナリ。

然らば植民地經濟の獨立は、一體どうなるのであるか。伯の最も誇りとせし臺灣經濟の獨立は、如何にこれを觀るべきであるか。この疑問に對し、伯は意外にも次の如く答へた。

論シテ此ニ至レハ、人或ハ疑ハン、蕞爾タル臺灣モ業已ニ其經濟的自營ヲ辨セリ、國家何ソ隣邦保護ノ爲ニ、無窮ノ給費ヲ負擔セサルヘカラサルノ理アランヤト。嗚呼、帝國ノ力ハ發展ノ前途ニ向イテ重大ノ禍因ヲ啓キ、將來殖民史上ノ闇點ヲ作出スルモノハ、實ニ此等ノ謬見ナルヘシ。蓋シ臺灣ノ領有ハ帝國闢疆ノ起手ニシテ、當時ノ輿情未タ海外殖民事業ノ眞趣ヲ解セス、相擧リテ經營ノ困難ヲ呼ヒ、甚シキハ臺島賣却ノ危論ヲ試ムルニ至リ、其結果殆ント我カ海外殖民事業ノ前程ヲシテ、國民絕意ノ底ニ葬ラシメントスルノ虞アルヲ感シタリキ。是レ實ニ國運進退ノ危機ナリ。當事者崇論宏議ニ遑アラス、決意盡力前後十年ニシテ獨立經濟ノ基礎ヲ建成シタルハ、一面ノ觀察ニ於テハ固ヨリ史上例ナキノ成功タルヘシ。然レトモ其實ハ時情ノ驅ル所、意氣ノ激スル所、國家ノ爲ニ帝國カ戰ニ勝チテ治ニ敗ルヽノ疑ヲ除クヘキノ急要ニ迫ラレ、之ヲ以テ殖民事業上、其將サニ沮撓セントシタル國民ノ自信ヲ支持シ得タルニ過キサルモノニシテ、今日ノ時情當事者ヲシテ、靦然トシテ尙ホ臺灣獨立經營ノ成功ヲ公言セサルヲ得サラシムルモノアルハ、國家ノ爲ニ痛惜ニ堪ヘサル所ナリ。凡ソ併屬領土ニ敎ユルニ獨立自營ノ可能ヲ以テスルハ、則チ直チニ其レヲシテ母國服屬ノ必要ヲ疑ハシムル所以ニシテ、母國統一主義ノ破綻ハ、領土獨立自營策ノ認明ト相對ノ關係ヲ

有スヘシ。而ルニ淺陋ナル彼ノ吝嗇主義ハ、此大段ノ弊害ヲ察セスシテ、徒ニ國帑ノ慳嗇ヲ喜ヒ、終ニ國防ノ自營ヲ加ヘテ、初メテ臺灣統治ノ成功ヲ許スヘシト云フニ至ル。夫レ政費既ニ獨立シ、軍備モ亦自辨セハ、屬國タルモノ何ヲ苦ニシテカ母國ノ庇蔭ニ依ルノ必要ヲ認メンヤ。韓國衰ヘタリト雖トモ尚ホ一國タルノ名ヲ存ス。保護ノ恩威ノ入リ難キヤ、啻ニ臺灣統治ノ比ノミニ非サレヘン。今ヤ臺灣既ニ其從前倒行逆施ノ迹ニ鑒ミテ、豫後ノ方針ヲ調節セサレヘカラサルノ時期ニ達セリ。韓國ニ對スルニ獨立經營ノ可能ヲ以テセハ、幾年ノ後帝國保護ノ名實ヲ疑フモノ、必スヤ啻ニ韓國君民ノミニ非サルニ至ラン、

そして伯が、これらの結論として記すところは、次の通りであつた。

韓國保護經營ノ道ハ一ニシテ足ラサルヘシ。以上ハ特ニ其先務ト看レヘキモノヲ概言スルノミ、戰ノ後ニ戰來ルトハ、國民タルモノ寤寐ニ服膺セサルヘカラサル歷史ノ教訓ナリ。日露ノ和局ニシテ假シ十年ノ無事ヲ保シ得ヘクンハ、此十年ハ帝國ノ爲ニ第二期大試驗ノ準備ニ供セラレタル、貴重過キ易キノ短時間タラサルヲ得ス。此試驗ノ壇場重ネテ開クノ日ハ、韓ノ八道ハ我ニ取リテハ必要第一ノ立脚地歩タラサルヲ得ス。其生產ヲ厚クシ、其民志ヲ定ムルハ、形ハ韓ノ爲ニスルニ似テ、實ハ我カ國家生存ノ爲ニスルナリ。是ニ由リテ之ヲ言ヘハ、沒條理ナル彼ノ吝嗇主義ノ如キハ、恰モ之ヲ食ヲ惜ミテ飢ヲ忍ヒ勞ヲ憚リテ業ヲ廢スルノ愚者ニ況フヘシ。十年ハ短日月ナリ。予輩ハ當局者カ夙ク此視易キノ理ヲ執リテ、日後ノ悔ヲ貽スナカランコトヲ希望セサルヲ得ス。若シ滿洲問題ノ解釋ニ至リテハ、韓國殖民政策ト相連リテ、東洋大局ノ重事ニ屬セリ、他日端ヲ改メテ所見ヲ陳スルノ機アルヘキヲ信ス。

以上で伯の朝鮮經營に關する意見書は終つてゐる。これぞ南方植民地の經營に歷史的成功を示したる伯が、その豐富なる經驗を提げて、日露戰爭の結果我が手に歸したる北方植民地の經營につき、その經綸の一端を洩らしたるものに外ならない。

一二、兒玉去り佐久間來る

日露の戰局、わが勝利に歸するや、明治三十八年十一月二十五日、總司令部は、いよ〳〵凱旋の途に上つた。十二月三日宇品上陸、暫く廣島に足を留めたる後、兒玉總參謀長が、帝都に凱旋して來たのは、十二月七日であつた。帝國の國運を雙肩に擔ひ、滿洲の野に戰ふこと二春秋。いまや戰勝の餘榮に醉へる帝都を見る。將軍の感懷果して如何なりしぞ。

しかも時は、議會を眼前に控へて、政局漸く多事ならんとする時であつた。

顧みれば桂少壯内閣が成立したのは、明治三十四年六月二日であつた。以來しば〳〵内閣の危機が傳へられたにも拘はらず、四年半の長壽を保ち得たのは、ひとへに日露戰爭のためであつた。その日露戰爭も、帝國の勝利によつて終結を告げた。講和談判については、猛烈なる國論の反對に會ひ、滿身創痍を負ひながらも、漸くにして戰勝の跡仕末も一段落ついた。

今や桂内閣が、内閣を明け渡して、誰人かに政權を讓らんとすることは、殆ど既定の事實とされた。然らばその後を承けて、帝國の戰後經營の大任に當るのは、何人であるか。

兒玉内閣說――それが政局の一部に唱へられはじめたのは、その時であつた。然るに不思議にも將軍は、凱旋匆々飛ぶが如く帝都を去つて臺灣に向ひ、新年を臺北に迎へて、また中央政界の風雲に關知せざるものの如くであつた。これを見て、或は將軍の臺灣を想ふの深きに感じ、或は政局變轉の渦中に投ぜざる明智を稱するものもあつた。しか

しそれは、むしろ豫定の行動であつた。何となれば、より重大なる任務が、將軍を待つてゐたからである。

明治三十九年四月、果然それは事實となつて現はれた。兒玉將軍が臺灣總督を免ぜられ、大山大將の後を襲うて、參謀總長の重任に就いたことであつた。

殘されたる問題は臺灣總督の後を繼ぐのは何人であるか。また後藤民政長官の去就はどうなるか。といふだけであつた。しかしそれも、事前にすでに決定してゐた。即ち臺灣總督の後任は陸軍大將佐久間左馬太、後藤民政長官は留任と。その經緯を、伯の日記は、次の如く記してゐる。

明治三十九年

一月　廿六日　總督ヨリ大山、總長更迭ノ内話アリシト承知ス。

二月　一日　黄昏ヨリ原内務大臣ト會見ノ筈。

二月　二日　此夕原内務大臣ト、六三問題解決ヲ議シ、勅令案ノ事ニ決シ、總督ヘ報告ノ上回答ヲ約ス。

二月　三日　午前參謀本部總督ヲ訪ヒ、午後伊藤侯ヲ訪フ。參内中面會セス。

二月　十五日　桂大將ヲ訪フ。後任談ヲナス。

二月　十六日　大磯滿洲事件會合。

二月　十七日　兒玉大將大磯ヨリ歸ル。停車場ニ迎フ。

二月　十九日　桂伯ヲ訪ヒ清浦ニ邂逅セシ。

黄昏柏亭ニ杉山ト會談ス。前夜兒玉大將ト會合ノ狀ヲ聞ク。

三月　五日　明日午前來訪ヲ望ム旨山縣侯爵ヨリ電話アリ。明日午前十一時參邸スベキコトヲ約ス。

三月　六日　午前九時參謀本部兒玉大將ト會談。十一時山縣侯ヲ訪フ。後任總督佐久間大將ヨリ留任ヲ望ムニ付、快諾ス

ヘキコトヲ懇請セラル。明日確答ヲ約ス。
兒玉邸ニ伊東男其他會食。
兒玉大將ニ山縣侯トノ會談ノ狀況ヲ報ス。快諾ヲ與フルコトニ決ス。
三月八日　午前十時山縣侯ヲ訪ヒ、前日來御談示ノ件、佐久間大將ノ請求ニ應スベキコトヲ確答ス。
三月十一日　午前十時寺內陸軍大臣ヲ訪ヒ、佐久間關係解決ノコト並臺灣總督府統治ニ關スル法律六十三號問題解決ノ事ヲ談シ、昨夜內務大臣下ト協議ノ上、勅令案起草ニ定メタルコトヲ報ス。

この臺灣總督の更迭は、あまり多くのショックを島民に與へなかつた。それは、それと同時に、後藤民政長官の留任が發表されたからである。

治臺八星霜、事實上の副總督としての伯の貫錄は、すでに十二分に備はつてゐた。兒玉總督の留守中、總督を代理して、伯は少しも位敗けの感を天下に與へなかつた。何人が總督の後任たらんとも、伯が民政長官の椅子にあらん限り、臺灣の統治は大丈夫であるといふ安心が、朝野の間に存してゐたからである。四月十二日の臺灣日日新報は論じて曰く。

本島今總督を失ふと雖も、代りて總督の任に就かるゝ佐久間大將は、其の地位より云へば、前總督の先輩たり。今後本島に於て執らるゝ施政の方針も、必ずや前總督の方針と異ることなからん。是れ吾人の推測に過ぎざれど、前總督並に新總督の平生に稽がへ、私かに其の出處行藏を揣摩して、吾人は斯く斷言するに憚らざるなり。矧んや後藤民政長官は、前後の總督を通じて、共に赤心を其の腹中に置かるゝ人、本島の施政方針は依然として現時に變ることなかるべく、單に其氏名の變化、卽ち總督「兒玉」の代りに、總督「佐久間」を得たりと云ふの差異

あるのみ。吾人は前後總督の更任に對する、些の驚異の感を惹き起すを要せず。

然も一方一介の武辨一に過ぎずと言はれた佐久間将軍が、甘んじて臺灣總督の任に就いたのも、民政長官に後藤新平あることを、深く信頼せしがためであつた。否、この新任留任の間に、すでに默契が成立してゐたであらうことは、伯の前掲日記を讀むも、容易に察知することができる。

故に佐久間新總督は、その總督官邸の夜會における挨拶にあたり、先づ壇に上つて、

諸君、臺灣の統治は創業の功成り、今や完成の時機に到達せんとするに及んで、自分は乏しきを以て此の光榮なる臺灣總督の大命を拜したのである。

然れども之を拜受したるの所以は、後藤民政長官の在任すること、及び重要なる官僚の適材を適宜に置かれたることに、深く安心を得たが爲めであります。行政上に經驗なき自分が、而かも何等の勞する處なくして、此の名譽ある官僚を部下としたる光榮は、實に感謝に耐へざる次第であります。故に將來の施設に對しても、後藤民政長官以下に深く信頼し、以て統治の完成を期せんと欲するのであります。

と述べ、後藤民政長官に信頼するの深きを示した。しかもこれに對する伯の答辭、ならびにその光景を叙して、當時の新聞は次の如く記してゐる。

總督壇を下らんとするや、後藤長官は壇下に進み、來客一同を代表して謝辭を述べぬ。其の時の光景は、今にして思ふも實に堂々たるものなりき。特に總督がいたく長官を推重せる言に對して、長官は一段と謹嚴なる態度にて語調を高め、「殊に新平に關しては敢て當らぬ所であります」と述べたるとき、フト歴史畫を見るが如き思ひ

して、一種得も云はれぬ深き感じを惹き起したりき。

以てこの總督更迭により、伯の臺灣統治に對する任務が、いよ〳〵重きを加へ來つたことを思ふべきである。

一二、滿鐵總裁受諾

思へば兒玉、後藤の兩雄が、帝國南進策の急先鋒として、手を携へて新領土臺灣に渡つて來たのは、八年以前のことであつた。さうして、難治中の難治地といはれたる臺灣島が、帝國の一寶庫に數へらるるに至つたことは、すでに縷述せる通りである。

然るに時勢の變化は、この帝國の國策に、一大轉向を與へた。一は廈門事件による南進策の頓挫であり、他は露國の南下强行による北方の脅威であつた。

帝國は暫く南方の手を緩めて、北の方滿韓に、その力を集中せざるを得なくなつたのである。

日露戰爭における帝國の勝利は、さらにこの形勢を促進した。眉に火のつくやうな大陸經營の緊急に迫はれて、帝國は一時、その南進策に足踏みを命令せざるを得なくなつた。北守南進の形勢は一轉して、南守北進の國是となつたのである。

そして帝國北進の指揮官として選ばれたのが、新たに參謀總長に任ぜられた兒玉將軍であり、帝國南守の鎭臺として留められたのが、臺灣民政長官に留任せる後藤新平であつた。

それが明治三十九年の四月のことであつた。

然るにそれより僅か三箇月ならずして、形勢は再轉した。それは伯の滿鐵總裁就任問題であつた。急迫せる時勢の必要は、この一偉材を、南守に專らなる臺灣に留むることすら吝み、拔擢して北進の第一線に立たしめんとしたのである。

帝國の進運に關する伯の意見が、日露戰爭前後よりして、南方より次第に北方に轉じつつあつたことは、すでに說いた。故に伯にとつては、その滿鐵總裁就任といふことは、決して藪から棒の唐突事ではなかつた。況んや日露戰後において、滿鐵總裁の職に就き、大陸經營の業を始めるといふことは、日清戰後において、臺灣民政長官の椅子に倚り、新領土統治の任に就くよりも、更に快心なる事業であつた筈である。

然るに伯は、何故か、滿鐵總裁就任について、幾度か躊躇し逡巡した。

然らば伯をして、しかく躊躇逡巡せしめたる理由は奈邊にあつたか。しかもこの逡巡決せざる伯を鞭打つて、大陸經營の第一線に立たしめたものは抑も何であつたか。それは一に兒玉參謀總長の急逝といふ突發事件であつたのである。帝國北進策の指揮官たるべき將軍の急逝を見るや、伯は慨然、將軍の遺志を奉じ、帝國のために戰はんとの、悲壯なる決意を固むるに至つた。これ等の經緯に就いては、次章に於いて詳說するであらう。

ただここに特筆せざるべからざる一事は、かかる事態の急變のために、滿鐵赴任を餘儀なくされたる場合と雖も、九年心血を注ぎたる臺灣島を拋棄し、倉皇としてそのまま飛び出すやうな伯ではなかつたといふことである。

伯を滿鐵總裁に引拔くについては、元老閣僚總出の努力があつたことは、次章に記述するところであるが、この時伯の提出した問題は、「然らば臺灣の方は、如何にするのであるか」といふことであつた。そして山縣元帥から、滿

鐵總裁就任を翌年二月まで延期し、その間に臺灣統治の根本を定めて、北方大陸に向つては如何といふ妥協案を提出し來つた時、伯の意は初めてやや動いたのである。

この趣意を直ちに佐久間總督に打電したる時、七月二十三日午後五時臺北發、總督の返電は次の通りであつた。

來電ノ趣委細了承首相始メ山縣元帥、兒玉大將ニ對シ、貴官カ爲シタル答辯ハ、然諾ヲ重ンジタル頗ル公明ノ言ニシテ、本官實ニ之ヲ諒トス。

均シク國家ノ爲メト云フモ、臺灣ヨリ以上ノ關係ニテ有用ノ材ヲ要スルガ爲メ、貴官ノ退官ヲ餘儀ナクスルノ事情生ストセバ、單リ臺灣ノ利便ノミヲ主張シ居ルベキニアラズト雖モ、倘シ事情ノ許ス限リハ、少ナクモ現在企畫ノ事業緒ニ就ク迄、是非現職ニ在テ、所謂臺灣ニ於ケル有終ノ美ヲ完ウセラレタキヲ望ムヤ切ナリ。

然ルニ山縣元帥ノ云フ總裁就任ヲ來年二月迄延期ストセバ如何トノ事ニ就テハ、反テ少シク考慮ヲ要スベキ歟、本官今假リニ貴官ノ位置ニ立チ、若シ政府元老ノ懇請ヲ容ルルト決心セバ、斷然創立ノ今日ニ於テ引受ケ、然シテ一切萬事意ニ適スル施設ヲ此ノ際ニ於テ爲スヲ得策トセザルカ。山縣元帥ノ說ハ、寧ロ臺灣ノ爲メ深ク考慮セラレタル言ナレド、臺灣總督トシテハ此ノ說ニ贊同シ、情ニ於ケルモ一日モ留任ノ長カランコトヲ欲スレドモ、早晚總裁就任ノ餘儀ナキモノトスレバ、佐久間一己ノ意見トシテハ、貴官ノ爲メ此ノ延期說如何ト思ハル。御參考迄。

總督の言ふところ、事理寔に公明、國家のためを思ひ、また伯のためを思ふの至情、言外に溢るるものがある。

この返電を得て、初めて伯の滿鐵總裁就任問題は進捗した。そしてほぼ內定を見たる八月一日、伯が佐久間總督に

對して、その承諾を求めたるに對し、總督の返電は、次の通りであつた。

國家重大ノ關係トアレバ致方ナシ。誠ニ臺灣ノ爲メ遺憾千萬ナレドモ、不得止同意ヲ表ス。後事ハ御歸府ヲ待テ萬事御協議ニ及ブベシ。（八月二日午後八時五十九分臺北發）

この一電が伯と臺灣との分袂を決定した。

一三、臺灣總督府顧問兼任

伯の臺灣民政長官辭任が、島民に與へたる衝撃は、總督の更迭よりも、むしろ深刻であつた。何となれば、島民の信頼は、新任總督よりも、留任長官にあつたからである。

そして伯が、この臺灣政務の急變を避け、同時に人心に與ふる衝撃を緩和せんがために、案出したる方法の一つは、顧問制度の復活といふことであつた。

即ち滿鐵總裁就任と雖も、伯は臺灣總督府顧問の地位に止まり、島內政務の大綱に與り聽くの制度である。そしてこれは、伯の滿鐵總裁就任の一條件として容れられ、實現されたのであつた。

然しこの顧問制度には、多くの難點が附隨することを免れなかつた。第一に、それが佐久間總督に與ふる感觸は如何。滿洲に去りたる後も、依然總督の權限に容喙せんとするやの疑ひを、總督に抱かしむる憂ひはなきか。第二に、それが島內朝野の人心に與ふる感想は如何。足を北方に入れて、しかも眼を南方に注ぐ。徒らに權力に執着するやの感を與ふるの虞れはなきか。

故に伯は、明治三十九年九月、一書を裁して、その實に止むを得ざるに出でし綿々の情由を具し、佐久間總督の諒解を求むるところがあつた。その文に曰く。

臺灣總督佐久間子爵閣下

前月拜辭入京の後、西園寺首相、山縣元帥、故兒玉參謀總長に歷謁し、滿洲鐵道總裁就職の件を勸められたる事情に關して、當時電報を以て閣下に稟聞する所あり。閣下直ちに覆示を辱ふし、告ぐるに臺灣滿洲時務の輕重に省み、進止を思ふべきの優旨を以てせられたるは、某の深く感激する所なり。然るに此覆示の未だ達せざるに、參謀總長溘かに薨去し、邦家の不幸上下の同恨を來せしのみならず、當路内閣は滿洲問題主持の中心を失ひ、某は進止處決唯一の裁量者を失ひ、一時此問題の收結如何を知らざるの感ありき。

某固より滿洲問題に關して何等の智能經驗を有せるに非ず。加之閣下膺命の初に當り、辱く某を要して臺地殖民政策支持の全權を委ねられ、將來の爲めに謀りて此知遇に酬ゐんことを思ふの殷なりしを以て、其事情を擧げ奉公の忱は地の南北に由りて其義を殊にすることなかるべきを陳し、前後再三固く此選を辭したるに拘はらず、首相元帥終に之を許さるゝの意なし。因りて竊かに就職豫後の計を思ふに、滿洲鐵道が單に一商事會社の營利事業として經營せらるべきものに非ざるは論なく、滿洲の全問題は事實に於て寧ろ首腦を鐵道經營に有すべきか故に、その總裁者は勢滿洲殖民政策主持の實責に當らざるべからざるものなることを感じたり。將た臺灣の經營に關しては、首相元帥共に、某か致仕以後の措置に就いて、別に成見を示さるゝ所なく、某をして併せて之を考料せしめられたり。某以爲らく。事既に此に至る、唯須らく國家の急務と諸々の顧囑との爲めに一身の得失を忘るへし

と、即ち滿洲鐵道經營大要の意見及臺灣總督府並關東都督府顧問置職の方按を提言せしに、首相元帥之を容れ、某をして鐵道總裁を以て此兩顧問を兼しめ、兩地殖民政策の主持に任すへきの內意を與へられたり。此情節に關しては、之を裁して大島關東都督の所見を請ひ、既に允諾を得たり。而して鐵道總裁は其職制に於て關東都督の直接監督を受くゝると同時に、滿洲政務の最高監督を外務大臣に受くべきを以て、更に別書を具して外務大臣の意見を質し、並に首相元帥兩侯の同省を請へり。兩書の謄本は此に附呈する所の如し。閣下幸はくば之を省して、本件の事相と某か進止の本意とを鑑みられんことを。

惟ふに今日に及んで顧問制度を臺灣に限むるのみならず、其れをして遙かに關東都督府顧問を兼ねしむるが如きは、既に閣下の豫期に非ず。亦某が素意に非ず。事勢の推轉頓かに此に至ると雖も、閣下果して諒として之を是認せらるべきや否や。某曾て臺灣の爲めに外人顧問の制度を排斥したりしに拘はらず、今日自ら其職に居らんとするが如き、閣下果して利害如何と見らるべきや。且つ顧問職員存廢の決の如き、之を閣下に委して不可なかるべきか如くなるに拘はらず、特に勅令を以て之を規定せんと欲する中央政府の本旨は、果して閣下の贊同せらるべき所なるや否や。是れ皆某の惑ふ所なり。將た滿洲鐵道總裁を以て、南北兩地殖民政策主持の責に任するが如きは、某も未だ他日の成敗利鈍を斷言し得へき所に非ず。但事務の已むを得さる所と、當路諸公の慫慂とに迫りて、不肖を揣らず身を此局に捧くると云ふのみ。臺灣の時務の如き、今日一應成功の外觀を呈すと雖も、過去十年應急權宜の施設には、將來弊竇の救はざるべからざるもの既に多く、教育事業の方針の如き、殖産水利の問題の如き、某が從來留意熟考して、閣下の爲めに努力經紀せんと期待したりし所のもの一にして足らず。今

一朝にして身を臺灣の外に置かんとするは、或は閣下の知遇に背くに類し、遺憾窮りなし。當路諸公之を諒とし、某をして責を臺灣に絕たしめんことを欲せず、顧問制度に由りて之を覊絏せられたり。然れども外間より之を觀は、或は恐らくは某を以て權勢に纏繞し、不分の重寄を負るとなすものあらん。此は某の不幸にして、屑々辨疏の限に在らずと雖ども、假し閣下信任の屬否と、顧問制度の可否とに至りては、此際之を模稜迎合に附せんと欲するも旣に得べからざるなり。官途邂逅辱く閣下に親善し、戆直不佞槪ね旣に之を了せられたり。其初めを荷もして其終りを悔ゐんが如きは、某の能くする所に非ず。臺灣當さに某か顧問の職に在らんことを要すべきか、將た某當さに此任に處るべからざるか、去就進退某に於て一毫の私慷あるなし。但閣下明かに之を裁せよ。

この臺灣總督府顧問制に對する佐久間總督の感想は、勿論、あまり良好ではなかつた。むしろこれに對して、武人らしい憤慨さへ感じたであらうことは、次の高木友枝の回顧談によつても、容易に推察することができる。

こんなことがありました。總督の佐久間大將が或る日、高官連を官邸に集めて、その臺灣總督府顧問問題についての意見を求められました。一體、佐久間さんは、兒玉さんなどより先輩なんですから、兒玉さんを呼ぶにも、いつも「源太郞々々」と呼び棄てにしてゐましたが、その時總督は、かう云ひました。

「源太郞の時に必要でなかつたものが、なぜワシの時に必要だと云ふのか！　ワシは、なるほど一介の武辨者、政治とか學問とか云ふことは、自分でも元來緣が遠いのではあるが、しかし、任を受けて臺灣總督となつた以上、臺灣の統治ぐらゐ、何も顧問を置かなければならぬほど、無能ではないつもりぢや。」

と、辭氣頗る穩かならざる樣子でした。そこへ、一座のうち二人ばかり、別に總督の御意を迎へようと云ふ意味

ではなかつたらうけれど、一さうです、實に不都合な話です一と云ふ工合に相槌を打つたのですネ。一座すつかり白け渡つて了ひました。

この時は、祝長官は上京中でゐませんでしたが、丁度、私の横に中村是公氏がゐました。中村さんが私をつついて、そつと、

一君、これは困つたことだ、こゝで贊否論など戰はしてちやア大變なことになる、君一つ、かう發言してくれ、この場は一應解散して、別室で皆でよく相談して御返辭致しますから、とネ。」

そこで私は、實は中村の代辯者となつて、前述の趣きを總督に申上げました。そして一同近くの法院に赴いて相談しました。色々議論の末、臺灣は今整理期に臨んでゐる、そして後藤さんは、臺灣に取つては大功勞者であり、且つ臺灣のことは一番精通してをられる、かう云ふ人を以て指導的地位に置くことは、今の臺灣には少なくとも必要である、依つて總督には、多少御不滿の點はあらうが、臺灣の爲に暫く忍んで戴かねばならぬ、と云ふことに決定しました。要するに、ここでとかくの議論がもめては、それは結局、佐久間總督の進退問題にまで發展するの虞れが十分にあつたから、ここはどうしても總督の隱忍を必要としたのです。

さう事が決つて、それを總督に申上げるについて、また私にとのことでしたが今度は私も、どうも氣持が悪い。そこで、勅任の筆頭にゐた長谷川謹介君を賴んで、この旨を總督に言上し、それでやつと顧問問題は治まつたのでした。

一方、佐久間總督にしても、一旦元老と內閣との間で決定してゐることを、何時までも駄々をこねてゐることはで

きなかつた。それにこれが臺灣政務の急變を避け、民心の動搖を緩和する事實については、何人も認めざるを得なかつた。ゆゑに佐久間は、これに對し承諾の返事を與へ、事件は圓滿に解決したのである。

これと同時に、伯の最も心を碎いたのは、後任民政長官を何人と爲すべきやといふ問題であつた。中村是公とすべきか、祝辰巳とすべきか、幾囘か彼は惑つた末、遂に中村を滿洲に伴ひ、祝を臺灣に留むることに決したのである。伯のこの提言は又、佐久間の容るるところとなつて、祝は伯の後を襲つて、民政長官の椅子に倚つた。これによつて又島民は臺灣統治の不變を知ることを得たのである。

一四、麗しの島よさらば

九年苦鬪の臺灣を去るべき日が來た。

伯は八月の末、和子夫人と嗣子一藏とを從へて東京を發し、九月一日、基隆に著いた。

初めて渡臺の日は、雄圖胸臆に溢るるとは云へ、未だ世人の以て未知數となしてゐた人、いまは新領土開發の殊勳者として、聲名海内を壓し、ここに新たに滿鐵統率の大任を擔ひ、昇る朝日のごとくこの島に入るのだ、船舷に凭つて翠浪を眺めつつ、彼が心中の感慨果して如何なりしぞ。

殊に和子夫人は、氣丈と言ひながら孅き女性である。曾ては、機略縱橫の良人が、その機略のゆゑに却つて、顚倒失脚するの悲運にも遭逢した。その苦き記憶は幾年彼女の心胸を脅かしつづけてきたのであつたが、いま幸ひに、臺灣統治の業は、花々しき成功をもつて終つた。聰明なる彼女は、此の邊が切上げ時と思つてゐたに相違ない。ただ如

何にして切上げるか。好運は意外の邊から現はれた。滿洲に向つて去るのである。恐らくは夫人は、臺灣九年の成功よりも、これを傷つけずして去り得る良人の幸運を喜んだであらう。

また伯としても、その平生の處世訓が、「仕事を始めるときは、どうしてこれから手を引くべきかを考へてから始める。進むは易く、退くは難いぞ」といふのであつたから、この臺灣引上げについては、必ずや心中に大きい滿足を感じてゐたであらう。

彼は九月一日に到著して、十月三日の出發まで、約一箇月をこの地に過ごした。日々の宴會、訪客、視察の忙しい日子であつた。しかし彼の中心の仕事が、事務引繼であつたことはいふまでもない。彼は自己の育成したる多くの吏僚を後に留め、自己の後任として信頼する祝辰巳を殘すのであるから、引上げとしては滿點の引上げである。小早川隆景の退陣振りを常に讃歎したる彼としては、この引上げには無限の誇りを感じたであらう。

しかし此等の吏僚に對しては、臺灣統治の眞精神を傳へておかなくてはならぬ。そこで彼は例のごとく「覺書」を手記して、それを彼等への置土產とした。それに曰く。

明治三十九年七月臺灣統治ニ關シ訓示シ部下官僚ニ贈言セシ覺書。

一、統治ノ方策、地文學的考察ニヨルヘキ事。

一、統治ノ方策、生物學的考察ニヨルヘキ事。

一、新版圖の統治ハ生物學的ノ原則ニ基キ、地文學的ニ照考シ、既往將來ニ推究シ、能ク時代ト場處トニ應シ、徒ニ繩墨ニ拘束セラレス活殺自在ノ斷行ヲ得ンコトヲ期シ、列國殖民政策ノ得失ヲ知リ、之ヲ實際ニ參考スル

ヲ要ス。然レトモ列國殖民政策ニ模倣スルコトヲ戒メサルヘカラス。

一、統治策ノ要ハ、各科ノ調和（ハルモニー）ヲ得ルコトヲ期セサルヘカラサル事。

一、各般調査ヲ行フニ當リテハ、學術的ト應用的トノ別アルカ故ニ、豫メ之カ分界ヲ明ニシ、必要上混用スルコトアルモ、其性質分別ヲナスヲ要ス。

一、經濟的發展ハ、單ニ數字的若クハ法制的ノミニヨラス、其本源理化學的能力ニ歸因スルコトヲ忘ルヘカラザルコト。

一、經濟政策ハ小島國ト大陸ト同一轍ニ出ツヘカラサルコト。並資本注入企業ノ程度ト、物價昂騰ノ關係ヲ酌量スルコトヲ力ムヘキ事。

一、課税ノ痛苦ハ、課税ノ多少ヲ生スルヨリモ、寧ロ税法ノ良否ニヨルコトヲ知ラルサヘカラス。

一、十年速成ノ統治ニハ、之ニ準スル病根アリ。之ヲ除却スル方案ヲ講スヘキ事。

一、趣味アル發達ヲ圖ルヘキ事。

彼が九年統治の精神は、この十數行の文字に盡きてゐる。數十萬字を費して、彼が治績を敍述したる我等は、いまこの短文を見て、無限の興味を感ずる。それは彼の臺灣統治の結論とも見られ得るからである。また彼の政治に對する根本精神の披瀝とも眺められ得るからである。

さらに彼の臺灣統治に關する意見は、彼がこの當時廳長會議に臨んで試みた次の演說にも、それを窺ふことができる。彼は先づ臺灣統治の發達を、人體の發育に比し、

本島ノ統治ハ之ヲ十年以前ニ比ベテ著シク發育シ、較々小兒ノ成長期ノ如キ感ガアル。斯ク成長シテ居ルニハ違ヒナイガ、併シ乍ラ是デ滿足ハ出來ナイ。完全デナイ。抑々小兒ノ成育期ニ方テハ、頭ハ大キク發達シテモ胴ガ發達シナイ。或ハ手ヤ足ハ發達シタケレドモ他ノ部分ガ發達シテ居ラヌ。未タ全身ノ發達ノ出來ナイ。是デハ滿足ガ出來ヌ。未ダ十分ニ成長ヲ遂ケサル所ガ澤山アルノデアリマス。

と述べて、臺灣統治完成の方向が何れにあるやの點を暗示したる後、語を轉じて、帝國の國策全體の上から、臺灣統治問題を、次の如く論じた。

當初ヨリ臺灣統治ノ目的トスル點ハ、何處ニ在ルカト申スト、臺灣ノ此島ノミヲ以テ統治ノ目的トセラレナカツタト云フコトハ、前總督閣下カ施設ノ其規模ノ遠大ナル事ハ申ス迄モナク、是ハ諸君ガ日常ノ間ニ於テ其施設ノ如何ヲ思ハヽ、思ヒ半バニ過クル所アリト信スルノテアリマス。是皆帝國カ東洋ノ平和ヲ以テ主眼トシ、平和ノ範圍ヲ廣ムルト云フコトノ大目的ヲ達スル上ニ就テ、此臺灣ノ統治カ大ニ關係アルカ故ニ、唯獨リ此臺灣島ノミノ事ヲ鑑ミスシテ、周圍ノ關係　之ヲ大キク申セバ世界ノ大勢ニ鑑ミテ、統治ヲ行ハネハナラヌ。統治ノ目的トセネハナラヌト云フノテアリマス。卽チ當初カラ其目的トスル所ノ經營ニ由リ施行シ來リタル今日ハ如何、既ニ世界ノ注目スル所ノ地位ニ立テ、稍々其目的ヲ達セントスル端緒カ啓ケテ居ルノテアリマス。夫テ臺灣ノ位地ト云フモノハ、獨リ臺灣ト母國トノ關係ノミナラス、母國ト世界トノ關係ニ大ナル影響ヲ及ホスト云フ事ヲ諸君カ記憶セラレテ、諸君カ是ニ向ツテ盡サレンコトヲ希望スルノテアリマス。

此處に彼の年來の主張が現はれてゐる。飽く迄も「一部と全部との關係」主義である。卽ち臺灣といふ一局部に囚

はれて、日本全體を忘れ、又日本全體に囚はれて、世界全體を忘れてはならないといふのだ。

即ち臺灣統治の根本は、日本統治の大策の一部であり。この大國是と調和合致するところに、その使命があるといふのだ。即ち、

唯臺灣一部ノ殖産、一部ノ工藝、一部ノ教育、一部ノ衞生ト云フカ如キノミニアラス、帝國ト新版圖トノ「ハルモニー」即チ調和テアル。先ツ初メニ此調和ト云フモノヲ、新版圖ニ於テ各施設ノ間ニ之ヲ得ナケレハナラヌ。

のである。或は頭が巨き過ぎたり、手足が短か過ぎたりするやうな、少兒的體軀を以てするのでは、いまだ完全なる植民地といふことはできない。しかも、更に一段の高所に立つてこれを眺めるならば、

其調和ヲ得ナイコトカ、本島内ノ事ノミテアレハ、甚タ易イコトナレトモ、然シ乍ラ大カ母國トノ關係ニアル。況ヤ世界トノ關係ト云フコトニ至ツテハ、此調和ヲ得ルコトニ頗ル困難カアルノテアリマス。

況んや植民地統治については、常に中央政府の干渉あり、議會の壓迫があつて、過去十年、その間多大の苦心を免れなかつたが、しかし「調和」がすべての根本たる以上、臺灣統治の方針は、常に世界對日本といふ大問題と關聯せねばならぬと說いた。

そして伯は、さらに言葉を更め、「此席ニハ他ノ人カ居リマセンカラ、憚ラスシテ向一歩進ンテ申シテ置キタイ」と前提したる後、

諸君、此臺灣統治ノ上ニ最モ必要ナル事ハ、祕密ニ伴フ所ノ默契ト云フモノカアル。此事ハ帝國國民ノ共ニ結ヘル所ノ事ニシテ、我々子孫千萬年ノ後ト雖モ、此默契ヲ忘レテハナラヌ。此默契ハ殖民ノ地ニ關シテハ悉ク服膺

セサルヘカラサルコトト信スル。

と斷定した。然らばその所謂「默契」とは何ぞ。それは勿論、その當時、心より心に傳ふべくして、口より耳に語るべからざるものであつたに違ひないが、伯のこの時意味せしところは、恐らく次の一節であつたらうと思ふ。曰く、

我帝國ノ將來ハ北進南行テアル。此北進南行ハ帝國ノ一大主義テアル。此點ハ後世……迄一貫シテ變ラサル所ノ主義テアルケレトモ、侵略的ノ意義ニアラス、平和ノ主義ヲ擴張スルニ在ルコトハ勿論テアル。決シテ他ノ經綸ヲスルモノテナイ。何ラカ諸君ニ於テ此默契ノ上ニ就テ十分ノ力ヲ盡シ、今キニ至ラシメルヤウ希望致スノテアリマス。

茲に伯の懷抱せし大日本主義の國策が、その片鱗を雲間に示してゐるのである。日本民族の使命は、この蕞爾たる六十餘州の天地に跼蹐することではない。世界萬邦の地と民との上に、その文化を光被し、その社會制度の教訓を推及することにある。かかる民族理想の一端として、はじめて臺灣統治の意義が了解せられるのである。

蓋し臺灣統治は、日本民族に於ける異民族統治の最初の試驗であつた。而して今や我等は首尾よくこの試驗に合格した。卽ち、我等日本民族が大和島根以外の天地を統治するの資格才能は、この臺灣統治によつて折紙を付けられたのである。茲においてか、大日本主義は、もはや紙上一片の空文にあらずして、今や實際政治の問題と化してきてゐるのだ。卽ち我等は今新たに滿洲の一部と韓國とを我が統治下に置かんとしてゐる　しかもそれは臺灣統治が我等に許容したる民族的資格である。

ゆゑに我等のいま北進するのは、必ずしも北進南守を意味するものでないことは、嘗て我等が臺灣に精力を傾注したることが、決して北守南進でなかつたと同意義である。日本民族發展の天地は、北であるとか、南であるとか、西であるとか、東であるとかいふやうな、地理的區別をもつて制限さるべきものではない。東西南北到るところ、天の時と地の利に應じて、我等は運命の導くままに進むべきである。換言すれば、全世界に向つて膨脹することが、我等日本民族の崇高なる使命でなければならない。そしてその搖籃の地が臺灣であつたのである。

この日本膨脹の大國是を指して、伯は「默契」といつたのであらう。さうして彼が、これを明白に具體的に表現しなかつたのは、それが外國への影響を慮り、又國內の神經質なる論者の興奮を買ふことを憂へたからであらう。何となれば、それは侵略的帝國主義として誤解せられる危險が十分にあつたからである。民族の海外への膨脹をもつて、武力的進出と經濟的搾取と見ることが、當時よりぼつ〳〵と世界のうちに起りつつあつた議論である。殊に日本が日清、日露の二大戰勝の餘威を驅つて、東洋各地にその版圖を擴張すべしとは、西洋各國の均しく杞憂するところであつた。然らば、時機の到來するまでは、輕々しくこれを口にしてはならないといふことは、用意周到なる伯の心中深く決してゐたところであつたのであらう。それゆゑに、彼はただ抽象的なる「北進南行」の四字にこれを止め、これが我國の治臺の「默契」であつたといふ含糊摸稜の言葉をもつて表現したのであらう。

それは謂はば、彼の世界政策の暗示であつたのだ。

見るべし。後藤新平治臺九年の業は單なる新島臺灣の行政に非ずして、躍進日本の一礎石の强化にありしことを。臺灣より滿洲へ、滿洲より東京へ、彼は少年の日の夢を追うて、大日本建設の理想のために、いまその第二步を踏み

出さんとするのだ。

さらば、懐かしの臺灣よ！

麗はしの島よ、いでさらば！

御身の上に輝く星斗は、いま闌干として、滿洲の天に輝いてゐる。我れはその運命の星の導きに從つて、いま海を渡つて北に去らんとする。しかし乍ら、椰子の葉ずれを聽いて起臥せし九年の日は、永久に我が夜半の夢に通ふであらう。それは我が男盛りの最も貴重なる日子であつたのだ。身は朔北の地に去るとも、我が魂は永久に麗はしき御身の上に止まるであらう。

恐らくはそれが、いま船舷に倚つて、遠ざかりゆく臺灣の翠葉綠簪を眺めつつある、伯の肚裏に湧きし感懷であつたであらう。

麗しき島よ、いでさらば！



新任滿鐵總裁後藤男爵

第二章　滿鐵總裁

第一節　就任の經緯

一、滿鐵の萌芽

それは、日露開戰の巨彈が、全世界の耳目を聳動した明治三十七年の初めであつた。日本國民が戰爭の遂行に沒頭して又他を顧みるの暇無かりし時、この戰局を如何にして收拾し、戰後の東洋を如何にして經營すべきやについて、思ひを碎きつつある二人の漢子があつた。

その一人は策戰の中心たる參謀本部にありし兒玉であり、いま一人は遠く帝都を隔つる南海の孤島にありし後藤であつた。その間の事情を知悉したる上田恭輔は、次のやうに語つた。

回顧して殆ど舌を捲かんばかりに驚嘆致しますことは、丁度明治三十七年の日露戰爭開始の初期のことでありまして、私は兒玉大將に從つて參謀本部內に勤務致して居りました時のことでありますが、當時歐米各國は日露の勝敗如何を非常に危ぶんで居り、亞米利加あたりでは先づ四分六分と見て居りました。つまり露西亞に六分の勝味があり、日本は四分ぐらゐだと言つて居たのであります。ところが黑木軍が朝鮮に上陸して以來、間もなく皇

軍は新義州で露軍に大勝して、聯隊旗と軍用地圖を分捕りし、次いで敵を鳳凰城へ追擊して居ると云ふ驚くべき急報が來て、參謀本部では皇族方を初め、陸軍首腦が參集されて、ひつくり返るやうなお祝ひ騷ぎをしたことがありましてから、二三日經つた後に、一日突然兒玉大將が私に言はれるのには、「おぬしは東印度會社と云ふものの性質組織とその事業に就いて何か知つてゐるか」と尋ねられますから、私は何の氣もなく、苟くも西洋史を繙いた者なら誰でも識つて居る事柄であることを答へますと、「それならば一寸調べて置いて吳れ」との大將の話でありましたが、戰後の滿洲に滿鐵會社なる尨大なる機關が創立された時に、初めて私は旣にあの時に將來露西亞から受取るべき南滿鐵道は如何に經營すべきかと云ふことが、兒玉大將の頭にあつたのかと追想致しまして、兒玉さんは何といふエライ明徹なる頭腦の持主であるかと考へて、殆ど啞然としたことがありましたが、豈はからんや、其の意見を出された當人は實は後藤伯であつたさうであります。伯自身は、その事に就いては一切なにも申されませぬが、大將の側近のお方から、後で其の事を承りました。

新領土の統治に九年苦樂を倶にしたる彼等は戰後に起るべき大陸の經營について、額を集めて凝議してゐたのである。その時伯の胸中に浮んだのは、英國の印度統治であつた。英國の印度經略が、一六〇〇年に創設せられたる東印度會社と稱する商事會社に濫觴したことは人の周く知るところである。彼等は業々しき官制軍制を設けずして、さりげなく一商事會社を設立し、名を貿易商事に藉りて、實は印度大陸の征服を行ひ、その無盡藏の金銀財寶を英本國に奪ひ歸つたのである。その掠奪の實は倣ふべからず、その經略の形は採るべし。それが恐らくは伯の胸中に湧いた思想であつたのだらう。

伯はこの創見を兒玉に呈し、兒玉はその炯眼をもつて、直ちにこの大策を容れた。それが滿鐵會社發生の源泉であつた。兒玉の命を受けた伯は、この創見の具體化に取掛り、戰局進展の最中、彼はこれが條項を整へ、休戰到來とともに滿洲に兒玉を訪れた時には、既に明瞭なる草案となつてゐた。それが次掲の「滿洲經營策梗概」である。

滿洲經營策梗概

（ポーツマス條約締結以前ニ於ケル故兒玉大將ノ立案）

戰後滿洲經營唯一ノ要訣ハ、陽ニ鐵道經營ノ假面ヲ裝ヒ、陰ニ百般ノ施設ヲ實行スルニアリ。

是ノ要訣ニ隨ヒ、租借地内ノ統治機關ト、獲得セシ鐵道ノ經營機關トハ、全然之ヲ別個ノモノトシ、鐵道ノ經營機關ハ、鐵道以外毫モ政治及軍事ニ關係セサル如ク假裝セサルヘカラス。

租借地ノ統治機關ハ、目下詮議中ノ遼東總督府ヲ以テ之ニ充ツ。

鐵道ノ經營機關トシテ、別ニ滿洲鐵道廳ヲ起シ、政府直轄ノ機關トシ、鐵道ノ營業、線路ノ守備、鑛山ノ採掘、移民ノ奬勵、地方ノ警察、農工ノ改良、露國及淸國トノ交渉事件並ニ軍事的諜報勤務ヲ整理セシメ、兼テ平時鐵道隊技術教育ノ一部ヲ擔任セシムヘシ。

然レトモ我ニ獲得セシ鐵道ハ、長春ヨリ大連ニ至ル幹線及數多ノ支線ヨリ成リ、其一部ハ遼東總督ノ管轄地内ヲ通走スルヲ以テ、動モスレハ總督府ト鐵道廳トノ間ニ、意思ノ衝突ヲ來タスコトナシトセス。之ヲ豫防セントセハ、鐵道廳長官ハ須ラク都督ノ兼任ト爲スヘシ。鐵道守備隊ハ、遼東總督ノ命下ニアル軍隊ヨリ派遣シ、守備ノ任務ニ關シテハ、鐵道廳長官ノ指揮ヲ受ケシムヘシ。

以上ノ考案ニ基キ、滿洲鐵道廳ノ編成概ネ左表ノ如クナルヘシ。

滿洲鐵道廳編成

- 長官
  - 次官
    - 總務局
      - 祕書課
      - 統計課
      - 人事課
      - 法制課
    - 營業局
      - 庶務課
      - 運輸課
      - 汽車課
      - 工務課
      - 鑛山課
    - 經理局
      - 主計課
      - 材料課
      - 建築課
      - 監督課
      - 金櫃課
    - 地政局
      - 地方課
      - 商務課
      - 通信課
      - 學務課
    - 警務局
      - 軍事課
      - 警察課
      - 衛生課

- 滿洲鐵道○○署長
  - 理事署
    - 驛長
    - 助役
    - 驛員
    - 交渉
    - 警察
    - 郵便電信
    - 商業
      - 銀行
      - 雜貨店
      - 旅店
      - 湯屋
      - 理髮店
      - 料理店
    - 農工業
    - 學校
    - 病院

これが、居然として北方大陸に現はれた南滿洲鐵道株式會社の萌芽であつて、このいと小さやかなる芽は、年とともに成長して、遂に世界鍾目の中心となるの日を迎へるのである。

二、伊藤博文の滿洲經營論

果して兒玉と伯との豫期せしごとく、露西亞の東清鐵道南部線は、その沿線の炭礦所有經營權とともに、日本の手に歸することとなつた。それはポーツマス條約の第六條以下に掲ぐるところである。

第六條　露西亞帝國政府ハ長春（寛城子）旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並ニ同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財産及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲メニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且淸國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス

兩締約國ハ前記規定ニ係ル淸國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

第七條　日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス

該制限ハ遼東半島租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ

第八條　日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ交通及運輸ヲ增進シ且之ヲ便易ナラシムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其ノ接續鐵道業務ヲ規定セムカ爲メ成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

茲に於いて、明治三十八年十月三十日、わが滿洲軍參謀福島安正少將と、露國滿洲軍參謀次長オラノフスキー少將とは、四平街停車場に會見し、兩軍の滿洲撤兵の手續を定むると共に、鐵道線路引渡しの順序を協定した。そして、

この協定によつて引渡しを受けたる鐵道は、これを野戰鐵道提理部の管掌に委ね、內地に還送する軍隊、兵器、糧秣その他の軍需品の輸送を爲さしむると共に、公衆輸送をも掌らしめてゐた。

卽ち日露の干戈はすでに偃まりたりと雖も、戰後約一年半は、事實上滿洲は軍政の下にあつたのである。

併しながら、これは飽くまで、戰後の必要に基く一時的の機宜の措置に過ぎず、やがては軍政を撤廢し、帝國の滿洲經營を、民政的活動に委せねばならぬことは明かであつた。

明治三十九年の春となつて、その機は漸く熟しつつあつた。しかもそれを促進したものは、英米その他列强の督促であつた。

この大方針を決定した記念すべき會議は、明治三十九年五月二十二日、午後二時四十五分をもつて、麴町區永田町なる首相官邸に開かれた。

それは「滿洲問題に關する協議會」と呼ばれ、その出席者は元老、重臣、閣僚を網羅し、その論ずるところは、大陸經營の根本に亙り、まことに日本膨脹史上の一大事件であつた。

當日の列席者は、次の通りであつた。

統監　侯爵　伊藤博文
樞密院議長　侯爵　山縣有朋
元帥　侯爵　大山巖
內閣總理大臣　侯爵　西園寺公望
樞密顧問官　伯爵　松方正義

伯爵　井上　馨
陸軍大臣　寺内　正毅
海軍大臣　齋藤　實
大藏大臣　法學博士　阪谷　芳郎
外務大臣　子爵　林　董
陸軍大將　伯爵　桂　太郎
海軍大將　男爵　山本權兵衛
參謀總長　子爵　兒玉源太郎

伊藤博文は、元老の首席として、又本會議の發案者として、先づ口を開いて、次のごとく説明した。

本日ハ余ノ要求ニ依リ、總理大臣ヨリ諸公ノ御會合ヲ促サレタルヲ以テ、余ハ先ツ愚見ヲ陳述致スヘシ。顧レハ本年二月、余ノ韓國ニ赴任スル前ニ當リ、時ノ外務大臣加藤高明君ヨリ滿洲問題ニ關シ各國ヨリ種々ノ照會ヲ受ケ、之ニ對スル回答ヲナスノ必要アリト雖モ、軍衙ト外務省トノ交渉容易ニ解決セサルヲ以テ、回答遷延セル事情ヲ聞キタルカ故ニ、大磯ニ山縣大山兩侯加藤外務大臣及當時ノ參謀次長兒玉大將ノ御會見ヲ乞ヒ、殆ント一日ヲ費シ協議ヲ盡シタル結果、一箇條ヲ除クノ外懸案ノ問題ヲ悉ク解決シ、之ヲ決行スルコト、ナレリ。爾來余ハ任地ニ在リテ、外務省ト各國間ノ往復電報ニテ事情ヲ承知シタルノミナルカ、三月末頃ニ至リ米國政府ハ滿洲問題ニ關シ我政府ニ嚴重ナル照會ヲ寄セ來リ、英國ニ於テモ議院ノ問題ニ上ル等ノコトアリ、余ハ甚タ憂慮セリ。

蓋し世界の大勢に通曉し、常に外交に注意を怠らざりし伊藤は、英米の視線やうやく日本の滿洲政策に注がれ、し

かも幾多の危惧を生じつつあることを知つた。

さうして彼は韓國統監として、滿洲問題が當然鷄林八道に影響するの事實に鑑み、三月三十一日附を以て、英國大使マックドーナルドが送付し來りし私書を、協議會の席上に披露したのであつた。

> 是レ或ハ拙者ノ誤見ナルヤモ圖ラレサルモ、目下英米ノ貿易社會ニ殆ント公言セラレ居ルハ、滿洲ニ於ケル日本ノ軍官憲ハ、軍事的動作ニ依リ外國貿易ニ拘束ヲ加ヘ、滿洲ノ門戸ハ曩ニ露西亞ノ掌中ニ在リシ時ニ比シ、一層閉鎖セラレタルコトナリ。而モ其閉鎖主義ハ專ラ歐米人ニ對シテ行ハレ、日本人ニ對シテハ開放主義ヲ實施シツツアリト云フ。故ニ昨今米國ヨリ日本政府ニ對シ、電信命令ニテ嚴重ナル照會ヲ爲シ、英國政府モ亦同樣ノ擧ニ出テタリ。愚見ニ依レハ、現時日本政府ノ取ル政略ハ、即露國ト戰爭ヲナシタル際日本ニ同情ヲ寄セ軍費ヲ供給シタル國々ヲ全ク阻隔スル日本ノ自殺的政略ト評スルノ外ナシ。抑諸外國ノ日本人ニ同情ヲ寄セ軍費ヲ供給シタルハ、日本カ門戸開放主義ヲ代表シ、此主義ノ爲ニ戰フヲ明知シタルカ爲ナリ。然ルニ日本ノ軍事的方面ニ於テ唱道セラルヽ說ヲ聞クニ、露國ハ早晩復讐ヲ企ツヘキヲ以テ、今日ヨリ之ニ對スル設備ヲ滿洲ニ於テ爲スノ必要アリト。此說或ハ可ナラン。乍併今日ノ儘ニテ進マハ、日本ハ與國ノ同情ヲ失ヒ、將來開戰ノ場合ニ於テ非常ナル損害ヲ蒙ルニ至ルヘシ。日本ノ政治家ニ於テ斯ノ如キ明白ナル利害關係ノ見エサル道理ナシ。否日本ニハ此政策ハ狂氣ジミタル政策ナリト其眼ニ映スル政治家モ固ヨリ多々アルヘシ。若シ然ラストスレハ、如上ノ說ハ或ハ拙者ノ誤見ナルヤモ圖ラレス云々。

これは隨分露骨なる言ひ分であつた。しかし當時の日本の國力としては、かかる外國使臣の言葉をも、正面から憤

ることはできなかつた。殊に伊藤のごとく、維新以來、孤立無援の後進國日本を率ゐて、傲慢なる歐米各國代表者と樽俎の間に折衝し來りし經驗あるものに取つては、上記の英大使の手書は、多大の痛心を與へたに相違ない。殊に英米兩國が日露戰爭中の援助をもつて、滿洲の門戸開放を日本の手によつて達成せんとするの主旨に出づと爲すの言に至つては、伊藤の最も關心を覺えたるところであつたであらう。そこで上記の英大使の私信を紹介したる後、伊藤は更に進んで、次のごとき意見を述べた。

余ハ本書ヲ接受シテ、我國前途ノ爲ニ益々憂慮セリ。加之他方ニ於テ歐電ハ頻ニ、日本ハ再ヒ露國ト戰フノ準備ヲ爲セリ、日本人ハ「ポーツマス」條約ヲ以テ講和條約ト認メス、休戰條約ト目シツヽアリト報シタルヲ以テ、當時北京ノ露清談判ハ、斯ノ如キ報道ヲ口實トシテ遷延日ヲ曠フシ容易ニ結了セス。隨テ露國ハ滿洲撤兵ヲ進抄セス、極東ノ形勢容易ナラサルニ至ルヘキヲ察シタリ。然ルニ英大使ノ書ヲ見ルニ及ンテ、復讐說ハ日本ヨリ傳ハリタルヲ知リ、日本ノ爲ニ此報道ヲ頗ル痛惜セリ。

さらに伊藤は「清國政治家中最モ日本ニ同情ヲ寄セ居ル袁世凱」すら、「日本ニ對シテ不滿ノ念ヲ抱キ、日本ノ滿洲ニ於ケル行動ヲ以テ北京條約ノ違反」となし、常にこれを明言せる事實を擧げ、次の如く論じた。

若シ今日ノ儘ニ放任セハ、啻ニ北清ノミナラス、二十一省ノ人心ハ、終ニ日本ニ反抗スルニ至ルヘシ。愚見ニ依レハ、日本ハ清國ニ對シテ、指導者勸告者ノ位地ニ立タサル可ラス。清國目下ノ狀況ヲ見ルニ、一般人心ハ決シテ平穩無事ナリト稱スルヲ得ス。清人中ニハ國權恢復ノ意見ヲ抱クモノ多ク、其勢力決シテ侮ルヘカラス。外國人ハ此意見ヲ目シテ排外思想ト爲スモノヽ如シ。孰レニモセヨ、其波及スル所ハ即チ同一ノ結果ヲ生スルニ至ル

ヘシ。孰レノ方面ヨリ觀察スルモ、日本ニ取リテハ、清國ニ騷亂起ラサルニ如クハナシ。隨テ可成清人ノ不滿ヲ買ハサル樣努ムルハ、日本ニ取リテ最モ適當ナル方策ナリト信ス。

そして伊藤は、一旦支那に擾亂起りたる場合における日本の苦境を說き、結局今日の事態を救ふには、軍政署を廢止するの一途あるのみなる所以を論じて、次の如く斷じた。

軍政署ノ綱領ナルモノヲ見ルニ、之ヲ實行スレハ、清國人ノ活動スル餘地更ニナシ。否領事ト雖モ活動スルコトヲ得ス。軍事當局者ハ固ヨリ相當ノ御考慮アルヘシト雖モ、自分ノ見ル所ニ依レハ、軍政署ナルモノヲ廢スルニ非レハ不可ナリ。

これは文治派の頭目たる伊藤の、武斷派に對する苦言であり、戒飭である。しかも席上には軍人派の首領たる山縣を始め大山、桂、山本、兒玉も列席してゐるのである。また當時は日露戰勝の直後である。伊藤の勇氣と誠心との如何なるものなりしやは想像に餘りある。

ゆゑに彼の所說は、そのままでは通過しなかつた。席上種々の意見が出て、種々討論が行はれた。しかし結局は大體論として異議なしと決して、首相西園寺の提出した次の決議案を可決した。

大體ノ論ハ全會一致ノコト

右ノ意ニ基キ將來ノ經綸ヲ進ムルコト

關東總督ノ機關ヲ平時組織ニ改ムルコト

軍政署ヲ順次ニ廢スルコト、但領事ノ在ル所ハ直ニ之ヲ廢スルコト

それは明白に文治派の勝利であつた。
しからば滿洲の軍政を廢して、何をもつてこれに代るの中心組織と爲すべきか。
それはポーツマス條約によつて、露國より引繼ぎたる南滿洲鐵道でなくてはならぬ。
茲に於いて、問題はさらに起る。然らばこの滿鐵は誰人をして經營指導せしむべきか、その具體的な問題である。
即ち滿鐵總裁は、この新國是の代表者として日本の新たなる大陸政策を實現すべき重要人物となるからである。そして、それはまた英國往年の東印度會社社長のごとく、帝國膨脹戰の先陣の大將であるからである。

三、元老重臣一致の推薦

この重要なる協議會のあつた後、約一箇月を經た六月二十八日、臺灣にあつた伯は、在京の友人杉山茂丸から、突如として長文の暗號電報を受取つた
その電報を見る前に、吾人は先づ杉山の人物、並びに彼と伯との關係を知ることを要する。
これについては、此の兩人と親交あつた金杉英五郎をして、說明せしめよう。
後藤伯の大規模なる諸建案は天下一品であつたが、これには始終隱れたる一參謀の在りしことを見遁すことは出來ぬ。それは稀代の智謀家杉山其日庵主人である。彼は能く親切に伯に建言實行せしめたものであつた。今より二十年ほど前より悪友會なるものを組織し、毎月一回會合して先づ後藤に各種の建策を爲し、引續き書畫の批評、暴飲暴食等をするのであつた。其の會員が杉山茂丸、故近藤廉平、故加藤正義、岡崎邦輔、室田義文、岩原謙三

その他五、六人であつて、野人も會員の一人であつたが、平たく言へば後藤後援會とでも稱すべきものであつたのだ。此の會にては忌憚なく後藤をこきおろすものであつて、後藤は不利もあつたらうが利益もあつたに相違ないと思はれる。

かくの如き關係にあつた杉山と伯とであつた。ゆゑに杉山がその長い電文の劈頭に於いて、「茲ニ一大問題湧出セリ。深ク考慮シテ、僕マデ返事シテ置イテクレ」と書いたとき、伯がハツとして、これを熟讀したであらうことは察せられる。その電文は續く。

牛込ノ爺（註、兒玉大將のこと。大將の邸宅は牛込區市ケ谷藥王寺町にある。）ニ今朝逢タ處ガ、爺ノ話ニ、「滿洲鐵道會社ノ創立委員長タルコトヲ、曾テ君ニ相談シタコトモアリシガ、未ダ公然受ケテハ居ラヌ、然ルニ右鐵道會社ノ總裁ノ人選ニツキ、衆口一決、後藤新平ヲ總裁ニスル外、此滿洲經營ノ原動力タル鐵道ノ始末ヲ付ケ得ルモノナシト云フ事ニナリタリ、其ハ第一山縣ガ言ヒ出シ、第二伊藤ガ言ヒ出シ、第三西園寺ガ絶對ニ主張シタ、然シ何レモ佐久間新任當時ニテ、之レヲ承諾サセルノ辭柄ヲ得サル爲、苦心シ居レリ、僕モ段々熟考ノ上、アノマヽ永久ニ臺灣ニカカツテ居ル事モ如何故、ドウモシテ後藤ガヤツタガ良イト云フ事ニ同意シタリ、君ガ意見ヲ聞ク爲待ツテ居タ」トノ話故、僕ハ左ノ通リ答ヘタ。「後藤ハ留任承諾早々ニテ、其ノ困難ハ新任早々ヨリモ甚敷ト思フ、殊ニ未ダ三ケ月モタヽザル内ニ體ヲ引キ拔ク事ハ、國家ノ爲、臺灣ノ爲、後藤一身ノ爲、重大ナル問題ト思ヒマス故、私一個ノ意見トシテモ、何等ノオ答ヲ今スルコトハ出來マセヌ、深ク前後ノ事情ヨリ將來ノ事迄考ヘタ上ニテ御返事致シマセウ」ト答ヘタ所ガ、爺ハ「至極尤モナリ、然ルニ昨日山縣ノ意見ニテハ、民政長官兼商事會

社ノ社長滿洲鐵道總裁ハ到底出來ヌコトデアラウガ、後藤ノ見込アル相當ノ副總裁ヲ置キ、之ヲ監督シテ一年計リノ間ヤラセテ置キ、其ノ上ニテ民政長官ノ後任ヲ定メ、後藤ハ佐久間ノ事情ヨリ臺灣ノ關係ヲ斷タレヌト云フ事ナレバ、表面總督ノ顧問若クハ御用掛ノ名義ニテ、實際總督ヲ補佐シ、是非共西園寺ノ意見通リ、後藤ニ此ノ東洋大問題ノ滿洲鐵道總裁ヲ引受ケサセル工夫ヲセネバ、將來ノ安心ハ出來ヌト言ヒ居レリ、右ノ樣ナル方法ニテ余モ何トカレクマト、後藤ヲ承諾サセル工夫ハアルマイカ」トノ話故、「夫レトテモ何分一身上、就任上關係重大ナル事故、熟考ノ上ニアラザレバ、私ノ愚見モ御速答出來ヌ」ト答ヘ置イタ」

即ち元老重臣の意見は、滿鐵總裁は後藤新平といふことに一決したといふのである。しかも軍部の頭目山縣が口を切り、文治派の總大將の伊藤が裏書きし、現職の首相の西園寺が熱心に支持する、といふのであるから、先づ擧國一致の推薦の形である。

さて杉山は、上の如く、兒玉との對談の要領を報告した後、「サテ此ノ以下ハ僕ノ意見ナリ」と記して、次のごとく、伯の受諾を勸めた。

僕ガカネテ豫言シタ通リ、アメゴ一人ニ増八人、元老及ヒ内閣員ノ間ニテ、後藤一人睨ミノ天下ト成リ來レリ。而シテ此ノ二億圓ノ大會社及ビ滿洲ノ凡テノ主權、即チ支那露西亞朝鮮等ニ對スル、軍事外交ノ制出ヲ定ムル、大根元ノ鐵道總裁ヲ引受ケ置ク事ハ、實ニ千載ノ一遇タル好時機ト思フ。今朝鮮ノ事ナドニ手ヲ出スノハ、此間話シタ通リ無論早過ギルガ、一度ビ此鐵道ヲ始末シツヽアル内ニハ、朝鮮ハ大抵ヤリツクスト思フ。其時ニ滿洲ト關聯シタル考ヲ以テ、遂ニ朝鮮ニ宿換ヘヲスルトイフコトハ、物ノ順序ヨリモ仕事ノ大勢ヨリモ、君ノ世界ニ

對スル經歷上ヨリモ、二度得難キ好時機ト、中心斷案ヲ下セリ。然シ露國ノウヰッテト經歷ヲ同ジウシ、先ヅ此ノ鐵道ヲ始末シテ世界ニ勢力ヲ得、相當ノ金持ニモナルガ好イト思フ。又二億圓ノ資本金ノ内ニ、一億圓丈ハ日本政府ニテ引受、其ノ他ヲ民間及ビ支那朝鮮ノ資本家ヨリ募集スル會社故、世界無比ノ大資本、殊ニ其事業ハ軍事外交ニ偉大ナル關係ヲ持ツ商事會社ニテ、之又世界無比ノ會社ナリ。第二ノ日露戰爭ニ、凡テノ使命ヲ制スルコト、此ノ以上ニ出ル事業ナシト信ズ。之レハ多少ノ困難ヲ忍ブモ、一番手ニ唾シテ引受ケベキ壯快ナル事業ト思フ。サスレバ朝鮮モ共ニ併呑スルコト、掌ヲ指スガ如シ、若シ君ガ熟考ノ上、茲ニ定ムル所アラバ、僕ハ全力ヲ注イデ犬馬ノ勞ヲ執ルベシ。臺灣ノ村長助役ノ因緣ヲ切ルコト、各元老及内閣員一致ノ場合ニアラザレバ、又成シ難キ事ナラント信ズ。果シテ茲ニ決スル所アラバ、深ク其ノ決心ヲ祕シテ、安賣セヌ工夫第一ナリ。僕ハ此ノ返事ヲ聞クニアラザレバ、山縣ニモ牛込ノ爺ニモ大黑(註、桂のこと)ニモ面會出來ヌ境遇ニナリ居レリ。深ク考慮ノ上明斷一決ノ返事ヲ待ツ。

この杉山の電報に對して、伯が何と返電したかは、明かでない。勿論、用意周到なる伯が、直ぐに明確なる承諾を與へよう筈はなかつた。しかし滿更、斷然拒絕といふ意味でもなかつたと見えて、その後幾度か電報を往復したる後、七月七日附、伯は次の電報を杉山にむけて打つてゐる。

僕ハ國家ノ爲ナラハ、絕對ニ拒ヌト云フ迄ニテ、マダ承諾シタルニ非ラス。條件次第ニテ斷ル積ナリ。且臺灣モ中々後ノ憂ナクハ進行スヘシトハ思ハレス。容易ニ承諾出來ヌ。僕一身モ輕率ニ進退ヲ決シ難シ、餘リ運ヒ過キテ、後ノ迷惑ナキ樣、注意アリタシ。要スルニ、僕ニハ總裁タランコトノ志望毫モ之ナシ。御勸誘トアレハ篤ト

考ヘテ御返事スヘシト云フ位ナリ。

しかしかくの如き電報は發したものの、運命は何時までも、伯をして安閑と臺灣に寢轉んでゐることを許さなかつた。彼は間もなく、倉皇として上京した。それは原内相からの招電が來たからである。

四、拒絶のため個別訪問

原内相からの急電に接し、七月二十二日、急遽上京した後藤民政長官は、直ちに原内相を訪ね、その足で西園寺首相を訪づれた。

要件は案の定、滿鐵總裁問題であつた。

伯は次第によつては、必ずしも、總裁就任を峻拒する積りはなかつた。しかしながら、若し任に就く以上は、その前に、大陸經營の大方針を定むると同時に、それに對する各方面からの干渉を排拒し得るやう、確乎たる制度を定めてからでなくてはならぬと思つた。

植民地を治むるの難きに非ず、内地を治むるの難きに在りとは、伯の治臺十年の體驗が示せる偉大なる敎訓であつた。兒玉總督のえらかつたのは、新領土を開拓するよりも、政府の頭腦を開拓したことであるとは、伯のしば〳〵語つてゐたところである。

故に伯は、西園寺首相から、滿鐵總裁就任の慫慂を受けた時、第一に發した質問は、滿鐵經營の統理の中心點は、何處にあるかといふことであつた。そして之れに對し、滿足なる解答が與へられなかつた時、伯は直ぐに、そんなこ

とでは、私にはとても引受けられませぬと答へた。

その經緯は、伯の「滿鐵總裁就任情由書」に據れば、次の通りであつた。

明治三十九年七月二十二日、召に應じて入京するや、先づ謁を原內務大臣に取り、內務大臣の示に據りて、直ちに首相閣下に參見し、玆に滿洲鐵道總裁の職に就くべきことを勸めらる。某仍りて、滿洲鐵道經營の全局が何人の監督に屬し、其統理の中心點を那邊に求めらるべきやを進問せしに、首相閣下の告げられし所に曰く。監督權は關東都督に在るも、中央政府の責任者は外務大臣たるべしと。某以爲へらく、滿洲經營は國の重事なり、其政策上宜しく先づ根址を一定し、專責の寄すべき所を明かにして、而る後之が經營を言ふべし、今政府の立意平緩なること此の如く、別に構按を費やさるゝ所なきものに似たり、是れ不肖材力の獨り能く堪ふべき所に非ざるなりと。由りて對へて曰く、鐵道總裁の任務は重大なり、其適任者を得るの難きは自ら閣下の苦心を存せらるべき所なり、且つ某の如きは從來商事會社の事業に經驗を有せず、將た滿洲鐵道事業方按の內容に於ても亦未だ其詳曲を與り聞かず、是を思ひ彼を想ふに、總裁の任は恐らくは某が適する所に非ず、幸に願はくは推選を辭するを得んと。

伯がかう云つて、總裁就任を拒絕した時、首相の勸說は、貴下はすでに臺灣で十分經驗を積んでゐるのだから、といふ一點であつた。これはむしろ、伯の思ふ壺であつた。伯は直ちにその一語を捉へて、植民地經營に關する日頃の抱負に就き、長廣舌を揮つた。

植民地とは、本國といふ樹になつた果實である。熟すれば卽ち樹より離ると。

然らば植民地をして、ながく本國に屬せしむるの方策は如何。それが伯の說かんと欲せしところであつた。「情由書」の記するところは、次の通りである。

首相閣下重ねて告ぐらく。滿洲經營の人材を待つや今の如く其れ急なり、足下臺灣の經營に於て既に幾多の經驗を有せるのみならず、予が時局の爲めに足下を勞して重ねて滿洲の難局を理し、其生面を開かしめんと欲するは、今や臺灣の經營も既に其成功を告げたればなりと。某對へて曰く。今日世人動もすれば臺灣殖民政策の成功を速斷して、了事安頓の想をなせども、區々十年の歲月は本と是れ殖民史上の一彈指頃のみ、臺灣小なりと雖も、此短日月の間に於て殖民政策の能事を畢ふると云ふが如きは、理に於て事に於て固より之あることなし、世に臺灣の成功を說くものは、概ね單に其財政の獨立を抽象して、其餘を速了懸斷するのみ、臺灣財政の獨立は、實に當初帝國殖民地統治に關する輿論の危殆に迫られたる應急の處辨にして、其結果に伴ふべき必然の弊害に至りては、啻に外國をして聞かしむべからざるのみならず、又臺灣新附の民をして聞かしむべからざるものありて存す、是れ恐らくは議者の能く省する所に非ず、今日の臺灣は、僅かに其逆取の急を濟せしに止まるものにして、將來順守大成の務に至りては、更に識者多大の盡力を要すべき所なり、某從來此に省る所あり、曾て兒玉前總督と議し、帝國の爲めに臺地永遠安固の基礎を劃せんと謀れり、以爲へらく、新附民心自恃不馴の禍因を銷絕せんと欲すれば、須らく敎育殖產百般の行政に亙りて、常に統一の精神を保ち、民心を開導して、反側に遑あらざらしめんことを要すべし、此は一切施設の中樞主張にして、一端に卽いて之を說くべきに非ずと雖も、就中財政の偏安を貪り新附の民力を誅求して母國の負擔を緩ふるが如き形迹は、今後切に之を忌むべし、例へば、臺灣をして守備の

軍費を負擔せしめんとするが如き、其最不可なるものなり、今若し臺灣生産事業の振起の爲めに臺灣に增稅せば、民心は順受すべく、民力は長養すべく、帝國は事實の上に於て輸入防止の財力を臺灣に負擔せしむることを得べし、此等の遠大なる殖民政策に出らば、新版圖に得る所をして、母國統治費の失ふ所に倍徙せしむるに足るべきなり、試みに其一策を擧げんか、臺地向後の事業大略水利よりも良きはなし、全臺二十三所の水源を開き、一億五千萬圓の資を投ぜば、水力電氣七萬馬力を得るに足る、之を應用し蒸汽事業を改めて電氣事業となし、其餘力を以て灌漑の利を開き、農産を豐足し、且つ電氣分析工場を創めて盛んに製造業を起さん、此事假令一時全擧すること能はざらんも、先づ兩三所の水力電氣事業より始むるも四、五年の內産糖價額凡そ三千五百萬圓、米二千萬圓、其外製鹽製藥を加へて、一年七千萬乃至一億圓の收入を得んこと敢へて難きに非ず、內は國帑を增し外は輸入を拒き、臺灣をして安んじて母國同化の統治の下に立つを得しむべきものは、必ずや此等の計畫に依らずんばあるべからず、且つ殖民地の教育事業方針の如き、切に愼慮を要すべきものにして、教育の偏急なる進歩は、財政獨立の早成と同じく、民心彊梁の禍因を伏するものなるが故に、之が調節に關しては、某が兒玉前總督に從ひて臺灣に服官せしの日より、深く注意を加へ來りたる所なり、（今日韓國及滿洲方面に在りて、清國開發の要務と信じ、漫然注入せらるゝ所の教育施設の如き、他年の弊害恐らくは洞見に勝へざるものあらん）殷鑑遠からず、英國が從來印度教育事業の不用意の爲めに、民心反撥收拾すべからざるの今日を來せしが如き、省みて其道を反さんことは、之を殖民政治家の祕訣韜略と謂ふも可なりと、佐久間總督更任し、某一時挂冠の意を決せしの日に當りて、此等方按の詳細を陳して之を總督の參考に資せんと欲せしかども、總督無條件を以て統治の全權を

委任し、以て某が留任を要せられしが爲めに、未だ急遽指陳するに及ばざるのみ、然れども此は義に於て、某が必ず總督の爲めに努力經紀せざるべからざる所の豫後問題たるなり、洵に未だ來者果して何の意見をなすを知らず。將た此問題必ずしも某を待ちて而る後に成るべしと言はず、但々臺灣統治成功猶遠く、某が進退牽縺の如くなること能はざる所以は、即ち此の如きものありと。

この長廣舌を聽いてゐた西園寺首相は、これは到底、一筋繩ではいかぬと思つた。それでは兎に角、兒玉參謀總長に會つて、よく相談して見れと、後藤口說落しの役を、搦手に轉じた。そこで伯が、兒玉將軍を訪ねると、將軍は、「君の口說落しは西園寺、鐵道問題の經過の說明役は僕、佐久間の承認を得るのは山縣侯と、決まつてたんぢやが」と言ひながら、まづ鋒尖を轉じて、「一體滿鐵の經營は、君が首說して、僕に說いたことぢやアないか」と詰め寄つて來た。その間の經過を、「情由書」は次の如く記してゐる。

是に於て首相閣下は、唯鐵道總裁就職事宜の續考を求めらるゝと同時に、喩すに兒玉參謀總長に會し熟議安協すべきを以てせられたり。

二十二日午後沓時二十分兒玉參謀總長を訪ひ、首相閣下の喩を陳して意見を請ふ。參謀總長却つて首相閣下の言如何と問はる。某對ふるらく。明りに不肯を指して滿洲鐵道總裁適任の選に擬せられ、辭すれども未だ命を得ず、並閣下に進謁すべきことを囑せられたりと。因りて首相閣下の意、無乃ロ其自ら斷ずべき所を讓り、參謀總長の口を藉りて某を調服せんとせらるゝに非ざるかの疑を呈し、並に鄙衷の他なきを省して辭意を諒とせられんこと

を請へり。參謀總長卽ち某が爲めに諄々として事情を說き、某をして感激詞を措くこと能はざらしめたり。是れ實に薨去十時間前の事にして、某に對する末後の垂喩たりしものなり。席上對晤堅く辭意を陳し、爲めに參謀總長をして三時間半の談說を勞するに至らしめたりしは、今にして之を思へば實に某平生不償の一恨事たり。當時參謀總長所談の要に曰く。

予の現在の地位は、君が爲めに滿洲鐵道總裁の就職を勸說するに適せず、此事首相閣下夙に之を諒せり、首相閣下は君が辭意を說破すべく、鐵道問題從來の經過は予之を說明すべく、佐久間總督をして君の進退を承允せしめんことは山縣元帥閣下之を解說せらるべきは、前日の成言なりき、然れども首相閣下の覿面して君を說破せざりし所以のものは、惟ふに他意あるに非ず、蓋し事宜を愼重するの餘に出でたるなりと。

參謀總長の發言此の如くなりしに拘はらず、語氣漸く轉じて、自ら某が辭意を說破せられんとするもの丶如し。曰く。

抑ゝ滿洲鐵道の經營は、元來君の首說せし所に非ずや、去歲旣に書を寄せて予に告げし所あり、嗣いで予を滿洲軍總參謀部に訪ひ、懇々として其要を說きたりしに非ずやと。

參謀總長は縷々として某が舊來論列せし所を追窮し、今日某が辭意の謂はれなきを責められたり。

そして兒玉參謀總長が、縷々數千言、伯に勸說せしところは、「一情由書」に據れば、次の通りであつた。

曰く。滿洲鐵道事業に關しては、當時君と予と共に國有經營の意見を持せしも、俄かにしてポーツマス條約の限る所となり、予は旣に其會社事業經營の方針を贊成せり、而して君も亦其然らざるを得ざることを認むるに非ず

や、隨て之と密接關係を有する所の韓國鐵道の如き、今後或は之を私設會社に賣與するの必要あらざるべきかの疑問に對しても、君は此事業が滿洲鐵道と脣齒相依の關係あるを以て、事實上事業の統一を要すべきも、必ずしも、賣與の必要あるに非ず、別に之を滿洲鐵道經營者に貸附して、統一經營を行はしむべきの捷徑あるを說くは、亦予が同感を表する所なり、予が此問題に對して、當時の內閣に提言する所ありしも、亦君が意見を得て予が意を强くするものありしに由る、予が滿洲鐵道調査委員長となり、尋いで鐵道會社創立委員長となるや、身軍職の要路に當れるが爲めに、物議の蝟集ありしかども、時勢の必要に鑑み、敢然其說を持續し、困難を排して裁可を經るに及べり、曰く、日露の衝爭は恐らくは滿洲の一戰を以て其局を了すべきに非ず、第二の戰爭果して何れの年を以て來るべきか、勝算我に在るときは、先んじて以て人を制すべく、勝算未だ立たずんば、持重して以て機を待つべく、假令再戰して勝を得ざるも、我は猶ほ善後の餘地を留むべく、要するに我は滿洲に於て、常に主を以て客を制し、佚を以て勞を待つの地步を占めざるべからず、此を爲す所以の要件、一に鐵道經營の巧拙如何に在りとは、此も亦君が持說なりしに非ずや、其然るを得る所以の計は、第一鐵道の經營、第二炭礦開發、第三移民、第四牧畜諸農工業の施設にして、就中移民を以て其要務となさざるべからず、今日韓國の宗主權を皮相するもの、徒らに之を戰勝若は外交の結果に歸すれども、其實は此の如き簡單急成の功に非ず。宗主權の獲得は、舊來我國民韓地移入の上に於て列國の優先を占め、口舌を以て爭ふ能はざるの事實を存したるに由れるなり、而も此は移して以て滿洲問題の解釋に供すべし、制度規矩の細に至りては抑ゝ後なり、今鐵道の經營に因りて、十年を出でざるに五十萬の國民を滿洲に移入することを得ば、露國倔强と雖も漫に我と戰端を啓くことを得ず、和戰

緩急の制命は居然として我手中に落ちん、假令露國一戰して我を破るも、我猶卷土回復の素地を失はざるなり、今若し第二滿洲戰爭の軍費二十億を要すとせんに、戰期綏紓年間の我滿洲經營費をして之が利息に準ぜしめば、平和維持の費も亦廉なりと云ふべし、鐵道炭礦の經營も、費用を此算內に取らば、殖民政策上屢ゝ免れざる所の、經濟的消極說の妨害の如き、之を防ぐこと難きに非ず、戰爭は常勝を期すべからず、永久の決勝は繋りて民口の消長に在ること、普佛戰爭に於けるエルサス、ロートリンゲンの例に鑑むるも、亦其消息を察するに足るべし、我若し滿洲に於て、五十萬の移民と數百萬の畜產とを有せんか、戰機若し我に利ならば、進みて敵國を侵略するの準備となすべく、亦若し我に不利ならば嚴然不動、和を持して以て機會を俟つに足るべし、是れ滿韓經營大局の主張なりと、是れ亦君が持論に非ずや、予は世間徒らに戰勝の上より滿洲問題を說くものあるを聞けども、未だ勝負を平均し、著實周密の經營方針を談ずること、君が意見の如きを聞かず、予は深く君の所說に贊同し、乘りて以て帝國將來の政策となさんと欲せしが故に、身を挺して自ら任ずる所あり、予をして物議に抗して滿洲鐵道創立委員長とならしめしが如きは、聊か自ら所信ありしが爲めなりと云ふと雖も、而も或は君の見、予を驅りて、此地に立たしめたるものあるなり、曰く、君今政府の滿洲經營談に參じて、殖民政策の無中心を咎め、都督府の薄力を嫌ひ、妄りに自ら外立して滿洲の事挺身致力するに足るものなしと云はば、他人或は君が言の理あるを肯はんも、予は斷じて君が志節を肯はざるべし、我輩辱く聖朝に周旋し、時務を與り聞く。難局に逢ふて回避を許さば、豈其平生を羞かしむるに庶幾からずや、予は近來自ら厭世の念に堪へず、夢寐に勇退を思ひて已まざれども、時の許さゞるものあるが爲めに、猶進みて難局に當り、且つ滿洲問題解決の適任者を求むるや切なり、

今日の事業に選びて、一大臣の才を得んことは易く、滿洲問題解決の爲めに、一士を得んことは難し、今衆口相合して君の適材を推す、君若し時と睽くことなくんば、必ず進みて之に當れ、予は唯鐵道會社創立の事に任ずべきのみ、殖民政策の中心點に至りては、君必ず之を執れ、予は既に君と大同の意見を持して、之を當道に提議せり、首相閣下、山縣元帥閣下、皆に異議なし、君必ず其勸めに從へ、若し滿洲經營上、隨時の緩急に至りては、予は必ず君が爲めに力を盡すべし、予は斷じて從前の關係に據りて、君の材力を操作頤使せんと欲するものに非ず、君若し邦家の爲めに進んで此局に當らば、予も亦必要に應じ、甘んじて自ら君が利用に供するを辭せざるべしと。

以上が兒玉參謀總長の大陸經營に關する抱負である、と言ふよりも、寧ろ兒玉の言を藉りて開陳せる伯の多年の經綸であつた。對談三時間有餘に及んだといふから、その談多く大陸經營論に亙つたであらうことは疑ひないが、その内容を故らに長文に亘つて記述したのは、兒玉參謀總長の言に藉つて、自己のかねて抱懷する經綸を披瀝して、以て他日に備へんとする用意であつたと思はれる。

さて、伯と兒玉參謀總長とは、彼是押し問答を重ねたるのち、結局再考を約して、袂を別つことになつた。「情由書」には次の如く記されてある。

「參謀總長辭氣懇慨惻々として相迫る。其平生の事業必ず君を待ちて終りを完くすべきことは、予の確信して疑はざりし所なりと云ふに至りては、一席の中幾たびか其語を聞けり。其當時參謀總長傾吐悃款頗る平昔の機鋒に類せざるを異しみたりと雖も、而も猶其幽明携手の別語たらんことを言ふに由なく、以爲へらく。是れ或は參謀總

長言を以て某を激するなりと。因りて答へて曰く。滿洲鐵道經營の說は某實に之を發せりと雖も、固より他日應さに鐵道總裁去就の問題あるべきを知りしに非ず、且つ佐久間總督既に某に囑するに臺灣殖民政策の支持を以てせらる、奉公の義行くと留まると宜しく相異ることなかるべし、聞く山縣元帥及閣下と首相と共に某を目して、滿洲鐵道總裁の任に適せりとせらると、某光榮之に過ぐるはなしと雖も、自ら顧みて微力の大事を蔽ふに足らざるを危ふむに至りては、謹んで其選を辭するの外に途なきを信ずと。參謀總長乃ち曰く。

君が平生事に臨みて怯なることは予固より之れを知れり、而も君が善く怯なるは卽ち君の能く事に處する所以なること予亦之を知れり、今この時に當りて殊に薄力自危を以て詞となすも、予は之を聞くことを願はざるなりと。

某對ふるらく。閣下幸に某が地位如何と察せられよ、用舍時により信疑人に由る、若し偏に既往を引いて將來を强ひられば、某たるもの亦處し難からずや、識者之を謀り、能者之に當り、萬行はれずして而る後某を試用せられんも、未だ晚しとなさざるべしと。參謀總長又曰く。

今日の事勢領臺の時と緩急既に異なり、前に不測の患を伏し、後へに巨創の痛を裹む、一張一弛以て定局を俟つべきの際に非ず、衆望の集まる所是れ君が甓れて已むべきの地に非ずやと。

參謀總長の言は、終に首相閣下に代はりて某が執意を說破せらるゝものに似たり。急に電話を通じて某を山縣元帥閣下に紹介し往謁して意見を陳せしむ。別に臨み某更に熟考の時間を乞ひしに、參謀總長之を諾し且つ曰く。君徒に前意を固執すること勿れ、此選の辭すべからざるの義も亦併せて之を審思せよと。是れ參謀總長が某に

對する永訣の一語たりき。

次いで、山縣元帥との會見の顛末は、一情由書一によれば次の通りであつた。

其日午後四時、元帥閣下を訪ひ、滿洲鐵道經營に關する鄙見を呈し、會社の組織計畫にして果して所聞の如くんば、總裁の如きは之を陸軍官憲より選用するの優れるに如かざるべきを陳す。元帥閣下乃ち曰く。武官總裁も亦置き難きに非ざるべし、唯只適材を選ばんが爲めに君に及ぶのみと。某是に於て、元帥閣下別に其人を選ばるべきを庶幾せり。

五、兒玉の死と就任受諾

しかるに天は意外の事件を投下して、人間の情意を粉虀し去つた。それは、兒玉の急死であつた。

七月二十二日朝、臺灣より入京し、原、西園寺、兒玉、山縣と歷訪討論したる伯が、深更家に歸つて一睡すると、翌朝七時半、兒玉邸からの電話で、その急逝を知つた。

それは全く、靑天の霹靂であつた。

さうしてそれが、滿鐵總裁問題を一擧に解決するの契緣となつた。伯としては、かうなつては、もはや故人の遺志として、滿鐵を引受けるより外は無くなつたのである。これを、後年に至つて伯は、次のごとく回顧した。

あの人が死ぬ前の日の朝、私は政府から召されて臺灣から東京へ著いた。著くと西園寺總理大臣の所へ直ぐに來てくれといふから、直ぐに行つて見た。すると私に滿洲鐵道の總裁になれと言ふ、私はならんと言ふ、それぢや

兒玉と話をしてくれといふから、兒玉さんの所へ行つたら、「何故ならんか」「どうしてもならん」「それぢや山縣にも話してあるから、山縣に會つたらよからう」と言はれるので、もう四時過ぎだつたが、山縣さんの所へ行つた。山縣さんから歸りがけに又寄らうかと思つたけれども、夏だつたが、もう六時頃になつたので、改めて話した方がいいと思つて寄らずに歸つた。

その別るる時に臨み、總督は「君やらぬ方の側ばかり考へないで、やる方の側を考へて吳れ」と言つて、玄關まで送つて來て戸を締められた。其の當時はしばらくの間その光景が彷彿として、私の眼に留まつて居りました。さうすると翌朝七時頃に電話をかけたら、「まだお休みになつて居ります」といふことであつた。ところがそれから三十分も經たんうちに「大病だから直ぐ來てくれ」といふ電話だつたから、びつくりして、「醫者は誰が來てゐるか」と言ふと、「加納が來てゐる」「そんな藪ぢやいかんから誰か呼べ」と言ふと、「もう駄目です」と電話をかけてゐる人が泣いてゐるんだな、これは大變だと思つて直ぐに驅け付けた。

駈け付けて見まするると、最早事切れになつて居られて、寺内閣下と同時に門を入つて、初めて總督の遺骸に接した譯であります。そこで心機一轉して、俗に謂うたら弔ひ合戰と云ふか、單に兒玉總督の靈に奉ずる爲めにやらう、斯う云ふ決心で之れに從事することになりました。

かうして兒玉參謀總長の急逝により、伯の滿鐵總裁就任の意は決つた。その時の伯の心情について、當時の大藏大臣阪谷芳郎は語る。

其の晩に兒玉さんが卒中で死んでしまつた。それで、後藤さんが二三日たつて見えまして、「どうも是れは、私

も兒玉さんが生きて居ると、もう一問答するのだが、考へて見ませうと言つて歸つたのだから、自分はことわつてもよいわけだ、しかし非常に自分を信賴して、自分を引立ててくれた兒玉さんの言葉だから、更に大なる責任を感じて一考へて見ませう」とは言つたが、生きて居られるなら、ことわつてもよいが、今となつては、どうもことわる事は出來ない、受けるより仕方がないから、成敗ともに故人に向つて犧牲になつてお受けしよう一斯ういふことを言はれました。それで私も一兒玉さんが非常に信賴して言はれたことだし、私も兒玉さんに勸めたのだから、どうか引受けてくれ、其の代り、人物とお金の御心配はあなたにはさせませんから、滿鐵の經營をやつて下さい」と言つた。

かくして伯の意は決つた。しかしその決意を實行するまでには、それだけの準備工作が必要であつた。すなはち伯は一方、佐久間臺灣總督の諒解を得ると共に、他方西園寺首相、山縣元帥並びに兒玉將軍に代りて滿鐵創立委員長に任ぜられたる寺内陸相に對しては、再び辭意を陳じて、その間、總裁就任についての條件を貫徹するに努めた。そして、それ等の條件が容れらるるに及び、初めて就任を承諾した。

時に明治三十九年八月一日。

その間の經緯を、「情由書」は次の如く記してゐる。

此夜兒玉參謀總長は薨去せり。

二十三日上來諸公と談ぜし所の要旨を括して佐久間總督に電報せしに、總督返示あり。言ふ。滿洲の君を要すること果して臺灣以上に在らば、予も亦必ずしも此方の便宜の爲めに前約を固執することなかるべし、君其れ之を

審思せよと。二十四日首相閣下に謁し、重ねて辭意を陳す。閣下斥けられて曰く。

予は君が所謂部下に人を得るの難きと、君が事に怯なるとの理由を以て、辭意の當を得たるものと認むること能はず、所謂殖民政策無中心の疑問の如き、是れ正さに滿洲問題が君を要する所以なるのみ、之を極言するに、君にして此選を避けんと欲せば、其辭柄なきに苦まざるへし、予は時の爲めに謀り、此重任を挈げて君が平生の義俠に訴へ、必ず然諾を與へられんことを祈求するの外他計なきなりと。

二十五日元帥閣下に謁して辭意を陳す。元帥閣下の就職を慫慂せらるること却て首相閣下の如し。且つ曰く。滿洲時務に對する君が材能適否如何の問題の如き、予は既に新たに君と之を商量すへきの必要を認めず、聞かんと欲する所は、君が現職を去るの後臺灣政務善後の計にあり、君其れ之を商量し來れと。某是に於てか、武官總裁の前說が、元帥閣下の採る所とならざりしを疑へり。

首相、元帥兩侯閣下は、皆既に殖民政策の中心點を併せて某に寄屬し、某をして無中心の疑問を以て推選を辭するに由なからしめんとするに似たり。因りて竊かに滿洲經營の前途を思繹し、二十七日兩侯閣下に歷謁し、考按の大旨を陳して可否を乞ふ。要は時局の急要に鑑み、現行官制の許すべき限內に於て、權宜施設の途を開き、兩侯閣下の主意を體し、故兒玉參謀總長の遺志に副はんとするにあり。兩侯閣下之を納れられたり。既にして寺內陸軍大臣亦某が就職を要望せらるる所あり、今や某此推選に對して、回避の途既に絕えたるを感ぜり。因りて三十一日を以て、就職條件を元帥閣下に呈し、八月一日亦之を首相閣下に呈して、玆に謹んで就職を承諾せり。其八日、大島關東都督と陸軍大臣官邸に會し、書面に憑りて滿洲經營の重事に關し、特に鄙見を採納

せらるべきの允諾を得、別に一通を寫して之を元帥閣下に呈し異日の參考となせり。

かくしてつひに、伯の滿鐵總裁就任のことは決定した。顧みれば七月二十二日、伯が急遽上京して以來、僅か十日間であつたけれども、この間には、上述の如き錯綜せる經緯があつたのである。

六、就任の條件

然らば伯は、何故にその就任に當り、かくも執拗に、辭意を表してまで、情由書のいはゆる「就職條件」の貫徹に努めたのであるか。

それは滿鐵の經營に當り、必然に起り來るべき、外部よりの干渉と壓迫とを、顧慮したるがためであつた。

これを具體的に言ふならば、その第一は、植民地統治に關する軍部の干渉といふことであつた。言ふまでもなく、滿洲の野は、わが忠勇なる將士が、年餘に亙りて惡戰苦鬪せる記念の地である。一流の小河、一條のレールにも、彼等の憶ひ出は深い。煙硝の臭ひ未だ消えず、流血の痕未だ乾かざる時、これ等の軍人たちが、戰後の經營について、大なる發言權を要求することは、自然の勢ひであると言はねばならぬ。

然しながら、果してそれでよいかどうか。

伯は別の意見を抱いてゐた。素より伯と雖も、戰時において、我が將士の樹てたる偉勳については、これを十二分に認むるに吝かではなかつた。然しながら、一度平和克復したる以上、事態は自ら異つたと見なければならぬ。

彼等の偉勳をして、永遠に靑史にのこらしめよ。戰後經營の大方策は、攻城野戰とはまた別な觀點から、樹立され

なければならぬ。滿鐵經營について、軍部が不當の壓迫干渉を加へるのは、攻城の作戰に文官が容喙するのと、同じ過誤に陥る虞れがある。

それが伯の意見であつた。しかし事實は、どうもさうはいかなかつた。その經緯は當時內閣にあつて、滿鐵中心の經濟的經營策のために奮闘せる殊勳者の一人なりし阪谷藏相について聞かう。

いつでもさうであらうが、戰時狀態から平時に復する場合には、軍部が跋扈して平時通りの文官政治を行ふことが難かしいものである。この時にも、西園寺首相は純粹な文人出身であつたから、軍部は色々强い主張をしたものであつた。例へば大連においても、殆どその全部の土地を陸海軍御用地とした位であつたが、殊に問題が難かしかつたのは、新たに滿洲に得た鐵道、炭坑等を如何にして經營するかの問題が決つてゐないことだつた。そこで私は「戰爭が濟めば、總て軍人の手にあるものは、普通行政の手に讓つてもらひたい、滿洲は積極方針でゆくが、これは支那の領土であり、又關東州は租借地である以上、鐵道炭坑の經營は日本政府がするのはよくないから、私設會社の經營にするがよい」と主張したのであるが、反對も隨分多かつた。

然しこの私の主張に對し西園寺首相、兒玉滿洲軍總參謀長（源太郎大將）は私の案に贊成で、殊に兒玉大將は軍人ではあつたが陸軍大臣、臺灣總督などをやつて文政にも通じ、文官政治を理解してゐた人であるから、極力私の說に贊成された。しかし陸軍ではなかなか滿洲から兵を引揚げるのは容易でないと主張した。初めの頃は一年もかからねば引揚げは出來ないといつてゐたが、兒玉大將の骨折りで、一年經たない內に引揚げを了した。さて撤兵後の滿洲をどうするか、他國の領土であるから、日本の政府がそこで商賣をするのは面白くない。色々考へ

た末、私自身筆をとつて、南滿洲鐵道株式會社條例を作成した。この條例に對し陸軍殊に山縣公は不平で、西園寺首相に反對の意を傳へられたが、首相は私には何も話さず、私の考へ通り遂行させた。後で聞けば、その裏面で兒玉大將が、熱心に私の案を支持されたことも亦與つて力あつたさうだ。(「その頃を語る」二五三―二五五頁)

滿鐵創立について、すでに然り。その經營が、さらに多くの障礙に遭遇すべきは、豫想するに難くなかつた。軍政と民政との軋轢については、伯はすでに臺灣統治について、言ふべからざる苦汁を呑まされてゐる。臺灣においては、背後に兒玉總督の光りが射してゐたが故に、やつと難關を突破することができたが、今や將軍亡き今日、伯の力果してよくこれらの障礙を征服することができるか。

況んや滿洲鐵道は、その實質は問はず、その形式は飽くまで一株式會社に過ぎぬ。滿洲には租借地があり、從つて軍部を代表する都督府と、外務省の出先たる領事がある。その間に處して一株式會社に過ぎぬ滿鐵が、よく大陸經營の中心機關たる地位を保つことができるか。

世にこれを三頭政治と言つたが、その一頭を保ちうるかさへ確かでないのに、よく他の二頭を抑へて、大陸經營の重任を果すには、よほど特殊の處置がなくてはならない。

伯が深憂したるところは、實にこの點であつた。後に幸倶樂部における講演(大正三年五月)において、伯は回顧して曰く。

滿洲に於ける三頭政治、卽ち領事と南滿洲鐵道會社と、都督府と斯ふ云ふものに別れて其の統一を缺くこと、それが從つて又陸軍と海軍と都督府と一致せぬ爲めに遂に五頭政治になりまして、統一を缺くと云ふことに對して

も、何等其統策なく等閑に附せられて居つて、餘程困難なる事情でありました。是れが卽ち、其當時兒玉總督と私との間に、數時間の議論を鬪はしたことになつたのであります。（中略）其の事柄は何んであるかと云ふと、多頭政治で統一を缺くと云ふことと、兄弟墻に鬩げども外其侮を禦ぐべき場所に於て、帝國の威信を完うすると云ふことは餘程困難のことであるから、是れは多頭に分れてはいかぬと云ふことが一つの問題でありました。又兒玉大將は、私に其の統一融和を圖れと云ふ注文であつた。さう云ふことは得て爲すべからざる事柄であるから、是れは必ず自から其の人があるであらうと言つたのであります。

そしてこの障礙の一部を打破し、大陸經營の統一を圖る一助として、案出されたのが、滿鐵總裁をして關東都督府顧問を兼ねしめると云ふ便法であつた。

伯が滿鐵總裁就任に際り、提出したる條件といふのは、今に殘つてゐる伯自筆の覺書によれば、次の如くである。

一、在官ノ儘外國政府ニ招聘セラル、モノニ對シ、三十三年勅令ノ所定ニ準シ、滿洲鐵道ニ招聘セラル、モノニ對シ、同一待遇ヲ與ヘラル可キ勅令ヲ發セラレ度事。

一、鐵道總裁ヲシテ關東洲行政長官ノ實權ニ干與シ、鐵道會社ト都督府トノ間ニ一致ノ行動ヲ缺クコトヲ防ク爲ニ、都督府ニ顧問ヲ置キ、行政ニ關シ都督ノ諮詢ニ應シ、且之ニ關シ意見ヲ開陳スル職ヲ授クル單行勅令ヲ發セラレ、總裁ヲ顧問ニ任用シ置カレ度事。

一、總裁ニハ就職前ニ親任ノ官職ヲ與ラレ、將來淸國各大臣及總督ト交際上、重要ナル待遇ヲ有セシムルノ道ヲ開カレ度事。

且出來得ヘクハ、總裁就職後モ此親任待遇ヲ享有セシメラレ度事。
故兒玉大將ヨリ發議ノ敍勳モ此際併セテ實行セラレ度事。
而して、これらの諸條件を、覺書として西園寺首相に提出し、飽くまでその貫徹を圖らんとしたる所以については、明治三十九年八月二日附、山縣元帥に宛てたる伯の書翰に、次の如く記されてゐる。
拜啓、昨日御示敎を辱し、拜辭之後、首相に面會、最早決心の程を明に告白し、今後必要なる緋の衣と八條袈裟をも書面に致し候條、擧要求致置候。或者火事盜の樣、首相の推測も如何と存候へ共、天爵褻染衣の主義のミニて、淸國其他の濟度六ケ敷者勿論ニ有之、拜別之節、首相者難事を後廻しニ致し可申儕も有之哉ニ承り候故、書取を以て申出、幾分ニても肝膽相照すこと能はさる點あれは、斷然破談と決心し一諸申出置候。人生意氣ニ感すの一句者、今日不肖を安樂土より苦境ニ轉せしめ、其實全き成案も無之ニ踏出し候次第ニ付、此處閣下の御誘掖ニよる義ニ候へとも、首相も十分ニ斟み取られ度ものと切望之至ニ不堪候。先者首相回答之次第御報導申上候。草々敬具。

後藤新平

山縣侯爵閣下

御執事

右の書翰によつて觀れば、伯の提出したる三條件のうち、伯の重きを置いてゐたのは、むしろ第三の滿鐵總裁親任待遇の件であつた。然るに事實においては、第二の關東都督府顧問兼任の件は貫徹されたけれども、親任待遇のこと

は實現さるるに至らなかつた。これについて伯の抱ける不滿が、如何なる形において吐露されたるかは、後に記す。しかし伯は、それはそれとして、暫くは、貫徹されたる第二の條件を基礎として、滿洲經營の統一化の實現に、その主力を注がねばならなかつた。

七、水も洩らさぬ用意

滿鐵總裁とともに、關東都督府顧問の地位を確保して、伯の目的の一部は達成せられた。しかし單に一片の辭令を得ることによつて、この眞意は遂げられたといふことはできない。

それには關東都督の滿腹の支持を必要とする。茲に於いて伯は、この間の事情を縷述して、先づ大島關東都督の諒解を求めた。この手翰の全文は次の通りである。

關東都督陸軍大將大島男爵閣下

滿洲經營の所謂鐵道事業なるか、將た鐵道事業の所謂滿洲經營なるか、現今滿洲經營なる問題か、其實に於て、大要鐵道事業の問題に過ぎさることは、國論の齊しく認諒せる所なるが故に、此問題の解決に任するものは、國家に對して重大の責務を分つといふべし。

今西園寺首相は某か不肖を以てせず、擬するに滿洲鐵道の總裁を以てせらる。此は不肖なる某に於て宜しく退讓に遑あらさるべき所なり。然れとも暫く一身の毀譽褒貶を措いて之を國家の急に鑒むるに、實に揖讓多議以て時月を曠ふすべきの際に非ず。且つ某此問題に於て既に山縣元帥及故兒玉參謀總長の喩を辱うせし所あり。是れ某

か自ら其力を揣らす、敢て首相の慫慂に從ひ、不肖の才を擧けて此問題の解決に犠供せんとするの意を決したる所以なり。

其終を全くせんと欲すれは、其始を愼まさるへからず。某か任の重く道の遠きを思へは、日後開局の大節目を豫料し、嫌を犯し敢言して滿洲都督閣下の裁斷に訴へさるを得さるものあり。是れ此問題に於て、未た都督閣下の成見を與り聞くことを得ざりし所の某が應さに效すべきの義務なり、事に赴くの順序なりと信するを以てなり。

某が今日敢へて滿洲鐵道總裁の重任を負はんとするは、必すしも巨細詳悉確然挾むへきの成見あるか爲に非す。但之を幾多の議者に徴するも、不幸にして終に何等の成見あるを聞かさりしか爲に、將た殖民地の事業に於て、既往多少の經驗を有し、悞ちて諸公の認信を辱うする所ありしか爲めに、奮ふて此責に膺るといふのみ。若し遽かに其成算如何と問はれんか、事後運用の妙恐らくは一々之を今日に概言すべからず、必ずや不肖の才鞠躬盡力斃れて已むと云ふに過ぎず。閣下節を滿洲に駐むること既に年餘、此等の事若し一定の成見を具せられなば、願はくば今日に於て審かに之を開示せられんことを請ふ。謹んで研究を加へ、奉して以て將來鐵道經營の規矩となさん。是れ某が閣下の高明に仰く所以の第一件なり。

次に、若し事固より逆睹すへからず、向後の計須らく共に努力すべしと云はゞ、則ち某に一議あり。他なし、所謂鐵道事業の滿洲經營に於けるや、名は緒餘の如くにして、實は主重の本務なるが故に、軍事行政一切の擧措も、形は鐵道事業を規制すべくして、實は鐵道事業の爲に規制せられざるべからず。某が見る所を以てするに、凡そ滿洲鐵道總裁の責任たるや、事實に於て都督閣下の一切重事を與り聽き、可否を論陳するの能力を認めらるゝに

非ずんば、恐らくは未た責むるに多般の成功を以てすべからず。閣下果して此見を諒として、行政一切の機宜も枉げて某に垂問するの約を賜はるべきや否や。用兵の術は某の知る所に非ず。行政の得失に至りては、事苟も滿洲經營の主題に關する以上は、某當さに盡言して諱むことなかるべし。閣下果して其意を省し、閣下の名に於て、某の進言する所を採行せらるべきや否や。

滿洲鐵道は、單に之を營利事業と看るに於ては、其經營方針未た必ずしも甚た計畫し難からず。隨て之が總裁者の權能も、特に爲に重きを寄するを要せさるものあらん。然れとも今國家多大の力を假して此事業を經營し、其成功を邀ふる所の意は、固より一味營利の爲にするに非ず。滿洲鐵道の經營たるや其主要の意義に於ては、居然たる緊急切要の國家問題なるが故に、鐵道も亦其營利の便宜以上に於て、此急要に赴かんことを旨とせざるべからず。

事態此の如くなるに當り、閣下の文武員辨各々其便宜を主張し、右より左より擾々として鐵道を掣肘拘牽し、而も且つ其著々進功して接濟に慊なからんことを求められば、鐵道たるもの亦難からずや。軍政民政文武官の軋轢、若くは官民情僞阻隔の如き、殖民地に於て有り易きの現象にして、流弊の事を害するや往々言ふに勝えさることあり。閣下果して能く此事情を諒し、某に假すに別に一路の地望を以てし、某をして滿洲文武員辨の掣棠を受けしめさらんことを約せらるべきや否や。更に未定の一問題に關して此に附言せざるべからざるものあり。政府は不日一令を發し、都督閣下の幕府に顧問を置き、滿洲鐵道總裁をして其任に當りて以て行政に干與し、都督府と滿洲鐵道會社とをして、施設の間互に相扞格することなからしむべしと。此等の處置たるや、一般行政組織の體

統より言はゝ、事勢の已むを得さる一種の權宜と稱すべし。抑ゝ殖民地統治顧問員として外國人を延くの策に對しては、某特に所見あるが爲めに、曾て極力之を反撥せり。顧ふに都督府顧問員の問題の如き、置くも置かさるも宜しく之を閣下の權内に委して不可なきが如くなるべし。然るを今政府特に勅令を以て此事を規定せんとするは、蓋し必す別に見る所なくはあるべからず。閣下此顧問制度を見て以て無用有害となすこと、曾て某か外國顧問を見しに類することなからんか、此も亦滿洲時務策中宜しく先つ閣下の意を請ふべきものゝ一なるを感ず。以上陳ずる所、越俎冒瀆嫌を避くるに他なきを覺ゆ。然れども方今軍國多務、賢不肖分に隨ひ身を致すに遑あらざる、恐らくは嫌諱小拘之れ事とすべきの秋に非ず。即ち耿々私を忘れ國に許すの意も、唯知者の爲に言ふべし、俗人と言ひ難きなり。閣下幸に言の硬突を恕して微衷の在る所を省し、軍刀案を斫りて明かに是非を裁せよ。

明治三十九年八月

爵　氏　名

かくの如く伯は、大島關東都督の裁斷を求むると共に、後日の紛雜を避けんがため、更に所謂「滿洲鐵道總裁就職情由書」を裁して、山縣元帥、西園寺首相、並びに林外相の回覽に供した。これは一方、山縣と西園寺とに對して、ダメを押すと共に、林外相の所見を質さんとするものであつて、その前文は次の通りであつた。

滿洲鐵道總裁は關東都督の監督の下に立つと同時に、都督府顧問として外務大臣監督の下に立ち、都督行政の一切を與り聽くべし。不肖某辱く之を此職に承けんとするに當り、此權宜の局を踏んで此大經營に任ずるは、後來に向つて多大の愼慮を要すべきものあるを思ひ、曩に既に其梗概を疏して大島關東都督の裁諾を求むる所ありた

り。蓋し鐵道總裁をして都督府顧問を兼ねしめ、假すに一切行政干與の權能を以てして、滿洲の經營を完ふせんとするが如き、當今事情の已むを得ざる所、驅りて此に至れる大端の消息は、當局諸公の認諒せられたる所なるべしと雖も、此は抑も殖民地行政國務の體統に於て破格非例の措置に屬し、將來群疑の攙入も殆んど豫期するに堪へたるものありと謂はざるべからず。凡そ一切應變權宜の處置なるものは、事に關するもの、須らく首尾相應じ、利害相濟し、終始扞格する所なくして、始めて其成功を望むべし。若し苟且牽合面從後言し、觸途の小紛を以て全局を未了に破るが如きことあらば、所謂權宜も寧ろ始めより之を事とせざるの介潔なるに如かず。某實に此に感ずる所あり。別に專書を裁して外相閣下の諾否に訴へんと欲せしかども、退いて之を思ふに、事情の關聯する所總核して之を陳ずるに非ざれば、恐くは一端を擧げて言質を邀ふるの嫌に近し、乃ち煩絮を避けず、事の始末を敍して、列位諸公の存識を乞ひ、並に外相閣下の鑑裁を仰がんと欲す。

かくして伯の「情由書」はつづいて、滿鐵總裁の椅子に就くまでに至る情由を縷々敍述した。その本文はすでに全部引用した通りである。さうして伯は最後に次の如く記して、主として外務大臣に對し、その決意を促がすところがあつた。

凡そ事對外政策に關すれば、名實表裡相一致する能はざること多く、隱密詭祕の策を褢むに、法理名分を以てせざるべからざること常に少からずと雖も、其權略利害未だ滿洲鐵道經營の實情に過ぐるはあらざるべし。昔時英國殖民政策に於ける東印度會社の設置の如き、其國家との關係に於て複雜を極めたれども、要するに東印度會社

は、實に自ら完全の主權を擁したりしものにして、今の我滿洲鐵道總裁が、商事會社經營の題目を以て、都督監督の名分の下に殖民政策上重大の責任を帶ぶるが如きに比すれば、事の難易恐らくは同日の論に非ず。然るを若し官僚政治の流弊此間に滲入し、殖民政策上無經驗の徒此權宜の事局を解せず、漫に法律官制の具文に牽かれ、枝葉の理論に趨り、實務を口舌の間に誤るが如きことあるに至らんか、是れ寔に滿洲經營の大患なり。今日の姑息政策は全く事勢の如何ともすべからざる所に出でたるものにして、東印度會社の故態を滿洲に再演し得べきものに非ざることは、固より某の了知する所なれども、其然るが爲に特に當局に望むに深く此已むを得ざるの事情を諒し、隱忍堅志以て有終の美を責めらるべきの識度を以てせざることを得ず、某不肖の材を以て、俄かに鐵道總裁の選を受けんと欲するに至れるも、斷じて苟且好事の粗心に出でたるに非ざることは、幸に上來敍する所、諸公と往復談論の主旨を掴みて至意を言外に省せらるべし。今や某は諸公の寄屬に感發し、一身を齎らして滿洲經營問題の犧牲に供せざるべからざるを自認せり。願くは當局諸公各〻其位より某を援助して、心力の足らざる所を扶持せられんことを。事若し功あらば主因は必ず列位匡救の力に在らん。總裁は場に當りて便を行ふのみ。功若し成らずんば、某が失敗は悔ゆるに足らず。邦家前途の憂ひ、諸公必ず等閑岐視すべからざるものあらん。嘗みに臺灣殖民政策の事蹟を顧みるに、未だ容易に其成功を許すべからずと雖も、尚其今日の小成を致すを得たる所以の主因を尋ぬれば、其經營の中心常に故兒玉總督に在りて、出入進退方針渝らず、歷次の內閣皆能く之を是認倚重せられたりしが故なり。今日某俄かに滿洲經營の中心點を主持せんとするも、智能力望諸公の認むる所となるもの、實に故總督の後塵を望むに足らず。而るを諸公叨りに選拔を辱くし、臺灣の既往を概推して實例を

滿洲の新局面に要せらる。是れ某僅かに官秩を卸して却て總督の實責を荷ふなり。今代列國殖民政策の爲めに儼然たる國務大臣の椅子を備ふるだも、猶成功の難きを歎ずるの日に當り、微々たる某の身を以て、敢て國家の爲めに無官總督の重責を負はんとするは、識者より之を見ば恐らくは忘分の誚りを免るべからず。然れども此誚りを甘んずるは、適さに某が諸公の知遇に酬ゆる所以なり。幸に諸公徒に推選に急にして、援助に疎なることなからんことを。且つ滿韓の經營は對淸關係に於て重大の利害を有すべきが故に、外務大臣閣下及駐淸公使に望むに篤く、某が爲めに謀りて便宜を失はざらしめんことを以てせざるを得ず。某も亦其の指導誘掖を善受し、肝膽相照して此經營の局を完ふせんことを旨とせざるべからず。所謂殖民政策にして、果して紙上の空論たらば卽ち已む。苟も國家重大の事實問題たるより以上は、空理に拘はり議論に束ねられ、觸處相掣累して以て大局を誤つこと、世間往々見る所の外交事弊の如くなるべからず。要を以て之を言ふに、今後外務省と滿洲鐵道總裁との關係をして、故兒玉總督の歷代內閣に於けるが如く、各地領事と總裁とをして福建領事の臺灣總督府に於けるが如くならしめ、意志疏通し表裡相濟はゞ、庶はくば互に敗なきに幾からん。是れ某が今より深く外相閣下の體察を希望する所なり。

然れども外務省は實に滿洲政治の主務者なり。中央政府に於ける最上監督官廳なり。滿洲經營に於ける事實上の主力を假して、之を鐵道總裁に委するが如き、外相閣下の容易に同意を表せらるべき所なるや否や未だ知るべからず。果して斯くの如くならば、某願はくば此際に於て、外相閣下と著實親切に是非を論究し得失を決定せん。假し所見を直言することを許さば、從來外務省の殖民政策に於けるや、空疎不振既に久しと云ふべし。今一能才

を得て、外務省の爲めに殖民政策を主持振起せしむることを得ば、誠に國家の慶事なりと雖も、抑ゝ政策實務の能才は、官制の文按と共に一朝にして造出し得べきものに非ず。某好みて外務省の短所を擧ぐるに非ざれども、此問題たるや、國家の現勢に省みて、玆に言及せざるべからざる所に屬す。外務省果して某が言の不當を論明せば、某應さに罪を引いて前言を撤回すべし。萬一單に其言を咎めてその實を效すに吝ならば、帝國殖民政策の前途豈勝けて言ふべけんや。語に云ふ。言者罪なし聞者戒むるに足ると。假し某が言を以て聽くべきの理ありとせられんか、滿洲經營殖民政策の中心主持、其宜しく何人に委すべきかに至りては、固より唯ゝ外相閣下の聰明に待ち、可否の一言を承くれば足るのみ。

更に思ふに、滿洲鐵道總裁は關東都督の直接監督と、外相閣下の最高監督との下に立つべきものたるに拘はらず、某が所感を以てすれば、今回選任の消息の如き、主として首相閣下の約諾に成り、外相閣下及關東都督に對しては披瀝未だ至らざる所あり。

是れ曩に特に一書を具して大島都督の裁諾を經たりし所以なり。若し外相閣下及其僚屬にして、某就職の事由上述の如く、鐵道總裁置職の權宜も事の止むべからざるに出でたるの實勢を察せられず、他日情僞相沮格し縄墨相拘制するが如きことあらば、滿洲の經營は遂に一場の兒戲環視の戮辱に終らざるを得ず。是某が今日に於て嫌を冒し、提言して所見の當否と就職の是非とを外相閣下に質し、快く贊否の決を與へられんことを請ふ所以なり。滿洲鐵道總裁就職事宜に關し、僭妄を咎めず私見を聽納せられたる元帥閣下、首相閣下の雅量は某の感激措かざる所なり。然れども豫後某が任の重く道の遠きを思へば、憂心兢々深く諸公の同情體察を乞はざるべからざるも

のあること、上述の如し。元帥閣下、首相閣下、外相閣下、某が煩言を嫌はず俯して同省を賜はゞ、幸甚の至りに堪ふるなし。

この情由書は、八月二十二日附、林外相に呈したものであるが、八月二十四日山縣元帥に、八月二十六日寺內陸相に、八月二十八日西園寺首相に、各一通を呈した。そして西園寺首相に對しては、さらに次の一書を副書として添付した。

先般大島關東都督より、滿洲鐵道總裁就職事件に關する下名申出覺書、閣下の一覽に供せられ候趣承及候處、猶此義に關し更に外相閣下の高見を叩き、幷に閣下及山縣侯の御聞置を請ふへき爲、別紙就職情由書を裁し、一通を呈覽致候。右の如く就職事宜に關し、此際書面を以て件々に各方面の承認を求むるが如きは、或は總裁たるの場合を利用して、自家の權域を開くに急なるの嫌を免れざるべく、此點は下名不本意の感も有之處に候得共、問題は全體に於て舊格の據るべきものなく、後來細大の事端に就き自他疑惑を惹くことあるべきは、今日に於て切に關心を要すべき義にして、之が解釋の日に臨み、相互の意見聚訟を來し、其都度臺閣の決定を累はすが如きこと有之候ては、事態都て善ならざるのみならず、事業全局の利害にも影響すること可有之、此際他嫌を冒すも寧ろ豫料の及ぶ處を率直に決定し置くの優れるに如かずと思考する義に有之候。仍て本情由書別謄一封を附し、萬一閣下より外相に差廻はされんことを希望致候間、前段の鄙意を諒とせられば、右樣御處置相成候樣致度候。此事も場合不穩當等の御見込有之歟、或は又就職の一埒如き諸事含默に讓るべきものとの尊意にも有之候はゞ、折返し明白御示報相成候樣、併て希望致候、下名に於ては苟くも決心を以て事に任ずる以上は、從來の紛疑を招

くが爲に、事前に於て關係諸方と剴切の成言を要すべしとの鄙見に過ぎざるの義に候得共、由來此等の切直なる考慮が、一身の利益をなすもの無之事も、粗ぼ承知致置候に就ては、隨宜俯仰の精神を以て穩便事に當るべき筋にも有之候はゞ、此も又謹で熟考可致候間、何れにも御高見相仰候。敬具。

明治卅九年八月廿八日　　　爵　氏　名

と。以て彼の用意周到なる性格を窺ひ見るべきであらう。

第二節　大陸經營の陣容

一、午前八時主義

いま伯の就任承諾によつて、その中心を發見したる南滿洲鐵道株式會社は、伯の登場以前、既に七月十三日をもつて創立委員を任命し、著々準備を進めつつあつたのである。

これは實に大掛りな委員制であつた。その委員長には參謀總長の兒玉源太郎を以てこれに當て、兒玉の歿後は、陸相寺內正毅をもつてその後を襲はしめ、その委員には朝野の名流八十名を網羅した。卽ち左の通りである。

法制局長官　法學博士	岡野敬次郎	法制局參事官	道家齊
外務省政務局長	山座圓次郎	外務省通商局長	石井菊次郎
外務省參事官	倉知鐵吉	大藏次官	若槻禮次郎

大藏省主計局長　荒井賢太郎
陸軍工兵大佐　武内徹
海軍次官　加藤友三郎
製鐵所長官　中村雄次郎
鐵道作業局長　工學博士　平井晴二郎
遞信省管船局長　内田嘉吉
遞信技師　工學博士　野村龍太郎
關東州民政署事務官　關屋貞三郎
從二位勳一等　子爵　井上勝
正三位勳一等　男爵　松平正直
從三位　子爵　堀田正養
正四位　子爵　三島彌太郎
正四位勳三等　男爵　澁澤榮一
從四位勳三等　工學博士　渡邊渡
從四位勳三等　法學博士　添田壽一
勳三等　近藤廉平
從四位勳四等　工學博士　仙石貢
從四位勳五等　高橋是清
正五位勳四等　藤田傳三郎
勳四等　益田孝
正五位　原六郎
正五位　箕浦勝人

陸軍次官　石本新六
陸軍砲兵中佐　木下宇三郎
農商務次官　和田彦次郎
遞信次官　仲小路廉
遞信省鐵道局長　山之内一次
遞信省經理局長　關宗喜
遞信書記官　藤田虎力
關東州民政署警視　澁谷逸次郎
正三位勳一等　子爵　曾我祐準
正三位勳二等　男爵　千家尊福
從三位　子爵　岡部長職
正三位　大石正巳
正四位勳三等　藤田四郎
從四位勳三等　法學博士　奥田義人
從五位勳三等　大倉喜八郎
正四位勳四等　武井守正
從四位勳四等　中橋德五郎
正五位勳四等　園田孝吉
正六位勳四等　安田善次郎
勳四等　大谷嘉兵衛
正五位　高橋新吉
正五位　栗原亮一

従五位勲五等	早川千吉郎	従五位勲六等	土居通夫
従五位	淺野總一郎	正六位勲五等	河上謹一
勲五等	荘田平五郎	正六位	鈴木馬左也
従四位勲六等	牛場卓藏	勲六等	貝島太助
正七位	中野武營	従七位	片岡直温
	鎌田勝太郎		大岡育造
	元田肇		野田卯太郎
	井上角五郎		佐々友房
	池田謙三		奥田正香
	松方幸次郎		近藤陸三郎
	安川敬一郎		麻生太吉
	竹内綱		岩下清周
	馬越恭平		豊川良平
	村井吉兵衛		田中源太郎
	岸本豊太郎		瀧兵右衛門

八月十日には、會社設立委員事務所が設置せられ、第一回委員總會を華族會館に開くと共に、常務委員と定款調査委員とが、次の通り選定された。

常務委員

岡野敬次郎　山座圓次郎　若槻禮次郎　荒井賢太郎
石本新六　仲小路廉　山之内一次　關宗喜

定款調査委員

岡野敬次郎　山座圓次郎　荒井賢太郎　仲小路廉
山之内一次　和田彦次郎　澁澤榮一　堀田正養
大石正巳　土居通夫　中野武營　大岡育造
佐々友房

今日のごとく膨脹發展したる日本にあつては、一滿鐵會社のごときは、數多き大會社中の一會社の感を與ふるに過ぎないけれども、日露戰爭直後の日本にあつては、資本金一億を超ゆる會社は、同社をもつて嚆矢と爲したるところであり、又日露戰爭の犧牲尙ほ生々しき當時でもあつたので、滿鐵の創立は日本全國の關心と興味との中心となつたのである。

既に創立委員が斯くのごとき大掛りのものであつた關係上、その成立後に於ける首腦者の顏觸れ如何は、世間注目の的であつた。しかも新總裁は奇鬪獨創をもつて鳴るの人である。果して如何の陣容をもつて、この新事業に指を染めるであらうか。天下は足を爪立ててこれを眺め見た。

果せる哉、新總裁は全く世間意表の外に出づる人選を爲して、天下を啞然たらしめた。それは思ひ切つたる壯年者の拔擢といふことであつた。彼は當時颺言して、

『滿洲は午前八時の人間でやるのだ。』

といつてゐた。その意蓋し人生の盛りを過ぎたる名前倒れの人物を登用せずして、全然未製品たる若年の人材を集め

て仕事をするといふのであつた。これが「後藤の午前八時主義」として世上に喧傳された。

彼は老年に至るまで口癖のごとく、

『名高かの骨高かは駄目だ。』

といつてゐた。つまり聲名を天下に買つて、旣にその全盛期を過ぎたる人物は、實際の役に立たぬ人間多しとの意である。

いま滿鐵の首腦部を組織するに當り、伯は思ひ切つて若年無名の人物を登用した。

彼が先づ副總裁として拔擢したのは、臺灣總督府の財務局長兼總務局長の中村是公であつた。當時の中村は臺灣に於いてこそ、多少人にも知られてゐたが、內地に於いては殆ど無名の一吏僚に過ぎなかつた。その中村を、伯は何故に拔擢して、副總裁の椅子に据ゑたのであるか。そこに伯一流の人事行政を見るが故に、吾人はしばらく、中村の人物と經歴とを略述して、他の首腦者に及ばうと思ふ。

二、中村是公その他

伯は臺灣を去つて滿鐵に赴くにあたり、誰人を臺灣の民政長官に推し、誰人を滿鐵副總裁として同行すべきやについて、深く商量した。その結果、祝辰巳を臺灣に殘し、中村是公を滿洲に同行したのであつた。

これについて和子夫人は、後年よく近親者に語つて言つた。

『後藤は臺灣を發ちますとき、祝さんと、中村さんと、どちらを滿洲にお伴れしようかと、餘程考へたやうですが、

つまり中村さんをお伴れしまして、本當によいことをしたと思つたやうでした。』

これは必ずしも祝が中村に劣つてゐたといふ意味でもなかつたらしい。ただ祝は程なく病死したに反し、中村は能く伯の女房役として、又後繼者として、到る處に伯に追隨したからである。

中村是公は慶應三年をもつて、山口縣玖珂郡愛宕村に生れ、はじめ柴野といつたが、中村家に養子に行つて、その姓を名乘つた。

彼は大學時代はボートの選手で、腕白の隊長であつた。同級に夏目金之助といふ靑年がゐて、この二人はかなり意氣相投合してゐたと見える。その金之助が、後の文豪漱石である。夏目漱石は、その小品文「滿韓ところどころ」のなかに、當時の學生生活をつぎのやうに囘顧してゐる。

其頃は大勢で猿樂町の末廣屋といふ下宿に陣取つてゐた。此同勢は前後を通じると約十人近くあつたが、みんな揃ひも揃つた馬鹿の腕白で、勉强を輕蔑するのが自己の天職であるかの如くに心得てゐた。下讀杯は殆んど遣らずに、一學期から一學期へ辛じて綱渡りをしてゐて、英語は教場で中てられた時に、分らない譯を好い加減に付ける丈であつた。數學は出來る迄塗板の前に立つてゐるのを常としてゐた。余の如きは毎々一時間ぶつ通しに立往生をしたものだ。みんなが代數書を抱へて今日も脚氣になるかなど云つては出掛けた。余の如きは、入學の當時かう云ふ連中だから、大概は級の尻の方に塊まつて、何時でも雜然と陳列されてゐた。余の如きは、入學の當時こそ芳賀矢一の隣に坐つてゐたが、試驗のあるたんびに下落して、仕舞には土俵際からあまり遠くない所でやつと踏み應へてゐた。それでも、みんな得意であつた。級の上にゐるのを見て、なんだ點取がと云つて威張つてゐ

た位である。さうして稍ともすると我々はポテンシヤル・エナージーを養ふんだと云つて無暗に牛肉を喰つて端艇を漕いだ。試驗が濟むと其晩から机を重ねて緣側の隅へ積み上げて誰も勉强の出來ない樣な工夫をして、比較的廣くなつた座敷へ集つて腕押をやつた。岡野といふ男は何處からか、玩具の大砲を買つて來て、それをポンポン座敷の壁へ向つて發射した。壁には穴が澤山開いた。試驗の成績が出ると、一人では恐いからみんなを驅り催して揃つて見に行つた。すると悉く六十代で際どく引つ掛つてゐる。橋本は威勢の好い男だから、ある時詩を作つて連中一同に示した。韻も平仄もない長い詩であつたが、其中に、何ぞ憂へん席序下算の便と云ふ句が出て來たので、誰にも分らなくなつた。段々聞いて見ると席序下算の便とは、席順を上から勘定しないで、下から計算する方が早分りだと云ふ意味であつた。丸で御籤見た樣な文句である。我々はみんな此御籤に中つてひやひやしてゐた。

其內下算にも上算にも丸で勘定に這入らないものが、ぽつ〳〵出來て來た。一人消え、二人消えるうちに橋本がゐた。是公がゐた。斯う云ふ自分もゐた。大連で是公に逢つて、此落第の話が出た時、是公は、やあ、あの時貴樣も落第したのかな、そいつは賴母しいやと大いに嬉しがるから、落第だつて、落第の質が違はあ、己のは名譽の負傷だと答へて置いた。

かういふ風に、中村は學生時代から豪放磊落な人と爲りであつた。そして一生、私人としては書生肌を脫せぬ男であつた。しかし公人としては、彼は忠實な勤勉な男であつた。

大學を明治二十六年に卒業すると、すぐ大藏省試補になり、翌年は秋田縣收稅長となつた。臺灣が日本領になると、

その財務局長として赴任した山口宗義が、時の大藏次官田尻稻次郎に依賴して、兩三人若い官吏を貰つていつた。その一人が中村で、彼は秋田から臺灣へ轉任した。それが明治二十九年の四月で、伯が臺灣に行く三年前である。

伯が臺灣でした重大な仕事の一つは、土地調査であつて、拔擢されてその仕事に當つたのが中村であつたことはすでに述べた。その時にかういふ話がある。

愈〻土地調査の仕事が終了して、中村がこれを伯に報告した。すると、それを聞き終るか終らぬかに、伯は激怒して顏面蒼白となり、

『馬鹿！　お前のお蔭で土地調査の仕事はまるで臺無しになつた！』

と大喝した。

すると立つてゐた中村が、ふら〳〵として、長椅子の上に倒れた。腦貧血を起したのである。彼は自分の失策のため、この重大な事業が畫餠に歸したのかと思つて、申譯ないといふ劇しい自責の念に打たれて、卒倒したのである。そんな風に良心的な男であつた。

伯は、深く彼を信任するやうになつた。

また中村はこの土地調査の仕事が濟むと、殘つた金を全部、局員に分けてやつてしまつた。これも官規に反するものとして、ひどく伯から叱られたが、この方は中村は平氣であつた。彼は部下に對しては、そんな風に情があつたので、後に滿鐵總裁の職を去る時のごときは、夜行列車で發つたに拘はらず、事務員や工夫までが、沿線に立つて彼を見送り、彼も車上に伏して泣いたといふことである。

こんな風な人物であつたから、伯は彼を拔擢して滿鐵の副總裁にすると、理事の人選は悉く中村に委せて、自分は殆んど干渉しなかつた。理事のうち野々村金五郎だけは、山縣元帥の推薦により、興業銀行から滿鐵理事に就任したのであるが、それ以外は全部伯と中村との合作であつた。

まづ滿鐵の營業方面の擔當者としては、三井物產から、田中清次郎と、犬塚信太郎とが拔かれた。經理、金融方面を擔當すべく、日本銀行から久保田勝美、附屬地の行政、土木については、內務省の俊髦久保田政周、清野長太郎、鐵道方面の擔當者としては、鐵道技師の國澤新兵衞、さらに法律關係の擔當者として、京都帝大から岡松參太郎博士が理事として、赴任することになつた。

これらの理事中、從前伯と面識のあつたのはただ岡松參太郎と、久保田勝美が臺灣の日銀出張所次長であつた關上、多少の知合であるくらゐのものであつた。

かくして伯の周圍に拔擢せられ來つた滿鐵の幹部は、多くは三十代の年少氣銳の士ばかりであつた。最年少者は犬塚信太郎の三十三歲、田中清次郎が三十五歲、岡松參太郎、久保田政周が三十六歲、四十代といへば、中村是公、國澤新兵衞、野々村金五郎等に過ぎなかつた。

空名によらず、緣故情實によらず、眞に意氣と實力を有する有爲の靑年を幕僚として、大陸經營の業に手を染めんとする伯のこの人選は、伯の新天地開拓の熱意の如何に熾烈なるやを想見せしむるものがあつて、世間一般に多大の興味と共鳴とを喚起した。

三、人材を天下に求む

事を興すも人にして、事を破るもまた人である。それが事業慾に燃ゆる伯の、終生渝らざる信條であつた。況んや、いま伯の雙肩に課せられたのは、滿鐵を中心とする大陸經營の大事業である。伯があらゆる努力と犧牲をいとはず、ひろく天下に人材を求めんとせしことは、當然であつたといはねばならぬ。

それは、伯が如何にして三井物産から田中清次郎及び犬塚信太郎の二俊髦を、拔擢し來つたかの經緯によつても、明かに觀取することができる。

田中はその當時、三井物産の長崎支店長であつたが、中村是公とは舊知の間であつた。明治三十九年の夏、支店長會議が東京で開かれたので、上京すると、たま〳〵中村是公が兒玉大將の葬儀參列の爲め上京してゐたので、同じ旅宿に泊り、久し振りで一夕ゆつくり會談した。その時、中村は突然、

『君が三井で敬服してゐる人物は誰れか。』

と聞いた。そして田中が率直に、

『犬塚信太郎は人物、識見、手腕において、隨一であると思ふ。』

と答へると、中村は「さうか」といつて、その時は、この點については深く言及せず、そのまま別れた。しかしその時すでに中村は、三井から田中、犬塚の兩名を拔擢することに心を定め、まもなく伯の承諾を得て、その手配にかかつたのである。

かくて三十九年の十月頃、香港に轉任してゐる田中のところへ、犬塚から、――今回、滿鐵が創立されたことに就いては、貴君と小生とに、入社して働いて欲しいといふことだがどうするか―― といふ來電であつた。

これは犬塚が、伯と中村とから、懇篤なる勸說に會つて、無下に却けることもできず、思ひ餘つて僚友田中に、電報を飛ばして、相談したのである。そしてその結果、三井の重役さへ承知すれば、滿鐵の招きに應じてもよいと、內相談が成つたのである。

ただ問題は、田中と犬塚は共に、當時、三井の總顧問をしてゐた井上馨を繞つて、或る複雜な關係にあつたので、たとへ自分等の意志はどうあらうとも、彼等自身、勝手な擧措に出るわけには行かなかつたことである。從つて、直接勸說の矢表に立つてゐた犬塚も、中村等に對しては、甚だ煮え切らぬ態度を取らざるを得なかつた。

これをもどかしがつたのは、伯である。さうして伯はとう〳〵自ら出馬して、三井の重役に會つて直接談判を開始し、且つ井上とも面談して、その斡旋を依賴した。井上は雙手を擧げて贊成した。そして伯共々、三井を說いてくれた。だが三井側では、――あの二人だけは困る、他の人間なら御用立しよう――と、頑として拒否し來つたのである。

そこで伯は、中村に命じて香港の田中に電報せしめた。

――三井の重役がどうしても承知せぬから、一つ君自身、重役に對して、滿鐵へ轉職の許可を强硬に要求してくれ。――

すると、田中からは、次のやうな返電があつた。

滿鐵入社のことは小生に異存なし。もし重役が愚圖々々いふなら辭職しても差閊へない。ただ現在の地位は

井上伯との間に特殊な義理もあるから、この點につき井上伯の諒解を得られたい。――

丁度この際、井上から伯に致した左の手簡が、今ものこつてゐる。

謹讀、過刻は御來駕を煩し、奉多謝候。被仰聞件ゝは、い曲了承仕候。今午後物産の飯田呼置候間、夫ゝ說諭も相試み可申候。其結局は必御報道可申上候。匆ゝ拜復。

十一月十三日　　馨

男後藤老臺下

伯は竊かに北叟笑んだ。そして時分を見計つて、氣輕に、つい目と鼻の井上邸にでかけて行つた。

玄關子が來客中の旨を答へると、伯は素知らぬ顏で、

『ほう、お客樣か、では、これをすぐお目にかけて呉れるやうに。』

と、懷中から田中の電報を取りだして、それに玄關で書いた添手紙を同封して、そのまま、飄然と歸つて行つた。果して、井上は伯の置手紙と、田中からの電報を、默つて讀み終ると、その席で件の電報を、飯田義一、渡邊專次郞の兩重役に示したのである。事ここに至つては、もはや一言半句の云ふところはない。

『已むを得ません、承知しました。』

と、兩重役は引下るよりほかなかつた。

かうした經緯で伯は、田中、犬塚の二俊髦を、その傘下に拔き來ることができたのである。

しかも、かくの如く殆ど無理押的に拔擢し來つたる理事なるが故に、その官職に在るものについては、伯は極力盡

力して、在官のまま就職の特典に浴せしむることとした。即ち明治三十九年八月三日、勅令第二百九號を以て「在職官吏ニシテ會社ノ職員トナリタルモノハ、在官ノ儘就職スルヲ得セシムル」ことになり、從つて副總裁中村是公は、臺灣財務局長兼總務局長、淸野長太郎は秋田縣知事、久保田政周は栃木縣知事、岡松參太郎は京都帝大教授、國澤新兵衞は鐵道技師といふやうに、在官のまま理事に就職したのであつた。

尤も岡松參太郎を在官のまま京都帝大法科の教授より拔擢し來たるに就いては、文部省並びに京都帝大との間に、一場の紛糾が重ねられねばならなかつた。その時伯は、一篇の論文を起草して、その誠意を洩らしたのであつたが、その草稿は今に殘つて在る。

伯の論文は先づ筆を起して、「南滿洲鐵道は一商事會社の經營事業に過ぎず。然れども其成敗利害に至りてハ、國家ハ決して一商事會社分内の得失と傚して之を看過することを許さゝるへし」と爲し、滿鐵の國家的重要性を縷述したる後、「滿洲鐵道經營ハ大事業なり。其成功失敗の岐るゝ所ハ、究むるに唯會社ハ、其人を得ると得さるとの一點に繫れり。然れども實力以外の責任ハ何人にも之を負はしめ得べきに非す。責任執掌の實力に對してハ、亦責任相當の地位報酬を支辨せさるへからす。此支辨を吝むは、是レ自ラ其責成考績の本分を棄つるものなりと謂ハさるへからす」と論じ、續いて次の如く、岡松博士拔擢に際して、文部省との交渉顚末を記した。

頃日予は滿洲鐵道の必要に鑑ミ、現任京都法科大學長を請ひて、會社の一員となさんと欲し、文部當局と會商せり。然るに文部當局は、該學長を以て大學教育上必須動かすへからすとなし、顧みて他の某法學博士を聘用せんことを勸め、並に學官在任者の如き假令兼職といふとも、其れをして營利會社員たらしむるは、自ら一の疑問に屬すと告けられたり。

伯が先づ憤慨措く能はなかつたのは、文部當局のその一言であつた。卽ち伯は上記に續いて、滿鐵事業が專門有爲の法學者を必要とする所以を論じて、次の如くまくし立てた。

夫れ滿洲鐵道の要する所、單に一會社の營利の爲にするに止まらハ、是等國家必要の人材に對し、强ゐて其任を易ふるの不道理なることハ、予も亦之を知れり。顧みるに當局者の意、唯講論著述の能者たに之あらは、予輩の希望斯に滿つへしとせらるゝに似たり。然れとも予輩の學者要求の理由をして此に止まらしめは、豈故らに文部當局と之を議するの要あらんや。一般講論著作の學者は江湖に累々たるに非すや。夫れ滿洲鐵道事業は清國領土內に在りて經營せらるへきものたり。其商事上、民事上、將來清國官民に對する法律上、權義の交渉如何に旁午盤錯なるへきかは、何人と雖之を豫想して餘りあるへし。然れとも清國法綱の解體疎漫たる由來實に久し。日常の事之を法理成文に訴へ、立談解決して自他沮礙なからしめんとするが如きは、今日毫も得て望むへき所に非す。一往の理論に於ては、件々之を彼我司法の裁判若は國際談判に訴へて、其解決を待つへきは正當の措置たるへしと雖、斯の如きは、實に一切殖民政策上の權略を辨へさる粗心武斷の硬論にして、要は此等の武斷方針以外別に自ら隱密の捷徑あることを思はさるに坐す。從來瑣屑の紛爭感情の乖忤よりして、累を殖民政策の主題に及ほし、其末を爭ふて其本を失へるが如き失敗の歷史は、多くは此等粗硬の見に由りて描かれたるものなり。凡そ事萬已むを得さるの結果、法庭を藉りて我か權利を伸へんか如きは、時に或は避くへからさることあらんも、試みに若し此際彼我の法度慣習に通熟せるの人を得て、其間に斡旋し、法律智識の缺乏せる清國官民をして釋然悅服、恥ありて且つ格らしめは、其殖民政策上の效果何そ啻に一鐵道會社の權利を伸へ得たるに止まらんや。借問す。此等の能事は果して彼の江湖累々の法學博士に求め得へきか。

予輩の提言要求せる法學博士は、從來特に清國法度慣習の調査に潛心したる所にして、國家は之が爲に年々數萬の經費と幾多の僚屬とを給して其業に從はしめしこと既に六年、清國法度の問題に至りては、今日我法學社會此特別養成の第一人あるに非す。而も國家か此種の人材を要すへき局面は、今日亦滿洲を措いて第二局あるに非す。予輩か此法律家を滿洲に延かんと提言する所

の條理明白、一も怪しむへきものなし。若し夫れ法學の學校教育に於けるや、要するに成理定論の講肄に過ぎず。何等の博士をして之を擔任せしむるも、國家の法學的智識供給に於て、成敗消長の大差較を生するに非す。今日海内大學新興の勢方さに人意を強くするの時に當り、文部當局か一學者の進止を以て大學教育の輕重となさんとするか如きは、啻に國家人物經濟の上に於て恰當を缺けるのみに非す。此等の悲觀論恐らくは時論の傾向と相容れさるものあるへきなり。

大學における區々たる法學講義の如きは、誰れにやらせたつて構はない。滿鐵の事業こそは專門法學者を肝要とする、最重要の機關なのだ　さう言はんばかりの伯の權幕は、帝大を以て、俗人の窺知すべからざる神聖の地なりと自惚れたる人々をして、茫然たらしむるものがあつたに違ひない。

然しながら、伯の意圖が、單なる大學罵倒に在らざりしこと、卽ちその眞意が伯の所謂「學俗接近」に在りしことは、この草稿の上欄に、伯自ら鉛筆を以て、次の如く記してゐるのによつても明かである。

況んや予輩の志望は、大學講義をして一空談に趨らしむるの弊を除き、學俗近接の持論を實施せんとするに在るか故に、某博士をして殖民地民事商事の活動を實驗し、以て講學の資に供し、之を講堂に移して、以て國家有用の後進啓迪に於て大々的成功を期せんとす。然るに某博士をして商事會社たる南滿洲鐵道會社理事たらしむるは、學者の體面を汚すものと議し、其理事たる以上は、大學に教授として講座を與ふるは、大學の體面に關するものとして之を排斥し、却つて其學識ある此實驗ある講義を擧けて、大學門外に排し去らんとする京都大學の意、那邊に存するかを疑ふ。更に甚しきは、文部大臣閣下より親しく聞く處によれは、某博士は其同僚より擯斥の決議を受けたる以上、自ら大學教授を辭職するの外なかるへしと信す、某博士の辭職を勸告せんとす云々。嗚呼是何等の言ぞ。前日は大學興敗に關し必要の人なりと云ひ、今日は辭職勸告すへしといふ、何ぞ定見なきこと其れ如此甚しきか。畢竟詮し來れは、其議論俗情愛憎に出て、名を學術教育の美名に借るものに非さるかを疑はさるを得す。由來文部省内學者論を僞して、其俗臭紛々たるもの、識者既に厭ふ處なり。加之文部大臣たるもの、自己の署名せし勅令に背き、法

科大學教授にして勅令の本旨解釋を誤るに非さるか。

見るべし。伯の唾棄せんと欲せし所は、象牙の塔に籠りて、獨り自ら高しとする、閑學者の偏見と俗見にありしことを。そして伯は最後に、筆を續けて次の如く記した。

學官をして商事に干與せしめさらんとするか如きの所見に至りてハ、是れ實に膏肓の文部省病といふへし。從來此等の因襲に薫陶せられたる多數の學者輩、相率ゐて偏固迂濶の空論者となり去れは、政治家は隨ひて之を賢人の列に俎豆し、法令制度も此輩几上の調査を恃みて之を成すか故に、文深繁褥窮まる所なけれとも、實用の效甚た乏しく、一令一法往々にして實務社會の障礙となり、其反對を招くこと多し。蓋し俗論誤り料りて以爲へらく、學術は實務の外に立つか故に貴く、制度ハ學者に成るか故に貴しと。安んか知らん、學術も唯實務と一致するか故に貴く、制度は唯實務社會より出つるか故に價値ありといふことを。是故に今日俗論の所謂學者なるものは予輩の要求する學者に非す。滿洲の問題ハ議論文章の能事を以て之を濟ふことを得す。予輩を以て世間の物議を辨解し、文部當局を批難するに遑あるものとなさハ誤れり。若し滿洲鐵道の得失か一會社の問題に非さることを領會し、將た人物經濟上の時弊ハ必す之を救はさるへからさるものなることを領會する人は、庶幾はくは予輩の論旨を諒とせん。蓋し此等の言議たるや、將來全局の爲に謀りて嘿止すへからすと認むるに非さるよりは、商事經營者たる予輩の態度として不佞の至りなれはなり。

伯が人材の招聘に如何に熱心であつたかは、これによつても窺ふことができる。嘗て新渡戸稻造を臺灣に迎へるために努力したると同じやうに、彼は岡松を滿洲に招くことに眞劍であつた。これがためには文部大臣とも、京都帝大とも、敢て抗爭するを辭さなかつたのである。

しかし、この伯の火のやうな熱心にも關はらず、遂に成功することを得なかつたのは、濱口雄幸の招致であつた。滿鐵はその商事會社たる關係上、大藏省との關係が大切であつた。ゆゑに有爲の材を大藏省より抜き來ることは、

重要事中の重要事であつた。その人材を物色して、伯の眼は專賣局事業部長濱口雄幸の上に落ちた。

幸ひにして當時の藏相は、衞生局技師時代よりの親友阪谷芳郎である。しかも阪谷と彼との間には、一余と人間とのことなら何でも工面してやる一といふ堅い約束があつたのだ。ゆゑに伯は阪谷を通し、又自ら出向いて、必ず濱口を羅致しようと決心した。しかるに意外にも、濱口は再三の勸誘を巖として拒絶した。その當時の經緯を、濱口は自ら、その「隨感錄」のなかに、次のごとく回顧してゐる。

後藤伯は藏相に依囑して、余の理事就任を勸められたのみならず、自ら大藏省に余を訪問せられ、慫慂頗る慇懃なるものがあつた。此の時が實に兩人の初對面であつたのである。(中略)余は無論卽答を避けた。深く伯の好意を謝し、篤と熟考の上何分の回答を爲すべき旨を答へて、一旦袂を別つたのである。間もなく滿鐵副總裁になるべき故中村是公、理事になるべき故久保田勝美の兩君相携へて余の寓居を叩かれ、熱誠を籠めて余の決意を求められた。余は三氏の知遇に感激しながら數日間熟考を重ねた。

熟考の結果、理事就任辭退に決意した。固より專賣局には練達堪能なる仁尾長官が在る。其の他各部門を擔當せる同僚諸君何れも有能の士である。必ずしも余の在任を必要とする譯ではないが、時恰かも大藏省主腦部では專賣事業統一の計畫が進められ、將にその實行を見んとする矢先き、專賣事業の將來を思へば、事決して容易なりといふことは出來ない。余は不敏ながら先輩各位の推輓を受け、今や專賣局の中樞たる事業部長の要職を汚し、煙草、鹽、樟腦三專賣事業の統一といへる難關を前にし、名利の爲現地位を去るの非難を受くるは、余の最も屑しとせざる所である。

今一つは余の觀たる後藤總裁の性格と余自身の性格との相違が餘りに甚しいが爲、將來此の總裁の下に理事として仕事をすることが果して兩者の爲、幸福であるや否や、延いてまた滿鐵自身の爲、利益であるや否やといふ懸念が强く余の頭腦を支配したのである。

以上の二つの理由の爲、斷然理事就任を謝絶することに決心し、一日麻布宮村町の後藤邸を訪問して、深く好意を謝しながら余の決心を告げ、滿鐵理事の問題は玆に一段落を見たのである。

かくして濱口雄幸を滿鐵理事に拔き來ることは、つひに失敗に終つた。しかし右の濱口の囘顧錄を見ても、伯がいかに人物を愛する心の深かりしかを、觀取することができる。そしてその熱意は、終に人を感動せしめずにはおかなかつた。

それは後に伯が第三次桂內閣の遞信大臣となつた時のことに關し、濱口が、上記に續いて、その「隨感錄」のなかに次のやうに記してゐるによつても窺ふことができる。

後藤遞相は、親任間もなき一日、突然余の雜司ケ谷の寓居に訪ね來られ、極めて坦懷なる態度を以て余に遞信次官たらむことを勸められた。

五年前滿鐵理事を辭退したる第一の理由こそ大體消滅したれ、第二の理由は今日毫も變化を見ざるが故に、今回もまた次官を固辭するを以て合理的となすこと勿論なるべきも、今回は、後藤伯の五年前より繼續したる知遇に感ずると云ふ感情が何處からともなく湧き起りて、終に成敗利鈍の打算に打勝ち、新藏相にして多年の畏友たる若槻氏とも、余が去る後の專賣局のことに就いて協議を遂げたる上、遂に遞信次官に就任することになつたので

ある。

四、親しく勅諚を賜はる

伯が正式に南滿洲鐵道株式會社總裁に任ぜられたのは、明治三十九年十一月十三日であつた。そして十一月二十六日には、東京基督教徒青年會館に創立總會が開かれ、この席上において、寺内委員長の指命により中橋德五郎、河上謹一、瀧兵右衛門、馬越恭平、岩下清周の五名が監事に任命せられた。續いて寺内委員長は、後藤總裁、中村副總裁、及び各理事を株主一同に紹介し、この時伯は滿鐵總裁として、次の如き趣旨の挨拶を試みた。

本社ノ事業タルヤ、其鐵路ノミニ就テ之ヲ云フモ、關係頗ル廣且大ナリ。延長僅ニ七百哩ニ過キスト雖、世界交通機能ノ循環系統、即チ世界商業的大動脈中ノ樞要部ヲ占メ、東洋否、世界實業ノ便宜ニ供シ、汎ク内外人ノ用ニ資スベキノ位置ニ在リ。故ニ本社ノ鐵道經營方針ハ、啻ニ我政府並株主各位ノ意旨ニ副フノミナラス、中外實業家ノ要望ニ副ハンコトヲ力メサル可カラス。殊ニ清國人ニ對シテハ、可成其協力ヲ邀フルノ精神ヲ持シ、此協力ヲ阻礙スヘキ清國人ノ誤解猜疑ハ、努メテ之ヲ排除セサルヘカラス。不肖短才能ク如上述フル所ノ任ヲ全フスルコトヲ得ルヤ否、自ラ顧ミテ闕心ニ堪ヘス。

抑々本社事業ノ成敗ハ、獨リ本社ノ利害ノミニアラス、實ニ世界實業家ノ幸、不幸ノ係ル處ナリ。將我帝國國民ノ榮辱ニ係ル處ナリ。豈特ニ戰爭ノ勝敗ノミヲ以テ國民ノ榮辱ヲ定ベケンヤ。不肖此重職ニ當リテ、各方面ノ後援ト同情トヲ懇求スルハ、特ニ一會社ノ爲ニ各位ノ高明ヲ累サント欲スルニ非スシテ、各位ノ希望ハ、此國家的

大事業ニ對シテ、回避ヲ許ササルモノアルコトヲ信スレハナリ。

これが伯の當時の意氣込みであつた。また當時滿鐵の重要性も、伯の說ける通りであつた。伯が總裁に任ぜられた時、特に感激に堪へなかつたことは、十一月十九日、畏くも　明治天皇より御陪食を仰付られ、また御座所に於いて拜謁仰付けられた際、親しく左の如き意味の御言葉を賜はつたことである。

南滿洲鐵道ノ事業ハ困難ニシテ、其關係スル所重大ナリ。十分盡力セムコトヲ望ム。

これは全く、破格の御殊遇と云ふべく、後に　明治天皇の御聖德を拜話せる際、伯は當時の感激を新たにして、次の如く回顧してゐる。

自分が南滿洲鐵道の總裁になつたとき——內閣總理大臣は西園寺公であつたが——隨分世に勅任と云ふものはあるけれども、特別に御沙汰を蒙つたことに付いて、自分は感激止まなかつたのである。此の事は單に自分に對してではない。日本國民並びに隣國の國民との關係と云ふことに付いて、特に御軫念遊ばされ、格段深甚なる御注意を拂ひ給ふ叡慮の程を窺ひ奉るに足ることではなからうか。世に親任官あり勅任官がある。けれども辭令を拜するときに御言葉を賜はると云ふことは、元老は姑らく措き、他には殆どないことである。國務大臣親任のときでも、御言葉を賜はることはないのであるが、自分は滿洲鐵道の總裁を仰付けられた後ちに、拜謁を賜うて、其の時親しく勅語を拜したのである。南滿洲鐵道總裁の職務は頗る重大の任であつて、又その困難なる事に處するに當つては、深甚なる注意を要することである、殊に三國關係の中點に立つて居るのであるから、各國民との間の意思の疏通に最も便宜を得るやうに努めなければならぬ、と云ふ御言葉を親しく拜受した。さうして御陪食を

仰付けられた。實に異例である。是れは勿論、時の總理大臣が、此の事を重大として奏上せられた西園寺公の配慮もあつたことであらうが、元來容易に斯樣なる事を御許しにならぬ、尤も異例に屬する事であるのに、其のこれを御許しになつたのは、全く隣國に對する重大關係を御思召されての事であらう。斯くまで大御心を之れに注がれ給ふかと恐察する時、自分は惶懼に堪へないので、今日に至るまで自分は深き感動を蒙つて居る譯である。殊に當時の南滿の理事は別に勅任とか云ふことはなかつたけれども、初めて任に就いた時には宮中で茶菓を賜つた。其の後に至つては闕下に拜伏して親しく報告を奏上するの光榮さへも御容しになつたのである。近來の滿洲鐵道が營業的になつて居ること、全く同一視すべからざるものが當時はあつたのであると、自分は想像するのである。現今に於ける滿洲關係、卽ち支那、露西亞關係を初め、何事につけて自分がその當時の事を考へて見ると、盡して及ばざることの多きを感じ、何事か一生の中に之れを補はねばならぬと始終思つて居る譯である。

この時の大帝の御言葉が、伯のその後幾十年に亙る東洋政策の根本義となつたのである。そしてこの點につき、伯は、幸俱樂部における講演において次の如く語つた。

一般の領土擴張の關係よりして見ましても、此の南滿洲鐵道のことは等閑に附すべからざることは明かでありますが、其の外に我が帝國は南滿洲に於ける特殊の使命を持つて居ると申して宜しいのであります。此の事は私は此處でお話をする爲めに、南滿洲に於ける帝國の特殊の使命と云ふ文字を組立て、問題にして申上げるのでなくして、是れは事實は全くさうなつて居ります譯で、私が初めて滿洲鐵道の總裁を拜命するとき、當時の總理大臣からも話がありまして、又總裁拜命の際　陛下の勅諚にも此の御沙汰を拜した次第です。兎に角日本帝國の南滿

洲に於ける特殊の使命といふことが、是れが重大の件であります。玆に私が此の文字を殊更に揷へて申上げるのでないと云ふことをお斷りをして置きます。

この「南滿洲に於ける帝國の特殊の使命」を達成せんとて、伯は今や少壯氣鋭の幕僚を提げ、任地に赴かんとするのである。

しかもその時、再び彼等が光榮と感激に堪へなかつたのは、十二月十九日午前十時三十分、中村副總裁、國澤、清野、久保田(勝美)、犬塚、田中、久保田(政周)、野々村各理事が、御座所において拜謁仰付けられ、畢つて別殿において茶菓を賜はつたことである。

蓋し株式會社の重役としては、先例のない破格の光榮であつた。

かくして翌二十日、中村副總裁、淸野、久保田(勝美)、犬塚、田中、久保田(政周)、野々村の各理事は、視察及び引繼準備のため、滿洲出張の途に就いた。途次二十二日、中村副總裁及び久保田(勝美)、田中、野々村の三理事は、伊勢大廟に參拜し、玉垣御門内において禮拜した。この玉垣内參拜の光榮に浴したといふことも、全く特別の取計ひであつた。

中村副總裁以下の一行が、大連に著いたのは、明治三十九年も押しつまつた十二月二十七日であつた。

五、社員に對する激勵

伯の少壯拔擢主義は、果して滿鐵社内に一道の生氣を流入せしめた。

伯自身の積極的努力主義は、これ等壯年者の活動慾と相伴つて、滿洲經營の新事業に、潑剌たる生氣と躍動をあたへた。

滿鐵のごとき國家的大事業の興廢は、一にかかつて、この脈々たる生氣が、全面を支配するか否かにある。

更に伯は、上述せる一南滿洲に於ける帝國の特殊の使命一を、直接事に當る滿鐵社員すべての胸に、徹底せしむるの必要を感じた。それはひとり、彼等の士氣を作興するのみならず、彼等をして不惜身命の努力を傾注せしむる所以ともなる。

茲において伯は、滿洲に赴任後まもなき明治四十年三月、滿鐵の社員を一堂に集めて、次のごとき訓諭を與へて、全社員の奮起を要請した。

予カ敬愛スル職員諸君、

當南滿洲鐵道株式會社ノ成リ立チ、ナラヒニ仕組ミニ付テハ、予カ事新シクコヽニ辯スルマテモナク、諸君ノ疾ク熟知セラルヽトコロナリト思フ。ソモソモ當會社ノ事業ノ極メテ大ニシテ、我々會社員ノ責任ノ極メテ重キコト、オヨヒ吾人ノコレニ對スル覺悟ノ一端ハ、昨年十一月二十六日、當會社ノ創立總會ノ時ニ於テモ述ヘオキタレハ、定メテ諸君ハ當時ノ新聞紙等ニヨリテ、予カ此ノコトキ重大ナル責任ヲ負フニ至リタル次第ト、一旦引受ケタル以上ノ固キ決心トヲ諒トセラレタルナランニ。サテ予カ此ノ大ナル事業ヲ成シ遂ケンコトヲ決心スルニ當リ、何ノ頼ムトコロアルカト問フモノアラハ、予ハ直チニ、會社員タル諸君ノ心ト力ナリト答ノヘシ。ソハ事ヲ成スニ唯人ニ在ルヲ堅ク信スレハナリ。ユエニ諸君ハ上、重役ノ地位ニ在ル人ヨリ下、日給ヲ受クル者ニ至ルマテ、予ノ前ニ僞リナキ忠實ヲチカヒ、尤モウルハシキ家族的親ミヲ以テ互ニ相結ヒ、予オヨヒ予ノ僚友ヲ中心トシテ、全心全力ノ補助ヲ與ヘラルヽニ於テハ、コノ重大ナル責任ヲ全クシ、國家オヨヒ同胞ニ報ユルノ必スシモ難事ナラサルヲ

確信ス。

予ハ固ヨリ新領土タル臺灣ト南滿洲トヲ同視スルモノニアラス。シカレトモ我等大和民族ノ愛國心カ善ク到處ノ住民ノ心ト融和セラレ、共ニ幸福ヲ樂ムモノナルヲ知ル。コレ予カ實驗ノ證スルトコロノミナラス、實ニ中外ノ認メテ毫モ疑ハサル事實ナリ。サレハ諸君カ滿洲特殊ノ事情ヲ解釋シ、特殊ノ覺悟ヲ以テ事ニ當リ、併セテ當會社ノ起リタル主旨ト、予ノ心事トヲ會得セラルルニ於テハ、予カ諸君ト憂ヲ分チ功ヲ與ニセントスル望ノ決シテ空シカラサルヲ信ス。予ハ諸君ヲ見ルニ益友ヲ以テセントスルト同時ニ、會社ノ秩序ヲ維持スル爲メ、諸君ニ服從ノ德ト、忍耐ノ量トヲ要求セサルヲ得ス。諸君ハ地位ヲ異ニシ執ルトコロノ職務同シカラストイヘトモ、互ニ尊敬ト友愛トヲ以テ相交ハリ、各々分限ヲ守リテ其職務ニ勵マハ、此ノ間イサヽカノ誤解疑惑アルヘキ謂レナシ。予ハ一人ソノ處ヲ得サルモノアルモ、自己ノ過チナリトシ、尤モ予ノ心力ヲ彼我情意ノ疏通ニ用キントス。何トナレハ情意ノ不通ハ自ツカラ會社ノ目的ヲ阻害シ、予ノ志ニ反スルコト殊ニ大ナレハナリ。

諸君ノ多數ハ戰時ヨリ勤續セラレ、ソノ功勞ノ大ナル、今更予ノ讃辭ヲ加フルヲ要セサル所、別ケテ本年四月一日以後ハ、率テ當會社ニ入ラルヘキヲ以テ、今ノ場合ニ於テ特ニ一言シオカントスルハ他事ニアラス。近日予ノ耳ニ達セル風聞ニヨレハ當會社ハ引繼前若クハ其直後ニ於テ大ニ人員ノ淘汰ヲ行ハントテ、往々ソノ職ニ安ンセサル者アリトノコトナルカ、果シテ事實ナラハ是レ甚キ誤傳ナリ。但シ予ハ歸還ヲ望ムノ少數者ヲ強テ引留メントスルモノニアラス。又社内風紀ノ爲ニ止ムヲ得ストスルトキハ、必スシモ淘汰スルニ躊躇スルモノニアラストイヘトモ、苟モ諸君ニシテ此ニイヘル主旨ヲ體シ、予ヲ信シテ大ナル家族ノ一員タルヲ望マハ、予ハ容レテ同舟ノ好伴侶ト爲シ、一心同功ヲ希フテ止マサルモノナリ。オモフニ諸君カ故郷ヲ離レ、滿洲在勤ノ職ニ就カルヽ上ハ、獻身犧牲ハ常ニ覺悟セラルヽトコロナラン。サリナカラ今ハ戰時ニアラス平和ノ日ナリ。是ヲ以テ諸君ハ能ク時勢ト推シ移ルヲ忘ルヘカラス。個人ノ品格、即チ國ノ品位ナレハ、凡ソ人ニ接スルニハ丁寧懇切ヲ旨トシ、職務ニ對シテハ廉直勤勉ヲ專トセラルヘシ。諸君ハ勤務ニ於テ日々外國人ニ接シ、シカモ互ニ言語十分ニ通シ難キカユヱニ、内地ニ在リテ事ヲ執ルモノニ比スレハ、其苦辛言フヘカラサルモノアラン。サレハ終始信義ヲ守リ、他ノ心ヲ己レニ推シテ遺憾ナカラシムルヤウ努ムヘシ。カクテ諸君ハ何事ヲ爲スニモ、先ツ會社事業ノ上ニ及ホス影響如何ヲ考ヘ、予カ日夜諸君ト休戚ヲ共ニスルノ誠ア

ルヲ念ハレンコトヲ切ニ望ム。

かくして伯は今や、若き希望に燃ゆる少壯有爲の幕僚を左右に從へ、その意氣に感激せる全社員の努力に鞭ちつつ、一路大陸經營の大業へと驀進せんとするのである。

六、得意人の苦惱

伯の滿鐵總裁就任は、各方面から大體に好評を以て迎へられた。植民地經營に關する伯の力量は、臺灣において既に試驗濟みであつた。兒玉將軍亡きあと、彼こそはこの難局に當るべき唯一人者であるとは、伯の政敵と雖も、認めざるを得ざる事實であつた。それは當時の元老と關係が、總出で伯を推薦したる事情によつても、容易にこれを察知し得る。

一般國民の腦裏にも、伯の臺灣における赫々たる功績が未だ今日のことの如くに輝いてゐた。諸新聞の論調も、また好感を以て、伯を迎へた。しかも海外の諸新聞が、これを重要視したことは、內地の新聞以上であつた。伯の滿鐵總裁就任內定の報一たび傳はるや、八月十二日、ドレスデンネル・アンツァイゲルは評して曰く。

臺灣統治に依つて天下に盛名を博したるドクトル後藤新平氏は南滿洲鐵道會社の總裁たることを承諾すべしとは一般に信ぜらるゝ所なり。新領土の經營に於て發揮せられたる濶達なる才幹と自由なる政策とは、之を滿洲新經營の舞臺に施さば、能く日本及び外國人間の感情を融和し、最も公平圓滑に該會社の事業を決行し、其の施設上に於て著大なる成功を見るを得べし。

また倫敦エンヂニーヤリングは、伯の南滿洲鐵道會社總裁選任に關し、歡迎の辭を述べて曰く。

臺灣經營に成功せる後藤男の自由主義は、今後南滿洲鐵道の總裁として又發揮せらるべければ、日本の滿洲鐵道及び商工政策は、外人に對して公平均等を失はざるを信ず。

しかも伯の滿鐵總裁就任に對する世評は、十一月、そのいよ〳〵正式の決定を見たる後といへども變らなかつた。むしろます〳〵好評の度を高くするの觀があつた。當時在滿中の上田恭輔は、十一月十六日附の私信において、伯に報じて曰く。

拜啓。閣下の今回の御就職につきては、兼てより天下衆庶の刮目して注意致せし處とは申せ、一昨日の官報にて發表ありし同時に、再び閣下の御芳名の世界に反響せらるゝことは、殆ど想像以外にて、在滿洲の各國代表の領事の如きは、我一にと競うて閣下の御任命を各自本國政府に報告致し候點よりしても、如何に世界列強は閣下の一擧一動に關して注意致し居るかは御推判のことゝ存候。略言せば、今回泰西諸大新聞の閣下の御任命を披露致すに汲々然たるは、畢竟するに今後の男爵閣下は世界の後藤男たるべきことを示したるものかと存候。假令ば茲に封入致候切拔の如きは、歐洲の政界の覇王を以て任ずる白耳義のアンデパンダンス・ベルジーの所論にて候が、同新聞は御承知の通區々たる小事には全く頓著せず、全く超然主義の新聞たるにも不拘、尙閣下の滿鐵總裁を以て大に其人を得たりとし、合せて男爵閣下の臺灣に於ける御成功を賞揚致し居り候。又或新聞の如きは閣下を目して、埃及に於けるクロマー卿と、故セシールローヅを搗き混ぜたる人物なりと激賞致し、男にして若し露のヒルコフ公と手を握り、行動を共にせらるゝあらば、極東の交通機關は一躍して大發展を爲し、爲に東亞の政策上

に、大變化を來らしむるあるべしとまで、論及致すものも有之候。

併しながら、上田の齎らした斯くのごとき好評のみが、當時の伯の身邊の空氣でなかつたことは、何人も想像するに難くないであらう。

何等の門地背景なくして、しかも卓然衆を拔いて破格の榮進を續け來りたる伯に對しては、世上痛烈なる嫉視反感を抱きたるもの、決して一、二ではなかつた。殊に伯が不思議なる人間的魅力をもつて、一般世上の人氣を集めつつあつたことは、同時にこれ等の反感者をして、ます〳〵深く伯を憎惡せしめた。

斯くのごとき個人的憎惡嫉視の情は、世上の空人氣より遙かに根強く、且つ有力なるものである。人氣は水上に浮べる泡沫のごとく、忽ちにして生じ、忽ちにして痕形もなく消えゆくものである。これに反し、個人的猜疑反感は表面に現はれずして、久しく蟠居堆積し、事每に人を傷け害ふものである。

敏感なる伯が、これ等の陰險なる反對者のために、如何に多くの苦杯を嘗めしめられつつありしかは、次に掲ぐる文獻がこれを物語つて餘りある。

一、就任以來退讓に退讓を重ね、唯政府の命令に服從を力め、靜に其經過を見る三閱月餘、最早將來の爲默認すべからざるの期に達したり。

一、就任當初より、有識の諸友人は、其就任を以て大膽より寧ろ暴擧とし、早晩政府と衝突して退任の止むを得ざるに至るべしと、再三忠告するものあり。近頃に到り、本社幹部入滿以來、到底滿洲周圍の事情ハ、總裁の辭任を催促するなるへしと、竊かに疑ふものあるに到りたるを以て、斷然南滿洲鐵道會社事務所に轉居し、此

等疑念の豫防に勤め、社員と共に專心一意社務盡瘁せんと期し、唯奮進鼓舞に力めたり。然るに、

對淸政策の無能無策
對淸政策の不振
ビロカラチーの壓迫
官僚の嫉妬
陸海軍の專横
守舊派の無識

果然、滿鐵總裁の地位は、花のみの椅子では無かつたのである。麗はしき薔薇の花の蔭には、辛辣なる刺が群生してゐたのである。

この覺書は、以て伯のその當時における心境の一端を窺ふに足るものがある。

かくの如き伯の心情は、元老閣臣もまた容易に理解し得るところであつた。故に伯がいよ〳〵渡滿の途に上るや、明治四十年五月二十日附、元老井上馨は、伯に書を寄せて次の如く慰さめ且つ勵ました。

別後御健康にて御安著、敬賀之至に御座候。御滯關も短時間にて多少遺憾千萬に奉存候。御著之上百事御多忙、幾重にも御推察申上候。種々ナル混雜又者多少之衝突等、御不滿足多々可有之、不如意之點ゝ御感情を生し可申者、幾重も御察し申居候。惟ゝ此際堪忍之二字を以、爲邦家御盡力奉祈候。小生も乍老耄裏面より御助勢、出來得る限り盡力可仕候間、時ゝ事情等犬塚又者田中等に被仰付候而、御密報被下候ハヾ便利歟と奉存候。乍併干涉

を好ミ候義ニ者無御座候間、御了察奉願候」

また七月十五日附、西園寺首相は、次の如く書き送つて、「爲國家只々御忍耐」を希望した。

拜啓。二通貴書落手候。縷々御苦衷遙察ニ不堪候得共、爲國家只々御忍耐千希萬望候。(中略)猶又御不便之義モ候ハヾ、直接御申遣シ有之度候。要スルニ今日ハ實ニ大切之場合ニテ、只管御盡力ノ程祈入候。右ハ不取敢御答迄如此候。草々頓首。

然り、何事も「唯一國家のため」である。およそ、斯くの如く四圍に群がる有象無象の反感妨害を、敢然と克服して行くことに依つてのみ、大陸經營の美果は收め得るのだ。徒らに、憤悶の情を獨語して自慰するに止まるは、大丈夫の業でない。奈何ぞ片々たる一身の毀譽褒貶の如き、流水とともに看過し去れば足る。ただ問題は、この國家の大使命を、如何にせば、最善に遂行し得るだらうか、といふことである。

茲に於いて伯は、自ら筆を執つて、次の如き覺書を記した。

一、露國東清鐵道經營の歷史に鑑み、清國國民の民情に徵し、且戰後の餘響を受け、帝國殖民政策の成功を期するには、日本一流の人たる資格あるものを以て總裁とせられされは、萬般の施設國家に不利なり。隨而內外紛雜を排除するの威望なかるへからす。清國由來名門を好む。總裁の撰小生輩敢て當るへき處に非ざるなり。是當初總裁就任辭退せし所以なり。畢竟小生か親任待遇の根據も此に因す。徒ニ勞し而功少なきは個人としてハ忍ふへきも、國家としてハ忍ふへからざるなり。況んや列國競爭の大事業に當るをや。

一、當初南滿經營は共に官民の間に重要視せられたり。新平就職と定まる日より、漸く今日に到りて、輕忽に付

せらるゝの傾なきにあらす。是新平微力躬ら揣らす、敢て國家の大事に當るへき總裁を輕卒に引受けたるか爲に、既に總裁なるものゝ眞價を落したるならん。此總裁は韓國統監と其實輕重の差なき人を要し、其事體の廣狹難易に到りては、之に勝さるも其下にあらす。然るに今日新平就職となりしか爲に、所謂人ニ對して厚き待遇の不可を聞くに到りたるなり。もし朝野をして、如此く此事業を輕視せしめたることありとせハ、是誰の罪ぞ。實に新平微力不德に在るを悔ゆ。若し苟合に流れ他日此過を再ひすへからす。國家之爲め赤誠を吐露し、首相始め諸公か、親任官以上の人を用ゆるの不可なりとするの誤解を矯めさるへからす。且左の三案を提出して裁擇を仰かんとす。

第一案

一、副總裁として新平就職し顧問を兼ね、總裁には

桂伯　井上伯　松方伯　野村子　芳川子

の中より就職之事。

但中村是公には副總裁の內諾を得置きたる故、更に理事として就職を勸誘すること。

理事其他勿論總裁に於て前日撰定交涉之分取消別に撰定せらるへき事。

第二案

一、顧問として親任待遇を賜ふへき事

第三案

一、總裁のみにて顧問兼任せさる事

この覺書は、その内容より推して、明治三十九年末のものと思はれる。抑も伯が總裁就任にあたり、希望條件として、滿鐵總裁の親任待遇を要求せることは、前述（第一節六）の通りである。然るにこの希望條件は、延引に延引を重ねて、結局實現せられなかつた。然らば何故に、その條件が實現せられなかつたのであらうか。しかしそれは改めて說くまでもなく、自ら明白なことであつた。伯はその事情に顧みて、つひに右の三案を提議せんと欲するに至つたものであることは明かであるが、果して伯が右の三案を、元老或は首相に呈し、その決意を促したりしや否、若し提出したりとせば、これについて如何なる應對ありしやは、一切不明である。

ただ一つ明かなる事實は、この三案とも、つひに元老首相の容るるところとならなかつたことである。しかし伯は、最後まで、この覺書に現はれたる考へは棄てなかつた。そしてこれが後に至つて、伯の「關東都督府官制改革案」となつて現はれたことは、後述する通りである。

七、滿鐵と都督府との連鎖

滿洲における三頭政治の弊害といふことは、伯が滿鐵總裁就任前より夙くも豫見したところであり、伯が常に植民地經營機關の統一を力說し來つたことは、上に縷述せる通りである。伯が滿鐵總裁を以て、關東都督府顧問を兼ねたのは、せめて二頭の間に一味相通ずるところあらしめんとの、一時的便法であつた。

然しながら、大陸における完全なる統制的經營を主張する伯が、斯くのごとき便法で滿足する筈はなかつた。特に南滿洲鐵道株式會社と關東都督府とは、その關係がデリケートであるだけ、それだけ密接なる聯關を痛感することが深かつた。

滿鐵副總裁たる中村是公をして、關東都督府民政長官を兼ねしめるといふ計畫は、そのために目論まれたるものである。

この目的のために、伯が形式上採つた第一の手段は、一時中村是公の滿鐵副總裁を免じて、關東都督府民政長官に轉任せしめ、そして同時に、都督府民政長官中村是公をして、滿鐵副總裁の事務取扱を囑託したことであつた。それは明治四十年四月二十五日のことであつた。そしてかくのごとく決定せる所以は「南滿洲鐵道株式會社十年史」（一二五―一二六頁）に據れば次の通りであつた。

之レヨリ先キ、民政長官ヲシテ副總裁ヲ兼職セシムルノ當否ニ付議論アリシガ、結局官吏服務規律ノ制限ハ、當會社ノ如キ一般商事會社ト其性質ヲ異ニスルヲ以テ、絕對的ニ禁止セラル、モノニアラストノ見解ト、關東都督府ハ一ニ南滿洲ノ經營ノ爲ニ活動シ、南滿洲ノ經營ハ鐵道ヲ中心トスルハ勿論ニシテ、從テ都督府ト會社トノ關係ハ密接離ルヘカラサルモノアルヲ以テ、政策上且便宜上其兼職ヲ至當ナリトシテ、此任命ヲ見ルニ至レルモノトス。

この時首相、外相、遞相、陸相の間に、次の通り決議があつた旨、外相から通牒し來つた。

一、政府ハ南滿洲經營ノ特ニ重大ナルヲ認メ、乃チ南滿洲鐵道株式會社副總裁中村是公ヲ簡拔シ、關東都督府民

政長官タラシムルコト。

一、民政長官タル中村是公ハ、關東都督ノ認諾ヲ得、且ツ南滿洲鐵道株式會社總裁ノ依賴ニ因リ、同會社副總裁ノ事務ヲ取扱フヘキコト。

一、中村是公カ南滿洲鐵道株式會社副總裁ノ事務ヲ取扱フハ、單ニ會社内ニ止リ、外ニ對シテハ副總裁ヲ缺位トスヘキコト。

一、中村是公ハ南滿洲鐵道株式會社副總裁ノ事務ヲ取扱フタメ、同會社ヨリ一箇年金〇〇圓ヨリ少カラス、金〇〇圓ヨリ多カラサル割合ヲ以テ報酬ヲ受クヘキコト。

然しながら、第三項に記せるごとく、滿鐵副總裁の地位を、外に對して缺位にするといふことは、實際上多くの不便を免れなかつた。そこで伯は、滿鐵總裁の名を以て、次の願書を大島關東都督に呈出し、名實ともに中村副總裁の都督府民政長官兼任を實現せんと計つた。

願書

從來本會社ニ於テハ、關東都督府民政長官中村是公氏ニ副總裁事務ヲ囑託シ、實際ニ於テ副總裁ノ職務ヲ執ラシメ、政府ノ御方針ニ從ヒ、名ヲ捨テ實ヲ取リ、府務社業ノ一致ヲ旨トシ、滿洲ノ經營ニ齟齬ナカランコトヲ期シ來リ候。然ルニ本會社ニ對スル政府ノ命令書並ニ本會社ノ定款ニ依レバ、本會社ヲ代表スルノ權限アル者ハ總裁ニシテ、若シ總裁事故アリテ其職ヲ執ルコト能ハサルトキハ、副總裁之ヲ代理スル事ト相成居候ニ、現今ノ狀態ニ於テハ、中村氏ハ會社内ニ於テ副總裁ノ實務ヲ執ルニハ、敢テ支障無之候ヘ共、表面上副總裁ノ名義之ナキヲ以テ、外部ニ對シ總裁ヲ代理シ會社ヲ代表スルノ權限ナク、從テ總會ノ召集、官憲トノ交渉等ニ際シ、總裁ニ事故アリテ親ラ其任務ヲ執ルコト能ハサル場合ニハ、何人モ之ニ代リ會社ヲ代表スルノ任ニ當リ

得ル者ナキノ實情ニ有之、會社ノ營業上支障尠カラス。去レハトテ新ニ別人ヲ以テ副總裁ト爲スニ於テハ、府務社業ノ一致協和ヲ旨トスル政府ノ御方針ニ反悖スルニ至ルヘク候ヘハ、此際何卒中村氏ニ本會社副總裁兼務被仰付候樣、御進達相成度、此段奉願候也。

これに對して、大島都督からは、次の通り承諾の意を表して、林外務大臣に宛て申請するところがあつた。

南滿洲鐵道株式會社總裁男爵後藤新平ヨリ別紙願出ノ趣審議ヲ遂ケ候處、願書開陳ノ事情ハ已ムコトヲ得サルモノト認メラレ、且官規上ヨリ觀ルモ、民政長官ト副總裁トヲ兼任スルコトハ、官吏服務規律第七條ノ解釋上、事務ノ都合ニ依リテハ敢テ支障ナキモノト思考被致候ノミナラス、此事ハ事實上ハ現今ニ於テモ既ニ囑託ノ名義ヲ以テ實行致シ來リ居候儀ニ有之候ヘハ、今公ニ副總裁ノ名義ヲ附スル事ト相成候モ、執務上毫モ差支無之事ト思考致候間、願出ノ通御内申相成候樣致度此段得貴意候也。

然るにこの願意はつひに聽き屆けられなかつた。のみならず民政長官としては旅順に、副總裁事務取扱としては大連に、隔日に勤務するといふことは、不便少なからざることであつたので、伯もつひに、兩者の兼任を斷念せざるを得なかつた。そして明治四十一年五月十六日に、中村是公は再び副總裁專任となるに至つたのである。

猶ほ伯は、明治四十年八月十七日、理事久保田政周をして、關東都督府警務課長事務取扱を兼務せしむることに成功した。これは中村副總裁の民政長官兼任と共に、滿鐵と都督府との密接なる連絡に、役立つことが少なくなかつたやうに見えた。しかしこれも明治四十一年一月十日、官制改正と共に廢止になつた。

八、滿鐵使命に關する請問

後藤總裁の都督府顧問、中村副總裁の都督府民政長官、久保田（政周）理事の都督府警務課長兼任は、この大陸經營

の二大機關の間に、緊密なる連絡を設定し、所謂三頭政治の弊害を是正するに多大の貢獻を爲せるやに見えた。

併し乍ら、かくの如きは要するに一時の彌縫手段に止まり、到底永久的に此の制度上の缺陷を補ひて、帝國の大陸經營を效果的ならしむる所以ではなかつた。卽ち曩に、故兒玉將軍とともに談じたる、東印度會社設立の主旨と相距る遠きものがあつた。

故に　聖上の優諚を體して、朔北の天地に身命を賭せんと意氣込んでゐた伯としては、かかる官僚的分權制度のために、日露戰役の國民的努力の結實の妨害せらるることを、痛憤もし憂慮もした。

殊に伯をして慷慨せしめたのは、中央政府の無理解であつた。政府が滿洲政策に熱意と認識とを缺いたことが、その冷淡無關心となつて現はれたのである。

當時伯が、ザラ紙の洋紙に、赤インクをもつて記した次のやうなメモが殘つて居る。以て當時の伯の心中を窺ふに足るであらう。

滿洲經營ニ屬スル望ハ大ナリ。然レトモ其權限ヲ委スルニ至テハ、何時モ官僚政治（ビューロークラシー）ノ弊ニ陷リ、委任ヲ制限セントスルノ傾向ヲ免レス。而シテ此等ノ徒ハ、眞ニ經營ノ大計內ニ定リ、大略外ニ立ツモノナク、況ンヤ實際事ニ當ルノ力ナク、漫然紛議ヲ試ムルニ過キサルハ、小生ノ深ク遺憾トスル處ナリ。

公法的トスルカ將私法的社團ト看做スカ。

特許ニ依ル義務ヲ負擔スルニ最モ適當セルモノハ、公法上ノ社團タルコト說ハ既ニ知ルモ、殊更ニ私法上ノ社團トシタルカ如何。

本社ハ公法上ノ殖民會社以上ニ國家的機關ノ中ニ近接シ、否其組織中ニ入ラサルヘカラス。

そしてこれらの問題を提げて、伯が敢て中央政府に問はんと欲したものが「帝國殖民政策上南滿洲鐵道會社本分如何ノ認明ニ關スル請問」であつた。

この請問には、「左書ハ內閣總理大臣、外務大臣、大藏大臣、遞信大臣ノ省閱ヲ請フヘキカ為ニ起草シタルモノナリ」と、朱書してゐる。これだけでは、その當時、事實この請問書を發したるものなりや、或は起草せしに止まつたのか、不明である。しかし何れにしても、以て伯のその當時の心情を窺ふに足る。

請問は、相當露骨に、伯の忿懣の情を披瀝してゐる。まづ筆を起して曰く。

南滿洲鐵道會社ノ輕重ハ、之ヲ帝國殖民政策ノ上ヨリ見テ、當然何等ノ地步ヲ占ムヘキモノナルヤ。是レ蓋シ政府ヨリ之ヲ云フモ、將タ會社ヨリスルモ、我カ滿洲經營方策大段ノ由リテ定マルヘキ先決ノ問題ナリ。然ルニ某カ之ヲ會社總裁ニ承ケシヨリ以來、時月未タ深カラサルニ、政府カ會社ヲ視ル所以ノ意一冷一熱、實ニ輕薄ヲ極ムルコトヲ感受セリ。是レ固ヨリ閣下高見ノ然ラシムル所ニ非サルヘキハ、某ノ深ク信賴スル所ナレトモ、而モ政府官僚ノ所見ニシテ此ノ如キモノ多キノ事實ニ顧ミレハ、滿洲殖民事業ノ將來ノ爲ニ危疑ニ堪ヘサルモノアリ。抑此等ノ事情ハ、會社創立委員會ノ頃ヨリシテ、既ニ某ノ憂慮ヲ懷キタル所ナリシニ拘ハラス、今日ニ抵ルマテ猶此未了ノ疑問ニ逢著スルヲ免レサルハ遺憾ノ至ナリ。

かうして、伯は劈頭、政府の「實ニ輕薄ヲ極ムルコト」を慨したる後、一轉して、

然レトモ由來殖民政策ノ我國ニ於ケルヤ、殊ニ經驗ノ初期ニ屬スルノミナラス、滿洲經營ノ大問題ノ如キ、或ハ一朝ニシテ老成的實ノ定見ヲ朝野輿論ニ求メ難キモノアラン。某ノ政府當局者ニ望ム所ハ、蓋シ多キニ在ラサルナリ。堅ク國家滿洲經營ノ初意ヲ把持シテ、物情ノ輕浮ニ流蕩セラレサルニアリ。

と爲して、先づ次の如く、滿鐵創立の由來より說き起した。

今請フ少シク其本ヲ尋ネン。滿洲問題ガ故兒玉大將ノ肩頭ニ懸リシ日ニ於テ、某ノ進言セシ所ハ、鐵道ヲ以テ滿洲開拓方策ノ主幹トナシ、並ニ之ヲ國家直接經營ノ下ニ置クニ在リ。幸ニ大將ノ同意スル所トナリキ。而シテ戰後ポーツマス條約ノ結果、會社組織ノ方按ヲ採ラルヽニ至リシモ、鐵道主幹ノ方針ニ至リテハ、朝野ノ同認シテ變セサリシ所ナリ。其後大將ガ會社經營問題ヲ以テ垂問セラレシ時、某ノ答ヘシ所ハ、大將特ニ參謀總長ノ地位ヲ以テ創立委員長ノ任ニ當ラレヽモ、是レ唯一時ノ權宜ニ過キス、時論ニハ成見ナク、局面ニハ展開アリ、既ニ時望ヲ負ヒテ大將ニ代ハルヘキモノヲ見ス、誰ガ敢テ群疑ヲ排シ、來茲ヲ保スルモノアランヤト云フニ在リキ。大將某ノ要スルニ、某カ自ラ任シテ問題解決ノ重キニ當ランコトヲ以テセラレタリ。之ヲ時情ニ考フルニ、物論徒ラニ滿洲問題ニ急ナレトモ、其實地經營ニ對シテハ、國家果シテ何等ノ效功ヲ豫期スヘキモノナリヤ、將タ之カ爲ニ何等ノ地步ヲ供ヘ保任ヲ與ノヘキモノナルヤニ至リテハ、一モ定按アルナシ。某之カ爲ニ昨年初夏謁ヲ閣下ニ取リ、質スニ此疑ヲ以テシタリキ。謂ヘラク。滿洲ノ事若シ鐵道ヲ營業シ、炭鑛ヲ採掘シ、利益ヲ商務ニ收ムヘキニ止ラハ、世上自ラ能事ノ人アラン、若シ而上更ニ殖民政策ノ國家問題アリトセハ、國家宜シク先ツ自ラ一著ノ定籌アルヲ要スヘシ、是レ兒玉大將ノ位望ヲ以テスルモ猶決ヲ當局ニ取ル能ハサル所ナリ、況ンヤ某ニ於テヲヤ、菲才必ス其任ニ堪ヘサルヘキナリト。閣下教フルニ、滿洲ノ事、商利以外ニ別ニ主題アルヲ以テシ、某ニ責ムルニ須フク身ヲ致シテ任ニ膺ルヘキヲ以テセラレタリ。然レトモ政府畢竟會社ニ許スニ何等ノ國家的權能ヲ以テセラルヘキヤニ關シテハ、當時尙未タ成言ヲ賜ハラサリキ。兒玉大將溘カニ薨シ、滿洲問題解決ノ要愈迫レリ。某以爲ラク。今日ノ事徒ラニ帷幄ニ衆訟シテ遺策ナカランコトヲ求ムルモ、寧ロ議論ヲ滋蔓シテ要領ヲ得サルニ幾カラン、但鐵道主幹ノ大方針ニ至リテハ既ニ朝野同認ノ在ルアリ、爾餘ノ問題ハ事ニ當リテ勢ヲ導クノ外、恐ラクハ他計アルナシト。某カ敢テ現職ニ膺リシ所以ノ事理此ノ如シ。爾來ノ消息ハ亦實ニ閣下ノ之ヲ審カニセラルヽ所ナリ。

事實、滿鐵創立の由來、並びにその際伯に與へたる西園寺首相の言質は、伯の上段に說く通りであつた。獨り首相

の言質のみならず、それは國家的輿論であつたのだ。殊に　明治大帝が、特に後藤總裁に拜謁を賜ひ、勅諚を賜はりたることは、伯以下滿鐵當業者の感激措く能はざるところであつた。

然るにその後の推移は如何。

伯は語を續け、慷慨して言ふ。

當時輿情滿洲問題ヲ視ルノ重キ、借令ヒ國家ヲシテ幾多ノ重累ヲ負ハシムルモ、必ス之カ解決ヲ期セントスルニ在リシコトハ辨ヲ俟タス。某ノ由リテ恃ム所モ亦此ニ在リキ。而ルニ會社組織僅カニ成ルノ後、此情形忽チ變シ、時論末節ニ蔽ハレテ初意ヲ忘レ、某ヲシテ失望セシムルコト一ニシテ足ラス。政府ノ俗吏ノ如キハ、屑々焉トシテ會社ノ職員待遇ヲ娼嫉シ、内地官制ノ繩墨ヲ執リテ倒マニ殖民地ヲ權衡セントスルモノアリ。甚シキハ當路爲政者ニ至ルマテ、單純ナル商事會社管理ノ成法ヲ挾ミテ、南滿洲鐵道會社ヲ制裁セント擬スルアリ。夫レ内國商務ノ成法、政府ノ官制カ、其制定本來殖民政策上ノ必要ト何等ノ關係ナカリシモノナルコトヲ省ミルノ明ナクシテ、却テ會社ヲシテ功ヲ殖民事業ニ收メ、其職員ヲシテ樂ンテ其職ニ獻身セシメント欲スルカ如キノ謬見ハ、畢竟殖民政策上ニ於ケル寡識無經驗ノ俗論ニ出タルニ過キサルヘシト雖、乖謬ノ甚シキ適ミ滿洲問題前途ノ失敗ヲ促カスニ足ルモノナリ。

かくの如く、滿鐵經營に對する中央の無理解、惹いてはその妨害の一例として、伯の擧げたるところは、職員待遇問題の一だけであつた。しかし伯の滿鐵總裁就任以來、滿鐵の上に蝟集せる各方面の妨害干渉はひとりそれだけに止まらなかつた。それは前掲伯のメモにも、列擧されたる通りである。

然らばそれは何に基くか。

その根本は、滿洲に於ける帝國特殊の使命と、帝國に於ける滿鐵特殊の地位とを、忘却したるに基く。

然らば事實上他の列强が、植民會社を遇するの道はどうであるか。「請問」は續けて記して曰く、

世界列國殖民的智識ノ進歩ハ、歴史的經驗ヲ積ミ來リテ、復タ昔日ノ惯々ニ非ス。其殖民會社ノ設置ニ於ケルヤ、舊時社團法人株式會社トシテ民法商法上一般制裁ノ下ニ立タシメタルノ非ナルコトハ、業已ニ認定セラレ、獨逸殖民制度ニ於ケルカ如キハ、殖民會社ナルモノハ全ク特別法ニ由リテ其分限ヲ規定セラレ、會社ハ内閣首相直接監督ノ下ニ置カレ、國家ハ經濟上政治上保護ノ會社ニ與ノルト共ニ、會社モ亦自家ノ營利問題以上ニ於テ、國家殖民政策ノ目的ニ副フヘキ義務ヲ負フモノトス。故ニ舊時ニ在リテハ、會社組織契約ニ於ケル私法上ノ義務タリシモノハ、今ヤ國家ノ行政行爲ニ由レル公法上ノ義務トナリ、會社ノ權利能力ハ直チニ國家ノ權能ト相聯結スルニ至リタリ。

獨逸の植民會社を遇するやかくの如し。然るに帝國政府官憲の滿鐵に對する態度は如何。ここに於いて伯は一流の毒舌を揮つて次の如く痛罵したのであつた。

我カ政府官憲ノ間ニ於ケル殖民的智識ノ程度ハ、概スルニ尙甚幼稚ナルモノニシテ、殖民地問題ヲ議スルヤ、大略學校講座ノ打銘尙新タナル法理論ト、内地守成ノ形式惟レ拘ハル膠柱説トニ過キス。世界ニ於ケル殖民的智識ト其法理的講究トノ進歩日ニ新タナレハ、彼等ノ能ク追尋スル所ニ非ス。例之獨逸法ヲ講スルノ士ニシテ、殖民會社ノ公法的社團タラサルヘカラサルコトヲ歸納スヘキ理論及事實ノ何タレヲ知ラサルモノアリ、彼等ハ唯東印度會社ノ舊事ヲ談シテ、近代法理ノ許サヽル歴史ノ鏽蝕ナリト聞キシコトヲ記憶スルノミ。殖民制度講究ノ最新結論ニ於ケル公法社團主義殖民會社説ノ如キ、彼等ニ取リテ恐ラクハ咄々ノ怪事タラサルコト能ハス。況ンヤ我カ滿洲經營ナル複雜問題ノ底ヨリシテ、彼ノ私法論公法論上更ニ一頁ノ添加ヲ要スヘキ新殖民會社組織ノ終ニ已ムヘカラサル所以ノ論素ヲ繹出センカ如キニ於テノヤ。概スルニ今日官僚者流ノ殖民論ハ、一卷法學通論ノ型模ヲ脱セス。其是非スル所ハ書生討論會ノ勝負ニ過キス。頭ヲ中央政府ノ机上ニ擡ヘテ、空談喧々昨ヲ送リ今ヲ消シ、滿洲殖民問題得テ了スヘシトナス。痛嘆ニ堪ヘサルナリ。

冷嘲熱罵、これを草した時の伯は、蓋し三斗の溜飲一時にさがるのごとき快感を覺えたであらう。しかし伯の意圖は決して、單なる嘲罵ではなかつた。滿洲に於ける帝國特殊の使命と、帝國に於ける滿鐵特殊の地位を理解せしめて、以て大陸經營の根本義を樹立せんとするのが、この「請問」の趣旨である。

玆に於いて、伯は筆を進めて記した。

滿洲經營事業ノ帝國ニ於ケルヤ、其緩急輕重實ニ獨逸ノ保護領地ニ於ケルノ比ノミナラサルコトハ、固ヨリ架說ノ要ナシ。某實ニ前日閣下カ運輸採炭以外別ニ主題アリトナシ、此等營業ノ門外漢タル某ヲシテ之ヲ解決セシメント要セラレタル高教ヲ體シ、挺身局ニ當ルヤ、以爲ヘラク。方今獨逸ノ保護領地政策スラ既ニ上述ノ如キモノアレハ、我カ滿洲鐵道會社ニ於ケル所謂公法上ノ義務タルヘキモノハ、竿頭更ニ一歩ヲ進ムル所ナクンハアルヘカラス。何トナレハ、會社ハ殖民政策上ノ國家機關タルヘキ主題ヲ擔ヘルノ一面ニ於テ、更ニ商事會社タルノ名實ヲモ併具セサルヘカラサレハナリ。此ハ兒玉大將ノ地望ヲ以テスルモ猶未タ具體的條件ヲ得ル能ハサリシ所ナレトモ、閣下ノ一言ニシテ恃ムヘクンハ、庶幾ハクハ鞠躬盡瘁事ニ此ニ從フヲ得ント。故ニ南滿洲鐵道會社ハ、鐵道ト稱スト雖實ニ運輸營業ヲ以テ之ヲ價値セス、會社ト稱スト雖固ヨリ商法上ノ株式會社ヲ以テ之ヲ見ス、命名ノ如何ヲ論セス、某ハ唯殖民政策上帝國權能發動機關ノ一部トシテ之ヲ見ルヲ憚ラス。爾來ノ運意設慮一ニ此ニ基キ、三十九年勅令第二百九號制定ノ議ノ如キ、立意全ク國家ヲシテ會社本分ノ特占地歩ヲ認メシメントスルノ首途ヲ啓クニ在リシモノナリ。然ルニ紛々タル俗論ハ、今ヤ徒ラニ鐵道ノ兩字ニ拘泥シ、株式會社ノ名目ニ粘滯シ、會社創設ニ於ケル國家ノ本意何レニ在リシカヲ忘レ、偏ヘニ一般商事會社ヲ以テ滿洲殖民經營ヲ羈束シ去リ、彼ノ勅令ノ效力ノ如キモ隨時沮折シテ其實用ヲ失ハサレハ已マサラントス。某獨リ當初以來ノ本意ヲ把持シテ、事々之ヲ匡救セント欲スト雖、漸ク其支吾扞格ニ堪ヘ難カラントスルニ至リタリ。

伯はかくの如く、論じ去り論じ來つて、最後に政府當局にむかつて請問して言ふ。南滿洲鐵道株式會社をもつて大

陸經營の根幹たらしめんとせし當初のわが國策は依然變ずるところなきや否やとし、次の通りである。

政府若シ此ノ如ク爲ス所ヲ以テ、彼ヲ如ク欲スル所ヲ求メハ、會社タルモノ亦爲シ難シトイフヘシ。某不才ノ致ス所然ルノミト云ハヽ、特ニ陳スルニ足ルモノナシト雖、今日ノ情勢會社ヲ桎梏シテ底止スル所ナカランハ、異日何人ヲシテ局ニ當ラシムルモ、恐ラクハ帝國滿洲殖民政策ノ爲ニ生面ヲ開クノ望アラサラン。近來淸國政府全力ヲ滿洲經營ニ傾注シ、新進第一流ノ人材ヲ擧ケテ之カ督撫ニ任シ、隱然我カ殖民政策ヲ反撥セント欲ス。之ニ對スル我カ都督府ノ實力ヲ顧ミレハ、未タ以テ彼ヲ制スルニ足ルモノアラス。然ルニ中央政府ハ猶都督府ノ權限ヲ縮小シ、其經費ヲ削減センコトヲ企ツ。其ノ論據ヲ討ヌレハ、此モ亦殖民政策上無識ノ輩杜撰ノ見ニ出テタルニ過キスト雖、而モ俚聲和多クシテ其勢侮ルヘカラサラントス。小智ノ大計ヲ累スルヤ、實ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ。（都督府權限財政ノ事ハ別ニ意見ヲ具陳スヘシ）此等ノ消息假令ヒ俗人ト之ヲ談スルモ益ナシ、閣下果シテ南滿洲鐵道會社創立ノ初意ヲ省ミハ、俗論輕浮ノ外ニ於テ、會社ヲ何等ノ地歩ニ置カレントスルカ。名實截然、裁スルニ運輸採炭營業ノ一商事會社ヲ以テセラレントスルカ。將タ此商事會社ヲ遇スルニ、殖民政策ノ發動ニ於ケル國家機關タルノ實ヲ以テセラレントスルカ。是レ今日某カ特ニ閣下ノ確認明示ヲ仰カント欲スル所ナリ。

以上を以て、伯の「請問」は終つてゐる。

この文書に於いて、伯の論難說破せんとせしところは、上述の如く、單に抽象的原則にすぎない。然しながら、當時の滿洲經營が、まづ帝國の態度の根本を定め、この抽象的原則を樹立するにあらざれば、「何人ヲシテ局ニ當ラシムルモ」到底效を成し難き事情にありしことは、事實であつた。

そして特に、帝國の態度決定を促がす重大なる一原因は、支那の覺醒と、それに伴ふ北京政府の態度であつた。

九、最高拓殖機關設置案

前掲の「請問」において、伯が「近來淸國政府全力ヲ滿洲經營ニ傾注シ、新進第一流ノ人材ヲ擧ケテ之カ督撫ニ任シ、隱然我カ殖民政策ヲ反撥セント欲ス」と記したのは、淸國政府が新に總督、巡撫を滿洲に置いて、徐世昌と唐紹儀をその任に宛てたことを指すものであつた。

これを滿鐵の當時の記錄に徵するに、その實情は次のごときものであつた。

客年振貝子一行ガ滿洲一過以來、北京政府ハ遽ニ滿洲ヲ實要視セルモノ、如ク、盛ニ利權囘收ヲ叫デ人心ヲ攬リ、趙盛京將軍ヲ罷メテ新ニ總督巡撫ヲ置キ、徐世昌唐紹儀ノ輩ヲ拔キテ東三省ニ臨マシム。假令北京大官ノ間ニ、何等カ勢力消長ニ關スル裏面ノ事情アリトスルモ、兎ニ角垂死ノ老大國カ一旦覺醒シテ、大ニ勢ヲ北方ニ張ラントスルノ事實ハ蔽フベカラザル所ナリ。然ルニ帝國ハ之ニ反シテ、滿洲經營ノ急ヲ認メナガラ、未ダ殖民政策實行ノ根本ヲ確立スルニ至ラザルノ狀態ニシテ、常ニ一著ヲ彼ニ輸スルノ遺憾アルヲ免レズ。其故如何ト尋ヌルニ、帝國ハ何等カ機會ヲ捉ヘ、列强ヲ誘フテ淸國ノ人心ヲ南淸ニ轉ゼシムルノ手段ヲ取リタランニハ、彼何ノ餘裕アリテカ力ヲ北方ニ伸スヲ得ンヤ。然ルニ計此ニ出デザルガ爲ニ、彼ハ意ヲ安ジテ動モスレバ傲然帝國ニ對スルヲ憚ラザルナリ。今ヤ日淸鐵道協約僅ニ就ルモ內、殖民政策ノ大本ヲ定ムト云ヒナガラ、根本機關未ダ備ラズ外、都督府ノ設アルモ、未ダ眞ニ南滿ノ鎭トシテ賴ムベキ實質具ラザルハ現下ノ有樣ニアラズヤ。

然らばこれに對して、帝國の大陸經營の根本機構を定むる方策は、何れにあるか。

伯の成案は二つあつた。

一は中央政府に一高等殖民政策一を決定すべき最高機關を設けて、現地の所謂三頭政治を統一指導するの任に當ること。

二は關東都督府なる機關を强化擴大して、出來得べくんば、滿鐵をもその內部に包容せしめ、以て權威ある統一的經營を爲さしむること。

而してこの第一策に基いて、伯の起草せしところのものが、次の進言書であつた。尤もこの一進言一は、果して何時、何人に向つて提出せんとせしものなりや、また果して事實提出せるや否や、全く不明である。然しながら、以て當時における伯の植民政策に關する中央機關改造案の大樣を知るに足るものがある。

「進言」は先づ筆を起して曰く。

熟〻按スルニ、帝國ハ近年長足ノ進運ニ伴ヒ、人口ノ增殖殊ニ著ク、爲ニ內ニ在リテハ複雜ナル社會問題ノ起ルアラントシ、外ニ向ヒテハ國民發展ノ地ヲ求ムルコト愈〻急ナラントスルノ時ニ當リ、帝國カ戰勝ノ報償トシテ、韓國及南滿洲ヲ其勢力範圍ニ收ムルヲ得タルハ、洵ニ國家ノ至幸ト謂ノヘシ。抑〻滿洲ハ世界耳目ノ集マル所ニシテ、帝國ニシテ一日統治政策ヲ誤ルトキハ、列强ハ直チニ其間隙ニ乘シテ己ノ利益ヲ成サント欲ス。微弱自ラ保ツ能ハサル淸國ト雖モ、亦他ノ力ニ憑藉シテ帝國ノ獲得シタル利權ヲ覬覦スルニ至ルヘク、其結果淸國ノ決意ハ、第一次ニ於テ、滿洲全部ヲ擧ケテ世界ノ中立地帶タラシメントスル某々列國ノ助言ヲ承ケテ、以テ己カ主張トナシ、然ル後其國力ヲ培養シテ、滿洲全土ノ還付ヲ求メンカ如キノ策ヲ建ツルニ會セハ、帝國ハ嘗ニ戰勝ノ光輝ヲ堙滅セシムルノミナラス、延イテ東洋ノ均衡ヲ破壞セラレ、國家存立ノ根基ヲ危クスルニ至ラン。故ニ云ク。滿洲經營ノ成否ハ實ニ帝國安危ノ岐カル、所ナリト。是レ不肖カ就任ノ初ニ際リ、熟慮危疑シテ遽カニ決スル能ハサ

リシ所以ナリ。

伯は斯くの如く、滿洲に於ける國際的實勢と、滿洲經營の帝國發展上に於ける重要使命を說きたる後、筆を進めて次のごとく、大陸政策に關する首腦部確立の一日も忽にすべからざる所以を論じた。

蓋シ滿洲ヲ治ムルノ道、必スシモ我新領土タル臺灣ニ對スルト同一筆法ヲ用ユヘキニアラス。亦必スシモ我保護下ニ於ケル韓國ニ莅ムト之ヲ一視スヘキニアラス。要ハ特種ノ關係特殊ノ事情ヲ稽ニシ、政令必ス一ニ出テ、之ヲ統フルノ道二ナク、確然不拔ノ方針ノ下ニ於テ、每ニ外交ノ機略ヲ活用シ、邁往直前唯ミ初志ヲ遂クルニ在ルノミ。惟フニ帝國カ特ニ關東都督府ヲ設ケタルモ之カ爲メナリ。南滿洲鐵道會社ヲ起シタルモ亦之カ爲メナリ。然ルニ滿洲ノ事タルヤ、多種多方面ニ涉ルヲ以テ、夙ク其根本ヲ定ムヘク、政策ノ中樞ヲシテ二三ナラシムヘカラサルハ言ヲ待タスト雖モ、之ヲ刻下ノ實情ニ察スルトキハ、當事諸官ヲ指使スヘキ首腦ノ一ナラサルカ爲ニ、四肢動ミモスレハ其能ヲ全クスル能ハサルカ如キ憾ミアルヲ免レサルハ、慨歎ニ勝ヘサル所ナリ。政府ノ意ヲ滿洲經營ニ用フルノ深クシテ、戰勝ノ令譽ヲシテ更ニ大ナラシメントスルニ殷切ナルハ、敢テ疑フ所ニ非ラスト雖モ、空シク其心ヲ存スルモ、其實ノ之ニ伴フナクンハ、國運發展ノ上ニ於テ寸毫ノ效ナキヲ奈何セン。試ミニ別ニ臚列スル事項ノ如キ。目前所感ノ一端ニ過キスト雖モ、而モ最モ顯著ナル事實ニ屬シ、一トシテ焦眉ノ急務ナラサルハナシ。今ノ時ニ於テ第一步ヲ愆ルコトアラハ悔ヲ他日ニ貽シ、將來ノ事幾ント言フニ忍ヒサルモノアラン。

然らば上記焦眉の急務として、「別に臚列する事項」とは何であるか。遺憾ながら、現存せる進言書には、その別紙を缺くが故に、明かではないけれども、後に述ぶるが如き警察、裁判等に關する不統一も、必ずその「最も顯著なる事實」として、擧げられたことと思ふ。

さて伯の「進言」は、かくして大陸政策に關する中樞機關の混亂が、實際經營に及ぼす不利を力說したる後、淸國近來の態度に論及して、帝國もまたこれに對應すべき「特種の諮詢機關」を新設するの要を論じた。

清國ノ啓蒙ヲ以テスルモ、既ニ遂ニ振貝子、徐世昌ヲ滿洲ニ派遣シ、親ク各地ヲ視察セシメ、而シテ彼等ノ復命スル所ハ、直ニ廟議ノ定著トナリ、乍チ東三省治道安民ノ上諭トナリ、更ニ進ミテ滿洲調査會ノ設置トナレルニアラスヤ。是レ必然ノ趨勢毫モ異ムヲ要セスト雖モ、之ニ對スル我ノ用意覺悟果シテ悉セリト云フヲ得ヘキカ。思フテ此ニ至レハ、竊ニ憂慮ニ堪ヘサルモノアリ。是レ不肖カ一日モ速ニ、滿洲經營ヲ主題トスル所謂高等殖民政策ヲ決定スヘキ、特種ノ諮詢機關ヲ新設セラレンコトヲ建議スル所以ナリ。

然らば伯の所謂「高等殖民政策ヲ決定スヘキ」中央機關とは何であるか。伯はその前に、拓殖務省の再立論、及び首相班下の一局新設論を排して、次の如く記した。

世或ハ拓殖務省ヲ再立スルニ若カスト爲スモノアラント雖モ、今日ノ狀態ニ於テ一省ノ新設ハ易々ノ業ナリト云フヘカラス。且國民ノ多數殖民政策ニ幼稚ニシテ、輿論未タ熟セサルノ時ニ於テ、此一省ヲ創設センカ如キハ、恐ラクハ名其實ヲ蔽ハサルノ悔アラン。假令僅カニ新省設置ノ計ヲ定メラルヽモ、豫算成立時宜ノ限ル所、到底今年度内ノ急成ヲ望ムヘカラス。然レトモ今日ノ場合荏苒拱手シテ年所ヲ徒過シ、新省設置ノ豫後ヲ懸望スルカ如キハ、亦事情ノ許サヽル所ナリ。世間或ハ亦例ヲ馬政局若ハ臺灣事務局ニ援キ、內閣總理大臣首班ノ下ニ一局ヲ置カハ足ラント論スルモノアランモ知ルヘカラスト雖モ、鄙見ハ實ニ此等潦草ノ起見ニ在ラス。

そして最後に、伯はいよ〱、自己の設計するところの所謂「特種の諮詢機關」の實體を明かにした。それはむしろ「最高拓殖委員會」とも稱すべきものであつて、その組織機能は次の通りである。

試ミニ其大較ヲ陳スルニ、內閣總理大臣之カ議長トナリ、樞密院議長、陸軍、海軍、外務、大藏、遞信ノ各大臣及樞密顧問官若干ト勅撰議員二名トヲ以テ其議員トシ、必要ニ應シテハ統監、總督、都督ノ勅任官ヲ延イテ臨時ノ議員タラシメ、且ツ會議ニ關スル諸般ノ事務ヲ處理セシメンカ爲ニ一幹事ヲ撰任スル所ノ、特種ノ組織體ヲ設ケラレンコトヲ望ムニ在リ。而シテ此組織體ノ

權能ハ、高等殖民政策ニ關スル重大案件ノ諮詢ニ答ヘ、最上監督ヲ掌ルノ府トナルヘク、其ノ諮詢ノ範圍及事項ハ、一ニ內閣總理大臣ノ取捨スル所ニ任スヘシ。或ハ既往委員組織ノ、其名徒ニ美ニシテ其實ノ擧ラサルモノ少カラサリシ事例ニ徵シ、此組織體ノ成功ヲ疑フモノナキヲ保シ難シト雖モ、是レ時務ヲ解セサル迂愚ノ見ノミ。時運人情ノ推移ニ鑑ミ、委員組織カ特ニ這般ノ事宜ニ切ナルモノアルコトハ、亦不肖ノ確信スル所ナリ。閣下ノ聰明必ス微衷ヲ納レ、各種ノ資料ヲ參酌シテ其宜シキヲ制シ、國運ノ發展ニ適應スヘキ根本機關ヲ設ケ、以テ帝國ノ戰勝ヲシテ更ニ光輝ヲ戰後ノ經營ニ發揚セシムルノ手段ヲ盡スニ於テ萬遺計ナカルヘキヲ信ス。　謹白。

以上をもつて、伯の最高拓殖委員會設立に關する進言書は終つてゐる。この一文は果して如何に使用せられしや不明であるが、その意見が西園寺內閣時代に實現せざりしことだけは明白である。しかも拓務省設立意見は、後に第二次桂內閣の末期に拓殖局として實施せられ、最高拓殖委員會論は、寺內內閣の時に、拓殖委員會として實現せられたが、これはともにその閣員たる伯の主張に基けるものであつた。

しかし斯くの如く晙簾に腕押しの感のあつた西園寺內閣の下に於いても、伯は決してその努力を休止しなかつた。そして更に第二策の貫徹に邁進した。

それが關東都督府の擴大强化案である。

一〇、都督制度改革案

この關東都督府强化案は、伯の大島都督訪問に始まる。

伯は事を爲す時には、廻り道して間接にこれを試みずして、常に正面からその相手にぶつかる流儀であつた。いま

都督府を改造せんとするに當り、伯のとつた態度は、先づ大島都督自身を說伏して、自己の意見の提案者とすることであつた。

この時伯が大島都督と會談した際に携へた「都督制度改革按覺書」なる一書は、伯の自筆をもつてこの草稿の表紙に「顧問　後藤新平起稿　大島都督閣下」と記したものである。

都督制度ヲ關東州ニ布キ、州外鐵道附屬地ノ行政監督ヲ併セテ之ヲ委任スル以上ハ、日本政府ヲ代表スヘキ威信ニ缺ク所ナキ全權全能ノ府タラシメ、其組織ニ於ケル統一力モ亦十全ナラシメサルヘカラス。

區々タル旅連ノ一地ニシテ、都督府アリ、鎭守府アリ、又之ニ附屬スル各官衙アリ、面々ニ屹峙シ、民間ハ滿鐵ノ大會社アリテ一方ニ雄張ス。體系然ラサル能ハサルモノアリト雖、苟モ一大勢力ノ隱然之ヲ統合シテ、各體動止ノ主腦タルモノアルニ非スンハ、滿洲全局ノ利害ハ終ニ通觀達視ノ眼目ヲ有セサルナリ。而シテ之カ主腦タリ眼目タルヘキ地ニ立ツモノヲ求ムルニ當リテハ、關東都督府ヲ措イテ他ニ適當ノ組織體アルコトナシ。拘見者或ハ云ハン。師團自ラ師團ノ分アリ、鎭守府自ラ鎭守府ノ職アリ、系統秩然亂ルヽ所ナシ、必ス其混融ヲ思フハ一場ノ好事說タルヲ免レスト。是レ內國守成ノ習見ヲ以テ、殖民地創業ノ特開局面ヲ規制セント欲スルモノ、安ンカ知ランン。殊域異俗ノ新天地カ一力統制ノ必要ヲ感スルコト、內地成局ノ能ク夢見スル所ニ非サルコトヲ。

かくの如く、後藤顧問の大島都督に宛てたる「覺書」は、まづ滿洲における國家的機關の統一の要を說きたる後、從來都督府の振はざりし原因を、中央政府の姑息なる態度の罪に歸して、次の如く論じた。

從來都督府苟且自ラ振フ能ハサルノ咎ナキニ非サレトモ、抑〻第一中央政府ノ都督府ニ對スル態度定ラス、其方針ヲ示スコト明カナラス、萬事姑息一時ヲ糊塗スルニ至リテハ、滿洲ノ事其レ誰ヲカ責メン。吾人ノ知ル所ヲ以テスレハ、都督府ニ對スル政府ノ見解一定セサルカ爲ニ、各省偏見相鬩キ、終ニ都督府ノ權限ヲ削リ豫算ヲ縮メテ、告朔ノ餼羊タラシメントスルノ說ヲ弄スル

ニ至レリ。其說ヲナスモノヲ問ヘバ、大抵一部ノ法學通論ニ埋頭シテ國運ノ活機ヲ知ラス、內地繩墨ノ官僚(ビューロークラシー)政治ヲ知リテ、列國殖民政策ノ世界的光景ヲ知ラサル文深消極ノ俗吏輩ナリ。彼等ハ衆口爍金ノ勢ニ依リ、當路爲政者ヲ動カシテ、其平生侮蔑セル清國政府ノ故態ニ倣ハシメサレハ已マサラントス。然レトモ此輩本來何ソ曾テ清國ヲ侮蔑スルノ分アラン。今ヤ清國ハ非常ノ奮勵ヲ以テ、先ツ東三省統治ノ局ヲ刷振シ、徐督唐撫以下清廷第一流ノ才人全力ヲ傾注シテ、滿洲積年ノ衰殘ヲ挽回セントスルノ意氣當ルヘカラス。我カ滿洲經營ノ現況ヲ以テ之ニ照スニ、我カ彼ノ後ヘニ瞠若トシテ、翻テ彼ノ侮蔑ヲ受ケサルヘカラサルコトハ、必ス數年ヲ待タサルノ間ニ在ラン。

然らば、都督府を以て、わが大陸經營の中樞機關たらしむるの道は如何。一言にして蔽へば「與フルニ完全ノ權能ヲ以テ」するにある。伯は論じて曰く。

若シ都督制度ヲシテ我カ大陸發展ノ腦髓タラシメント欲セハ、其榮養ヲ供シ其活動ヲ全ウセシメサルヘカラス。他ナシ。與フルニ完全ノ權能ヲ以テシ、豫算ノ基礎ヲ確立シテ、都督制度發達ノ健全ヲ圖ルニ在ルノミ。帝國滿洲殖民ノ現狀タルヤ、其不統一ナルコト、譬ヘハ全身多數ノ神經節ヲ有スル下等動物ノ如シ。若シ健全ノ統一力ヲ有スル高等腦脊髓動物的殖民政策ノ來ルニ逢ハハ、其生存競爭上直チニ劣敗ヲ取ラサルヲ得サランコトハ、理ノ睹易キ所ナリ。且ツ都督府自體モ亦司法、通信、警察、土木等諸機關相分峙スルコト、宛モ個々ノ神經節神經係ヲ具スルカ如ク、隨テ之カ統一力タルヘキ神經中樞組織ノ發達ヲ見ル能ハサルハ、亦當然ノ結果ナリト謂ハサルヘカラス。

かくの如く、帝國滿洲植民の權限を、「下等動物」の類に墮せしめておきながら、他方伯の所謂「法制者」は「制度ノ爲ニ殖民アルカ」の如くに取扱ふがために、その機能は全く麻痺するに至つた。即ち伯は、これに一流の痛罵を加へて、次の如く論じた。

法制者ニシテ制度ノ完備ヲ圖ルハ固ヨリ其分ナリト雖、其保護領土政務ニ暗キノ結果トシテ、横サマニ內國立憲政體本意ノ制度

ヲ牽强スルコトヲ免レス。是レ實務者ヲシテ、常ニ、殖民ノ爲ニ制度アルカ、制度ノ爲ニ殖民アルカ、將タ其制定スル所ハ、滿洲ニ於ケル少數日本殖民ニ之レ擬スルカ、多數支那人ニ之レ施スカノ判斷ニ苦シマシムル所以ナリ。滿洲諸法令ハ理論上、實用上、觀ルニモ適セス用ニモ適セス、其效能試ムヘクシテ驗スヘカラサルコト賣藥ノ如ク、支那人ハ其繁苛ヲ厭ヒ、新政悅服ノ日愈ゝ遠カラントスルハ故ナキニ非サルナリ。

かくして伯が「中風麻痺ノ狀態ニアリ」として、第一に槍玉に擧げたのは、滿洲における警察制度であつた。事實警察制度の混亂こそは、偶ゝ滿洲を訪ふものの、何人の眼にもつき易き弊害の一つであつた。故に伯は論じて曰く、

都督府警察ハ新政ノ威信ヲ維持スヘキ主力タルニ關ハラス、其不振殆ント中風麻痺ノ狀態ニ在リ。聞ク。從前警察ノ等閑ニ付シ、隨ツテ警察刷新按ノ如キハ十分力ヲ用ヒサリシカ爲ニ、警察部員失望放任以テ今日ヲ馴致セリ。現ニ滿鐵社内ニ罪犯アルニ當リテモ、警察ハ提理部時代以來手ヲ鐵道部内ニ加ヘタルコトナシトナシテ、其唯恣公行ニ任セタリ。今ヤ更ニ民政長官カ、警察機能ノ昏睡迷麻ヲ覺醒スルノ手段ニ苦心シツヽアルノ内情ヲ聞カハ、何人モ驚カサルヲ得サルヘク、日本勞働者ノ如キハ隨處ニ巡査ノ無視スルカ爲ニ、清國勞働者モ之ニ倣ヒテ警察ヲ輕蔑シ容易ニ振肅ノ望ナキモノヽ如シ。

都督府警察ノ領事警察ト相接スルノ地ニ在リテハ、兩者相援クル能ハサルノミナラス、事々相反目シテ恰モ供ニ國威毀損機關タルノ概アリ。一旦馬賊ノ徒刧、ペストノ流行ニ逢ハヽ、兩者妄動紊雜ノ狀想見スヘク、清國官民ニ對シテ督勵ノ力ナク、却テ其嘲笑ヲ被ムルヘキノミ。近來利權回收熱昂騰ノ餘弊トシテ、清國巡檢隊員日本人ヲ徒暴スルコト馬賊ノ害ニ過クルモノアルカ如キ、畢竟スルニ我カ警察機能ノ解體自ラコノ侮リヲ招ケルモノナリ。

次に伯は、第二の事實問題として、財政の不整理を擧げた。次の通りである。

財政ノ不整理ニ至リテハ亦言フニ勝ヘサルモノアリ、時創業ニ際シ、事情ノ寬假スヘキモノナキニ非スト雖、馴致スル所既ニ深ク、輒ク改善ヲ望ムヘカラサルニ似タリ。所謂不整理モ、違法ノ支出金庫ノ缺陷ノ如キ、一撿ノ下直チニ抉摘救治シ得ヘキ事情

ニ非ス。濫費冗出日々相屬スレトモ、會計法違反ノ端ナク、私便情弊ニ由リ國費ノ不經濟ヲ敢テスレトモ、簿書ヲ整理シテ豫メ究詰ヲ免ルヽノ地ヲナス。其弊ヤ實ニ公利ヲ後ニシ、忠實ヲ存セサル一般ノ精神的解體ニ基クモノニシテ、救治ノ困難ナルヤ世上有ル所ノ不正支出財政紊亂ノ比ニ非ス。之カ刷新ハ目下當務者ノ勵精スル所ナレトモ、豫算ノ全體既ニ姑息ニシテ、事理ニ通セサルノ計畫ニ成リタルモノナルヲ以テ、豫算勵行ノミヲ以テシテハ、改善ノ效ヲ收ムルコト能ハサルナリ。民政部各課員ノ如キ、各自恣ニ經費ノ支出ヲ財務用度主任者ニ交渉シ、其巧拙ニ由リテ諸支辨ヲ得、都督府各民政署ハ、事ノ急不急ヲ論セス、事務協商ノ名義ヲ以テ絶ヘス相往復シ、出張旅費ヲ濫求シツヽアリシカ如シ。吏材ノ遴選ノ如キハ、玉石混殽、有用ノ職ニ缺ケテ無用ノ職ニ餘リ、大小ノ官吏無耻風ヲ成シ、出張旅費ト增俸トニ相腐心シテ怪マス。滿洲ノ兩字ハ不忠實免許ノ符號トナリテ、勤直ノ官吏ヲ誘惑シ、不勤勉ハ能事ニシテ勤勉ハ愚ナルノ狀況ヲ呈スルコトナキヲ保セス。然レトモ此ハ獨リ都督府民政部ノミニ非ス。陸海軍各部滿鐵會社ノ如キモ此風ニ感染セサルハナク、予輩ノ所謂野戰病ノ遺毒ナルモノ方サニ猖獗ヲ競ヒ、其財務ニ及ホス所ノ弊害ハ亦流レテ民間經濟ニ影響シツヽアリ。帝國保護領土ノ前途ノ爲メニ、此傳染的野戰病毒ヲ撲滅スルノ必要ハ、何人モ之ヲ認ムヘシト雖、而モ何人ト雖今日ノ財政組織ニ據リテ急ニ之ヲ一掃スルノ能力ヲ有セサルヘシ。弊端百出隨テ掃ヘハ隨ツテ集マルノ現況ハ、財政組織ノ根本的改造ト、警察振作ノ彈壓力トニ待ツノ外良策アラサラン。

かくの如く、伯は警察制度の痲痺と、財政の不整理の二大事實を擧げたる後、いよ〳〵都督府組織の擴大强化論に入つた。そしてその第一著手として、伯は先づ都督府縮少論者に對し、一矢を放つて曰く。

都督府本分ノ何タルヲ解セス、關東州ノ地積、人口、物產、收入ノ皮相ニ卽シテ比議スルニ內地一府縣ノ例ヲ以テシ、都督府ノ權能ト經費トヲ削奪セント欲スル俗論ノ發生ヲ見、乃至滿鐵ハ大會社ナリ、滿洲經營ノ一切ヲ擧ケテ之ニ委スルニ足レリ、都督府ノ如キハ縮少シテ可ナリト極論スルモノアルニ至リタリ。謬見ノ甚シキ駁スルニ足ラサルナリ。抑〻帝國ノ滿洲經營ノ本旨ハ國家的大陸發展策ニアリテ、商事會社主義ノ成功ニ在ラス。滿鐵會社ニシテ既ニ大ナラハ、都督府ノ監督力ハ更ニ大ナラサルヘカラサルハ當然ノ理ニ非スヤ。予輩カ警察機關ノ振作統一ヲ呼ヒテ已マサルモ、要ハ此監督力完備ノ必要ヲ認ムレハナリ。若シ

夫レ殖産技術ノ事ニ至リテハ、都督府自ラ機關ヲ備ヘテ、成功ヲ滿鐵以外ニ收メントスルハ、寧ロ多事ニ屬ス。此等ノ事ハ擧ケテ之ヲ滿鐵ニ任シテ可ナリ。要之都督府ニハ、此大會社ニ臨ムニ、國家的保護監督ヲ以テスルニ足ルノ威權ヲ具有セシメサルヘカラサルナリ。

然るに世には、監督者と被監督者との嚴別論を以て、伯の意見に反對する所謂「法制者」が多かつた。伯はこれに向つて第二矢を放つて曰く。

以上ノ如ク、會社ニ對スル都督府ノ監督機能ヲ完カラシムヘシト說クト同時ニ、都督府ト會社事業ト相待調和ノ要ヲ說カハ、疑問者ハ直チニ監督者、被監督者區別嚴明ノ必要ヲ擧ケテ之ヲ難セン。然レトモ此等ノ區別ハ事ノ常法ナリ。其果シテ區別スヘキヤ否ヤニ至リテハ、事實上ノ問題ナリ。常法守ルヘシト云フハ可ナリ。其守ルヘキカ爲ニ事實上ノ利害得失ヲ無視セヨト云フニ至リテハ不可ナリ。天下萬事ハ常法ノ爲メニ存在スルモノニ非ス。若シ兩者ヲ混一シ、和シテ同セサルコトヲ得ヘキノ事實ヲ認メテ、而モ猶ホ常法區別ノ檢束ヲ待テト云ハヽ、益〻不可ナリ。滿鐵ヲ以テ會社トナサヽルヘカラサルコトハ、條約門面ノ體裁ナリ。其國家事業タラサルヘカラサルノ必要ニ至リテハ依然タル事實ナリ。此必要カ滿洲ノ軍事行政、卽チ都督府ノ機能ト片時モ相失調スルコトヲ許サヽルニ至リテハ、事實中ノ切要事實ナリ。故ニ今日ノ利ハ府務社業ノ綜合同進ニ在リテハ、病ハ其分裂岐拆ニ在リ。此利病ヲ察セスシテ、徒ニ常法守格ヲ之レ察スルハ、小乘的法律論ノミ、法令制度ノ時ニ由リ處ニ從ハサルヘカラサルコトヲ知ルモノニシテ、初メテ共ニ大乘的法律論ニ參スルニ足ル。國家果シテ小乘法律ノ爲ニ滿洲ヲ用ノヘキモノナルカ、若クハ滿洲ノ爲メニ大乘法律ヲ用フヘキモノナルカ、智者ヲ待チテ知ルヘキノ疑按ニ非サルナリ。

かくの如く、反對者の所說を論破したる後、伯が「以上ノ論旨ヨリシテ都督制度改革按ヲ求ムレハ　第一按」として擧ぐるところの實際案は、次の通りであつた。

當初ノ兒玉大將ノ案ニ修正ヲ加ヘ、會社ト都督府トヲ內外一體ト爲スニ在リ。滿鐵會社ノ總裁副總裁ハ、本來株主ヨリ撰擧シタ

ルモノニ非スシテ、政府ノ任命ニ係リ、或ル官吏ト何ノ異ル所ナシ。故ニ此際官場一流ノ拘泥説ヲ排シ、都督府ト會社トヲ打シテ一團トナシ、都督ヲシテ總裁タラシメ、其下副總裁二名ヲ置キ、一名ハ民政長官之ヲ兼ネ、一名ハ專任トシ、且ツ共ニ會社ニ對スル直接監督官吏タラシムヘシ。内國未タ其例アラサレトモ、大會社ニシテ二名ノ副總裁ヲ置クカ如キ、外國ニ在リテハ敢テ奇闢トナサス。且ツ若シ必要アラハ二名ノ間ニ待遇上ノ階級ヲ置クモ不可ナカルヘシ。

理事以下ハ純然タル會社員トシ、株主中ヨリ出テタル重役ト共ニ、合議制ノ會社行政最上總理體ヲ組織シ、專任副總裁ハ總裁ノ命ヲ受ケテ此總理體ヲ指揮監督スヘシ。

兩副總裁ハ純然タル都督府高等官吏トナリ、一頭兩脚ノ組織ヲ定メ、從前公法組織私法組織ノ格套以外別ニ一新例ヲ開キ、以テ滿洲經營ノ實效ヲ收メラルヘシ。

見るべし。伯が曩に、滿鐵總裁にはその格式において、韓國統監（伊藤博文侯）と並ぶべき人物を以てせざるべからずとする議論が、今や「都督ヲシテ總裁タラシ」むるの案と變形して、再び現はれ來つたることを。

即ち伯が「滿洲經營上最適切ノ方按ナリ」として提出したものは、以上の如く、都督府と滿鐵とを以て、打つて一丸とするの方按であつたのである。

然しながら、當時實際の情勢より觀て、かくの如き理想案は、容易に實現し得べき性質のものではなかつた。伯は熟くそれを知つてゐた。故に伯は、

以上ハ滿洲經營上最適切ノ方按ナリト信スレトモ、此ノ如キノ創按ハ、必スヤ彼ノ官場一流法學通論派非難ノ集注スル所ナルヘキカ故ニ、政府若シ之カ斷行ニ苦ムト言ハヾ

第二按

どして、他の實際的方策を建言した。次の通りである。

南満洲鐵道附屬地ニハ、租借地ノ公名目ヲ用ヒス、外交政略上之ヲ準租借地ト目シ、領事官制ヲ改定シテ、現行制ニ由ラサル南満洲領事特別官制ヲ設ケ、若クハ理事官制トナシ、（此等ノ名義ハ法制家ノ酌定ニ任シテ足ル）其レヲシテ都督府事務官ヲ兼ネシメ、現行領事官制拘守論者ノ所謂都督府領事合同防止論ノ素因ヲ泯滅スルト同時ニ、満洲ニ於ケル日本行政不統一ノ弊源ヲ杜絶スヘク、外交上ノ必要ニ由リテハ、領事ヲシテ外務大臣ノ直接指揮ヲ取ルヲ得シメ、府縣警部長カ高等警察事務ニ關シテ内務大臣ノ直接監督ヲ受ケタリシノ例ニ準セシムヘシ。

都督府ニ勅任警視總長ヲ置キ、領事警察ヲ廢シテ、都督府系中ニ合併スヘシ。

次ニ満鐵會社ヲシテ行政官憲ト調和ヲ失セサラシメンカ爲ニ、今後尚ホ現在ノ如ク民政長官副總裁兼任ノ例ヲ存續スヘシ。此現狀ハ固ヨリ已ムヲ得サルノ姑息法ニ出テタルモノナレトモ、百度創始ノ局ニ當リ、理ヲ求メテ事ヲ害スルハ、權ヲ履ムノ效アルニ如カス。

司法問題ニハ警察即決法ノ範圍ヲ擴張シ、其範圍外ニ於テハ、領事裁判制ノ適用ヲ廣クシテ、指定ノ高等行政官ニ與フルニ裁判權ヲ以テシ、其上告ハ長崎控訴院ノ管轄ニ屬セシメ、法院ヲ縮少シ監獄ヲ縮少スヘシ。（是ニ由リテ減シ得タル所ノ經費ハ首段旅順學校經營ノ費ニ供スヘシ）

金州民政署ヲ廢シテ之ヲ大連ニ合轄スヘシ。

都督府部内ノ屬官雇員ヲ減シ、技師技手ヲ増シ、大ニ土木殖産ノ事業ヲ振起スヘシ。

二、都督制度に關する談話覺書

伯が前掲の「都督制度改革案」を大島都督に提出したのは、明治四十年八、九月の交と思はれる。そしてその結果伯と都督とは協議の末、次の覺書を作成して上司に進達した。その「覺書」の前文には、次のごとく記されてゐる。

別紙ハ關東都督府制度ニ關シ、一夕後藤顧問ト談話シタル要領ヲ、同顧問ヲシテ書記セシメタルモノニ係リ、案ハ故兒玉大將ノ立案ヲ基礎トセルモノナリ。御參考ノ爲劉覽ニ供ス。兒玉大將ノ原案ハ末尾ニ之ヲ附錄セリ。

明治四十年九月

關東都督　子爵　大島義昌

夫レ滿洲ノ經營ハ我國家的事業タルト同時ニ、其成敗利鈍ハ國運ニ干滿ヲ有スル問題タリ。而シテ其成敗ハ一ニ制度ノ如何ニ繫ルヲ見レハ、制度ノ施設豈ニ容易ナランヤ。滿洲ニ於ケル現制度ハ果シテ經營上善美ヲ價スヘキモノナルヤ否、是レ吾人カ聊カ論セント欲スル所ナリ。

今現制ヲ顧ミルニ、租借地ニハ都督府アリ。州外ニハ領事館アリ。更ニ民間ニハ滿鐵會社ノ峙立スルアリ。各其體系ニ於テ異ナリト雖、而カモ滿洲ニ於ケル帝國ノ勢力トシテ存在スルハ一ナリトス。然ルニ各體ノ動止動モスレハ獨自ノ步趨ニ陷リ、利弊ヲ異ニスルノ嫌アルヲ免カレス。要スルニ是レ各體ノ主腦タリ勢力タル統一的組織ヲ缺ク所以ニシテ、此ノ如クンハ滿洲ノ經營ハ滅裂ニ歸シ、遂ニ都盧ヲ失スルアランヲ恐ル。然ラハ如何ナル組織ニ之ヲ委センカ、今ノ時ニ於テハ關東都督府ヲ措テ他ニ適當ナル組織的機關アルヲ見ス。都督府カ關東州ニ於ケル政權ヲ總攬スルト同時ニ、州外ニ於ケル鐵道附屬地ノ行政監督ヲ併管スルハ、既ニ其權能ニ於テ他ノ機關ニ優越スルノミナラス、滿洲ニ於ケル中央政府タルノ位置ニ在レハナリ。然レトモ現在ノ都督府ハ關東州ノ一隅ニ僻在シ、州外一步ヲ出ツレハ直ニ領事ノ拘束ヲ受ケサルヘカラサルカ如キハ、尙未タ滿洲ノ統一的機關トシテ目スヘカラサルニ似タリ。

この「都督府制度ニ關スル談話覺書」は、先づ筆を起して、次の如く記してゐる。論ずるところ、伯の「改革案」と同趣旨であるが、筆端のやや溫和となしあるは、その文書の性質の然らしめたものであらうか。

かくして「覺書」は、續いて、都督府の勢ひ振はざる原因の一を、政府の「態度摸稜」なるに歸し、

當路ノ眼識國運ノ活機ニ徹セス、列國殖民政策ノ世界的光景ニ眠リ、清國ニ對スル常ニ侮蔑ノ眼ヲ用キ、之ヲ御スルノ易キヲ睹テ侮リ難キノ勢ヲ解セサルニ坐スルノミ。

と論じて、清國の對滿政策の決して侮り難き事實を說いた。しかしこれは「改革案」と同趣意であるから省略する。「覺書」はそれより進んで、清國のこの攻勢に對し、我もまた「對壘の陣形」を取らんがため、都督府を「全權全能ノ府」となすの必要を、次の如く論じた。

現況此ノ如クナルヲ以テ、帝國ノ彼ニ對スル一歩ノ緩ヲ許スヘカラス。於是乎我對滿政策ハ、不統一ナル制度ニ依リ、對壘折衝ヲ試ムルカ如キハ、決シテ今日ノ勢ニアラス。宜シク統一的制度ノ下ニ、優等ノ威力ヲ用キサルヘカラサルノ要アリ。是レ現都督府制度ヲシテ一段ノ進轉ヲ促カシ、政府ヲ代表スヘキ權能ヲ以テ、對壘ノ陣形トナササルヘカラサル所以ナリ。然ルニ現制ノ如ク、外ハ領事ノ中間ヲ遮キルアリ、内ハ中央政府ノ掣肘ヲ受クルカ如クンハ、滿洲ノ經營ハ遂ニ夫レ大計ヲ愆ルノ悔アランヲ恐ル。故ニ若都督府制度ヲシテ我大陸發展ノ腦髓タラシメ、健全ナル發達ヲ遂ケシメント欲セハ、須ラク其營養ヲ豊ニシ、活力ヲ培ハサルヘカラス。他ナシ。與フルニ完全ナル權能ヲ以テシ、之ヲシテ全權全能ノ府タラシメ、同時ニ滿洲唯一ノ統一的機關タラシメサルヘカラサルナリ。

そして「覺書」は、「改革案」と殆ど同じ口調を以て、所謂法制家の法制論を反駁したる後、轉じて次の如く記した。

都督府制度ノ改新ヲ必要トスル所以ハ、上來既ニ述フルカ如ク、一ハ滿洲ニ於ケル統一的發展ヲ期スルト、一ハ對清政策上自然ノ理勢ニ基クト雖、尙足實地ヲ蹈マンニハ、更ニ其切要ノ深キヲ感スヘシ。試ミニ州外一歩ヲ轉スレハ領事ノ管轄區域ニ屬ス。此ノ間僅カニ鐵道附屬地ノ帶ノ如ク之ヲ貫クアルモ、其領域ヲ脫スレハ都督府ノ勢力得テ加フルナシ。隨テ司法、通信、土木、警察全ク其趣ヲ異ニシ、別天地ヲ見ルノ感アリ。均シク帝力ノ圏内ニシテ此ノ如シ。清國官民ヲシテ帝國施政ノ不統一ヲ云爲セ

> シムル眞ニ不得止ニ出ツ。今ヤ滿鐵會社ノ經營ハ漸次根底ヲ扶植セントシツツアルニ際シ、清國トノ交渉ハ漸ク多事ヲ加ヘ、都督府領事將サニ事端滋カラントス。此ノ際尙一致ノ政策ヲ缺クカ如クンハ、帝國ノ威信夫レ將タ如何カスヘキ。

そして「覺書」は、改革案と同じく、南滿におけるわが警察制度の混亂と、財政の不整理の弊害を說いて、

> 滔々タル滿洲ノ地、此ノ弊風ノ吹ク遍ネカラサル所ナシ。是レ吾人ノ所謂野戰病ノ遺毒ナルモノ、其肉ヲ腐ラシ骨ヲ蝕シ、其浸潤スル所深ク財務ニ及ホスノ弊害ハ、牽テ民間ノ經濟ヲ汚濁シ、帝國保護領土ノ前途此ノ傳染的病毒ノ瀰漫スル、豈憂心ニ堪ユヘケンヤ。

と慨嘆したる後、

> 以上ノ如クシテ、財政ノ廓清ヲ斷シ、警察ノ刷新ヲ行ヒ、同時ニ都督府制度ノ改革ヲ見ルニ於テハ、吾人ハ更ニ以上ノ要求ヲ有セサルヘシ。唯吾人ハ一氣滿洲經營ノ目途ニ向テ驀進シ、國家的成功ノ域ニ急クアランノミ。

と斷じた。さらに「覺書」は、續いて都督府と滿鐵との關係に移り、

> 夫レ然リ。都督府ノ制度ト相待チ相倚リ、滿洲ノ經營ヲ表裏反襯スルモノハ、滿鐵會社ナリ。都督府ト滿鐵トハ國家的意志ニ於テ全ク異音同曲ト見ルヲ得ヘシ。

となし、一方都督府縮少論を攻撃すると共に、所謂「監督者被監督者ノ區別嚴明論」を駁して、都督府と滿鐵との合同論を、次の如く論述した。

> 唯夫レ國家的事業ナリ。其之ニ任スルモノ會社タルト官府タルトハ、素ヨリ問フヲ要セスト雖、統一ナキハ生命ナキナリ。是レ即チ都督府ノ機能ト會社ノ機能ト相依リ相賴ミ、片時モ其失調睽離ヲ許ササルト共ニ、其區別ノ爲ニ事實ヲ滅スル能ハサル所以ナリ。故ニ今日ノ利ハ府務ト社業ト綜合同進ニ在リテ、病ハ其分裂岐拆ニ存ス。此ノ利病ヲ察セス、徒ラニ常法守格ニ拘スルハ、所謂小乘的法律論ニ坐センノミ。法令制度ノ時ニ由リ所ニ從ハサルヘカラサルコトヲ知ル者ニシテ、初メテ與ニ大乘的法律ニ參

スルヲ得ヘシ。國家果シテ法律ノ爲ニ滿洲ヲ置カントスルカ、將又滿洲ノ爲ニ法律ヲ用キントスルカ、識者ヲ俟テ判スヘキノ疑案ニ非ルナリ。以上ノ論旨ヨリシテ都督府制度改革案ヲ求ムルニ左ノ如シ。

かくして「覺書」は「改革案」と同じく、二案を擧げてゐるが、その第一案も第二案も、字句の末に至るまで、殆ど「改革案」と同一であるが故に省略する。

これを要するに、この一夕の談話によつて、大島都督は悉く後藤顧問の說を容れ、ただ論旨を多少溫和化したる後、共同覺書として、中央にある元老閣僚に提出し、その實現を計つたものである。

一二、都督總裁兼任案

前掲覺書の作成と共に、いま一つの提案が、都督と伯との間に協議された。伯はこの提案を進達するに當り、例のごとくまた一の覺書を作り、これによつて大陸經營の局面轉回を策せんとした。伯が一事を決意するに當り、如何に執拗にその實現に腐心努力したるやを見るべきである。

事業愈〻大ナレハ成功愈〻難キハ事ノ常理ナルヲ以テ、滿鐵事業ノ難易ニ對スル世間一般ノ觀察モ亦、唯會社組織ノ尨大ナルヨリ來レル尋常一樣ノ推測ニ外ナラサルモノアリ。然レトモ滿鐵事業ノ經營ハ、其困難此ニ止マラス。其性質上總テ名實ノ逆ニシテ順ナルモノナキニ在リ。例之

一、條約締結ノ本末既ニ順當ナルヲ得ル能ハス。加之當時內閣ノ事情ニ制セラレテ、多少ノ不完全ヲ忍ヒ、速成ヲ求メシカ爲ニ、成立條約モ整備完璧トナスヲ得サルモノアリ。

一、租借地ノ名目ニハ定說未タ備ハラサル所アリ。事實上ノ解釋ハ之ヲ當局者ノ政策手腕ニ求ムルノ外ナシ。況ンヤ鐵道付屬地

ノ政權ニ於テヲヤ。

一、露國東清鐵道ノ內密關係ハ、我當局者未タ之ヲ詳悉セスシテ、之ヲ露清兩國ヨリ引受ケタルモ、其國際公法的關係ハ、由來他ニ類例ナキカ故ニ、此點ニ關シテハ、畢竟我ヨリ古ヲ成シ、範ヲ列國ニ示スノ外ナキモノトス。

一、總督府ノ名ハ淸國ノ拒ム所タリトノ理由ヲ以テ、都督府トナセシカ如キハ、些事ニ屬スト雖、抑〻名正シカラサレハ事順ナラサルノ難ヲ示スノ一兆ニシテ、百般ノ難因實ニ此ニ宿スルモノナリ。

一、露清協同ノ鐵道ヲ引繼キタリトノ理由ヲ以テ株式會社トナシタルハ可ナレトモ、其轉シテ日淸間ノ鐵道タルニ於テ、處辨方法ノ便否ハ露國ニ及ハサルコト一々枚擧ニ遑アラス。加之露國ハ大藏省ノ所管トナセシニ、我國ハ之ヲ外務省ノ所管トナス。利害得失隨テ其差ヲ生スヘシ。政府ハ固ヨリ之ヲ講究セラレタル上ナルヘキモ、暫ク主管ノ差ヨリ推測スルニ、露國ノ取リタル意見ハ實利的若ハ物的關係ニシテ、我國ハ徒ニ合理的ナルノ觀ナキカ。事外交ニ渉ルカ故ニ外務所屬タルヘシト偏斷スルカ如キハ、是レ既ニ自ラ其聲ヲ大ニシテ、其名ニ累セラルルノ患ヲ貽スモノタラサルカ、露國カ國際的關係ヲ避ケテ主トシテ內治行政ニ寓スルノ方按ヲ取リ、而モ一事業起ル毎ニ必ス間接外務關係ノ餘地ヲ留メタルハ、之ヲ帝國ノ辨法ニ比シテ、巧拙如何、識者ノ考料ヲ待ツヘキヘキ所ナリ。

一、露國ハ鐵道資金ノ供給ト監督事務トヲ、擧ケテ大藏省ニ一任シタリシカ故ニ、我鐵道ノ如ク、外務ト大藏ノ兩管多岐ニ渉ルノ弊ナキコトヲ得タリ。其對淸條約一タヒ定ルノ後、之ヲ外務以外ノ行政監督ニ移シ置キタルカ如キ、蓋シ自ラ見ル所アリシモノナラン。

一、滿洲行政ノ不統一ト衝突トハ、人屢〻之ヲ口ニスルヲ聞キタリ。卑見ニヨルトキハ、本來名實不明ノ局ニ對スル政策ノ如キハ、頭腦ヨリ足趾ニ至ルマテ、一氣貫徹セシムルニ足ルヘキ實力實勢アルニ非サレハ、得テ目的ヲ達スヘカラサルモノナルニ、我滿洲政策ハ、由來中央頭腦ニ於テ既ニ統一ヲ缺ケリ。何ソ效ヲ末梢ノ滿洲ニ望ムヘケンヤ。

以上ノ如ク、

名實正シカラス、逆取順守ノ外ナキ境遇ニ在リシコト。

中央末梢並ニ不統一ニシテ、衝突多ク、政策未確定ナリシコト。

資本二億圓ノ大會社モ、實質空疎ニシテ、其基礎不安固ナリシコト。

等ノ事情ヲ知ラハ、苟モ事ノ失敗ヲ顧慮スルモノハ、避ケテ當ラサルヘキ所ナリ。然ルヲ不肖斯ル微力ヲ揣ラス、敢テ此重任ヲ荷ノ所以ノモノハ、他意アルニ非ス。唯誠意事ニ從ヒ國ニ奉シ、萬一力足ラス中道ニシテ廢ムモ、一點心ニ疚シキコトナクンハ、猶ホ自ラ慰スヘシト云フノ依賴アルノミ。

斯ノ如キノ境遇ニ處シテ、特ニ法制具文ノ力賴ミ難キヲ感セリ。意ヘラク。必スヤ國家一大權能ノ委任ト威望トヲ兼帶スルノ人ニシテ、正ニ能ク此矛盾衝突不統一ノ弊ヲ掃ヒ、偉業ヲ遂成スルコトヲ得ント。就職以來ノ經過ニ省ミルニ、滿洲ニ閫滿ヲ闘レハ勢中央政府ト衝突スルヲ免レス。中央不統一ノ累ハ常ニ滿洲ニ波及シ、其間讒誣誤解モ亦往々入リ易シ、元來各省皆其專辨事務ニ多忙ニシテ、新創滿洲ノ事情ヲ詳研スルニ懶ク、動モスレハ繩墨ノ常度ニ藉リテ、事々ヲ平板スルヲ免レス。幸ニシテ今日ニ至ルマテ、都督ノ府務ト滿鐵ノ社業トノ衝突ヲ避クルヲ得タルモ、此モ亦唯姑息ノ便ヲ履ミ得タルニ過キス。全局ノ泰否ニ至リテハ、一大權力ノ統一ヲ要スヘキコト、事情益々急ナルモノアリ。隨テ滿洲永遠ノ計ヲ決スヘキノ機モ亦今日ニ迫レリ。此問題ニ關シ、實際經驗上多少ノ資ルヘキモノアリテ、諸賢ノ下問ニ答ヘンカ如キハ、固ヨリ不肖ノ願フ所ナリ。微力重職ヲ瀆シシヨリ以來、未タ報效ノ錄スヘキモノアラサルニ、早ク既ニ局面ノ改正ヲ訟フルヲ責メラレハ、不肖敢テ其罪ヲ逭レサルヘシ、但卑見ニ對シ、微詰叩問ヲ吝マルルコトナクンハ、則チ不肖報國ノ微意既ニ省セラレタルニ庶幾シ、中心幸榮之ニ過キサルナリ。

そして伯がこの「局面ノ改正」を計らんがために、進言せる提案とは次の通りであつた。

都督ヲ以テ總裁ニ充ルノ制ヲ定ムルコト

理由・

新殖民地ニ於テ内地的法治ヲ施スコトノ宜ヲ得サルコト勿論ナレトモ、最近ノ學説ハ殖民會社ハ宜ク公法的團體タルヘシト云フニ在レハ、彼ノ株式會社ハ乃チ商事會社ナリ、故ニ都督府ト滿鐵會社トハ截然監督被監督ノ別ヲ明ニシ、以テ其ノ混同ヲ避クヘシトノミ主張スル者ノ如キ、畢竟陳腐ノ學究タルヲ免レス。況ンヤ現今ノ總裁副總裁（理事ハ之ヲ除ク）ハ株主撰擧ニ非スシテ官撰ナリ。乃チ滿鐵會社ニ對スル政府ノ派遣官ナリ。其進退ハ株主ノ意向ニ由ルモノニアラスシテ、政府ノ任免ニ依ルモノタルヲヤ。

現今ノ都督府ハ自然萎縮ヲ免レス。會社ハ之ニ反シテ發育ス。隨テ其實力上滿洲ノ活動ニ要スル機關、兩者ノ間ノ對稱ニ於テ、都督監督ノ實權ヲ維持スルコト能ハサルニ至ル。故ニ此ノ監督ハ中央政府ニ委シ、都督ヲシテ直接ニ會社ヲ總裁セシムルコト、府務社業ノ一致ヲ期スルニ便ナリ。

會社ニハ副總裁二人ヲ置キ、一ハ專任副總裁トシ、他ノ一ハ民政長官ノ兼職トナスコト。

領事ハ都督府事務官ヲ兼ネ、領事警察ト都督府警察トノ兩制ヲ廢シ、一ニ都督府警察ニ委シ、領事裁判ハ獨逸保護領土ニ於ケル領事裁判制ノ例ニ據ルコト。

一三、警察制度の統一

以上が「局面ノ改正」のために、伯の提案した第一案であつた。

併しながら、その第一項の都督總裁案が、當時の情勢より見て、實現性の乏しいことは明瞭であつた。ゆゑに伯は、この案の實現にこの努力を空盡せんことを恐れて、その奮闘の主題をむしろ第三項の領事と都督府事務官とを兼任せしめ、以て南滿洲に於ける警察制度の統一を圖るの案に置いた。

尤もこれについては、その大綱の決したる後にも、その具體案の作成には、都督府内に於いても、滿鐵社内におい

ても相當の議論洶湧し、從つて種々の具體案が發生した。その結果「都督ノ意見」として作成せられた「覺書」は、次のごときものであつた。

一、南滿洲ニ於テハ、都督ト領事トノ職務關係ノ統一ヲ圖ル爲、特別ノ領事制ヲ施キ、領事ヲシテ都督ノ指揮監督ヲ受ケシメ、且ツ領事ハ都督府事務官ヲ兼ヌルコト。

但外交上ノ案件ニシテ重大且ツ急要ナル場合ニ於テハ、外務大臣ハ直接領事ヲ指揮シ、領事モ亦直接外務大臣ノ指揮ヲ乞フヲ得ルコト。

一、南滿洲ニ於ケル警察ハ總テ都督府ニ於テ統轄シ、附屬地外ノ居留民ノ保護ニ必要ナル警察官ハ都督府ニ於テ之ヲ配置シ、領事兼事務官ノ指揮ヲ受ケシムルコト。

一、領事裁判ニ關シテハ、別紙第二號第三號ノ勅令ヲ發布シ、之カ制ニ據ラシムヘキコト。

一、別紙第一號勅令案ヲ發布セラレ、且ツ關東州以外ニ於テハ都督府令ヲ以テ領事官ノ命令ト同一ノ效力ヲ有セシムヘキコト。

右の覺書には、次の「理由書」が添付されてあつた。

南滿洲ニハ租借地住民アリ、鐵道附屬地住民アリ、又居留地住民アリテ、此等各種混同セル地方ヲ匯メテ一統治ノ下ニ置クハ、未ダ曾テ他ニ類例ヲ見サル所トス。是ヲ以テ租借地以外ノ住民ニ對スル行政ハ、單ニ領事制ニ賴リテ本來ノ目的ヲ達スル能ハサルニ由リテ、先ツ領事制度ノ上ニ變改ヲ加ヘ、以テ統一的行政ヲ施クニ若カス。蓋シ此ノ如キ事ハ舊例ニ依リテ律スヘキニアラス。宜シク我ヨリ新例ヲ開キ、以テ特殊ノ事情ニ應セサルヘカラサルナリ。今此ノ理由ニ依リ、特別ナル領事制度ヲ設ケ、關東州内外ノ行政統一ヲ圖ラントス。如上ノ改正案、殊ニ領事ニシテ事務官兼任ノ制ハ、在南滿洲領事ノ意向ヲ探ルニ、實際ノ事情ニ照シ必要ヲ認メ且ツ最有益ノ改正ト信シ居ルモノノ如シ。又之ヲ領事ノ韓國理事官兼任ノ例ニ徵スルモ、其必要疑ナキモノト信ス。仍テ本案各項ノ如ク變改セラレンコトヲ望ム。

そして、そのあとに、これに關する三つの勅令案が添付してあつた。

この警察制度の統一案は、間もなく中央政府に提出せられ、再び審議の俎上に載せられることとなつた。これについては法制局、外務省その他において、多くの反對論が湧出したことは、無論であつた。しかし南滿における警察制度混亂の弊害は、何人も否定することを得ざる事實であつたので、論議は多く枝葉の法制技術論に止まつた。

その間にあつて、根本的な立脚點から、これに批評を加へたのは、當時韓國統監の地位にありし伊藤であつた。それは、その頃伯を代理して、大磯なる滄浪閣に伊藤を訪ねた龍居頼三が、伯に報じたる私信の一節には、次の如く記されてある。

謹啓、昨日閣下の御名代を兼ね、滄浪閣を一訪致候處、幸に他客なく、對坐晤談を累ね候事を得候。對淸の近狀に付きて云く「支那に對しては追ツ被せなければ何事も思ふ樣に捗るものでない、近頃の樣に五分〳〵の太刀打ちして居るから、細かい問題でばかり角突き合ひをするのだ」と、先づ立脚點の既に誤まれるを指摘せられ、閣下が先頃北京より侯に寄せられたる御書面の主意に付ては首肯せられ居候。次に南滿における警察の事に及び、「一方には都督府といふものがあり、他の一方には領事館といふものがある、之れも國際の關係上致方ない所であるが、兎に角南滿鐵道を外にしては、所謂滿洲經營は無い譯であるから、警察は何うしても鐵道會社が持たねばならん、是れ等の問題が確乎不動の根本から割出されないと何事も出來るものでない」と云はれ候。依て其邊に付ては近日別に便宜法の講ぜられつゝある模樣なりと、一寸ほのめかし候所、侯は「ソンな姑息な遣り方では不可」と道破せられ、「大體鐵道會社を首腦として行つて往く積りなら、行つて往けるやふにしなければ妙はない」と評せられ、餘程御持論と距離近き意見を抱懷し居られ候樣推測致候。

然しながら、伊藤の揚言し、また伯の祕かに抱持せる如き根本的改造は、到底實現不可能のことであつた。その當時、官僚政治の成文墨守の弊は、すでに帝國政治の膏肓に入つてゐた。そして都督府制度改革案も、上掲都督の意見を多少修正して、實現するのみに止まり、何等根本的改革の痕は見られなかつた。

伯は後に幸俱樂部の講演において言つた。

此の多頭政治と云ふことが今日まで病を爲して居る。（中略）此の事柄に最も經驗に富んで、世界に名高き英國に於いても、植民省の外に、印度の爲めに印度事務省あるに拘らず、統一を缺いて、先年印度に於いて文武軋轢して非常なる騷ぎを爲した。是は私の茲に說明を要せぬでも諸君御承知の通りであります。とにかく餘程困難である。なぜかと云ふと軍事と經濟、此の二者だけでも調和のむつかしい所へ持つて來て、外交上の關係が始終ありまして、さうして土人と本國人との行政上の關係に於いて、警察は日々に困難をして居る。此の地の警察が又幾つかに分れまして、都督府の警察、領事附屬の警察が別々に働いて、今日尙ほ其の煩ひを爲して居るのであります。（中略）幾らか直さうとして掛つて見ても、此の點に付いての世論の歸嚮する所が、未だ其の時機に達しないのと、各官吏中いつでも內治的制度を以て植民地を律せんとするが爲めに、植民地に於いて非常な行政上の缺點を起し、一省の經費ぐらゐに代へられぬ經濟上の損失を來たすのであります。

これが當時の事情としては、伯の成就し得る最上であつた。少なくとも伯はさう考へた。ゆゑにその根本案が百パーセントに實現せざる場合においても、これをもつて直ちに自己の理想の否定なりとして、冠を挂けて去るやうなことはしなかつた。飽くまでも實際家であつた伯は、適當のところで常に妥協した。それが伯の長所でもあり、又同時

に短所でもあつた。さうして伯は、史上の優れたる實行家に見られるやうに、一事の實現が不可能と決まると、永くそれに拘泥しないで、直ちに次の方策の實現に取り掛るのであつた。それは秀吉にもナポレオンにもシーザーにも共通する性格であつた。

いま伯は、滿洲に於ける三頭政治の制度上の缺陷を改正せんとして、懸命の努力をした。さうして贏ち獲たるところは、わづかに領事事務官の兼任と、警察制度の統一とであつた。

然らばこの制度改革の問題を終りたる後、伯は如何なる具體案を創造して、膨脹日本の大陸政策を實現せんとするのであるか、

第三節　滿鐵十年計畫

一、滿鐵賣却案の經緯

南滿洲鐵道が、日本の大陸經營に寄與したる貢獻については、今日もはや疑ひを挾む人は無いであらう。滿鐵は、英國の東印度會社と等しく、日本の世界政策の礎石を成したのである。

抑も滿鐵をもつて、日本の大陸經營の策源地たらしむべしとの思想は、すでに日露戰爭の初期に於ける兒玉、後藤の協議に發したことは、前節に於いて敍述した。しかるに日露戰役は豫定のごとく進展し、ポーツマス和約は豫期の

ごとく東清鐵道南滿線を日本に確保した。兒玉・後藤案はいまや完全に軌道に乘り、帝國の大陸發展はこの鐵道を中樞として達成せらるるかに見えた。

然しながら、歴史の中に事實を求むるものは、この順風滿帆の如き外觀の衣に、滿鐵の運命を、惹いては日本の大陸政策の運命をも、意外の方向に逸脱せしめんとするところの暗流が滔々として渦卷きつつありしことを、見逃すことはできない。それは滿洲鐵道賣却論と、委託經營論とであつた。さうしてそれが具體化したのが、桂・ハリマン協定であつた。

ハリマンは米國鐵道界の巨人であつた。彼は米大陸横斷鐵道に成功し、赫々の名聲を世界に馳せてゐたが、日露の和約がポーツマスに進捗しつつあつた當時、はやくも極東視察を思ひ立つて、親しくこの地方を旅するとともに、歸路日本に立寄つた。

然るに恰かもこの當時、日本國内に於いては、滿洲鐵道經營に關し、頗る消極的な意見を持する一派の人々があつたのである。

それは一言にしていへば、日本の大陸に於ける發展を危險なる冒險と見る思想であつた。ゆゑに日本の大陸進出を最小限度に止めて、國際戰爭の危因を少なくせんことを目的とする。さうしてこの意見は、今日に至るまで、日本内部に存在する思想である。

此等の意見に從へば、帝國の滿洲鐵道經營には二つの危險がある。その一つは、財政上の危險である。卽ち物資乏しき廣茫たる荒野に、一條の鐵路を敷いて、收支の勘定を合はさうと試みても、それは經濟上無謀である。年々の損

失は遂に本國の經濟を危機に陥れるであらう。少なくとも惡影響を及ぼすであらう。ゆゑにこれを第三國に委する方が安全であるといふのである。

いま一つの理由は、滿洲鐵道經營に伴ふ政治的並びに軍事的の危險を憂ふるものであつた。それは戰敗露國は必ずや、復讐戰に鋭意するであらう。いまこの强大なる民族を日本の永久の敵として大陸に戰ふのは、日本に取つての大害である。むしろ第三國をこの滿洲の地に導き入れて、兩國衝突の必至性を緩和すべし、といふのである。

この二つの意見が、その好個の解決案として迎へたのは、米國鐵道王ハリマンの滿洲鐵道買收提案であつた。彼は一億圓をもつて、滿洲鐵道の經營權を買ひ取らうと申し出たのである。それに最も贊成したのが、元老の井上馨であり、これを支持したのが、財界の大御所澁澤榮一であつた。彼等の意見は遂に時の首相桂太郎をも動かし、桂はハリマンに對して、滿洲鐵道賣却の內諾を與へた。さうしてハリマンは、意氣揚々として横濱より乘船し、滿蒙より支那西比利亞を横斷して歐洲に貫通する大鐵道の完成を夢みつつ、桑港に向つて出發した。

その當時の事情について、上田恭輔は次のごとく語る。

今日はその內情が公表されても差支へないと思ひますことは、日本政府は折角ポーツマス條約によつて、露西亞から東清鐵道の南部線を獲得致しましても、戰後の日本財力によつて經營することは、到底不可能事と考へたので、時の總理大臣であつた桂公は、米國の鐵道王のハリマンに、南滿鐵道を、一億圓で賣り渡す內約をされたのであります。勿論主權は日本にありましたが、經營は全然亞米利加人に委任する約束をされて、既に契約書もお渡しになつたのでありましたが、幸ひにも小村侯の如き非凡の偉人がありましたから、侯が歸國されるや否や、

この事を聞いて非常に憤慨し、猛烈なる運動の結果、元老、先輩及び内閣諸公を説伏して、ハリマンが丁度サンフランシスコに著いた時に、日本政府は電報一本で契約を破棄致しました。

即ちハリマンと入れ違ひに歸國したる小村全權は、この點については、すでに米國に於いて、特使金子堅太郎とも打合せを了してゐたので、桂首相に面會するや否や、直ちにこの賣却案破棄を强硬に提言し、遂に上記のごとく、ハリマンへの破約の電報を打つたのである。

それは小日本主義に對する大日本主義の勝利であり、これによつて日本は、斷乎として、大陸發展の鐵則を嵌めたのである。

併し乍ら、それは同時に、米國の極東政策に對する一つの挑戰でもあつた。米國の極東政策は、常にジョン・ヘイの支那の領土保全と門戸開放並びに機會均等主義に終始する。さうしてこの形式的抽象的なる政策の內容を爲す具體的の目的は、支那市場の獲得であつた。ゆゑに支那領土の一部として彼等の眺めたる滿洲に日本が進出し、從つて日本の商權がより優勢なる地位に立つことは、彼等の憂心を抱いて眺めるところであつた。

ゆゑにハリマンの滿洲鐵道買收案の否定は、米國の帝國主義者に對する一大打擊であつた。後年滿洲問題がしばしば日米間の紛爭問題となつた萌芽は、既にこの時に發してゐたのである。

この計畫が、奈邊まで進捗してゐたかは、その當時紐育に在つたわが特派財政委員高橋是淸が、西園寺首相、阪谷藏相、林外相、山縣遞相に宛てた、次のハリマンとの會見通信によつても、窺ふことができる。

今度紐育滯在中（九月二十七日）、「ハリマン」氏ニ面會致候處、同氏ハ劈頭第一ニ、日本政府ノ滿洲鐵道ニ對スル

處置ハ大失策ナリシト云ヒ、尙其意味ヲ說明シテ申候ニハ、

自分ハ三個月間ニ滿洲鐵道ノ整理改造ヲ完成スルノ計畫ヲ有シ居タリ。其方法ハ、從來米國ニテ使用セル材料ヲ移シテ、滿洲鐵道ニ用ユルニ在リ。今ヤ米國ニテハ、從來ヨリモ一層重量ノ運搬ニ適スル樣ニ、鐵道ノ設備ヲ改ムルヲ以テ、最モ有利ナリトスルニ至レリ。然ルニ西伯利亞鐵道ニ接續シテ滿洲鐵道ヲ經營スルニハ、從來米國ニ於テ普通ニ使用セル設備ニテ足レリ。故ニ其材料ヲ移シテ滿洲鐵道ヲ改造スレバ、速成シテ費用ヲ節減スルノ利アリ、若シ其經營ヲ自分ニ委任セラルレバ、今日ハ最早全ク竣工シテ居リシナラン。自分ハ責任ヲ免レテ肩ノ輕キヲ感スレトモ、今日ヨリ十年ノ內ニ、日本政府ハ滿洲鐵道ノ經營ニ付キテ米國人ト共同セサリシヲ悔ユル時アラン云々。

これに對する高橋特派財政委員の答へは、右の「通信」によれば、次の通りであつた。

貴說ハ御尤ナレトモ、我國ハ滿洲鐵道ニ關シ、露國ノ權利ヲ繼承シタルモノニシテ、露淸條約ヲ基礎トセザルベカラス。露淸條約ニ於テ、滿洲鐵道ノ經營ヲ露淸ノ共同ニ限ルノ規定アリシ故、日本ガ之ヲ繼承スルニ當リテ、日淸ノ共同ニ限ルノ必要アリシ次第ナリト聞ク。米國人ト共同スル能ハサリシハ遺憾ナレトモ、此ノ如キ已ヲ得サル事情アリシコトヲ諒知セラレタシ。

するとハリマンは、更に追窮して言つた。

露淸條約ノ事ハ自分モ承知シ居レリ。然シ日本ガ滿洲鐵道ノ讓與ヲ受クルニ當リ、其ノ條件ヲ協定スルハ、小村男ノ手中ニアリシナリ。北京ノ談判ニ於テ、淸國ノ同意ヲ得レバ、他國人ヲシテ關係セシムルモ差支ナキ樣ニ成

リタルナラン。自分ハ小村男ガ米國人トノ共同ニ反對ノ意見ヲ有シタルヲ聞ケリ。然シ自分ハ支那人ト共同スルヨリモ、若シ出來ルナラバ、日本人ト共同スル事ヲ望ム故、好機會アラバ今一度日本ニ往キテ、當局者及有力者ト意見ヲ交ヘテ見タシト思ヒ居レリ云々。

以てハリマンが、なほ意を滿洲鐵道經營に絕ち居らざりしを見るに足るであらう。高橋は右については、

是ニ對シ是淸ハ、果シテ小村男ノ意見次第ニテ、「ハリマン」氏ノ言フ如ク條件ヲ協定シ得タルヤ否ヤ、外交上ノ機密ニ屬スルヲ以テ、承知セスト答ヘ置キ候。

と記してゐるが、問題は、然らばハリマンが、何故にしかく執拗に滿洲鐵道經營を要望せしかに在る。これに關する高橋の意見は、同「通信」に左の如く記されてある。

此會見ノ日ハ、「ハリマン」氏カ數多ノ重役會ニ列席スル日ニテ、多忙ヲ極メ居リ、拙者ノ都合モアリテ、他ノ日ニ會見ヲ約スルヲ得ズ。始メハ晝食ヲ共ニスル考ナリシモ、其遑サヘナク、僅カニ十分間程談話シタルノミニ候ヘバ、言句甚簡短ナレトモ、其語氣ト「ハリマン」氏ノ經歷及現今ノ事業ニヨリテ察スルニ、頗ル重要ナル意味ヲ含ミ居ルモノカト被存候。「ハリマン」氏ハ七、八年以前ニ、家族ヲ伴ヒテ白令海峽ヲ渡リ、西伯利亞方面ニ遊ビタルコトアリ。是レ同地方ヲ經テ米國ト露領トノ間ニ通路ヲ開クノ腹案ヲ持シ、實地ノ探檢ヲ試ミタルモノナリト稱セラレ候。由來「ハリマン」氏ノ志ハ、其主宰スル共同太平洋（ユニオン・パシフィック）鐵道及南太平洋鐵道ヲ中心トシ、世界的ノ大規模ヲ以テ、交通業ヲ經營セントスルニ在ルモノヽ如ク、滿洲鐵道ノ經營ニ當ランコトヲ希望シタルモ、一方ニハ西伯利亞鐵道ト接續シ、一方ニハ大連ヨリ太平洋航路ヲ經由シテ太平洋岸ノ米國鐵道ト連絡シ、之ヲ以

テ米亞交通ノ大幹線タラシメンコトヲ期シタルモノナラント察セラレ候。「ハリマン」氏ノ滿洲鐵道ニ對スル計畫ガ、政治上ノ意味ヲ有スルモノナラントハ、是淸モ嘗テ疑ヒタル所ニ候得共、今回ノ談話ニ由リ、單ニ世界的交通ノ一幹線ヲ一手ニ經營セントスル商賣的動機ヨリ出デタルモノト解スル方、適當ナルヲ認メ申候。此頃「ハリマン」氏ノ一派ハ、大西洋岸ナル「ボルチモーア・アンド・オハイオ」鐵道會社ノ株ヲ買取リツヽアリ。是レ共同太平洋鐵道會社ヲシテ大西洋ニモ連絡セシメ、米陸橫斷ノ一線路ヲ一手ニ統轄セントスル下地ナリトノ評判ニ御座候。若シ其計畫ニシテ實行セラルヽトキハ、共同太平洋鐵道ハ、歐米間ノ交通ニモ直接連絡スルコト、相成可申候。「ハリマン」氏ノ計畫ハ此ノ如ク世界的ト相成候故、東亞ノ方面ヘ向テ事業ヲ擴張セントスルハ自然ノ順序ニ有之、滿洲鐵道ノ經營ニ關スル同氏ノ計畫ハ、西伯利亞鐵道及太平洋航路トノ連絡ヲ主眼トシテ打算シタルモノナラント被存候。

そして高橋は、右について、次の如く、意見を寄せ來つた。

畢竟スルニ「ハリマン」氏ノ目的ハ、其主宰スル鐵道ヲシテ、米亞交通ノ幹線ニ接續セシメントスルニ在リト申スモ不可ナカルベク候。談話ノ語氣ニ依リテ察スルニ、同氏ハ可成滿洲鐵道ニヨリテ其目的ヲ達セン事ヲ希望スルモ、若シ既ニ其餘地ナシトスレハ、淸國政府ト協商シ、滿洲鐵道以外ニ西伯利亞鐵道トノ連絡ヲ取ラントスルノ計畫ニハ無之哉。而シテ其太平洋航路トノ接續點トシテ目指ス所ハ、上海ニハ無之哉。果シテ然ラハ、我神戶港ヲ始メトシテ、滿洲鐵道並ニ大連灣ノ爲メニ、由々敷競爭者ヲ生スル次第ニ御座候。「ハリマン」氏ノ主宰スル諸鐵道會社ハ、强大ナル資力ト勢力ヲ有スル故、之ヲ競爭者トスルコトハ頗ル考ヘ物ト存候。「ハリマン」氏

ノ腹案如何ハ確知致兼候得共、十年ノ間ニ後悔スル時アルヘシト申候ハ、其間ニ實行スベキ計畫ヲ有シ、只之ニ關シ尚日本政府ト協商ノ餘地アルヤ否、今一應好機會ヲ見テ交渉ヲ試ムルノ意アルモノカト察セラレ候。「ハリマン」氏ハ都合ニ依リ再度渡來シテ意見ヲ提出スル考ヘアル樣ニ候得共、我政府ニ於テモ此問題ニ付キテ豫メ廟議ヲ定メラレ、若シ協商ノ御見込有之候ハヽ、適當ノ機會ニ適當ノ手段ヲ以テ交渉ヲ開カレ候事肝要ト奉存候。是レニ付キ、「ハリマン」氏ノ主宰スル鐵道ヲシテ、郵船會社及ビ東洋汽船會社ノ米國航路ト接續セシメ、神戸港滿洲鐵道及ビ西伯利亞鐵道トノ連絡ヲ保タシムル方針ヲ以テ、協商ヲ試ミラレ候事、或ハ得策ナランカト愚考仕候。共同太平洋及ビ南太平洋鐵道ノ東洋航路接續點ハ、從來桑港ニ有之候得共、「ハリマン」氏ハ「ポルトランド」ニ連絡ヲ取リ、太平洋岸一帶ニ其事業ヲ擴張スル計畫ヲ有シ居候故、北方ノ航路モ之ニ接續スルコトヲ得ベクト存候。又「ハリマン」氏ノ計畫ノ如ク、米國現在ノ材料ヲ移シテ滿洲ニ用フルハ、時間ト費用ヲ節スル上ニ於テ利益ニハ有之間敷哉。「ハリマン」氏ハ不用ノ材料ヲ賣付ケテ小利ヲ謀ラントスルガ如キ齷齪タル人ニアラス。全ク速成ト經濟ノ爲メニ其案ヲ立テタルモノト被存候間、鐵道ノ經營ヲ「ハリマン」氏ニ任セザルニシテモ、材料ニ關シテハ同氏ノ案ニ依ルノ得失ヲ、別ニ御詮議相成候テハ如何哉。右「ハリマン」氏ノ談話ニ基キ、敢テ卑見ヲ述ベテ供高覽、若シ御參考ノ用ニ相立候ハヾ大幸ノ至リニ奉存候。敬具。

明治三十九年十月　日

そして事實、高橋の提案せしところの如く、後に伯の手により、滿鐵廣軌改造の材料を、米國に仰ぐに至りたる次第は、後述する通りである。

二、荒涼たる滿洲の地

滿洲鐵道賣却案は、幸ひにして、最後の瞬間に阻止された。

しかしこれが經營を引受けた伯は、果して如何なる成算があつたのか。

臺灣と言ひ、滿鐵と言ひ、伯の引受けた仕事は、先づ賣却案が現はれて、それが不成立に終つた後であることは、一奇である。しかし滿鐵は臺灣よりも更に困難なる仕事であつた。

當時の滿洲は、今日に於いては想像もつかないやうな、實に荒涼たる地であつた。その治安も經濟も文化も、悉く鐵道營業を成功せしむべき要素を缺いてゐたのである。

伯がその總裁就任を難んじたのも、その理由の一つはそこにあつたと思はれる。

當時の滿洲の實況に關しては、吾人は先づ上田恭輔の語るところに聞かう。

そのころ丁度私が滿洲軍總司令部に從軍當時の事でありましたが、軍が漸く奉天を占領して間も無く、未だ敵が昌圖の北方に居る頃でありましたが、臺灣民政長官たる後藤男は臺灣總督としての兒玉大將に全島民の祝辭を齎らして滿洲に來られました。其の頃の滿洲野戰鐵道汽車と云ふものは、奥羽線の三等客車が皇族方のお召車であつたくらゐの交通不便の中を、ほとんど汽車にも乘らず、ゲートルを足に卷き、酒保商人の恰好でテクリながら滿洲を十分に視察されまして、其の時の伯の考へでは、戰後の滿洲經營は容易なことではないと云ふ確信を得られたのではないかと思ひます。何故かと申しますと、當時の滿洲は今日とは雲泥の差でありまして、露西亞が滿

洲を占領した爲めに、滿洲は可成り開發されたにも拘らず、其の頃滿洲の人口は僅に約千二百萬ばかりしかありませなんだ。其の時代の農産物も實に微々たるものであり、百姓は專ら自家の糊口を凌ぐ爲めに、農作をやつて居る位のものでありました。外國貿易の如きも營口がタッタ一箇所の開港地でありまして、滿洲を露西亞が占領して居りました間ですら、南北全滿洲の貿易額は年々五千萬元はなかつたのであります。

然らば鐵道は如何。炭礦は如何。上田は更に續けて語る。

次に鐵道のその頃の狀況はどうであつたかと申しますと、日本軍はいつも露軍を壓迫して終始非常に大勝利を得てをりましたが、實際の所はクロパトキンが遼陽で豫定の退却をやつた如くに、其の當時の日本の野砲は、實に貧弱なもので、漸く四千米位しか屆かない。之れに反して露西亞は八千米の距離に屆く優秀なる武器を持つて居りましたから、幾ら日本軍が追擊してもいつでも敵は悠々閑々泰然として、汽車に乘つて北方へ引上げる。それが爲めに日本が滿洲を占領しました時には、鐵道はあつても機關車と客車は一輛も手に入らず、僅かに若干の貨車が殘つて居つた位であります。且つまた鐵橋は悉く爆破してありました。そこで萬事窮した結果、五呎の露西亞の最大廣軌を三呎二分の一の狹軌に縮め、日本內地の各鐵道からボロ機關車ボロ客車を集めて來て、一時の急に間に合はせて野戰鐵道を組織したのであります。而して其のボロ鐵道を繼承して、滿鐵の經營は到底不可能事であると後藤伯は看破されたのでありませう。今一つは現在一日に約五萬噸を出炭する撫順炭礦も野戰鐵道提理部が管理して居る時は、漸く日に二百噸しか採炭出來なかつた。こんな炭礦を滿鐵で引受けても到底儲かるべき見込みが立たぬ。之れなども後藤伯をして躊躇せしめた一つと思ひます。

續いて上田は、當時の滿洲の產業について、次の如く語る。

それから當時の滿洲の產業如何にと云へば、之れまた殆ど零でありました。御承知の通り、清朝は滿洲に起つて北京に君臨し、三百年の後には全く漢人化して居りましたから、滿洲は單に自分の祖先の發祥地として大事にしただけで、滿洲にある滿洲人までも漢人化して仕舞ひ、却つて漢人の手先きに使はれて小作人となるやうな憐れな有樣でありましたから、滿洲には全然產業はなかつたと見てよろしい。產業はなく、農業はなく、鐵道は營利的に經營出來ない有樣であり、しかもポーツマス條約によつて繼承致した南滿洲鐵道は、總てで僅かに七百哩しかないのみならず、滿洲の南端にちよつぴりあるばかりでありますから、人口稀薄の廣大茫漠たる滿洲で、七百哩ぐらゐの鐵道を持つたところで、到底營業出來ぬと云ふ考へも、後藤伯を躊躇せしめたのでありませう。蓋し滿鐵は北方にある東淸鐵道に接續し、奉天に於いては京奉線と連絡し、今日のやうに朝鮮鐵道と共通連絡することに依つて、初めて此の中間の七百哩の鐵道も生きるのでありますが、其の當時はさう云ふことは夢にも思はれなかつたのであります。

斯くのごとき滿洲であつた。

いまこの經營の首腦者となつた伯は　勅諚を奉じてこの地に臨み、その責任の重大なるを一しほに痛感したのであらう。しかしながら　聖上の殊遇と、故兒玉將軍の附託とを思ふとき、彼は死を賭しても滿鐵をものにしなければならないと決心した。

さうして伯が案出したのが、滿鐵十年計畫であつた。

三、株式應募額千倍を越ゆ

滿鐵は當時の日本の驚きであつた。

それは資本金が二億圓であつたといふことである。

上田恭輔はなほ語る。

創立當初の南滿洲鐵道株式會社の資本金は、御承知の通り二億圓でありましたが、其の時も二億圓が世上の大問題となつたやうであります。蓋し國帑を蕩盡した戰後の日本、明治三十九年の日本が、開闢以來日本の經濟史に嘗てない大きな數字を羅列する大資本の一大會社を設立するのでありますから、これを聞いて世人は殆ど皆驚歎致しました。啻に億と云ふ數字は未だ嘗て日本の民間で使用したことのない巨額であるのに、更に二億と言ふ大資本の一大會社を創立するのでありますから、日本の財界は勿論のこと、苟くも算盤をはじく人は全く驚いたことと思ひます。

しかしながら、この二億圓といふ數字も、詳細に點檢し來れば、さほどに驚くには足りなかつた。何となれば、資本金二億圓のうち一億圓は政府の持株にして、しかも現物出資であつた。卽ち政府出資財產は、明治三十九年八月の命令書及び定款によれば、「滿洲ニ於ケル既成ノ鐵道及之ニ附屬セル一切ノ財產（車輛並安奉線ノ軌條及附屬品ヲ除ク）並撫順及煙臺ノ炭坑ヲ以テ之ニ充ツ」るのであつて、その殘額の一億圓を、淸國政府及び日淸兩國民から募集することになつてゐたのである。

しかも滿鐵創立委員會は、當時我が國經濟界の狀態に照らして、株金の全部を一時に募集するを不可なりとなし、第一回株式募集は十萬株、即ち二千萬圓に止めたのであつた。その上に政府は、會社設立の日より十五箇年間は、政府の持株以外の株式に對し、年六分の利益配當を保障したのであつた。

以て當時のわが財界が、いかに悲觀的に、滿鐵會社を觀てゐたかを知るべきであらう。

しかるに茲に、不思議なる現象が生じた。

それは滿鐵株の一般應募額が、千倍を越えたといふことである。

明治三十九年九月十日、先づ第一回の株式募集を開始し、十月五日これが締切を爲したるに、その所要高九萬九千株（一千株は重役持株）に對し、總申込株數一億六百六十四萬三千四百十八株、總申込人一萬千四百六十七人、即ち應募高の所要高を超過すること一億六百五十四萬四千四百十八株といふ、壯觀を呈したのであつた。

ここにおいて、募集公告の規定により、十株未滿の申込は、全部切捨てたけれども、それでも十株以上の申込株數が、一億六百六十四萬三千〇十六株あり、この總申込人は一萬千三百五十六人で、申込株數は、所要高に比し、實に一千七十七倍餘であつた。

驚いたのは創立委員會であつた。

然らば滿鐵の株式募集が、何故にかくの如き意外なる成績を示したのであるか。

それは一口に言へば、人氣といふことであつた。

しかしこの人氣の內容を更に考察するとき、吾人はそこに、滿鐵事業に對する當時の國民心理が、精確に反映さる

るものがあつたことを認識する。算盤を取つて物を考へる人々は、ただ滿洲の曠野と國際難局だけを眺めて、營利事業としての滿鐵に二の足を蹈んだのであつた。しかし一般國民の間においては、そのやうな數字的な採算よりも、同胞流血の代償たるこの鐵道を、是が非でもものにしたいといふ興奮の方が強かつた。それは帝國主義日本の試金石なのだ。大陸發展の先陣なのだ。それは歐洲第一の陸軍國露西亞を擊破した記念碑なのだ。ゆゑに國民的感情は帝國の滿鐵經營に十二分の同情を持つてゐたのである。從つてそれに參畫したいといふ熱情が、當時の日本の津々浦々にあつた。さういふ人氣の波が、後藤新平の背後にざんざと打ち寄せてゐたのである。

故に第一回の株式募集に際し、いはゆる財界の應募は、むしろ悲觀的であつたにも拘はらず、日本全國津々浦々における小額申込は、實に驚くべき殺到を示したのであつた。そして、政府以外の大株主が、本願寺であるといふやうな奇觀をすら呈したのであつた。

かくして創立委員會は、十月二十七日、常務委員會を開き、寺內委員長及び澁澤榮一がこれに立會つて、嚴正なる監視の下に、十株以上の總申込株數に對し、按分比例を以て、その募入額を定め、端數は更に按分に外れたる一千七十七株以下、十株以上の總申込人に對し、抽籤を以て一株づつを分配した。

かくして十一月一日、南滿洲鐵道株式會社設立の許可を、遞信大臣に申請し、即日許可を受け、いよ〳〵十一月二十六日午後二時より、創立總會を神田美土代町の基督教靑年會館に開いた。

その席上、後藤總裁が、寺內設立委員長の紹介にて、壇に上り、滿鐵の使命について、記念すべき一場の挨拶を述べたことはすでに第二節四において述べたところである。

四、十年計畫の內容

伯が一生を通じて蒙つた非難の一つは、計畫好きといふことであつた。惡意あるものは一歩進んで、計畫倒れともいつた。

それほど彼は、計畫を立てることが好きであつたのである。

これについて、彼は常に人に語つていつた。

『自分は兎角十五年先きの事が見え、其の積りで計畫を立て、時には其のプランを直ちに實行する事があるので、しばしば世人の誤解を招き、同時に先輩の反對を買ふことが多い。』

それが、伯が何時でも「大風呂敷」と云はれた原因である。然し乍ら、社會或は事業に發展性がある以上、そして現實の情勢ではなく、十年後或は十五年後を標準として、計畫を建てる以上、當初において「大風呂敷」と言はれるのは已むを得ないことであつた。

松岡洋右は語る。

克く大風呂敷などと人から云はれたが、伯の大風呂敷はよく考へて見ると只時人よりも、ずつと進んで居ることと、規模が普通人よりも大きいといふ事であつて、夢を語るものでも駄法螺を吹くものでも無く、今日冷靜に顧みると、所謂その大風呂敷なるものが立派に實現されて居るのである。後藤伯は吹くと同時に之れを實行する人であつたので、先年久しぶりに滿洲を巡遊された時の滿鐵本社に於ける講演中「俺の滿洲で擴げた大風呂敷が大

き過ぎたといふなら、其の大き過ぎた要らぬ部分を切つて此所に持つて來て見せて呉れ」と、詰詰一番されたのを記憶して居る。

そしてこの「大風呂敷」の布地として作成されたのが、所謂「滿鐵十年計畫」なるものである。

およそ如何なる事業と雖も、豫算なくして成立することは出來ない。故に滿鐵が陸軍の管理に屬してゐた時、すでに明治三十九年度の豫算は出來てゐた。卽ち收入六百八十八萬一千百三十四圓、支出六百八十七萬三百九十四圓、益金一萬七百四十圓である。

しかしこれは、明治三十九年度だけに止まつた。そこで南滿洲鐵道會社の創立に當り、その收支損益について、計畫豫算が作成された。その最初に出來たのが、所謂創立委員案なる十年計畫である。

然し伯は、これを以て滿足することはできなかつた。さうして續いて大藏省案なるものが作成された。これもやはり十年計畫案であつた。然らばこの大藏省案なるものは、如何にして作成されたのであるか、當時その作成の任に當つた長島隆二は、左の如く回顧して語る。

當時の大藏大臣は阪谷男でしたが、主にその仕事を引受けてやつたのは私であつた。私がその十年計畫の豫想表を持つて、後藤さんの前に出ると、伯は一言もきかず、ぢつとそれを見てゐたが、やがて口を切つた。

「これを俺に責任をとれといふのか。」

「さうです。」

「うむ…よし、引受けよう。」

さう言つて、即座に印を捺された。私はその時、成る程、噂の通り、後藤さんといふ人は、なみ大抵な人でないと思つた。

しかし乍ら、創立委員案は、鐵道及び炭礦についてのみ、また大藏省案は鐵道炭礦及び社債についてのみ立算したものであつて、電氣、港灣、旅館、地方、總經費に屬するものを算入してなかつた。然るに滿鐵の事業は、鐵道と炭礦に止まらず、その沿線に各種の事業を經營し、社會的施設をなすほか、地方行政にまで及ぶことになつたので、電氣、港灣、旅館、病院其他の事業、及び一般總經費に屬する科目につき、併せ立算せる十年計畫を建てなければならなかつた。これが所謂「當社案」なるものであつて、從つて他の二案は、明治四十年度からずつと十年間、利益ばかりある計算であつたが、「當社案」は明治四十一年度より四十六年度まで六年間は、小しづつの缺損を生ずる計畫であつた。

然るに明治四十年度の決算の結果は、後述の如く豫想以上の好成績を收めた。支出も八百九十六萬圓の豫算が、一千五十二萬圓に增したけれども、收入は九百二十九萬圓の豫算が、決算では一千二百五十四萬圓と、さらに大きく增加したので、差引益金に三十三萬圓の豫算が、決算では二百一萬圓となつた。これは何人も意外となすところであつた。この意想外の發展により、伯は更にこの決算に基いて、いはゆる「改算額」なる十年計畫を建てざるを得なくなつた。次揭（七七二―七七三頁）の「十年計畫收支一覽表」がこれである。但し該表中改算額に於ては、明治四十年度に限り、決算額となつてゐる。

卽ち知る。滿鐵十年計畫は、最初の計畫に比し、支出において一割七分四厘、收入において三割四分九厘を增加し、

十年間に差引四千萬圓以上の利益を擧げ得ることになつたことを、最初の計畫が、十年後においても、なほ百萬圓近くの損失に終るべき豫算に對比すれば、寔に驚くべき相違である。

これに關聯して、伯は明治大帝の御盛德を次の如く拜話した。

曾つて其の事に付いて、自分が奏上して自分が申上げるのでなくして、國民が誰れも能く考へて置いた方が宜い事だと思ふことを、自分は一通りの計畫を立て、十年計畫の統計圖解を色の染別けにして作り、之れを　陛下に奉つて乙夜の覽に供へたことがあつた。陸軍時代の經過、大藏時代の經過及び自分が就職してからの計畫と、三つのものと南滿鐵道會社關係の行政、產業、經濟、總ての拓殖の豫算並びに收入の全豫算に對する經綸を一目瞭然に分るやう色別けにして、御手許に差上げた。さうして就職當時一回、それから其の半年後に實際の進行との比較をしたものを第二回に捧げた。これは自分が內閣に入つて遞信大臣となつた後も、後任者の中村是公君が其の後を繼いで、矢張自分が經綸施行の跡を見るべき圖解を拵へて、上覽に供へることにしてゐた。さうすると或る時　陛下から後藤が最初持つて來た圖解と、之れを比較對照して見たいと云ふ勅命があつた。侍從が色々捜して見たが、どうも見當らない。それから自分の所にそれの寫しでもあれば差出すやうにと云ふことであつたので、幸ひ自分は寫しを持つて居つたから、早速差上げた。之れに就いても　陛下は萬機御多端に在らせらるるに拘らず、此の書類のことを御記憶に存したまひたること、比較御覽の御思召の在らせらるること、統計圖畫の如き却つて普通人は些末事と思ひ勝ちになるものを、決してさうしたものでないと云ふことも、この叡慮に由つて分るものである。是れは自分が造物者の指紋以上と申して言ふのである。

四十五年度	四十六年度	四十七年度	四十八年度	四十九年度	總計	備考
13,413,172 圓	14,083,826 圓	14,788,014 圓	15,379,525 圓	15,994,700 圓	128,322,250 圓	當初推算ニ對シ三割四分三厘增
6,088,359	6,392,773	6,719,407	5,817,422	6,050,117	59,451,087	同　一分六厘增
7,324,813	7,691,053	8,075,607	9,562,103	9,944,583	68,871,163	
3,994,900	4,194,740	4,404,480	5,725,810	5,954,840	...	
462,804	485,934	510,219	535,721	562,501	4,283,488	同　二割二分九厘增
581,047	610,086	640,576	672,593	706,215	6,804,195	同　五割四分三厘增
*118,243	*124,152	*130,357	*136,872	*143,714	*2,520,707	
*………	*………	*………	*………	*………		
253,308	265,968	265,968	265,968	265,968	2,251,927	同　五割一分八厘增
147,476	154,841	154,841	154,841	154,841	1,386,883	同　四割七分三厘增
105,832	111,127	111,127	111,127	111,127	865,044	
66,750	70,090	70,090	70,090	70,090	..	
1,200,855	1,200,855	1,200,855	1,200,855	1,200,855	9,862,378	同　五割二分八厘增
979,231	979,231	979,231	979,231	979,231	8,300,317	同　七割八分增
221,624	221,624	221,624	221,624	221,624	1,562,061	
235,770	235,770	235,770	235,770	235,770	....	
286,920	286,920	286,920	286,920	286,920	2,483,866	同　五割九分四厘增
307,484	307,484	307,484	307,484	307,484	2,721,208	同　八割二分七厘增
*20,564	*20,564	*20,564	*20,564	*20,564	*237,342	
11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	.....	
514,435	572,758	631,081	689,404	747,726	4,699,449	同　五割一分二厘減
374,106	374,106	374,106	374,106	374,106	3,447,745	同　四割九分減
140,329	198,652	256,975	315,298	373,620	1,251,704	
320,629	440,143	559,657	679,171	798,684	...	
3,826,928	5,234,400	6,252,200	7,328,160	8,345,960	44,037,710	同　四割五分四厘增
2,336,768	2,920,960	3,390,400	3,755,520	4,016,320	24,546,654	同　三割四分增
1,490,160	2,313,440	2,861,800	3,572,640	4,329,640	19,491,056	
840,000	1,360,000	1,700,000	2,160,000	2,660,000		
108,560	111,816	111,816	111,816	111,816	2,819,544	同　六割六分四厘增
1,467,511	1,511,536	1,511,536	1,511,536	1,511,536	14,641,567	
3,905,200	3,905,200	3,905,200	8,905,200	3,905,200	34,658,650	
234,312	234,312	234,312	234,312	234,312	2,167,386	
5,607,023	5,651,048	5,651,048	5,651,048	5,651,048	51,467,603	同　五割八分九厘增
*5,498,463	*5,539,232	*5,539,232	*5,539,232	*5,539,232	*48,648,059	
*6,403,057	*6,528,399	*6,578,599	*6,580,309	*6,624,979		
20,066,982	22,242,477	24,047,073	25,798,369	27,516,446	198,760,612	同　三割四分九厘增
16,421,494	17,390,529	18,210,093	17,712,245	18,239,362	158,125,692	同　一割七分四厘增
3,645,488	4,851,948	5,836,980	8,086,124	9,277,084	40,634,920	
*933,218	*215,956	403,088	2,302,232	3,106,105		

會社營業ノ收支ヲ基礎トシ明治四十九年ニ至ル迄十箇年間ノ收支ヲ推算シタルモノ」ニ改訂ヲ加ヘタルモノナリ

科目			年度	四十年度	四十一年度	四十二年度	四十三年度	四十四年度
鐵道	本線	收入		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		支出		[illegible]	5,368,635	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		損*益		[illegible]	4,769,269	5,103,112	[illegible]	[illegible]
		當初推算損*益		[illegible]	2,264,610	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	安奉線	收入		[illegible]	302,370	[illegible]	[illegible]	420,735
		支出		[illegible]	759,248	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		損*益		*424,957	*456,878	*398,160	*337,829	[illegible]
		當初推算損*益		*231,320	*246,030	*202,370	*155,619	[illegible]
電氣		收入		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		支出		[illegible]	[illegible]	121,610	133,780	[illegible]
		損*益		*[illegible]	66,935	87,281	[illegible]	[illegible]
		當初推算損*益		*25,939	[illegible]	55,050	[illegible]	[illegible]
瓦斯		收入		572,492	658,002	756,696	870,196	[illegible]
		支出		560,150	613,210	705,182	[illegible]	[illegible]
		損*益		12,342	44,792	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		當初推算損*益		59,922	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
旅館		收入		59,392	162,588	253,446	[illegible]	[illegible]
		支出		90,220	196,073	282,527	397,484	[illegible]
		損*益		*30,828	*33,485	*29,081	*20,564	*20,564
		當初推算損*益		*12,120	*5,320	4,360	[illegible]	[illegible]
地方		收入		120,794	230,039	[illegible]	397,790	[illegible]
		支出		[illegible]	290,141	330,420	345,730	[illegible]
		損*益		*130,212	*60,102	8,889	52,060	[illegible]
		當初推算損*益		*212,445	*67,512	47,423	137,241	[illegible]
鑛業		收入		1,484,219	[illegible]	2,773,505	3,099,928	[illegible]
		支出		[illegible]	1,408,320	1,734,320	1,924,704	2,128,128
		損*益		[illegible]	[illegible]	1,039,185	1,175,224	1,326,576
		當初推算損*益		306,000	[illegible]	577,500	656,000	[illegible]
總係	收入	雜收入及社債運用利子		[illegible]	[illegible]	724,156	[illegible]	108,560
	支出	總係費		1,397,630	1,397,630	1,397,630	1,467,511	1,467,511
		社債利子		[illegible]	2,440,750	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		社債發行差額償却		117,156	175,754	[illegible]	234,312	234,312
		支出合計		2,491,086	4,014,114	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	損*益			*2,018,678	*3,164,078	*4,812,986	*5,498,463	*5,498,463
	當初推算損*益			*1,283,230	*3,263,229	*4,846,790	*5,747,272	*5,973,183
合計		收入		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	18,504,686
		支出		[illegible]	12,772,707	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		損*益		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		當初推算損*益		[illegible]	*760,731	*1,843,247	*1,827,536	*1,547,128

說明

一 四十年度ハ實際決算額ヲ掲ク

一 四十一年度以降ハ四十年度決算ヲ基礎トシ當初ノ推算明治四十年四月一日ヨリ同年七月三十一日ニ至ル

表中當初推算損*益トアルハ上記推算ニ基ク損益ナリ

この滿鐵十年の計畫を樹てたのは伯であつた。しかしこれを踏襲し組織したのは、伯の忠實なる女房役であり、後繼者であつた中村是公であつた。また中村と同心一體の働きをした幹部の一團であつた。

併し乍ら、滿鐵の業績が、伯の名によつて最も多く追懷されるのは、伯がその創造者であり、その開拓者であつたからである。また更には伯が、その强烈なる個性を、滿鐵幾萬の從業員の頭腦に印刻し、又同時に全日本國民の心中に烙印したからである

五、外債政策

ここに新會社の前に横はる一つの難關があつた。それは資金難といふことであつた。

なるほど、株式應募額は千倍を越えた。しかしこれは二千萬圓の株式に對するものであつて、しかも實際拂込は、そのうち僅かに二百萬圓に過ぎなかつたのである。

ゆゑに公稱資本二億圓とはいひながら、實は日本帝國の大陸經營は、わづか二百萬圓の現金をもつて開始されんとするのである。それはあまりに皮肉であり、又喜劇でもあつた。

伯は後年、幸俱樂部に於ける講演によつて、次のごとく物語つた。

此の會社の資金と云ふのは、其當時二億圓の會社と定められて居りましたが、實際は二百萬圓の會社であつた。是れも私が兒玉總督に辭退した原因の一でありました。そこで南滿洲鐵道の事業が、資金を要することは勿論でありますが、私は兒玉總督に、アナタが臺灣に於いて御經驗なされた通りでありまして、日本は金利が高くて氣

候の良い所でありますから、誰れも資金を携て來て開拓に從事する者もなければ、又た往く者があつても、完全無缺の人が往く迄には年月を費すことであります。今迄露西亞人のやつた跡をやるに付いては、餘程困難のことであります。露西亞人の資金投入と云ふものは非常に巧みであります。大々的の關係を以て滿洲に臨んで居ることは疑ひなきことであります（中略）私が滿洲に二百萬圓を持つて、二億圓の金を持つて居ると言つて、多頭政治間に處することは出來る譯のものではない。

然らば如何にして、その資金を捻出すべきか。

そこで伯の案出した方策は、巨額の外債を發行するといふことであつた。この時、極力伯を援けたのは、藏相阪谷芳郎であつた。そして明治三十九年十二月八日、阪谷藏相と後藤總裁との間に、次の協定が結ばれた。

一、會社ノ社債發行ニ關スル一切ノ件ヲ大藏省ニ一任スルコト
二、社債ハ歐米市場ニ於テ之ヲ發行スルコト
三、社債金額ハ八千萬圓トシ利廻ハ年五分五厘以內トスルコト
四、社債拂込金ハ拂込ニ從テ大藏省預金部ニ預ケ入ルルコト
五、預金部ハ前項預金ニ對シ社債利息ト同率ノ利息ヲ附スルコト
六、社債ノ發行價額社債發行ニ關スル手數料其他重要ナル事項ニ就テハ豫メ會社ヘ內示セラレタキコト
七、債券ノ製造ハ大藏省ニ於テ引受ケ周旋セラレタキコト
八、社債發行前若シ會社ニ於テ必要アルトキハ內債其他ノ方法ニ依リ其必要金額ノ調達方ヲ大藏省ニ於テ引受ケ

ラレタキコト

九、興業銀行ヲ社債取扱銀行トスルカ社債發行銀行トスルカハ社債發行上ノ都合ニ依リ大藏省ニ一任スルコト

（滿鐵十年史九一五頁）

右の協定においては、單に「歐米市場」と記されてある。しかし事實においては全部英國倫敦に於いて行はれた。その然るを得ざりし所以は、上田恭輔の語るところによれば、次の通りであつた。

そこで一番先きに先づ外債を募られました。二億圓の社債を米國資本團に相談して見たところ、米國としては滿鐵の社債には容易に應じさうもない。何故ならば先きに中上げましたやうにハリマンの關係もあり、日本政府は米國人との契約を破棄してまで不德義行爲を敢てしながら、同事業の爲めに其の資本を俺の所に借りに來るとは怪しからぬと云ふ氣分が看取される。よつて少々利息は高かつたが、英吉利から社債を借入れました。

かうして伯の總裁時代に、英國倫敦において發行せる社債は、明治四十年七月二十三日、第一回發行、社債の總額英貨四百萬磅。明治四十一年六月一日、第二回發行、社債の總額英貨二百萬磅であつた。

即ちこの二回の外債發行により、滿鐵の得たる資金は、合計六百萬磅、平價にて邦貨約六千萬圓であつた。伯の總裁時代の滿鐵經營は、主としてこの六千萬圓によつて爲されたものであつた。

第四節　滿鐵の礎石を置く

一、勇ましき第一步

滿鐵總裁に就任したのは、伯が五十歲のときであつた。名古屋時代の宿痾は、痕形もなく癒えて、渾身の精力はハチ切れるやうな時であつた。

肉體的に元氣旺盛であつたのみならず、精神的にも油の乘りきつた全盛期であつた。治臺九年の成功は彼の背後に光つてゐた。その稜々たる俠骨と、潑剌たる霸氣とは、官界の出色兒として、天下指目の中心となつてゐた。

彼はその年の四月に、治臺の功によつて華族に列せられ、男爵を賜うてゐた。さうしていま、天下興味の焦點たる滿鐵の總裁となつたのである。感受性に富んだ彼が、この世上の人氣に刺戟せられて、層一層の活動慾を胸底に燃やしつつあつたことは想像に難くない。

しかも彼は年少氣銳の新人を提げて、茫々無限の大陸に、その創意經綸を實施せんとするのである。心中の得意、想望すべきである。

彼は、征露の大軍が滿洲に戰つたと同一の元氣をもつて、執務をはじめた。この生氣橫溢した當時の伯を、田中淸次郎は次のごとく物語る。

伯が總裁の椅子に腰掛けられ、その隣りに中村副總裁、以下各理事のテーブルが並べてあつた。從つて理事會は毎日常に開かれてゐるやうなものである。

或る問題が起ると總裁はその問題を管轄してゐる理事に聲を掛けて意見を聽取される。

さうした場合においては、他の理事は無任所大臣といつた格で、意見を聞いてゐるのである。その中に、議論する理事も出て來る。大論戰が展開される。

ところが、この部屋を、後に野村龍太郎氏や伊藤大八氏が總裁副總裁として乘り込んで來て、「雜居制」は不都合だといつて總裁室、副總裁室、各理事室を設けたので、犬塚理事はカン〳〵になつて憤慨し、大喧嘩になつた事がある。

雜居制になつてゐると祕密的な取引も行はれず、社務は實に公明正大に運用されて行くと思ふ。

當時、食堂は四十人ぐらゐ入れる部屋であつたので、總裁以下各理事が食事をしてゐるときでも、社員は自由に食堂へ入つて來て食事して行つたもので、極めて平民的であつた。

彼のこの元氣は、社內に滲透していつた。彼等は悉く新興民族の感激に興奮しつつ懸命に働いた。當時日本內地の大學卒業生が、爭つて滿鐵就職を希望したのも、かかる感激の反映であつた。

しかし彼等が働いた舞臺自身は、實に亂暴な不整頓なものであつた。大戰後のすさんだ氣分と、未開地の荒涼とが四方に漲つてゐた。

その後數年してこの地を訪れたる、中村是公の親友夏目漱石は、その旅行記「滿韓ところどころ」に於いて、次の

ごとき興味ある記述を試みてゐる。

今日は化物屋敷を見て來たと云ふと、田中君が笑ひながら、夏目さん、何故化物屋敷といふんだか譯を知つてゐますかと聞いた。余は固より下級社員合宿所の標本として、化物屋敷の中を一覽した迄で、化物の因緣はまだ詮議してゐなかつた。けれども化物屋敷は是だと云はれた時には、うんさうかと云つて、少しも躊躇なく足を踏込んだ。何故そんな恐ろしい名が、此建物に付纒つてゐるのかと、立ち留まつて疑つて見る暇も何もなかつた。所謂化物屋敷はそれ程陰氣に出來上がつてゐた。出來上つたといふと新規に拵らへた意味を含んでゐるから、此建築の形容としては、寧ろ不適當であるかも知れない。化物屋敷は其位古い色をしてゐる。壁は煉瓦だらうが、外部は一面の灰色で、中には日の透りさうもない、薄暗い空氣を湛へる如くに思はれた。(中略)

田中君の話によると、此建物は日露戰爭の當時の病院だとか云ふ事である。戰爭が烈しくなつて、負傷者の數が增して來るに從つて、收容した人間に充分な手當が出來ない許でなく、氣の毒ながら見殺しにしなければならない兵士が澤山に出來て、其等の創口から出る怨みの聲が大連中に響き渡る程凄じかつたので、その以後は此一廓を化物屋敷と呼ぶ樣になつた。然し本當だか噓だか實は僕も保證しないと、田中君自身が笑つてゐたから、余は尙更保證しない。

ただ滿鐵の重役が始めて大連に渡つたとき、此化物屋敷に陣を構へた事丈は事實である。其時此建物は化物さへ住みかねる程に荒れ果てゝ、殘燒家屋として、骸骨の如くに突つ立つてゐたさうである。陣取つた連中は死物狂で、天候と缺乏と不便に對して戰後の戰爭を開始した。汽車の中で炭を焚いて死に損なつたり、貨車へ乘つて、

カンテラを點けて用を足さうとすると、其カンテラが搖振てすぐ消えて仕舞つたり、サイホンを呑むと二三滴ロへ這入る丈であとはすぐ氷の棒に變化したり、凡てが探檢と同樣であつた。

「淸野が毛織の襯衣を半ダース重ねて著たのは彼時だよ。」

「淸野は驚いて、あれつ限り遣つて來ない。」

余は田中君と是公がこんな話をするのを聞いて、つい化物屋敷の事を忘れてしまつた。もつて當時の情景を髣髴することができるであらう。

かくして年若き理事達は、元氣縱橫、覇氣滿腹の總裁を中心として、いまこの荒涼酷寒の地に、日本民族大陸發展の第一步を、勇ましく踏み出したのである。

二、一年間に廣軌改築

滿鐵の目的として、同社定款第四條は、次のごとき諸項を列擧してゐる。

一、滿洲ニ於テ左ニ揭クル鐵道ノ運輸業ヲ營ムコト

一　大連長春間鐵道　　一　煙臺煙臺炭坑間鐵道
一　南關嶺旅順間鐵道　　一　蘇家屯撫順間鐵道
一　大房身柳樹屯間鐵道　　一　奉天安東縣間鐵道
一　大石橋營口間鐵道

一、鐵道ノ便益ノ爲メ左ノ附帶事業ヲ營ムコト

一　鑛業殊ニ撫順及煙臺ノ炭坑採掘　　一　倉庫業

一　水運業　　一　鐵道附屬地ニ於ケル土地及家屋ノ經營

一　電氣業　　一　其ノ他政府ノ許可ヲ得タル營業

即ち營利會社としての滿鐵の主要なる業務は、まづ鐵道を中心とする海運、港灣、埠頭、倉庫等の運輸事業であり、次に撫順及び煙臺の炭礦事業であつた。

本節においては、主としてこれらの經營について、略述する。

滿鐵會社事業の主體が、鐵道業に在ることは、その名が示す通りである。そして會社が明治四十年四月一日、政府から引繼を受けた鐵道は、

大連、孟家屯間	四三一哩九九		營口線	一三哩三九
旅順線（南關嶺・旅順間）	二九哩六三		煙臺炭坑線	九哩七〇
柳樹屯線	三哩五八			
撫順線（蘇家屯・老虎臺間）	三四哩五九鎖	三七哩三二		
撫順線（渾河支線）	一哩五四鎖九九、三節			
撫順線（楊柏堡支線）	〇哩七一鎖七二、三節			
計	四八八哩二九			

安東縣、奉天間輕便鐵道　一八四哩二〇鎖
孟家屯、露寛城子境界間（明治四十年七月露國政府ヨリ受取）　五哩二八
合　計　六七七哩七七

を受取つた。右のうち安奉線は、日露戰時中、軍事輸送上敷設した軌間二呎六吋の輕軌道であるが、他は總て三呎六吋の狹軌式であつた、

一體滿鐵の軌間は、露國が經營してゐた東淸鐵道時代にあつては、五呎の廣軌であつたのを、わが軍がこれを占領すると同時に三呎六吋に改修したものである。そこでこれを會社に承繼するに當つて、政府は明治三十九年八月一日の命令書第二條に依つて、「前條ノ鐵道ハ會社ノ營業開始ノ日ヨリ起算シ滿三箇年以内ニ四呎八吋半ノ軌間ニ改築スヘシ」と命令した。即ちこの廣軌改築といふことは、新會社の先づ實現しなければならぬ大事業であつたのである。

總裁の椅子に坐つて間もなく、伯はいきなり言つた。

『廣軌改築は、一年以内にやれ！』

これには年少氣鋭の連中も、少なからず喫驚した。

廣軌改築は日本の鐵道專門家に取つては、初めての仕事である。三年でも仲々の難事だ。それを一年でやれと言ひ出したのであるから、彼等が驚いたのも無理ではない。

しかし伯は、日本の國際間に於ける地位を稽へ、滿鐵の世界の公道としての利用率を慮り、是が非でも急速に廣軌にしなければならぬと決心してゐたのだ。

田中清次郎は語る。

あの鐵道を三年間にスタンダード・ゲージに改良するといふ事が創立當初の確定方針であつた。それを伯は一年間に完成してしまつた。材料は一番早く注文に應ずる處へ多く注文した。大部分は米國へ注文したのであつた。拙速主義であつたので、お粗末な機關車も到來したり、貨車の車軸が折れたり、又、檢水管の不完全のためカラ汽罐を焚いてカマが吹つ飛んだりしたが、かうした困難をよく克服して一年間に完成してしまつたのは、なんと言つても伯のお手柄である。

開業二年目に運輸界の天才と言はれた村上彰一が來て、貨物運輸收入が、五年目に一日一哩四十圓になつたら大成功だといふ見込みを附けたのであつたが、三年目には五十八圓、五年目には六十圓を突破するといふ好成績であつた。

然るにこの廣軌改築の材料を、主として米國に注文したといふことは、英國政府の猛烈なる抗議を招いた。何となれば、その資金たる外債は、上述せる如く、英國倫敦の市場に仰いだにも拘はらず、英國に何一つ注文を出さぬといふのでは、國際間の義理が立たんではないかといふのであつた。

上田恭輔は語る。

先づ第一著に、亞米利加から機關車、客、貨車の、總て優秀なる運轉材料を買入れられました。それが爲めに、今日滿鐵の運轉方法には著しく亞米利加式が殘つて居るのであります。右の材料の滿洲に到著しつつある間に、狹軌を廣軌に改築し、一日も運轉營業を中止せずに、全線を廣軌に切り替へて、亞米利加式の機關車が動き出し

たときに、英吉利から駐日大使を經て、非常に猛烈なる抗議が提出されたのであります。言ひ換へれば、自分の國から借金をして居りながら、其の金で亞米利加物ばかりを買ひ入れ、英吉利の運轉材料はなに一つ購入しないとは怪しからぬ、國際的の義理が濟まないではないかと云ふ、非常に强硬なる抗議がありました。併し後藤總裁は一言にして英國大使を滿足さすだけの巧妙なる辯解をされました。其のときには私も參加してゐましたが、後藤總裁は、「如何にも御尤もなことである、日本としては甚だ義理の濟まぬことは十分承知して居る、とは言へ此の鐵道を廣軌に改造するは、實際一刻を爭ふ急務であるから、實は英吉利に對しても、此の通り貨車何千輛、機關車何百輛、出來合もので良いから直ぐ送れと注文を出したところ、不幸にして英吉利には十輛と纏まつて出來上つて居る機關車も無い、之れに反して亞米利加では、當方入用の材料は全部三箇月内には出來上つた、かかる次第で今日の急場やむを得ず斯うなつたのであるが、今後至急を要しない限りは、出來るだけ亞米利加のはよして、堅實なる英吉利の機關車なり、その他の運轉材料を注文する積りである」との答辯でもつて、英國大使も滿足され、其の旨を本國へ報告を出されたのであります。それで滿鐵には英、米兩國の材料が並用されて居る次第であります。

この時の事情は、正に伯の答辯せし通りであつた。しかしその裏面に、機微なる外交關係が動いてゐたことは、明治四十年二月六日附、阪谷藏相が伯に宛てたる私信に、次の如く記されてゐることによつても窺はれる。

拜啓、滿鐵ニ米國式ヲ用ヒ、材料註文云々ノコトハ、目下日米間外交上ノ關係ニモ好都合ト存候ニ付、或場合ニ利用致度存居候。此儀極内密御含ヲキアリ度。不一。

追テ高橋氏ヨリ未タ返電ナシ。

言はばこの一擧は、一石二鳥の效果を收めたのであつた。

かくして廣軌改築工事は、明治四十年五月より著手され、明治四十一年五月三十日には、全線廣軌列車の開通を見るに至つた。

しかもこの改築において、特筆大書すべきことは、その間一日も運轉を休止しなかつたことである。その苦心を、「南滿洲鐵道株式會社十年史」（一四九頁―一五一頁）は次のごとく記してゐる。

引繼キヲ受クルト共ニ、先ツ之カ計畫及準備ニ從ヒ、明治四十年五月始メテ本線及支線ノ擴軌事業ニ著手シ、狹軌鐵道ノ運轉ヲ休止セスシテ擴軌改築ヲ進行センカ爲メ、苦心慘憺ノ結果、在來ノ狹軌ノ外側ニ尙一本或ハ二本ノ軌條ヲ加ヘタル三線式、又ハ四線式狹廣軌併用運轉法ヲ採用スルコトトセリ。就中最モ苦心シタルハ、其軌道分岐點ニアリ。卽チ三線式狹廣軌道併用ノ場合ニ於ケル「ポイント・クロツシング」ノ狀態ハ、實ニ十四種ニシテ、上下左右ノ關係上五十六ノ方法ヲ算セリ。（中略）如此頗ル複雜ナル作業モ著々工ヲ進メ、旅順支線（旅順、大連間三十八哩九鎖）先ツ成リ、明治四十年十二月一日始メテ廣軌列車ノ運轉ヲ行ヒ、次テ本線ニ於テモ工事大ニ進捗シ大連、瓦房店間六十六哩九鎖ハ明治四十一年一月二十二日、瓦房店、遼陽間百四十一哩一鎖ハ同年二月十三日、遼陽、奉天間四十哩七鎖ハ同年三月十四日、孰レモ試運轉ヲ擧行シ、良好ノ結果ヲ得タリ。奉天以北ニ在テハ、材料ノ延著ニ加フルニ寒威ノ凛冽ヲ以テシ、屢々攝氏氷點以下四十度ニ降下セシコトアルモ、克ク萬難ヲ排シテ工事ノ進捗ニ努メ、一度材料ノ到著スルヤ、晝夜兼行以テ速ニ之ヲ完了シ奉天、鐵嶺間四十三哩八鎖ハ

同年四月十八日、鐵嶺、公主嶺間百六哩五鎖ハ同年四月二十九日、公主嶺、長春、西寛城子間四十哩一鎖ハ同年四月三十日ヲ以テ試運轉ヲ擧行シ、孰レモ良好ノ成績ヲ擧ゲタリ。次テ撫順支線三十二哩四十六鎖、及營口支線十三哩四鎖ハ、狹廣軌列車移替ノ際殆ト一氣ニ竣成セシメタリ。之ヨリ先キ本線及撫順、營口兩支線共竣工ヲ告ケントスルヤ、豫メ各主要驛ニ廣軌車輛ヲ廻送シ置キ、明治四十一年五月二十日ヨリ二十九日ニ亙リ、長春方面ヨリ順次南方ニ向ツテ狹軌車輛ヲ送還シ、代フルニ廣軌列車ヲ以テシ、明治四十一年五月三十日全線廣軌列車ノ開通ヲ見ルニ至レリ。蓋シ戰後草創ノ際、諸事不整頓ノ時代ニ於テ、而モ僅々一箇年ノ短期間ニ、能ク五百二十哩餘ノ擴軌工事ヲ竣リ、且ツ一日モ運轉ヲ休止セスシテ、全線些少ノ支障ヲ生セス、狹廣列車ノ移リ替ヘヲ了シタルハ、之ニ要シタル多量ノ材料並車輛ノ陸揚、配給及組立ト共ニ、稀有ノ事例ニ屬シ、實ニ職員以下刻苦勵精ノ賜ニシテ、會社ノ最モ幸福トシタル所ナリ。而シテ之ニ要セシ費額ハ、車輛費及器械場費ヲ除キ、金八百九拾貳萬六千貳百四拾貳圓ヲ算ス。

この記事によつても窺はる如く、滿鐵の最も苦しんだのは、切替作業であつた。そしてこれを工夫し計畫したる天才兒渡邊精吉郎について、田中清次郎は次の如く語つた。

この驚くべき切替計畫をたてたのは、渡邊精吉郎といつて、日本鐵道會社の驛夫からたたき上げた、一種の奇人であつた。自分の氣に喰はぬことは、梃でもやらない、その代り、乘氣になつたとなると、殆ど天才で、爲ることについては、專門の技師博士もはだしであつた。このときも技師連は「そんなことはできるものでない」と、悉く反對したが、その反對を押し切つて、渡邊の說を採用したので、さういふ驚くべき成績を擧げたのである。

撫順の運炭軌道の計畫も、この渡邊がやつた。尤もこのときは、技師側が何といつても聽かないので、已むなく技師連の設計でやつたのであつたが、やつて見るとどうもうまく行かない。結局十年後に、やりかへたのが、渡邊の設計そのままであつた。

次いで政府命令事項の一たる大連、蘇家屯間の複線工事は、廣軌改築と並行して、明治四十年五月を以て之に著手し、順次竣工するに從ひ、區間運轉を開始し、明治四十二年十月二十七日、全部開通運轉を開始した。

廣軌改築といひ、複線工事といひ、この迅速なる工事の進捗は、實に世界の鐵道史にも類例小なき成績であつた。これ今日においても、上田恭輔が次の如く語りたる所以である。

滿鐵は狹軌を廣軌に、或は輕便鐵道を廣軌に改めるに就いては、たとひ七百哩の短距離にしても、一時たりとも營業を休止しなかつた。列車は總てダイヤ通り運轉して居りました。其の頃の滿鐵の技術家現業員諸氏は、概して後藤總裁に對する非常なる崇敬の念を抱き、同時に邦家の爲めに獻身的に働かれたので、尋常一樣にあらざる難工事も何等の間違ひもなく、豫定より短時日に完成したのであります。此の點に對しては伯も非常に感謝して居られたやうであります。いよ／＼廣軌列車が滿鐵全線に開通した時には、世界の鐵道史にはないのでありますが、臭水子と云ふ驛の廣場に、戰時に働いたすべての軍用列車を集めて、そこで告別式を行ひ、機關車の戰時中及び戰後に於ける非常なる勳功に對する感謝の辭があつた。

この上田の言ふところの狹軌車輛告別式は、明治四十一年五月三十一日、臭水子停車場附近において行はれたものであつて、その「告別ノ辭」は國澤新兵衛が朗讀した。その全文は次の通りである。

客歲四月一日、我會社始メテ南滿洲鐵道ヲ野戰鐵道提理部ヨリ引繼キタル以降、晝夜營々トシテ線路ヲ改修シ、廣軌車輛ヲ購買シ、朞月ニシテ工成リ業改マル。茲ニ於テ乎、嚮キニハ無慮二百七十餘萬人ノ戰士ヲ去來セシメ、二百六十七萬餘噸ノ軍需品ヲ搬送シ、以テ我滿洲軍ノ行動ヲ快速ニシ。兵火既ニ熄ンデ行人百貨漸ク便ヲ鐵道ニ假ルニ及ヒ、復平和ノ交通機關トシテ、三百三十三萬餘ノ征客ト、二百五萬餘噸ノ貨物トヲ運搬シ、邦家ノ爲メ貢獻スル所最モ偉大ナリシ狹軌車輛ハ、今ヤ隊雨秋蒂功ヲ遂ケテ、健帆故國ニ歸槎シ、再ヒ內地ノ交通機關タラントス。別離ノ感奚ソ物ト人トニ依ツテ異同アランヤ。社燕秋鴻相逢フテ未タ穩ナラサルニ、早ク既ニ相送ルノ歎ニ接ス。玉柱軾ヲ霑スノ情豈河梁ノ別ニ劣ランヤ。依テ祖道ヲ設ケ聊カ銷魂ノ意ヲ告ケ、且既往ノ偉功ヲ頌ス。顧ミテ惟フニ、明治三十七年五月下旬、我二軍ノ將士南山ノ天險ヲ攻陷シテ青泥窪市街ヲ占領スルヤ、鐵道班ナルモノ咄嗟ニ編成セラレ、其先發者ハ六月初旬既ニ輦下ヲ進發セリ。不幸ニシテ海路敵襲ノ厄アリシモ、尋テ陸續渡航シ、七月五日ニ至リテ、車輛ノ一部ハ之ヲ操縱スヘキ人員ト共ニ大連埠頭ニ到著シ、第三百五十九號及第三百六十一號ノ兩機關車ハ、貨車十二輛ト共ニ先ツ組立ラレ、同月十五日ヲ以テ大連後革鎭堡間ノ運轉ヲ試ミ、十八日ヲ以テ開通シ、二十二日ヲ以テ大連金州間ノ運轉ヲ試ミ、二十三日ヲ以テ大山總司令官ヲ南山々下ニ北送シ、爾後一戰每ニ其工程ヲ進メテ、酣戰中既ニ肙圖ニ延伸シ、以テ五軍ノ作戰ヲ容易ナラシメタリ。此間時トシテハ秋潦滔々タル濁流ヲ蹴テ萬死ヲ冒シ、或ハ敵騎兵閾ノ間ヲ驅ツテ孤軍ヲ落日ニ拯ヒ、最モ營口敵襲ノ日ヲ以テ奇功ヲ樹ツ。其功勳寧ロ人間以上ニ秀ツルモノアリ。平和克復ノ後將卒悉ク皆凱旋スルニ際シ、鐵道車輛獨リ留リテ交通ノ首腦トナリ、益々北行シテ長春ニ達シ、西往シテ新民府ニ出ツ。平和ニ貢獻スル所亦決シテ戰時ニ讓ラサルナシ。車輪磨シ四柱搖キ側板汚レ蓋破ルルモノ、皆是レ百戰激勞ノ勳痕ナラサルハナシ。今ヤ四時ノ序功ヲナスモノハ去ツテ、二百十七輛ノ機關車三千九百四十輛ノ客貨車擧ケテ故國ニ送還セラレントス。一樹ノ蔭モ猶五大夫ニ値ヒスルモノアリ。矧ヤ爾ノ偉功甚タ大ナルニ於テヲヤ。別ヲ告クルニ臨ミ黯然トシテ涕淚交々下リ、復タ多ク頌ルコト能ハス。單ニ一言ヲ餞シテ、過去ノ功勞ヲ徳トシ、將來ノ運命ヲ祝ス。

生命なき車輛に對し、人間に對するごとき訣袂の辭を發するところ、當事の潑剌たる意氣が想見される。

三、吹雪の中の作業

廣軌改築に當つて最も困難を極めたのは、工場の不整備といふことであつた。何しろ殆ど工場とは言へぬほどのバラツクに向つて、機關車二百五輛、客車九十五輛、貨車二千九十輛、車掌車百輛が、陸續として米國から送りつけられたのであるから、その混亂は想像に餘りある、

明治四十年四月一日、野戰鐵道提理部ニ於テ使用セシ大連工場ヲ全部其儘繼承シ、專ラ機關車客貨車ノ組立、改造、修繕、廣軌用機關車並諸車輛ノ組立工事及各種註文品ノ製作並各分工場ニ主要材料物品ノ配給ヲナシ、社内雜工事ノ製修ニ從事セシム。當時ノ工場ハ乃木町大連驛構内ニ在リ、機關車組立職場、機械職場、鍛冶職場、鑄物職場、製罐職場、客貨車職場及裁縫職場アリシモ、木造亞鉛引鐵板張ノ極メテ粗造ナル一時的ノ「バラツク」ノ一建ニ過ギズ。機械ノ設備亦殆ト全ク之ヲ缺如セルハ言ヲ俟タス。要スルニ工場ニアラスト云フモ過言ニアラサル狀態ナリシヲ以テ、（中略）明治四十年五月ヨリ明治四十一年ノ初ニ亙リ、新購入ノ廣軌用機關車及客貨車續々到著シ、其數量多クシテ殆ト工場構内ノ全部ヲ蔽ヒ、急速組立ヲ終リテ他ニ搬出スルニ非サレハ、將ニ後著材料ノ揚陸ヲ爲ス能ハサラントスルニ至リシカハ、晝夜工程ヲ進ムルト同時ニ、百方職工ノ補充ニ努メ、鐵道廳ヨリ供給ヲ受ケタル職工ノミニテモ六百四十七名ニ上レリ。就中作業ノ最モ困難ナリシハ、明治四十年十二月末ヨリ明治四十一年二月ノ間ニシテ、適當ナル工場ナキ爲メ、總テ屋外ニテ作業セシカ、寒威凛烈ニシテ吹雪屢至リ、職工ハ一時間煖ヲ採リテ、僅ニ十五分間ノ作業ニ堪ユルノ狀態ニシテ、其困難ハ實見セサル者ノ到底想像シ得サル所

ナリ。斯クテ組立ヲ終リタルモノハ臭水子驛側線ニ移入シ、僅ニ工場ノ塡塞ヲ免ルルヲ得タリ。之ヨリ先キ廣軌鐵道運轉計畫ニ基キ米國ニ註文シタルハ、機關車二百五輛、客車九十五輛、貨車二千九十輛、車掌車百輛ニシテ、機關車ハ明治四十年六月十八日、貨車ハ九月三十日、客車ハ十二月二十九日組立落成シタルモノヲ第一回トシ順次落成、明治四十一年六月一日廣軌運轉開始ニ至ル迄ニ、機關車百二十二輛、客車六十九輛、貨車千三百三十一輛、車掌車百輛ノ組立試運轉ヲ了セリ。其當時南滿洲ニ於ケル標準機關車トシテハ、貨物列車用「コンソリデーション」、旅客列車用十輪車、急行列車用「パシフキツク」形及十輪車ヲ混用スルコトトセリ。（「滿鐵十年史」三六三—三六四）

ここに於いて伯は、その工場に應急の修繕を加へ、新たに機械その他の設備を爲すと共に、新工場建設の計畫を定めた。

これが當時世を驚かした北沙河口工場である。

この北沙河口工場は大連を北に距ること約四哩の地であつて、地積五十三萬七千九百坪、そこに、工場並びに從業員全部を收容する社宅を建設する計畫であつた。明治四十一年七月その工を起し、竣工に從つて漸次移轉し、全部完了したのは明治四十四年八月九日であつた。

この工場の大略について、「滿鐵十年史」（三六六—三六七頁）の記するところは、次の通りである。

工場ノ規模ハ頗ル廣大ニシテ、獨立ノ水道ヲ敷設シ、敷地二十七萬七千二百坪、煉瓦二階建事務所外建物四十九棟一萬七千七百四十六坪五合（中略）ニ達シ、汽機、汽罐並機械工具ノ設備、起重機ノ設備、電氣電動力ノ一般使

用、採光、冬期ニ於ケル暖房、空氣ノ流通及自働消火装置ヲ客貨車塗各職場並倉庫等ニ特設セルカ如キ、最新式ノ設備ヲ具ヘ、機關車二十六輛、客車三十六輛、貨車百三十輛ヲ同時ニ收容シ、傍ラ諸機械及諸用品ノ製作修理ヲナスノ能力ヲ有ス。蓋シ鐵道ニ屬スル工場トシテハ、頗ル斬新ニシテ各種ノ特色ヲ有ス。而シテ工場及市街地ノ給水ハ、獨立ノ水道ニ依ル給水能力一日二十萬「ガロン」六箇所ノ水源井戸ヨリ集水シテ、電氣動力喞筒ニ依リ、濾過池ニ送リ、後丘高サ二百二十呎ノ地點ニ設ケタル貯水池ヲ通シテ給水ス。其他工場及市街地ヨリ生スル汚水ヲ清水トナシ排出スル目的ヲ以テ、市街地ノ東南隅ニ汚水處分所ヲ装置シ、其容積一日間十五萬「ガロン」ヲ石炭層ヲ以テ容易ニ濾過シ得ル構造ナリ。

四、細心なる指導

一見粗枝大葉のやうであつて、實は思ひ掛けぬところに細心密意であつたのが、伯の性格であつた。尤よりその細心密意には、かなり氣紛れなところがないではなかつた。しかし細心となると、珍らしいほど、搔いところに手の屆く伯であつた。

その一例は、伯が一方において、火のつくやうに全線の廣軌改築を急がせながら、他方においては、狹軌のボギー貴賓車の製作を忘れなかつたことにも表はれてゐる。これについて、當時の理事國澤新兵衞は、次のやうに語つた。

總裁は會社の成立するや、直ちに滿洲の鐵道にて運轉すべく、狹軌のボーギー貴賓車三輛の製作を命ぜられた。之は同鐵道が廣軌に改築さるる迄の用に供する爲めで、大體應接室、寢室、食堂より出來て、外に附屬の設備を

加へたものであり、同車輛會社に於て直ちに著手し、明治四十年四月一日の滿鐵營業開始に先立ち、大連工場にて組立てられ、折から有栖川宮威仁親王殿下の御渡滿あり、其の用に供せられしは勿論、我が貴賓又は清國の貴賓に對し十分に利用せられた。而して四十一年全線の改築までは、多大の貢獻をなせしことは、これも伯の用意周到なる一端といふことができよう。

更に伯が、滿鐵の從業員に掃除癖を付けんがために取つた次の插話も、亦その著るしき一例といふことができる。それは黑田甲子郎の語るところである。

戰爭の後を承けたる客車の手入れは自然粗漏であつて、辨當の殘飯が散亂し、埃塵が積り勝ちである。折角廣軌となつても、これでは乘客をして不快を感ぜしむるに依り、伯は切々として掃除を嚴命せられたが、意の如く實行せられない。玆に於いて伯は一奇策を考へ、午前一時ごろ飄然官舍を出で、微行して停車場に到り、明朝發車すべき空車を暗中摸索して、自己の掌で車體の內外を撫でて其のまま歸臥し、翌朝發車前に再び停車場に到り、掌の痕ある車を指して、驛長以下にこの車輛は掃除が行屆いて居ない。これ此の通りなりとて一々實證を示して嚴訓せられた。それ以後、總裁は油斷のならぬ用意周到の人であるといふ評判になつて、車輛がにはかに淸潔となつた。

また野戰鐵道の氣分の拔けきらなかつた當時の從業員の心中に、會社營業であるといふ觀念を叩き込まうとして、伯は色々と苦心した。これについて黑田はまた次のごとく語つてゐる。

創建時代に於ける鐵道乘客の取扱ひは、戰勝國の癖として往々傲慢の態度があつた。陸軍提理部から引繼がれた

る職員中には、特にさうであつた。歐亞の聯絡線となり、世界の交通大道となつた滿鐵職員に不遜の行動があつては、日本の恥辱であるといふ考へを以て、常に驛長以下を訓誡せられた。また新たに帝大卒業生等が職員となる時には、初め之れを重用せず、貨物係、切符係等に採用し、力めて新空氣を注入して勞働事業に服せしめ、漸次に累進せしめて驛長たらしめ、殊に大連、大石橋、奉天、長春等の重要驛は外國人の出入頻繁なるを以て、英語、露語、支那語に堪能なる驛長助役を配置して、乘客の優遇に努められた。

殊に伯が心を碎いたのは、支那人の感情を緩和し、無益に彼等の反感を挑發しないやうにといふことであつた。それは田中清次郎の語るところである。

伯は滿鐵沿線の驛の名稱に就いて、「支那語であるから、これを日本語で讀ますのはいけない。驛の名を日本語に飜譯するな」といはれたので、當初の間は日本語で讀むやうなローマ字綴りで驛名を書かなかつた。そして支那の發音で驛員に呼ばせたのであつたが、これだけは伯の主張通り行はれず、間もなくこの形式は守られぬやうになつた。

伯のこの細心の注意は、ひとり驛名のみでなく、滿鐵附屬地の道路の町名にまで及んだ。それについて、上田恭輔の語るところは、次の通りである。

時には至極微細な事柄でも、始終支那人の感情を害さないやう細心の注意を拂はれました。臺灣、朝鮮或は樺太の如く、全然帝國の領土と違つて、主權は支那にある租借地で日本人が仕事をするのでありますから、何事につけても大屋さんの御機嫌を損じないやうに氣をつけて居られました。故に右の滿鐵附屬地內の道路の町名の如き

も、出來るだけ支那風若しくは日支共通の町名をつけ、大抵何々街と云ふやうにして、殆ど町と云ふ名は付けなかつたのであります。之れに反して歐洲大戰の初め、日本が青島を占領した際の如きは眞先きに、獨逸人の付けた町名をすつかり日本風の町名に變更して仕舞ひました。先づそれは良いとしても、支那學問の無い手合が遣つた仕事でありますから、同じ漢字を用ひても支那人には一向意味を成さないものが多い。或は「神尾山」とか、或は「忠の海」とか、文字そのものから見て支那人には不思議な地名を附け、甚しきに至つては、大森に居住する者以外には日本人にすら何と讀んで良いか判斷に苦しむ「不入斗町」といふ名を青島の海岸の一等道路に命名致しました。こんな事柄が餘程支那人の癪に觸つたと見えまして、青島還付に際し、地方行政の移管と同時に支那の劈頭第一の仕事は、町名の改造でありました。今日僅かに北京路とか天津路とか言ふものだけを殘し、先に日本の附けた地名町名はすつかり全廢して仕舞ひました。滿洲に於いては、今を去る二十幾年の昔、既に後藤總裁がさう云ふことにまで注意を拂つて、適切な町名を附けておかれたのを、其の後の滿鐵の當事者が、青島の覆轍の運命に到達する時代なきにしも非ずとも考へずに、街を町に更め、幹線の「大斜街」を「浪速通」に、或は琴平町とか、曰く何々町と、悉く支那人には譯の判らぬ、且つ讀書階級には憎惡の念を起さしむる町名に改めましたから、さう云ふやうな事の爲めに、日本人は侵略的であるとか、帝國主義であるとか云ふ感じを、若い支那人の頭に植ゑつけます。

五、ヤマト・ホテル

伯は滿鐵に赴任すると、すぐ各地にホテルを建てた。人はこれを伯の道樂として笑ひ、乃至は伯の贅澤として攻擊した。また或る人々は、ホテルが自給自足の成績を擧げざるところから、これをもつて失敗と考へた。これを辯護する人々も、單に世界の公道たる滿鐵であるから、外國人の宿泊に便なるやうにしなければならぬと說く位なもので、伯の眞意を諒解した人は寔に少なかつた。

大正八年、伯が歐米を巡遊した時は、恰かも山東問題その他で、日本の對支政策に對する非難が、歐米に喧しかつたときである。それで歐米人はよく伯に向つて、日本は支那を歐米諸國に對して閉鎖する積りなのかと訊いた。これに對する答辯には、伯は必ず滿洲のホテルの例を引いて說明した。

『私が滿鐵の總裁になりましたとき、一番に致したことは、沿線各都市にホテルを造ることでした。日本人の爲めなら、このやうな設備は要らないのである。それは主として歐米人のためであります。卽ち多數の歐米人の滿洲に來られて、われ等とともに此の新天地を開發せられんことを望んだからであります。』

伯の滿鐵經營の根本精神は、滿洲の開發がひとり日本のみの利益たるに止まらず、支那の利益たり、又世界全般の福祉增進の一助たるやうにといふことであつた。ゆゑに偏狹なる排他的精神をもつて、滿洲の天地を獨占しようなどといふことは、伯の心にはなかつた。それが日本の大陸發展を正義化するものと伯は考へてゐたのだ。

ホテル建造は、伯のこの國際精神の一發露であつた。ゆゑに伯に取つては、それはまことに重要なる主義の一表現にほかならなかつたのである。

この滿鐵經營のホテルについて、田中淸次郎は次のごとく語る。

私が阪谷芳郎さんにお會ひした時、「新開地には是非、ホテルが必要だ」としきりに力說してをられた。それでこの事を伯にお傳へしておいた處、伯は、ホテルの經營は絕對に必要だと命ぜられた。そこで、私は「ホテルの名稱は滿鐵ホテルとしたらよいでせう」と伯に申上げたが、伯は頑として聞かれなかつた。そして「ヤマト・ホテル」とせよと、極めて强硬であつた。「何故ですか」と問うても、「いや、何でもかでも、ヤマト・ホテルでなければいかぬ」といふので、結局、伯の主張された通りの名稱を附する事になつた。

その後、間もなく阪谷さんが滿洲視察に來られたが、ホテルの設備が整つてゐたので大喜びであつた。それといふのも、滿鐵設立命令書第三號に、「主要停車場ニ旅客ノ宿泊食事及貨物ノ貯藏ニ必要ナル諸般ノ設備ヲ爲スヘシ」とあるのは、阪谷男の主張に基いたものであつたからである。

伯が斯くのごとくヤマト・ホテルの名に執著した理由は、伯のホテル建設の精神を思ひ合はすと首肯せられるであらう。伯は歐米人の來泊を庶幾した。ゆゑにそれ等の外客に、日本の固有する國名ヤマトの文字を印象したかつたのであらう。

しかしながら、ホテルのやうな巨大な建築物が、忽ちにして出來るわけはない。そこで會社では差當り、露國時代のダルニー・ホテルの跡で、軍政時代は民政署であつたところの煉瓦造りの二階建の一棟を修理し、それに僅かに十三の客室を造り、これに附屬建物を新築修繕して、急遽の設備を整へ、明治四十年八月一日、漸く營業を開始した。これが現在のヤマト・ホテルの濫觴である。

ところが滿鐵事業の發展と共に、間もなくかうした應急設備では、間に合はなくなつた。「滿鐵十年史」（六六八頁）

によれば、次の通りである。

然ルニ營業開始以來漸次宿泊客ヲ增シ、屢滿員ヲ告ケ、來客謝絕ノ狀態トナリ、踰エテ明治四十一年六月本線ニ廣軌列車運轉シ、同八月上海航路ヲ開始シ、次テ十月大連、長春間ニ急行列車運轉セラレ、哈爾賓經由歐亞連絡成ルニ及ヒ、宿泊旅客數益增加シ、到底之等ノ旅客ヲ收容スルコト能ハサルヲ以テ、一時應急ノ施設トシテ「ホテル」ニ接近セル社宅用建物二棟ニ設備ヲ施シ、十箇ノ客室ヲ造リタルモ、尙悉ク來客ヲ收容スル能ハス、無止神戶丸ニテ上海ヨリ來リ歐洲ニ向フ旅客ニハ、請フテ之ヲ寢臺車ニ收メ、又急行列車ニテ北方ヨリ來リ上海ニ到ラントスル旅客ハ、之ヲ神戶丸ニ赴カシムルカ如キ窮策ヲ採レリ。

かくして伯の意圖は著々實現せられ、明治四十一年十一月、大規模のホテルの設計に著手し、明治四十二年六月工事開始、大正三年三月、滿五箇年を以て竣工したのが、現在の大連ヤマト・ホテルである。

そのほか伯は、大連の繁榮を增進し、旅客を吸收する目的を以て、大連に接近した風光明媚の海濱、星ケ浦を選んで、海岸ホテル、貸別莊その他の娛樂設備をなす計畫を建てしめた。これが星ケ浦ヤマト・ホテルである。

六、大連築港

南滿洲鐵道の咽喉を爲すものは、言ふまでもなく大連港である。それは露國時代のダルニー港を承繼せしものであつた。

はじめ露國は、曩に淸國の經營してゐた大連灣、卽ち今の柳樹屯を相して、商港築設の計畫を爲し、土地の買收、

市街の經營まで著手してゐたのであるが、南風常に泥砂を送つて、港內水深を減ずるがため、船舶の著離意の如くならず、つひに東淸鐵道技師ケルベツチの獻策を容れて、一八九九年、築港及び市街の建設を計畫し、これを東淸鐵道會社に經營せしめたのが、所謂ダルニーであつた。

その豫算說明書の劈刀に曰く。

ダルニー港ハ其位置黃海ノ中央ニアリ。而シテ大西伯利亞鐵道ノ終點ニアルヲ以テ、世界商業ノ活動的中心點ノ一タルヘキ資格ヲ具フ。故ニ港市ノ計畫ハ、可成本港ノ繁榮發達ヲ圖ルニ在リト雖モ、第一期工事ハ、一箇年五千萬乃至六千萬布度ノ貨物運搬ヲ遂クヘキヲ以テ其目的トス。

以てその規模の如何に廣大なりしかを見るべきであらう。そして實際、露國の著手せし築港事業は「滿鐵十年史」に據れば、次の通りであつた。

其計畫タルヤ規模頗ル雄大ニシテ、市街區域ハ東老虎灘ノ東ロ角ニ起リ、西馬蘭河ノ右岸ニ及ヒ、南ハ黑石礁ヨリ、北ハ遠ク泡子涯ニ亙リ、其面積約一萬三千餘町步ヲ算シ、築港海面約百萬餘町步ヲ畫ス。是ニ於テ乎、同會社ハ豫算千萬餘留ヲ以テ、先ツ東西靑泥窪、黑咀子及西崗子等ノ部落ヲ買收シ、市街建設ニ著手セリ。而シテ築港工事モ亦、一千噸級ノ船舶百隻ヲ同時ニ繫留シ得ヘキ設備ヲ整へ、一箇年三億二千萬布度、卽チ約五百萬噸ノ貨物ヲ吞吐セシムルノ豫定ヲ以テ、先ツ第一期工事費、壹千萬留ヲ豫算シテ工事ニ著手シ、千九百三年末ニ至リ、十五呎乃至十八呎ノ水深ヲ有スル埠頭延長六十三「サーゼン」、及水深十八呎ヲ有スル埠頭延長百五十「サーゼン」、及四百平方「サーゼン」ノ倉庫ヲ建設シテ、一般繫船用ニ供セリ。（三八六―三八七頁）

さらに一九〇四年、露國は築港工事のため、また三千萬留を投じて、第二期工事に著手せんとしてゐた。その時起つたのが、日露戰爭である。ここに於いてダルニーの築港も、中途にして空しく抛擲し去られた。しかも露國は、

其退クニ當テヤ、浚渫船其他ノ船舶ヲ沈沒セシメ、大埠頭ノ西部ヲ破壞シ、工事用器械ノ如キハ、或ハ彼ニ依テ破壞セラレ、或ハ我軍ノ占領ニ歸シ、僅カニ二箇ノ軌道起重機ヲ遺コシタルノミニテ、亦一物ヲ餘サス。爾來未成ニ屬スル埠頭防波堤等ノ如キ、年々歲々風浪ノ打破スル所トナリ、一見慘狀ヲ極ム。

かくして滿鐵會社は、露國經營の後を承けて、その築港工事を完成しなければならなかつた。會社が繼承せし當時の狀態は、「滿鐵十年史」(三八七頁)によれば、次の通りであつた。

會社繼承當時ハ、僅ニ第二埠頭及甲埠頭ノ落成セルノミニシテ、第一埠頭南部ノ岸壁竣功セルモ、北部ハ半成ニ止マリ、防波堤モ亦西北防波堤ノ東半部稍見ルヘキモノアリシモ、西半部ハ全ク著手スルニ至ラス。東防波堤ハ僅ニ捨石工事ニ著手セルノミニシテ、工程尚未タ其半ニ達セス。

茲において滿鐵は、大體において露國の計畫を踏襲すると共に、深く想を將來に馳せ、既成部分の改善修築、並びに未成工事に對する適應の進捗を計らなければならなかつた。

その築港工事は、次の諸工事から成るものであつた。

第一　防波堤工事

其ノ一　東防波堤延長千貳百貳拾壹尺築設
其ノ二　北防波堤延長六千尺築設
其ノ三　濱町船溜兩突堤延長各千三百五拾尺築設

第二　埠頭工事
其ノ一　東埠頭延長千貳百尺築設
其ノ二　大埠頭東埠頭路面鋪石並プラットホーム築設
其ノ三　濱町西側延長貳百尺埠頭築設
其ノ四　大山通埠頭延長四百貳拾尺築設
其ノ五　兒玉町埠頭延長四百貳拾尺築設

第三　護岸及埋築工事
其ノ一　東埠頭東側貳千四百五拾尺護岸
其ノ二　東埠頭北部面積壹萬貳千坪埋築
其ノ三　築港工場用地面積壹萬七千四百貳拾五坪埋築
其ノ四　濱町面積參萬壹千五百八拾六坪埋築
其ノ五　濱町延長貳千尺岸壁兼用護岸
其ノ六　中央船溜（船渠南側）延長九百五拾尺護岸
其ノ七　ジャンク碇泊場面積壹萬參千百拾坪埋築
其ノ八　同上沿岸延長貳千四百七拾四尺岸壁兼用護岸
其ノ九　濱町西側延長六百四拾尺護岸
其ノ十　大山通埠頭東西兩側延長九百貳拾尺兒玉町埠頭西側延長六百五拾尺護岸

第四　棧橋工事
其ノ一　大埠頭西側棧橋貳百尺ニ延長シ並延長貳百尺ノモノ增設
其ノ二　濱町海岸ヨリ延長千貳百尺（内五百尺最モ有效）石炭積出棧橋架設

第五　埠頭設備工事
其ノ一　東埠頭大埠頭及ジャンク碇泊場埠頭ニ上家面積四千貳百九拾六坪建設
其ノ二　大埠頭東埠頭ニ電氣可動起重機拾貳臺定置手動起重機六臺据付

其ノ三　東埠頭ニ面積約六百坪穀類積出倉庫建設
第六　浚渫工事
外ニ築港工場並ニ器具機械ノ設備ハ前記各工事ニ俱フモノトス

以て大連の築港工事が、如何に大規模のものであり、從つて如何に長年月を要すべきものであつたかを、窺ふに足る。從つてその大部分は、伯が滿鐵を去つてから後、完成されたのであつた。しかしこの大規模の計畫は、全く伯の總裁時代の「大風呂敷」にかかるものであり、ここにも伯は、その創成的偉大を誇ることができたのである。

七、大連埠頭の統制

しかしながら、大連の築港工事を完成する前に、まづ解決せねばならぬ問題が、大連港の波止場に轉がつてゐた。それは埠頭統制の問題であつた。

その主任者として働いた理事田中清次郎は語る。

私が大連へ到著した頃は、未だ日露戰爭後の戰時氣分がぬけず、埠頭では入港の船を競爭して奪ひ合ふといふ有樣で、「軍事行動の續き」といつたやうな感じが濃厚であつた。

かうした埠頭の無統制を目のあたり見せつけられた私は、是非とも埠頭の統制を確立する事が焦眉の急務であると痛感した。

考慮の結果、三井時代に犬塚君の部下で、門司で働いてゐた相生由太郎君が、その頃から勞資協調主義といつたやうな新思想をふり廻してゐたので、この人間なら埠頭の統制を成し遂げ得るであらうと思ひ付いたので、犬塚

君に相談すると、犬塚君は反對した。しかし私は飽くまでこの仕事を達成するには相生君が必要だと確信したので、囑託として相生君を採用し、直ちに埠頭統制案の作成を命じた。相生案は民間にやらせようといふ案であつたが、私は反對して滿鐵直營で統制する方針で立案を命じた。間もなく統制案が出來たので、後藤伯に面會して統制案の實行承認方を申し出た。

然らば、その起案者にして、同時に直接責任者たるべき、相生由太郎とは、如何なる人物であつたか。夏目漱石の「滿韓ところどころ」は次の如く記してゐる。

相生さんは滿鐵の社員として埠頭事務所の取締である。もつと卑近な言葉で云ふと、荷物の揚卸に使はれる仲仕の親方をやつてゐる。かつて門司の勞働者が三井に對してストライキを遣つたときに、相生さんが進んで其衝に當つた爲、手際よく解決が著いたとか云ふので、滿鐵から仲仕の親分として招聘された樣なものである。實際相生さんは親分氣質に出來上つてゐる。滿鐵から任用の話があつたとき、子供が病氣で危篤であつたのに、相生さんはさつさと大連へ來て仕舞つた。來て一週間すると子供が死んだと云ふ便りがあつた。相生さんは內地を去る時、旣に此悲報を手にする覺悟をしてゐたのださうだ。

卽ち相生は滿洲に渡るに、この悲壯なる決心を以てしたのであつた。然るに圖らずも、この統制案は、伯と田中との間において、紛糾を捲き起し、折角の統制案は、將に闇から闇に葬り去られんとした。

田中淸次郎は語る。

當時、犬塚君と私とが、三井から入つた上に、滿鐵改良に要する鐵道資材を、後藤伯は三井を通じて米國から購

入する方針であつた關係からか、とかく後藤伯は餘りに三井を贔屓し過ぎるといふ非難もあつた。さういふ譯でもなかつたらうが、私が統制案の事を説明すると、伯は「それはイカン！」と不賛成である。そこで私は、「自分としては他に良策を發見する事が出來ません、といふ事を申上げて置きます」と述べて引きさがつた。

さて考へ直して見るが良案はない。一體滿鐵入社の初めから、總裁は、私の意見に對して、明確な理由を示さず、單にそれはイカンと言つて反對する。こんなことでは到底滿鐵なんかにゐたつて駄目だ。いつそ辭職しよう。もう一度、伯に詳かに意見をお話して、それでも反對されたら、いよ〳〵やめて日本へ歸らうと、決意を堅めた。さうして相生君を呼んで、「例の統制案に總裁は反對だ、もう一度お話してお聞入れがないなら、君と一緒に自分は日本へ歸らうと思ふ」と話すと、相生君も亦非常に感激した樣であつた。そして相生君は大いに私の身上を心配したものと見え、奥地旅行中の中村是公氏へ宛て急電を發し、「田中理事が容易ならぬ決心をかためたやうだからすぐ歸連して欲しい」と申し送つた。中村副總裁はビツクリして急遽歸つて來た。そんないきさつを自分は少しも知らず、その翌日、會社へ出かけるともう中村副總裁が來てゐる。中村氏は「君どうしたわけか」と訊くので、今までの始終を話し、「今日もう一度主張して容れられぬなら、もう御免を蒙つて歸國するつもりだ」と告げた。

それから、伯にお會ひして、「昨日申上げた埠頭の統制案は是非、實施致したい、いろ〳〵考へましたが、昨日申上げた案以外に良案はありません」と述べると伯は、「もう一度說明して見給へ」と。そこで私は更に說明すると、氣輕な調子で伯は「ソレはいい、やつて見給へ」と、直ぐに承認された。

思ふに伯は、私がどういふ男であるか、中村氏を通じての外、私の性格なども、よく御存知はなかつた。眞劍に對談したのは、この時が殆ど最初といつてもよかつたのであるから、私がこの埠頭統制案に、どれほどの信念をもつてゐるか、それを試みようとして、昨日否決されただけで引込むやうなれば論ずるに足りないし、若し再び信念を開陳するならば、許して、やらして見よう位に思つて、謂はば一種のメンタルテストを受けたのかと、當時ひそかに考へられぬでもなかつた。

それは如何にも伯のやりさうなことであつた。さうして、明治四十年十月一日より實施されたる「大連埠頭船舶取扱規則」及び「大連埠頭貨物取扱規則」は、かくして出來上つたのである。「滿鐵十年史」（四〇五―四〇六頁）は記して曰く。

之ト同時ニ、從來總テ磯部組外十七箇ノ回漕店ニ委ネタリシ埠頭荷役ヲ、全然會社ノ直營ト爲セリ。蓋シ草創ノ際秩序未タ整頓セサリシ爲メ、貨物ノ錯亂紛失等頻繁ニシテ、到底貨主ノ安心ヲ買フ能ハス、大連ノ繁榮將ニ阻害セラレントスルノ狀態ナリシカハ、回漕店ハ勿論、新聞等ノ劇烈ナル反對アリシニモ拘ラス、斷然直營ニ移シ、埠頭事務所ヲシテ之ヲ司ラシメタリ。

然らばこの埠頭統制の結果は、如何であつたか。「滿鐵十年史」は續いて記してゐる。

爾來作業大ニ擧リ、貨主ノ便宜ヲ得タルコト少カラス。又廣軌開通ニ際シ建設材料、車輛等巨額ノ重量品一時ニ輻輳スルニ拘ラス、機械力ヲ借ラスシテ能ク速ニ其荷卸荷捌ヲ爲シ、機ヲ誤ラサルコトヲ得タルモノ、一ニ作業直營ノ賜ナラスンハアラス。而シテ埠頭荷役ハ啻ニ船貨ノ積卸ノミニ止ラス、大連ニ到著シ又ハ大連ヨリ發送ス

ル貨車ノ積卸ニ亦其作業ニ屬シ、以テ船車聯絡ノ便ヲ圖リ、而シテ輸出品ノ增加ト共ニ、貨物ノ積替運搬ノ作業ハ、埠頭ノ重大作業タルニ至レリ。

そしてこの好成績を收めた原因は、主として相生由太郎の獻身的な努力にあつた。この後相生は人夫請負の仕事に轉じたが、これを漱石の「滿韓ところどころ」は、次の如く記してゐる。

相生さんは大連に來るや否や、仲仕其他凡て埠頭に關する事務を取り扱ふ連中を集めて此處に一部落を築き上げた。相生さんの家を通り越すと、左右に並んでゐる建物は皆自分の經營になつたもの許である。其中には圖書館がある。倶樂部がある。運動場がある。演武場がある。部下の住宅は無論ある。

倶樂部では玉を突いてゐた。圖書館には沙翁全集があつた。ボルグレーヴの經濟字彙があつた。余の著書も二三冊あつた。（中略）

最後に最も長い二階建の一棟の前に出た。是が共同生活を遣らしてゐる所でと、相生さんが先へ這入る。中は勸工場の樣に眞中を往來にして、同じく勸工場の見世に當る所を長屋の上り口にしてある。だから長屋と長屋とは壁一重で仕切られながら、約一丁も並んでゐる許か、三尺の往來を越すとすぐ向うの家になる。上り口を枕にして寢れば、吸付莨の遣り取り位は出來る程近い。相生さんが先へ立つて、此狹い往來を通ると、裁縫をしたり、子供を寢かしたりしてゐる神さん達が、みんな叮嚀に挨拶をする。然し中には氣が付かずに何か話して居るのも見える。

此部落に住んでゐる人間が總掛りになつた上に、其何十倍か何百倍のクーリーを使つても、豆の出盛りには持て

餘す程荷が後から〳〵と出てくる。相生さんの話によると、多い時は著荷の量が一日ならし五千噸あるさうである。是がため去年雨期を持ち越した噸數は四萬噸で、今年はそれが十五萬噸に上つたとか聞いた。南北千五百尺東西四千二百尺の埠頭の側に此位豆を積だら隨分盛なものだらう。

八、撫順炭礦の經營

撫順炭礦はいま、帝國の寶庫と稱せられる。「滿鐵十年史」（四九〇―四九一頁）は誇負して曰く。

撫順炭礦ハ東西四里、南北一里、層厚平均百三十尺、炭量約十億噸ヲ包有スル大炭田ニシテ一日一萬噸、一箇年三百萬噸宛ヲ採掘スルモ尚三百年ノ命脈ヲ保有シ得ヘキ東洋第一ノ大炭礦タリ。是レ獨リ會社ノ利益ノミナラス、實ニ我帝國ノ一大寶庫ナリトス。

然しながら、その眞價が發見されたのは、日露開戰以後であつた。卽ち露國が漸くその採礦に著手せんとせし矢先、日露戰爭の結果、日本の滿鐵の經營に歸したのである。故に撫順炭礦は、事實において、伯の創業にかかると言つてもよかつた。

黑田甲子郎は語る。

撫順の炭礦は、今日誰れ知らぬものも無いが、滿鐵創業時代に幾億噸の良炭を地下に埋藏して居るといふ事を、日露戰役前に豫知して居たものは恐らく一人も無かつたであらう、否寧ろ煙臺炭礦あるを知れども、撫順炭礦あるを知らなかつたであらう。露國人も初めは煙臺炭礦を主として採掘し、開戰後に撫順炭礦を發見して、急に之

を開掘したのである。其の證據には、煙臺地方の土地收容は殆ど完了し、鐵道支線も敷かれてあつたが、撫順地方では僅かに數千坪の土地買收に止まつて、至つて姑息なる露天掘であり、又撫順鐵道沿線の土地も未買收であつて、驛舍の設備も無かつた。之れに將來を囑して、一切の經營を松田工學博士に倚托し、特別會計として博士の思ふが儘に設備し、博士の俸給を理事以上に厚くしたるなど、伯の放膽なる措置は到底凡人の及ぶ所でなかつた。今日では松田博士の設計を冷笑する人もあらうが、撫順炭礦をして東洋一の名を得せしめたる動機は、實に松田博士の經營せし東鄕、大山兩坑の採炭に基くものであつて、松田博士を優遇厚待せし伯の眼光は、當時滿鐵職員の驚異する所であつた。

然も伯が、この工學博士松田武一郎を滿鐵に捉へ來るに、どれだけ苦心をしたか。伯は自ら、幸俱樂部の講演において、次の如く述べた。

炭礦の經營中、其の主なるものは撫順炭礦であります。露西亞の經營は拙劣で、今日のサイアンスの上に於いて恥かしくないやうな著手には至らなかつた。滿鐵に於いて完全な經營にしたいと思うて、段々此の事の適任者を尋ねた。旣に臺灣に在職中も鑛山學者を尋ねたが、多いやうで此の位少ないものはない。非常に困りまして、三菱の松田博士を除くの外に、當時之れが經營を託すべき人を見出す事が出來ない。

若し適任者がなくて、鼬掘同樣拙劣救ふべからざる開坑法に過ぎぬ時は、他日炭礦を抵當とするの日に悔ゆとも及ばぬこと故、豫め其の人選に苦辛したること筆舌に盡し難きものがありました。

偖いよ〳〵松田博士を採用せんと思つたが、なか〳〵容易に三菱が其の請ひを容れて吳れない。是れは私の方が

元來無理なる願ひである。夫れ故三菱會社並びに社長に三拜九拜して、若し之れを歐米人に賴むことがあつては日本人の恥辱だから、默つて貸して吳れと言つて、半年間半月づつの約束で借りて來た。岩崎男爵は之れまでも斷ることが出來ないで、遂に此方の請ひを聽いて吳れた。是れが今日の撫順炭礦經營を致した譯であります。此の炭礦は露西亞の計畫とは實に雲泥の違ひであります。

かくして松田博士の手により、所謂第一期開發計畫が樹てられ、明治四十年十一月から、開坑に著手することになつた。その次第について「滿鐵十年史」（四九一頁）の記すところは、次の通りである。

會社ハ設立ト同時ニ此事業ヲ委託スヘキ者ヲ物色シ、漸ク故工學博士松田武一郎ヲ招聘スルヲ得、第一期開發計畫ヲ立テ、明治四十年度乃至四十五年度ヲ以テ其期間トシ、約九百貳拾萬圓（中略）ノ豫算ニ依リ、先ツ大山、東鄉兩姉妹坑開鑿ノ計畫ヲ立テ、大山坑ハ明治四十年十一月開坑ニ著手シ、明治四十三年五月坑深千二百四十一尺ニ達シ、東鄉坑ハ明治四十一年十一月開坑、明治四十三年七月坑深九百二十八尺ニ達シ、前者ハ明治四十四年四月、後者ハ同年六月營業坑トシテ採炭ヲ開始セリ。而シテ一方千金寨坑、楊柏堡坑、老坑臺坑ノ增掘設備ヲ整理スルト共ニ、他方、發電所機械工場、水道、瓦斯設備、病院、新市街、社宅、學校等ノ附帶設備工事ヲ竣工シ、起業以來數年ナラスシテ一日五千噸ノ出炭ヲ見ルニ至リ、茲ニ第一期計畫ハ明治四十五年度ヲ以テ一段落ヲ告ケ、更ニ第二期計畫ニ入レリ。

しかも撫順炭礦が、今日の大を爲す基礎を爲したものは、炭礦採掘に附隨して、伯の設備せる徹底的なる施設であつた。卽ち「十年史」に所謂「發電所、機械工場、水道、瓦斯設備、病院、新市街、社宅、學校等の附帶設備」がこ

れである。

伯は幸倶樂部における講演において、自ら誇つて曰く。

撫順石炭山の著手は、各國領事の大なる注目を惹起す處となりましたが、却つて日本の方では水道、宿舍、煖房設備、病院建築等に關し、少し驚き氣味でありました。日本の內地では、復た後藤が病院病を起したと言つたものもありましたが、却つて獨逸の方では、是れは大なる文明的金儲けの準備が秩序的に出來たと言つて、其の批評を二、三新聞上に見たやうな具合で、滿洲經營に付いても、今日世界が注目して居ることは、日本人が滿洲に注目して居ることと注目の點が違ふのであります。滿洲鐵道は金儲けの場所であるから、實業家の努力にまつというて、淺く狹く、且低き考案の人に任することは不可で、實に國辱である。實業家甚だ可なり、實業家中廣く且高き人に任せるやう心掛けねばならぬ。外債により資本金を得るに付いても、施設の系統が正しくて、當世の科學藝術を應用したる計畫であると云ふことを見せて、金が借りられるやうに、システマチツクになつて居らねばならぬ。そこで成るべく金を借りても澤山の利益を產出すべく、立派に成功して、大和民族の感化を他の地方にまで及ぼすやうに心懸ける誠意が充滿して居らねばならぬと、及ばずながら、常に同人と共に奮鬪した次第であります。

事業家としての伯の特色は、實にこの點にあつた。伯が滿鐵をして、單なる一營業會社たるに留めず、よく帝國大陸經營の根幹たらしめ得た所以は、實にこの卓拔せる著眼點であつた。

それは次節において、更に敍述することとする。

第五節　文装的武備

一、後樂園の演説

伯の永き生涯のうちで、最も重要なる演説の一つと目すべきは、恐らくは、明治四十年四月、折から東京に開會中の萬國基督教學生同盟大會の出席者を、小石川後樂園に招待して試みたるものであらう。

この日伯は、滿鐵總裁の資格をもつて、二十餘箇國の代表者と、我が各大臣、各次官、局長その他の名流四百餘名を招待して、歡迎會を催し、その席上、新渡戸稻造の通譯をもつて、次のごとき演説を試みたのである。

予ハ本日ヲ以テ各位ト一園ニ暢敍スヘキ光榮ト愉快トヲ享得スルモ、亦唯此寸心ノ慶意ニ出テタリ。各位幸ニ予ヲ斥クルニ局外ノ生客ヲ以テセラル、ナカランコトヲ。予ノ不肖ハ言フニ足ラサルモ、予ノ事業トスル所ハ、其世界的資質ヲ持スルニ於テ、各位ノ主張ト相類スヘク、而モ予カ其經營ニ鞅掌スル所以ノ精神ヨリ之ヲ觀レハ、教界物界其途ヲ一ニセスト雖、各位獻身ノ勞亦適サニ予ヲシテ同情感發ニ堪ヘサラシム。故ニ予ハ自ラ信ス。各位ノ從事セラル、世界平和ト人道、乃チ四海兄弟ノ主義ニ於テハ、予モ亦各位ノ後ヘニ隨フト謂フヘキモノナリト。

南滿洲鐵道株式會社總裁タル予ハ、將タ個人トシテ將タ公人トシテ、甚深ノ趣味ヲ滿洲ニ有ス。意ヘラク。滿洲

ハ其交通機關ノ經絡ニ於テ、恰モ是レ東西兩洋文明會注ノ地點ニ當レリト。予ハ今日各位ニ對シテ予ノ所信ヲ一言セン。滿洲ニ於ケル文明會注ノ方式ハ、爭鬪ニ由ラスシテ宜シク親交ニ由ルヘシ。而シテ予カ拮据盡瘁ノ本意モ要ハ此外ニ出テサルナリト。悲シムヘキ文明會注ノ形式ハ、滿洲ヲシテ戰迹猶新タナラシムト雖、苟モ經營其宜シキヲ失フコトナクンハ、滿洲ヲシテ、列國民人和緝互營ノ利市タラシメンコト、未タ必シモ多年ヲ待タサルモノアリ。滿洲ノ野、天藏ノ富、決シテ薄少トナサス。吾人當サニ此地ニ於テ干戈相鬪クヘキカ、亦將タ其力ヲ轉シテ利源ヲ此地ニ開發スヘキカ、是レ豈擇ヒ難キノ問題ナランヤ。予ハ予ノ事業ノ大ナルト其責任ノ輕カラサルトニ警惕シ、大會參列各國教民代表者各位カ、遠ク一地ニ會シ、友誼殷厚同一目的ニ盡瘁セラル、ヲ觀テ、坐ロニ德風ニ鼓舞セラル、ヲ覺ユ。

古昔航海ノ術未タ熟セサルニ當リテ、地理學者ノ懐ケル狹隘ナル世界觀ハ、後來ノ探檢家航海者ノ爲ニ摑破セラレテ遺ス所ナシ。是レ或ハ吾人カ形而上ヨリ形而下ヨリ、同向ノ操作ヲ以テ、從前東西兩洋文明ノ絶對的隔斷ヲ說キタリシ幾多ノ舊思想ヲ排除スルニ似タリ。「キプリング」ノ詩ニ云ク。傑出ナル兩偉人相見テ立テハ、假令天涯地角ヨリ來會スルトモ、東西國境、人種貴賤ノ差別ヲ以テ相猜スルコトナシト。是レ恰モ予カ爲ニ、今日各位ト一園ニ會スルコトヲ得タルノ感ヲ詠セルニ似タリ。

伯は、語を一轉して、會場たる後樂園に及び、「我國園藝術ノ模範」を以て許されたるこの園が、「園小ナリト雖、水石山林風景美ノ要素皆備ハル」事實と、滿洲とを結びつけて曰く。

是レ以テ予カ主宰ノ名譽ヲ擔ヘル滿洲ノ企業ニ喩フヘシ。何トナレハ、滿洲ハ是レ世界各國共同利益ノ集中セル

燒點ニシテ、復タ世界主動力ノ會合點ト稱スルモ不當ニ非サレハナリ。今此ニ東西二十五國ヲ代表セル淑女紳士各位カ、此衆美湊成ノ後樂園々遊會ニ來臨シテ、其友愛ト欣喜トヲ交換スルノ機ヲ供セラレタルカ如ク、其地其人意象相稱ヒ得タルハ、他日此園ト各位トニ於ケルカ如ク、滿洲ニ於テ列國人同歡ノ前兆適例ニ非サルヲ得ンヤ。

そして最後に、同盟會及び來客各位の幸慶を祈つて、伯の演説は終つた。

この伯の演說に次いで、萬國基督教學生同盟會幹事モット博士が、答辭を述べた。その一節に曰く。

世界の平和と人類同胞主義とに關して、閣下が述べられたる高貴にして經世家的言辭は、吾等の心意に合する所にして、閣下は豫言者にして同時に經世家なり。一士人にして此の二者の資性を有するは極めて稀なれども、閣下は豫言者の卓識と、實行的にして建設的なる經世家の技倆とを併有せらるることを、予は併せて申し添へんとす。

吾等は閣下が、東洋と西洋とが益々接近することに關し言はれたることの眞なるを信じ、交通機關の大道に沿うて、又本日吾等の臨席する特權を得たる園遊會の如き樂しき社會的會合によりて、東西兩洋の各國人が互に交會することは、兩洋を融合する上に於いて一の强き勢力なり。又平和主義外交の斡旋も亦兩洋融合の有力なる因子とす。此の外に各國民間の情誼を疏通することに就いて、商業の平和的貢獻の大なるは普通人の實認するより以上とす。此の方面に於いて、各國民利害の燒點たる滿洲に於いて、閣下が唯今御盡瘁なさるるは實に注意すべき價値ありとす。

伯とモットとのこの一席の交驩は、兩者の終生渝らざる交情の端緒となつたのであるが、この伯の演說は、西人の

戯れに「新教の法王」とまで呼ばれたモットを深く動かしたるのみならず、列席の各國宗教家の琴線に觸れ、彼等をして伯に私淑せしむるとともに、戰後日本の人道的意圖につき、深厚なる敬意を抱かしむるに至つた。

モットはその後、屢々伯のこの演說に言及して、その達見を推重した。蓋し日露戰役の勝利によつて、世界の認識一時に急騰したりとは言へ、依然として封建的後進國の思想去らざる西人に對して、堂々と東西兩洋文明の融合を說き、滿洲經營の根柢は、四海同胞の實現にあることを疾呼する伯を見たるとき、此等の國際平和の信者等は、今更のごとくその眼を開きて、平和日本の新使命に想到せざるを得なかつたのである。

この伯の演說の內容は、今日に於いては、殆ど尋常茶飯事のごとく、人の口にするところであるけれども、當時にあつては、それが伯の獨意創見であつただけに、なほさら聽者に感動を與へたのである。殊にその通譯者が、英文學の巨匠たる新渡戶稻造であつたことが、伯に取つての幸運であつた。新渡戶の飜譯は、飜譯それ自身が、一個壯麗典雅なる文章であつたのである。

この演說は多くの產物を生んだ。その一つは上記のごときモットとの交情であり、その第二は伯と基督教青年會との關係であり、またその第三は、滿鐵と鐵道院とに於ける鐵道青年會の創設であつた。

その直後、この會合に列席してゐた米國鐵道青年會創立者の一人なるアール・シー・モールスは渡滿した。さうして彼は後藤總裁に向つて、「米國ニ於ケル鐵道基督教青年會創立當時ノ情態ヨリ、同會カ鐵道從事員ノ品性ヲ高潔ニシテ其能率ヲ增加スルニ盡力スル實狀」を語ると共に、「上下ノ意思疏通ノ一助トシテ、滿鐵從事員ニ精神的慰安ヲ與ヘ、生活ノ向上改善ヲ計ル爲メ、青年會事業ヲ施設セン」ことを慫慂したので、伯も大いに乘氣となり、つひに東

京基督教青年會で働いてゐた、大塚素といふ人物を呼び寄せ、これに滿鐵從業員に對する慰問事業を委任することとなつた。

この鐵道青年會の事業は、爾來熱誠を以て整備せられ、當時の不自由不便なりし沿線各地に在る社員までも、其の家族と共に、業務上に又精神上に向上を來し、年とともに其の組織も改善せられた。蓋し此の事たる、我國鐵道は勿論、廣く事業團體に對して、社會事業實施の先鞭をつけたものであり、それはまた、伯が衛生局長時代より抱懷せる社會事業觀の一端が、はからずも此處に表現せられたものであつた。さうしてこの滿洲における經驗が、後に伯の鐵道院總裁時代における鐵道青年會運動に發展したのである。

しかし乍ら、我等の當面の問題に、直接に關係のあるのは、この後樂園の園遊會において、伯の述べたる滿洲觀そのものである。何となれば、滿鐵における伯の事業をして、つひに今日あらしめたものは、實にこの基本的觀念にあつたからである。

二、文装的武備

帝國の滿洲に於ける特殊の使命と、滿鐵の帝國に於ける特殊の地位とは、伯の屢〻主張力說せるところであつた。しからばその所謂特殊の使命は、如何にしてこれを達成し得べきか。それが伯の謂ふところの「文裝的武備」である。

これに關して伯は、後年幸倶樂部の講演に於いて、次のごとく說明した。

南滿經營は租借地に都督府と言ふ全權の政府の出店を置くに拘らず、主體は南滿鐵道會社でなければならぬと云ふことになつたのであります。

之を主體にせなければならぬと云ふことに極まつた譯は、先づ其當時の總理大臣西園寺侯も、其他の人も文裝的武備と云ふ私の意見を容れられたからであります。

そこで文裝的武備とは、一寸言つて見ると文事的施設を以て他の侵略に備へ、一旦緩急あれば武斷的行動を助くるの便を併せて講じ置く事であります。

滿洲の地は、言ふまでもなく日、支、露三國の勢力が、その尖鋭化せる力を以て集中し、相搏つて渦を卷く活舞臺である。我れは日露戰爭において勝を占め、關東州の租借權と、南滿鐵道の所有經營權を得たりと雖も、北には依然として露國の勢力あり、しかも地は利權囘收に汲々たる淸國の領內である。若しわが大陸經營にして一歩を謬らんか、露、支孰れかの勢力は忽ちにして再び滿洲の野を席捲するであらう。

干戈によつて戰に勝つは易し。戰勝によつて捷ち獲たるところを平時においてよく護り、その基礎を堅めて、その順調なる發達を期するところの「平和の戰」こそ、難事中の難事といはねばならぬ。伯の所謂「文裝的武備」とは、この平和の戰に處するの方策である。故に伯は曰く。

植民政策のことは、詰り文裝的武備で、王道の旗を以て覇術を行ふ、斯ういふことが當世紀の植民政策であると云ふことは免れぬので、それに對しては如何なる施設が必要であるかと云ふことは、帝國の植民政策の關係から起るのであります。

この「王道の旗を以て覇術を行ふ」ところの所謂「文裝的武備」の中心が、廣義における經濟的發展にあることは、言ふまでもない。然しながら、この所謂「經濟的發展」も、ただ滿鐵の營業成績が擧つて、配當が多くなつたといふに盡きるものではない。獨り滿鐵に止まらず、滿洲そのものが全面的に發達し、經濟的實力を有するに至らざれば、經濟方面における「文裝的武備」成れりと言ふことはできないのである。故に伯は言ふ。

其の考なしに滿洲の行政を執ると云ふことは、餘りに狹く淺く且低き見地にして、甚だ間違つたことでありまして、多くは滿洲鐵道を運轉し、且つ石炭を掘つて、其の計算が宜くなつて、不經濟なことの無いやうにすれば、滿洲に於ける所の滿洲鐵道の務は盡きたと考へて居りますが、是は蓋し帝國の滿洲に於ける特殊の使命を全うする途に非ざる一大病根を胚んで居ると云ふことは、斷言を憚からぬことであります。

況んや滿洲の「文裝的武備」は、經濟的方面にのみ局限さるるのではない。教育において、衞生において、學術において、廣き意味の文化社會が、堅實に建設さるるに非ずんば、眞の「文裝的武備」は完成することはできない。即ちわが大陸政策が、全滿洲民の生活に徹底して、民衆が自然に我が經營に隨喜し、所謂民衆的基礎を得るに至つた時、はじめて他は我れを窺ふ能はず、大陸經營は不動の地歩を占めたりと言ふことを得る。その時こそ、伯の所謂「文裝的武備」は成るのである。

伯はこれを別の方面より述べて曰く。

矢張帝國に歸依せしむる事が必要である。佛樣のやうな話であるけれども、歸依といふ事は第一義でなければならぬ。（中略）或學者は行政の祕訣は人間の弱點に乘ずるに在りと申して居るが、實にさうである。植民政策は殊

にさうである。故に其の弱點に乘ずべき所のものは如何といふに、我々文明生活の間に於きましては、辯護士と醫者程此人生の弱點に乘じて行く者はない。茲に御關係の方にはどうか寛大に御聽取を切に希望します。何事が起つた所が辯護士に行つて話をして、辯護士先づ金を約束し、又金を取つて行く。然れども敢て之を惜まない。醫者も亦其の通りである。取る人と取らぬ人は其の人に依つてありませうが、此時に金を出し之を拂ふことを惜しむものは破格である。否之を惜まぬものであります。然るに金を出して、命まで取られて拜んで居るのであります。それで行政の秘訣は、人類生活の弱點に乘ずるにありと云ふことが、果して古今を貫いて居ると云ふことであれば、植民政策は殊にさうである。故に人の迷の起つた所、窮した所が其の弱點である。宗教の如き既にさうである。其の迷に乘ずるのである。（中略）

而して之れに依らしむる道を講ずることが肝要でありませう。是等の呼吸を日夜攻究する人が總督たり、會社の重職に任じて居るに非らざれば、滿蒙經營を全うすることは、蓋し私は難かしいと思ふ。唯算盤を執つて會社の報告をして、報告の成績が良かつたならば、役人が賞與を貰つて暮すと云ふやうな、そんな樂なものでは無いのである。茲に於いて初めて二十億の借金をして、百萬の兵を曝した所の特殊の使命を全うする所以の途は、戰をするよりも尚ほ難いと云ふことが分つて來るのである。茲に於て所謂文装的武備の精神貫徹して、其誠意の餘澤普及するやう努力せざる可からざりしことも之に胚んで來るのであります。

讀んで此處に到るときに、誰人も奇異の感を催さざるを得ないであらう。何となれば、この一節に於いて伯の語るところは、殆どマキヤヴ・リーの口吻に類するものがあるからである。「人間の弱點に乘ずる」を行政の秘訣と爲し、

辯護士、醫師の業はその著しきものと爲し、更に進んで「宗教の如き旣にさうである。其の迷ひに乘ずるのである」といふに至つては、往年モット博士以下の宗教家を前にして、世界平和と人道の大義を揚言したる人と、果して同一人なるやを疑はしむるものがある。

しかしながら、これを仔細に觀察すれば、伯の玆にいふ宗教は小乘的の宗教の義であつて、一般世人の大乘的宗教を理解せざるがために、迷ひに乘ずるの小乘的宗教起るを說いたものであり、行政の祕訣と稱するも、一般衆愚の統治が、時に覇道を要することを論じてゐるのである。

しかし、斯くのごとしとするも尙ほ、嚴正なる倫理的觀點よりすれば、伯の這個の言說は非難を免れ得ないであらう。そこに我等は、伯に及ぼしたるビスマークの影響を見る。否、罪を悉くビスマークに轉嫁せんとにはあらず、伯の性格中にありし矛盾を指摘するのである。

三、軍部に拮抗

伯が大陸經營の根本義を論ずるに當つて、「文裝的武備」なる特別の名辭を與へたのは、他に特別の目標があるがためでもあつた。

それは戰後に橫溢せる軍部の勢力に對抗することであつた。

固より伯は、軍部に對して恩も怨みもなかつた。また軍事を以て國家に奉公する人々が、それを中心として行動することに、否應があるわけはなかつた。ただ伯の痛感したことは、軍事的見地からのみ、大陸經營に當ることの危險

であつた。伯が「文裝的武備」なる新熟語をもつて、武備の必ずしも軍事に限らず、民力充實せずして武備完からざるの所以を道破したのは、そのためであつた。

そして若し軍部が、その勢力に乘じて、伯の任に當れる「文裝的武備」にまで侵略して來るならば、斷乎として排擊すべき覺悟をもつてゐたのである。これを上田恭輔は次の如く語つてゐる。

後藤伯が滿洲に行かれた時は、日露戰爭の直ぐ後でありましたから、軍人全盛の時代であつたのであります。さうして大連などでは軍部で僅か二軒しか家を滿鐵に引き渡しては呉れなかつたやうな虐待振りでありました。しかも此の間にあつて、堂々と軍部とたたかはれたのであります。心中によほど確信がなくつては出來なかつたと思ひます。さうして伯は宗教上の悟りをもつて居られた事と思ひます。

また當時都督府に在つた松岡洋右は語る。

滿鐵總裁としての伯に就いて強く私が印象を受けた事がある。伯が總裁に就任されたころは日露戰爭の直後であつた。軍人橫暴の勢ひも起つたほどで、大連でも到る處に陸軍用地海軍用地といふ標が立てられてある有様で、この大勢力の間に滿鐵が割り込むといふことは實に至難なことであつた。當時においては、むしろ、滿鐵としては割り込む餘地がないといつてよいくらゐであつた。かかる環境のうちへ、伯が乘り込んできて、平和的施設を進めるといふ次第である。それは實に非常な困難に取り卷かれてゐたのである。

私は都督府の官吏であつた。伯が旅順の偕行社へ行かれた時、隨行した。そのとき軍人側より、名は忘れたが、

後に主計總監になつた人から滿洲問題に就いての話があつた。すると伯は突如、

「滿洲に來て見ると、皆が軍人病に罹つてゐる！」

と喝破せられた。この喝破の聲に、一座の人達は全くアツケにとられた。むしろ一座がしらけ渡つてしまつた。このときの伯の態度と聲とが、私に一番強い印象を殘してゐる。私はその時痛感した。

「成程、後藤さんは脫線される。しかしその脫線は決して無意味の脫線ではない、あの空氣、あの場所、殆ど軍人ばかりのうちで、ああ云ふ喝破されるといふ事は、此の人、實に偉い」と。

往年臺灣において、兒玉總督の下に、敢然として軍部と戰ひぬきたる、その當時の意氣、未だ衰へずと言ふべきである。

最初、滿鐵と軍部との間に、しば〳〵交涉があつたのは、陸軍提理部との間の事務引繼であつた。それは形式上明治四十年四月一日と定められてあつたにも拘はらず、事實上の引繼については、種々の故障があり、ために現地においては、しば〳〵紛糾を免れなかつた。

若し陸相に寺內將軍がゐなかつたならば、或は爆發したかも知れない。

田中清次郎は語る。

伯が滿鐵へ乘り込んで來られた時、到る處、軍隊氣分が濃厚であつた。それで伯はその訓示のうちに、「滿鐵從業員は野戰病にかかる」と云はれたので、この言葉が問題にされたこともあつた。しかし滿鐵は兒玉さんが創立委員長であり、兒玉さんの薨去後は、寺內さんが委員長であつた。寺內さんと伯とは當時非常に仲がよかつたの

て、陸軍側から滿鐵への引繼もスラ〳〵と運んだのであつた。

私は當時、陸軍省へ引繼の爲めに出掛け、陸軍側の當事者井上（仁郎）工兵課長に打合せをすると、井上課長は、「それは、直接、大臣の處へ行つて云はれた方がよいでせう」と厭味を云ふ。そこで寺内陸相に會つて話すと、萬事支障なく解決した。

かうして陸軍との引繼は、割合にスラ〳〵と進捗した。しかし伯と軍部との間には、今一つ重大な問題が殘されてゐた。

それは旅順問題であつた。

四、旅順と陸海軍

旅順はその地理的價値の外に、大きい歷史の背景を持つてゐた。

露國領有の時代には、それは極東經營の一策源地として、浦鹽に比肩するの地位を占め、鉅萬の國帑をもつて築かれたる、難攻不落の堅壘であつた。さうして極東太守の本營でもあつた。

ゆゑに日露戰爭は先づ旅順を目標として敢行せられ、世界の眼も亦、この一要塞に集中した。日本軍が如何に多くの犧牲を拂つて、この地を攻陷したりしやは、いまは國民史に屬する儼然たる事實である。

然しながら、旅順がわが手中に歸し、關東州が帝國の租借地となれる後においては、もはや往年の露國に於けると同一の軍事的重要性を有せざることは、專門家に俟たずとも、明白なる事實であつた。勿論、旅順が他國の占有に歸

することは、一日たりとも、我れの堪へ得るところではない。しかし苟もそれが我れの手中に存する間は、これを金城湯池として、守るべき必要は、何處にもなかつた。卽ち戰後我が有に歸せる旅順は、軍事的には、消極的重要性しか持たなくなつたばかりか、却つて、大陸經營上、文事的にその重要性を增加し來つたのである。

然るに歴史の惰性は、また旅順にも働いてゐた。軍部の人々の胸に、今も尙ほ昨日の如く明かなる記憶は、旅順が、幾箇月に亙る攻城戰に、幾萬の忠勇なる將兵の血を流し、骨を埋めたる地であるといふことであつた。山を見、水を眺むる每に、その記憶は常に蘇つて、彼等の心臟を鼓動せしめた。かくして旅順には、鎭守府が置かれ、要塞が設けられて、軍部は依然その地に根を卸し、容易に民政の勢力の入るを許さうとはしなかつた。

殊に滿鐵總裁としての伯が、最も苦しんだところのものは、折角經濟的にまた文化的に、開發せんと欲する重要地點には、殆ど所謂「官有財產」が頑張つてゐて、梃子でも動きさうでないことであつた。

それは獨り旅順ばかりでなく、大連でもさうであつた。

故に伯は、先づ、その「文装的武備」の見地から、大陸經營の大策を樹てるについては、この官有財產の處分方法を講ずることを必要とした。

次に揭ぐる寺內陸相に宛てたる書面の草稿は、そのためにものせられたものである。

陸軍大臣閣下

一、伏見臺、松原館、夏目館及ヒ埠頭ノ避病院ハ、陸軍省ニ於テ使用ノ必要アリヤ。又修覆維持ノ方法アリヤ。

若シ之レナキトキハ、會社ニ引受ケ、相當ノ方法立タキ事。

一、大連市ノ經營ハ、現在ノ如ク、都督府ノ豫算ヲ以テ之カ改善ヲ期スルヲ得ヘキカ。本社ニ取リテハ、從前ノ如ク、鐵道線路以北ノ一廓ヲ構内トシ、大連市トハ全ク別關係トシテ經營スルヲ便トス。然レトモ大連市將來ノ發展ヲ圖ル爲ニハ、此方針ヲ變更シテ、寧ロ大連市及ヒ南滿洲鐵道會社ノ所管構内ヲ一團トシテ、露國時代ニ於ケル筆法ヲ以テ經營スルノ必要ナキカ。

一、旅順ニ於テハ、先ツ五分ノ四ハ官有家屋トス。而シテ學官衙ニ於テ、其所有區域ヲ擴張スルノ勢ヲ呈シツヽアルモ、將來ノ使用目的及ヒ維持ノ方法、並ニ全市發展ニ關シテハ、未タ何等ノ考案アルヲ聞カズ。都督府ハ單ニ市内道路工事ノ一ニ於テスラ、將來困難ヲ感セントスルノ狀アリ。帝國ハ面目上旅順ノ繁榮ヲ圖ラザルベカラザルニモ拘ラズ、實際既ニ著シキ衰運ニ傾キツヽアルハ、爭フヘカラザル所ナリ。之ニ對シテ都督府民政部ガ、何等ノ計畫ヲモ立テザルハ、抑ヽ從來ノ大缺點トス。又中央政府ニ於テモ、此レ等ノ點ニ懸念セラレタルコトハ之レアランモ、未タ一定ノ計畫ナキハ、殊ニ遺憾トスル所、元來陸海軍ノ所有家屋ハ尨大ニ過ク。之ヲ戰利品トシテ所有スルハ假ニ之ヲ當然トスルモ、修理ヲ怠リ、頽廢ニ歸セシムル如キアラハ、則チ戰利品ヲ拋却スルニ庶幾シ。而シテ其責任ハ自ラ陸海軍ニ歸シ、且ツ將來軍事上ノ發達ニ不利ナル影響ヲ來スヘキ原因トナルノ虞アリ。獨リ軍事側ノ一方面ヨリ見テ不利ナルノミナラス、帝國全般ノ經營上ヨリ觀察シテ更ニ大不利ナリ。

閣下ノ如キ國務大臣トシテ臺閣ニ重キヲ爲シ、身最高軍職ニ居ルノ人ニアラザレハ、軍事其他全局ヲ達觀シ、以テ適當ナル判斷ヲ下シ易カラス。今、閣下ニ愬フルニ此事ヲ以テスルモノ實ニ之レガ爲ノミ。閣下十分ノ考

慮ヲ費シ、國家前途ノ爲ニ斷セラレンコトヲ望ム。

現ニ旅順全市ノ經營ニ任シツヽアルモノハ、都督府民政部ナルモ、實際ニ於テハ寧ロ陸軍參謀幕僚若クハ經理部主ナルカ如キノ觀アリ。是レ民政部ニ其人ナキ必然ノ勢ニシテ、隨テ經營上失敗ニ陷ルトキハ、其責ノ幾分ハ陸軍部ニ向テ割合ニ多ク負ハセラレントスルノ情勢ナリ。或ハ陸軍當局者カ、責任ハ元來都督府ニ在リト揚言スル時機ノ甚タ遠カラサルヘキカ。要スルニ、經營失敗ノ責任ノ歸スル所ヲ避クルノ必要ヲ生ズル場合ニ於テ、消極的ニ爭フコトハ別題トスルヲ可トスルモ、帝國ニ於テハ責任ヲ定メ、進テ積極的ニ經營セサルヘカラサルノ必要アルヲ以テ、之カ計ヲ立テ道ヲ講スルハ目下ノ急務ニ屬ス。今旅順經營ノ一例トシテ、同地各官有家屋ノ狀況ヲ親シク一覽セラレンコトヲ望ム。是レ旅順ノ現狀ヲ說明スルニ餘リアル標本ニシテ、敢テ多言ヲ用キザルモ、閣下ノ賢必スヤ微意ノ存スル所ヲ察知セラルヘシ。但シ此鄙言ヲ呈スル所以ハ、素ヨリ陸軍ノ專恣ヲ云ハントスルニハアラズ。寧ロ陸軍微リセハ此ノ如キ場合ニマテ達セザリシナラン。唯ヽ今日ハ此事ヲ以テ、陸軍ノ庇陰ニ因ルモノトスルニ躊躇セス。之ト同時ニ、從前陸軍行動ノ範圍ノ大小及ヒ將來ノ消長ヲト知シ得ヘキヲ云フノミ。今ヤ平和克復、宛然滿ヲ持シト云ハンヨリ、强弩ノ末如何トモスル能ハサルニ陷ランコト、此ノ各所有建造物並ニ土地ノ將來ノ處分ノ上ニ表示セラル。遠ク將來ヲ察シテ計畫ヲ定メザレハ、成敗遽カニ判スヘカラザルナリ。

海軍ニ至テハ、旅順ニ大ナル勢力ヲ占メントスルモ、今日以後ハ鎭守府ヲ置クスラ識者ノ眼裏ニハ過大ニ映スルヲ免レザラン。此地ハ寧ロ一ノ要港トシテ維持スルヲ適當トシ、成ルヘク軍事的意味ヲ減スルノ要ナキカ。

然リト雖モ、帝國ガ軍事上餘マリニ重要視セザルカ如キノ疑アラシムルトキハ、清國ハ他ニ適當ナル軍港ヲ有セザルヲ名トシテ、何等カ要求スルコトナシトモ斷言シ難シ。是ヲ以テ、帝國ハ清國ヲシテ這般ノ口ヲ容ル丶ニ餘地ナカラシメ、軍事上必要ノ地域タルノ實ヲ具備スルノ程度ニ於テ維持スルニ如カスト思惟ス。其程度ニ付テハ當局自ラ成算アラン。換言スレハ鎭守府ヤ要塞ヤ、徒ニ機關ヲ大ニシテ老官吏ヲ養フノミガ、其方法ニハアラサルヘシ。論究ノ此以上ニ及フハ可ナラズ、姑ク默シテ閣下ノ高鑒ニ任サントス。

要スルニ旅順市ノ經營ヲ全クシ、適應ナル方法ヲ設ケンニハ、現下ノ如キ漠然タル方針ニテハ不可ナリ。宜ク將來ノ趨勢ヲ考ヘ、悔ヲ異日ニ貽スナキヲ期セサルヘカラス。若時機ヲ得ハ更ニ愚衷ヲ披瀝スルヲ憚ラサルモ、官有財産ノ處分ノ一事ハ刻下ノ急題目タレハ、先ツ閣下高慮ノ參考トシテ、聊カ苦言ヲ呈スルノミ。仍ホ南滿洲鐵道會社ハ、旅順經營ニ關シテハ、何等ノ野望ヲ抱クモノニアラズ。一宇ノ小屋寸尺ノ土壤、會社利害トハ何等交渉ナシ。大連ニ在リテコソ、會社ハ誣ヒラレテ、自家ノ利是レ計ルモノトセラル丶ナキヲ必シ難キモ、旅順ニ於テハ此ノ如キ疑ヲ被フルコト萬之レナキヲ信ス。其ノ言皆自己ノ私ヲ捨テ、一ニ國運發展ノ大體ヨリ出ツルニ外ナラザルハ、閣下ノ諒察ヲ請ハント欲スル所ナリ。

以上が、官有財産處分に關して、伯が寺内陸相に提出せる書面の草稿の全部である。然しながら、伯の意圖するところは、かうした區々たる小問題ではなかつた。

戰後我が手に歸せる旅順は、如何なる根本方針の下に、經營さるべきであるか。その問題であつた。

五、旅順經營論

露西亞が旅順を極東經營の策源地と爲したるごとく、伯はこの地をもつて、帝國の大陸經營の中心地として選定したかつたのである。さうして露西亞の極東經營が軍事的侵略であつたゆゑに、軍港要塞としてこの地を用ひたるごとく、日本の大陸經營が文化的人道的であるゆゑに、經濟並びに文教の中心地としてこの地を活用したいといふことが、伯の希望であつた。

勿論この希望の前には、歴史の惰力が、儼として横はつてゐた。しかしその故に、手を束ねてそのまま退くことは、彼の性格ではなかつた。彼はそれら幾多の障礙にも拘はらず、なほ百方手をつくして、その所期の目的を達せんとした。

後年、伯は當時を顧みて、幸倶樂部に於いて、次のごとく講演した。

武裝的文弱に陷らないで、文裝的の武備にしたいと云ふことの説を容れられました當時は良かつたが、暫くすると餘程その政策を行ふのに困難を感じたのであります。

第一は旅順鎭守府並びに要塞のことであります。旅順に鎭守府を置くのはどれだけ必要があるかと云ふことは、私には固より儒者の談兵に類し、其道を得て居らないけれども、大體、計畫上不必要とはいはぬが、漸次それを撤去する積りで居つたが、なか〳〵撤去が出來ないのみならず、あの旅順の港を活用することを許さぬ。次に要塞のことも、鎭守府がそれだけの維持擴張を主張すると共に、要塞も同樣の氣分になる。乃ちそれは帝國の敵に對しての防備でなくして、陸軍に對するの海軍、海軍に對するの陸軍と云ふ意味に歸著する。

是は內輪の話として聽いて貰はねばならぬが、是が帝國植民政策の大體の目的を達する爲めに、非常に障礙になることである。

實際鎭守府が必要かと云ふと、左樣に必要でもない。例へば色々計畫をして旅順から石炭を積出すやうにしようとしたり、又或事柄に付いては大連の港に商工業的施設することを止めて、旅順に施設した方が良策だと思つても、殊に芝罘の商業をあすこに引著けること、又天津その他渤海灣の船舶をあすこに引著ける事柄に對しては、——此處に海軍のお方も居られますが——誠に素人にもわかる一目瞭然のことで、大連より遙かに諸般の便利があります。

卽ち端的に言へば、伯の意圖を奔放に行はしむれば、旅順を經濟的に開放し、一大商港として自由に活躍させたかつたのである。

故に伯は言ふ。

此事は經濟上にも軍事上にも、將又外交上にも大なる關係があります。是れが若し吾々の計畫通り行はれると、渤海灣の漁權商權沿岸航海權その他の事に付いて、支那官憲をして洵に穩健に進行させる政策が容易に成功するのであります。所が旅順は軍港なりと言つて嚇して了つて、暴風があつても大連まで船を持つて來なければなりませぬから、渤海灣の者と租借地の者と民族の近接を害することになつて、植民政策の本義を失ふことになつて居るのであります。

然しながら、當時の實情として、この旅順解放のことが、さう容易に行はれさうな筈はなかつた。戰後旅順におけ

る軍部の勢力は、それほど壓倒的であつた。故に伯は、この問題については、自らの計畫についても、多大の讓歩をなすと同時に、その讓歩せる計畫を實現するについても、多方面に亙る論戰交渉を必要とした。

戰後における旅順經營の根本方針を樹立するに當り、伯が執つた第一著手は、關東都督府を動かすことであつた。卽ち伯は、「關東都督府時務ノ要ヲ陳スルニ際リ」最初にこの旅順經營問題を取り上げて、次の如く論じた。

旅順大連ヲ如何ニスヘキヤノ問題ハ、一言ノ能ク悉スヘキニ非スト雖、其大意ヲ擧クレハ必ス左ノ如クナルヘシ。卽列國ヲシテ我經營ノ美ハ、當年露國經營ノ比ニ非サルノ事實ニ、肯認悅服セシムルニ在リ。今少シク此意ヲ具象シテ言ハン。一面ニハ經濟的施設ヲ整頓シテ内外人ノ便ヲ圖リ、一面ニハ有事ノ日ニ備ヘテ遺策ナカランコトヲ期セサルヘカラスト。

これは伯の所謂「文裝的武備」の大方策を、劈頭揭げ來つて、所論の大前提と爲したものであつた。この抽象論については、何人も反對し得るの餘地はなかつた。然るに旅順、大連の實情はどうであつたか。伯は直ちに筆を繼いで曰ふ。

然ルニ今日旅順大連ニ於ケル戰後二箇年ノ經過ニ徵スルニ、此方針ハ既ニ他ノ事情ニ誤ラレツヽアルモノヽ如シ。旅順ニ於テ、陸海軍及都督府各別ニ土地建造物ヲ占有シ、互ニ其權域ヲ爭フノ形迹ハ、一タヒ旅順ニ入ルモノ直チニ感知スル所ナリ。而シテ陸海軍ノ如キハ、此土地建造物ニ對シテ、徒ラニ自家所管ノ標榜ヲ嚴ニスルノミ。所謂前古未曾有ノ戰利品ヲ閑却シテ、之ヲ利用シ得サルノミナラス、其荒廢ニ任スレトモ、猶之ヲ以テ他官衙ノ必要ニ應スルコトヲ樂マス、軍事用ノ三字ハ宛モ陸海軍ノ爲ニ金剛祕閣ノ符咒ヲ成セリ。是レ國利ヲ興シ公益ヲ通スルコトヲ妨クルモノニ庶幾カラサルカ。

鎭守府、要塞司令部、都督府ノ各長官、互ニ協同ノ精神ヲ存シ、三官衙ノ失調不一致ヲシテ帝國ノ利害ヲ後ニスルノ甚シキニ至ラシメサルハ、今日ノ事實ナレトモ、凡ソ部屬衆員自家本位ノ私情、不知不覺ノ間ヨリ其首長者ヲ動カスカ如キ、世間公私往々免レサル所ノ現象ニシテ、例之政黨ノ首領カ他ト協同ノ宜シキヲ認ムルニ當リ、黨員ノ意思ニ掣肘セラレテ所見ヲ徑行シ得サル

カ如キ、亦人情ノ弱點ナリ。各官衙分立シテ互ニ自家ノ權域ヲ持スルニ當リ、關係官吏ガ己レノ立ツ所ニ急ニシテ、大局ヲ公觀スル能ハサルハ、寧ロ其職分ニ忠ナル善意ノ結果ト見ルヘキコト固ヨリ之ナキニ非ス。然レトモ此等ノ情僞集積シテ、終ニ自他排擠ノ私心ヲ生シ、累ヲ長官ニ及ホシ、害ヲ大局ニ貽スニ至リテハ、流弊亦悪ムニ堪ヘタリ。此弊ヲ除カント欲セハ、官制組織、官吏選任、委任分權ノ適否ヨリ講究シ出サヽルヘカラサルモノニシテ、此等ノ局面改善ハ要スルニ之ヲ通識大觀ノ能者ニ待タサルヘカラス。

都督制度ノ名義徒ラニ大ニシテ、實勢之ヲ沮ミ、實力之ニ伴ハス、關東州内ニ在リテハ、陸海軍ノ土地建物經濟分配ヲ妨ケ、國家經濟ノ非ヲ演スルアリ、州外ニ在リテハ領事館、領事警察共ニ都督府施設ヲ紛更スルコトヲ憚ラサルノ實況アルハ、嘆スヘキノ至ナリ。夫レ都督府ノ設ハ、帝國保護領土タル關東州ノ全權能ヲ執ルニ在ラサリシカ。然ルニ鎭守府部員ハ坐ナカラ自ラ横須賀ヲ夢ミ、要塞部員ハ關門海峽ヲ夢ミテ、眼中復タ關東都督府ナク、和協ヲ知ラス、一致ヲ思ハス、家々主我ノ主張ヲ恣ニスルノ結果、終ニ全局利害ノ打算ヲ後ニスルニ至ラントスルハ、是レ今日關東州ノ通弊ニ非サルカ。

以上が當時、伯の擧げたる一軍部横暴一の聲である。そして伯は、かくの如く、關東州における通弊を摘發したる後、旅順の民政的經營の具體問題につき、次の如く論じた。

按スルニ、陸海軍所有ノ土地建造物ニシテ、現ニ軍用ニ屬スルモノヽ外ハ、戰時以外之ヲ收用セサルノ條件ヲ以テ都督府民政部ニ交付シ、利用シテ以テ地方ノ經濟的發達ヲ圖ラシムヘシ。然ラスンハ旅順市區ノ整理、道路橋梁ノ改善ニ至ルマテ必ス遂ケサルヘカラサルノ施設モ、之ヲ遂クルコト能ハサルニ了ルヘシ。

旅順ノ道路、及水道下水等（其概算五百餘萬圓）ハ、地方ノ經濟的發達ニ伴ヒテ皆其改善ヲ加ヘサルヘカラサルモノナリ。然ルニ旅順全地ニ於ケル重要地點、及少シク人ノ住居ニ適セル建築物ニシテ、陸海軍ノ如キ現在不生産的占取者ニ屬スルコト今日ノ如クニシテ動カスナクセハ、旅順モ亦當然不生産的海口トナリ、廣大ノ陸海軍用地ニシテ其中央ニ建物アリ、之ニ達スルノ道路、水道、電線等、不經濟ノ支出一々枚擧ニ遑アラス。是レカ爲メ其經濟的發達ヲ杜絶セラレテ、全市ノ殷庶ハ之ヲ待ツニ由ナク、

公園ノ設備、街路ノ植樹ノ如キハ、市府ノ品致ヲ昂低スヘキモノナレトモ、之モ亦永久ノ計畫ヲ施スコトヲ得ス。殊ニ道路、水道、下水等、衞生工事ノ整理ヲ妨碍セラル丶ノ結果ハ、旅順ヲ麗フニ不時凋落ノ危險ヲ以テシテ已ムコトナカルヘシ。

旅順攻取ノ歷史ハ世界ノ共ニ知ル所ナリ。故ニ旅順ノ將來ハ世界ノ共ニ耳ヲ側ツル所タラサルヲ得ス。旅順ノ衰頽ハ啻ニ旅順ノ憂タルノミナラス、第一ニ帝國保護領土經營ノ不振ヲ表シ、侮ヲ我威信ノ上ニ招クヘキヤ明ナリ。然ルニ其弊源旣ニ陸海軍ノ土地建造物ノ壟斷ニ繇レリトセハ、列國必スヤ帝國ヲ目スルニ、平時領土榮養ノ道ヲ解セサル一偏ノ軍事國ヲ以テスヘク、其結果、我ハ外債問題其他一般平和的外交ニ於テ、不遇ノ逆境ニ立タシメラル丶コトヲ免レサルヘシ。諸公ノ賢明ヲ以テシテ、適〻是等視易キノ事理ヲ看過シテ顧ミサルハ何ソヤ。

特に伯の憂慮措く能はざりし一事は、舊露國經營時代において、あれほど繁榮してゐた旅順が、帝國の經營に移つて以來、火の消えたやうに淋れて來たことである。これは軍事的重要性が、露國にとつてと、我が國にとつてと、その間に天地霄壤の差があること、前述の如くであるに拘はらず、惰勢によつて、旅順を依然、軍事的にのみ經營せんとする必然の結果であるとは言ひながら、その一旦有事の際、並びに平時の外交上及ぼすところの影響はどうであるか。故に伯は論を一轉して曰く。

旅順衰運ノ救濟ニハ自ラ其道アリ。是レ有責者ノ必ス其力ヲ竭サ丶ルヘカラサル所ナリ。借問ス。此責ニ當ルヘキモノハ誰ソ。鎭守府カ、要塞カ、將タ都督府カ。世人是ニ至リテ必スヤ答フルニ都督府ヲ以テセン。然レトモ此問題タルヤ、今日ノ事情ニ於テ、都督府カ獨リ能ク其責ニ任シ得ヘキ所ニ非サルハ、何人モ亦之ヲ諒セサルヲ得サルヘシ。且ツ試ニ思フニ、平時旅順ノ繁榮ヲシテ、露國經營ノ當年ニ愧色アラシムルコトヲ免レサルハ、業已ニ帝國ノ不名譽ナリト雖、而モ旅順盛衰ノ利害カ單ニ名譽上ノ問題タルニ止マラハ、猶厚顏以テ之ヲ忍フコトヲ得ヘシ。一朝有事ノ日ニ臨ミテ、旅順凋弊ノ爲ニ受クヘキ資需不給ノ實禍カ、何人ノ頭上ニ於テ最モ痛切ナルヘキカヲ一想セハ、鎭守府モ要塞モ、何ソ責ヲ都督府ニ諉シテ、冷カニ旅順ヲ視ルコトヲ得ヘケ

ンヤ。故ニ旅順ノ盛衰ヲ以テ、都督一人ノ責ナリトナスカ如キハ、缺々タル小丈夫ノ職責論ノミ。苟モ身ニ軍國ノ休戚ヲ體スルノ士ハ、旅順經營ノ得失ニ於テ、著實接濟ノ責ヲ辭スヘキニ非ス。然ルニ旅順經營ノ策ニシテ、今日未タ其緒ニ就ケルモノアラサルハ何ソヤ。有責者果シテ一モ旅順經營ノ策ナキニ失望セルカ、將タ舍テヽ之ヲ講究セサルカ、講究既ニ得テ實行ヲ不急ニ委スルカ。加之貴衆兩院議員内閣員等ノ滿洲ニ遊ヘルモノ、曾テ旅順ノ爲ニ立言スル所アラサルハ、諸君各々之ヲ度外視スルニ由ルカ。將タ始メヨリ問題講究ノ要ヲ認メサルカ。

旅順ハ清國ノ重地ナリ。帝國ノ租借ハ事理ノ已ムヘカラサルニ出テタリ。今ニシテ之カ經營ヲ忽諸ニスルハ、是レ帝國自ラ租借ノ必要ヲ否定スルニ等シ。然ルヲ若シ旅順占領ノ意義ヲ以テ、一場ノ軍事的動機ニ在リタリトナシ、露國舊經營ノ荒廢ノ如キ我ニ於テ何カアラン、我カ目的ハ既ニ露國ノ雄圖ヲ妨沮シ得タルニ由リテ達セラレタルト說明スルモノアラハ、是レ我陸海軍旗ノ神聖ヲ誤リテ國家的寇盜ノ兇器ナリト定義スルモノニシテ、所謂軍事ノ兩字ハ根本ニ於テ既ニ其義ヲ誤ラレ、我大陸發展ノ國運ハ玆ニ其主張ノ資格ヲ失却スヘキモノナリ。

然らばこの旅順の衰運を濟ひ、帝國大陸經營の重要なる策源地たらしむるには、如何にすべきか。伯の素志が、旅順を經濟的に解放して、一大商港たらしめ、渤海灣方面における經濟的中心たらしめんとするにあつたことは、前述せる通りである。

然しこれが、當時の實情として、實行不可能なりと言はば、第二策として伯は如何なる提案を有つてゐたか。それは旅順を以て、南滿における一學都となすの案であつた。これならば、旅順の軍事性と牴觸すること尠なくして、しかも舊旅順の繁榮を挽回することができる。

故に伯は論じて曰く。

旅順ノ衰運ヲ挽回シ、之ヲシテ帝國大陸發展ノ第一地歩タラシムヘキ随一ノ方法ハ、蓋シ學校政策ニ如クハナシ。以下其事由ヲ

説明セン。

自然狀態ノ上ヨリ之ヲ觀察スルニ、旅順ノ地タル、海ヲ控ヘ山ヲ環ラシ、形勝雄壯、風光清明、諸生修錬ノ境トシテ、居然一名區ノ勝槩ヲ具フルノミナラス、其大陸ノ一地角タルヨリシテ、嚴寒烈暑、少濕多乾、島國氣候ノ平調ト全ク其趣ヲ異ニセリ。我蜻洲ハ固ヨリ宇內ノ美國ナリト雖、壤地褊小、景物纎瑣、氣候中和ニシテ刺戟ニ乏シク、其民物ニ影響スルヤ、彼ノ奇恣雄邁ナル大陸的情操ヲ涵養スルニ於テ、蓋シ調順ニ過キタリ。今日帝國勢力範圍ノ內ニ於テ、日本民族大陸發展性格修養ノ搖籃ヲ求ムト云ハヽ、第一ニ旅順ヲ擧ケテ之ヲ進メサルヘカラス。

人事上ヨリ之ヲ觀察スレハ、旅順ハ則チ十年兩次國民戰血ノ注カレシ所ナリ。其占領ハ帝國國威宣揚ノ名譽ヲ成セル世界的史蹟ナリ。日露兩民族忠魂義魄ノ宿ル所、大陸ノ重鎭東洋風雲ノ伏スル所、其人心ニ影響スルノ大ナルヤ、斷シテ尋常講堂千言萬語ノ能ク比スヘキ所ニ非ス。語ニ所謂、居ハ形ヲ移シ養ハ體ヲ移スモノ、日本民族大陸發展ノ爲ニ、旅順ヲ擧ケテ之ヲ說明スルニ足レリ。此等ノ起見ハ必スシモ奇闢ノ創按ヲ以テ之ヲ目スヘキニ非ス。獨逸ノストラスブルグ大學設置ノ如キ、主トシテ、エルサス・ロートリンゲン回復ニ於ケル祖國歷史ノ名譽ニ因ミタルモノニシテ、內ハ以テ後進子弟ヲシテ、披草間塵ノ間ヨリ、直チニ國運荷擔ノ重キヲ感知セシメ、外ハ伐功ニ繼クニ文教ヲ以テシテ、外敵ノ嫌猜ヲ銷鑠ス。之ヲ我カ一戰旅順ヲ取リ得テ、後圖却テ露人ニ慙色アルニ比スレハ、固ヨリ同日ノ談ニ非ス。識者ノ宜シク鑒ムヘキ所ナリ。

現今內國諸方學生風紀ノ頽廢ハ、既ニ世ノ一大問題トナレリ。教育事業普及ノ結果、利害纏糾ノ已ムヲ得サルニ出ツト雖、抑ヽ眞實有志ノ輩ニシテ、特色勁健ノ修養機關ヲ望ムモノ、日ニ益ヽ多カルヘシ。英國ケムブリッヂ大學カ特ニ靜僻ノ地ヲトシテ、一校ノ特色ヲ支持スルカ如キハ、此弱點ヲ救フヘキ一好事例ナリ。海外ノ旅順、山河四塞ノ特地、乾坤ニ在リテ、偉大ナル教育機關ヲ備ヘ、煩囂入ラス誘惑亂ラサルノ境ニ據リテ、質直自恃ノ學風ヲ培養セハ、其後進ノ爲ニ性格ヲ陶冶シ精力ヲ遂長セシムルノ效、蓋シ思量ノ外ニ在ラン。

今旅順ニ設備スルニ、中學生二萬以上、高等學生三千以上ヲ養成スルニ足ルヘキ學校ヲ以テシ、日本民族ノ美性ヲ保持スルト同時ニ、大陸發展ノ要素ヲ具フヘキコトヲ以テ之カ教育ノ本領トナシ、內地優柔ノ學風ニ遠サカリテ、率フルニ質直ヲ以テシ、後

進ノ爲ニ大陸的性格涵養ノ源泉トナラハ、其國運ノ前途ニ貢獻シ、帝國ノ聲譽ヲ海外ニ發揚スルノ大ナルヤ、啻ニ戰勝ノ功名ト商業ノ利益トノ比ノミニ非サルヘキコト言ヲ待タス。

內國教育界ニハ徵兵制度上ノ特許條件アリ。學風ノ不振ト相待チテ、高等教育機關ヲシテ屢〻徵兵忌避ノ逋竄地タラシム。然レトモ內國今日ノ事情ハ、既ニ此等ノ條件ニ由リテ教育ヲ奬護スルノ必要ナシ。須ラク之ヲ滿洲ニ移シテ、以テ將來帝國民族大陸發展ノ一因トナスヘシ。此ノ如クナラハ、青年子弟ノ滿洲ヲ指スモノ項背相望ムヘク、而シテ其軍事的殖民的教育ヲ受ケタルノ結果ハ、他日必〻ヤ東亞ノ天地ニ向ツテ日本民族ノ爲ニ氣ヲ吐クニ足ルモノアルヘシ。此等ノ教育機關整頓ノ結果ハ、一面ニハ露淸人ヲ矜式シテ其來學トナリ。愈〻國光ヲ海外ニ耀カスニ至ルヘク、又一面ニハ此大設備ノ需要ニ應シテ、各般商工業ヲ誘起シ、旅順ノ繁榮ハ學校ト共ニ發達シテ退クコトナカルヘシ。蓋シ此等ノ發達ハ、彼ノ一時ノ寄利ニ躁集スル殖民地通有ノ現象ト其本ヲ異ニスルモノナレハナリ。

近來獨逸帝國ハ、支那內地諸所ニ學校並圖書館ヲ設置センコトヲ計畫シツヽアリ。獨逸皇帝其倡議ヲ嘉シ、將來支那ニ於ケル獨逸大學開創ノ起因トナサントスト云フ。此事未タ世評ニ上ラスト雖、事體大約疑フヘカラサルニ似タリ。抑〻昔時ノ征略的殖民策非ニシテ、宗教的殖民行ハレ、宗教的殖民非ニシテ、今ノ商業的殖民行ハル。後ノ商業政策ニ代ハルモノ、其レ或ハ教育政策ナルコトナカランカ。蓋シ諸民族ノ種族性、文明階級、實利打算ノ自覺ハ、歷史上ノ殖民策ヲシテ時代ト共ニ轉換セシメタリ。若シ支那民族ノ智性ニ乘スルニ近世科學ヲ以テスルノ效、却テ昔日ノ未開民族ヲ馴スニ宗教ヲ以テシタルヨリモ捷ナルノ機致ヲ觀破シタリトセハ、獨逸君民ノ意ヲ用フルヤ眞ニ遠大ナリト云フヘシ。我カ殖民政策論者、願クハ小利小巧之レ急ニスルノ非ヲ覺リテ、眼ヲ大局ニ運ラシ、旅順ヲ以テ一大教育地トナスノ策ニ於テ獨逸ノ先鞭ヲ著シ、速カニ實施計畫ニ移ラレンコトヲ。

それより後、久しからずして、旅順工科學堂なるものが創設さるるに至つたのは、この伯の趣旨を一部ながら、實現せんがためであつた。しかし事の玆に至るまでには、なほ多方面に亙る伯の盡力を必要とした。

六、伊藤博文へ呈書

かかる軍部の勢力を前にして、伯は今更のごとく、兒玉將軍の死を痛恨したであらう。若し將軍の在るあつて、一斷能く軍部の思想を轉換せしめ得ば、彼は旅順を中心として、明朗なる大陸政策を展開し得たであらう。併し乍ら、往事は追ふべからず、死者は悔ゆるも詮なし。兒玉に代つて、我が志を助くべき巨人は誰人ぞ。

伯の眼は、韓國統監伊藤博文の上に注がれた。

『伊藤だ！』

さう決心するとすぐに、伯は例のごとく文書外交を開始した。次に揭ぐる長文がそれである。それは明治四十年八月末、作成せられたもののやうである。文辭の生彩に富み、措詞の典雅にして、苦心の痕を窺ふに足るものがある。

伯は冒頭まづ次のごとく述べた。

伊藤侯閣下

元勳ノ尊ヲ以テ命ヲ韓國ニ奉シ、嘉謀長策國威ヲ宣揚シ、列國ノ具瞻推稱スル所トナル。方今海內武勛相耀カスノ日ニ於テ、獨リ曠古ノ文勳ヲ海外ニ樹テ、我　天子ノ鴻猷ヲ翼ケ、我ガ東洋ノ平和ヲ保ツ、閣下ノ宏度偉略ニ非スンハ其レ誰カ之ヲ能クセン。英風ヲ想望スルニ欽仰ニ勝ヘス。某滿洲ニ入リテヨリ既ニ數月、駑鈍ヲ辭シ報效ヲ圖ル。任重ク道遠ク、創業ノ局未タ談シ易カラサルモノ多シ。就中旅順經營ノ事宜ニ至リテハ、始メヨリ餘人ト所見ヲ一ニスルコト能ハザルモノアリ。意ヘラク。若シ閣下ノ通識重望ニ藉ラバ、冀ハクハ鄙意ヲ洞鑑シテ

是非ヲ裁定セラルルコトヲ得ント。今旌節麾見既ニ旬日ヲ經タリ。請フ間ヲ候シテ略々所見ヲ陳シ高敎ヲ待タン。

その伊藤の矜持を尙び、先輩に對する禮を盡すの用意、まことに周到なりといふべし。

さうして、伯は進んで、具體的問題に入つた。

抑々露國旅順經營ノ規模タルヤ、其今日ニ殘存スル所ノモノト雖、猶ホ人ヲシテ往者ノ雄心ヲ想見セシムルニ足ルニ關ハラス、我カ占領ニ歸シテヨリ後ハ、何等一定ノ經營方針ヲ有セサルカ爲メニ、舊觀遺構日ニ荒替ニ就キ、廢殘傷心ノ一古戰場ト做リ了ランコト蓋シ遠キニ非サルヘキノ勢アリ。若シ旅順ノ軍事的價値ヲ論セハ、其露國ニ於ケルト我ニ於ケルト、輕重固ヨリ逈カニ同シカラス。故ニ單ニ此理ニ卽セハ、我ハ旅順ヲ擧ケテ海外無用ノ一地角トナシ、或ハ全然之カ經營ヲ棄ツルモ、必スシモ國防ノ患トナスニ足ラサルヘシ。然レトモ當年世界的名譽ノ歷史ヲ負ヒテ、我占領ニ歸シタル旅順ノ價値ハ、唯此一標準ニ因リテ其全價ヲ評量シ去ラルルコトヲ得ス。

卽ち伯は、伊藤に對し、安心して、旅順がすでに軍事的重要性を失ひたるの事實を、率直に道破した。しかし旅順の重要は、ひとり軍事的にのみ存するのではない。何ぞや。

何トナレハ、旅順ノ經營ヲ等閑ニ附シテ其荒替ニ任スルハ、是レ第一ニ、國民ヲシテ、當年萬骨ノ枯レタリシ所以、畢竟那邊ニ存スルカノ疑ヲ容レシムルニ足レハナリ。第二ニ、淸國ヲシテ我カ旅順租借ノ必要果シテ之アルヤ否ヤノ疑問ヲ挿マシムル所以ニシテ、此ニ乘スヘキ列國ノ猜疑容喙モ亦其入處ナキヲ保スヘカラサレハナリ。第三ニ、百戰シテ人ノ經營ヲ力奪シ、顧ミテ自ラ其後ヲ善クスルコト能ハス、露國ノ好旅順ヲ殘破シテ、日本ノ惡旅順トナシテ顧ミサルハ、公道ノ疾ム所タリ。列國ヲシテ日本ノ能事唯戰伐破壞ニ在リテ、開物成務ニ在ラサ

ルコトヲ認斷セシムルハ、帝國新興ノ氣運ニ交スルコト大ナルモノアレハナリ。

然らば軍事的に使命を終りたる旅順を、「善處活用」するの道は奈邊にあるか。伯は續けて記して曰く。

此故ニ旅順經營ノ問題ハ、旅順ヲ善處活用シテ帝國ノ歷史的名譽ヲ全ウセンコトヲ要シ、列國ヲシテ旅順カ宜シク日本ノ手中ニ在ルヘキノ事由ヲ認メシメンコトヲ要シ、日本ノ旅順經營ニ於ケル世界的價値カ、果シテ露國ノ能ク及フ所ニ非サリシノ事實ニ背服セシメンコトヲ要ス。否日本ノ旅順經營、實ニ東洋ノ平和的進步ヲ維持スヘキ、且文明ヲ清國ニ普及スヘキ原動地トナスニ在ルコトヲ知ラシメ、暗ニ文裝的武備ノ基礎ヲ堅クスルニ在リ。

伯は茲に「文明ヲ清國ニ普及スヘキ原動地」と言ふ言葉を用ひた。然らばそれは、具體的に言へば、何であるか。

伯は續いて詳論して曰く。

然レトモ此ニ疑アリ。旅順ノ軍事的價値ハ、帝國ノ手中ニ於テ著シク低却シ、復タ竭力以テ露國ノ故步ヲ襲フノ要ナク、加之其經濟的價値ニ於テモ、適ゝ以テ滿洲殖民業ノ重地トナスニ足ラス。而モ帝國ハ其體面ニ於テ猶ホ旅順ニ對スル向上經營ノ本分アリトセハ、旅順ノ實價ハ果シテ何等方面ニ發見セラルヘキモノナルカ。某寡聞ニシテ未タ世論ノ此點ニ論到論結セシモノアルヲ知ラス。

嘗テ之ヲ普佛戰後ニ於ケル獨逸ノ善後策ニ徵スルニ、彼レ一戰シテ雄邦ノ列ニ入ルヤ、其興國ノ威名ヲ保持スル所以ノ道ハ、主トシテ之ヲ教育政策ニ求メ、アルサス・ローレンスノ統治ニ於ケル對佛政策ノ如キハ、明カニ學術的霸業ヲ以テ其主義トナシ、其結果今日ニ顯ハレテ、獨逸全國實業教育ノ盛トナリ、世界講學ノ淵藪トナリ、内ハ國富ヲ充足シ、獨逸ノ霸業ヲシテ不拔ノ資ニ據ルコトヲ得シメタリ。蓋シ撥亂反正、武伐文教ハ古今ノ常理

ナリ。

旅順ノ帝國ニ於ケルハ、其レ猶ホアルサス・ローレンスノ獨逸ニ於ケルカ如クナラストスルモ、帝國旅順經營ノ能事カ、武装的租借ノ爲メニ、徒ラニ無限ノ勞費ヲ供給スルニ在ラサルヤ明ナリ。然ラハ則旅順ハ、畢竟大陸ニ對スル帝國文明扶植ノ源流タルヘキ、教育政策ノ壇場トスルヲ以テ得策トスヘキニ非サルカ。夫レ旅順ハ滿蒙清韓ノ中路ニ立テル我學術的覇業建成ノ名地ニ非サルカ。

旅順ヲ以テ我カ保護領土ニ於ケル學術的覇業府トナスノ說ヲ取リテ、之ヲ彼ノ武装策ニ對比セハ、或ハ名ツケテ一流ノ文装策トナスコトヲ得ヘシ。然レトモ某ノ所謂文装策ナルモノハ、旅順ヲ變シテ文弱靡麗ノ地トナサントスルノ謂ニ非ス。大要武装ノ虛威ヲ張ルコトヲ休メテ、文教平和ノ名ヲ正スト共ニ、實業教育政策ニ由リテ武備ノ實力ヲ充實スルニアリ。故ニ今假ニ之ヲ名ケテ文装的武備ト云フ、文装ノ名ハ以テ列國ノ感情ヲ緩和スルニ足リ、武力ノ實ハ以テ意ヲ內顧ニ强ウスルニ足ル。文武名實兼備兩得セハ、旅順ノ重キコト今日ノ虛威色莊ニ百千倍スルモノアラン。旅順カ此學術的覇府タルニ適スルノ理由アルコトハ、亦某ノ能ク確保スル所ナリ。

これが伯の所謂「文装的武備」策の一表現である。「文装ノ名ハ以テ列國ノ感情ヲ緩和スルニ足リ、武力ノ實ハ以テ意ヲ內顧ニ强ウスルニ足ル」如何にも伊藤侯の喜びさうな考へ方であつた。

かく論じ來つた後、伯の筆端は、一轉して旅順經營の實情に及んだ。

旅順ニ於ケル露國經營ノ新市街ハ、許多ノ地積邸宅ヲ留メテ今日ニ遺セリト雖、陸軍ニハ要塞司令部アリ、海軍ニハ鎭守府アリテ、其大部分ヲ占有シ、概ネ之ヲ不用廢頽ニ附シテ、何等利用維持ノ道ヲ講セサレトモ、軍機軍

用ノ名義ハ常ニ都督府需要ノ交渉ヲ拒ムニ足リ、武官都督ハ之ヲ利用スルノ道ヲ覺ラス。故ニ其民政部、交渉ヲ拒ム處ノ陸海軍ニ對シ、討論講究シテ一大畛域ヲ開クノ要ヲ知ラス。旅順ノ市府的價値ノ七八分ハ、棄テテ之ヲ烏鼠ノ捿托ニ委セラレタルノ實況アリ。是レ明カニ旅順凋衰ノ一大因ヲナスモノニシテ、不肖新平カ滿洲經營按ノ前途ヲ沮メル最大不經濟ナリ。將タ鎭守府所管ノ器械工場ノ如キ、其固有ノ大裝置ニ對シテ少分ノ利用ヲ取ルニ過キサルカ爲メニ、貴重ノ設備日ニ朽廢ニ赴ケトモ、之ヲ惜ムニ由ナキハ、露人ヲシテ聞カシムヘカラサルノ憾事ナリ。既ニ我カ鎭守府ニシテ、之カ全用ヲ悉スノ要ナクンハ、不肖新平カ首張ノ如ク、之ヲ學校教育ノ利用ニ附シテ、大ニ器械工學ヲ修備シ、一般官民ト共ニ用ヲ其中ニ取ルハ、國家經濟上ノ得策タラサルヲ得ス。然レトモ現今旅順陸海軍ノ障壁ハ、到底此等ノ意見ヲ聽クヘキ門戸ヲ有スルモノニ非サルナリ。必スヤ國庫財政將來益空乏ニ傾キ、之ヲ維持スルニ窮スルノ日ニ到リテ、放却センコト殷鑑遠カラサルモノアリ。現ニ陸海軍人ニシテ、旅順ノ現況ニ徴シ、軍事所管ノ外ニ移サント云フモノ漸ク增加スルヲ見ル。之レ給與窮乏ノ餘ニ出ルモノニシテ、經綸卓見ニ出ルニ非サルヲ以テ、國家ノ爲悲マサルヲ得サルナリ。

此等事情ノ基因スル所ヲ察スルニ、大要國家ノ旅順經營方針一定セス、文武官署各々其權域ノ封植ニ急ニシテ、大局ノ打算ニ任シ主統一ノ力ヲ持スルモノナキニ坐ス。其間ニ依附寄生スル我カ商工民業ニシテ、一モ旅順ノ盛衰ヲ制スルニ足ルモノナキハ、固ヨリ其所ナリ。某此問題ニ蒿目スルコト久シト雖、顧ミルニ時論悠々往イテ愬フルニ處ナシ。是レ特ニ閣下ノ傾聽ヲ累ハサヽルヲ得サルニ至レル所以ナリ。

旅順ノ鎭守府並ニ要塞ハ、出テヽハ人ヲ攻ムルニ足ラス、入リテハ自ラ守ルニ足ラサルノ玩具的武備ナルコトヲ

自知セサルニ非サレトモ、尚ホ陸海軍ノ名分ニ據リテ旅順ノ聲色ヲ聳カシ、船舶ノ出入之カ爲メニ沮制セラレ、山川ノ游渉之カ爲メニ呵禁セラル。鬼面人ヲ懾シテ嫌ヲ中外ニ取リ、而カモ應變備急ノ經濟策ニ至リテハ、曾テ何ノ恃ム所ナキカ如キ、外厲中怯實ニ經營ノ本末ヲ倒錯セルモノナリ。

かくして伯は、筆端益々奔放し、得意の世界大勢論に入る。それは例の文装的武備論である。

日露戰爭ノ世界的大事端タル所以ハ、唯ニ其戰場ノ大ナリシカ爲メニ非ス。宇內五方人種因襲ノ世界觀ニ對シテ革新的公按ヲ提供シ得タルニ在リ。歐洲以外新種文明ノ曙光ヲ啓キタルニ在リ。戰後國是ノ大本領ハ全ク此ニ宿ルニ非スヤ。戰後ノ國情カ國運ノ前途ニ對シ、萬歲ノ聲軍備ノ聲商權ノ聲以外ニ於テ、無形ノ大責任ヲ感スルモノアルハ、帝國新興ノ氣運カ、既ニ東西文明百淘千汰ノ盡頭ニ立テルカ爲メニ非スヤ。今後向上ノ一步如何ニカ轉シ去ルヘキヤ。日本國民ハ歐洲史上ニ於ケル勝者ノ權利ナルモノカ、國家生存競爭上生物學的原則ノ邪解盲用ナリシコトヲ了知シ、列國平和ノ標榜ハ銃劍以上ノ凶器ヲ牙籌ニ求ムルノ謂ニ外ナラサルコトヲ了知シ、萬國平和會議ノ實質ハ萬國自便主義詐略ノ共進會ニ過キサルコトヲ了知シ、歐式人道正義ノ主張ハ毫モ列國ノ慰藉平安ヲ來スモノニ非サルコトヲ了知セリ。

帝國カ列强ノ伍伴ニ入リテ如何ニ其間ニ處スヘキヤハ是レ一問題ナリ。列强妍媸ノ外ニ於テ、如何ニ自ラ其國運ヲ信念シ主張スヘキヤニ至リテハ、又是レ一問題ナリ。

日露戰爭ヲシテ帝國一場ノ喜夢タルニ了ラシムルコトナカラント欲セハ、一切ノ內治外交畢竟此二題ノ考檢ヲ逭ルヘキニ非ス。旅順經營策ノ如キ特ニ其一端ニ過キサルノミ。

然らば旅順を以て、現在の如く、因襲的に、姑息なる軍事的經營に任ずる時は如何。伯の意見書はそれを次の如く論じた。

今對外的方面ヨリ旅順經營ノ方針ヲ按スルニ、渤澥一座ノ海口既ニ我カ國防ノ重地ニ非ストセハ、旅順武裝ノ必要ハ唯々清國還付要求ノ口實ヲ杜ツルニ足ルヲ以テ限度トナサヽルヘカラサルノ理モ亦明カナリ。然レトモ旅順ニシテ事實上我カ大陸發展ノ第一地歩タル以上ハ、一旦事變ニ臨ミテ旅順カ如何ナル地位ニ立ツヘキカノ問題ハ少ラクモ等閑ニ附セラルヘキニ非ス。意フニ異日遼瀋風雲再ヒ動キ、我カ武ヲ滿蒙ニ用ヰサルヘカラサルニ會セハ、旅順四塞ノ海港ハ當然遠征軍ノ第一兵站タラサルヲ得ス。然ラハ則チ旅順ノ殷富ヲ謀リ、物資ノ給源ヲ養ヒ、市街港面ヲ整理シ、有用人材ノ養成地トナリ、器械製作ノ工場トナリ、不時ノ急需ニ應シテ慌遽顚沛ノ虞ナカラシメンコトハ、今日ノ急務ニ非スヤ。誠ニ旅順ヲシテ滿洲無双ノ實業的雄鎭タラシムルコトヲ得ハ、其對外威制力カ今日陸海軍邊幅ノ虚威ニ勝ルコト其レ幾何ナルヘキカ。今日ノ旅順ハ何等ノ條理ニ據リテカ此當然ノ實務ヲ棄テヽ、徒ラニ玩具的武裝ノ黑山鬼窟トナリツヽアルモノナルヤ。實力ナキノ武裝ヲ無事ノ日ニ衒ハサルヘカラサルノ必要其レ何レニ在ルヤ。思フニ旅順ハ平時全然其武裝ヲ撤却シテ商工業地トナリ、以テ旁觀眼中ノ荊棘ヲ除キ、文明ノ學術ヲ資リテ精鋭ノ實力ヲ養ヒ、不時ニ平和ノ門楗ヲ發スルモ、戰備森然犯スヘカラサルノ文裝的武庫タラシムルニ如クハナシ。

見るべし。伯が初めには、旅順經營の具體策として、これを「學術的覇業府」と爲すにありとしながら、今は更に徹底して、「平時全然其武裝を撤却しテ商工業地ト」なさんことを提唱せるを。

筆の赴くところ、偶〻その素志を流露せるものといふべきか。しかも伯の意見書は、續いて、その武裝撤廢論を、つぎの如く痛論してゐる。

次ニ旅順自處ノ方針ヲ考フルニ、所謂門戸開放機會均等ハ、由來滿洲問題上世界ニ對スル帝國ノ自主張ナリ。我ハ之ヲ以テ露國ヲ數メ、列國ハ之ニ由リテ我行動ヲ諒トセリ。帝國ハ露國ノ尤メニ傚ヒテ言ヲ列國ニ食ムノ要ナク、勝者ノ權利ヲ私シテ歐人ノ顰ヲ模スルノ要ナシ。海ヲ沮ミ山ヲ祕メ、中外ノ嫌忌ヲ冒シテ、武裝ノ森嚴ヲ衒ハントスルカ如キハ、國家自ラ欺クノ甚シキモノナリ。且列國ニ對スル政略ノ最モ拙ナルモノナリ。苟モ我カ實業的經營ニシテ、應急不變ノ自信ヲ保スルコトヲ得ンカ、亦何ソ齷齪乎トシテ旅順ヲ鬱閉スルノ要アランヤ。旅順ハ日露戰爭ニ由リテ世界的名地トナレリ。帝國ノ滿洲開放ヲ測度スヘキ列國ノ驗表トナレリ。中外工賈皆招徠スヘシ。商船軍艦皆出入セシムヘシ。軍機切要ノ特別地帶ヲ留メテ豁然開放セラレンコトヲ要ス。區々ノ旅順モ利用ノ道ハ自ラ我ニ在リ。但其利用ノ迹ヲシテ露國舊政策ノ慾ヲ反サシメ、人道公義煥然トシテ列國ノ敬服ヲ取ルニ足ラシメンコトハ、是レ政事家ノ大政策、經世家ノ眞時務ニ非スヤ。新興帝國ノ氣象光明磊落ノ襟度ハ、之ヲ萬國ノ表ニ暴白シテ疾シカラサランコトヲ要シ、萬國ヲシテ日本文明ノ光華ニ照破セラル、所アラシメンコトヲ要ス。若シ此主張ナク、此自任ナク、徒ラニ先進列强ノ黯影ニ首鼠シテ、尙ホ興國壯烈ノ戰血ニ辜負スルコトヲ耻チスト言ハ、、我大陸發展ノ民族的精力モ、此ニ萎頽ヲ告ケサルヲ得ス。形式的武裝ノ爲メニ旅順ヲ陰鬱ナラシムルカ如キハ、謂ハレナキノ甚シキモノナリ。又一方我帝國現時ノ經濟上ヨリ論スルモ、今旅順ニ注ク處ノ財力ヲ以テ帝國ノ武威ヲ張ルコト能ハサル、各當局者已ニ自ラ知レル處ナリ。此形勢ヲ知リナカラ年々正鵠ヲ

失シタルコトニ財力ヲ縻シテ、目前職權ヲ維持セントスルハ、是帝國ニ忠ナル所以ナルカ。不肖新平與スルコト能ハサル所以ナリ。寧ロ是等ノ徒ハ嫌惡スル處トナルモ、所信ノ忠言ヲ進メテ成ヲ期セサルヘカラサルナリ。

これは伯の大陸經營に關する根本義の最も忌憚なき披瀝の一つであつた。それは伯がこの原稿の欄外に、鉛筆を以て、「此旅順經營談ヲ以テ、單ニ旅順ニ局スル談トナスナカレ。之レ大ニ全局ニ關スル方針ノ定マル所ナレハナリ」と、自記してゐるに見るも、明瞭である。さうして伯が此處まで思ひ切つて論じ得られたのは、對手が伊藤であつたればこそであつた。

伯はこれによつて、心中の磊塊を吐き盡したるものの如く、突如として筆を止め、最後にこの問題に對する伊藤の援助を、次の如く求めて、この長文の終りとしてゐる。

以上內ニハ實業的經營ヲ定メテ對外威制力ヲ備ヘ、外ニハ開放的主張ヲ完ウシテ新興國ノ生面ヲ開キ、內外相待チテ我カ大陸發展ノ精力ヲ養ハンコトハ、滿洲經營ノ大精神ナルヲ信スレトモ、之ヲ率言シテ信ヲ一世ニ取ランカ如キハ、固ヨリ某不肖ノ能クスヘキ所ニ非ス。是某カ閣下元勳國老ノ地望ヲ仰イテ、一唱ノ點提ヲ望ム所以ナリ。窃カニ意フニ、閣下幸ニ微意ノ注ク所ヲ諒トシ、赫々ノ勳名堂々ノ位望ヲ以テ、之ヲ當樞諸公ニ諭サハ、諸公敢テ領察信受セスンハアラス。果シテ然ルコトヲ得ンカ、旅順經營ノ方按、教育政策ノ便宜ノ如キ、某隨テ之ヲ唱ヘ、周旋努力庶幾ハクハ其成ルヲ期セン。邦家ノ慶ナリ。一世ノ美事ナリ。某ノ今日閣下ニ望ム所此ニ過クルハナシ。

閣下我カ對韓宗主權ノ名實ヲ世界ニ彰明セラレタルノ今日ニ際シテ、西ニハ萬國平和會議正ニ開ケ、大小諸邦紛

紛トシテ情僞相争フ、獨逸皇帝ノ材力、米國大統領ノ威望、列國政治家ノ間ニ標著セラル、コト岳斗ノ如シ。東洋興國新文明ノ面目ヲ宇内ニ表示シ　聖天子ノ盛德大業ヲシテ頭角嶄然列國首主ノ上ニ超出セシメンコトハ、邦家正ナニ其人アルヲ要シ、其事アルヲ要ス、我カ滿洲ノ戰勝滿韓ノ經營ハ、明カニ之カ地ヲ成シ機ヲ供スルモノニ非スヤ、日東誰カ帝威ヲシテ隆ナラシムル。眼中ノ英雄之ヲ閣下ニ望マサルヘカラサルナリ。

この長信に對する伊藤の返翰は見當らない。

しかし後に記す嚴島にての快談、並びに翌年伊藤より接到したる長信等に徴すれば、この一封の手翰が、水上の手書のごとく、無答に歸したるものでなかつたことは窺はれる。

七、山本權兵衛への封書

旅順を少なくとも、滿蒙文教の中心地と爲さんとする伯の志は、著々としてその緒に就きつつあつた。しかしながら、その第一投手は、この地にある鎭守府所管の器械工場の移管を海軍より受くることにあつた。而して、海軍よりこれを受くるの方は、時の海相にして、同鄉竹馬の友たる齋藤實に求むるは、一見容易なるが如くにして、實は却つて後年に禍を貽すの因となるべし。しかず海軍の大御所、山本權兵衛に交渉せんには。

それが伯の周到なる用意であつた。この問題に山本の同意を得ることは、文裝的武備論を海軍の首腦部に植ゑ付ける所以であるからだ。

依つて伯は、上掲伊藤宛ての書の他に、次掲の封書を、折から歐洲旅行より歸つた山本權兵衛に送つた。

山本海軍大將閣下

倚程恙なく既に旋歸を告く。歐山米水風雲如何。遙かに聲欬を想ふに神馳に勝ふるなし。側かに承る。星軺過る處冠蓋逢迎相望み、樽俎の間物情を通し、國利を制せる所以のもの蓋し少からずと。載驅一出國際に周旋し上宸襟に膺へ下輿望を慰む。重臣賢勞果然虛しからず。邦家の爲に慶せさるべからさるなり。

某滿洲に入りしより、四涉訪察日に涓埃を思ふ。但創局未た久しからす、揆る所の事宜尙ほ支吾多し。其間事情或は特に之を閣下の酌裁に訟へさるへからさるを感するものあり。爲めに翹企以て旋旆を候したりき。今歸駕既に解く。宜しく速かに之を言ふへし。他なし。滿洲殖民政策上旅順經營の問題是れなり。

旅順か露國の手中に在るや、金湯居然東洋の雄鎭たり。其の經營施設の規模を觀るに、意長く計遠く、誠に來茲に媿ちさるもの多し。一旦帝國の占領に歸するに及ひては、攻守の形勢既に變し、旅順は終に等閑の一海口たるに過きす。之を國防の上より言へば、復た巨資を投して露國の舊規を撫するの要なし。之を經濟の上より言へは、以て殖民經商の重地となすに足らす。當年東洋問題の燒點たりし世界的大軍港は、今や夕陽閑淡の一古戰場となり了れり。夫れ帝國の自便より打算し、一大達觀より之を言はば、今日旅順を措いて天涯の一閑地となすも、實力に輕重する所あらさるへし。然れ共試みに列國客觀の地に立ちて之を觀るに、旅順の經營を等閑に附するは、是れ帝國自ら當年武力必爭の本旨を欺き、向來租借の必要を否認するに幾く、他日清廷の煩言、列國の疑竇、或は端を此に啓かさらんことを保するを得す。故に某が意を以て之を言ふに、列國をして帝國の旅順經營、否其利用、明かに露國の舊時に勝るの實績を承認せしむるに非すんは、戰勝の眞價、國威の宣暢、未た遺算を免るゝことを得さるなり。然れとも此等の利用經營も、要するに遠く之を旅順の將來に慮りて、著實工夫を下すに非されは、一時の苟計却て初來の放任に若かさるの悔を貽すことあらん。熟慮するに、旅順將來の計、此地區を以て、帝國海外保護領土に於ける一大教育機關設備の域となすに若くはなし。

閣下今回歐洲に入り、獨逸教育事業の盛を視て、之を往年遊學の舊光景に比し、果して何等の感を惹かれたるか。將た昔時百敗不振の獨逸が、俄かにして普佛戰爭の勝者となり、三十年來歐洲に覇跱して日に起色ある所以のものを察し、獨逸教育政策の效果に於て如何の感を懷かれしか。ストラス堡大學の聲價が、アルサスローレンの統治に對して、如何に深大の妙用をなすか。將

た近年以來獨逸實業教育の發達字內に冠絶し、製產工藝の隆盛國本を培養すること厚く、陸海軍備實力の供給滾々として盡きさるの事實に接し、果して幾何の感觸を取られしか。此等の事迹は某か絮說を要せす。顧ふに閣下の業已に眞相を詳悉せらるゝ所ならん。今夫れ關東半島の我に於けるは、アルサス兩州の獨逸に於けるに似さるか。普佛戰後獨逸か其教育政策、學術的覇威に藉りて、能く佛人悖勃の反動心を銷鑠することを得たりしは、滿洲問題上帝國の前鑑となすに足るへき好事例たらさるか。我か大陸發展の能事は、啻に一偏の武力に待つのみに非すして、平時に於て豫め勝を文教に制し、緩急不拔の望を彼我民心に收むるの效たるや、亦尙ほ獨逸の佛國に於けるか如きものあるに非さるか。

旅順か帝國保護領土に於ける一大教育地たるに適する所以の要を擧くれは、第一に內國學制上の系統的牽掣を離れて、純然自ら實際的便宜組織を取り得へきに在り。第二に地理恰も滿蒙清韓の中點に當り、內國有爲の子弟を吸引して、大陸發展の器識を鍊成せしむるに便なるのみならす、聲價の播す所、露淸滿韓人士の來學を惹き、東洋一角特色の教育地として、不拔の資望を中外に張ることを得へし。第三に山河史迹の存する所、教育上特種の精神氣魄を支持し、國民的名譽心を鼓勵するに足るへし。第四に內地教育界柔媚淫奢の餘弊を避けんと欲するものゝ爲めに、峻整質實の新天地を供することを得へし。第五に氣候風物の感化は、大陸的人材の養成に必要なるへし。其外多般の便宜を擧けんと欲すれは數ふへき所此に止まらす。要するに我滿洲經營上の面目と、大陸發展策の要素とは、適ゝ旅順に於て其理由を一致し、旅順の爲めに將來の定計を迫りつゝあるものなり。

此等の考按を實行せんと欲すれは、固より僅々年月の能く完成すへき所に非すと雖、假し今國家の認許を得て直ちに之に著手せんとするに臨まは、首として土地建造物設備の問題に逢著すへし。旅順の現況は此問題の解決に對しても、亦多大の便宜を具へたるものと謂はさるへからす。然るに此便宜事情か却て一件難解の問題となり、特に閣下の聽認を累はさゝるへからさるの問題となりて存するに至りては、亦某が遺憾とする所なり。

旅順は我か都督府の在る所なり、鎭守府の在る所なり、要塞司令部の在る所なり。帝國官衙一所に相依り、協力同憂宜しく夙に一絡の成策あるへし。然るに其實況を訪ふに及ひては、文武官憲分背岐峙して情意疏通せす、各ゝ其權域を封植するの急なるや、滿洲利害の全題に於て、何等の統一を有せさるに論なく、旅順一地の經營に於てすら調和を存せす。鎭守府要塞は多大の地積建

造物を擄有し、之を荒廢不用に委して顧みされとも、都督府の需要に對しては尙ほ拒むに軍用軍機の辭を以てして應せさるなり。事此の如くなれは、都督府も亦虛懷已れを忘るゝこと能はす、職守の相異る所已むを得へからすと云ふと雖、抑ゝ各官衙冷眼相視て日に旅順を荒替し、露人積年の貽せる所を擧けて寒烟零蕪に委するか如きは、何等の不面目不經濟そや。今日未た列國か日本の能事徒に戰伐破壞に在りて、建設事功に及はさるの戮笑を騰くることを聞かさるは、尙ほ其幸に非すや。

某か先つ閣下の高見を叩かんと欲する所は、他日旅順に於ける鎭守府所管の器械工場を擧けて、之を學校に附するの說に贊同を辱うすることを得へきか否やに在り。現在工場の鎭守府に於けるや、其用甚た疎にして、維持實に不經濟なり。且つ假令ひ之を學校に移すも、學校獨り之を奈何ともすへきに非す。器械工學奬勵の結果は、精巧の技術となりて、依然文武官衙の用に供せられさるを得す。鎭守府は單に獨守小營の煩を除くのみにして、其用闕けす、而も學校は之に依りて泛く日新の工學を供給することを得へしとすれは、國家經濟の得失實に打算を要せさるものあり。且つ旅順は四塞の地なり。凋弊せりと雖、尙ほ我か軍備上の重地たり。若し現狀に因循して、爲めに頹勢挽回の策を講することなくんは、一朝有事の日に際り、陸海軍需の徵用、物資の供給之を何れの處に仰かん。此意義に於ける學校政策は、亦實に旅順をして軍用を補給し、一般商工を助長し、一座殷庶の天府たらしむへき所以、是れ閣下の一考を請はんと欲する所なり。

以上按する所は、理宜しく先つ之を海軍大臣に提商すへし。顧みるに現任海軍大臣は某の熟友なるか故に、最も宜しく直接商量を試むへきに似たり。但公私の際他嫌入り易し。萬一累を此提按の通塞に及ほすか如きことあらは、實に滿洲時務の不祥たり。某之か爲めに隱忍以て閣下の歸朝を待てり。今乃ち躐等敢へて之を閣下に鳴らす所以のものは、某誠に閣下老成の見と各國歷遊の新智識とを仰いて更に三思を加へんと欲すれはなり。

旅順新學制の大體は、殖民的人材の養成を以て本旨とし、實業諸科に倂行するに語學軍事教育を以てし、其學生高等科第に於て五千人、中等程度に於て二萬人を收容するに足るの設備を置き、來學方法の如きも亦特別制度を定めんと欲す。旅順民間將來の繁榮も、亦標準を此に取りて、一定の商業地たるを得へきなり。經費其他の事項に涉り、閣下若し其詳を問はんと欲せは、重ねて方按を具陳するも亦難からす。今稍ゝ大意を擧くるのみ。閣下其主旨を領し、所言の當否を回示せられは此を幸甚となす。

八、旅順工科學堂

かかる苦心と奮鬪の結果、漸く出來上つたのが、旅順工科學堂であつた。しかもこの學堂は、果して伯の庶幾したるがごとき目的に使用せられたりや。またこれによつて旅順は、大陸經營の文化的中心地たるの實を備へたりしや。

伯は幸倶樂部の講演において、それを次の如く述べてゐる。

旅順の軍港に御出でになつた方は此席にも多からんと存じますが、露西亞の時は盛大のものであつた。所が日本に讓與後の今日になつては、火の消えたやうなもので、露西亞時代の建物は壞れる許りであります。外國人の眼から見ると、日本人時代となつてから何んと云ふ態であるかと云ふやうになりましたが、是はあすこに居つて、帝國の使命を持つて居る者の苦しい所であるのみならず、實に帝國の非常なる損失である。そこで之を回復する良策として工科大學堂を設立する事にいたしました。

彼地は申上げる迄もなく三十七、八年戰役の歷史の地であります。從つて學生修養に利益があります。帝國の學生を中學から大學まで入れると、一人が十五圓づつ一箇月に使つても、一萬人來れば十五萬圓づつ落ちる譯になる。家の崩れるのやら町の壞れるのを抑へることが出來る。之を兵營のみにて維持することは困難である。しかも大なる海軍工廠があるから、之を直ちに工科實習場に充てることができる。さうして其の計畫の良策たる所以は、若し一朝籠城しなければならぬと云ふ場合ありと假定せんに、露西亞繁榮の時代には常に數萬の人が三箇月間食ふ丈けの物資が貯へて居つたけれども、今日は一萬の人が一箇月食ふ丈けの物資が積れて居らぬ。從つて諸

生活資料が悉く減少し、軍事上物資集散の策源地にならぬと云ふ程に衰微を極むる故に、之を文裝的武備の點から言つたならば甚だ憂慮に堪へざる次第です。家は壞れ、町は潰され、米や物資は乏しくなつてゐる。又芝罘から商船の往來は、百艘も二百艘もあつたものが、十艘か二十艘しかないことになつて、昔日の繁榮は更に見ることのできぬ非常なる衰運を來すならんと信じました。今日既にさうなつて居ります。漸く今日は都督府の役人の食ふものと、若干の陸軍海軍の人の衣食を充たすに足る丈けの物より外の物資はない。

かくして創立されたのが、旅順工科學堂である。しかしそれは決して十分に、伯の素志を實現したものではなかつた。伯は支那人の民族性を理解せずして、徒らに準墨の例規により、事を律せんとする官僚の弊のために、折角設立せられたる旅順工科學堂が、立ち腐れの有様に墮したことを慨して、續いて次の如く述べた。

依て工科學堂を十分のものにしたい。而して日本人が學堂に充ち滿つるやうになりますると、支那人が初めて入學を切望することになる。此學堂の計畫を、最初より支那人を入れる學堂とするが結局得策だが、日本人を入れる學校なら不用なりとの議論が内地に起りました。今尙醫學堂に付いて議論がありますが、支那人は日本人の這入つてゐる學校にどうぞ入れて下さいと云つて來るが、初めから支那人を入れる爲めに建てた學校に這入れと言つても來る者ではない。是はどうしても内地の諸君にお分り惡いことであります。臺灣でもさうです、臺灣人を入れない學校だと云ふと是非入れて呉れと云ふ。

總て斯う云ふものであります。そこで此學堂の卒業生を以て、一部は滿洲鐵道の用に供し、一部は支那内地に於けるエンヂニーヤのアツシスタントとすることが出來るやうにして、工學も十分にやらせるやうにしたならば、

非常に良いことである。又日本人も旅順に來て居る爲めに、南滿洲にインテレストを持つて住居しようと云ふ傾きから良策なりとも思はる。之を都督並びに當時の役人に話したのですが、なか／＼半分わかりで十分に徹底しないのであつて、到頭、工科學堂と云ふ名は附いたが、妙な高等工業學校のやうなものになつて、今存して居ります。そこで私は素望を達しないで困つたのですが、幸ひにして其卒業生が非常に支那に賣れた。非常に成功した。そこで私の目的を達する學校ではなかつたが、辛うじて之を繼續する必要を認むるだけになりましたが、是れは誠に目的の百分の一しか達して居らぬことが殘念であります。又良い學校にする爲めに、西洋人抔も傭つて來て、其他種々設備もしたいのですが、都督府で是れに金を出すことは色々の經費の關係で出來ない。そこで滿洲鐵道の方から金を出してやると云ふことになりまするると、之を私立にするならば許すが、公立や官立では相成らぬと言ふ。ここに至つて此ビューロクラシーの弊は實にたまらぬものになつて來るのですが、それならば滿洲鐵道でやりますと言ふとどうなるかと云ふと、やはり官吏は尊ばれて、正何位と云ふと有難がる支那人は、どうしても官立でないといけない。日本人も俗情で、官吏でなければ其人を得難い。そこで官立の工科學堂として存立して居つて相當の學者も往つて居りますが、まだ不完全のことであります。

かくの如くにして、旅順工科學堂は振はず、伯の旅順經營策は、不十分なる實現しか見ることができなかつた。故に伯は慨然として言ふ。

此爲體では、大陸發展の植民政策を遂行し得られませうか。私の曾て之が準備補充策として、工科學堂と云ふ後光の射すものを起して、豫備中學と共に萬千の學生を集め、周圍は有名なる戰勝の地ですから、其養成上耳目の

料に富み、少し警察取締を整理せしむれば、學生の品行方正に、修養を積み、日夕我が帝國の名譽ある歴史の地を散歩して、土地と共に健全なる學生の發達を遂げ、大陸に大和民族發展の根據地を築くこと容易なるべく、滿洲都督兼大學校長として、東亞和平の重鎭たるべき襟度を備へられんには、此地の物資の聚散は勿論、拓殖の功を全うし、露國に讓らざる經營を爲さんこと疑なきものなるに、今全く其望を失ふことに相成つて居ります。此計畫の宜しきや否やは別と致しまして、意を用ゐる所、蓋し斯の如くであつたのですが、出來ない。今日の人は斯樣なることに意を用ゆべしと爲すや否やに付いて、更に疑問とするやうに相成つて來て居ります。しかし乍ら、伯の所謂「文裝的武備」の政策は、旅順工科學堂についてこそ、十分に實を結ばなかつたけれども、南滿醫學堂、中央研究所、東亞經濟調査局その他において、燦然たる光を放つやうになつた。

九　大連病院と南滿醫學堂

新植民政策の要諦を、武力よりも、經濟よりも、寧ろ文化に求めなければならぬと考へてゐた伯は、その文化の中の最も具體的にして、且つ民衆に最も强大なる迫力を有するものとして、三つのものに著目した。曰く宗教。曰く教育。曰く衞生。

上田恭輔は語る。

伯が生前、始終話されましたことは、植民地には先づ第一番に學校を拵へ、それからお寺を建て、次に病院を完備しなければ、移住民に永住心を起す事が出來るものではないと云ふことで、其の理想に基いて、南滿洲鐵道も

經營され、教育方面には醫科大學を始め、工業專門學校、農業學校、商業學校、鐵道學校、男女中學校と共に、日支人の爲めに何十校の初等學校を經營し、衞生方面では、大連には建築費だけに六百五十萬圓も掛つた東洋一の病院の外、奉天の醫科大學病院と共に、滿洲各地に二十八箇所の病院が設立されました、またお寺に致しましても、佛教各宗の寺あり、基督教會あり、澤山の神社あり、大連の汽車工場の如き約四五千人の人が働いて居ります所などは、會社が指定した一區域内に、教會とお寺と神社が一緒に對峙する珍現象が見られます。普通ならば喧嘩して仕樣がないのでありませうが、何分にも會社の出資で建立したのでありますから、萬事圓滿に行はれて居ります。又植民地には、兎角子供の爲の娛樂機關が輕視される傾きがあるが、それではいかぬと云ふ所から、到る處に子供の娛樂機關を施設し、冬期長い間、一面雪で被はれる滿洲であるからとて、大きな溫室を建て、始終青々としたものを見られるやうな施設を拵へるとか、或は各地に大規模の公園を開設するとか、斯う云ふ所まで絕えず注意して居られました。

右のうち大連病院について、田中清次郎は次の如く語つた。

伯去つて後も、大連病院は益々發展し、東洋一と稱せられるに至つてゐるが、伯は就任と同時に、植民地には醫者のよいのが一番必要であると力說せられた。これは一面に支那人を懷柔する方策としても考慮されてゐた。のみならず、支那人のうちにはいろ〳〵奇妙な病氣を持つてゐるものが多いから、醫學上にも研究材料が多くあるだらうと、伯は認識してゐられたらしい。

ひとり大連病院のみならず、滿洲における病院及び衞生の設備は、伯の總裁時代に置きたる基礎の上に、目覺まし

き發達を示した。これ「滿鐵十年史」（七八五―六頁）が、誇りを以て、

> 會社ハ政府命令書ニ依リ、醫院其他ノ衛生施設ヲ爲スヘキ義務ヲ負擔ス。蓋シ衛生施設ノ完備ハ、居留民ノ定住心ヲ起サシムル所以ニシテ、移住ヲ奬勵シ、延ヒテ會社ノ業務ヲ發展セシムルト同時ニ、我勢力ヲ扶植スル所以、應ニ地方經營ノ第一歩タルヘキコト明ナルヲ以テ、業務開始以來、費用ヲ吝マス、煩累ヲ辭セス、汲々トシテ事ニ從ヒ、漸ク完備ノ域ニ達セントス。殊ニ醫院ニ至リテハ、其設備ノ整頓セル、滿洲及支那全國ニ冠タルヲ疑ハス。今ヤ我カ醫術漸ク支那ニ普及シ、且ツ北滿地方ヨリ露人ノ遠ク來リテ診ヲ求ムル等、稍濟生賑民ノ實ヲ擧クルヲ得タルハ、會社ノ最モ滿足スル所ナリ。

と記せる所以である。なかにも伯の所謂「文装的武備」に、覿面の効果を及ぼしたのは、奉天における南滿醫學堂であつた。その設立經過について、「滿鐵十年史」（八六六―八六七頁）の記すところは、次の通りである。

> 滿洲ニ醫術ヲ普及スルハ、會社ノ文明的使命ノ一端タルト共ニ、支那人綏撫ノ要訣ニシテ應ニ會社ノ努力スヘキ所ニ係リ、而シテ醫術ノ普及ハ醫師ノ養成ヨリ急ナルハナキヲ信シ、會社ハ早ク滿洲ニ醫學校ヲ設クルニ意アリ、其調査準備ヲ爲スコト數年、屢々奉天總督其他ノ支那官憲ト交渉シ、其贊同ヲ求メ、計畫熟スルヲ待チ、明治四十四年六月關東都督ノ認可ヲ得テ、奉天附屬地ニ南滿醫學堂ヲ設立シ、同年六月南滿醫學堂規則ヲ制定シ、同年九月關東都督ヨリ專門學校令第四條ニ據リ設置ノ認可ヲ得タリ。其程度ハ高等專門學校トシ、醫學科、藥學科ニ分チ、修業年限ハ豫科二年、醫學科四年、藥學科三年、研究科一年以上トシ、學生ハ定員本科二百名、豫科百名（後六十名ニ改正）研究科二十名トシ、本科學生ハ中學卒業者ヲ採用スルモノトシ、支那人ハ此程度ノ學生ヲ得ル

コト困難ナルカ故ニ、特ニ豫科ヲ置キ、相當ノ素養アル者ヲ採用シ、二年間日本語及普通學ヲ教授シ、本科ニ進入セシム。斯ノ如クシテ支那醫ヲ養成スルト同時ニ、將來此方面ニ活動スヘキ日本醫師ヲ養成スルヲ目的トシ、且ツ日支協同ノ實ヲ現ハス爲ニ、奉天總督ヲ名譽總裁ニ推スコトトシ、時ノ總督趙爾巽氏ノ快諾ヲ得、爾後歷代ノ總督張錫鑾氏、段芝貴氏、張作霖氏逐次就任セリ。

そして伯は、幸俱樂部の講演において、旅順工科學堂の不完全を歎じたる後、直ちに言葉を續けて、南滿醫學堂につき、次の如く述べてゐる。

之に反して醫學堂はなか〳〵良い人を雇聘して、陸軍の軍醫に其儘コンマンディレンして貰ふことにしたが、此間の改革で罷めて了ひました。幸に今居る河西博士その他の醫學士は、官界を離れても是れに從事しようと云ふインテレストを持つてやつて吳れるから宜しいが、どうも支那に對しては官吏でなければ面白くないけれども、此醫學堂が非常に成功を仕かけて、奉天總督府を始めとして、日支融和文明輸入の爲めに功を成して居る。此等の計畫でも、日本には商業的植民政策はまるでないのである。そこで列國の土地住民に對するの關係から言ひまするど、宗教的の關係が甚だ必要ですが、臺灣でも此缺點の爲めに餘程困ります。所が醫學校の效果と云ふものはそれを補ふに有力でありまして、臺灣でも醫學校が非常に效果を奏して居る。是れは後藤が藪醫者だからあんなことを言ふのだと言ふ者もありますが、構はぬ。實際大なる效果がある。前日臺灣の統治を助けるに重大の效果があつたと同樣に、やはり今度滿洲に於ても非常の效果を擧げて居るのであります。是れが爲めに日本の文明と接觸せしむる便宜が甚だ大であります。例へばペストの流行のときに於ても、彼等は彼等の醫者を以てやると

言つて、よほど軋轢して來た。奉天總督府、殊に唐紹儀の如きは、亞米利加の醫者を以て當らしめんとしたが、日本の醫學の進歩に敵し兼ねるので非常に閉口した。斯う云ふ譯で、文裝的の意味を以てある好武器を取りて侵略すると云ふことは、植民政策の甚だ必要なることで、あの土地の永久占領の上に基礎を置くには有力のものであります。

そしてまた曰く。

滿洲鐵道の本社が奉天に進むことに付いては、日本の滿洲政策の中心點を其處に持つて來ることになる故に、嫌ひであるに拘らず、奉天に醫學堂を建設すると云ふことに付いては、非常なる歡迎を以てやつて居るのでありまス。それから之に對しては彼等の宗教的關係の醫員（支那側の宗教的醫員）が非常に反抗して居る。けれども我が醫學の其の勢力の及ぶ所には、到底抗抵し能はざるやうになつて居るのであります。早く言ふと、奉天の醫學堂から後光が射して居る。此後光の射して居る所には、其の光りを仰ぐやうになりつゝあるのであります。

伯の所謂「文裝的武備」とは、實にかくの如きを言ふのであつた。

一〇、東亞經濟調査局

伯は嘗て、米國の政治學者ビーアド博士が「評論之評論」誌上に於いて、世界の有する唯一人の「科學的政治家」と激賞したやうに、仕事をするとき、常に科學的研究を基礎とし、學俗聯進を志としてゐた。それが調査局となり、研究所となり、試驗所となり、又學校となつて現はれたのであるが、殊に伯がその方面に於いて、最も永久的な足跡

を殘したのは、滿鐵時代に作つた東亞經濟調査局と、東京市長時代に起した東京市政調査會とであつた。

しからば、この東亞經濟調査局は如何にして起りしか。伯は幸倶樂部の講演に於いて、次の如く語つた。

抑〻巴里のクレヂー・リオネーと云ふ大銀行は、皆さん御承知の通りでありますが、其處に調査局がありまして、日本の公債のこと經濟のこと興業上のことなど、なんでも分るやうになつて居ります。字引を引くやうにして引出せば日本の所が直ぐ出るのでありまして、先年私は往つて之を見まして驚きました。其後プロフエソル・チースが獨逸經濟雜誌に書いた此論文を見まして、いつか經濟調査局如きものを拵へたいと思つて、臺灣に居るときから考へて居りました。所で此南滿洲鐵道の總裁に爲りましても、實際私は斯う云ふ大局に當る知識がないので、何か調査する機關がないと任務を完うすることが出來ないと思ひまして、どうしても之を興さなければならぬと考へました。そこで大興業に於ける經濟調査部と云ふのを飜譯させまして、方々に披露して之を拵へることに致しました。さうして此チースと云ふ人を亦併せて此處に主任に呼ぶことに致しまして、岡松博士を日本人の局長と云ふ地位に据ゑまして、チースと云ふ人を以て主任に致しました。

かくして東亞經濟調査局が設立されたのは、明治四十一年九月十四日、伯が滿鐵を去れる後であつた。その設立目的は、同局發行のパンフレット「東亞經濟調査局概況」に據れば、次の通りである。

我國經濟調査機關の始祖とも云ふべき東亞經濟調査局は、第一次總裁男爵後藤新平氏の計畫に基き、明治四十一年九月十四日を以て、時の總裁中村是公氏により、東京支社内に創立せられたり。

思ふに本局設立の第一目的は、世界經濟特に東亞經濟に關する諸般の資料を蒐集整理し、之を基礎として、日本

及滿蒙の經濟的立脚點を知悉せむと欲するにあり。當時既に本社に調査課の存するあり、主として滿蒙及支那の經濟政治法律等の調査に從事し、著々其の實を擧げつゝありしも、新興日本帝國及滿蒙發展の將來は、必ずや(1)其の世界經濟に參加する程度の厚薄に依つて決せらるべく、(2)世界經濟を無視しては、日本及滿蒙の經濟問題解決は、終に霧中に彷徨すべしとは、苟くも先覺の士の齊しく認定したる所なりしなり。

次に設立の第二目的は、本局に於て蒐集整理せられたる資料と、調査とを出來得る限り公開して、以て一般の利用に供し、日本帝國及世界の文化に貢獻する所あらしめむと欲するにあり。

我南滿洲鐵道株式會社は、日本唯一の植民會社なり。植民會社なるが故に、決して單なる會社にあらざるなり。之れ(1)日本政府が我社株式の半數を所有し、(2)理事の任命權を留保し、(3)幼稚産業に從事するものにあらざる我社に對して六分の配當を保證し、(4)鐵道沿線附屬地に於ける土木、教育、衞生等に關し、必要なる施設を爲すことを命令せる所以なりとす。我調査局が社會的貢獻の任務を有することも、亦實に此植民會社としての使命遂行の一に外ならざるなり。

この東亞經濟調査局の設立は、日本内地よりも、むしろ海外に、顯著なる出來事の一として報道せられた。當時のフランクフルター・ツァイトゥングは報じて曰く。

後藤男爵ハ一九〇八年七月遞信大臣ニ任セラレ、會社ヲ辭スルヤ、從來副總裁タリシ中村氏代ハリテ其後ヲ繼ク。後藤男爵ハ由來學問的根本的性向ヲ有スルノ人、其會社經營ニ對シテモ、亦學問的幇助ヲ與ヘントシ、一九〇七年七月ニ於テ京都大學民法教授岡松博士ヲ歐洲ニ派遣シ、遂ニ南滿洲鐵道會社内東亞經濟調査局ノ設立ヲ見ルニ

至ラシメタリ該調査局設立ハ、佛國銀行「クレヂー・リオネー」ノ財務調査局ノ組織ヲ模範トナセリ。岡松博士ハ已ニ臺灣ニ於テ類似ノ調査研究ヲナシツツアルガ、東亞經濟調査局設立ノ爲メニ歐洲ニ於ケル此種諸機關ヲ視察シ、又同局顧問トシテ獨逸經濟學者ヲ雇傭スルニ決シ、「ダンチッヒ」高等工業學校教授「チース」博士ヲ招聘セリ。氏ハ從前「ハンブルグ　アメリカ」汽船會社ニ於テ類似ノ事業ヲ經營シタルノ經驗ヲ有スルノミナラス、此ノ招聘ヲ受クルヤ、廣ク歐洲各國ヲ旅行シ、此種機關ヲ視察研究ノ上、一九〇八年十月末東京ニ赴任シ、爾後調査局設立ニ努力セルノ結果、已ニ十一月二十日ニ於テ現在ノ東亞經濟調査局設立成リ、普ク海外ニ其設立ヲ報セリ。後藤男爵ハ今尚滿鐵會社の庇護者ニシテ、且ツ隱レタル指導者ナルガ、當時設立ノ廻章中ニ、東亞經濟調査局ヲ以テ、日本ガ常ニ宣明シタル東亞ニ於ケル門戸開放政策、及ヒ公平ナル競爭ヲ促進シ、且ツ援助スルニ裨益セントスルノ旨ヲ述ヘタリ。

そしてこの調査局の內容は、「滿鐵十年史」(九〇六・九〇七頁)の次の記事が、やや要をつくしてゐる。

同局ノ設備ハ、獨佛等ノ著名ナル銀行會社ニ設置セラルル調査局又ハ記錄局ヲ模範トシタルモノニシテ、內外ノ官衙、顯著ナル經濟的諸機關、大興業者ト氣脈ヲ通シ、各種ノ報告及材料ノ配付ヲ受ケ、傍ラ常時東西ノ新聞、雜誌、書籍等ヲ涉獵シテ材料ヲ蒐集シ、而シテ此等ノ材料ハ之ヲ秩序的ニ彙類整理シテ、(一)本局事務及他ノ經濟調査所、(二)鐵道、(三)旅行、旅館其他、(四)航海、港灣、運河、河川、(五)鑛山、石炭、(六)工業及農業、(七)財政及國債、地方債、(八)銀行、(九)植民、土地、移民、(十)勞働問題、勞働者保護制度殊ニ鐵道及鑛山ニ關スル勞働者保護制度、(十一)一般經濟及外國貿易、及(十二)東亞經濟ニ分類シ、更ニ十二ノ各項ハ國別ニ細分

類セラレ、其細分類セラレタルモノハ其内容ニ因リ、再ヒ細小分類セラレテ收藏シ、隨時調査引用ノ便ニ供スルト共ニ、本局ノ蒐集ニ係ル東亞ノ經濟狀態ニ關スル材料ハ、之ヲ前記ノ同局ト交通スル内外諸國ノ經濟的機關ニ配付交換シ、併セテ會社、官衙其ノ他ノ依賴ニ依リ、各種ノ調査ニ從ヒ、諮問ニ應シ又外國ヨリノ質問ニ答フルモノトス。而シテ本局ハ獨リ遍ク資料ヲ蒐集シ、以テ研究參考ノ料ニ供スルノミナラス、時ニ或ハ經濟事情ニ關スル調査報告ヲ發表シ、殊ニ東亞ノ國狀ヲ外國ニ紹介シテ、往々陷リ易キ彼我ノ誤解ヲ防キ以テ意思ノ疏通ヲ圖ラントス。本局ノ期スル所如此廣汎ナリ。故ニ其屬スル所ハ固ヨリ我會社ナリト雖、一般經濟社會ニ貢獻スルモ亦本局ノ希望スル所ナルヲ以テ、世ノ特志者ニシテ苟クモ當局ヲ活用セラレンニハ、勉メテ便宜ヲ圖リ、以テ所期ノ一端ヲ實ニセントスルモノナリ。

この調査局の成立の最初から關係してゐた松岡均平は、次のごとく語つた。

伯の調査局設置の第一理由は、滿鐵の事業は日本として初めての經驗であり、しかも植民會社である關係から、單に日本人の見解ばかりを注入するだけでは不十分である、是非外國人の考へも含有させておかねばならぬといふのであつた。

第二の理由は、その頃滿洲における日本の種々なる事業に就いて、諸外國の一部から或は門戶開放とか、機會均等とか云ふやうな嫉視的な意見も吐かれてゐたので、日本がかうした議論の爲めに誤解を受ける惧れがある。從つて諸外國に對して、日本が何か利己主義な事をやるであらうといふやうな事が、外國人の頭を支配するやうになると、日本の發展策にとつては、大いなる障礙を生じないとも限らぬ。かかる障礙を除く爲めには、日本人が

釋明したり辯明したりするよりも、外國人の口を通して表現せしめる方法を執るがよい。或は又、外國人中の相當識見のある人に意見を聽いた上で發表する方が、外國人の心理作用に及ぼす影響が效果的であるといふにあつた。これが爲めに外國人の顧問には、伯は相當な高給を支給するやうに取扱はれた。餘りにそれは高給過ぎると日本人の一部では異論が生じた程であつた。伯は、顧問になる人は單なる一學究であつてはいけないといふ考へであつた。チースの後にはウィードフェルドが來任したが、兩氏ともにすぐれた人であつた。殊にウィードフェルドの如き、又と得難い人物であつた。

更に第三の理由として、伯は滿洲で支那人を教育しようと云ひ出された。伯の眼識は頗る廣大であつた。この結果、旅順に工科學堂の如きが建設されるに到つたのであつた。

しかし日本人のうちには、支那人を教育すると云ふ事は敵に刄を貸すやうなものだといふ見地から、伯の見解に對して異議を挾むものもあつた。しかし伯はかかる見解には斷然反對せられた。東亞に於いて事を成さんとするならば、日本人として、日本の文化を鄰邦にまで浴せしめてやるといふ事こそ日本精神である。若し日本がこの仕事を成さないで拱手傍觀してゐたなら、必ずや米國や英國が、かうした種類の仕事に手を著けるに相違ない。伯の意見に對する反對論――かかる誤解、迷妄を論破する爲めには、外國人をして提唱せしめるがよいと著眼された。勿論チース氏以後の外人顧問の議論は、外人でなければ云へない議論ばかりではなかつたのだが。かうしてあらはれる意見――公平なる立場から生ずる意見は非常に參考になり各種の方面に於いて役立つた。殊に日本人の海外發展の方策に就いては、多大の貢獻を致したのであつた。事實、伯は巧みにこれを利用され、そ

の利益を十分とみとめてゐられた。チース氏に就いても、伯はその識見を十分みとめてをられた。

さらに松岡は、進んで伯の學問に對する態度について、次のごとく語つた。

伯は根本的に學問を尊重した人であつた。サイエンス、自然科學に就いての理解が深かつた。それは初めは醫學を修められた事に原因するのであらうけれども、從つて學者の缺點も知つてをられた。同時に科學の實際上の效能をも十分認めてゐられた。それで例の學俗會を組織せられたのであつた。

學者はこれを尊重しなければならぬと言つてゐられた。此の見地から事業の經營にしてもその基礎は感情を交へず、冷靜な統計、調査から出發しなければいけないといふのが、伯の意見であつた。勿論、當時に於いては、相當な材料を集めてこれに基いて立論するといふ事は可なり行はれてゐた。英國あたりの流行であつた。伯の憂慮せられた事柄は、材料が不完全で、都合のよい材料ばかり集めて立論するといふ點であつた。「何の目的で」といふ事なしに事實を事實として平常から用意しておけば、議論が公平に行はれる。第二に材料と云ふものは、科學的に分類しなければ利用出來ない。調査局が設けられて目錄が作成せられ、ボーイに番號を示せば五分以內にどんな材料でも集まるやうになつた。がしかし、この內容分類に幾日かかつたか分らぬ。この分類は相當に各般の事柄に知識を持つてゐないと出來ぬ事で、初めの間は大學出身者を採用して三年やらせなければ、十分にわからぬといふ有樣であつた。

現在日本に存在する調査機關のうちで働いてゐる人達のうちには、かつて滿鐵で働いてゐた人が非常に多い。兎に角、公平なる判斷を下し得べき材料を常に利用し得べき狀態に整理分類し、雜誌、新聞、著述、營業報告等の

類を皆、如上の意味において保有したのであつた。

從つて調査局といふけれども、それは資料局即ち Archive に相當するわけであつた。外部に對して局が働く場合、世間に了解し易い名稱を用ふるがよいといふ事になつて「調査局」と名づけられたのであつた。

伯は後年、內閣に大調査局を設け、これに統計局を合併するがよいと主張されたが、伯の在世中にはとう〳〵實現しなかつたが、かかる調査機關は必ず將來には出來ると思ふ。

この東亞經濟調査局こそは、伯の生み落したる愛兒の一人であつた。伯は純然たる政治家として活躍するやうになつても、依然その愛育は怠らず、事ある毎にこれを援助庇護した。幸倶樂部の講演會において、この調査局のことを、自畫自贊して、次の如く語つてゐる。

是れに依つてなんでも報告が分るやうな調査機關になつて居りまして、今では帝國大學の圖書館に往くよりも、經濟上の關係のことは經濟調査局の方が良いと云ふ位になつて居るのであります。（中略）此事柄に對して、帝國大學の教授を始めとして、西洋人の教授も心ある人は贊成して居るのみならず、色々研究をするのに、みな此處に來て便宜を得て居ります。此頃は帝國大學に經濟學のゼミナール研究室の便が開かれましたから、新舊の材料が總て集められました。併し世界のコルレスホンデンスをして居るのは、此滿鐵調査局より外にないのであります。各大銀行にも調査局はありますけれども、斯う云ふシステムになつては居りませぬ。併し或は諸君が御覽になつて、もう少し斯う云ふことをやつたら良からうと云ふお考へもありませうし、まだ完全と云ふ譯に往きませぬけれども、先づ此調査局は東洋に於て唯一つのものである。（中略）先づ是れに依て世界のコルレスポンデ

ンスを取ることと、こちらからも、亞細亞に於ける經濟調査局の通信をしてやることになりまして、此事柄が亞米利加に於て、日本の南滿洲に於ける專橫とか橫暴とか云ふ非難を避け得ることなどにも、大なる效力あるものに成りました。亞米利加の學者をして、なるほど此の日本の施設は、果して滿洲に於て專橫や橫暴を爲すものでない、其經營はシステマチックであるといふことを知らしむることに非常に效果を得たのであります。

一一、滿鮮歷史地理調査

東亞經濟調査局と並んで、伯が日本の學界に寄與した貢獻の一つは、滿鮮歷史地理調査事業であらう。この事業はその影響が廣汎であつたために、却つて今日に於いては、未だ世上一般の認識を得てゐないが、恐らくは五十年、百年後には伯の一生の事業のうちの、最大なるものの一つとして、見返されるであらう。殊に日本民族が、その發祥の地である滿蒙より西比利亞の奧へ進出することの深くなるにつれて、この地方の科學的研究が、その實際的效果を生じてくるであらうから、その時に至つて、この滿鮮歷史地理の研究事業の價値が、正當に評價せられ、政治家としての伯の文化史上に於ける地位も亦、再認識せられる日が到來するであらう。

伯が明治四十一年に滿鐵支社內に滿鮮歷史地理調査の一部を設けてより、七年にして「滿洲歷史地理」二冊、同附圖一帙十九葉、同獨逸語譯を出版し、九年にして「朝鮮歷史地理」二冊、「文祿慶長の役」一冊を出版した。その後不幸にしてこの部は廢せられたが、その事業は滿鐵補助のもとに、東京帝國大學文學部內に於いて繼續せられ、爾來昭和九年に至る間に三百頁乃至七百頁の滿鮮歷史地理研究報告書が十三冊までも發行せられた。又文學博士白鳥庫吉

監修の下に、この調査事業に從事した稻葉岩吉、箭內亘、池內宏、津田左右吉、瀬野馬熊、松井等、和田清の七名の內、稻葉、箭內、池內、津田の四名は文學博士の學位を得、箭內、池內、和田の三名は帝國大學教授に、稻葉、瀬野の二名は朝鮮史編修官に、津田、松井の兩名はそれ〴〵早稻田大學教授、國學院大學教授に任ぜられた。今日世界に誇る我が東洋史學の發達は、これらの人々によつて推し進められたものであり、又世界に於ける我が東洋史學の地歩は、この十數冊の滿鮮歴史地理報告によつて占められたものである。昭和六年九月、滿洲事變の起るや、邦人の滿洲に對する關心は一時に深められ、本書の書價は暴騰して數百金を算するに至つた。滿洲に關する研究文獻にして眞に永遠の生命を有するものは、本書を以て白眉と爲すとは、蓋し識者の定評である。

抑もこの事業の起すべきことを發起したのは、文學博士白鳥庫吉である。白鳥博士は、明治三十八年の春、歐米遊學の旅より歸朝し、歐米人の亞細亞研究の精緻に感ずると同時に、我が邦に亞細亞學の興らざるを嘆じ、一日東京帝國大學山上御殿に、同大學總長教授を脅め、亞細亞の研究に關心を有する學者凡そ七、八十名を會し、亞細亞の研究は、日本の學界の世界文化に對する使命なることを力說し、亞細亞研究の學會を設立せんことを唱道した。併し當時の日本の學界は尙ほ西洋崇拜の舊套を脫せず、横文字の研究に非ざれば研究に非ずと考へた時代であつたから、博士の提言は冷笑を以て迎へられ、亞細亞研究の學會は、終に設立せられずして罷んだ。博士は深くこの事を遺憾とし、この上は獨力をもつてこの目的を貫徹せんことを期し、殆ど三年の間、政治家實業家を說いてその援助を求めたが、多くはこれを以て學者の閑事業と看做し、博士の言に耳を傾けるものがなかつた。併し博士の知友にして當時文部次官であつた澤柳政太郎は、博士の學に贊同し、博士に紹介狀を與へ、教ふるに滿鐵總裁後藤男に說いてその援助を請

ふべきを以てした。博士は大いに喜んで、當時逗子の桂公の別莊に病を養つてゐた伯を訪ね、亞細亞研究、特に滿洲朝鮮の研究の必要なることを縷說した。

研究調査に熱心なる伯は、博士の言を聽いて卽刻快諾を與へ、明治四十一年一月より麻布區狸穴なる滿鐵支社内に、滿鮮歷史地理調査部なる一部を設け、博士をその主任に囑託し、箭内、稻葉、松井、池内、津田、瀨野の五人を研究員に囑託したのである。

博士は、「滿洲歷史地理」第一卷の序文に於いて、本事業開始に至るまでの經緯を說いて次の如く敍べてゐる。

回顧すれば、既に六七年の前となれり。露西亞戰役の局面收まりて、南滿洲の經濟的經營が、我が國民によりて著手せられ、朝鮮に對する保護と開發との任務が、また我が國民の頭上に落下し來りし時、余は學術上より滿韓地方に關する根本的研究をなすの急務なるを唱說したりき。其意、蓋し二あり、一は滿韓經營に關する實際的必要よりするものにして、他は純然たる學術的見地よりするものなり。現代に於ける諸般の事業が確實なる學術的基礎の上に立つべきものなるは言を俟たずして、滿韓の經營また固より然らざるを得ず。然れども我が國民の此の地方に對する學術的研究は、尙ほ幼稚の域にありて、實際的事業の指針たるに足るもの未だ多からず、之を余が專攻せる史學の上に見るも、其の政治史、其の民族的競爭の事蹟すら、なほ未だ闡明せられざるもの太だ多く、幾多の民族が其の盛衰興亡の跡を印せし白山黑水は、暗雲深く之を鎖せるの感あり。半島國が我が國に對して密接の關係あるは、今と古と異るなく、而して半島に於ける風雲の動搖が、常に滿洲の曠野より起り、從つて滿洲も、また直ちに、我が國運の消長に關するものあること、古もまた今に同じかりしを思へば、此の間に於ける民族的競爭の眞相を究明して、現時の形勢が由來するところを知悉するは、經世家の決して等閑視する能はざるところなるに、史學の狀態の此の如きは眞に憾むべし。思ふに一般の學術界、また之に似たるものなきにあらざるべし。これ余が滿韓に關する學術的研究の急務を叫びたる理由の一なり。次に之を學術の上より見るも、從來祕密の幕に閉されたりし滿韓の地が、新に我が國民の前に開放せられたるは、

學界が豐富なる研究の題材を供給せられたるものにして、學術に志あるものは、玆に其の新研究を試むべき絶好の機會を得たるを感ぜざるを得ざるなり。而して其の地の事物が我が國民生活と密接の關係を有し、或は現在に於いて我が國民の經營に委せられ、或は過去に於いて我が國民文化の要素となりしものなるを思へば、之れが研究に從事するは、我が國の學者の當に負擔すべき任務なるのみならず、更に考ふれば、これ亦やがて我が國民が世界の學術に貢獻する所以の道なりといふべし。西歐の學者が東方の研鑽に努力せること多年、自然界の現象より人種、言語、宗教、學術、文藝等諸般の人事に至るまで彼等によりて其の幽の闡かれ、其の微の顯はされしもの甚だ多く、而して其の地域は波斯、印度の如きは言を俟たず、中央亞細亞より支那の老文明國に至り、西比利亞の曠野より、安南の半島に及び、亞細亞の各地を通じて彼等が試みたる學術的研究の功績、眞に驚歎すべきものあり。我が國の學者、また實に之に依賴し、東洋のこと西人の教を俟つて始めて知るを得べしとす。吾人は西歐の學者に對して甚深なる尊敬と感謝との念を抱くと共に、吾人、東洋の國民が世界の學術に對して爲すところの尠きを思ふて慚愧に堪へざるものあり。たゞ滿洲及び朝鮮に至りては、其の地の僻遠なるため、西人の研究尙ほ未だ及ばざるところ多きが如し。然るに今や其の地、幸にして、我が學界の前に開放せられ、而して之に對する我が國民の地理上及び文化上の關係は其の研究に特殊の便宜を與ふ。我が國の學者は此の機を逸することなく、此の地方に於けるあらゆる事物の研究に力を盡し、其の成績を捧げて世界の學術に貢獻せざるべからざるにあらずや。これ余が滿韓研究の急務を叫びたる第二の理由なりとす。然れども學術の研究は、資を要すること多くして私人の力よく之に堪ふべきにあらず。又た相關するところ廣きに涉るを以て志を同じうするものの力を協せて之に從事するにあらずんば、其效果を擧げんこと難し。是に於いて余は余の專攻せる史學上の研究を滿韓に向つて試み、併せて世間斯の學に志あるものに研究の便宜を供すべき何等かの方法を畫せんとし、時の文部次官澤柳政太郎氏の紹介により、之を當時の南滿洲鐵道會社總裁男爵後藤新平氏に諮れり。男爵は幸に微衷のあるところを諒として、之に贊助を與へんことを快諾せられ、余に委任するに滿韓史の調査を以てせらるゝに至れり、是に於いて余は四五の同志者を學界に索め、明治四十一年一月より同會社の一室に於いて之が研究を開始せしなり。

そしてその研究内容及びその分擔については、白鳥博士が伯に提出せる滿洲歷史調査報告書に、卽ち次の如く記載せられてゐる。

上述ノ主旨ニ基キ、地理ノ研究ハ其ノ對象ヲ遼代以後トシ、松井等、箭内亙、稻葉岩吉ノ三名之ニ當リ、松井等ハ遼金時代ヲ、箭内亙ハ元代及ビ明初ヲ、稻葉岩吉ハ明末及ビ清代ヲ、各〻分擔シ、先ヅ遼河ノ流域卽チ盛京省方面ニ於イテ其ノ研究ニ從事シ、諸般ノ問題ヲ討尋シテ、其ノ解決、頗ル要領ヲ得タルヲ信ズ。又唐代以前ニ於ケル史料ノ編纂ハ池内宏、津田左右吉ノ二名之ニ任シ、池内宏ハ肅愼、扶餘、沃沮、濊貊、烏桓、鮮卑、靺鞨及ビ渤海ヲ分擔シ、並ニ滿洲ト密接ノ關係アリ、之が研磋ニ缺クベカラザル韓地ノ史料ヲ攻究センガ爲メ、現存セル最古ノ史籍、三國史記ノ分解ニ從事シテ之が史的價値ヲ闡明シタリ。津田左右吉ハ契丹、奚、室韋、並ニ滿洲ニ多大ノ影響ヲ及ボシタル匈奴ト突厥トヲ分擔シ、又タ別ニ滿洲文化史及種族志攻究ノ爲ニ必要ナル宗教及ビ民族ニ關スル資料ヲ蒐集シタリ。

尋いで白鳥博士は、遼以後に關する滿鮮歷史地理研究の成果と、肅愼、扶餘等の唐以前の滿洲民族に關する史料の集積とを基礎として、上代に於ける滿鮮歷史地理の研究に進み、稻葉岩吉をして漢代を、箭内亙をして漢代及び南北朝時代を、松井等をして隋唐時代を分擔せしめ、拮据黽勉、七星霜を閲し、大正二年に至つて一先づその研究を纏めた。これが二冊の「滿洲歷史地理」と一帙の「滿洲歷史地理附圖」である。

これよりさき、伯は白鳥博士等に命じて滿洲の地を旅行せしめ、實地踏査によつて史蹟を明かならしめた。明治四十一年七月、白鳥博士は、哈爾賓より吉林方面に旅行し箭内、稻葉、松井の三人は朝陽、北票、錦州等の所謂遼西道

方面に旅行した。この旅行に於いて、白鳥博士が哈爾賓の領事川上俊彦の助力を得て、白城に於いて渤海の建てたる上京府の碑を發見し、これによつて永年學界未決の問題であつた金の國都を確定したるが如きは、東洋史研究史上に大書すべき出來事であつたのである。

次いで大正二年十一月、滿鮮歷史調査部は、津田左右吉の起稿になる「朝鮮歷史地理」二冊を刊行し、續いて同三年八月、池內宏の起稿に成る「文祿慶長の役」を刊行した。

なほ、白鳥博士が、朝鮮に旅行した際、一日京城に於いて、一室に山積せられてゐる朝鮮圖書の一群を發見し、手附金を交付してその全部を買つて歸つたが、殘金一萬五千圓を引受けようといふ篤志家がない。そこで博士は伯に請うてこれを滿鐵會社の所有に移さんとし、伯は直ちにこれを聽した。これが「朝鮮歷史地理」の材料となつたことは言ふ迄もない。

伯は、かやうに白鳥博士の言を納れて、その研究を助けると共に、博士の學問に對しては、常に尊敬の念を失はず、これを遇すること頗る厚かつた。又博士以外の研究員に對しても、決して使用人扱ひをせず、狸穴町の研究室に於いては、しば／＼研究員と食卓を共にした。この事は箭內亙が常に感激を以て人に語つたところである。

この事業は、伯の意圖を承け繼いだ中村是公が滿鐵總裁の職に在る間は、無事に繼續せられたが、野村龍太郎代つて滿鐵總裁となるに及んで、副總裁伊藤大八は、營利會社である滿鐵に斯かる研究所は不用なりとして、これを廢してしまつた、時に大正四年一月である。

この滿鮮歷史調査もまた、伯の御自慢の一つであつて、伯は自ら次の如く語つた。

それと同時に東洋に於ける日本の特殊なる使命を知らしめ、さうして東洋人の東洋に於ける活動の根本を明かにする爲めには、歴史的慣習の調査と云ふものが、植民政策に非常に必要であると云ふことを認めて居りますから、此亞細亞の經濟調査局に附屬せしめて、南滿洲の歴史的調査をさせたのであります。今日此處に之を持つて來ることを忘れましたから、此次に御覽に入れますが、是れが即ち白鳥文學博士が主任となりまして、調査致しました。地圖も獨逸文で出來、說明も獨逸文で出來、日本文にも出來まして立派な物があります。それから種々なる參考品も集りまして、書籍も珍らしいものが集つて來ました。さうして此拓殖に關係する政策は、歴史的調査に由て深遠なる根本を成すやうになりました。ここに一例を申上げまするど、朝鮮の間島問題なども、此の如き調査を了して著手する順序となせば間違を生ぜぬと思はれます。當世紀の事業として、科學講究の基礎に足らざるものありしは惜しむべきことであります。さるにても當調査局の歴史調査を廢したる、新滿鐵重役の近視眼的行動は不審に堪へざる所であります。此歴史的關係の調査とは、世界の植民政策を攻究する學者を刺戟する上よりして、俗務の上にもその功有力なるものである。

そこで我が日本が南滿洲に橫暴をすると云ふことの流傳を、學者の力を以て自然に誤解を說破する樣になる。所が今度滿洲鐵道の重役の變更と共に、此歴史部は頓に廢されました。其當否は如何に世界的に植民政策を發展せしむる上に付いて有效であるかと云ふことを御覽下されたし。今日にては一箇年に僅か數千圓で繼續が出來るのに、今俄かに之を廢したるは實に惜しいことであります。

その他伯の調査せしめた重要事項の一つに、經濟及び舊慣調査がある。「滿鐵十年史」（九〇五頁）の記すところに

よれば、次の通りである。

滿洲ノ經營上、其經濟的事情ヲ調査シ、又民事及商事ノ慣習ヲ攻究スルノ肝要ナルハ、多言ヲ須ヒス。故ニ會社ハ業務開始ト同時ニ、特ニ這般ノ事業ニ經驗アリ必要ナル言語ニ堪能ナルモノヲ選任シ、滿洲及其近接地方ニ於ケル一般經濟及慣習ノ調査ニ著手シ、爾來計畫部署ヲ定メ、隨時滿洲各地並露領地方ニ派遣シテ踏査セシメ、或ハ各種ノ文獻書類ヲ徵シ、稽査考覈セシメ、著々事業ノ進行ヲ圖リ、其調査報告ハ重要ナルモノハ之ヲ印刷ニ附ス。現ニ舊慣及法制調査ニ屬スルモノ十二冊、地方經濟調査ニ屬スルモノ十八冊、露領經濟調査七冊ニ及フ。

一二、中央試驗所その他

社會科學的の研究に、前掲のごとき調査を創始した伯は、更にその專門たる自然科學の方面に於いても、種々なる研究所、試驗所等を設立した。

その第一が、中央試驗所である。その設立及び發達について、「滿鐵十年史」(八九八—九頁)は、次のごとく記してゐる。

中央試驗所ハ、素ト滿洲ニ於ケル殖産工業及衞生上ノ鑑定、並試驗ニ關スル事項ヲ掌ラシムル爲メ、明治四十年十月關東都督府令第五十五號ヲ以テ設立セラレ、同月假事務所ヲ大連兒玉町元商品陳列館內ニ置キ、明治四十一年一月之ヲ大連伏見臺ニ移轉シ、爾來所員ノ來任、機械器具等ノ整頓ヲ俟チ、同年六月試驗規定ヲ發布シ、七月ヨリ業務ヲ開始シ、一般公衆ノ試驗依賴ニ應セリ。然ルニ事業益發展シ、急速ニ設備ヲ完成スルノ必要上、明治

四十三年五月之ヲ會社ヘ移管スルコトトナリ、會社ハ所員、組織及業務一切ヲ其儘繼承セリ。爾來舊規ニ依リ、專ラ滿洲ノ物資ヲ材料トスル製造化學的試驗ヲ爲シ、傍ラ都督府ノ委囑又ハ會社ノ必要ニ依リ、各種ノ衞生試驗及一般公衆ノ依賴試驗ニ從事セシメ、成績見ルヘキモノナキニアラサリシカ、從來ノ規模ヲ以テシテハ到底產業ノ發達ヲ促進スルニ足ラス、尙急速ニ調査研究スヘキ事項多キヲ看、明治四十四年東京工業試驗所長工學博士高山甚太郎氏ニ、中央試驗所長事務取扱ヲ囑託シテ、之カ擴張ヲ計畫シ、各專門ノ技師ヲ增聘シ、同四十五年五月組織ヲ改革シテ、第一部（分析）、第二部（製造化學）、第三部（製絲染織）、第四部（窯業）、第五部（釀造）、第六部（衞生化學）、第七部（電氣化學）及庶務部ニ分チ、其內第七部ノミハ追テ設置スルコトトシ、其他ノ各部ハ部長及部員ノ任命及其他ノ準備ニ著手シタルニ、同年六月第一、第二、第六部實驗室全部出火燒失シタルニ付、一時業務ヲ休止シテ應急設備ヲ施シ、同八月ヨリ試驗業務ヲ開始スルヲ得タリ。是ヨリ先キ明治四十三年四月別ニ開始シタル製絲試驗工場ハ、原料其他ノ關係ヨリ故障續出シ、之ヲ一ノ事業タラシムルニハ尙一層ノ研究ヲ要スルヲ以テ、同年十一月ヨリ機業ヲ中止シ、次テ明治四十五年五月之ヲ廢止シ、其主管タル柞蠶製絲ニ關スル事項、柞蠶絲ノ染織ニ關スル事項ヲ中央試驗所ノ管掌ニ屬セシム。

そしてその成績は次の通りであつた。（前掲書九〇三頁）

從來施行シタル調査及研究ハ、滿洲ニ於ケル石炭及鐵鑛ノ分析、試驗、製鹽法ノ調査大豆關係工業ノ研究、高粱稈を原料トスル「パルプ」製造ノ研究、柞蠶製絲方法及柞蠶染織ニ關スル研究、高粱酒釀造方法及高粱酒粕利用ニ關スル調査研究、水質試驗法及衞生製藥ニ關スル研究等ヲ主ナルモノトシ、其成績ハ之ヲ報告書ニ記載シ、又

標本ヲ作成シ、試驗所ニ備ヘ、希望者ノ觀覽ニ供ス。其公表シタル研究調査成績六十二件、其他研究セル事項十三件ナリ。而シテ工場的作業ハ豆油製造場及脂肪酸工場ノ外ハ、目下尚試驗中ニ屬スレトモ、何レモ其成績見ルヘキモノアリ。殊ニ歐洲戰亂ニ際シ、一般各工場ノ試製品ハ俄ニ需要激增シ、現今ノ設備ニテハ生產力尠ク、其需用ヲ充スコト能ハサル狀態ナリ。

尙他ニ當所ノ研究成績ニ依リ、社外ノ經營者ニ於テ新ニ企業セラレタルモノ、硬化油製造事業（大連油脂工業株式會社）及「サルバルサン」製造事業（東京江東製藥工場）等アリ。

右について、上田恭輔は次の如く語つた。

伯の滿洲に於ける仕事は、單に鐵道建設のみではありませぬ。同時に地方の產業及び工業の發達に對して甚大なる貢獻をされました。例へば中央試驗所を設立して、あらゆる滿洲にある所の產物を科學的、所謂サイエンチフイツクに研究して、どう云ふものはどう云ふ風にしたらどう云ふやうになると云ふことを實驗させ、いよ／＼物になりさうだと云ふことが確實となれば、誰れでもその事業を必ず工業化したる資本家に讓り渡されたのであります。例へば沒落した神戶の鈴木の引受けた化學搾油法によるバラ豆糟工業の如きも其の一であります。或は滿洲の北南兩所に農事試驗所を設置し、北では主として大豆、畜產の改良を研究させ、此の大豆には此の肥料を用ふれば斯うなる、この土壤にはこの肥料が最も適するといふやうなことを、實物試驗によつて百姓にデモンストレートさせられたが、滿洲の百姓は感心しながらも、金のかかる肥料には手を出さない。そこで優生學の原理に基き、種を雜多に混沌した大豆の中から根氣よく優良なる種子を選出して、それを培養して終に改良大豆なる優

等種子を作り上げ、これを無代で配つてやる。これによつて、一本の株につく莢の數も殖ゑ、また大粒となつて、之れを栽培する百姓の收穫も增加し、從つて自然鐵道輸送も增加し、一擧兩得の方法であります。又南方に於いては水田の奬勵に努められました。元來滿洲に居る支那人は、乞食でも足袋を穿くくらゐであるから、滿洲の百姓はなか〳〵泥田に這入りませぬ。故に最初は朝鮮人を使つて水田事業をやらして、如何に有利なる農業であるかをデモンストレート致しましたが、それでも初めは中々水田には手を出しませぬでしたが、今では女までが泥田に這入つて田植ゑをする。苟くも水利の便ある地方は、百姓が自發的に米作をやり、近年三百萬石の年產額となり、地方も非常に潤つて參りました。

この中央試驗所も、また「文裝的武備」の重要なる一機關として、伯の自ら誇りとするところであつた。伯は幸倶樂部の講演會において、東亞經濟調査局の事業を吹聽したる後、中央試驗所の功德を、次の如く述べたてた。尤も談中これを「中央研究所」と言つたのは、臺灣における施設の名稱と混同したものと思はれる。

是と共に、もう一つ是まで御話をせぬもので必要なるものは、中央研究所といふものである。卽ちセントラル・ラボラトリユームと云ふものでありますが、中央研究所或は中央試驗所（セントラル・インスティチュート）なるものです。近來一千萬圓にて化學試驗所を起すとて、大隈伯が首張しつつありといふも其類であります。是が滿洲に於て已に設けてあるのであります。然るに滿洲に行きて此中央研究所と云ふものを見て來た人は甚だ少い。又日本から行つて見て來ても、之を本統に理解して吳れた人が甚だ少い。是は甚だ慨歎に堪へぬことであります。之に反して、敢て西洋人を褒める譯ではありませぬが、外國の視察員は之に頗る重きを置いて、興味を感じて稱

讃もし、又希望も述べて居る。内外人間さう云ふ差あることになつて居る。此ことは大いに植民的知識の深淺厚薄を表白するものでありまして、決して本國人を誹毀するのではありませぬけれども、是ならんことを君子に求むるの禮を以て、十分に講究を煩はしたいと云ふ考を持つのであります。滿場の諸賢に於ても、微意を諒せらるるであらうと考へるのであります。

此中央研究所と云ふものはどういふものであるかと云ふと、是は申上げぬでも御承知になつて居るでありませうが、ざつと玆で申上げますと、名は色々あります。國民研究所（ナショナル・インスチチユート）と申して居る所もありますし、種々になつて居りますが、此倶樂部の諸君が前日農商務省の工業試驗所に御出になりましたが、是とまあ同じものでありまして、此工業試驗所から見ると、其の範圍の大なるものであります。此工業試驗所なるものは、或は狹き意味の理化學的工業關係を研究致して居るのであります。序に申上げますが、臺灣に於ける中央試驗所、又滿洲に於ける所の中央試驗所と云ふものは、是は共に生物學的關係の研究も含んで居る所のものであります。故に農商務省の工業試驗所と同じくして、其範圍の大なるものでありまして、是が爲に此試驗所から出ました業績に付いて、如何に利害の關係を惹起したかと云ふことは、是は特別に申上げることにした方が宜しいのであつて、玆でそれに亙ると、岐路に入るから、此の樣なる試驗所であると云ふことに止めて置くことに致します。併し此試驗所は、各役所で分けてやりまするとどうであるかと云ふと、まあ農商課に斯う云ふ試驗所がある、衞生課に斯う云ふ試驗所があると云ふ風に、皆それ〲分れて設けるよりは餘ほど經濟的であつて、相互的の知識を應用することが出來る。斯う云ふことから主として設けられたのであります。專門分立と云ふことは宜いことであるけれども、

或は學科の分立して行くが爲に互ひの交渉が無くなつて來ると、無益にも幾重にも同じことを設けなければならぬと云ふことが此建設上維持上の經費に不經濟であると云ふ所から、中央研究所と云ふものにして、科學的のユニツトを付ける、綜合をすると云ふことの便を開かんが爲に起つたものであります。是は其の中央研究所の食事をする時にも勿論一緒になりますから、其のした仕事に付いて食事の後にちよつと話したことが問題になつて、綜合する知識の便を開くと云ふことが始終出來るのであります。斯う云ふ研究所が一つ設けられると云ふことは、諸般の點に付いて經濟的である、時間並びに相互學術の發達の爲に必要である。斯う云ふものになるので、而して之を應用するに於ても、行政上に各部に效果を見ると云ふことになると云ふ趣向であります。固より創立の趣旨と、今日尙ほ副はざる所の現狀であると云ふことは、何れのものとも同じやうに弊はまだ免れぬ所のものでありますけれども、之に依つて滿洲に於ける農商工業に對して便宜を與へて居ることは、多大なものでありまするし、又各〻の職員と云ふ者が、其の日の俗事に追はれて居りますけれども、斯う云ふ研究所の爲に、知らず識らずの間に眞の文明生活の大工業の會社たることを得るやうになつて行くのであります。

この中央試驗所のほかに、伯の創立した研究調査機關に、地質研究所がある。その由來および成績は、次の通りである。

地質調査ノ事業ハ、當初撫順炭礦ノ開發ニ資スルカ爲メ、同炭田ノ地質調査ヲ主トシ、事務所ヲ撫順炭礦ニ置キシカ、明治四十年十月該調査一先ツ終了セシヲ以テ、事務所ヲ大連兒玉町ニ移轉シ、廣ク滿洲鑛產地ノ調査ニ從事シ、其地質及經濟的價値ヲ明カニシ、漸次其範圍ヲ東部蒙古方面ニ及ホシ、餘力ヲ以テ南滿洲ノ組織的地質調

査ヲ行フコトトセリ。（中略）

從來施行セル事業中主要ナルモノハ、鞍山外七鐵鑛ノ發見、蓋平及海城兩縣下ニ於テ菱苦土鑛ノ發見、及加里長石産地ノ發見、各地炭田ノ地質調査及地形測量各地地質及鑛産調査等ニシテ、此外炭坑、隧道、温泉、水源、鑿井其他各方面ノ應用地質及窯業、冶金、機械、土木等ニ要スル諸原料ノ調査ヲ爲シ、會社ノ事業ニ利益シタルコト尠少ニアラス。「滿鐵十年史」（九〇四頁）

なほ産業開發上の實際調査機關としては、農事試驗場がある。右について「滿鐵十年史」（八七八―九頁）の記すところは、次の通りである。

會社ハ創立ノ當初ヨリ、滿蒙開發ノ要義トシテハ、農牧林業ノ改良增殖ヲ圖ルニアリトナシ、明治四十一年以來、屢農牧林業ノ各專門學者ニ滿洲及蒙古産業狀況ノ視察ヲ囑託シ、産業開發施設ニ關スル意見ヲ徵シ、其結果鐵道沿線ノ要地ニ産業試驗場ヲ設置シ、滿洲及蒙古ニ於ケル農牧林業等ノ改良增殖ニ關スル各種ノ試驗並調査研究ヲ行ヒ、其結果ヲ廣ク一般ニ知ラシメ、傍ラ良好ナル種苗、樹苗及種畜ヲ育成配布シ、優良品種ノ普及ヲ圖ルヲ以テ主要ナル目的トシ、大正二年ニ至リ、始メテ公主嶺ニ産業試驗場ヲ、熊岳城ニ同分場ヲ設置シ更ニ遼陽、鐵嶺、長春ノ三苗圃ニ於テ、樹苗育成ノ傍ラ一部ノ地ヲ割キ、各地方ニ必要ナル農事試驗ヲ施行スルコトトナシ、試作方法ニ改善ヲ加ヘ、大正三年ニ至リ、大石橋管内白旗ニ「アルカリー」地ノ試作地ヲ設ケ、又大正五年度ニ於テ、六年度ヨリ鄭家屯ニ試作農場ヲ新設スルノ準備ヲ了セリ。

そしてこの試驗場が、滿洲の産業開發に、如何なる貢獻をなし、惹いては滿鐵の利益をも擧げるに至りしか。上田

恭輔は次の如く語つた。

又熊岳城の滿鐵農事試驗所で果樹栽培を奬勵して以來、從來梨のみであつた南滿洲に於いて、あの立派な林檎とチェリーが出來るやうになり、遠からず年に三、四百萬圓の輸出をする程度になります。

斯う云ふ風で、盛んに滿蒙の產業の發達を計ると共に、滿鐵の增收を計畫されました。殊に遠大なる所謂百年の大計は畜產の改良であります。從來滿洲には約一千萬頭の羊がありますが、其の羊たるや甚だ貧弱なもので、食料本位でありますから、ウールといふ綿毛の軟毛が至つて少量で、ヘアーと云ふ堅い毛が多く、而も全部を刈り込んでも僅かに一匹の牡羊から一・九瓩しか取れない。

そこで公主嶺の滿鐵產業試驗所では、メリノと云ふ羊毛本位の羊を濠洲や米國から輸入して、之を在來種に配合し、之れによつて食用兼羊毛本位の羊を產出する手段を講じたのであります。第一回の混種によつて、一頭から漸く一・九瓩しか取れなかつた羊が、三・九瓩の羊毛が剪り取られる立派な雜種となり、更にその改良羊を純メリノ羊に配合すると、次には一匹の羊から四・七瓩の純毛が取れ、殆どヘアーがなくなつて、ウールばかりのメリノ同樣の偉大な羊となります。

而してこの滿洲メリノを種羊として滿蒙の牧民に配布し、羊の改良を計るのでありますから、やがて滿蒙から多量の羊毛を產出するやうになると思ふのであります。

一三、大規模の都市計畫

滿鐵の法理上の地位については、その當時より論議の絶えざるところであつたが、果して伯が岡松のごとき法制の大家を招聘してゐたことの價値が、これ等問題の發生によつて明かにされた。殊に滿鐵の附屬地の法理的性質が論爭の中心であつた。滿鐵と稱する營利會社が、果して如何なる法律的根據に基いて、この地域の住民に對し、課税權その他の行政權を行使することを得るか。

ここに於いて伯は、岡松理事をして研究せしめた結果、政府命令書の解釋と、會社が特殊なる植民會社であるといふ性質から論じて、外交、軍事、警察、裁判に關するものを除く外、一般行政權は、滿鐵總裁に屬することが明かにされた。

すでに政府の命令書によつて、滿鐵は一方において、「(第五條) 其社ハ政府ノ認可ヲ受ケ鐵道及附帶事業ノ用地内ニ於ケル土木敎育衛生等ニ關シ必要ナル施設ヲ爲スヘシ」といふ義務を負ふと共に、他方「(第六條) 前條ノ經費ヲ支辨スル爲其社ハ政府ノ認可ヲ受ケ鐵道及附帶事業ノ用地内ノ居住民ニ對シ手數料ヲ徴收シ其ノ他必要ナル費用ノ分賦ヲ爲スコトヲ得」といふ權能を賦與されてゐた。然しながら、茲に一つの重大なる障礙は、この命令書が、單に會社に向つて發せられたものであつて、一般に對して公布されたものでないばかりでなく、居住者の中には支那人その他の外國人も少なくないといふことであつた。

ここにおいて伯は、契約を以て法的基礎とするといふ、特別手段を執らなければならなかつた。「滿鐵十年史」(六九八頁) はそれを次の如く記してゐる。

會社ハ調査研究ノ結果、契約ヲ以テ此權能ノ執行ヲ確保スルヲ穩當ナリト認メ、明治四十年九月法三章的ノ附屬

地居住者規約ナルモノヲ制定發布シ、以テ地方經營ノ根本ヲ宣明シ、此地ニ入ル者ハ其法ニ服スルコトヲ承認セルモノナリトノ主義ニ基キ、附屬地居住者及借地借家人ニ對シ、會社諸規則ノ遵守及公共費用ノ負擔ヲ強制スルヲ得ルノ途ヲ開キタリ。

滿鐵の地方事業は、實にかうした基礎の上に、實行されたものであつた。そしてこれに對する實行方針は、次の如くであつた。（前掲書七〇二頁）

地方經營ニ要スル費用ニ付テハ、會社ハ當初ヨリ、公共設備ニ要スル費用中建設ニ要スル費用ハ會社自ラ之ヲ負擔シ、其維持修繕並地方ノ衞生、教育及警備等ニ關スル經常費ハ、地方ニ於ケル公費收入ヲ以テ支辨セシメ、其足ラサル所ハ居住者ノ負擔ヲ苛重ナラシメサル程度ニ於テ之ヲ課シ、他方會社ノ經費ヨリ補助スルノ主義ヲ立テ、以テ費用ノ性質及分界ヲ明確ナラシメンコトヲ期シタリ。

かくして行はれたる地方事業のうち、最も重要なるものは、市街經營であつた。世にあらゆる藝術のうち、都市計畫程雄渾なる藝術はないと言はれる。今や滿洲の原野に、この大藝術を創造せんとす。伯の得意まことに想見すべきである。殊にかうした事業にかけては、伯が實際非凡の技倆をもつてゐたことは後に帝都復興のときにも立證された。

「滿鐵十年史」（七五五頁）は記して曰く。

會社ノ鐵道カ南滿洲ヲ貫通シ、蜿蜒七百哩ニ亙ルノ停車場所在地ハ、概ネ地積廣ク市街ヲ經營スルニ足レリ。會社開業當時ニ於ケル此等附屬地ノ狀況タルヤ、大連ヲ除キ沿線ニ在リテハ遼陽、公主嶺ノ如キ、其局部稍市街ノ體裁ヲ具ヘタルモノナキニアラサリシモ、尙蕞爾タル一小聚ニ過キス。其他ハ多少ノ露式家屋ノ各所ニ點在セル

ノミ。道路ノ修築セラレタルモノナク、排水ノ設備亦具ハラス、一陣ノ朔風ハ晦冥砂塵ヲ捲キ、一朝ノ降雨ハ泥濘馬脚ヲ沒シ、殆ト交通ノ途ヲ絶チ、居住ノ便ヲ缺ケリ。會社ハ早ク既ニ重要ナル附屬地ニ文明的市街ヲ建設スルノ大方針ヲ決シ、業務開始ト共ニ先ツ市街區劃ヲ立ツルヲ以テ急務ナリト認メ、十五ノ樞要地ヲ選ヒ、之カ實測ヲ遂ケ、市街區劃ヲ立テシメ、設計ノ大小、施設ノ精粗、取捨按排屢變改ヲ免レサリシモ、明治四十年末ニ迨ヒ大體ノ確定ヲ見ルニ至レリ。茲ニ所謂市街經營トハ、市區ノ區劃ヲ始トシ道路、堤防、護岸、橋梁、溝渠等ノ築造、上水、下水、公園、市場、墓地、火葬場、便所、屠獸場等ノ設備其他街衢ノ施設、宅地ノ修築等市街ニ屬スル一切ノ工事ヲ包含シ、緩急ヲ計リ前後ヲ數ヘ、其施設ヲ進ムルモノトス。

かくして滿鐵はまづ大連、瓦房店、熊岳城、大石橋、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、安東、本溪湖、撫順等の各主要地について、都市計畫を實行することになつた。

それが後藤式に、當時としては、規模すこぶる雄大なものであつた。大連の都市計畫につき、上田恭輔は語る。

曾て露西亞がダルニーを計畫致しました時に、巴里をモデルに市街計畫を立てまして、市の中央に廣場を取り、其の廣場を中心として八條の幹線が放射する様に造りあげ、その中の最大幹線は二十四間道路になつて居りました。これが明治三十五年のことでありますから、隨分思ひ切つた計畫でありますのに、後藤伯は明治四十年に、二十四間では直ぐ駄目になるだらうと言つて、滿鐵附屬地内のメーン・ストリートを大抵三十間にされました。これでも今日は決して廣くはありませぬ。

殊に長春の都市計畫は、特筆すべき一插話を提供する。

この町が、新興滿洲帝國の首都となつた今日に於いてこそ、人はその都市計畫を不思議と思はないのであるが、當時雜草茫々たる荒野に、突如として大市街を建設せんとしたのであるから、世人はこれを目して、後藤式誇大妄想と嘲笑し、甚しきは三井財閥と結托して、私利を營むものであるとさへ非難したのである。

佐藤安之助は語る。

明治四十年三月、私は滿鐵に入社することになり、麻布狸穴の滿鐵事務所に於いて後藤さんにお目にかかつた。その際、後藤さんから「長春に停車場を拵へるについて、支那側と交渉する前に、大體どの邊を撰ぶかは陸軍省の意向も聞いて見なければならんが、君一つ、寺內陸相に會つて見てくれ」とのことであつた。

その時に、國澤理事をその席に呼ばれ、長春停車場の敷地はどれほどあつたらいいのかと問かれた。國澤君は、「十萬坪もあつたらいい、値段は北海道の田舍あたりのつもりで、坪二圓五十錢と見れば宜しいでせう」と答へた。すると後藤さんは「しかし、まア二十萬坪ほど買つて置くか、豫算は、北海道なみに見て、五十萬圓もあつたらいいだらう」と云はれた。

ついで私は、陸軍省に行つて寺內さんに會つた。寺內さんは、卓上に大きな地圖を擴げながら、「ロシアの寛城子驛に對して、長春の市街を此方に取込むことが大切なんだから、この兩方の間で、長春の市街を蔽ふやうな地勢にきめたい」といふ意見だつた。

さて私は、長春正金支店拂五十萬圓の手形を受取つて渡滿し、いよ〳〵土地買收にかかつた。當時私の心配したのはロシア人の反對と、支那人の邪魔であつたので、まづ三井物產の支店に泊めて貰ひ、三井の名義で買ふことと

にした。そして出來るだけ祕密に事を運んで、漸く十萬坪ばかりは譯なく買ひ取つた。それが高い所で坪四十錢、安い所は十錢ぐらゐだつたから、この調子なら何百萬坪でも買へると思つて、大いにはづんでやつてゐたものだが、約二十萬坪ばかり買つてから、さて眺めて見ると、ほんの猫の額ぐらゐにしか見えない。これではどうも貧弱だ。もつとウンと買つてやらうと考へた所で、とう〳〵發覺して、支那官權に差止められてしまつた。かうなつてはもう私だけの手にはおへない。そこでこの問題は官權の手に移つて、北京でその交渉が開かれた末、正式に土地を買ひ入れる許可を得た。

私は再び鋭意買收に從つた。先方では、「一體どれくらゐの土地が要るのか」と聞くので、私は人夫を指揮しながら、高見の優良な地勢を撰んで、ずつと繩張りをし、それに濠を掘り廻らした。この面積が百五十萬坪だ。すると先方は驚いて、「そんな大きな面積を取つてどうするんだ」と云ふ。私は、「寛城子驛でさへ百六十萬坪あるではないか、それに代るべき長春停車場として、寛城子と同じものにしたいと思つたのだが、大きな家屋や墓地を避けたために、これだけしか取れなかつたのだ」と答へて置いた。

そも〳〵寛城子驛は條約上、露、日いづれに屬すべきやの問題が起り、遂に寛城子驛を半分に割つて兩國に分けようといふことになつたが、しかし驛を半分にするといふことは無意味であり、また事實上出來ることではないので、結局、その半分を金に見積り、ロシアより日本に支拂ふことにし、日本は外に長春に新停車場を作るといふことに決定した。それがつまり私の土地買收に乘り出すことになつた理由である。

百五十萬坪の土地買收費が丁度、四十五萬圓だつた。これで今のあの宏大な長春市街の地所が手に入つたのであ

る。それは明治四十年四月から六、七月にかけての出來事であつた。

なほ、前述した土地買收費の殘りの五萬圓については、四十一年五月、後藤さんが滿鐵總裁として、初めて大連にやつて來られた時、私は後藤さんに向つて、「土地買收の殘金五萬圓で、奉天に總裁の別莊を拵へられてはどうです」といふと、後藤さんもそれに賛成された。そこで私はすぐ萩原奉天總領事と計つて、元露清銀行の重役で、當時駐支露國公使をしてゐたポコチロフと會商し、千三百坪ばかりの土地と建物を、帳簿價格の三萬圓で買ひ取つた。そしてそこに、現在のあの露、支、日と三様の家屋が出來て、奉天公所と稱せられ、滿洲官權に對する滿鐵の交涉局の役目を勤めるやうになつたのである。しかも此處が、伊藤公の最後の一夜を過ごされた客舍ともなつたといふ、由緒ある所である。

長春の都市計畫の一として、道路計畫は、滿鐵の加藤（與之吉）技師が作成した。それを見ると、一番廣いのが十六間、次が十二間、それから十間、八間、六間といふ風になつてゐる。私は、少なくとも一番の道路は二十間ぐらゐなければならぬ。それ以下は十八間、十六間、十四間といふやうにして欲しいものだと希望した。所が加藤君は「そんな大きな道路を造つたんでは、造るにも大變だし、あとで修繕に費用がかかつて仕様がない、大體道路の廣さといふものは、その市街の建物との間に一定の比例があるもので、ロンドンは建物百に對して道路一六、パリーでは二十となつてゐる、長春で二十間道路なんて百に對して三十にも當る、途方もない話だ」と云つた様な論鋒だつた。結局、重役には加藤案と、同時に私の案とを提出して置いた。

その當時、後藤さんは熱海で療養中であつたが、そこへ此の兩計畫案が送られたものである。すると間もなく後

藤さんから加藤君招致の電報があつて、加藤君は早々熱海に到つて後藤さんに會つた。後藤さんは、加藤君の話を逐一聞いてゐたが、やがて「君は一つヨーロッパ視察に出掛けて來い」と云はれた。加藤君は、總裁直々のお聲掛りで洋行が出來るといふので、大悦びで早速その手續きをすませ、滿洲にも歸らず、直ぐ日本からヨーロッパに發つてしまつた。さうして加藤君が出發した直後、熱海の後藤さんから、滿鐵の重役にあてて電報が來た。それは、「長春の道路計畫は佐藤案によつて遂行せよ」といふのであつた。

なほ、加藤君は訪歐の途次、各地より通信を寄せられ、發句など作つて寄越してゐたが、道路に關する意見なども段々と變つて來たらしく、歸朝後は非常に懇意になつた。

一四、新聞對策

伯の傍若無人と見えた活躍は、反對者に非難攻撃の材料を提供せずには措かなかつた。伯は一生、新聞種になり通しの人であつた。さういふ攻撃に對して伯は、「俺は惡口が氣にならんとは言はぬ、氣にせんのだ」と、言つてゐたやうに、神經質な伯が、世評に全然無頓著であつたのではない。それを氣にしてゐては仕事ができないことを悟つてゐたから、一切放任する方針を採つてゐたのだ。

龍居賴三は語る。

伯は新聞を見るに注意深い日をもつてをられたに拘らず、自分のこととなると無頓著に近いものがあつた。それも滿鐵時代、伯の談として傳へられたものに對し、其の關係方面からあれは取り消して貰ひたいといふ話が來た

が、伯は、我輩は新聞に取消や訂正を申込んだ經驗をもたぬと刎ねつけてしまはれた。事實其の通りで、或る時の如き、大連から船が門司に著くや否や、關門記者の包圍に逢つたが、諸君は我輩の面を見たら何とでも書けるだらう、よろしく頼む、といふ調子ですた〳〵上陸してしまはれたが、翌日の新聞に立派なインタービューが出た。其の中には聊か障る所もあつたが、伯は辯解しようともせられなかつたのであります。

かくの如く新聞記事に無頓著であつた伯も、所謂「文裝的武備」を整へ、大陸經營を實行する上における新聞の重要性といふことは、十分に認めてゐた。

かうして創刊されたのが、滿洲日日新聞である。その題字は、伯が袁中道を煩し、軍機大臣慶親王の揮毫によるものであつた。その創刊に至るまでの經緯を、田中清次郎は次の如く語つた。

遼東新報を機關紙としようとして、同社の主筆栗林己巳藏氏が、中村是公氏と高等中學校時代からの知己であつたので、中村副總裁から栗林主筆に說き、更に末永社長にも話したのであつたが、承知せぬので、滿洲日日新聞を創刊する事となり、四十年十一月に「滿洲日日新聞」を發刊し、次いで英文欄を設けた。最初の社長は星野錫氏が就任したやうに記憶してゐる。森山守次氏が主筆であつた。

この滿洲日日新聞こそ、滿鐵の機關紙として、ながく滿洲における輿論指導の任に當つた新聞である。「滿鐵十年史」は、右について、次の如く記してゐる。

滿洲ノ開發ニ資スルト同時ニ、會社事業ノ機關タラシムル目的ヲ以テ、會社ハ新聞發行ヲ計畫シ、明治四十年十一月三日滿洲日日新聞ノ表題ヲ以テ初號ヲ發刊シ、次テ又外國人ノ往來漸ク盛ナルニ至レルヲ以テ、英字欄ヲ加

ヘ、後更ニ獨立ノ英字新聞(マンチユリア・デーリーニユース)ト爲セリ。爾來事業ニ一盛一衰アリ。又事業ノ性質トシテ利益ヲ擧クルコト難キモ、内外ニ對シ滿洲ヲ紹介シ、事實ヲ報道シ、產業交通ノ爲メ、社會家庭ノ爲メ、多少貢獻スル所アリシト共ニ、會社ノ事業上便宜ヲ得タルコト少シトセス。然レトモ永ク之ヲ會社ノ直營ト爲スハ種々ノ點ニ於テ不利不便ノ伴フ虞アルヲ看、早ク其組織ヲ改善スルニ意アリシカ、明治四十四年八月守屋善兵衞氏ニ其經營ヲ委囑シ、次テ大正二年十一月株式組織ニ變更シ、資本金拾參萬五千圓(二千七百株)トシ、內拾壹萬五百圓(二千二百十株)ヲ會社ノ持株トシ、以テ今日ニ至ル。

一五、特殊金融機關設置論の不成立

滿洲の經營について、伯が奮鬪して遂にその志を達しなかつたのは、特殊銀行設立の問題であつた。嘗て臺灣に於いて、臺灣銀行設立に成功したやうに、滿洲に於いてもその經濟機構の中樞神經たる金融業を、橫濱正金銀行より獨立せしめようといふのが、伯の素願であつた。さうして、それがために伯は、前後を通じて、あらゆる機會に奮鬪したが、成功しなかつた。

伯は後年この事情を痛嘆して語つた。(幸俱樂部講演)

南滿鐵道に於て資本を投入すべき幹支鐵道改築、炭礦開發、地方產業の發達、土著民並びに移民の保護、學校病院、港灣の設備、水陸聯絡、物資保險の方法、金融機關等、露國の舊制と日本の新制との得失を沿道住民並びに將來の歐米人に周知せしむることの必要を感じました。其中に最も必要なものであつて、どうしても今まで出來

ないで困つて居るものは金融機關である。

所が是れは正金銀行の專領に歸して、一切他人をして容喙せしめない。桂内閣時代に於て、私は正金銀行の爲め滿洲あるにあらずして、滿洲の爲めに存する金融機關たらざるべからずとまで極論せること一再に止まらざりし次第であります。

元來、滿洲における金融機關については、日露戰爭後滿洲經營の一手段として、政府は滿洲に放資的金融機關を設備するの必要を認め、最初は日本興業銀行を利用する方針のもとに、明治三十八年法律第四十七號（外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル件）及同四十九號（日本興業銀行法中改正）を公布したのであつた。

然るに横濱正金銀行は、戰役以前から滿洲に支店を有つてゐた關係上、在滿洲軍隊に關する金庫事務及び軍用手票の流通並に交換に關する事務をも取扱つてゐたので、滿洲に於ける放資機關は、寧ろ横濱正金銀行を以てこれに充てる方が適當であるといふ説を生じ、すでに上記の法律が公布されたにも拘はらず、三十八年十二月に至り、日本興業銀行をして當らしめんとした利源開發、中央金融機關、貿易奬勵、通貨統一等の業務は、悉く横濱正金銀行をして擔當せしむることに決定し、之に必要なる令達を發した。ところがその後また三十九年八月に至つて、横濱正金銀行の滿洲に於ける營業は、横濱正金銀行條例に掲ぐる所に止まることに改正せられたので、遂に滿洲には、放資機關の完全なる設備を失ふに至つたのである。

そこで伯は、初代の滿鐵總裁に就任するや、明治四十年十月、正金銀行頭取高橋是淸と會見して、滿洲金融機關に關する意見を交換した。この會見において、伯が提示したる意見は、高橋頭取が水曜會においてなせる報告要領によ

れば　次の通りであつた。

滿洲ノ金融機關ハ、爲替商人ニ對スル貸付等ノ外、農工業者ニモ自由ニ資金ヲ貸出シ得ル混合銀行組織ナルコトヲ要ス。

右ニ對スル考案左ノ如シ。

一、正金銀行ヲ機關トスルノ案

正金銀行ハ支那各地方ニ名モ賣レ、信用モ高キカ故ニ、同行ヲ利用スルヲ最モ適當トス。其實行ノ爲、本期議會ニ正金銀行條例ノ改正案ヲ提出シ、定款ヲ改正シ、滿洲支店ヲ別經濟トシ、有力ナル役員ヲ置キ、專斷事ヲ處シ得ルノ組織トスヘシ。

二、拓殖銀行ヲ設置スルノ案

第一案ニシテ實行セラレサレハ、新ニ拓殖銀行ヲ設立シ、混合銀行ノ性質ヲ具備セシメントス。然レトモ新設銀行ニ對シテハ保護ニ經費ヲ要スル故、實行上本案ニ比シ、第一案ノ可ナルコト勿論ナリ。

三、滿鐵會社ニ於テ銀行業ヲ兼營スルノ案

前二案ニシテ實行セラレサル限ハ、會社自ラ銀行部ヲ設ケ、混合銀行ノ業務ヲ行ハントス。

伯と高橋との會談は、伯のこの提案を中心として行はれたのであるが、そのうち銀行業務に關しては、高橋は次のやうに說明した。

正金銀行ハ、今ヤ其本務タル、海外爲替ニ其資金ノ全部ヲ傾倒シテ尙足ラサルノ實況ニシテ、滿洲ニ於ケル貸付ニ向クヘキ資金ニ乏シ。然レトモ清國各地ニ於テ吸收スル預金ハ、之ヲ銀貨國ニ運用スルコトヲ要スルモノナルカ故ニ、之ヲ以テ滿洲ニ於ケル貸付ニ使用スルコトヲ得ヘク、正金銀行ハ、將來益々清國預金ノ吸收ニ努メ、貸付資金ノ增加ヲ期スヘシ。但シ銀行營業ノ實況、上述ノ如キヲ以テ、滿洲貸付ガ清國預金殘高ニ制限セラル丶ハ當然ナリ。（中略）農工業ニ對スル固定的貸付ハ、橫濱正金銀行ノ業務トスルコトヲ得ス。其機關ニハ興業銀行ヲ以テ之ニ充ツル政府ノ方針ナリ。

そして正金銀行をして、興業銀行代理店たらしむる件に關しては、伯と高橋との間に二、三の問答が重ねられた後、結局に於て、

滿洲ニ於ケル銀行業務中、爲替業務並商人ニ對スル融通ハ、正金銀行之ニ當リ、農工業ニ對スル固定的貸付ハ、興業銀行カ正金銀行支店ヲ代理店トシテ之ニ當ルコトトシ、議會ニ法律ヲ提出スルノ必要ナシ。

といふことに解決した。また「正金銀行滿洲支店ヲ獨立經濟トシ、其業務ノ執行ニ就テ、本店ノ指圖ヲ受ケサルコトトスル點」について、高橋頭取の意見は、次の通りであつた。

右ハ事務ノ敏活ヲ圖ルノ點ヨリ見テ可ナレトモ、銀行ノ命令二途ニ出テ、事務ノ統一ヲ缺クノ弊アリ。尤モ滿洲全體ノ支店出張所ニ對シテハ、大連支店ヲ以テ總轄店トナサントス。總轄店ヲ置クノ理由ハ、第一銀行券ノ整理ヲ圖ルヲ目的トシ、第二ニ滿洲各店ヲシテ本店ノ營業方針ニ違ハサラシメ、且其資金ヲ調和ス。第三本店ト滿洲各店トノ間ニ立チ、營業上意志ノ疏通ヲ圖リ、第四ニ滿洲ニ於テ新取引ヲナシ、又ハ特發ノ事件ニ對シテハ、總轄店ハ本店ノ指揮ヲ受ケ行動スルヲ要スルニアリ。

次に「正金銀行ハ門戸ヲ開キ、大ニ貸出ヲナスヘシ」との伯の希望に對して、高橋は次の如く考へた。

淸國ニ於ケル預金ノ吸收ニ務メ、貸出ノ增加ヲ期スヘシ。然レトモ貸出ニ付テハ、銀行ヲ新設スルモ亦滿鐵會社自ラ銀行業ヲ營ムモ、其金額ニ制限アリ。正金銀行ニ於テモ、滿洲貸出ハ預金殘留ヲ標準トスルコトヲ承知アリタシ。

最後に、「正金銀行ハ滿洲ニ於テ金券ノ銀行券發行ノ特權ヲ得置クコトヲ要ス」との伯の主張に對して、高橋の意見は次の通りであつた。

銀行券ハ勅令ヲ以テ定マルカ故ニ、金券ノ發行ヲ必要トスル場合ニ於テハ勅令ヲ改正スレハ足レリ。法律ノ改正ヲ必要トセス。故ニ、豫メ金券發行ノ特權ヲ得ルノ要ナシ。又金券銀券ヲ併發スルノ意見ナラハ、正金銀行ハ兩本位ヲ取ルモノニシテ、金銀ノ相場ヲ利用スルニ巧ナル支那人ハ、常ニ相場ノ變動ヲ利用シ、正金銀行ハ其中心トナリ、獨リ相場ノ危險ヲ負擔セサル可ラサルニ至

ル「滿洲ノ通貨問題ヲ決スルニハ、支那幣制ノ將來カ金トナルカ銀トナルカヲ見込ミ、之ニ應シ行カサル可ラス（中略）幣制統一ヲ見ル迄ハ、正金銀行ハ其土地ノ通貨ヲ代表スル紙幣ヲ發スル外ナキモノヽ如キモ、右ハ想像ニ過キサル故、實地調査ノ上決スルノ外ナシ。

これについては、伯も高橋と同意見で、結局一本問題ハ大藏省ノ定ムル方針ニ從ヒ、正金銀行並ニ滿鐵會社ハ、國家的機關トシテ、政府ノ定メタル方針ノ遂行ニ努メサル可ラス」と決して、この會見を終つた。

かくして日本は、滿洲開發のため、殆ど何等特別の金融機關を有つことなくして推移したのであるが、明治四十二年五月に至り、漸くこの問題が具體化することになつた。時は第二次桂内閣時代であつて、藏相は桂首相が兼攝し、伯は遞信大臣兼鐵道院總裁として、滿鐵の監督官廳たる地位にあつた。

そしてこの時の大藏省案といふのは、次の通りであつた。

滿洲ニ於ケル在留邦人ノ經濟的狀況ヲ達觀スルニ、或ハ家屋ニ過度ノ放資ヲ試ミ、爲メニ商業資金ノ固定ニ苦ムモノ、或ハ内地經濟界悲況ノ打撃ヲ受ケ、爲メニ企業資金ノ缺乏ヲ訴フルモノ少シトセス。而シテ横濱正金銀行ノ現況ハ到底右等ノ需要ヲ充タスコト能ハス。依テ何等カノ方法ニ依リ、固定資金ノ運轉ヲ圓滑ナラシメ、又眞ニ有望ナル企業ニ對シ、資金ヲ供給シテ、滿洲ニ於ケル邦人ノ經濟的地歩ヲ確立スルノ手段ヲ講スルノ必要アリ。依テ今滿洲ノ現狀ニ相當スル放資機關設備ノ方法ヲ案スルニ、

甲　南滿洲鐵道株式會社ヲシテ之ヲ兼營セシムルコト

乙　新ニ特別ナル大銀行ヲ設立スルコト

丙　横濱正金銀行ヲ利用スルコト

ノ三案ヲ擧クルコトヲ得ヘシ。

然レトモ南滿洲鐵道會社ノ現狀ハ、其固有ノ業務上、尚幾多ノ施設經營ヲ緊急トスルモノアリ。從テ豫定ノ資金ハ將ニ不足ヲ告

ケントセルカ故ニ、此際之ヲ他ニ流用セントスルハ、容易ニ首肯スヘカラサル計畫ナルノミナラス、交通機關ノ金融業兼營ハ大體ニ於テ不可ナルハ、之ヲ同會社ノ沿革ニ照シ、創立委員會ニ於テ同會社ノ業務中ヨリ金融業ヲ削除シタル事實ニ見テモ明カニシテ、本案ハ穩當ナラスト認ム。

又南滿洲鐵道會社ニ、横濱正金銀行ト同一ノ營業ヲ爲シ、又同一ノ權能ヲ有シ、之ニ不動産放資ノ業務ヲ加ヘタル、金融部ヲ設定スヘシトノ説ナキニアラサルモ、滿洲ノ現況ニ鑑ミ、爲替其他別ニ正金銀行ト競爭スル機關ヲ設クルノ必要ヲ認ムル能ハサルノミナラス、紙幣發行權ヲ附與スルカ如キ、益々滿洲幣制ヲ紛糾セシムルモノナレハ、容易ニ之ヲ是認スル能ハサルナリ。

さらに乙案に對する大藏省の反對理由は、左の通りであつた。

次ニ滿洲ニ於テ更ニ特種銀行ヲ設立スルノ案ハ、若シ此新銀行ヲシテ放資機關タラシムルト同時ニ、横濱正金銀行ノ營業ヲモ全然繼承セシムルモノトセンカ、新銀行ハ外國爲替ノ點ニ於テ横濱正金銀行ニ及フヘクモアラス。從テ其利便遙ニ今日ヨリモ劣リ、却テ滿洲貿易ヲ妨クルコトナシトセス。加之横濱正金銀行ノ營業ヲ繼承スルニハ、同行ニ對シ相當ノ賠償ヲ提供スルヲ要シ、從テ無意義ノ支出ヲ增加シ、延テ國庫ノ負擔ヲ增加スルノ虞アリ。反之若シ横濱正金銀行ハ依然トシテ現狀ヲ繼續シ、新銀行ハ單ニ放資機關トシテノミ立ツモノトセンカ、新銀行ハ銀行券ノ發行權ヲ有セサルコト、放資機關ノミトシテハ營業ノ對象少ナキコト、其狹キ營業ノ範圍ニ於テ稍有利ナルモノニ關シテハ横濱正金銀行ノ競爭ヲ免カル能ハサルコト等ノ理由ニ依リ、營業上殆ント獨立ノ餘地ナキモノト云ハサルヘカラス。斯ノ如ク新銀行ノ設立ハ、何レノ方法ニ依ルモノトスルモ、種々ノ不利益又ハ困難ヲ有スルノミナラス、滿洲經濟界ノ現狀ハ大銀行ヲ必要トセサルカ故ニ、本案モ採用ノ價値ナキモノト云ハサルヘカラス。

從つて大藏省案は結局丙案に歸著せざるを得なかつた。卽ち記して曰く。

以上審按スル所ニ依レハ、當面ノ解決問題トシテハ、丙案卽チ横濱正金銀行ヲ利用スルノ外道ナキヲ認ム。本案ニ對シテハ、横濱正金銀行ハ本來爲替銀行ナルヲ以テ、放資銀行ヲ之ニ兼ネシムルハ不當ナリトノ説ナキニアラスト雖モ、三十七八年戰後、政府ハ滿洲ニ於ケル唯一ノ金融機關トシテ之ヲ利用スルノ方針ヲ立テタルカ故ニ、多少遺憾ナル點ナキニアラサルモ、尙滿洲ニ於

ケル横濱正金銀行ノ現況、卽チ其信用、其設備、其經驗及銀行券ノ發行權ヲ有シ、且爲替取組ニ多大ノ利便ヲ有スルコト等ハ、同行ヲシテ、滿洲ニ於ケル放資機關ヲ兼ネシムルヲ、今日ノ場合最モ穩當ナリト認ム。

而シテ滿洲ニ於ケル放資業務、殊ニ不動產ヲ抵當トセル長期貸付ノ如キハ、稍危險ナル性質ヲ帶フルモノナルヲ以テ、滿洲ノ開發上此貸付ヲ必要トスル以上ハ、同行ニ對シ相當ノ便益ヲ與フルノ方法ヲ講スルハ、政府トシテ亦已ムヲ得サルモノト認ム。

横濱正金銀行

そして右に基く大藏省の「横濱正金銀行へ命令案」は、次の通りであつた。

自今滿洲ニ於テハ別紙ノ方針ニ準據シテ營業スルコト、相心得ヘシ

明治四十二年　月　日　　大藏大臣

一、政府ハ滿洲金融機關トシテ特別銀行ヲ設定スル代リニ、其行ヲシテ是ガ任務ニ當ラシムル經畫ナルニ依リ、其行ハ滿洲ニ於テハ今後益々日清貿易ノ發展ヲ圖リ、進ンデ該地方ノ開發ヲ助長スルコトヲ以テ其任務トシ、常ニ是カ遂行ニ努力シ遺憾ナキヲ期スヘシ。

二、其行ハ滿洲各支店出張所ニ於テ營ム業務ノ爲特別積立ヲ爲シ、以テ營業ノ基礎ヲ確實ナラシムヘシ。

三、其行ハ滿洲ニ於テハ營業上左ノ方針ヲ準守スヘシ。

イ、不動產抵當貸ノ範圍ヲ擴張シ、以テ在滿邦人ノ資金ノ運轉ヲ圓滑ナラシムヘシ。

ロ、有望ナル開發事業ニ對シテハ、必要ナル資金ヲ可成低利ニ供給シ、以テ事業ノ發達ヲ助長スヘシ。

ハ、爲替步合、送金手數料等ハ可成低減シ、以テ日清貿易ノ發展ニ便ナラシムヘシ。

四、其行ハ前項固定放資ニ關シ、特別調査機關ヲ設定スヘシ。

五、必要アリト認ムルトキハ、其行ニ命シ、關東州及滿洲ニ於テ、支店又ハ出張所ヲ設置セシムルコトアルヘシ。

六、特ニ監理官ヲ置キ、其行滿洲ニ於ケル業務ヲ監督セシメ、必要アリト認メタルトキハ、其行滿洲各支店出張所ノ金庫劵書庫及帳簿其他ノ文書ヲ檢査セシメ、又ハ諸般ノ景況及計算ニ關スル報告書ヲ差出サシムルコトアルヘシ。

七、本命令ノ外監督上必要ト認ムルトキハ更ニ命令スルコトアルヘシ。

さらに大藏省案は、次の「横濱正金銀行へ内示案」を添附した。

横濱正金銀行

其行滿洲ニ於ケル營業方針、本月　日付第　號ヲ以テ命令候處、右ニ關シ左記事項相心得置クヘシ。

年　月　日　　大藏大臣

一、本方針遵奉ニ從ヒ増加スヘキ滿洲營業資金補充ノ爲、政府ハ其行ノ申出ニ依リ、金三百萬圓ヲ限リ、日本銀行ヲ經由シテ、之カ融通ヲ承認スヘシ。但其條件並手續ハ別ニ之ヲ定ムルモノトス。

伯が「正金銀行の爲め滿洲あるにあらずして、滿洲の爲めに存する金融機關たらざるべからず」とまで痛論したのは、この大藏省案であつた。そして鐵道院總裁として、滿鐵監督の任にありし伯は、滿鐵をして意見を草せしめ、その火蓋を切つた。卽ち、明治四十二年六月十二日、滿鐵總裁中村是公の名を以て、鐵道院總裁後藤新平に呈せる「滿洲金融機關設置ノ議ニ付稟申」は、先づ筆を起して、

滿洲ニ於ケル我金融機關ハ、一ニ横濱正金銀行支店出張所ノ各地ニ在ルノミ、意フニ横濱正金銀行支店出張所ノ、滿洲ノ經濟界ニ與ヘタル效績蓋鮮少ナラサルヘシト雖モ、日進月歩ノ滿洲ニ對シ、果シテ是ヲ以テ滿足スヘキヤ否。

と問ひ、更に進んで、次の如く論じた。

元來正金銀行ハ爲替銀行ナリ。之ニ望ムニ興業資金ノ貸出ヲ以テスルハ、寧ロ難キヲ強ユルモノト謂フヘシ。尙又滿洲ニ於ケル同支店出張所カ、如何ニ勵精スルモ、正金銀行一般ノ行是ニ依リテ支配セラレサルヘカラサルヲ以テ、各支店出張所ハ横濱本店

ノ指揮ノ下ニ動クノ外ナシ。而カモ本店ニ在ル重役ノ賢明ナル、一々機宜ニ適スル指令ヲ與ヘ得ヘシトスルモ、遠隔ノ地往復刻ヲ移シ、事情ト意思ノ通セサルモノアリ。爲ニ往々山頂ヨリ遠ク洋上ノ海軍ヲ指麾スル惑ナキ能ハス。加之同行本店ハ、啻ニ日本本國ノ貿易ノミナラス、倫敦ニ紐育ニ廣ク世界ノ市場ニ意ヲ用ユヘキ重大ナル任務ヲ有シ、勢ヒ滿洲ノ金融ニ專ラナル能ハサルハ勿論、滿洲ニ特別ノ事情アルニ際シ、同行一般ノ條規ヲ離レ、之ニ應スルノ處置ヲ善クシ得ヘキヤ。

かくの如く「稾中」は、正金銀行がその性質上、滿洲開發の指導的金融機關として、不適當なる所以を叙したる後、滿洲には滿洲本位の特別金融機關の必要なる所以を、次の如く述べた。

苟モ滿洲ノ啓發ヲ助成シ、我勢力ノ鞏固ナランヲ欲セハ、經濟界ノ血液循運ノ作用タル金融機關ノ整備ハ、刻下ノ急務トシテ、一日ノ猶豫ヲ容サヽル所ナリ。而シテ其機關ハ、滿洲經濟界ノ消長ヲ以テ己レノ消長トスル、特設ノ機關タラサルヘカラサルハ論ヲ俟タス。

さうしてこの「稾中」は、滿洲に設立せらるべき特別銀行の具體案を掲げてゐるが、これは後に記す「滿洲ニ於ケル金融機關ニ關スル卑見」に、殆どそのまま採用されてゐるが故に、その記事に譲る。

由來、伯と大藏省とは、滿洲金融機關の本質につき、根本的にその見解を異にした。大藏省案は、現實の滿洲を標準として、その實際的必要に應ずるを本旨としたるに對し、伯は將來大いに發展すべき滿洲を目標として、そこまで滿洲を向上せしむべき重大なる任務を、その金融機關に負はしめんと要求したのである。すなはち伯は「關東州及滿洲ニ於ケル金融機關ニ關スル件ニ對スル意見」において、論じて曰く。

滿洲ニ於テハ、金融機關ニ頼テ百般ノ拓殖經營ノ潜勢力ヲ扶植セザルヘカラス。乃チ滿洲ノ金融ハ、或ル事業ノ目的ノ遂クル爲メノ出納ヲ便ニスルニ止ラズシテ、拓殖經營ノ中心機能タラサルヘカラス。

然るに滿洲に於ける「利源開發、中央金融機關、貿易奬勵、通貨統一等ノ大任」を與へられたる正金銀行は、過去において、その任に堪へざることを暴露したるに拘はらず、なほ姑息なる彌縫策を以て、これに對處せんとする大藏省案は「此ノ過失ヲ再三反覆セントスル」ものではないか。伯はかく論じたる後、更に進んで、次の如く記した。

本案ハ畢竟姑息ノ餘ニ成ルモノニシテ、帝國カ二十億圓ノ巨債ヲ負ヒ、百萬ノ精兵ヲ動シ、十萬ノ死傷ヲ出シテ獲タル滿洲ノ經營ヲシテ、經濟的戰爭卽チ拓殖時代ニ移リテ萎縮退嬰セシメ、終ニ進暢ノ時機ヲ逸スル虞ナシト云フヲ得ヘキカ。切言スレハ、滿洲アリテ後チ正金銀行アルニアラズシテ、正金銀行ノ存立ノ爲ニ對滿ノ計ヲ案出セル如キノ傾向アリト解スル者アルモ復辭ナケン。

すなはち伯の眼の注ぐところは、一正金銀行の業務にあらずして、日に月に進展しゆく滿洲の天地であつた。惹いては帝國の大陸政策の前途であつた。この故に伯は、大藏省案を反駁して、

既ニ他銀行獨立ノ餘地ナシト云ハヾ、滿洲經營ノ望ミナシト論スルニ等シ。假ニ此解說ヲシテ誤ナカラシメハ、當局ハ滿洲經營ヲ中絕スルカ、將タ現狀維持ニ甘ンスルカノ二ニ出サルヘシ。何レニスルモ、進テ積極的施設ヲ規畫スルノ勇ナキニ似タリ。

となし、進んで伯の大陸經營の抱負とその實現案を、次の如く述べた。

之ヲ要スルニ、右ニ金融機關ヲ握リ、左ニ拓殖ノ經綸ヲ擲ケ、以テ熱誠事ニ從フニアラサレハ、何ノ日カ其目的ヲ遂クルヲ得ンヤ。但シ拓殖ノ經綸ヲ審査シ、起案シ、又其成敗ヲ豫察警告スルニ足ルノ能力ト相伴フテ活用スルニアラサレハ、金融機關アリト雖モ、拓殖ノ上ニ貢獻スル所多カラス。凡ソ此等ノ問題ニ對シテ深ク考慮セズ。漫ニ金融機關其物ヲ擧ケテ、文明都府ノ中央ニ於テ活用スヘキ區域ノ講談ニ聽カシメ、而カモ其範圍內ニ於テ行動スル金融家ノ意思ニ委セラルルハ、滿洲經營ニ取リテ深大ナル遺憾ニアラスヤ。

すなはち大藏省の金融機關中心の考へ方に對して、伯の拓殖經營中心の考へ方は、根本的に對立する。さうして伯

は、藏相官邸に於ける高橋正金頭取の「金融ノ事ハ宜ク專門家タル我々ニ聽クヘシ」との言を捉へて、結論して言つた。

> 畢竟正金銀行ノ自衞策トシテハ、同頭取ノ言、以テ諫ヲ拒クニ足ランモ、滿洲經營ニ對シテ、其ノ效果ノ顯著ナラサルハ素ヨリ其所ノミ。是ヲ以テ、戰後ニ於ケル滿洲ノ經濟戰爭ノ爲ニスル金融機關ノ設置方法トシテ、大藏省並ニ高橋頭取ノ提議セラレタルモノハ、以上ノ理由ニ依リ、遺憾ナカラ賛同ヲ表スル能ハサル所ナリ。（中略）
>
> 仍テ爲替事業ハ依然之ヲ正金銀行ニ倚頼シ、拓殖ノ目的ヲ以テスル金融機關ハ一種特別ノモノタラシムルカ、或ハ滿洲鐵道會社ヲシテ兼營セシムルカ、二者其一ヲ擇定セラレンコトヲ盼望ニ勝ヘサル也。

これらの諸文書に現はれたる主張を、集成してできたものが「滿洲ニ於ケル金融機關ニ對スル卑見」である。それは、劈頭大藏省案に對して反對意見を記して、曰く。

> 大藏大臣提案ニ依レハ、政府ハ正金銀行條例ニ一部ノ改正ヲ加フルト同時ニ、同銀行ニ對シ特別ナル命令ヲ發シ、同行支店ヲシテ依然滿洲ニ於ケル唯一ノ金融機關タラシメントスルモノノ如シ。是唯滿洲開發ノ前途ニ對シ、杞憂措ク能ハサルモノナキヲ得ス。敢テ卑見ヲ開陳シ、内閣諸公ノ閲覽ヲ煩ハサントス。
>
> 大藏省提案ニ同意ヲ表スルコト能ハサル要ハ、左ノ七點ニ在リ。
>
> 一、滿洲本位卽拓殖本旨ニ非ラスシテ、依然タル正金銀行卽東京經濟本位ニ拘束セラレタルノ嫌アリ。
>
> 二、金融機關ニ對スル著眼ノ遠近大小廣狹ニ於テ、面目ヲ新ニスルノ點ナク、且從來ノ病根ヲ脫セス。
>
> 三、現在ノ在滿洲日本人ノ範圍ニ局シテ、清國人並他外國人ノ活動的經濟ニ著眼スルコト頗ル乏シキノ感アリ。
>
> 四、ボイコット熱ヲ去ルニハ、金融機關ノ力ヲ以テ清國人ト經濟的聯絡ヲ結フノ策ヲ講セサルノ憾アリ。
>
> 五、近キ將來ニ於テ、少クモ五十萬ノ日本人ヲ移植センニハ前三、四兩項ノ意志ヲ以テ勇進スルノ策アルヲ要ス。本案ハ此點

ニ於テ缺クルノミナラス、正金銀行ハ從來之ヲ妨害シタルコト、未タ知察シ得サルノ憾ヲ免レス。

六、政府ハ滿洲金融機關ノ損害ヨリ來ル國庫ノ負擔ヲ恐レナカラ、正金ノ爲ニハ、内示案ニヨレハ、參百萬圓ノ融通金ヲ日本銀行ニ約シ、自ラ其損害ヲ負擔セントスルノ嫌アリ。

七、本案中滿洲ヲ以テ獨立銀行設立ノ餘地ナシト斷言シタルノ大膽ニ驚カサルヲ得ス。果シテ然ラハ、日本政府ノ滿洲經營ハ極メテ失望的ノ勞ト云ハサルヘカラサルニ非ラスヤ。余ハ外國バンクハ何故ニ其支店ヲ出シ、盛ニ活動ヲ試ミツヽアルカニ徵シテ、其言ノ妄ナルヲ知ルニ餘アルニ非ラスヤ。

この「卑見」は、伯自身の名によつて發表されたるものなりや、或は「稟申」と同じく、中村滿鐵總裁より後藤鐵道院總裁に呈せる形式によりたるものなりやは不明であるけれども、何れにしても、その實質が伯の意見をそのままに開陳したものであることは　上揭の七點が、伯の自筆の覺書（卷紙に毛筆を以て記せるもの）と、文句の末に至るまで、殆ど附合せることによつても明かである。さてこの「卑見」は續いて細論に入り、先づ大藏省案の「滿洲ニ於テハ資金ノ需要未タ甚大ナリト云フ可ラス。放資ノ目的物モ未タ甚多シト云フ可ラス。現狀ヨリ云ヘハ未タ一大銀行特設ノ必要ナシ」といふ議論を反駁して曰く。

現今ニ於テ資金ノ需要未タ甚大ナラサルハ、其需要必スシモ甚大ナラサルニアラス。銀行カ融通ノ手段ヲ圖ラサルニ因ルニアラサルカ。又放資ノ目的物未タ甚多カラサルハ、其目的物必シモ甚多カラサルニアラス、銀行カ放資ノ方法ヲ講セサルニ因ルニアラサルカ。本年ニ於ケル滿洲ノ輸出入總額ハ約貳億圓ヲ超ユヘク、之ヲ我國過去ノ狀態ニ照セハ、明治二十六七年ノ交ニ於ケル輸出入額ニ匹敵シ、尙今日ニ於ケル不完全ナル滿洲ノ銀爐、錢莊ノ如キ金融機關ヲ以テ目ス可ラサルモノニ在テモ、其貸高殘高ハ尙ホ五千萬圓ヲ超ユルノ勢ナリ。果シテ資金ノ需要甚大ナラス、放資ノ目的物甚多カラスト云フヲ得ヘキカ。是旣ニ一考ヲ要スル點ナルノミナラス、世人カ滿洲ニ於テ資金ノ需要少シト云ヒ、放資ノ目的物少シト云フハ、所謂資金ノ需要又ハ放資ノ目的

物ナル觀念ヲ異ニスルニアラサルカ。換言スレハ、一ニ經濟ノ發達セル土地ニ於ケル普通銀行ノ觀念ヲ以テ滿洲ノ經濟ヲ觀察シ、植民銀行ノ觀念ヲ以テ之ヲ觀察セサルカ爲ニアラサルカ。論者ハ現今正金銀行支店ノ貸出殘高參百萬圓内外ナルヲ見テ、前述ノ立論ヲ爲スモノナルヘキモ、此數字ノミヲ基礎トシテ滿洲全體ノ現今及將來ニ於ケル經濟ヲ推スハ、恐クハ皮相ノ見タルヲ免カレサル可ク、又凡ソ新開ノ地域ヲ啓發セントスルニ當リテハ、宜シク先進的誘導的ノ方針ヲ取リ、先ツ設備ヲ完成シテ以テ其設備ノ利用ヲ誘發喚起スルノ必要有之候ハ、多言ヲ須ヒサル所、金融機關ニ於テハ最モ其然ルヲ見ル所ニ有之、去レハ歐米各國ニ於テハ殖民地ノ設立サルヽヤ、交通市街殖産等ニ關スル諸設備ヲ爲スト共ニ、必ス特種ノ金融機關ヲ設置シ、殖民地ノ必要ニ應シ、資金ノ融通ヲ圖リ、企業ノ發展ヲ助クルコトノ必要ヲ説カサルハナシ。然ルニ單ニ滿洲ニ於ケル日本人ノ現狀ノミヲ見テ、一大特設銀行ノ必要ナキヲ説クハ、是滿洲ノ經濟狀態ヲ了解セス、殖民銀行ノ本義ヲ忘却シ、又將來我邦人ヲシテ、滿洲ニ於ケル經濟上ノ主宰者タラシムルノ途ヲ講セサルノ譏ヲ免レサルヘキモノニ可有之、又殖民銀行ナルモノハ一般ノ銀行業務以外ニ、特別ノ任務ヲ有スルモノタルコトモ、亦多言ヲ要セサル所、而シテ是啻ニ土地ニ對スル長期的貸付、又ハ殖民的企業ニ對スル低利ノ融通等ノミヲ云フニアラス。若唯此等ノ銀行ノミナリセハ、一般ノ銀行モ亦殖民地ノ需要ニ應スルコト難カル間敷候。殖民銀行ハ銀行ノ業務以外ニ特別ノ任務ヲ有スルトハ、殖民銀行ハ啻ニ普通ノ銀行業務ノミナラス、植民地開發ノ任務ヲ負フコトヲ云フモノト存シ候。即殖民銀行ハ啻ニ營利ノミヲ目的ニスヘキニアラス、國家ニ負フ所ノ特別ノ任務ヲ有シ、殖民地ノ開發ヲ以テ己ノ任ト爲シ、常ニ此目的ヲ以テ其業務ヲ執行シ、假ニ營利上多大ノ利益ナキモ、拓殖上有功ナル事業ニハ放資ヲ敢テシ、時ニハ又營利ヲ外ニシテ、國家ノ爲ニ利權ノ扶植ヲ務メ、經濟ノ發達ニ盡クサヽルヘカラス。是決シテ一般ノ銀行ニ望ム能ハサル所ニシテ、特種ナル殖民銀行ノ設立ヲ必要トスル所ニ有之、去レハ歐米諸國ニ於テモ、其殖民地ニハ必ス各其需要ニ適應スル特種ノ殖民銀行ノ設立ヲ奬勵スル所以ニ有之ヘクト存候。

かくの如く、滿洲に營利のみを主眼とせざる一大植民銀行特設の必要を論じたる後、

既ニ滿洲ニハ一大銀行特設ノ必要アリ、且其銀行ハ殖民銀行トシテ特種ノ任務ヲ負フヘキモノト致候ハヽ、正金銀行支店ヲシテ

滿洲ニ於ケル唯一ノ金融機關トシテ此任ニ當ラシムルコト如何ナルモノニ可有之哉。

と問ひ、更に、

第一ニ內地ニ本店ヲ有スル支店銀行カ、果シテ新開ノ殖民地ニ在リテ開發的誘導的ノ任務ニ服スルコトヲ得ヘキモノニヤ。

と反問し、また、

第二ニ一國ノ爲替事業タル至重ナル任務ヲ有スル正金銀行ノ支店カ、果シテ滿洲ニ於テ殖民銀行トシテ活動スルヲ得ヘキモノニヤ。

と問うて、何れもその然らざる所以を縷說したる後、滿洲における經濟的發展を助長するためには、是非ともその中心機關として、一大植民銀行の必要なる所以を論ずると共に、

南滿洲鐵道會社ニ金融部ヲ置クノ姑息策ヨリモ、獨立ノ滿洲銀行ヲ設ケテ、殖民的銀行トナスヲ急要トス。

と論じて、最後に、

滿洲ハ已ニ門戶開放ヲ標榜セラレ、各國有力者ノ來テ視察スルモノ踵ヲ接シ、將來有望ノ地トシテ屬目セラレ、本年ニ至リテサミュール、マツグレガー、バターフキルド・スワイヤ等外國鉅商ノ既ニ大連ニ店舖ヲ開ケルモノアリ。又銀行トシテハチャーターード・バンク支店ヲ開カンコトヲ計畫シ、目下調査中ナリト聞ク。此ノ如ク各國ノ注意ヲ嚮フルニ際シ、滿洲開發ノ先鋒ヲ以テ自任スル吾人ハ、他ノ機先ヲ制スルニ放任スルハ、豈遺憾ノ至ニアラスヤ。苟クモ滿洲ノ啓發ヲ助成シ、我勢力ノ鞏固ナランヲ欲セハ、經濟界ノ血液循運ノ作用タル金融機關ノ整備ハ、刻下ノ急務トシテ一日ノ猶豫ヲ容サヽル所ナルニ、中風病ニ類スル正金銀行ニ投藥シテ回復活動ヲ望ムハ、政府ノ處置時機ニ適スルモノト云フヘカラス。依テ左案採用セラレンコトヲ切望スル所以ニ候。

と痛論して、次の具體案を提示した。これは上掲「案甲」の案を、殆どそのまま採錄したものである。

一、株式組織トシ株式ノ半數以上ヲ南滿洲鐵道會社ニテ引受クルコト

（理由）一般ヨリ募集スルモ、充分應募者ヲ得ルヤ否料知シ難キノミナラス、滿鐵會社トハ利害休戚相離ルヘカラサルモノアルヲ以テ、寧ロ會社ニ於テ資本ノ半額以上ヲ引受クルヲ可ナリトス。

二、資本金ヲ壹千萬圓トスルコト

（理由）今日ノ狀況ニ於テハ、五百萬圓ニテモ營業シ得ヘシ。然レトモ將來發展ノ曉ニ到ラハ、壹千萬圓ニテモ尙不足ヲ感スルノ時期アルヘク、且清國人ノ信用ヲ得ル上ニ於テ、壹千萬圓ノ資本ト爲シ置クコト必要ナリ。

三、重役ノ大部分ハ南滿洲鐵道會社役員ヨリ兼務スルコト

（理由）本銀行ハ滿鐵會社トハ離ルヘカラサル利害ヲ有スルノミナラス、資本金ノ半額以上ヲ會社ニテ引受クル以上ハ、本項ハ當然ノ事ナルノミナラス、經費ヲ省略スル上ニ於テモ利益アリ。

四、銀行券（金券）ヲ發行スルコト

（イ）準備發行　無制限

（ロ）保證發行　壹千萬圓ヲ限度トス

（ハ）特別發行　政府ノ特ニ指定スル條件ニ依ル

（理由）準備發行及特別發行ニ就テハ別ニ說明ヲ要セサルヘシ。保證發行ヲ壹千萬圓トスルハ多キニ過クルカ如シト雖、滿鐵會社ノ營業收入ノミニテモ遠カラス貳千萬圓ニ達スヘク、且滿洲土產貨物ノ輸出セラレタルモノ昨年既ニ約八千萬圓ニ上リタル狀況ニ見ルモ、將來滿洲ニシテ益々發展シ、銀行券ノ流通擴張スルニ至ラハ、發行額優ニ貳千萬圓ニ達スヘク、其一半ハ準備發行トスルモ尙壹千萬圓ノ保證發行ヲ要スヘシ。

五、廣ク銀行業務ヲ營ムコト

（理由）銀行一般ノ業務ハ勿論不動產ノ擔保貸、生產者ニ對スル前貸等廣義ニ於ケル貸付業及信託ノ業務等、總テ取扱ヒ得

ルコトヲ要ス。營業權限廣汎ナラサレハ充分滿洲ノ發展ニ資スル能ハス。銀行券ノ流通亦思ハシカラサルヘキヲ以テナリ。

この滿洲植民特殊銀行の創立案は、蒟蒻版に刷つた長文の意見書であるが、伯はこれにより、大藏省案に反對し、自說を貫徹せんがために、方々持ち廻つたものと見えて、欄外に紫色鉛筆をもつて、丸や三角の印をつけてあるばかりでなく、伯の自筆を以て、次の如き添筆さへしてある。

一定主腦ノ方針ニ從テ活動スル金融機關ノ必要アリ。然ルニ正金ノ滿洲ニ於ケルヤ、放肆的ニシテ獨リ政府ノ意思ニ背クノミナラス、自己ノ目的ヲモ達シ得ス。銀行自身ハ損失シ、政府命令ハ行レス、國家ハ政策ノ蹉跌ヲ致シタル事實、一ニ正金銀行ヲ滿洲金融機關トナシタルノ責ニ歸セサルヘカラス。吉長線談判其一ナリ。東三省總督府銀行其二ナリ。

しかもこの伯の奮鬪にも拘はらず、この滿洲拓殖特殊銀行案は、つひに實現されなかつた。これ伯が本項冒頭の語に繼いで、「しかも完全なる金融機關の便、今日も尙開けざるは遺憾の至に堪へざる處であります。金融機關の不備の爲め、滿洲經營の事業發展を害したことは甚だ大なるものであります」と嘆じたる所以である。

一體に、伯に取つては大藏省は苦手であつたやうである。阪谷去つて後、又伯の奔放自在なる經綸を援助する藏相は現はれなかつた。それは後に記す帝都復興問題のとき、殊にその嘆を深うした。

一六、東洋銀行設立案

滿洲特殊銀行案は、かくして遂に不成立に終つた。しかし伯は、それでもまだ、この計畫を拋棄しなかつた。彼は手を變へ品を換へて、晩年に至るまで、その實現に努力した。

しかし後年伯の努力したのは、もはや滿洲のみに地域を限る小銀行ではなかつた。支那全體に亙る大金融機關の設立であつた。これについては、大隈內閣の章下に再論するが、伯は前記の幸倶樂部の講演において、これに觸れてゐるから、別項の記述の後日譚として玆に併記する。

この幸倶樂部の講演は、大正三年六月で、大隈內閣成立の後、まもなくのことである。

今日我が帝國が豫算不成立の爲めに國庫に餘金が出來た。是れは本當に餘る金か餘らぬ金かは別でありますが、アクシデントのアクシデント、所謂偶然出來た金である。此不祥金を祥金にしたい。先づさう云ふ金を租稅延納資金、又は某々基金の借金返償に充てるなど、或は之れを各基金返入とか、減稅とか、廢稅とか、一時融通に供せんなどと云ふ爲めにみな苦勞をして居る。是れは必ずしも惡いことだと申しませぬが、一頭地を拔いた考を以て、此禍を轉じて福となす政策を建て、將來の國運大發展に資したい。即ち廣き意義の植民政策若くは植民經濟の上に付いて考へられることが必要ではないか。我が帝國主義の基礎を鞏固にする點から一の問題を捧げるのであります。

此一億數千圓の剩餘金らしきものが、玆に餘計なものらしきものが生れたから、之れを直ちに右から左に持つて行つて使へと云ふことは言はぬが、之を或る方法の囘轉に資して以て東洋銀行を設立すると云ふことは、最も適當な設備では無からうかと思ふ。それは恐らく稅を減じてやると云ふより、それ以上に帝國の國民には利益を與ふるものである。其一端を例すれば、支那四百餘州に對する所のボイコツトを恐れる我々は、玆に非常な貿易の市場を拓き、經濟休戚を同じうする一大畛域を共有し、無益の戰をさせぬやうに出來るのではないか。それは色

色方法もありませうが、極く手短かに私が考へて見ますと、東洋銀行その實は日支銀行を設け、日本が五千萬圓出す。彼も五千萬圓出す。今彼に五千萬圓出す力はないが、それは幾らかの方法を以て一時立替てやる。さうして彼も銀行に對する保證をなし、我も之に對して保證をなし、約三億と云ふか五億と云ふか、社債を發行する權利を與へることにしてやつたならば、必ずや神戸大阪の繁榮と云ふものは、今や諸君が御計算のなることの出來ざる程の利益を受くることは、太鼓より大きな判を捺して保證して宜からうと思ふ。諸君も後藤の脫線ぐらゐにお聽き下さつて、其の中に何等かの御用に立つことがありましたならば、どうか物になるやうに助ける考を以つて頂いたならば、非常な光榮でありますと思ふのであります。何の權利を吳れ、此の權利を吳れと言つて、相當名のある人がやる。日本人が行きましたらば、勳章を吳れて御馳走する位のことはいたします。けれども只樽俎折衝とか云ふやうなことは最早效力ない。昔の支那人はそれで宜しいが、今日の袁世凱に對しては政策であるまい。滿蒙の問題に困難を來たすのみであつて、之を解決する所以の途ではない。袁世凱其者は私何年か久しく遭ひませぬけれども、彼は非常な苦心の爲めに人物を上げて居ると思ふ。私が初めて會つた時、或は其の後會つた時の袁世凱だと思うて居つたら間違ひだらうと思ふ。此の人は實際どうも、苦心の餘りに段々政治上の技倆を上げて來て、我が內閣諸公に對してもそんなに遜色のあるものだと私は思はない。それで瞞著など云ふことは甚だ宜しくない。誠意を本體にした所の外交でなければならぬ。それは多少の術策は雙方共にありませうが、誠意を本體として行つて、さうして　經濟的關係に於て數字の欺く可からざるものを以て提携する。而して支那に於てボイコットを恐るるよりも、彼等が經濟關係に於いてボイコットを爲す能はざる所に到らしむることが尤も必要

である。茲に於いて文裝的武備で、總て彼等に對すべきである。よし東洋銀行の爲めに一時五千萬や一億圓の損したからと言つて、決して私は値打の無い眞の損失にはならないと思ふ。此事は時流の議論に對しては或は容れられないかも知らぬけれども、帝國國民の將來の幸福は全く此の點にあるだらうと私は信じて疑はぬ。唯脫線の話を餘興として、お笑ひ草に申上げる譯でない。私はどうか之を攻究して本統の問題に實現するやうに諸君に御講究を願ひたいと思ふ。それに對しては固より御質問あらば承はらなければならぬ。又諸君の御計畫も伺はなければならぬのでありますが、是れが一番私は必要だと思ふ。しかのみならず、彼は大法螺を吹いて山を言ふと仰しやるか知らぬが、唯今の所では、日本帝國と云ふものは、若し金を借りたならば身代限りをするものであつて、危ないから金は借られないと自分に吹聽し、世界の人をして金は貸せないと云ふ位に認めさせ、認められるやうに骨を折つて居る嫌ひもなきにあらず。世界に帝國の實力を知らしめる祕訣を以て御斷行になることになりましたならば、世界は必ずしも高利で無ければ日本に貸さぬとは言はぬだらうと思ひます。帝國にして必要あり、世界に有利の餘金があつたら、何時でも借ることは惡いことで無からう。決して私は現在の政府の非募債主義を排斥する人の眞似をして、諸君に申上げる譯でない。厭味のある申分でもない。誠に正直に心中を告白して諸君の御判斷を希望いたす次第であります。決して近代の政策に對して批評的に申すのでない。眞面目に討究問題として御講究下さつたならば、必ずや世界の金は使ふべきものである。五朱のものを以て一割の利益を擧ぐる時に使つて宜いのであるから、絕對に金を借りないなど云ふやうな氣取る事を止めて、正々堂々に行つて、貸す時には借りても宜い、どうか借りて貰ひたいと云ふことになる。又支那のあの廣い所に今日では日本の貿易が非常な勢

力になり、第一の貿易額を占めて居ることは事實である。必ずや列國は日本人に及ばぬことが明かである。然るに若し我國が一朝支那に何事が起つても、各國出兵する時に、日本の兵士の經費一年一億圓とすれば、他列國は三億乃至五億を要す故に、長日持久といふ點に於て其の力の優劣甚だ明かである。然るに小策を弄して小利を爭ひ、互に感情を害し、列國に劣り、後に瞠若たる爲體にては、滿蒙の經營も口脣に止まり、到底駄目だらうと思ふ。因つて玆に日支共立東洋銀行を設立して、大亞細亞主義を以て東洋和平の樞軸を握る事を、此兩國の問題にして下さらんことを切に希望いたす次第であります。

後にこの意見を伯は具體案として、大隈首相に提出し、首相の贊成を得たが、加藤外相の反對のため、遂に再び不成立に終つたことは、同章下に於いて詳記する。

しかしこの意見が、再び形を變へて現はれたのが、支那阿片制度論で、これを伯は大正八年八月、倫敦郊外に於いて、米國のハウス大佐に詳說したること、並びにこれを同年九月米國華府に於いて、ウイルソン大統領に語らんとして、ウイルソンの發病のため果さざりしことは、その章下に記述する。

伯の夢寐も忘るることの出來なかつたのは、支那大陸の和平統一で、その爲めには日本は財政的援助をこれに與へなければならぬといふことであつた。

卽ち伯は、臺灣より滿洲へ、滿洲より全支那へと、年とともに、その眼界を弘恢しつつあつたのである。それが伯の「文裝的武備」論の窮極の目標であつたのである。

第六節　對清政策

一、東三省政治改革

伯の多方面なる公生涯に於いて、最大の關心を繫いだものは、社會問題と外交問題であつたことは既に述べた。しかるに、衞生局時代より臺灣時代に至るまでの期間は、主として内政關係の仕事であつたために、勢ひ伯の主力は社會問題に傾注せられてゐたが、いま滿鐵總裁となるに及び、初めて外交に關與するに至つたのである。伯が挺身國際問題に乘り出すやうになつたのは、まことに水の低きにつくごとき自然であつた。しかも滿洲の地は、伯の外交手腕を揮はしむべき恰好の地であつた。それは日、露、清三國の勢力が相拮抗し、三國民の利害の犬牙錯綜するところ、東洋安危の鍵鑰を扼するがごとき關係にあつたからである。

しかも當時は、支那において、利權囘收、國權擁護の論の勃然として朝野に興りつつある時であつた。一方には露西亞の復讐的意圖あり、他方には支那の覺醒があり、滿鐵總裁の外交手腕を要すること決して尠少でなかつた。

然らば伯は、如何なる對支對露策を提げて、この難局に當らんとするのであるか。

恰かも、この時東三省には、看過すべからざる一大變化が起つた。それは明治四十年四月二十日に起つたところの、東三省の政治改革であつた。そしてその結果として、東三省には、總督に徐世昌、巡撫に唐紹儀の如き、一流の人物

が派遣され、徹底的なる滿洲經營を行ふの議が決定せられたのである。

勿論これは、日露戰爭の刺戟によつて、淸國國内に擡頭した上記の利權回收、國權保持の國民的輿論を反映したものであるが、その近因をなせしものは、北京善後協約における日本側要求の結果であつた。それがわが滿鐵經營に、重大な影響を及ぼす事件であつたことは、言ふまでもない。

新任總督徐世昌と、新任巡撫使唐紹儀とは、その赴任に先だち、天津なる袁世凱を訪ねて、鳩首卓を圍んで長時間の密議を凝らしたことが、逸早く報道されたが、間もなくその商議の結果は、大略次の如くであつたと諜報された。

一、東三省ニハ、經費ト狀況ノ許ス限リ、警察ノ普及ヲ圖リ、鬍匪ノ蠢動ヲ防壓シ、虎視眈々タル某國ヲシテ容喙ノ餘地ナカラシムルコト。

二、盛京、吉林、黑龍江ノ制度ヲ區々ニセル舊政ハ統一ニ不利不便多キヲ以テ、三省共ニ政綱ヲ一ニシ、唯黑龍江ノ北部ノ如キ大綱ニ據リ難キ地ノミ當分舊制ヲ用ユルコト。

（中略）

六、營口ニ於ケル商業ノ發達ヲ圖リ、東省内地ト海邊トノ連絡ヲ靈妙ナラシムルコト。

七、東省ノ電信、電話、郵便ノ發達ヲ圖ルヲ急務トス。就中吉林、黑龍江間ニ於ケル電話ヲ急設スルノ要アルニヨリ、郵傳部司員占鰲ニ測量手ヲ附シ、該地ニ出張測定セシムルコトヽセリ。

八、東淸鐵道ハ日本ノ有ニ歸セシト雖、遼河ノ浚渫修工ヲ適當ナラシムレハ、該鐵道ニ併行シテ運輸ノ利權ヲ挽回シ得ヘシ、汽船ヲ以テ新民府ニ於テ關外鐵道ト連絡セシムルヲ目的トスルコト。

九、東省カ百事弛廢スルコト由來已ニ久シク、兵燹後時勢ノ必要ニ迫ラレ、何等準備ナク十六箇所ノ通商地ヲ開キシヲ以テ、東西洋人各本國政府保護ノ下ニ、盛ンニ進入シ、優先的ノ商議ヲ捕ヘントス。我商工業ニシテ振ハサランカ、東三省ハ事實ニ於テ滅亡スヘシ。

故ニ有ラユル手段ヲ盡シテ中國商工ノ保護獎勵ニ力ムルコト。

（中略）

十二、東省ニ於ケル鹽政ハ日本ノ爲メ侵害ヲ受クルコト多シ。故ニ內ニアリテハ嚴正ニ之ヲ整理シ、外ニアリテハ適當ノ方法ヲ以テ日本政府ト妥協シ、後患ヲ除クヲ期スヘシ。而シテ之カ當局者トシテ直隸按察使嘉穀ヲ調用セントス。

（中略）

十四、東省ノ改革ヲ斷行スルニハ、軍事費ニ五百萬兩、行政費ニ亦五百萬兩ヲ要スル爲メ、此事ニ付キ上奏シタルニ、兩宮ハ其必要ノ經費ハ隨時支出スヘケレハ、度支部ト商議セヨトノ聖慮ナリシモ、度支部ハサル巨額ハ到底支出ノ途ナシト謂ヘリ。經費ヲ支出セサレハ行政ノ實行ヲ擧クル能ハス。故ニ度支部ヨリハ其支出シ得ヘキ範圍ナル三百萬兩ヲ得、之ニ奉天ノ現在庫銀百二三十萬兩ヲ加ヘ、其不足ノ分ハ外國ノ賠償基金中ヨリ一時流通スルヲ第一策トシ、若シ能ハサルトキハ、關內外鐵道及京漢鐵道ノ收益中ヨリ流通スルヲ第二策トシ、之モ能ハサルトキハ、直隸省公債ノ方法ニヨリ、地方債ヲ起サントス。

備考　直隸公債ハ四百八十萬兩中三分ノ二ハ日本正金銀行ニテ引受ケタルナリ

（中略）

十八、松花江嫩江一帶ノ漁業公司ヲ起シ、官民ノ協同事業トナスコト。但シ日露通商談判中ニ、日本ノ要求トシテ松花江、黑龍江ノ自由交通權ヲ得ントシツヽアリ。若シ本件ニ關シ日露ノ協約成ルモ、中國カ自ラ起ス漁業ニ何等ノ影響スル所ナカルヘキナリ。

（中略）

二十、徐曰ク、三省ニ於テ日露兩國ノ關係ニ對峙シ、而シテ内部ノ安寧秩序ヲ保タンニハ、之ニ適應スルノ實力ナカルヘカラサルハ多言ヲ要セス。而シテ其實力タル必スヤ其地形ト大局ニ鑑ミテ是ニ伴フ兵力ヲ要ス。而シテ東省ニ於テハ少クモ六個鎭ヲ新設シ、尙舊來ノ各兵ヲ悉ク編成ヲ改メ新ニ訓練ヲ加フルノ急務ナルヲ認ム。（中略）而シテ東省ノ軍務ハ他省ト事情ノ異ナルモノアルト共ニ、諸事臨機應變ノ行動ヲ要スルモノナルニ因リ、軍務ハ全然本總督ノ管下ニ屬シ、陸軍部ヨリハ何等ノ節制ヲ受クヘカラサルモノナルコトヲ提議シタル爲メ、端ナク鐵良ノ不滿ヲ抱ク處トナリタルモ、元大命ニ基ク行動タレハ、予ハ個人ノ鼻息如何ノ如キ深ク顧慮スルモノニアラサルモ、軍事ノ組織ニ就テハ大ナル障害アルカ如シ、云々。

（中略）

廿三、鴨綠江右岸ニ於ケル中日合辦木把會社設立ノコトハ、日本公使ヨリ提議（袁宮保ニ）アリシモ、其提議覺書ノ内容ニ不滿意ノ處アリシト、東省ノ改革ヲ眼前ニ控ヘタル今時ニ於テハ、一應卿等ニ商議ノ後決スルヲ至當ナリト認メ、又當方ニ於ケル調査充分ヲ缺ク等ノ點アリシ爲メ、暫ク該商議ヲ緩議ニ附シ置キタレハ、卿等

任ニ赴カハ、宜シク速カニ實ヲ調査シ、將來ニ諸多ノ迷惑ヲ遺サヽル様セラレタシ。（袁宮保ノ言）

廿四、總督衙門ハ奉天ニ設ケラルヘシ。

其理由

一、奉天ハ政治上ノミナラス清朝發祥ノ重地タルニ、將軍ヲ兼ヌル總督ニシテ衙門ヲ他ノ地ニ移スハ、滿人ノ悅ハサル結果、人心ノ動搖ヲ來スコト。

二、奉天ハ外國ノ手ニ經營セラル、交通機關ニヨラスシテ、北京及北洋ト連絡ヲ保チ得ルコト。

三、新民屯ヨリ齊々哈爾ニ通スル軍事的鐵道ヲ完成スル上ハ、奉天ハ必スシモ偏在セサルコト。

四、吉林齊々哈爾ニ行臺ヲ設ケ、總督ハ常ニ順次駐紮スルニ於テハ、奉天ヲ常設衙門トスルモ、行事上支障ナキコト。

（中略）

三十、露國ヨリ還付ヲ聲明セル電線（北滿洲）ハ、速カニ商議ヲ進メ、完結シタル上ハ、三省ノ電政ハ都テ奉天電報局ニ於テ管理スルコトトスヘシ。

（中略）

卅二、滿洲鐵道（吉長、新奉鐵道ナラン）ニ就テハ、軍務ト同シク、專務ノ大員ニヨリテ經營セサルヘカラサルニヨリ、巡撫ノ下ニアツテ其經營ノ衝ニ充ツル爲メ、施肇基ヲ調用スヘシ。

これ實に滿鐵に取つては、看過すべからざる大事件であつた。

二、大陸政策の根本に關する覺書

是れに先立ち、伯は滿鐵總裁として、親しく北京を訪れ、淸朝に儀禮を表するとともに、淸國官民と交驩して、兩國和親の實を擧げんとするの計畫を抱いてゐたのであるが、その決行に先立つて、先づ東京政府の對淸政策を叩き、自己の所懷を陳して、その根本的意見の合致を圖らんと欲した。

茲に明治四十年の初頭、大陸經營の根本策について、伯が中央政府の所見を質したる長文の覺書の草稿がある。そしてそれは結局、北京に特派大使を派遣することと、植民政策の中央機關を設くることの肝要を、力說したるものにほかならない。そのうち後者に關するものは、茲に直接の關係はないが、大陸經營の根本義は、兩々相俟つて完成するものであるから、便宜上、覺書の順序に從つて幷記する。

第一項は、まづ高等植民政策の根本義を論じたものであつて、この覺書の總論とも言ふべきものである。

一、一國ガ外國ニ鐵道ヲ所有スルハ、單ニ經濟上ノ目的ニ止マルニアラスシテ、多クハ植民政策ノ發展ヲ企圖スルニアル以上ハ、之ヲ遂行スルニ於テ、陸海軍ノ後援及外交上ノ幇助ヲ必要トシ、且今ヤ列國其目的共企圖ニ於テ競爭ヲ試ミツツアルコトヲ知ラザルベカラズ。故ニ此鐵道ノ官設タルト私設タルトヲ問ハス、軍事外交等ノ各方面ニ對シ各種ノ講究ヲ懈ルヘカラサルノミナラス、殖產的方法ヲ講シ、以テ之カ扶殖ヲ全クスルコトヲ期セサルヘカラサルニ非スヤ。

此等ノ政策ヲ稱シテ殖民的高等政策ト名ツク。以下各所ニ此名稱ヲ用ユ。

第二は、對淸交渉に際し、その相手方の中心を何れに求むべきかを質したものであつて、陰に北京特派大使の派遣を主張せるものである。

一、本社事業ノ進行上、淸國中央政府並地方官ト交渉ヲ要スヘキモノ少カラス。其進行上、當初ノ第一著手ヲ過マルトキハ、將來ニ受クヘキ弊害ニ堪フヘカラサルモノアラン。是レ不肖ガ日夜竊ニ苦辛スル處ナリ。卽チ先ツ北京ニ入リ、如何ナル手段ヲ講シ、如何ナル方法ニ著手スヘキカ。或ハ先ツ奉天ヨリ此等ノ方策ヲ講シ、更ニ求心的ニ進ムヘキカ。其得失利害ヲ講究スルニ當リ、彼我當局ノ天爵並人爵ノ權衡、又ハ周圍ノ關係等ヲ打算シ、以テ豫メ決スル處無カルヘカラス。是所謂殖民的高等政策ニ屬スルモノノ一部ナリ。凡ソ此レ等重大ノ問題ニ關シテ、今之ヲ政府ノ一監理官ト物々凝議以テ其ノ成案ヲ得ルコトヲ期シ得ヘキカ。

第三は、淸國官民に對する滿鐵の威信に關するものであつて、次の通りである。

一、南滿洲鐵道會社ノ經營上、淸國官民ノ歡心ヲ迎フヘキハ勿論ナレトモ、一方ニハ帝國ノ文武官憲ノ外ニ立チテ相當ノ威信ヲ有シ、彼等ヲ威服セシムルノ力ヲモ包有スルノ必要アルニ非サルカ。

第四は、滿洲移民に關するものである。滿洲に五十萬乃至百萬の移民を入れ、その人的勢力を以てするに非れば、到底露支に對抗する能はずとは、夙くから伯の持說であつた。左はその要項である。

一、政府ハ滿洲移民ニ關シ如何ナル所見ヲ有スルカ。少クモ此數年間ニ五十萬以上ノ移民ヲ見ルノ策ヲ講セサルヘカラサルニ非スヤ。

第五は、租借其他の年限經過後に於ける政府の覺悟を質せるものである。

一、租借其他ノ年限無事經過シタル後ニ於テ、條約面ノ如ク、我政府ハ南滿洲ヲ清國ニ還附スルノ意ナルカ。將タ何等豫メ之ニ對スルノ策ヲ講シ、旣ニ決定スルモノアルヤ。漸次其政策ノ實行ヲ講シツツアルカ。

かうした質問に對する確答を、最初から政府に求めることの無理なるは、伯と雖も承知してゐたことと思ふ。これは一面、伯が就任に當つて、駄々をこねた餘波とも見られ得るが、またかうした奇拔な質問によつて、政府が大陸經營に、何處まで腰を入れてかかつてゐるかの、腹を探るつもりもあつたにちがひない。

そして更に第六に於ては、伯はこの問題につき、列强の勸告ありたる場合の政府の覺悟を、次の如く質した。

一、日本ガ一日モ速ニ南滿洲ヲ清國ニ還附スルハ、獨リ清國ニ對スル好意ナルノミナラス、實ニ東洋平和ノ爲メナルコトヲ、或ル强國ヨリ或ル機會ニ於テ提言セントスルハ、殆ト豫察スルニ難カラス。政府ハ之ニ對シテ如何ナル方策ヲ講シツツアルカ。

第七及び第八は、淸國の排外主義運動に關するものであるが、前者は豫防に關する消極手段、後者はこれに乘じてなすべき積極手段についてである。

一、政府ハ淸國今後幾年間ノ平和ヲ維持シ得ヘシト豫想セラルルヤ。一朝西太后崩御ノ後ハ如何。又排外主義今日ヨリ一層增長ノ曉ニ到リ來ルヘキ變動ニ對シ、豫備ノ手段ニ付講シタルモノアルカ。

一、政府ハ排外主義ノ淸國ニ發動スルヲ以テ、恐ルヘキ嫌フヘキノ顯象トシテ、之カ鎭靜ヲ望ムノミニシテ、之ヲ利用シ、且其發動過激ナルニ到ラバ、滿洲永久領有ノ因トシ、更ニ又他ニ殖民政策ノ發展ヲ講スルノ便ヲ得ルニ意ナキカ。

そしてこの第八項には、振貝子、徐世昌の巡回に關聯して、次の三點を列擧してゐる。

イ　清國ニ對スル高等政策トシテ、我國ガ常ニ其機先ヲ制スルコトハ、各方面ニ於テ急要ナリトス。然ルニ近日振貝子徐世昌ノ滿洲巡回ノ事ノ如キ、或ハ清國政府ニ對スル高等政策ノ上ニ付キテ、機先ヲ制セラレタルニ非サルカ。

ロ　振貝子徐世昌ノ巡回ハ、確ニ滿洲官民ノ感情ヲ動シ、滿洲ニ於ケル排外熱ヲ一層旺盛ナラシムルニ至リタルコトハ、各方面ノ報告ニ據リテ瞭然タルニ非スヤ。

ハ　今後彼等ノ復命ハ、北京政府ニ對シ、陰ニ陽ニ我滿洲政策ノ妨害タルヘキコトハ、豫想スルニ餘アリ。之ニ對シテ政府ハ如何ナル手段ヲ講究シツツアルカ。

次に伯の覺書は一轉して、植民政策中央機關の問題に移つてゐる。それは明治四十年一月七日、遞信省鐵道局長山之内一次を、滿鐵監理官に任命したるに端を發した。

第九乃至第十一の三項は、直接にこの具體的問題に關するものである。

一、政府ノ今回定メラレタル南滿洲鐵道株式會社監理官ハ、會社全體ノ監理官ニシテ、單ニ鐵道ノ監理官ニ非ラサルモノノ如シ。果シテ然ラハ此幾多ノ疑問ヲ生セサルヲ得ス。

一、今後政府ハ南滿洲鐵道株式會社ノ事業ハ擧テ之ヲ遞信大臣ニ委任セラレ、都督ト外務大臣トノ監督系統ハ既ニ明文ノ示スモノアルニ拘ハラス、之ヲ度外ニ置カルルカ。將タ之ヲ無視セラルルカ。

一、從來獨リ鐵道ニ關シテノミ遞信省ノ監督ニ附セラルルノ方針ト信シ居リタルニ、偶〻會社名ノ鐵道株式會社

タルニ由リ、誤解ヲ來シ、本社事業全部ノ動作ヲ擧ケテ遞信省ノ監理ニ附セラルノ形式ヲ見、其弊ヤ對滿洲政策ノ本領ヲ犧牲ニ供セラルルニ至ルコトナキカ。

伯の覺書は、かくして第十二において、外務省の監督權を論じ、第十三において、遞信省の監督權との關係を、次の如く論じた。

一、當初南滿洲ノ所管ヲ外務省ニ屬セラルルヤ、南滿洲ハ重要ナル外交關係アルト同時ニ、帝國殖民政策ノ中心點ヲ假ニ同省ニ置カレタルモノナルカト信シタリシ。然ルニ其後ノ經過ニ依レハ、外務大臣ハ此點ニ關スル主動的職權ヲ執ラレサルモノノ如シ。而シテ却テ殖民政策ノ中心點ハ、我政府ニハ名實共ニ皆無ニシテ、各省ニ分レ、幾ント統一スル處ナキニ非ラサルカ。

一、政府ハ本社ニ對シ監理官ヲ置カルルハ當然ノコトニシテ、必ス無カルヘカラサル要件ニ屬ス。然ルニ軍事外交ノ意味ヲ內ニ含ミテ行動スル會社ヲ監督スルニ、直接專門ノ職責ナキモノニ大ナル權力ヲ與フルハ不可ナリ。例之遞信省鐵道局長ニ南滿洲鐵道株式會社鐵道監理官ヲ命スルハ穩當ナレトモ、全會社動作ノ監理官ヲ命シ、本社理事ノ辭令書（現今制度ニテ外務省ヨリ發スルハ可ナリ或ハ內閣ヨリ交附セラルル方寧ロ至當ナルヘシ）ヲ遞信省ノ名ヲ以テ發セラルルガ如キハ、當初政府ノ會社事業ヲ見ル處ト相副ハサルニ非サルカ。

さらに伯は、滿鐵の特殊性を論じて、これに對する特殊の體制の必要を主張した。覺書第十四及び第十五の二項がこれである。

一、當初南滿洲鐵道株式會社ヲ設立シ、不肖ヲ總裁ニ擧用セラルルヤ、之ヲ一個ノ營利的鐵道事業ト看做サス、

帝國ノ殖民政策若クハ我帝國主義發展ノ先驅隊ト爲サントスルノ意ナルヲ知ル。否確然其本旨ナルコトハ、首相閣下ヨリ直接拜承シタル處ナリ。爾來今日ニ到ル閣員ノ行動、各省官吏ノ態度ハ、往々之ニ反シテ、一個ノ營利會社トシテ之ヲ見、甚キニ至テハ、陰ニ新聞記者其他ニ向テ、一ノ專横ナル營利會社ナリトマテ公言スル官吏アルカ如ク、政府ノ本會社設立ニ對スル見解スラ歸著ヲ一ニセサルニ非ラスヤ。

一、我帝國ノ南滿洲鐵道株式會社ナルモノノ性質ハ、從來ノ公法私法中ニ、新主義ノ一團體トシテ宜ク、更ニ一頁ヲ添加スヘキモノニシテ、彼ノ東印度會社若クハ列國ニ設立シタリシ數多拓殖會社トモ亦同シカラサル、一大新機軸ヲ基礎トシテ行動スヘキモノナルニ、本社設立ノ精神ヲ知ラサル族ハ、之ヲ見テ以テ其體制ノ尋常ト異ナルニ驚キ、且ツ其解釋ニ苦シメルモノノ如シ。嗚呼是レ何等ノ因循ソ。何等ノ姑息ソ。之カ爲ニ我帝國主眼ノ大目的ヲ過ツコトナキカ。

次に伯の覺書は、上の問題を更に突つ込んで、およそ植民地經營には、各〻その特殊性に鑑み、各別の方針と各別の制度なかるべからざる所以を、第十六乃至第十九の四項において詳論した。次の通りである。

一、滿洲韓國臺灣樺太ニ於テハ、各法理的意義ヲ異ニスヘキモノアレトモ、政策ノ大本ニ至テハ同一ナルモノアリ。然ルニ今ヤ之ヲ各省ノ分掌ニ放任シ、各省本位ノ政略政旨ニ委シ、否其犧牲ニ供セラレントスルノ傾向アルニ非ラスヤ。

一、滿韓臺樺ノ清露ニ於ケル、固ヨリ外交的關係ヲ有スルコト勿論ナレトモ、各主務省ト外務省トノ間ニ無用文書ノ往復ヲ免レスシテ、互ニ意思ノ相疏通セサルコト、一國政府内ノモノト看做スヘカラサルニ至ルノミナラス、

內地官吏ト在外官吏トノ間ニ於テモ亦意思阻隔シテ、趣旨ノ貫徹セサル處アルニ非ラスヤ。

一、日本帝國ノ勢威ヲ及ホスヘキ範圍中ニ於テ、內地ト其以外トノ別アリテ、內地的ニ律スヘカラサルノ地方アリトセハ、之ヲ擧ケテ內地本位ノ官衙ニ分掌セシムルノ得策ナルヤ否ハ、今日最早講究ヲ要セサルヘシ。必スヤ內地本位ノ官衙以外ニ分掌セシムルノ勝レルニ如カサルニ非スヤ。

一、殖民政策ノ思想ニ富ミ、其經驗アル國民若クハ政府ヲ以テスルモ、內地的ニ律ス可ラサル滿韓ノ如キ地方ニ對スル政策ヲ、擧ケテ內地本位ノ中央官衙ノ副業ニ委シ、又ハ其監督ニ任シ、以テ成功ヲ期スルモノニ非サルヘシ。況ンヤ南滿洲鐵道株式會社ノ事業タルヤ、其目的鐵道炭坑ノ營利ニ局セスシテ、高等殖民政策ヲ含ムニ於テヲヤ。然ルニ南滿洲鐵道株式會社ノ監督タル中央機關今日ノ如クニシテ、能ク我帝國ノ殖民的高等政策ヲ遂行スルヲ得ヘキカ。

そして結局、これらの高等政策を實行する上の專門機關の必要を、第二十項において、

一、政府ノ對清高等政策ハ不肖未タ預リ聞クヲ得スト雖モ、一般外務當局ノ外、專門的ニ此方面ノミニ向ツテ力ヲ致サシムル機關ノ要ナキカ。此等ノ點ニ付、政府ハ既ニ講究セラルル所アルカ。將タ講究セラレタル後、有要ナラストシテ放棄セラレタルカ。

と質したる後、その結論として、次の二提案を主張した。

以上ノ如ク疑問ヲ掲ケ來ルトキハ、猶巨多ノ諸權ニ涉ラサルヲ得サルヘシト雖モ、之ヲ要スルニ、

(一)清國ニ特派大使ヲ派遣スルコト

(二一)殖民政策中央機關ヲ設クルコト

ニ依テ、諸般ノ病根ヲ醫スルコトヲ得ヘキカ。

なほ最後に、伯の覺書は、第二十一項において、戰後露國の勢力のなほ怖るべきものあるを說いて、次の如く政府の覺悟を促すところがあつた。

一、我帝國ノ上下ハ皆我帝國露國ニ勝ツノ利アルヲ知リテ、日露戰爭ヨリ受ケタル露國ノ損害ノミヲ語リテ、露國ノ得タル利益ヲ計上セス。然ルニ

(1)露國ノ西伯利亞ハ、南滿洲ノ如ク戰爭ノ慘害ヲ被ラスシテ、人民巨額ノ收入ヲ得タリ。

(2)西伯利亞運輸力ハ戰前ニ比シ大ナル增加ヲ見タリ。

(3)西伯利亞人民ハ從來露國ノ外ニ貿易ヲ試ムルヲ知ラサリシカ、戰爭ノ爲メ外國品ノ利用ヲ覺リ、爲メニ工業知識發達ノ刺激ヲ得タリ。

(4)露國產物ハ戰前ニ比シ全露ニ循環スル作用ヲ生シ、殊ニ西伯利亞ニ向テ流入スルノ途ヲ開ケリ。

是皆露國將來大豪傑ノ著眼、次第ニ便利ヲ與フヘキ四大利因ナリ。豫メ我政府ハ之ヲ算シテ備フル處アルカ。

この覺書によつて見ても、伯が夙くより、北京訪問の必要を痛感し、政府當局と議を重ねつつあつたことが判る。しかもこの北京訪問に當つては、誰れか適當なる元老を擔ぎ出して、自分は副使として隨行せんとするの意志さへあつたのである。しかしこれは、當時長春に在りし支那通佐藤安之助の極力諫止するところとなつた。即ち明治四十年四月六日附、佐藤の伯に送れる次の書信の通りである。

啓　閣下の北京行及會社の對清策につき、其後種々研究罷在り候が、先つ北京行に關し御腹案の元老をかつき出す一條、卽ち元老と御同行の件ハ餘り得策ならずと判斷せられ候。事大主義の支那人故、彼等の目には元老の尊大のみ映し、閣下は單に暗影に隱るゝに至り、而かも閣下は日本の最もエラキ人ならずして、閣下の上に更にエラキ人の存在する事を、直覺的に感知せらるゝ不利有之と存じ候。閣下御一人にて行かるゝも、閣下の天爵は優に彼等をして畏敬の念を起さしめ可申考へられ候のみならず、外面を飾り彼等をして驚服せしむべき人爲的方法は他にいくらも有之候間、何卒副として北京へ乘り込む事なく、正とし第一位の人として彼地へ赴かれ度、殊に始めて赴かるゝ次第故、若し副たる位置を取らるゝに於ては、永久に低きイムプレツシヨンを北京大官の頭裏に殘す樣相成るべしと恐れ申候。

併し元老、例之は桂伯を特派大使として派遣せらるゝ事は、他の目的上妙に御座候。卽ち清國政府に說き會社の株を持たしむる運動の如き、大官連に會社をよく紹介する爲めの如き、最も有效なる策ならんと存候。會社に對する滿洲各地官憲の誤解は北京へ反映し、北京政府は滿鐵に對し面白く思ひ居らざる樣子に有之候故、此感情を解く爲めにも特派大使の派遣は最も良策と存じ候へ共、閣下の御同行は絕對に不可なりと存じ候。故に會社の爲め元老特派せられ、其歸還後に於て閣下は總裁たる資格に於て乘り込み、縱橫の御交際により、元老の打たれし畑に種蒔を行はれば、最もよき順序なりと想像罷在候。

この書信の結果であるか否かは明かでないが、とにかく伯は、副使說を斷念し、自ら正使として、北京に乘こむことになつた。



支那服を著たる後藤總裁

三、北京訪問

伯がいよ／＼北京に乘り込んだのは、明治四十年五月末で、この月二十三日をもつて大連を發し、二十五日には北京に入り、二十九日には、萬壽山に於いて、淸國皇帝及び西太后に謁したのである。

當時隨行した龍居頼三の筆に成る、伯の「晋京日乘」には次のごとく記されてゐる。

五月二十三日（木、晴）午後五時大連發。

同二十四日（金、晴）午前四時二十分大石橋ニ達シ、五時半牛家屯著、朝餉ヲ營口倶樂部ニ喫シ、直ニ渡河營口驛ニ至リ、淸國政府ヨリ差向ケラレタル總督乘車ニ移リ、午後五時四十五分山海關ニ到著、水野中佐ニ面會シ、鐵道インピリアルホテルニ投宿、此夕關内外鐵路總辦周長齡、キンダー、フォレー三氏來宿、晩食ヲ共ニシ、會談數刻ニ及フ。

同二十五日（土、晴）午前八時十五分山海關發、午後三時三十五分天津ヲ過ギ、同六時四十五分北京著。林公使ニ導レテ與ニ直ニ使館ニ入ル。暑氣酷シ。

旅館ヲグランドホテルニ定ム。

同二十六日（日、晴）午前九時ヨリ林公使並ニ高尾通譯官ヲ伴ヒ、先ツ那中堂ヲ訪ヒ、談三十分時ニシテ辭シ、共レヨリ慶親王、振貝子、澤公爺、瞿中堂、徐總督、唐巡撫、朱巡撫、聯左侍郎、鄒右侍郎代理ノ諸邸ヲ歷訪ス。

同二十七日（月、雨後霽）午後七時一行林公使ノ晩餐會ニ招カル。那中堂、徐總督、唐巡撫、朱巡撫、聯左侍郎、鄒右侍郎代理等ト同席ス。

同二十八日（火、晴）午食後隨員ヲ伴ヒ天壇ヲ觀ル、夕六時半ヨリ正金銀行社宅ニ於テ、一行公使館文武官ト共ニ晩餐ノ饗ヲ受ク。

同二十九日（水、晴）午前七時旅館ヲ出デ、林公使ト同車、萬壽山ニ參候。（雨宮謁見ノ次第别ニ記ス）歸途慶王府瞿中堂ヲ訪ヒ會談數刻ニ及フ、此夕七時半ヨリ一行後門外會賢堂ニ催サレタル在留日本人ノ招ニ應ス。

然らば、北京入り當時の伯は、どうであつたか。時の公使林權助の下に、北京公使館の二等書記官であつた本多熊太郎は、當時を回顧して次の如く語つた。

明治四十年、伯は滿鐵總裁として北京を訪問された。その時、佐藤安之助、龍居賴三、靑木梅三郎氏などが隨行として來たやうに記憶してゐる。私は當時、北京公使館の二等書記官であつた。時の公使は林權助男であつた。時節は夏――五月頃であつたやうに記憶してゐる。伯は滿鐵總裁として初めて北京政府を挨拶の爲めに訪問せられたのである。

伯の北京乘込みは、或は伯が初めて考へてゐられた段取りと若干喰ひ違ひしたかも知れない。伯は土產物を澤山用意して來られた。林公使は伯に對し、「みやげはいきなり持つて行くものではない。一切はおれに任せろ」と云はれた。私は伯がこれに對し、どんな返事をされるかと注意してゐると、「どうかよろしく願ひます」とアツサリ、釋然として林公使の云はれた通り、一切をまかせてしまはれた。この時私は「矢張り、後藤さんはどこか他の人と違つた處があるナ」と痛切に感じた。

かくして五月二十九日、いよ〳〵謁見の段取りとなつた。その光景は、伯の「謁見記」によれば、次の通りであつた。

五月二十九日午前七時旅館ヲ出テ、林特命全權公使ト馬車ヲ同シクシテ、頤和園　嶹壽ニ赴ク。騎馬ノ先驅人四ニ由

リテ、東宮門外外務部公所ニ至リ、那桐、瞿鴻禨、聯芳、鄒嘉來（外ニ外務部主事曹、農商工部主事祝、候補道臺唐ノ三人在リ）各大員ニ會シ、九時仁壽殿ニ進ム。中間二個ノ門戸ヲ過グ。毎門守兵アリ。左右ニハ百官列立ス。其レヨリ庭中ニ進入スレバ、此處ニモ百官及近衞兵ノ一部星ノ如ク集マレリ。斯テ庭ヲ過キ階ヲ陞リ御前ニ出ツ。正面ハ卽チ皇太后、一段下リテ其右方ニアラセラル、ハ　皇帝。予ハ皇太后ノ正面ニ立ツ。其距離僅ニ五六尺、公使ハ予ガ右方ニ立チ、高尾通譯官ハ稍〻下リテ予ノ左方ニ立チ、聯左侍郎皇太后ト予トノ中間ニ在リテ、皇太后ノ御言ヲ傳達シタリ。左右ニハ所謂御前大臣、卽チ親王皇族列席ス。初メニ林公使起立シテ左ノ通リ奏上セラル。

　大日本帝國特命全權公使林權助謹テ奏ス。茲ニ南滿洲鐵道會社總裁男爵後藤新平來京セルニ付、本日特ニ謁見ヲ賜フ。本使等光榮ノ至リニ勝ヘス。恭シク皇太后皇帝兩陛下ノ福祚綿長ト聖體ノ康泰ヲ祝シ奉ル。

右畢リテ予ハ中央ノ階段ヲ上リ兩陛下ニ敬禮ス。軈テ皇太后ヨリ左ノ如キ御言アリテ一々奉答シタリ。

そして皇太后と伯との問答は、次の通りであつた。

后、卿ハ日本ニ於テ名譽高キ人ト聞及フ。今回入京覲見スルヲ得タルハ尤モ喜ブ所ナリ。

予、恐懼ノ至リナリ。

后、卿ノ京ニ在ルハ今回ガ初度ナルヤ。

予、前年來遊シタルコトアレハ今回ハ二回目ニ候。

后、健康ニハ變リナキカ。

予、難有御諚、幸ニ無異ナリ。

后、朕ハ卿ノ永ク滯留センコトヲ望ム。今次ハ幾日程滯京スルカ。

予、今回ハ二三日ノ後ニ於テ輦下ヲ辭シ、一タヒ本國ニ還ルヘキモ、外臣ノ任地ハ大連ナレハ、其距離京ト甚タ遼カラス。且ツ陛下ノ大官ト屢ゝ往復スルノ必要アルヘキヲ以テ、予ハ隨時大官ノ敎ヲ請フテ兩國ノ幸福ヲ增進センコトヲ望ム。蓋シ南滿洲鐵道ハ單ニ兩國ノ幸福ヲ增進スルノミナラス、實ニ世界各國ノ幸福ヲ增進スルノ機關タリ。外臣ハ飽クマテ微力ヲ盡シ、以テ聊カ御盛意ニ酬ヰ奉ランコトヲ期ス。

后、珍ラシキ品ヲ獻ジタル卿ノ厚意ヲ謝ス。仍テ朕ノ自筆ニ係ル畫軸ヲ卿ニ與フヘシ。

予、御言葉ヲ承リ恐懼措ク所ヲ知ラス。且陛下御親筆ノ御畫軸ヲ賜ルコトハ、獨リ外臣ノ光榮トスル所ナルノミナラズ、卽チ南滿洲鐵道會社全體ノ光榮トスル所ナリ。外臣等益ゝ努力シテ、十分平和ノ發達ニ貢獻センコトヲ希フテ止マス。

后、卿二三日ノ内ニ發程ストナラバ、途次ノ平安ヲ祈ル。

予、恐縮、謹テ皇太后、皇帝兩陛下ノ萬壽無疆ヲ祈リ奉ル。

これで謁見は終つた。その後の次第は、伯の「謁見記」によれば、次の通りであつた。

右ニテ謁見畢リ、再ヒ兩陛下ニ敬禮シ、右旋シテ右階段ヨリ退下シタリ。此時九時三十分。歸路再ヒ外務部公所ニ會シ、晝餐ノ饗ヲ受ク。

（序ヲ以テ慶王府瞿中堂ヲ萬壽山ノ別業ニ訪ヒ霎時晤談ス）

伯の北京訪問は、清國朝廷に、良好なる印象を與へた。本多熊太郎は語る。

後藤さんは林公使と共に、西山の離宮において皇帝陛下並びに西太后陛下に謁見を賜はつた。伯の清朝に與へられた印象は大變よかつた。

伯は當時、年齡五十。當時の五十歳は、現在とは違つて、社會の長者といはれる格式であつた。そして伯は清國皇帝から「福壽」皇太后から梅の繪の眞筆を頂戴されたのであつた。

皇帝宸筆の「福壽」は、わが大勳位に當る。以て清朝のわが滿鐵總裁を遇する、如何に厚かりしかを見るに足るであらう。

さらに當時の伯の風貌を物語る興味ある插話を、本多熊太郎は次のごとく語つてゐる。

或る日、林公使は私に、「後藤總裁は外交方面や條約關係の事は分らぬから、公使館員のうちで、誰れか私に講釋する人があるなら、說明に來て欲しいとの事である、君行つて說明して來なさい」と命ぜられた。依つて私は伯のホテルに赴き、義和團事件以來の外交經過並びに外交條約に關して、約二時間にわたつて說明した。伯が、私の條約說明を終つた後、伯御自身の對滿抱負を語られた。話に興が乘つて來ると、私の腰掛けの隣りの椅子へ飛び移つて來て話されるのである。伯の聲はだん〲熱して來る。私はその迫力にタヂ〲して次の椅子へ腰を移すと、伯はやがて又、私の椅子の隣りの椅子を占められる。二人の聲が餘りに大きくなつて來たので、隣室にゐた佐藤安之助君や靑木君は、二人で喧嘩でも始めたのかと、コツソリのぞきに來た。後で兩君がこの事を云ふから「私はチツトも知らなかつた、伯が大いに談論風發で、おれは一つ宛椅子を退却してゐたのだ」と話した事もあるくらゐである。

北京及び天津に在ること、前後僅かに十二日に過ぎなかつたが、本多の談話にあるやうな元氣をもつて、清國朝野の名士と往來し、談論風發、頗る日支國交の増進に貢獻した。

謁見後の伯の動靜について、「晋京日乘」の記するところは、次の通りであつた。

三十日（木、晴）ドクトルモリソンヲ旅館午餐ノ卓ニ招キ、多時晤談ス、此夕七時半一行公使以下ト共ニ、金魚胡同那中堂ノ招宴ニ招キ、瞿中堂、徐總督、唐巡撫、朱巡撫、聯左侍郎、鄒右侍郎代理等ト同席ス。

三十一日（金、晴）午後英露獨米公使ヲ歴訪、此夕公使館書記官以下公使館附中村海軍少將駐屯軍武官ヲ長春亭ニ招ク。

六月一日（土、晴）午後二時ヨリ隨員ヲ具シ肅親王、載澤公、鐵尚書ヲ歴訪シ、皆數分時間會談ス、此夕八時ヨリ徐總督ガグランドホテルニ於テ催セル北京外交團ノ留別宴ニ列ス。

同二日（日、晴）午前八時前門停車場ヲ發ス。偶々唐巡撫ト同車、快談漏ノ移ルヲ覺ズ。巡撫ハ天津城停車場ヨリ下車ス、一行ハ十一時三十分午前租界停車場ニ著キ直ニ芙蓉館ニ入ル。此夕七時半天津日本人俱樂部ニ招カル。

同三日（月、晴）午前十時袁總督ノ經營ニ係ル實習工場ヲ觀、加藤總領事一行ト共ニ袁總督ノ午宴ニ赴ク。蔡道臺、周鐵路總辦、洋務學務諸員ト席ヲ同クス、此夜中村少將ノ招宴ニ臨ム。

伯が、當時北洋の實權者たりし袁世凱と肝膽相照し、有名なる「箸同盟」を提案して、流石の袁に手を拍つて贊成せしめたのは、この三日の招宴の席上であつた。坂西の記すところによれば次の通りである。

放膽の樣に見えて居ても、故伯爵は、急所々々には十二分の細心なる注意を忘れなかつた。滿鐵の仕事を圓滿に遂行する爲には、支那側との諒解が必要だといふところから、東三省總督の徐世昌氏との間にも十分なる聯絡を取り、又北京天津にも來遊して、要路の大官連と肝膽相照らした。就中北洋の實權者である袁世凱氏とは特に昵懇の間柄となり、天津で袁氏が招待した時などは、私もその席に相伴したのであるが、伯は支那服を著て出席し、

話もすれば、議論もする、全く腹心を披瀝したものであつた。その席で伯は一箸一（はし）同盟と言ふことを提議した。日本人も支那人も皆箸で飯を食ふ。この箸を使ふ民族が、強固なる聯絡を作り、以て亞細亞の復興を圖らねばならぬといふのである。酒宴の酣なる時、この當意卽妙の提案には、袁世凱も手を拍つて同感を稱へ大々的に贊意を表し、實に和氣靄々たるものがあつた。此事は其後袁世凱が伯の噂をする毎に繰返されたものであつた。要するに袁世凱に極めて良き印象を深く刻みつけたことはたしかである。

同四日（火、晴）一行ヲ隨ヘ總領事館ノ午餐會ニ赴キ、袁總督以下ノ諸員ト會シ、食了ルノ後總督ト膝ヲ交ヘテ晤談ス。

同五日（水、晴）午前十一時二十七分天津發、午後六時二十分山海關著、此夕微雨俄ニ涼氣ヲ覺ユ。潭知縣等ニ面ス。

同六日（木、晴）午前八時山海關發、午後五時營口停車場著、直ニ渡河領事館ニ入ル。此夜窪田領事ノ催ニ係ル晩餐會ニ臨ミ、梁道臺以下淸官ト會ス。

同七日（金、晴）午前領事ヲ伴ヒ同仁病院ヲ觀、午後四時ヨリ六時マテ領事館ニ於テ淸國及歐米富商ノ來訪ヲ受ケ、各別ニ一場ノ談ヲ試ム。此夜八時ヨリ窪田領事主人トナリ、各國領事團ヲ招キ、晩餐會ヲ催ス。

同八日（土、晴）午前接客、午後七時營口俱樂部ニ於ケル招宴ニ赴ク。

同九日（日、晴）午前九時十五分牛家屯ヨリ乘車、午後九時三十分大連ニ歸著ス。

此行日ヲ費ス十又七日。

かくして伯は再び大連に歸り來つた。

その行や短時日にして、しかも何等特殊の要務を帶びたものではなかつたが、それが將來の大陸經營の上に、多くの影響を及ぼしたことは、次第に明かとなつて來た。

四、對淸對列强策論稿

玆に伯が當時抱懷した、東亞政局觀、特に對淸政策に關する長文の論稿がある。
尤もこの論稿は、何れの時、何れの人に向つて提出せられたるや明かでないが、その內容より推すと、時の首相、外相、その他閣僚元老等に呈せんとしたものと察せられる。また時日は多少の疑ひはあるが、文意より推すと、多分日佛協商、日露協約の締結前、即ち伯の北京訪問前後であらうと判斷される。

伯は先づ筆を起して曰く。

國家最近十餘年ノ間ニ於テ、武ヲ滿洲ノ野ニ用フルコト兩次、先後年ヲ隔テ征戰名ヲ異ニシタリト雖、其我東洋立國ノ本分主張ニ出テタルニ至リテハ、一揆兩然ナルカ故ニ、我滿洲經營ノ用意ニ於テモ、其一因ニ卽シテ其二因ヲ忘ルルコトヲ許サヽルハ、事理ノ自ラ然ル所ナリ。然ルニ一般ノ物情ハ、近キニ蔽ハレテ遠キヲ遺レ易ク、世間往々第二ノ日露戰爭ヲ豫虞スルコトヲ知リテ、第二ノ日淸戰爭ニ想及セサルモノアリ。

帝國カ其本分ノ主張ニ據リテ、露人ノ跡ヲ南滿洲ニ削リテヨリ以來、冷血多猜ノ淸人ハ翕然首ヲ聳カシ、苟モ機會ニ投シテ其獨善不遜ノ私ヲ逞シフセント欲シ、利權囘收排外自强ノ說朝野ヲ風動ス。此ノ時ニ當リテ、淸ノ國土ニ於テ、淸ノ官民ト委曲接應以テ其能事ヲ悉サヽルヘカラサルモノハ、實ニ我滿洲經營ノ問題ナリ。世ノ滿洲經營ヲ縱談スルモノ、此覩易キノ事理ヲ後ニシテ、徒ラニ露國ノ風雲ヲ懸望スルハ、是レ果シテ時務ヲ識レルノ見トナスコトヲ得ヘキカ。若シ露國ノ風雲ヲ懸望スルモノニシテ、對淸政策上ノ必要ニ出ツルトセハ尙可ナリ、

單ニ日露再戰ヲ慮ルノ餘ニ出ルトセハ甚不可ナリ。

今清國カ我ト諸端ノ問題ヲ協處スル所以ノ意ヲ觀ルニ、乃チ凌厲饞求唯ゝ至ラサランコトヲ恐ル、モノ、如ク、我滿洲經營ノ道未タ其軌ニ就カサルニ乘シテ、蚤ク宗室大臣ヲ派シテ其人民ヲ噢咻シ、顧盼指示旁ラ人ナキカ如シ。

然ラハ即チ帝國カ其經營ノ先著ヲ滿洲ノ野ニ制シ、日露ノ戰血ヲシテ清人ノ蚌鷸タルコトヲ免レシムヘキ所以ノ道、如何セハ可ナランヤ。廟堂此ニ於テ固ヨリ當サニ遺策アラサルヘシ。某南滿洲鐵道經營ノ職ヲ叨ニセショリ以來、隱忍以テ此廟略ヲ體センコトヲ庶幾シタリシコト既ニ數閲月ナレトモ、不幸ニシテ未タ其緒餘ヲ與リ聽クコトヲ得ス。今ヤ不肖ヲ揣ラス、進ミテ所見ヲ略陳シ、以テ廟堂ノ參考ニ供セサルヘカラサルヲ感スルニ至リタリ。

伯は劈頭「第二ノ日清戰爭」を云々してゐる。しかし伯の眞意が現實に清國と干戈を交へんとする主戰論者でないことは、この論稿の後段に於いて、次第に明かとなるであらう。ただ伯の言はんと欲するところは、滿洲經營に關して最も著目を要する隣邦が、露にあらずして清なることの事實である。

然らば「帝國カ其經營ノ先著ヲ滿洲ノ野ニ制シ」戰はずして我が大陸經營を、明治初年以來の宏謨に合致せしむるの外交工作は如何。

それが全篇の趣旨である。

しかし伯はそれを論ずる前に、筆を轉じて北淸事變當時における自己の言動を回顧した。

記得ス今ヲ距ルコト九年前、某臺灣ニ在官シテ對岸清國福建ニ遊ヒ其大官ト會談セシ時、彼レ偶ミ問ヒテ曰ク。今日露國ノ西比利亞鐵道ヲ經營スルハ、惟フニ東洋列國將來ノ同患ナリ。知ラス貴國當道之ニ對スルノ所見如何ト。某答フルニ特ニ聞知スル所ナキヲ以テセシカハ、彼レ更ニ問ヘラク。尙ホ幸ニ示スニ足下ノ私見ヲ以テセヨト。某爲メニ答ヘテ曰ク。今日鐵道ヲ築クモノハ寔ニ露國ナリ、然レトモ異日之ヲ用ヰンモノハ其レ果シテ誰ソ、時運ハ推移シ、世勢ハ轉換ス、天意茫々、安ンカ能ク逆料スヘキ。貴國政治家若シ幾輩ノ英雄ヲ出シテ、乃チ攙旗搶鼓ノ手脚ヲ具セハ、豈所謂同患ヲ轉シテ同慶トナスノ術ナカランヤ、弊國ニ在リト雖モ蓋シ亦同シカラン、鐵道ハ世界交通ノ利器ナリ、未タ必シモ一二國ノ凶器タランコトヲ速斷スヘカラサルナリト。彼レ則チ色然トシテ復タ辭ヲ措カサリキ。福建紳董其事ヲ知レルモノ、近コロ更ニ書ヲ寄セテ言ヘラク。足下前日ノ壯語終ニ驗ヲ成シ、併セテ足下ノ手ニ及ヒテ露國築ケル所ノ鐵道ヲ經營セラルト聞ク、眞ニ所謂天意茫々深ク今昔ヲ感スルノミ、足下果シテ露國ト其道ヲ反サハ、則チ將タ何ノ方針ヲ以テ之ヲ經營セラレントスルカト。某報シテ曰ク。滿洲鐵道ヲ經營シテ以テ同沾ノ利ヲ列國ニ分チ、地方民物ヲシテ文明ノ澤ニ賴ラシメンコトハ、實ニ我　皇上聖意ノ在ルアリ、予ハ唯ミ之ヲ體シテ其微力ヲ效スノミト。某一場ノ卒言偶ミ事實ヲ成シ、身其責任ニ膺レルコトヲ顧ミレハ、中宵冥思誠ニ感慨ニ堪ヘサルモノアリテ存ス。

然らば伯は何の故に、かくも舊事を回顧して、この言を爲したのであるか。自ら豫言の適中を誇りて、高く持せんがためであるか。然らず。鐵道を經營するは世界人類のためである。それが天意に合致するに非ずんば、我れもまた露の轍を覆むことなしと、確言し難きが故である。卽ち伯は續けて記して曰く。

他ナシ、滿洲鐵道往年其勞ニ任セシモノ、卽今既ニ其權ヲ持スルコトヲ得サレハ、則チ卽今其勞ニ任スルモノ、果シテ何等ノ道ヲ以テ其他年ノ分ヲ必セントスルカ。若シ更ニ天意ノ茫々ニ諉シテ人力ノ悉スヘキヲ思ハスンハ、則チ淸國自ラ利權回收論ニ在ルアリ。勞苦シテ而ル後之ヲ棄ツルハ、安居シテ其終ル所ニ放任スルノ愈レルニ如カス。南滿洲鐵道經營ノ權ニシテ、我カ露國ニ襲ヘル所ニハ、固ヨリ既定ノ條件アリ。帝國ハ唯々今後十五年ノ經營ヲ彌縫スルコトヲ得ハ、余ハ則チ手ヲ撒シテ之ヲ時勢ノ推轉ニ委スヘキカ。將タ滿洲鐵道ハ唯々是レ時運所賚ノ一奇貨タルニ過キスシテ、我東洋立國ノ本分主張ハ、更ニ眼ヲ其以テ已ムヘカラサルノ將來ニ屬スル所アルカ。是レ某カ職分ノ上ニ於テ宜シク先ツ領解ヲ加ヘラレンコトヲ望ムヘキ所ナリ。蓋シ此ハ帝國滿洲經營ノ精神氣魄、之ニ注クカ注カサルカノ因リテ岐ルヽ所ナレハナリ。

而して伯はいよ〳〵、その中心論點たる、第二の戰爭問題に入りて曰く。

若シ日露戰爭ノ慘劇ニシテ、一場ノ兒戲ニ非ス、滿洲經營ノ問題ニシテ、一時ノ姑息ニ非サルコトヲ許サハ、則チ帝國ハ彼ノ冷血不遜ノ淸人ト共ニ、事ニ南滿洲ニ從フノ上ニ於テ、第二日淸戰爭ノ避ケ得ヘキカ、唯々或程度ニ限ラレツツアルモノナルコトヲ自認セサルヘカラス。既ニ此ヲ自認スト云ハヽ、則チ大局ノ方針ハ、所期ノ戰爭ヲシテ最容易ノ經過ヲ取ラシムルノ計ニ出テサルヘカラス。今語ヲ替ヘテ之ヲ言ハヽ、所謂戰爭ヲシテ容易ナラシムル所以ノ計ハ、卽チ戰爭ヲ避クル所以ノ道ナリ。戰爭ヲ避クル所以ハ、我滿洲經營ノ立脚ヲ鞏固ニスル所以ナリ。嘗ミニ之ヲ言ハンニ、今若シ列國ヲシテ帝國滿洲經營ノ名實ニ徵シ、其適切ヲ承認シ、其能事ヲ讃稱セシムルコトヲ得ハ、則チ一旦交戰ノ日ニ臨ムモ、大勢既ニ我ニ傾ケルモノト謂フコトヲ得ヘシ。所謂戰爭ヲシテ

容易ナラシムルノ道モ、要ハ此ニ過クルナキナリ。此ノ如クナレハ則チ彼レ冷血不遜ノ輩ト雖トモ、其迷妄自ラ醒スルニ非サルヨリハ、必ス敢ヘテ樽俎ヲ越ヘテ干戈ヲ操ルニ至ラス、戰爭因リテ以テ避クヘキナリ。戰フテ勝ツハ戰ハスシテ勝ツニ如カス。戰爭既ニ避クト雖モ、國威斯ニ伸フレハ、我滿洲經營ハ敢ヘテ之ト地歩ヲ爭フモノアラサラン。

以て見るべし。伯の戰爭論が、畢竟するに、戰はずして勝つの道、換言すれば、戰爭を必要とせざる如き事態を、滿洲に完成しおかんとの素志にほかならざることを。

然らばかかる事態は、如何にして成就せらるべきか。その外交工作は如何。

伯は筆を續けて記す。

今ノ東洋問題ヲ口ニスルモノ、往々ニシテ、曰ク清國保全ト。然レトモ六十年來唯々此老大國ヲ削攘スルハ實ニ宇內ノ大勢タリ。借問ス。列國ノ中、爲メニ大勢ヲ横遏シ、保全ヲ擔任スヘキノ餘力希望ヲ有セルモノ、果シテ何レニ存スルカ。亦曰ク清國分割ト。夫レ清國ハ世界第一ノ舊國ナリ。清人ハ世界最多ノ民族ナリ。其歷史ハ幾タヒカ朝號ヲ易ヘタレトモ、其國家ハ未タ曾テ實質ヲ失ハサルナリ。俄カニシテ分割ト說クモ、究ムル所ハ空名ノミ。所謂東洋問題ハ豈空名ノ能ク解決スヘキ所ナランヤ。之ヲ要スルニ、清國ノ將來ハ自ラ應サニ清國ノ成命ニ制セラルヘシ。必シモ之ヲ推論ト度シテ時聽ヲ驚動スルニ足ルナキナリ。今ノ計ヲ成ス所以ノモノ、既ニ保全ニ非ス、亦分割ニ非ストセハ、之ヲ處スルコト如何。

かく自問して後、伯は直ちに自答した。

曰ク清國ヲシテ列國ノ間ニ孤立セシメンコト是レナリ。

一刀兩斷、その大方策を喝破して、餘すところなしといふべきである。而して後、伯はその詳論に入り、まづ英國との關係、特に日英同盟の米國並びに獨逸の東洋政策に及ぼせる影響を論じて、次の如く記した。

日英同盟ノ始メテ締ハルルヤ、英國固ヨリ日露ノ必ス將サニ戰ハントスルコトヲ知セシニ非ス。況ンヤ日本ノ必捷ヲヤ。日本戰捷チ聲光倏チ揚ルニ及ヒテ、英國乃チ攻守同盟ヲ改訂シ、我新進ノ聲勢ヲ利用シテ以テ東道ノ主トナリ、與國ノ威望ヲ布イテ、乃チ西藏問題ニ阿布干波斯案件ニ、著々トシテ錯節ヲ解ケルノミナラス、今ヤ佛國ハ其歷世ノ嫌猜ヲ釋イテ、英國ト浹洽セサル能ハサルノ地ニ置カレ、露國モ亦其排英ノ舊慾ヲ翻ヘシテ、連和以テ自ラ重クセントスルニ至レリ。是ニ於テカ、英國ノ顰笑ハ居然トシテ列國ノ輕重ヲ制スルヲ見ルナリ。夫レ我國未タ同盟ノ力ニ因リテ衡ヲ列國ニ爭フ能ハサルニ、英國占メ得タル所ノ便宜獨リ此ノ如ク其レ大ナリ。是ニ由リテ之ヲ觀レハ、日英同盟ノ利用ハ、英國之ヲ專ラニスルコトヲ得テ、日本ハ殆ント其分ニ與カラサルカ如シ。英國人アリト謂フヘキナリ。日本タルモノ此ノ如クニシテ徒ラニ東洋問題ノ處シ難キヲ歎セハ、乃チ待チテ百年ニ至ルト雖モ、終ニ得テ處スヘキノ日アラサラン。

日英同盟ノ利用英國ノ色ヲ起スコト彼レカ如クナルニ由リテ、自ラ孤悶不安ノ地ニ立タシメラレタルモノハ、獨逸ナリ。獨逸ハ爲メニ黃禍說ヲ首唱シ、白人ノ同情ヲ買ヒ、我帝國ノ發展ヲ阻止セントカメ、又頻リニ美情ヲ米國ニ囑ケリ。日米ノ間ニハ何等ノ盟約ヲ存スルニ非サレトモ、而モ米國ハ始メヨリ日英同盟ニ同情シ、日本ノ戰勝ヲ善視シタルカ故ニ、獨逸ノ意色ノ如キハ概ネ措イテ應酬セス。是ニ於テカ、獨皇ノ雄心世ヲ蓋ヒ、機略人ヲ

兼ヌルモ、今ヤ其孤立ノ地ニ放冷セラレ、從來列國ノ行首ニ立テリシ獨逸東洋經略ノ意氣モ、頓ニ鋒鋭ノ露出ヲ警ムルニ至リタリ。是レ帝國カ宜シク退默看過スヘキノ時運ニ非サルナリ。戰勝ノ餘威宇內ニ震ヒ、列國ノ我ヲ忖度スル所以ノモノ、動〻モスレハ濫美濫重ニ出テ、聲聞情ニ過キ、內ニ顧ミテ忸怩タルコト多シ。外譽ニ溺レテ自ラ滿テリトスルハ固ヨリ非ナリ。外辱ヲ斥ケテ自ラ小ニスルモ亦非ナリ。運用ノ妙ハ應サニ經世家ノ方寸ニ存スヘシ。

方今米國我ニ對スルノ善意ハ、宜シク邀ヘテ以テ之ヲ堅クスヘキナリ。米國ヲシテ首ヲ獨逸ニ傾ケシムルコトハ、斷シテ東洋問題ノ利ニ非ス。然レトモ米國大統領ノ位タル、本ト應サニ期ニ及ヒテ人ヲ易フヘキカ故ニ、之ニ對スル國交關係ノ維持ハ、我當局ノ篤ク將來ニ留心スヘキ所ナリ。

然らば佛國は如何。伯は續いて記して曰く。

次ニ佛國ハ領土ヲ東洋ニ有スルカ爲メニ、深ク帝國々運ノ振張ニ注視シ、疑心暗鬼、動〻モスレハ風鶴ニ驚カサル。此ノ如クニシテ已マスンハ、我東洋問題排斡ノ一側ハ、常ニ暗澹ノ浮雲ニ魘ハルルモノト云フヘシ。帝國タルモノ其聲勢ノ正サニ昂レルニ及ヒテ、早ク腹心ヲ推シテ佛國ノ疑懼ヲ釋キ、穩カニ對清方略ヲ協定シテ、以テ握手ノ資トナスニ如カス。

最後に最も問題となるは、露國の態度である。伯はこの點について、露骨にその親露政策を道破した。否むしろ日露提携を提唱した。次の通りである。

次ニ露國ハ適〻我ト怨ヲ結ヒタリト雖モ、而モ一場ノ輸贏ハ端ナク彼我國民ヲシテ交〻相解シ相諒セシムルノ因

ヲ成セリ。交戰以前ノ露國ヲ忘レテ坦懷之ヲ待タンコトハ、ポーツマス條約成立以後ニ於ケル帝國ノ襟度タラサルヘカラス。然ルヲ今日阿孚斯科沿海漁權ノ問題ニ、將タ樺太ノ劃境ニ、滿洲ノ撤兵ニ、屑々焉トシテ細端之レ拘泥シ、末節之レ睚眦シ、適々露人ニ代ハリテ頑梗ノ名ヲ負ハンカ如キハ、眞ニ得失不償ノ謬計タリ。故ニ思フニ、即今露國創痍猶新タニ內訌紛擾飢饉相仍ルノ時ニ際シ、帝國宜シク豪濶ノ襟度ヲ以テ之ト滿洲經營事宜ヲ協商シ、露國ノ求ムル所ニハ務メテ推恕ヲ加ヘ、我モ亦速ニ長春吉林ノ鐵道ヲ手裏ニ收メ、更ニ吉林ヨリ土們江ノ以南ヲ貫通シテ韓國及南滿洲ノ一部ヲ包擁スヘキ鐵道ノ聯絡敷設ヲ豫メ承允セシメ、其間雙方ノ誤解ヲ生スヘカラサルコトヲ約シ、手ヲ握リテ宿嫌ヲ釋キ、交互安然トシテ事ニ滿洲ニ從ハンコトヲ圖ルヘシ。苟モ露國ヲシテ之ヲ認諾セシメンカ、爾餘滿洲ノ事多ク爭フニ足ルモノナク、而シテ彼我共ニ猜忌ヲ去リ、安シテ其權域ヲ經營スルコトヲ得ン。

之を要するに伯の意志は、日英同盟を中心として、他方米、佛、露の三國を我が味方に引入れ、この壓倒的勢力を以て、歐羅巴に於いては獨逸を、亞細亞に於いては支那を孤立せしめ、以て世界の大局を制せんとするものである。即ち最後に結論して曰く。

此ノ如クナラハ、歐洲ニ在テ獨逸ハ其勢益々孤ニシテ、東亞ニ在テ淸國ハ自然ニ孤ナリ。日英同盟ハ益々鞏固ノ實ヲ致サン。從前露佛ノ同盟ハ居然トシテ日英同盟ノ傍ニ雁行シ、之ニ加フルニ米國ノ左袒ヲ以テセハ、即チ淸國ノ排外熱ノ如キハ蟷斧蛙怒徒ラニ列國ノ公仇タラン。戰ハンカ世界ノ大勢日本ニ倚レリ。戰ハサランカ面ヲ回シテ命ヲ日本ニ聽カサルコトヲ得ス。其レ然ル後、我モ亦能ク日英同盟ヲ受用シタリト云フコトヲ得ヘキナリ。

彼ノ清國久シク自强ヲ說ケトモ、一モ自强ノ實ヲ得ス。徒ラニ列國ノ間ニ豨突シテ、苟モ利權ヲ回收セント欲スレトモ、抑〻國運ノ大計ニ至リテハ、疑群滿腹中情怯ナルノミ。我滿洲經營ノ如キ、若シ形勢ノ以テ局面ヲ格スルナク、苟且以テ事ニ從ハ、卽チ彼カ饜クナキノ求メハ、端ヲ踏ミ緒ヲ繹ネテ試ミサル所ナカルヘク、我ハ愈〻折衝ニ疲レテ愈〻列國ノ同情ニ遠サカルニ了ラン。是レ正サニ第二ノ日清戰爭ヲシテ、可能ニシテ、且ツ不容易ナラシムル所以タリ。列國々際關係ノ變動ハ每ニ意外ノ機ヨリス。智者アリト雖モ、安ンカ今日ノ滿洲鐵道經營者カ、果シテ來日ノ滿洲鐵道主持者タルヘキコトヲ保スルヲ得ンヤ。

以上が伯の當時抱懷せる外交政策の一斑であつた。

五、日露日佛協商と對清政策論

伯が前記の長篇を記したる後、幾何もなくして、明治四十年六月には日佛協約、續いて七月には日露協約が締結せられた。

茲に於いて伯は、「對清政策上ニ於ケル日露日佛協商ノ價値」と題する論稿の筆を取つた。

その總說として、伯は先づ次のごとく記した

清國ノ盛衰存亡ハ世界ノ大問題ナリ。殊ニ我帝國ニ取リテ將來國運ノ通塞ニ關スヘキ大問題ナリ。今ノ我滿洲經營ニ取リテハ、一刻モ觀測ヲ怠ルヘカラサル緊切ノ問題ナリ。

全歐洲ニ疋如スヘキ版圖ニ於テ、世界人口ノ四分ノ一ヲ奄有シ、同一人種ヲ以テ一系特種四千年ノ文化ヲ保有ス

ル支那ノ國運ハ、歴史學上唯一無二ノ社會現象ナリ。歐洲ノ一天地若ハ爾餘ノ小天地ノ形模ヲ脱セサル歴史哲學、社會學、國家學ノ成說ハ、清國起仆ノ運命ヲ測度スヘキ驗器トシテハ、其信價蓋シ乏シキニ過キタリ。今日談者率然トシテ、清國國運要スルニ唯退化衰亡ノ動向ヲ取ルノミト勇斷スルノ信シ難キハ、亦尚世界列國カ僅カニ十餘年ノ前ニ在リテ、清鼎ノ輕重未タ容易ニ問フヘカラスト臆想セルノ信スヘカラサリシカ如シ。

世界ノ爲ニ此臆想ヲ打破セシモノハ日本ナリ。帝國ハ日清戰爭ニ由リテ强名ヲ世界ニ賣リ得タルト同時ニ、列國ハ清國ヨリシテ諸所ノ租借、開放、鐵道、鑛山乃至勢力圏ナルモノヲ買ヒ得タリ。其結果北清團匪ノ事變ヲ迫出スルヤ、日本ハ又一場ノ勇名ヲ賣リ得テ、列國ハ許多ノ利權ト債權トヲ買ヒ得タリ。

日本ノ賣リ得タル强名ハ、固ヨリ國家的重貲タルヲ失ハス。然レトモ其展轉變形シテ列國ノ對清勢力トナリ、東洋ニ還元シテ我カ外交ノ壓迫力トナルヲ觀ルニ、其經濟的得失如何ハ未タ容易ニ算定シ易カラサルモノアリ。否ヨ、日露戰爭ハ何カ爲ニ起リシカ。當初清國ノ與シ易キコトヲ列强ノ前ニ暴露シテ、露國ノ滿洲侵略策ヲ誘致シタル動機ハ、何人ノ提供セル所ナリシカ。

日本ハ自業自得ノ所詮トシテ、再ヒ勇名ヲ日露戰爭ニ賣ルノ已ムヲ得サルヲ敢テシタリキ。然レトモ未タ知ラス其結果ハ更ニ如何ナル變化ヲ取リテ、我ニ反動シ來ルヘキカ。既ニ之ヲ日清戰後ニ豫料スルコト能ハス、今又之ヲ日露戰後ニ自警スルコト能ハストセハ、日本ノ勇ヲ賈ヒ名ヲ鬻クハ、畢竟所謂士族ノ商法ニ過キサルナリ。

卽ち日本が清國を破りたるは、偶ゝもつてこの老大國の無力を世界に暴露し、却つて西力東漸の觴を啓きたるものにあらざるか。然らば我が國は單に勇名を世界に賣り、その利は列强の占むるところたるの危險に瀕せざるか、と伯

は先づ問ひたる後、更に論陣を張つて曰く。

予輩ハ此ニ對シテ二方面ノ觀察點ヲ有ス。其一ハ經濟的方面ナリ。其二ハ外交的方面ナリ。

さうして、「其一」と題して、經濟の生面を論じ、日露戰爭により、日本は强露の恐るるに足らざることを、列强に教へたるの結果となり、列國をして、軍備に費したるの財力を、經濟に轉用せしむるの例を作り、却つて經濟的に東洋に進出するの餘力を供するに至つた。

これ列國が日本の征露を歡迎したる所以である。而して帝國は强露に勝ちて、却つて强露以上の强敵を門前咫尺の内に迎へたるものである。何となれば兵事は日本の長ずるところであり、商戰は日本の未だ大いに備はらざるところであるからである。ゆゑに今日に於いて夙く、「殖産興業ノ武備ヲ振ヒ、通商貿易ノ將卒ヲ養ヒ、平和的軍事ノ知識ヲ世界ニ求メテ、大ニ經濟的戰略ヲ修メサルヘカラス」と警告した。卽ち次の通りである。

多クノ物理學的原則ハ、亦嚴密ニ國家ノ運命ヲ支配ス。物理學上ノ力ガ光トナリ熱トナリ、動トナリ靜トナリ、變化循環シテ始終一毫ノ增減ナキカ如ク、國家的勢力モ亦、戰爭トナリ平和トナリ、權利問題トナリ經濟問題トナリテ、反覆無窮ナルノ道理ハ、歷史哲學之ヲ論證シ、物體ノ運動カ抵抗尤少キノ方面ニ向ヒテ拍節的進行ヲ取ルカ如ク、人文ノ勢力モ亦對境抵抗力ノ强弱ニ從ヒテ一歩一歩ニ進退スルノ事實ハ、社會學者ニ由リテ說明セラレ、露國ノ後援的中立ト墺國ノ屈從トニ由リテ、其國力ヲ普佛戰場ニ消費シ去リタルビスマークノ事後策カ、却テ獨墺伊ノ三角同盟ニ由リテ、自家ノ恐露病ヲ救フノ計ニ出テサルヘカラサリシ所以ハ何ソヤ。此問題ハ日英同盟ニ由リテ露國ヲ滿洲ニ屈シタル日本政治家ノ熟考體察ヲ要スヘキ所ニ非サルカ。蓋シ力此ニ注イテ事彼レニ應

スルモノアリ。事彼ニ發シテ效此ニ見ハルルモノアリ。消長往來機微ニシテ察シ難シト雖、要スルニ其間一定ノ成理ナキコトヲ得ス。之ヲ指掌ニ鑑ムルコト能ハスンハ、亦何ソ彼ノ文明政治家ヲ須キン。

日露戰爭ノ勝負ハ、適〻列國國際ノ均衡ニ影響シ、日本未タ戰勝ノ利ヲ亨ケサルニ、英國先ツ大ニ同盟ノ聲價ヲ賣弄シ、日本ヲシテ自家ノ露佛協商ニ雁行景從セサルヘカラサラシメタリ。日英露佛ノ連和ニ對スル列國ノ意想、或ハ露國ヲ過侮シ、或ハ日本ヲ過重シ、或ハ英國ノ下風ニ靡キ、或ハ人道平和ニ與ミシ、或ハ日本ノ戰爭狂タランコトヲ危フミ、著見同シカラサルヘシト雖、其之ヲ歡迎成立セシメテ敢テ妨碍スルモノアラサリシ所以ノモノハ、歸スルニ彼各〻自ラ商業ノ利益ヲ進メ、若ハ其害ヲ避クルニ便ナリトスルカ爲ノミ。

戰ノ後ニ戰來ル。日本ハ其戰ヒテ露國ニ勝チタルハ、卽チ露國以上ノ强敵ヲ作リタル所以ナルコトヲ自覺スルヲ要ス。爲ニ問フ。此强敵今何ツクニカ在ル。所謂物理的理法ニシテ我ヲ欺カスンハ、日露兩費交耗ノ國力ハ、必ス或ル變形ヲ取リテ或ル事實ニ見ハレ來ラン。我ト露國トハ必ス其反動ヲ辭スルコト能ハサラン。更ニ問フ。日露交戰ノ勢力（エネルギー）ハ今如何ニカ變形シツツアル。

所謂列國々際均衡ノ變動ハ、日英露佛ノ連和、萬國平和會議等ノ形ヲ以テ見ハレ來リ、約上ニ約ヲ重ヌル傾向ハ、一ニ非戰的非軍備的意義ヲ示スニ非サルハナシ。之ニ因リテ減縮シ得タル列國ノ不生產的費力ハ、何物ニカ變形スヘキヤ。各種ノ生產力トナリ、富トナリ、商權トナリテ、世界ノ市場ニ角逐センコトハ辯ヲ待タス。此勢力ハ必スヤ抵抗力ノ强弱ニ從ヒテ其動向ヲ取リ、モトシテ東洋ニ襲來センコト、亦定論ノ許ササルヘカラサル所ナラン。是レ不生產的戰鬪力ヲ變シテ生產的戰鬪力トナスモノニ非スヤ。日本ノ最モ長スル所ヲ禁シテ其最モ短ナル

所ニ乘スルニ非スヤ。鐵血ノ戰ハ猶ホ勝ツヘシ。其機兩陣ノ間ニ決セラルレハナリ。平和ノ戰ハ勝チ難シ。國家生命力ノ消長年々歳々日夜已ム時ナケレハナリ。

日英露佛ノ連和ハ大局既ニ定マル。之ヲ擾亂シテ世界ノ公仇トナランコトハ、一國ノ能ク爲スヘキ所ニ非ス。帝國ノ急務タル平和的大戰闘準備ノ餘地ハ、唯繫リテ日英同盟、日露日佛協商利用ノ長短ニ在ルニ非スヤ。列國中之ヲ利用スルコト大ナルモノハ榮ヘ、其小ナルモノハ衰ヘンコト、理ノ疑フヘカラサルニ屬ス。何ヲカ大ト云ヒ何ヲカ小ト云フ。例之帝國カ日佛協商ニ由リテ外資ヲ巴里ニ得ヘキノ策ヲ講スルカ如キ、是レ固ヨリ不可ナシト雖、抑ゝ利用ノ小ナルモノナリ。帝國ノ力ヲ以テ露國武力ノ畏ルルニ足ラサルコトヲ列國ノ眼前ニ立證シ、列國軍備ノ標準之カ爲ニ低落シ、剩餘ノ實力變シテ商權トナル。其壓力ノ帝國ニ於ケルヤ、啻ニ一露國武力ノ比ノミニ非サルナリ。帝國若シ與國連和ノ勢ヲ制シテ之ニ抵對スルノ策ナクンハ、是レ協商ノ大利用ヲ失フナリ。彼ノ外資募入ノ小利用モ何ソ以テ此大敗缺ヲ償フニ足ランヤ。

禍ノ作ルハ作ルノ日ニ作ルニ非ス。列國商戰ノ陣伍既ニ整ヒ、旗幟既ニ明カナルニ及ヒテ、俄カニ兵ヲ說キ商ヲ說クモ何ノ益カアラン。今日ハ誠ニ我カ戰勝ニ乘シテ實力ヲ養フヘキノ時會ナリ。帝國ハ先ツ速カニ殖產興業ノ武備ヲ振ヒ、通商貿易ノ將卒ヲ養ヒ、平和的軍事ノ知識ヲ世界ニ求メテ、大ニ經濟的戰略ヲ修メサルヘカラス。滿洲一戰ノ勝ニ狃レ、傲睨自ラ雄ニシテ徒ラニ軍艦ヲ說キ、砲臺ヲ談スルニノミ重キヲ置イテ、世局ノ經濟的術運ヲ察スル能ハサルトキハ、其ノ重ンスル所ノモノ忽チニシテ輕キヲ示サン。是レ啻ニ日新知識ノ缺乏ヲ示シテ、世界ノ輕侮ヲ招クノミナラス、國本ヲ枯槁シテ、自ラ將來軍事行動ノ活力ヲ殘殄スルモノナリ。

それより伯は、「其二」と題して、外交的方面の論述に入り、その注意を獨逸の態度に集中した。

即ち伯は、日露交戰の因は獨逸にありと爲し、而して獨逸がその豫期に反し、露西亞の敗北を見るや、米と結んで日本を苦しめんとし、米の應ぜざるを見るや、一方には日米間の離間を試みつつ、他面には淸國の懷柔に腐心しつつあるを說き、今日にして帝國若し淸國を獨逸に失はば、日英、日佛、日露の連和あるも、得るところ、果して失ふところを償ひ得べきかと警戒した。

この伯の獨逸の日米離間說は、果して如何なる情報に基きたるやを詳にしないが、事實は正にその通りであつた。日露戰後、米國の對日感情の急遽として冷却したるは、種々の原因もある中に、獨逸がカイゼルの手許金をもつて、反日宣傳を米國全土に續行したるの事實も閑却され得ない。伯のこれを看破したるは、確かに達見であつたといはなければならない。

伯の所論は次の通りである。

東洋外交關係上ニ於ケル日英露佛ノ連和ハ、帝國ヲシテ專ラ目ヲ獨逸ノ動靜ニ注カサル能ハサラシム。近來支那滿韓西比利亞ニ於ケル獨逸ノ商權ハ、其發達意外ニ長足ナルモノニシテ、全東洋ニ對スル獨逸ノ外交ハ、最モ我カ留意ニ値スヘキモノナリ。

若シ初ニ反リテ極論スルコトヲ許サハ、日露戰爭ノ張本ハ實ニ獨逸ニ在リシナリ。日露ノ未タ戰ハサルニ當リ、日本ノ必敗ヲ豫想シテ露國ヲ嗾唆シタリシモノハ獨逸ナリ。然ル後露獨騈肩ノ勢力圈ヲ淸國ニ擴張シ、實利ヲ分攫セント期セシモノハ獨逸ナリ。

更ニ一歩ヲ進メテ之ヲ論センカ、日露戰爭ノ本因ハ實ニ當年ノ三國干涉ニ在リ。三國干涉ノ主謀ハ實ニ獨逸ニ在リ。乃至黃禍論ヲ作リテ日本ヲ歐羅巴ニ讒構セシモノモ亦獨逸ナリ。獨逸ノ日本ニ於ケル歷史的關係其レ此ノ如シ。知ラス今來日英露佛ノ連和ト、之ニ對スル米國ノ好感トニ由リテ、自ラ憤悶ノ地ニ立タシメラレタル獨逸カ、向後更ニ如何ナル陰計ヲ取リテ我ニ當リ來ルヘキカ。今日ノ好形勢ヲ利用シテ、此不測ノ禍因ヲ閉チンコトハ、豈帝國ノ要務ニ非スヤ。

獨逸ハ日米ノ交ヲ離間センコトヲ力メ、在米獨逸人及其官權新聞ハ皆此意見ヲ持セリ。獨逸ハ前キニ自ラ米國ト結ハント欲シテ膺ヘラレス、今ヤ孤掌鳴リ難キノ悶ヲ懷クモ、而モ猶ホ米國ヲシテ他國ト握手セサラシメンコトヲ力ムルニ於テ餘力ヲ遺サヽランコトハ、理勢蓋シ甚タ明ナリ。是レ日本外交ノ注目ヲ怠ルヘカラサル所ナリ。

日佛協商ノ時ニ當リ、新聞紙ハ、我カ駐佛大使ハ獨逸カ東洋問題ニ直接關係ヲ有セサルコトヲ斷言シタリト報セリ。果シテ此事アリタリトセハ、何等ノ必要ニ基キタル斷言ナリシカ。我カ外交ニシテ公然獨逸ヲ疎外スヘキノ必要アラストセハ、外交官タルモノ謾ニ此等ノ氣息ヲ吐クハ不穩ノ嫌ヲ國際ニ遺スモノナリ。

近來獨逸ノ東洋政策、頓ニ親清ノ野心ヲ兆シ、清國政界ニ在リテモ亦、漸ク親獨一派ノ勢力ヲ認ムヘキニ至リタリ。獨逸カ自費ヲ以テ學校及圖書館ヲ清國內地ニ興サントト企ツルカ如キ、其意恐ラクハ淺小ニ在ラサラン。

獨逸勢力ノ東洋浸入ハ、我カ帝國ノ警虞ニ値スルノミナラス、我カ滿洲經營ノ上ニ於テ、斷シテ忽諸ニ附セラル

ルコトヲ得ヘカラス。帝國ノ對淸政策畢竟如何ナル態度ヲ取ルヘキモノナルカハ、必ス一定ノ成見アランコトヲ要ス。

假令淸國米獨親善ノ說ニシテ、日英露佛ノ連和ニ對スル淸人一場ノ夢想ニ過キストスルモ、獨逸ノ雄心久シク淸國ヲ蓋ヒ、加フルニ淸國ノ孤危不安ヲ以テセハ、獨淸ノ惡因緣ハ勢ノ或ハ結ハサルヘカラサル所ニシテ、其影迹既ニ徵スヘキモノアルヤ前述ノ如シ。我若シ坐ナカラニシテ之ヲ制スルコト能ハスンハ、是レ日露日佛協商ヲ閑殺シテ、獨逸ノ爲ニ之ヲ淸國ニ轉售逆用セラルルナリ。果セル哉、淸人近來視日ノ意復タ舊日ノ如クナラス、妄リニ利權回收ヲ呼ヒ、排日ノ行動ヲ憚ラス。豈彼レ其心業ニ已ニ日露日佛協商ニ側目シ、日英同盟ニ懷疑スルノ驗ナラサランヤ。淵ノ爲ニ魚ヲ驅ルハ獺ナリ。叢ノ爲ニ雀ヲ驅ルハ鸇ナリ。獨逸ノ爲ニ淸國ヲ驅ルハ恐ラクハ日英同盟日露日佛協商ノ不利用ナラン。

然らば、この新國際情勢に對處するの途如何。曰く、淸國を諭して、東洋全局の和平のために、日英佛露と協調せしむるにあり。若しこれを忘れ、鐵道炭礦販鹽漁民等の枝葉末節に拘泥せば、「我滿洲經營ノ前途ノ如キ、梗塞多艱滿目ノ荊榛アルノミナラン」と警告した。

予輩惟フニ我對淸外交ノ一方按ハ、日英同盟日露日佛協商ノ聲勢新ニ淸人ノ膽ヲ褫フノ今日ニ當リ、適當ノ手段ニ由リテ淸國ニ勸說シ、諭スニ列國國際ノ大勢ニ善處スヘキノ道ヲ以テシ、其狐疑ヲ解キ、其歡心ヲ攬ルヨリ良キハナシ。我若シ東洋全局ノ平和ヲ以テ名分トナシ、赤心ヲ推シテ腹中ニ置カハ、淸國タルモノ、必ス敢テ他ノ一國ニ結ヒテ惛ヲ日英露佛ニ取ルコト能ハサラン。我ニシテ計此ニ出スンハ、餘國ノ淸國ヲ魅シテ我ヲ

反撥セシムルモノ日ニ益〻深カラン。由是觀之、我ノ清國ヲ論スニ世界ノ形勢ヲ以テスルハ、特ニ清國ノ爲ニスル所以タルノミナラス、亦實ニ我カ立國自衞ノ切要時務タル所以ナリ。我カ勢力ヲ清國ニ伸フヘキカ。餘國ヲシテ我カ勢力ヲ清國ヨリ逐斥セシムヘキカ。取捨屈伸ノ決實ニ今日ニ在リ。好機逸スヘカラサルナリ。

若シ夫レ對清交渉ノ淺深其名義體段等ニ至リテハ、當局ノ意ヲ以テ之ヲ外交局面ノ物情ニ考ヘハ、自ラ酌定ノ宜シキ所アラン。此ハ第二ノ問題ナリ。但宣威修信ノ時機ニ於テハ、斷シテ今日ニ辜負スヘカラサルノミ。

我カ對清政策ノ活動ニシテ、與國連和ノ聲勢猶ホ新ナル時ニ及フコト能ハストセハ、來日對清勢力ノ一頭地ヲ餘國ニ讓ルノ後我カ滿洲經營ノ前途ノ如キ、梗塞多艱滿目ノ荊榛アルノミナラン。鐵道炭鑛販鹽漁民ノ小問題ハ、排解宜シキヲ得ルモ、未タ以テ我カ外交ノ能事ニ誇ルニ足ラス。本末輕重唯當局者之ヲ明ニスルニ在リ。

玆に於いて伯は更に進んで、日露戰爭の目的に論及し、その短見なる功利主義論に一大痛棒を加へて曰く。

戰後國論ノ傾向如何ハ、亦經世家ノ深察ヲ加ヘサルヘカラサル所ナリ。蓋シ日露戰爭ノ帝國ニ於ケルヤ、外ニシテハ國家的地歩ノ發展タルト同時ニ、內ニシテハ民族的品性開拓ノ大動機タルカ故ナリ。然ルニ今日時論ノ傾向往々一偏ノ巧利主義ヲ取リテ、戰勝ノ價値ヲ追尋セントスルニ至リテハ、予輩誠ニ疑訝ニ堪ヘサルモノアリ。他ナシ。震古未有ノ一大義戰ヲ誣フルニ、尋常巧利ノ見ヲ以テスルハ、是レ戰後帝國ノ對清策對列國策ヲシテ、其世界的大本領ヲ誤ラシムル所以ニシテ、之カ矯正匡救ノ道タルヤ、眞經世家ノ最モ力ヲ用キサルヘカラサル所ナレハナリ。

抑〻日露戰爭ハ、果シテ談者ノ言ノ如ク、戰後直ニ戰費ト戰血トニ價スヘキモノヲ滿洲ヨリ得テ、帝國ノ利己心

ヲ滿足センカ爲ニ行ハレタリシモノナルカ。
百萬ノ遠征軍ト二十億ノ戰費トハ、果シテ人ノ國土ヲ攘ミ、人ノ經營ヲ奪ハンカ爲ニ用ヰラレタリシ、寇盜ノ凶器ナリシカ。
忠烈鬼神ヲ感スヘキ幾萬ノ戰血ハ、徒ニ此等ノ野心ニ欺カレタル一場ノ犧牲ニ過キサリシカ。
今日偏ヘニ滿洲ノ物的利益ヲ以テ、戰勝ノ效果ヲ算出セントスル俗論ハ、要スルニ此等ノ劣情ヨリ出ツルモノニシテ、新興國ノ氣品ヲ辱カシメ、一大義戰ノ歴史的價値ヲ傷クルコト、之ニ過キタルハナシ。

然らば帝國のこれに處するの途如何。曰く。征露宣戰の詔勅の御精神に則り、物的利奪の目的を超越する、新興文明の光華を以て「東洋平和ノ支持」に邁進するにある。

然らずして、叨りに戰勝の功に誇らば、却つて列國の嫉視を買ひ、大陸發展の途上に一大支障を生ずべし、と痛論した。

夫レ日露戰爭ハ、全ク東洋平和ノ支持ト、我カ立國自衞ノ已ムヲ得サルトヨリ出テタルモノニシテ、發シテ宣戰ノ詔勅トナリ、動イテ擧國ノ義憤トナリ、凝リテ陸海軍ノ士氣トナリ、相共ニ世界史上ノ一大壯觀ヲ激成シタリシモノニ非スヤ。彼ノ上下同仇國ヲ賭シテ理ヲ爭フノ日ニ於テ、何ソ曾テ物的損益打算ノ戰志ヲ低昂セシモノアランヤ。和局談判或ハ遺憾ナクンハアラサリシカトモ、而モ是レ毫モ世界史上ノ壯觀ヲ增損スルニ足ラス。宣戰ノ詔勅帝國本分ノ主張ハ、茲ニ其面目ヲ完ウシ、戰勝ノ效果ヲ報ヒ得テ遺ス所ナシ。此利益豈啻ニ二十億金ノ比ノミナランヤ。此ヨリ以往ハ一國ノ責任、唯々既得ノ名譽ヲ保持シ、實力ヲ蘊養シ、自ラ列國ノ瞻望ニ愧チサル

ノ地ニ致シ、世界ノ未タ知ラサリシ新興國ノ威德ハ、畢竟世界ノ未タ知ラサル光明卓犖ノ概アルモノタルコトヲ事證スルニ在ルノミ。蓋シ列國ノ戰爭ハ、古來概ネ物的利益爭奪ノ歷史ニシテ、國際上ノ貪殘無道ハ、事實ニ於テ常ニ强者ノ權利ト認過セラレタリ。歐洲文明ノ情僞ヲ委悉シタル我帝國、今日東洋ノ一隅ニ崛起シ、苟モ新興文明ノ光華ヲ宇內ニ耀サント欲セハ、自ラ當ニ宇內ニ卓絕スルノ抱負標置アリテ、二十世紀新戰勝國タルノ特地風光ヲ開カンコトヲ要スヘシ。轍ヲ履ミ尤ニ倣ヒ、物的利益ヲ之レ貪リテ、歷史ノ因果ヲ反覆スルハ、一國ノ精神ヲ振ヒテ大未來ニ嚮往セシムル所以ニ非ス。百萬ノ師、鉅億ノ費、我カ戰功ハ、世界ヲシテ之ヲ記憶セシムレハ足レリ。我ハ唯ゝ舊賑ノ外ニ洒然トシテ、其本分ノ務ムヘキ所ヲ務メハ、庶幾クハ一戰シテ列强ノ伍伴ニ入レル雄邦民族ノ襟懷ニ負カサルヘキナリ。

新進ノ一小國ヲ以テ覇ヲ東洋ニ定メ、列强ノ娟嫉ニ妨ケラレサルヲ得ルモノハ既ニ幸ナリ。然ルヲ敢然トシテ、妄リニ自ラ尊大ニシテ、主我ノ見、利己ノ說、新殖民地ノ生氣ヲ槁萎ス。此ノ如クシテ多少ノ利潤ヲ滿洲ニ搾取シ得ルモ、東洋ノ平和、帝國ノ國運ニ於テ竟ニ何ノ益カアラン。我カ大陸發展ノ大精神ヲ誤リ、我カ新興國家ノ品性ヲ傷ヒ、世界ノ頌譽ニ讐フルニ世界ノ憎惡ヲ以テス。語ニ所謂其心ニ生シテ其政ニ害アリトハ、未タ必スシモ此等劣情俗論ノ謂タラスンハアラサルナリ。

滿洲荒レタリト雖、我カ大陸發展ノ第一地步ナリ。東洋全局禍福ノ宿スル所ナリ。之ヲ養ヘハ大ニ用フルニ足リ、之ヲ戕ヘハ自ラ禍スルニ足ル。繭絲保障唯ゝ我カ殖民政策ノ制スル所ナリ。

以上を以て、伯の「對淸政策上ニ於ケル日露日佛協商ノ價値」は終つてゐる。そして「附言」として韓國統治問題

に論及し、次の如く記した。

韓國ニ於ケル帝國保護策ノ成功ハ、蓋シ空前ノ盛事ナリ。列國ノ稱讃スル所ナリ。然レトモ裏面ニ於ケル媢嫉競爭呪詛ノ深キモ、亦必ス其稱讃ノ度ニ相比例スヘシ。我ハ平日之ニ備フル所アリテ罅隙ナカランコトヲ要ス。若シ單ニ軍艦砲臺我カ備ヘ既ニ足ルト言ハヽ、其用意タルヤ亦疎ナリ。韓國經營ノ大本ハ、國家的生存競爭ノ優勝資格ヲ我ニ取リテ、必成不回ノ殖民政策ヲ生物學的原則上ニ立ツルニ存セサルヘカラス。然ラスンハ、我カ韓國保護モ、恐ラクハ終ニ力取利己ノ誚ト、第三國造言ノ因トヲ根絶スルノ期アラサルヘシ。予輩此ニハ敢ヘテ其條目ヲ臚列スヘキノ要ヲ見サレトモ、我保護策ハ常ニ人ノ爭ハサルヲ恃マスシテ、我カ爭フヘカラサル所ヲ恃マンコトヲ希望セサルヲ得ス。

日露戰後ノ日本ハ、居然トシテ世界ノ日本トナレリ。更ニ進ミテ日本ノ世界ト做サンカ否カハ、一ニ我カ經世家魂力ノ如何ニ存ス。其行運ニ於ケル列國ノ呪詛媢嫉中傷迫害、愈々出テテ愈々急ナランコトハ、固ヨリ豫期スル所タラサルヘカラス。但眞大國民タラント欲セハ、必ス先ツ自ラ光明眞率ノ襟度ヲ開拓シ來ランコトヲ要ス。陰險詭黠ハ小國民ノ特徵ナリ。區々ノ内國ニ在リテ士君子主我相輕ンシ、人ノ美ヲ成スニ吝ナルカ如キハ、國運發展ノ蟊賊トシテ之ヲ斥絶スルノ氣概ナカルヘカラス。今日韓國ニ於ケル伊藤統監ノ成功ニ對シ、朝野親疎相共ニ其功勞ヲ推崇シテ異言ナキハ、幾何カ我カ國民的襟度ノ向上ヲ表示スルモノナリト認ムルコトヲ得ヘク、日本民族性格發展ノ嘉兆トシテ、予輩ノ竊カニ慶賀スル所ナリ。

六、外相への覺書　其の一

上掲のごとき抽象論策より、進んで伯の具體的政策を窺ふべき二通の文獻がある。それは伯が外務大臣に提出した覺書で、その一は「滿洲に於ける外交問題に就き注意を請ふへき事情に關する覺書」と題するもので、その全文は次の通りである。

我カ殖民政策の圈續か滿洲の野に發展しゝより以來、其外交政策上の主義本領未タ朝野一般の體認する所とならす、傍議百出緩と說き急と說き、歸著する所を知らさるも、要するに人々各ゝ其見る所に從ひ、迭に異同を較するに過きさるものにして、一も通識大觀群疑を推倒するに足るものなし。抑ゝ異論相格して時務の公是を求むることハ、本ト自ラ世局の美事に屬すと雖、而も不通の僻論紛々として無責任の私智に出つるに至りてハ、終に資つて以て一國殖民政策上の外交問題を規制するに足らす。其甚タしきに至りてハ、邦人の滿洲に入り、各種の事業を經營するもの、利害關係支那人と相調和する能ハさる毎に、概ネ咎を國家外交政策の不振に歸し、主我偏見曾て事理の當否を省みるものなし。試ミに此輩の言ふ所を聽き、其望む所を察するに、苟も國家の威聲を藉り、軍旗の保護に托して、一時一己の便宜を成就することを得は、全體の利害永久の得失の如きハ多く顧慮する所に非す。蓋シ公私日常國家に信頼するの厚きハ、是レ或ハ本邦民心の美處なるへきも、其結果動ゝもすれハ、國家の力を自己責分の未タ悉さゝる所に濫用せんとするの弊處を反映することハ、我殖民各地に於て往々目擊する所の現象にして、此の如きハ實に日本民族殖民的能力の猶幼稚なることを一證すへきものなり。

當局者若シ此等の議論に挾要讙咻せられ、滿洲に於ける外交、殊に其對淸關係の上に於て、問題の先後輕重を錯るか如きことあらハ、其後果蓋シ寒心すへきものあらん。然らハ則チ當局自ラ成見の在るありて、滿洲外交の全體著々として其赴くへき所に赴きつゝあるか。此ハ何人も其然るを體認せんことを希ふ所なれとも、當局者と雖恐らくハ、今日未タ一般に對して此信賴を要求するの自信あらさるへし。滿洲の我に於けるや、其殖民的地位實に一種特異の事理上に存在するものなるが故に、亦自ら當サに大局切當の對外方針を歸納し出さゝるへからす。此ハ必スや殖民政策上一貫の知識を具せるものに待つへき所にして、殊に支那の制度國情實力に關してハ、尤も精確の考據を要するものあるへし。是レ予輩の特に之を世の殖民地外交政策論者に質さんと欲する所なり。

且つ予輩平生意窃かに疑惑に堪へさりしものありき。日露戰局初めて成き、小村大使の北京に欽差折衝するや、滿洲內治の豫後に關して特に急詰を加ふる所あり。一タヒは其治理を具記して淸國の責任を訂約條章の中に明かさんと要求し、當時剴切なる淸廷言質の提供に由りて、其條文の成立を見るに至らさりしも、淸國か滿洲統治策に關して過大の警戒を加ふるに至りたるハ、實に此折衝より起因したりしものにして、其後西園寺首相其他朝野名士滿洲視察の項背相望み、內にハ文人論客の放義縱談となり、淸國をして轉ゝ其鬼胎を長せしめ、皇族大臣の巡視となり、駐滿官憲の惡氣息となり、新官制の創定となり、淸廷を奪動して我カ滿洲殖民の勍敵と倣し去りたるのミならす、爾來一事又一事、我ハ殆ント常に先著を遜りて、彼の後へに瞠若たるの實狀あり。是レ果して計の得たるものなるか。

予輩を以て之を觀るに、我か滿洲殖民經營の今日に當り、淸國の耳目を側てゝ之を滿洲に傾けしむるか如き、旣

に一の失策たるのミならす、彼我の紛錯糾纏を避けんか爲にハ、寧ロ務めて之を他方に轉せしめ、語に所謂東に皷うちて西に攻むるの計に出つるの勝れるに如かす。且ツ大官名士の滿洲を跋渉し、新聞演說の滿洲を論議すること、其意固より多とするに足らさるに非されとも、此の如くにして滿洲問題を鼓吹し得たるの結果、若し以て對手國の機先を制し、贏著を占むるものあるに非すんハ、所謂跋渉も議論も竟に何の益かあらん。而も是レ實に今日空言施すなき我か滿洲外交問題の狀態に非すや。

以上擧くる所を統ふるに、從來民間論者の滿洲對外地位を觀するや、既に大に過てるのミならす、當局者政治家の意を致す所も亦甚タ淺しと謂ハさるへからす。然り之を要するに、時情此の如くならさるを得さる所以のものは、國家猶殖民政策上の知識に乏しく、而して對外の主義本領未タ以て輿情の體認を取るへきものあらさるか爲なり。既往ハ尤むるに足らさるも、我か官民此の如くにして日に一日を苟且するに際し、清國君臣敢へて聲色を大にせす、兢々愓厲日に一日を努めハ、滿洲殖民の前途蓋シ必ス言ひ易からさるものあらん。當局幸に示すに今後に處すへき所以の方按を以てせられんことを。

この覺書は、滿洲經營について、我國が徒らに聲を大にすることが、却つて清國の對滿政策をして硬化せしむるに過ぎざる所以を指摘し、むしろ南清に彼の注意を轉向せしむるの得策なることを說ける外交技術論以外に具體的提案は見當らない。

しかし次に掲ぐる「清國東三省政局ニ對スル外交方針意見」においては、伯は更に思ひ切つて、縱横にその外交策を披瀝してゐる。

七、外相への覺書 其の二

第二の覺書たる「清國東三省政局ニ對スル外交方針意見」は長文の論策であるが、伯は先づ筆を清人の國民性より起し、その大體論を次のごとく述べてゐる。

時代ニ時代ノ意向アリ、一國ニ一國ノ情操アリ、對清政策ノ基礎ヲ商量スルニ當リテハ、豫メ先ツ清國々情ノ嚮フ所ヲ勘破スヘシ。今清朝自大偷安ノ夢初メテ破レ、四顧危疑ニシテ聊賴スヘキ所ナキカ如シ。苟モ能ク其弱所ヲ睨、其背綮ヲ批ツモノアラハ、老大帝國ノ向背動息モ亦指掌ノ間ニ在ラン。列國ノ内其見或ハ斯ニ存スルモノアリ。而モ曾テ其成功ヲ見サルハ、要スルニ彼レ未タ清人ノ情操ヲ悉サヽルモノアルカ爲メナリ。

抑滿洲政策ハ對清政策ナリ。對清政策ハ乃對列國政策ナリ。一ニシテ分ツコト難シ。然レトモ予輩ヲ以テ之ヲ觀ルニ、清人ハ致スニ綮密ノ理解ヲ以テスヘカラス。清人主我ノ利害ニ捷ナレトモ、自省ノ理識ニ短シ。之ヲ允若セシムルノ道ハ、唯ヽ或ル大題目ヲ掲ケテ一套ニ是非ヲ圈纘シ去ルニ在リ。今清國朝野囂々トシテ利權回收ヲ之レ呼ヘトモ、曾テ利權ノ人ニ歸スル所以ヲ覺ルニ足ラス、孤危自ラ慊ミテ影ヲ罵リ風ヲ撃ツ。其意ノ窮マル所ヲ察スルニ、唯ヽ是レ亞洲ヲ以テ歐洲ニ抗シ、黃種ヲ挾ミテ白種ト爭フノ幻景ニ外ナラス。唯彼レヲシテ我カ所謂東洋平和ノ命題ヲ領略シテ、其素心ニ慊ヒ、崑崙ニ棗ヲ呑ムモ咀嚼ヲ問ハル、コトナカラシメハ、彼レ必ス慨然トシテ我ニ傾倒シ來ルヘキナリ。是レ對清外交策ノ第一義ナリ。

然レトモ事未タ斯ノ如ク容易ナルコトヲ得ヘカラス。一事ノ交渉ニ臨ム毎ニ、彼我ノ主張ハ其利害ヲ殊ニスヘク、

係爭事態少シク重大ナラハ、彼ハ直チニ我カ東洋主義ノ虛實ヲ疑ハン。我レ若シ我カ主張ヲ讓ラハ、我ハ實利ヲ失ヒテ彼レノ驕溢ヲ被フルヘク、讓ラサレハ所謂第一義ヲ沒却シテ彼レノ猜迮ヲ長スヘシ。此ニ處スルノ道ハ他ナシ。彼ノ當局者ノ情僞ニ投シテ、豫メ之ヲ我カ恩威ノ中ニ置クニ在リ。是レ第二義ナリ。

由來清人ノ君國ニ對スル觀念ハ、到底其身家ノ觀念以外ニ出ツルモノニ非ス。官場進取ノ人ニ於テ殊ニ其然ルヲ證スルヲ得ヘシ。彼等ノ忠愛ハ唯ミ彼等ノ名利分内ニ於テ消長冷熱ス。尨然タル大帝國ノ朝廷カ、年々幾度幾革カ其大臣宰相ヲ簡黜シテ怪ム所ナキハ、輿情ノ國事ニ冷カナル、君臣ノ市道相依ルコトヲ驗スルニ於テ、蓋シ餘徵アルナリ。故ニ思フニ、帝國對清政策ノ現勢ハ、古ニ所謂人ヲ他國ニ植ツルノ計ニ於テ、正サニ再思ヲ要スヘキノ際ニ在ルニ非サルカ。今日帝國對清政策ノ重心ハ實ニ滿洲ニ在リ。予輩滿洲ノ爲メニ謀リテ特ニ其然ルヲ感スルモノアリ。

かかる抽象論より一轉して、伯は支那政局の實狀と、東三省に於ける徐唐督撫、北京に於ける袁世凱の地位を、次のごとく觀察した。

現任東三省總督徐世昌巡撫唐紹儀ハ、刮目ノ重望ヲ負ヒテ新制ノ選材ニ膺リタルモノナレトモ、占ムル所ノ官場地歩槩ネ鞏固ナラス。談者或ハ目シテ遷斥トナシ、或ハ傳ヘテ避出トナス。且ツ東省ハ清室桑梓ノ重地ニシテ、其改制ハ滿洲ヲシテ重キヲ天下ニ成サシメタルモノナルカ故ニ、後進挺銳之カ督撫ノ地位ヲ希望スルモノ背後ニ相屬スルコトハ、亦徐唐ノ暫モ忘ルヽ能ハサル所ナリ。彼レ且ツ何ヲ以テ自ラ其地歩ヲ堅ウスヘキカ。

新任軍機處大臣袁世凱カ朝野ニ於ケル名望ハ、今ヤ其全盛時期ニ在ルモノニシテ、東省ノ改制徐唐ノ推輓概ネ其

意ニ出テタルカ故ニ、徐唐ノ憑恃スル所ハ必ス袁ノ支持ニ在ラン。然レトモ今ヤ袁ハ立憲新政滿漢混一ノ大幟旗ヲ張リテ、政爭ノ將壇ニ立チ、清廷爲メニ前鄂督張之洞ノ重望ヲ援ヒテ、軍機大臣ヲ以テ袁ト相牽制交戟スル所アラシメントス。袁ノ說多キヲ屈セハ、袁自ラ安ンスル能ハサルモノアラン。況ンヤ。徐唐ヲヤ、袁ノ說行ハレハ、勢必ス袁ヲ要シテ內任ノ重キニ任セシメン。是レ袁ノ願ハサル所ナラン。魚龍水ヲ離ルレハ螻蟻ニ困ス。袁ノ袁タル所以ノ勢力全ク北洋ニ存ス。若シ袁ニシテ清國立憲ノ機未タ熟セサルニ、早ク自ラ內任ニ充テンコトヲ希ヒ、事情ノ泰否ヲ測ラス、躁進シテ入閣ヲ取レリトセハ、假令楊士驤ヲシテ直隷ノ後任タラシムルモ、袁ノ前途亦知ルヘキナリ。徐唐能ク之ヲ知ルヤ否、是レ兩人智略深淺ノ由リテ分ル、所ナリ。清廷二百七十年、滿人傳持ノ實力ハ、一議一令ノ能ク拔クヘキ所ニ非ス。袁ヲシテ樞軸ニ當ラシムルハ、是レ或ハ袁ノ手脚ヲ桎梏シテ、其不能ヲ見ハシ、其失敗ヲ促ス所以タルニ過キス。由是觀之、今日袁ノ進止一モ徐唐ノ意ヲ强クスヘキモノナク、而シテ東省旗人ト北京ノ保守論者トハ、頻リニ二人ヲ非短シテ已マサルナリ。

然らばこの清國の政局に乘じて、我が大陸經營を有利に轉回するの道は如何。それは徐唐をして我れに賴らしめ、以て中央に志を得さしむること、袁が曾つて親日によつてその勢力を堅くせしが如くならしむることである。それが伯の意見であつた。卽ち伯は曰く。

予惟誠ニ徐唐ノ新任カ、官場ノ傾排ニ出テタルカ、將タ二人ノ進取ニ出テタルカヲ斷スル能ハス。唯能ク二人ノ計、東省ヲ以テ必ス自家ノ名場利市トナサントスルニ在ルヘキヲ保スルノミ。夫レ二人地步ノ脆薄彼レカ如ク、而シテ東省カ清室ノ重地タリ東洋問題ノ燒點タルコト斯ノ如シ。鞠躬盡瘁斃レテ已ムハ支那人ノ國家觀念ニ非ス。

盤根錯節利器ヲ判ツハ徐唐ノ窮計タラサルヲ得ス。彼們ハ今ヤ一場ノ背水陣頭ニ立テルナリ。若シ一臂ノ力ヲ藉シテ彼們カ爲メニ脫身出頭ノ地ヲナスモノアラハ、則チ中流ノ一壺誰カ呉越ヲ問ハン。彼們カ依托憑結、必ス敢テ他ノ清タリ日タリ露獨タルヲ、誰何スルニ遑アラサルヘキナリ。彼們ニシテ知ルアラハ、今來必ス袁世凱ノ故智ヲ憶ヒテ、中心惘々タルモノアラン。

袁世凱一タヒ日清戰爭ニ懲リ、二タヒ北清事變ニ覺リ、播然トシテ歡ヲ日本ニ取ルノ已レヲ清廷ニ重クスル所以ナルヲ辨ヘ、政見機策東ニ買ヒテ西ニ鬻キ、居中シテ以テ今日ノ地歩ヲ成セリ。是レ徐唐ノ親シク覩タル所ナリ。日本ノ爲メニ之ヲ思フニ、當時若シ袁ヲ咎メ袁ヲ絀シテ其地歩ヲ成スヲ得サラシメハ、我カ對清勢力ノ今日ニ後ルルモノ蓋シ尋常ニ止マラサリシナラン。然ルヲ既ニ之ヲ袁ニ得テ、之ヲ徐唐ニ得ルコト能ハスト云ハヽ、是レ一隅ヲ擧ケテ三隅ヲ反ヘス能ハサルナリ。夫レ失ヒ易キモノハ機ナリ。値ヒ難キモノハ境ナリ。所謂人ヲ他國ニ植ツルノ計モ亦唯ゝ其機境ニ應スヘキノミ。從來露獨屢ゝ之ヲ清廷ニ試ミ、成ルニ垂ンナントシテ成ラサリシ所以ノモノハ、彼レ未タ清人ノ情操ヲ悉サヽリシカ爲メナリ。假令袁世凱今日更ニ親獨ノ內意アリト云フト雖トモ、昔日帝國ノ後援ヲ忘レサルヘシ。却テ問フ。向後滿洲ノ事更ニ一袁世凱ヲ得テ之ヲ我カ恩威ノ中ニ繫キ、我カ大陸發展ノ前途ノ爲メニ滿眼ノ荊棘ヲ除カシムルノ策アラサルヘキカ。徐唐ニシテ一タヒ我カ好意ニ托シ、稍ゝ勢力ヲ清國政界ニ伸フルニ至ラハ、其勢復タ反側以テ自ラ危クスルヲ得サルヘク、必ス敢テ惡氣腐心ヲ以テ、我カ對滿政策ヲ迎フルコト、今日ノ如クナル能ハサルヘキナリ。

然るに帝國政府の外交は、この伯の意見に反して、販鹽漁業の如き「目前區々ノ小問題」のために、大局を誤りつ

つあるなきやを憂ひ、

於是乎予輩ハ更ニ大ニ疑フ。今日我カ滿洲政策カ外務ノ一隅ニ噞喁シ、目前區々ノ小問題ハ、唯ミ徐唐ノ狠迕輙突ノ長シテ、向後ノ諸大問題ノ爲メニ、層々障礙ヲ築ケトモ、之ヲ憂フルコトヲ知ルモノナキカ如クナルハ、是レ果シテ何等ノ計ソヤ。這裡若シ予輩未解ノ向上消息アリト謂ハヽ、願クハ其略ヲ與リ聽イテ滿洲經營ノ矩矱トナサンモノナリ。

と痛語して後、再び前論に返つて、徐唐援助策を再論した。

然レトモ徐唐由來陰狡ノ支那政事家ナリ。當朝一流ノ材力ナリ。一朝ノ怒ヲ以テ日本ノ勢力ヲ讐視スヘキカ如キ短見者流ニ非ス。事ニ隨ヒテ頑梗ノ態度ヲ取ルモ、抑ミ安ンソ彼カ瓦ヲ投シテ珠ヲ引カント欲スルノ意ニ非サルヲ知ランヤ。彼レ今鐵路新營ノ風聲ヲ以テ吉長豫定線ヲ威嚇セント欲シ、亦其聲ヲ大ニシテ資ヲ露國ニ借ラントスト稱ス。彼レ豈眞ニ此萬不可行ノ謬計ヲ懷イテ、故ラニ嫌ヲ日本ニ取ルモノナランヤ。彼レ豈四五百萬ノ微金、近ク之ヲ日本ニ求ムルノ順ニシテ且ツ易キヲ知ラサルモノナランヤ。辭厲ニシテ意怠リ、西ニ顧ミテ東ヲ思フ。我カ滿洲政策ニシテ現狀ニ停滯セハ、彼們カ此類ノ惡氣息ヲ放ツコトモ又續々相屬セン。情僞投スヘキナリ。若シ我カ滿洲政策ニシテ、徐唐ヲ併セテ一盤ニ秤量シ去ルニ至ラハ、滿洲ノ經營何ソ必スシモ言ヒ難カランヤ。我カ政府假シ徐唐ノ弱所ヲ看取シテ、其私願ノ肯綮ニ投シ、其名望勢力ヲ援ケテ、爲メニ根脚ヲ清國政界ニ扶植セハ、徐唐タルモノ必ス敢ヘテ我カ實權ニ悖リ、我カ失意ヲ樂ムノ地ニ立ツコト能ハス。然ル後比來東省ニ偏重セル清廷ノ政治熱ヲ誘ヒテ、之ヲ其西南方面ニ轉シ、我カ殖民經營ノ爲メニ百般ノ凝滯ヲ緩和セシメンコトハ、

豈滿洲政策ノ急務ニ非スヤ。何トナレハ戰局以來我カ官民幾多ノ行動ハ、適〻清廷ヲ警策シテ耳目ヲ滿洲ニ欹テシメ、官制改定以下許多ノ發奮著力ヲ促カシタルモノニシテ、今日滿洲問題ノ困頓ハ、我レ自ラ求メタルノ難局ナリト云フモ過言ニ非サレハナリ。然ルニ試ミニ之ヲ現狀ニ顧ミレハ、交渉ハ唯販鹽漁業等ノ小事端ニ睚眦シテ、紛々解決スルコトヲ得ス。予輩ハ將來之ヨリモ大ナル利益問題ニ影響スル所ナキカヲ疑フ。

そして伯が最後に、反對論を駁すると共に、結論として進言したところは、次の通りであつた。

或ハ謂ヘラク。近來清國官吏ノ日本ニ對スルヤ、相率ヒテ强硬ノ態度ニ出ツルカ如キモノアルハ、單リ徐唐諸人ノ爲スノミニ非ス。嘗ミニ其意ヲ揣ルニ、彼レ必スシモ其君國ノ爲メニ然ルニ非サルナリ。將タ名分理義ノ爲メニ然ルニ非サルナリ。所謂利權回收論ハ適〻一代ノ風潮ヲ成シ、彼等ヲ驅リテ倔强粗獷ヲ裝ヒ、以テ時調ニ媚ヒシムルニ過キサルノミ。故ニ利權回收論ニシテ未タ其聲ヲ斂メサル間ハ、彼等ノ頑梗モ亦依然相倣フヘク、假令其倣フニ任スルモ亦能ク何ヲカ爲サンヤト。予輩誠ニ當前ノ事實ヲ閑殺シテ、此疎懶無策ノ空談ニ信賴スヘキ理由ヲ發見スルノ明ヲ有セス。假シ一歩ヲ遜リ、事情ヲシテ眞ニ談者ノ談ノ如クナラシムルモ、之カ爲メニ彼我感情ノ衝突憎嫉ニ放任シ、長ク交渉ノ不利ヲ忍ハサルヘカラサルノ理由ニ至リテハ、其レ果シテ何クニカ在ル。予輩ハ我カ當局目下係爭ノ問題ニ熱中シテ、他顧ニ遑アラサルヘシト信スルコト能ハス。之ヲ事情ニ徴シ實勢ニ照サハ、予輩ノ所見ノ如キ、恐ラクハ當局ノ夙ニ辨察セラレタル所ナラン。政府果シテ此ニ意アリトセハ、幸ハクハ機密ヲ妨ケサルノ限內ニ於テ、其大體ヲ垂示セラレンコトヲ。予輩局外ト雖、滿洲經營ノ前途ニ於テ其職責ヲ感スルコト實ニ深重ナリ。政府若シ已ニ此方針ヲ取レリ、宜ク其意ヲ體スヘシト云ハヽ、是レ我カ對滿政策ノ

局面更新ナリ。此ノ如クナラハ則チ上來所論ノ第一義第二義、活使利用ノ道ニ於テ予輩今後ノ運心設慮モ、亦痛ク自ラ振作ヲ加ヘラルヘキナリ。

第七節　嚴島夜話

一、伊藤博文に大亞細亞主義を說く

伯の滿鐵にあるや、その間僅かに一年有半であつて、しかもその大半は羇旅の間に費された。しかしながら、伯が滿鐵自身のために施設したる業績の鮮少ならざりしは、既に述べたるところである。

然りと雖も、伯がその渾身の情熱誠意を傾けたるの業は、實は滿鐵自身の事務ではなかつた。滿鐵の依つて立つ地盤自身についてであつた。滿鐵の地盤とは何ぞや。日く支那大陸である。日く支那と日本との關係である。日く支那を主題とする日本對世界の關係である。これを約言すれば、日本の世界政策である。

この伯の世界政策の輪廓を、最も明瞭ならしめたるものが、伯の手記に爲る「嚴島夜話」である。

この文獻は伯の手記に成る各種の文獻中、その首尾の一貫せると、內容の演劇的興味に饒かなるよりして、恐らくは指を屈すべき逸品である。吾人はいまこの全文を揭げて、この興味ある一大史實を物語らんと欲する。

「嚴島夜話」は、伯が伊藤博文に向つて、日本の世界政策の根本を說きたる記述である。

蓋し伯は、夙くより伊藤の人物に傾倒し、帝國興隆、東洋和平の業は、斯の人によつて達成せらるべしと期待してゐた。ゆゑに滿鐵の總裁となりて、清朝崩壞、支那大亂の兆候歷然たるを見るや、禍を未然に防ぐの道は、元老伊藤を動かして、歐洲列强との連衡を策し、米國に當るの外なしと確信した。

然らば如何にして、これを伊藤に說くべきか。又如何にして伊藤をして、これを實行せしむべきか。

「嚴島夜話」自身をして物語らしめよう。

故伊藤公韓國ニ統監タリシ時、予亦乏ヲ南滿鐵道總裁ニ承ケ、屢〻往イテ藤公ノ所見ヲ叩ク。就中東洋ノ將來ニ關シ憂惧スル所深シ。今ニ於テ速ニ國策ヲ確定シ以テ支那ノ大局ヲ安定セシムルニアラズンバ、重大ノ禍機、或ハ這裏ニ胚胎センコトヲ虞レ、衷心晏如タル能ザルモノアリ。（是ヨリ先明治三十一年以來、幾回トナク向島大倉別邸ニ公ト相會シ、對支政策ニ關シテ、備サニ公ノ經綸ヲ聽クコトヲ得タリ。）

明治四十年初春以來、東亞ノ形勢ハ益〻混沌ノ狀ヲ呈シ、風雲ノ變、端倪スベカラザルヲ覺フノミナラズ、當時西太后尙垂簾ノ裏ニ威權ヲ恣ニシ、頻リニ米淸同盟說ノ喧傳セラルルニ次イデ、唐紹儀渡米爲ス所アラントスルノ風聞高シ。是ヲ以テ予ハ一書ヲ伊藤公ニ呈致シ、內地又ハ朝鮮ノ何レノ地タルヲ問ハズ、公ノ便宜トセラルル場所ト時日トニ於テ會見シ、十二分ニ公ノ識慮明鑑ヲ得ベキ機會ヲ與ヘラレンコトヲ悃望セリ。公ハ直ニ予ノ懇請ヲ納レ、乃チ明治四十年五月、公ガ京城ヨリ帝都ニ歸還ノ途次、嚴島ニ於テ面談スヘキ旨回示セラレタリ。

かくの如く、伯の自記には、伯が嚴島において伊藤と會談したるは、明治四十年五月としてあるが、これは伯の記憶違ひかと思はれる。何となれば、後に伯がその正確なる月日を知らんとて、調査を依頼したるに對し、大正十三年

十月二十四日附、廣島縣警察部長井野次郎よりの返翰によれば、次の如く記されてあるからである。

――當時御下命相成り候件、其後更に調査之結果、神社之日誌より確實なる事實を得候間、左に當時之日誌之要を摘み申上候。

日誌之抜き書

明治四十年九月故伊藤公及後藤子爵參拜之砌

一、九月廿七日、伊藤公出迎のため宮司（淺野）禰宜（木曾）尾道市ニ出張。同日後藤滿鐵總裁來島、野坂、多米兩主典宮島驛迄出迎フ。旅館白雲洞（今ノ立花旅館）

一、九月廿八日午前十時、後藤總裁參拜。

同日午後三時四十二分、伊藤統監來島、旅館岩惣。

一、九月廿九日午前八時、副統監曾根子爵一行來島。

同日午後二時十五分、後藤滿鐵總裁東上セラル。

一、九月三十日午前九時、曾根副統監一行參拜。

同日午後一時半、正副統監出發、但シ統監一行軍艦笠置、副統監一行ハ軍艦兒島ニ乘艦。

以上當時之日誌之要を摘みたるものに御座候。尚後藤子爵閣下は滿洲より御東上之途次御立寄られたるものに有之、伊藤公爵閣下は朝鮮に御歸任之途次御立寄られたるものに有之候。

即ち伊藤と伯との會見は、五月ではなくて九月であり、また「公ガ京城ヨリ帝都ニ歸還ノ途次」ではなくて、伊藤は朝鮮に歸任の途次であつたのである。またこの嚴島における會談は、後に記す如く「三日三晩」としてあるが、上の日誌抜書によれば、それにも疑ひなきを得ない。

然しそれ等は畢竟小事に過ぎぬ。我等は進んで、その經緯を記さねばならぬ。「嚴島夜話」は續けて記して曰く。

顧ルニ嚴島ニ於ケル公ト予トノ會談ハ、予ニ取リテ實ニ終生忘ルヘカラザル一大記念タルト同時ニ、最モ傷心ニ堪ヘザル思ヒ出ノ種トハナレリ。當時公ト予トハ初夏瀬戸内海ノ風光ヲ賞シツヽ、三晝夜ニ亙リテ全然他人ヲ交ヘズ水入ラズノ縱横談ヲ試ミタリ。而シテ其ノ中心問題ハ卽チ東洋ノ將來、特ニ對支政策ノ決定如何ニ在リキ。予ハ劈頭先ヅ公ニ對シテ率直ニ問ヘリ。方今帝國ノ急務タル對支對露ノ根本策ヲ樹テ、以テ百年ノ長計ヲ大定スルヨリ緊切ナルモノ他ニ比スヘキナシ。而シテ之ガ解決實行ノ手段トシテハ、一代ノ重望ヲ負ヒ、責任最モ大ナル公爵自ラ進ンデ其ノ衝ニ臨マルヽヲ當然トスベシ。不肖素ヨリ魯鈍ナリト雖モ、幸ヒニ公ノ斷乎タル決意ヲ聞クヲ得バ、又驥尾ニ附シテ微誠ヲ致スヲ辭セズト。然ルニ此ノ時公ノ心中何事カ平ラカナラザルモノアルガ如ク、稍〻色ヲ作シテ曰ク。東洋根本策解決ノ緊急ナルハ余（伊藤公）モ亦同感ナリ、但シ余ト君（後藤）トノ關係ニ於テ、余ハ未タ曾テ後藤其ノ人ヲ無視シタルコトナキニモ拘ハラズ、後藤ハ屢〻伊藤ヲ無視セルコトアリシニアラズヤト。

何の故に伊藤はこの言を爲したるや、「嚴島夜話」には括弧をして「此ノ事後段ニ至リ其ノ意味判明ス」と記してあり、事實その說明が後にしてあるが、「公ノ心中何事カ平ラカナラザルモノアル」が如かりし所以が、果して伯の記す點であつたかどうかは疑はしい。しかしその初め、伊藤が事毎に伯の議論に反對して、激論を闘はしたことは事實であつて、伊藤の胸中或は、故意に伯の意見を逆襲し、それによつて、伯の所懷を盡さしめんとしたものかも知れないと思はれる。

さて「嚴島夜話」は、伊藤公との激論の情を記して曰く。

伊藤公ハ夙ニ世ニ熟知セラル、ガ如ク氣宇澹淡、其ノ先輩タルト後輩タルトヲ問ハズ、快談相與ニシテ城府ヲ設ケザルト同時ニ、自ラモ決シテ歯ニ衣著セザル好論客ナリキ。故ニ公ト予トノ會談ハ、恰モ一種ノ討論會ノ如ク然リ。若シ室ヲ隔テ、聽クアラバ、激論ニ加フルニ往々漫罵ヲ以テシ、主客ノ應酬頗ル穩ナラザルモノ、如クニ感ゼシナラン。而カモ是レ公ガ天眞流露ノ美德ニ出ヅルニ外ナラズ。其ノ地位閱歷遙ニ下ニアル予ノ如キヲ以テシテ、何等ノ臆面ナク、極メテ無造作ニ其ノ丹愚ヲ披瀝シ得タル所以亦此ニ存セリ。

さて愈々本問題に入つて、伯は伊藤に對し、韓國統監の職を辭し、世界漫遊の旅に上らざるべからざる所以を建言した。「巖島夜話」によれば次の通りである。

予ハ上記ノ如ク公ノ意中、既ニ東洋根本策ノ緊切ナルヲ痛感セラレツ、アルヲ知リ得タルヲ以テ、更ニ單刀直入公ニ向ツテ進言シテ曰ク。閣下儻シ今日ノ機會ヲ逸セズ、其ノ經綸ニ打著セラレントナラバ、先ヅ統監ノ冠ヲ排ケテ、單ニ一個ノ大政治家トシテ、汗漫ノ遊ヲ、大陸ニ試ミラル、意ナキヤ、苟モ國家ノ大策ヲ海外ニ立テントスルニ方リ、多少トモ朝鮮臭ヲ帶ブルガ如キ誤解ヲ招起セシムルハ甚ダ妙ナラズ、蓋シ內地ニ在リテ元老兼政友會總裁ノ二役ヲ使ヒ分クル場合トハ自ラ異ナルヲ以テ最モ用意ノ周到ヲ要トスレバナリ。公ノ所見果シテ如何。

然るに伊藤は、かうして、伯が勢ひ猛に突つかかつて來るのを、輕く外して、

公、答ヘテ曰ク。上意之ヲ允許シ玉ハヾ統監ノ職ハ卽時ト雖モ辭スベシ、予モ亦私カニ考慮スル所アリテ、曾禰（故荒助子）ヲシテ後任タラシムベク奏薦ノ準備ヲ爲シツ、アリ、故ニ君（後藤）ノ言フ所ハ無論異存ナシト雖モ、而カモ漫然大陸旅行ヲ企テ、如何ンカ其ノ意志ヲ達スベキカト、

さう伊藤が逆襲し來つたので、伯は玆に得意の大亞細亞主義論を、滔々と述べる段取りとなつたのであつた。次の通りである。

予、語ヲ次キテ曰ク。公隆々ノ聲望ハ中外ノ瞻仰スル所、一タビ其ノ身ヲ起シテ大陸ニ入ルアラバ、假令干漫ノ遊ト稱スルトモ、其ノ間自ラ深甚微妙ノ意義ヲ生スベキヤ必セリ、卽チ順序トシテ先ヅ支那ヲ訪ヒ西太后ニ進謁セラレンカ、輙チ其處ニ世界ノ大勢ヲ語ルヘキ機會ヲ發見セラルベシ、夫ノ米淸同盟說ノ眞相ハ未タ分明ナラザルモ、若シ兩國間ニ這般同盟乃至提携ノ事實アリトセンカ、ソハ米國自ラ支那人ニ對スル一切ノ差別ヲ撤廢シ、人種的ニモ將タ法律的ニモ完全平等ノ待遇ヲ與フルニアラザル限リ、兩國永久ノ和親ハ成立セザル筈ナリ、此ノ前提要件ヲ具備セザル米淸同盟若クハ提携ハ、不合理且ツ不自然ナル産物タルヲ免レザルノミナラズ、畢竟一時ノ機揆ノ爲メニ飜弄セラルヽノ結果ヲ招キ、却テ東洋ノ將來ヲ危殆ニ導ク虞アリトイハザルヘカラズ、故ニ公ノ識見ト聲望トヲ以テ、此ノ理ヲ磬シテ西太后ニ語ルアラバ、西太后ハ決シテ徒爾ニ之ヲ聞キ流サズ、必ラズヤ袁世凱等ノ臣僚ニ公ノ意見ヲ傳ヘテ諮問スル所アルベク、慶親王其ノ他淸廷ノ重責ニ膺ルモノ、亦之ニ依テ大ナル啓發ヲ得自覺心ヲ喚起スベキヲ疑ハズ、此ノ如キハ表面外交上ノ公職ヲ帶ブル使臣ノ能クスル所ニアラズシテ、公ガ干漫ノ遊ニ由リ始メテ期待セラルベキモノナリ、而シテ支那ノ有力者ヲ啓導シテ國際上ノ眞智見ヲ會得セシメ、以テ東洋人ノ東洋、卽チ大亞細亞（パンアジア）主義ノ本旨ニ悟入セシムルコソ、東洋平和ノ根本策ヲ大定スル所以ナレ云云。

これは伯が旣にその春、北京を訪ねて著手せる事業を、元勳伊藤の力を藉りて、完成せんとする心算であつた。こ

れが伯の所謂「第一策」である。然るにこの第一策は、忽ちにして伊藤の反撃に會つた。「巖島夜話」は續いて記して曰く。

斯ク予ノ大亞細亞主義（パンアジア）ニ就テ語ヲ進ムルヤ、伊藤公ハ乍チ之ヲ遮ギリテ曰ク。吾子暫ク言フヲ休メヨ、所謂大亞細亞主義トハ抑ゝ何ゾヤ、凡ソ此ノ種ノ論法ヲ口ニスルモノハ、深ク國際間ノ情僞ヲ察セズ、動モスレハ輕率ナル立言ヲ爲スガ故ニ、忽チ西人ノ爲メニ誤解セラレ、彼等ヲシテ黄禍論（エローペリル）ヲ叫バシムルニ至ルト。予ハ大亞細亞主義説ヲシテ黄禍論ノ因タラシムル如キハ、外交術ノ拙ナルニ職由ス、畢竟當事者其ノ人ヲ得ザルガ爲メナリト辯シタレドモ、公ハ容易ニ首肯セズ。且ツ曰ク。吾子ノ説ク所未タ其ノ意ヲ得ズト。

かくして兩者の激論は、大亞細亞主義論の検討に、長時間を費したが、結局は事實問題として、現時の支那の政治家中、果してこの大亞細亞主義實現に、協力し得る人物ありや否やの點に落著して來つた。

是ニ於テ公ト予トハ、大亞細亞主義ノ趣旨利害ニ關シテ、意外ノ激論ヲ闘ハスコト、ナレリ。巖島ニ於ケル會談ノ第一日ヨリ第二日ニ亘リテハ、互ニ論辯相下ラザリシモ、第二日ノ夜ニ至リ、公ハ稍ク予ガ謂フ大亞細亞主義其ノモノ、意義ニ對シテハ、敢テ同意ヲ惜ムニアラズト雖モ、輕シク且ツ露骨ニ發表シテ他ノ疑惑ヲ招クヲ最モ不可トセラレ、其ノ主張ニハ賛同スレドモ、其ノ言動ハ殊ニ愼重ニスベキヲ訓ヘラレタル後、更ニ予ニ反問シテ曰ク。借ノ所見ハ略ゝ判明スルヲ得タリ、然レトモ現時ノ支那政治家中、借ノ卓論ヲ聽テ適當ニ理解シ得ルモノアリヤ否、假シ之ヲ支那有力者ニ説キテ彼ノ理解ヲ得ズ、或ハ理解ヲ得ルモ、彼ガ中心勢力ノ微弱ナル爲ニ之ガ實行ニ堪ヘザル時ハ如何ト。

そしていよ〳〵話題は伯の所謂「第二策」に轉じた。その次第は次項に說くこととする。

二、新舊大陸對峙論の提唱

流石は伊藤である。大亞細亞主義は假に正しとするも、支那政治家中に、これを理解するもの無き時は如何、と反擊して來た。

しかしそれで辟易する後藤ではなかつた。彼は直ちに「第二策」をもつて、伊藤に獻策し且つ應酬した。次の通りである。

予ハ徐ニ應ヘテ日ヘリ。上來述ブル所單ニ予ガ持說タルニ止メズ、卽チ移シテ以テ閣下ノ宿論ト爲シ、推擴シテ日本ノ國論タラシムルニ在リ、是レ豈大勳位公爵伊藤博文ノ日本ニ健在スル所以ニアラズトセンヤ、閣下旣ニ東洋ノ將來ヲ察シテ時局ノ重大ナルヲ憂ヒラレ、今ニシテ根本的解決ノ機ヲ失フトキハ他日不測ノ禍至ランコトヲ恐レラルヽニ於テ、何ガ故ニ身ヲ挺シテ此ノ難局ヲ打開セラレザルヤ、若シ支那政治家中之ヲ理解セズ、若シクハ之ヲ理解スルモ實行ニ難ンズル時ハ、宜シク第二段ノ方策ニ出ツベキノミト。公言下ニ再問シテ日ク。第二段ノ策トハ何ゾヤ。予膝ヲ前メテ日フ。ソハ歐洲各國、就中露獨英佛ト協力シテ、大勢ニ善處シ、以テ支那ノ安全ト東洋ノ平和ヲ確保スルノ意ヲ指スナリ、之ガ爲ニハ公ノ旅程ヲ歐洲大陸ニ進メ、彼ノ地ノ有識者ト應接シテ、談笑ノ間ニ日支兩國ノ特殊關係ヲ說明シ、公ヲ以テ自ラ世界ニ於ケル東洋問題ノ第一人者タル權威ヲ認メシムルヲ急務トス、勿論、此ノ場合ニ於テモ、公ノ世界周遊ハ禪門ニ所謂無一物卽一物ヲ旨トシ、何等形式上ノ使命ヲ

帯ビザル任意自由ノ旅客タルヲ便トスベク、此ノ如クニシテ、一方日英同盟ヲ保持シツヽ、他方更ニ歐洲大陸諸國ノ協力ヲ見ルニ至ラバ、東洋ノ事以テ意ヲ安ンズルニ足ラン乎、何トナレバ世界今後ノ趨勢タル、之ヲ大處ヨリ達觀スレバ、卽チ新大陸ト舊大陸トノ對峙ニ歸著スベシ、而シテ歐洲各國ハ東洋諸國ト共ニ齊シク舊大陸トシテ、共通ノ立場ト利害トヲ有スルモノナレバナリ云々。

いま後藤の口より、新舊大陸對峙なる新說を聽くと、伊藤は卒然として、色を爲して反駁した。「博文寡聞ニシテ未タ斯カル奇異ナル言說ヲ耳ニシタルコトナシ」と勵聲叱咤した。蓋し伯が、徒らに新を競ひ、妄想を逞しうするものと考へたのである。

本文の記事は續く。

論ジテ此ニ至ルヤ、公ハ予ノ此ノ言ニ憤ルモノヽ如ク、大喝勵聲シテ曰ク。所謂新大陸舊大陸ノ對峙トハ如何ナル意義カ、是レ實ニ破天荒ノ議論ナリ、博文寡聞ニシテ未タ斯カル奇異ナル言說ヲ耳ニシタルコトナシ、恐クハ机上ノ空想ニアラズンバ、卽チ痴人ノ囈語ニアラザルナキカ、由來何ノ據ル所アリテ、此ノ種ノ議論ヲ唱道セルモノカ、又何レノ時代ヨリ斯ル見解ヲ生シタルカ、今將タ如何ニシテ之ガ對策ヲ講セントスルカト、氣色凄マジク予ヲ難詰シテ滔々數百言、外交史ヲ引援シテ予ノ論旨ヲ駁撃セラレ、嚴島ノ第二日目ハ、此ノ論爭ノ爲ニ夜半十二時ヲ過ギテ、第三日ニ持越スコトヽナレリ。

然らば伯の所謂「新舊大陸對峙論」とは何ぞや。伯はその時、伊藤に說明して、次の如く論じた。

予ノ新舊大陸對峙論ハ、前述ノ如ク、痛ク伊藤公ノ頭腦ヲ刺戟シタリシガ、之ニ關シテ予ハ從容トシテ僞ラズ飾

ラザル心底ヲ吐露セリ。曰ク。予ノ臺灣在職當時、「クルツプ」ノ懸賞研究論文ヲ讀過セルニ、偶々「シャルク」ノ「ースターツ・ウント・ナツール」ナル懸賞出版中氏ノ一文アルヲ看タリ、ソハ獨佛同盟論ヲ骨子トセルモノニシテ、其ノ大要ヲ約說スレバ、即チ獨佛兩國對峙ノ形勢ヲ持續スルハ歐洲滅亡ノ原因ヲ養成スルニ異ラズシテ、其ノ結果ハ必ズ米國ノ爲ニ乘ゼラレ、歐洲列國皆遂ニ依々トシテ彼ニ制セラル、外ナキニ至ルベシ、故ニ獨佛兩國ハ互ニ其ノ舊怨ヲ忘レテ協調一致ノ計ヲ立ツルヲ要トスベク、而シテ兩國ノ協調成立セバ、傲慢自尊ノ英國ヲシテ、必然的ニ獨佛ト協力スルノ有利ナルヲ悟ラシムベシ、是レ歐洲各國ニ新生ノ光輝ヲ放ツヘキ一大原動力トナルモノニシテ、若シ之レナクンバ歐洲ノ平和ト發展トヲ將來ニ期待スル能ハズ、然ルニ獨逸ハ其ノ參謀本部存スルノ故ヲ以テ、國家ノ强力ヲ誇ルト雖モ、輓近經濟戰爭ノ熾烈ヲ極ムル時代ニ於テ、新タナル經濟參謀本部ヲ設ケザルハ、實ニ一大缺陷ナリトイハザルベカラズト、予ハ如上「シャルク」ノ論ヲ一讀シテ大ニ共鳴スル所アリ、仍テ特ニ之ヲ飜譯セシメテ、兒玉總督始メ二三ノ知人ニ頒チ、併セテ其ノ所見ヲ徵メタリ、

このシャルクの所論は、今にして思へば、千古の卓論であつた。しかも歐羅巴はシャルクの言に聽かずして、獨佛相戰ひたる結果、つひに米國世界制覇の形勢を馴致し、歐羅巴がながく米國に叩頭せざるべからざるに至つた。

それはさて措き、伯の所謂「新舊大陸對峙論」とは何であるか。「嚴島夜話」はなほ續いて記す。

兒玉總督ハ此ノ論文ヲ閱讀シテ後、予ニ語リテ曰ク、歐米兩大陸ガ大西洋ヲ隔テ、相對峙スル關係ハ、行ク行ク「シャルク」ノ見ノ如クナルベシ、而カモ日本ハ此ノ間ニ處シテ如何ノ地位ヲ有スベキヤ、又東洋ノ將來ハ果シテ如何ニ成リ行クベキヤト、予ハ總督ノ質問ニ接シテ、更ニ大ニ考慮スルコト數日數夜ニ及ベリ、而シテ予ハ

「シヤルクー」ノ主張ニ係ル獨佛同盟論ヲ以テ規模尚ホ狹小ニ失スルヲ思ヒ、熟考又熟考ノ末遂ニ到達シ得タルモノハ、新舊大陸對峙論是レナリ、卽チ大西洋ヲ挾メル兩者ノ關係ヲ推擴シテ、太平洋ノ兩岸ニ國スル新舊大陸ヲ包含セシムルコトニ依テ、始メテ日東帝國本位ノ世界ノ恆久的平和ハ維持セラレ、人類全般ノ幸福ハ享有シ得ラルベシト信スルモノ、予ガ主張ノ由來ナリ、予豈奇ヲ好ンデ突梯ノ辯ヲ弄フモノナランヤ、蓋シ歐亞舊大陸ニ對スル新大陸米國ノ脅威ハ唯ゝ時日ノ問題タルヲ深ク自覺シタルガ故ナリ、換言セバ東洋問題ノ中心タル支那ノ將來ハ、單ニ支那自身又ハ日支兩國ノ關係ニ止マラズシテ、漸ク世界的問題タル性質ヲ帶ビ來ラントス、果シテ然ラバ、是レ對歐洲問題タルト同時ニ、對米國問題ナルヲ以テ、豫メ之ニ備フルノ途ハ、歐洲各國トノ協力ヲ固ウシ、以テ新大陸タル米國ヲ、事ノ未然ニ制スルノ外他ニ之レアラザルヲ認メタルニ由ルナリ」

以上が伊藤の難詰に答へたる伯の所論の大體である。然し伯の「嚴島夜話」には、それに續いて、次の如く感想を記してゐる。

以上ハ伊藤公ノ難詰ニ對シテ答ヘタル予ガ論旨ノ梗概ナリ。然ルニ予ハ前記ノ結論ヲ得テ、之ヲ兒玉總督ニ復命スル前、總督ハ急カニ參謀次長ニ轉任セラレ、尋テ日露戰端ハ開カレタリ。隨テ予ハ重ネテ故總督ノ意見ヲ知悉スル機會ヲ得ザリシガ、戰後予ハ圖ラズモ南滿鐵道經營ノ大任ヲ拜承スルコト、ナリ、偶然多年懷抱セル東西文明融合ノ事業ヲ實際ニ試ムベキ地位ニ置カレタリ。蓋シ南滿鐵道ハ其ノ當初ニ於テ單ナル經濟機關トシテ引繼ギタルニアラズ。寧ロ其ノ目的中ニハ、滿蒙ヲ開發シテ日支兩國ノ有機的關係ヲ象徵スベキ國策上ノ任務ヲ帶有スルト同時ニ、東西文化ノ融合、卽チ歐亞ノ兩文明ヲ連絡結合シ、以テ世界ノ文化的大動脈タルノ機能ヲ全ウスベ

ク使命ヅケラレタルナリ。是ヨリ先、歐亞兩大陸文明ノ接觸ヲ謀レルモノ、露國ノ小亞細亞ニ於ケルガ如キ、或ハ獨逸ノ近東ニ於ケルガ如キ、先年獨逸皇帝ガ「マホメツト」ノ墓ヲ弔ヒ、回教徒ヲ激シ、土耳古皇帝ニ打電セシカ如キハ、暗ニ東西文明融合、歐亞聯合、舊大陸同盟ノ萌芽ヲ發スルニ非サルハナシ。他亦其ノ類例ニ乏シカラズ。殊ニ獨逸ガ「バグダツド」鐵道ヲ敷設シテ遠ク波斯灣ニ出ヅルノ計畫ニ著手セルハ、歐亞兩文明ノ融合ヲ促進スル上ニ於テ、最モ留意スベキ雄圖ナリシモ、之ヲ日東帝國ノ急速ナル進歩發展ニ比スレバ、固ヨリ日ヲ同ウシテ談ルベカラズ。要スルニ世界形勢ノ推移ニ鑒ミ、將タ之ヲ人文自然ノ情勢ニ考フルニ、歐亞兩大陸ハ、新大陸タル米國新興ノ勢力ニ對シテ、共通且ツ共同的關係ヲ有スルモノニシテ、新舊大陸對峙ノ姿勢ハ、二十世紀史上ノ一大事實タラスンバアラズ。唯ゞ之ヲ早キニ看取シテ、豫メ準備ヲ整フルモノハ、大勢ニ打勝ツヲ得ベク、然ラザルモノハ新大陸ノ壓迫ニ苦惱シ、遂ニ衰滅ノ悲運ニ陷ラザルヲ得ザルナリ。是レ予ガ「シヤルク」ノ獨佛同盟論ニ「ヒント」ヲ得テ、爾來深ク東洋ノ前途ニ潛慮シ、自ラ滿鐵經營ノ任ニ當ルニ及ンテ、微力ナガラ歐亞文明融合ノ實現ニ努力ヲ惜マザルヲ誓ヒタル所以ナリ。因ニ記ス。予ハ滿鐵總裁受任ノ前一夜、此ノ所信ヲ提ゲテ兒玉伯ヲ藥王寺前ノ邸ニ訪ヒ、論談深更ニ及ビタルガ、是レゾ伯ト予ノ永別ノ會見ニシテ、無常迅速、忽チ幽明境ヲ異ニセントハ誰カ思ヒ測ルヘキ。嗟々。

三、伊藤の快諾

かくして第二夜の會談は、つひに何等の結論をも見ずして終つた。何の故に然りしか。伯の「嚴島夜話」は、伊藤

の冷淡なる態度と、その然りし所以を秘かに忖度して、次の如く記した。

嚴島ニ於ケル伊藤公ト予トノ會談ハ、斯クテ第三日ニ入リ、予ハ叙上ノ趣旨ニ據リ、主トシテ新舊大陸對峙論ノ爲ニ時間ヲ費シ、午刻過ヨリ夜半十一時ニ及ベリ。予生來辯舌ニ長セズト雖モ、一誠以テ多年ノ所懐ヲ披瀝セシガ、公ハ依然トシテ駁擊ノ態度ヲ改メラレズ。予殊ニ之ヲ遺憾トシテ力爭倦マザリシニモ拘ラズ、公ノ辭色和ラカザル始ノ如シ。是ニ於テ予ハ話端ヲ更メテ曰ク。支那問題ハ東洋治亂ノ分岐點タル、夙ニ閣下ノ熟察セラルヽ所、予從來閣下ノ教ヲ受クルコト淺カラズ、不肖滿鐵總裁ノ任ヲ承ケテ歐亞兩文明ノ爲ニ聊カ貢獻ヲ期スト雖モ不幸俄ニ兒玉伯ノ薨去ニ遭ヘルノミナラズ、時局切迫シテ國家ノ前途ヲ憂慮スルノ際、閣下ヲ措キテ誰人ト共ニ國策ノ恢弘ニ努力スベキカト。此ノ時公ハ再ビ冷語シテ曰ク。「伊藤ハ未タ曾テ後藤ヲ無視シタルコトナキモ、後藤ハ屢々伊藤ヲ無視セルニアラズヤ」ト。公ノ意、予ガ滿鐵總裁就任ニ際シテ進退ノ決ヲ公ニ問フノ禮ヲ缺キタルヲ記憶セラレテノコトナラント察シタリ——後、聞クカ如クンバ、公ハ予ニ對シテ朝鮮鐵道經營ノ任務ヲ兼攝セシメ、依テ以テ滿鮮兩線ノ統一ヲ計リ、連絡ヲ圓滑ナラシムルノ意圖ヲ藏シ居ラレシ由ナルモ、予ハ自己ノ進退ニ就テ公ノ一聽ヲ煩スヘキ餘裕ナカリシ爲メ、事前彼此ノ情意通セズ遂ニ沙汰止ミトナリタリトカ——而カモ公ノ駁語冷評ハ、或ハ予ニ對スル公ガ得意トスル一場ノ口頭試問ナリシヤモ知ルベカラズ。公ガ憂國ノ熱誠ヨリ迸發スル言々ハ、不敏ナル予ト雖モ一々胸ニ中リ、感佩措カザル所ナリトハイヘ、談論既ニ二晝夜ヲ費シテ、仍ホ未タ最終ノ歸結ヲ見ルニ至ラス。更ニ翌日又ハ他ノ機會ヲ待タザルヲ得ザルヲ遺憾トシツツ、予ハ語ヲ止メテ公ノ旅館ヲ辭シタリ。

伯はかくて獨り白雲洞の一室に歸つた。深夜人定まり、ただ溪流の潺々たるを聽く。この時の感慨を、伯は次の如く記した。

當時公ハ紅葉溪ナル岩惣旅館ニ滯留セラレ、予ハ白雲洞ミカドホテルニ在リ。予ハ旅宿ニ歸リテ後チ默坐シテ公トノ會談ヲ回想スルニ、公ハ既ニ對支根本策樹立ノ急務ヲ痛感シ、且空シク今日ノ時機ヲ逸スベカラザルヲ熟知セラルヽト同時ニ、予ガ所謂大亞細亞主義ニモ强チ反對ナルニアラズ。否、公ノ胸底ニハ予ト同一ノ信念ヲ有シ居ラルヽモ、惟ヾ之ヲ表面ニ打チ出スノ非ナルヲ戒飭セラルヽニ過ギズ。又新舊大陸對峙論ニハ多少ノ異議アルニ似タリト雖モ、米國將來ノ脅威ヲ豫見セラルヽ點ニ於テハ、予ト同一觀察ヲ下サレツヽアリ。然ラハ卽チ公ハ如何ニシテ眼前ノ形勢ヲ疏通展開シテ、以テ東亞大局ノ安定ヲ保全セラレントスルカ。彼レヲ思ヒ此レヲ念フ時予ノ睡眠ハ反テ益ヾ冴ヘ來リ、孤枕ヲ抱キテ默想ニ耽ルコト良久シ。

然るに突如として窓外に聲あり。これより「嚴島夜話」は、俄然として小說的風趣を帶び來る。曰く。

乍チニシテ窓外聲アリ。始メハ男女相會シテ私語スルガ如クナリシガ、四鄰闃トシテ音ナキ折柄、彼等ハ「後藤サン」「後藤サン」ト呼ブヤニ感ゼラレ、又「後藤サンノ宿ハ此ノ邊ナラン」トイフ聲モ耳ニ入リ來レリ。サテハ何人カ予ヲ呼ヒ尋ヌルニヤト、戶ヲ排シテ推問セシニ、其ノ人ハ伊藤公ニ隨從スル日高警部（憲明）ニシテ、他ハ岩惣ノ婢ナリキ。日高警部ハ深夜ノ來意ヲ告ゲテ曰ク。公爵ハ先刻來頻リニ酒ヲ呼ビテ未ダ寢ニ就カレズ、且ツ今ヨリ直ニ貴下（卽チ後藤）ヲ訪問セント云ハル、若シ公爵ノ意ニ任シ置ク時ハ、夜陰ヲ冒シテ公爵自ラ此處ニ來ラレントス、是レ老體ノ公爵ニ取リ聊カ懸念セラルルヲ以テ、幸ヒニ貴下ノ同意ヲ得バ、卽刻再ビ岩惣方

ニ枉臨ヲ願ハレマジキヤ、コレ固ヨリ公爵ノ命ニアラズト雖モ、公爵ノ足勞ニ代ヘ、枉ゲテ貴下ノ容認ヲ得タク推參シタルノ次第ナリト。予答ヘテ曰ク。ソハ易々タル事ナリ、予ハ聊モ勞苦トスル所ニアラズ、大先輩ノ來駕ヲ待チ迎フルハ寧ロ禮ニ非ズ、後輩ノ予ヨリ參上スルコソ當然ナレ、直ニ同行セントス。

仍テ予ハ匆忙トシテ再タ岩惣ニ赴ク。時ハ午前二時ニ近シ。公ハ尙ホ婢ヲ呼ビテ酒杯ヲ傾ケツヽアリキ。而シテ予ノ至ルヲ見ルヤ、公ハ逆ニ諧謔ノ舌ヲ弄シテ、其ノ何ガ故ニ往訪セルヤヲ問ヒ、又何ガ故ニ自若トシテ客ノ至ルヲ待タザリシカト、頻リニ揶揄スルナド、例ノ調子ヲ以テ氣焰ヲ吐キタル後、

これは一流の漢文句調で書いてあるが、伯が老後語れるところによると、伊藤の揶揄した言葉は、「今頃何しに來たんだ。きつと藝者でも呼んでゐたんで、此方から押しかけられては耐らんと思つて、慌てて出かけて來たんだな」といふのであつた。そして伯は、「自分は藝者を集めて酒を吞んでゐながら、酷い冗談を言ふものさ」と笑つた。

しかしかうした調子であるから、伊藤の機嫌は惡からう筈はなかつた。そしていよ／＼本問題に入つた。「嚴島夜話」は直ちに續けて記して曰く。

周圍ノ婢ヲ去ラシメ、頓テ公ト予トノ對坐トナルヤ、公ハ肅然容ヲ改メテ曰ク。數日來余ニ語レル君（卽チ後藤）ノ懷抱ハ、曾テ何人カニ吐露セルコトアリシヤト。予曰ク、事ハ國家ノ重大問題ニシテ、而モ容易ニ之ヲ理解シ得ベキ人物アリトモ覺ヘズ、唯々閣下ヲ得テ始メテ之ヲ口外セルノミ、閣下以外絕エテ之ヲ他人ニ語ラズト。公更ニ問フテ曰ク。對支方策ノ樞要事ニ至ツテハ、君ト余トノ兩人ノミ互ニ相識リ相許スベシ、博文決シテ言ヲ食マス、但シ君ハ之ヲ桂（故太郎公）ニ話セシコトナキヤ。予曰ク否。公又曰ク。君ガ昵近ノ友人ニハ。予曰ク。

全然語リシコト無シ。斯クノ如キ問答數次、予ガ絶對ニ公以外ノ何人ニモ之ヲ打チ明ケタルコトナキヲ知ルニ及ビ、公ハ大ニ安意セルモノヽ如ク、更ニ語ヲ新タニシテ予ニ問フテ曰ク。君ハ今後ニ於テ余ヨリ其ノ懷抱ヲ他ニ洩ラシテ差支ナシトノ承認ヲ與フルニ至ルマデ、嚴ニ緘默ヲ守リ得ベキカ如何、

然らば伊藤は何故に、かくまで執拗に、伯の他言を訊し、且つ禁じたのであるか。「嚴島夜話」は、伊藤の言を續けて記して曰く。

> 余ハ固ヨリ君ノ意見ヲ偷ムガ如キ陋心ヲ有セズト雖モ、事ハ重大機務ニ屬スルヲ以テ、自然、陛下ノ聖鑑ヲ仰ガザルベカラザル必要モアリヌベシ、隨テ山縣、桂等ニ對シ御下問ノ節アルヤモ測リ難シ、早晩山縣、桂ヨリ旋テ君ニ洩スコトナキヲ保セス、其ノ際萬一君自身ガ、伊藤ノイフ所ハ實ハ予ノ進言ニ由リ論談セル結果ニ出ツト放言スルガ如キコトアラバ、却テ意外ノ誤解ヲ惹起スル處アルヘシ、コレ余ガ特ニ君ノ眞意ヲ確ムル所以ナリト。
> 予答ヘテ曰ク。貴意諒承セリ、斷ジテ他言セザルヲ誓フト。コヽニ於テ公ハ儼然トシテ乃チ其ノ衷心ヲ打開シテ曰ク。可ナリ、熟慮ノ上奮テ之ガ實行ヲ期スベシト。

かくして嚴島における伊藤と伯の會談は、つひに實を結んだ。伊藤の曰く「可ナリ、熟慮ノ上奮テ之ガ實行ヲ期スベシ」と。一語重きこと千鈞、伯の胸中の滿悅知るべきである。

然らばこの一言は、如何なる結果を生んだのであつたか。

四、藤・桂兩公の遺志繼承

かくして嚴島における會談を終へたる後、伊藤は韓國に、伯は東京にと別れ去つた。そして東京に入れる伯は中央の巨頭連と會見して、種々意見の交換を試みたる後、十月七日附、その實情を韓國なる伊藤に報告した。

謹啓、拜別以還益御機嫌能、水陸無御恙御歸任被遊、恐慶之至ニ奉存候。扨嚴島ニテハ久々拜謁ヲ得、殊ニ御懇到之御垂教ヲ辱シ、御蔭ヲ以テ啓蒙之利ヲ相享ケ候事多々感謝之外無御座候。同地御開船之際ハ、是非トモ御見送リ申上度奉存居候所、豫テ大島都督ト會合ノ日時ヲ相約シ置候爲メ、遂ニ拜送之禮ヲ缺キ候次第、幾重ニモ御諒恕被遊度候。就テハ小生歸京後早速呈簡之心得ニ御座候處、可相成此地ニ於ケル形勢稍々相定リ候時ヲ待チ度荏苒今日ニ相費ヒ候得トモ、實ハ未タ何事モ決定ヲ見候場合ニ至ラズ、只管御高教ニ從フヲ旨トシ、僅ニ豫備行爲ニ腐心致居候事ニ御座候。西園寺首相ハ小生入京ノ翌日ヨリ御病氣ノ趣ニテ箱根ニ轉地シ居ラレ、未タ拜晤ヲ得ズ候ニ付、明日同地參訪ノ胸算ニ御座候。林外相ニハ面會致候得トモ、大島都督ヨリ御相談可有筋ト愚考候故小生ハ故サラニ避ケテ話端ヲ開カズシテ止ミ候。此兩者ノ關係ハ、元來慣行例規ノ無之爲メ、互ニ守ル所固ク、隨テ意志ノ疏通ヲ缺キ、感情ヲ相害ヒ候コト不少ト存ラレ候ニ付、雙方虛心坦懷誠意ヲ以テ相推サレ候ニ至ラハ立ロニ釋然タルモノアルヘシト被察候。此際小生ハ御訓諭ヲ服膺シ、主トシテ首相ニ對シ、小生ノ立脚點ヨリ當然盡スヘキノ道ヲ盡スニ外ナラズシテ、都督外相ノ中間ニ介立スルヲ愼ミ可申心得ニ付、其邊ハ御休意被遊候。縣公桂侯ニハ再應面談致候得トモ、素ヨリ當局以外ノ御方ニ候得ハ、唯々事情ヲ相訴ヘ候ニ過キズシテ、公侯ノ

御話トテモ何等確按ト申ス次第ニ無之ハ勿論ニ御座候。過日嚴島ニ於テ最後ニ御高覽ニ供シ候愚案中、都督總裁ヲ相兼ネ候一點ハ、到底行ハルヘキ望無之候得共、領事警察其他事務ノ統一ニ關シ候事項ハ、孰レモ其急要ヲ認メ居ラレ候コトト存候。仍テ今後ノ進行ハ、先ツ首相ニ事情ヲ愬へ、外相トノ交渉ヲ圓滑ニ纏メ貰フノ外候ハスト愚考致候。

次ニ對淸政策ニ關シ、過日來縣公桂侯ニ向ヒ、前日閣下ノ御一聽ヲ奉煩候趣意ヲ猶添テ申上置候得トモ、公侯ハ今仍ホ御考慮中ニ御座候。小生ハ飽迄滿洲ヲ以テ大問題ト致候モ、對淸政策確定スルニ至ラハ、滿洲問題ハ副トシテ自然解決ヲ見ルヘキヲ信シテ疑ハザル事ニ御座候。小生ハ何レニセヨ、此際閣下ノ御高庇ニ依リ、這般大問題ノ亟カニ解決セラレンコトヲ、國家ノ爲ニ祈テ止マサル者ニ御座候。桂侯ニモ近日東宮殿下ニ陪扈シテ渡韓致サレ候得ハ、定メテ閣下トノ間ニ此レ等重大問題ニ關シ御高話ヲ鬪ハサレ候事ト奉存候ニ付、今日マテノ經過概略奉申上候。實ハ本月中旬マテニ當地ノ所用ヲ終へ、歸路ヲ御地ニ取リ、再ヒ尊容ニ咫尺シ、親シク御高教相仰キ候上、大連ニ囘任ノ打算罷在候處、上國之形勢如上之次第ニテ、昨今之場合到底素願ヲ遂ケ候望ミ無之、徒ニ都門ニ淹留シ、日夕齷齪致居候。御憐察賜リ度候。稽首萬拜。

十月初七

この書面によつて見ると、嚴島における會談は、ひとり伊藤の漫遊問題ばかりでなく、滿鐵及び關東都督府の改組をはじめ、現實の對淸外交策等、各方面に亙つたものであることが窺はれる。

そして明治四十年は暮れ、翌四十一年に入るや、その晩春伯は滿鐵總裁として、自ら訪露の旅に上つた。それは滿

鐵と東支鐵道との連絡問題もあつたけれども、その重要なる目的が、「嚴島夜話」において談じたるところの大國策に、一礎石を置かんとするにあつたことは、後に述ぶる通りである。

然るに伯が訪露の旅より歸朝せる直後、中央には政變があつて、第二次桂内閣は成立した。支那にては西太后が登遐し、伊藤また韓國統監の印綬を解いた。そして再び、伊藤と伯とが、會談する機會を得たことは、伯の「嚴島夜話」が、續いて記す通りである。

思ヒ出多キ嚴島ノ會談ハ、斯ノ如クニシテ終始シ、予ハ絶大ナル勇氣ト信念トヲ得タリ。別後予ハ滿鐵本社ニ歸リ、專ラ公ノ經綸ヲ裨補スベキ準備ニ著手シツツアリシガ、明治四十一年七月第二次桂内閣ノ組織セラルヽニ方リ、端ナクモ予ハ遞信大臣トシテ入閣スルコトヽナレリ。此ノ間、西太后ハ登遐シ、支那ノ國情著大ノ變化ヲ生ジ、袁世凱ノ地位モ亦一變セリ。而シテ伊藤公ハ其後韓國統監ノ印綬ヲ解キ、職ヲ曾禰子ニ讓リテ閑地ニ就カレタリシガ、一日偶然予ハ公ト某處ニ席ヲ共ニシタリ。公聲ヲ低ウシテ曰ク。支那關係ノ問題未解ノ今日ニ當リ、彼ノ政界上ニ一大變遷ヲ來セリ、之ニ對シ君ニ何等カ腹案アリヤ、君若シ寸暇アラバ、是レヨリ向島ニ赴キ大ニ談論セント欲ス、如何ト。予乃チ喜ンデ公ノ慫慂ニ應ジ、與ニ大倉別邸ニ至リ、公ト綬晤スルヲ得タリ。

かくして向島における兩者の會談は、嚴島におけるそれと異り、最初からスラ〳〵と運んだ。

勿論向島ニ於ケル公ト予トノ會談ハ、嚴島以後ノ情勢ニ就テ、其ノ所見ヲ交換スルニ在リシガ、公ハ曰ク。余ハ今ヤ一個ノ閑翁トナリテ、君ガ所謂朝鮮臭ヲ脱シタリ、竊ニ思フニ、汗漫ノ遊ヲ海外ニ試ムルハ、今日ヲ以テ好機ナラズトセズ、而カモ支那ノ現狀ハ容易ニ策ノ施スベキナク、支那自ラノ力ニ依テ東洋ノ根本策ヲ大定センコ

ト殆ント不可能ナルガ如シ、故ニ遠ク歐洲各國ニ巡遊シテ露英佛獨ノ有識者ト語リ、協力解決ノ機運ヲ誘導セント欲ス、君ノ考フル所如何ト。予曰ク。閣下自ラ其ノ身ヲ挺シテ萬里ノ客トナル、洵ニ皇國ノ爲メニ感激ニ堪ヘズ、但シ此ノ際別ニ予ニ一案アリ、閣下先ヅ露國宰相「ココフツオフ」ト會見セラル、意ナキカト。公曰ク。ソハ大ニ可ナリ、而カモ如何ニシテ彼ト會見ノ機會ヲ作ルベキカ。予曰ク。「ココフツオフ」ハ其ノ東洋政策ニ關シテ曾テ「ウヰツテ」ト政見ヲ異ニシ、曩ニ予ニ對シテ提約セルコト之アリ、予ヨリ一書ヲ送リテ彼ヲ哈爾賓ニ招致セバ、必ラズ名ヲ設ケテ極東ニ來ルベシト。公曰ク。君ノ言フ所例ノ如ク仰山ナル哉、君斡旋スルモ「ココフツオフ」果シテ肯テ來ルベキヤ、卒カニ信ジ難シト。予曰ク。閣下試ニ予ニ一任セラレヨ、其ノ成ルト成ラザルトハ予ガ責任ヲ負フ所、必ス近ク閣下ニ報ゼント。

然らば何故に伯は、かくも氣輕に、この問題を請合つたのであるか。それは伯の訪露以來、伯はココフツォフと親交があつたためであつて、その所以は第九節に詳述する。さて後の經緯については「嚴島夜話」は記して曰く。

予ハ直ニ手書ヲ裁シテ之ヲ「ココフツオフ」ニ送致セリ。數週ヲ經テ彼ヨリ返電至レリ。曰ク。貴翰接手、來意ヲ欣諾ス、近日東露視察ノ名ヲ以テ出發スベシト。予ハ急ニ伊藤公ヲ訪フテ此ノ電文ノ披見ヲ乞ヘルニ、流石ノ公モ破顏一笑シテ「イヤ參ツタ、參ツタ、今度バカリハ兜ヲ脱イデ君ニ降參スル」ト非常ニ悅バレ、急速「ココフツオフ」ト會見スベク發程ノ用意ヲ進メラルルコトトナレリ。

これが伊藤の兇手に斃るるの因をなせるところである。そして意氣揚々ハルビンに乘りこんだ伊藤が、つひに悲壯なる最期を遂げるに至る間の經過と、その時の伯の感慨とを、伯は自ら次の如く記した。

此方伊藤公ハ　陛下ニ伏奏シテ聖鑑ヲ仰ギ、其ノ允裁ヲ忝フスルト幾ント同時ニ、彼方「ココフツオフ」ハ露京ヨリ西伯利亞ニ向ヒ、兩者哈爾賓ニ邂逅スルコト、ナリ、公ハ乃チ明治四十二年十月十四日室田義文、古谷久綱松木直亮諸氏ヲ從ヘ、帝都ヲ發シテ征途ニ就カレタリ。當時桂公ハ予ニ私語シテ曰ヘリ。「伊藤公モヂツトシテ居テ呉レヽバヨイノニ」ト。此ノ行東道トシテ滿鐵總裁中村是公、及ヒ田中清次郎、龍居頼三等諸氏亦隨ヘリ。公ハ道ヲ南滿ニ擇ヒ、到ル處内外官民ノ大歡迎ヲ受ケ、月ノ二十六日午前九時ト云フニ哈爾賓ニ安著シ、先到ノ「ココフツオフ」ヲ車内ニ延キ、川上總領事（俊彦）ノ通譯ニ由リ、兩政治家ハ對坐密晤シ、約半時間ノ後、公ガ下車驛頭ニ至ラレタル時、忽チ韓兇安重根ノ狙撃ニ逢ヒ、僅々二、三十分ニシテ薨去セラレタル、當日ノ凶電ヲ手ニシタル予ハ、嗚呼旻天無情、何ソ夫レ英雄ノ最後ニ冷酷ナルト、浩歎久ウセリ。既ニ十數年ヲ經タル今日ト雖モ、往時ヲ回想スル毎ニ、衣襟ヲ潤サヾルコトナシ。兇報飛來ノ後、予食味ヲ感セザルモノ、幾日ナルヲ知ラズ。鬱々悒悶、恰モ魂銷シテ自己ヲ喪失セルモノヽ、如カリシ。爲ニ亡妻怪ミテ予ヲ警醒スルコト一再ニ止マザリキ。

しかしこの「嚴島夜話」には、なほその後日譚を記してゐる。それは明治末年に於ける桂の訪露、やがては伯のヨッフェ招致など、すべては嚴島における夜話より、太き因縁の絲を以て繋がれたる、一連の物語なのである。それを伯の「嚴島夜話」は、次の如く記してゐる。

哈爾賓驛頭ニ於ケル伊藤公ノ遭難ハ、實ニ國家ノ大不幸タリ、大損失タルハ、平生公ヲ好マザル者ト雖モ、歎惜ヲ同クスル所、公ヤ終生君國ノ爲ニ身ヲ以テ犠牲ニ供スベキノ覺悟アリシトハ云ヘ、公ナシテ這個ノ一大災厄ニ

導ケル予ガ責任ノ罪ハ萬死モ及バス。而カモ予ハ公ト堅ク約スル所アルガ故ニ、何人ニモ公遠征ノ來由ヲ語リ、以テ自己ノ衷情ヲ愬ヘ且ツ懺悔スル能ハザリシガ、當時偶〻「時事新報」ニ掲載セル桂公ノ談ヲ讀ムニ、「伊藤公遽ニ薨去セラレタルモ、日本ニ桂アリ、前途敢テ憂フルニ足ラズ」トノ意味ヲ記述セリ。桂公ハ時ノ首相ニシテ、予ハ其ノ閣僚ノ一人ナリ。乃チ一日予ハ桂公ニ對シ特ニ懇談ヲ望ミタルコトアル爲メ、同公ハ三田邸ニ予ヲ招キ兩人對坐シタル時、初メテ嚴島以來ノ顚末ヲ告白シタリ。公之ヲ聞キテ最初ハ頗ル憤懣ノ色ヲ浮べ、何ガ故ニ事前ニ實ヲ告ゲザリシヤト追窮セリ。サレド予ハ唯〻答ヘテ曰ヘリ。予既ニ伊藤公ト堅ク約セリ、約ニ背テ之ヲ閣下ニ告クルト、約ヲ守テ之ヲ告ゲザルト孰レカ信ヲ保ツ所以カト。桂公ノ聰明ナル復タ言ハズ。意フニ公ハ伊藤公ノ苦心ヲ解シ得ザル理ナク、國策ノ恢弘ト東洋ノ將來ヲ顧念セザル筈ナシ。予ガ伊藤公ニ期待セル所ハ、公ガ他界ノ爲メニ其ノ第一人者ヲ失ヒタルモ、公ノ計慮セラレタル重大問題ハ、公ノ死ニ依テ消滅スルモノニアラズ。否、故公ノ志業ヲ繼ギテ之ヲ達成スベク、後賢ノ士ニ待ツ寧ロ痛切ナルヘキハ明瞭ナリ。而シテ是レ故公ノ英靈ヲ慰ムル唯一ノ方法タルハ絮言ノ要ナシ。桂公ハ伊藤公ノ意圖經綸ヲ審カニスルト同時ニ、深ク熟慮スル所アリ。而シテ曰ク。願クハ故公ノ遺業ヲ承ケテ自ラ激勵セン哉ト。予曰ク。閣下幸ニ其ノ決意アラバ、成ルべク速ニ圓滿辭職ヲ爲シ、歐洲漫遊ノ途ニ上ラルヽヲ可トストト。幾程モナク第二桂內閣ハ更迭シ、公ハ明治四十五年八月　聖允ヲ得テ外遊ノ途ニ就カル。予モ亦公ト行ヲ共ニシ、西伯利亞ヲ經テ露都ニ入ルノ日　明治大帝御惱大漸ノ報ニ接シ、豫定ヲ捨テヽ歸路ヲ急キタルニ、哀矣哉途中崩御ノ凶電ヲ承受ス。天涯羇旅ノ微臣等只恐懼ニ堪ヘズシテ、一行皆無言ニ泣ケリ。歸京直ニ桂公及ビ予ハ殯宮ニ伺候セリ。當時ノ狀今仍ホ目前ニ影ス。

叙シ來テ此ニ至リ、感慨胸ニ溢レテ細カニ記述スルニ任ヘズ。伊藤公大志ヲ抱イテ先ツ逝キ、公ノ意圖ヲ繼ガントセル桂公亦未タ業ヲ遂ゲズシテ半途世ヲ去レリ。烏兎匆々歳月移リ、天下ノ形勢幾變轉シタリト雖モ、藤桂兩公ノ潜心計畫セル所、今果シテ如何。兩公世ヲ去テ後、十數年ノ間、朝野國ヲ憂フルノ士ハ、果シテ如何ナル貢獻ヲ國策ノ上ニ致シタルカ。今支那ノ狀態ヲ看テ、東洋ノ現在及ビ將來ヲ察スルトキ、誰カ平然トシテ安閑タルヲ得ンヤ。殊ニ歐洲大戰後ノ國際趨勢ヲ觀察シテ、米國ノ飛躍ヲ見ルニ及ビテハ、兩公ノ達見ト雄圖トニ對シ、慚愧ノ念ナキモノ果シテ幾人カアル。現ニ日米移民問題ニ關シテ焦躁苦慮スルモノ、如キ、之ヲ單ナル對米問題トシテ解決スルノ難キハ、寧ロ當然自明ノ理ニアラズヤ。予ハ自ラ語ルヲ欲セザルモ、先年歐洲戰後ノ實情ヲ知ルベク、老軀ニ鞭チテ世界漫遊ヲ試ミタル如キモ、藤桂兩公ニ對スル負債ノ完濟ヲ期シ、幾分タリトモ未贖ノ罪責ヲ懺悔センガ爲メノ發願ニ出ヅ。予ガ局外閑散ノ身ヲ以テ、日露國交回復ノ爲ニ切念シ、群疑百難ノ中ニ所信ト終始シ、終ニ大正十二年春夏ノ交「ヨツフエ」ヲ勸メテ痾ヲ熱海東京ニ養ハシメ、其ノ間私人的折衝ヲ重ネテ略〻其ノ要領ヲ得、更ニ當路ニ移シテ異日交渉ノ素地ヲ作シタル如キ、畢竟藤桂兩公ノ靈前ニ於テスル焚香供華ノ一事業ニ外ナラズ。而シテ其ノ因緣スル所ヲ求メバ、嚴島ニ於ケル藤公トノ三晝夜ニ亙ル會談ノ延長ト解シテ可ナリ。古人語アリ。年寒ウシテ松柏ノ雄勁ヲ知ルト。故伊藤公ヲ追懷シ、併セテ故桂公ノ晩年ヲ想フ毎ニ、胸裏萬感交〻起リ、榮下終宵眠リ就ラズ、晨鐘耳ニ響クノ時、辛ウジテ禿筆ヲ拈シ畢ル。時年　月　日　也。

第八節　法庫門鐵道問題

一、病中覺書

明治四十一年末に至り、突如として我國の朝野を驚かした問題は、法庫門問題であつた。それは清國政府が滿鐵線と並行して、新民屯から法庫門に至る鐵道を敷設し、更にこれを遠く北方に延長して、齊齊哈爾に出で、露國の東清鐵道と接續せしめんとする計畫の下に、之れが實現に著手したことであつた。

由來外國が、清國內に鐵道を敷設する場合には、何時でも皆並行線の禁止を求めるのが例であつた。帝國政府もまた北京協定の際、清國政府との間に祕密約定として、滿鐵線に對して並行線若くは利益競爭線たるべき新線路を敷設せざるべきことを、約せしめてゐたのである。

このゆゑに法庫門鐵道問題の發生するや、帝國政府は直ちに清國に對して抗議を發した。しかるに、同國政府は、三十五哩の間隔を有する場合には並行線と認めざるが歐洲の先例なりと稱して、帝國の申出を肯かなかつた。さうして法庫門問題が、日本朝野の大問題となつたのである。

しかもその直接當面の利害關係者は南滿洲鐵道である。總裁たる伯は、これに對して、如何なる態度を取りしか。時恰かも伯は、明治四十年末より病を獲て、醫師の諫告により、熱海に轉地した。さうして法庫門問題のやうやく

紛糾せんとするや、二月一日、病床にあつて、その心情を元老伊藤博文に、次のごとく傳へた。

謹啓、爾後倍御清穆被爲渉奉恭頌候。次ニ小生儀病氣ニ付、屢〻御懇問被下置、御厚情奉感謝候。先頃尊裏一書ヲ裁シ御高覽奉煩候處、其後隣淸ノ狀況ハ、徒ラニ寒心ヲ相増シ候事而已ニテ、國家ノ重キヲ荷ハルヽ閣下ニ於カセラレ候テハ、御憂慮殊ニ深シト恐察ノ外無之候。小生ノ如キ亦時ニ枕ヲ蹶テ起タントスルコト一再ニ止ラズ候得トモ、數〻卑簡ヲ拜寄致候モ何ヤラ差出ケ間敷、且ツ御披覽ノ御面倒モ恐縮ト差控ヘ候テ、偏ニ頽勢ノ挽回ヲ閣下ノ御力ニ御依賴申上居候事ニ御座候。故ニ其後自身病氣ニモアリ、外相閣下ヘハ何等ノ御話ヲモ試ミ不申候。但タ客秋宮島ニ於テ御垂諭ヲ辱ク致候次第モ御座候ニ付、首相閣下ヘハ十分胸臆ヲ披キ相愬ヘ候心得ニ候得トモ、何分微力ノ小生ノ事ニ候得者、十分首相ヲ感動セシメ、鋭意力ヲ當面ニ用ヰシムルニ足ラザリシナラン歟ト、今更悔恨罷在候。現ニ近時ノ事實ヲ見候ニ、淸國ハ關內外鐵道ヲ北延シテ、新民屯ヨリ法庫門ニ至ラシメントシ、其底意ハ、異日更ニ法庫門ヨリ齊々哈爾ニ延長シ、露淸線ヲ接續セシムルニ存スルハ瞭然ニシテ、隨テ我南滿全線ヲシテ鏽銹ニ委セシメントスルハ、彼ガ眞意タルコト、最早疑ヲ容ルヽ餘地無之ト存候。外相閣下ハ議會ニ於テ、本件契約ノ成立ヲ否認シ居ラルヽモ、倫敦ニ於テハ、已ニ雙方ノ調印ヲ經タル事實ハ、公然ノ祕密トシテ、閭巷ニ喧傳セラルヽ所ト被存候。畢竟本問題ハ、國家ノ威信ト利益トニ關スル極メテ重大ナルモノニ候得ハ、政府ニ於テハ、早ニ及テ、元老諸公トノ協議ヲモ相盡サレ候事トハ奉存候得共、帝國ノ當ニ取ルヘキノ處置ハ、惜矣哉已ニ晩シトモ可申歟。或ハ是レ現內閣ノ死活問題タルノミナラス、帝國ノ榮辱問題ト稱スル方、穩當ナランカト奉存候。定メテ御手許ニハ關係書類モ完備致居候事ト被存候ニ付、所謂高等外交政略ノ確乎タルモノ、

存立シ居ラント相信シ候得共、小生ハ對方ノ用意ノ周到ナルヲ觀ル毎ニ、前日來尊聽ヲ汚シ候對清政策ノ根本的解決ヲ促スノ、愈々急切ナルヲ認メ候儀ニ御座候。實ハ小生當事ノ南滿鐵道ハ、直ニ之レガ犧牲タラントスルノ場合ニ付キ、猶ホ高門ヲ叩テ親ク高敎ヲ請ヒ度心底ニ御座候得共、醫言ニ從ヒ、今日ヨリ引續キ修善寺ニ養痾致サザルヲ不得次第ニ付、自己ノ職責上、僅ニ書面ヲ以テ鄙衷ヲ閣下ニ訴ヘ、暫時ノ御暇乞申上候事ハ、中心尤モ安ンセザル所ニ候得トモ、此際ハ寧ロ專心攝養シ、一日モ早ク快癒、報效相圖リ度ト決意仕候ニ付、不顧失禮、拜別旁々此愚簡ヲ呈シ候。孰レ不日歸來、寛々參候、陳謝可仕候。時下寒氣甚シ。爲君國、日暮御加餐ノ程奉禱候。恐懼無已。頓首々々。

二月初一日　　　　　　　　　　後藤新平　拜具

伊藤公爵閣下

しかも法庫門問題は、ます〳〵紛糾するのみにして、さらに解決の曙光をすら發見することができなかつた。茲において伯は、再び病床に筆を呵して長文の覺書を作成し、これを桂と寺內陸相に送つた。

その第一項は、法庫門問題に關する我が根本的態度の決定を論じたるものである。曰く。

一、淸國政府ガ新奉線ヲ獲タルニ饜カス、更ニ北延シテ法庫門ニ到ラシメントスルハ、明白ニ北京會議ニ於ケル議定ニ乖キ、帝國ノ威信ヲ傷クルノ行爲タリ。故ニ帝國ハ唯々英國ノ好意ニ依賴シ、淸國ノ自屈ヲ待テ足レリトスヘケンヤ。雲烟過眼此ノ時機ヲ逸セハ、將來ノ禍根滿洲問題ニ湊マリ、兩國ノ不幸焉ヨリ大ナルハナシ。是ヲ以テ帝國ハ斷乎タル決心ヲ以テ彼ニ蒞ミ、

一、大ニ力ヲ用キテ禍根ヲ絶ツカ
二、寧ロ彼ヲ懐ニ入レテ禍根ヲ絶ツカ
二者其ノ一ヲ擇フノ外復他ニ良計ナカルヘシ。惟フニ政府當局ニ於テハ、夙ニ此レ等ノ利害ヲ講究シ、適當ノ手段ヲ施サレツヽアルヲ信スルモ、不敏未タ之ヲ耳ニスルノ機會ヲ得ス。

かくして二策を建てたる伯は、第一策については、

一、大ニ力ヲ用キテ禍根ヲ絶ツノ法如何。先ツ此ノ事ノ經過ニ依リ、今日ノ現象ヲ生シタル跡ヲ明ニスルニアラサレバ、遽ニ斷言スルヲ得サルモ、果シテ東省督撫ガ主動タルヲ認ムルニ於テハ、彼等ヲ驅逐スルマテノ勢力ヲ示シ、事實彼等ノ地位ヲ動スニアラザレバ止ムベカラズ。

と論じたる後、第二策として、東省督撫の懐柔策を建言した。これは前の一外交方針意見一と同一の趣旨である。

一、寧ロ彼ヲ懐ニ入レテ禍根ヲ絶ツノ法如何。前項ノ勢力ヲ示シツヽ、彼等ヲシテ帝國ニ依賴セバ、其地位安固ニシテ彼等ノ目的ヲ達スルニ亦便ナリトノ信用ヲ置カシムルニ在リ。

しかも閑地に病を養ひつつあつた伯は、この二策の何れを採るべきかを決定する前に、更に清國をしてかかる態度を採らしめたる内情の徹底的調査を主張せざるを得なかつた。伯はこのことを以て、わが門戸開放主義の闡明の上にも、多大の關係あることを述べて、次の如く論じた。

一、前項ノ二法ヲ撰擇スルニ前チ、此ノ如キ不信ナル計畫カ、果シテ中央政府ノ意思ニ出タルカ、將タ東省督撫ガ利權回收ヲ夢ミテ決シタル所ナルカヲ、探究スルノ要アリ。此ハ世間動スレバ帝國ノ門戸開放ヲ疑フ者アル

ニ對シ、此レ等ノ原因ヲ作ルモノ、清國ナルコト、即チ帝國ガ常ニ開放ノ施設ヲ懈ラザルニモ拘ハラズ、清國自ラ故障ノ種子ヲ播ケル事實ヲ天下ニ表白スルニ資スヘシ。又單ニ罪ヲ東省巡撫輩ニ嫁シテ彼等ノ專斷ニ出タリト云ハヽ、愈々彼等ノ更迭ヲ促スノ好辭柄トナリ、彼等ノ所謂利權回收熱ヲ醒覺スルノ效果アラン。

以上ノ手段ヲ施スニ當リテハ、獨リ英國ノミナラス、凡ソ清國ト關係ヲ有スル重モナル各國政府トハ豫メ意見ヲ交換シ、以テ今日清國ノ利權回收熱ヲ醒覺スル爲ニハ、帝國ト協同シテ壓迫ヲ加フルノ至計ナルコト、及ヒ刻下ノ狀勢ハ最モ其ノ機ノ熟セルモノナルヲ曉知セシムルノ道ヲ講セサルヘカラス。但シ此ノ方法ヲ北京外交團ニ向テ施スヘキカ、將タ直接列國當局ニ向テ施スヘキカハ、更ニ講究ヲ要スル問題ナラン。

次に伯は、清國近時の利權回收熱の根據を、歐米新歸朝者の躍起運動に歸し、次の如く記した。その文中「動モスレハ彼等ヲ視ルニ舊阿蒙ヲ以テス、謬ノ甚シキモノナリ」の一句は、まことに達見であつた。此の後三十年間日支外交の苦杯は、此等歐米歸朝新人の活躍が齎したるものである。その未だ世人の悟らざる間に、夙くも伯のこれを看破したるは注目に値する。

一、想フニ利權回收ヲ標榜シテ國家ノ事ヲ誤ラントスル者ハ、夫ノ多數ナル歐米遊學ノ徒ナリ。彼等ハ歐米ノ文華ヲ一瞥シテ、乍チ自己ノ地位ヲ遺レ、權謀術數是レ事トシ、一代ノ風潮ニ媚ヒテ私福利祿ニ飽カント欲スルノ輩ナリ。邦人十分彼等ノ心ヲ解釋スル者鮮シ。故ニ動モスレハ彼等ヲ視ルニ舊阿蒙ヲ以テス。謬ノ甚シキモノナリ。

しかも伯の外交的機略は、この新法線問題を厄介視する前に、夙くも清國のこの要求を逆用して、帝國の大陸經營

を有利に轉回せしめんとする方策を、祕かに考案しつつあつた。卽ちこの事實を列國に開陳し、世界の同情を我に收めんことである。曰く。

一、言、少シク過激ニ似タルモ、韓王密使ヲ平和會議ニ列セシメントシタル事實ヲ捉ヘテ、新協約成リタルノ蹟ニ傚ヒ、新法線計畫ノ事跡ヲ明ニシテ、彼ガ國際ノ信義ヲ無視セル行動ヲ咎メ、以テ將來帝國ノ立脚地ヲ鞏固ニセントスルニ於テ、今日ハ實ニ得易カラサルノ時機ナリ。

然らばこの方策を實現するの手段は如何。伯はその豫備手段として主張して曰く。

一、前述ノ豫備手段トシテ、列國ト交渉ヲ開始スルニ當リテハ、尤モ周到ナル用意ヲ要スルハ勿論ナリ。而シテ此ノ機會ニ於テ、歐米遊學ノ徒ニ食スニ一大痛棒ヲ以テセザレバ、將來許多ノ禍簇生セントス。殊ニ獨清ノ關係更ニ親密ヲ加フルハ疑フヘカラサル所ナリ。近ク滿洲ニ就テ云ハヽ、彼レ唐紹儀ノ如キ其ノ最ナル者トス。

更に伯の所謂「第二策」について、伯は目下計畫中の新法線建設を、むしろ我が手に收めて、日清協營とせば、却つて禍を轉じて福となすの機會なるべしと考へた。

一、前段ニ云ヘル第二策、卽チ彼ヲ懷ニ入ルヽ手段ニ付、仍ホ此ニ補足センニ、新法線計畫ヲ定メテ「シンヂケート」ト契約スルマテニハ、彼等既ニ多少ノ費用ヲ耗シ、且ツ拊撫トノ間ニハ必ス利益的關係アルヘキヲ想像セラル。故ニ此ノ契約ヲ根本ヨリ破毀セラルヽハ、彼等ノ利害ヨリ見テ最モ痛苦トスル所ナルヘキヲ以テ、帝國ハ彼等ノ之ニ關スル損失ヲ賠償シ、「シンヂケート」ノ結ヒタル契約ヲ其ノ儘我ニ繼承シ、改メテ日清協同ノ力ヲ以テ、現在ノ南滿幹線ニ直接スル法庫門線ヲ敷設スルマテニ協定スルヲ得ハ、所謂禍ヲ轉シテ福ト爲ス

モノニアラスヤ。此ノ如ク正奇孰レノ道ヲ取ルモ、彼レヲシテ惡戯ヲ滿洲ノ野ニ再演スルヲ得サルマテニ蹙縮セシムルヲ必須要件トス。

尤も以上の立論は、伯の熱海において探知せる程度の淸國の內情を基礎としたものであつた。從つて伯は、其の前提に就いて、次の如く記す必要を認めた。

以上ノ卑見ハ、北京其他ヨリ接手セル夥多ノ資料ニ因リ、推敲立論スルモノナリ。然ルニ最近ニ得タル電報通信ニ依レハ、新法線事件ハ唐巡撫ガ利權回收熱ノ潮流ヲ迎ヘテ專斷シタルモノニ屬シ、中央政府ハ餘リ熱心ナラサルカ如シト傳ヘラルト云ヘリ。或ハ彼等ハ巡撫會議ノ結果ヲ以テ中央政府ヲ刺激シ、以テ之ガ遂行ヲ迫ラントスルカ。此ハ唐紹儀ヲ以テ利權回收ノ主動者トスル見地ヨリ云ハヽ、恐クハ肯綮ニ中ラン。但シ中央政府ハ英國政府ノ覆牒已レニ利ナラサルヲ知リ、淸國的慣用手段ヲ以テ、罪ヲ唐紹儀ニ嫁スルモノナルヤ、亦未タ知ルヘカラス。何レニセヨ、唐巡撫ハ近日晉京トノ內報アレハ、北京ニ於ケル重要問題ノ滿洲案件ナルハ寸疑ヲ容ルヽヲ要セス。而シテ其ノ後ノ電報ニ據レバ、唐紹儀ハ滿洲問題ニ關シ、林公使トノ間ニ商議解決セントスルノ希望ヲ有シ、北京ノ大官亦之ト意見ヲ同クスルノ口吻ヲ漏セリト云フ。蓋シ唐紹儀ハ永ク滿洲ニ留ルヲ欲セス、或ル機會ヲ見出シテ他ニ轉セントスト云ヒ、又飽クマテ我ニ對シテ惡感ヲ抱キ共同事ヲ爲スヲ喜ハザルガ如シトモ云ヘリ。

玆に於いて伯は、一轉して對支問題の根本に立ち歸り、さきの第二の日淸戰爭に關する意見書において論じたるところを再び要約して、次の如く論じた。

一、今大勢ヨリ之ヲ推スニ、他日東洋問題ノ風雲再タヒ迫リ、帝國ヲシテ重ネテ其武ヲ用フルノ已ムヲ得サルニ

至ラシメンモノハ、露國ニ非スシテ或ハ清國ナラン。其時期ノ早晩ハ固ヨリ臆度ノ及フ所ニ非スト雖、而モ帝國タルモノ之カ爲ニ晏閑放念シテ徒ラニ難局ノ迫リ來ルヲ待ツヘキニ非ス。然ラハ即チ其策如何。要ハ平時ノ擧措ニ於テ、列國ノ左袒同情ヲシテ常ニ我ニ傾カシメ、此威信ノ大勢ヲ以テ清國ノ野心ヲ格シ、一旦變ニ臨ムモ戰ハスシテ勝勢ヲ我ニ收ムルニ在リ。其レ斯ノ如クニシテ、然ル後一切紛難ニ會シテモ、我ハ隨處ニ主トナリ、暢心快手禍ヲ邀ヘテ福トナスコトヲ得ヘシ。

要するに、刻下の急務は、如上の先決策を確立するにある。故に伯は、近時帝國外交不振の因を喝破して曰く

一、然ルニ此先決策ノ確立セサルカ爲ニ、我カ主張交渉ハ逐件艱澁シ、外交ノ紛難ハ毎ニ不快不安ヲ以テ邀ヘラレ、其鋒鋩ハ鈍リ易ク、其機會ハ制シ難ク、僅カニ一事ヲ了得スレハ胸ヲ撫テヽ、長息自慰ス。目下對清交渉ノ問題殆ント此ノ行運ニ在ラサルモノナク、彼ノ辰丸事件ノ始末ノ如キ、恰モ其一例ヲ示セルモノニ非スヤ。之ヲ帝國外交ノ不振ト云フモ、恐ラクハ解免ニ辭ナカラン。此歩趨ヲ改ムルコト能ハスンハ、福モ變シテ禍トナリ、日英同盟日露日佛協商ハ却テ我外交ヲ桎梏シ去ルニ過キサルヘキナリ。

そして最後に伯は、何れにもせよ、時こそ當に對清政策を根本的に解決するの機會なりとなし、特に重臣を北京に派して、禍根を一刀兩斷するの必要を論じ、次の如く記して筆を擱いた。

一、抑々對清政策ヲ根本的ニ解決スルノ急ナルハ、不肖就職以來反覆進言セル所、今ハ實ニ暫時モ猶豫スヘカラサル機會ナリト信ス。其ノ著手ノ方法トシテ、前述ノ如ク列強ノ同情ヲ我ニ求ムルト同時ニ、公使ノ外、特ニ重臣ヲ北京ニ簡派シテ樽俎ノ間ニ當面ノ難題ヲ解カシメ、併セテ將來ノ禍根ヲ絶滅スルノ道ヲ講セシムヘシ

不肯ハ今仍ホ痾ヲ閑地ニ養ヒツヽアルモ、近日種々ノ內報ニ接シ且ツ淸國ノ爲ス所ヲ見、前途憂慮ニ堪ヘサルノミナラス、實ニ自己ノ職責上默過スル能ハサルモノアリ。乃チ病餘筆ヲ操テ其ノ要點ヲ錄シ、恭テ高教ヲ仰ントス。

以上が三月上旬における形勢、並びに當時における伯の主張の大要であつた。

二、伊藤統監宛ての手翰

新法線問題はその後、次第に我國に不利に展開した。それは淸國が、新法線の建設を英國のポーリング商會に請負はしめ、英國政府の援護により、その主張を貫徹せんとするの態度に出でたからである。

卽ちポーリング商會の主張は、たとへ鐵道線路が並行するとも、兩線路の距離は三十五哩の間隔あり、しかも兩線の間には水深くして徒涉すべからざる遼河の介在するありて、天然の障壁を成せるを以て、並行線といふよりも、むしろ滿鐵の營養線となることが多いといふのであつた。そして英大使がその意を齎して、我が外務省に交涉を開始すると共に、他方唐紹儀は、わが林駐支公使と談判を開いた。

四月十一日附、在北京靑木少將より、上京中の坂西中佐に宛てたる電報によれば、その形勢は次の如くであつた。

左ノ件龜井ヨリ依賴アリ。至急佐藤少佐ニ傳ヘラレタシ。

新民屯法庫門鐵道問題ニ關シ、林公使ト唐紹儀トノ間ニ協議中ナルガ、支那側ノ意氣込强ク、且當地方ニ在住スル英國人ノ主ナルモノ及ヒ英國公使館員カ陰然之ヲ輔ケ、種々ノ理由ヲ附シ、南滿ノ競爭線トナラザルコトヲ說

キ、結末間ハ諸種ノ貨物法庫門ヨリ新民屯奉天ヲ經テ大連ニ輸送サル、ヲ以テ、或意味ニ於ケル給養線ト稱スルヲ得ヘシト主張シアリ。外交術ニ巧ミナル唐紹儀ハ、モリソン始メ各外國通信員ヲ使嗾シ、我對滿策ニ就キ種々中傷的ノ電報ヲ發セシメ、佛獨米ノ輿論ノ如キハ之ヲ歡迎シ、我ニ對シ一齊射撃ヲナスニ至ランカ、我政府ハ飽迄競爭線云々ノ議論ヲ固持スルカ、又ハ清國側ガ抗議ニ顧慮セス、斷然該線ヲ施設スルコトアルトキ、我ハ兵力ヲ以テ之ヲ阻止スルコトモ出來ザルベク、去リトテ我又交換的ニ隨意ニ他ノ地點ニ鐵道ヲ施設セントセバ、各國ハ又囂々トシテ清國主權ニ關シ我ヲ攻撃スベク、我ハ遂ニ進退谷マルノ悲境ニ立ツコトナシトセズ。依リテ我ヨリ先ンジテ適當ナル滿鐵支線ヲ施設スルコトヲ提案シ、清國ノ主張ヲ許シ、彼是自由競爭ヲナスノ決心ヲ取ル方得策ナラズヤト考フ。思フニ陸軍側ト外務省ノ一部ニハ異議アルベキモ、現今ノ形勢上此邊ニ妥協ノ途ヲ講ズルニアラザレバ、日清ノ關係ハ愈々隔離シ、將來ニ於ケル我對清經營ニ多大ノ影響ヲ受クベシ。

右後藤總裁へ傳ヘラレ度。

茲に於いて伯は最早默止すべきに非ずと感じた。そして病氣療養中の佐藤安之助少佐を起して、韓國統監伊藤博文の許に急行せしめた。蓋し當時の政府をして、自己の所懷を行はしむるには、元老の援助を必要と信じたるが故であつた。

この時、佐藤少佐をして携行せしめたる紹介狀は、次の通りであつた。

謹啓、拜別以還愈御清穆被爲渉奉恭賀候。偖名護屋ニ於テ拜芝之刻、對清政策ニ關シ、御懇諭ヲ辱ク致候ニ付、更ニ具體的卑見ヲ閣下ニ致シ、再ヒ御高教相仰度奉存居候所、在北京內報者ヨリ、別紙ノ如キ電報接手仕候。就

テハ陸軍歩兵少佐ニシテ弊會社ノ調査役タル佐藤安之助、先般來養痾之爲メ歸朝中之處、全癒復ヒ北京ニ相向ヒ候ニ付、親シク近今ノ事情ヲ閣下ニ拜稟致サセ度、特ニ途ヲ京城ニ取ラシメ候次第ニ付テハ、本人拜趨ノ上ハ、何卒十分ノ御信用ヲ以テ御接見相許サレ度、卑見ノ梗概ハ別ニ覺書トシテ高覽ニ供シ候。同少佐ハ清國ノ事情ニ精通致シ、北京官話ハ申迄モ無之、英語其他ノ外國語ノ素養アリ、親王始メ軍機處大臣及其幕僚トモ私交有之、時ニ機務ニ付テ意見ヲ鬪ハセ候丈ケノ信用ト便宜トヲ有シ居候。前年伏見若宮殿下御渡清ノ節モ、同少佐ハ御令嗣博恭様之御認得ヲ相蒙居候事ニテ、兎ニ角戰後兩國ノ關係ヲ維持シ、殊ニ南滿鐵道カ何等外交上ノ困難ヲ清國政府ト構フルニ至ラサリシ今日迄ノ事歷ニ徴シ、同少佐ノ裏面的功勞ハ沒スヘキニ無之ト存候。呉々モ小生同様ノ御信用ヲ以テ、同人ノ拜述仕候所ヲ御聽取被遊、同時ニ御高見之概要ヲ御内示被下候ハヾ、幸慶不過之候。小生ハ本日ヲ以テ輦下ヲ辭シテ大連ニ向ヒ、數日社務ヲ見、其レヨリ露都ニ相赴、(五月十四日莫斯科着ノ豫定)六月總會迄ニ歸京ノ見込ミニ有之、佐藤少佐ニハ、同人北京行ノ途次、大連又ハ奉天ニ於テ小生ト面會ノ筈ニ相約シ置候ニ付、其節同人ヨリ閣下金玉ノ御卓說ヲ拜承シ得ヘシト相樂罷在候。先者要用而已奉得貴意候。刻下時令不正、君國之爲ニ益ヽ御加餐之程奉禱祈候。稽首萬拜。

四月二十一日

追テ小生出發取込ノ際、本文代筆僅ニ自署ニ相止候段御容捨奉願上候。

そしてこの紹介狀には、伯の次の覺書が添附された。

一、法庫門問題ニ關スル清國ノ所爲ハ、固ヨリ不信ノ甚シキモノナルモ、之ヲ正面ヨリ條約違反ヲ以テ責咎スヘ

キハ、決シテ策ヲ得タルモノニ非ス、寧ロ日清協商ノ力ニ依リ、東洋ノ平和ヲ維持シ、特ニ滿洲經營ヲ全クスルニ於テ、此ノ如キ問題ノ兩國ノ間ニ横ハルノ不利ナル所以ヲ曉ラシムルニ若カズ。

一、彼清國ハ初メ帝國政府ノ事實有無ヲ質スニ會ヒ、決シテ斯ル事實ナシト辯シ、後チ帝國政府ガ其事實ヲ提ヘテ抗議ヲ試ミルヤ、忽チ容喙ノ理由ナキヲ云ハントスル如キ、惡ムベキノ甚シキモノ。而シテ英國「シンジケート」ト竊ニ訂約スルニ及ヒテ、愈々強ク擬勢ヲ示セルハ、彼ノ不信言語ニ絶スト雖モ、我亦博ヲ打ツ底ノ不信ヲ敢テスルハ、今後日清ノ關係上大ナル影響アルヘキヲ念ヒ、先ツ彼ノ心事ヲ詰問セザルヘカラザリシ

一、此ノ不信ノ行爲ガ、果シテ地方官ノ意思ニ出ツト云ハバ、帝國政府ハ宜シク其ノ責ノ歸スル所ヲ明カニシ、非違ノ源タル地方官ヲ更任セシムベキナリ。何トナレハ兩國ノ關係ヲ阻隔セシムル清國地方官ノ存在ハ、實ニ兩國將來ノ福利ヲ損フニ止ラサレハナリ。

一、帝國政府ハ英國當初ノ答ヲ餘リニ賴ミ、清國ノ主張亦自ラ止マンコトヲ信シタルモノノ如シ。然ルニ事實ハ之ニ反シ、我ノ安心シテ事熄マント信シツツアル間ニ、彼ハ竊カニ「シンジケート」トノ關係ヲ深クシ、倍々其主張ヲ強クシタリ。現ニ北京駐劄英公使並ニモリソン博士等ガ、別紙電報ノ如ク、帝國ノ主張ヲ反駁スルニ至リテ、我遂ニ狼狽ノ態アルハ至恨ナリ。殊ニ窮餘ノ一計トシテ、倉皇交換問題ヲ我ヨリ提起セントスル如キハ、彌々下策ナリトス。

一、元來本件ハ、當初ヨリ、東三省督撫ト「シンジケート」トノ間ニ或ル利益問題ノ含マレアルヲ知ラザルベカラズ。之レカ爲ニ「シンジケート」ハ既ニ實際若干ノ費用ヲ耗セルヲ以テ、帝國政府ノ抗議ニ逢フモ、直チニ

其計畫ヲ廢棄スルヲ得ザルハ瞭然タリ。

一、以上ノ事情本件ノ上ニ纏綿スルヲ察セハ、帝國政府ハ當初英國外相ノ答辭ヲ得タル時ニ於テ、我ハ其ノ裏面ヨリ「シンジケート」ノ損失ヲ補ヒ、其契約ヲ直ニ我ニ移シテ、南滿幹線ト法庫門線トノ接續ヲ圖ラザルヘカリシナリ。當時此ノ手段ヲ懈リタルガ爲ニ、畢竟今日ノ難澁ヲ招キタリ。已ニ時機ヲ逸スト雖モ仍ホ爲サザルニ勝ル。假ヒ萬止ムヲ得ズトスルモ、當然下スヘキ高手ヲ外ニシテ、平凡ナル交換問題ヲ擇ハントシ、之等近小ナル衝突ノ爲ニ、高遠ナル日英同盟ノ上ニマデ、列國ヲシテ其眞價ヲ疑ハシムルニ至リテハ、愚計亦極ルト謂フヘシ。

一、如上ノ理由ニ依リ、未タ機會ノ甚タ切迫シ居ラザルヲ幸トシ、最後ノ下策タル交換案件ヲ提起スルノ愚ヲ避ケ、轉シテ英國「シンジケート」ヲシテ、快ク我ニ聽カシメ、其計畫ヲ其儘我ニ移サシムル如キ微妙ナル高手ヲ下スハ、獨リ威望隆々英國大使トノ交誼殊ニ厚キ閣下ヲ措キテ他ニ其人アルナシト雖、今ハ山水遥カニ相隔テ、言フモ詮ナシ。蓋シ外務大臣ハ當面ノ責任者トシテ、如法ノ主張ヲ堅持スルノ態度ヲ裝ハシメザルヘカラサルヲ以テ、當局以外ニ在リテ、彼ハ爾カ言フモ兩國ノ爲ニ東洋ノ爲ニ、寧ロ世界ノ爲ニ、爾カセザルヘカラスト道破燮理スルノ人ハ、之ヲ元老ニ求ムルノ外他ニ途ナキハ、閣下モ亦諒トセラルヽ所ナラン。是ニ於テ小生ハ現ニ今韓國ニ在任セラルヽ閣下ニ代リ、此ノ難事ニ膺ルノ人ナキニ苦ミ、之ヲ外相ノ商量ニ訴ヘ置ケリ。之ニ關スル閣下ノ御高見ハ、切ニ小生ノ垂示ヲ希望スル所ナリ。妄言多罪。

卽ち伯の意志は、曩に熱海療養中、政府に建言したるところの方策を、伊藤をして行はしめんとするにあつたので

ある。

三、伊藤の返翰

上掲の書狀に對し、伊藤は一通の返翰を送つて來た。

この書狀を伯は、深い感激を以て再三繙讀し、遂にこれを卷物として、桐の箱に納め、自ら長文の由來書を附し、家寶として祕藏した。

後年、事ある每にこれを取り出して、自ら戒め、又人に示して、故人國を思ふの篤きを教へた。蓋し伯の伊藤に傾倒せるの深き、恐らくは新日本第一の經世家をもつて擬して居たのであらう。

肅復、佐藤少佐へ御委托有之候貴翰拜讀、曾テ御話有之候北游愈御決行之趣、御病後之事故御延引ニも可相成歟ト存候處、御全快御壯遊敬賀仕候。法庫門鐵道問題ニ關スル御意見ニ付テハ、數回熟讀考慮仕候處、如貴說、最初ニ手段を盡し候得ハ、成功之望も或ハ有之候乎存候得共、單ニ英政府而已ニ依賴志、形勢推移の今日ト相成、新聞記者等ノ筆尖ニ上リ陰然外交連之後援ト爲ルニ至リ、清政府ハ其恃ム所ノ有力ナルヲ覺リ、言ハヽ世界之公評ニ上リタル問題ナルヲ以テ、シンジケートニ在リテモ、容易ニ裏道ニ於テ暗々裏ニ事ヲ落著スルハ至難ヲ感スルナラント察セラレ候。其上支那人ハ外國ノ後援ヲ恃ミ、勇氣百倍、平素ノ壓迫ヲ復讐的ニ決行セン意氣込ナルハ察スルニ餘リアリト存候。乍然貴策ヲ試ムル餘地萬無之ハ不申候得共、試之其成功ト不成功ト、又不成功ナル場

合ニ於テ却而我ニ汚辱ヲ殘スト否トハ、其操縱抑揚執舵者ノ掌中有之候事故、勿論政府當局直接ノ苟モ染指スル所ニハ有之間敷ト被察候故ニ、愚考ニ依レハ、滿鐵ノ關係上ヨリ利害近接ナル老閣指導ノ下ニ御試有之候方、尤得策ニハ有之間布歟御再考願度候。若老閣露都行ヲハルピンニ止メ、御引返シ相成候事出來候得ハ、小生ハ極力當局へ勸告、貴策施行之手段ヲ可講候得共、他人ニシテ其任ニ膺リ候人ヲ發見スル能ハス、是決シテ難ヲ老閣ニ強ユルカ如キ惡意ニハ無之、篤ト御諒察ヲ乞フ所ニ候。對淸全體ノ方針政略ニ付ハ、桂大將トモ御發途前御熟議有之候事ト存候ヘ共、今日ノ形勢ヲ以テ將來ヲ推敲仕候得ハ、杞憂ニ不堪もの有之候。禿筆不盡意、書外ハ佐藤少佐ヨリ御聞取可被下候。同少佐齎ス所ノ淸國ノ事情談ハ、大ニ傾聽スヘキモノ有之、近狀ヲ詳悉スルヲ得、感謝之至ニ候。匆々敬復、頓首再拜。

四月念五　　博　文

後藤大兄閣下

明治初年以來、帝國外交の樞機に參し、屢ゝ苦杯を滿喫した經驗のある伊藤は、外交舞臺の新登場者たる伯ほど、この問題の取扱ひについて樂觀的ではなかつた。しかし宏量なる伊藤は、伯の才能に信賴し、その困難なる解決手段も「其操縱抑揚執舵者ノ掌中有之候事故」伯にして露都行きを中止し、自ら之に當るのであるならば、これに後援支持を與ふるに吝かでないであらう。といふのである。

この「舵を執る者の掌中にあり」の一句は、伯の膽に銘じて感激したるところで、終生事あるごとにこれを口にしてやまなかつたほどである。

しかし伯はその時、既に訪露途上にあつて、僅かに奉天の客舍に於いて、佐藤少佐よりこの書を入手したので、如何ともし難かつたのである。

伯の前翰に對する「由來書」は先づ次のごとく筆を起してゐる。

前翰ハ明治四十一年夏、予ガ南滿鐵道總裁トシテ露國一遊ヲ思立チタル時、偶々今ノ歩兵中佐佐藤安之助君、當時世界ノ耳目ヲ聳動セル法庫門鐵道ニ關スル諸多ノ報告ヲ齎シテ上京シタレバ、予ハ之ニ因リテ考慮ヲ費スコト數日、附スルニ鄙見ヲ以テシ、親シク藤公ノ教ヲ請ハンカ爲ニ、中佐奉天歸任ノ途次京城統監邸ヲ訪ハシメタルニ、公ハ直ニ延見シテ備サニ眞相ヲ聽取シ、談論風發中佐ヲシテ幾ト應接ニ遑アラサラシム。前翰ハ乃チ中佐ガ統監邸ヲ辭スルニ臨ミ、托シテ予ニ與ヘラレタル復書ニシテ、予ガ大連ヲ經テ北征ノ次奉天ヲ過グル時、中佐ノ手交セルモノニ係ル。

しかし伯は、元老伊藤の信任に感激し、出來得るならば、露都行を中止しようと色々工風したけれども、遂に不可能であつた。因つて次のごとき書面を伊藤に送るとともに、豫定の通り露都に向つて發程した。

佐藤陸軍少佐ヲ以テ高教ヲ仰キ候處、御多忙中御操合御引見被差許、親シク御垂教ヲ蒙リ、其上且御直書ヲ以テ利害ノ係ル處、難易ノ生スル處、機會ノ移ル處、詳悉御開示ノ榮ヲ得。是閣下爲邦家何等ノ勞ヲ辭セラレザルニ出ル事トハ申上候迄モ無之候得共、感泣ノ外他ナク候。佐藤少佐モ、活タル英雄ヲ拜シ候ト、非常ニ喜ヒ居候。昨日來高論ニ隨ヒ、小生ハルピン行ニ止メント、電報往復相試候ヘ共、露都ニテハシーポフ始メ其他約ノ如ク相待、旅行モ見合居候モノモ有之趣申來候故、一寸聖彼得堡ニ參リ不申テハ不相成都合ニ付、滯在日數一週間トシ、

急キ歸途ニ就キ候樣可致覺悟ニ御座候。支那問題是迄追々機會ヲ逸シ、今日ニ至リ尙因循ヲ許サヽル事、高諭ノ趣モ深ク感佩罷在候へ共、不得止右樣決定仕候。然ルニ昨夜來電ニ、外相ヨリ英大使ニ對シテ「シンジケート」買收ノ交涉、別紙寫ノ通相試候旨報シ來リ、此後ノ形勢如何推移可致乎、豫後測定致兼候へ共、或ハ荏苒例ノ如ク今後ノ一月ヲ經過スルナランカ。幸ニ國運强ク、歸京ノ日迄ニ策ノ尙施スヘキモノアルニ方テハ、奮進ノ機モ可有之カ。先佐藤少佐北京行爲致、狀報ヲ得候樣盡力可爲致候。何ニモ後郵吉事可申上、文略敬具。

奉天　後藤新平

四月卅日

伊藤公爵閣下

下執筆

追啓　昨夕徐總督ニ面會致候へ共、格別申上ベキ事ナク、先支那流禮問ノミニテ止マル次第ニ御座候。以上。

因に伯が添封せる外相發林公使宛ての電報とは、次の通りであつた。

左ノ通後藤總裁ニ傳ヘラレタシ。去ル二十三日英國大使來訪シタルニ就キ、本大臣ハ新法鐵道ノ件ニ論及シ、清國政府カ此際該鐵道ノ敷設ヲ斷念シ、是レニ替ヘテ南滿鐵道ノ一地點ト法庫門トヲ連絡スル線路ヲ敷設シ、且ツ其工事ヲ英國商會ニ受負ハシムルコトトナス時ハ、清國ニ取リテハ法庫門方面開發ノ目的ヲ達スヘク、英國商會ハ工事請負ノ利益ヲ得ヘク、而シテ南滿鐵道モ亦競爭ノ害ヲ免ルルコトトナリ、何レノ方面ニ於テモ異議ナカルヘシト思考スル旨ヲ述ヘタルニ、同大使ハ之ヲ以テ本問題解決ノ一好案ナリトシ、直ニ其旨ヲ在清英國公使ニ電

報スヘキ趣ヲ答ヘタリ。右御含迄。

さて前掲の伯の謝狀にも明かなる通り、伯が伊藤の激勵に感奮して、自からその解決の任に當らんと決心したのは事實である。しかしその經緯は、序を追うて記述することとして、再び上掲伯の一由來書一に還る。

予歸朝ノ後、一日公ヲ走訪シテ談此事ニ及フヤ、公ハ忽チ昂然臂ヲ張リ、且ツ前翰中、我ニ汚辱ヲ殘スト否トハ其操縱抑揚執舵者ノ掌中ニアリノ一節ヲ引援シテ云ク。卿等ハ時ニ眼中伊藤ヲ逸スルコトアランモ、予ハ常ニ卿等在ルヲ遺ル、能ハス、法庫門鐵道問題ハ畢竟日淸ノ案件ナルモ、日淸ノ干繫ハ頓テ世界ノ問題タルヲ知ラサルヘカラス、卿等君國ノ爲ニ自重シ、執舵者ヲ以テ任セスシテ可ナランヤト。勸然予ガ面ヲ凝視セラル。予ハ赧然過奬何ソ當ランノ一語ヲ以テ酬フノミ。其時公ハ我ニ舊作アリ卿ニ似サンカトテ、卽座ニ南紙ヲ展テ、

不關風雨至漁簑　其奈天邊霜似戈

執舵誰能支覆沒　孤舟只見任狂波

ノ七絕一首ヲ書シテ予ニ與ラル。蓋シ三十七八年戰役當時ノ偶感ナルヘシ。予ハ之ヲ觀テ初メテ前翰執舵者ノ出處ヲ解シ、公ノ自ラ高ウスルニ敬服シ、私カニ顧ミテ己ノ短才ヲ愧チタリ。

見るべし、伯の伊藤に傾倒するの深きを。この巨人を擁して、帝國の世界政策を樹立せんとの意は、旣に堅く肚裏に結晶しつつあつたのだ。伯の由來記は續く。

四十二年十月、公カ哈爾賓ニ於テ毒手ニ斃セラレタルノ後、予令嗣博邦公ニ面會シタル時、公ハ故公ノ篋底ヨリ予ニ宛タル長文ノ返書ノ下案若クハ控本ト思ハル、モノヲ發見シタルコトヲ語ラレ、後予ノ請ヲ容レテ之ヲ贈與

セラレタレバ、薫沐披讀スルニ、行文字句間〻前翰ト同シカラスト雖モ、其意義ニ於テ相異ナルナシ、頃日佐藤中佐社務ヲ以テ上京シタレバ、試ニ當時ノ實況ヲ質シタルニ、君曰ク。前翰ハ統監邸ヲ再訪シタル時、自分ノ面前ニ於テ怱忙筆ヲ走ラサレタルモノナリト。然ラバ則博邦公ノ予ニ惠與セラレタルモノハ、最初中佐カ統監邸ヲ訪問シタル後、熟考先ツ筆ヲ起サレタルモノニシテ、予カ奉天ニ於テ接受セル前翰ハ、此稿ニ由テ改寫セラレタルモノ歟、將タ中佐ニ前翰ヲ遞與セラレタル後、考徵ノ爲メ記憶ヲ喚起シツツ手稿ヲ留メラレタル歟、時ノ前後ハ今之ヲ知悉スルニ由ナシト雖モ、孰レニセヨ此一事ニ視ルモ、故公ノ非凡ナル强記ニ驚キ、且大事ヲ談スル言句苟モセサルノ高風ヲ欽仰セサルヲ得ス。予ハ靜夜故公ノ遺墨ヲ拜誦スルトキハ、眞ニ感慨無量、不肖碌々報效ノ圖ルヘキモノナクンハ、泉下何ヲ以テ公ノ英靈ニ見エンヤ。思フテ此ニ至レハ背汗自ラ涌ク。今此二翰ヲ併裝シテ一巻トシ、永ク家寶トシテ愛重スルト共ニ、予カ生涯ノ教訓トシテ拳々服膺センコトヲ誓フモノ也。聊カ其事由ヲ巻末ニ手記シ、偉人ヲ憶フコト此ノ如シ。于時明治四十五年一月上澣。

後輩男爵　後藤新平　拜識

更に由來記の言及せる「故公の篋底より」出でたりと稱する藤公の手翰の全文を次に掲記する。

肅復　佐藤大佐へ御委托之貴書拜讀、豫而御話有之候通り、愈北遊之爲御上途相成候趣、御病氣ニ候得ハ御實行或ハ延期ニモ可相成乎ト存居候所、御奮發敬服仕候。御書中法庫門鐵道問題ニ關スル高見實行ニ付テハ、既ニ今日ト相成其成功至難ニ屬候樣觀察仕候。事之發端ニ於テハ、貴策ヲ施スノ餘地充分有之候事不容疑候得共、問題已ニ世界之公評ニ上リ、之ヲ抗拒スルモノハ我一人ニシテ、贊助スルモノ清國以外ニ歐米ノ後援有之、清國人モ

爲メニ勇氣百倍シ來リ、シンジケート連モ僅少ナル既消ノ金額償還位ニ滿足スルヘキ境遇ニ有之間敷、彼等モ今ト成リ裏道ヲ通リ拔ケ多少ノ報償ヲ得ルモ、支那人ハ勿論世論ニ對シテモ、屈服ノ理由ヲ發見スルノ必要ハ可有之乎ト被察候。小生當局者勸告ヲ試ムルハ不難候得共、萬一モ拙劣ナル手段ヲ執リ、不可拭汚辱ヲ釀候樣之事有之候テハ不相成ト存候。愚考ニテハ、吾兄其任ニ膺リ、操縱抑揚其指導之柄ヲ御司トリ相成候得ハ、或ハ無失態成否ヲ決スル事ヲ得ル乎ト存候。事滿鐵關係之事ニモ有之、旁其當ヲ得候樣存候。其他ハ可試手段一寸心當リ無之、若シ吾兄ニシテハルヒンヨリ御引返シ相成候事相叶候得ハ、極力當局ノ勸告可仕、尚御推察被下度候。佐藤少佐北京談ハ、一々傾聽スヘキ價値有之、大ニ事情ヲ詳悉シ、感謝不能措候。書外ハ佐藤少佐ニ愚見大略相話置候故、御聞取可被下候

長途之御旅行眠食御注意處祈ニ候。匆々頓首。

三月念五　　博　文

後藤大兄閣下

四、袁世凱宛ての書翰

伊藤の激勵に動かされたる伯は、露都より歸るや、自ら北京に赴いて、直接法庫門問題解決の衝に當らんと計畫してゐた時、突如として中央政界に起つた政變は、伯を滿洲より拉し去つて、第一次桂內閣の遞相の椅子に置いた。此の時、伯の念頭に湧いたのが、袁世凱と親交のある坂西（利八郎）陸軍中佐に親書を托して、袁を說かしむるこ

とであつた。坂西の携行した伯の封書といふのは、次の如きものであつた。

袁宮保閣下

敬啓、其後芝宇ニ接セサルコト已ニ年餘ト相成候處、益々御清福大慶至極ニ奉存候。次ニ小生無異消光、幸ニ御省慮被下度候。偖昨年天津ニ於テ拜晤ヲ得候節ハ、御優遇ニ預リ難有奉存候。殊ニ御腹藏ナキ閣下ノ御高談ヲ拜聽シ、就中東亞大極保全ノ良圖ハ實ニ日清兩國氣誼ノ連絡アリトノ貴説ノ如キハ、全ク鄙意ニ合シタルモノニ御座候。小生モ滿洲ニアリテ、屢々徐總督唐巡撫ヲ御尋ネ申上、親シク謦咳ニ接シ色々御相談申上度存居候處、去臘以來病魔ニ襲ハレ、爲メニ鐵道事務モ兎角澁滯勝ニ相成、空シク半年ヲ過シ、此間兩國ノ交情ニハ大ナル變化モ無之候得共、今仍不如意ノ點多々有之事ノ小ナルハ一々論スルニハ及ハス候得共、彼ノ間嶋問題、法庫門鐵道問題ノ如キハ、彼此爭端ノ趨ク所、大ニ小生等ノ素志ニ遠カリ、誠ニ遺憾ニ存居候。過般病氣モ快方ニ相向ヒ候故、露都ニ赴キ、東清南滿兩鐵道連絡ノコトヲ協議致シ、其間幸ニ歐洲列强ノ形勢ヲ觀察スルノ好機ヲ得、翻テ東亞ノ將來ヲ熟思仕候ハヾ、感慨百出、實ニ去夏閣下ノ仰ラレ候一事ハ誠ニ御尤モノ次第ト一層相感申候。昨年ハ旅行ヲ急キ遍ク關内外鐵路ヲ覽ルヲ得サリシ爲メ、當夏ハ是非共其宿志ヲ達シ度ト存シ、實ハ先月初奉天ニ參リ、夫レヨリ新民ヲ經テ燕京ニ入リ、諸公ヲ歷訪シ、次テ太原、西安各地ヲ歷遊シ、約五六十日ヲ費サント存シ、已ニ行李モ整ヘ候處、突然大命ヲ接受シ、閣臣ノ列ニ加ヘラレ、爲ニ貴處ヘ罷出拜眉ノ榮ヲ得ルノ望難叶、誠ニ遺憾ニ存居候。然レトモ東亞前途ノ事ニ至リテハ、一日モ忽ニスルヲ得ス、況ンヤ閣下錚々之器、環球人士ノ瞻望スル處、小生モ亦速カニ教ヲ請ハントハ存候得共、如何ニセン前述ノ次第ニテ、今遽ニ拜趨スルコト能ハス。適々坂西中佐ノ貴地ニ赴クアルニ際シ、小生ノ申述ヘントスルコトヲ以テ同中佐ニ依賴シテ、閣下ニ傳ヘサセ候コトニ致候。同中佐ハ久シク御眷顧ヲ忝フシタル次第モ有之候故、貴地ヘ罷出之節ハ何卒御引見ノ榮ヲ賜ハリ一々御下問ニ相成候得者、誠ニ仕合ニ御座候。同中佐ノ陳フル所ハ則小生私見ニテ、廟堂ノ公論トハ何等關係無之候得共、唯閣下ノ御厚誼ニ感シ、叨リニ私見ヲ開陳スル次第、不惡御諒察被下度、時下炎暑之砌折角御自重アランコトヲ奉祈候。不悉。

明治四十一年七月廿二日　　後藤新平頓首

伯は坂西中佐に、更に一つの覺書を携帯せしめた。その全文は次の通りである。

坂西中佐携帶覺書

一、予ハ昨年袁宮保ト面話ノ節、提談シテ曰ク、滿洲開拓ノ務ニ於テハ、徐督唐撫ト相謀リ、協力事ニ當ランコトハ予カ希望ナルモ、双方ノ意見ノ一致セサル場合ニ際リテハ、彼ハ直ニ之ヲ其外務部ニ訴フヘク、我ハ我外務省ヨリ駐劄公使ヲ經テ公然ノ交渉ヲ試ミン。是レ一偏理窟ノ國際交渉ニシテ、樽俎目成ノ妙味ナシ。故ニ若シ此ノ如キ場合ニ臨マハ、督撫ニ對シテ先進タル宮保ノ遠眼達識ニ頼リ、其判斷ニ待タンコトヲ望ムト。宮保幸ニ予カ意ヲ諒トシ、立談シテ快諾ヲ與ヘラレタルハ宮保ノ記憶ニ新ナル所ナルヘシ。

かくして伯の「覺書」は、袁と自らの從來の關係を述べたる後、其の後に法庫門問題について清國、特に徐唐督撫の行動を遺憾となして、次の如く記した。

一、然ルニ其後未幾ハクナラスシテ、予ノ臥病中、法庫門問題ナルモノ起リ、又此事タル既ニ條約上ノ一爭按トナレルモ、今暫ク此ノ見地ヲ離レ、元來何人ガ如何ナル事情ノ下ニ如何ナル意思ヲ以テ提案シタルモノナルカヲ一考スルトキハ、條約上ノ明文ノ有無ニ拘ラス、事ノ成行ニ於テ、兩國ノ情誼極メテ妙ナラザル關係ヲ生スヘキハ、識者ヲ待チテ知ルヘキニアラザルナリ。他ナシ。此爭按タル其初ハ東省ノ一地方官ノ企圖ニ過キズシテ、我カ公使ガ清國政府ニ質スニ事實ノ有無ヲ以テシタリシ當時、清國政府カ事實ニアラズト答ヘラレタル跡アルニ觀ルモ、其由來察スルニ難カラズ。滿洲ノ拓殖經營ハ兩國ノ協力ニ依リテ成就セント誓約セシ前言猶耳ニ在ルニ拘ラズ、密ニ某外國商人ト圖リテ計畫ヲ定メ、其契約成ルノ日ニ於テ俄然之ヲ世間ニ公ニシタルハ、背信ノ行爲ニアラストムフヲ得ヘキカ。而シテ我ノ抗議ニ逢フヤ、言ヲ一地方ノ開發ニ借リ、條約ノ明文ヲ强ヒテ曲解シ、全然競爭線ニ非スト主張シ、外國新聞其他種々ノ機關ヲ利用煽動シテ、理否ヲ口舌ニ爭ハントスル形跡アルハ、允當ナル處置ト云フヲ得ヘキカ。之ニ關スル宮保ノ所見ハ未タ詳悉スルヲ得ザルモ、予ハ督撫ノ公德ノ爲ニ惋惜ニ堪ヘズ。

然らば法庫門問題を惹起せしめたる清國側の責任者は、そも何人ぞや、若し事が徐唐督撫の專斷にして、清國中央政府の與り知らざるところとせば、これに對する中央政府の處置は如何なるべきや、伯はその點を追求して、次の如く記した。

一、今ヤ日本政府ハ、單ニ條約ノ明文ニ據リテ、此計畫ヲ峻拒スルノ外ナキ地ニ致サレタルガ故ニ、彼モ亦辭ヲ設ケテ、背信ノ事ナク、競爭排擠ノ弊ヲ作フヘキモノニ非スト辨スルモ、抑ヽ帝國ガ之ニ對シテ抗議スヘキ理由ハ、單ニ條約ノ明文一片ニ止マルニ非サルナリ。然レトモ予ハ特ニ此レ等ノ窠臼以外ニ立チ、大局ヨリ觀テ事ヲ解決スルノ、双方ノ爲ニ利ナルヲ信スル者ナリ。清國政府ハ如何ニ辨解スルモ、曩ニ協同拓殖ノ效ヲ擧ケンコトヲ誓ヒナガラ、這般寢耳ニ水ヲ注ク底ノ不意討ヲ敢テシ得タル地方官ヲシテ、我ニ睚眦セシメテ忌マサルノ眞意那邊ニ存スルカハ、竟ニ予輩ノ爲ニ疑ハレザルヲ得ズ。随テ現在幾多交渉案件ノ上ニ圓滿ナル終結ヲ望ムハ、到底不可能ノ事ニ屬ス。法庫門問題ノ當否ハ姑ク之ヲ舍クモ、予ハ日本帝國政府ガ將來協同辨事ノ爲メ、先ツ德義上ヨリ、此ノ如キ地方官ヲ更迭セラレンコトヲ清國政府ニ請フヲ以テ、事件解決ノ捷徑ナリト考フ。但シ予ハ日本政府ノ志望トシテ此事ヲ要求シ、又ハ清國政府ノ信義ニ訴フヘシト云フ說アルヲ聞クモ、此場合ニ至ラハ清國政府ハ必スヤ辭ヲ左右ニ托シテ快ク肯諾スルコトナカルベキヲ想ヒ、感情ノ支吾愈ヽ大ナランコトヲ憂慮スル者ナリ。

更に伯の「覺書」は一轉して、新法線の如き問題について、日清兩國が事を構ふるの結果が、東洋に於ける列强との國際關係に及ぶべき、重大なる影響を憂慮した。一たび日清相爭ふ時、漁父の利を收むるものは誰ぞや。即ち「覺書」は記して曰く。

一、此ノ如ク兩者ノ反目甚シキニ至ラハ、其間獨リ利ヲ占メテ得意ナルハ、曾テ袁宮保カ予ニ寄セラレタル書翰中ニ、所謂碧眼紅毛ノ徒ナルヲ記憶セサルヘカラズ。現ニ東洋ニ居住スル西洋人ノ多數ハ、本問題ガ一層危險ナル狀態ニ進ムニ際リ、言論ノ間ニ危機ヲ煽動スルニハ至ラザル處ナカルヘキモ、更ニ實力ヲ以テ依然清國ヲ支持スヘキヤ否ハ疑問ナリ。又局面轉進シテ意

外ノ發展ヲ見ントスル時運ニ至ルトモ、列强ガ終始清國ニ同情ヲ表スルヤ否ハ最疑問ナリ。且其間如何ナル權謀術數ヲ用ユルモ、又兩國ノ中何レノ一方ガ勝ヲ獲ルモ、終局ノ不利ハ兩國均シク蒙ラサルヘカラサル所トス。此點ニ於テ予ハ清國識者ノ覺醒ヲ望ムコト切ナリ。法庫門問題ハ帝國ノ面目上重大案件ナリ。左レハ迚此後如何ニ險惡ナル趨勢ヲ呈スルコトアリトスルモ直ニ開戰ノ不幸ヲ兩國ノ間ニ見ルヘシトハ信セラレズ。然レトモ異日兩國若シ干戈相見ルコトアリトセハ、本問題ノ如キハ必スヤ其遠因ノ一タラン。是レ予ガ兩國ノ爲ニ謀リテ、清國官憲ノ行爲ハ、一朝功名ヲ釣ノンカ爲ニ東洋全局ノ利益ヲ犧牲ニセントスル者ナリト評スル所以ナリ。予ハ必スシモ、南滿鐵道總裁タリシガ故ニ、會社ノ利益ノ爲ニ爾カ言フニアラス。又必スシモ日本帝國ノ爲ニ辯護スルモノニアラス。寧ロ清國ガ南滿鐵道ニ與フルニ幾許ノ利益ヲ以テスルハ、所謂與テ取ルモノニシテ、清國永遠ノ長計タルヘキヲ信スレハナリ。宮保ノ聰明必ス眼光ノ此ニ及ハンコトハ疑ハザルヲ以テ、故サラニ說明ノ煩ヲ避ク。萬一之ニ反シテ、利權回收熱ノ潮流ニ乘シ、一局面ノ利ヲ收ムルニ汲々トシ、大局ヲ達觀スル能ハスンハ、清國ハ自ラ國家ヲ誤リ、延イテ東洋ノ平和ヲ害スル發頭者ナリト謂フヘシ。豈清歎セサルヘケンヤ。

亞細亞は亞細亞民族の亞細亞ならざるべからず。日清兩國の紛爭は、日清兩國において解決せざるべからず。他の列强をしてこれに容喙せしめ、これに乘ぜしむるは、ひとり日清兩國の不利なるのみならず、また東洋全局の平和を求むるの道でない。伯の覺書の趣旨の全體は、これであつた。故に「覺書」は記して曰く、

一、法庫門問題ハ必スシモ條約ノ明文ニ拘泥シテ、距離ノ上ヨリ競爭ノ有無ヲ論スヘキ餘地ナシ。現ニ遠隔セル大連浦鹽ノ間ニ於テスラ、甚シキ競爭アルニアラスヤ。新民屯ヨリ法庫門ニ延長スル鐵道計畫ハ、假令關內外線ニ幾分ノ利益ヲ來スヘシトスルモ、之カ爲ニ競爭ノ弊端ヲ滋クセル清國背信、自業自得ノ不利ヲ償フルニ足ラサルナリ。故ニ予ハ大局ヨリ之ヲ觀ル每ニ、清國政府カ何故ニ一地方官ノ功名心ニ驅ラレテ發起シタル此ノ企圖ニ執著シ、却テ其本ニ遡リテ善後處置ヲ取ルニ躊躇スルカヲ怪マサルヲ得ス。要之本問題ノ如キ、兩國物情疎隔ノ因由トモナラハ、啻ニ兩國ノ爲ニ惜ムヘキノミナラス、東洋全局ノ平

和ニ影響シ、將來起リ來ルヘキ人種競爭ニ對スル準備ノ基礎ヲ脆弱ナラシメ、禍因ノ纒フ所、黄色人種永遠ノ運命ニマテ及フ端トナランモ亦未タ料知スヘカラス。宮保ノ烱眼果シテ此ニ及ハサルカ。是故ニ予ハ、法庫門問題ガ、飽マテ清國獨自ノ利權囘收ノ一分ト看做シテ處理セラルヽナカランコトヲ希望ス。事若シ此ニ出テス、誤テ予ヲシテ知言ノ名ヲ成サシメンカ、兩國ノ不幸ハ勿論、遂ニ天下ノ大事トナルヘキヲ斷言セン。予今閣下ト膝ヲ交ヘテ教ヲ請フノ自由ヲ得ザルモ、閣下ノ高見ニシテ鄙懷ト相合フニ於テハ、別ニ便宜ヲ討ネテ閣下ト相會一場センコトヲ冀フ。予ハ今回ノ入閣ノ爲ニ俄ニ此希望ヲ抛ツ能ハサルモノナリ。

かくして伯の坂西中佐をして携帶せしめたる覺書は、大所高所より法庫門問題を論じたる後、最後に、

一、予ガ宮保ニ向ヒテ言ハント欲スル所、聽カンコトヲ願フモノ、略ヽ以上ニ述ヘタリ。然レトモ事體重大ナルヲ以テ、坂西中佐ノ記憶ニ便スル爲メ、更ニ其要點ヲ下文ニ條擧ス。希ハクハ宮保ノ潜思熟慮セラレンコトヲ。

と爲して、次の數箇條の要項を記してゐる。

一、法庫門問題ノ解決ハ、之ヲ東洋大局ノ將來ニ顧ミ、兩國當局者ノ爭議以外ニ於テ、圓滿ナル方法ヲ講スヘシ。

一、此ノ方法實行セラレザルトキハ、今後必スヤ東三省督撫ト日本政府トノ間、事毎ニ感情ノ衝突ヲ免レサルヘク、將來遂ニ容易ナラサル事端ヲ啓クノ虞アリ。

一、抗爭益ヽ激甚トナリ、列國ノ新聞紙其他ノ容喙ヲ招クニ至ラハ、終局ノ不利ハ兩國均ク蒙ラサルヘカラスシテ、延イテ將來ニ見ルヘキ人種問題ノ競爭ニ對シ、同氣禦侮ノ力ヲ減スヘシ。

一、兩國ノ間ニ如何ナル爭端ヲ生スルモ、必スヤ大局ノ利害ニ鑑ミ、双方協同ノ力ニ依リテ、局面斡旋ノ實ヲ擧ケ、互讓ノ德ヲ世界ニ知ラシムルノ效果ハ、日清同盟ヲ天下ニ發表スルヨリモ甚大ナリ。

以上四項は、大體においてこの「覺書」の前文に縷々述べ來つたところの要約である。然るに事實において、清國

政府がこの問題につき、強硬なる態度を採れる所以は、主として列強が、清國の主張を援くるであらうとの、胸算用からであつた。そこで「覺書」は、次の三項において、その必ずしも然らざる所以を說いた。

一、日英同盟ハ儼トシテ存ス。清國居住ノ英商カ多少ノ利害ノ爲ニ云々スルモ、同盟ハ之カ爲ニ破壞セラルヘキニアラス。此等ノ事由ハ新聞紙若ハ輿評ノ多ク與知セサル所ナリ。故ニ此等ノ徒輩カ自己ノ利益ヨリ起見シ、清國官憲ニ說クニ甘言ヲ以テスルモ、耳ヲ傾クルニ足ラズ。

一、加之日露協商アリ、日佛協商アリ、而シテ種々ノ利益ヲ捧ケテ東洋大局ノ用ニ供シ、清國保全ノ爲ニセル日本ノ計畫ハ、清國人ノ誤解ヨリシテ却テ事端ヲ招致セシカ如キハ、戒ムヘキノ至リナリ。

一、獨米諸國ノ如キ、或ル感情ヨリ、如何ナル議論ヲ以テ日清兩國ノ何レカ一方ヲ賛クルコトアランカ測ルヘカラサレトモ、兩國相爭ノ極、破綻ヲ見ルニ至ラハ、彼等外人果シテ之ニ力ヲ假スヘキヤ否。卑見ヲ以テスレハ、此モ亦多疑ナキ能ハス。惟フニ兩國鬩墻ノ疲弊ヲシテ其極ニ底ラシメ、旁ヨリ漁父ノ利ヲ收メンモノハ、恐クハ彼等ニ在ランニ。袁宮保ガ所謂碧眼紅毛ノ人ヲシテ利ヲ擅ニセシムルハ此時ナリ。

そして伯が、この大所高所よりする解決案として、袁世凱に提示せるものは、新法線の線路の變更、及びそれによつて生ずるシンヂケートの損害を辨償するの二條であつた。これは伯の持論であつて、いよ〳〵事を實際交渉に移しうるの機に達したのである。即ち次の三項は記して曰く。

一、以上ノ趣意ニ由リ、日清兩國當局者間ニ於ケル爭議以外、別ニ解決ノ方法ヲ講セント欲セハ、法庫門地方啓發ノ爲ニ、鐵道ヲ新民屯ニ引カントスルノ執意ヲ舍キ、南滿線ノ或ル地點ヨリ支線ヲ布設セシメ、不凍港大連トノ聯絡ヲ計ルニ如カス。此施措ハ、後年清國ガ南滿全線ヲ回收スルニ際シ、互利アルヘキヲ以テ、目前ノ利權回收ノ頑迷論ヲ厭スルニモ、明白有力ナル理由ヲ具ヘタルモノトス。

一、法庫門線布設ノ爲ニ成立セル「シンヂケート」ニ對スル契約ハ、南滿鐵道會社清國ニ代リテ完全ニ履行スルコト、セハ、「シンヂケート」ガ受クヘキ工事受負其他ノ利益ハ損失セラル、所ナカルヘシ。仍ホ此契約主ノ變更ノ爲ニ「シンヂケート」ノ蒙ルヘキ不利ハ、南滿鐵道會社ヲシテ之ヲ辨償セシメテ可ナリ。

一、前項ノ意見ニシテ幸ニ宮保ノ容ル、所トナルモ、他ニ事情ノ存スル在リテ、自ラ提議ヲ憚ラル、ニ於テハ、別ニ唐撫若クハ其他ノ人ト商議スルノ便路モアラン。予ハ宮保ガ此邊ニ關スル深厚ナル友誼的意見ノ內示ヲ吝マレサランコトヲ望ム。

最後に伯の「覺書」は、法庫門問題を離れて、清國の憲政問題を論じ、清國はむしろその範を、同文同種の國たる我が帝國に採ることの有利なるを述べ、進んでこの點については、わが憲政の元勳たる伊藤博文に依頼することの、甚だ事宜を得たるものなる所以を、次の如く記した。

一、清國政府ハ今ヤ俊才ヲ四方ニ簡派シテ、憲政考察ノ事ニ從ハシメツヽアルモ、予ノ所考ニ據レハ、法律ニ關スル諸研究ハ別トシテ、苟モ憲政ノ丕基ヲ定メント欲セハ、歷史人種ノ關係上、日本以外絕好ノ友邦アラサルヘキヲ信ス。清國ニシテ其立憲制施行上、他ノ援助ヲ求ム可シトセハ、遠ク之ヲ歐米ニ求ムルモ、其不利ナルヤ知ルヘキナリ。凡ソ立憲政治ノ創始ニ當リ、國內多少ノ政治的紛爭ヲ見ンコトハ、勢ノ免レ難キ所タリ。今日既ニ革命ノ萌芽ヲ發セル清國ニ在リテハ、實力之レニ備フルノ必要アリ。又之ヲ成スニ應援ナカルヘカラス。若シ清國獨自ノ力ニ依リテ憲政ノ美ヲ濟スヲ得ント思ハヽ、恐ラクハ意外ノ遺算ニ困シムコトアラン。此點ニ對シテハ、袁宮保ノ同意ヲ得ハ、予ハ清國ノ政治更新ノ爲ニ、十年一日ノ如ク常ニ注意シツヽアル我伊藤公爵ニ依賴スルコト、清國ノ爲ニ至計ナラン。幸ニ公爵ト宮保トノ間ニ十分意見ヲ鬪ハサルヽヲ得ハ、清國憲政ヲ擬ムルノ機動ニ資益スル所至大ナルヘキヲ信ス。且ツ公爵ニシテ起チテ北京ニ赴クヲ肯ンセハ、夫ノ間島問題ノ如キモ、亦自ラ互讓解決ノ端ヲ發見スルニ難カラザルヘキカ。但シ以上ハ是レ予ノ一私言ニシテ、公爵ノ意思ハ勿論、我政府ノ方針ト何等相關涉スルナキコトハ、宮保ノ特ニ明白ニ了解シ置カレンコトヲ望ム。

これに對し、袁が如何なる措置を取つたかの文獻は殘つてゐない。しかし法庫門問題は結局、我が政府の強硬なる抗議の結果、並行線建設中止をもつて落着した。

第九節　訪露

一、その目的と準備

伯の滿鐵總裁時代の最も華かなる一幕は、露都訪問であつた。

それは日露戰爭直後の兩國の感情疎隔を癒すに役立ち、牽いては伯を對露政策に於ける日本の最も有力なる代表者と爲し、遂に後年のヨッフェ招待より、兩國國交恢復への結實となつたのである。

蓋し伯の生涯を一貫したる外交の根本策は、支那の和平統一で、その爲めには日露の諒解が重要先行條件であるといふことであつた。殊に戰敗したる露國の反感を緩和し、我れと提携して東洋の平和維持に協力せしむることが、日本に取つて最も賢明なる政策でなければならない。

伯の訪露第一の目的は、勿論そのことであつた。しかし今一つ具體的な使命は、滿洲鐵道と東清鐵道、西比利亞鐵道、並びに歐露鐵道との連絡運輸といふことであつた。「歐亞の公道」にして、「世界運輸交通の大幹線」たる滿鐵の地位はこれによつて甫めて達成されるのである。

そしてこの伯の訪露について、最も斡旋の勞を執つたのは、我が夏秋龜一および露の財務官ウイルレンキンであつた。それを夏秋は語る。

私が初めて藤伯にお會ひしたのは、明治三十五年、藤伯が臺灣民政長官として歐洲視察の途次、モスコーに來られた時であつた。

伯は對露政策に就いては重大關心を持つてゐられた。

日露戰爭がすんで、伯が滿鐵總裁となられた時、私はロシアから歸つて來た。歸朝した時は未だ、日本全土には煙硝の匂ひが殘つてゐた。これではいけないと考へたので、藤伯に對し、

「あなたは滿鐵は世界の大道であるといつもお話しになりますが、ロシアが未だ日本に對して復仇の念を抱いてゐる事は事實であります。どうしてもあなたが御出かけになつて、ロシアと提携する必要があります。まづバクメチェフ大使とウイルレンキン財務官とに、御會見なさつたがよいと信じます」

と申上げた。

伯は卽決主義の人である。私の提言を聽取するや否や「それはよからう」と承認せられた。そして駐日ロシア大使バクメチェフ及び駐日財務官ウイルレンキンの兩氏を招待する事になつた。

それは明治四十年四月櫻花滿開の頃であつた。築地から舟を浮べて向島の杉山氏の別莊に赴いた。同行者は杉山茂丸氏、菊池忠三郎氏と私とであつた。

その後、私は再三再四、ウイルレンキン氏と會談した。氏もしきりに伯の訪露の必要を說くので、私は機を窺う

てその旨を伯に申上げると、伯は「君が先づ先きにロシアに行つてをれ」との事である。それで同年の十月ごろ私は單身、ロシアに赴いた。同時にウイルレンキン氏も、伯が露國訪問の意思ある事を露本國へ通告してやつた。ウ氏は露國大藏省へ報告の手紙を出したのである。

かくして夏秋龜一は露國に入り、藏相ココフツォフとの間に、屢々折衝して、いよ／＼伯の訪露問題の地固めに奔走した。その次第は夏秋の續けて語るところによると、次の通りである。

當時ロシアの藏相はココノツオフ氏であつた。氏は日露戰爭中ウイツテ伯の片腕として活躍した人材であつた。そこでココフツオフ氏に會見して伯の意向を傳達すると、氏は大喜びであつた。そこへ又東京の財務官ウイルレンキン氏からも手紙が來たので、氏はいよ／＼乘氣になつて來た。それで私は一週間に一度ぐらゐは必ずココフツオフ氏を訪問して意見を交換した。そしてしきりに藤伯に對し、早く訪露の旅に就かれたいと督促の手紙を出した

餘り頻繁に督促狀を出すものだから、伯は側近者に語つて「夏秋は旅費がなくなつたから、それで無暗に手紙を寄越すだらう」と言はれたと言ふことである。それほど無茶苦茶に手紙を出したものである。

その夏秋の手紙といふのは、次のやうなもので、その一は明治四十一年一月二十九日附、病氣療養中の伯の見舞狀を兼ねて、次の如く露國政界の內情を傳へたものであつた

――製艦問題ハ豫算議會眼前ニ迫マル事トテ、益々囂々ノ聲ヲ高メ來リ申候。製艦派特ニ半官報タルノーエーウレーミヤ新聞ノ如キハ、製艦ノ必要條項中、日本ガ戰勝ノ餘果ヲ收メンカ爲ニ、再ビ露國ニ對シ開戰ノ準備中ナルコトヲ加ヘ申候、恐ク病猶

頑固派ヲ去ラザルモノト思ハレ候。此ノ如キ病魔ハ、閣下ノ御光來ト共ニ雲消霧散セシモ、猶ホ一部人士ノ中ニハ頗ル勢ヲ逞ノシ居候。——

次は二月八日附で、左の如きものであつた。

恭呈、寒氣未だ衰ヘズ候處、御健康如何ニ候哉、日夜憂慮罷在候。藏相ニモ其後再三面會仕候。遇フ度毎ニ閣下ノ御健康並ニ條軌注文成否ノ事ヲ尋ネラレ候。藏相ハ注文成否ニ關シ大ニ注目致サレ居候。從テ注文成立ハ、日露ノ關係ニ向後勘ナカラサル關係ヲ有スルコトト存シ、日夜最後ノ御訓令ヲ待チ居候。又昨日面談ノ際、日露貿易ニ關シ、藏相ガ如何ナル程度迄腰ヲ入ル可キヤヲ知ラント欲シ、哈爾賓製粉業其他烏蘇里鐵鑛等ニ關シ、卑見ヲ述ベ候處、法令條約以外ニ相互意思ノ和合ヲ爲スベキ內意アル旨ヲ述ベラレ、且製粉販賣又ハ該事業共同及鐵山等ニ關シ、書面ヲ以テ十分ニ卑見ヲ述ブベシト申サレ候。併シ目下共同其他事業ニ關シ御教示ヲ仰カザル故、如何ナル意見書ヲ奉ル可キカ大ニ惑ヒ居候。何レ御光來ノ節、萬事御命令ニ從ヒ犬馬ノ勞ヲ盡ス可ク候。要スルニ閣下御光來、條軌注文成立ハ、向後日露ノ關係ニ大影響ヲ及ボス可キ事益明白ト相成候。外務省、公使館ノ連中、到底談スルニ足ラス。小生目下單獨ニ當地ノ大臣並ニ名士等訪問致シ居候。——

かくして訪露の準備は著々として、現地に於いて進行しつつあつた。

二、シベリアの春色

明治四十一年四月二十一日午後六時半新橋發の列車に投じて、伯は訪露の旅に上つた。

同行者は、理事法學博士岡松参太郎、醫學博士岸一太（滿鐵大連病院長）、堀三之助（滿鐵工務課長）、菊池忠三郎、祕書役杉梅三郎（今日の青木梅三郎子爵）等であつた。

彼等は二十八日をもつて大連を發し、奉天に立寄り、寛城子より露國列車に搭乘して、哈爾賓に至つた。哈爾賓においては一つの插話がある。森御蔭の語るところによれば、次の通りである。

明治四十一年四月、閣下が露都に赴かるゝ途、哈爾賓にて北滿の事情、露支の關係等、微に入り細に亙り、特に御聽取りになりました。馬車內にて「森、あの家を川上（時の哈爾賓總領事）と能く相談して買へ。滿鐵北進の礎だよ」と、いきなり新市街の目抜きの場所に立ち居る一大樓屋を指示さるゝのであつた。（現在獨商シーメンス・シユツケルト商會支店）閣下の小心（細大洩さざる熱心なる質問）にして大膽（すぐ一大家屋を買收せよとの馬車內にての命令）特に先見の明あることの偉大さ加減には感服しました。

その家屋は、當時種々の都合上、つひに買收できなかつたが、その代りに、その隣りの家屋が買收された。その後滿鐵事務所長をはじめ數多の社員の住宅や倶樂部に充當されたのが、それである。

さてそれより伯は、いよ／＼西比利亞を横斷して、露都にむかふことになつた。

伯の訪露に對し、露國がいかに手厚き歡待を與へたるやの一端は、左掲「滿鐵十年史」の一節によつても窺ひ知ることができる。

此旅行ニ際シ、東淸鐵道會社ハ、其所屬線路內ハ勿論、同會社ノ列車ノ進入スルイルクーツク迄ハ乘車賃ヲ要求セサリシノミナラス、一行ノ乘用トシテ特別車一輛ヲ供シ、他線旅行ノ際モ常ニ之ヲ連絡運轉シ、又運輸監督、列車給仕ヲ同乘隨行セシメ、一行露都滯在中モ同シク露都ニ淹留シテ一行ノ便宜ヲ計リ、尙一行ノ露都ヲ發スル前日、同社副總裁ウェンツェル氏ハ、同社ヲ代表シ、七寶ヲ嵌入シタル黃金製ノ東淸鐵道會社名譽終身乘車章ヲ

後藤總裁ニ贈呈スル等、其一行ヲ遇スル懇款ヲ極ム。

時は西比利亞の最好季節である。永い冬が開けて、殘雪が春光に解けて流れるころである。滿目の平野に若草のいま萌えんとするころである。それは叉同時に、日露國交の雪解けでもあつたのだ。車上の客は、車窓に照る陽光を滿身に浴びながら、窓外繚亂たる野花を眺めつつ往いた。心なき身にも春景色は詩興を誘ふ。伯のロマンティストとしての感情が流露して來たのも無理はない。

彼は鉛筆を走らせて、その詠草を紙に記した。必ずしも詩歌としての傑作たらずと雖も、忙人の閑日月、亦多少の興なしとしない。

湖に殘る氷のしるしにや夏なほ寒し貝加爾の空
春來てもまた鶯を聽かぬ間に女郎花咲く西比利亞の原
昨日まで冬枯寒の西比利亞は空も草木も今緑なり
冬衣またぬき兼し峰にまねて白き衣を夏に衣るかも
貝加爾の大海原に眞帆かけていゆき儘なる舟おしそおもふ
梅櫻たへて稀なる西伯利亞にしたり良なる女郎花可南
旅の憂もしらす烏拉の山越て今日イルクツクと鳴く杜鵑
夏冬の行きかふ路の近くして春秋のなき西伯利亞の空
世の爲となるかならすはしらねとも烏拉の旅寢心よき哉

烏拉山今暮るゝかとおもふ間に早黎明と杜鵑啼く
亞細亞圖に青赤筋を引きあきて歌三昧に日を暮す也
露西亞臭き南京米もイルクツク腹マンチユリア今にハルピン
雪解けの洪水にあふ汽車の旅

この詠草中「雪解けの洪水にあふ汽車の旅」とあるのは、事實その時露國は大洪水で、諸方の鐵橋が壞され、その修繕工事に大活動の最中だつたのである。

三、亞歐連絡交渉

五月十三日莫斯科に著いた一行は翌々十五日、露都セント・ピータースブルグに到著し、直ちに活動を開始した。その一端を六月十一日の時事新報は次のごとく報じてゐる。

後藤總裁の一行中なる某氏より、五月廿二日露都發の來信に依れば、同一行は五月十五日彼得堡著以來、日課を定め毎日午前十時頃より夕刻まで各方面の視察に從事し、十六日の夜、我大使館に於ける日本食晩餐會を初めとし、十八日は大藏大臣、十九日は東清鐵道及び露清銀行、二十一日は商工大臣、二十三日は我大使館の正式宴會あり、二十三日は當方より在留邦人を招き、次週土曜日より、露國人を始め諸外國人を招待して答禮する筈にして、日日訪問應對に忙殺されたりと。

露都において會見した主要なる人物の一人は、首相ストリピンであつた。その會談の模樣につき、夏秋龜一は次の

如く語つた。

露都に到著した藤伯は、私を伴うて冬宮殿にストリピン首相を訪問せられた。

「日本とロシアとは隣國である。今後お互に提携して共存共榮を圖らう。」

といふ日露親善に就いての兩巨頭の意見は全く相一致した。

その時冬宮殿の中をロシア側が案内した時、伯は机の上を一寸、指先でふれて見て、その指先を綿密に點檢して、

「これはなか〳〵掃除が行屆いてゐる。」

と感心されてゐた。この伯の注意深さに更に私は感心した。

伯が露國皇帝に謁見したのは、五月十八日午後二時、ツァールスコエ・セローの離宮に於いてであつた。その時伯は白鷲大綬章を、岡松理事は聖スタニスラス第一等勳章を賜はつた。

伯の露都訪問の際、最も交渉の多かつたのは、藏相ココフツォフであつた。それは東清鐵道は露清銀行を通じて、大藏省が管理してゐたからである。

ココフツォフとの會見につき、夏秋の語るところは次の通りである。

伯は露都滯在中においてココフツォフ氏とは何回となく會見せられた。また東清鐵道の最高幹部たるウエンツェル氏とはこの滯留中に於いて親しく會談し、日露國際運輸連絡に關する基礎的工作に著手しておかれたのであつた。ココフツォフ氏は特に伯の爲め、自分主催者となつて大歡迎會を開いたりしたのである。

即ち日露戰爭後、我國に於いて、初めて日露親善を高調し、自ら兩國提携への道を開拓せんと試みられたのは、

實に藤伯であつた。

日露接近を、日本側に於いて鋭意したのが伯であつたやうに、露西亞側に於いて努力したのは、ココフツォフであつた。彼はこの伯との初對面以來、互に相許し、のち首相として桂と伯とを露都に迎へた。これが彼の全盛時代であつたが、歐洲大戰中に失脚し、社會革命後は佛國に亡命してゐた。そして最後に伯の彼と會見したのは、この亡命時代巴里に於いてであつた。そのときの彼は、失意落魄、實に蕭條たる有樣であつた。政治家の浮沈、觀じ來れば一場の夢である。

この露都滯在中、伯は日露親善の意味で、露國から軌條を買入れたりなどした。しかし伯の具體的の仕事は、滿鐵と東清鐵道との連絡運輸開始の交渉であつた。これについて「滿鐵十年史」は次のごとく記してゐる。

滯在中、日露兩鐵道ノ連絡ニ就キ、五月十六日東清鐵道副總裁ウェンツェル氏ト第一回ノ會見ヲ爲シ、大體下記事項ヲ口約セリ。

第一、歐亞及米國間ニ於ケル交通大動脈ノ一トシテ、南滿鐵道ト東清鐵道トノ直通連絡ヲ爲ス事。

第二、第一ノ目的ヲ達スル一手段トシテ、南滿鐵道ハ成ルヘク速ニ大連ニ於ケル設備ヲ完全ニシ、露國ヲ經テ歐洲ニ達スル一門戸ト爲スヲ怠ラサルヘキ事。

第三、同シク第一ノ目的ヲ達スル爲メ、東清鐵道會社ハ當分ノ內、毎週二回イルクーツクヨリ寬城子マテ及寬城子ヨリイルクーツク迄急行列車ヲ發シ、浦鹽ト莫斯科、彼得堡間ヲ走ル急行列車ニ直接連續セシメ、且ツ哈爾賓、寬城子間ノ鐵道ヲ改良シ、浦鹽、露都間ノ線ニ劣ラサル一等及二等客車ヲ設備スヘキ事。

第四、兩鐵道ハ無用ノ競爭ヲ避クルノ目的ヲ以テ、「タリーフ」ノ協定ヲ爲スヘキ事。

第五、以上ノ要件ニ基キ、「タリーフ」其他詳細ナル事項ヲ協定スル爲メ、東淸鐵道會社ハ哈爾賓駐在ノ同會社職員中ヨリ全權委員ヲ指定シ、南滿洲鐵道會社ハ大連ニ於テ同委員ヲ任命シ、至急協議ヲ爲サシムル事。

以上ノ外、海陸共同運輸連絡等ニ就テハ、陸上交通機關ノ完成ト旅客及貨物ノ增加トヲ待テ、更ニ協定スル所アルヘキ事。

この伯の訪露の際の口約こそ、今日の歐亞連絡の根本をなしたものであつた。夏秋龜一は語る。

露都で後藤伯とお別れする時、伯は私に對して、「露國が獨逸と墺國との間に連絡關係を保つてゐるから、この際、獨逸及び墺國へ出かけて、ロシアと兩國との關係を調査しておけ」との命令であつた。依つて私は獨逸並びに墺國に赴き、國境の連絡關係を調査して報告したが、その後、露西亞へ、田中淸次郎氏や末永一三氏や藤田虎力氏等が出かけて、露支兩國の國境における滿鐵、東淸鐵道との連絡が協議されるに至つたが、これが敦賀から滿鐵を經由しての、國際運輸連絡の第一著手であつた。

この歐亞連絡の完成こそは、滿鐵の世界的使命を達成する上の、第一の基礎を爲したものであつた。そして滿鐵において、主としてその衝に當つてゐた田中淸次郎は、次の如く語つた。

或る日伯は私に「君はこれからハルピンに行つて、東淸鐵道側と連絡運輸の取極めを結んで來給へ」と命ぜられた。依つて私は直ちにハルピンに赴き、ロシア側當局と協議を始めた。

二週間、殆ど毎日のやうに交渉を行つたが、ロシア側は頗る氣乘薄である。これではいかぬと考へたので、私は

ロシア側に對し、「とにかく今日まで協議した事柄を基礎にして議定書を作成したい」と申込むと、ロシア側も「よろしい承知した」との返事である。依つて私は直ちに會議錄を作成し、ロシア側に調印して欲しいと希望したところ、ロシア側は俄然、調印を肯んぜぬ。私はよほど强硬に主張したが、彼は應ぜぬ。「然らば、自分はもう歸る」とロシア側に宣告した。たま／＼後藤總裁も中村副總裁も上京中であつたから、東京宛てに「ロシア側は調印に應ぜぬから私は歸る」と打電した。すると東京の方から「至急上京せよ」との返電に接した。私は早速上京すると、中村副總裁の曰く。

「君がハルピンへ出かけてから一通の音信もないので、大將（後藤伯）はカン／＼に怒つてゐるョ。」

後藤總裁にお會ひすると、

「田中さん。（伯は怒つた時に物を言ふ時には必ず馬鹿丁寧な言葉を使用した）ハルピンと日本との間に電信はありませんか。」

「あります。」

「それでは郵便は？」

「無論あります。」

「然らば、あなたはハルピンでロシア側との會商の經過を、なぜ問ひ合はすなり報告なりして呉れませんか。」

そこで私は答へた。

「私はハルピンへ出かける時に、毫も具體的の事は伺つてゐません。ロシア藏相と總裁との會談の內容も存じて

ゐません。從つて私は、今回の交渉は私に全然一任されたものと堅く信じて出かけました。卽ち私は全權大使のつもりです。從つて一々御相談申上げなければならぬやうなツマラヌ人間であるとは、自分は考へてゐません。會商を繼續しても、先方には訓令が來てゐないやうです。私の措置がお氣に召さぬなら、然るべく御處分を願ひ上げます。」

田中理事が部屋を立去つた後、伯は中村副總裁を顧みて「あいつは野性を帶びてゐるが、ものになるヨ、君」と云つたといふことである。

田中は一九〇八年と一九一〇年の二回の露都（當時ペテルブルグ）協商に、滿鐵を代表して出向し、遂に日、鮮、露、滿鐵道の連絡運輸條約を締結せしめた。

しかしこの連絡運輸の事業は、伯は桂内閣の鐵道院總裁として成したのである。

四、二葉亭四迷の報道

尙ほ伯の訪露行には、遺却し難き興味ある一つの插話がある。

それは伯が露都よりの歸路、浦鹽より乘船して敦賀に上陸すると、時恰かも東京朝日新聞記者として、露都に向はんとしつつありし二葉亭四迷と會した。四迷は一見して深く伯の人物に傾倒し、朝日新聞に連載した「入露記」に於いて、これを次のごとく報道してゐる。

東京で打合せを濟まして、大阪へ著いた日に又大阪を立つて敦賀へ行つた。後藤男の歸朝を迎へる爲だ。

敦賀は僕が曾て血氣に逸つて滿洲に飛込んだ時通つた所だ。僕に取つては想出の多い土地なるが上に、此處にはなつかしい人が數名居る。皆僕の空想の友だ。久し振だといふので、此人々に招かれて、某樓に登つて大に飲んだ。此澆季の世には珍らしい淺からぬ人々の志に絆されて、平生深くはいけぬ酒をツイ過したので、泥の如く醉つて了ひ、夜深うして終に車に扶け上せられ、一老妓に送られて旅宿へ歸つた。もう商家も戸を閉めて敦賀の町は森として暗い中を、二梃の車は威勢よく飛んで行く。霏々たる細雨が醉顏を撲つて快言ふべからざるものがあつた。トある橋へ掛ると、橋の中央に丸くなつて寢てゐた犬が驚いて、飛起き尻尾を卷いて逃出した。僕の威勢に畏れたのに違ひない。

宿へ歸つてから老妓を勞つて還し、小人の心を以て君子の態度を測量するを許さず、設けの臥褥に入るなり、前後不覺に眠入つたが、間もなく枕元で、鳳山丸が著きましたよといふ聲がする。これに驚かされてガバと跳起きた。後藤男は鳳山丸で著かれるのだ。

飯も食はずに車を驅つて、朝の敦賀の町の夢より覺めてまだ間のない中を驅け拔け埠頭へ來て見ると、南無三小蒸汽はもう一間ばかり出てゐる。狼狽して呼止めて辛と便乘させて貰ひ、ホツと一息する間もなく、小蒸汽は鳳山丸に著く。フロツクコートに黑の山高帽の知事さんや、制服帶劍の嚴めしい警部長さんや、羽織袴の人や、背廣の人がぞろ／＼と繋がつて段梯子を登つて行く。その尻に附いた薄汚ない夏帽夏外套の僕も登つて行つた。と見ると、右舷のデツキにゴタ／＼と一塊まり人影が見える。初めは誰が誰やら一寸分らなかつたが、能く見ると其中に霜降りの背廣に黑の山高帽を冠り鼻眼鏡を掛けた脊の高い人が居る。西洋式に剃刀を中てぬと見えて、

左右の眉が殆ど一の字に繋がり、斑白の美しい鬚が頤の先で楔形に刈込んである、自ら備はる威風堂々と四邊を拂つて、御近所のお方にはお氣の毒ながら、洵に是れ鷄群の一鶴だ。出迎の人が交る交る其前へ出て恭しく御辭儀をしてゐる。

男爵に違ひないから、僕も人の尻に附いて罷り出て名刺を捧げてお辭儀をすると、東京で見知り越しの龍居秘書が側に居たから。多分龍居君だつたらう、二葉亭四迷君ですと紹介する。おゝさうかと男爵も跋を合はされた。しかし二葉亭四迷が何だか御存じあるべき筈がないから、新聞記者が二葉亭四迷――妙な名を附けたものだ、矢張內職に浪花節でも語るのだな、と思はれたかも知れぬ。難有い仕合せだ。

上陸後の模樣は當時の電報に盡きてゐるから、爰には省く。

僕は從來數次男爵の噂を聞いたが、噂をする人が人だから、其言葉に多くの信を措かなかつた。なあに逢つて見れば、矢張尋常の人かも知れぬと實は思つてゐた。然るに此日親しく謦咳に接して見ると、名虛しく傳はらずと能く云ふ、眞に其通りだと思つた。小說で腐つて葡萄のやうになつた僕の眼で見た所だから當にはならぬかも知れぬが、僕の見た所では、男爵は理想家で又實際家である。僕の承はつたのは、誠心誠意に人事を盡して天命を竢つといふ男爵の理想の一端で、其全體ではなかつたが、兎も角此理想を實現せんとして、所謂人事を盡すに方つて、男爵の用意周到なる事は豫想外で、一言一句の末にも注意を怠らず、直ぐ大勢の赴く所を察して變化百端し、眞に造物主の好機に參するが如き趣がある。今の世でも理想家はある。しかし多くの理想家の理想は死理想で役に立たぬ。實際家は固より多い。しかし實際家は實際にかまけて理想を缺くが故に、其爲る所は動もすれ

ば小細工に流れケチになる。理想に囚はれず、實際に役せられず、超然として心を物外に置きながら驀地に物内に突入して活殺自在の働きを爲し得る底の眞人物は存外少い。否殆ど無いが、僕の見た男爵は則ち其人たるに庶幾い。世には理想に於て男爵より高い人が或はあるかも知れぬ、運用の活才に於ても亦男爵を凌ぐ人があるかも知れぬ、然し理想の堅實に兼ぬるに運用の活才を以てする點に於て、男爵には男爵の本領がある。偉い偉くないはさて措いて、此點に於て後藤新平は頂天立地、一箇の後藤新平で、到底他人の模倣を許さぬ獨特の長所がある。

午後一時男爵に陪乘して敦賀を發し、米原でお暇乞を申して、僕は下り列車に乘移つた、車室の中僕の外は誰も居ない。僕は獨り肱懸に倚つて熟々と男爵の人と爲りを考へ、其將來の事業を想ひつゝ大阪へ下つた。

五、訪露の收穫

歐亞連絡の完成は、伯の訪露が齎した、一番大きなお土産であつた。然しながら、それよりも著しい收穫は、これによつて贏ち得たる日露親善の增進であつた。

伯の訪露は、當時有力なる露國の政治家、特に藏相ココフツォフに深甚なる印象をのこした。伯が歸滿後、ハルピンより發せる謝狀に對し、ココフツォフより送り來れる返翰の譯文は、次の通りである。

閣下の哈爾賓よりの御手紙は、小生に大なる愉快を與へたりき。閣下には今小生が衷心より閣下の御書面中にある深厚なる御言葉に對して謝することを御許しあれ。閣下とのゲゼルシヤフト（交友）に於いて過ごせし時間は短かかりしと雖も、小生の胸中には最も善き記念を留む。

小生は此の間に於いて（男爵の露都滯在中の時間を意味す）閣下の開發せられたる政治家的の精神、及び閣下に交際することを頗る愉快ならしむる閣下の卓絶せる天性を知り、且つ是を尊敬することを覺知せり。故に閣下に再會することは小生の爲めには大なる喜びである。

閣下の御言葉によれば、閣下は再び露都に遊ばるゝとのことなるを以て、小生は閣下に近く再見するの幸を得ん事を望む。且重要なる、閣下並に小生の胸中に同時にある問題に就いて意見を交換することを望む。その問題は則ち日露兩國間の善き關係を堅固にすると同時に、商業的の交通を增進することにして、是即ち兩國間の國交をして今後益々親密ならしむる必要條件たり。小生は閣下が哈爾賓迄の旅行に於いて甚だ御滿足なりしを聞き、大に欣べると同時に、其の後の御旅行も亦幸福と健康とを得て御歸國せられん事を望んで止まざるなり。小生は今より閣下が小生に約束せられたるが如く、東京よりの御手紙を落手せんことを渴望す。愚妻は閣下に深厚なる敬意を表することを小生に依賴せり。恐惶謹言。

露都にて　　　　ココフツォフ

一千九百八年六月二十三日

後藤男爵閣下

かくして伯とココフツォフとの親交が、後に伊藤の訪露計畫を實現するの端緒となり、伊藤は不幸ハルピンにおいて兇手に斃れたけれども、ついで桂の訪露となつたことは、後に述ぶる通りである。

要するに伯は、日本において、親露政策を提唱せる最初の政治家であつた。また日露戰後の親露政策が、東亞の政

局の上に、重大な效果を示したことは、歴史家の均しく認むるところである。これについて夏秋龜一は、次の通り語つた。

後藤伯の提唱されたる日露親善策は、ロシアの對外政策に一大變化を及ぼすこととなつた。ロシアは日露戰爭後一九〇八年までは、ひたすらに對日復仇をひそかに畫策してゐたのであつた。

しかるに伯の提唱に依り、日露親善の實いよ〳〵擧がらんとする空氣が濃厚になつて來たので、もはや對日復仇への準備を廢止せざるを得なくなつた。

このことは、露西亞の極東への進出意圖を斷念する事を意味する。しからばロシアは何れの方面に對して新天地を開拓せんとしたか。ロシア對外政策は必然的に重大轉換を敢行すべく餘儀なくされた。

かくてロシアは極東進出を斷念し、果然バルカン方面への進出を强行するに至つたのである。ロシアのバルカン進出こそ、實に世界大戰爭勃發の一大要因となつた。

大正五年、私が露都を訪れた時、陸相ステホミルフ氏は議會で重大言明を試みた。

「日露戰爭後に於けるロシアは、その當初に於いては對日復仇戰を計畫する事に決定してゐたのであつた。しかし今や政策は一變し、バルカンへ進出する事になつた。」

かうした對日外交政策の轉換こそは、實に伯の第一回、第二回の訪露が原因となつて誘發されたものである。かくてロシアのバルカン進出は世界大戰を惹起するの一契緣ともなつたのである。

伯はいま青年以來の志を達して、次第に世界政局上の人物と化しつつあつたのである。

第十節　中央政府との折衝

一、阪谷藏相宛て建白書

植民地開拓の難きにあらず、內地諸公の頭腦開拓の難きなりとは、兒玉將軍の嘆聲であつた。蓋し新附領地の統治は、常に現地の實情に疎き中央政府官僚の偏見と、同情なき本國輿論の謬想とに累せらるることを指したのである。伯の滿鐵經營の困難の大部分も亦、此處に存したのである。ゆゑに伯は、その精力智術を傾盡して、內地當路の頭腦を啓發せんと努力した。伯が雨のごとく滋く建白書、覺書、親書を內地要人の頭上に落下せしめたるは、この故であつた。

その植民諸機關の改組並びに外交問題に關するものは、旣に略〻これを盡したるがゆゑに、本節に於いては、爾餘の諸點に關するものを收錄して、伯の滿鐵經營の終篇となすであらう。

その第一は財政に關するもので、阪谷藏相に送つた建白書である。これは伯の滿鐵總裁就任後、間もなく提出せられたるものと思はれる。

阪谷は常に伯の事業を後援したる盟友である。ゆゑに本建白書は、阪谷に說かんとするよりは、阪谷を通して大藏省吏僚の頭腦を開拓せんと試みたるものなるかの觀がある。

伯は、この建白書に於て、その臺灣在任以來、多年財政の問題について、中央政府と甚しく相干格するところなきを得たるは、多く阪谷の後援に依ることを感謝し、「然れども」と筆を轉じて、次のごとく問うた。

然レトモ一般財政當局者モ亦悉ク閣下ノ鑑ムル所ヲ鑑ミ、能ク殖民經營ノ國家的本分ヲ體スルカ。若シ果シテ然リト言ハヽ、某實ニ今日ノ滿洲財政計畫ニ疑ナキコト能ハス。

然らば伯は、何を以て滿洲財政計畫の疑問となすか。これを抽象的に言へば、內國守成の法制觀によつて、特殊の使命ある植民地經營を律せんとする杓子定規である。具體的に言へば、關東都督府豫算の卑吝なるのみならず、滿鐵の收入を以て國庫を利せんとするの態度である。伯はそれらの諸點を、次の如く論じた。

既ニ臺灣ニ伸ヒ又滿洲ニ及ヒ、傲然トシテ自ラ興國ノ雄圖ニ誇ルト雖、其百年ノ長計ヲ講スルニ至リテハ、終ニ齷齪ノ蛙見ヲ脫スルコト能ハス。動モスレハ內國守成ノ法制觀ニ依リテ、殊域創業ノ殖民政策ヲ繩墨シ、內地膠柱ノ經濟觀ヲ以テ、殖民財政問題ヲ調理セント欲スルハ、是レ今日帝國國情ノ通病ニ非サルカ。且ツ今年關東都督府收支豫算ノ大意ヲ觀ルニ、啻ニ滿洲殖民財政ニ於テ供給甚タ吝ナルノミナラス、却テ其收入ヲ取リテ本國ノ財政ニ補入セントシタルノ痕跡、歷々トシテ掩フヘカラス。此等ノ計畫者ハ、我カ施設未タ加ハラサルノ今日ニ於テ、早ク既ニ、滿洲本來露國經營ノ素アルコトヲ併セテ之ヲ忘却シタルモノナルカ、將タ或ハ露國施設ノ弊ヲ看破シ、向上改善ノ道ヲ以テ、此誅求政策ニ在リト信スルモノナルカ。滿洲ハ尙一面清國ノ主權ヲ脫セサルノ國ナリ。戰後直ニ數百萬圓ノ利アリト聞カハ、左ナキタニ利權回收熱ニ病ムノ彼等ハ益々我利ヲ妨ケ、以テ彼ニ收メントスルニ急ナルヘキハ、理ノ見易キ處ニ非サルカ。然ルニ賢明ナル政府ハ、如何ニ外債ノ爲メニ利ナリト云フト雖、何ソ此一點ニ偏シテ、豫算ニ公示シ、內外ニ宣言シテ、實收入以上ノ計數ヲ舉示スルニ至リタルカ。要スルニ此等ノ消極主義タルヤ、其本旨ニ於テ、既ニ全ク方今列國商業的殖民政策ノ常軌ニ背馳シタルモノニシテ、其閣下ノ本意ニ出タルニ非サルヘキコトハ某ノ固ク信スル所ナリ。

即ち伯の言はんと欲するところは、植民地經營の主眼が、その財政的獨立にあらずして、貿易を中心とする廣汎なる經濟的利益にあるの點である。伯はこの年來の主張を披瀝して、次の如く記した。

假シ或ハ之ヲ辯シテ、我カ滿洲殖民事業ハ、其政略的便宜ニ於テ、此等ノ外觀、即チ四十年度以降直チニ純益ヲ滿洲ニ收メ得ヘキノ豫算ヲ裝出セントヲ要スト言ハヽ、尚ホ可ナランモ、是レ果シテ滿洲殖民當局者ヲシテ、將來此ニ信頼セシムルニ足ルヘキ國論ノ定籌ト看ルコトヲ得ヘキカ。某臺灣殖民財政ノ問題ニ斡旋セシコト前後九年、朝野政治家ノ議論ニ接セシコト幾回ナルヲ知ラサレトモ、受クル所ノ疑問ニ至リテハ、衆口一套常ニ人ヲ悶セシムルニ過キサリキ。曰ク。請フ速ニ臺灣ノ財政ヲ獨立シテ、母國ノ負擔ヲ卸サシメヨト。然レトモ財政ノ獨立ニ因ミ、殖民地ヲシテ母國服屬ノ要何レニ在ルカヲ疑ハシムルニ至ランコトノ利カ不利カニ至リテハ、終ニ一ノ疑問者ニ逢ハサリキ。況ンヤ屬地母國貿易額ノ增減ヲ基礎トシテ、殖民經濟ヲ打算シ得タル商業的殖民論ヲヤ。閣下何ヲ以テカ能ク今ノ殖民財政消極論者カ、果シテ昨ノ舊阿蒙ニ非サルコトヲ保セントスルカ、（中略）是ニ於テカ某平生懷ク所ノ疑問ヲ呈シテ教ヲ閣下ニ待タサルヘカラサルノ必要ヲ感スルナリ。

然らば伯の「平生懷ク所ノ疑問」とは何ぞや。それは次に掲ぐる七點であつた。

一、經費ノ過大ハ何等ノ場合ニ於テモ之ヲ避クヘキハ論ヲ待タス。然レトモ殖民事業ニハ自ラ殖民事業ノ目的アリ。一定ノ目的ニ對シテ一定ノ經費ヲ吝ムハ、其不經濟寧ロ濫費ヨリモ甚シカルヘシ。今滿洲殖民經濟ハ、其財政ノ標準ヲ何レノ點ニ置キ、何ヲ以テ其歲出豫算ノ限度トナスヘキモノナルカ。

二、既ニ財政ノ標準ヲ得タリトセンニ、之ニ由リテ一定ノ目的ニ達スヘキ經營年限如何。

三、南滿洲ニ於ケル地域租借ト鐵道ノ經營トハ、一定年限內ニ於テ如何ナル施設ヲ要スヘキカ。帝國ハ此年限ニ亙リテ、唯四十年度豫算ニ示スカ如キ收入ヲ、南滿洲ニ取リ得ンコトヲ以テ滿足スヘキカ。將タ年限以後ハ更ニ如何カ之ヲ處置スヘキカ。形勢ノ推移ヲ論セス、單ニ之ヲ淸國ニ還付センコトヲ以テ一定ノ目的トナスヘキカ。

四、明治四十年度豫算ニ於テ、南滿洲鐵道會社ノ利得ノ內ヲ國庫ニ收入スルノ編製ヲ取ラレタルハ、現內閣ノ政略ニ出テタルモ

ノナルカ。將タ或ハ眞ニ會社ノ收益ヲ以テ國庫ノ一財源ニ數ヘラルヽカ。

五、會社ノ收益ニシテ果シテ豫算ノ囑望スル所ノ如クナリトセンニ、政府ハ之ヲ處理スルニ一般歳入ヲ以テセラレントスルカ。將タ之ヲ以テ滿洲殖民經營費額内ニ置カントスルカ。

六、世ノ滿洲ヲ談スルモノ、皆曰ク。百萬ノ兵馬ヲ滿洲ノ野ニ暴スコト二年、其戰費二十億ヲ算ス。今ニシテ滿洲ノ富源ヲ開拓シ、其實利ヲ圖スルニ非スンハ、何ヲ以テカ前負ノ償フコトヲ得ント。今政府ノ滿洲財政ヲ制スルヤ、其有形ノ利益ニ於テ苟モ取リテ遺サヽラント欲スルノ趣アルハ、果シテ此等ノ世論ニ同スルニ非スシテ、別ニ一定ノ所見アルニ由レカ。

七、我政府ハ滿洲ニ於テ、現在獲得スヘキ收入以上ノ金額ヲ投シ、其開發ヲ努メ、列國ニ均等ノ利益ヲ得セシムルコトヲ明カニシ、數年ノ後正ニ大利益ヲ擧ケテ、補充金並ニ社債ノ消却ニ十分ナル實力ヲ顯スヘキ計畫ヲ立ツルノ計ナキカ如何。

かくの如く、疑問の七點を列擧したる伯は、更に筆を進めて、伯の所謂「商業的殖民論」より觀たる滿洲經營の利益を述べて、次の如く記した。

且ツ某カ見ル所ヲ以テスルニ、前年内國滿洲ノ間物貨輸出入價額、年ニ二千一百萬圓ニ上リ、本年ニ千八百萬圓餘ニ達スヘシ。是レ直チニ帝國戰勝ノ致セル商事發達ノ贏利ナルカ故ニ、滿洲殖民財政ノ程限ハ、當然此額内ニ於テ其標準ヲ算出セラレサルヘカラス。何トナレハ、戰勝ノ結果人口ノ移出及其内國物貨ノ需要ヨリ受クル所ノ帝國ノ利益ハ、皆此額内ニ在ルカ故ナリ。滿洲殖民地ニ因ル商業的贏利ヲ以テ、假リニ此額ノ壹割五分ニ止マルト看做スモ、國家ハ戰前ニ比シテ既ニ三百萬圓乃至四百貳十萬圓以上ノ實益ヲ享クルモノナルカ故ニ、滿洲殖民財政ハ少クモ三百萬圓以上ノ年額ヲ計上セラルヘキ理由ヲ有スルモノニシテ、現今國庫ノ補充金ハ、恰モ此額ニ偶合シツヽアルモノナリ。此方針ニタヒ決スルノ後、滿洲ハ茲ニ初メテ其殖民經營ノ定局ニ就クヘク、國家モ亦滿洲當事者ニ責ムルニ所期ノ功程ヲ以テスルコトヲ得ヘク、而シテ其結果ハ逐年殖民經濟ノ發達トナリテ、内國殖民地相互享受スル所ノ利益倍蓰算ナキニ至ルヘシ。然ルヲ若シ其財政ヲ制スルニ、苟且慳嗇ノ與奪ヲ以テスルハ、是レ殖民地ヲシテ姑息自ラ欺カシムルノミナラス、國家ヲシテ無期限無標的ノ負擔ニ任セシムルモノニシテ、其弊源ハ必スヤ彼ノ内守膠

柱ノ消極的經濟觀ニ坐スヘキナリ。夫レ未確定ノ收益ヲ誇張シテ其虚聲ヲ大ニシ、我ヨリ求メテ清國ノ利權回收熱ヲ煽揚シ、列國ノ羨望覬覦ヲ促スハ、假令ヒ外債募入ノ便宜ノ爲ニスト云フト雖、其不得策既ニ甚シト云フヘシ。方今列國同シク取ル所ノ商業的殖民政策ナルモノハ、其本義全ク此貿易經濟關係ニ基ツクモノニシテ、其成功ヲ永遠ニ邀ヘンカ爲ニハ、過當ノ鉅費モ或ハ之ヲ惜マサルコトアリ。獨逸ノ膠州灣補充金ノ如キ、年々一千五百萬マルクヲ交付シテ惜マサルハ、大ニ參考ニ資スヘキモノナリ。今帝國ノ勢力僅カニ南滿洲ニ及ヘハ、則チ屑々焉トシテ内國本位ノ主我論ヲ事トシ、消極經濟ヲ濫吹ス。此ノ如クニシテ尚ホ且ツ自ラ許スニ大國ヲ以テシ、殖民的發展ノ成功ヲ夢想シテ、其誤レルヲ覺ラス、何ソ共ニ殖民經濟ヲ商量スルニ足ランヤ。

しかも伯の觀るところによれば、わが滿洲經營の大目的は、かかる經濟的利益のみにあつた筈ではない。帝國が一文半錢の利を滿洲に漁るが如きは、「東洋平和ノ支持ト我カ立國自衛」の爲めに起つて、露國と干戈を交へたる、世界の一大義戰の趣旨を冒瀆するものである。日本が世界の大國民として發展する上において、最も樞要なるものは、この國民的自覺である。それが伯の持論であつた。從つて植民地財政の根本も、この大主張に基かねばならぬことは言ふまでもないと爲して、伯は日本の征清、征露の役が、西洋流なる利益獲得を目的としたる戰爭にあらざることを痛言して、この建白書を終つてゐる。

二、都督宛て財政建白書

上に掲げたる阪谷藏相への建白書は、植民財政の根本義を論ずると共に、わが滿洲經營の大主眼に論及したものであるが、その具體的問題の主なるものは、滿鐵財政に關するものであつた。

茲に別に、滿鐵總裁兼關東都督府顧問として、大島關東都督に呈せる「關東都督府財政に關する議」といふ建白書がある。

滿鐵と都督府と、對象は異るけれども、同じく滿洲におけるわが植民機關たる點において、立論の趣旨は大體同じである。

この建白書はまづ筆を臺灣財政問題の經過に起し、關東州を以て一宮崎縣に準ぜんとする姑息論を慨嘆して、次の如く記した。

殖民地財政問題の帝國に於けるや、既に之を臺灣に經驗して、其實效を見ることを得たり。臺灣財政問題か、無定見たる世論の間に崎嶇間關すること十餘年にして、僅かに今日の立脚地歩を得たるハ、國家の寄幸なりと雖も、歷次臺灣當局者の立見苦心より之を言ふときハ、今日の成效の如きハ一場の寄幸に非すして、實に必然の成數たりしなり。然るに世論倚ホ未タ此の既然の消息を諒とせす、臺灣財政問題の今昔に對してハ、泛として既に忘れたるが如きのみならす、却て從前其臺灣を困厄したりし消極財政の桎梏を尋出して、再タヒ之を關東州に加ふることを敢へてせんとす。

論者曰く。區々たる關東州胡爲者にして、則チ數百萬圓の財計を要するや、其行政組織ハ宜しく之を一宮崎縣に準して可なるへし、其財政ハ宜しく歲に四、五十萬圓を過くることなくして可なるへしと。一面の地圖を披き、區域の狹濶を目測し、夷然率斷して頓に日露戰爭の已むへからさりし所以、帝國後來責任の存する所以を忘る。此の如きもの猶ホ經世の談、政見の類として之を邀へさるへからさるの理由あるへきか。宮崎縣の盛衰ハ國家猶ホ年所を假りて之を處置することを得へし。關東都督府殖民政策の未成と之に伴ふへき帝國の體面利害とハ果して姑息以て永年を懸望することを得へきか。

およそ一の財政をとつて、或は過大と言ひ、或は過小と稱する、其處に一定の標準がなくてはならぬ。禍ひはその過大過小にあらずして、むしろ財政標準の根本の定まらざる所にあらねばならぬ。故に伯は筆を續けて曰く。

> 且ツ當局者も亦過てり。大凡殖民地財政策なるものか、其根柢の標準を那邊に有すへきものなるかに審思し循由せす、徒らに世論の應酬に疲れて、隨時苟且に豫算を定奪す。夫レ一定の成算なくして姑息の經費を支出するハ、寧ロ之を溝壑に投するに如かす。去年ハ去年の理由を以て萬金を支出し、今年ハ今年の必要に强ゐられて千金を支辨し、明年又明年の說明に因りて百金を計上すとせハ、是レ國家は年々歲々貺手無償の失費を負擔して了する期なく、而して關東州殖民政策の將來ハ、成か敗か進か退か、終に其標的を有せさるなり。倘ホ何そ當局を累して豫算を調製し、議會を勞して得失を査定するの要あらんや。報償なきの支出ハ一金も之を不經濟といふへく、報償之に稱ハヽ億萬金の投入も我か經濟を疾ましむるに足らす。關東州の我に於けるや、其他年報償の望むへきもの如何。一言之を蔽ハヽ、殖民政策の成功に在るのミ。然らハ則チ今の關東州財政を論するもの、先つ宜しく其財政計畫、其所期年月、其豫後成效の確か不確か、誤れるか中れるかを商量すへし。此にして若し誤らハ、一金の支出ハ一金の徒費なり。若シ確實信すへきの算を得ハ、億萬金も之か支辨の道を講せさらんと欲して能ハさるへし。彼の消極財政論者ハ、常に此先決の商量を等閒にし、偶ヽ之を商量するものハ、概ネ結論の未タ達せさる所に默止す。憾むへきの至りなり。

然らば、植民地財政の標準は、抑も何れに求むべきや。それは伯の持論たる「商業的殖民政策論」である。伯は阪谷藏相に呈せるものと同一の論法を、關東都督にむかつても繰返し、次の如く記した。

> 之を現狀より推すに、關東州殖民政策の結果ハ、到底之を短日月の間に望むへきに非されとも、一旦其成功を邀へ得たるの後、帝國の享受すへき利益を豫測せは、今後數千萬金の經費の如き、毫も惜むに足るものなからんことハ、蓋シ何人も概想に苦しまさる所なるへし。然らハ則チ關東州の財政ハ、今日何に由りて其豫算額を制すへきか。凡ソ殖民地財政の標準ハ、本國殖民地間に於ける物貨輸出入額に比例すへきを以て定則となす。現今帝國は內國關東州間の輸出入額に比して、一年享くる所の實益の價格幾何に相當するや、未タ精算を得へからすと雖も、暫ク之に廉縮の評價を加へ去りて、僅カに一割五分と看做すも、關東都督府は猶ホ國帑に對して年に三百萬圓以上を要求するの分あるへし。關東殖民政策ハ此費額に依りて年々一定の進路を履まハ、其

人口吸收力、其農商工業力の增進ハ、又直チに年々累加の實益となりて帝國に報償し來るへく、帝國も亦之に比して經費を累加支出し得へし。然れトモ予は將來年々貿易高の增加ト共ニ、都督府經費ヲ累加セント云ハス、現在ノ貿易上ノ利益ヲ算定シテ、國庫補助金ノ標準トスヘシト云フニ在リ。此の如くにして大略十年の漸進計畫を定むることを得ハ、關東州殖民の成功ハ言ふに足らす。而して嗣後國家の利益ハ勝けて算ふへからさるものあらん。然るを悠々の論、尙ホ彼の無標的の財政の爲に、目前の微金を吝み得て止まんと欲するか。

そして最後に、再び臺灣經營當時のことを回顧して、次の如く結んだ。

夫レ臺灣の拓殖前途尙ホ遼カなりと雖も、而も其今日の順境に立つを得たる所以のものハ、誠に如上の方針以て局面を支持し來りしか爲なり。然るを世論未タ一隅を擧けて三隅を反へすに足らすとせは、則チ殖民地財政問題の談するに易くして行ふに難きを知るへし。當局者此意を諒とせハ、請ふ速カに其本に復り、之を以て時論を指導し、之を以て關東州財政の定局を將來に支持せられんことを。

三、癇癪電報の波紋

伯の性格が複雑にして、矛盾撞著に富んでゐたことは、既に少年の日以來、吾人の記述してきたところである。元來が勝氣な主我的な爲人であつたために、阿川の訓誡、長與の下の隱忍、相馬事件の苦杯と、人生行路上の鍛錬を積んで、次第に圓熟してはきたけれども、又時としては修業の付燒刄が剝がれて、生地の癇癪が爆裂することもあつた。さういふ時には、伯はただ年を取つた駄々ッ兒であつた。そしてそれが伯の處世上に大害を與へ、不必要なる反感と敵意とを、他より買ふことになつた。少なくとも傍若無人とか、増長我慢とか、傲岸不遜とかいふやうな印象

を人に與へたのは、さういふ半面の露出するときであつた。

その好個の一例は、明治四十年八月二十日大連の伯より、東京の祕書役長龍居頼三に宛てて、突然打つてよこした次のごとき電報と、それが東京の元老重臣間に生じた波紋とである。

東京ニテハ韓國ノ酒ニ醉フテ滿洲ノ事ヲ忘レタルモノノ如シ。林公使ニ會テ、滿洲ノ片付方ヲ何ウスルカ返事セラレタシ。韓國サヘアレハ滿洲ハ入ラヌカト、テルヘザカ（註、靈南坂ノ誤歟）目白、三田ニ尋ネテ返事。

これを受取つたときの龍居の驚愕は想像される。彼は伯と大體同年輩で、多年東京にて元老重臣の間に出入し、江戸前の文章と、老練溫柔の爲人とを以て、要路の人々の眷顧を受けて居た人物である。

彼はこの電報を受取ると、直ちに各方面に出動し、或る人には婉曲に、或る人には率直に、伯の來旨を傳達した。龍居は、さういふことには恰好の使者であつた。

先づ三田、卽ち桂太郎を訪れた結果は、八月三十日午前十時四十五分發、伯宛ての次の電報となつて現はれた。

（三田）滿洲問題少シモ相談受ケヌ。早ク賢案ヲ齎ラシテ歸レ。根本ヨリ解決附ケネバナラヌ。對淸ノ偉策ヲ極メル今日ガ好機會。

次いで目白、卽ち山縣元帥の意見は次の通りであつた。龍居が打電したのは、午後十一時十五分であつた。

（目白）篤ト考ヘテ二、三日中東ニ面會セン。併シ都督府ト外務省ノ關係ハ困ツタモノ、都督ノ來ル時詳細知レルナラン。兎ニ角根本決定ノ急ナルヲ認ム。滿洲ニ領事裁判ヲ置クガ如キモ謂レナシ。

また靈南坂、卽ち伊藤統監の意見として、翌三十一日午前十一時十五分、龍居の打電したるところは、次の通りで

あつた。

（靈南坂）我レニ一刀兩斷ノ案ナキニアラザルモ、實行出來ネバ益ナシ。膝ヲ交ヘテ反覆討究ヲ要ス。內地カ京城ニテ面會望マシ。今日元老會議ニテ統監演說、更ニ經常臨時費各三百萬要求セリ。

最後に駐淸公使林權助の意見として、八月三十一日午後三時、龍居は次の通り打電した。

（林）當局呑氣、各方面ニ意思通セズ。團クナツテ相談セネバ片付カヌ。成ルベク早ク歸リ望ム。自分來月末迄居ル。

以上が伯の投じたる一石の、中央に及ぼした波紋の大樣であつた。然もそのなかで、伯の去就について、最も心痛したのは、山縣元帥であつた。そこで杉山茂丸の出馬となり、一騷動起りさうな形勢になつたのであるが、その次第は歷訪の詳報と共に、九月一日附、龍居より伯へ宛てたる次の信書に詳かである。

謹啓　昨日午後目白より再訪を促され候に付、其大意は直に御電報申上置候通りにして、何等具體的意見出でざりしも、兒玉大將薨去の前後より、閣下を强て起しめらるゝに至り候顚末に及ひ、近今の趨勢より推して、前途を憂慮せられ候長物語を拜聽仕候。按するに杉山氏の渡連も、目白より何事歟含めらるゝ處あらんと存し候に付今朝築地を訪問致し、種々承り候處、既に三田より多少の不足を聞き居られ候樣子にて、一元來總裁とは馬關で別かれる時の約束がある、それは今度滿洲へ行て色々計畫を定めて來る時分は、君と都督とは其意見書を持出すと共に、二通の辭表を添へて來ねばなるまい、ドンな名案が出ても實行が出來ねば何にもならん、仍て自分は東京で其急所々々へ豫め毒を廻して置く丈けの働きはするといつた事である、然るに自分からはマダ何も持出さ

ないで、何か痫癪に障れば滿洲のことは何うするといふのは、丁度己れが蟹の穴を浚へて居るのに、總裁は小便を仕懸けるのだ、伊藤の爺サンでも敵に取つては中々厄介である、それ故今度も二度も引張り出して（向島へ出水の前夜）大に乘氣になつて居る、林でも目白や三田がいふやうには伊藤は云はん、近來は言ふまでもなく朝鮮の牡丹餅を食つた仲間だからだ、目白や三田ニ向ても、常に滿洲の仕事はアナタ方の重大な殘務だから、總裁に心細う思はしてはならぬと云つて援けさせて居る、陸軍大臣などには、官ですへきことを支那との話合ひから會社にした丈の事であつて、滿鐵の仕事は取りも直さずアナタ方の仕事である、ソレニ否がる總裁を引出して今の重責を負はせて居るのであるから、飽くまで他人氣を出さずニ始終助けて貰はねばならんといつて、假令部下には何といふものがあつても、現在アレ丈けの同情を寄せて居られる、ソコで今日は何事も總裁と都督とでお膳立をして來ねばならん、都督は堯舜の君であるから、總裁が進退を賭けてやれば何んなことでも出來る。唯た懸念なのは中央の風向で、元老や中老は流石に其邊の道理は辨へて居るが、コンマ以下の連中は、總裁が失敗をすれば手を拍つて笑はんとして居るものが少くないから、此戰爭には邪が非でも總裁に勝たさねばならん、勝たすには立派に勝算の立てられるやうにせねばならん、ソレニは唯た打棄つて置いては危いから、自分の如き道樂者が下た働きを要するので、即ち馬關で別かれる時分には呉れ〲約束して置いたのである、處が今後の一件で僕は甚た辛い立場になつたから、總裁の歸京が手間取れるなら、大連までも行つて猶ほ其邊の話がしたいと思ふ」と、杉山一流の講釋を承り候次第に候。

但し小生ハ何れへも御電訓ありのまゝニ相話し候次第ニハ無之候。殊ニ統監ニ對しては、先づ韓國の今日を同慶

し、就ては滿洲は韓國とは尤も利害の近邇する所、假よし韓國に於て日本の勢力が何れ丈け擴大せらるゝとも、滿洲問題は閑却する能はざることは申迄も無之ニ就ては、滿洲現下の成行き及將來に關し御高教を仰き度總裁の意思なりと申述へ、目白に向ては更に用心して（萩原の關係もあれば尤も注意を要すれば也）御旨意丈けを貫き候に相努め候心得に候。唯た三田に對しては稍〻露骨的に御電旨を傳へ候より、三田より尤も多く聞ける杉山氏が、勢ひ御眞意を忖度し過きたることは免れず。其邊は小生より杉山氏へ委しく相話し置候に付、同氏は三田に對して十分辯解も致具候筈に御座候。

昨夕三田より閣下宛轉呈を託せられ候封書は、更に外封して書留にて差上置候が、此内には或は多少イヤ味相交り居不申候哉と私かに懸念仕候。若し萬一左樣の議も候はゝ、全く小生の使命を全くし得ざりし責任と恐縮の外無之候。併し兎に角元老の脳裏に一彈を投し候だけの效能ありしを疑はざる事に御座候。

都督は二十日御立被遊候も、閣下は御未定の趣御電示拜承。此議は杉山氏の出立否ニも相關し候ニ付、即時同氏ニ相通し候處、同氏ハ今暫く見送り、都督のみ上京せられ、總裁は居殘りと申事判明致候はゝ、自分より逆押しの積りと申居候。

増田病氣歸東之趣、就ては御予許御用も候はゝ、猪股にても差出し可申哉、是も御發期の如何に依り可申候得とも杉秘書迄何分の御垂命奉仰候。

かくして彼是折衝の末、杉山が山縣の意を齎して、萬事打合せをする段取りとなり、龍居は九月二日午後四時四十分、取敢へず伯宛てに、「目白前途ヲ憂ヘラレ杉山四五日中其地ヘ立ツ。都督ノ二十日立チ成ルベク遲ル、事ヲ杉山

希望セリ」と打電したが、その詳細の事情は、二日夕發送せる龍居の書面に依れば、次の通りであつた。

謹啓　過刻杉山氏より面會致度趣申來り候ニ付、早速訪問致候處、今朝在大磯目白侯より態々電話ありて、次の車便に依り特使を差立て一書を齎さしむへければ、何卒在宅せられたしとの事故、繰合せ在宅相待ち候ニ、此の如き書留到來したりとて内見を許され候もの、即ち別紙寫の通りに御座候。仍て同氏ハ四、五日内に自分手許の用件を片附け遲くも七、八日ニハ出立致し、其地ニて御面會致諸事打合せ度、就ては都督の御出發二十日の御豫定の趣なるが、若し總裁御同作せられざる樣に候はゝ、都督にも二十日の御出發ハ可相成御延引の事を希望すとの事に御座候。右に付只今目白の前途を憂慮せられ候事、杉山の四、五日内に出發せらるゝこと、都督の二十日御立を成るへく御延し下され候ことを、杉山氏の希望致居候だけを、御手許迄打電致候次第に御座候。目白は兎ニ角餘程力瘤を入られ候樣子ニ付、閣下が御歸朝の次、統監を京城に御一訪相成候はゝ、上國の形勢必す有利に決すへしとは、杉山氏の觀測に御座候。內閣は來年の選擧迄ハ如何ニしても防守に全力を用ふへければ、一閣員を犧牲とする位ハ必すしも難事ならざるべしと、又同氏云へり。同氏は旅大の間に於て、大體の御打合せを濟ませ、閣下及都督の御出發を見送り、自分は滿洲の一端を見物し、歸途は鄕里に老母を見舞ひ、悠然として歸來り候はゝ、他の注意をも惹かず、其內上國は目白を急先鋒として戰はゞ、勝利疑ひなし。尙統監へハ目白より直接の內談ある筈。是れは局外の我々が近かざるに限り候と、杉山氏作戰の荒筋を漏し候。

別紙寫は申迄も無之候得共、目白ハ勿論其他へも一切御祕密に奉願上候。目白ハ手紙を他ニ示され候ことを殊の外厭がる人なれば、特に注意を乞ふとの事故、其邊は一切御心配御無用と築地にて約束致置候間、御覽濟の上は

内丁に付せられ度候。右用事而已奉得貴意候。頓首々々。

九月初二日夕　　頼三再拜

總裁閣下

昨一日杉山氏と會見後、長文の御内報差上け、本社より轉呈致候事とハ存し候得共、爲念申添候。今度の件に關する御内意電文のみにてハ未た詳ならざるの憾みあり。短束ニても賜らは幸甚し。

かうして東京では大騷ぎをしてゐる最中、三日朝に至つて、突然大連なる伯より飛電あり、それによつて、この波瀾もやゝ泰山鳴動鼠一匹の觀を以て、終結することになつた。

この經緯は、九月三日夜、龍居の伯宛ての書信によれば、次の通りである。

謹啓、今朝到達の御電命即ち、

「貴電ヲ熟讀スルニ、日白ニテハ當方ノ質問ニ付餘リ考ヘ過キタルモノヽ如ク、且又差當リ一ノ困難ナル問題ガ發生セシカノ如ク考ヘ居ラルヽニハアラザルカ。左樣ノ次第ニアラサレハ、誤解ナキ樣更ニ面會右ノ趣ヲ述ヘラレタシ。」

を拜誦して、稍ゝ安心仕り、早速如命日白へ伺候可致の所、元帥ニハ昨日も申上候通り大磯に相赴き居られ、其上杉山氏と打合せ濟ならでは萬一の行違ひ氣遣しく、杉山氏よりも貴電の示すへきものもあれは來訪せよとの事ニ付、退出の歸路築地を一訪して内談仕候所、右は同氏より大磯へ轉通すへき方却つて宜しからんとの意見ニ從ひ、同氏へ依頼仕候。（小生は其上趨參可仕心得ニ御座候）次ニ杉山氏が内示せられ候貴電の要旨ニ依れハ、

「龍居ヘノ電信ハ林權助ヘ聞クヘキ事ヲ、間違ヘテ元老ニ聞キ廻リ居ル樣子。イヅレ君ニ云ハヌ位ノ程度ノコトダ。」

云々と相見へ、二十日發の御電訓と照考し、聊か惑ふ所も有之候得共、これニハ何歟別ニ消息の存するならんと愚考致し、此際は使奴が坊主ニなつて毟を付け候事に覺悟致し、目白ハ勿論三田へも程能く相詫ひ置候心得に御座候。杉山氏ハ何れの道不日御地へ出懸け候事ニ決意致居り、明日先つ伊藤侯ニ面ひ、次ニ三田ニ會ふ都合ニて小生ハ杉山氏の三田を訪問致候後ちニ訪問して、不器量を曝し候事ニ杉山氏と打合せ置候。右二十日の御訓電ハ左の如し。

「東京ニテハ韓國ノ酒ニ醉フテ滿洲ヲ忘レタルモノ、如シ。林公使ニ會テ、滿洲ノ片付方ヲ何ウスルカ聞テ返事セラレタシ。韓國サヘアレハ滿洲ハ入ラヌカト、テルヘザカ（靈南坂ト推察ス）目白、三田ニ尋ネテ返事。」

と有之候ニ付、小生ハ林公使と元老とを二段ニ解し、四ケ所を歴訪致候次第に候得共、電文ハ前便にも申上候通り、何人にも相示し不申、唯た其大意を捉へて使命を奉し候心得ニ御座候。「東京ニテハ韓國ノ酒ニ醉フテ」云云の意味は、兩者に冠したるものと解し、三田丈へハ稍〻穩かなる言葉を以て趣意を述へ候積りに候も、幾分歟強く聞え候やと今更懸念ニ堪へず候。目白靈南坂ニハ全く電文を離れて、滿洲經營に付き高教を仰きたき希望と申位ニ過きず候。林公使へハ眞面目ニ「滿洲ノ片附方ハ何ウナルカ」と切込み候ハ事實に御座候。以上御含迄顚末奉申上候。頓首〻〻。

九月初三日夜　頼三再拜

かくして伯の大連より投じたる一石の描き出せる波紋は、案外アツケなく終つたけれども、これによつて伯の最初意圖せる大陸經營根本策決定の必要は、深く元老達の意を動かすに至つた。その後の經緯は、龍居の伯に送れる九月五日附の書信によれば、次の通りである。

謹啓、兩通の御電訓拜接。仍而昨日直ニ三田を訪ひ、委細申上候處、差當り難件ニ逢著し居らざる事ハ承知致候も、元來滿洲の事は一ニ總裁ニ信頼し居る次第なれは、總裁より何等かの提案あるへきを期待し居るを以て、前土曜日轉達を依頼したる手翰中ニも其趣を認め置きたりとて、文中の大意を相漏され候事に御座候。目白ハ過日來大磯ニ相赴き居られ候ニ付、今早朝小淘庵を叩き、御來意申述候處、是亦左樣の儀ニ候へハ、差當り安心致候へども、前途は中々容易ならずと存取すとて、縷々列國關係より對清韓の政策談ニ及はれ、當局の大雅量(是ハ御主人の評語也)に呆然の體ニ御座候。且閣下の都督に後れて御上京遊され候御豫定ニ對してハ、多少物足らぬ御樣子に相見受け候(副總裁久保田理事の兼任ハ一層閣下の御繁忙を増加する事情等想像して相答置候事ニ候)杉山氏の去就ニ付てハ、閣下よりの御返電如何に依り決定する積りとは、同氏より承知仕候所なるも、假し同氏渡連致候事と相成候とも、此度の御電報の爲めのみにあらざる事丈ニハ相成居候間、左樣御含み置被遊度候。兎ニ角伊藤侯も林公使も、月末迄ハ滯京と存られ候ニ付、可相成御繰合せ遊され、御上府御急き相成候てハ如何。都督のみニてハ折衝困難ならんとの懸念を抱かれ候やニ察せられ候。又對清政策を決定して、内閣は幾變遷するも、所謂國是として一定不動の方針たらしめんとするの希望に至てハ、目白三田とも全然御同説に御座候。靈南坂も御同樣と察せられ候。近頃内地ニハ、廟議と申すものと閣

議と申すもの有之やの噂あり。左れは此種の重大問題ハ、廟議の案件として、只今の內にキチンと釘付けにしおくの必要あるへし。此議ニ付てハ、先つ以て閣下と元老との間に意見の交換行はれざるへからず。夫れニハ一日も早く御上京願ひたしと申す意味に聞取られ候。殊ニ三田は閣下より基礎案の出つるを豫期し居られ候。此議ニ付てハ前土曜日轉呈致候伯の御書翰にも相認め居られ候を信し候。兩通の御訓電ニ對する復命ハ、先刻打電仕置候得共、爲念以上御內報奉申上候。頓首。

九月初五日下午　　頼　三　再　拜

總　裁　閣　下

以上、伯の飛電問題は、元老重臣の間に時ならぬショックを與へ、彼等をして、大陸經營の國策について活眼せしめたといふ以外、何等具體的成果は得なかつたけれども、一電もつて中央を動搖せしめたるところに、當時滿鐵總裁としての伯の勢威が、どの程度のものであつたかを窺はしめるものがある。

四、西園寺首相との會談

明治四十年の暮に病を得たる伯は、翌四十一年の春にかけて、病を養はねばならなかつた。そしてそれが漸く輕快となれる三月の二十七日、突如西園寺首相を訪ねて、豫て願ひ置きたる臺灣總督府顧問及び關東都督府顧問の兼職を解かれんことを乞うた。

臺灣總督府關東都督府顧問制度停廢の議

明治三十九年勅令第一一號を以て、臺灣總督府及關東都督府に顧問を置かれたるは、當時兩地施政上、意外の不便を豫防するに出でたる權宜法たりしものなるに、爾來臺灣行政の狀況ハ、新任總督民政長官の施設經營宜しきを得て、既に顧問參畫の必要を認めず。將タ關東都督府に於ては、民政長官を以て南滿洲鐵道會社副總裁の職を兼ぬるの例を開かれたるが爲に、都督府行政と滿洲殖民機關との間、調和疏通の道既に備ハり、故ラに顧問の現制を保持するの必要を見ざるに至れり。

顧問制度設置の初に於ては、之に因りて對外政策上、南淸北淸緩急調節の望を繫る所ありたりしも、爾後中外の情勢に鑑みるに、此制により其實效得て望むべからざるのみならず、眞に此等の效用を效さんとするに當りても一顧問制度の存廢の如き事に輕重あらざるへしと認む。

從來世間多少の疑を排して、一時の便法を取るの已むを得べからざりし事由ハ、以上陳する所に因り、略ゝ其必要を否定せらるへきの時期に達したるを以て、現行顧問制度ハ此際之を停廢に附せられんことを望む。

然らば伯は何故に、これら顧問の兼任を辭せんとしたのであるか。

その表向の理由は、上掲書面の通りであるが、その裏面においては、伯の胸中とかく平らかならざるものありし結果なることは、容易に觀取し得る。

この西園寺と會談したる日の午後七時半より國澤、淸野、犬塚、久保田、岡松各理事を狸穴社宅に會して、伯自ら語りしところに據つて、伯と西園寺との會談の經過を點檢して見よう。

今朝十時に西園寺首相を訪問して色々話しました。其要點は最初に私の身分のことを云つた。それは即ち顧問を

止めて貰ふことで、抑〻顧問制度は過渡時代を圓滿に過す必要から來たので、關東州は新しいが、臺灣のことにすれば、俄に人の上に異同を見るのは面白くないから、之が影響を避ける必要もあつた。

而して此れ等の小なる目的は先づ遂げられたと云つて宜いが、大なる目的は斯う云ふ變則ではいかぬ、それに私も以前のやうに身體が丈夫なら、此先き半年一年續けても差支へぬが、病餘の今日ではそれも意に任せぬので、始終落度のないと云ふことは出來ぬから、今の內に免じて貰ひたい、政府に於ても此邊のことは疾く御用意もあらうと信じます、それに官廳の事と云ふものは、段々下の者へ順序を付けるのが甚だ面倒で、其間には所謂官僚の「ジラシー」と云ふことなどもあつて、それを破つて行くことは甚だ迷惑でありますから、斯樣な愚な事に神身を勞することを止めて、專ら本分の鐵道の爲めに力を盡したいと云ふ趣意です、世間には色々誤解があつて、都督府と外務省の關係なども私が主であるかのやうに云ふものがあるが、實は私が總裁にならぬ前から起つて居る關係なのです、啻に世間ばかりでない、關係官廳にも誤解があると思ふ。乃ち此等の外務對關東都督府の問題が片付けば、滿洲問題は片付いたと間違へてゐるものもある、私は同時に殘る處の政府と南滿鐵道會社との間に橫はる問題を持出して解決を求むることは知つて居るが、徒らに混雜を增すことを慮つて差控へたのである、實は政府と會社との關係はまだ片付いては居らぬものが多い、折柄病氣に罹つて三四箇月間臥てしまつたが、世間では會社には命令書もあるからそれでチヤンと事は極つて居るやうに思ふかも知らんが、實際は左樣でない、故に何等の商議決定も出來て居らんのである、ただ管轄官廳を困まらせるやうに聞えては不本意極るので、政府を困らせて何の益もないゆゑ、創業の際は顧問制度で融通は付くが、是れからは總裁として段々導いて行つてドシド

シ決定して戴きたいのです、關東州には詰らない未解決問題が澤山ある樣だが、中央で根本問題を解決するときは、斯樣な小問題は却つて自ら處理せらるるに至る方が宜い、是れが前段に要求した顧問解職を願ふ大體の理由です……と斯う云ふと首相は、私の力に及ぶ事は何でもすると言はれた。

次に伯は、首相に向ひ、總裁としての自己の進退問題に及び、滿鐵經營の如何に列強注視の的となれるかの事實を述べて、進退の輕々なるべからざる所以を、次の如く語つた。

そこで私は、更に話を進めて鐵道總裁も適當の人があるなら、何時でも病人の私は御免蒙つて宜い、三四箇月間も寢て居て善いか惡いか位は知つて居ます、自惚れかも知らんが大臣の一人、二人の更迭は左ほど影響はなからうが、滿鐵總裁の進退はもつと影響する所が大きい、但し本人が死んでしまへば夫れまでである、日本が南滿鐵道を棄ててしまへば夫れまでであるが、日本に金がなくなつてやれぬのが原因ならんとの疑ひが起る、其他の關係でも輕々しく責任者の地位に異同があれば、外國の信用に影響する事は極めて大である、前日米國から得ました報告に據りますと、米國では南滿鐵道を非常に重大視して居る、是れは政治上の關係でない、寧ろ利益上の關係であつて、撫順其他の炭坑にも非常なる望みを屬して、日本が滿洲經營さへ巧くやれば、二十億圓の借金は容易に拂へると信じて居るものが多い、米國にある日本の公債は、多くは相場師の手に在るので、彼等は望み少しと見たら、直ちに投げ賣りをするのである、若し望み多しと信ずれば、公債は段々相場師の手を離れて、希臘の一ポケツト一錢と化するので、凡そ公債は「ポケツト」錢に代らなければ妙はない、露國の公債が佛國で割合に値段の下らぬのは、漸く相場師の手を離れて個人の貯蓄になつて居るからであると云ふ、滿洲を開放するとかせ

ぬとか云ふのも、畢竟表面に露はるる右黨左黨の問題に供給せられるに過ぎぬ、或る商人ならぬ人が、公使とか領事とかの友達に、滿洲の樣子を聞きに寄越したこともある、私に或る人が示した八通の問合せ手紙の內、五通までは言、總裁進退の事に及んで居て、私は海外の注意の深きには今更の如く感じた、去年六月私が一寸歸京した時、重要な電報に接したと云つて、無邪氣に私の進退を問合はして、どうか友誼的に其內情を聞かして吳れと云はれたことがある、當時私は是は呑氣では居られぬと驚いて、どうなるとも跡片付けの肝要であると云ふことを、國家の利益上から大いに自覺したのである、それから大連に歸つて見ると、米國領事から色々探りに來る、是れは政治上より日本の公言した事が實際と符合するや否やの點ばかりでない、寧ろ滿洲經營の成敗が國力に及す影響如何と云ふ點に重きを置いて居ると思はれる、左れば獨り總裁のみならず、重役の更迭と云ふことも愼重に考へねば、國家の損失を招くので、私は病中も絕えず此點に頭を惱まして居ましたやうな次第で、己れの進退の爲に海外にある多額の公債値段に影響するやうなことがあつてはならぬと、自ら抑制して今に及びました……と云ふと首相は、其通りで、影響する所容易でないと言はれた。そこで私は役員を替へるにしても、順序方法あり、果して此後如何すると云ふことは、單純には云はれぬが、徐ろに處するの道を講じ、それに由つて進んで行くより外仕方なしと思ふ、先づ差當り前段の私の要求を容れられたい、私は狹い鐵道會社で成功して見たいと思ふ、政治上では滿洲に如何樣の失敗があらうとも、私は其責を分つことは出來ん、世間に幾分の誤解あることは閣下の御存じの次第であるから、今後の行り方に付いては十分御講究を望むと云つた。

第三に伯は西園寺首相に對して、滿鐵東淸兩鐵道の連絡問題から始めて、各方面に亙り、政府當局の滿洲問題に對

する冷淡なる態度につき、散々に不平を並べたてた。これに對する首相の返答は、相變らず「自分で出來ることは何でもするから、此の上とも賴む」といふのであつた。當時伯の語りし記錄によれば、次の通りである。

次に此の六月になれば廣軌は出來よう、或は工業上の都合で七、八月になるかも知れぬと苦慮せしが、五月中に竣功する樣に進行した、所が哈爾賓長春間の不完全な鐵道に制せられて、南滿鐵道を世界的交通機關にすると云つた宣言が反古になるやうなことはないか、是れは今日考ふべき事柄であつて、而かも政府と會社との間に豫め協商を要すべき重大なる案件である、成るほど外務省の訓令に依つて、南滿東清兩會社の重役が相談して、假停車場も出來たが、元來彼に於ては有利線でないから、我が線の廣軌大成の曉、彼はただ言うだけの改良を實行せぬかも知れぬ、其場合に我はどうするか、外務省は頻りに南滿會社に彼地に出張所を設けよと促すも、彼をして南滿鐵道の程度に適應する改良を行はせねば何にもならぬ、それには語學に通ずる人も必要、彼我の聯絡に便して立派に行るだけの設備も必要である、惰性で行つて居るものを以て價値を判斷せられては困る、平たく云へば、十三行罫紙さへ飛ばせば何でも出來ると思つて居るやうな、傀儡官僚流の徒を相手にすることは困難であると云ふことになる、私も病氣でさへなければ、三月中には露國へ行く積りで、現商工大臣（シーボフ）とも多少話合ひをして置いたから、此結末は付けねばならぬ、但し先づ私の仕事の幅を極めて貰はぬとむつかしい、今までのやうな大きい範圍で出來さうでもあり、でかして見たい望みもあつたが、何分今の政府に對しては私の微力では出來ぬ、殊に病後は體力も氣力も耐へさうにもない、それに有體に云へば、官廳と官廳の間にも意見の一致を見ないことが間々あつて、ややもすると別に異論はないと云つただけで、贊成まではしなかつた、と云ふやう

な所謂消極的權限爭ひが流行するから、其影響は皆自分に受けねばならぬ、寧ろ私は小さい區域で報效を圖つて行くより仕方がないと云つた、一寸例を取つて云ふなら、政府は哈爾賓の製粉所に對して、又哈爾賓長春間鐵道に對して如何なる考へを持つて居られるか、其意見は滿鐵會社に任すのか、任さぬのか、又其手を下すことの必要を認めて居るのか、居ないのか、それとも政府の手が屆かぬのか、未だ何等の意向をも示されたことがない、或は日本人と協同事業にでもして見る積りかどうか、更に淸國に對して同樣問題がある、之を導いて南滿鐵道の利益を計るには如何にすれば可いか、製粉の作は日露の貿易には如何なる效果が見ゆるか、日米の貿易に如何なる變化を來すべきか、容易に有り得べからざることとならんが、萬一日米戰爭が起つたら、製粉を米國の輸入に仰がぬだけの方法を講ずる必要はないか、滅多に外に對して口外は出來ぬが、異日莫斯科に向つて攻勢を取る場合あらば如何と云ふ如きを豫想して、政府は研究して居るか何うか、私は疑ひなき能はぬのである、併し此の先きどうする位の方針は心得て居らねば何も出來ぬ、百年の後は神でないから分らんかも知らんが、第一南滿鐵道は竟に支那に返すのか、返さぬのか、それすら分らんやうでは、會社の重役に大骨折らせても、其勞に酬ゐることが出來るか出來ぬか、若し政府の等閑より外に對して私の鼻が曲るだけで濟むならよいが、餘計な事に多數の徒勞をさせたのみで、終に人心を挫折させねばならぬ、つまり私の失敗は私一人に止まらぬ、事業の失敗となる、國家の失敗となる恐れがある、今日は議會へ御出懸けの時間も迫つて居り、又私はこんな書いたものは幾等でもあるから、今日は大體の御話をして御考慮を願つて置きますといふと、首相は自分で出來ることは何でもするから、此上とも賴むと繰返された。

そして最後に伯は、外務省の遣り口や世間の風評に對して、次のやうに語つて、その日の首相との會見を終つた。私は仍ほ一言附加へた。夫れは日清の關係で、私は微力で何も未だせぬからでもあるが、南滿會社と支那との間に於て、一つも困難を惹起したことのない一事である、尤も必ずしもそれが善いとか惡いとか云ふ意味ではありませんが、兎に角政府は支那と幾多の問題を作つて居て、而も其禍を轉じて福とする手段を取ることを知らぬのは事實である、是れは必ずしも外務省攻撃として御聞取りなきを望みます、若し假すに時間を以てせらるるならば、私は質々閣下の聽に達して指教を仰ぎたいのである、さりとて貴族院や衆議院で堂々と云はんとするのではない、言へば私の首が飛ぶかも知れん、併し言はぬから安心と思召さば大間違ひなりと云つた。すると首相は又何でもするから、出來ぬ事は仕方がないが、と一寸逃げ道を考へたやうな挨拶をせられた。世間では重役の統一が付いて居ないとか、放蕩を行るとか色々の非難するものもあるが、私は餘り氣にせぬ、けれども適當の注意は等閑にしては居らぬ積りである、世間がとかく殖民政策に幼稚、寧ろ無智なるが如く、政府も日本の發展に副はぬやうなことでは困ると言つて置いた。

以上が三月二十七日における、伯と西園寺との會談の要領である。この記錄によれば、要するに伯が散々にゴタクをならべて、首相はただハア〳〵と聽き役に廻つただけであるが、これだけに見ても、伯の胸中すでに西園寺に對し、心甚だ平らかならざりしものあるを察知するに足る。

五、松田藏相への詰問狀

茲に又、伯の面目を躍如たらしむる一插話がある。

西園寺首相に申入れたる顧問辭任の件は、伯が間もなく露都に向け出發したるため、有耶無耶の形となつてゐたが、露都より歸り、上京の途上車中にて、新任關東都督府民政長官白仁武の口より、松田藏相の言なるものを聞くと、伯は忽ち赫となつた。

著京とともに伯は、直ちに一書を裁し、六月十七日、特使をもつてこれを松田の許へ送りつけた。それは次のやうな文面であつた。

　虔啓、益御清福恭喜此事ニ奉存候。偖小生此度露國ヨリ歸朝ノ途、新民政長官白仁武氏ノ靜岡ニ小生ヲ邀ヘラルルニ會シ、同車歸京之處、車內同長官ノ談ニ、新ニ赴任ニ際シ閣下ニ訓令ヲ請ハレ候節、同氏ニ對スル御誨諭中小生ノ董理罷在候南滿洲鐵道會社ノ事ニ關シ、奉天ニ於ケル學校病院并ニ旅館經營、東京支社敷地等ノ事ニ及ヒ兎角過大ニ失スルノ弊アルヤニ聞ユレハ、十分注意スヘキ旨申含メラレ候趣、同氏ヨリ承知致シ、唯々愕然ノ外無之、是則チ小生ノ不信任ヨリ來ル意味ニ解セラレ、殊ニ今日迄直接何等ノ戒諭ヲ辱フセシコトナクシテ、謹嚴ナル閣下ガ如上ノ御高批ヲ下サレ候ハ、滿洲經營ニ付定メテ佩服スヘキ御定見ヲ抱有セラレ候事ト奉恐察候。若シ御垂教ヲ吝マレズ候ハヽ、獨リ小生ノ至幸ノミニ無御座候間、至急何分ノ御高諭賜リ度、懇願ノ至ニ奉存候。頓首々々再拜。

　六月十七日　　後　藤　新　平

松　田　藏　相　閣　下

その痛烈なる皮肉には、流石の禪僧藏相も聊か面喰つたにちがひない。彼は直ちに次の返翰を認め、折返し六月十八日、伯に送り來つた。

拜啓、長途之御壯遊、御歸朝後御元氣定而幾倍と奉察候。昨日御來示之趣ニてハ、滿洲鐵道之談話ニ付、不圖も御逆怒ニ觸れたる樣相覺、驚愕不啻候。右ハ御面陳仕候ハヽ、直チニ釋然氷解可致事と存候。北地御見聞之次第も承り度候得ハ、御序を以て勿惜寸時御立寄り被下候ハヽ、何幸加之。右拜答旁早々。敬具。

六月十八日　　正　久　拜

後藤男爵閣下

しかし伯の痛癪は、そんなことではまだ治まらなかつた。藏相との會談を承諾すると共に、六月十九日附、もう一度書面を送つて、次の如く毒づいた。

早速御回示を辱し候處、禪狸の腹鼓同樣ニて、指定の事實有るか如く無きか如く、凡俗輩の解釋ニ苦しみ候へとも、畢竟エキス光線の認むる處、逆怒するものヽ愚ニ驚かれ候との意義に外ならさるか。御面會の機に御濟度可被下候よし、感泣の外無之候。貴諭に隨ひ閑を得候はヽ拜參可致か、何れ近日本社總會有之、多數株主否大株主は出席可相成に付、時宜ニより總裁信任問題の一として、此方より提出可致と存居候間、其節御濟度否御明答煩し候方可然候。豫め拜答旁得貴意候。　敬具。

六月十九日　　後　藤　新　平

松田藏相閣下

下　執　事

尤も右は松田藏相宛て書翰の草稿であつて、「何れ近日」より「御明答煩し候方可然候」までの數行は、抹消してある。恐らく自分でも、あまりひどすぎると思つたからであらう。

かくの如く、西園寺首相に失望し、林外相に痛憤し、又内務省と大藏省との態度に業を煮やしつつあつた伯は、心中既に深く決してゐたのであつた。卽ち、この内閣を倒すか、然らずんば冠を挂けて去るあるのみ。

彼の松田に對する亂暴な書狀も、單純なるむかッ腹ではなかつた。彼は立腹する時も前後左右は考へてゐたのだ。

六、伯と西園寺公望

伯は次項掲載のごとき長文の覺書を西園寺首相に呈した。表面の文句は、疑問を開陳して首相の垂教を仰ぐ、といふのであるが、その眞意が一種の不信任表明書たるは、一目瞭然である。卽ち此の當時、國內上層部に起りつつあつた內閣倒壞運動の空氣を反映せるものとも見ることが出來る。

西園寺と伯とは、不幸にして、その性格と趣向に於いて相容れざるものがあつた。西園寺が批評精神の豐富なる所有者であつたに反し、伯は創造精神汪溢せる性格であつた。ゆゑに前者が冷靜に客觀するに對し、後者は熱烈に實行した。前者が不可抗なる社會現象の推移の裡に、淡如として身を處するの悟道に入れるに反し、後者は不可能は我が字書に見當らずとするナポレオン的闘志をもつて、山をも動かさんと焦躁し努力した。

從つて西園寺より見れば、伯は一個のドン・キホーテであつたであらう。しかし伯より見ればまた、西園寺は無責

任なる尸位素餐者であつた。

しかも兩者は、その傾向に於いては、ともに進歩主義者であり、自由主義者であつた。ただ運命は一人を、求むるところなき名門の貴公子として生み、他を自力奮闘の外なき貧家の兒として世に出したのだ。さうして一人は伊藤の衣鉢を繼いで政黨に入り、他は桂の傘下に入つて官僚に終始した。

兩者は斯くのごとくして、公人として全然相反する途を歩むべき運命に置かれた。

しかるに伯と關係密接なりし多くの先輩僚友は悉く相次いで他界し、獨り西園寺殘留して元老の唯一人となり、しかも時代の再び反政黨期に入るに先立つて、流焉として逝くのが伯の運命であつた。

時勢の變、時代の轉、誰れか今日をもつて、能く明日を測るものぞ。運命の禍福、到底人間作爲の外にある。

さて伯が問題の覺書を提出した日時は不明であるが、その草案には「四十一年六月十六日起案」としてある。項を改めてその全文を掲出するであらう。

七、西園寺首相への覺書

伯はその覺書を西園寺首相に提出するにあたり、次のごとき書翰をこれに添付した。

南滿洲鐵道經營ノ得失ハ、國家ノ利害ニ關スヘキ重事タルニ拘ハラス、從來政府ノ御處置其精神ヲ體スルニ苦ムモノ多ク、内外ノ感想如何ニモ影響スヘキ乎ノ場合、熟〻將來ヲ推想シテ疑慮ニ堪ヘス。右ハ從來モ機會ニ托シ一二論陳シタル點ナキニシモアラサレトモ、今回露國鐵道ヲ實見、歸來感觸愈〻切ナルモノアリ。差掛リ疑問ノ概要別紙ニ列記致候。勿論一存ノ所見ヲ主張ス

ル等ノ意ニハ無之、畢竟職責ノ重キニ迫リ、覺ヘス多言ニ渉ル次第ニ有之候條、幸ニ鄙意ノ在ル所ヲ諒セラレ、十分ノ御示教ヲ仰キ度、切望不過之。茲ニ別紙覺書一通尊覽ニ供シ候也。

年　月　日　　　總裁氏名

覺書は先づ三項に亙り、わが滿洲經營に對する中央機關の不備と缺陥とを指摘して、

一、南滿洲鐵道會社ニ對スル中央官廳ノ監督多頭ニ分レ、名義上外務大臣ニ屬スレトモ實務上ニハ大藏遞信兩大臣ノ主管ニ屬スルコト多ク、各省異見動モスレバ權限出入ノ消極的爭議ニ渉リ會社ノ迷惑ヲ生スル事少カラス。其實例僂指スルニ堪ヘタリ。

一、內閣ニ滿洲政策ヲ專管スル機關ヲ缺クカ爲ニ、各省利害ヲ爭ヒ、社業ノ發展進捗ヲ圖ルヘキ好機モ往々ニシテ逸失セラル。社債、新奉線、新法線、諸問題ノ如キ其實例ナリ。

一、政府各官僚ハ常ニ內地的眼孔ヲ以テ滿洲ヲ視、守成ノ拘見ヲ以テ創業ノ實局ヲ律セント欲ス。其不可ヲ論爭スレハ以テ總裁ノ剛情トナシ、竊カニ他ニ牽制手段ヲ講セントスルノ狀アリ。現ニ勅令ノ明文ヲ束閣シテ、適才選用ノ道ヲ窄メントスルノ類、其例證乏シカラス。之カ爲メニ屢々首相ノ直裁ヲ煩ハシ、崎嶇トシテ今日ニ至レリ。

と記したる後、

以上ノ事類枚擧ニ遑アラズ。滿洲經營ノ問題ヲシテ一場ノ兒戲タラシメハ已ム。國家將タ何レノ年ヲ待チテ此姑息手段ヲ悔キントスルカ。不肖當局總裁トシテ實ニ默過ニ堪ヘサルナリ。

として、まづ胸中の不滿に點火した。次に政府對會社の問題については、まづ二項に亙つて、

一、政府ガ總裁就職當初ノ約ニ違ヒ、制度裁決姑息ノ上ニ姑息ヲ加ヘ、以テ今日ニ至レルハ、首相ノ認識セラルル所ナルヘシ。爾來既ニ一年、今日ハ正ニ姑息說ノ可否ヲ斷セラルヘキノ秋ニアラスヤ。

一、會社全體ノ成績ニ付テハ、不肖總裁ニ於テモ不滿足トスル點少カラス。政府ノ不滿足トセラルル所モ定メテ多カラン。然レ

トモ今ノ制度ヨリシテ、現狀以上ノ結果ヲ望ムハ蓋シ甚タ難シ。

となし、以下十款に亙つて、會社從來の成績を述ぶると共に、政府の方針の奈邊にあるかを、詰問したのであつた。次の通りである。

一、會社經濟ノ基礎ハ不十分ナカラモ强固トナレリ。

二、廣軌改築ハ豫定ヨリモ速カニ竣功シタリ。

三、世界交通ノ大動脈タルヘキ實ヲ擧ルノ策モ、露國ト交渉シテ、將來好結果ヲ收ムヘキ端ヲ開キタリ。

以上三款が、會社の從來の成績に關するものである。かくの如く、會社は著々成績を擧げつつあるに拘はらず、政府のこれに對する處置は如何。即ち伯は、第四款に於いて、

四、對露鐵道ノ交渉ヨリ生スヘキ好結果ヲ收メント欲セハ、豫メ周到ナル畫策ヲ定メ、其施爲ノ順序ヲ過ラサランコトヲ務メサルヘカラス。此點ニ關シテ廟議ノ定レルモノアラハ明示セラレンコトヲ望ム。既見ノ事實上政府方針ノ窺フヘキモノハ、唯會社ニ下付セラレタル命令書ト、之ニ基キテ成レル會社定款ノ存スルニ過キス。而カモ政府會社ノ間何等ノ衝突ヲ見ルコトナクシテ今日ニ至ルコトヲ得タルハ、寧ロ兩者ノ至幸ト云フヘシ。但シ將來ニ向ツテハ政府ハ豫メ其成算ヲ會社ニ明示シ、以テ緩急相支吾スルコトナキヲ期セサルヘカラス。

と主張したる後、第五款において淸國との關係を、

五、會社ハ今日ニ至ル迄テ、淸國官憲ト衝突シ煩累ヲ外交當局ニ及ホシタル事實ナク、却テ私人的協商ニ因リ、效果ヲ國際ノ間ニ收メ得タルモノ一ニシテ足ラス。今回ノ露國行ノ如キモ、直接我カ大使館ヲ累スヲ避ケ、私人的關係ヲ以テ彼ノ官憲ト折衝シ鐵道聯絡及其他ノ事ノ上ニモ種々ノ利益ヲ獲タリ。

と叙述した。そして第六乃至第十の五款において、滿鐵の財政問題を次の如く論じた。

六、政府ガ會社ノ利益六歩ヲ保證セラルル事實ニ付テハ、世間ニ誤解アリ。蓋シ會社ニ損失アリテ利益ノ配當ヲ爲ス能ハザル場合ニ限リ、政府ハ六歩以内ノ利益配當ヲ保證スルノ謂ニシテ、而モ政府ヨリ一時立替ラレタル此補給ニ對シテハ、會社ハ更ニ六歩ノ利子ヲ付シ、竟ニ其元利ノ債務ヲ辨濟セサルヘカラサルカ故ニ、政府保護ノ下ニアル他ノ會社ガ、漫ニ政府ノ補給ヲ受ケテ、永久辨濟ノ義務ヲ負ハサルモノトハ、全然其撰ヲ異ニスルニモ拘ラス、世評ノ粗漏ナル、動ヽモスレハ等シク特殊ノ會社ナリト云フノ故ヲ以テ、本社ト他ノ會社トヲ混同一視ス。何等ノ謬訛ソ。仍ホ本社ハ當然政府ノ經濟ヨリ助ケラルヘキ地位ニ立ツニモ拘ラス、却テ政府ノ經濟ヲ援ケツツアリ。少シク事實ヲ擧ケテ云ハンニ、現ニ本社ハ壹千貳百萬圓ノ預金ヲ政府ニ托スルノミナラス、外國ニ向ツテハ六歩以上ノ利子ヲ支拂ヒ、政府ヨリハ僅カニ五歩ノ利子ヲ收ムルノ不利ヲスラ忍ヒツツアリ。今後募ラントスル社債殘額ニ付テモ、會社ハ恐ラクハ同前ノ不利ヲ蒙ラサルヘカラサラン。又今回ノ社債ノ如キ、假令其條件ハ政府ニ依賴シ置キタリトハ云ヘ、不肖總裁ニ向ツテ事前一應ノ協議ダモナク、政府隨意ニ斯ク短期ノ借入ヲ決行シタルハ、畢竟或ハ他ニ政府自ラ拯フノ急アリシガ爲ニアラサルカ。不幸ニシテ卑言肯綮ニ中レリトセハ、其追窮ハ姑ク默シテ止マンモ、世間ノ保護會社ガ殘飯ヲ政府ニ求ムルニ反シ、本社ハ初穗ヲ政府ニ獻スルモノニアラストセンヤ。

七、本社ハ海外ニ雄飛スルヲ以テ本旨トスト雖モ、發展已ニ難事ニ屬シ、專力之ニ從事スル能ハスシテ、徒ラニ內國經濟ノ爲ニ牽制セラル。（當初ノ約ハ此等ノ牽制ヲ總裁ニ加ヘテ餘分ノ勞ヲ負ハシムルカ如キコトナカルヘシト云フニアリキ）此ノ牽制ヤ、內國經濟事情ノ大勢ノ爲ニ暫ク之ヲ忍フヘキモ、而モ會社ハ果シテ此以上尙政府ノ犧牲トナリ、實際六歩以上ノ利子ヲ支拂フヘキ借入金ヲモ、五歩ノ低利ニ甘シテ、政府ニ轉貸スヘキノ義務ヲ負ハサルヘカラサルモノナルカ。將タ又斯ル始末ヲ以テ其財政策トセラルル大藏大臣ニシテ、總裁ノ執レル事業方策ノ過大ヲ批難セラレンニ、總裁タルモノ踞イテ之ヲ聽受セサルヘカラサル理由アルモノナルカ。是レ實ニ不肖ノ疑問ナリ。今日會社カ政府ノ庇護ヲ蒙ラスシテ、寧ロ政府ヲ援助スルノ地位ニ立ツハ、榮トスヘキニ似タルモ、會社ハ之ガ爲ニ被ル損失少カラザルヲ以テ、先ツ明白ニ之ニ對スル政府ノ心事ヲ聞カザルヘカラス。

八、本社ノ營業成績ニ於テハ、法定積立金及高利ニ近キ社債ノ利子ヲ支拂フモ、此以外仍ホ年々四拾萬圓ノ特別積立金ヲ爲スヲ

得ヘシ。現今ノ狀態ヲ以テ將來ヲ推ストキハ、此ノ特別積立金ハ、五歩ノ重利法ニ依リ、七十五年ノ後ニハ三億貳千四百七拾六萬餘圓ニ達スヘシ。

九、本社ノ營業成績ハ獨リ本社ノ社債ニ影響スルニ止ラス、一般帝國外債ノ上ニモ影響ヲ及ホスコト極メテ大ナルヘキハ、賢明ナル臺閣諸公ノ認知セラルル所ナラン。殊ニ帝國ト米國トノ關係ニ於テ其然ルヲ見ン。

十、外債政略ノ爲ニハ、本社ノ實際成績ヲ中外ニ展示スルコト、彼我ノ利益ニシテ且ツ必要ナリ。世間往々會社大體ノ經營、秩序及收支等ニ付キ非難ヲ加フルモノアルニ方リ、會社ハ之ニ對シテ攻擊若クハ辯解ヲ試ムルノ自由ヲ有セス。何トナレハ會社ニシテ一タヒ其眞相ヲ表白センカ、淸國ハ勿論滿洲ニ流涎スル列國ノ嫉妬ヲ激シ、且ツ我政府否大藏省ノ失體ヲ暴露スルニ至ルノ虞アレハナリ。政府ハ會社ノ沈默ヲ以テ前途猶必要ナリトセラルルヤ如何。將タ此沈默ノ時間ヲ短縮スルノ方策如何。諸公ノ敎ヲ請ハントスルヤ切ナリ。

玆に於て伯は、これ等の點について、政府の所見を質さんがため、

以上十項、其中稍々現狀ニ滿足シ得ヘキモノアリ。病根尤モ深ク、爲ニ會社ノ健全ナル發達ヲ妨ケ、延イテ國家ノ不利ヲ招致スヘキモノアリ。其責任總裁ニアルカ、政府ニアルカ、大ニ講究ヲ要ス。不肖總裁ハ政府ニ向ヒテ明白ナル指敎ヲ請ヒ、自己ノ蒙ヲ啓カレンコトヲ求ムルヤ切ナリ。古語ニ云フ。知リテ言ハサルハ不忠ナリト。不肖ハ既ニ多少病根ノ存スル所ヲ知リナカラ、默シテ一時ノ無事ヲ糊塗スルノ職ニ忠ナル所以ニアラサルヲ念ヒ、日夕恐懼措ク能ハサル所ナリ。

と記したるのち、一轉して對露對淸の外交問題に移つた。さうして上來各種の建白書、覺書等に於いて縷述したる日露日淸兩戰の危險を、初めて時の首相に向つて開陳し、今日無爲無策の儘に經過せば、必ずや日淸兩國の間、再び干戈の間に相見ゆるの日あるべしと切言した。これは昭和六年の事端を二十八年前の明治四十一年に豫言せるものと云ふべきである。

この部分の記述は、伯が外務大臣林董の無策振りに對する滿腔の不平を吐露せるものである。

一、不肖總裁ハ就職ノ初ヨリ會社事業ノ大體ヲ見、其委托セラレタル任務ニ付キ、最終ノ成功ヲ期スルト同時ニ、其關係スル所ノ國家利益ノ上ニ影響スルコト至大ナルヲ感シタリ。

詳ク云ハヽ、成功ヲ内外ニ全クセント欲セハ、早晩對露若クハ對清ノ一戰ヲ賭スルニ非スンハ、或ハ其基礎ヲ固クスルヲ得サルヤモ知ルヘカラス。爾來竊ニ趨勢ヲ察シ、不幸ニシテ自ラ愚見ノ中レルニ驚キツヽアリ。現代朝野ノ物情此邊ノ豫料ニ疎ナルハ、私カニ歎息ニ堪ヘサル所ナリ。對清關係ノ如キ、今日ノ狀態ニ在リテハ、勢ノ窮ル所決ヲ干戈ニ問フノ或ハ避ケ難クシテ、我ニ取リテハ寧ロ再戰ヲ急ニスルノ利ナルカヲ疑ハシムルニ至レリ。之ガ豫策トシテハ、先ツ列强ノ同情ヲ我ニ集ムルノ急務タルハ識者ヲ待チテ知ルヘキニアラス。此豫策上ヨリ視ルモ、將タ戰爭ノ利器トシテ之ヲ視ルモ、要スルニ不肖ノ職分ハ不肖ヲシテ甚重ノ國家的意義ヲ感知セシム。政府ハ此等ノ對外策ニ付テ如何ニ努力シツツアルカ。又其反響如何。或ハ根本ヨリ卑見ト相容レサル所アリ、一切萬事雲烟過眼視シテ、時間ノ遷移ニ委スルヲ利トセラルルカ。庶幾ハクハ深遠ナル廟謨ヲ聞クヲ得ン。

一、日露ノ關係ニ付テハ、速カニ戰爭ノ昨夢ヲ忘レ、兩國ノ熱誠ナル握手ヲ急トシタリシ當初ノ卑見ハ、幸ニ政府ノ籌畫セラルル所ト相合ヒ、曩ニ日露協商ノ成立ヲ見タルハ、眞ニ賀スヘシト雖モ、抑ヽ協商ノ能事ハ空文ニ在ラス。之ヲシテ實際ニ有效ナラシムル復タ容易ノ業ニアラス。協商已ニ成立スルモ、之ヲ講究スル精密ナラス、之ヲ運用スル巧妙ナラサルトキハ、折角ノ良法モ徒法トナリ、妙案モ死案トナラン。想フニ今日之ガ講究ト同時ニ運用ニ腐心スヘキモノ多々アラン。若シ之ヲ等閑ニ付シテ時機ヲ失ハヾ、終ニ其效果ヲ失ヒテ、其牽累ヲ受クルノ結果ニ了ラン。不肖ハ空論以テ政府ヲ叩キ自ラ快トスルモノニアラズ。今次遊露ノ實感ニ徴シ、右等善後策ノ必シモ空中樓閣ニ非サルヘキヲ會意シタル所アリ。覺ヘス本意ニ言反シ、敢テ政府ノ見ル所ヲ明示セラレンコトヲ望ム。

そして最後に、かねての持論たる滿洲移民論を、次の如く記して、この長文の覺書を結んでゐる。

一、南滿洲ニ入ルヘキ我カ殖民ハ、今後十年間ヲ期シテ、少クトモ五十萬人、若シ得ヘクンハ百萬人以上タラシメントス。但シ其方法順序ニ至リテハ、必スシモ東洋拓殖會社ニ倣フヲ要セス。年月ノ邁ムト共ニ人衆ヲ移シ得ハ、滿洲ハ事實上帝國ノ領土ト

ナリ、後年還附ノ場合ニ於テモ、我ノ利益ハ確定不動ナルノミナラス、或ハ終ニ實際還附シ得ヘカラサル事情モ生シ來ルヘシ。政府ハ之ニ關シテ如何ナル計畫ヲ有セラルルヤ。將タ根本ヨリ此手段ヲ否定セラルルヤ如何。的確ナル開示ヲ請ハントス。

南滿洲鐵道會社總裁
男爵 後藤新平 識

内閣總理大臣
侯爵 西園寺公望 閣下

以上が伯の西園寺首相に呈せる覺書の全文である。それは質問書といふよりも、むしろ詰問狀である。しかも伯は、この覺書と同文のものに、自筆にて「四十一年六月二十日大藏大臣松田君ニ質スノ書」と記して、藏相宛てに送附してゐる。これを第五項「松田藏相への詰問狀」に關聯して對照する時、さらに興味深きを覺えるであらう。

八、拜謁上奏

明治四十一年七月四日伯は、明治天皇に拜謁仰付けられ、滿鐵の既往および將來について、上奏するの榮に浴した。例によつて伯は、覺書を作つた。それは「拜謁上奏スヘキ件」として、滿鐵の罫紙に毛筆をもつて記されたもので、その全文は、次の通りである。

拜謁上奏スヘキ件

全一ケ年間南滿鐵道ノ營業報告並將來

一、野戰鐵道引繼後今日ニ至ル經理上ノ變遷。

二、炭坑引繼後ノ變遷並ニ將來。
三、廣軌鐵道ニ改築ノ經過並ニ將來（運輸力及經費ノ事）。
四、南滿鐵道ヲ以テ世界交通ノ大動脈タラシムルト否トハ、一ニ露國鐵道トノ連絡如何ニヨル事。
五、露國トタリフヲ協定シ、上海ト航路連絡ヲ全シ、「ヲースタラリヤ」、「フヰリツピン」、香港地方並北京ヨリ歐洲行ノ旅客ニ對スル急行車ヲ發スル事。

別に、巻紙に毛筆を以て、伯の自記せる草稿があり、上掲はそれを何人かに淨書させたものであるが、この淨書の欄外には、また伯の自筆を以て、數行の心覺えが記してある。恐らく淨書後、更に思ひをひそめて、添記したものであらう。次の通りである。

全年事業豫定ノ經過。
臥病、旅行、重役以下一同ノ奮勵。
非難、中央試驗處、旅館。
損益計算並
本期營業報告。利益配當案。
臨時總會。

この拝謁の十日後に、第二次桂内閣は成立して伯は滿鐵を去つた。不思議なる運命である。赴任に際しては、優渥なる勅諚を賜ひ、去るに先立つて又、親しく拝謁を賜ふ。感激性に富んだ伯は、如何に深くこれを感佩したことであ

らう。その死に至るまで、口癖のやうに、
「『滿鐵は、明治天皇さまの御勅諚を賜はつて往つたのだから。』」
と言つてゐたのは、這般の消息を語るものである。
また伯が晚年に文字通り生命を賭して、ヨッフェを迎へ、又大病直後の身をもつて政治倫理化運動を始め、更に雪深き露都に使したのも、この深い感激を振返らずしては理解することはできない。

九、滿鐵より内閣へ

明治四十一年七月十四日をもつて、伯は永久に滿鐵を去つた。それはこの日、親任式を擧行せられたる第二次桂內閣の遞相として入閣したるがためである。
思へばながい人生の旅路であつた。草深き水澤の里を出で、笈一つ背負うて上京したる貧乏少年が、その崎嶇たる人生の山坂を登りドりして、遂に廟堂に立ち、天下の政務に鞅掌する身になつたのだ。
林茂香が語つてゐる。
「一日公の所で用事を爲し、夕刻となり晚食が出た。今日は日本酒があつたからとて膳の上に一本添うた。公は例の通りに二三杯で鼻息をすう〳〵させ、早く飯を食うて食卓を離れソーフアの上に横になられた。余は令夫人と話しながら飲み且食ひ了つて公の側に行つたら、眠つて居られる。呼び起して色々話をした。之れは民政長官時代のことであつたが、話の序に余が「公も早く大臣にお爲りなさい、よい機會に大臣株を取つて置くがよいでは

ありませんか」と戯言半分、實は酒が云はせたのである。所が公が「ウン大臣もよからう……林イ貴様は百人一首の中に、澤山大臣の居るのを知つて居るだらう。あの大臣ども日本の爲めに何を遺して居るか。名許りの大臣ではないか。今の大臣様も多くは百人一首大臣だ。俺は國家社會の爲めに事業が遺したいのだ。大臣にならうなど、そんなことは念頭に無い」と言はれた。此の時曲がつて之れを評すれば、負け惜しみとも云はれもするが、公が終生野に在つても常に國事に盡瘁せられた事から思へば、余に云はれた此の時の言は眞に公の眞意を語られたのであつた。

それは正しい後藤新平の聲であつた。彼の期したるところは、單に大臣の空名ではなかつた。仕事であつた。創造であつた。

しかし彼の仕事は、文章でも、教育でも、產業でもなかつた。飽くまでも政治であつたのだ。政治は權力を離れて行ふことは不可能と謂はざるまでも、頗る困難だ。ゆゑに彼が政治權力の中心たる內閣に入るべきことは、彼の性格と天稟との論理的結末であつたのだ。

時に年五十二歲であつた。

彼はいま、新大臣として、何を爲すであらうか。又何故に彼は滿鐵を捨てて、第二流大臣と目されたる遞相の椅子に就きしや。それ等は、卷を改めて詳說するであらう。

伯は入閣とともに爲すべきことが一つあつた。それは滿鐵社員に對する訣別である。卽ち彼は、東京支社詰理事清野長太郎を大連に急派して、總裁社宅に重なる職員を集め、左の告辭を朗讀せしむるとともに、懇切にその內容を說

明せしめた。

恪ミテ南滿洲鐵道株式會社職員諸君ニ告ク。

予ノ敬愛スル社友諸君―予ハ從來南滿洲鐵道株式會社テフ一大家族ノ家長ヲ以テ自ラ任シ、長ク諸君ノ樂團ノ一員トシテ居ランコトヲ期セシニ、今回遞信大臣ニ任セラレ、此ニ諸君ニ對シテ別辭ヲ述フルノ止ムヲ得サルニ至リタル事情ハ、諸君ノ諒察セラレンコトヲ望ム所ナリ。曩ニ此風說ノ新聞紙上ニ見ハルルヤ、親愛ナル僚友ハ數々予ニ質スニ此事ノ眞否如何ヲ以テセラレ、予ハ當時全ク事實無根ニ屬スルカ故ニ、明白ニ其旨ヲ答ヘタリ。是レ固ヨリ自他ヲ欺ケル假言ニアラスシテ、當時ニ於ケル眞實ヲ語リタルモノナリ。然ルニ十一日桂侯爵カ內閣組織ノ大命ヲ拜セラレタル後、急カニ予ノ駑材亦召ヲ蒙ルニ至リタリ。此事ヤ臣子ノ分トシテ榮之ニ過クルナキモ、實ハ滿洲ニ於ケル重大ナル任務ヲ全フスル爲メニ之ヲ辭セントセリ。然カモ能ク輕重ヲ圖リ、就任ヲ決シ、國務大臣トシテ指導監督大局ノ成功ヲ期スヘキコトヲ慫慂セラレ、終ニ不肖自ラ揣ラスシテ拜任セル次第ナリ諸君カ會社ノ爲ニ盡サレツツアル勞ノ大ナルコトハ、予カ衷心ヨリ認メテ感謝スル所ナリ。其細事ニ渉リテハ、諸君ニ於テモ予ニ在リテモ、仍ホ不滿トスル點ナカラサルハ、今日ノ場合ニ於テ免ルヘカラサル所ナルヘシト雖モ、大體ニ於テハ何人カ經營ノ任ニ當ルモ、現在以上ノ成績ヲ見ルコトハ蓋シ難カルヘシト思フ。予ハ總會ノ席上ニ於テ公言セル如ク、縱令是非ノ批評カ社會ノ一隅ニアルモ毫モ介意セス、內ニ向ツテ豫定ノ進行ヲ促スト同時ニ、外ニ對シテ相當ノ成功ヲ誇テ憚ラサルモノナリ。

今會社ノ事業ハ僅ニ端緒ニ就ケルノミ。向後諸君ノ勞ニ待ツ所極メテ多シ。此時ニ當リテ予ノ去ルハ或ハ會社ノ

爲ニ利ナラストスルモ、幸ニ中村副總裁始メ理事各位ノ在ルアレハ、諸君ハ互ニ精勤ヲ勵ミ、予ノ在職ノ日ヨリモ一層其職ニ忠實ナランコトヲ切ニ望ム。諸君ノ心亦必ス此ニ存スヘキヲ確信シ、自ラ意ヲ强ウスル所ナリ。會社ニ於テモ此際ニ於ケル情意ノ疏通ニ重キヲ置キ、特ニ中村副總裁歸任ノ議アリシモ、病ノ爲ニ仍ホ三、四週日滯京安養ノ要アルヲ以テ、淸野理事代リテ本社ニ赴クコトトナリタレハ、諸君ハ同理事ヨリ親シク微意ノ在ルトコロヲ聽取セラルヘキモ、玆ニ其經過ノ大要ヲ錄シテ、暫ク別レヲ諸君ニ告クルニ至リタル事情ヲ報ス。予ハ諸君カ風土相異ノ地ニ在リテ、寒暑ノ苦ト鬪ヒ、職務ニ鞅掌セラレツツアルノ狀ヲ想像シテ、同情ニ堪ヘス。偏ニ國家ノ爲ニ諸君及諸君ノ家眷ノ健康ト繁昌トヲ祈ル。予カ感極リテ辭禮ヲ盡ササルヲ咎ムル勿レ。

かくして長かりし植民行政家時代は終つた。

舞臺は一轉して、國務大臣時代に入る。

昭和十二年七月十五日印刷
昭和十二年七月二十日發行

後藤新平 第二卷（非賣品）

不許複製

編著者 鶴見祐輔

東京市日比谷公園市政會館
後藤新平伯傳記編纂會代表者
發行者 田中清次郎

東京市神田區美土代町十六番地
印刷者 島連太郎

東京市神田區美土代町十六番地
印刷所 三秀舍

發行所 後藤新平伯傳記編纂會
東京・日比谷公園・市政會館